名古屋都市計画史 Ⅱ

（昭和 45 年～平成 12 年度）

下　巻

名古屋都市計画史編集実行委員会

凡　例

【対象期間】

1. 本都市計画史は、1970（昭和 45）年から 2000（平成 12）年度の約 30 年間を基本的な記述対象とした。
2. 「名古屋都市計画史」との継続性を考慮し、同書に記述がみられない内容の補足をはじめ、事象によっては 1970（昭和 45）年以前についても一部記述した。
3. 2000（平成 12）年度以降の内容については、対象期間とのかかわりから必要と考えられる内容については簡潔を旨として記述した。

【対象区域】

1. 対象区域は名古屋市域を基本とし、必要に応じて名古屋都市計画区域、名古屋都市圏等を参照した。

【年号表記】

1. “西暦（和暦）”表記を基本とした。ただし、図、表その他において西暦のみ、和暦のみとする場合や昭和、平成等をそれぞれ S、H 等と略記する場合がある。

【度量衡】

1. 度量衡については、メートル法を基本とし、尺貫法による場合は、換算値を用いた（併記）。また、単位については原則として単位記号を用いた（例：キロメートル➪km、ヘクタール➪ha）。

【人名敬称】

1. 人名は、敬称を省略した。ただし、記述内容上必要な箇所には、氏名に役職名等を併記した。

【法律名称の扱い】

1. 本都市計画史において、**「旧都市計画法」**とは、大正 8 年法律第 36 号をいい、**「新都市計画法」**とは、昭和 43 年法律第 100 号をいう。内容（文脈）からわかる場合、比較する必要がない場合、また特段の断りのない場合において、昭和 43 年法律第 100 号を**「都市計画法」**と表記した。
2. 次の法律については、本都市計画史においては、**略称**で表記した。

「大都市地域における住宅地等の供給の促進に関する特別措置法」（昭和 50 年法律第 67 号）（「大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法」（平成 2 年法律第 62 号において名称が変更された）　（略称）**「大都市法」**

「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」（平成 11 年法律第 87 号）　（略称）**「地方分権一括法」**

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成 23 年法律第 37 号）　（略称）**「第 1 次一括法」**

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成 23 年法律第 105 号）　（略称）**「第 2 次一括法」**

【引用と参照】

1. 文献等からの引用文については「 」で明示したうえで、**直近に算用数字を振り**、脚注としてその出典元（文献名、URL など）を示した。
2. **参照した文献**、**資料等**についても同様に、適当と考えられる箇所に**算用数字**を振り、脚注として必要な書誌情報等を示した。
3. 図表の引用については、図表下欄に細字で出典元を記述するかまたは脚注で示した。
4. 法令・規則、引用文等は努めて原典どおりとしたが、読みやすさ等を考慮して、現代仮名遣い、アラビア数字に補正したものがある。

【組織等の名称の扱い】

1. 本都市計画史においては、**組織・団体・地名等**においてその名称が変遷（改変）したものについては、その記述時代に即した組織・団体の名称を使用し、特段の断りを記載しないこととした。但し、内容（文脈）等から、断りの記載をした箇所もある。
2. 本都市計画史においては、各種団体の属性（法人格の記載）は略語で表記した。

【その他】

1. 本編（上巻・下巻）に掲載した各種図面は、参考図として示したものである。
2. 本史作成に当たり収集した資料を整理・編集したものとして「図集編」、「年表編」を作成し、本編（上巻・下巻）と併せて 4 冊により「名古屋都市計画史Ⅱ（昭和 45 年～平成 12 年度）」を構成した。

下巻目次

第５編　その他の施設計画

第１章　港湾・運河

第1節　港湾関連法制の経緯 …… 1
第2節　港湾関連の上位計画等 …… 6
第3節　名古屋港の計画 …… 14
第4節　名古屋港の整備 …… 38
第5節　運河の計画 …… 43
第6節　運河の整備等 …… 51
コラム　名古屋港管理組合の発足 …… 60
コラム　名古屋港における施設整備 …… 61

第２章　下水道

第1節　下水道関連法制の動向 …… 62
第2節　下水道関連の上位計画 …… 69
第3節　名古屋市の下水道計画 …… 81
第4節　名古屋公共下水道の都市計画 …… 86
第5節　名古屋公共下水道事業 …… 109
第6節　名古屋都市下水路の都市計画 …… 129
第7節　名古屋都市下水路事業 …… 139
コラム　下水道の歴史としくみ …… 144

第３章　その他の都市施設

第1節　都市施設の種類と記述の区分 …… 145
第2節　流通業務地区と流通業務団地 …… 146
第3節　卸売市場 …… 164
第4節　ごみ焼却場およびごみ処理場 …… 175
第5節　一団地の住宅施設 …… 185
第6節　一団地の官公庁施設 …… 196

第６編　市街地開発事業等

第１章　土地区画整理事業

第1節　土地区画整理事業関連法制・事業制度の経緯 …… 205
第2節　土地区画整理事業による名古屋市の市街地形成過程概観 …… 215
第3節　公共団体等施行土地区画整理事業の計画 …… 225
第4節　公共団体等施行土地区画整理事業の施行 …… 243
第5節　特定土地区画整理事業等の計画 …… 304
第6節　特定土地区画整理事業等の施行 …… 317
第7節　組合等施行土地区画整理事業 …… 329
コラム　戦災復興土地区画整理事業 …… 348
コラム　仮使用地、換地予定地、仮換地 …… 349

コラム　名古屋方式 …… 350

第２章　都市再開発

第1節　都市再開発の概念と分類 …… 351
第2節　都市再開発法制の動向 …… 357
第3節　高度利用地区と再開発地区計画 …… 381
第4節　都市再開発基本計画と都市再開発方針 …… 390
第5節　市街地再開発事業の計画 …… 403
第6節　不燃化・防災等に関する事業 …… 441
第7節　住環境整備に関する事業 …… 494
第8節　住宅供給に関する事業 …… 501
コラム　改良、改造、改善、再開発 …… 510
コラム　まちづくりと国際会議 …… 511

第３章　開発行為

第1節　開発行為制度制定経過と制度の概要 …… 512
第2節　名古屋市における開発行為 …… 525

第４章　地区総合整備

第1節　地区総合整備への取り組み …… 551
第2節　地区別の取り組み …… 563
第3節　地区総合整備が果たした役割 …… 628
コラム　「まちづくり」という用語 …… 637
コラム　金山南ビル …… 638

第７編　都市計画関連施策等

第１章　都市景観・屋外広告物

第1節　都市景観関連法制等の経緯 …… 639
第2節　名古屋市都市景観条例以前の都市景観施策 …… 650
第3節　名古屋市都市景観条例以後の都市景観施策 …… 664
第4節　屋外広告物法制の経緯 …… 704
第5節　名古屋市における屋外広告物 …… 713
コラム　名古屋市市政資料館 …… 721

第２章　環境影響評価

第1節　環境影響評価制度の経緯 …… 722
第2節　名古屋市における環境影響評価 …… 743

第３章　都市防災

第1節　防災関連法制の経緯等 …… 771
第2節　名古屋市の防災施策概観 …… 787
第3節　臨海部防災区域建築条例 …… 790

第4節　都市防災関係の計画 …… 800
第5節　都市防災関係の施策 …… 815

第４章　土地対策

第1節　総論　地価の動向等 …… 835
第2節　地価公示法 …… 842
第3節　公有地の拡大の推進に関する法律 …… 845
第4節　国土利用計画法 …… 855
第5節　土地基本法 …… 876
第6節　名古屋市における用地取得の概観および土地対策に係る組織 …… 878

第５章　町名・町界の整理と住居表示

第1節　町名・町界と住居表示関連法制の経緯 …… 883
第2節　名古屋市における町名・町界に関する方針 …… 901
第3節　町名・町界の整理と住居表示の実施 …… 905

名古屋都市センター

第1節　設立準備期 …… 921
第2節　始動期－金山南ビル移転まで …… 926
第3節　本格稼働期－金山南ビル移転以後 …… 929
コラム　加藤　晃 …… 933
コラム　西尾　武喜 …… 934

索引

…… 索引 1 ～索引 20

付

編集体制
編集・発行作業経緯
元都市計画史編集実行委員長 松尾稔先生を偲んで
あとがき

上巻の目次

第１編　総論

序章　都市計画法全面改正の背景及びその後の主要改正の経緯 …… 1

コラム　大塩洋一郎

第1章　上位計画・関連計画 …… 31

コラム　首都機能移転

コラム　工場・大学の郊外移転

第2章　都市計画区域 …… 62

コラム　都市計画の図書

第3章　都市計画制限 …… 74

コラム　許可・特許・認可・免許

第２編　土地利用計画

第1章　都市計画におけるマスタープラン …… 103

第2章　区域区分と整備・開発・保全の方針 …… 110

第3章　地域地区 …… 140

コラム　地域地区等の照会対応

コラム　総合設計制度

第4章　地区計画等 …… 254

第３編　交通計画・交通施設計画

第1章　交通計画 …… 307

コラム　行政の縦割りの功罪

第2章　道路 …… 372

コラム　ひとつの道路に複数の名称

コラム　「保留」と「留保」

第3章　駐車場・自動車ターミナル …… 513

第4章　鉄道・総合駅・駅前広場 …… 588

第４編　都市緑化

第1章　公園・緑地 …… 723

第2章　墓園 …… 816

第3章　都市緑化にかかる地域地区 …… 823

索引 …… 索引 1～索引 20

第５編
その他の施設計画

第１章　港湾・運河

第1節　港湾関連法制の経緯 …… 第5編第1章　－　1
第2節　港湾関連の上位計画等　－　6
第3節　名古屋港の計画　－ 14
第4節　名古屋港の整備　－ 38
第5節　運河の計画　－ 43
第6節　運河の整備等　－ 51
コラム　名古屋港管理組合の発足　－ 60
コラム　名古屋港における施設整備　－ 61

第２章　下水道

第1節　下水道関連法制の動向 …… 第5編第2章　－ 62
第2節　下水道関連の上位計画　－ 69
第3節　名古屋市の下水道計画　－ 81
第4節　名古屋公共下水道の都市計画　－ 86
第5節　名古屋公共下水道事業　－109
第6節　名古屋都市下水路の都市計画　－129
第7節　名古屋都市下水路事業　－139
コラム　下水道の歴史としくみ　－144

第３章　その他の都市施設

第1節　都市施設の種類と記述の区分 …… 第5編第3章　－145
第2節　流通業務地区と流通業務団地　－146
第3節　卸売市場　－164
第4節　ごみ焼却場およびごみ処理場　－175
第5節　一団地の住宅施設　－185
第6節　一団地の官公庁施設　－196

第1章　港湾・運河

第１節　港湾関連法制の経緯

1　港湾法の経緯 [1]

港湾の整備管理の根拠法は「港湾法」（昭和 25 年法律第 218 号）である。港湾法は、占領体制の下、一連の改革の中で、港湾の秩序ある整備と適正な運営に主眼を置き、航路の開発、保全を目的として1950（昭和 25）年 5 月 31 日に公布され、原則、即日施行された。港湾法以前について明治以降では、「河港道路修築規則」（明治 6 年 8 月 2 日大蔵省達番外）によって、国にとって重要な港湾は国が管理し、その他の港湾についても国の関与を定めるという、国を主体とした内容であった。

港湾法は、公布施行後 1970 年代を迎えるまでに、5 次にわたる本法改正を経ている。主要改正内容として、1951（昭和 26）年の第 1 次改正で特定重要港湾、港湾台帳、1954（昭和 29）年の第 3 次改正で入港料、港湾隣接地域などの制度が創設されている。

1970 年代以降の主要改正としては、1973（昭和 48）年 7 月 17 日法律第 54 号によるものがある。一部を除き即日施行された。改正内容の主な点は、1 章を新たに「港湾計画」に充てて充実させたほか、第 2 条の定義に「港湾環境整備施設等」を追加するとともに、国庫補助の対象にも加えることにより、港湾管理者が緑地・広場等を整備する途を開いたこと、また、臨港地区の分区の拡充（マリーナ港区、修景厚生港区）などである。

その後の主要改正としては、NTT 資金導入などを含む第 6 次改正（昭和 63 年 5 月 6 日法律第 30 号）があり、同改正法は即日施行された。

さらに、港湾審議会答申（1999（平成 11）年 12 月 17 日）を受けた第 7 次改正（平成 12 年 3 月 31 日法律第 33 号）においては、これまで補助率の特例として示されていた「特定重要港湾」の概念を新たに定義として追加するなどの改正が行われ、基本的な内容は翌日施行された。

21 世紀に入ってからは、国際コンテナ輸送にかかる強化を図るための改正などが行われている。

交通政策審議会答申（2002（平成 14）年 11 月 29 日）を受けて、指定特定重要港湾（スーパー中枢港湾）制度の導入などの内容を含む改正（平成 17 年 5 月 20 日法律第 45 号）が行われ、一部を除き同年 11 月 1 日に施行されている。

さらに「国際コンテナ戦略検討委員会報告書」（2010（平成 22）年 2 月）を受けた港湾法改正（平成 23 年 3 月 31 日法律第 9 号）においては、特定重要港湾および指定特定重要港湾（スーパー中枢港湾）制度に替えて、国際戦略港湾および国際拠点港湾制度を創設している。

名古屋港は港湾法制定時には重要港湾、1951（昭和 26）年の第 1 次改正施行以降 2010（平成 22）年度末までは特定重要港湾に位置づけられていた。2004（平成 16）年 7 月 23 日に伊勢湾としてスーパー中枢港湾に指定され、翌年 7 月 4 日に名古屋港として港湾法上の指定特定重要港湾に指定された。2011（平成 23）年度からは改正港湾法に基づき、国際拠点港湾に位置づけられている（**図 5.1.1**）。

[1] 小林照夫「日本の港の歴史」（交通研究協会　1999.11）
池田宗雄「港湾知識の ABC」（成山堂書店　1999.11）
日本港湾協会「新版　日本港湾史」（成山堂書店　2007.7）

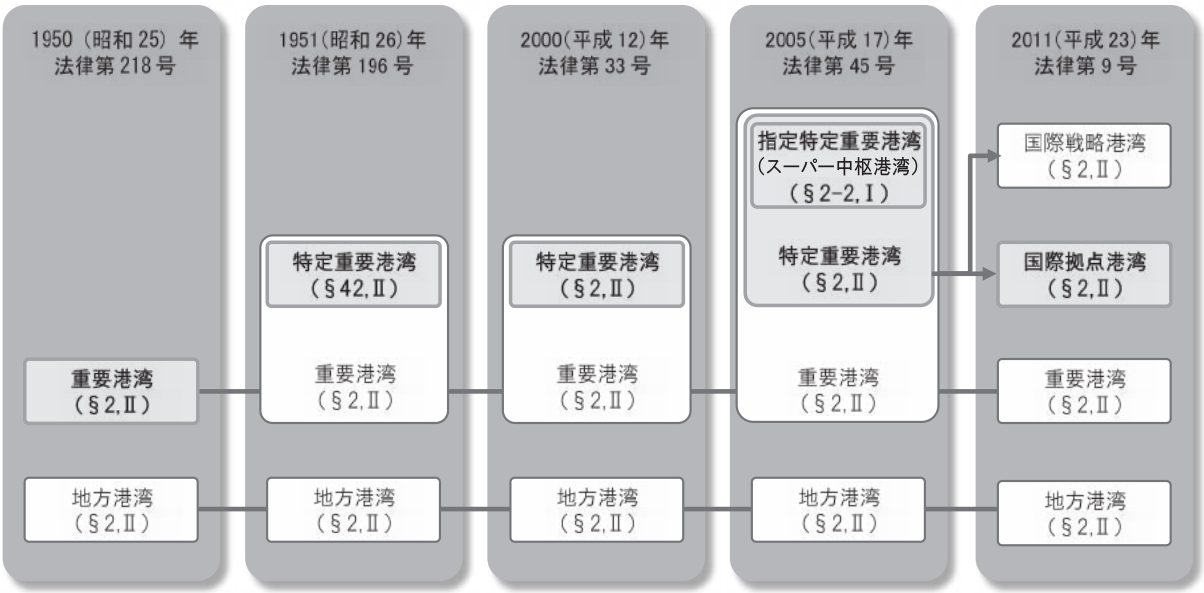

※ 太字網掛けは名古屋港の位置づけを表す。

図 5.1.1　港湾法における港湾の区分

2　港湾関連法の経緯

港湾に関連する法律は港湾法以外に「港則法」（昭和23年法律第174号）、「港湾運送事業法」（昭和26年法律第161号）、「港湾労働法」（昭和63年法律第40号）など数多く存在するが、ここでは主にハードな港湾整備に関わる内容の法律について簡潔に紹介するにとどめる。

（1）　港湾整備促進法（昭和28年8月5日法律第170号、即日施行）[2]

港湾整備促進法は、重要港湾以上の港湾（一部の地方港湾を含む）の港湾整備について、港湾管理者の資金調達に財政投融資資金を充当することなどにより、港湾施設整備促進を図るものである。

対象となる事業は荷さばき施設の建設や埋立による土地の造成などであり、特定港湾施設整備事業の名称の下で、国において「整備計画」を策定したうえで港湾管理者が執行する。主として本法を活用して臨海用地造成事業が展開された。

（2）　特定港湾施設整備特別措置法（昭和34年3月30日法律第67号、施行は同年4月1日）[3]

この法律は、輸出貿易の伸張および工業生産の拡大に対応して、重要な港湾施設を緊急に整備することにより、経済基盤の強化に資することを目的としている。

この法律により、物資別専門埠頭が整備され、埠頭利用者から建設費の一部を特別利用料として徴収する受益者負担制度が導入されている。

[2] 前掲1　日本港湾協会「新版　日本港湾史」（成山堂書店　2007.7　pp. 569-570）
[3] 前掲1　池田宗雄「港湾知識のABC」（成山堂書店　1999.11　pp. 164-165）

(3) 港湾整備緊急措置法(昭和 36 年 3 月 31 日法律第 24 号、施行は同年 4 月 1 日)[4]

1953(昭和 28)年の「道路整備費の財源等に関する臨時措置法」(昭和 28 年法律第 73 号、同法は1958(昭和 33)年には「道路整備緊急措置法」(昭和 33 年法律第 34 号)に改正改称)を皮切りとして、各社会資本整備については、特別会計を設置し五箇年計画を策定するなど同様の仕組みで整備促進を図ることが推進され、港湾についても 1961(昭和 36)年に港湾整備緊急措置法が公布施行され、体制が整えられた。

以降 9 次にわたる港湾整備五箇年計画(第 9 次については七箇年計画に変更)が策定され、計画投資、計画整備が行われた。

同法は、「社会資本整備重点計画法」(平成 15 年法律第 20 号)が 2003(平成 15)年 3 月 31 日に公布されて翌日施行されたことに伴い廃止され、以降社会資本一括の計画の一部門を構成することとなった。

(4) 港湾整備特別会計法(昭和 36 年 3 月 31 日法律第 25 号、施行は同年 4 月 1 日)

港湾整備特別会計法は、港湾整備事業についての特別会計を規定する法律で、港湾整備緊急措置法と同時に公布施行され、一体として機能した。歳入は一般会計等他会計からの受入れと直轄工事の地方負担分等であり、歳出は直轄および補助金による港湾整備事業である。

港湾整備計画が他の社会資本整備計画と統合され、根拠法である港湾整備緊急措置法が社会資本整備重点計画法に統合されたことなどを受けて、各社会資本整備に関する特別会計に関する法律も統合されることとなった。「特別会計に関する法律」(平成 19 年法律第 23 号)は、社会資本整備重点計画法よりも若干遅れて、2007(平成 19)年 3 月 31 日に公布され、翌日施行となった。同法により、特別会計は 17 本(後に「東日本大震災復興特別会計」が追加されて 18 本となった。)に集約され、旧港湾整備特別会計は社会資本整備事業特別会計のなかの一勘定を構成することとなった。

(5) 外貿埠頭公団法(昭和 42 年 8 月 1 日法律第 125 号、即日施行)[5]

外貿埠頭公団法は、海運造船合理化審議会答申(1966(昭和 41)年 9 月 12 日)を受けて、コンテナリゼーション推進のために 1967(昭和 42)年 8 月 1 日に公布され、即日施行された。従来の港湾法が地方管理と埠頭の公共使用を前提としていたのに対し、コンテナターミナルの専用使用と国の強力な関与を推進するために国の機関である公団を設置するものであった。同年 10 月に京浜外貿埠頭公団、阪神外貿埠頭公団が発足し、国・地方公共団体の出資のほか財投資金等を活用してコンテナ埠頭の整備管理にあたった。

翌年名古屋市は関係機関と共同で中京外貿埠頭公団設立を国等に要望したが、実現を見ることなく、名古屋港においては港湾法等の改正(昭和 45 年法律第 76 号)により特許会社方式を採用することとなった。1970(昭和 45)年 12 月 26 日、特許会社として名古屋コンテナ埠頭(株)(NCB)が設立された。特許会

[4] 前掲 1 日本港湾協会「新版 日本港湾史」(成山堂書店 2007.7 pp. 366-367, 396-397)

[5] 清野 馨「国際物流と港湾」(パールロード 2004.5 pp. 138-149)
名古屋港開港百年史編さん委員会「名古屋港開港 100 年史」(名古屋港管理組合 2008.3 pp. 188-191, 194-196, 274-275)

社の財源構成は、国からの無利子貸付け、財政投融資資金による特別転貸債、民間資金であり、名古屋港管理組合と民間船社の折半出資である。

同時期に名古屋都市高速道路の整備管理主体として、首都高速道路公団、阪神高速道路公団に次ぐ中京高速道路公団の設立を国に要望したものの容れられず、地方道路公社方式となったことと類似のケースである。(財源構成は酷似しているが、一方が特許会社方式による商法上の株式会社、他方は法定の地方公社という組織上の相違はある。)

両外貿埠頭公団は、港湾審議会答申(1980(昭和 55)年 12 月 16 日)を受け、「外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律」(昭和 56 年法律第 28 号)の施行に伴って解散し、それぞれ業務を承継する指定法人として財団法人が新規に設立または既存の財団法人が改組された。同法は「海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律」(平成 18 年法律第 38 号、施行の基本は同年 10 月 1 日)により、「特定外貿埠頭の管理運営に関する法律」に題名が改正され、指定法人は指定会社に改められた。これに基づき、各指定法人は 2008(平成 20)年から 2012(平成 24)年にかけて指定会社に改組ないし承継された。さらに港湾法等の改正(平成 23 年法律第 9 号、施行は同年 4 月 1 日)による国際戦略港湾にかかる港湾運営会社の指定に基づき、国土交通大臣より「特例港湾運営会社」の指定を受けている。

名古屋港においては名古屋コンテナ埠頭(株)(NCB)が存続する一方で、これらの指定法人化に遅れて、1993(平成 5)年 2 月 26 日に従来の(財)名古屋フェリー埠頭公社が(財)名古屋港埠頭公社に改組改称され、コンテナ埠頭整備の事業主体となる途を開いた。その後、同公社は公益法人制度改革および港湾運営の民営化の取り組みの一環として株式会社への移行手続きを進め、2012(平成 24)年 12 月 3 日に設立された名古屋港埠頭(株)に全財産および業務を引き継ぎ、同年 12 月 31 日をもって解散した。

上述の内容の概略を図示すると**図 5.1.2** のようになる。

図中、海造審は海運造船合理化審議会、港湾審は港湾審議会、交政審は交通政策審議会をいう。
また、外貿埠頭公団解散・承継法は外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律、特定外貿埠頭管理運営法は特定外貿埠頭の管理運営に関する法律をいう。

図 5.1.2　港湾関係法の系譜

第２節　港湾関連の上位計画等

1 運輸省の長期計画

港湾に関する長期計画は、港湾整備緊急措置法に基づく港湾整備五箇年計画より遅れ、1985（昭和60）年に最初の計画が策定されている。これは港湾整備五箇年計画を策定、執行していくなかで、こうした中期計画の指針となるビジョン等の必要性が認識されたためであり、国土計画との関係も含めてより長期の計画期間を有する長期計画が立案、策定された。

(1)「21 世紀への港湾」(1985（昭和 60）年 5 月）[6]

最初の長期計画「21 世紀への港湾」は、中曽根内閣の下で民活が標榜され、東京への一極集中が進む中、「第四次全国総合開発計画（以下「四全総」という）」(1987（昭和 62）年 6 月 30 日閣議決定）の策定作業途上の 1985（昭和 60）年 5 月に策定された。

「21 世紀への港湾」は、基本目標を、①総合的な港湾空間の創造、②港湾相互のネットワーキングの推進 におき、以上を達成するために「新たなパラダイムの形成」が必要であるとしている。

①については、「水際線の前後において、物流、産業、生活に係る機能が調和よく導入され、相互にその機能が連携し合い、全体として高度な機能を発揮する総合的な港湾空間が必要となる」としており、港湾にこれまでの「物流」、「産業」に加えて「生活」という側面の機能を導入して多角化を図った。

②については、「国土の均衡ある発展」の下、「国際港湾の機能の地方分散配置を進める必要がある」との視点に立つもので、「主として中小港湾同士あるいは中小港湾と大港湾が連携して、一定の海運需要のまとまりや高質な港湾サービスを群として提供することにより、中小港湾の活性化を図る工夫である」と考えられた。[7]

「21 世紀への港湾」に基づく具体的な施策展開としては、「第 7 次港湾整備五箇年計画」(1986（昭和 61）～1990（平成 2）年度）の策定、「港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に関する基本方針（以下「港湾基本方針」という）の改正（「港湾基本方針」は国の港湾行政の指針となるとともに「港湾計画」の上位計画となる（港湾法第 3 条の 2)ものである)、総合的な港湾空間を創造するために公共事業と民間事業を有機的に組み合わせる「ポートルネッサンス 21」制度の創設などがある。

(2)「豊かなウォーターフロントをめざして―「21 世紀への港湾」フォローアップ―」(1990（平成 2）年 4 月）[8]

「豊かなウォーターフロントをめざして」と題する「21 世紀への港湾」フォローアップは、「21 世紀への港湾」策定後 5 年を経過した 1990（平成 2）年 4 月に策定された。多極分散型国土形成をうたった「四全総」を受ける一方で、経済状況としてはバブルの階梯を駆け上がっているころであり、日米構造協議が終盤を迎え、430 兆円に及ぶ「公共投資基本計画」がまさに閣議了解されようとする時点であった。題名にあるウォ

[6] 運輸省港湾局「21 世紀への港湾整備のシナリオ」（大蔵省印刷局 1985.4）
梅山和成「21 世紀への港湾」（「月刊建設」 Vol. 30, No. 2 1986.2）
[7] 前掲 1 日本港湾協会「新版 日本港湾史」（成山堂書店 2007.7 pp. 318-319）
[8] 運輸省港湾局「豊かなウォーターフロントをめざして」（大蔵省印刷局 1990.9 pp. 4-6）

ーターフロント開発がもてはやされ、民活関連法の隆盛と相まってさまざまなプロジェクトが手がけられていた時期でもあった。

「豊かなウォーターフロントをめざして」にあっては、「21 世紀への港湾」について、その基本を継続することが適切であるとしつつ、内容的には、「総合的な港湾空間の質の向上」と「国土の均衡ある発展への貢献」を掲げ、「豊かなウォーターフロントを実現するための政策手段」を提示している。

「豊かなウォーターフロントをめざして」に基づいて、「第 8 次港湾整備五箇年計画」(1991(平成 3)～1995(平成 7)年度)が策定された。

(3) 「大交流時代を支える港湾」(1995(平成 7)年 6 月)[9]

「大交流時代を支える港湾」は、バブル崩壊後の経済の低迷期にあって、自民党・社会党・さきがけ 3 党連立の村山内閣の下で 1995(平成 7)年 6 月に策定された。勃興するアジア諸国の港湾が、日本の港湾を凌駕しつつあるところへ阪神・淡路大震災(1995(平成 7)年 1 月)による神戸港の被害がさらに追い打ちをかけるような状況の下で、「"国際ゲートウェイ"として日本港湾の国際競争力向上の重要性を強調する」内容となった。[10]

政策の柱として、①大交流を支える港湾ネットワークの形成、②活力を支え安心できる空間の創造 を掲げた。①においては「港湾整備の『並立型』から『重点型』への転換を明確」にした上で、「従来特定重要港湾という一つの分類であった国際港湾を細分化し、中枢国際港湾、中核国際港湾、地域国際流通港湾に分けて整備する」ことなどを提起している。[11] ②においては「親しみのあるウォーターフロント空間の新展開」や「地域活動を支える災害に強い港湾システムの形成」などを打ち出している。

「大交流時代を支える港湾」に基づいて、「第 9 次港湾整備五箇年計画」(1996(平成 8)～2000(平成 12)年度)(後に七箇年計画に修正変更された)が策定された。また、同じく「港湾基本方針」が 1996(平成 8)年に改正された。

(4) 「新世紀港湾ビジョン＜暮らしを海と世界に結ぶみなとビジョン＞」(2000(平成 12)年 12 月)[12]

「新世紀港湾ビジョン」は、新世紀を目前に控えた 2000(平成 12)年 12 月に策定された。「地方分権一括法」(平成 11 年法律第 87 号)が施行され、中央省庁再編によって港湾行政所管の運輸省が建設省と統合する直前に策定された。

グローバリゼーションの進展等の潮流を見すえたうえで、基本目標を「暮らしを海と世界に結ぶみなと」と定め、重点目標として、①広域的にネットワーク化されたみなとへの新生、②内外に開かれた地域と市民のみなとへの再生、③希望の持てる将来のみなとづくりの構想推進 を掲げた。

---

[9] 運輸省港湾局「大交流時代を支える港湾」(大蔵省印刷局 1995.10)
野田節男「大交流時代を支える港湾」(「土木学会誌」 Vol. 80, No.13 1995.12)
塩崎正孝「大交流時代を支える港湾」(「月刊建設」 1996.3)

[10] 前掲 1 日本港湾協会「新版 日本港湾史」(成山堂書店 2007.7 pp. 324-326)

[11] 入谷貴夫「現代日本経済と港湾」(成山堂書店 2001.4 pp. 35-36)

[12] 国土交通省港湾局「暮らしを海と世界に結ぶみなとビジョン」(財務省印刷局 2001.3)
港湾局開発課「『新世紀港湾ビジョン』について」(「トランスポート」 Vol. 51, No. 3 2001.3)

取り組み方針を、「国と地域のパートナーシップによるみなとづくり」とし、より具体的に「新世紀初頭を目指した港湾新生の道筋」として、①ネットワーク化されたみなとに向けた港湾物流体系の再構築、②地域と市民のみなとに向けた港湾空間の再編成・創造、③ビジョンの実現に向けた計画・事業・管理等システムの再構築 を掲げた。さらに「より長期的なスパンで、技術の進歩をベースとする新しい港湾の姿を俯瞰し、その実現方策」を整理した。

2 港湾基本方針 [13]

港湾基本方針は、1973(昭和 48)年の港湾法改正(第 3 条の 2 追加)によって創設されたもので、国の港湾行政の指針となるとともに港湾管理者の策定する「港湾計画」の上位計画となるものである。

港湾基本方針は、1974(昭和 49)年 7 月に定められた後、先述の港湾の長期計画策定、港湾法改正、交通政策審議会答申などを契機として改正されてきた(**表 5.1.1**)。

(1) 1973(昭和 48)年港湾法改正による最初の港湾基本方針(**表 5.1.1** No.1)

最初の港湾基本方針は、1974(昭和 49)年 7 月 13 日に告示され(運輸省告示第 278 号)、同方針は改正港湾法当該条項施行と同日の 16 日に施行された。

内容は簡素に徹し、改正法条項と同様の 3 章構成(「Ⅰ港湾の開発、利用及び保全の方向に関する事項」、「Ⅱ港湾の配置、機能及び能力に関する事項」、「Ⅲ開発保全航路の配置その他開発に関する事項」)である。

(2) 第 1 次港湾基本方針改正(**表 5.1.1** No.2)

最初の港湾基本方針改正は、長期計画「21 世紀への港湾」(1985(昭和 60)年策定)に伴い、1987(昭和 62)年 12 月 21 日に告示された(運輸省告示第 655 号)。

内容は 3 章構成を踏襲し、「21 世紀への港湾」を反映して「国民生活の充実への寄与」、「総合的な港湾空間の創造」を掲げるほか、外国貿易機能については伊勢湾を含む「三大湾内諸港等の整備を図る」としている。

(3) 第 2 次港湾基本方針改正(**表 5.1.1** No.3)

第 2 次港湾基本方針改正は、長期計画「大交流時代を支える港湾」(1995(平成 7)年策定)に伴い、1996(平成 8)年 11 月 6 日に告示された(運輸省告示第 631 号)。

内容は3章構成を踏襲しつつ大幅に充実させた。「大交流時代を支える港湾」を反映して、国際港湾を中枢国際港湾、中核国際港湾、地域国際流通港湾に区分し、中枢国際港湾については三大湾と北部九州に配置するとしている。また、後に1章を構成することとなる「良好な港湾環境の形成」についても1節として記載されている。

[13] 前掲 1 日本港湾協会「新版 日本港湾史」(成山堂書店 2007.7 pp. 100-102)

表 5.1.1 港湾基本方針の変遷

No.	告示		内容	契機
	年月日	番号		
1	1974(S49) 7.13	U278	最初の港湾基本方針 3章構成 Ⅰ港湾の開発、利用及び保全の方向に関する事項 Ⅱ港湾の配置、機能及び能力に関する事項 Ⅲ開発保全航路の配置その他開発に関する事項	1973(昭和48)年港湾法改正に伴う港湾基本方針制度創設
2	1987(S62) 12.21	U655	3章構成(上記を踏襲) 総合的港湾空間の形成 外国貿易機能の配置論の具体化(東京湾、伊勢湾、大阪湾)	1985(昭和60)年港湾長期計画「21世紀への港湾」策定に伴う改正
3	1996(H 8) 11. 6	U631	3章構成(上記を踏襲) 国際海上ネットワーク機能の強化(中枢・中核国際港湾)	1995(平成7)年港湾長期計画「大交流時代を支える港湾」策定に伴う改正
4	2000(H12) 12.26	U400	5章構成(以下のように変更) Ⅰ今後の港湾の進むべき方向 Ⅱ港湾機能の拠点的な配置と能力の強化 Ⅲ海上交通の安全性、効率性を支える開発保全航路 Ⅳ良好な港湾環境の形成 Ⅴ港湾相互間の連携の確保 中枢・中核国際港湾、その他の国際港湾等のコンテナ貨物量等の見通しを明示	2000(平成12)年港湾法改正に伴う港湾基本方針改正
5	2004(H16) 10.14	K1309	5章構成 コンテナ貨物量等の見通しを平成22年度目標から平成27年度目標に修正 スーパー中枢港湾、保安対策及び静脈物流等新規施策を追加	2002(平成14)年交通政策審議会答申に基づく港湾基本方針改正
6	2008(H20) 12.24	K1505	5章構成(「Ⅳ良好な港湾・海洋環境の形成及び循環型社会への対応」に変更) 臨海部物流拠点、基幹的広域防災拠点の整備、地球温暖化防止対策、港湾の施設の技術上の基準の性能規定化等の新規施策を追加	2005(平成17)年・2008(平成20)年交通政策審議会答申に基づく港湾基本方針改正
7	2011(H23) 9. 9	K941	6章構成(「Ⅵ港湾の効率的な運営」を追加) 国際コンテナ戦略港湾選定・国際バルク戦略港湾選定等の港湾行政をとりまく情勢の変化、東日本大震災を踏まえた津波防災対策の充実などを反映	2011(平成23)年港湾法改正及び交通政策審議会港湾分科会防災部会中間とりまとめに基づく港湾基本方針改正

告示番号のUは運輸省告示、Kは国土交通省告示を表す

(4) 第 3 次港湾基本方針(**表 5.1.1** No.4)

第 3 次港湾基本方針改正は、2000(平成 12)年港湾法改正に伴う抜本改正として一層の充実が図られ、2000(平成 12)年 12 月 26 日に告示された(運輸省告示第 400 号)。

港湾法改正に伴い、新たに、「良好な港湾環境の形成」および「港湾相互間の連携の確保」の 2 章が追加され 5 章構成となるとともに章名が変更された(**図 5.1.3**)。

内容としては、中枢国際港湾、中核国際港湾の概念が維持されるとともに、将来の港湾取扱貨物量の見通しが明示された。

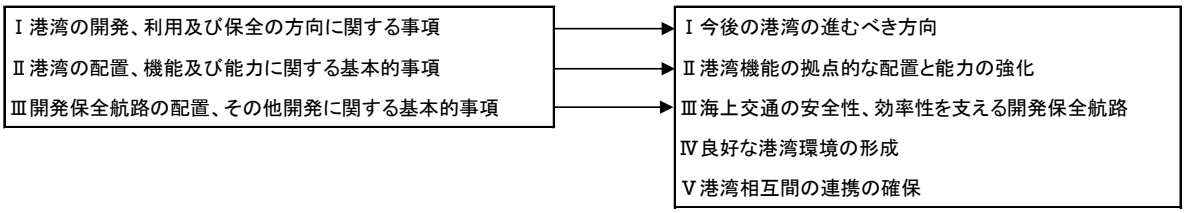

図 5.1.3 港湾基本方針の章構成変更

その後、2002(平成 14)年の交通政策審議会答申を受けて、2004(平成 16)年に基本方針が改正され、さらに 2005(平成 17)年、2008(平成 20)年の交通政策審議会答申を受けて、2008(平成 20)年に基本方針が改正されている。

2011(平成 23)年の港湾法改正等を受けて、2011(平成 23)年にも基本方針が改正されている(**表 5.1.1** No.5～7)。

3 伊勢湾港湾計画の基本構想

東京湾、大阪湾、伊勢湾の 3 大湾においては、「湾内の港湾を一つの広域港湾として捉えた、湾の総合利用計画が求められていた」ため、各湾の港湾開発の方向づけを行うべく、所管港湾建設局が中心となって順次基本構想を策定し、港湾審議会に報告した。各湾の基本構想は湾内各港湾の港湾計画に指針として機能することが期待された。[14]

最初の「伊勢湾港湾計画の基本構想」は、1970(昭和 45)年 5 月に策定され、1992(平成 4)年 3 月に改訂されている。

(1) 伊勢湾港湾計画の基本構想(運輸省)[15]

最初の「伊勢湾港湾計画の基本構想」は、運輸省港湾局第五港湾建設局(以下「五港建」という)によって策定され、名古屋港港湾計画改訂を審議する港湾審議会計画部会が 1970(昭和 45)年 5 月 25 日に開催された際に、当該審議に先立って報告された。この「伊勢湾港湾計画の基本構想」の策定時期は高度経済成長が減速しかけたころで、公害が大きな社会問題として取り上げられ、都市計画においても法制が一新された時期にあたる。

目標年次を 1980(昭和 55)年とし、主な柱として「伊勢湾港湾計画の基本構想」、「伊勢湾各港の整備計画」をたてている。

(2) 改訂 伊勢湾港湾計画の基本構想(運輸省)[16]

最初の「伊勢湾港湾計画の基本構想」が策定されてから、社会経済情勢の変化に応じて五港建や「伊勢湾港湾連絡協議会」によって次のような構想・ビジョンが策定、公表された。なお、「伊勢湾港湾連絡協

[14] 前掲 1 日本港湾協会「新版 日本港湾史」(p. 183 成山堂書店 2007.7)
[15] 運輸省港湾局第五港湾建設局「伊勢湾港湾計画の基本構想」(運輸省港湾局第五港湾建設局 1970.5)
[16] 運輸省港湾局第五港湾建設局「伊勢湾港湾計画の基本構想」(運輸省港湾局第五港湾建設局 1992.3)

議会」は五港建と伊勢湾に係る各港湾管理者から構成され、1982（昭和 57）年に設置された。

① 東海地方における港湾整備の長期構想（1979（昭和 54）年：五港建）

② 21 世紀の伊勢湾ビジョン（1984（昭和 59）年：伊勢湾港湾連絡協議会）

③ 東海地方における長期港湾整備の方向（1985（昭和 60）年：五港建）

④ 21 世紀の豊かな伊勢湾を目指して（1990（平成 2）年：伊勢湾港湾連絡協議会）

「伊勢湾港湾計画の基本構想」の改訂は、五港建によって④を基にしてまとめられ、港湾審議会計画部会が、1992（平成 4）年 3 月に開催された際に報告された。[17] この改訂はバブル経済が反転していく過程に行われている。またこの改訂時期は、愛知県が 1988（昭和 63）年に国際博覧会誘致を表明してからその誘致活動が具体化していく中で、名古屋港に関係の深い伊勢湾岸道路が順次都市計画決定され、事業着手されていく時期でもあった。

内容としては、目標年次を 21 世紀初頭におき、「基本目標」、「主要施策」、「主要施策の地域的展開」を主な柱としている。

2002（平成 14）年には、中部地域港湾連携推進協議会により「中部地域みなとビジョン」が策定されている。

4 港湾整備五箇年計画

港湾整備緊急措置法に基づく港湾整備五箇年計画は、1961（昭和 36）年度を初年度とする第 1 次計画から 1996（平成 8）年度を初年度とする第 9 次計画まで策定された。港湾整備五箇年計画は、他の社会資本関係五箇年計画と同様に計画期間中の事業内容と投資規模を見積もり、各年の予算に反映させて計画整備、調整する役割を担っていた（**表 5.1.2**）。

第 9 次計画が七箇年計画に計画期間延長された後、社会資本整備重点計画法施行に伴い、2003（平成 15）年度を初年度とする社会資本整備重点計画（計画期間は 5 年間）が成立し（閣議決定は 2003（平成 15）年 10 月 10 日）、港湾整備に係る内容はその中の 1 事業分野を構成するかたちとなった。社会資本整備重点計画は計画期間満了に伴い逐次改訂され、2015（平成 27）年度を初年度とする第 4 次計画が 2015（平成 27）年 9 月 18 日に閣議決定されている。

各次五箇年計画の改訂時期を見ると、第 1 次から第 3 次に至る計画では、高い経済成長率による速い経済発展に合わせるようなかたちで計画期間の途中で改定されているが、第 4 次以降の計画は、経済成長の鈍化を反映していずれも計画期間満了後に改定されている。

各次五箇年計画の「整備の目標」の変遷を見ると、第 4 次計画で「公害防止事業の推進」が新たに加わり、第 5 次計画ではさらに「環境整備」が加わっている。第 6 次計画は「防災の推進」などが追加されている。第 7 次計画は、長期構想「21 世紀への港湾」策定後、同構想を背景として策定され、「物流の高度化」、「空間利用の高度化」、「資源の安定供給」などに加え、「豊かな生活空間の形成」が掲げられた。第 8 次計画は、長期構想「21 世紀への港湾」のフォローアップ作業「豊かなウォーターフロントをめざして」を

[17] 前掲 1 日本港湾協会「新版 日本港湾史」（成山堂書店 2007.7 p. 186）

受けて策定され、策定時期はバブルの転換点に重なった。整備の目標中には「新たな利用可能空間を創出するための港湾の整備」という表現が加わっている。第 9 次計画は、長期構想「大交流時代を支える港湾」の下に策定された。近隣諸国の港湾に伍して日本港湾の国際競争力向上を目指すため、「国際海運ネットワークにおける拠点形成」を掲げるほか、策定前年に発生した阪神・淡路大震災を受けて、「災害に強い港湾システムの構築」が整備の目標に加わっている。

港湾整備事業費の推移を見ると、第 1 次計画から第 6 次計画まで一貫して増加しているが、第 7 次計画では財政再建のために公共事業が抑制されて初めて減少に転じた。しかし、第 8 次計画および第 9 次計画では公共投資基本計画により再び増加となっている。[18]

表 5.1.2 港湾整備五箇年計画の変遷 [19]

区分		第1次	第2次	第3次	第4次	第5次	第6次	第7次	第8次	第9次
閣議	了解	1961年1月23日	1965年1月22日	1968年3月22日	1971年2月5日	1976年3月12日	1981年3月13日	1986年2月25日	1991年3月1日	1996年3月5日
	決定	1962年2月13日	1965年8月27日	1969年3月25日	1972年3月17日	1976年10月1日	1981年11月27日	1986年11月28日	1991年11月29日	1996年12月13日 (1997年12月12日)
計画期間		1961～65年度	1965～69年度	1968～72年度	1971～75年度	1976～80年度	1981～85年度	1986～90年度	1991～95年度	1996～2002年度
投資規模（億円）	港湾整備事業	2,330	4,850	8,000	15,500	22,800	30,200	25,500	35,900	43,100
	うち調整項目	250	550	1,150	1,650	2,300	2,300	－	－	－
	災害関連事業・地方単独事業	地方単独事業等 170	650	1,200	2,400	3,400	5,500	4,800	5,400	6,800
	港湾機能施設整備事業等		1,000	1,100	2,100	2,800	4,600	5,800	9,400	14,000
	予備費	－	－	－	1,000	2,000	－	－	－	－
	調整費	－	－	－	－	－	2,300	7,900	6,300	11,000
	計	2,500	6,500	10,300	21,000	31,000	42,600	44,000	57,000	74,900
実施期間		1961～64年度	1965～67年度	1968～70年度	1971～75年度	1976～80年度	1981～85年度	1986～90年度	1991～95年度	96～2002年度
達成率		計画期間の途中で改定	計画期間の途中で改定	計画期間の途中で改定	79.20%	77.90%	67.60%	85.70%	95.00%	94.8% (H14度補正迄)

以上のような国における港湾関係の諸計画の変遷と名古屋港関係の諸計画の変遷をあわせて**図 5.1.4** に示す。名古屋港関係の変遷については第3節において詳述する。

[18] 前掲 11 入谷貴夫「現代日本経済と港湾」(成山堂書店 2001.4 pp. 26-30)

[19] 社会資本整備重点計画「港湾における取組み 戦後の経済成長と港湾整備五箇年計画」(国土交通省) http://www.mlit.go.jp/kowan/topics/syakaisihon/3.pdf(2015/08/21 閲覧)

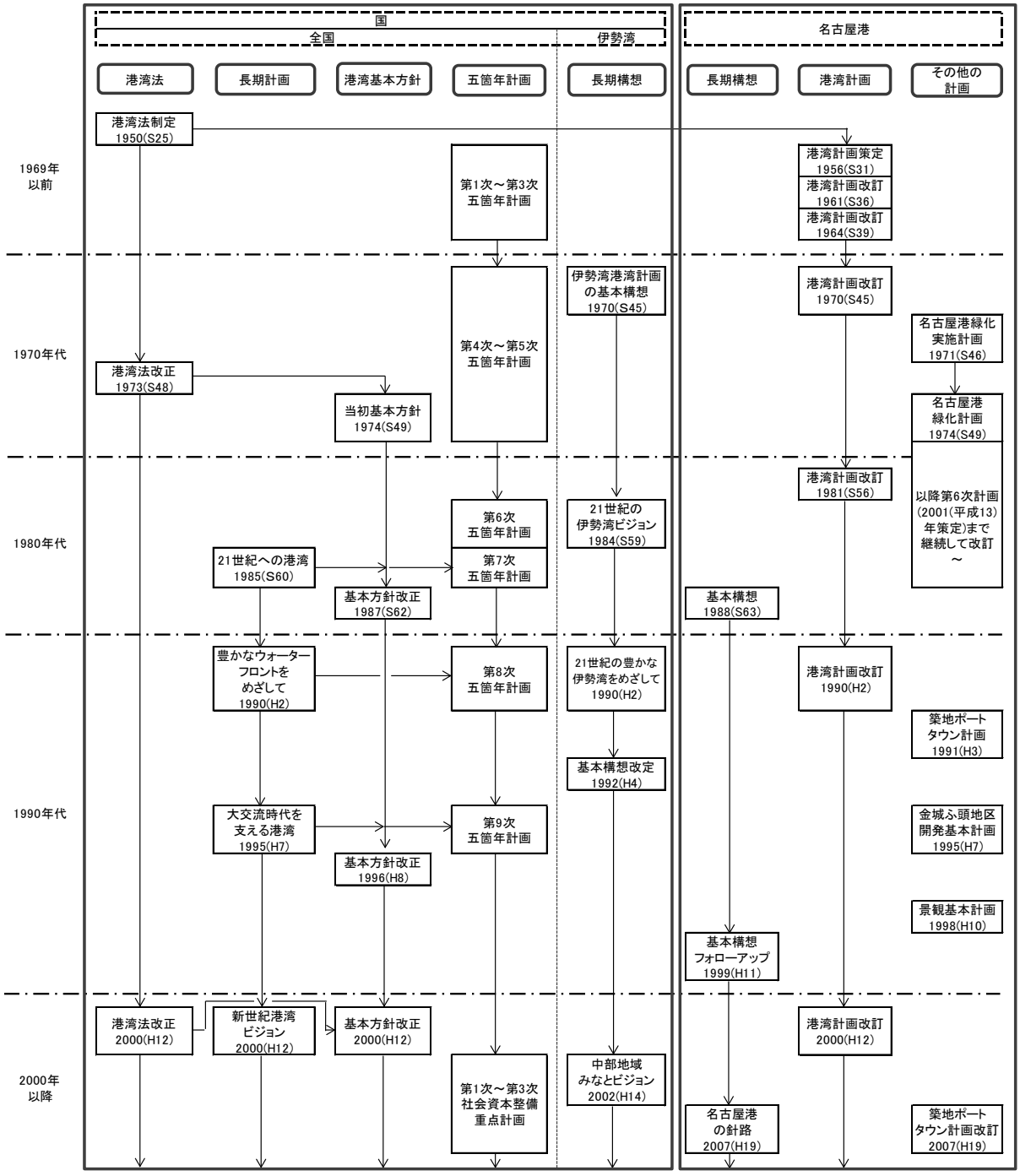

図 5.1.4　港湾関連諸計画の変遷

第３節　名古屋港の計画

1 名古屋港基本構想

最初の名古屋港基本構想は、「名古屋港が進むべき方向や、果たすべき役割を超長期的視点に立って明らかにするもの」として、「世界に開く日本のゲートウェイ」という将来目標を掲げて、1988（昭和 63）年 10 月に策定された。[20] 主として名古屋港港湾計画等諸計画の策定（改訂）の指針の役割を果たすという位置づけであった。その後、ほぼ 10 年が経過した 1999（平成 11）年 3 月に社会経済状況の大きな変化に対応してフォローアップが行われ、さらに 2007（平成 19）年 3 月に全面的な見直しが図られ、新たに「きらめき愛される港」という将来目標を掲げた長期構想が策定された。これらの概要を比較すると**表 5.1.3** のようになる。

表 5.1.3 名古屋港基本構想・長期構想の比較

<table>
<tr><th>項　目</th><th colspan="2">名古屋港基本構想
世界に開く日本のゲートウェイ</th><th colspan="2">名古屋港基本構想フォローアップ
名古屋港―世界に開く
日本のゲートウェイ</th><th colspan="2">長期構想「名古屋港の針路」</th></tr>
<tr><td>策定年月</td><td colspan="2">1988(S63)年10月</td><td colspan="2">1999(平成11)年 3月</td><td colspan="2">2007(平成19)年 3月</td></tr>
<tr><td>目標年次</td><td colspan="2">おおむね30年先
(2018(平成30)年ころ)</td><td colspan="2">おおむね20年先
(2020(平成32)年ころ)</td><td colspan="2">おおむね20年先
(2027(平成39)年ころ)</td></tr>
<tr><td>上位計画等</td><td colspan="2">四全総
21世紀への港湾</td><td colspan="2">国土のグランドデザイン</td><td colspan="2">―</td></tr>
<tr><td>構想の性格</td><td colspan="4">主として港湾計画等港湾管理者の策定・改訂する計画の指針</td><td colspan="2">名古屋港管理組合の
施策体系の指針</td></tr>
<tr><td>将来目標</td><td colspan="4">世界に開く日本のゲートウェイ</td><td colspan="2">きらめき　愛される港</td></tr>
<tr><td>基本理念
又は
分野別将来
イメージ</td><td colspan="4">1 国際貿易・物流機能の高度化の進展
2 世界的な産業技術中枢圏域・名古屋圏の発展への対応
3 ウォーターフロントアメニティ空間の創造</td><td colspan="2">1 グローバルロジスティクスの港
2 ものづくりの港
3 夢のふくらむ港
4 環境にやさしい港
5 安全な港</td></tr>
<tr><td rowspan="9">基本方針と
プロジェクト
構想</td><td>〈基本方針〉</td><td>〈プロジェクト構想〉</td><td rowspan="9">基
本
目
標</td><td colspan="2">国際・国内海上輸送機能の強化</td></tr>
<tr><td rowspan="2">総合貿易・物流拠点の形成</td><td>高次複合物流拠点構想</td><td colspan="2">ロジスティクスハブ機能の強化</td></tr>
<tr><td>世界貿易・みなと情報拠点構想</td><td colspan="2">産業の高度化・新展開・創出</td></tr>
<tr><td>高度技術・情報・生産拠点の育成</td><td>スペーステクノロジー―パーク構想</td><td colspan="2" rowspan="2">うるおいと魅力のある港湾空間
の形成</td></tr>
<tr><td rowspan="2">生活・文化・アメニティ機能の充実</td><td>水際総合居住拠点構想</td></tr>
<tr><td>ウォーターフロント・プロムナード構想</td><td colspan="2">良好な港湾環境の形成</td></tr>
<tr><td>交通ネットワークの強化</td><td rowspan="2">（基盤整備の推進）</td><td colspan="2" rowspan="2">安全性・信頼性・危機管理の
向上</td></tr>
<tr><td>安全な港づくりの推進</td></tr>
</table>

(1)「世界に開く日本のゲートウェイ ―名古屋港基本構想―」

名古屋港基本構想は目標年次をおおむね 30 年先に設定しており、概要は**表 5.1.3** に示すとおりである。策定時期は、地価高騰の趨勢下にあって、国において「四全総」や「21 世紀への港湾」が策定された後のことであった。

表 5.1.3 にあるように、五つの基本方針を掲げ、それぞれの方針に対応するプロジェクト構想を示している。基本方針に基づいて、空間利用のゾーニング計画を次のように配置することとしている。

[20] 名古屋港管理組合「世界に開く日本のゲートウェイ―名古屋港基本構想」（名古屋港管理組合　1988.10　p. 2）

総合物流ゾーン	西3区（現弥富ふ頭、以下同様）、西4区（現飛島ふ頭、以下同様）、金城ふ頭の一部、稲永ふ頭など
国際交流・中枢管理ゾーン	主に金城ふ頭
高度生産・研究開発ゾーン	南1～4 区（現在は順に、新宝ふ頭、東海元浜ふ頭、北浜ふ頭、南浜ふ頭）など
生活・文化・レクリエーションゾーン	ガーデンふ頭、西 5 区（現鍋田ふ頭、以下同様）の一部、南 5 区の一部など

以上のゾーニング計画に従い、各種プロジェクトを**図 5.1.5** のように配置している。

(2) 名古屋港基本構想フォローアップ

「名古屋港基本構想」策定後、地価、景気は大きく反転し長い経済停滞時期に入った。第 5 次の全国総合開発計画である「21 世紀の国土のグランドデザイン」が策定（1998（平成 10）年 3 月 31 日）された翌年の 1999（平成 11）年 3 月に、「21 世紀の港湾として新たな潮流・動向に対応するため、名古屋港基本構想のフォローアップ」を行った。[21]

フォローアップという性格上、元の「名古屋港基本構想」を基本的には継承しつつ各種の上位計画との整合や環境面での対応の充実が図られた。目標年次はおおむね 20 年先の 2020 年とされ、「名古屋港基本構想」がおおむね 30 年先としていた時点とほぼ同じ時点としている。

基本理念、将来目標、基本方針、空間利用のゾーニング計画、プロジェクト構想の大枠については基本的に踏襲されている一方で、時代背景の変化に伴いプロジェクト構想中の「テレポート」が「ネットワーク構築」に修正されているほか、基盤整備の内容においても「西知多道路、知多横断道路等の地域高規格道路の整備」、「鍋田ふ頭進入道路の整備」が加えられるなど、若干の修正が施されている。

構想を推進していくにあたっての留意点についてもおおむね踏襲されているが、新たに「環境への配慮」が付け加えられた。

「名古屋港基本構想」は、開港百周年の 2007（平成 19）年 3 月に「長期構想『名古屋港の針路』 ーきらめき愛される港ー」[22] として改訂された。全面的な見直しであり、構成、性格、表現などが一新されている。

[21] 名古屋港管理組合「名古屋港 ー 世界に開く日本のゲートウェイー名古屋港基本構想フォローアップー」（名古屋港管理組合 1999.3）

[22] 名古屋港管理組合「長期構想「名古屋港の針路」－きらめき愛される港－」（名古屋港管理組合 2007.3）

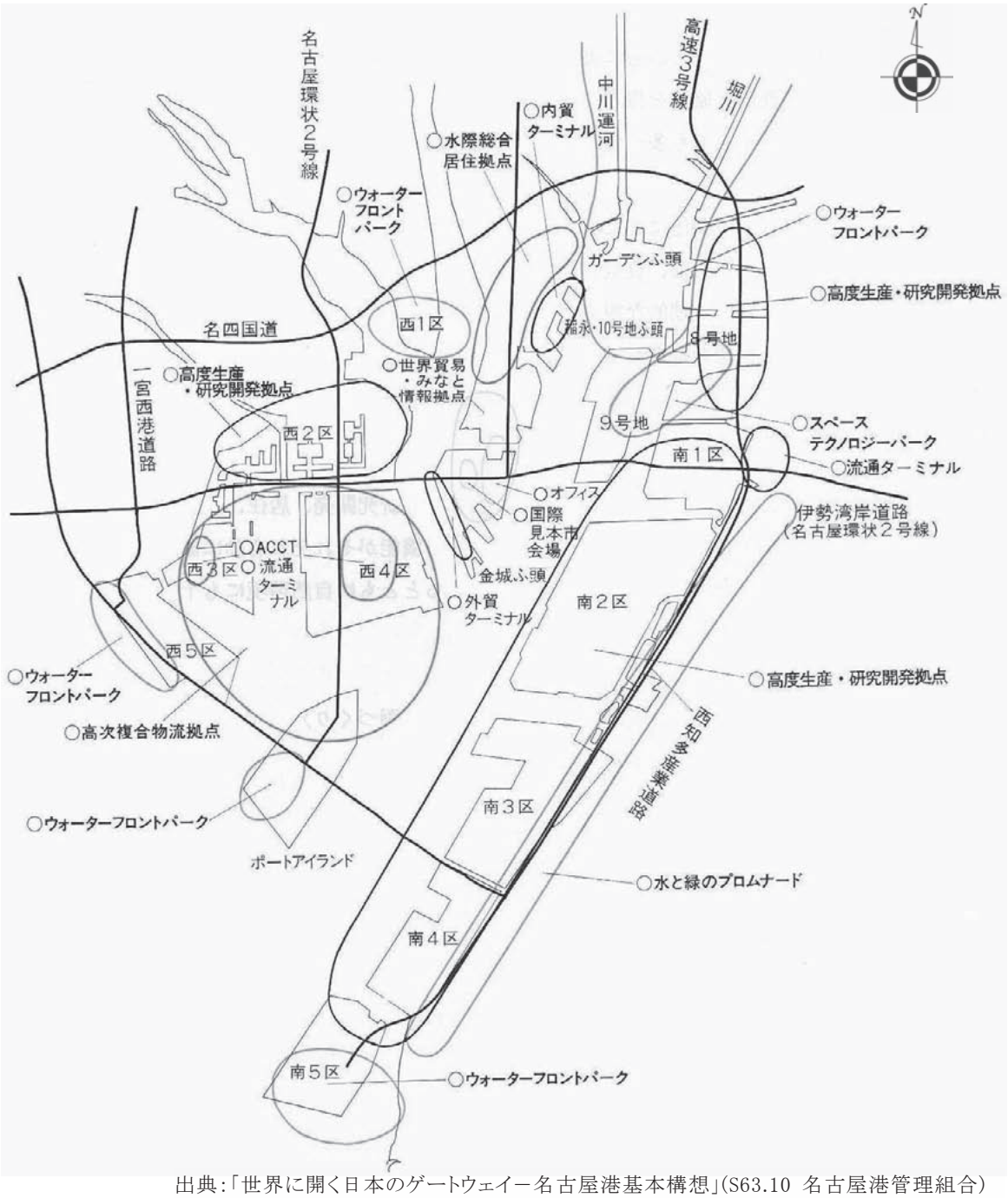

出典:「世界に開く日本のゲートウェイー名古屋港基本構想」(S63.10 名古屋港管理組合)

図 5.1.5　プロジェクト配置構想

2　名古屋港港湾計画

(1)　港湾計画の意義等

港湾法に基づく港湾計画は、「港湾の開発、利用及び保全等の方針及び目標年次における港湾の能力とそれに対応する港湾施設の規模と配置、港湾の環境の整備と保全等、その他基本的な事項を定め

た港湾整備のマスタープラン」[23] であり、重要港湾以上の港湾の港湾管理者には策定義務が課されている。

港湾計画は、先述の国の定める港湾基本方針に適合しなければならない。

重要港湾以上の港湾の港湾管理者が定める港湾計画は、地方港湾審議会の議を経たうえで、省令で定める軽易な変更を除き、運輸大臣（現国土交通大臣）に送付し、港湾審議会（現交通政策審議会）の議を経て、港湾基本方針等に適合している旨の通知を受ける必要がある。

以上が港湾計画の概要であるが、1950（昭和 25）年の港湾法当初制定時には、運輸大臣が重要港湾の港湾管理者に対して港湾計画の提出を求めることができるという規定であった。それが 1973（昭和 48）年の港湾法改正により、現行規定に近い内容に改正された。すなわち、港湾計画の上位計画として国が港湾基本方針を規定するとともに、重要港湾の港湾管理者には港湾計画の策定が義務づけられた。また、地方港湾審議会、港湾審議会の審議、省令に基づく港湾計画の概要の公示などの策定手続きが規定された。

「都市計画法」（昭和 43 年法律第 100 号）は、都市計画決定手続きについて当初は国の認可・承認を前提としながらも次第に地方委譲を進めたのに対し、港湾法における港湾計画策定手続きは、国の関与を存続させている。審議会についても都市計画決定手続きの場合は都道府県地方審議会に委ねたのに対し、港湾法においては国の港湾審議会の意見聴取を存置している。

（2） 名古屋港港湾計画の経緯

最初の名古屋港港湾計画は、1965（昭和 40）年を目標年次として、9 号地（現潮見ふ頭）拡張、13 号地（のちの港湾計画変更により 11 号地、現空見ふ頭）、南 1 区（現新宝ふ頭、以下同様）、南 2 区（現東海元浜ふ頭、以下同様）等の造成などを主な内容とするもので、1956（昭和 31）年 1 月 20 日に公告された。

1961（昭和 36）年 4 月 21 日には、13 号地（現金城ふ頭）、南 3 区（現北浜ふ頭、以下同様）、南 4 区（現南浜ふ頭、以下同様）等の造成および高潮防波堤などを主な内容とする第 1 回改訂が実施され、目標年次が 1970（昭和 45）年と 5 年延長された。

1964（昭和 39）年 7 月 9 日には、西部地区の造成を主な内容とする第 2 回の改訂が実施され、目標年次が 1975（昭和 50）年と 5 年延長された。

1970 年代に入って、1970（昭和 45）年 8 月 21 日に金城ふ頭や南部・西部の造成変更などを主な内容とする第 3 回の改訂が実施され、目標年次が 1980（昭和 55）年と 5 年延長された。

1974（昭和 49）年 7 月 15 日には、前年の港湾法改正施行を受けて、目標年次を変更することなく、ガーデンふ頭、金城ふ頭、ポートアイランドなどの埋立計画に関する変更が行われ、1979（昭和 54）年 3 月 16 日には、同じく目標年次を変更することなく、環状 2 号線海上部（名港 3 大橋）計画が追加され、荒子川地区の既定計画が削除された。

1981（昭和 56）年 7 月 15 日には、第 4 回の改訂が実施され、目標年次が 1990（昭和 65（平成 2））年と

23 「港湾計画」（名古屋港のホームページ http://www.port-of-nagoya.jp/keikaku/1-0/kouwankeikaku.html（2015/08/21 閲覧））

10 年延長され、8 号地(現船見ふ頭)・天白川口地区の造成、西 1 区・南 5 区を含む廃棄物処理計画の追加などが行われた。

その後、軽易な変更が 3 回、一部変更が 4 回実施された後、1990(平成 2)年 8 月 1 日に第 5 回の改訂が実施され、目標年次が 2000(平成 12)年と 10 年延長され、西名古屋港線の金城ふ頭までの延伸などを新たに盛り込むなどの変更が行われた。

その後、軽易な変更が 4 回、一部変更が 4 回実施された後、2000(平成 12)年 4 月 14 日に第 6 回の改訂が実施され、目標年次が平成 20 年代前半とほぼ 10 年程度延長され、西 1 区の廃棄物処理用地の削除、中川運河・潮見ふ頭・稲永ふ頭に緑地を追加するなどの変更が行われた。

2000(平成 12)年 4 月の改訂以降、軽易な変更、一部変更が行われた後、2015(平成 27)年 12 月に平成 30 年代後半を目標年次とする改訂が行われている。

表 5.1.4 に「名古屋港開港 100 年史」の資料編等によって、港湾計画変遷の全体概略を示す。

表 5.1.4 港湾計画の変遷概要

改訂年	目標年次	名古屋港審議会 (通知年月日)	交通政策審議会 (港湾審議会) 開催年月日 (通知年月日)	公報登載 年月日	内 容	
					計画内容	ふ頭名
1955 昭和30年 －新規－	1965 昭和40年	1955(S30) 8. 25	第1回計画部会 1955(S30).10.21	1956(S31) 1.20	ふ頭計画(変更・追加) 泊地計画(変更・追加) 用地造成計画(変更・追加) 航路計画(変更・追加)	稲永ふ頭、10号地、6号地、5号地 稲永ふ頭、10号地、南1区、南2区等 9号地、13号地、南1区、南2区等 内港航路、外港航路
1961 昭和36年 －改訂－	1970 昭和45年	1960(S35) 7. 22	第14回計画部会 1961(S36).3.17	1961(S36) 4.21	ふ頭計画(変更・追加) 泊地計画(変更・追加) 用地造成計画(変更・追加) 航路計画(変更) 外郭施設計画(新規)	13号地、11号地、8号地 内港、南1～3区 南1～4区、1･2号地間運河 内港航路、外港航路 高潮防波堤、防潮壁
1964 昭和39年 －改訂－	1975 昭和50年	1963(S38) 8. 29	第21回計画部会 1964(S39).5.28	1964(S39) 7. 9	ふ頭計画(変更・追加) 泊地計画(変更・追加) 用地造成計画(追加) 航路計画(変更・追加)	13号地、8号地、西部木材港、西1区等 13号地、8号地、西部木材港、西1区等 西1～5区 外港主航路、外港副航路
1970 昭和45年 －改訂－	1980 昭和55年	1970(S45) 3. 4	第41回計画部会 1970(S45).5.25	1970(S45) 8.21 1971(S46) 3.17 運輸省公示	ふ頭計画(変更・追加) 泊地計画(変更・追加) 用地造成計画(変更) 航路計画(変更)	西4区、西5区、金城ふ頭、11号地等 西4区、西5区、金城ふ頭、11号地等 西3区、西5区 第1航路、第2航路
1973 昭和48年 －一部変更－	〃	1973(S48)10.27	第58回計画部会 1973(S48).12.19 (1974(S49).1.16 (条件付) 1974(S49).3.29)	1974(S49) 7.15 運輸省公示	公共ふ頭計画(変更・追加) 泊地計画(変更・追加) 用地造成計画(変更・追加) 緑地計画(新規)	2号地、金城ふ頭、西4区 2号地、金城ふ頭、西4区 ポートアイランド・南5区 2号地、8号地、天白川口、横須賀
1979 昭和54年 －一部変更－	〃	1978(S53)12.23	第85回計画部会 1979(S54).3.6	1979(S54) 3.16	名古屋環状2号線に関連する 3橋の計画(新規) 泊地計画(追加・変更)	名港西大橋、中央大橋、東大橋 金城ふ頭、西1区、9号地等
1981 昭和56年 －改訂－	1990 昭和65年	1981(S56) 2. 25	第93回計画部会 1981(S56).6.2 (1981(S56).6.22)	1981(S56) 7.15	公共ふ頭計画(変更・追加) 泊地計画(変更・追加) 土地造成計画(変更・追加) 緑地・海浜計画(変更・追加) 臨港交通施設計画(新規)	10号地、西5区、西1区、南4区等 10号地、西5区、西1区、南4区等 西1区、南5区 西5区、南5区、8号地、南5区海浜等 臨港道路西5区線、臨港鉄道11号線等
1990 平成2年 －改訂－	2000 平成12年	1990(H2) 5. 17	第131回計画部会 1990(H2).6.22 (1990(H2).7.5)	1990(H 2) 8. 1	公共ふ頭計画(変更・追加) 泊地計画(変更・追加) 土地造成計画(変更・追加) 航路計画(変更) 緑地・海浜計画(変更・追加) 臨港交通施設計画(変更・追加)	金城ふ頭、西4区、西5区等 金城ふ頭、西4区、西5区等 金城ふ頭、稲永ふ頭 第1航路、第2航路 ガーデンふ頭、10号地 臨港道路一州町線、臨港鉄道金城ふ頭線
2000 平成12年 －改訂－	平成20年 代前半	2000(H12) 2. 3	第171回計画部会 2000(H12).3.22 (2000(H12).3.30)	2000(H12) 4.14	公共ふ頭計画(変更・追加) 泊地計画(変更・追加) 航路計画(変更・追加) 緑地・海浜計画(変更・追加) 大規模地震対策施設計画 (変更・追加)	飛島ふ頭 飛島ふ頭、南5区 東航路、西航路、中航路 潮見ふ頭、南5区、鍋田ふ頭海浜等 ガーデンふ頭、飛島ふ頭、鍋田ふ頭等

なお、1998(平成 10)年 4 月 1 日に変更された、ふ頭名の新旧名称の対照図を**図 5.1.6** に示す。

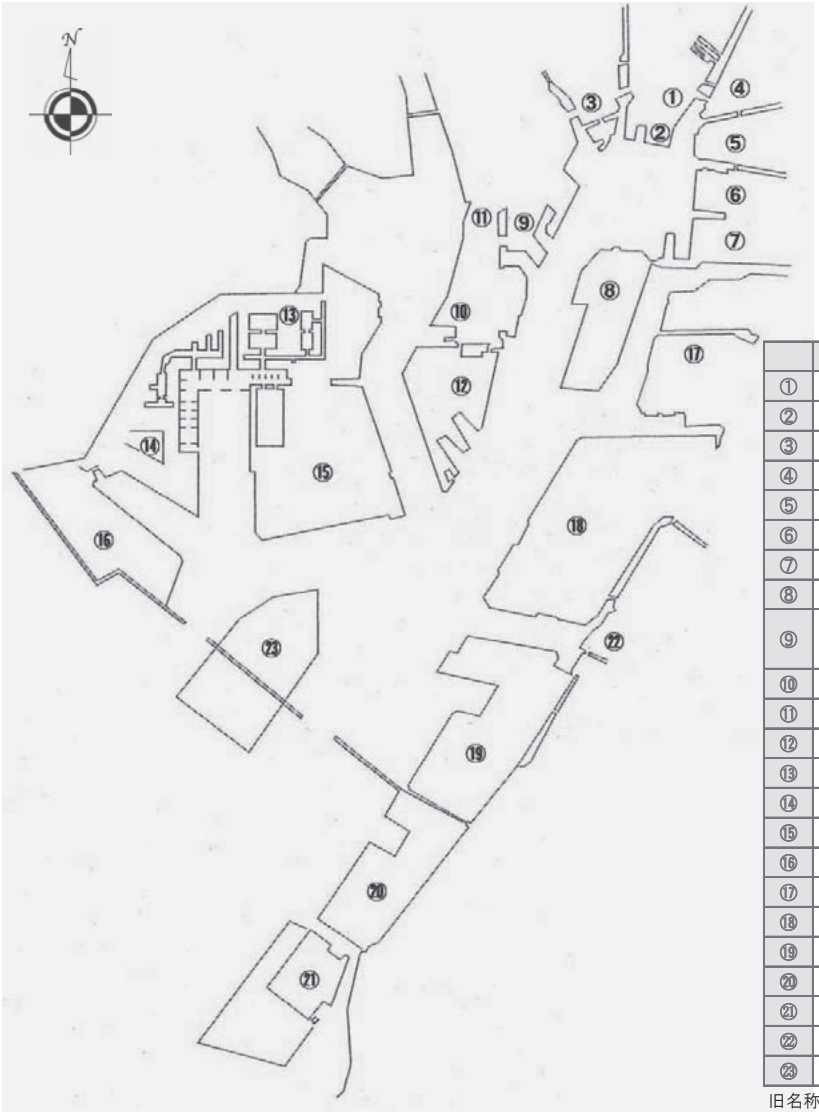

	ふ頭旧名称	ふ頭新名称
①	1号地	築地ふ頭
②	2号地	ガーデンふ頭
③	3･4号地	大手ふ頭
④	5号地	築地東ふ頭
⑤	6号地	大江ふ頭
⑥	7号地	昭和ふ頭
⑦	8号地	船見ふ頭
⑧	9号地	潮見ふ頭
⑨	10号地	稲永ふ頭
		潮凪ふ頭
⑩	11号地	空見ふ頭
⑪	12号地	汐止ふ頭
⑫	金城ふ頭	金城ふ頭(変更せず)
⑬	西2区	木場金岡ふ頭
⑭	西3区	弥富ふ頭
⑮	西4区	飛島ふ頭
⑯	西5区	鍋田ふ頭
⑰	南1区	新宝ふ頭
⑱	南2区	東海元浜ふ頭
⑲	南3区	北浜ふ頭
⑳	南4区	南浜ふ頭
㉑	南5区	南5区(変更せず)
㉒	横須賀ふ頭	横須賀ふ頭(変更せず)
㉓	ポートアイランド	ポートアイランド

旧名称のふ頭には地区名も含む

出典:「名古屋港開港 100 年史」(名古屋港開港百年史編さん委員会 2008 年 3 月)

図 5.1.6 新旧ふ頭名称対照図(1998(平成 10)年 4 月 1 日変更)

3 その他の名古屋港関連計画

(1) 築地ポートタウン計画 [24]

「築地ポートタウン地区」とは築地口からガーデンふ頭に至る 1･2 号地地区(約 110ha)のことをいい、「築地ポートタウン計画」は、この「築地ポートタウン地区」を対象として、大規模敷地の開発の方向を誘導し市民に親しまれる港まちづくりを行うことを目的として、名古屋市と名古屋港管理組合が共同で 1991(平成 3)年 10 月に策定した計画である。

[24] 名古屋市計画局築地総合整備事務所「再開発・築地」(名古屋市計画局 1992.3 pp. 36-40)
名古屋市計画局築地総合整備事務所「築地」(名古屋市計画局 pp. 5-8)
前掲 5 名古屋港開港百年史編さん委員会「名古屋港開港 100 年史」(名古屋港管理組合 2008.3 pp. 381-382)

① 経緯・背景

「築地ポートタウン計画」策定に至る主な経緯は次のとおりである。

1980（昭和 55）年	名古屋市基本計画に築地地区を地区総合整備事業に位置づけ
1983（昭和 58）年	「ガーデンふ頭臨港緑園」一部開園
1984（昭和 59）年	「ポートタウン 1 号地街づくりの会」発足
	名古屋港ポートビル開館
1986（昭和 61）年	「築地ポートタウン 21 まちづくりの会」発足
1987（昭和 62）年	江川線（築地口以南）緑道整備事業完了
1989（平成 元）年	世界デザイン博覧会開催
1991（平成 3）年	「築地ポートタウン計画」策定

「築地ポートタウン計画」策定の背景としては、築地地区総合整備事業を進めてきた名古屋市と、親しまれる港づくりを推進してきた名古屋港管理組合が、共通の計画に基づいて事業を効果的に進めていく必要が高まったことがあげられる。計画策定に至る状況として、ガーデンふ頭地区における港湾再開発が進捗し、名古屋市制 100 周年記念事業「世界デザイン博覧会」開催を目途として江川線（築地口以南）の緑道整備事業など各種事業の整備が進み、まもなく名古屋港水族館が開館しようとする時期であった。

② 計画の内容

計画の目標年次は名古屋港開港百年の 2007（平成 19）年で、「整備のねらい」は次の 3 点であった。

ⅰ 世界に開かれた海の玄関口にふさわしい魅力ある港まちづくり
ⅱ 市民に親しまれる海洋文化・レクリエーションの拠点づくり
ⅲ 地域の発展の核となる活力あるまちづくり

「整備の考え方」としては、次の 8 点が掲げられている。

ⅰ 海洋文化・レクリエーション機能の充実
ⅱ 市民に開放されたアメニティの高い水辺空間の形成
ⅲ 港まちとしての特色ある商業空間の形成
ⅳ 新たな業務空間の形成
ⅴ 国際交流機能の充実
ⅵ 道路、駐車場、海上交通など交通機能の充実
ⅶ 良質な居住環境の形成
ⅷ 港らしさの演出、景観形成

将来の望ましい土地利用の方向については「土地利用の考え方」として、**図 5.1.7** のようにゾーニングされた。

出典:「ちょっとエキサイティング～築地」(1995.3 名古屋市築地総合整備事務所)

図 5.1.7 土地利用の考え方～将来の望ましい土地利用の方向～

③ 整備の内容

「築地ポートタウン計画」策定以降の各種整備の事例としては、たとえば名古屋市による整備例には、港橋広場公園、キャナルモール、稲荷公園再整備などがあり、名古屋港管理組合による整備例には、名古屋港水族館、民間の活力を生かしたショッピングやアミューズメント施設のジェティ、シートレインランドなどがある。このうち、名古屋市の整備例について以下に紹介する。

ア キャナルモール

キャナルモールとは、「築地ポートタウン計画」において、北の住商複合ゾーンと南の商業業務ゾーンの中間に位置する連けい軸ゾーンに存在していた 1・2 号地間運河埋立地と両側の道路をあわせた約 70m 幅を修景整備した空間をさす。

元々、1・2 号地間運河は、名古屋港開港以来、1 号地(北の浜地区等)と 2 号地(南の入船地区)を隔てる運河であり、1966(昭和 41)年に一部が埋め立てられた(埋立竣工認可は同年 11 月 11 日)。

「東西ウォーターフロントを結ぶ軸として、イベント等ができる交流空間などとともに緑と水の憩いの空間づくり」を目指し、港橋広場公園が整備されるとともに、旧防潮壁のある埋立地周りの市道について、1994(平成 6)年度から 1997(平成 9)年度にかけて、電線類の地中化や港らしさを演出する街路照明など、景観に配慮した歩行者空間整備が行われた(**図 5.1.8**)。

図 5.1.8 キャナルモール道路整備

イ 港橋復元と港橋広場公園

港橋は、元々、1906(明治 39)年に橋長 30 間、幅員 4 間の木橋として 1・2 号地間運河に架けられていたもので、1936(昭和 11)年に橋長 36.8m、幅員 27.3m のゲルバー橋に改築された。

港橋は、1966(昭和 41)年の運河埋立に際しても残存したが、1970(昭和 45)年の地下鉄工事で橋の中央部が取り壊された。江川線拡幅整備にあたり、港橋の御影石の親柱、高欄を解体、移築の上、緑道のランドマークとして復元整備された。

港橋広場公園は、港橋の東側に隣接する約 2,500 ㎡を、地域活性化のためイベントができる広場として整備されたもので、開園は 1994(平成 6)年 4 月である。広場の高さを江川線から一段下げ、橋の側面を橋桁風に装飾した擁壁として、橋と運河の関係が再現された。また、その下に水景施設やミスト(霧を発生させて気温を低下させる効用を有する施設)を配置するなど運河のイメージを活かした整備が行われた。公園の設置に関して住民組織より1987(昭和62)年に提案があり、整備にあたっては、提案内容の一部が取り入れられている(**図 5.1.9**)。

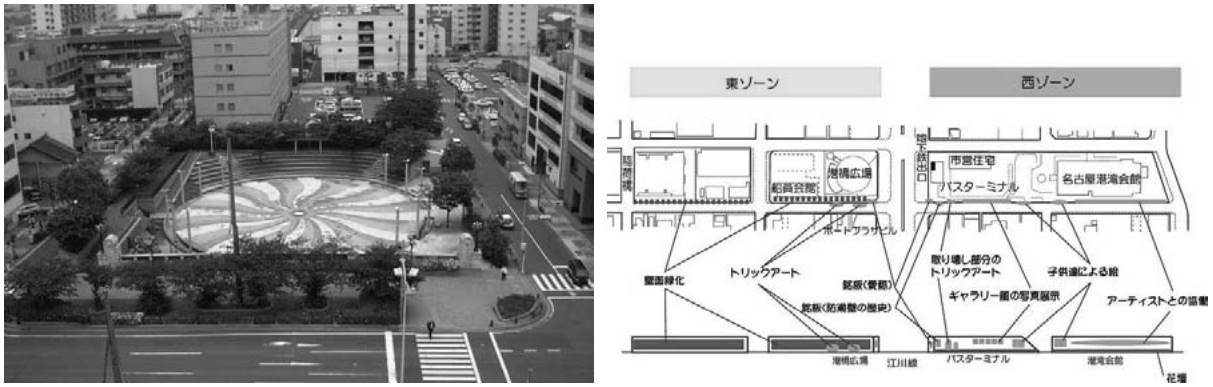

図 5.1.9 港橋広場公園全景および修景計画の提案

ウ 稲荷公園再整備

稲荷公園は 1974(昭和 49)年に復興土地区画整理事業により整備された街区公園で、西築地小学校区内で江川線の東にあり、面積は約 3,000 ㎡である。

稲荷公園を再整備するにあたって、築地ポートタウン計画実践の一部を担った地元組織である「夢塾 21」が主体となって、1997(平成 9)年度に 4 回にわたるワークショップを開催し、計画案を取りまとめて市に提示した。1998(平成 10)年度は、地元の計画案を基に名古屋市が実施設計を行う中で、「夢塾 21」が検討に参加し、設計に関するワークショップを開催した。また、ワークショップ以外にも地元参加のあり方として、西築地小学校全児童が遊具選定に参加したほか、1999(平成 11)年度から翌年度にかけて公園修景材(絵タイル)を住民参加で作成・設置した。

2001(平成 13)年 3 月に公園が竣工し、維持管理主体「ゆめランド稲荷公園愛護会」を立ち上げた。

「築地ポートタウン計画」は、目標年次が到来した 2007(平成 19)年 11 月に、近年の社会情勢の動向も踏まえた上で計画の見直しが行われ、さらに 2015(平成 27)年 6 月にも見直しが行われた。[25]

(2) 金城ふ頭地区開発基本計画 [26]

① 経緯・背景

金城ふ頭は、「名古屋港基本構想」(1988(昭和 63)年 10 月)において、主として「国際交流・中枢管理ゾーン」として位置づけられた。これを受けて、名古屋港管理組合は金城ふ頭地区開発について、1988(昭和 63)年度から 1990(平成 2)年度にかけて、「港湾中枢管理拠点形成のための基礎調査」を実施した。

1990(平成 2)年改訂の港湾計画では、金城ふ頭において、「国際化、情報化に対応した見本市機能、港湾・貿易業務機能、情報通信機能等を備えた港湾中枢管理拠点の形成を図る」とされ、金城ふ頭中央部を交流拠点ゾーンとして利用することとされた。これを受けて、「港湾中枢管理拠点形成委員会および

[25] 名古屋市住宅都市局・名古屋港管理組合「美しいみなとまち 築地 築地ポートタウン計画 2007 年 11 月」(名古屋市住宅都市局・名古屋港管理組合 2007.11)

[26] 前掲 5 名古屋港開港百年史編さん委員会「名古屋港開港 100 年史」(名古屋港管理組合 2008.3 pp. 397-398)

同専門部会」と「港湾中枢管理拠点形成関係行政機関連絡会議」が 1990（平成 2）年度に設置された。1991（平成 3）年度から 1992（平成 4）年度にかけては「港湾中枢管理拠点計画調査」が実施され、都市サイドの視点からも金城ふ頭地区の開発計画調査を行うこととなり、港湾サイド、都市サイド双方の計画の調整を図りながら、一体的な基本計画を策定することとした。

上記委員会において議論した結果を「金城ふ頭地区開発基本計画」として、1995（平成 7）年 3 月 15 日に、名古屋港管理組合議会に報告して公表した。

② 計画の内容

目標年次を 2 段階に区分し、「21 世紀初頭に実現可能な第 1 ステージプランと、長期展望にたった第 2 ステージプラン」としたうえで、開発のコンセプトを「多様な市（いち）と多様な楽しさに溢れた新しい市（まち）を持つ港湾／楽市港湾づくり」とし、基本方針を次の 4 点とした。

ⅰ 物流機能の高度化に対応した外貿ターミナルの形成

ⅱ 国際商取引・交流拠点の形成

ⅲ 商業・娯楽拠点の形成

ⅳ 情報機能を備えた貿易・物流業務に関わる港湾中枢管理拠点の形成

この計画に基づく具体的なプロジェクト等として、第 1 ステージではインポートマート、展望タワーなど、第 2 ステージでは商業施設・プロムナード、大規模集客施設、ハイウェイオアシス、港湾中枢管理拠点などが提案されている。

（3） 名古屋港におけるテーマ別計画

① 名古屋港緑化計画 [27]

名古屋港においては、1969（昭和 44）年 11 月に「名古屋港緑化計画要綱」が策定され、その実現を図るため 1971（昭和 46）年度を初年度とする 5 か年計画「名古屋港緑化実施計画」が策定された。

その後、1973（昭和 48）年の港湾法改正によって、緑地・広場等を港湾管理者が整備する港湾環境整備事業が創設され、国庫補助の対象となるとともに事業費の一部を臨港地区内の一定事業者に負担させることができる「港湾環境整備負担金」制度が導入された。

港湾法改正を受けて、1974（昭和 49）年度を初年度とする「名古屋港緑化計画」が策定された。

この計画は、社会情勢やレクリエーションニーズの変化に対応しつつ改訂を重ね、人々に親しまれる港づくりを進めるとともに、環境と共生する港湾の形成を目指し、多様な緑地を整備してきた（**表 5.1.5** 参照）。その後、2015（平成 27）年 12 月の港湾計画改定に合わせ、名古屋港緑化計画に代わり、港湾の環境整備および保全に関する方針や港湾環境整備施設計画を含む主な施策を港湾計画資料として取りまとめた。

[27] 前掲 5 名古屋港開港百年史編さん委員会「名古屋港開港 100 年史」（名古屋港管理組合 2008.3 pp. 138-139, p. 422-424）

表 5.1.5 名古屋港緑化計画の推移

項 目			第1次計画	第2次計画	第3次計画	第4次計画	第5次計画	第6次計画
策定年月			1974(S49)	1982(S57)3	1987(S62)12	1992(H4)3	1997(H9)3	2001(H13)3
緑化計画面積（千㎡）	港頭地区計画面積		420	460	460	590	630	540
		増減面積	—	40	0	130	40	−90
		伸び率	—	1.10	1.00	1.28	1.07	0.86
		主な整備個所	2号地緑地 金城ふ頭緑地 8号地緑地	ガーデンふ頭臨港緑園 金城ふ頭中央緑地 堀川東緑地				同左 中川運河緑地
	南部地区計画面積		1,060	1,260	1,010	1,010	1,030	1,220
		増減面積	—	200	−250	0	20	190
		伸び率	—	1.19	0.95	0.95	0.97	1.15
		主な整備個所	天白緑地 南3区緑地 緩衝緑地	緩衝緑地 南浜緑地			同左 新舞子マリンパーク	同左 新宝緑地
	西部地区計画面積		1,540	1,650	1,650	1,680	1,670	1,630
		増減面積	—	110	0	30	−10	−40
		伸び率	—	1.07	1.00	1.02	0.99	0.98
		主な整備個所	西2区広場 西3区緑地 西4区緑地等	緩衝緑地 木場南広場 楠緑地	同左 東浜中央緑地 楠南広場	緩衝緑地 木場南広場・楠緑地 富浜緑地		
	合計	計画面積	3,020	3,370	3,120	3,280	3,330	3,390
		増減面積	—	350	−250	160	50	60
		伸び率	—	1.12	0.93	1.05	1.02	1.02
	内整備済面積		—	1,270	1,360	1,620	1,760	2,440
		増減面積	—	—	90	260	140	680
		伸び率	—	—	1.07	1.19	1.09	1.39

増減面積及び伸び率は先回計画に対するものを記した。

② 名古屋港景観基本計画 [28]

名古屋市は 1984（昭和 59）年 4 月 1 日に「名古屋市都市景観条例」（昭和 59 年条例第 17 号）（以下「都市景観条例」という）を施行し、1987（昭和 62）年 3 月 31 日に同条例に基づく「名古屋市都市景観基本計画」を告示した。その後、愛知県は 1991（平成 3）年 3 月に「都市景観マスタープラン」を、東海市は 1993（平成 5）年 3 月に「東海市都市景観基本計画」を、知多市は 1996（平成 8）年 10 月に「知多市景観形成計画」を策定した。このように名古屋港に関連する地方公共団体の景観に関する計画が策定される中で、「名古屋港がより一層親しみのもてる魅力ある港湾となるには、名古屋港全体の景観整備の指針となる基本計画を策定し、名古屋港にふさわしい景観整備を総合的かつ体系的に進めていくことがより重要になった」として「名古屋港景観基本計画」が 1998（平成 10）年 3 月に策定された。

「名古屋港景観基本計画」策定の経緯は次のとおりである。

[28] 名古屋港管理組合企画調整室「名古屋港景観基本計画」（名古屋港管理組合企画調整室 1998.3）
前掲 5 名古屋港開港百年史編さん委員会「名古屋港開港 100 年史」（pp. 442-443 名古屋港管理組合 2008.3）

1995（平成 7）年度～　景観計画基礎調査
1997（平成 9）年 6 月　名古屋港景観基本計画検討委員会設置
1998（平成 10）年 1 月　名古屋港景観計画に関する提言
1998（平成 10）年 3 月　名古屋港景観基本計画策定

「名古屋港景観基本計画」においては、景観形成の基本理念は「ロマンと活気」とされ、基本目標は次のように設定された。

ⅰ 産業や生活を支える、活力あふれるみなと
ⅱ 楽しさ、賑わいのあるみなと
ⅲ 世界への夢が広がるみなと
ⅳ 水、緑、生物とふれあい、安らぎを感じるみなと
ⅴ 歴史の奥行きを感じるみなと

名古屋港の景観を具体的に把握するために次のような景観基本ゾーニングとされた。すなわち、面的な景観のまとまりである「基本ゾーン」、線的な景観のつながりである「基本軸・際」、点的な景観である「景観資源」に区分され、以下のように設定された（**図 5.1.10**）。 かつ、それぞれに「目標」と「方針」が設定され、「重視すべき景観を有する地区」が抽出された。

ⅰ 基本ゾーン　内港ゾーンはじめ 8 ゾーン
ⅱ 基本軸　航路、伊勢湾岸自動車道などの道路（6 基本軸）
ⅲ 際　港湾エリアと背後地の境界（1 際）
ⅳ 景観資源　名港トリトンなどのランドマーク、中川運河閘門などの歴史資源、ガーデンふ頭などの眺望点

さらに重点的に景観形成を進めるために「景観形成重点地区」（「ガーデンふ頭周辺～金城ふ頭周辺地区」、「高潮防波堤周辺～南 5 区周辺地区」）が設定され、景観形成の「目標」と「指針」が設定された。

「名古屋港景観基本計画」は 2004（平成 16）年の「景観法」（平成 16 年法律第 110 号）施行に伴い見直しが行われ、2009（平成 21）年 3 月、「名古屋港景観基本計画第 2 版」としてまとめられている。景観のまとまりである「基本ゾーン」では「堀川・中川運河ゾーン」が追加されている。

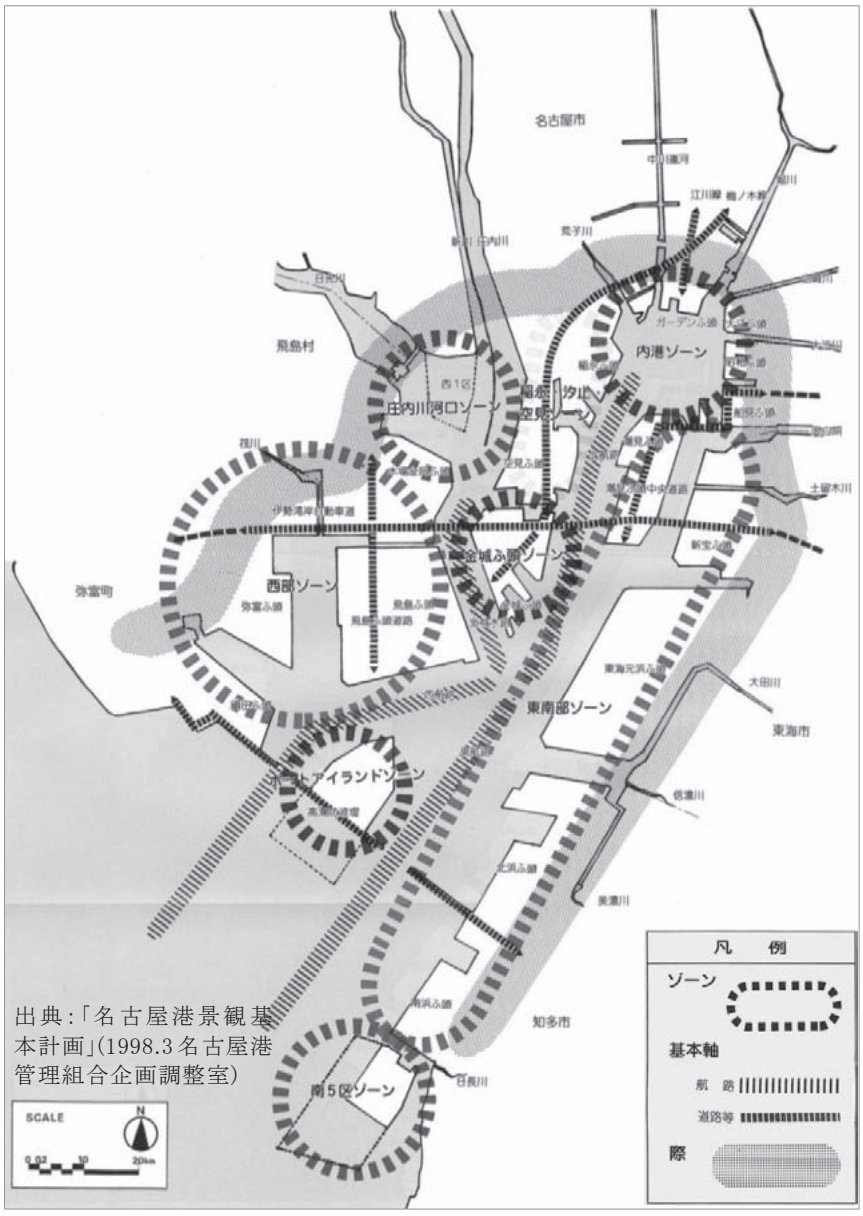

図 5.1.10　景観構造図

4　港湾関係の都市計画　―臨港地区―

(1)　臨港地区の意義等

①　臨港地区

臨港地区は「港湾の管理運営を円滑に行うため港湾区域と一体になって機能すべき陸域」であり [29] 、都市計画区域内については都市計画法に基づき地域地区として都市計画決定し、都市計画区域外については港湾管理者が指定する。臨港地区の都市計画決定主体は、旧都市計画法時代は建設大臣、新都市計画法となってからは、はじめはすべての港湾について都道府県知事、1998(平成 10)年の都市計

[29] 前掲 5　名古屋港開港百年史編さん委員会「名古屋港開港 100 年史」(名古屋港管理組合　2008.3　p. 149)

画法改正により、重要港湾については都道府県知事、それ以外は市町村となった。2000（平成 12）年施行の地方分権一括法以降、重要港湾（ないしそれ以上の港格の港湾）については都道府県または指定都市となった。

名古屋港においては、その陸域すべてについて旧都市計画法時代は名古屋都市計画区域、横須賀都市計画区域、新都市計画法となってからは、名古屋都市計画区域、弥富都市計画区域、知多北部都市計画区域（2010（平成 22）年 12 月の都市計画区域再編以降は、名古屋都市計画区域、知多都市計画区域）に含まれているため、名古屋港にかかる臨港地区はすべて都市計画法に基づいて指定されてきた。

② 分区

臨港地区内においては、港湾の多様な機能をそれぞれ十分に発揮させるために、臨港地区を機能別に区分して目的の異なる建物が無秩序に混在することを防止する必要がある。港湾管理者はこのために分区を定めることができる。分区の種類は、商港区、特殊物資港区、工業港区、鉄道連絡港区、漁港区、バンカー港区、保安港区、マリーナ港区、修景厚生港区であり、マリーナ港区および修景厚生港区については、1973（昭和 48）年の港湾法改正によって追加された。港湾管理者たる地方公共団体の条例により、各分区の目的を著しく阻害する建築物等の建設を規制することができる。この分区条例に基づく用途規制は用途地域による用途規制に優先して適用され、用途地域の規制としては、基本的に形態規制のみが適用されることになる（建築基準法第 6 条第 1 項および建築基準法施行令第 9 条第 3 号）。名古屋港においては、次の 5 つの分区を指定しており、それぞれの分区の意義は次のとおりである。

商港区	旅客又は一般の貨物を取り扱わせることを目的とする区域
工業港区	工場その他工業用施設を設置させることを目的とする区域
特殊物資港区	石炭、鉱石その他大量ばら積みを通例とする貨物を取り扱わせることを目的とする区域
保安港区	爆発物その他の危険物を取り扱わせることを目的とする区域
修景厚生港区	その景観を整備するとともに港湾関係者の厚生の増進を図ることを目的とする区域

③ 都市行政と港湾行政

陸域と水域の接点である臨港地区は、時にウォーターフロントとも呼ばれ、港湾によっては都市行政と港湾行政がせめぎ合う場でもあった。臨港地区等における開発主導権をめぐっては、各港湾でさまざまなかたちでの協議調整がなされてきた。

これらの事例を総括するようなかたちで、1992（平成 4）年 6 月に、港湾行政所管の運輸省と都市行政所管の建設省の間で「都市計画区域内における臨港地区の指定、変更等の推進について」という通達[30]が、自治体・港湾管理者に発せられた。この通達は 2000（平成 12）年 12 月に運用方針として同趣旨で通知されている。

この通達によると、臨港地区の指定の有無、分区の指定の有無、地区計画等の適用状況によって、都

[30] 「都市計画区域内における臨港地区の指定、変更等の推進について」（平成 4 年 6 月 29 日 運輸省港管第 1933 号、建設省都計発第 107 号 港湾管理課長・都市計画課長通達）

市的から港湾的に至る 4 段階の区分を設けている(**表 5.1.6**)。

表 5.1.6 港湾行政上の規制と都市行政上の規制の関係

規制内容	都市的 ⟷ 港湾的			
	0レベル	1レベル	2レベル	3レベル
港湾行政上の規制	臨港地区指定なし	臨港地区指定 分区指定なし	臨港地区指定 分区指定	
都市行政上の規制	一般用途規制 必要に応じ地区計画等の規制		必要に応じ 地区計画等の規制	なし

(2) 名古屋港の臨港地区

① 旧都市計画法下における臨港地区＜1965(昭和 40)年決定＞[31]

名古屋港における最初の臨港地区は、旧都市計画法の下で名古屋・横須賀都市計画区域において、1965(昭和 40)年 3 月 23 日に面積約 757ha をもって都市計画決定された(建設省告示第 717 号)。

分区指定は 1965(昭和 40)年 11 月 27 日に次のとおり 4 分区が指定された(名古屋港管理組合告示第 42 号)(**図 5.1.11**)。

商港区　155.6ha
工業港区　300.4ha
特殊物資港区　146.1ha
保安港区　155.1ha

各分区の規制内容を規定する「名古屋港臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例」(昭和 40 年名古屋港管理組合条例第 9 号)(以下「名古屋港分区条例」という)は、臨港地区指定と同日の 1965(昭和 40)年 11 月 27 日に公布され、1966(昭和 41)年 1 月 1 日から施行された。分区条例はその後数次の改正を経ており、その概要を**表 5.1.7** に示す。

また、分区条例の規制の内容は**表 5.1.8** のとおりである。

[31] 名古屋市計画局・(財)名古屋都市センター「名古屋都市計画史」((財)名古屋都市センター 1999.3 p. 432)

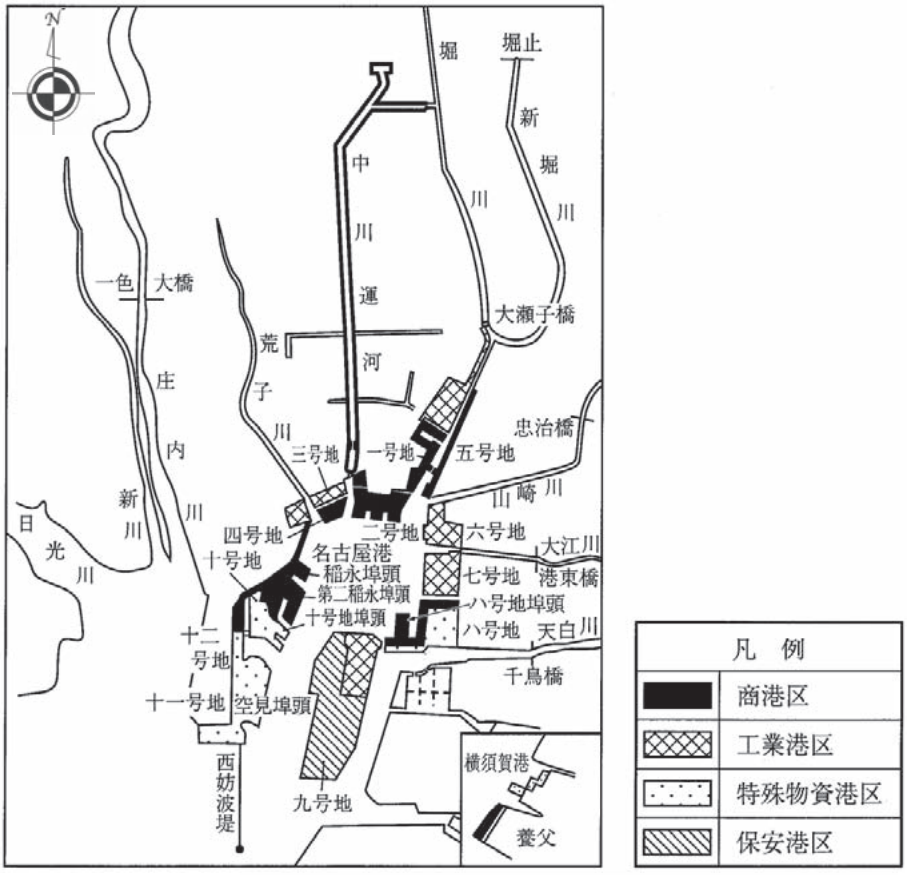

出典:「名古屋都市計画史」(H11.3 (財)名古屋都市センター)

図 5.1.11　旧都市計画法下における臨港地区＜1965(昭和 40)年 3 月 23 日＞

表 5.1.7 名古屋港分区条例改正の経緯

経緯	番号	公布	施行	主な内容
制定	昭和40年 条例第9号	1965(S40)年 11月27日	1966(S41)年 1月1日	商港区、工業港区、特殊物資港区、保安港区について規定
昭和49年 改正	昭和49年 条例第3号	1974(S49)年 3月30日	1974(S49)年 4月1日	1973(昭和48)年の港湾法改正に伴う条例改正 修景厚生港区についての規定を追加 港湾公害防止施設、港湾環境整備施設(緑地等)、港湾厚生施設、港湾管理施設等を対象施設に追加
昭和60年 改正	昭和60年 条例第6号	1985(S60)年 4月1日	1985(S60)年 4月1日	海運局を地方運輸局に変更するなど官公署名の変更
平成12年 改正	平成12年 条例第8号	2000(H12)年 12月1日	2001(H13)年 1月6日	港湾建設局を地方整備局に変更するなど官公署名の変更
平成16年 改正	平成16年 条例第7号	2004(H16)年 11月17日	2004(H16)年 11月17日	トラックターミナル、情報処理施設、電気通信施設、会議場、展示施設、研究施設、日用品販売店舗、郵便局、銀行等を対象施設に追加 廃棄物処理施設に関する規定内容を港湾法条項の引用から条例独自規定に変更

※表タイトルの「名古屋港分区条例」は「名古屋港臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例」の略

表 5.1.8 名古屋港分区条例の規制の内容

用　途	建設可能な構築物	商港区	工業港区	特殊物資港区	保安港区	修景厚生港区
港湾法第2条第5項に掲げる港湾施設	第2号　外郭施設 防波堤、防砂堤、防潮堤、水門、閘門、護岸　等	S40	S40	S40	S40	S49
	第3号　係留施設 岸壁、係船浮標、係船くい、桟橋、浮桟橋　等	S40	S40	S40	S40	S49
	第4号　臨港交通施設 道路、駐車場、橋梁、鉄道、軌道、運河　等	S40	S40	S40	S40	S49
	第5号　航行補助施設 航路標識並びに船舶の入出港のための信号施設	S40	S40	S40	S40	S49
	第6号　荷さばき施設 固定式荷役機械、軌道走行式荷役機械　等	S40	S40	S40	S40	
	第7号　旅客施設 旅客乗降用固定施設、手荷物取扱所、待合所　等	S40		S40		H16
	第8号　保管施設 倉庫、野積場、貯木場、貯炭場、危険物置場　等	S40 *1	S40	S40 *2	H16	
	第8号の2　船舶役務用施設 船舶のための給水施設、給油施設及び給炭施設　等	S40	S40	H16	H16	
	第9号　港湾公害防止施設 汚濁水の浄化のための導水施設　等	S49	S49	S49	S49	
	第9号の3　港湾環境整備施設 海浜、緑地、広場、植栽、休憩所　等	S49	S49	S49	S49	S49
	第10号　港湾厚生施設 休泊所、診療所その他の福利厚生施設	S49	H16	S49	H16	S49
	第10号の2　港湾管理施設 港湾管理事務所、港湾管理用資材倉庫　等	S49	S49	S49	H16	S49
	第12号　移動式施設 移動式荷役施設及び移動式旅客乗降用施設	S40	S40	S40		
港湾の流通機能の高度化を図るための施設	トラックターミナル	H16	H16			
	中央卸売市場	S40				
	荷さばき施設又は保管施設に附属する卸売展示施設及び流通加工施設並びにこれらの附帯施設	H16	H16			
	原料又は製品の一部の輸送を海上輸送又は港湾運送に依存する製造事業又はその関連事業を営む工場に附属する卸売展示施設、流通加工施設及び研究施設並びにこれらの附帯施設		H16			
港湾の利用の高度化を図るための施設	情報処理施設、電気通信施設その他管理者が指定するこれらに類する施設	H16	H16	H16	H16	H16
港湾その他の海事に関する理解の増進を図るための施設	会議場施設、展示施設、研修施設　等	H16				H16
	図書館、博物館、水族館、公会堂、展望施設　等					S49
港湾関係者の利便性の向上を図るための施設	日用品の販売を主たる目的とする店舗 （床面積の合計が200㎡以内のものに限る）	H16	H16	H16		
	店舗（風営法第2条の営業の用途に供する物を除く）					H16
	飲食店（風営法第2条第1項の営業の用途に供するものを除く）その他管理者が指定する便益施設	S40	H16	H16		S49
	旅館およびホテル（風営法 第2条第6項第4号の営業の用途に供するものを除く）　等	S40				H16
	郵便局、銀行及び保険業の店舗	H16	H16	H16		H16
	ガソリンスタンド	H16	H16	H16	H16	
事 務 所	海上運送事業、港湾運送事業、倉庫業、道路運送事業、貨物運送取扱業　等の事務所	S40		S40		
	給油業者及び危険物を取り扱う業者の事務所				S40	
	税関、地方運輸局、地方整備局、海上保安官署、検疫所、入国管理事務所、警察署、消防署　等	S40	S40	S40	S40 *3	S49
工　場	原料又は製品の一部の輸送を海上輸送又は港湾運送に依存する製造事業又はその関連事業を営む工場及びその附帯施設		S40			
リサイクル社会の形成を図るための施設	廃棄物又はリサイクル製品の一部の輸送を海上輸送に依存する廃棄物並びに名古屋港臨港地区内及び港湾区域内で発生した廃棄物の処理施設（最終処分場を除く）		S40 *4	H16	H16	
危険防止施設	消火施設その他の危険防止施設				S40	

1　名古屋港管理組合「臨港地区内の構築物の規制について」を基に作成
2　表中の各分区中に S40 等の表記がある用途については原則として建設が可能
3　表中の S40、S49、H16 は名古屋港管理組合の「名古屋港臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例」の制定・改正施行によってそれぞれ 1965(昭和 40)年、1974(昭和 49)年、2004(平成 16)年以降に建設が可能とされたことを表す
*1　危険物置場、貯油施設、セメントサイロを除く
*2　食糧サイロを除く
*3　警察署、消防署等に限る
*4　2004(平成 16)年改正以前は港湾法第 2 条第 5 項第 9 号の 2 に該当する施設
※表タイトルの「名古屋港分区条例」は「名古屋港臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例」の、また「風営法」は「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」の略

② 新都市計画法による臨港地区変更＜1972(昭和 47)年変更＞

新都市計画法に基づく都市計画区域再編成により、従来の名古屋港臨港地区は名古屋都市計画区域と知多北部都市計画区域に分かれることとなり、各都市計画区域単位で決定する必要があった。また、埋立地造成および港湾の伸展に伴い、現況に適合しない区域が生じたため都市計画および分区を変更する必要があった。このため両都市計画区域において、1972(昭和 47)年 3 月 27 日に都市計画が変更され(愛知県告示第 207 号)、同年 4 月 28 日に分区が指定・変更された(名古屋港管理組合告示第 21 号)(**表 5.1.9**、**図 5.1.12**)。

主な変更内容は次のとおりである。

ⅰ 知多北部都市計画区域において南 1 区の公有水面埋立竣工(1969(昭和 44)年 3 月 11 日)に伴い、臨港地区が指定された。

ⅱ 分区指定において、8 号地(現船見ふ頭)の一部が商港区から特殊物資港区へ、11 号地(現空見ふ頭)の一部が特殊物資港区から商港区へ変更された。

表 5.1.9 新都市計画法による臨港地区の変更＜1972(昭和 47)年変更＞

項 目		名古屋都市計画区域			知多北部都市計画区域		
都市計画変更告示		1972(昭和47)年3月27日 愛知県告示第 207号					
分区指定変更告示		1972(昭和47)年4月28日 名古屋港管理組合告示第21号					
面 積(ha)		変更前	変更後	差引	変更前	変更後	差引
		757	719.6	−37.4	—	303.5	303.5
分区(ha)	商港区	155.6	198.6	43.0	—	16.9	16.9
	工業港区	300.4	199.9	−100.5	—	265.6	265.6
	特殊物資港区	146.1	157.4	11.3	—	21.0	21.0
	保安港区	155.1	163.7	8.6	—	—	—

(注) 名古屋都市計画区域における変更前面積は、約表示であり、分区面積の合計と一致しない

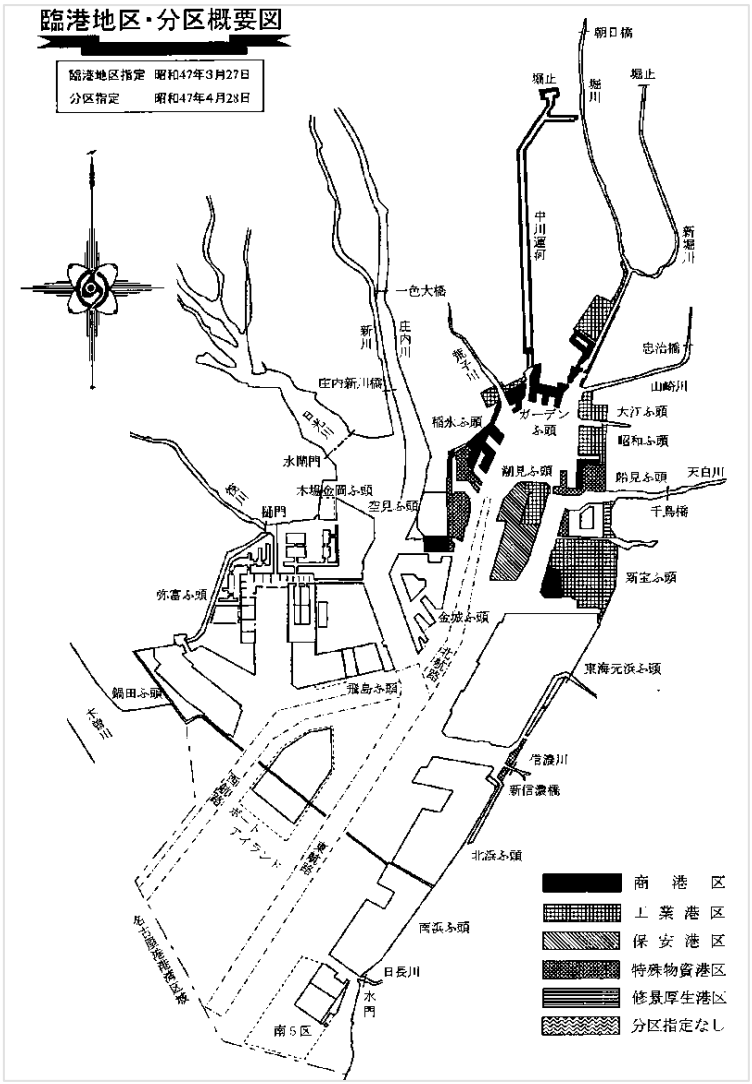

図 5.1.12 名古屋港臨港地区＜1972(昭和 47)年 3 月 27 日＞

③ 臨港地区の変更＜1975(昭和 50)年変更＞

名古屋港の内港部、南部、西部それぞれに公有水面埋立竣功が相次ぎ、臨港地区を指定する必要が生じた。一方で、1973(昭和 48)年の港湾法改正に伴い、修景厚生港区等が追加され、名古屋港分区条例も改正されて(昭和 49 年 3 月 30 日名古屋港管理組合条例第 3 号、施行は同年 4 月 1 日)、新たに同分区を指定する条件が整った。

臨港地区の主な変更の内容は、名古屋都市計画区域においては 300ha 以上、他の 2 都市計画区域にあっては 1,000ha 以上の規模の指定という大規模な変更であり、いずれも 1975(昭和 50)年 12 月 15 日に行われた。

具体的には、名古屋都市計画区域においては、空見西ふ頭、金城ふ頭が指定され(愛知県告示第 1039 号)、知多北部都市計画区域においては、南 2 区、南 3 区、南 4 区が指定された(愛知県告示第 1040 号)。

さらに西 2 区(現木場金岡ふ頭)、西 3 区、西 4 区を追加するため新たに弥富都市計画区域に臨港地区が都市計画決定された(愛知県告示第 1036 号)。

分区指定は、1976(昭和 51)年 2 月 1 日に行われた(名古屋港管理組合告示第 11 号)(**表 5.1.10**、**図 5.1.13**)。

名古屋都市計画区域の分区指定においては、空見西ふ頭に工業港区と一部商港区が、金城ふ頭に商港区と一部修景厚生港区が指定された。

知多北部都市計画区域の分区指定においては、ごく一部の特殊物資港区を除き、工業港区が指定された。

弥富都市計画区域の分区指定においては、西 2 区、西 3 区の大部分に工業港区、一部に特殊物資港区、旧海岸線沿いに修景厚生港区、西 4 区には主に商港区、そのほか工業港区、特殊物資港区が指定され、一部に保安港区、修景厚生港区が指定されている。

表 5.1.10 臨港地区の変更＜1975(昭和 50)年変更＞

項 目		名古屋都市計画区域			知多北部都市計画区域			弥富都市計画区域		
都市計画変更告示		1975(昭和50)年12月15日 愛知県告示第 1039号			1975(昭和50)年12月15日 愛知県告示第 1040号			1975(昭和50)年12月15日 愛知県告示第 1036号		
分区指定変更告示		1976(昭和51)年2月1日 名古屋港管理組合告示第11号								
面 積(ha)		変更前	変更後	差引	変更前	変更後	差引	変更前	変更後	差引
		719.6	1,024.9	305.3	303.5	1,760.6	1,457.1	—	1,000.5	1,000.5
分区(ha)	商港区	198.6	382.4	183.8	16.9	32.8	15.9	—	237.1	237.1
	工業港区	199.9	295.7	95.8	265.6	1,705.5	1,439.9	—	638.7	638.7
	特殊物資港区	157.4	152.2	−5.2	21.0	22.3	1.3	—	65.3	65.3
	保安港区	163.7	168.3	4.6	—	—	—	—	19.4	19.4
	修景厚生港区	—	26.3	26.3	—	—	—	—	40.0	40.0

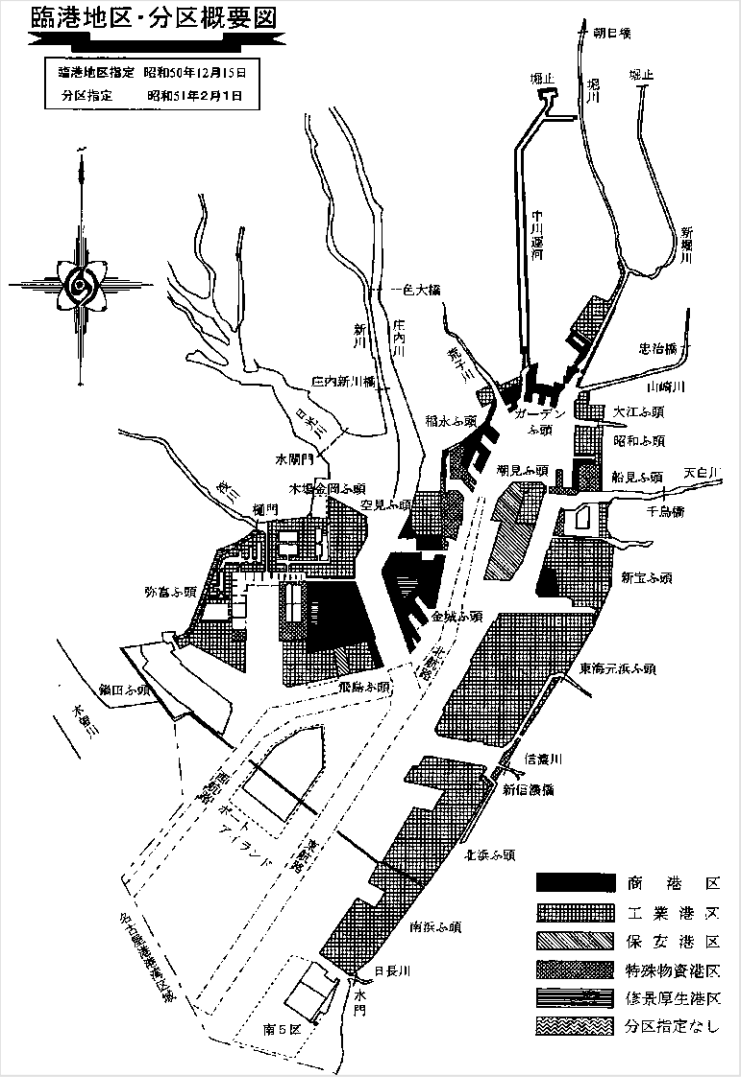

図 5.1.13 名古屋港臨港地区＜1975(昭和 50)年 12 月 15 日＞

④ 臨港地区の変更＜1996(平成 8)年変更＞

公有水面埋立竣功や土地利用の転換に伴い、臨港地区を指定・解除する必要が生じたため関連 3 都市計画区域にわたり 1996(平成 8)年 5 月 31 日に都市計画変更が行われた(愛知県告示第 475～477 号)。一定規模以上の指定は、弥富都市計画区域における西 5 区および知多北部都市計画区域における天白川貯木場埋立地(天白川口)で、名古屋都市計画区域にあっては、指定については、ガーデンふ頭等をはじめとする小規模な箇所にとどまり、解除についても中川運河松重地区や中川運河中川口など小規模な箇所にとどまった。

分区指定については、1996(平成 8)年 7 月 1 日に行われた(名古屋港管理組合告示第 27 号)(**表 5.1.11、図 5.1.14**)。

名古屋都市計画区域においては、主にガーデンふ頭の埋立地が商港区に指定された。

知多北部都市計画区域においては、天白川貯木場埋立地(天白川口)の一部に商港区が指定され、

一部は分区指定が保留された。弥富都市計画区域においては、主に西 5 区が商港区に指定された。

表 5.1.11 臨港地区の変更＜1996(平成 8)年変更＞

項 目		名古屋都市計画区域			知多北部都市計画区域			弥富都市計画区域		
都市計画変更告示		1996(平成8)年5月31日 愛知県告示第 475号			1996(平成8)年5月31日 愛知県告示第 477号			1996(平成8)年5月31日 愛知県告示第 476号		
分区指定変更告示		1996(平成8)年7月1日 名古屋港管理組合告示第27号								
面 積(ha)		変更前	変更後	差引	変更前	変更後	差引	変更前	変更後	差引
		1024.9	1033	8.1	1760.6	1823.3	62.7	1000.5	1204.3	203.8
分区 (ha)	商港区	382.4	386.5	4.1	32.8	78.8	46	237.1	442.5	205.4
	工業港区	295.7	297.4	1.7	1705.5	1705.5	0	638.7	637.1	−1.6
	特殊物資港区	152.2	154.3	2.1	22.3	22.3	0	65.3	65.3	0
	保安港区	168.3	168.3	0.0	—	—	—	19.4	19.4	0
	修景厚生港区	26.3	26.3	0.0	—	—	—	40.0	40.0	0
	分区指定なし	—	—	—	—	16.7	16.7	—	—	—

(注) 名古屋都市計画区域における変更後面積は、約表示であり、分区面積の合計と一致しない

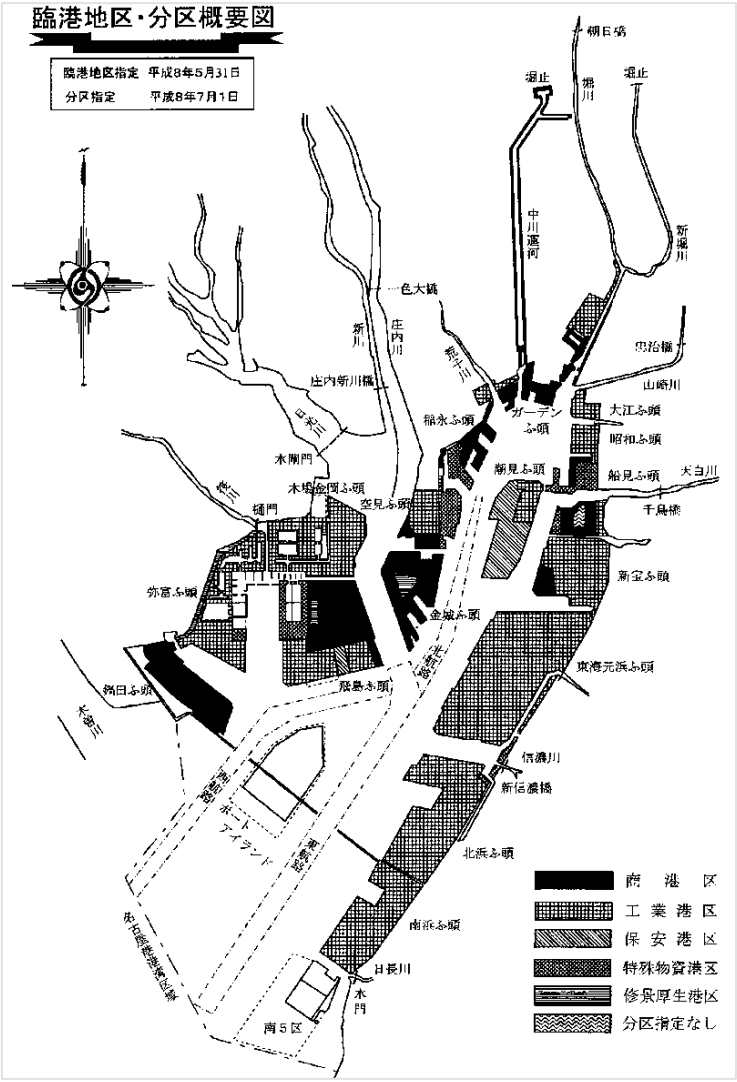

図 5.1.14　名古屋港臨港地区＜1996(平成 8)年 5 月 31 日＞

臨港地区は、21 世紀に入ってから 2001(平成 13)年～2014(平成 26)年にわたり、10 回の変更を経てきているが、そのうち名古屋市にかかわる変更は、2001(平成 13)年 5 月 15 日(稲永埋立地指定)、2003(平成 15)年 1 月 15 日(ガーデンふ頭分区変更)、同年 7 月 31 日(住友運河埋立地指定、中川運河堀止一部解除)、2014(平成 26)年 3 月 7 日(金城ふ頭分区変更)、同年 12 月 15 日(中川運河堀止地区、同中川口緑地指定)の 5 回である。

第４節　名古屋港の整備

名古屋港の整備内容は多岐にわたるが、ここでは主に都市計画施設との関連が深い類似の港湾施設整備とその土台となる埋立地の造成整備について触れることとする。

1 埋立地造成整備

名古屋港は、内港地区（名古屋市）、南部地区（東海市、知多市）、西部地区（飛島村、弥富市）という三つのゾーンに大きく分かれる。

埋立地の造成は、三つのゾーンで並行して埋め立てられた期間もあるが、おおむね内港地区、南部地区、西部地区の順に進められた（**表 5.1.12**、**図 5.1.15**）。

表 5.1.12 埋立地造成の経緯概略

地区	ふ頭	埋立竣工		面積（ha）	主要用途
		当初	最終		
内港	ガーデンふ頭	1905(M38) 7	1981(S56) 1	37.5	公園緑地、ふ頭等
	昭和ふ頭	1926(T15) 7	1987(S62)11	88.8	工場、緑地広場等
	船見ふ頭	1928(S 3) 3	1973(S48) 8	87.9	卸売市場等
	金城ふ頭	1971(S46) 2	1990(H 2) 3	178.7	国際的展示用地、緑地等
南部	新宝ふ頭	1961(S36)12	1993(H 5)10	364.4	工場、緑地等
	東海元浜ふ頭	1958(S33) 7	1975(S50)12	752.8	工場、緩衝緑地等
	横須賀ふ頭	1958(S33) 7	1986(S61)12	39.1	終末処理場、公園緑地等
	北浜ふ頭	1971(S46) 9	1990(H 2) 5	483.6	工業、緑地広場等
	南浜ふ頭	1973(S48) 3	1977(S52) 2	316.0	工業、公園緑地等
	南5区	1994(H 6) 3	埋立中	78.2	ガス業用地、緑地等
西部	木場金岡ふ頭	1970(S45)10	1973(S48) 3	279.3	木材工業、一般工業等
	弥富ふ頭	1976(S51) 4	2004(H16) 7	270.4	木材工業、緑地等
	飛島ふ頭	1970(S45)10	埋立中	512.6	工業、港湾流通関連、緑地等
	鍋田ふ頭	1985(S60) 1	2001(H13) 3	272.4	流通施設、緑地等

「名古屋港開港百年史」資料編中の「地区別埋立竣工面積表」（平成18年8月改訂）を基に作成
1970（昭和45）年以降の埋立竣工があり、かつ、名古屋市内では緑地等の用途を含む場合

(1) 内港地区

内港地区は、明治の築港以来の伝統ある地区である。内港地区において、1970（昭和 45）年以降に埋立竣功のあるふ頭は、ガーデンふ頭、大江ふ頭、昭和ふ頭、船見ふ頭、稲永・潮凪ふ頭、空見ふ頭、金城ふ頭である。このうち、都市機能にかかわりのあるふ頭としては、ガーデンふ頭、昭和ふ頭、船見ふ頭、金城ふ頭がある。

出典:「名古屋港のあらまし 2009」(名古屋港管理組合)

図 5.1.15　名古屋港埋立造成の変遷

ガーデンふ頭は、「親しまれる2号地ふ頭再開発計画」に基づき、中央と東のふ頭の間の水面が埋め立てられた(1981(昭和 56)年 1 月竣功)ことを契機に公募により名づけられた名称である。2 号地は、かつて明治期に埋め立てられ、昭和に入ってから西、中央、東の 3 ふ頭が埋め立てられた。再開発により緑地や名古屋港ポートビル、名古屋港水族館などが立地して、市民に親しまれる港の役割を担っている。[32]

金城ふ頭は、1964(昭和 39)年から埋立が開始され、逐次、規模を拡大し、178.7ha という名古屋市内では有数の大規模ふ頭となった。名古屋港におけるコンテナ・バースの先駆けとなる一方で、1988(昭和

[32] 前掲 5　名古屋港開港百年史編さん委員会「名古屋港開港 100 年史」(名古屋港管理組合　2008.3 pp. 238-239)

63)年の「名古屋港基本構想」では、主に「国際交流・中枢管理ゾーン」と位置づけられ、名古屋市は名古屋市国際展示場を建設した。1973(昭和 48)年の第 1 展示館を皮切りに、1987(昭和 62)年に第 2 展示館、1993(平成 5)年に第 3 展示館を建設した。[33]

そのほか、昭和ふ頭には小規模な緑地が計画され、船見ふ頭には 2007(平成 19)年 2 月に卸売市場南部市場、同年 5 月には船見緑地、2011(平成 23)年 11 月には都市高速道路高速 3 号線の船見町出入口が供用となっている。

(2) 南部地区

南部地区は、臨海工業地帯形成の受け皿として構想され、東海製鐵㈱が 1964(昭和 39)年 9 月に東海元浜ふ頭で本格稼働したことを初めとして、その後、石油精製、電力、鉄鋼、造船、エネルギー、自動車関連などの企業の立地が相次ぎ、重化学コンビナートが形成された。[34]

(3) 西部地区

西部地区は、木材港と木材工業団地を中心に、「商港的要素を含む軽工業を立地させる」という構想の基に整備された。木材港は、伊勢湾台風(1959(昭和 34)年 9 月)による流木被害を教訓として、市街地から離れた西部地区に貯木場を移転させるとともに木材輸入の増大に備えるために計画された。その後、航空宇宙関係企業、火力発電所、自動車関連などの企業が立地した。また、港湾物流機能としては、名古屋港の主力コンテナふ頭が建設されている。[35]

2 港湾施設の整備

港湾施設とは港湾を管理運営するために必要な施設をいい、港湾法第 2 条第 3 項でその範囲を定義している。その中で都市施設と類似する道路、緑地、鉄道について主に名古屋市内の施設を対象として紹介する。

(1) 臨港道路

臨港道路とは、港湾法第 2 条第 5 項第 4 号の臨港交通施設のうち「道路」をいう。臨港道路は、港湾内または港湾と公道(道路法上の道路)を連絡する道路で、港湾管理者が管理する。一般に道路と認識されている施設は道路法上の道路であるのに対し、臨港道路は主に港湾関連交通を受け持つことから、大型車の交通が多く、車線あたりの幅員、隅切り、舗装厚などが道路法上の道路とは異なることがある。

名古屋市内の臨港道路で、一般に親しまれている路線は、おそらく金城ふ頭にあるロサンゼルス大通、

[33] 「名古屋市国際展示場ポートメッセなごや 施設概要」:http://portmesse.com/outline(2016/09/29 閲覧)
[34] 前掲 5 名古屋港開港百年史編さん委員会「名古屋港開港 100 年史」(名古屋港管理組合 2008.3 pp. 116-118)
[35] 前掲 5 名古屋港開港百年史編さん委員会「名古屋港開港 100 年史」(名古屋港管理組合 2008.3 p. 120)
「木材港・弥富ふ頭」(「名古屋港のあらまし(ふ頭紹介)」
http://www.port-of-nagoya.jp/aramashi/pdf/all.pdf(2016/09/29 閲覧)の pp. 26-27

メキシコ大通、南京大路であろう。これらの路線は名古屋市国際展示場等の施設を三角形で囲むように配置され、ロサンゼルス大通は伊勢湾岸道路の名港中央 IC に接続している。一方、潮見ふ頭では名港潮見 IC に名古屋市道潮見町第 1 号線が接続し、この道路は引き続き愛知県道名古屋東港線および都市計画道路星崎鳴海線に接続している。

一般に、都市計画道路と臨港道路が重複することはまれであるが、潮凪線は名称が同じで線形もほぼ同じという例である。その他、都市計画道路梅ノ木線の終点付近区間は臨港道路空見ふ頭内道路と重複している。なお、臨港道路一州町線は築地橋で都市計画道路名古屋環状線と接続し、西進して高架構造で潮凪線と並走したうえで潮凪線に接続する路線で、2000(平成 12)年 9 月に供用した。[36]

(2) 臨港緑地等

臨港緑地等とは、港湾法第 2 条第 5 項第 9 号の 3 に規定する「港湾環境整備施設」(海浜、緑地、広場、植栽、休憩所その他の港湾の環境の整備のための施設)をいい、1973(昭和 48)年の港湾法改正で追加された内容である。臨港緑地等は、主に港湾利用者、来港者を対象とし、港湾管理者が管理するものである。その存在効用を旨とする修景緑地広場を主として、ゴルフコースや海釣り施設など特殊な施設を備えている。なお、管理については都市公園法の管理規定を準用している。

名古屋市域の主な臨港緑地等としては、ガーデンふ頭臨港緑園、金城ふ頭中央緑地、中川運河緑地、潮見ふ頭緑地(名古屋港ワイルドフラワーガーデン・ブルーボネット)、船見緑地などがある。

ガーデンふ頭臨港緑園は、1977(昭和 52)年 11 月の「親しまれる港づくり懇談会」による次の提言が契機となって、1979(昭和 54)年度から 1986(昭和 61)年度にかけて整備が進められた。[37]

「名古屋港の玄関口にふさわしく、ミナト情緒豊かな臨港緑園として整備される必要がある。そこには、広場や展望台のあるプロムナード、海事博物館、休憩室、港内を周遊する遊覧船の発着場を設けるなど、市民にとって魅力あるシンボルゾーンとして整備されたい」

これを受けて、4 万㎡の規模の緑地広場が整備され、さらに 1984(昭和 59)年 7 月には名古屋海洋博物館や展望室などを擁する「名古屋港ポートビル」、1985(昭和 60)年 8 月には南極観測船「ふじ」、1992(平成 4)年 10 月には「名古屋港水族館」が開館している。

金城ふ頭中央緑地は、昭和 40 年代末から平成初期にかけて整備されたが、土地利用の転換を想定して、2000(平成 12)年の港湾計画で削除され、交流拠点用地に位置付けられた。

中川運河緑地は、「中川運河再開発基本計画」(第5節2(3) 中川運河整備基本計画 参照)に基づいて、1996(平成 8)年度に「中川口西遊歩道」、2008(平成 20)年度に「中川口緑地」が整備された。[38]

名古屋港ワイルドフラワーガーデン・ブルーボネットは、潮見ふ頭の中部電力㈱新名古屋火力発電所内に 2002(平成 14)年 4 月に、船見緑地は 2007(平成 19)年 5 月に開園した。

---

[36] 前掲 5 名古屋港開港百年史編さん委員会「名古屋港開港 100 年史」(名古屋港管理組合 2008.3 p. 345)
[37] 杉浦和彦「名古屋港の親しまれる港づくり」(「集客戦略と港湾」パールロード 2004.1 pp. 37-41)
前掲 5 名古屋港開港百年史編さん委員会「名古屋港開港 100 年史」(名古屋港管理組合 2008.3 pp. 238-241)
[38] 前掲 5 名古屋港開港百年史編さん委員会「名古屋港開港 100 年史」(名古屋港管理組合 2008.3 p. 414)

（3） 臨港鉄道

臨港鉄道とは、港湾法第 2 条第 5 項第 4 号の臨港交通施設のうち「鉄道」をいう。

名古屋駅と金城ふ頭を結ぶ旅客鉄道の「あおなみ線」は、元々貨物鉄道であった JR 西名古屋港線を旅客化したものである。臨港地区内約 4.4km の区間の鉄道基盤施設（インフラストラクチャー相当部分）については、名古屋港管理組合が臨港鉄道金城ふ頭線として既設線の改良と金城ふ頭までの延伸を実施した。臨港地区外については、名古屋市、愛知県、名古屋港管理組合等の出資による第 3 セクター「名古屋臨海高速鉄道（株）」が事業主体となった。港湾整備事業としての臨港鉄道の整備は、2001（平成 13）年度に着手し、臨港地区外の整備とあわせて、2004（平成 16）年 10 月 6 日に開業した。経緯の詳細は、第3編「第4章　鉄道・総合駅・駅前広場」に譲る。

第５節　運河の計画

1 運河法の経緯

「運河法」（大正 2 年法律第 16 号）は、1913（大正 2）年 4 月 9 日公布、同年 12 月 1 日施行の歴史ある公物管理法であり、運河開設者を国の免許制とし、開設、管理等にかかる一連の手続きや国等の監督などを定めている。

1915（大正 4）年に本法改正を経ているが、その後の改正はいずれも他法令改正に伴うもので実質的な改正内容に乏しい。戦後の大きな社会変動の渦中においても微修正にとどまり、今日に至るもカタカナ表記の法文である。その背景としては、次のようなことが推測される。

ⅰ　運河法は、運河舟運が都市内物流の基幹をなしていた明治・大正期に立案制定された。

ⅱ　その後、都市内物流が次第に陸送主体に変化していく過程で、運河利用は大きく減退した。

ⅲ　運河利用の減少傾向の中で、運河を管理する法規内容を切実に変更修正すべきであるという時代要請を強くは受けなかった。

名古屋市にあっては、戦前に都市計画決定された運河のうち、中川運河は戦前に、荒子川運河の一部は戦後に都市計画事業で開削整備され、中川運河は運河法を根拠法規として名古屋市により管理されてきた。戦後になって港湾法施行に伴い、港湾管理者として愛知県と名古屋市による一部事務組合である名古屋港管理組合が設立されるにおよび、中川運河の水域は港湾区域となり、中川運河自体は港湾法を根拠とする港湾施設として名古屋港管理組合が管理するに至った。以降、名古屋市内に運河法の適用のある運河は存在しない。

2 運河の計画

(1) 旧都市計画法における運河の都市計画

① 当初計画

旧都市計画法における運河の当初計画は、道路網とならび、初動期都市施設計画の白眉であり、「名古屋都市計画史」の記述に詳しい。[39]

当初計画の考え方の主なものは、次のとおりであった。

ⅰ　港湾及び鉄道との連絡を主とし、商工業地相互の連絡を従とする

ⅱ　利用区域を両岸約 550m～730mとし、築港埠頭線を基線として約 1.6kmの間隔で 5 放射を第 1 次幹線として計画（内 1 本は既存堀川を利用）

ⅲ　第 1 次幹線を連絡するため埠頭線に平行して数条の第 2 次幹線を配置　など

以上のような考え方に基づいて、中川運河、荒子川運河、山崎川運河、大江川運河が 1924（大正 13）年 6 月 9 日に都市計画決定された（**図 5.1.16**、**表 5.1.13**）。

[39] 前掲 31　名古屋市計画局・（財）名古屋都市センター「名古屋都市計画史」（（財）名古屋都市センター　1999.3 pp. 102-106, pp. 180-190）

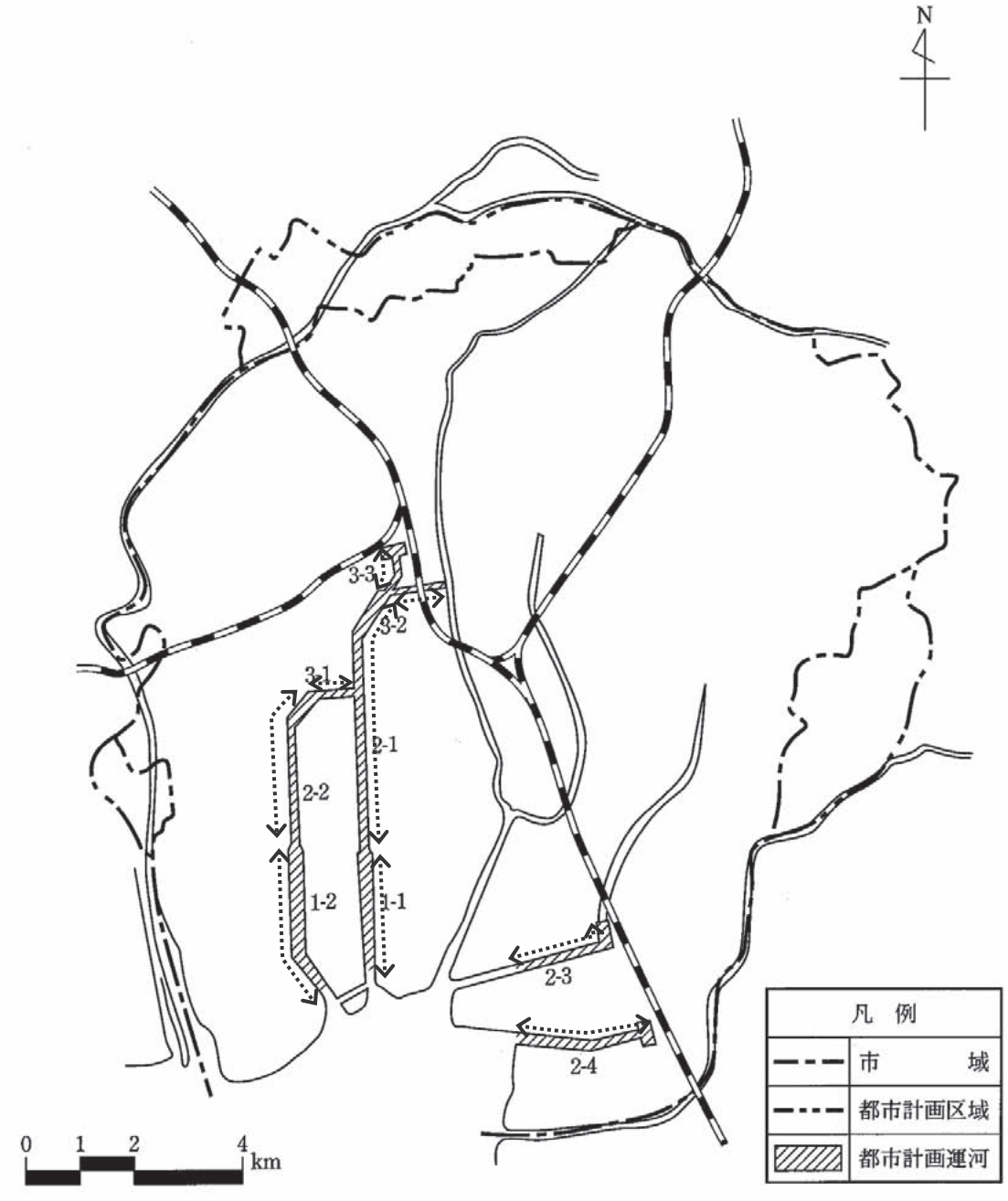

注：図中 1-1 は、「一等第一」を意味する。
出典：「名古屋都市計画史」(H11.3 (財)名古屋都市センター)に加筆

図 5.1.16　都市計画運河の当初決定（1924（大正 13）年）

表 5.1.13 都市計画運河の当初決定(1924(大正 13)年)

名称	等級番号	位置		区域	
		起点	終点	幅員	延長
中川運河	1-1	中川口	東海橋	90.9	1,818
	2-1	東海橋	長良橋	63.6	4,572
		長良橋	小栗橋	90.9	
	3-2	小栗橋	松重	36.4	1,090
	3-3	小栗橋	堀止船だまり	36.4	727
荒子川運河	1-2	荒子川川口	入場付近	90.9	2,235
	2-2	入場付近	草平町付近	63.6	2,235
		草平町付近	小塚町付近	90.9	545
	3-1	小塚町付近	清船町付近	45.4	780
山崎川運河	2-3	山崎川川口	忠治橋南	63.6	1,854
大江川運河	2-4	大江川川口	元塩町付近	63.6	2,162

起点、終点は計画書記載によらず適宜現行地名で概略位置を表記
幅員、延長は計画書記載の間をメートルに換算した値を用いた

② 都市計画決定の基準

運河の当初決定の際、堀川は既存運河として現況のままの利用を想定したことから都市計画決定の対象としなかったと考えられる。当初計画の考え方のiii(本節2(1)① 当初計画)に示されているような放射状運河を連絡する第 2 次幹線(横堀運河)が、中川運河と堀川、荒子川運河と中川運河を連絡する 2 本を除いて決定されなかったのはどのような理由によるのか、以下に推測を交えてであるが紹介する。

運河の当初決定の際に、内務大臣から都市計画愛知地方委員会に対して付議された計画案に添付された理由書の末尾には次のような表現がある。

「今回ハ前記中川荒子川及大江川等二等以上ノ四大幹線並ニ中川荒子川ニ連ル各三等等準幹線ヲ決定スルコトヽシ他ハ地區ノ發展ニ伴ヒ官民各種事業の發達ト關聯シ―將來運河開鑿計畫アルノ際實狀ニ照シ更ニ考慮スルコトトスルヲ以テ適當ナリト思惟スルモノナリ」

ここでは、何をもって都市計画決定対象とし、何をもって対象としないかという基準について触れているわけではなく、要するに対象としなかったものについては、後日の事業機会等を勘案して留保したということを述べている。おそらくは後年の実態が示しているように、組合施行の土地区画整理事業等による整備を期待しつつ現時点で都市計画決定によって条件を固定してしまうことを避けようとしたのであろう。さらに、旧都市計画法の下、工業地域が広範に指定された西南部にあって、耕地整理事業、旧都市計画法に基づく土地区画整理事業を組合施行で実施する場合に、工場等の誘致に有利になるようアクセスとしての横堀運河を設計するように行政側が指導したのであろう。

当初決定時に限らず、運河の都市計画決定にかかる一般的な基準で定量的に明文化されたものは存在しない。旧都市計画法における都市計画標準(1933(昭和 8)年)には一般論の記述があるが、ネットワークとして何を定め、何を定めないか、についての言及はない。[40] さらに広げて都市施設一般に関して都

[40] 「都市計画調査資料及計画標準ニ関スル件」(昭和 8 年 7 月 20 日 発都第 15 号 内務次官通牒)

市計画決定対象とするか否かについては、計画時点における個別具体的な諸条件、特に整備に向けての事業可能性を考慮してその都度判断されているのが実態であろう。

③ 戦後の運河縮小変更の経緯 [41]

戦後、旧都市計画法の下にあって運河については、都市内物流が陸送に転換していく状況を反映して、当初決定をおおむね縮小する変更が続いた。

まず、1952(昭和 27)年 9 月 27 日に大江川運河が廃止された(建設省告示第 1242 号)。その理由としては、市営住宅や大工場が立地したなど土地利用が固定したことにより運河事業の必要性が薄れたことがあげられる。

次いで、1953(昭和 28)年 10 月 27 日に荒子川運河が変更された。その理由としては、既定計画の西側に国鉄貨物駅(現 JR 名古屋貨物ターミナルおよびウエスト・サイド・タウン)が計画され、既定計画のままでは運河利用可能宅地が大きく減少してしまったこと、また既定計画上流部で宅地化が進行したこと、などがある。これらの理由により、線形を西側に振って既存荒子川を活用することとし、終点を国鉄関西本線八田駅付近とするほか上記の理由から中川運河との連絡を廃し、かわって庄内川連絡運河を新設するものであった(建設省告示第1391 号)。

1955(昭和 30)年 3 月 24 日には、荒子川運河が変更され、支線(幅員 45m、延長 1,675m)が新設されて、下流域の港区寛政町付近にて中川運河との連絡が復活した(建設省告示第 284 号)。これは中川運河の支線運河として既に戦前に整備されていた寛政運河(寛政土地区画整理事業の区域)と荒子川運河を連絡するかたちで都市計画決定されたものである。なお、1956(昭和 31)年 3 月 5 日には荒子川運河とその後背地を含む区域約 940ha について荒子川土地区画整理事業が都市計画決定されている(建設省告示第 382 号)。

1965(昭和 40)年 8 月 28 日には、荒子川運河の港区当知町(現入場二丁目付近)以北を廃止する縮小変更が行われた(建設省告示第2497 号)。これは国道 1 号以北の区域について、地下鉄計画に対する期待もあって市街化が顕著であったことによる。このときあわせて用途地域と道路の変更も行われた。用途地域については、工業地域のうち国道 1 号以北が住居地域に、国道 1 号以南かつ東海橋線以北が準工業地域に変更された(建設省告示第 2473 号)。また、道路については、運河の代替機能を果たすように高畑町線が延伸され、終点が八熊線との交差点から東海橋線の交差点に変更された(建設省告示第 2483 号)

1967(昭和 42)年 9 月 7 日には、港湾関連輸送がトラック主体に移行していることから、荒子川運河のうち港区寛政町以北区間を廃止する縮小変更が行われた(建設省告示第 2838 号)。この変更により庄内川連絡運河が廃止され、荒子川運河としては港区寛政町以南の本線と中川運河と連絡する支線のみとなった。

以上の経緯の概略を**図 5.1.17** に示す。

[41] 前掲 31 名古屋市計画局・(財)名古屋都市センター「名古屋都市計画史」((財)名古屋都市センター 1999.3 pp. 411-422)

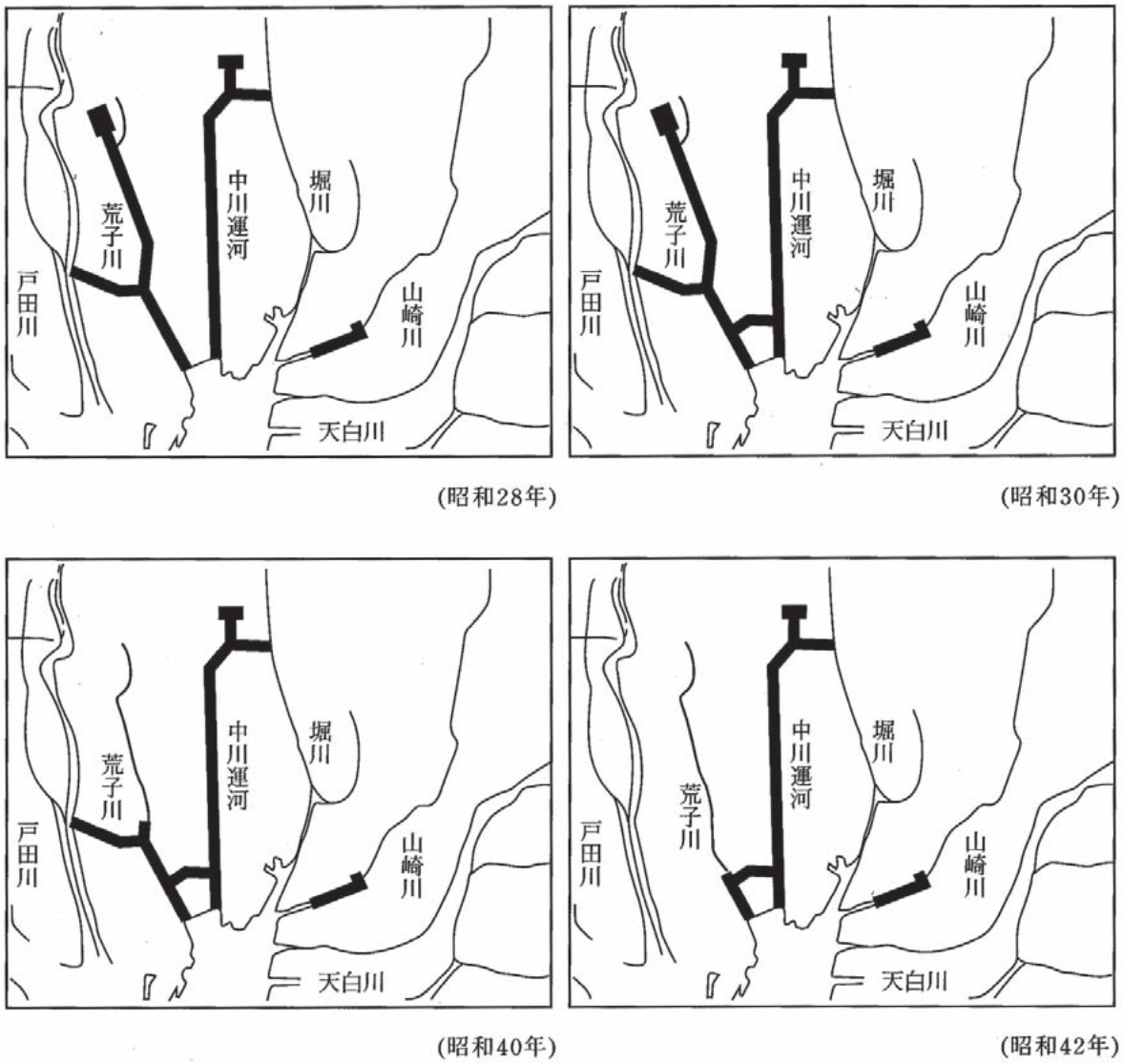

出典:「名古屋都市計画史」(H11.3 (財)名古屋都市センター)

図 5.1.17　戦後の旧都市計画法における運河の都市計画変更の推移

(2)　新都市計画法における運河の都市計画

新都市計画法が施行された後についても運河の変更は縮小・廃止に終始している。

都市計画法施行後、最初の変更は 1979(昭和 54)年 3 月 23 日に行われ、同法に基づく書式の変更とあわせて荒子川運河および山崎川運河が廃止された。

その後、「ささしまライブ 24 土地区画整理事業」の都市計画決定に伴い、1999(平成 11)年 8 月 13 日に中川運河の船だまりの縮小都市計画変更が行われた。

①　書式変更および荒子川運河・山崎川運河の廃止変更

都市計画法施行後、1979(昭和 54)年 3 月 23 日に計画書書式を同法に即して改めるとともに荒子川運河および山崎川運河を廃止する変更が行われた(愛知県告示第 346 号)。その理由は旧都市計画法下で縮小変更が重ねられてきた延長線上にあり、計画書記載の表現によれば次のとおりである。

「港湾を中心とした物資輸送は、港湾の接岸施設の拡張、陸上輸送の発達により、接岸荷役とトラック輸送の比重が高まり、艀輸送を中心とした運河利用は減少の一途をたどっている。こうした情勢に対処するため変更するものである」

この変更の結果、都市計画運河は中川運河本線とその支線のみとなった(**表 5.1.14**)。なお、これまで中川運河に連絡する荒子川運河の支線として都市計画決定されていた 3 等第 4 のうち、一部廃止された西部の区間以外は、管理名称上は荒子川運河を維持するが、都市計画上は中川運河 5 号となった。

荒子川運河の変更に伴い、荒子川公園約 29.5ha が、おおむねの荒子川運河および公共物揚場などの区域を加えたエリアで、同日に都市計画追加された(愛知県告示第 343 号)。

表 5.1.14 1979(昭和 54)年の運河の変更

番号	名称	起点	終点	幅員(m)	延長(m)	変更前名称等		
						等級	番号	名称
1	中川運河1号	中川河口	港区熱田前新田字東川縁	91	約1,820	1	1	中川運河
2	中川運河2号	港区熱田前新田字東川縁	中川区露橋町字西海道	64～91	約4,570	2	1	中川運河
3	中川運河3号	中川区露橋町字西海道	中川区松重町	36	約1,090	3	2	同 東支線
4	中川運河4号	中川区露橋町字西海道	中川区運河町	36	約 730	3	3	同 北支線
	中川区運河町地内に約24,800㎡の船留りを設ける					幅員50間長150間の舟溜りに接続		
5	中川運河5号	港区金船町4丁目	港区寛政町3丁目	45	約1,290	3	4	荒子川運河支線

※ あわせて、都市計画運河中1等第2号荒子川運河および2等第3号が廃止されている

② 「ささしまライブ 24 土地区画整理事業」決定に伴う中川運河の都市計画変更

国鉄笹島貨物駅跡地を主な対象区域とする「ささしまライブ 24 土地区画整理事業」が、1999(平成 11)年 8 月 13 日に都市計画決定されたことに伴い(名古屋市告示第 270 号)、同区域の隣接地にあたる中川運河の船だまりの区域の一部を削除する都市計画変更が同日に行われた(愛知県告示第 605 号)。

変更内容は、従前の船だまりの面積約 24,800 ㎡のうち西側部分の約 8,200 ㎡を削除して約 16,600 ㎡とするものである(**図 5.1.18**)。

理由としては、計画書の記載によれば「ささしまライブ 24 地区の整備に合わせて、都心における貴重な水辺空間の活用を図るため」となっている。

なお、船だまりの一部区域削除に伴い、2003(平成 15)年 7 月 31 日に関連する臨港地区の区域が一部削除された。

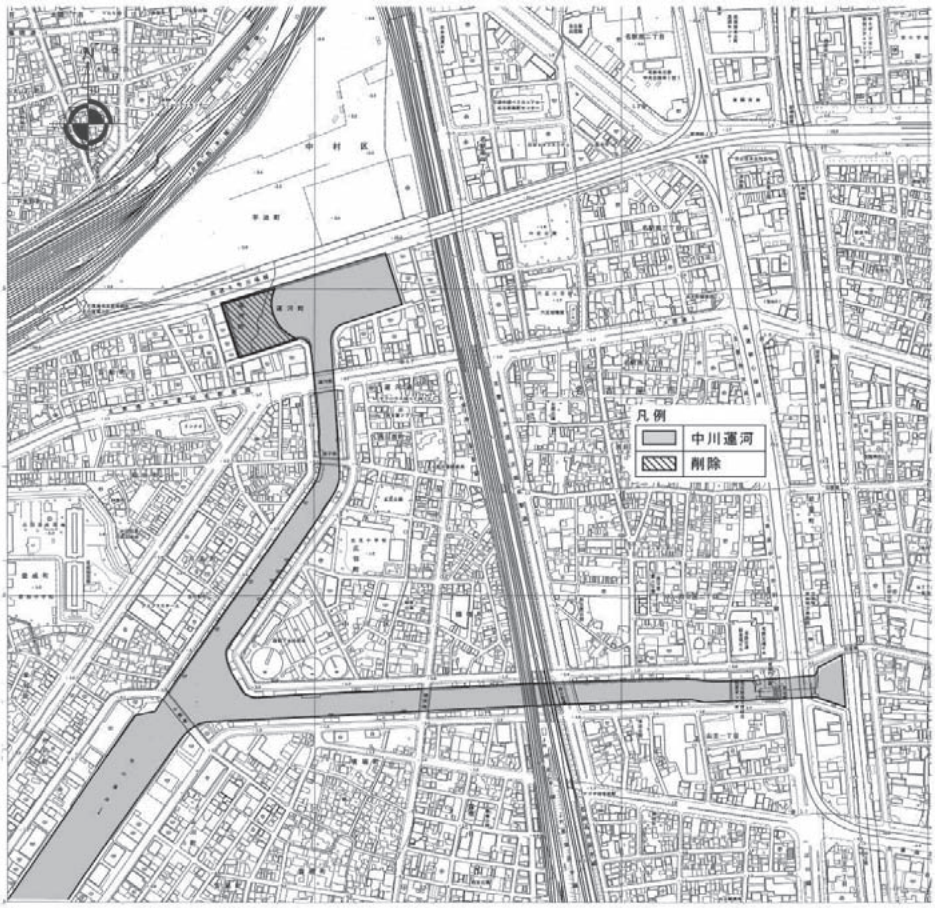

図 5.1.18　中川運河の変更（1999（平成 11）年 8 月 13 日）

（3）　中川運河整備基本計画（再開発基本計画）[42]

中川運河の水運利用が減少傾向にある一方で、都市内の水辺空間に対する期待が高まり、「港と都心を結ぶ運河の広大な水面は、市街地における貴重な水辺空間として新たな利用のあり方が求められてきた」。

こうした背景を受けて、名古屋市と名古屋港管理組合は、「中川運河整備基本計画（名古屋港管理組合では「中川運河再開発基本計画」と呼んでいる。以下同じ）」を 1993（平成 5）年 3 月に共同で策定した。この計画は、中川運河が果たす役割を見直し、将来にわたって有効活用するうえで必要な整備についての方策をまとめたものである。

「運河空間活性化計画調査」が五港建、名古屋港管理組合、名古屋市による共同調査として 1988（昭和 63）年度から翌年度にかけて実施された。中川運河整備基本計画はこの調査成果を基に策定され、21 世紀初頭を整備目標とした中川運河整備のマスタープランである。

42　名古屋市・名古屋港管理組合「中川運河整備基本計画（再開発基本計画）」（名古屋市・名古屋港管理組合 1993.5）
前掲 5　名古屋港開港百年史編さん委員会「名古屋港開港 100 年史」（名古屋港管理組合　2008.3 pp. 412-413　）
愛知雅夫「中川運河の魅力再生について」（「アーバン・アドバンス」No.48　2009.2）

計画のコンセプトは、「港と都心を結ぶ快適な水辺環境軸の形成」とされ、計画の目標として次の三つが掲げられた。

ⅰ　親水性に満ちたウォーターフロントの創造

ⅱ　高度な物流空間の形成

ⅲ　安全なまちづくり

整備分野については水域利用、防災、環境整備に区分され、それぞれの整備内容は次のとおりである。

水域利用	物流空間の再編・高度化、水上交通の誘導、賑わい空間の形成
防災	治水機能の向上、防災ネットワークの形成
環境整備	水辺環境の整備、水質の浄化、景観の形成

以上のような内容の下で、効果的な整備推進を図るために「沿線のポテンシャルが高く、整備効果が期待できる地区や他の事業との一体的な整備が考えられる地区」が「拠点整備地区」とされ、堀止、露橋、八熊橋、野立橋、昭和橋、小碓・南郊、荒子川、中川口の8地区が位置づけられた。このうち、堀止、昭和橋、中川口の3地区が、親水緑地等の整備を図るため港湾計画に位置づけられ、1997（平成9）年度には、中川口緑地が整備着手された。同緑地は2008（平成20）年4月に全面供用開始され、引き続き堀止緑地の整備が進められている。名古屋市と名古屋港管理組合は、「中川運河整備基本計画（再開発基本計画）」策定後20年近く経過したため、新たに求められる価値や果たすべき役割を見据えた「中川運河再生計画」を2012（平成24）年10月に策定した。この計画は、おおむね20年先を見据えた再生構想と、おおむね10年間の取組み内容で構成されており、再生理念は「歴史をつなぎ、未来を創る運河」とされた。交流・創造、環境、産業、防災という四つの再生方針が立てられ、北部からそれぞれ「にぎわい」、「モノづくり産業」、「レクリエーション」という三つのゾーンが区分されたうえで、再生方針ごとの取り組み内容が示されることによって再生に向けたしくみが提示されている。[43]

[43] 名古屋市・名古屋港管理組合「中川運河再生計画」（名古屋市・名古屋港管理組合　2012.10）

第6節 運河の整備等

1 運河の整備

(1) 中川運河の整備

中川運河は、1924(大正 13)年 11 月 17 日に都市計画事業決定され、1926(大正 15)年 10 月 1 日に開削工事が着手され、1930(昭和 5)年 10 月 25 日に本線および北支線が使用開始された。東支線を含めて全線開通したのは 1932(昭和 7)年 10 月 1 日である。[44] 東支線区間の開通が遅れた原因は、堀川連絡のために鉄道を横断する必要があり、その工事に期間を要したためである。[45]

中川運河開削事業とあわせて、運河掘削の土砂を利用して沿線を埋立造成する建築敷地造成事業が実施された。建築敷地造成事業とは、旧都市計画法第 16 条第 2 項および旧都市計画法施行令第 22 条によるもので、公共施設の整備に必要な土地のほかに周辺の土地を超過収用した後、土地区画整理事業を施行して周辺の土地利用を増進させるものである。中川運河開削事業に伴う建築敷地造成事業は、中川運河開削事業の都市計画事業決定内容のうちに含まれる。[46] 建築敷地造成事業は、名古屋市による一人施行の中川運河沿線土地区画整理事業として施行されることとなり、1929(昭和 4)年 1 月 18 日に設立認可され、中川運河本線使用開始直前の 1930(昭和 5)年 10 月 21 日に換地処分となった。区域は運河本線両側に配置した物揚場、倉庫敷地、道路の外側約 90mで、全体面積は約 103.4ha である。

建築敷地造成事業の実施例は、全国的にみても戦前にわずかに 3 例を見るのみであり、中川運河開削に伴う本事業は、全国で最初の事業である。[47]

なお、都市計画決定時に留保された支線運河について、おそらくは設計段階においてその交差位置を想定し、建築敷地造成事業において用地を確保するとともに、さらにその延長線上の支線運河の用地を確保し、整備が可能となるように隣接する耕地整理事業等と調整したと考えられる。そのことをうかがわせる次のような記述が戦前の名古屋市の「中川運河」という冊子のなかにある。

「建築敷地に隣接せる耕地整理組合等に於いて運河に連絡せる小支線を開鑿し其の利用を増進すべく実施中のもの計画中のもの数線を数へている」[48]

中川運河は、1951(昭和 26)年の名古屋港管理組合設立時に中川運河の水面および護岸は港湾区域とされ、沿岸の市有地を併せ港湾管理者である名古屋港管理組合が管理している。港湾区域内の財産については底地は名古屋市、護岸は名港管理組合の発足前から存在するものは名古屋市、その後に改修したものは名古屋港管理組合に帰属するが、沿岸市有地を含め、整備、維持、管理はすべて基本財産として名古屋港管理組合が行っている(**表 5.1.15**)。

---

44 前掲 31 名古屋市計画局・(財)名古屋都市センター「名古屋都市計画史」((財)名古屋都市センター 1999.3 pp. 184-185)
45 名古屋市土木部「中川運河」(名古屋市役所 1933.9 p. 2)
46 前掲 31 名古屋市計画局・(財)名古屋都市センター「名古屋都市計画史」((財)名古屋都市センター 1999.3 pp. 552)
47 鈴木栄基「日本近代都市計画史における超過収用制度に関する研究」(東京大学学位論文 1991.3 p. 71)
48 前掲 45 名古屋市土木部「中川運河」(名古屋市役所 1933.9 p. 11)

表 5.1.15 中川運河の管理形態

区分	所有および管理	
水面	管理者	名古屋港管理組合(港湾区域)
底地	所有者	名古屋市
	管理者	名古屋港管理組合
護岸	所有者	名古屋市、名古屋港管理組合(改修後)
	管理者	名古屋港管理組合

なお、一級河川である堀川・新堀川も運河機能を有することから、名古屋港管理組合設立に伴い、堀川については朝日橋より下流、新堀川については堀止より下流の水面が港湾区域とされた。管理形態は**表 5.1.16** に示すとおりである。

表 5.1.16 堀川・新堀川の管理形態(参考)

区分		所有および管理			
		堀川		新堀川	
		港湾	河川	港湾	河川
水面	管理者	名古屋港管理組合 (港湾区域:朝日橋より下流)	名古屋市(全域)	名古屋港管理組合 (新堀川堀留まで)	名古屋市(全域)
底地	所有者	国		―	名古屋市
	管理者	愛知県		―	名古屋市
護岸	所有者	名古屋港管理組合 (瓶屋橋より下流右岸、 大瀬子橋より下流左岸 (宮の渡しを除く))	国 (大瀬子橋より上流 +宮の渡し)	―	名古屋市
	管理者	名古屋港管理組合 (瓶屋橋より下流右岸、 大瀬子橋より下流左岸 (宮の渡しを除く))	名古屋市 (大瀬子橋より上流 +宮の渡し)	―	名古屋市

(2) 荒子川運河の整備

荒子川運河は、戦後になって旧都市計画法の下で都市計画事業決定されたが、都市計画縮小変更の経緯にあって、おおむね中川運河連絡支線区間(現中川運河 5 号、以下「荒子川運河支線」という)とそれよりも下流部が整備された。整備は、**表 5.1.17** に示すように主に都市計画事業によるほか、本線左岸部区域は荒子川南部土地区画整理事業第 2 工区、右岸部区域は遠若土地区画整理事業に含まれていることからそれぞれの土地区画整理事業による。

荒子川運河は、中川運河に平行して北上する当初決定の線形を 1953(昭和 28)年に大きく西に都市計画変更した。変更以前の区域について、部分的に都市計画事業によらず整備されたことが旧版地図や旧版航空写真などから読み取れる。[49] これらの区間は、戦前から上記都市計画変更時(1953(昭和 28)年)にかけて旧都市計画法に基づく組合施行土地区画整理事業(遠若、土古、明徳、中島新町)によっ

[49] たとえば、1946(昭和 21)年 6 月 7 日 米軍撮影の航空写真(整理番号 : USA, 写真番号 : 92, 地図番号 NI-53-8-2 など)

て用地確保され、名古屋市によって整備されたと推測される。都市計画変更後、次第に埋め立てられて宅地となっていった。

荒子川運河支線も同様に、旧都市計画法に基づく土地区画整理事業によって区間ごとに順次用地確保、整備されていったのであろう。中川運河に接続するもっとも東部の区間は、寛政土地区画整理事業の区域に相当し、戦前に整備された。次に1955(昭和30)年の都市計画変更を受けて、遠若土地区画整理事業の区域内の荒子川運河に接続する西部の区間が、昭和 30 年代前半に整備された。最後に両者の中間に該当する荒子川南部土地区画整理事業第 1 工区の区間が昭和30年代後半に整備された。
(**表 5.1.18** 中の上欄、「都市計画」の区間番号 A・B および**図 5.1.19** を参照)

表 5.1.17 荒子川運河の都市計画事業決定の経緯

No.	事業決定・変更		事業期間	変更概要	背景・理由
	年月日	告示番号 *1			
1	1954(S29) 7. 9	K1260	1954-1959 S29-S34	当初事業決定	港湾整備進捗
2	1955(S30) 3.24	K284	1954-1959 S29-S34	3-4(中川運河連絡)を事業追加 執行年度割変更	3-4(中川運河連絡)追加都市計画変更
3	1956(S31) 3. 1	K352	1954-1959 S29-S34	名古屋港管理組合管理者を執行行政庁に指定	港湾法施行、中川運河管理主体の変更
4	1960(S35) 3. 8	K358	1954-1963 S29-S38	期間延伸 執行年度割変更	荒子川南部土地区画整理事業事業決定
5	1964(S39) 3.24	K763	1954-1968 S29-S43	期間延伸 執行年度割変更	事業進捗状況
6	1965(S40) 8.28	K2497	1954-1968 S29-S43	3-1(東海橋線以北)を事業廃止	土地利用変化に基づく3-1(東海橋線以北)都市計画廃止
7	1967(S42) 9. 7	K2838	1954-1972 S29-S47	2-2(寛政町以北)を事業廃止 期間延伸及び執行年度割変更 *2	輸送手段変化に基づく2-2(寛政町以北)都市計画廃止

＊1 告示番号のKは建設省告示を表す
＊2 ただし、3-4(中川運河連絡)の事業期間は、1954-1969(S29-S44)

(3) その他の運河の整備

大江川運河は、河川改修により下流域は広幅員で直線的な線型や護岸形状など運河状の形態をなし、沿線土地利用も固定化したため1952(昭和27)年2月27日に都市計画廃止されており、運河としての整備は行われていない。その後、大江川流域一帯の公共下水道整備に伴い、排水路としての大江川の必要性が低下した。また、伊勢湾台風時の被害等から埋立の要望や公園整備の要望などがなされた。このため、1973(昭和 48)年度から 1978(昭和 53)年度にかけて、河川を暗渠化して埋立て、緑地を造成する「大江川環境整備事業」が実施された。[50] 大江川に堆積していた汚泥には有害物質が含まれていたため、「公害防止事業費事業者負担法」(昭和45年法律第133号、施行は1971(昭和46)年5月10日)に基づき、名古屋港管理組合が原因者から負担金を徴収し、1979(昭和 54)年度から汚泥処理を行った。[51]

[50] 名古屋市土木局河川浄化対策室「大江川環境整備事業」(名古屋市 1979)
[51] 前掲 5 名古屋港開港百年史編さん委員会「名古屋港開港100年史」(名古屋港管理組合 2008.3 pp. 136-137)

なお、1977（昭和 52）年 1 月 26 日に大江川緑地が都市計画決定され、1980（昭和 55）年度から開園している。

山崎川運河については、都市計画決定後、事業の緒に就くことなく、1979（昭和 54）年 3 月 23 日に都市計画廃止されたため、運河としての整備は行われていない。

それ以外の運河は、1924（大正 13）年 6 月 9 日の当初都市計画決定の際、都市計画決定を留保した支線運河の類である。これらの運河については、戦前から昭和 20 年代にかけて、耕地整理事業や旧都市計画法に基づく土地区画整理事業によって用地が確保された。「港区史」は「名古屋市は、中川運河開削と合わせて、この運河の支線として南郊、小碓、港北、寛政運河を開削した。これらの土砂で沿岸付近の田園地帯が整地され、各種工場が立地した」[52] と記すが、中川運河開通時点の 1932（昭和 7）年時点においては少なくとも小碓・寛政の両運河が開削されていないことが 1937（昭和 12）年測量の旧版地図によって読み取ることができる。[53] 開削主体についても、名古屋市が運河を開削したのか、あるいはこれらの組合が運河整備まで行ったのかは、必ずしも定かではないが、「荒子川南部・小碓土地区画整理事業」によれば、次の記述があることから、名古屋市が運河を開削したことの傍証となるであろう。[54]

「本地区には、荒子川運河が計画され、本事業においては運河用地の確保並びに障害物件の移転を施行した」

これらの運河の整備状況の経緯を旧版地図や旧版航空写真などから判読し、**表 5.1.18** および**図 5.1.19** に示す。おおむね昭和 30 年代初めころを最大のネットワークとして、以後、埋め立てられていく経過が読み取れる。

港北運河は、荒子川運河支線と相対して東に向かう非都市計画の支線運河である。中川運河沿線土地区画整理事業の区域以外は、すべて港北耕地整理事業の区域内にあり、中川運河から現港区役所の南を通って梅ノ木線（国道 154 号）に至る東西区間と終点付近で北上する南北区間の全体が戦前に完成していた。

南郊運河は、港北運河よりやや北にあって港北運河と並行して東進する非都市計画の支線運河である。中川運河沿線土地区画整理事業の区域以外は、すべて南郊耕地整理事業の区域内にあり、中川運河から梅ノ木線（国道 154 号）に至る区間の全体が戦前に完成していた。

小碓運河は、南郊運河と相対して西に向かう非都市計画の支線運河である。中川運河沿線土地区画整理事業の区域以外は、小碓土地区画整理事業および明徳土地区画整理事業の区域内にあり、中川運河から 1953（昭和 28）年の都市計画変更以前の旧荒子川運河本線（現明徳町付近）に至る区間の全体が戦前に完成していた。

---

52 港区制施行 50 周年記念事業実行委員会「名古屋市港区史」（p. 282 港区制施行 50 周年記念事業実行委員会 1987.10）

53 旧 1 万地形図「千年」（陸地測量部 測量 1937（昭和 12）年 リスト番号 0597）

54 名古屋市計画局「荒子川南部・小碓土地区画整理事業」（名古屋市計画局 1968.3）

表 5.1.18 その他の運河の整備と埋立の経緯

都市計画	区間番号	運河名称		年次別利用状況 *2					土地区画整理事業等 *3		埋立完了
				1937 S12	1945 S20	1955 S30	1970 S45	現況	事業名称	換地処分公告	
都市計画	A-1	旧荒子川運河本線 *1		×	×	○	□	一般宅地利用	遠若土地区画整理事業	1961(S36) 3.27	不明
	A-2			×	△	△	□	一般宅地利用 一部市営住宅	土古土地区画整理事業	1961(S36) 3.27	不明
	A-3			×	○	○	□	一般宅地利用 一部正徳公園	明徳土地区画整理事業	1961(S36) 3.28	不明
	A-4			×	○	○	□	名古屋貨物 ターミナル	中島新町 土地区画整理事業	1961(S36) 3.27	不明
									西屋敷土地区画整理事業	1944(S19)10. 3	不明
	B-1	旧荒子川運河支線	東部区間	○	○	○	○	運河水面	中川運河沿線 土地区画整理事業	1930(S 5)10.21	—
	B-2			×	○	○	○	運河水面	寛政土地区画整理事業	1950(S25) 2.15	—
	B-3		中央部区間	×	×	×	○	運河水面	荒子川南部土地区画 整理事業(第1工区)	1965(S40) 5.30	—
	B-4		西部区間1 土古町線以東	×	×	×	○	運河水面	遠若土地区画整理事業	1961(S36) 3.27	—
	B-5		西部区間2 土古町線以西	×	×	×	□	荒子川公園			不明
非都市計画	C-1	港北運河	東西区間	○	○	○	○	運河水面	中川運河沿線 土地区画整理事業	1930(S 5)10.21	—
	C-2			○	○	○	○	運河水面	港北耕地整理事業	1948(S23) 5. 6	—
	C-3			○	○	○	○	港北緑地			1985(S60)5
	C-4		南北区間	○	○	○	□	辰巳浄水場			1965(S40)7
	D-1	南郊運河	東臨港線以西	○	○	○	○	運河水面	中川運河沿線 土地区画整理事業	1930(S 5)10.21	—
	D-2			○	○	○	○	運河水面	南郊耕地整理事業	1950(S25) 1.15	—
	D-3			○	○	○	○	南郊緑地(公園)			1996(H8)9
	D-4		東臨港線以東	○	○	○	□				1969(S44) 1982(S57)4
	D-5		南一番町区間	○	△	□	□	一般宅地利用			不明
	E-1	小碓運河		○	○	○	○	運河水面	中川運河沿線 土地区画整理事業	1930(S 5)10.21	—
	E-2			×	○	○	○	一般宅地利用	小碓土地区画整理事業	1960(S35) 3.20	1997(H9)7
	E-3			×	○	○	○	一般宅地利用 一部正徳公園	明徳土地区画整理事業	1961(S36) 3.28	不明

＊1 1924(大正13)年6月9日に荒子川運河本線として都市計画決定され、1953(昭和28)年10月27日の本線線形変更に伴なって都市計画施設区域から外れた区間で部分的に整備された。

＊2 年次別利用状況は、地図又は航空写真の読図によるもので、表頭の年次は厳密な時点ではなく概略の時点を表す。記号の○は運河整備済又は用地確保済、△は一部区間について運河整備済又は用地確保済、×は運河未整備、□は整備後埋立済を表す

＊3 荒子川南部土地区画整理事業のみ名古屋市施行、他は組合施行
ただし、中川運河沿線土地区画整理事業は、名古屋市単独施行による組合事業である。

図 5.1.19　その他の運河の位置と現状

2　運河廃止と埋立

物流が水運から陸運に転換するにつれて、運河利用の減少、水質悪化、水難事故等もあって、市民から運河廃止、埋立の要望がなされた。たとえば、1987（昭和 62）年 8 月 7 日には、港区東海学区から「南郊運河や小碓運河を埋立て、公園または緑地帯として整備する」旨の請願がなされ、1989（平成元）年 5 月 9 日には採択となっている。このような状況を受けて、名古屋市は運河の一部区間を埋め立て、公園等に利用することとした。以下、それぞれの運河埋立と整備についてみていくこととする（**表 5.1.18**、**図 5.1.19**）。

（1）　旧荒子川運河本線

荒子川運河は、当初都市計画に基づき、一部区間が土地区画整理事業等によって部分的に整備された。これらの区間は、1953（昭和 28）年 10 月に荒子川運河本線の線形を西側に都市計画変更したことにより、将来的に運河として機能する根拠を欠くこととなった。

このため、都市計画変更後、運河として整備されたすべての旧本線区間で埋立が進行し、宅地として利用された。埋め立てられた運河のうち、土古土地区画整理事業の区域内の一部においては、1956（昭和 31）年度から 1960（昭和 35）年度にかけて、市営住宅土古荘（建替後の名称は新泰明荘）が建設された。明徳土地区画整理事業の区域内の北部においては、正徳公園が 1964（昭和 39）年 3 月 28 日に都

市計画決定され、1983（昭和 58）年度末に開園となっている。中島新町土地区画整理事業の区域内の昭和橋線（国道 1 号）以北においては、JR 貨物の名古屋貨物ターミナル駅の一部となっている。

（2）　荒子川運河支線

荒子川運河支線は、大部分が運河水面として残存している。1979（昭和 54）年 3 月の都市計画変更により、荒子川運河が廃止され、荒子川運河支線についても土古町線以西区間は廃止された。運河廃止と同時に運河本線区域のほとんどすべての区域と土古町線以西区間の荒子川運河支線の区域は、荒子川公園として都市計画決定され、1985（昭和 60）年 4 月 1 日に開園した。

（3）　港北運河

港北運河の南北区間は、昭和 30 年代末期に埋め立てられ、名古屋市水道局の工業用水道の辰巳浄水場が建設されて 1964（昭和 39）年 12 月に竣工している。[55]

港北運河の江川線の東西にわたる区間は、1979（昭和 54）年から 1985（昭和 60）年にかけて埋め立てられた。元々、1942（昭和 17）年に運河をはさんだ両側で汎太平洋平和博覧会の跡地利用として港北公園が整備されていた。[56] 戦後、南側は復興土地区画整理事業区域に含まれ都市計画により大幅に縮小整備された。北側は都市公園として存続したが、港北運河埋立計画と一体的に検討した結果、公園の一部を区役所と防災センターに転用することとなり、残余の公園区域と以下の用地を加えた約 3.3ha が港北緑地として、1980（昭和 55）年 11 月 25 日に決定された（愛知県告示第 1154 号）。新たに加えられた用地は、埋め立てられる運河用地の大半、その北側の都市高速道路高速 3 号線計画がある市有地である。

さらに、1984（昭和 59）年 2 月 24 日には、江川線西側の港北運河埋立地約 0.8ha を加えて、同緑地は約 4.1ha に拡大変更された（愛知県告示第 153 号）。

（4）　南郊運河 [57]

南郊運河の最東端区間（現町名では港区南一番町）は戦前に埋め立てられている。

南郊運河の江川線以東区間で戦前に埋め立てられた区間以外の区間は、1962（昭和 37）年から 1969（昭和 44）年にかけて埋立が行われた。

南郊運河の東臨港線以東江川線以西区間の埋立については、1979（昭和 54）年から 1982（昭和 57）年にかけて行われた。

南郊運河の東臨港線以西区間の埋立については、1994（平成 6）年から 1996（平成 8）年にかけて行われた。

---

[55] 名古屋市上下水道局「名古屋市水道 90 年史」（名古屋市上下水道局　2011.1　pp. 93-94）
前掲 52　港区制施行 50 周年記念事業実行委員会「名古屋市港区史」（港区制施行 50 周年記念事業実行委員会　1987.10　p. 283）

[56] 名古屋市土木局公園課「皇太子殿下御降誕　記念事業公園」（名古屋市　1943.4）

[57] 前掲 52　港区制施行 50 周年記念事業実行委員会「名古屋市港区史」（港区制施行 50 周年記念事業実行委員会　1987.10　p. 283）
熱田区制 50 周年記念誌編集部会「熱田区史」（熱田区制 50 周年記念事業実行委員会　1987.10　p. 236）

戦後に埋め立てられた南郊運河は、一旦道路として供用された後、中央帯部分を南郊緑地として都市計画決定され南郊公園の名称で供用された。都市計画決定の経緯は、1982(昭和 57)年 1 月 22 日に東臨港線以東区間約 3.2ha が決定され(愛知県告示第 55 号)、その後、1997(平成 9)年 2 月 19 日に東臨港線以西の南郊運河および埋め立てる部分の小碓運河を併せた約 3.0ha が追加され、合計面積 6.2ha に拡大都市計画変更された(名古屋市告示第 44 号)。港北緑地、南郊緑地決定の経緯については第4編「第1章 公園・緑地」 第4節2(3) 都市緑地 を参照されたい。

(5) 小碓運河

小碓運河は、1996(平成 8)年から翌年にかけて埋立が行われた。埋め立てられた区間は先述のとおり 1997(平成 9)年 2 月 19 日の南郊緑地の都市計画変更の折に拡大用地の一部として追加され、南郊公園として供用されている。

3 松重閘門 [58]

中川運河東支線(現中川運河 3 号)は、中川運河と堀川を連絡するもので、松重閘門は両者の水位差を調節するための施設であった。松重閘門の建設は戦前の 1930(昭和 5)年頃と見られるが、航行船舶の減少に伴い 1968(昭和 43)年には使用を停止、1976(昭和 51)年には廃止決定がなされた。しかし、松重閘門はその意匠がランドマークとなっていたこともあって、保存することの要望がなされた。そうした要望を受け、1977(昭和 52)年には保存することが決定された。その後、松重閘門周辺が都市公園として整備され、松重閘門自体は文化財保護法や都市景観条例上の位置づけを得た。以下にその経緯の概略を紹介する。

(1) 経緯

1924(大正 13)年 6 月 9 日	中川運河都市計画決定
1930(昭和 5)年 10 月 10 日	中川運河本線および北支線通水(東支線鉄道横断箇所架換工事残存のため全通は遅延した)
1930(昭和 5)年 10 月 25 日	中川運河本線および北支線使用開始
1931(昭和 6)年 7 月 25 日	中川運河東支線使用開始

[58] 前掲 31 名古屋市計画局・(財)名古屋都市センター「名古屋都市計画史」((財)名古屋都市センター 1999.3 pp. 184-185, p. 196)
前掲 5 名古屋港開港百年史編さん委員会「名古屋港開港 100 年史」(名古屋港管理組会 2008.3 pp. 413-414)
名古屋の公園 100 年のあゆみ編集委員会「名古屋の公園 100 年のあゆみ」(名古屋市 2010.3 pp. 119-120)
日本建築学会東海支部歴史意匠委員会「東海の近代建築」(中日新聞社 1981.5 pp. 150-151)
瀬口哲夫「名古屋市建築課の人々とその設計」(C&D 出版 2009.3 pp. 157-162)
飯塚一雄「運河の歴史の象徴 名古屋・松重閘門」(「地理」 Vol. 29, No. 7 1984.7)
東海近代遺産研究会「近代を歩く」(ひくまの出版 1994.9 pp. 70-71)
浅野伸一「堀川と中川運河を結ぶ松重閘門」(「産業遺産研究」 SN. 16 2009.5)
斉藤 孝「中川運河松重閘門」(「愛知の建築」 SN. 581 2009.5)
前掲 42 愛知雅夫「中川運河の魅力再生について」(「アーバン・アドバンス」 No.48 2009.2)
名古屋市「中川運河」(名古屋市土木局 昭和 14 年 4 月 20 日 p. 3)

1932（昭和　7）年 10 月　1 日	中川運河全通
1932（昭和　7）年 12 月 20 日	中川運河東支線（鉄道横断個所）使用開始
1968（昭和 43）年 11 月　1 日	松重閘門閉鎖
1976（昭和 51）年　1 月　1 日	松重閘門廃止（取り壊し）決定
	その後、保存について要望がなされる
1977（昭和 52）年　9 月　6 日	松重閘門保存決定
1978（昭和 53）～1980（昭和 55）年	塔の修繕と周辺整備、修景工事
1986（昭和 61）年　2 月	ライトアップ開始
1986（昭和 61）年　4 月　1 日	都市公園松重閘門公園（0.23ha）開園
1986（昭和 61）年　5 月 27 日	名古屋市指定有形文化財に指定
1993（平成　5）年 10 月 12 日	名古屋市都市景観重要建築物等に指定

♣♣コラム　名古屋港管理組合の発足♣♣

名古屋港は、戦前県営港として発展してきたが、戦後名古屋市と共管の、全国的にも数少ない地方自治法に定める一部事務組合方式の「名古屋港管理組合」による管理となった。そのようになるまでに、途中港湾法の成立を挟みながら、県、市、経済界などによる4年半余りの話し合いがあった。

その主な経緯は、まず1947（昭和22）年5月当選間もない塚本三名古屋市長が、「名古屋市が管理し事業施行するのが適当」と表明したのが最初である。同年10月市長は、県知事、県議会議長に「名古屋港を名古屋市に移管せられたい」との陳情書を提出。それに対し、1948（昭和23）年11月県議会名古屋港調査委員会は「名古屋市に移管すべし。ただし運営は、県・市・関係団体による委員会が望ましい」と決議。しかし、県議会は同年12月「慎重審議すべし」と保留。翌1949（昭和24）年3月「移管すべし」は削除し、「県・市双方代表者による名古屋港運営協議会により経営が望ましい」とし、市に懇談の申し入れを決議した。しかしこの頃、国では港湾法の検討が進められていたため、その内容をよく研究し具体化することとなった。

一方名古屋商工会議所は、名古屋港の発展を推進するため、1947（昭和22）年11月付属団体「大名古屋港振興会」を設立、1949（昭和24）年5月名古屋港の管理についての「大綱案」を提案した。

1950（昭和25）年5月港湾法が制定公布される中、県、市および両議会で議論が重ねられた。

同年12月以降、県・市の議会、理事者および港湾関係会社を交えた「県・市合同名古屋港協議会」が開かれるとともに、両議会でもそれぞれ議論が重ねられ、1951（昭和26）年3月愛知県議会で「名古屋港管理組合設立要綱案」を報告可決、名古屋市会でも同じ内容に基づく「名古屋港共同管理について」の議案が可決された。

その後、具体的な規約案が検討された。主な内容は組合の名称（名古屋港管理組合）、管理者（知事・市長が2年交替）、副管理者（3名任期4年（内1名の専任副管理者について、市から「国家的の権威のある者」を付帯条件とする動きがあったが途中取り消され、知事・市長間の協議推薦に一任された））、「名古屋港審議会」を置き重要事項を諮問に応じ調査審議させる、県・市議会議員（各同数）からなる議会を置く、組合経費は県市半々で負担するなどである。

1951（昭和26）年8月設立許可申請書を、桑原知事・塚本市長連名で内閣総理大臣あて提出。サンフランシスコ講和条約調印日にちなみ、9月8日を設立許可の日とすることとなった。

なお、名古屋港管理組合の職員は、元愛知県名古屋港務所勤務の県職員（400名余）と、元名古屋市中川運河管理事務所等の名古屋市職員（60名余）を新職員として発足した。またその後も、県、市からは時々の港のニーズに応じ出向者を迎え対応した。

名古屋港審議会は、当初、規約に基づき条例で設置（1951（昭和26）年10月19日）され、会長は管理者でないほうの知事または市長が交代で務める運用とされた。1973（昭和48）年港湾法が改正され地方港湾審議会が法定化されてからは、法に基づく条例により設置することとなり、会長も知事または市長であって管理者でないものを充てるというこれまでの運用が同条例に明記された。

（参考;「名古屋港管理組合設立小史」（名古屋港管理組合　昭和47年3月10日））

♣♣コラム　名古屋港における施設整備♣♣

名古屋港では港湾管理者側において、比較的積極的に都市住民も求める施設を整備してきたことがあるためか、港湾の区域において、都市的な土地利用と港湾的な土地利用の摩擦といったことはほとんど聞かれなかった。

名古屋港で都市的活用の側面を持つ事業としてまずはじめに挙げられるのは、ガーデンふ頭の再開発であろう。名古屋港管理組合（以下、「管理組合」という）は、1977（昭和52）年11月の「親しまれる港づくり懇談会」提言を受け、翌年3月「親しまれる2号地ふ頭再開発計画」を策定、1980（昭和55）年公募により「ガーデンふ頭」と名付けたうえで、ガーデンふ頭臨港緑園、駐車場、名古屋港ポートビル、南極観測船「ふじ」、ポートハウス、ポートブリッジと順次整備を進めた。また1990（平成2）年3月には、愛知県、名古屋市、名古屋港管理組合の3者負担により名古屋港水族館建設工事に着工、1992（平成4）年10月開館した。引続き水族館2期の工事に1998（平成10）年11月着工、2001（平成13）年11月開館している。

この間、1991（平成3）年には「築地地区総合整備事業」を進めている名古屋市と連携し、「築地ポートタウン計画」も策定され、ガーデンふ頭はその計画の中では「海洋文化・レクリエーションゾーン」と位置付けられ、整備がすすめられた。

一方、金城ふ頭は、1988（昭和63）年10月策定の「名古屋港基本構想」で、「国際交流・中枢管理ゾーン」と位置づけられ、1990（平成2）年8月改訂の「港湾計画」では、金城ふ頭中央部は交流拠点ゾーンとされた。1995（平成7）年3月には「金城ふ頭地区開発基本計画」が公表され、第1ステージ（21世紀初頭）でインポートマートや展望タワーを整備すること、第2ステージでは国際商取引・交流機能の拡充・充実、大規模集客施設、ハイウェイオアシス、港湾中枢管理拠点などの整備が計画された。この計画の実現のため、管理組合はインポートマート的施設誘致のための「事業化提案」を募集し、1999（平成11）年3月「Kou’s金城ふ頭店」がオープンしたが、伸び悩み、2001（平成13）年7月幕を閉じた。その跡地に同年11月「ファニチャードーム名古屋新本店」が立地した。

その後その東側地区で、2004（平成16）年2月には「金城ふ頭第1期開発事業提案募集」が行われ、結婚式場、フットサル場などが立地した。また、同年10月には「あおなみ線」も開業している。

中川運河についても、1993（平成5）年3月「中川運河再開発基本計画」を管理組合と名古屋市共同で策定（名古屋市は「中川運河整備基本計画」という名称で公表）した。計画の考え方は「港と都心を結ぶ快適な水辺環境軸の形成」とし、運河沿いの8地区の「拠点整備地区」を重点的に整備するとし、1997（平成9）年度からそのうちの中川口緑地において整備に着手、2008（平成20）年4月に全面供用開始し、引き続き2008（平成20）年度からは堀止緑地の整備を始めている。

第2章　下水道

第１節　下水道関連法制の動向

1　下水道の種類 [1]

「下水道法」(昭和 33 年法律第 79 号)(以下「下水道法」という)で定める下水道は、「下水を排除するために設けられる排水管、排水渠その他の排水施設(かんがい排水施設を除く。)、これに接続して下水を処理するために設けられる処理施設(屎尿浄化槽を除く。)又はこれらの施設を補完するために設けられるポンプ施設その他の施設の総体をいう」(下水道法第 2 条)と定義されている。

下水道としては、下水道法に規定する「公共下水道」、「流域下水道」および「都市下水路」があり、下水道法上以外の汚水を処理する施設として農業集落排水施設、合併処理浄化槽、コミュニティ・プラント等がある(**図 5.2.1**)。

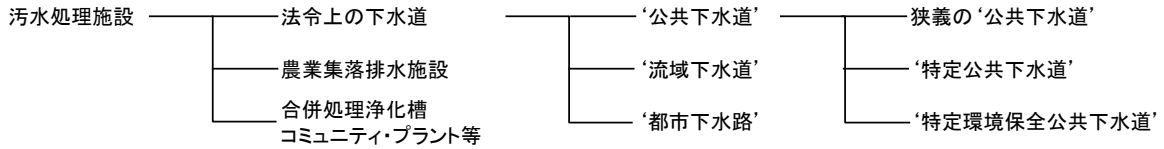

図 5.2.1　下水道の種類

(1)　公共下水道

公共下水道は、主に市街地における下水を排除し処理するために地方公共団体が管理する下水道で、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のものをいう。また、終末処理場を有する単独公共下水道と、流域下水道に接続する流域関連公共下水道とに区別され、名古屋市は前者により整備を進め、2000(平成 12)年度末の下水道処理人口普及率は 96.7%に達している。なお、2014(平成 26)年度末現在では 99.3％に達している。

特定公共下水道は、特定の事業者の事業活動に主として利用されるものであり、当該下水道の計画汚水量のうち特定の事業者の事業活動に起因し、または附随する計画汚水量が概ね 3 分の 2 以上のものとしている。

特定環境保全公共下水道は、市街化区域以外の区域において設置される公共下水道で、自然公園区域内の水質保全のため、また農山漁村の生活環境の改善を図るため、および処理対象人口が概ね 1,000 人未満で水質保全上特に必要な地区において施行されるものをいう。

(2)　流域下水道

流域下水道は、2 以上の市町村の区域における下水を排除し、かつ、終末処理場を有する下水道であり、一般的に幹線管渠、ポンプ場、終末処理場の建設および維持管理は都道府県が行い、幹線管渠に流入するまでの施設の建設および維持管理は流域関連公共下水道として市町村が行う。

1　公益社団法人　日本下水道協会「日本の下水道」(平成 25 年度　下水道白書)(2014.3　pp. 167-170)
日本水道新聞社、国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道事業課監修「下水道事業の手引　平成 24 年版」(2013.7　pp. 1-7)

また、流域下水道に関する法体系が整備されたのは、1970（昭和 45）年の下水道法改正においてである。

（3） 都市下水路

都市下水路は、主として市街地における浸水を防除するための下水道であり、公共下水道の整備に先立って整備する必要があるときに都市下水路事業として実施される。また、その規模は、管渠の内径または開渠の内のり幅が500ミリメートル以上で、かつ、雨水を集水する区域の面積が10ha以上のものである。

名古屋市においては、公共下水道の管理は上下水道局であるが、原則、都市下水路の管理は緑政土木局となっている。

2　下水道関連法制の系譜

下水道法制定および改正の主な経緯は次のとおりである。[2]

なお、**図 5.2.2** に下水道関連法制の系譜を掲げた。

（1） 下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）[3]

① 公布 1958（昭和 33）年 4 月 24 日（施行は 1959（昭和 34）年 4 月 23 日）

② 背景等

旧「下水道法」（明治 33 年法律第 32 号）（以下「旧下水道法」という）は、「汚物掃除法」（明治 33 年法律第 31 号）とともに、「土地の清潔を保持する」ことを目的とし、公衆衛生の向上を重視して制定された。下水道行政は内務省所管とされていたが、戦後の内務省の解体により建設省と厚生省の共管となり、上水道、工業用水道、下水道にかかる水行政の所管をめぐり厚生省、通商産業省、建設省の間に混乱が生じていた。そのため、水行政の混乱の解消と責任の所在を明確にすることが必要となり、1957（昭和 32）年 1 月、水行政の所管に関する閣議決定が行われた。この閣議決定においては、上水道は厚生省の所管とし、工業用水道は通商産業省、下水道は終末処理場を除き建設省の所管とし、終末処理場については厚生省が所管すべきことが定められた。

この閣議決定を受けて 1958（昭和 33）年に旧下水道法が全面的に改正された。

2 下水道行政研究会「日本の下水道　平成 14 年版」（日本下水道協会　2002.10　pp. 75-81）
下水道実務研究会「下水道の計画・21 世紀の下水道」（山海堂　2005.12　pp. 111-114）
川村良典「下水道法施行 20 周年を迎えて」（「新都市」 Vol. 33，No. 9　1979.9）
岩井四郎　他「下水道法施行 25 周年を迎えて」（「新都市」 Vol. 38，No. 8　1984.8）
松尾友矩「都市と下水道のかかわり―下水道目的規定の変遷と新しい課題」（「新都市」 Vol. 63，No. 9　2009.9）

3 小塙　潤「新下水道法の大要」（「新都市」 Vol. 12，No. 6 1959.6）

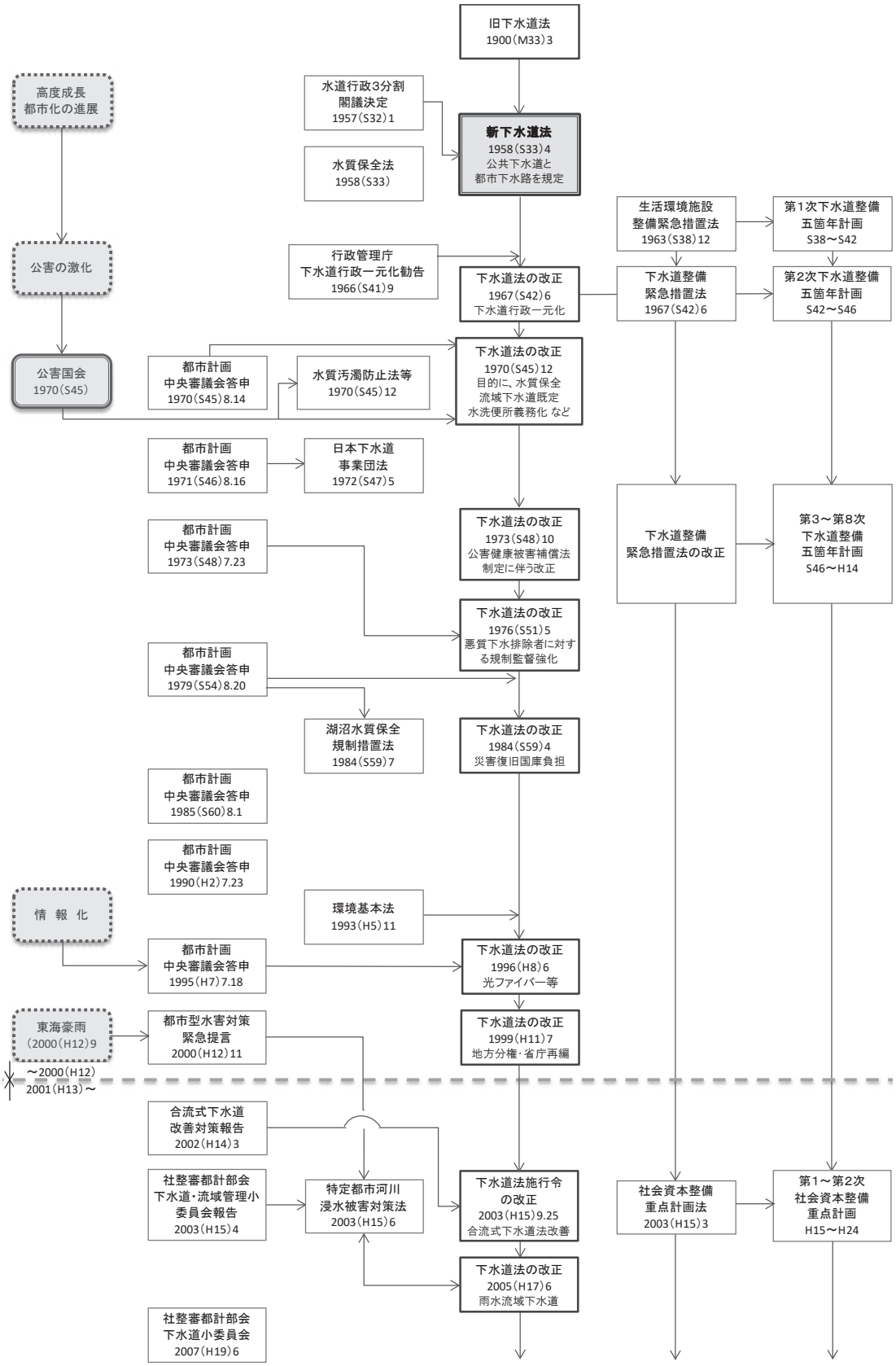

※図中、社整審都計部会は社会資本整備審議会都市計画・歴史的風土分科会都市計画部会をいう

図 5.2.2　下水道関連法制の系譜

③　主な内容

下水道を公共下水道と都市下水路に分けて規定し、その管理は原則として市町村が行うものとして、その管理責任を明確にした。特に、溝渠などの市町村が管理する都市排水施設を都市下水路として法体系に組み入れた。また、水質汚濁防止に果たす下水道の役割を期すため、公共下水道の構造、放流水の水質、終末処理場の維持管理についての技術基準その他の規定を定めるとともに、公共下水道の区域内は排水設備の設置義務を課し、悪質な下水を排除する者に対し、除外施設の設置を義務づけることができることとした。

さらに、公共下水道の急速な普及に役立たせるよう、財源対策として公共下水道の使用料および工事負担金に関する規定を設けるとともに、国庫補助金および資金の融通、国有地の貸付け等の財政援助の規定を設けた。

(2)　1967(昭和 42)年改正(昭和 42 年法律第 40 号)

①　公布 1967(昭和 42)年 6 月 21 日(即日施行)

②　背景等

1966(昭和 41)年 9 月、行政管理庁は行政監察の結果に基づき、「下水道の整備を今後、円滑かつ強力に推進するためには、下水道行政を建設省に一元化するのが適当である」旨の勧告を行った。この勧告に基づき、1967(昭和 42)年 2 月 21 日の閣議において次の了解がなされた。

「下水道(終末処理場を含む)の所管は、建設大臣とすること。ただし、建設された終末処理場の維持管理に関する事項(終末処理場への屎尿の投入を含む)は、厚生大臣の所管とすること(以下、略)」

この閣議了解の方針に基づいて公共下水道の事務の一元化に関する下水道法の一部改正がなされた。

③　主な内容

公共下水道の所管については、終末処理場の維持管理を除いて、すべて建設大臣とした。ただし、建設大臣が公共下水道の事業計画を認可するに当たっては、保健衛生上の観点から厚生大臣の意見を聞くとともに、厚生大臣は、終末処理場の維持管理に関し、公共下水道管理者に対して必要な勧告を行うことができることとした。

下水道法の一部改正と同時に、これまでの「生活環境施設整備緊急措置法」(昭和 38 年法律第 183 号)に替えて、新たに「下水道整備緊急措置法」(昭和 42 年法律第 41 号)(以下「緊急措置法」という)が制定された。緊急措置法は、終末処理場整備五箇年計画を統合した新たな下水道整備五箇年計画の根拠法として、下水道の緊急かつ計画的な整備を促進することを目的とした。また、「公共用水域の水質保全に資すること」が緊急措置法の目的に加えられ、下水道の整備が水質汚濁防止対策の重要な役割として位置づけられることとなった。

(3)　1970(昭和 45)年改正(昭和 45 年法律第 141 号)

①　公布 1970(昭和 45)年 12 月 25 日(施行は 1971(昭和 46)年 6 月 24 日)

② 背景等

昭和 30 年代後半、公共用水域の水質汚濁を含む公害が深刻化し、水質汚濁防止対策としての下水道の重要性が認識されるようになった。そのため、1970(昭和 45)年の第 64 回国会(いわゆる公害国会)において公害関係法の整備の一環として下水道法の一部改正が行われ、下水道の水質保全施設としての位置づけが明確にされた。

また、都市計画中央審議会は、1970(昭和 45)年 8 月 14 日の第 2 号において「下水道の整備のための方策」について答申した。[4] その内容は、公共用水域の水質汚濁防止対策として下水道整備の重要性に触れ、水質環境基準が定められた流域に係る流域総合計画の策定、流域下水道の設置に係る法整備、水洗便所への改造の義務づけに関する措置の必要性等についての答申がなされた。

③ 主な内容

下水道法の目的に「公共用水域の水質の保全に資すること」を加え、公共下水道は終末処理場を有するか、または流域下水道に接続することを要件とするとともに、悪質な下水を排除する者について届出義務、水質測定義務等を定め、処理区域内のくみ取り便所は、3 年以内に水洗便所に改造しなければならないこととした。また、流域下水道に関する規定を新設し、都道府県は水質環境基準を達成するため、流域別下水道整備総合計画を定めなければならないこととした。下水道使用料については、下水の量および水質に応じて徴収することができることを明らかにした。

(4) 1976(昭和 51)年改正(昭和 51 年法律第 29 号)

① 公布 1976(昭和 51)年 5 月 25 日(施行は 1977(昭和 52)年 5 月 1 日)

② 背景等

1970(昭和 45)年の「水質汚濁防止法」(昭和 45 年法律第 138 号)(以下「水質法」という)の制定によって、下水道の終末処理場からの放流水については水質法に基づく水質基準が適用され、終末処理場からの放流水の水質管理を適正に行うためには、有害物質等が下水道に流入することを防ぐことが必要となった。このため、放流水の水質を水質法に定める基準に適合させることが困難となるような有害物質等を下水に排除する者に対する規制、監督を強化するため、下水道法の一部改正がなされた。

③ 主な内容

水質法に規定する特定施設を設置する工場又は事業場から下水を公共下水道へ排除しようとする者は、一定の基準に適合しない水質の下水を排除してはならず、違反者を罰する罰則制度を設けた。また、特定施設を設置しようとするときは、公共下水道管理者に対して届出義務を課すとともに、下水道管理者は、届出に係る計画の変更や、特定施設の構造、汚水の処理方法等の改善を命ずることができることとした。

(5) 1996(平成 8)年改正(平成 8 年法律第 59 号)

① 公布 1996(平成 8)年 6 月 5 日(施行は 1996(平成 8)年 12 月 1 日)

[4] 「都市計画審議会答申－Ⅱ 下水道の整備のための方策」(「新都市」 Vol. 24, No. 9 1970.9 pp. 40-44)

② 背景等

下水汚泥等の適正な処理を確保する必要性、高度情報化の進展による下水道管渠内空間の有効活用という社会的要請等を受け、下水道法の一部改正がなされた。

また、都市計画中央審議会は、1995（平成 7）年 7 月 18 日の第 25 号答申において、次の 5 点を答申した。[5]

ⅰ　全国どこでも豊かさを実感できる生活空間づくり

ⅱ　下水道の質的向上

ⅲ　下水道の維持管理の適正化

ⅳ　下水道の資源・施設の多目的利用

a　下水道の資源の有効利用（下水汚泥・下水処理水・下水熱の有効利用）

b　下水道の施設の有効利用（施設の上部空間等・下水道管渠内空間の積極的活用）

ⅴ　総合行政への転換をめざした取り組み等

③ 主な内容

下水道管理者は汚泥などについて適切に処理するとともに、脱水、焼却、再生利用などにより、その減量に努めなければならないこととした。また、排水施設の暗渠である構造の部分などについて、光ファイバーといった電線などの設置を認めることとした。

(6) 1999（平成 11）年改正（平成 11 年法律第 87 号）

① 公布 1999（平成 11）年 7 月 16 日（施行は 2000（平成 12）年 4 月 1 日）

② 背景等

「地方分権一括法」（平成 11 年法律第 87 号）により、地方分権を推進するという観点から下水道法の一部改正がなされた。

③ 主な内容

都道府県が流域別下水道整備総合計画を定める際の建設大臣の承認を原則廃止した。また、公共下水道（流域別下水道整備総合計画が定められていない地域に係るもの並びに都道府県および指定都市が設置するものを除く。）に係る事業計画の認可等の権限を建設大臣又は厚生大臣から都道府県に委譲した。

(7) 2001（平成 13）年度以降の改正

① 下水道法施行令 2003（平成 15）年改正（平成 15 年政令第 435 号）

改正の背景は、公共下水道又は流域下水道の事業計画の認可基準として、技術上の基準に適合することが求められているが、この基準を定める政令は未制定であった。また、合流式下水道改善対策検討委

5 建設省都市局下水道部「今後の下水道の整備と管理はいかにあるべきか～都市計画中央審議会～」国土交通省都市・地域整備局下水道部ホームページ：http://www.mlit.go.jp/crd/city/sewerage/info/tosikeikaku/se01b.html（2015/06/09 閲覧）

員会から2002（平成 14）年 3 月に「合流式下水道の改善対策に関する調査報告書」[6] が提言され、合流式下水道の改善対策を推進していくとともに、高度処理の導入など、新たな政策課題に適切に対応していく必要が生じた。これらの観点から、技術上の基準を新たに定める所要の措置を講ずるため、下水道法施行令の一部改正がなされた。[7]

また、改正の主な内容は、地方分権への対応として、認可基準を明確化するために新たに技術上の基準を規定することとした。合流式下水道では、雨天時に下水を公共用水域に放流する量を減少させることや、放流水質を分流式下水道と同程度にする基準を規定することとした。また、終末処理場の放流先の状況等を考慮して定める計画放流水質の区分に応じた処理方法や、放流水の水質基準に窒素・燐を追加するなど、水処理の高度化の内容について規定した。

②　2005（平成 17）年改正（平成 17 年法律第 70 号）

改正の背景は、1999（平成 11）年の福岡水害、2000（平成 12）年の東海豪雨などを受け、都市型水害緊急検討委員会は、2000（平成 12）年 11 月 9 日に「都市型水害対策に関する緊急提言」を行った。[8] この提言を受けて、都市部の河川流域における浸水被害および浸水被害の危険性が増大していることから、河川管理者と下水道管理者が一体となった総合的な浸水被害対策の新たな制度創設のため「特定都市河川浸水被害対策法」（平成 15 年法律第 77 号）を制定した。[9] また、社会資本整備審議会都市計画・歴史的風土分科会都市計画部会に設置された下水道・流域管理小委員会は、2003（平成 15）年 4 月 14 日に「今後の下水道整備と管理及び流域管理のあり方」に関する最終報告を都市計画部会に対して行い、了承された。[10] 本報告書において、流域管理の視点による雨水対策への取り組みおよび流域を単位とした健全な水循環・良好な水環境の創出等が提言され、広域的な雨水排除による浸水対策および高度処理の推進の必要性から、下水道法の一部改正がなされた。

改正の主な内容は、広域的な高度処理の推進のため、流域別下水道整備総合計画に終末処理場ごとの窒素・燐の削減目標量を定めることとし、他の地方公共団体の削減目標量の一部を肩代わりする地方公共団体は、当該他の地方公共団体に費用を負担させることができることとした。広域的な雨水排除による浸水対策として、2 以上の市町村の区域における雨水を排除する「雨水流域下水道」が創設された。また、特定事業場から有害物質等が排出され、公共下水道に流入する事故が発生したときは、直ちに、事故の状況および講じた措置の概要を速やかに公共下水道管理者に届け出なければならないこととした。

6 「合流式下水道の改善対策に関する調査報告書－合流式下水道改善対策調査検討委員会報告－」（H14.3　国土交通省都市・地域整備局下水道部）：http://www.mlit.go.jp/crd/city/sewerage/info/cso/goryu01/1234.pdf（2015/06/09 閲覧）

7 「下水道法施行令改正」（2003.9.25 公布　国土交通省都市・地域整備局下水道部）
http://www.mlit.go.jp/crd/city/sewerage/info/seirei/kaisei030925.html（2015/06/09 閲覧）

8 「都市型水害対策に関する緊急提言」（2000.11.9 発表　都市型水害緊急検討委員会）
http://www.mlit.go.jp/river/press_blog/past_press/press/200007_12/001109/001109.html（2015/06/09 閲覧）

9 塩澤賢一　他「特定都市河川浸水被害対策法～河川と下水道の連携～」（「新都市」 Vol. 57, No. 10　2003.10）

10 「今後の下水道の整備と管理及び流域管理のあり方はいかにあるべきか」（社会資本整備審議会　下水道・流域管理小委員会　2003.4）：http://www.mlit.go.jp/crd/city/sewerage/info/ryuiki/saisyu_matome.pdf（2015/06/09 閲覧）

第2節 下水道関連の上位計画

1 国の計画

(1) 国の下水道整備五箇年計画 [11]

1963(昭和 38)年に、下水道施設、終末処理施設、し尿処理施設、ごみ処理施設の生活環境施設を緊急かつ計画的に整備するため、生活環境施設整備緊急措置法が制定された。下水道の計画的な整備は、同法に基づく下水道整備五箇年計画および終末処理場整備五箇年計画によって開始され、第 1 次下水道整備五箇年計画は、1963(昭和38)年度から1967(昭和42)年度までの計画となっている。昭和 42 年 6 月には、下水道法の一部改正がなされ、公共下水道の所管については、終末処理場の維持管理を除いて建設大臣に一元化された。この下水道法の改正と同時に、生活環境施設整備緊急措置法のあとを受けた下水道整備緊急措置法が制定された。これを受け、第 1 次下水道整備五箇年計画は最終年次の 1967(昭和 42)年度を残していたが、

i 下水道整備の対象となる市街地面積が予測を上回って増大した。

ii 都市環境の悪化と公共用水域の水質汚濁に対処するため、環境の改善・浸水防除・公共用水域の水質保全を図る下水道事業を従来より強化する必要があった。

iii 新しい経済計画(「経済社会発展計画」1967(昭和 42)～1971(昭和 46)年)に合わせて、新五箇年計画を策定する必要があった。

iv 下水道行政の所管一元化に伴い、建設大臣が終末処理場も含む一体的な下水道の整備計画を策定する必要があった。

ことから、1967(昭和 42)年度を初年度とする第 2 次下水道整備五箇年計画が策定され、以降は継続的に五箇年計画ないし七箇年計画に基づいて、下水道の緊急かつ計画的な整備が推進された。また、1992(平成 3)年度を初年度とする第 7 次下水道整備五箇年計画が平成 7 年度に終了したことに伴い、新たに 1996(平成 8)年度を初年度とする第 8 次下水道整備五箇年計画が策定されたが、その後の財政構造改革に伴い、計画期間が五箇年から七箇年に延長され第8次下水道整備七箇年計画に改定された(**表 5.2.1**)。

一方、公共事業関係計画のあり方について、社会資本整備重点計画の策定等の措置を講ずるための「社会資本整備重点計画法」(平成 15 年法律第 20 号)が 2003(平成 15)年 3 月 31 日に公布、同年 4 月 1 日に施行され、あわせて下水道整備緊急措置法が廃止された。これに基づき、関係する 9 本の事業分野別長期計画を一本化し、「社会資本整備重点計画」が策定され、下水道整備五箇年計画は他の社会資本整備事業に関する同様な計画と統合されてその一部分を構成することとなった(**表 5.2.2**)。

11 前掲 2 下水道行政研究会「日本の下水道 平成 14 年版」(日本下水道協会 2002.10 p. 124)
名古屋市上下水道局「名古屋市下水道事業百年史」(2012.11 pp. 166-167, 361)

表 5.2.1　経済計画の推移と下水道整備五箇年計画

経済計画			国土計画			下水道整備五箇年計画		
計画の名称	計画期間	計画の目的	名称	期間	基本構想		期間	投資額(億円) (上段:計画, 下段:実績)
経済自立5カ年計画	昭和31～35年度 (5カ年)	経済の自立、完全雇用						
新長期経済計画	昭和33～37年度 (5カ年)	極大成長、生活水準向上、完全雇用						
国民所得倍増計画	昭和36～45年度 (10カ年)	同上	全国総合開発計画	昭和36～45年度	拠点開発			
中期経済計画	昭和39～43年度 (5カ年)	ひずみ是正				第1次	昭和38～42年度	4400 2,963
経済社会発展計画	昭和42～46年度 (5カ年)	均衡がとれ充実した経済社会への発展				第2次	昭和42～46年度	9,300 6,178
新経済社会発展計画	昭和45～50年度 (6カ年)	均衡がとれた経済発展を通じる済みよい日本の建設	新全国総合開発計画	昭和40～60年度	大規模プロジェクト	第3次	昭和46～50年度	26,000 26,241
経済社会基本計画	昭和48～52年度 (5カ年)	国民福祉の充実と国際協調の推進の同時達成						
昭和50年代前期経済計画	昭和51～55年度 (5カ年)	我が国経済の安定的発展と充実した国民生活の実現				第4次	昭和51～55年度	75,000 68,673
新経済社会7カ年計画	昭和54～60年度 (7カ年)	安定した成長軌道への移行、国民生活の質的充実、国際経済社会発展への貢献	第3次全国総合開発計画	おおむね10カ年 (昭和50年度～)	定住圏	第5次	昭和56～60年度	118,000 84,781
1980年代経済社会の展望と指針	昭和58～65年度 (8カ年)	平和で安定的な国際関係の形成、活力ある経済社会の形成、安心で豊かな国民生活の形成				第6次	昭和61～平成2年度	122,000 116,913
世界とともに生きる日本 -経済運営5カ年計画-	昭和63～67年度 (5カ年)	大幅な対外不均衡の是正、豊かさを実感できる国民生活の実現、地域経済社会の均衡ある発展	第4次全国総合開発計画	昭和61～75年度	多極分散型国土	第7次	平成3～7年度	165,000 167,106
生活大国5カ年計画 -地球社会との共存をめざして-	平成4～8年度 (5カ年)	生活大国への変革 地球社会との共存 発展基盤の整備				第8次	平成8～14年度	237,000 -
構造改革のための経済社会計画 -活力ある経済、安心できるくらし-	平成7～12年度 (6カ年)	構造改革の実現による活力ある経済、安心できるくらしの達成						
経済社会のあるべき姿と経済新生の政策方針	平成11～21年度 (10カ年)	多様な知恵の社会の形成、少子高齢化、人口減少への対応、地球環境との調和、世界経済への積極的参画	21世紀の国土のグランドデザイン	平成22～27年度	多軸型国土			

(注)1. 経済成長率の実績は、新SNAベース(昭和55暦年基準)による。
2. 下水道整備五箇年計画の計画額はいずれも予備費、調査費を含む。

出典:下水道行政研究会「日本の下水道 平成14年」(p. 125, 表8-1 経済計画の推移と下水道整備五箇年計画)

表 5.2.2　社会資本整備重点計画

計　画	閣議決定	計画期間
第1次社会資本整備重点計画	2003(H15)10.10	2003(H15)-2007(H19)
第2次社会資本整備重点計画	2009(H21) 3.31	2008(H20)-2012(H24)

2　愛知県の計画

(1)　愛知県の下水道計画の体系

①　アクア･ドリーム･プラン(あいち下水道整備中長期計画)

愛知県の下水道の将来像を示すものであり、計画的、総合的な下水道整備を進めていくため、流域別下水道整備総合計画、全県域汚水適正処理構想、下水道法事業計画等、個々の下水道計画策定の指針とするものである(**図 5.2.3**)。

②　全県域汚水適正処理構想(Aichi-Water Recovery Plan)

市街地や農山村地域を含めた県下全域の汚水処理施設の整備を計画的･効率的に実施することを目的とし、市町村が作成した構想を県が取りまとめているものであり、今後の汚水処理施設整備の方針となるものである。

③　流域別下水道整備総合計画

下水道法に基づき、公共用水域の水質環境基準を達成維持するために必要な下水道の整備を最も効果的に実施するため、県が策定する総合的な基本計画であり、当該流域における個別の下水道計画の上位計画として位置づけられる。

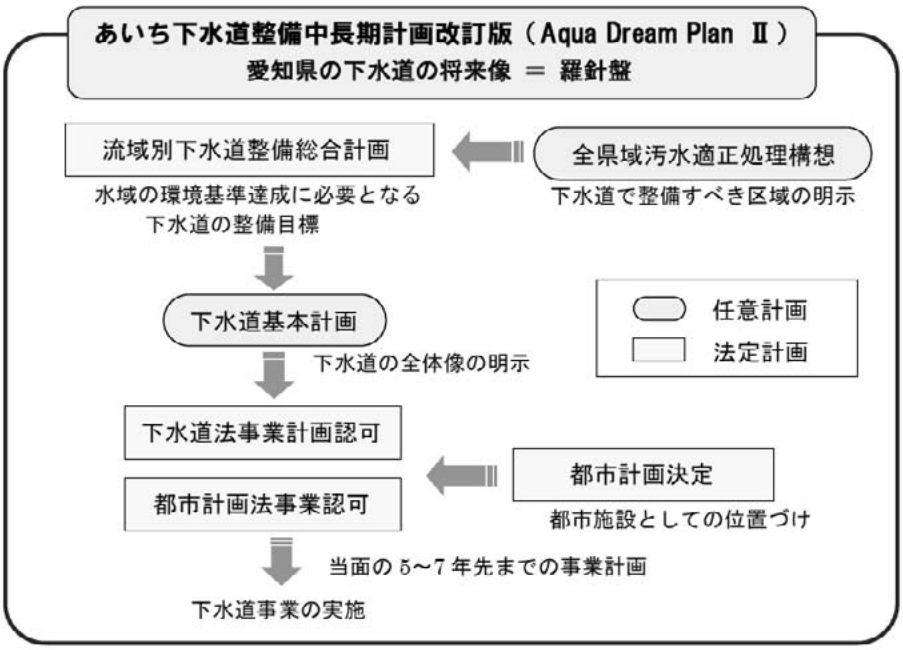

出典:「平成 25 年度　愛知の下水道(資料編)」(「計画の位置づけ」愛知県　2013.1 p. 2)

図 5.2.3　愛知県の下水道計画の体系

(2)　アクア・ドリーム・プラン(あいち下水道整備中長期計画) [12]

①　背景・趣旨等

愛知県の下水道処理人口普及率は、1997(平成 9)年度末において 50.4%となったが名古屋市を除く地域では 30.4%と低い状況にあった。一方、少子高齢化の進行、人口減少社会の到来、地球規模での環境問題等がクローズアップされてきており、水環境・水循環という大局的観点から下水道の重要性が高まってきた。こうした状況を勘案し、本計画は、21 世紀を見据えた新たな役割や課題に対応していくため、計画的・総合的な下水道整備を進めていく上での指針として策定されたものである。

②　策定年月　　1999(平成 11)年 3 月

③　計画目標年次　　2010(平成 22)年

④　内容

下水道整備に関する具体的な施策について、11 の基本的な方策に分類し、それぞれの基本的な方策ごとに 2010(平成 22)年における整備目標および将来の望ましい姿としての長期構想を目標として掲げ、施策の内容および実施に向けての課題を整理している。また、基本方策のうち 2010(平成 22)年における整備目標について、その優先度を「緊急度が高い施策」、「比較的緊急度が高い施策」、「計画目標年次までに計画的に実施する施策」の 3 段階に分け、実現に向けた具体的なステップについて明らかにしている。なお、アクア・ドリーム・プラン(あいち下水道整備中長期計画)は、2006(平成 18)年度に「アクア・ドリーム・プランⅡあいち下水道整備中長期計画(改訂版)」に改定され、計画目標年次を 2015(平成 27)年度としている。

(3)　全県域汚水適正処理構想(Aichi-Water Recovery Plan) [13]

①　背景・趣旨等 [14]

1993(平成 5)年度に「全県域汚水適正処理構想策定マニュアル(案)」が策定されたことに伴い、建設省は、都道府県が市町村と協力し、その全域を対象として、処理施設の整備区域、整備手法、整備スケジュール等からなる総合的な構想である全県域汚水適正処理構想の策定を推進した。1995(平成 7)年度からは、環境省、農林水産省とともに都道府県構想として全県域汚水適正処理構想の策定を共同で推進した。

全県域汚水適正処理構想は、市街地、農山漁村地域を含めた県下全域の汚水処理施設の整備を計画的、効率的に実施していくためのものである。

②　策定年月日　　1996(平成 8)年 6 月 14 日

③　整備目標　　2005(平成 17)年における生活排水処理率 ※ : 75%

※生活排水処理率‥‥し尿と雑排水が処理される人口の総人口に対する割合

12　愛知県土木部下水道課「Aqua Dream Plan　あいち下水道整備　中長期計画報告書」(愛知県　1999.3)

13　愛知県土木部下水道課「平成 8 年度　愛知の下水道」(愛知県　1996.11　p. 37)

14　前掲 2　下水道行政研究会「日本の下水道　平成 14 年版」(日本下水道協会　2002.10　pp. 151-152)

④　内容

県と市町村が協力し全県域にわたって下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽などといった汚水処理施設について、その地域の実情に応じた適正な整備手法を選定するもので、処理方法・処理区域の設定、汚泥処理や維持管理の方針、整備スケジュール等を設定する。

愛知県全体については次の**表 5.2.3** のとおりであるが、名古屋市についてはごく一部に個別処理が残るものの全体を公共下水道処理対象としている。なお、全県域汚水適正処理構想は、その後、2003（平成15）年度および 2011（平成 23）年度に見直されている。

表 5.2.3　汚水処理の整備構想

施設名	処理人口の構成比(%)	市町村数
下水道	92.7	76
農業集落排水	4.0	56
漁業集落排水	0.1	2
コミュニティ・プラント	0.4	13
その他の集合処理	0.3	24
合併浄化槽（個別処理）	2.5	73
計	100.0	88

（4）　流域別下水道整備総合計画 [15]

①　背景・趣旨等

下水道には、公共用水域の水質保全という重要な役割があり、河川・湖沼・海域の水域において最も効果的な水質保全のための下水道整備を行うには、広域的な観点から、効率的な整備を図るための総合的な計画を策定することが重要である。

このような背景から、1970（昭和 45）年 12 月の下水道法の改正にあたって、水質環境基準の類型指定がなされている水域について、その環境基準を達成維持するため、当該流域に係る下水道の整備手法を定める総合的な計画として、都道府県が策定するよう下水道法に規定されている。

②　内容 [16]

流域別下水道整備総合計画（以下「流総計画」という）には、次の事項を定めることとなっている。

ア　下水道の整備に関する基本方針

イ　下水道により下水を排除し、及び処理すべき区域に関する事項

ウ　イの区域に関する下水道の根幹的施設の配置、構造及び能力に関する事項

エ　イの区域に係る下水道の整備事業の実施の順位に関する事項

15 「流域別下水道整備総合計画」（愛知県下水道課）
http://www.pref.aichi.jp/gesuido/aichigesui/keikaku/ryuusou.html（2015/06/09 閲覧）
愛知県建設部下水道課「平成 25 年度　愛知の下水道（資料編）」（愛知県　2013.1　p. 4, p. 6）

16 前掲 13　愛知県土木部下水道課「平成 8 年度　愛知の下水道」（愛知県　1996.11　p. 32）

愛知県の流総計画は、**表 5.2.4** に示すような経緯を踏まえ、現在は、**図 5.2.4** の計画区域図のように、渥美湾等流総計画、知多湾等流総計画、名古屋港海域等流総計画の 3 流総計画を策定している。

なお、渥美湾流総計画の大臣同意に伴い渥美湾・豊川等流総計画は廃止され、名古屋港海域等流総計画の大臣同意に伴い新川・庄内川・日光川流総計画は廃止となっている。また、名古屋市の公共下水道計画は、名古屋港海域等流総計画を上位計画として下水道整備を進めている。

表 5.2.4　流総計画策定状況

流総名	調査着手年度	大臣同意		主な対象区域
		申請	承認	
豊川等	1971(昭和46)	1972(昭和47). 9.12	1973(昭和48). 1.24	豊川流域
渥美湾・豊川等	1984(昭和59)	1996(平成 8). 3.12	1997(平成 9). 1.24	豊川流域、渥美湾
渥美湾等	1997(平成 9)	2001(平成13).11.12	2004(平成16).10.26	
知多湾等	1976(昭和51)	―	―	
見直し	1978(昭和53)	―	―	
見直し	1989(平成 1)	1999(平成11). 3.11	2000(平成12).10. 2	矢作川、境川流域、知多湾
(N・P)	1997(平成 9)	2003(平成15). 4.14	2004(平成16).10.26	
新川	1971(昭和46)	1977(昭和52). 3.26	1994(平成 6). 1.18	
見直し	1986(昭和61)	―	―	新川流域
庄内川	1986(昭和61)	1993(平成 5). 8.30	1994(平成 6). 6.28	庄内川流域、
日光川	1986(昭和61)	1993(平成 5). 6.17	1994(平成 6). 6.28	日光川流域
名古屋港海域等	1986(昭和61)	―	―	庄内川、新川、天白川、日光川
(N・P)	1996(平成 8)	2000(平成12). 3.31	2005(平成17). 3.15	名古屋市内河川流域、名古屋港

※(N・P)は、1996(平成8)年度に第4次伊勢湾富栄養化対策指導指針に基づき窒素・リンに係る水質管理目標値が設定され、流総計画においても窒素・リンに対応した計画として見直している。

それぞれの流総計画は、2005(平成17)年以降さらに見直しが行われ、渥美湾等流総計画は2013(平成25)年4月24日に、知多湾等流総計画は2015(平成27)年8月12日に、名古屋港海域等流総計画は2014(平成26)年12月24日に、それぞれ大臣協議が完了している。(愛知県建設部下水道課「平成27年度 愛知の下水道(資料編)](p. 4)による)

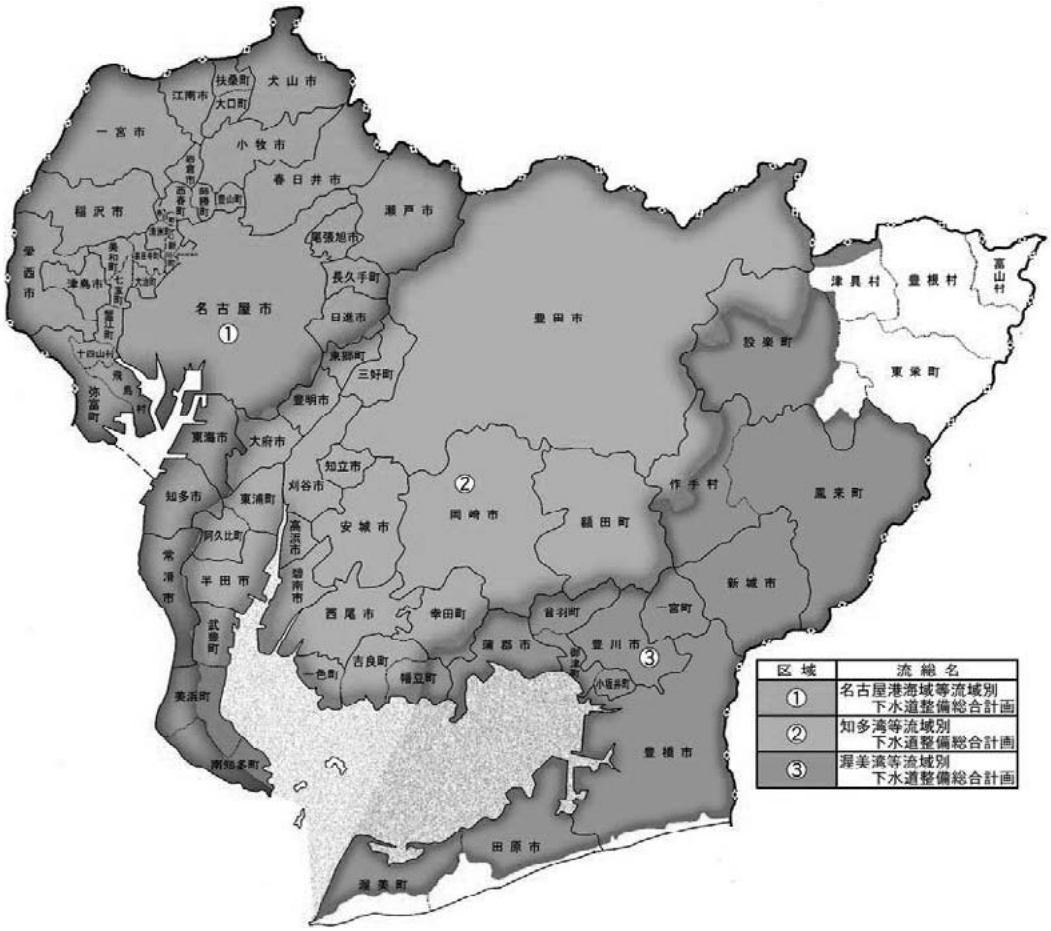

出典:愛知県建設部下水道課「平成 25 年度　愛知の下水道(資料編)」(p. 4　愛知県　2013.1)

図 5.2.4 愛知県流域別下水道整備総合計画区域図

③　計画策定手続きは**図 5.2.5** に示したとおりである。

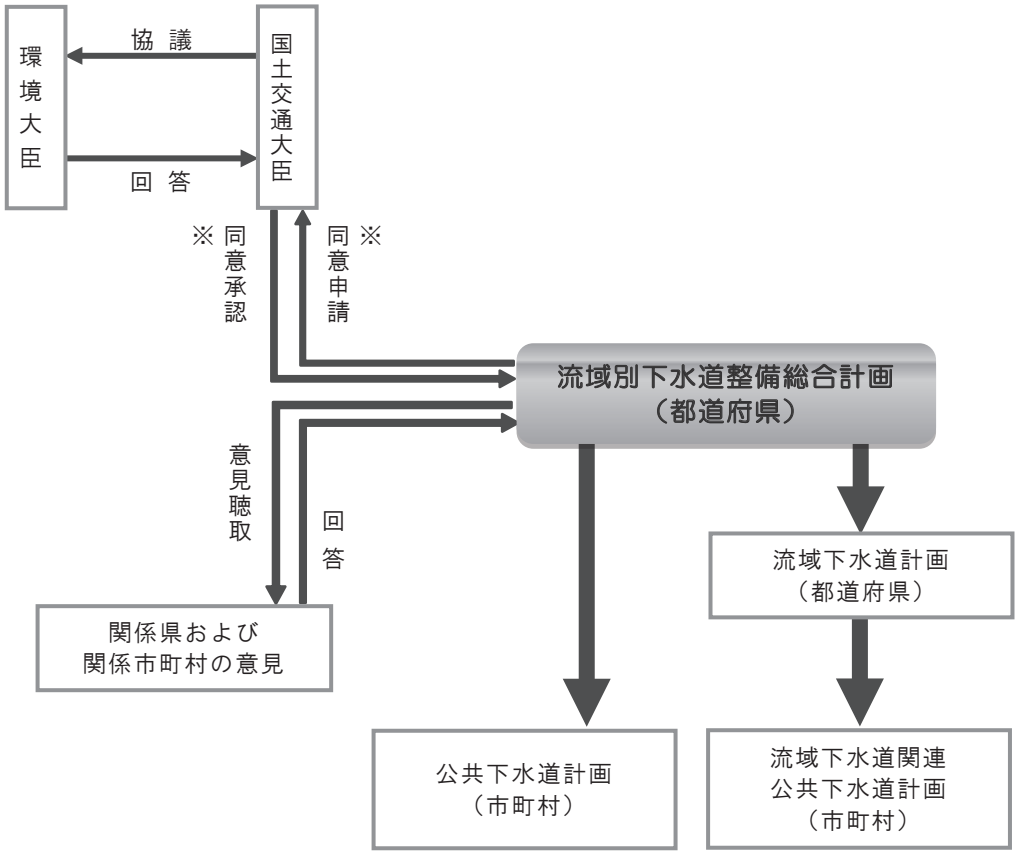

※平成 24 年 4 月 1 日より 2 以上の都府県の区域にわたる水系に係る河川その他の公共の水域等についての流総計画に係る国土交通大臣への同意を要する協議は、同意を要しない協議となる。
出典:「平成 23 年度　愛知の下水道(資料編)」(「流総計画策定までのフロー」 2012　p. 3)

図 5.2.5　流総計画策定までのフロー

(5)　流域下水道計画 [17]

①　愛知県の流域下水道

愛知県下の流域下水道計画は、名古屋市域、知多半島の西岸地域、三河山間部地域、および渥美半島地域などを除く区域を、3 流域 11 処理区に分けて計画(一部構想)され、1971(昭和 46)年に緊急度の高い矢作川処理区、境川処理区、衣浦西部処理区、衣浦東部処理区の合計 4 処理区からなる矢作川・境川流域下水道基本計画が策定された。また、1972(昭和 47)年には、豊川流域下水道計画(1 処理区)が策定され、1974(昭和 49)年には、庄内川処理区、新川処理区、日光川上流処理区、日光川下流処理区、五条川右岸処理区、五条川左岸処理区の合計 6 処理区からなる木曽川左岸・庄内川流域下水道基本構想が立案された。その後、庄内川流域下水道構想については単独公共下水道として事業着手されたことに伴い、同構想は解消し、10 処理区となるが、1996(平成 8)年に新川処理区を東部と西部に分

17　愛知県下水道部 「昭和 56 年度　愛知の下水道」(p. 21, 22, 32, 41, 42)
前掲 13　愛知県土木部下水道課 「平成 8 年度　愛知の下水道」(愛知県　1996.11　p. 38)
愛知県建設部下水道課 「平成 25 年度　愛知の下水道 (資料編)」(愛知県　2013.1　p. 20)

けることとなり、現在 11 処理区からなる流域下水道計画が策定され、すべての処理区で、都市計画決定、都市計画事業認可、および下水道法事業認可の手続きを踏まえ、事業着手、供用開始されている（**表 5.2.5**）。

表 5.2.5　流域下水道の概要（抜粋）

流域下水道名	関係市町名	着手年度	第1期供用年度
矢作川	岡崎市、豊田市、安城市、西尾市、幸田町	1972（昭和47）年度	1992（平成 4）年度
境川	刈谷市、豊田市、安城市、大府市、知立市、豊明市、みよし市、東郷町、東浦町	1971（昭和46）年度	1989（平成元）年度
衣浦西部	半田市、知多市、阿久比町、東浦町、武豊町	1983（昭和58）年度	1991（平成 3）年度
衣浦東部	碧南市、安城市、高浜市	1988（昭和63）年度	1996（平成 8）年度
豊川	豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市	1972（昭和47）年度	1980（昭和55）年度
五条川左岸	犬山市、小牧市、岩倉市、大口町	1977（昭和52）年度	1987（昭和62）年度
日光川上流	一宮市、稲沢市	1990（平成 2）年度	2000（平成12）年度
五条川右岸	一宮市、犬山市、江南市、岩倉市、大口町、扶桑町	1993（平成 5）年度	2001（平成13）年度
新川東部	北名古屋市、豊山町	2000（平成12）年度	2007（平成19）年度
日光川下流	津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町	2002（平成14）年度	2009（平成21）年度
新川西部	清須市、北名古屋市	2005（平成17）年度	2012（平成24）年度

※愛知県建設部下水道課 リーフレット「あいちの下水道」（平成27年9月発行）により作表

② 名古屋市関連の流域下水道計画の経緯 [18]

ア 木曽川左岸・庄内川流域下水道基本構想

本区域は、愛知県の中核都市である名古屋市を取り巻く一級河川庄内川と木曽川に囲まれた濃尾平野の中心部にあり、一宮市を中心とする繊維工業、春日井市の製紙工業、瀬戸市の陶磁器工業等の工業立地が進んでいる区域である。この区域内には、一級河川木曽川、庄内川、新川および二級河川日光川等があり、1971（昭和 46）年 5 月水質汚濁に係る環境基準の水域類型指定がされている。したがって、この基準を達成維持するため早急な下水道の整備が要請され、1974（昭和 49）年 11 月全体を 6 処理区とする木曽川左岸・庄内川流域下水道基本構想が立案された（**表 5.2.6**）。

その後、庄内川流域下水道構想については、名古屋市をはじめとした関係市町が単独公共下水道として事業着手したことに伴い、同構想による庄内川処理区は解消し、5 処理区となる。さらに、新川処理区が新川東部処理区と新川西部処理区に別れ、現在に至っている。

18 前掲 11 名古屋市上下水道局「名古屋市下水道事業百年史」（2012.11　p. 209）

表 5.2.6　木曽川左岸・庄内川流域下水道基本構想　概要

処理区名	関係市町村名	昭和65年 行政人口 （千人）	昭和65年推定 発生汚水量 （万㎥/日）
庄内川	瀬戸市、春日井市、尾張旭市、長久手町、名古屋市（守山区、名東区）	830	75
日光川上流	一宮市、稲沢市、尾西市、木曽川町、祖父江町、平和町	420	45
新　川	稲沢市、豊山町、師勝町、西春町、清洲町、新川町、西枇杷島町、 甚目寺町、春日村、名古屋市（北区、西区）	440	50
日光川下流	津島市、佐織町、美和町、蟹江町、佐屋町、十四山村、弥富町、七宝町、 大治町、飛島村、立田村、八開村、名古屋市（港区、中川区）	580	65
五条川右岸	一宮市、岩倉市、江南市、扶桑町、大口町、犬山市	400	45
五条川左岸	小牧市、犬山市、岩倉市、大口町	310	35

イ　流域下水道構想からの離脱

表 5.2.6 のとおり、木曽川左岸・庄内川流域下水道基本構想には、名古屋市の庄内川以北の北区と西区、庄内川以西の中川区と港区、そして千種、守山、名東各区の一部を含むいわゆる猪子石地区が流域下水道として整備対象となっていた。

その後、愛知県と関係市町村との協議を進めたものの、終末処理場の位置が確定せず、流域下水道の進捗が見られないことから、1978（昭和 53）年 2 月、当該地域を流域下水道構想から離脱させ、名古屋市独自で公共下水道として整備する構想を発表した（**表 5.2.7**）。

表 5.2.7　流域別新規計画の概要（抜粋）

	庄内川北部流域	庄内川西部流域	猪子石流域
計画面積	1,335ha	1,278ha	897ha
計画人口	117,900人	113,000人	79,400人
計画発生汚水量	110,000t/日	95,600t/日	55,000t/日
汚水処理計画	新川沿いに処理場新設	打出処理場で処理	守山処理場で処理

その後も、流域下水道から離脱して公共下水道を整備することについて、愛知県および関係市町村と協議を進め、猪子石流域は 1978（昭和 53）年 9 月、庄内川北部流域は 1979（昭和 54）年 4 月、庄内川西部流域は 1981（昭和 56）年 4 月、それぞれ合意に達し、名古屋市公共下水道として整備を進めることとなった。

3　名古屋市の計画 [19]

（1）　名古屋市基本構想

1977（昭和 52）年 12 月、「地方自治法」（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 5 項（当時）にもとづく「名古屋市基本構想」が策定された。この構想は、「ゆとりとうるおいのあるまちづくり」をテーマに、「市民自治

19 前掲 11 名古屋市上下水道局「名古屋市下水道事業百年史」（2012.11　p. 165, 173, 238）

の確立」、「人間性の尊重」、「特性と伝統の活用」をまちづくりの基本理念とし、以後の市政運営の指導理念となるものである。基本構想は、下水道に関して「公共下水道を整備・増強し、普及率 100%をめざす。また、排水規制の強化、浄化用水の導入などにより、堀川・新堀川など市内河川を浄化し、沿岸の緑化とあわせて美しい市民の憩いの場として整備し、活用する」としている。基本構想の理念を踏まえ、その実現を目指す「名古屋市基本計画」が 1980（昭和 55）年 1 月に公表された。

（2） 名古屋市基本計画 [20]

名古屋市基本計画は、1980（昭和 55）年から 1990（昭和 65）年までの 11 年間の計画であり、毎年度の予算と連動する 3 か年の短期計画により、その実現の進捗を図ることとしている。

この基本計画で掲げる下水道整備の基本方針は次の 3 点である。

ⅰ　都市における水の流れを体系的に把握し、合理的な水利用の促進、治水対策、下水の処理、公共用水域の水質保全、うるおいのある水辺環境の創造など、水に関する行政の総合的推進につとめる。

ⅱ　公共下水道を整備、増強し、人口普及率 100%をめざす。

ⅲ　直接的な浸水防止のみならず、河川・下水道・ポンプ所などの治水・排水施設は、総合排水計画にもとづき、1990（昭和 65）年度までに 1 時間 50mm の降雨に対処できるよう整備、増強する。

（3） 名古屋市新基本計画 [21]

名古屋市新基本計画は、名古屋市基本構想を受けた第 2 次の長期総合計画であり、名古屋市基本構想を指導理念とし、その実現を目的として、1988（昭和 63）年 8 月に公表された。計画期間は、1988（昭和 63）年度から 2000（昭和 75）（平成 12）年度までの 13 か年とし、計画の具体的な推進を図るため、1989（平成元）年 7 月に「名古屋市推進計画（1988（昭和 63）～1991（平成 3）年度）」を策定し、それ以降も、3 か年ごとの推進計画により新基本計画の実効性の確保に努めるとともに、21 世紀初頭へ向けた施策・事業の積極的な展開を図るものとしている。

この新基本計画で掲げる下水道整備に関する基本方針は次の 3 点である。

ⅰ　治水施設の整備、雨水流出抑制策などの施策の総合的な推進により、治水安全度の早期向上をはかり、雨に強いまちをめざす。

ⅱ　公共下水道の人口普及率 100%に向けて整備・増強をすすめるとともに、水質規制・監視などにより公共用水域の水質保全につとめ、快適で水のきれいなまちをめざす。

ⅲ　日常生活の中で身近に感じ、また、親しむことのできる水辺環境の整備をすすめる。

20 名古屋市「名古屋市基本計画」（1980.1　p. 122）

21 名古屋市「住みたくなるまち名古屋の建設をめざして『名古屋市新基本計画』」（1988.8　p. 172）

(4)　名古屋市総合排水計画 [22]

昭和 30 年代から 40 年代にかけての急速な市街化の進展に伴って、都市部の保水・遊水機能が大幅に低下し雨水流出量を増大させる結果となった。一方、中小河川、一般排水路、下水道などの治水施設の整備は、市街化の進展に十分対応することができず、浸水被害がいたるところで発生し大きな社会問題となっていた。また、名古屋市における治水施設の整備は、土木局が河川・都市下水路・一般排水路およびため池の整備を、下水道局（現上下水道局）が公共下水道の整備を、それぞれ独自の整備計画に基づいて鋭意進めていた。しかし、都市の進展とともに水害の要因も複雑化し事業規模も大きくなったことから、行政の対応をより的確にし、総合的な行政効果を高める施策が求められるようになった。

このような背景を踏まえ、1974（昭和 49）年 9 月、土木局・下水道局をはじめとした関係各局により、名古屋市総合排水計画策定協議会が設置された。同協議会は、計画の基本方針、流域ごとの整備計画、河川・下水道の事業計画等について協議を重ね、全市的な視野にたった統一的な治水整備計画として「名古屋市総合排水計画」を 1979（昭和 54）年 6 月に策定した。

この計画の目標は、第 1 次整備計画として、1 時間 50mm の降雨に対処しうる規模の治水施設を 1990（昭和 65）年を目標に整備することとし、第 2 次整備目標として、根幹的施設となる重要な河川については、第 1 次整備と整合性に配慮しつつ、さらに原則として 1 時間 80mm の降雨に対処しうる規模の施設として整備することとしている。

1979（昭和 54）年に総合排水計画が策定されて以来、名古屋市の治水対策は、本計画を基本として推進されてきたが、その後、市街化のますますの進展に伴い、雨水流出量の増大・先鋭化を招き、雨水流出抑制をはじめとする新たな施策の展開が必要となった。また、1983（昭和 58）年 9 月の集中豪雨により東部丘陵地において貴い人命が失われるなど、治水面における新たな課題が生じたことなどにより、1988（昭和 63）年 10 月に計画を見直し、新たな「名古屋市総合排水計画」を策定公表した。旧計画では、河道改修などにより雨水を直接河川に流す考え方をとっていたのに対し、新計画では、ため池や調節池を計画に位置づけ、調節機能の充実を図る「雨水流出抑制策の推進」と「丘陵地雨水対策」が新たな施策として加えられた。また、河川流域の実情を考慮して計画諸元（流出係数、雨量等）が同時に見直された。雨水流出抑制の実施は、分流式下水道区域では土木局が、合流式下水道区域では下水道局が指導し、丘陵地対策は土木局が担当することとしている。

新たな総合排水計画の目標は、名古屋市における降雨実績、治水投資の社会的・経済的妥当性および全国的な行政水準等を踏まえ、引き続き 1 時間 50mm の降雨に対処しうる規模の治水施設を 2000（昭和 75）（平成 12）年を目標に整備することとし、さらに、重要な河川については、河川ごとの流域特性に応じて必要となる安全度の確保に向け、原則として 1 時間 60～80mm 程度の降雨に対処しうる規模の施設として整備することとしている。

22 名古屋市総合排水計画策定協議会「名古屋市総合排水計画」（名古屋市　1979.6）
名古屋市緑政土木局「名古屋の河川」（平成 24 年 3 月発行）（p. 36）
前掲 11　名古屋市上下水道局「名古屋市下水道事業百年史」（2012.11　p. 173, 239）

第３節　名古屋市の下水道計画

1　下水道整備五箇年計画 [23]

(1)　第1次下水道整備五箇年計画

国の生活環境施設整備緊急措置法に基づく下水道整備五箇年計画に呼応し、名古屋市が 1961(昭和 36)年に策定した下水道整備 10 か年計画を 1963(昭和 38)年度を初年度とする 10 か年計画に修正し、このうちの前期 5 か年計画を第 1 次下水道整備五箇年計画として、1963(昭和 38)年 4 月から実施された。

第 1 次計画では、既設流域の浸水対策と新規流域の拡張を中心に、850km の下水管布設と 7 箇所の処理場、11 箇所のポンプ所の建設拡張を実施することとしていた。5 か年の増加面積は 3,852ha を予定し、総事業費は 221 億円としていた。

(2)　第2次下水道整備五箇年計画

国の第 1 次下水道整備五箇年計画は、1967(昭和 42)年度を最終年度としていたが、下水道整備対象面積が予測を上回って増大したことや、都市環境改善、浸水防除、公共用水域の水質保全の強化、新しい経済社会発展計画との整合、下水道行政の一元化に伴う新たな下水道整備計画の必要性等から、国は 1967(昭和 42)年度を初年度とする第 2 次下水道整備五箇年計画を策定し、下水道投資の拡大を図ることとなった。

名古屋市においても、下水道整備緊急措置法に基づき、1967(昭和 42)年度を初年度とする第 2 次下水道整備五箇年計画に移行した。この計画の総事業費は 450 億円で、管渠に 230 億 2,000 万円、処理場に 150 億円、ポンプ所に 69 億 8,000 万円となっており、1971(昭和 46 年)度末の計画排水面積は 1 万 2,010ha で、2,240ha の増加を予定し、下水道の普及率は市域面積に対して 37%強、市街地面積に対して 78%強とする計画であった。

(3)　第3次下水道整備五箇年計画

国の第 2 次下水道整備五箇年計画が実施されている間に、下水道整備を促す法改正等の環境整備がなされた。すなわち、1969(昭和 44)年 6 月の「都市計画法」(昭和 43 年法律第 100 号)の改正施行、1970(昭和 45)年の「公害対策基本法」(昭和 42 年法律第 132 号)を中心とする公害関係諸法の改正・成立および水質汚濁にかかる環境基準の制定等があり、国の第 2 次下水道整備五箇年計画は最終年度を待たず、1971(昭和 46)年より第 3 次下水道整備五箇年計画に移行した。名古屋市においても、国の計画に呼応して 1971(昭和 46)年を初年度とする第 3 次下水道整備五箇年計画策定した。

実施にあたっての柱を次の 3 点とし、下水道の緊急かつ計画的な整備を促進し、市民の生活環境の改善、河川等の水質保全に資することとしている。

ｉ　市街化区域面積に対する下水道普及率 36%を、55%まで引き上げる。

---

[23] 前掲 11 名古屋市上下水道局「名古屋市下水道事業百年史」(2012.11　pp. 166-171, 235-238, 292-294)
名古屋市下水道局「名古屋市下水道事業史」(1991.9 pp. 340-342)

ⅱ　市内河川等の水質汚濁防止のため、下水処理場の新設・増設を図る。

ⅲ　市街地の浸水被害を防止するため、雨水ポンプ施設および管渠の新設・増設を図る。

この計画の総事業費は 1,000 億円で、主な拡張施設は、管渠では 1,600km を、ポンプ所では 2 ポンプ所を新設し 9 ポンプ所の増強を、処理場では 4 処理場を新設し 5 処理場の拡張・増強する内容となっている。

（4） 第4次下水道整備五箇年計画

第 3 次下水道整備五箇年計画期間終了後の 1976（昭和 51）年 8 月、下水道整備緊急措置法に基づく第 4 次下水道整備五箇年計画が閣議決定された。この計画は、前計画の 3 倍近い総額 7 兆 5,000 億円を投資し、1975（昭和 50）年度末の人口普及率 22.8%を 1980（昭和 55）年度末には 40%に引き上げるものであった。

名古屋市においても国の第 4 次下水道整備五箇年計画に呼応して、1976（昭和 51）年度からの第 4 次下水道整備五箇年計画を策定し、その内容は計画期間 5 か年で市街化区域面積に対する普及率を 45%から 65%に、人口普及率は 69%から 83%にまでそれぞれ引き上げることを整備目標におき、総事業費は 2,500 億円であった。

計画の事業概要は、次のとおりである。

①　普及面積の拡大

既成市街地と区画整理事業など開発負担者による新市街地の拡張を合わせ、6,000ha 普及面積を拡大する。その内訳は、打出・宝神・鳴海・守山処理区など工事中地域の未設地区で約 4,000ha を、庄内川以北・以西および猪子石・大高流域の計画中地域について約 1,200ha を、東部丘陵地域等における区画整理事業などの開発者負担により約 800ha を拡張することとなっている。

②　排水ポンプ施設等の新・増設

河川・都市下水路事業と連携をとりながら、排水ポンプ施設と管渠の新・増設を図る。その内容は、既計画排水ポンプ施設について 7 ポンプ所の新設と 17 ポンプ所の増設を図るとともに、総合排水計画の一環として全市的に排水ポンプ施設の計画を策定し、その一部について実施することとなっている。

（5） 第5次下水道整備五箇年計画

国は 1981（昭和 56）年度から、11 兆 8,000 億円の総事業費を投入し、1980（昭和 55）年度末の人口普及率 30%、1985（昭和 60）年度末には 44%に引き上げる第 5 次下水道整備五箇年計画をスタートさせた。

名古屋市においても国の計画に呼応して、1981（昭和 56）年度からの第 5 次下水道整備五箇年計画を策定し、整備面積を 4,900ha 拡大し、人口普及率 92%を目指して事業の進捗を図ることとした。本計画の総事業費は 2,500 億円を計上し、次の基本方針に基づいて実施された。

ⅰ　本市基本計画（1990（昭和 65 年）度末において市街化区域内の人口普及率 100%）の実現を目指しその中間年度の 1985（昭和 60）年度末において、人口普及率を 92%に引き上げる。

ii　処理区域の拡大にあたっては、人口密集地域を優先し、効率的な整備を行う。そのため、大高、猪子石、庄内川北部および庄内川西部地域等人口密度の高い地域の下水道整備に着手する。

iii　市街地の浸水を解消するため、総事業費の約 5 割を投入し、幹線管渠および雨水ポンプ所の新増設を積極的に推進する。

iv　公害防止計画、公共用水域の水質の環境基準、伊勢湾の総量規制制度に対応するため、処理場の新・増設を行う。

v　汚泥の処理・処分については、処分地確保が困難な状況にあることにかんがみ、全量焼却を基本方針とし、さらに省資源、省エネルギーという社会的要請を勘案し、汚泥の有効利用として、コンポスト化の実施を図る。

(6)　第6次下水道整備五箇年計画

第 5 次下水道整備五箇年計画が 1985(昭和 60)年度に終了したことで、国は新たに総額 12 兆 2,000 億円(調整費 2 兆 2,200 億円を含む)の事業費を投入し、1986(昭和 61)年度を初年度とする第 6 次下水道整備五箇年計画を策定した。

名古屋市においても国の計画に呼応して、1986(昭和 61)年度を初年度とする第 6 次下水道整備五箇年計画を策定し、整備面積を 2,500ha 拡大し、人口普及率を 90%に引き上げ、処理能力も 182 万 3,000 ㎥/日に、排水能力も 4 万 3,371 ㎥/分に増大させる計画で、総事業費は 2,000 億円を計上し、次の基本方針に基づいて実施された。

i　公共下水道の拡張事業を効果的に促進し、人口に対する普及率を 84%から 90%まで引き上げる。

ii　拡張区域に、庄内川北部、庄内川西部、守山区志段味地区、および緑区桶狭間地区を加え、あわせて 2,500ha を整備する。

iii　市街地の浸水被害を防除するため、排水ポンプ施設および管渠の新・増設を行う。

iv　整備区域の拡大に伴う汚水量の増大、また公害防止計画、水質環境基準および閉鎖性水域における総量規制に対応するため、下水処理場の新・増設を行う。

(7)　第7次下水道整備五箇年計画

第 6 次下水道整備五箇年計画が 1990(平成 2)年度に終了したことで、国は新たに総額 16 兆 5,000 億円(調整費 1 兆 9,700 億円を含む)の事業費を投入し、1991(平成 3)年度を初年度とする第 7 次下水道整備五箇年計画を策定した。

名古屋市においても国の計画に呼応して、1991(平成 3)年度を初年度とする第 7 次下水道整備五箇年計画を策定し、整備面積を 2,500ha 拡大し、人口普及率を 96%に引き上げ、処理能力も 197 万 2,500 ㎥/日に、排水能力も 4 万 9,713 ㎥/分に増大させる計画で、総事業費は 2,100 億円を計上し、次の基本方針に基づいて実施された。

i　名古屋市基本計画に基づき、公共事業の拡張事業を効果的に促進し、人口普及率を 96%まで引き上げる。

ii　新規流域の整備を推進し、併せて 2,500ha を整備する。

iii　市街地の浸水被害を防除するため、排水ポンプ施設および管渠の新増設を行う。

iv　公害防止計画、水質環境基準および閉鎖性水域における総量規制に対応するため、下水処理場の新増設を行う。

（8）　第8次下水道整備五箇年計画

第 7 次下水道整備五箇年計画が 1995（平成 7）年度に終了したことで、国は新たに総額 23 兆 7,000 億円（調整費 3 兆 7,000 億円を含む）の事業費を投入し、1996（平成 8）年度を初年度とする第 8 次下水道整備五箇年計画を策定した。また、第 8 次下水道整備五箇年計画は、「財政構造改革の推進に関する特別措置法」（平成 9 年法律第 109 号）に基づき、下水道整備七箇年計画に延伸された。

名古屋市においても国の五箇年計画に呼応して、1996（平成 8）年度を初年度とする第 8 次下水道整備五箇年計画を策定し、整備面積を 2,100ha 拡大し、人口普及率を 100%に引き上げ、下水処理場は 5 箇所を、雨水ポンプ施設は 12 箇所を整備する計画で、総事業費は 2,500 億円を計上し、次の整備目標に基づいて実施された。なお、名古屋市の五箇年計画は、国の整備計画期間延伸に合わせた計画期間の延伸は行わなかった。

i　名古屋市基本計画に基づき、公共事業の拡張事業を効果的に促進し、人口普及率を 100%まで引き上げる。

ii　新規流域の整備を推進し、併せて 2,100ha を整備する。

iii　市街地の浸水対策のため、5 年確率降雨に対応した雨水ポンプ施設、雨水調整池等の整備を進める。

iv　耐用年数を考慮した計画的な施設更新を進め、高度処理対応施設の導入を図るとともに、下水再生水の修景・親水利用を進める。

2　緊急雨水整備基本計画 [24]

（1）　背景

2000（平成 12）年 9 月 11 日から 12 日にかけて、日本付近に停滞していた秋雨前線は、台風 14 号から暖かく湿った気流が流れ込んだことにより活動が活発になり、東海地方は愛知県を中心に記録的な大雨となった。この豪雨は、「東海豪雨」と呼ばれ、名古屋地方気象台の観測値で最大 1 時間降雨量 97mm、総降雨量 566.5mm を記録し、名古屋市の年間平均降雨量の約 1/3 が 1 日で降るという未曽有の豪雨となった。

24 名古屋市上下水道局「水と四季」（創刊号　名古屋市上下水道局　2001.1）
前掲 11 名古屋市上下水道局「名古屋市下水道事業百年史」（2012.11　pp. 365-367）
名古屋市緑政土木局河川計画課・名古屋市上下水道局計画課　リーフレット「緊急雨水整備計画」
名古屋市上下水道局下水道本部下水道建設部計画課　リーフレット「浸水からまちを守るために」
名古屋市上下水道局技術本部計画部下水道計画課　リーフレット「緊急雨水整備事業～雨に強いまちづくり～」（2012.10）

この豪雨により、市内においては河川の破堤、越水および内水氾濫により、各所で甚大な浸水被害が発生し、床上浸水が 11,142 世帯、床下浸水が 23,292 世帯にのぼり、浸水区域は市域の約 4 割にも及んだ。

名古屋市では、この東海豪雨による浸水状況を教訓にして新たな雨水対策事業「緊急雨水整備基本計画」を 2000（平成 12）年 12 月に策定した。

（2） 基本方針

ⅰ 過去の浸水状況を勘案しながら今回の豪雨により著しい床上浸水の発生した地域または都市機能の集中する地域を対象とする。

ⅱ 原則として、上記地域において 1 時間 60mm の降雨に対応できるようレベルアップすることにより、名古屋地方気象台における過去最大の 1 時間降雨量 97mm の降雨（東海豪雨時の記録）に対して、床上浸水の概ね解消を目指す。

ⅲ 国、県による「河川激甚災害対策特別緊急事業」の進捗に整合させながら事業を実施する。

ⅳ 丘陵地を背負う排水区については、落ち水対策も併せて実施する。

（3） 計画内容

緊急雨水整備基本計画は、河川激甚災害対策特別緊急事業による河川整備と整合を図り、ポンプ排水量の増強または貯留施設の設置や管渠の増強などを計画している。事業期間は 2001（平成 13）年度から概ね 10 年間とし、優先度を考慮して前期と後期に分け、前期の事業期間は、2001（平成 13）年度から概ね 5 年間としている。事業内容は、**表 5.2.8** のとおりである。

なお、事業期間中の 2004（平成 16）年 9 月には、瑞穂区を中心とする集中豪雨が発生したことから、緊急雨水整備基本計画（後期）を一部見直して実施している。また、2008（平成 20）年 8 月末の豪雨を受け、第 2 次緊急雨水整備計画の策定および緊急雨水整備基本計画（後期）の見直しを実施している。

表 5.2.8 緊急雨水整備基本計画の内容

計画名称		緊急雨水整備基本計画	
		前　期	後　期
対象行政区		9行政区	9行政区
地　域		14地域	27地域
計画期間		2001（平成13）年度～概ね5年間	2006（平成18）年度～概ね5年間
計画内容	ポンプ増強	10か所　約89㎥/秒	5か所　約14㎥/秒
	雨水貯留施設	19か所　約220,000㎥ （26か所　約240,000㎥）	13か所　約95,000㎥
	管渠増強	8地域	23地域
	河川改修	（2か所）	―
概算事業費		約684億円（約767億円）	約600億円

計画内容中（ ）は緑政土木局事業を含む
「緊急雨水整備事業～雨に強いまちづくり～」(2012.10)により作表

第４節　名古屋公共下水道の都市計画

1　下水道と都市計画

下水道は、都市計画に定められるべき都市施設の一つであり（都市計画法第 11 条第 1 項第 3 号）、市街化区域については、都市施設として少なくとも道路、公園及び下水道を定めるものとしている（同法第 13 条第 1 項第 3 号）（注：昭和 43 年公布時の条項）。下水道の都市計画決定については、都市施設の種類、名称、位置、区域を定めるほか、排水区域を定めることとされている（同法第 11 条第 2 項、同法施行令第 6 条）。また、都市計画を定める者は、広域の見地から決定すべきものは都道府県知事、それ以外は市町村とされている（同法第 15 条）。

さらに、建設省都市局長通達「都市計画法の施行について」[25]（昭和 44 年建設省都計発第 102 号）により、下水道については、排水区域のほか、処理場、ポンプ場および管渠を定めるよう通知されている。

都市計画下水道には、流域下水道、公共下水道および都市下水路があり、名古屋都市計画下水道としては、公共下水道および都市下水路を実施している。

本節においては公共下水道の都市計画について記し、都市下水路の都市計画については、第6節において記す。

2　都市計画の概要

(1)　都市計画に定める範囲および変遷

公共下水道に関して都市計画に定める範囲は**表 5.2.9** のとおりであり、本表では、旧都市計画法の最終段階と新都市計画法の最初の段階を比較して表している。

都市計画下水道の都市計画に定める範囲については、新都市計画法施行以来数次の変遷を経ており、主な改定内容は次のとおりである。

①　1981（昭和 56）年の改定

「排水区域」の様式において、汚水を処理区、雨水を排水区とし、雨水については、合流式と分流式に区分して表記することとなった。また、「下水管渠」の様式において、摘要が備考となり、備考欄には排水区名および放流先を記載するなどの改定がなされた。

② 1990（平成 2）年の改定 [26]

「下水管渠」については、他事業関連によりルートの変更が余儀なくされる場合や、工法変更により管径の変更が余儀なくされる場合等において都市計画の変更が必要となり、事業の円滑な執行に支障をきたすこととなったため、都市計画の事務の合理化、簡素化を図る目的として以下の改定がなされた。

ｉ　都市計画決定を要する幹線管渠については、従来下水排除面積が 20ha 以上（開渠については 10ha 以上）のものを対象としていたが、以後 100ha 以上の管渠を対象とすることとし、簡素化が図られた。

25 昭和 44 年 9 月 10 日建設省都計発第 102 号　建設省都市局長通達「都市計画法の施行について」

26 「下水道の都市計画決定について」（平成 2 年 1 月 10 日　建設省都市局都市計画課事務連絡）

表 5.2.9　下水道の都市計画に定める範囲

旧都市計画法（最終段階）	新都市計画法（最初の段階）
	公共下水道、都市下水路別に表示
―	1　下水道の名称
1　排水区域及び面積	2　排水区域
下水道番号	―
―	面積（全体面積を汚水・雨水ごとに記述）
排水区名	摘要（排水区の名称、面積を汚水、雨水ごとに表示）
面積	
区域(町名等地名を記述)	区域（「区域は、計画図表示のとおり」と表示）
摘要(公共下水道と記述)	―
2　下水管渠	3　下水管渠
下水道番号	―
区分（主要幹線、幹線の別）	―
名称	名称
起点	位置：起点
終点	位置：終点
管径	区域：管径又は幅員
延長	区域：延長
排水区名	摘要（排水区の名称を表示）
	「幹線管渠の位置及び区域は、計画図表示のとおり」と表示
3　ポンプ場	4　ポンプ施設
下水道番号	―
排水区名	―
(ポンプ場)番号	―
名称	名称
位置	位置
地積	敷地面積
摘要(能力等を記述)	摘要(能力等を記述)
	「位置及び区域は、計画図表示のとおり」と表示
4　処理場	5　処理施設
下水道番号	―
排水区名	―
(処理場)番号	―
名称	名称
位置	位置
地積	敷地面積
摘要(処理方法、施設種類等を記述)	摘要(処理方法、施設規模等を記述)
	「位置及び区域は、計画図表示のとおり」と表示
5　吐口	―

ii 従来、管渠調書中の「その他」管渠欄については、空欄にする事例や幹線管渠以外の管渠を記入する事例等その扱いが異なる事例が見られたが、以後「その他」管渠欄を廃止することにより、取扱いの統一化が図られた。

iii 吐口およびこれに接続する管渠については、下水処理水の放流の用に供するものに限るものとし、簡素化が図られた。

③ 1997(平成 9)年の改定 [27]

i 「排水区域」に関して、計画書には「排水区域は総括図表示のとおり」と表示することとし、総括図には、その概ねの区域を表示することで足りるものとし、簡素化が図られた。

ii 下水管渠に関して、都市計画に定める管渠の範囲の目安は、下水排除面積が 1,000ha 以上の管渠および処理水を放流するための主たる管渠とし、大幅な簡素化が図られた。

iii 管渠以外の施設に関して、計画書に名称および所在地を表示するものとし、敷地面積は表示しないこととされた。

(2) 都市計画変更の概要

新都市計画法施行以降における、名古屋公共下水道の都市計画変更概要を**表 5.2.10** に示す。

主な変更理由は次の区分のとおりである。

A 計画書・計画図等の記載方法の変更による書式の変更

B 既成市街地の市街化の進展等に伴い、新規に、排水区域、処理施設、ポンプ施設等を追加・拡大する変更

C これまで雨水排除のみを都市下水路に依拠していた区域を公共下水道に切替える変更

D 排水区域の切換え等に伴う排水区域の変更や、ポンプ施設・処理施設を廃止する変更

E 施設の高度化・増強のための変更や施設の追加

F 他の都市計画変更や河川改修事業等、他事業との関連による変更

新都市計画法施行以降における名古屋公共下水道の都市計画変更は、主に A～F の理由により排水区域、管渠、ポンプ施設、処理施設、貯留施設を変更し、市域の拡張、土地区画整理事業との連携など、ドーナツ化的に市の中心部から周辺部に向けて都市計画を拡大し、下水道整備を進めてきた。

27 「下水道の都市計画決定について(通知)」(平成 9 年 1 月 16 日 9 下水第 10 号 愛知県土木部長通知)
「都市計画決定する下水道管渠の範囲について(通知)」(平成 9 年 3 月 31 日 愛知県土木部下水道課長通知)

表 5.2.10　公共下水道都市計画変更の概要

No	都市計画決定・変更 年月日/告示番号		書式等	排水 区域	管　渠	ポンプ 施　設	処理 施設	貯留 施設	主な 理由[1]	備 考
1	1970(S45) 7. 3	N180					○		E	堀留処理場拡張
2	1971(S46) 3.30	N121	○	○	○	○	○		A, B, C, D	新都市計画法書式変更、宝神・打出・守山追加、西山拡張、当知・篠原ポンプ場都市下水路から切換え等
3	1973(S48) 3.31	N118		○	○	○	○		B, D, E	植田・鳴海追加、城北・鳴子廃止、堀留他3排水区拡張、名港・六条ポンプ場追加等
4	1976(S51) 6. 9	N236			○	○			B	三階橋ポンプ場追加
5	1977(S52) 8.16	N347			○	○			B	港北ポンプ場追加
6	1978(S53) 3. 3	N94					○		E	山崎処理場拡張
7	1978(S53)12. 5	N569			○		○		D, F	植田処理場変更等
8	1979(S54) 3.23	N131			○	○			E, F	港北ポンプ場拡張等
9	1979(S54)10. 4	N469			○	○			D, E	高辻ポンプ場廃止、高蔵ポンプ場拡張等
10	1981(S56) 2.25	N83	○	○	○	○	○		A, B	書式変更、大高地区追加、菅田・大手・大高中継ポンプ場追加等
11	1981(S56) 8.17	N373			○	○			B, D, F	神宮東中継・白鳥橋ポンプ場追加、白鳥ポンプ場廃止等
12	1982(S57) 1.12	N 8		○	○	○			B, C	猪子石地区追加、川北ポンプ場追加、守西ポンプ場都市下水路から切換え等
13	1983(S58) 1. 8	N 3			○	○		○[2]	B, D, E	内浜ポンプ場・高辻雨水滞水池追加(旧内浜ポンプ場廃止)
14	1984(S59) 7.26	N298		○	○	○	○		B, C, D	平田追加、打出拡大、下之一色廃止、喜惣治ポンプ場他10ポンプ場追加(内5ポンプ場都市下水路から切換え)等
15	1989(H 1) 2.15	N30			○	○			B	福徳ポンプ場追加等
16	1990(H 2) 9.21	N252		○	○				B	吉根、桶狭間地区追加
17	1992(H 4) 7.30	N217			○			○	B	福江滞水池追加等
18	1992(H 4)12. 4	N342				○			F	大江ポンプ場用地変更
19	1993(H 5)11.17	N352	○	○	○				A, B	書式変更、下志段味地区追加等
20	1995(H 7) 2.20	N59	○	○			○		A, F	書式変更、鳴海処理場面積変更等
21	1996(H 8) 2.16	N41		○	○			○	B	上・中志段味地区追加、大曽根雨水調整池追加等
22	1997(H 9) 2.19	N45			○		○	○	B, E	南郊雨水滞水池、伝馬町処理場面積変更等
23	1998(H10)12. 4	N406	○			○			A, F	書式変更、下之一色ポンプ場廃止等

1　主な理由は、「(2) 都市計画変更の概要」に示した主な変更理由AからFの略号を用いた。
2　高辻雨水滞水池はこの時点ではポンプ施設の一部として計上
3　告示番号中のNは名古屋市告示を表す。

3　排水区域の変遷[28]

排水区域は下水道の対象区域をいい、基本的な都市計画の内容である。

(1)　旧都市計画法時の変遷

旧都市計画法時代の排水区域の変遷と、旧都市計画法の最終段階および新都市計画法の最初の段階の比較を**表 5.2.11** に掲げる。

28　名古屋市上下水道局「平成 24 年度　水道　工業用水道　下水道　事業年報」(2014.1　pp. 101-110)

表 5.2.11　公共下水道排水区域の変遷(参考:旧都市計画法から新都市計画法へ)

都市計画変更 / 排水区	旧都市計画法による排水区の変遷						新都市計画法による排水区	
	1958(S33) 3.14 K349	1960(S35) 9. 6 K1881	1962(S37) 3. 7 K431	1967(S42) 9. 7 K2836		1968(S43) 10.30 K3249	1971(S46) 3.30 N121	
	面積(ha)	面積(ha)	面積(ha)	名称	面積(ha)	面積(ha)	名称	面積(ha)
山崎川西部	**1,394.41**	1,394.41	1,394.41	山崎	**1,310**	**1,255**	山崎	1,255
城北	**770.33**	770.33	770.33	城北	**883**	883	城北	883
中村西部	**884.81**	884.81	884.81	岩塚	**1,404**	1,404	岩塚	**1,136**
中川東部	**856.20**	856.20	856.20	千年	**1,181**	1,181	千年	1,181
堀留	**1,298.00**	1,298.00	1,298.00	堀留	1,298	1,298	堀留	1,298
露橋	**2,599.00**	2,599.00	2,599.00	露橋	**755**	755	露橋	**699**
熱田	**536.00**	536.00	536.00	熱田	536	536	熱田	536
伝馬町	**988.00**	988.00	988.00	伝馬町	988	988	伝馬町	988
猪高西山	**97.65**	97.65	97.65	西山	98	98	西山	**724**
鳴子		**63.37**	63.37	鳴子 *	67	67	鳴子	67
山崎川東部			**1,881**	山崎東部	**1,940**	1,940	山崎東部	1,940
				名城	**1,287**	1,287	名城	1,287
				下之一色	**58**	58	下之一色	58
				柴田		**792**	柴田	792
							打出	**1,366**
							宝神	**1,338**
							守山	**1,594**
計	9,424.40	9,487.77	11,369	計	11,805	12,542	計	17,142
対前年差		63.37	1,881		436	737		4,600
対前年比		1.01	1.20		1.04	1.06		1.37

1　旧法、新法はそれぞれ旧都市計画法、新都市計画法を表す
2　表頭の都市計画変更年月日中のKは建設省告示、Nは名古屋市告示を表す
3　太字は変更のあった排水区を表す
＊鳴子排水区面積については、鳴子土地区画整理事業計画に合わせた数値を掲げた。

1958(昭和 33)年 3 月に、旧市街地 8 流域に加え、猪高西山地区を追加するとともに、9 排水区の排水区域、下水管渠、ポンプ場、処理場、吐口をそれぞれ定めている。また、1960(昭和 35)年 9 月には鳴海都市計画において、日本住宅公団鳴子団地の流域を追加している。1962(昭和 37)年 3 月には、山崎川東部流域を追加し、1967(昭和 42)年 9 月には、下之一色地区の追加および下八事地区の追加による山崎東部排水区を拡大したほか、名城排水区を露橋排水区から切り離すとともに、排水系統の見直し等により、各排水区の拡大・縮小をしている。また、猪高西山排水区を西山排水区に、山崎川東部排水区を山崎東部排水区に改称している。さらに、1968(昭和 43)年 10 月には、柴田地区を追加するとともに、排水系統の見直し等により山崎排水区を縮小している。

なお、**図 5.2.6** に旧都市計画法時最終段階の公共下水道排水区域図を示す。

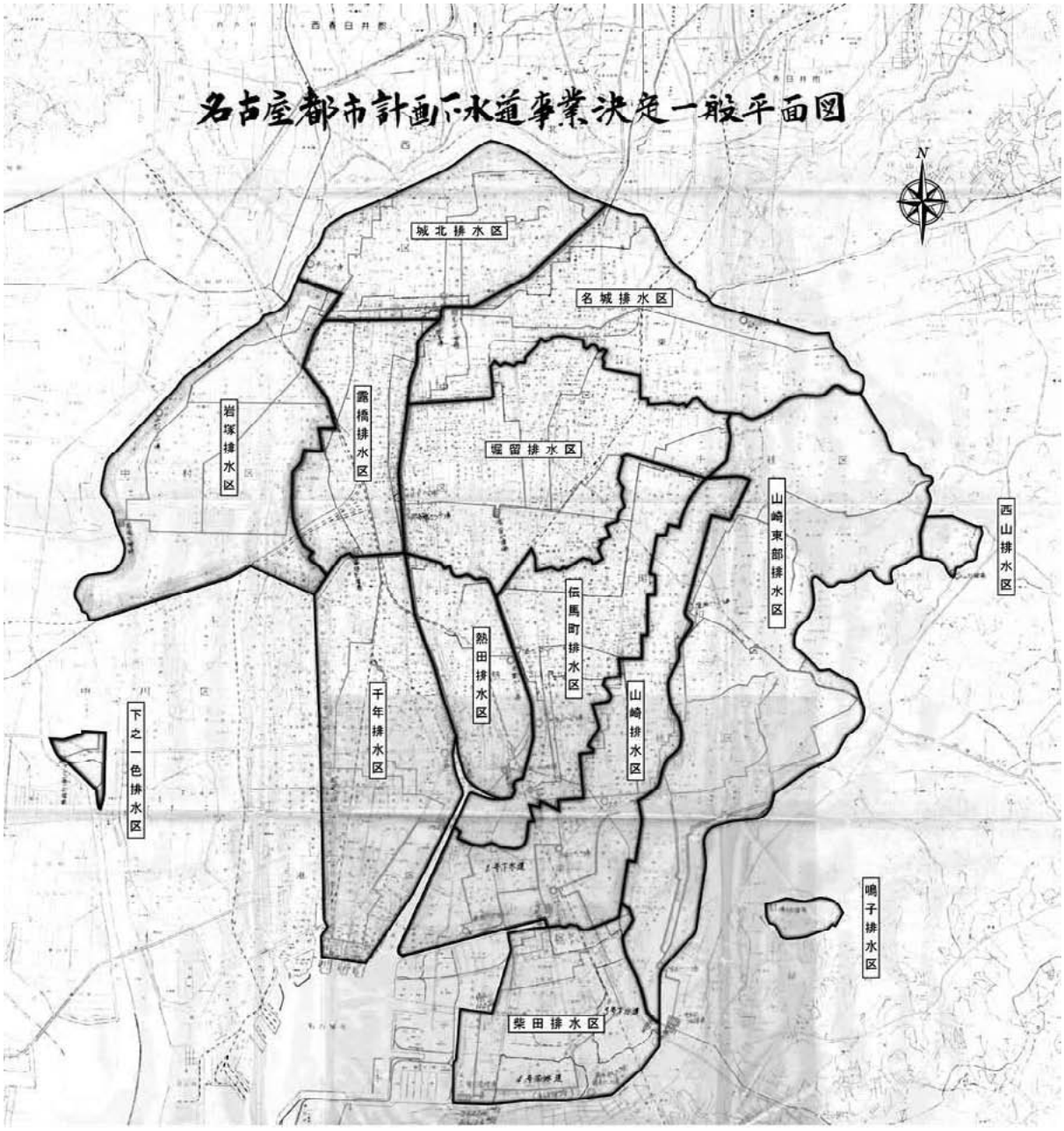

（名古屋都市計画下水道事業決定一般平面図から加工）

図 5.2.6　旧都市計画法時の公共下水道排水区域（1968（昭和 43）年 10 月現在）

（2） 新都市計画法施行以降の変遷

新都市計画法施行以降の公共下水道排水区域の変遷を**表 5.2.12** に示す。

1971（昭和 46）年 3 月に、新都市計画法施行による新たな書式により、旧都市計画法時の 14 排水区に加え、市の西南部の市街化の進展に合わせ、都市下水路の中ノ島・中川排水区を公共下水道へ切替え、新たに打出・宝神排水区を追加するとともに、排水系統の見直し等により岩塚・露橋排水区を縮小した。また、市の東北部についても住宅地域として急激に発展してきている守山排水区を追加し、地下鉄東山

線の延長に伴って区画整理事業等により宅地開発が著しく進んでいる西山排水区を拡大し、17 排水区、17,142ha を定めている。

表 5.2.12　公共下水道排水区域の変遷（新都市計画法）

都市計画変更 / 処理区（排水区）[1]	1971(S46) 3.30 N121	1973(S48) 3.31 N118	1981(S56) 2.25 N83	1982(S57) 1.12 N8	1984(S59) 7.26 N298	1990(H2) 9.21 N252	1993(H5) 11.17 N352	1995(H7) 2.20 N59	1996(H8) 2.16 N41
	面積(ha)	面積(ha)	面積(ha)	面積(ha)	面積(ha)	面積(ha)	面積(ha)	面積(ha)	面積(ha)
堀留	1,298	**1,428**	1,428	1,428	1,428	1,428	1,428	1,428	1,428
熱田	536	536	536	536	536	536	536	536	536
露橋	**699**	699	699	699	699	699	699	699	699
伝馬町	988	988	988	988	988	988	988	988	988
山崎	1,255	1,255	1,255	1,255	1,255	1,255	1,255	1,255	1,255
千年	1,181	1,181	1,181	1,181	1,181	1,181	1,181	1,181	1,181
岩塚	**1,136**	**2,019**	2,019	2,019	2,019	2,019	2,019	2,019	2,019
名城	1,287	1,287	1,287	1,287	1,287	1,287	1,287	1,287	1,287
城北[2]	883								
山崎東部	1,940	**2,290**	2,290	2,290	2,290	2,290	2,290	**2,289**	2,289
西山	**724**	**778**	778	778	778	778	778	778	778
下之一色[3]	58	58	58	58					
柴田	792	792	**1,280**	1,280	1,280	1,280	1,280	**1,279**	1,279
鳴子[4]	67								
打出	**1,366**	1,366	1,366	1,366	**2,644**	2,644	2,644	2,644	2,644
宝神	**1,338**	1,338	1,338	1,338	1,338	1,338	1,338	1,338	1,338
守山	**1,594**	1,594	1,594	**2,691**	2,691	**3,032**	**3,235**	3,235	**3,653**
植田		**2,082**	2,082	2,082	2,082	2,082	2,082	2,082	2,082
鳴海		**2,919**	**3,312**	3,312	3,312	**3,490**	3,490	**3,486**	3,486
平田					**1,335**	1,335	1,335	1,335	1,335
計	17,142	22,610	23,491	24,588	27,143	27,662	27,865	27,859	28,277
対前年差		5,468	881	1,097	2,555	519	203	−6	418
対前年比		1.32	1.04	1.05	1.10	1.02	1.01	1.00	1.02

1　1981(S56)年2月以降の都市計画変更では汚水を「処理区」名称、雨水を「排水区」名称、それ以前では汚水・雨水とも「排水区」名称である。
2　城北は1973(S48)年3月の都市計画変更で岩塚に編入された。
3　下之一色は1984(S59)年7月の都市計画変更で打出に編入された。
4　鳴子は1973(S48)年3月の都市計画変更で鳴海に編入された。
5　表頭の都市計画変更年月日中のNは名古屋市告示を表す。
6　太字は変更のあった排水区を表す。

1973（昭和 48）年 3 月には、東部丘陵地域の市街化の傾向の著しい地域である植田・鳴海排水区を追加し、合わせて、鳴子排水区を鳴海排水区に編入している。また、堀留・西山・山崎東部排水区をそれぞれ拡大すると同時に、城北排水区を岩塚排水区に編入し、17 排水区、22,610ha としている。また、1981（昭和 56）年 2 月には、大高地区を追加するため、柴田・鳴海処理区を拡大している。

1978（昭和 53）年 9 月、愛知県の庄内川流域下水道から猪子石流域を離脱することの合意が得られたことから、1982（昭和 57）年 1 月に守山処理区を拡大して猪子石流域を含めた。また、庄内川北部流域は 1979（昭和 54）年 4 月に、庄内川西部流域は 1981（昭和 56）年 4 月に、それぞれ新川流域下水道と日光川下流流域下水道から離脱することの合意が得られた。これにより、1984（昭和 59）年 7 月、庄内川北部流域を包含した平田処理区を追加し、庄内川西部流域を打出処理区に加え拡大した。同時に、下之一色処理区を廃止して打出処理区に包含し、17 処理区、27,143ha としている。[29]

また、1990（平成 2）年 9 月には、土地区画整理事業が進んでいる桶狭間地区の下水道整備を進めるため、鳴海処理区へ追加し、守山区志段味地区では、志段味まちづくり構想に合わせて市街化が図られる吉根地区の下水道整備を進めるため、守山処理区へ追加している。続いて、1993（平成 5）年 11 月に下志段味地区を、1996（平成 8）年 2 月に上・中志段味地区を追加し、17 処理区、28,277ha としている。

なお、**図 5.2.7** に新都市計画法施行以降の排水区域の変遷を示し、**図 5.2.8** に処理区（排水区）の名称と統合の変遷を、**図 5.2.9** に 2003（平成 15）年度現在の処理区と下水処理場の位置を示す。

（参考）

2001（平成 13）年度以降の公共下水道排水区域の変遷では、2004（平成 16）年 2 月 10 日名古屋市告示第 57 号において、市民の生活環境の改善および河川等の公共用水域の水質保全を図るため、市街化区域である港区藤前地区の追加を行い、2008（平成 20）年 12 月 8 日名古屋市告示第 545 号において、2007（平成 19）年度に市街化区域に編入された港区茶屋新田地区を公共下水道区域に追加し、打出処理区を拡大している。

[29] 前掲 11　名古屋市上下水道局「名古屋市下水道事業百年史」（2012.11　p. 209）

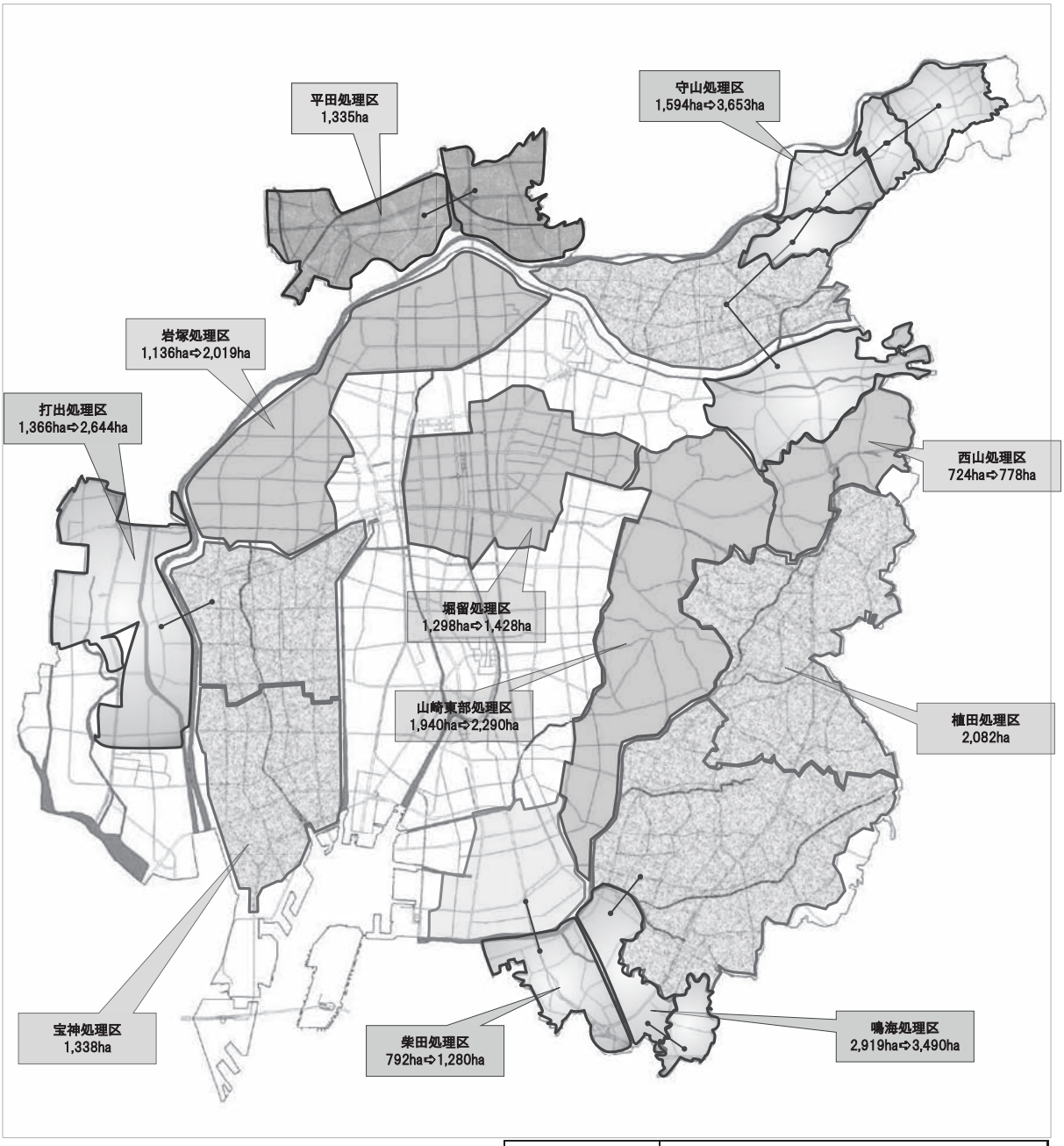

※天白川改修に伴う縮小分は、省略している(山崎東部処理区・柴田処理区・鳴海処理区)

図 5.2.7　新都市計画法施行以降の排水区域の変遷－公共下水道－

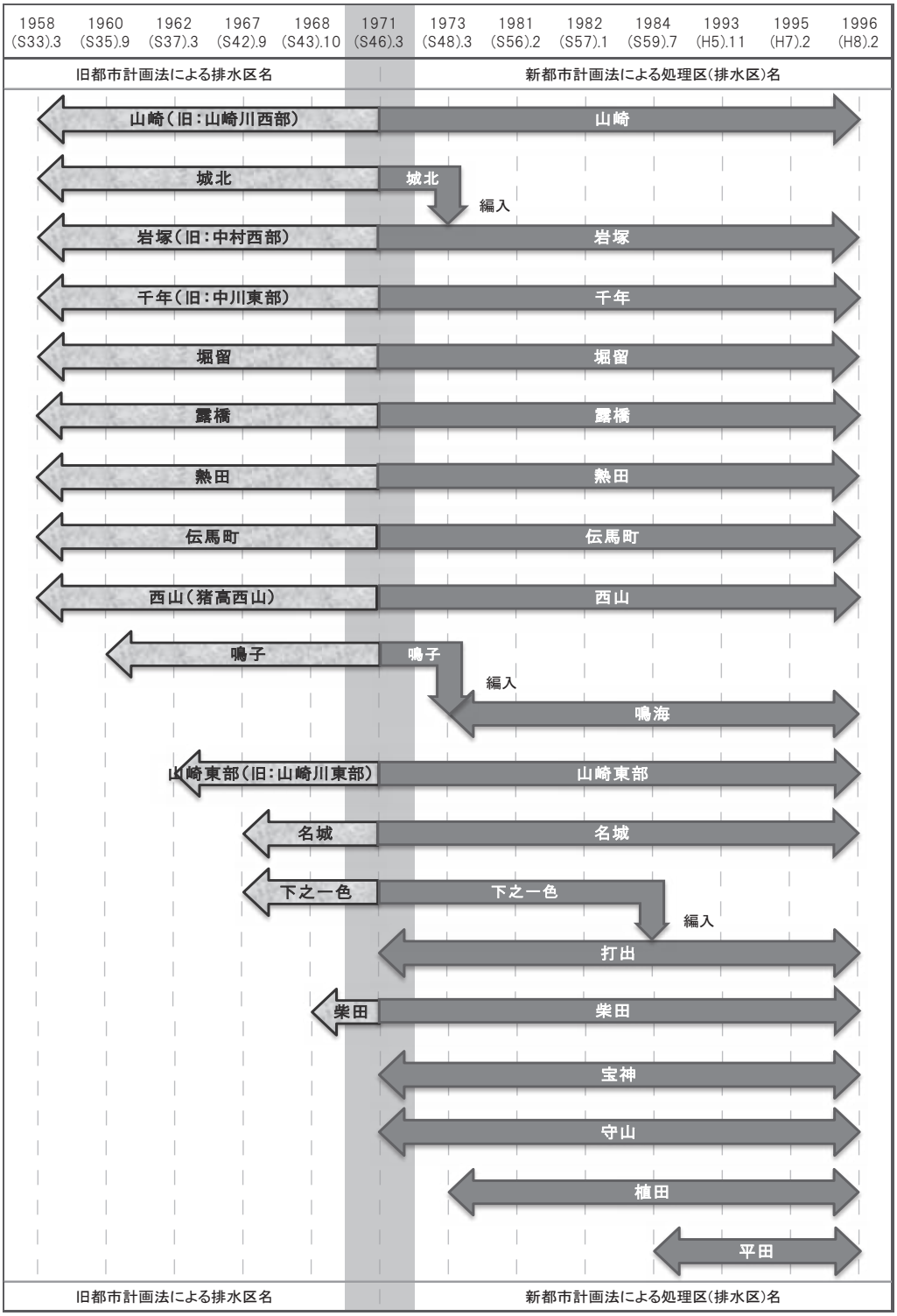

※図頭の数字は年・月を表し、都市計画決定(変更)の時期をいう。1971(昭和 46)年 3 月より新都市計画法による。左側の矢印は、当初都市計画決定の時期を表す。右側の矢印は、1996(平成 8)年 2 月の都市計画変更時点において都市計画決定されていることを示す。

図 5.2.8　公共下水道～処理区(排水区)の変遷(名称と統合)

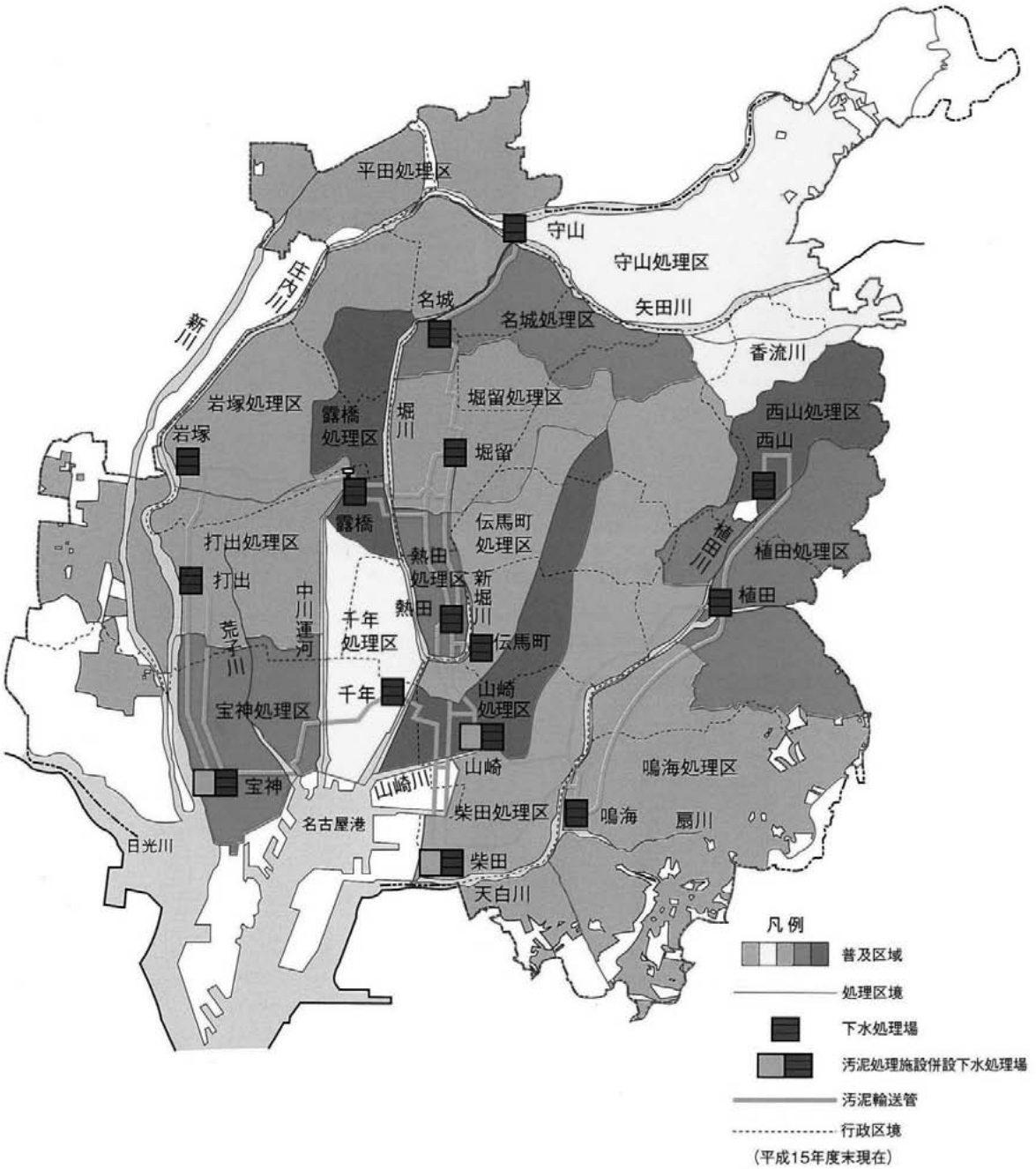

出典:名古屋市上下水道局経営企画課「なごやの下水道(H16 年度版)」(p. 4)

図 5.2.9　処理区と下水処理場

4　都市計画変更の主な内容

本節2(2)　都市計画変更の概要　で示した**表 5.2.10** に従い、その主な内容を示す。

(1)　1970(昭和 45)年 7 月 3 日変更(名古屋市告示第 180 号)

1930(昭和 5)年に建設された名古屋市で最も古い堀留処理場は、戦後の著しい市街化や都心部の高層化の進展に伴う汚水量の増大に対して過負荷状態となっていた。また、将来のますますの都市化の進展による汚水量の増大が予想され、これらに対応していくため、堀留処理場隣接の公園地下を占用し、敷地面積を約 1ha から約 3ha と約 3 倍の拡張を図っている。

(2)　1971(昭和 46)年 3 月 30 日変更(名古屋市告示第 121 号)

新都市計画法施行に伴う一括書式変更を本節2(1)　都市計画に定める範囲および変遷　で示した**表 5.2.9** のように行った。

市の西南部では、土地区画整理事業の進展に伴い、田畑の宅地化が進み、打出排水区は住宅地域として、宝神排水区は臨海工業地域として発展し、浸水防除および河川水質浄化が課題となっていた。これらの市街化の進展による課題に対応するため、都市下水路の中ノ島・中川排水区を公共下水道へ切替え、新たに打出・宝神排水区を追加するとともに、都市下水路の当知・篠原ポンプ場を公共下水道へ切替えている。また、市の東北部についても比較的都心に近いことから住宅地域として急激に発展してきており、地域の生活環境の向上および庄内川の浄化対策として守山排水区を追加している。さらに、西山排水区は、地下鉄東山線の延長に伴って土地区画整理事業が連担して行われ、宅地開発が著しく進んでいる地域であることから、これらの地域を既設の西山排水区に含め拡大した。

これらの都市計画変更の結果、排水区域は、宝神、打出、守山排水区の追加および西山排水区の拡大等により、約 12,542ha から約 17,142ha に拡張された。下水管渠は、排水区域拡大に伴う変更および新様式による見直しにより、幹線管渠として約 196,777m から約 350,820m に増大された。ポンプ施設は、都市下水路の当知・篠原ポンプ場を公共下水道へ切替え、檀渓ポンプ場を廃止したことにより 21 箇所から 22 箇所に変更している。処理施設は、宝神、打出、守山終末処理場を追加し 16 箇所としている(**表 5.2.13**)。

表 5.2.13　都市計画変更の内容(1971(昭和 46)年 3 月 30 日)

施設等	公共下水道				都市下水路			
	変更前	変更後	増減	備考	変更前	変更後	増減	備考
排水区域	12,542ha	17,142ha	4,600ha	宝神、打出、守山排水区の追加及び西山排水区の拡張	2,930ha	2,325ha	△ 605ha	中川、中ノ島排水区を公共下水道へ切替え
管　渠	主要幹線 86,237m 幹線 110,540m	幹線 350,820m その他 3,624,265m	264,583m 3,513,725m	新様式による組換え、並びに宝神、打出、守山排水区の追加及び西山排水区の拡張に伴う増加	主要幹線 15,720m 幹線 27,410m	幹線 26,500m	△16,630m	公共下水道区域への切替えに伴う減少
ポンプ施設	21箇所	22箇所	1箇所	都市下水路の当知、篠原ポンプ場を公共下水道へ切替え、壇渓ポンプ場を廃止	9箇所	5箇所	△ 4箇所	当知、篠原ポンプ場の公共下水道への切替え、公共下水道区域への切替えに伴う土古、中ノ島ポンプ場の廃止
処理施設	13箇所	16箇所	3箇所	宝神、打出、守山処理場の追加	—	—	—	—

(3)　1973(昭和 48)年 3 月 31 日変更(名古屋市告示第 118 号)

東部丘陵地域の土地区画整理事業等の施行に伴う市街化の傾向の著しい地域である植田排水区および鳴海排水区を追加し、鳴子排水区を鳴海排水区に編入している。合わせて、山崎東部終末処理場を鳴海終末処理場に改称した。また、城北排水区を岩塚排水区に編入し、堀留排水区、山崎東部排水区および西山排水区をそれぞれ拡大している。また、市南部既成市街地の浸水の防除のため、名港ポンプ場および六条ポンプ場を追加するとともに道徳ポンプ場を拡大している。

これらの都市計画変更の結果、排水区域は、植田、鳴海排水区の追加および堀留、山崎東部、西山排水区の拡大等により、約 17,142ha から約 22,610ha に拡張された。下水管渠は、排水区域の拡大等に伴い 170 幹線管渠を追加している。ポンプ施設は、道徳ポンプ場の敷地面積を約 4,410 ㎡から約 8,700 ㎡と約 2 倍に拡大するとともに、名港、六条ポンプ場の追加により 22 箇所から 24 箇所に変更している。処理施設は、植田終末処理場を追加し、鳴子排水区を鳴海排水区に編入したことから鳴子終末処理場を廃止したことにより、16 箇所の終末処理場を定めている。また、山崎東部終末処理場を鳴海終末処理場と改称している。

(4)　1976(昭和 51)年 6 月 9 日変更(名古屋市告示第 236 号)

市北部の既成市街地は、下水道整備された地域であるが、市街化の進展により雨水流出量が増大し、豪雨時にはたびたび浸水が発生していた。これらの地域の浸水を防除するため、北区辻町に三階橋ポンプ場を新設し、合わせて辻本通幹線はじめ 7 幹線管渠を新たに追加している。

(5)　1977(昭和 52)年 8 月 16 日(名古屋市告示第 347 号)

市西南部の荒子川と中川運河にはさまれた地域は低地であり、豪雨時にはたびたび浸水が発生していた。これらの地域の浸水を防除するため、港区寛政町に港北ポンプ場を新設し、合わせて宝神幹線はじめ 4 幹線管渠を変更している。

(6)　1978(昭和 53)年 3 月 3 日変更(名古屋市告示第 94 号)

山崎終末処理場に電気集じん機を設置し、さらに、緑化および将来の高度処理施設を設置できるようにするため、敷地面積を約 57,610 ㎡から約 75,550 ㎡に拡張している

(7)　1978(昭和 53)年 12 月 5 日変更(名古屋市告示第 569 号)

植田南部土地区画整理事業との関連による都市計画道路(高針大高線)沿の用地の効率的利用を図るため、植田終末処理場の敷地形状を変更し、約 550 ㎡増加して約 58,530 ㎡としている。また、天白川と植田川沿いの低地区をポンプ排水区に切替えるため、雨水、汚水の 5 幹線管渠の位置ならびに延長を変更するとともに、1 雨水幹線管渠を廃止し、1 雨水幹線管渠を追加している。

(8)　1979(昭和 54)年 3 月 23 日変更(名古屋市告示第 131 号)

港北ポンプ場の放流先である荒子川の運河計画変更に伴い、港北放流幹線管渠を追加している。また、港北ポンプ場の緑化および合流式下水道の降雨初期雨水対策等のため、現敷地面積約 3,250 ㎡を約 2,820 ㎡拡張して約 6,070 ㎡としている。

(9)　1979(昭和 54)年 10 月 4 日変更(名古屋市告示第 469 号)

市中心部の既成市街地(中区、熱田区、昭和区の一部)は、戦前から下水道の整備が行われた地域であるが、その後の市街化の進展および新堀川の水位上昇等により、豪雨時には広範囲でたびたび浸水が発生していた。これらの地域の浸水を防除するため、高辻ポンプ場を廃止するとともに当該排水区を包含する形で高蔵ポンプ場を増強・拡大し、敷地面積を約 700 ㎡から約 7,490 ㎡にしている。また、合わせて西川端幹線はじめ 4 幹線管渠を変更し、高辻第 2 幹線はじめ 3 幹線管渠を追加している。

(10)　1981(昭和 56)年 2 月 25 日変更(名古屋市告示第 83 号)

「排水区域」の書式において、汚水を処理区、雨水を排水区とし、雨水については合流式と分流式に区分して表記することや、「下水管渠」の備考欄に排水区名および放流先を記載するなど、名古屋都市計画下水道の書式変更に伴い、関連様式を一括で変更している。

市東南部の緑区大高町等地区は、生活環境の向上、および大高川・扇川の浄化対策のため公共下水道を整備する必要があり、大高地区を名古屋公共下水道の排水区域に追加し、この追加により、柴田・鳴海処理区を拡大している。合わせて、大高中継ポンプ場を追加し、柴田終末処理場の敷地面積を約 78,740 ㎡から約 79,140 ㎡に変更している。また、既成市街地の天白区、港区の一部では、市街地形成が進むとともに雨水流出量が増大し、豪雨時にはたびたび浸水が発生していた。これらの地域の浸水を防除するため、菅田ポンプ場、大手ポンプ場を追加するとともに、幹線管渠を追加・変更している。

これらの都市計画変更の結果、排水区域は、柴田・鳴海処理区の拡大により、約 22,610ha から約 23,491ha に拡張された。その内訳として、汚水は堀留処理区はじめ 17 処理区で約 23,491ha、雨水は、合流式が堀留排水区はじめ 14 排水区で約 16,831ha、分流式が西山排水区はじめ 101 排水区で約 6,660ha

を定めている。ポンプ施設は、菅田、大手ポンプ場の追加により 28 箇所に変更している。処理施設は、柴田終末処理場の敷地面積を変更し、堀留終末処理場はじめ 16 箇所の終末処理場を定めている

(11)　1981(昭和 56)年 8 月 17 日変更(名古屋市告示第 373 号)

熱田処理区内の新堀川および国鉄東海道線に囲まれた工場跡地等約 52.6ha を対象として、神宮東特定住宅市街地総合整備促進事業が計画され、この関連事業として公共下水道の再整備(約 40ha)を行うこととなり、神宮東中継ポンプ場を追加するとともに神宮東汚水幹線はじめ 3 幹線管渠を追加している。また、千年排水区内の熱田・港区の一部では、著しい都市化の進展に伴う雨水流出量の増大により、豪雨時にはたびたび浸水が発生していた。これらの地域の浸水を防除するため、白鳥ポンプ場を廃止し、その排水区を包含した形で白鳥橋ポンプ場を追加するとともに、大宝幹線はじめ 6 幹線管渠を追加し、白鳥放流幹線を廃止している。

(12)　1982(昭和 57)年 1 月 12 日変更(名古屋市告示第 8 号)

庄内川流域下水道の一部であった猪子石地区(千種、名東、守山各区の一部)について、公共下水道として整備する協議が愛知県および関係市町村との間で整ったため、猪子石地区を名古屋公共下水道の排水区域に追加し、この追加により、守山処理区を拡大している。また、守山区川北地区では、著しい都市化の進展に伴う雨水流出量の増大により、豪雨時にはたびたび浸水が発生していた。これらの地域の浸水を防除するため、川北ポンプ場を追加するとともに幹線管渠を変更している。合わせて、都市下水路守西排水区の守西ポンプ場等を公共下水道へ移管する変更を行っている。

これらの都市計画変更の結果、排水区域は、猪子石地区編入による守山処理区の拡大により、約 23,491ha から約 24,588ha に拡張された。下水管渠は、幸心幹線はじめ 68 幹線管渠を追加し、宝膳寺幹線はじめ 14 幹線管渠を廃止している。ポンプ施設は、川北ポンプ場、守西ポンプ場の追加により 31 箇所に変更している。処理施設は、変更なく堀留終末処理場はじめ 16 箇所の終末処理場を定めている。

(13)　1983(昭和 58)年 1 月 8 日変更(名古屋市告示第 3 号)

既成市街地である瑞穂区、南区、昭和区の一部は、すでに下水道の整備が行われた地域であるが、その後の市街化の進展等により雨水流出量が増大し、豪雨時には広範囲でたびたび浸水が発生していた。これらの地域の浸水を防除するため、内浜ポンプ場を廃止し、その南側に新たな内浜ポンプ場を追加し、敷地面積を約 3,370 ㎡から約 6,400 ㎡としている。また、市電廃止のため高辻電車車庫用地が不要となったことから、その跡地利用として市営住宅(高辻荘)、高辻ひろば緑地(1982(昭和 57)年 12 月 24 日都市計画決定名古屋市告示第 487 号)とともに、浸水防除のため貯留施設として、高辻雨水滞水池(貯留容量 約 30,000 ㎥)を追加している。さらに、それらに関連して柳ヶ枝町幹線はじめ 12 幹線管渠を追加し、内浜幹線はじめ 2 幹線管渠を変更している。

(14)　1984(昭和 59)年 7 月 26 日変更(名古屋市告示第 298 号)

新川流域下水道の一部であった庄内川北部地域(北区、西区の庄内川以北)について、公共下水道として整備する協議が愛知県および関係市町村との間で整ったため、平田処理区として名古屋公共下水道の排水区域に追加している。なお、計画処理面積は約 1,335ha、排除方式は分流式を採用している。また、庄内川西部地域(中川区、港区の庄内川以西の市街化区域)についても、日光川下流流域下水道から離脱して公共下水道として整備することとなったので、当該地域約 1,220ha を公共下水道区域に追加し打出処理区に編入している。合わせて、現行の下之一色処理区(約　58ha)を打出処理区に編入し、打出処理区の計画処理面積は約 2,644ha と拡大され、排除方式は合流式となっている。

これらの排水区域の拡大に伴って、下水管渠は、平田処理区で庄内川北部幹線はじめ 44 幹線管渠を追加し、打出処理区で富田放流幹線はじめ 34 幹線管渠を追加し、下之一色放流幹線はじめ 3 幹線管渠を廃止している。また、ポンプ施設では、平田処理区で喜惣治・落合ポンプ場を追加するとともに、中小田井・上小田井ポンプ場を都市下水路から公共下水道へ切替えている。打出処理区においては、富田・戸田・水里・下之一色ポンプ場を追加するとともに福田・伏屋・助光ポンプ場を都市下水路から公共下水道へ切替えている。処理施設では、平田処理区で平田終末処理場を追加し、打出処理区において下之一色終末処理場を廃止している。

これらの都市計画変更の結果、排水区域は、平田処理区の追加、打出処理区の拡大により、約 24,588ha から約 27,143ha に拡張された。その内訳として、汚水は堀留処理区はじめ 17 処理区で約 27,143ha、雨水は、合流式が堀留排水区はじめ 13 排水区で約 16,947ha、分流式が川北排水区はじめ 148 排水区で約 10,196ha を定めている。下水管渠は、庄内川北部幹線はじめ 78 幹線管渠を追加し、下之一色放流幹線はじめ 3 幹線管渠を廃止している。ポンプ施設は、喜惣治ポンプ場はじめ 11 ポンプ場の追加により 42 箇所に変更している。処理施設は、平田終末処理場の追加および下之一色終末処理場の廃止により、堀留終末処理場はじめ 16 箇所の終末処理場を定めている。

(15)　1989(平成元)年 2 月 15 日(名古屋市告示第 30 号)

既成市街地である北区、西区の一部は、すでに下水道の整備が行われた地域であるが、その後の市街化の進展等により雨水流出量が増大し、豪雨時には広範囲でたびたび浸水が発生していた。これらの地域の浸水を防除するため、新たに福徳ポンプ場および福徳幹線はじめ 4 幹線管渠を追加している。

(16)　1990(平成 2)年 9 月 21 日(名古屋市告示第 252 号)

守山区志段味地区において志段味まちづくり構想に準じて土地区画整理事業が進められ、市街化が図られる吉根地区を守山処理区に追加し、約 341ha を拡大している。また、緑区桶狭間地区においても土地区画整理事業により市街化が図られていることから、桶狭間地区の約 178ha を公共下水道区域に追加し鳴海処理区を拡大している。合わせて、両地区の下水管渠として志段味汚水幹線はじめ 3 幹線管渠を追加している。なお、排除方式は分流式を採用している。

これらの都市計画変更の結果、排水区域は、守山処理区、鳴海処理区の拡大により、約 27,143ha から約 27,662ha に拡張された。その内訳として、汚水は堀留処理区はじめ 17 処理区で約 27,662ha、雨水は、合流式が堀留排水区はじめ 13 排水区で約 16,947ha、分流式が川北排水区はじめ 158 排水区で約 10,715ha を定めている。下水管渠は、志段味汚水幹線はじめ 3 幹線管渠を追加し、ポンプ施設、処理施設は変更していない。

(17) 1992(平成 4)年 7 月 30 日(名古屋市告示第 217 号)

新堀川左岸中流域は、昭和初期に下水道が整備された地域であるが、その後の市街化の進展に伴い、浸水対策が課題となっていた。また、合流式下水道は、降雨時に一定量の降雨を超えると路面などの汚れや汚水の一部を含んだ雨水が直接河川に放流され、新堀川の汚れの一因となっていた。そのため、浸水対策および合流式下水道改善対策の両機能を併せ持つ貯留施設、福江雨水滞水池を追加するとともに、福江幹線はじめ 2 幹線管渠を追加している。福江雨水滞水池の貯留容量は、約 31,000 ㎥である。

(18) 1992(平成 4)年 12 月 4 日(名古屋市告示第 342 号)

大江ポンプ場は、大江排水区約 238ha の雨水を大江川に排水し、同地域の汚水を柴田終末処理場へ中継送水するポンプ場として、1968(昭和 43)年に都市計画決定されている。1992(平成 4)年 12 月 4 日の都市計画案件、大江破砕施設・港リサイクルセンターの都市計画決定(名古屋市告示第 343 号)に伴い、大江ポンプ場の区域を変更するもので、敷地面積を約 50,300 ㎡から約 24,160 ㎡にしている。

(19) 1993(平成 5)年 11 月 17 日(名古屋市告示第 352 号)

1990(平成 2)年の都市計画事務の合理化・簡素化を図る改定により、「下水管渠」については、従来、下水排除面積が 20ha 以上(開渠については 10ha 以上)の管渠を対象としていたが、100ha 以上の管渠を対象とするほか、「その他」管渠欄を廃止したことなどを受け、名古屋都市計画下水道変更計画書の書式変更を行っている。

また、土地区画整理事業により市街化が図られている守山区下志段味地区の下水道整備を進めるため、当該地区約 203ha を公共下水道区域に追加し、守山処理区を拡大している。

これらの都市計画変更の結果、排水区域は、守山処理区の拡大により、約 27,662ha から約 27,865ha に拡張された。その内訳として、汚水は堀留処理区はじめ 17 処理区で約 27,865ha、雨水は、合流式が堀留排水区はじめ 13 排水区で約 16,947ha、分流式が川北排水区はじめ 165 排水区で約 10,918ha を定めている。下水管渠は、雨水管渠が牛巻雨水幹線はじめ 29 幹線管渠、汚水管渠が大高西部汚水圧送幹線はじめ 49 幹線管渠、合流管渠が若宮大通幹線はじめ 157 幹線管渠としている。ポンプ施設は洲崎橋中継ポンプ場はじめ 43 ポンプ場を、処理施設は堀留終末処理場はじめ 16 終末処理場を、貯留施設は高辻・福江雨水滞水池の 2 箇所を定めている。

(20)　1995(平成 7)年 2 月 20 日(名古屋市告示第 59 号)

都市計画事務の改定により、名古屋都市計画下水道変更計画書の書式について、「ポンプ施設」、「処理施設」および「貯留施設」は、名称、位置、敷地面積のみを記載する様式に簡素化が図られるとともに、敷地面積が 1,000 ㎡以上の施設については、10 ㎡単位から 100 ㎡単位に変更されている。

また、天白川河川改修事業との整合を図るために、山崎東部・柴田・鳴海の各排水区域を縮小し、名古屋公共下水道の排水区域を約 27,865ha から約 27,859ha に変更している。鳴海終末処理場では、天白川河川改修事業および汚泥焼却灰の有効利用施設の設置に伴い敷地面積を約 62,040 ㎡から約 63,500 ㎡に変更している。

(21)　1996(平成 8)年 2 月 16 日(名古屋市告示第 41 号)

土地区画整理事業により市街化が図られている守山区上志段味地区および中志段味地区の下水道整備を進めるため、当該地区約 418ha を公共下水道区域に追加し、守山処理区を約 3,235ha から約 3,653ha に拡大している。また、既成市街地である大曽根地区は、すでに下水道の整備が行われた地域であるが、地形的な要因やその後の市街化の進展等に伴い、豪雨時には広範囲でたびたび浸水が発生していた。これらの地域の浸水を防除するため、大曽根雨水調整池および関連管渠を追加している。なお、大曽根雨水調整池は合流式下水道改善対策の機能も有した施設となっている。

これらの都市計画変更の結果、排水区域は、守山処理区の拡大により、約 27,859ha から約 28,277ha に拡張された。その内訳として、汚水は堀留処理区はじめ 17 処理区で約 28,277ha、雨水は、合流式が堀留排水区はじめ 13 排水区で約 16,946ha、分流式が川北排水区はじめ 179 排水区で約 11,331ha を定めている。下水管渠は、汚水管渠が下志段味汚水幹線を 1,990m から 3,460m に変更し、合流管渠が大曽根北部幹線はじめ 4 幹線管渠を追加している。なお、大曽根雨水調整池の容量は、書式変更により記載しないこととなっている。

(22)　1997(平成 9)年 2 月 19 日(名古屋市告示第 45 号)

熱田終末処理場と伝馬町終末処理場を一元的に管理するための管理用道路、および遠方監視制御するための光ファイバーを敷設する必要性から、伝馬町終末処理場の敷地面積を約 12,600 ㎡から約 13,300 ㎡に変更している。また、 既成市街地である中川運河東側は、すでに下水道の整備が行われた地域であるが、地形的な要因やその後の市街化の進展等に伴い、豪雨時には広範囲でたびたび浸水が発生していた。これらの地域の浸水を防除するため、貯留施設として南郊雨水滞水池を追加し、合流管渠として南郊北部幹線はじめ 4 幹線管渠を追加している。南郊雨水滞水池は合流式下水道改善対策の機能も併せ持ち、中川運河の汚濁負荷削減のための施設となっている。なお、南郊雨水滞水池は、南郊緑地地下に位置しており、同日付け名古屋市告示第 44 号にて南郊緑地についても拡大変更されている。

(南郊緑地は第4編「第1章　公園・緑地」を、また南郊運河埋立は第5編「第1章　港湾・運河」を参照されたい。)

(23)　1998(平成 10)年 12 月 4 日(名古屋市告示第 406 号)

1997(平成 9)年の都市計画事務の合理化・簡素化を図る改定により、「排水区域」に関して、計画書には「排水区域は総括図表示のとおり」と表示することで足りることとし、「下水管渠」については、従来下水排除面積が 100ha 以上の管渠を対象としていたが、1,000ha 以上の管渠を対象とするほか、管渠以外の施設に関して、名称、所在地を表示し、敷地面積は表示しないことなどの変更を受け、名古屋都市計画下水道変更計画書の書式変更を行っている。

また、名古屋都市計画道路万場藤前線の都市計画変更および正江橋建設に係わるアンダーパス道路の設置に伴い、下之一色ポンプ場を廃止している。

これらの都市計画変更の結果、排水区域は、「排水区域は総括図表示のとおり」と表示され、それぞれの処理区名・排水区面積が削除された。下水管渠は、雨水管渠が上小田井放流幹線のみとなり、汚水管渠が守山汚水圧送幹線はじめ 7 幹線管渠、合流管渠が熱田第 2 放流幹線はじめ 22 幹線管渠を定めている。ポンプ施設は、洲崎橋中継ポンプ場はじめ 42 ポンプ場を、処理施設は堀留終末処理場はじめ 16 終末処理場を定め、貯留施設は、下水排除面積が 1,000ha 以上となったことから対象施設がなくなり削除している。

(参考)

2001(平成 13)年度以降の都市計画変更の推移を**表 5.2.14** に示した。

表 5.2.14　都市計画変更の推移(2001(平成 13)年度以降)

NO.	告示年月日		告示番号	変　更　の　内　容
1	2001(H13)	11.28	N411	汐田ポンプ場追加、露橋終末処理場の区域変更
2	2004(H16)	2.10	N 57	藤前地区追加、助光ポンプ場の区域変更
3	2004(H16)	8.17	N378	西山終末処理場の区域変更
4	2006(H18)	12. 1	N502	空見スラッジリサイクルセンターの追加
5	2007(H19)	8.29	N332	藤前排水区、藤前ポンプ場の追加
6	2008(H20)	12. 8	N545	港区茶屋新田地区の追加(排水区域面積 28,534haとなる)
7	2010(H22)	3. 5	N114	露橋終末処理場、伝馬町終末処理場における放流幹線の位置変更 三階橋ポンプ場の区域変更 江川ポンプ場の追加
8	2014(H26)	3. 7	N125	広川ポンプ場の変更

注:表中、告示番号のNは名古屋市を表す

5　合流式下水道と分流式下水道

(1)　排除方式の変遷 [30]

下水道の排除方式には、汚水および雨水を同一の管渠で排除する「合流式」と、汚水および雨水をそれぞれを別の管渠で排除する「分流式」の方式がある。わが国における本格的な近代下水道は、1884（明治 17）年に着手された東京の神田下水が始まりとされるが、全国的な傾向として、大都市を中心に古くから整備をしている自治体では、浸水防除と公衆衛生の向上が同時に図られるとともに、一般的に施工が安価なため、合流式を採用している場合が多く、都市部における河川等の公共用水域の水質改善が図られるとともにとともに、鋭意、下水道整備が促進されてきた。一方、1970（昭和 45）年 12 月 25 日公布の下水道法改正（施行は翌年 6 月 24 日）により、下水道の目的に「公共用水域の水質の保全に資すること」が追加され、これを受けて、1972（昭和 47）年に改訂された「下水道施設設計指針と解説」では、「下水の排除方式は、原則として分流式とする」とされた。このようなことから、比較的新しい時期に下水道整備に着手した自治体では、水質汚濁防止の観点でより望ましいとされている分流式を採用している場合が多くなっている。

名古屋市の下水道は、1908（明治 41）年に分水法（分流式）で認可を得たが、当初計画では、雨水は在来の溝渠を修築して利用し汚水渠だけを築造しようとするものであった。しかし、詳細な実施設計の段階において、進展と拡大が見込まれる本市の将来に向け、電気、電話、ガス、水道など、多くの地下工作物が道路下に埋設されることが予想され、雨水、汚水を別々に排水する分水法（分流式）では、道路の両側にある在来の雨水溝渠が支障となる可能性が高く、地下工作物を考慮した道路整備の面から問題が多いと判断された。また、雨水の既存溝渠利用には能力に限界があり破損箇所も著しいことから、その修復・改築に莫大な工費と労力が必要となることなどの理由により、混水法（合流式）に変更され、1911（明治 44）年に変更認可を得た。

このような経緯から、本市の下水道整備は合流式で進められることとなった。

1958（昭和 33）年、東部丘陵地において日本住宅公団による住宅団地の造成が実施されることとなり、西山地区では、猪高西山土地区画整理事業とともに下水道を計画し、下水処理場も土地区画整理事業の一環として建設することとなった。西山地区は、丘陵地であり、雨水は土地区画整理事業による雨水管の布設や在来の排水路により整備されていたことから、本市で初めての分流式地区が誕生した。

その後、東部丘陵地では、1963（昭和 38）年の鳴海町の合併に伴い移管された鳴子地区の下水道施設についても分流式が採用されており、1973（昭和 48）年に都市計画決定された植田排水区、鳴海排水区においても分流式下水道が採用されている。また、1981（昭和 56）年に都市計画決定された大高地区、同様に、1982（昭和 57）年の猪子石地区、1984（昭和 59）年の庄内川北部地域（平田地区）、1990（平成 2）年以降の吉根・志段味地区、桶狭間地区においても分流式が採用されている。なお、1984（昭和 59）年に都市計画決定された庄内川西部地域では、道路幅員が狭い区域が多く汚水管と雨水管の両方を新

30　名古屋市上下水道局「なごや水物語　～雨に強いまちづくり編～」（pp. 63-67）
前掲 11　名古屋市上下水道局「名古屋市下水道事業百年史」（pp. 375-376）

設することが困難なことと、当該地域が海抜ゼロメートル地域という平坦な低湿地であり汚水管の埋設が深くなるなどの理由により、分流式下水道並みに汚濁負荷量を削減するなどの合流式下水道の改善対策を前提とした合流式下水道が採用されている。**図 5.2.10** に名古屋市の分流区域と合流区域を表す。

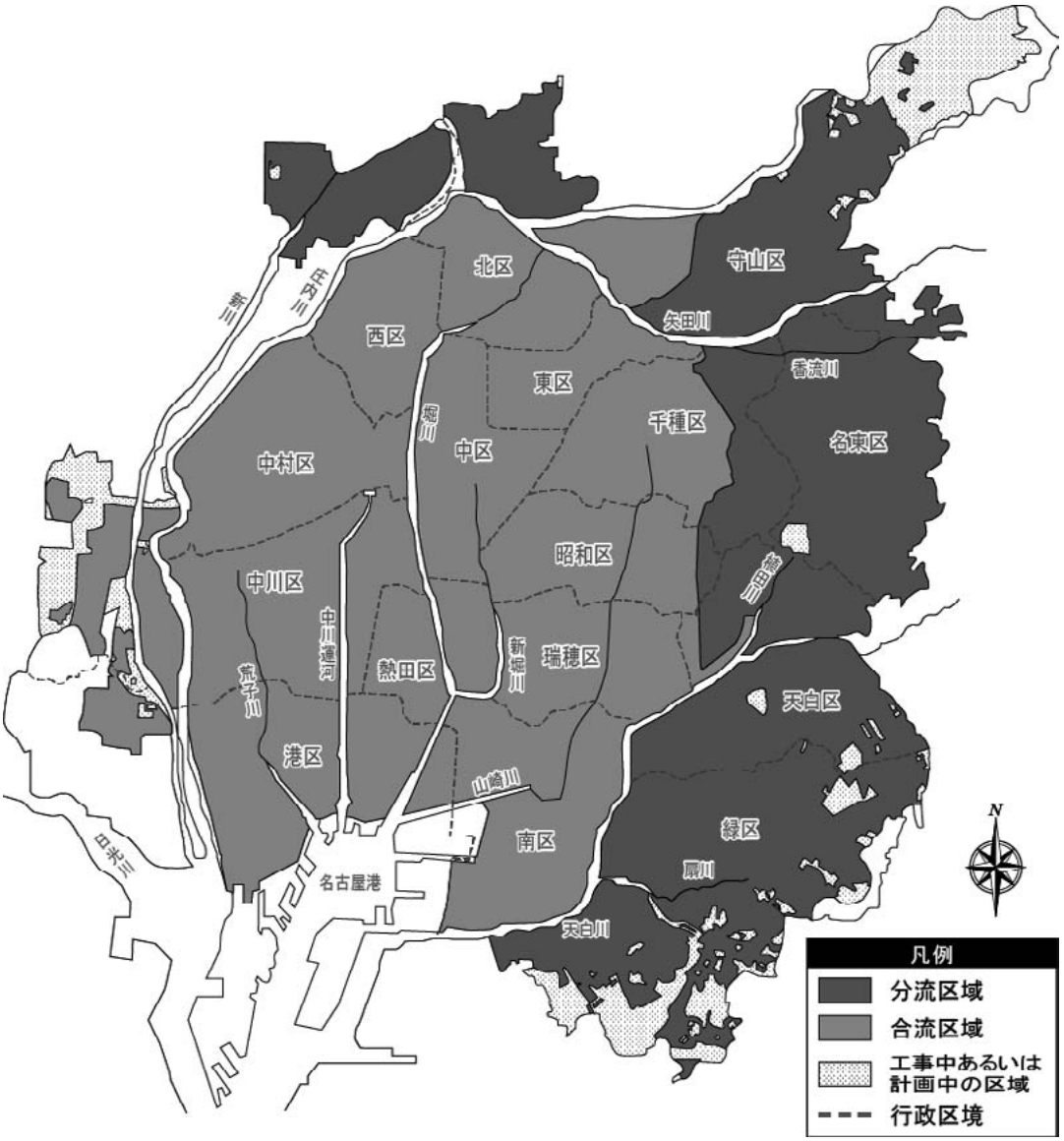

図 5.2.10　分流区域と合流区域（2000（平成 12）年度末現在）[31]

なお、合流式下水道の課題と対策について以下に記す。

合流式下水道では、雨天時に一定量の雨水は汚水と一緒に下水処理場で処理されるが、雨量が一定量を超えた場合は、路面などの街の汚れや汚水の一部を含んだ雨水が雨水吐室や雨水ポンプ場から直

31 名古屋市上下水道局経営企画課「なごやの下水道　2001」（名古屋市上下水道局 2001.6　p. 2）を参考に作図

接河川に放流される。特に降り始めの雨は、路面や下水管内の堆積物を掃流するため、初期雨水の流出防止による汚れの低減が課題となっている。

合流式下水道の改善対策として、本市では、年間 BOD 放流汚濁負荷量を「分流式下水道並み」まで削減すること、雨水吐室等からの未処理下水の放流回数を半減すること、雨水吐室等からのごみの流出を極力防止することを目標に掲げ、2003（平成 15）年度に「名古屋市合流改善基本計画」を策定し、2007（平成 19）年度に見直しを行っている。

事業実施にあたっては、5 か年ごとの計画を定めた「名古屋市合流式下水道緊急改善計画」に基づいて事業を進めており、具体的な対策として、雨水滞水池の建設のほか、雨天時に放流する簡易処理水の水質を向上させるため、下水処理場に簡易処理の高度化施設を設置することなどにより、河川等への放流負荷削減を行うこととしている。また、雨水吐室へのごみ除去装置の設置やポンプ場の雨水スクリーンの目幅を縮小することなどにより、河川等へのごみの流出を抑制することとし、親水性の高い水域を優先に合流式下水道の改善事業を鋭意進めている。

(2)　都市計画上の位置づけ

新都市計画法施行当初は、名古屋都市計画下水道の変更計画書中において、「排水区域」の摘要欄には、各排水区の名称および雨水、汚水の面積が同一数値でならび、計画書上では合流式と分流式の区別は明確ではなかった。その後の都市計画事務の改定により、1981（昭和 56）年 2 月 25 日の都市計画変更以降、「排水区域」の摘要欄において、汚水を処理区、雨水を排水区と表示し、雨水については合流式と分流式を区分してそれぞれの面積を表記することとなった。また、1997（平成 9）年の改定により、計画書中において、「排水区域は総括図表示のとおり」と表示することで足りることとなり、合流式と分流式の面積表示が廃止され、今日に至っている。

なお、合流式および分流式の面積表示がなされていた最終変更時、1996（平成 8）年 2 月 16 日の変更計画書に基づく都市計画上の数値を**表 5.2.15** に示す。

表 5.2.15　汚水処理区と雨水排水区（合流・分流）の面積

汚水処理区		雨水排水区				当初分流 都市計画変更
		合流のみ	合流・分流並立		分流のみ	
			うち合流	うち分流		
堀留	1,428	1,428				
熱田	536	536				
露橋	699	699				
伝馬町	988	988				
山崎	1,255	1,255				
千年	1,181	1,181				
岩塚	2,019	2,019				
名城	1,287	1,287				
山崎東部	2,289	2,289				
柴田	1,279		792	487		1981(S56) 2.25
打出	2,644	2,644				
宝神	1,338	1,338				
守山	3,653		490	3,163		1982(S57) 1.12
西山	778				778	1958(S33) 3.14
植田	2,082				2,082	1973(S48) 3.31
鳴海	3,486				3,486	1973(S48) 3.31
平田	1,335				1,335	1984(S59) 7.26
計	28,277	15,664	1,282	3,650	7,681	
		合流　計	16,946	分流　計	11,331	

・表中の数値は約表示の面積で、単位はhaである。
・1996(平成8)年2月16日変更計画書に基づく都市計画上の数値である。
・1960（昭和35）年9月6日の都市計画変更において、鳴子排水区（63ha）を分流式で追加し、
1973（昭和48）年3月31日の都市計画変更で鳴海排水区に編入されている。

第５節　名古屋公共下水道事業

1 公共下水道事業の手続き

(1) 公共下水道事業の手順 [32]

市町村が公共下水道の建設に着手しようとする場合、あらかじめ都市計画法、下水道法等の定める手続きを経ることが必要である。公共下水道の事業の手順を**図 5.2.11** に示す。

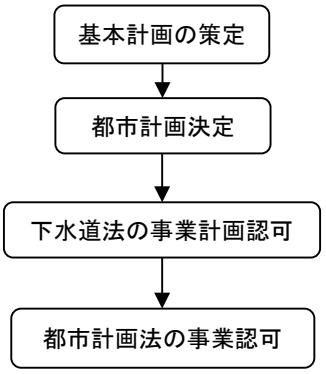

（注1）「下水道法の事業計画認可」は、2012（平成 24）年 4 月 1 日より地域主権改革の一環として、「下水道法の事業計画策定」となる。
（注2）下水道法の事業計画認可（下水道法の事業計画策定）に関して、都市下水路事業については不要である。

図 5.2.11 公共下水道の事業の手順

① 基本計画の策定

基本計画は、浸水の防除（雨水の排除）、生活環境の改善、公共用水域の水質保全という下水道の目的が達成されるよう、その都市の実情に合わせて総合的に策定するとともに、下水道法に基づく流域別下水道整備総合計画や都道府県構想等の上位計画に適合している必要がある。

また、基本計画は、将来の地域の状況の対応した長期的な下水道整備の全体計画であるため、長期的な人口の増加・減少の見込みや財政収支の見込み等を勘案し、総合的な見地から計画区域や計画下水量等を設定する必要がある。

② 都市計画決定

下水道は、都市計画に定められるべき都市施設の一つであり、市街化区域については、都市施設として少なくとも下水道を定めるものとされている。

下水道の都市計画決定については、前節2（1） 都市計画に定める範囲および変遷 に示す事項を定めることとされている。

---

32 前掲 2 下水道行政研究会「日本の下水道 平成 14 年」（日本下水道協会 2002.10 pp. 158-161）
下水道行政研究会「日本の下水道 昭和 63 年」（日本下水道協会 1988.9 pp. 161-162）
前掲 1「下水道事業の手引 平成 24 年版」（日本水道新聞社 2013.7 pp. 60-76, pp. 149-150）

市町村が公共下水道の都市計画決定をする場合には、公聴会の開催（必要があると認めたとき）、市町村の審議会などの審議、公告および案の縦覧を経て、都道府県知事の承認を受けて決定することとなる。この場合、都市計画地方審議会の議を経なければならない。

なお、2000（平成 12）年 4 月 1 日より施行された地方分権一括法の成立に伴う都市計画法の改正により、案の公告および縦覧、市町村都市計画審議会（市町村都市計画審議会を設置していない場合、都道府県都市計画審議会）の審議、都道府県知事の同意を経て決定することとなっている。さらに、2012（平成 24）年 4 月 1 日より、都道府県知事の同意が都道府県知事への協議（町村が定める都市計画の場合、都道府県知事の同意）となっている。

③　下水道法の事業計画認可

公共下水道管理者は、下水道の建設に着手しようとするときは、あらかじめ法（下水道法第 4 条第 1 項）で定めるところにより、事業計画を策定し建設大臣（国土交通大臣）または都道府県知事の認可（名古屋市は、建設大臣（国土交通大臣）の認可）を必要とした。しかし、2012（平成 24）年 4 月 1 日より地域主権改革の一環として、事業計画を定めようとするときは、あらかじめ法（下水道法第 4 条第 2 項）で定めるところにより、国土交通大臣又は都道府県知事へ協議（名古屋市は、国土交通大臣へ協議）することで足りることとなり、かなり簡素化が図られた。なお、国土交通大臣の権限については、2001（平成 13）年 1 月 6 日より、地方整備局長に委任されている。

下水道事業計画は、下水道の配置、構造、能力等を定めた技術的な計画であり、都市計画決定の下水道計画よりも詳細で具体的な計画となっていることから、5～7 年程度の間に整備可能な範囲を定め、過大な財政計画にならないよう適切な内容とすることが必要となる。

④　都市計画法の事業認可

下水道法の事業計画認可（下水道法の事業計画策定）を経て、都市計画事業として下水道事業を開始するには、都市計画法による事業認可を受ける必要がある（都市計画法第 59 条）。市町村が施行する公共下水道事業、都市下水路事業の認可は、都道府県知事がこれを行うこととなる。

都市計画法の事業認可においては、都市計画決定された処理区または路線ごとに行い、事業の施行場所、施行期間等が具体的に明示されている必要があり、認可により「土地収用法による事業認定」（都市計画法第 69～73 条）があったものとみなされ、「土地収用法」（昭和 26 年法律第 219 号）が適用されることとなるので、関係図書の写しを公衆の縦覧に供し、地域住民に事業施行期間および事業地等を周知させるとともに、土地収用法に基づき関係権利者等への周知措置を講ずる必要がある。したがって、都市計画法の事業認可を受けた事業は、確実に行う必要があるので、事業認可を受ける範囲は、都市計画決定を受け、かつ下水道法の事業計画認可（下水道法の事業計画策定）で定められた区域のうち、5～7 年以内に確実に事業着手ができる区域・内容とすることが必要である。

(2)　事業認可等の経緯 [33]

都市計画決定、事業認可等の経緯を**表 5.2.16** に示す。

なお本表は、名古屋市上下水道局「平成 24 年度　水道　工業用水道　下水道　事業年報」を参考に作成した。

表 5.2.16　事業認可等の経緯

都市計画決定		都市計画法の事業認可		下水道法の事業認可		事業の概要
年月日	告示番号	年月日	告示番号	年月日	認可番号	
昭和 33. 3. 14	建設省告示 第349号	昭和 33. 3. 14	建設省告示 第349号	昭和 28. 10. 30	厚生省愛衛 第503号	・山崎川西部1,163ha、中村西部885ha、中村東部856haおよび城北流域770haの追加
				33. 9. 17	厚生省愛衛 第780号	・猪高、西山流域の追加98ha
35. 9. 6	建設省告示 第1881号			35. 10. 20	厚生省愛衛 第699号	・鳴子流域の追加63ha
				36. 12. 1	建設省愛計 第383号	
37. 3. 7	建設省告示 第431号			37. 4. 4	建設省36愛計 第370号	・山崎東部流域の追加1,881ha （野並1,614ha　春日野267ha）
42. 9. 7	建設省告示 第2836号	42. 9. 7	建設省告示 第2836号	41. 12. 5	建設省愛都 第537号	・見直し ・下之一色流域の追加58ha ・山崎東部の変更1,940ha
				42. 1. 6	厚生省環 第6号	・中島、江川、土市、宮前、城北、中村、笠寺、弥富の8ポンプ場の新設
43. 10. 30	建設省告示 第3249号	43. 10. 30	建設省告示 第3249号	43. 4. 22	建設省愛都下発 第10号の2	・柴田流域の追加792ha
46. 3. 30	名古屋市告示 第121号	46. 6. 23	愛知県告示 第525号	45. 2. 20	建設省愛都下発 第6号の2	・打出1,336ha、宝神1,338ha、守山流域1,594haの追加 ・法改訂により分離 ・港北、大手の2ポンプ場新設 ・篠原、当知の2ポンプ場都市下水路より移管
48. 3. 31	名古屋市告示 第118号	48. 7. 9	愛知県告示 第662号～ 第667号	48. 1. 31	建設省愛都下事発 第53号	・植田2,082ha、鳴海流域2,919haの追加 ・西山処理場の増設778ha ・六条、名港の2ポンプ場の新設 ・道徳ポンプ場の増設
51. 6. 9	名古屋市告示 第236号	52. 1. 12	愛知県告示 第28号	51. 8. 25	建設省愛都下公発 第22号	・三階橋ポンプ場等の追加
		52. 3. 30	愛知県告示 第338号～ 第346号、 第348号～ 第351号			
46. 3. 30				52. 7. 29	建設省愛都下公発 第13号	・既認可区域内の見直し(打出処理場、中島ポンプ場等の施設の変更)
52. 8. 16	名古屋市告示 第347号	52. 9. 7	愛知県告示 第902号	(45. 2. 20分)		・港北ポンプ場の計画決定の追加
53. 3. 3	名古屋市告示 第94号					・山崎処理場の計画決定の追加
(53. 12. 5分)	名古屋市告示 第569号	54. 3. 5	愛知県告示 第228号	54. 2. 8	建設省愛都下公発 第3号	・植田処理場の変更 ・植田ポンプ排水区の新設
		54. 3. 30	愛知県告示 第399号～ 第413号			・全処理区

[33] 前掲 28 名古屋市上下水道局「平成 24 年度　水道　工業用水道　下水道　事業年報」(2014.1　pp. 101-110)

都市計画決定		都市計画法の事業認可		下水道法の事業認可		事業の概要
年月日	告示番号	年月日	告示番号	年月日	認可番号	
昭和 54. 3. 23	名古屋市告示 第131号					・港北ポンプ場、放流幹線
54. 10. 4	名古屋市告示 第469号	昭和 55. 3. 28	愛知県告示 第319号、 第320号	昭和 54. 11. 29	建設省愛都下公発 第24号	・高蔵ポンプ場の増強
56. 2. 25	名古屋市告示 第83号	56. 7. 13	愛知県告示 第745号～ 第748号	56. 4. 16	建設省愛都下公発 第2号	・大高流域の追加488ha ・植田、鳴海流域の変更、鳴海3,312ha
56. 8. 17	名古屋市告示 第373号	57. 3. 3	愛知県告示 第192号～ 第195号	57. 1. 25	建設省愛都下公発 第1号	・白鳥橋ポンプ場関係 ・神宮東中継ポンプ場関係 [都市計画法事業認可追加] ・宝神、大手ポンプ場他鳴海事業区域の追加 [下水道法事業認可追加] ・宝神、大手ポンプ場追加等
57. 1. 12	名古屋市告示 第8号	57. 3. 31	愛知県告示 第344号、 第345号	57. 1. 25	建設省愛都下公発 第1号	・猪子石流域の追加 [都市計画法事業認可追加] ・露橋事業期間更新 [下水道法事業認可追加] ・宝神流域、大手ポンプ場追加等
58. 1. 8	名古屋市告示 第3号	58. 5. 16	愛知県告示 第539号、 第540号	58. 2. 13	建設省愛都下公発 第2号	・内浜ポンプ場関係 ・高辻滞水池関係 [都市計画法事業認可追加] ・山崎、伝馬町事業区域の追加及び期間の更新 [下水道法事業認可追加] ・内浜ポンプ場、高辻雨水滞水池追加等
		59. 3. 26	愛知県告示 第299号～ 第301号			・名城、露橋、柴田及び山崎東部処理区の幹線管渠及び面整備
		59. 3. 30	愛知県告示 第354号～ 第359号			・熱田、宝神、岩塚処理区事業期間の更新 ・千年、植田、鳴海処理区事業区域の追加
59. 7. 26	名古屋市告示 第298号	60. 2. 1	愛知県告示 第94号～ 第96号	59. 11. 7	建設省愛都下公発 第13号	・平田処理場及び幹線の追加 ・喜惣治ポンプ場　〃 ・落合ポンプ場　〃 ・中小田井ポンプ場　〃 ・上小田井ポンプ場　〃 ・富田ポンプ場　〃 ・戸田ポンプ場　〃 ・水里ポンプ場　〃 ・伏屋ポンプ場　〃 ・助光ポンプ場　〃 ・下之一色ポンプ場　〃 ・福田ポンプ場　〃 ・下之一色処理場の廃止 [都市計画法事業認可追加] ・西山処理区
		61. 3. 31	愛知県告示 第347号～ 第350号	62. 12. 13	建設省愛都下公発 第15号	[都市計画法事業認可追加] ・宝神処理区、岩塚処理区、山崎処理区、熱田処理区の追加変更 [下水道法事業認可追加] ・山崎最初沈殿池管理棟他
		62. 6. 1	愛知県告示 第455号～ 第458号	62. 3. 10	建設省愛都下公発 第3号	[都市計画法事業認可追加] ・山崎処理区、柴田及び山崎東部処理区、宝神処理区、打出処理区の追加変更 [下水道法事業認可] ・山崎処理区、柴田処理区、宝神処理区、鳴海処理区、守山処理区、植田処理区、平田処理区、打出処理区の変更

都市計画決定		都市計画法の事業認可		下水道法の事業認可		事業の概要
年月日	告示番号	年月日	告示番号	年月日	認可番号	
		昭和 62. 11. 4	愛知県告示 第855号～ 第857号	昭和 62. 10. 13	建設省愛都下公発 第22号	・名城処理場、堀留処理場、宝神処理場の急速ろ過施設追加
平成 元. 2. 15	名古屋市告示 第30号	平成 元. 5. 19	愛知県告示 第475号	平成 元. 3. 30	建設省愛都下公発 第5号	・福徳ポンプ場及び幹線管きょの追加 ・名城処理場曝気方式の変更、脱臭設備の設置 ・瑞穂雨水調整池設置 ・白鳥ポンプ場の廃止
2. 9. 21	名古屋市告示 第252号	3. 3. 27	愛知県告示 第294号～ 第297号	2. 11. 7	建設省愛都下公発 第19号	・志段味、桶狭間地区の追加 [都市計画法事業認可追加] ・熱田処理区の伝馬調整池の設置 ・伝馬町処理区の伝馬町処理場の改築 ・鳴海処理区の事業期間更新 ・守山処理区の事業期間更新 [下水道法事業認可の追加・変更] ・東山、玉船、伝馬雨水調整池の追加 ・梅森坂汚水幹線の追加 ・高辻ポンプ場の廃止
		3. 3. 20	愛知県告示 第256号、 第257号			・植田処理区の管きょの追加及び事業期間更新 ・柴田及び山崎東部処理区の東山調整池の追加及び事業期間更新
		3. 3. 29	愛知県告示 第345号、 第346号			・打出処理区の戸田水里地区の追加及び事業期間更新 ・平田処理区の如意地区の追加及び事業期間更新
		4. 3. 30	愛知県告示 第379号	4. 3. 26	建設省愛都下公発 第3号	[都市計画法事業認可の追加] ・打出処理区の追加 [下水道法事業認可の追加] ・汚泥焼却灰有効利用施設の増設 ・山崎処理場の汚泥処理施設の増設 ・守山処理場の脱臭設備の設置 ・新福寺雨水調整池の設置
4. 7. 30	名古屋市告示 第217号			4. 10. 12	建設省愛都下公発 第22号	・伝馬町処理区の福江雨水滞水池の追加 [下水道法事業認可の追加、変更] ・伝馬町処理区の福江雨水滞水池の追加 ・平田処理区の平田排水区、喜惣治排水区の見直し ・柴田処理区の大江ポンプ場の用地変更
4. 12. 4	名古屋市告示 第342号					・柴田処理区の大江ポンプ場の用地変更
5. 11. 17	名古屋市告示 第352号			5. 12. 15	建設省愛都下公発 第20号	・守山処理区の下志段味地区の追加 ・「下水管渠」の都市計画決定上の取扱方法の変更による管渠の廃止及び変更 [下水道法事業認可の追加、変更] ・守山処理区の下志段味地区の追加
		6. 3. 30	愛知県告示 第379号			[都市計画法の事業認可] ・岩塚処理区の変更
7. 2. 20	名古屋市告示 第59号			7. 3. 30	建設省愛都下公発 第3号	・天白川河川改修に伴う処理排水区域面積の変更 ・鳴海終末処理場の面積変更 [下水道法事業認可追加変更] ・伏屋排水区の追加 ・笠東・駆上雨水調整池の追加 ・天白川河川改修に伴う処理排水区域面積の変更 ・鳴海終末処理場の面積変更
		7. 3. 29	愛知県告示 第304号			・宝神処理区の宝神処理場の汚泥処理施設の追加

都市計画決定		都市計画法の事業認可		下水道法の事業認可		事業の概要
年月日	告示番号	年月日	告示番号	年月日	認可番号	
		平成 7. 3. 29	愛知県告示 第305号			・名城処理区の都市計画決定手続きの変更による幹線管渠の削除及び事業期間更新
		8. 3. 8	愛知県告示 第173号			・守山処理区の下志段味地区の追加、都市計画決定手続きの変更による幹線管渠の削除及び事業期間更新
		8. 3. 21	愛知県告示 第222号			・伝馬町処理区の伝馬町処理場の改築・更新による事業期間更新
		8. 3. 21	愛知県告示 第223号			・山崎処理区の内浜ポンプ場のポンプ増設
平成 8. 2. 16	名古屋市告示 第41号			平成 8. 3. 29	建設省愛都下公発 第3号	・中・上志段味地区の追加 ・大曽根雨水調整池の追加 [下水道法事業認可の追加] ・中・上志段味地区の追加 ・大曽根雨水調整池の追加 ・柴田雨水調整池の追加 ・鳴尾雨水調整池の追加 ・立脇雨水調整池の追加
		8. 4. 8	愛知県告示 第350号			・平田処理区の事業期間更新
		8. 4. 8	愛知県告示 第351号			・打出処理区の事業期間更新
		8. 4. 8	愛知県告示 第352号			・鳴海処理区の事業期間更新
		9. 1. 8	愛知県告示 第7号			・柴田・山崎東部処理区の柴田汚泥処理場焼却施設の増設
		9. 2. 3	愛知県告示 第85号			・名城処理区の大曽根雨水調整池の追加及び事業期間更新
9. 2. 19	名古屋市告示 第45号	9. 6. 18 9. 11. 10	愛知県告示 第534号 愛知県告示 第880号	9. 3. 31	建設省愛都下公発 第4号	・南郊雨水滞水池の追加 ・伝馬町終末処理場の面積変更 [下水道法の事業認可の追加・変更] ・南郊雨水滞水池の追加 ・伝馬町終末処理場の面積変更 ・小碓雨水調整池の追加 ・道徳ポンプ場の改築・更新 ・戸田・水里ポンプ場に雨水滞水池の追加 [都市計画法の事業認可の変更・追加] ・伝馬町処理区の伝馬町終末処理場の面積変更 ・千年処理区の南郊雨水滞水池の追加
				9. 12. 25	建設省愛都下公発 第20号	・山崎川右岸雨水滞水池の追加 ・当知雨水調整池の追加 ・惟信雨水調整池の追加 ・柴田終末処理場及び鳴海終末処理場の変更
		10. 3. 18	愛知県告示 第217号			・打出処理区の戸田ポンプ場の追加及び事業計画期間更新
10. 12. 4	名古屋市告示 第406号					・下之一色ポンプ場の廃止
				11. 3. 25	建設省愛都下公発 第7号	・下之一色雨水調整池及び関連管渠の追加
		12. 3. 3	愛知県告示 第170号			・伝馬町処理区の伝馬町終末処理場の改築更新及び事業期間更新
		12. 3. 24	愛知県告示 第248号			・守山処理区の上・中志段味地区の追加、事業期間更新及び幹線管渠の削除

都市計画決定		都市計画法の事業認可		下水道法の事業認可		事業の概要
年月日	告示番号	年月日	告示番号	年月日	認可番号	
		平成 12. 3. 24	愛知県告示 第249号			・平田処理区の平田終末処理場事業地の変更、事業期間更新及び幹線管渠の削除
				平成 12. 3. 27	建設省愛都下公発 第2号	・名駅雨水調整池の追加 ・名駅南雨水調整池の追加 ・権現通雨水調整池の追加 ・押木田雨水調整池の追加
				12. 12. 26	建設省愛都下公発 第16号	・緊急雨水整備計画 ・大我麻雨水調整池の追加 ・落合雨水調整池の追加 ・平田第2雨水調整池の追加 ・小田井雨水調整池の追加 ・本山雨水調整池の追加 ・中根第2雨水調整池の追加 ・弥富第2雨水調整池の追加 ・丸新雨水調整池の見直し ・五反田雨水調整池の見直し ・弥富ポンプ場の増強 ・鳴海処理区の幹線管渠の増設 ・堀川左岸雨水滞水池の追加 ・堀川右岸雨水滞水池の追加

2　公共下水道事業の整備 [34]

(1)　堀留流域

堀留処理区は、中区を中心に千種、東、昭和の各区の一部を処理区域として、約 1,428ha の区域の下水を処理している。堀留下水処理場は、日本初の活性汚泥法による下水処理場として 1930（昭和 5）年に計画処理能力（42,000 ㎥/日）により運転を開始したが、戦後、都市の再開発が進み、生活様式も向上したことなどによって流入汚水量が急速に増大し、従来の施設では十分に処理できなくなり施設の拡張が必要となっていた。しかし、堀留下水処理場は、市中心部に立地しているため、処理施設拡張用地の確保が課題になっていたところ、下水処理場の一部に都市計画による 100m 道路の若宮大通が通ることとなり、道路にかかる機械室の移設を 1963（昭和 38）年に行っている。

この時、増設用地として、下水処理場西側に隣接する前津公園の地下を占用しようと協議したが、都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）の規定上できなかった。しかし、一定の条件を満たした場合には下水道施設も都市公園の地下を占用できるよう都市公園法施行令（昭和 40 年政令第 120 号）および施行規則（昭和 41 年建設省令第 7 号）の改正が行われたことを受け、同公園を久屋大通公園と合体させその一部としたうえで地下部を占用することで協議がまとまり、1970（昭和 45）年 12 月に幹線管渠の増強と 20 万㎥/日の高級処理施設の拡張工事に着手し、1973（昭和 48）年 11 月に供用開始している。

また、堀留下水処理場では、下水処理水の有効利用の観点から、「二次処理水→凝集沈殿→急速ろ過→活性炭吸着→塩素消毒」の処理フローをもつ 200 ㎥/日の高度処理施設を、1987（昭和 62）年 11 月に都市計画法の事業認可を取得し、1989（平成元）年に運転開始している。本施設の高度処理水は、市制 100 周年記念事業の一環として若宮大通公園内に設けられたせせらぎ・池・噴水などに供給され、1998

34　前掲 11　名古屋市上下水道局「名古屋市下水道事業百年史」（2012.11）
名古屋市上下水道局「平成 24 年度版　なごやの水道・下水道」（p. 13, 14, 21）

（平成 10）年にオープンしたランの館（現久屋大通庭園フラリエ）の屋外修景用水にも供給するとともに、水洗トイレの洗浄水などにも有効利用されている。また、ランの館の冷暖房の熱源としても堀留下水処理場の処理水が有効利用されている。

（2）熱田流域

熱田処理区は、堀川と新堀川にはさまれた熱田区の大部分と、処理区の北端に位置する中区の一部を処理区域として、約 536ha の区域の下水を処理している。当処理区は、堀留処理区と並んで古い歴史を持っているが、市街化の発展等により、処理能力の増強および河川沿岸低地部の浸水対策を図る必要があった。

熱田下水処理場は、堀留下水処理場と同様、1930（昭和 5）年に運転開始している下水処理場であるが、その後の流入汚水量の増大に対応して、敷地が東海道本線、名鉄名古屋本線、新堀川に囲まれているという制約の中で、計画処理能力を 18,000 ㎥/日から 55,000 ㎥/日まで増強する計画としている。1967（昭和 42）年 1 月から既設の処理施設を運転しながら増設工事に着手し、1969（昭和 44）年 5 月には完成したが、増設施設への切換え工事等を経て 1970（昭和 45）年 11 月から新施設の運転を開始している。

浸水対策として、高蔵ポンプ所は従来汚水中継専用のポンプ所であったが、新堀川上流約 1km の地点に用地を求めて、雨水排水も行うポンプ所として 1963（昭和 38）年 2 月に工事着工し、同年 12 月に竣工している。さらに、その後の市街化の急速な進展によって雨水流出量がますます増大し、新堀川の水位上昇とあいまって豪雨時にはたびたび浸水が発生する状況になったことから、伝馬町流域の高辻ポンプ所を統合した機能を有する新高蔵ポンプ所を既設の高蔵ポンプ所の隣接地に計画し、計画排水能力を 1,600 ㎥/分に増強する都市計画法の事業認可を 1980（昭和 55）年 3 月に取得し、1982（昭和 57）年 9 月に運転開始している。また、本市で最も古く供用開始した熱田ポンプ所は、1971（昭和 46）年から 1975（昭和 50）年にかけて沈砂池、ポンプ室、雨水ポンプを増設し、計画排水能力を 795 ㎥/分としている。さらに、中島ポンプ所は、これまで自然排水していた堀川左岸地域の雨水をポンプ排水にするため、計画排水能力 405 ㎥/分のポンプ所として、1981（昭和 56）年 9 月より運転開始している。

また、新堀川および東海道線に囲まれた神宮東地区の工場跡地など約 53ha を対象とし、住宅の建設ならびに防災公園の設置を骨子とする「特定住宅市街地総合整備促進事業」が実施されることとなり、この事業の一環として「神宮東地区下水道整備計画」が立案され、都市計画法の事業認可を 1982（昭和 57）年 3 月に取得し、事業実施されている。その主な内容は、計画区域は 40ha とし、この地区が盛土されることから、雨水排水をポンプ排水区から自然排水区に切換えるとともに、集合住宅が計画されることから分流式を採用し、関連幹線管渠を築造している。

（3）露橋流域

露橋処理区は、西区、中村区、中川区の一部を処理区域として、約 699ha の区域の下水を処理している。

露橋下水処理場は、1933（昭和 8）年に簡易処理で運転開始している下水処理場であるが、堀留・熱田両処理場と同様の活性汚泥法による高級処理施設として 1936（昭和 11）年に運転開始している。その後の流入汚水量の増大に対応するため、1966（昭和 41）年に処理区を再編成して、名城処理区を切り離すとともに一部を城北流域と岩塚処理区に編入する計画とし、1967（昭和 42）年 12 月に計画処理能力を 49,000 ㎥/日から 120,000 ㎥/日まで増強する工事に着手し、1969（昭和 44）年 7 月に竣工している。

（4） 伝馬町流域

伝馬町処理区は、昭和区、瑞穂区、南区、千種区の一部を処理区域として、約 988ha の区域の下水を処理している。伝馬町下水処理場は、1934（昭和 9）年に簡易処理で運転開始しており、その後の高級処理化に向け、1964（昭和 39）年から第 1 期工事に着手し、1966（昭和 41）年 3 月に計画処理能力 40,000 ㎥/日の高級処理を開始し、1967（昭和 42）年 4 月には計画処理能力 80,000 ㎥/日の高級処理施設として運転開始している。

東郊通および堀田通沿線では、豪雨時に東部の高台地区から流下する雨水によって、浸水が恒常化しており、浸水対策が課題となっていた。その対策として、高台地区からの自然排水管を増強する必要があったが、道路の状況などから困難であり、放流先の新堀川の流下能力も不足していたため、雨水を貯留する計画が検討された。その結果、堀留流域において若宮大通調節池（10 万㎥）を、伝馬町流域において高辻雨水滞水池（30,000 ㎥）を建設することとなり、若宮大通調節池は、「都市河川緊急整備事業」の適用を受けて土木局が実施し、高辻雨水滞水池については、公共下水道事業として実施することとし、都市計画法の事業認可を 1983（昭和 58）年 5 月に取得するとともに、1983（昭和 58）年 10 月に工事着工し 1987（昭和 62）年 5 月から稼働している。高辻雨水滞水池は、池を有効利用する目的から、降雨初期の汚れた雨水を貯留するための合流式下水道改善対策としても使用できる構造としている。

また、昭和区東郊通や御器所付近においては、昭和 40 年代から 50 年代にかけて浸水被害が頻発し浸水被害が課題となっていたと同時に、新堀川の浄化対策が課題となっていた。そこで、高辻雨水滞水池の排水区の北隣を計画対象排水区として、1 時間 60mm の降雨に対応するための浸水対策と、汚れの度合いが大きい初期雨水を貯留する合流式下水道の改善対策の両機能を併せ持った福江雨水滞水池の計画が立案され、1999（平成 11）年 5 月に稼動している。福江雨水滞水池の総貯留量は 31,000 ㎥であり、浸水対策と合流改善との併用池として合理的な設計となっている。なお、福江雨水滞水池は、施設の大部分が地下構造物となっているため、その上部空間の有効利用として、下水道局施設および経済局所管の都市型工業団地が合築されている。

（5） 山崎流域

山崎処理区は、千種区、昭和区、瑞穂区、港区、南区の一部を処理区域として、約 1,255ha の区域の下水を処理している。

山崎下水処理場は、1960（昭和 35）年 9 月に簡易処理から開始し、高級処理化に向け、1963（昭和 38）年に 18,000 ㎥/日の低圧爆気方式による高級処理実験プラントの運転を開始した。その後、1964（昭和 39）

年から系列ごとに高圧爆気方式による高級処理施設の建設に着手し、順次、系列ごとに竣工・運転開始し、実験プラントも撤去して 1977（昭和 52）年 4 月に全体計画 120,000 ㎥/日の施設を整備している。

昭和 30 年代半ばから下水道の普及に伴って汚泥発生量が急増し、従来の天白汚泥処理場だけでは対応できなくなったことから、山崎下水処理場内に山崎汚泥処理場を建設することとなり、1963（昭和 38）年 3 月に計画汚泥量 2,500 ㎥/日の濃縮・嫌気消化・機械脱水設備の築造に着手し、1964（昭和 39）年 4 月から汚泥処理を開始している。その後、さらに濃縮・脱水設備の増設を進めるとともに、焼却設備として、多段焼却炉を 1966（昭和 41）年 5 月に 1 号炉（40t/日）を、1967（昭和 42）年 5 月に 2 号炉（40t/日）を、1968（昭和 43）年 7 月に 3 号炉（80t/日）を建設している。また、1971（昭和 46）年 3 月、1972（昭和 47）年 5 月には、それぞれ 150t/日炉の大型多段焼却炉を建設し運転開始している。1980 （昭和 55）年時点での汚泥処理設備は、汚泥脱水機として真空脱水機が 14 台、焼却炉は多段焼却炉（能力 150t/日）が 2 基整備されていた。

その後の汚泥量の増加に伴い、汚泥を安全かつ完全に処理するために、従来の汚泥処理設備に比べ効率的な機器の採用が懸案となっていた。そこで、脱水機種の変更と流動焼却炉の導入が検討され、最初に、真空脱水機がベルトプレス脱水機に変更されることとなり、1982（昭和 57）年 9 月に 4 台が改築・設置された。引続き 1983（昭和 58）年 3 月にもベルトプレス脱水機 4 台が改築・導入されている。また、焼却炉は、1987（昭和 62）年 11 月に流動焼却炉（能力 160t/日）2 基の建設に着手し、1990（平成 2）年 7 月にそれぞれ稼動している。1999（平成 11）年時点での汚泥処理設備は、汚泥脱水機としてベルトプレス脱水機が 8 台、焼却炉は流動焼却炉（能力 160t/日）2 基が稼動している状況にある。

山崎流域の浸水対策は、1953（昭和 28）に策定された四流域下水道整備 15 か年計画に基づいて事業が進められ、1961（昭和 36）年度末で内浜ポンプ所と道徳ポンプ所が稼動していた。1961（昭和 36）年 12 月から流域で 3 番目となる呼続ポンプ所（計画排水能力 710 ㎥/分）の築造に着手し、1963（昭和 38）年 7 月に運転を開始している。1962（昭和 37）年度には内浜ポンプ所の隣接地に、320ps ディーゼル発動機を備えた第 2 ポンプ所（計画排水能力 455 ㎥/分）を建設している。また、内浜排水区の上流地区 129ha の雨水排除能力不足を補うため、山崎川右岸に土市ポンプ所（計画排水能力 820 ㎥/分）を計画し、1969（昭和 44）年に運転開始している。さらに、口径 250mm 2 台のポンプによる仮設排水施設であった呼続元町ポンプ所は、台地からの落ち水により山崎川沿いの低地に局地的な浸水が頻発していたため、1973（昭和 48）年に本格的な雨水ポンプ所（計画排水能力 107 ㎥/分）とし、道徳排水区の一部低湿地の浸水被害楷書のため、道徳ポンプ所の増強を図り、道徳第 2（新道徳）ポンプ所（計画排水能力 1,570 ㎥/分）として 1974（昭和 49）年 9 月に稼動している。

このような形で山崎流域の雨水整備は一応完了したが、その後、ますますの市街化の進展につれて雨水流出量が増大し、排水能力が不足するようになった。そこで排水区の見直しを行い、既設の内浜ポンプ所の南側に用地を確保し、計画排水能力 455 ㎥/分から 1,820 ㎥/分に増強する新たなポンプ所を建設する計画を立案し、1983（昭和 58）年 5 月に都市計画法の事業認可を取得し、同年 12 月には工事着手し 1988（昭和 63）年 5 月に竣工し、同時に旧内浜ポンプ所を廃止している。本計画は、呼続元町ポンプ所の排水区 21ha を取り込む計画となっており、関連幹線管渠の築造や内浜ポンプ所のポンプ増強などを経て、

1998（平成10）年6月に呼続元町ポンプ所は廃止された。さらに、1998（平成10）年には、道徳ポンプ所の第1ポンプ所の機能を第2ポンプ所に統合し、計画排水能力を1,570 ㎥/分から1,790 ㎥/分に増強する改築・更新工事に着手し、2001（平成13）年4月に稼動している。また、この改築工事にあわせて、第1ポンプ所の池部を雨水調整池（約3,000 ㎥）として有効活用することとし、2003（平成15）年4月に稼動している。

瑞穂通一帯の浸水対策として、瑞穂通において、地形的にくぼ地となり集水に有利な条件にあった地下鉄6号線の市博物館と瑞穂区役所の中間付近にボックス型の雨水調整池を設置する計画を立案し、瑞穂通雨水調整池（4,600 ㎥）を地下鉄工事との同調工事として1992（平成4）年7月に建設している。

山崎処理区は、昭和20～30年代に合流式で下水道整備が行われたが、その後の都市化の進展により下水管渠能力が不足し、降雨初期の汚れた雨水が山崎川に排水されてしまう状況にあった。そこで、合流式下水道の改善対策の一環として、初期雨水を貯留する山崎川右岸雨水滞水池を計画し、1999（平成11）年12月に工事着工し、2007（平成19）年3月に稼動している。山崎川右岸雨水滞水池は、管渠形式であり、形状は内径2,600mm×延長3,250mであり、貯留量は約16,500 ㎥である。

（6）千年流域

千年処理区は、中川運河と堀川にはさまれた平坦な土地で、中川区、港区、熱田区の一部を処理区域として、約1,181haの区域の下水を処理している。

千年下水処理場は、1960（昭和35）年10月に雨水ポンプの運転から開始し、1964（昭和39）年7月には50,000 ㎥/日の簡易処理を開始している。その後の高級処理化の必要性から1965（昭和40）年から3期に分けて高級処理施設の建設に取り組み、1971（昭和46）年3月には全体計画が完成し、100,000 ㎥/日の高級処理施設の運転を開始している。

千年流域の浸水対策は、1965（昭和40）年6月に八剣ポンプ所を、1975（昭和50）年2月に名港ポンプ所の第1期工事が竣工し運転開始している。それぞれの計画排水能力は、八剣ポンプ所が690 ㎥/分、名港ポンプ所が720 ㎥/分となっている。また、下水道整備以降の急速な都市化の進展により雨水流出量が増大し排水能力が不足するようになった。そこで、千年処理場内ポンプ排水区および白鳥排水区の見直しを行い、幹線管渠の増強を図るとともに、計画排水能力1,380 ㎥/分の白鳥橋ポンプ所の建設を計画し、1985（昭和60）年3月に第1期工事（865 ㎥/分）を竣工し運転開始している。白鳥橋ポンプ所を建設することになった白鳥貯木場跡地には、ポンプ所のほかに公園、社会教育センター等の施設が整備されるため、沈砂池上屋は都市計画上、公園の兼用工作物とし、外観等は公園の計画に適合するよう配慮された。

千年処理区は、昭和30年代に合流式で下水道整備が行われたが、その後の都市化の急速な進展により下水管渠能力が不足し、局所的な浸水被害が発生していた。また、降雨初期の越流水対策も必要であった。そこで、八剣ポンプ所の南側に位置する中川運河の支線である南郊運河の埋立計画と同調して、運河埋立て後の公園下に浸水対策と合流式下水道の改善対策機能を併せ持つ南郊雨水滞水池を計画し、1997（平成9）年10月に着手し、2001（平成13）年6月に竣工し稼動している。南郊雨水滞水池の貯

留量は、浸水対策用として約 20,000 ㎥、合流対策用として約 5,000 ㎥、合計約 25,000 ㎥の貯留容量を有している。

（7）岩塚流域

岩塚処理区は、中村区、西区、北区の一部を処理区域として、約 2,019ha の区域の下水を処理している。

岩塚下水処理場は、1962（昭和 37）年 6 月に雨水排水の運転から開始し、1967（昭和 42）年 3 月には 150,000 ㎥/日の簡易処理を開始している。その後の高級処理化の必要性から 1967（昭和 42）年 12 月から高級処理施設の建設に取り組み、1970（昭和 45）年 9 月には全体計画が完成し、150,000 ㎥/日の高級処理施設の運転を開始している。

岩塚流域の浸水対策は、1967（昭和 42）年 10 月に城北ポンプ所を、1971（昭和 46）年 9 月には中村ポンプ所が竣工し運転開始している。それぞれの計画排水能力は、城北ポンプ所が 720 ㎥/分であり、中村ポンプ所が 1,300 ㎥/分である。

また、堀川上流域の浸水対策として、西部は福徳ポンプ所を、東部は三階橋ポンプ所を建設する計画が立案された。いずれの排水区も堀川（黒川）へ自然排水されている区域であるが、豪雨時には堀川の水位上昇等により自然排水が困難となってきたことから、降雨ピーク時の雨水を流域変更して矢田川へポンプ排水する計画により建設が進められることとなった。福徳ポンプ所の建設に際して、矢田川に流域変更することによる河川の安全性の確保に関して河川管理者と幾度となく協議を行い、適切なポンプの運転調整の方法を名古屋市水防計画に記載することにより協議が整い、福徳ポンプ所建設に関しての国の認可を 1989（平成元）年 3 月に得て、同年に工事着手し、1994（平成 6）年 7 月より運転開始している。福徳ポンプ所の計画排水能力は、1,500 ㎥/分である。

（8）名城流域

名城処理区は、千種区、東区、北区、中区の一部を処理区域として、約 1,287ha の区域の下水を処理している。

名城下水処理場は、都市公園である名城公園の一角に計画されたが、都市公園法では管渠以外の下水道施設が都市公園を占用することが認められていなかったため、下水処理場占用予定区域を都市公園区域から除外し、東海財務局から普通財産として無償貸与される形で建設計画が進められた。第 1 期工事は、1963（昭和 38）年 12 月に着手し、1965（昭和 40）年 4 月に 60,000 ㎥/日の高級処理施設が運転開始している。その後、処理区域内の下水道整備に合わせて 1971（昭和 46）年 1 月に増設工事に着手し、1973（昭和 48）年 4 月に全体計画が竣工し、100,000 ㎥/日の処理を開始している。なお、名城下水処理場は処理施設に覆蓋を施して、その上部を全国でも初めてとなるテニスコートとして利用している。

名城流域の雨水対策は、全区域が自然排水区で雨水は黒川、堀川に排除されていたが、千種区富士見台付近の丘陵地での宅地開発の進捗等により、雨水流出量が増大し浸水対策が課題となっていた。そこで、上流部の雨水を流域変更して矢田川へ排除するための宮前ポンプ所を建設する計画を立案し、

1968（昭和 43）年 1 月に工事着手し、1969（昭和 44）年 5 月に稼働している。また、降雨ピーク時の雨水を流域変更して矢田川へポンプ排水する三階橋ポンプ所の建設に関して、1977（昭和 52）年 1 月に都市計画法の事業認可を取得し、同年 11 月から第 1 次工事に着手し、1979（昭和 54）年 8 月には排水可能となっている。それぞれの計画排水能力は、宮前ポンプ所が 1,700 ㎥/分であり、三階橋ポンプ所が 1,820 ㎥/分である。

大曽根総合駅周辺は、昭和 30 年代に土地区画整理事業と同調して合流式下水道の整備を完了していたが、その後の都市化の進展等により、たびたび浸水被害が発生していた。そこで、土地区画整理事業による駅前広場整備と同調して、駅前広場の地下駐車場との合築による大曽根雨水調整池を建設する計画を立案し、1997（平成 9）年 2 月に都市計画法の事業認可を取得し、地下駐車場建設との調整を図りつつ大曽根雨水調整池の建設を進め、2006（平成 18）年 6 月に稼動している。大曽根雨水調整池は、1 時間 60mm の降雨に対応するための浸水対策と、汚れの度合いが大きい初期雨水を貯留する合流式下水道の改善対策の両機能を併せ持った施設であり、貯留容量は約 34,000 ㎥である。

（9） 西山流域

西山処理区は、千種区、名東区の一部を処理区域として、約 778ha の区域の下水を処理している。

西山下水処理場は、猪高西山土地区画整理事業の一環として 1959（昭和 34）年に高速散水濾床法（4,000 ㎥/日）により運転を開始しており、その排除方式は本市で初めての分流式を採用している。その後、宅地開発の進展とともに能力不足となったことから、処理区域および処理場用地を拡大するとともに、処理能力の増強および高級処理化の計画が立案された。第 1 期工事は、1971（昭和 46）年 12 月に着手し、1973（昭和 48）年 4 月に 30,000 ㎥/日の標準活性汚泥法による高級処理施設として運転開始している。

（10） 山崎東部流域

当流域は、市の東部を南北に貫流する山崎川の東部一帯で、東は天白川、北は千種東山丘陵地帯、南は名鉄名古屋本線で囲まれた区域である。

1962（昭和 37）年 4 月 4 日認可（建設省 36 愛計第 370）号の当初計画では、当流域（約 1,881ha）を 2 処理区（野並、春日野）に分け下水処理場建設をする予定であったが、処理場位置が住宅地として発展したため用地取得が困難となり、当初計画を変更して天白川を越えた対岸に 2 処理区分をまとめて処理場を建設する計画とし、新たに南区本城町付近の 59ha を加えた約 1,940ha により、1966（昭和 41）年 12 月 5 日に認可（建設省愛都第 37 号）を得ている。

また、山崎東部下水処理場（鳴海下水処理場に改称）が建設されるまでの暫定策として、汚水中継専用の檀渓ポンプ所が 1964（昭和 39）年 6 月に建設され、当面、山崎下水処理場へ送水し処理されていたが、1970（昭和 45）年 4 月に山崎東部（鳴海）下水処理場が建設されたことに伴い、檀渓ポンプ所は閉鎖されている。

山崎東部流域の浸水対策は、弥富ポンプ所、笠寺ポンプ所で対応することとし、両ポンプ所とも 1966（昭和 41）年 9 月に工事着工し、1967（昭和 42）年に運転開始している。それぞれの計画排水能力は、弥富ポンプ所が 1,000 ㎥/分であり、笠寺ポンプ所が 1,512 ㎥/分である。

千種区自由ヶ丘一帯の宅地化による雨水流出量の増大から、下流の広小路線（本山－末盛間）において、たびたび浸水被害が発生するようになっていた。その対策として、従来から灌がい用水池として利用されていた自由ヶ丘調整池を浸水対策用に改造するよう教育委員会、土木局と協議を重ねた結果、貯留容量約 10,000 ㎥の雨水調整池に改修するとともに、多目的利用として、上部を小学校の運動場、堰堤部分を小公園とする計画を立案し、1978（昭和 53）年 11 月に工事着手し、1979（昭和 54）年 11 月に供用開始している。

本市の緑豊かな東部丘陵地は、都心から 10 分程度という利便性から都市化が進み、丘陵地が開発・宅地化され、それまで自然が持っていた保水・遊水機能が低下し、また、地形勾配が急なため在来の集水施設では十分集水できず、豪雨時には局所的な浸水被害がたびたび発生するようになっていた。その対策として、東山動植物園の一角の地下を占用し、1 時間 60mm の降雨に対応した東山雨水調整池を建設する計画を立案し、丘陵地雨水対策事業と公共下水道事業との共同事業として、実施されることとなった。東山雨水調整池は、曲線半径 R=15m の急曲線シールド工法を採用しヘアピン状の貯留管（貯留容量 約 9,000 ㎥）として、1994（平成 6）年 3 月に供用開始している。なお、東山雨水調整池は、特徴的な形状と東山動植物園に隣接していることから「東山レイントンネル」の愛称で呼ばれている。

また、笠寺排水区は、流域の著しい市街化の進展に伴い、雨水流出量が増大し低地においてたびたび浸水被害が発生していた。その対策として 2 箇所の雨水調整池を建設することとなり、笠寺雨水調整池（貯留容量 約 10,000 ㎥）が 1999（平成 11）年 9 月に、駆上雨水調整池（貯留容量 約 3,800 ㎥）が 2001（平成 13）年 6 月に稼動している。

（11） 鳴海流域

鳴海処理区は、緑区、天白区の一部を処理区域として、約 3,486ha の区域の下水を処理している。

鳴海流域の下水処理場計画は、当初、山崎東部流域、柴田流域、鳴海流域 3 流域全体で検討され、鳴海流域の汚水は柴田下水処理場で処理することが可能になることから、鳴海流域の新処理場は建設しないこととなっていた。しかし、山崎東部流域の下水処理場計画が鳴海流域内に建設するよう変更されたため、山崎東部下水処理場の第 1 期工事（75,000 ㎥/日）は、1968（昭和 43）年 7 月に工事着手し、1969（昭和 44）年 12 月に簡易処理として運転開始している。引き続き高級処理化に向けた工事に着手し、1971（昭和 46）年 4 月に高級処理施設の運転を開始している。さらに、1979（昭和 54）年 10 月には、第 2 期工事に着工し、1981（昭和 56）年 3 月に処理能力 2 倍の 150,000 ㎥/日の高級処理施設として運転を開始している。鳴海流域の下水道認可としては、1973（昭和 48）年 1 月に国の認可を取得し、合わせて、名称を山崎東部下水処理場から鳴海下水処理場に改称している。なお、鳴子団地の汚水を処理していた鳴子処理場は、鳴海処理区への編入により、1973（昭和 48）年 10 月に廃止されている。

また、山崎東部（鳴海）下水処理場の隣接地（現在鳴海改良土センター）に、同下水処理場から発生する汚泥のみを処理する鳴海汚泥処理場の建設を1968（昭和43）年12月に着手し、処理能力2,000 ㎥/日の濃縮・脱水処理施設として1970（昭和45）年4月から運転開始している。鳴海汚泥処理場は、他の汚泥処理場の能力が向上し、鳴海下水処理場で発生した汚泥も他の汚泥処理場において処理可能となったため、1991（平成3）年3月に廃止され、汚泥処理の集約化とともに脱水ケーキの全量焼却体制が確立された。鳴海汚泥処理場跡地には、製造能力 100,000t/年の鳴海改良土センターが建設されることとなり、1993（平成5）年に着工、1996（平成8）年9月に操業開始されている。

鳴海流域の浸水対策は、扇川の計画高水位に比べて地盤高が低い緑区鳴海町曽根田と六田地区の浸水対策として、扇川右岸の下焼田橋下流に六条ポンプ所を建設する計画が立案され、1980（昭和 55）年1月に第1期工事に着手し、1981（昭和56）年8月に竣工している。引き続き第2期工事が実施され、1986（昭和61）年4月には計画排水能力710 ㎥/分に増強し、運転開始している。また、天白川左岸の天白区天白町島田周辺は地盤が低く土地区画整理事業などで宅地開発が進んだことから、浸水対策として排水施設の整備が課題であった。そこで、天白川左岸の新島田橋下流に菅田ポンプ所を建設する計画が立案され、1981（昭和56）年8月に第1期工事に着手し、1983（昭和58）年9月に排水能力510 ㎥/分のポンプ所として供用開始している。引続き増設工事が行われ、1985（昭和60）年4月に計画排水能力の710 ㎥/分に増強している。

また、都市下水路の野並ポンプ所は、天白川改修計画において支障となり、現位置での改築が不可能になったことから、北側の野並公園内に移設された。都市下水路事業として、1994（平成 6）年度から工事着手し、1999（平成11）年5月に竣工し、計画排水能力514 ㎥/分の雨水ポンプ所として運転開始している。野並ポンプ所は、土木局の所管であったが、本工事完成後、下水道局の管理となっている。

(12) 柴田流域

柴田処理区は、千種区、昭和区、瑞穂区、南区、緑区、天白区の一部を処理区域として、約 1,279haの区域の下水を処理している。

柴田流域の下水処理場計画は、汚泥を天日乾燥していた天白汚泥処理場の構内に柴田下水処理場を建設する計画が立案され、1969（昭和44）年3月に雨水排水施設から工事着手し、1970（昭和45）年9月に処理場内雨水ポンプ所施設として運転開始している。引き続き、下水処理施設の建設が進められ、1972（昭和 47）年 2 月に簡易処理施設が、1973（昭和 48）年 4 月には第 1 期工事の高級処理施設（75,000 ㎥/日）が運転開始している。第2期工事は、1978（昭和53）年3月に完成し、処理能力150,000 ㎥/日となっている。

汚泥の天日乾燥をしていた天白汚泥処理場は、その場内に柴田下水処理場施設が建設されていくことに伴い、1970（昭和45）年から天日乾燥用砂床を順次撤去し、1976（昭和51）年1月に天日乾燥処理による天白汚泥処理場を閉鎖している。天白汚泥処理場の順次閉鎖に伴い、水処理施設に併設して、濃縮・脱水・焼却プロセスをもつ近代的な汚泥処理施設を建設することとなり、柴田汚泥処理場として第1期工事は、1971（昭和46）年12月に着手し1973（昭和48）年6月から汚泥処理を開始している。第2期工

事は、1974（昭和 49）年 11 月に着手し 1975（昭和 50）年 10 月に処理を開始している。この時点での汚泥処理設備は、汚泥脱水機として真空脱水機が 8 台、焼却炉は多段焼却炉（能力 150t/日）が 2 基整備されていた。その後の汚泥量の増加に伴い、汚泥を安全かつ完全に処理するために、従来の汚泥処理設備に比べ効率的な機器の採用が課題となっていた。そこで、脱水機種の変更と流動焼却炉の導入が計画され、改築更新において、1990（平成 2）年 6 月にベルトプレス脱水機 4 台が稼動し、引続き 1991（平成 3）年 6 月に 4 台が改築・導入されている。また、焼却炉は、1991（平成 3）年 5 月に流動焼却炉（能力 150t/日）1 基が新たに稼動し、さらに、1997（平成 9）年 12 月には能力 190t/日の流動焼却炉に改築し稼動している。1999（平成 11）年時点での汚泥処理設備は、汚泥脱水機としてベルトプレス脱水機が 8 台、焼却炉は流動焼却炉（能力 150t/日・190t/日）がそれぞれ 1 基ずつ稼動している状況にある。

柴田流域の浸水対策は、大江川沿いの大江ポンプ所と、天白川沿いの鳴尾ポンプ所が計画され、大江ポンプ所は、大江川より北の地域を排水区とし、計画排水能力 1,080 ㎥/分のポンプ所として 1970（昭和 45）年 5 月に運転開始している。鳴尾ポンプ所は、名四国道より東側の大江川と天白川に囲まれた地域を排水区とし、第 1 期工事は 520 ㎥/分の排水能力で 1978（昭和 53）年 9 月に竣工している。引続き増設工事に着手し、計画排水能力 1,040 ㎥/分のポンプ所として 1980（昭和 55）年度末に竣工している。

また、下水道整備後の著しい市街化の進展に伴い、雨水流出量が増大し局所的な浸水被害がたびたび発生していた。その対策として 2 箇所の雨水調整池を建設することとなり、柴田雨水調整池（貯留容量約 9,300 ㎥）が 2000（平成 12）年 8 月に、鳴尾雨水調整池（貯留容量 約 13,900 ㎥）が 2004（平成 16）年 8 月に稼動している。

（13） 打出流域

打出処理区は、中村区、中川区、港区の一部を処理区域として、約 2,644ha の区域の下水を処理している。当初の打出処理区は、国道 1 号線以北、JR 関西本線以南の中川運河と庄内川に囲まれた約 1,366ha の区域であったが、庄内川西部流域の下水道整備計画について 1984（昭和 59）年 11 月 7 日に国の認可を得て、庄内川以西の中川区、港区各一部の市街化区域を対象に約 1,278ha を打出処理区に追加している。

打出流域の下水処理場計画は、1970（昭和 45）年 2 月に下水道法の認可を取得し、1971（昭和 46）年 12 月の建設工事に着手し、1973（昭和 48）年 6 月に雨水排除施設が完成して雨水排除が可能となっている。高級処理施設は、全体計画の 8 分の 1 相当にあたる 43,800 ㎥/日の施設が 1975（昭和 50）年 4 月に完成し処理を開始している。引続き、1976（昭和 51）年 3 月には全体計画の 4 分の 1 相当にあたる 87,500 ㎥/日の高級処理施設が完成し、さらに、処理区域内の下水道整備が進み、1978（昭和 53）年 8 月に第 2 期工事（87,500 ㎥/日）に着手し、1980（昭和 55）年 8 月に完成している。

庄内川西部流域から発生する汚水は、全量、富田ポンプ所を経由して自然流下で打出下水処理場第 2 ポンプ室に流入し打出下水処理場で処理される。そこで、富田ポンプ所は、計画排水能力 1,215 ㎥/分の雨水排水施設と、庄内川西部流域の汚水を全量集水し、打出下水処理場へ自然流下させるための施設を有するもので、1987（昭和 62）年 1 月に工事着工し、1990（平成 2）年 9 月に運転開始している。合わ

せて、庄内川、新川を横断し打出下水処理場と富田ポンプ所を結ぶ富田汚水送水管線も 1989（平成元）年 7 月に竣工している。また、富田ポンプ所に併設する富田雨水滞水池は、合流式下水道の改善対策である初期雨水を貯留するための施設であり、滞水池容量約 26,000 ㎥の貯留施設として 1996（平成 8）年 4 月に供用開始している。

庄内川西部流域の追加と流域の下水道整備の進捗に合わせ、打出下水処理場の増設が必要となり、増設工事は、1990（平成 2）年 8 月に着手し、処理能力 227,500 ㎥/日の高級処理施設として 1996（平成 8）年 10 月に竣工している。

また、庄内川西部流域に立地している下之一色下水処理場は、1968（昭和 43）年 7 月に処理を開始していたが、1984（昭和 59）年 11 月の庄内川西部流域の認可に合わせて、下之一色下水処理場の汚水は打出下水処理場で処理されることとなり、1989（平成元）年 11 月に処理施設への通水を停止し、新たに計画排水能力 210 ㎥/分の下之一色ポンプ所として稼働している。

打出流域の浸水対策は、下水道局が設置した雨水ポンプ所と雨水調整池、土木局から移管を受けた雨水ポンプ所に分かれる。庄内川以東の従来からの打出流域では、打出下水処理場内雨水ポンプ所と、荒子川以東の中川区南部を排水区域とする篠原ポンプ所で受け持ち、篠原ポンプ所は、1969（昭和 44）年度に土木局が設置し、1976（昭和 51）年 2 月に下水道局へ移管している。その計画排水能力は雨水が 830 ㎥/分であり、汚水中継が 43 ㎥/分である。また、篠原排水区上流部は、国道 1 号線、小碓運河、環状線、中川運河に囲まれたすり鉢状の地形であり、市街化の進展に伴う雨水流出量の増大により、たびたび局所的な浸水被害が発生していた。その対策として、中川区玉船町に貯留量約 5,000 ㎥の玉船雨水調整池を設置する計画を立案し、1992（平成 4）年 4 月に稼働している。

庄内川以西の庄内川西部流域では、土木局から移管を受けた雨水ポンプ所として、1989（平成元）年 4 月に助光ポンプ所、1991（平成 3）年 11 月に伏屋ポンプ所、1995（平成 7）年 11 月に福田ポンプ所があり、それぞれの計画排水能力は、1,100 ㎥/分、683 ㎥/分、1,289 ㎥/分となっている。また、下水道局設置のポンプ所として、1990（平成 2）年 9 月稼働の富田ポンプ所（計画排水能力 1,350 ㎥/分）のほか、JR 関西本線、近鉄線、戸田川、福田川に囲まれた区域を排水区とする水里ポンプ所（計画排水能力 505 ㎥/分）が 1999（平成 11）年 5 月に運転開始し、JR 関西本線以北の戸田川と福田川に囲まれた区域を排水区とする戸田ポンプ所（計画排水能力 1,120 ㎥/分）が、1998（平成 10）年 6 月に工事着手し 2003（平成 15）年 4 月に稼働している。

庄内川西部流域は、当初から合流式下水道の改善対策を盛り込んだ計画となっており、各所に初期雨水を貯留する雨水滞水池が計画されていた。1996（平成 8）年 4 月に供用開始している富田雨水滞水池のほか、戸田ポンプ所に併設して戸田雨水滞水池（貯留容量 約 11,100 ㎥）が 2003（平成 15）年 4 月に、水里ポンプ所に併設して水里雨水滞水池（貯留容量 約 2,000 ㎥）が 2004（平成 16）年 6 月に、助光ポンプ所に併設して助光雨水滞水池（貯留容量 約 4,100 ㎥）が 2009（平成 21）年 6 月に稼働している。

(14) 宝神流域

宝神処理区は、中川区、港区の一部を処理区域として、約 1,338ha の区域の下水を処理している。宝神処理区は、庄内川と中川運河にはさまれた国道 1 号線より南の低平地である。

宝神流域の下水処理場計画は、1970(昭和 45)年 2 月に下水道法の認可を取得し、1971(昭和 46)年 12 月に建設工事に着手し、1973(昭和 48)年 6 月に雨水排除施設が完成して雨水排除が可能となっている。高級処理施設は、全体計画の 8 分の 1 相当にあたる 37,500 ㎥/日の施設が 1975(昭和 50)年 6 月に完成し処理開始している。引続き、1976(昭和 51)年には全体計画の 4 分の 1 相当にあたる 75,000 ㎥/日の高級処理施設が完成し、さらに、1981(昭和 56)年 12 月に第 2 期工事に着手し、1985(昭和 60)年 3 月に 150,000 ㎥/日の高級施設が完成している。

宝神汚泥処理場は、打出、宝神両下水処理場の建設に合わせて建設され、第 1 期工事は、加圧脱水機 6 台と多段焼却炉(能力 150t/日)1基とし、1973(昭和 48)年 12 月に工事着手し、1976(昭和 51)年 3 月に完成し汚泥処理を開始している。引続き第 2 期工事として加圧脱水機 6 台が計画され、1980(昭和 55)年 3 月に完成し、1984(昭和 59)年 12 月には能力 150t/日の多段焼却炉1基の増設に着手し、1986(昭和 61)年 11 月に稼動している。さらに、増加する汚泥処理量に対応するため、加圧脱水機の増設に着手し、1995(平成 7)年 9 月に 3 台、1998 (平成 10)年 11 月に 3 台増設し、1999(平成 11)年時点での汚泥処理設備は、汚泥脱水機として加圧脱水機が 18 台、焼却炉は多段焼却炉(能力 150t/日)が 2 基稼動している状況にある。

宝神流域の浸水対策として、中川運河と荒子川に囲まれた市南西部を排水区とする港北ポンプ所は、荒子川運河計画と整合を図りながら、1977(昭和 52)年 8 月に建設工事に着手し、1979(昭和 54)年 5 月に計画排水能力 400 ㎥/分、1980(昭和 55)年度末には 800 ㎥/分の排水能力を持つ雨水ポンプ所として稼動している。また、宝神流域の上流部に位置する当知ポンプ所は、1964(昭和 39)年 3 月に土木局にて建設されたポンプ所であるが、1980(昭和 55)年 11 月に下水道局に移管されるとともに、汚水系統と雨水系統の分離、雨水ポンプの増設等が行われ、1982(昭和 57)年 6 月に雨水の計画排水能力 764 ㎥/分、汚水中継能力 81 ㎥/分のポンプ所として稼動している。さらに、宝神流域の荒子川下流域を排水区として受け持つ大手ポンプ所は、1983(昭和 58)年 9 月に計画排水能力 400 ㎥/分、1986(昭和 61)年 3 月には 600 ㎥/分の排水能力を持つ雨水ポンプ所として稼動している。

(15) 守山流域

守山処理区は、守山区、千種区、北区、名東区の一部を処理区域として、約 3,653ha の区域の下水を処理している。

守山流域の下水処理場計画は、1970(昭和 45)年 2 月に下水道法の認可を取得し、地元住民との話し合いに歳月を要したものの、第 1 期工事には 1975(昭和 50)年 10 月に着手し、1978(昭和 53)年 4 月に処理能力 42,500 ㎥/日の高級処理施設として運転開始している。引続き、1981(昭和 56)年 8 月には第 2 期工事に着手し、1983(昭和 58)年 4 月から 85,000 ㎥/日の高級処理を開始している。さらに、その後の下

水道整備の進捗に合わせて、第 3 期工事として 42,500 ㎥/日の増設計画をし、1993（平成 5）年に完成し 127,500 ㎥/日の高級処理を開始している。

守山流域の浸水対策として、守西ポンプ所は、1967（昭和 42）年 9 月に都市下水路事業として土木局により建設されたポンプ所であるが、1978（昭和 53）年 11 月に下水道局に移管されるとともに、機械設備等の改造工事や雨水ポンプの増設等が行われ、1980（昭和 55）年度末には計画排水能力 1,821 ㎥/分の雨水ポンプ所として稼動している。また、守西ポンプ所排水区のうち上流部 276ha について、放流河川を矢田川から庄内川に流域変更することとなり、守山区川北町地内に計画排水能力 1,180 ㎥/分の川北ポンプ所を建設する計画が立案された。1983（昭和 58）年 11 月には第 1 期工事に着手し、幹線管渠の整備とともに 1986（昭和 61）年 6 月に運転開始している。

矢田川左岸の千種・名東・守山区の各一部である猪子石地区の下水道整備を進めるにあたり、矢田川を横断して守山下水処理場で処理する計画とし、矢田川の下を推進工法で横断する口径 1,350mm の管渠、猪子石汚水幹線を築造することとなり、1986（昭和 61）年 3 月に完成している。

（16）植田流域

植田処理区は、千種区、昭和区、名東区、緑区、天白区の一部を処理区域として、約 2,082ha の区域の下水を処理している。

植田流域の下水処理場計画は、1973（昭和 48）年 1 月に下水道法の認可を取得し、地元住民との話し合いに歳月を要したものの、第 1 期工事には 1980（昭和 55）年 1 月に着手し、1982（昭和 57）年 10 月に処理能力 30,000 ㎥/日の高級処理施設として運転開始している。引続き、1986（昭和 61）年 10 月には第 2 期工事に着手し、1987（昭和 62）年 7 月から 60,000 ㎥/日の高級処理を開始している。さらに、その後の下水道整備の進捗に合わせて、第 3 期工事として 30,000 ㎥/日の増設計画をし、1997（平成 9）年に完成し 90,000 ㎥/日の高級処理を開始している。

（17）庄内川北部流域

庄内川北部流域（平田処理区）の下水道整備計画は、庄内川以北の西区及び北区の一部（1,335ha）を処理区域として、1984（昭和 59）年 11 月に下水道法の認可を取得している。

庄内川北部流域の下水処理場計画は、下水処理場予定地の用地買収が長期化することから、暫定的に庄内川左岸の北区福徳町地内に建設する予定の福徳ポンプ所へ汚水を送水し、既設の下水処理場で処理する計画が立案された。これに基づき、庄内川をシールド工法で横断する庄内川北部送水幹線を築造することとなり、1986（昭和 61）年 10 月に工事着工し、汚水を中継する福徳ポンプ所は 1987（昭和 62）年 12 月に工事着工し、1989（平成元）年 6 月に運転開始している。

庄内川北部流域の浸水対策は、既に都市下水路事業で整備済みの小田井地区を除き、新たに平田下水処理場内雨水ポンプ所、落合ポンプ所、喜惣治ポンプ所を建設する計画としている。なお、落合排水区は新川の流域であるが、庄内川へ流域変更を行い、新川の負担を軽減することとしている。また、都

市下水路の上小田井・中小田井ポンプ所は、1984（昭和 59）年 7 月に公共下水道へ切替える都市計画変更をしている。

新地蔵川、八田川、庄内川、新川洗堰に囲まれた約 210ha を排水区域とする落合排水区は、北区落合町地内に落合ポンプ所（計画排水能力 1,020 ㎥/分）を建設することとなり、1985（昭和 60）年 11 月に第 1 期工事に着手し、排水能力 480 ㎥/分として、幹線管渠の整備とともに 1988（昭和 63）年 6 月に運転開始している。西区の新川以北約 223ha を排水区域とする平田排水区は、平田下水処理場内雨水ポンプ所で対応することとし、1993（平成 5）年度から建設工事に着手し、計画排水能力 1,180 ㎥/分として、幹線管渠の整備とともに 1999（平成 11）年 5 月に運転開始している。なお、同ポンプ所は、約 12,000 ㎥の雨水調整池が一体となった施設となっている。また、新地蔵川以北の北区の一部約 264ha を排水区域とする喜惣治排水区は、北区喜惣治一丁目地内に喜惣治ポンプ所を建設することとなり、計画排水能力 1,180 ㎥/分の雨水ポンプ所として 1992（平成 4）年 12 月に工事着手し、幹線管渠の整備とともに 1997（平成 9）年 9 月に運転開始している。なお、同ポンプ所は、約 5,000 ㎥の雨水調整池が一体となった施設となっている。

第６節　名古屋都市下水路の都市計画

1　都市計画の概要

(1)　都市計画に定める範囲および変遷

名古屋公共下水道に準ずる。(本章第4節2(1) 参照)

(2)　都市計画変更の概要

名古屋公共下水道に準じ、名古屋都市下水路の都市計画変更概要を**表 5.2.17** に示す。

主な変更理由は次のとおりである。

A　計画書・計画図の記載方法の変更による形式的な変更

B　市街化進展等により新規に都市下水路の排水区域に追加・拡大する変更

C　これまで雨水排除のみを都市下水路に依拠していた区域を公共下水道に切替える変更

D　他の都市計画変更や河川改修事業等他事業との関連による変更

表 5.2.17　都市下水路都市計画変更の概要

No.	都市計画決定・変更年月日/告示番号		書式等	排水区域	管　渠	ポンプ施　設	主な理由[1]	備考
1	1971(S46) 3.30	N121	○	○	○	○	A, C	新都市計画法書式変更、中ノ島・中川排水区、当知・篠原ポンプ場の公共下水道へ切替え、土古ポンプ場の廃止等
2	1971(S46)11.30	N407			○	○	B	荒子川ポンプ場追加等
3	1973(S48) 1.24	N 17		○	○	○	B	鶴田・福田追加等
4	1974(S49) 2.23	N 63		○	○	○	B	伏屋・助光追加等
5	1978(S53) 3. 3	N 94		○	○	○	B	大高西部追加等
6	1981(S56) 2.25	N 83	○		○	○	A, C	書式変更、荒子川ポンプ場縮小等
7	1982(S57) 1.12	N 8		○	○	○	C	守西ポンプ場の公共下水道へ切替え等
8	1982(S57)10.20	N399		○	○	○	B	船見追加等
9	1983(S58) 3. 3	N 56			○		D	伏屋幹線変更
10	1984(S59) 7.26	N298		○	○	○	C	中小田井・上小田井・福田・伏屋・助光の公共下水道へ切替え等
11	1995(H 7) 2.20	N 59	○	○	○	○	A, D	書式変更、野並ポンプ場位置変更等

1　主な理由は、「(2) 都市計画変更の概要」に示した主な変更理由AからDの略号を用いた。
告示番号中のNは、名古屋市告示を表す。

新都市計画法施行以降における名古屋都市下水路の都市計画変更は、主にA～Dの理由により排水区域、管渠、ポンプ施設を変更し、新規区域に追加、あるいは公共下水道への切り替えなど、公共下水道と連携を図りつつ、名古屋都市計画下水道として進めてきている。

2　排水区域の変遷

公共下水道に準じ、都市下水路排水区域の変遷を以下に示す。

(1)　旧都市計画法時の変遷

旧都市計画法時代の排水区域の変遷と、旧都市計画法の最終段階および新都市計画法の最初の段階の比較を**表 5.2.18** に示す。

表 5.2.18　都市下水路排水区域の変遷(参考:旧都市計画法から新都市計画法へ)

都市計画変更 / 排水区(排水路)[1]	旧都市計画法による排水区の変遷													新都市計画法
	1958(S33) 3.14 K348	1960(S35) 8.13 K1624	1961(S36) 3.17 K535	1962(S37) 2.9 K245	1962(S37) 3.28 K906	1963(S38) 2.1 K127	1964(S39) 8.15 K2205	1966(S41) 12.28 K4199	1967(S42) 9.7 K2836	1967(S42) 12.15 K4262	1968(S43) 10.30 K3249	1969(S44) 3.31 K968	1969(S44) 5.20 K2345	1971(S46) 3.30 N121
	面積(ha)	面積(ha)	面積(ha)	面積(ha)	面積(ha)	面積(ha)	面積(ha)	面積(ha)	面積(ha)	面積(ha)	面積(ha)	面積(ha)	面積(ha)	面積(ha)
中井	**910**	910	910	**270**	270	270	270.0	270.0	廃止					
鳴尾			**75**	75	75	75	75.0	75.0	75.0	75.0	廃止			
大江川				**170**	170	170	170.0	170.0	170.0	170.0	廃止			
中ノ島					**155**	155	155.0	155.0	155.0	155.0	155.0	155.0	155.0	廃止
土古					**78**	78	78.0	78.0	78.0	78.0	78.0	廃止		
中川					**47** [2]	47 [2]	**550.0**	550.0	550.0	550.0	550.0	**450.2**	450.2	廃止
守西[3]		**405.2**	405.2	405.2	405.2	405.2	**821.7**	821.7	821.7	821.7	821.7	821.7	821.7	822
汐田[3]						**172.8**	**172.8**	172.8	172.8	172.8	172.8	172.8	172.8	173
野並								**78.7**	78.7	78.7	78.7	78.7	78.7	79
中小田井										**180.9**	180.9	180.9	180.9	181
上小田井													**368.1**	368
荒子												**702.3**	702.3	702
計	910	1,315.2	1,390.2	920.2	1,200.2	967.8	2292.5	2371.2	2101.2	2282.1	2037.1	2561.6	2929.7	2,325
対前回差		405.2	75.0	−470.0	280.0	−232.4	1,092.3	78.7	−270.0	180.9	−245.0	524.5	368.1	−604.7
対前回比		1.45	1.06	0.66	1.30	0.81	1.91	1.03	0.89	1.09	0.89	1.26	1.14	0.79

1　1964(昭和 39)年 8 月(汐田については 1963(昭和 38)年 2 月)以降の都市計画変更では、排水区域の排水区の名称、それ以前では排水路の名称

2　47ha について ： 1962(昭和 37)年 3 月 28 日の中川排水路(排水区)(47ha)の都市計画図と、1964(昭和 39)年 8 月 15 日の都市計画図とはほぼ同じエリアを示している。

3　1960(昭和 35)年 8 月 13 日の守西排水路(排水区)(405.2ha)は、守山都市計画都市下水路であり、1963(昭和 38)年 2 月 1 日の汐田排水区(172.8ha)は鳴海都市計画下水道である。
その後、1964(昭和 39)年 8 月 15 日建設省告示第 2205 号により名古屋都市計画下水道としている。

旧法、新法はそれぞれ旧都市計画法、新都市計画法を表す。
表頭の都市計画変更年月日中のKは建設省告示、Nは名古屋市告示を表す。
太字は変更のあった排水区(排水路)を表す。

旧下水道法時における名古屋市の排水対策は、公共下水道と小規模なポンプ場や農業用に設置されたポンプ場によって行われていたが、1953(昭和 28)年 9 月の台風 13 号、1959(昭和 34)年 9 月の伊勢湾台風、1961(昭和 36)年 6 月の梅雨前線豪雨など、度重なる豪雨により浸水被害が続出し、排水対策が急務となっていた。

公共下水道区域外の排水対策は、排水路の整備、ポンプ場の新設・増強など、多額の費用が必要であり、市の単独費では限界があり、国の補助事業として採択を受けるため、排水施設の都市計画決定が行われることとなった。

1958(昭和 33)年 3 月 14 日に昭和区、および南区の天白川右岸一帯を集水する中井排水路(延長約 10,750m)、排水区域約 910ha(後に中井排水区)が名古屋都市計画排水施設として、最初に都市計画決定された。[35]その後、中井排水路は、1958(昭和 33)年 4 月 24 日に公布された下水道法の改正を受け、

35　名古屋市計画局・(財)名古屋都市センター「名古屋都市計画史」((財)名古屋都市センター　1999.3　pp. 440-441)
土木行政のあゆみ編集委員会「土木行政のあゆみ」(名古屋市土木局　1983.11　pp. 165-167)

1961（昭和 36）年 3 月 25 日（建設省告示第 733 号）に、「名古屋都市計画排水施設」を「名古屋都市計画都市下水路」に名称変更している。

1958（昭和 33）年 3 月の中井排水路を皮切りとして、1960（昭和 35）年 8 月には守山都市計画都市下水路にて北部幹線排水路はじめ 6 水路（延長約 6,320m）、排水区域約 405.2ha（後に名古屋都市計画都市下水路守西排水区）が追加され、1961（昭和 36）年 3 月に源兵ヱ排水路はじめ 2 水路（延長約 1,511.2m）、排水区域約 75ha（後に鳴尾排水区）が追加されている。1962（昭和 37）年 2 月には、中井排水路の中央部分を公共下水道へ切替え、上流部分の 270ha に縮小するとともに、下流部分を大江川排水路とし排水区域を約 170ha として変更追加している。また、同年 3 月に中ノ島・土古・中川排水路が追加決定されている。

その後、計画書の書式変更が行われ、名称を「都市計画下水路」から「都市計画下水道」に改め、摘要欄に都市下水路を表記することとなった。さらに、新たに排水区名が設けられるとともに、水路は「排水路」から「下水路」に改称された。

1963（昭和 38）年 2 月に鳴海都市計画下水道（都市下水路）として、排水区名 汐田排水区、排水区域約 172.8ha、水路延長約 3,898.6m、汐田ポンプ場（後に名古屋都市計画下水道（都市下水路） 汐田排水区）を追加している。

1964（昭和 39）年 8 月には、上記の計画書の書式変更に伴い、名古屋都市計画下水道として見直しを行い、排水区名を新たに設けるとともに、水路は排水路から下水路に改称し、守西排水区および汐田排水区を名古屋都市計画下水道（都市下水路）として位置づけている。また同時に、中川排水区・守西排水区を拡大し、1966（昭和 41）年 12 月に野並排水区を追加している。

1967（昭和 42）年 9 月には、中井排水区を全域公共下水道へ切替えたことにより廃止し、同年 12 月に中小田井排水区約 180.9ha を追加している。1968（昭和 43）年 10 月には、鳴尾・大江川排水区を全域公共下水道へ切替えたことにより廃止するとともに、同様な理由により 1969（昭和 44）年 3 月に土古排水区を廃止し、中川排水区を縮小している。また一方で、荒子排水区約 702.3ha を追加し、同年 5 月には上小田井排水区約 368.1ha を追加している。

なお、**図 5.2.12** に旧都市計画法時における都市下水路排水区域の変遷を示す。

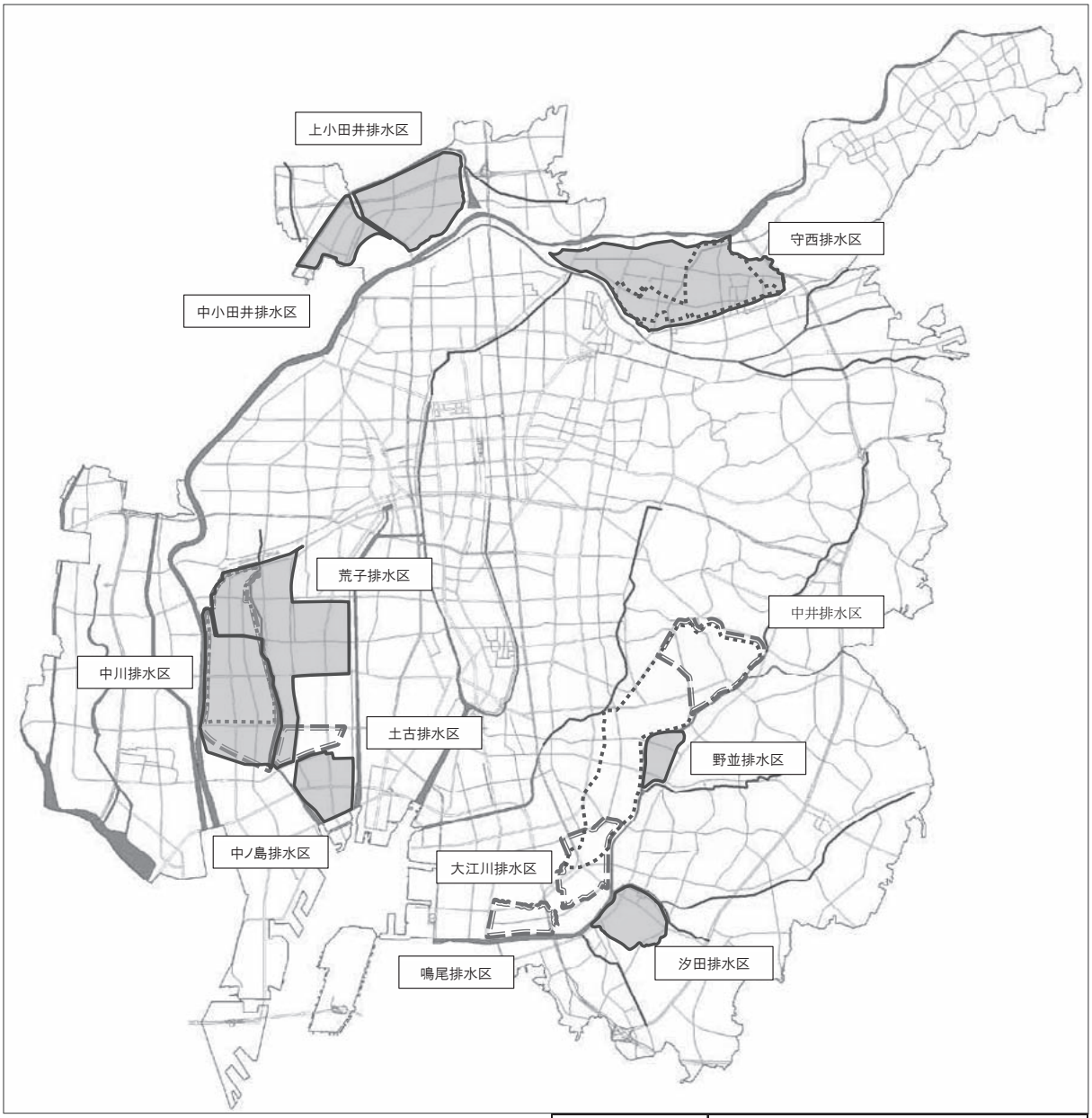

※中川排水区（排水路）：3度の都市計画変更を経ている

図 5.2.12　旧都市計画法時における排水区域の変遷－都市下水路－

(2)　新都市計画法施行以降の変遷

新都市計画法施行以降の都市下水路排水区域の変遷を**表 5.2.19** に示す。

表 5.2.19　都市下水路排水区域の変遷

都市計画変更 / 排水区	1971(S46) 3.30 N121	1973(S48) 1.24 N17	1974(S49) 2.23 N63	1978(S53) 3.3 N94	1982(S57) 1.12 N8	1982(S57) 10.20 N399	1984(S59) 7.26 N298	1995(H7) 2.20 N59
	面積(ha)	面積(ha)	面積(ha)	面積(ha)	面積(ha)	面積(ha)	面積(ha)	面積(ha)
守西	**822**	822	822	822	**廃止**			
汐田	**173**	173	173	173	173	173	173	**172**
野並	**79**	79	79	79	79	79	79	**114**
中小田井	**181**	181	181	181	181	181	**廃止**	
上小田井	**368**	368	368	368	368	368	**廃止**	
荒子	**702**	702	702	702	702	702	702	702
鶴田		**108**	108	108	108	108	108	108
福田		**254**	254	254	254	254	**廃止**	
伏屋			**125**	125	125	125	**廃止**	
助光			**146**	146	146	146	**廃止**	
大高西部				**164**	164	164	164	**163**
船見						**92**	92	92
計	2,325	2,687	2,958	3,122	2,300	2,392	1,318	1,351
対前年差		362	271	164	−822	92	−982	33
対前年比		1.16	1.10	1.06	0.74	1.04	0.57	1.03

表頭の都市計画変更中のNは名古屋市告示を表す
太字は、変更のあった排水区を表す

1971(昭和 46)年 3 月に、新都市計画法施行による新たな書式により、旧都市計画法時の 8 排水区から中ノ島排水区および中川排水区を公共下水道に切替えるため廃止し、汐田排水区はじめ 6 排水区、2,325ha を定めている。

1973(昭和 48)年 1 月には、緑区大高町、港区南陽町福田地区の市街化の進展に合わせ、鶴田排水区および福田排水区を追加している。同様に、1974(昭和 49)年 2 月に伏屋排水区および助光排水区を追加するとともに、1978(昭和 53)年 3 月に大高西部排水区を、1982(昭和 57)年 10 月には船見排水区を追加している。また、都市下水路から公共下水道へ切替えることにより、1982(昭和 57)年 10 月に守西排水区を廃止するとともに、1984(昭和 59)年 7 月には中小田井排水区、上小田井排水区、福田排水区、伏屋排水区、助光排水区をそれぞれ廃止し、汐田排水区はじめ 6 排水区、1,318ha としている。

また、1995(平成 7)年 2 月に、天白川河川改修事業との整合を図るため、汐田排水区、野並排水区および大高西部排水区の区域をそれぞれ見直し、その結果、名古屋都市下水路排水区は、汐田排水区はじめ 6 排水区、1,351ha となっている。

なお、**図 5.2.13** に新都市計画法施行以降の都市下水路排水区域の変遷を示し、**図 5.2.14** に名古屋都市下水路の排水区(排水路)の変遷を示す。

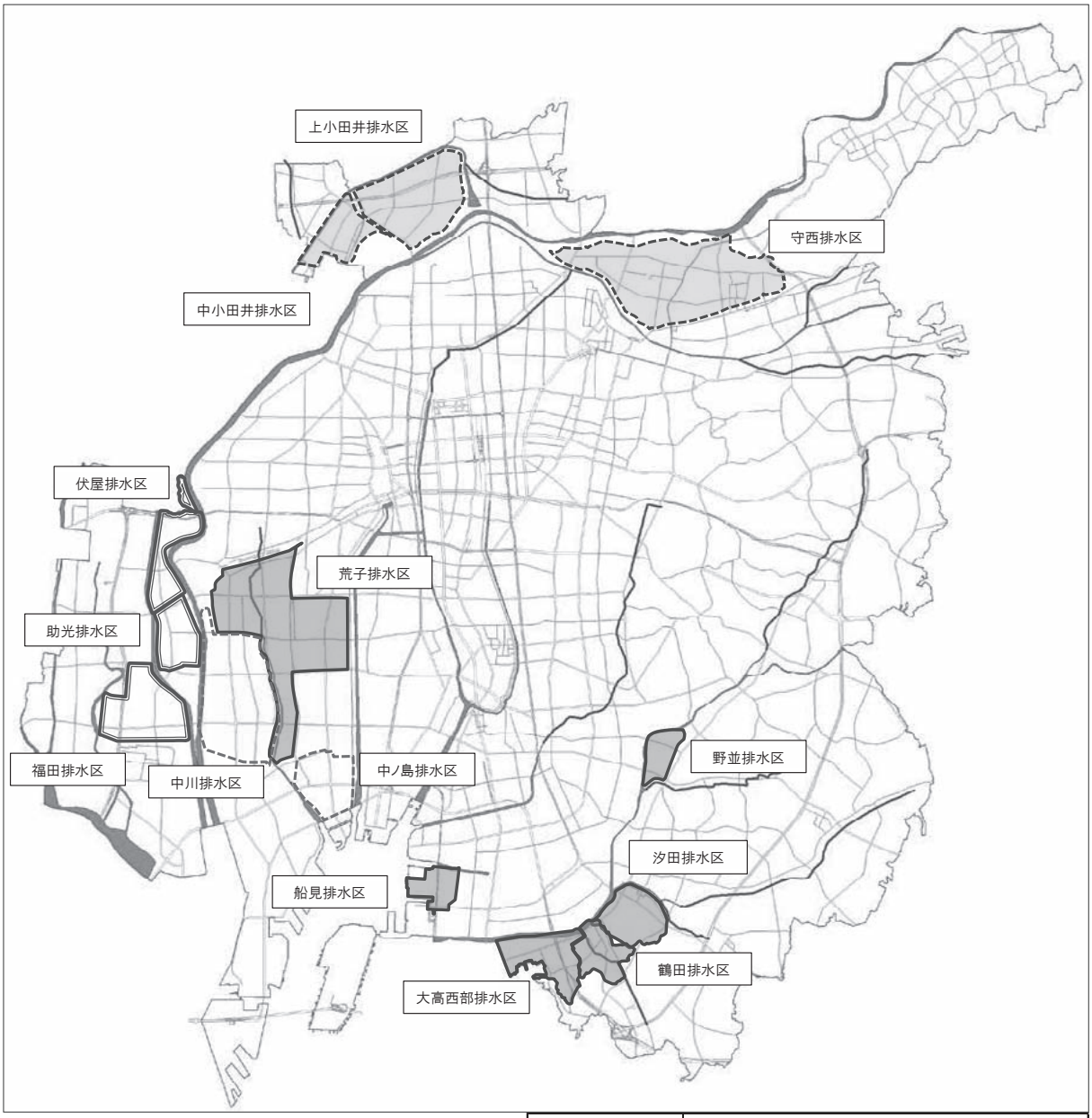

図 5.2.13　新都市計画法施行以降の排水区域の変遷－都市下水路－

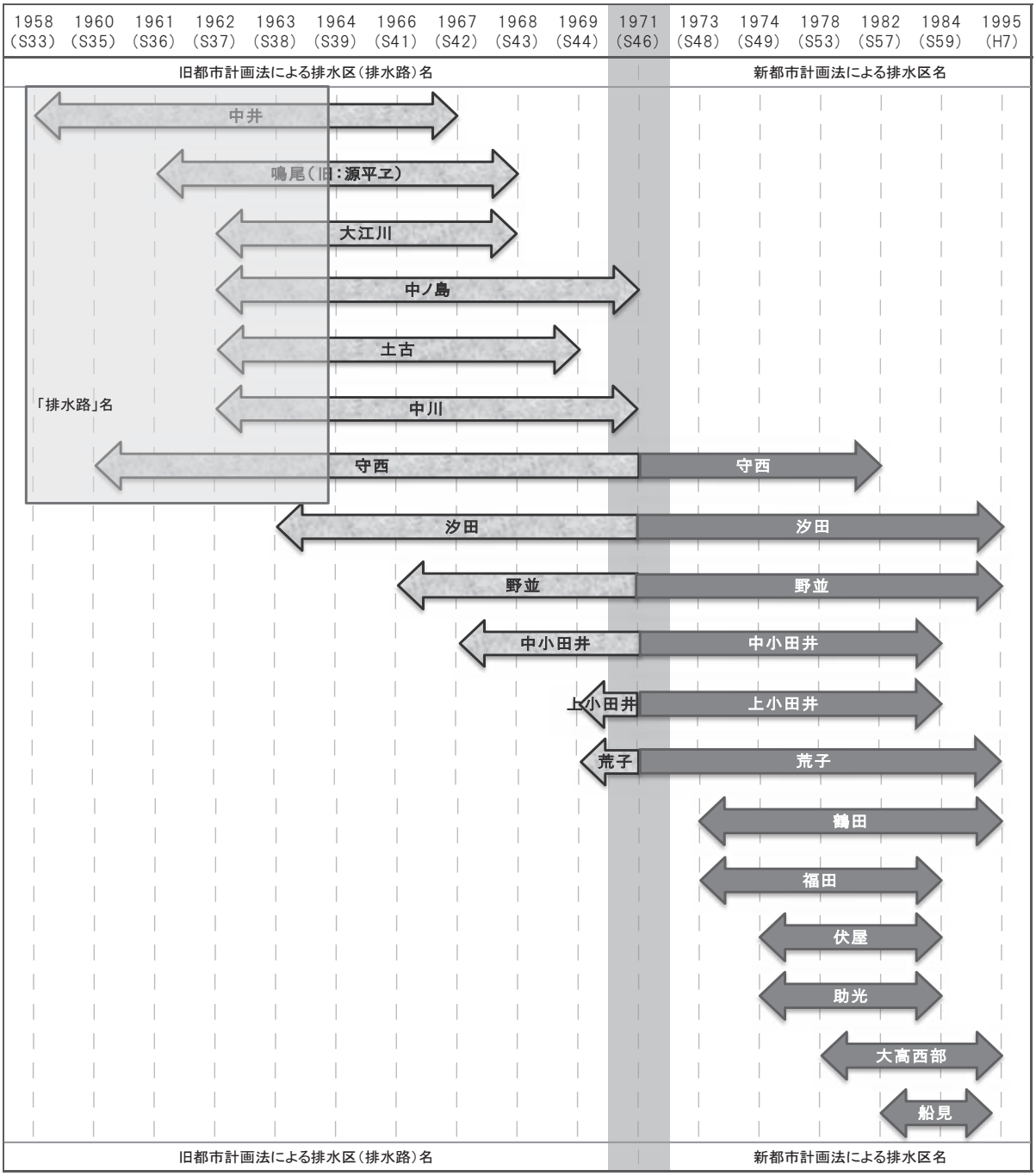

※図頭の数字は年を表し、都市計画決定(変更)の時期をいう。1971(昭和 46)年 3 月より新都市計画法による。
図中の□囲み(中井から守西)の名称は「排水路」を表す。1964(昭和 39)年の都市計画変更において「排水区」となる。但し、汐田については 1963(昭和 38)年より「排水区」となっている。
左側の矢印は、当初都市計画決定の時期を表す。右側の矢印は、都市下水路として決定されていた時期のおわりを表す。但し、汐田、野並、荒子、鶴田、大高西部および船見処理区は、1995(平成 7)年 2 月の都市計画変更時点において都市計画決定されていることを示す。

図 5.2.14　名古屋都市下水路～排水区(排水路)の変遷

3　都市計画変更の主な内容

本節1(2) 都市計画変更の概要 で示した**表 5.2.17** に従い、その主な内容を示す。

(1)　1971(昭和 46)年 3 月 30 日変更(名古屋市告示第 121 号)

新都市計画法施行に伴う一括書式変更を第4節2(1)　都市計画に定める範囲および変遷　で示した**表 5.2.9** のように行った。

市の西南部では、土地区画整理事業の進展に伴い田畑の宅地化が進むとともに、臨海工業地域としても発展し、浸水防除および河川水質浄化が課題となっていた。これらの市街化の進展による課題に対応するため、都市下水路の中ノ島・中川排水区を公共下水道へ切替えると同時に、当知・篠原ポンプ場を公共下水道へ切替え、土古・中ノ島ポンプ場を廃止している。

これらの都市計画変更の結果、排水区域は、中ノ島・中川排水区を公共下水道へ切替えたことにより、約 2,930ha から約 2,325ha に縮小された。下水管渠は、公共下水道区域への切替えに伴い 43,130m から 26,500m となり、汐田下水路はじめ 32 幹線を定めている。ポンプ施設は、当知・篠原ポンプ場を公共下水道へ切替え、土古・中ノ島ポンプ場を廃止したことにより、9 箇所から 5 箇所に変更している(**表 5.2.13** 参照)。

(2)　1971(昭和 46)年 11 月 30 日変更(名古屋市告示第 407 号)

本市の西南部に位置する荒子排水区は、土地区画整理事業の進展に伴い田畑の宅地化が進むとともに、臨海工業地域としても発展し、これらの市街化の進展により雨水流出量が増大し、豪雨時にはたびたび浸水が発生していた。この対策として、荒子川ポンプ場を追加するとともに、荒子放流幹線および荒子遊水池を追加している。

(3)　1973(昭和 48)年 1 月 24 日変更(名古屋市告示第 17 号)

緑区大高町地区・港区南陽町福田地区では、市街化の進展に対応して雨水排水の整備を図る必要性が高まり、鶴田排水区(約 108ha)、および福田排水区(約 254ha)を名古屋都市下水路に追加している。合わせて、下水管渠として鶴田 1 号線はじめ 8 幹線を追加するとともに、ポンプ施設として鶴田ポンプ場および福田ポンプ場を追加している。

これらの都市計画変更の結果、排水区域は、鶴田排水区および福田排水区の追加により、約 2,325ha から約 2,687ha に拡張された。下水管渠は、鶴田 1 号線はじめ 8 幹線の追加により汐田下水路はじめ 40 幹線とし、ポンプ施設は、鶴田・福田ポンプ場の追加により汐田ポンプ場はじめ 8 ポンプ場としている。

(4)　1974(昭和 49)年 2 月 23 日変更(名古屋市告示第 63 号)

中川区富田町伏屋地区・同助光地区では、市街化の進展に対応して雨水排水の整備を図る必要性が高まり、伏屋排水区(約 125ha)、および助光排水区(約 146ha)を名古屋都市下水路に追加し、都市下水路排水区域は約 2,687ha から約 2,958ha に拡張された。合わせて、下水管渠として伏屋幹線はじめ 6 幹線を追加するとともに、ポンプ施設として伏屋ポンプ場および助光ポンプ場を追加している。

(5)　1978(昭和 53)年 3 月 3 日変更(名古屋市告示第 94 号)

緑区大高町西部地区は、田畑の宅地化など、急速な市街化の進展に伴い雨水流出量が増大し、豪雨時にはたびたび浸水が発生していた。この地域の浸水被害に対処するため、大高西部排水区(約 164ha)を名古屋都市下水路に追加し、都市下水路排水区域は約 2,958ha から約 3,122ha に拡張された。合わせて、下水管渠として大高西部 1 号幹線はじめ 3 幹線を追加するとともに、ポンプ施設として大高西部ポンプ場を追加している。

(6)　1981(昭和 56)年 2 月 25 日変更(名古屋市告示第 83 号)

同日付で公共下水道の大手ポンプ場を都市計画決定するにあたり、大手ポンプ場の計画区域が都市下水路の荒子川ポンプ場および荒子遊水池の計画区域であるため、これら関連施設の諸元を変更している。下水管渠として荒子放流幹線を 8 連から 6 連に縮小するとともに荒子遊水池の敷地面積を 91,000 ㎡から 90,220 ㎡に縮小している。ポンプ施設として荒子川ポンプ場の敷地面積を 6,240 ㎡から 4,020 ㎡に縮小している。

また、「下水管渠」の備考欄に排水区名および放流先を記載するなど、名古屋都市計画下水道の変更計画書の書式変更に伴い、それらを一括で変更している。

これらの都市計画変更の結果、排水区域は、汐田排水区はじめ 11 排水区で約 3,122ha を定め、下水管渠は、汐田下水路はじめ 50 幹線、およびその他管渠として約 7,100m を定めている。ポンプ施設は、汐田ポンプ場はじめ 11 ポンプ場を定めている。なお、荒子遊水池は下水管渠に含まれている。

(7)　1982(昭和 57)年 1 月 12 日変更(名古屋市告示第 8 号)

同日付で守西排水区の守西ポンプ場等を公共下水道へ切替えるための都市計画決定をするにあたり、守西排水区、守西ポンプ場および古川下水路はじめ 2 幹線を廃止している。この結果、排水区域は、汐田排水区はじめ 10 排水区で約 2,300ha となり、下水管渠は 48 幹線、ポンプ施設は 10 ポンプ場となっている。

(8)　1982(昭和 57)年 10 月 20 日変更(名古屋市告示第 399 号)

本市南部の港区・南区の一部である船見地区は、低地帯に位置し市街化の進展とともに雨水流出量が増大し、豪雨時にはたびたび浸水が発生していた。この地域の浸水被害に対処するため、船見排水区(約 92ha)を名古屋都市下水路に追加し、都市下水路排水区域は約 2,300ha から約 2,392ha に拡張された。合わせて、下水管渠として船見 1 号幹線はじめ 3 幹線を追加するとともに、ポンプ施設として船見ポンプ場を追加している。

(9)　1984(昭和 59)年 7 月 26 日変更(名古屋市告示第 298 号)

庄内川北部地域(北区、西区の庄内川以北)の平田処理区、および庄内川西部地域(中川区、港区の庄内川以西の市街化区域)を公共下水道として都市計画決定をするにあたり、同日付で、関連する都市

下水路を廃止している。その内容は、当該区域に含まれる中小田井・上小田井・福田・伏屋・助光排水区の5排水区を廃止するとともに、中小田井1号線はじめ26幹線、および中小田井・上小田井・福田・伏屋・助光ポンプ場の5ポンプ場についても廃止している。

これらの都市計画変更の結果、排水区域は、汐田排水区はじめ6排水区で約1,318haとなり、下水管渠は、汐田下水路はじめ25幹線、およびその他管渠として約7,880mとなり、ポンプ施設は、汐田ポンプ場はじめ6ポンプ場となっている。

(10)　1995(平成7)年2月20日変更(名古屋市告示第59号)

1990(平成2)年の都市計画事務の合理化・簡素化を図る改定(本章脚注26参照)により、「下水管渠」については、従来下水排除面積が20ha以上(開渠については10ha以上)の管渠を対象としていたが、100ha以上の管渠を対象とするほか、「その他」管渠欄が廃止された。また、「ポンプ施設」、「処理施設」および「貯留施設」は、名称、位置、敷地面積のみを記載する様式に簡素化が図られるとともに、敷地面積が1,000㎡以上の施設については、10㎡単位から100㎡単位に変更された。これらの改定を受け、名古屋都市計画下水道変更計画書の書式変更を行っている。

また、天白川河川改修事業との整合を図るため、野並排水区は、土地区画整理事業による地形的要因の変化により区域を約79haから約114haに拡大するとともに、野並ポンプ場の位置および野並放流幹線の位置等を変更している。

これらの都市計画変更の結果、排水区域は、汐田排水区はじめ6排水区で約1,351haを定め、下水管渠は、汐田下水路はじめ9幹線とし、ポンプ施設は、汐田ポンプ場はじめ6ポンプ場を、貯留施設として、荒子遊水池を定めている。

(11)　2001(平成13)年度以降の変更

1997(平成9)年の都市計画事務の合理化・簡素化を図る改定(本章脚注27参照)により、「排水区域」に関して、計画書には「排水区域は総括図表示のとおり」と表示することで足りることとし、「下水管渠」については、従来下水排除面積が100ha以上の管渠を対象としていたが、1,000ha以上の管渠を対象とするほか、管渠以外の施設に関して、名称、所在地を表示し、敷地面積は表示しないことなどの変更を行っている。この改定を受け、2001(平成13)年11月28日変更(名古屋市告示第411号)により、名古屋都市計画下水道変更計画書の書式変更を行っている。

また、汐田ポンプ場は、都市下水路の施設として1966(昭和41)年に稼働したポンプ場であるが、雨水対策を強化するため、公共下水道の施設として改築・増強を行うこととし、公共下水道の施設として追加するとともに、都市下水路の施設として廃止している。

これらの都市計画変更の結果、排水区域は、「排水区域は総括図表示のとおり」と表示され、それぞれの排水区名・排水区面積は削除された。下水管渠および貯留施設は、荒子放流幹線のみを残し、他は廃止された。ポンプ施設は、野並ポンプ場はじめ5ポンプ場となっている。

第７節　名古屋都市下水路事業

1　都市計画事業認可の経緯

新都市計画法施行以降の都市下水路都市計画事業認可の経緯を**表 5.2.20** に示す。

表 5.2.20　都市下水路都市計画事業認可の経緯

年月日	告示番号	排水区名	主な事業内容
S46. 3.19	211	荒子	排水区、下水管渠、ポンプ場を追加
S48. 3. 5	178	中小田井	旧都市計画法時代からの事業継承
S48. 3. 5	179	鶴田・福田	排水区、下水管渠、ポンプ場を追加
S48. 6.13	578	野並	旧都市計画法時代からの事業継承
S49. 3.15	224	助光	排水区、下水管渠、ポンプ場を追加
S49.12.27	1110	伏屋	排水区、下水管渠、ポンプ場を追加
S53. 3.20	296	大高西部	排水区、下水管渠、ポンプ場を追加
S57.11.19	1144	船見	排水区、下水管渠、ポンプ場を追加
H 7. 6.16	509	野並	ポンプ場の位置、排水能力等の変更
H10.12.11	878	汐田	貯留管の追加

※告示番号はすべて愛知県告示である
※本史期間中の当初認可のみを掲げた

2　都市下水路事業の整備 [36]

新都市計画法施行時以降が事業期間となっている都市下水路事業の整備実績を**表 5.2.21** に示す。

表 5.2.21　都市下水路事業整備実績表

排水区名	事業年度	排水区面積（ha）	管渠延長（km）	ポンプ排水量（㎥/分）
守　西	S35～S48	822	1.2	1,401
汐　田	S39～S47	172	2.7	590 ＊
	H10～H13	―	※貯留管 6,000㎥	
野　並	S41～S48	79	2.0	458 ＊
	H 7～H11	114	―	514
中小田井	S42～S56	181	4.3	849
上小田井	S44～S55	368	9.0	1,258
荒　子	S45～S52	702	4.8	2,964
鶴　田	S47～S56	108	3.2	654
福　田	S47～S58	254	5.7	984
助　光	S48～S54	146	1.8	1,100
伏　屋	S49～H 6	125	2.1	408
大高西部	S52～H 5	163	8.2	1,212
船　見	S55～H 2	92	3.0	678

名古屋市緑政土木局提供資料により作成
＊汐田および野並のポンプ排水量には、都市下水路事業以外による増強分含む。

36　土木行政のあゆみ編集委員会「土木行政のあゆみ」（名古屋市土木局　1983.11　pp. 171-177, pp. 183-186）
前掲 22　名古屋市緑政土木局「名古屋の河川」（2012.3　pp. 63-70）

（1） 守西排水区

県道名古屋・瀬戸線（瀬戸街道）以北の地域は、急速な市街化の進展に伴い、排水不良による浸水被害が発生しており、雨水排水対策が課題であった。そこで、守山都市計画として、排水区面積約 405ha を対象に旧都市計画法時代の 1960（昭和 35）年 8 月に都市計画の手続きが行われ、幹線排水路等の整備が進められた。その後、名古屋都市計画として守西排水区とするとともに、排水区面積約 822ha を対象に、守西ポンプ所、幹線管渠等により、1964（昭和 39）年 8 月に都市計画の見直しを行い事業が進められた。守西ポンプ所は、1967（昭和 42）年 8 月には排水能力 1,401 ㎥/分のポンプ所として運転を開始している。管渠についても延長約 1.2km の整備を行い、1973（昭和 48）年度には整備を終えている。なお、守西ポンプ所は、1978（昭和 53）年 12 月に下水道局へ移管している。

（2） 汐田排水区

鳴海町汐田地区は、市街化の進展に伴い既存排水路の能力不足による浸水被害が発生しており、雨水排水対策が課題であった。そこで、鳴海都市計画として、排水区面積約 173ha を対象に旧都市計画法時代の 1963（昭和 38）年 2 月に都市計画の手続きが行われた。その後、名古屋都市計画として汐田排水区とするとともに、排水区面積約 173ha、汐田ポンプ所、幹線管渠等により 1964（昭和 39）年 8 月に都市計画の手続きが行われ、事業が進められた。1966（昭和 41）年 6 月には汐田ポンプ所が運転を開始し、管渠についても約 2.7km の整備を行い、1972（昭和 47）年度に整備を終えている。なお、1995（平成 7）年 2 月に、天白川河川改修事業との整合を図るため、排水区域を 173ha から 172ha に変更している。

また、その後の市街化の進展に伴う雨水流出量の増大に対応するため、貯留管計画を立案し、貯留容量約 6,000 ㎥の汐田貯留管として 1998（平成 10）年 12 月に都市計画事業認可を取得し、2001（平成 13）年 5 月に稼動している。なお、汐田ポンプ所は、2001（平成 13）年度に公共下水道のポンプ所に位置づけ、2006（平成 18）年 4 月に上下水道局へ管理替えしている。

（3） 野並排水区 [37]

野並排水区は、当初、排水区面積約 79ha、野並ポンプ所、幹線管渠等により旧都市計画法時代の 1966（昭和 41）年 12 月に都市計画の手続きが行われるとともに事業が進められ、1969（昭和 44）年 7 月に野並ポンプ所が運転を開始している。また、管渠の整備も進めながら 1973（昭和 48）年 6 月には新都市計画法に基づく都市計画事業認可を取得し、管渠については約 2.0km の整備を行い、1973（昭和 48）年度にすべての整備を終えている。その後、天白川河川改修事業との整合、および土地区画整理事業による地形的要因の変化により、ポンプ所の位置を変更するとともに、排水区域面積を約 114ha に見直し、新たに 1995（平成 7）年 6 月に都市計画事業認可を取得して、1999（平成 11）年 5 月に排水能力 514 ㎥/分のポンプ所として整備を終え、併せて、貯留容量 5,400 ㎥の雨水調整池を併設して稼動している。なお、野並ポンプ所は、本工事完成後、下水道局が管理している。

37 前掲 11 名古屋市上下水道局「名古屋市下水道事業百年史」（2012.11 p. 300）

（4）　中小田井排水区

中小田井排水区は、市の北西部に位置し、庄内川と新川に囲まれた低湿地帯であり一面水田であったが、昭和 30 年代後半から土地区画整理事業等による宅地化が進められてきた。この地区の排水は、新川への自然排水であるが、雨水流出量の増大により新川が増水した場合は自然排水が困難となり、幹線排水路の整備とともにポンプ所を築造する計画が立案された。中小田井排水区は、排水区面積約 181ha、中小田井ポンプ所、幹線管渠等により、旧都市計画法時代の 1967（昭和 42）年に都市計画の手続きが行われるとともに事業が進められている。中小田井ポンプ所は、1972（昭和 47）年 3 月に排水能力 849 ㎥/分のポンプ所として運転を開始している。また、管渠については、延長約 4.3km の整備を行い、1981（昭和 56）年度に整備を終えている。

（5）　上小田井排水区

上小田井排水区についても中小田井排水区と同様に、宅地化の進展とともに雨水流出量の増大により雨水排水対策が課題となり、小田井地区の上流部約 368ha を対象に都市下水路事業として、旧都市計画法時代の 1969（昭和 44）年に都市計画の手続きが行われるとともに事業が進められている。上小田井ポンプ所は、1971（昭和 46）年 3 月には排水能力 1,258 ㎥/分のポンプ所として稼動している。管渠の整備についても鋭意進められ、延長約 9.0km の整備が 1980（昭和 55）年度までに行われている。

（6）　荒子排水区

荒子川ポンプ所（排水能力 1,000 ㎥/分）は、愛知県営荒子川幹線用排水事業により農業用利水施設として築造されたものであるが、老朽化が激しく周辺の市街化の進展により流水を排除する能力が不足していたことから、各所で浸水被害が発生していた。そこで、これに対処するため幹線排水路の整備とともに、新しいポンプ所を築造する計画が立案され、排水区面積約 702ha、荒子川ポンプ所、幹線管渠等により、1971（昭和 46）年 3 月に都市計画事業認可を取得し事業が行われている。新しい荒子川ポンプ所は、1971（昭和 46）年 12 月に第 1 期工事に着手し、1973（昭和 48）年 5 月に排水能力 1,482 ㎥/分のポンプ所として運転を開始している。引続き、第 2 期工事に着手し、1974（昭和 49）年 5 月に排水能力 2,964 ㎥/分のポンプ所として稼動している。また、管渠についても鋭意進められ、延長約 4.8km の管渠を整備し、荒子川の整備も含めて 1977（昭和 52）年度に整備を終えている。なお、2013（平成 25）年にポンプ排水能力を 3,558 ㎥/分に増強している。

（7）　鶴田排水区

天白川左岸の緑区大高地区では、市街化の進展に伴い雨水流出量が増大し雨水排水対策が課題であった。そこで、幹線排水路の整備とともにポンプ所を築造する計画が立案され、鶴田排水区として、排水区面積約 108ha、鶴田ポンプ所、幹線管渠等により、1973（昭和 48）年 3 月に都市計画事業認可を取得し、事業が行われている。鶴田ポンプ所は、1974（昭和 49）年 5 月に排水能力 654 ㎥/分のポンプ所として運

転を開始している。また、管渠については、延長約 3.2km を整備し、1981（昭和 56）年度に整備を終えている。

（8） 福田排水区

新川右岸の港区南陽町福田地区では、市街化の進展に伴い雨水流出量が増大し雨水排水対策が課題であった。そこで、幹線排水路の整備とともにポンプ所を築造することとなり、福田排水区として、排水区面積約 254ha、福田ポンプ所、幹線管渠等により、1973（昭和 48）年 3 月に都市計画事業認可を取得し、事業が行われている。福田ポンプ所は、1975（昭和 50）年 5 月に排水能力 984 ㎥/分のポンプ所として運転を開始している。また、管渠については延長約 5.7km の整備を行い、1983（昭和 58）年度に整備を終えている。なお、福田ポンプ所は、1995（平成 7）年 11 月に公共下水道として下水道局へ移管している。

（9） 助光排水区

庄内川と新川に挟まれた中川区では、市街化の進展に伴い雨水流出量が増大し雨水排水対策が課題であった。そこで、幹線排水路の整備とともにポンプ所を築造する計画が立案され、助光排水区は、排水区面積約 146ha、助光ポンプ所、幹線管渠等により、1974（昭和 49）年 3 月に都市計画事業認可を取得し、事業が進められている。助光ポンプ所は、1976（昭和 51）年 5 月に排水能力 1,100 ㎥/分のポンプ所として運転を開始している。また、管渠については延長約 1.8km の整備を行い、1979（昭和 54）年度に整備を終えている。なお、助光ポンプ所は、1989（平成元）年 4 月に公共下水道として下水道局へ移管している。

（10） 伏屋排水区

伏屋排水区は、助光排水区の上流域にあたり、助光排水区と同じように雨水排水対策が課題となっていたことから、伏屋排水区として、排水区面積約 125ha、伏屋ポンプ所、幹線管渠等により、1974（昭和 49）年 12 月に都市計画事業認可を取得し、事業が進められている。伏屋ポンプ所は、1980（昭和 55）年 3 月に排水能力 408 ㎥/分のポンプ所として運転を開始している。また、管渠について鋭意進められ、延長約 2.1km の整備を行い、1994（平成 6）年度に整備を終えている。なお、伏屋ポンプ所は、1991（平成 3）年 11 月に公共下水道として下水道局へ移管している。下水道局へ移管後、ポンプ排水能力を 683 ㎥/分に増強している。

（11） 大高西部排水区

大高西部地区は、急速な市街化の進展に伴い浸水被害が発生しており、雨水排水対策が課題であった。そこで、幹線排水路の整備とともにポンプ所を築造する計画が立案され、大高西部排水区は、排水区面積約 164ha、大高西部ポンプ所、幹線管渠等により、1978（昭和 53）年 3 月に都市計画事業認可を取得し、事業が行われている。大高西部ポンプ所は、1983（昭和 58）年 3 月に排水能力 1,212 ㎥/分のポンプ所として運転を開始している。また、管渠については延長約 8.2km の整備を行い、1993（平成 5）年度に

整備を終えている。なお、1995（平成 7）年 2 月に、天白川河川改修事業との整合を図るため、排水区域を 164ha から 163ha に変更している。

（12） 船見排水区

船見地域は、本市南部の低地帯に位置し、浸水被害が頻発しており、雨水排水対策が課題であった。そこで、幹線排水路の整備とともにポンプ所を築造する計画が立案され、船見排水区は、排水区面積約 92ha、船見ポンプ所、幹線管渠等により、1982（昭和 57）年 11 月に都市計画事業認可を取得し、事業が進められている。船見ポンプ所は、1989（平成元）年 1 月に排水能力 678 ㎥/分のポンプ所として運転を開始している。また、管渠については延長約 3.0km の整備を行い、1990（平成 2）年度に整備を終えている。

♣♣コラム　下水道の歴史としくみ♣♣

わが国の下水道の歴史は、弥生時代までさかのぼることができるが、その形態は、用水、排水等を兼ねた水路など、主たる施設は雨水を排除する排水施設であり、公衆衛生を目的とした近代的下水道としては明治時代に入ってからである。

明治に入って、1877（明治10）年に東京でコレラが大流行し、その後も全国的に流行した。コレラ等の伝染病の流行が契機となり、公衆衛生の観点から、下水道整備の機運が高まり、1900（明治33）年に旧下水道法が制定された。そして、東京、名古屋など11都市が大正期前半に下水道事業に着手し、1922（大正11）年には日本初の下水処理場として東京の三河島下水処理場が完成し、散水ろ床法による下水処理が開始された。また1930（昭和5）年には、日本初の活性汚泥法による下水処理が名古屋市の堀留、熱田両下水処理場で運転開始された。なお、戦前に供用開始した下水処理場は全国で11箇所あり、そのうち、名古屋市では上記の堀留、熱田のほか、1933（昭和8）年に露橋下水処理場が簡易処理で運転開始し、1936（昭和11）年には、高級処理である活性汚泥法による下水処理に移行している。

下水の処理は、一般的に下図のような流れで処理されるが、その工程により、簡易処理、高級処理、高度処理に分けられ、それぞれの処理のしくみについて以下に記す。

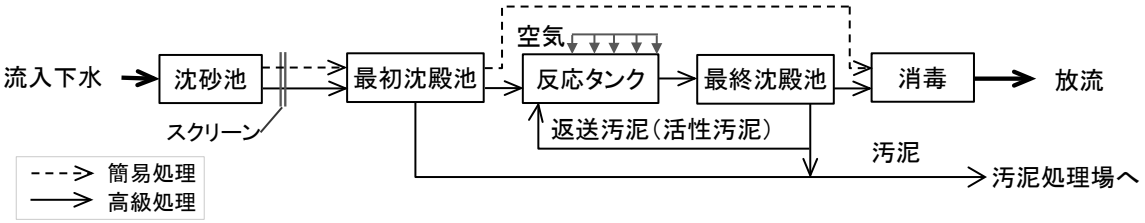

簡易処理は、沈砂池、スクリーンおよび最初沈殿池等の施設で行われる。沈砂池やスクリーンでは砂や大きなごみを取り除き、最初沈殿池では下水が池内を緩やかに流下する間に下水中に浮遊している物質を沈殿させる処理法である。

高級処理は、一般的に上図のような流れの処理法である。簡易処理を終えた下水は反応タンクに入り、活性汚泥を加え空気を吹き込みながら混合することにより、微生物の集団（活性汚泥）が増殖し、最初沈殿池で沈殿しなかった下水中の細かい有機性汚濁物が活性汚泥に吸着、吸収され、沈殿しやすい塊となる。その後、最終沈殿池に流下し、塊となった活性汚泥は自重で沈殿し、上澄水と沈殿物（汚泥）に分けられ、上澄水は塩素等で消毒後に川や海に放流される。

高度処理とは、水質環境基準の達成など、公共用水域の水質保全上の要請や、修景用水など、下水処理水を再利用するために、高級処理による処理水の水質をさらに向上させるために行われる処理をいう。高級処理の除去対象水質（BOD、SS等）のさらなる向上を目的とするものの他、高級処理では十分に除去できない物質（窒素、りん等）の除去率向上を目的とするものがある。

参考文献：名古屋市上下水道局「なごや水物語～雨に強いまちづくり編～」（平成 24 年 11 月　p. 14）
下水道行政研究会「日本の下水道」（日本下水道協会　2014.3　pp. 150-153, p. 166）
公益社団法人日本下水道協会「下水道事務職員養成講習会テキスト 平成 27 年度」（pp. 5-6, pp. 16-17）

第3章　その他の都市施設

第１節　都市施設の種類と記述の区分

1　都市施設の種類

都市施設は、「円滑な都市活動を支え、都市生活者の利便性の向上、良好な都市環境を確保するうえで必要な施設」[1] で、「都市計画法」（昭和 43 年法律第 100 号）第 11 条第 1 項および「都市計画法施行令」（昭和 44 年政令第 158 号）第 5 条に列挙されている。具体的な施設は次のとおりである。

ⅰ　交通施設（道路 、都市高速鉄道 、駐車場 、自動車ターミナル 等）

ⅱ　公共空地（公園 、緑地 、広場、墓園 等）

ⅲ　供給施設（水道、電気供給施設、ガス供給施設等）、処理施設（下水道 、汚物処理場、ごみ焼却場等 ）

ⅳ　水路（河川、運河 等）

ⅴ　教育文化施設（学校 、図書館、研究施設等）

ⅵ　医療施設（病院等）、社会福祉施設（保育所等）

ⅶ　市場 、と畜場、火葬場

ⅷ　一団地の住宅施設

ⅸ　一団地の官公庁施設

ⅹ　流通業務団地

ⅺ　その他政令で定める施設（電気通信施設、防風・防火・防水・防雪・防砂・防潮施設）

このうち、名古屋市において 2000（平成 12）年度末現在で都市計画決定している施設は、下線を施した施設である。そのほか、と畜場を 2003（平成 15）年に、火葬場を 2007（平成 19）年に都市計画決定している。

2　都市施設の記述区分

本都市計画史においては、名古屋市が都市計画決定している都市施設について、次のように区分し記述する。

道路は、第3編「第2章　道路」

駐車場と自動車ターミナルは、第3編「第3章　駐車場・自動車ターミナル」

都市高速鉄道は、第3編「第4章　鉄道・総合駅・駅前広場」

公園と緑地は、第4編「第1章　公園・緑地」

墓園は、第4編「第2章　墓園」

運河は、第5編「第1章　港湾・運河」

下水道は、第5編「第2章　下水道」

上記以外の都市施設については、一括して本章（第5編「第3章　その他の都市施設」）に述べた。

[1] 「都市計画運用指針」（平成 12 年 12 月 28 日建設省都計発第 92 号　建設省都市局長通知）

第２節　流通業務地区と流通業務団地

1 流通業務市街地の整備に関する法律の経緯

(1) 流通業務市街地の整備に関する法律の制定

① 背景・経緯

「流通業務市街地の整備に関する法律」(昭和 41 年法律第 110 号、以下「流市法」という)は、1966(昭和 41)年 7 月 1 日に公布され、即日施行された。制定に至る社会経済情勢としては、高度成長に伴う都市の過密化、大量生産・大量消費による物流需要増大、モータリゼーションの進展などによる市街地の交通混雑の激化などのほか既成市街地に立地していた流通関連事業者が施設の狭隘・老朽化に悩み、施設の拡充・近代化のための移転等を希望していたことがある。

流市法制定の契機となったこととしては、一つには大都市再開発問題懇談会の答申がある。

大都市再開発問題懇談会は建設大臣の諮問機関として 1957(昭和 32)年に設置され、過密都市の再開発について諮問を受けた。同懇談会は東京、大阪の再開発の基本的方策について 1963(昭和 38)年に答申した。その中に再開発の一環として次のような内容が含まれていた。[2]

「都市の発展の段階に応じて建設される骨格的な環状道路と放射道路の接点等に副都心、流通センター等を整備し、いわゆる多心型の都市構造に改造することが必要である」

「都市に集中して主要な交通発生源をなしている問屋、倉庫、中央卸売市場等を都市の外縁部に移転し、トラックターミナル等とともに、一体的に立地させる市街地を計画的に配置し、造成すべきである」

いま一つには、流通センターの名称の下に流通業務施設を総合的一体的に整備していく上での課題であり、東京都では京浜 2 区等の流通センターを整備していく上で次のような課題があった。[3]

ⅰ 流通業務施設のうち、中央卸売市場とトラックターミナルの用地については土地収用権が認められているが、卸売店舗、倉庫団地等は任意買収によらざるを得ない。

ⅱ 農地転用について、事業進捗のためには許可基準等の緩和措置が必要とされた。

ⅲ 流通業務施設が全体として一体的に機能を果たすように効果的に立地するとともに、その土地利用が将来的に維持されるよう、建築物について規制を加えることが必要とされた。

このような課題に対処するために流市法が制定されることとなった。

② 主な内容

流市法は「流通機能の向上及び道路交通の円滑化」を図ることを目的とし、「流通機能の低下及び自動車交通の渋滞を来している」都市を対象とした「流通業務施設の整備に関する基本方針」(以下「基本方針」という)を定めることができることとしている。そして、その基本方針に従って目的を実現していくための施策として、流通業務地区、流通業務団地、流通業務団地造成事業等を規定している。

---

2 松本 弘「『流通業務市街地の整備に関する法律』の制定」(「新都市」 Vol. 20, No. 9 1966.9)

3 水野紳志「流通業務市街地整備の現状と課題」(「新都市」 Vol. 46, No. 7 1992.7)

ア 対象都市

流市法の対象となる都市は、同法第 3 条第 1 項に東京都、大阪市その他政令 [4] で定める大都市と規定され、その政令により名古屋市はじめ 5 都市が指定された。その後 1970(昭和 45)年に 12 都市、1973(昭和 48)年に 8 都市、1977(昭和 52)年に 3 都市が追加され、合計 30 都市となった。しかし、1993(平成 5)年の流市法改正(平成 5 年法律第 53 号)により政令による対象都市の指定が廃され、都道府県知事が定める基本方針で対象都市を定めることとされた。

イ 基本方針

流通業務施設の整備に関する基本方針は、対象都市ごとに主務大臣(経済企画庁長官・農林大臣・通商産業大臣・運輸大臣・建設大臣)が策定していたが、1993(平成 5)年の法改正により主務大臣が定める基本指針に基づき、都道府県知事が定めることとなった。

ウ 流通業務地区

流通業務地区は流通業務の利便を増進するため、原則として流通業務施設以外の立地が制限される都市計画法上の地域地区の一つである。

エ 流通業務団地

流通業務団地は都市計画法上の都市施設の一つに位置づけられ、流通業務地区内の一団の土地において、流通業務施設を計画的に立地させるものである。

オ 流通業務団地造成事業

流通業務団地造成事業は地方公共団体等が主体となり、「流通業務団地の土地の買収、敷地の造成、造成敷地の処分、公共公益的施設の整備等を行う事業」[5] である。

(2) 流通業務市街地の整備に関する法律の改正(1993(平成 5)年)

① 背景

流市法は、制定以降他の法律の改正に伴う改正は頻繁であったが、流市法自体の改正は 1993(平成 5)年になって初めて行われた。経済・社会環境の変化としては、少品種大量生産から多品種少量生産への移行、物流の小口多頻度化、時間指定配送等の進展、情報システム化、消費者ニーズの多様化・高度化などがあげられる。物流自動車交通に関する変化では、第一に物流量全体の増加や物流における自動車分担率の増加による物流自動車交通の増加、第二に高速道路の整備進展に伴う物流関連施設の立地の広域化、第三に都市内の交通混雑の激化、第四に広域的な自家用配送センターの立地や流通段階での加工の必要性などにみられるような物流形態の多様化・高度化があげられる。[6]

物流の小口多頻度化の例として、コンビニエンスストアの展開や宅配便の増加についてみると、これらはいずれも 1970 年代に入って本格化したものであり、流市法制定当時には視野に入っていなかった現象

4 流通業務市街地の整備に関する法律第三条第一項の大都市を定める政令 (昭和 42 年 4 月 27 日政令第 66 号)

5 前掲 3 水野紳志「流通業務市街地整備の現状と課題」(「新都市」 Vol. 46, No. 7 1992.7)

6 上田 健「物流を取り巻く経済社会情勢の変化に対応して」(「時の法令」 SN. 1463 1993.12.15)
江藤幸治「『流通業務市街地の整備に関する法律』による物流拠点整備」(「国際交通安全学会誌 IATSS Review」 Vol. 21, No.4 1996.3)

であると考えられる。統計上の制約から 1985（昭和 60）年から流市法改正前年の 1992（平成 4）年の 8 年間でみてみると、コンビニエンスストアの店舗数推移は 2.9 倍、宅配便取扱個数推移は 2.4 倍となっている 。[7]

② 都市計画中央審議会第 21 号答申（1992（平成 4）年 6 月 15 日）

建設大臣から都市計画中央審議会に対して 1990（平成 2）年 6 月 21 日に、「経済社会の変化に対応した都市交通施設整備のあり方とその推進方策は、いかにあるべきか」について諮問がなされた。都市計画中央審議会は、この諮問に対して駐停車施設に関する答申に続いて、1992（平成 4）年 6 月 15 日に第二次答申（第 21 号答申）を行った。その中で、「新たな都市内物流施策」として、次のような内容が盛り込まれた。[8]

ⅰ 広域物流拠点の整備（流市法見直しを含む）

ⅱ 都市内集配拠点の整備

ⅲ 荷捌き施設の整備

ⅳ 物流拠点間を結ぶ道路網の整備促進と新たな物流システム

流市法はこのような背景の下に改正され、1993（平成 5）年 5 月 26 日に公布された。施行は同年 11 月 10 日である。制定から本改正に至る経緯の概略を**図 5.3.1** に示す。

③ 改正内容

主な改正内容は次のとおりである。[9]

ア 対象都市の拡大

地方都市を含むように対象都市が拡大され、現に要件を満たしている都市だけでなく将来要件を満たすこととなる都市にも拡大された。

イ 基本方針の都道府県知事への権限委譲等

改正前には主務大臣が都市ごとに基本方針を策定することとなっていたことが改められ、都道府県知事が都市ごとに基本方針を策定し、主務大臣の承認を受けることとされた。これに伴い、主務大臣は、基本方針の指針となるべきものとして基本指針を定めることとした。なお、「地方分権一括法」（平成 11 年法律第 87 号）により主務大臣の承認が協議に改められ、「第 2 次一括法」（平成 23 年法律第 105 号）により基本方針策定義務づけが廃され、策定できる規定に改められている。

流市法の対象となる都市は、これまでの政令による指定ではなくこの基本方針の中で明らかにすることとされた。

---

7 「業種別業態別店舗数の推移」（㈳日本フランチャイズチェーン協会）
http://www.jfa-fc.or.jp/misc/static/pdf/tenpo.pdf（2015/08/25 閲覧）
「宅配便取扱個数の推移」（国土交通省） http://www.mlit.go.jp/common/001007227.pdf（2015/08/25 閲覧）

8 建設省都市局街路課「経済社会の変化に対応した都市交通施設整備のあり方とその整備推進方策について」（「新都市」 Vol. 46, No. 8 1992.8）

9 上田 健「流通業務市街地の整備に関する法律の一部を改正する法律について」（「不動産新法令の解説と運用 第 25 巻」（日本不動産研究所 1993.9 pp. 16-31）
建設省都市局都市再開発課「流通業務市街地の整備に関する法律の改正について」（「都市と交通」 SN. 29 1994.2）

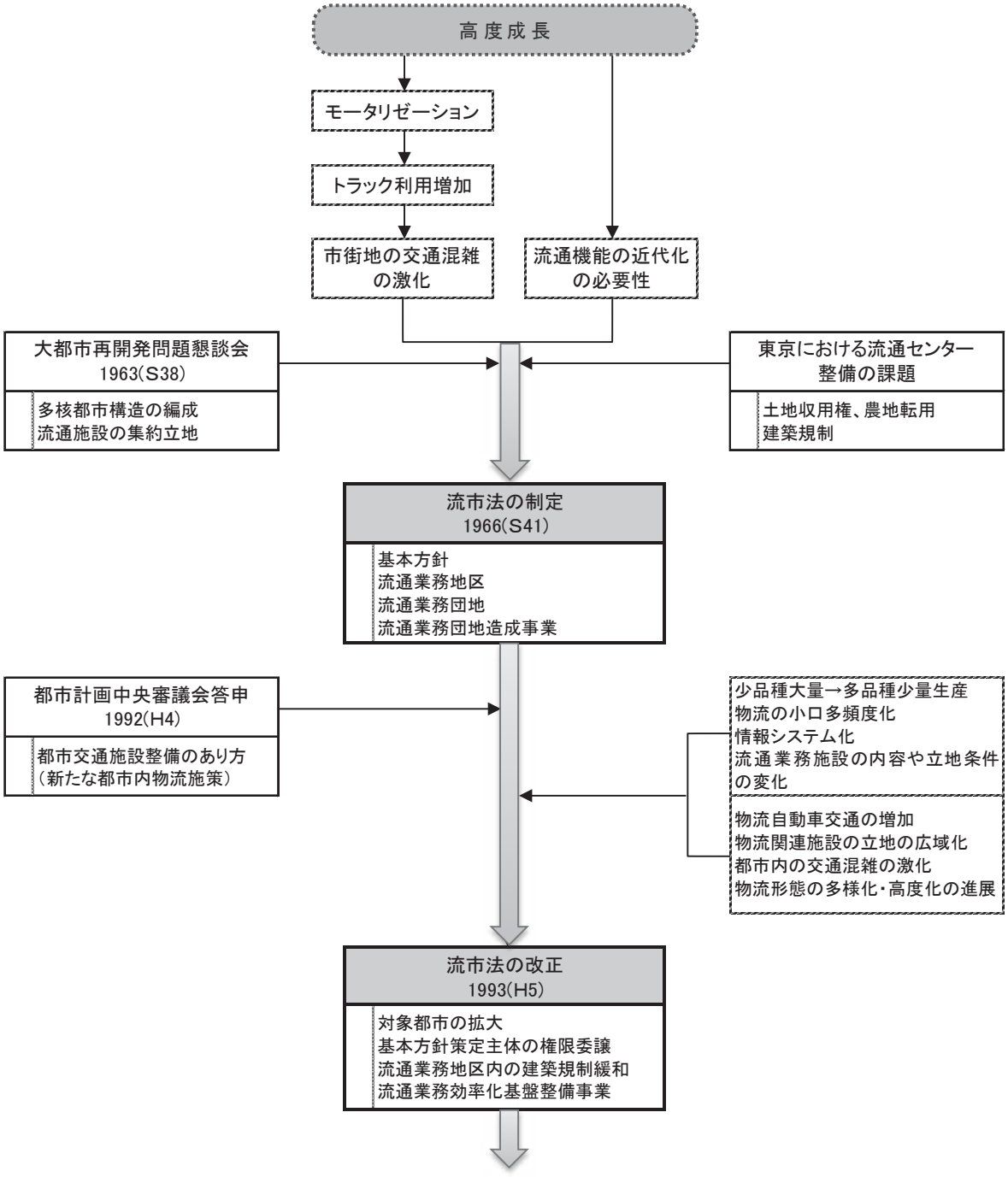

図中、流市法は「流通業務市街地の整備に関する法律」

図 5.3.1　流通業務市街地の整備に関する法律の経緯

ウ　流通業務地区内の立地規制の緩和

流通業務地区内で建築可能な用途として、メーカー等の配送センター、物流の途中段階で行われる加工のための工場が追加された。

エ 流通業務効率化基盤整備事業の創設

流通業務効率化基盤整備事業は、流通業務地区において流通業務施設集約化の効果向上等を図るために創設された制度である。第 3 セクター等により共同利用型の流通業務施設を設置するとともに、流通業務の効率化に資する情報提供等のソフト支援事業を併せて実施する事業である。

2 流通業務団地等の計画

(1) 調査検討

① 名古屋大都市整備計画懇談会中間報告(1965(昭和 40)年)

名古屋大都市整備計画懇談会は、建設省、愛知県、名古屋市、地元財界、学識経験者等で構成され、1964(昭和 39)年 3 月に設置された。同懇談会は 1965(昭和 40)年 6 月 1 日に中間報告を行っており、その中で「名古屋外周を一巡する外郭環状道路」を提案するとともに、「外郭環状道路周辺の交通の要衝には、都市交通の障害となるおそれのある既存の流通機構のうち、倉庫・輸送施設および共同市場等を、新規に必要とするそれらを含めて、集約的に配置し、流通センターまたは交通ターミナルの形に整備する」ことをうたっている。[10]

② 流通業務市街地の整備に関する基本調査 [11] (1967(昭和 42)年度)

流通業務市街地の整備に関する基本調査は、流通センター計画策定に必要な事項を明らかにすることを目的として、名古屋市が名古屋商工会議所に委託して 1967(昭和 42)年度に実施した。この調査では、卸売業、トラック業、倉庫業の実態と流通センターへの関心度を把握するためにアンケート調査を実施したほか、業種別懇談会を開催してヒアリングを行った。

具体的には、主な業種ごとに、業態、業容などの実態把握とともに流通センターに対する進出希望度、建設方式(共同方式、団地方式)、希望規模等を調査している。進出希望度は**表 5.3.1** のとおりで、「希望あり」は、1 割から 2 割程度、「検討したい」を含めても倉庫業を除けば 4 割台であって、関心度は積極的とはいえない結果となっている。

建設方式については、いずれの業種においても団地方式ないし単独方式の希望が共同方式よりも多い結果となった。

10 名古屋大都市整備計画懇談会「名古屋大都市整備計画中間報告書」(名古屋大都市整備計画懇談会 1965.6 p. 14, 16)

11 名古屋市・名古屋商工会議所「流通業務市街地の整備に関する基本調査」(名古屋市・名古屋商工会議所 1968.3)

表 5.3.1 流通センターへの進出希望度

業 種		希望あり	検討したい	小計	希望なし	わからない	計
卸売業	実数	122	339	461	496	117	1,074
	比率(%)	11.4	31.6	42.9	46.2	10.9	100.0
トラック業	実数	51	59	110	87	47	244
	比率(%)	20.9	24.2	45.1	35.7	19.3	100.0
倉庫業	実数	12	28	40	9	13	62
	比率(%)	19.4	45.2	64.5	14.5	21.0	100.0
計	実数	185	426	611	592	177	1,380
	比率(%)	13.4	30.9	44.3	42.9	12.8	100.0

「流通業務市街地の整備に関する基本調査」 p. 63, 95, 133 の表を基に抜粋して作表

③ 名古屋地区流通業務市街地整備基本計画に関する調査研究(1970(昭和 45)年度)

名古屋地区流通業務市街地整備基本計画に関する調査研究は、1970(昭和 45)年度に実施された。この調査では流通業務地区の需要予測が行われ、1985(昭和 60)年時点でトラックターミナル 80ha、営業倉庫 65ha、卸売業 90ha としている。また、全敷地面積の 25%を公共公益施設用地に充てることとして、合計約 315ha を必要面積としている。「候補地としてあげられる流通業務市街地の数は(中略)北部、東南部、西南部、東部ならびに西部の各方面 5 ヶ所」とし、「必要面積 315ha からすれば 3 ヶ所ぐらいの整備が必要」としたうえで、「北部方面、東南部方面、西南部方面の 3 つ」を結論づけている。[12] 山田論文によれば、この調査研究成果を流市法の基本方針のたたき台としたとの記述がみられる。[13]

④ 流通センター進出意向調査(1971(昭和 46)年度)および流通業務団地進出予測調査報告書(1972(昭和 47)年度)

1971(昭和 46)年度に団地を特定せずに名古屋市内の卸売業、運輸業、倉庫業の業者に対して流通センター進出意向調査が実施された。[14] それに続いて、1972(昭和 47)年度には西部流通業務団地造成を前提に、卸売業、運送業、倉庫業の現状とともに、進出意向、条件、施設需要を把握するための調査が行われた。[15]

1971(昭和 46)年度調査における進出意向は、卸売業、運輸業、倉庫業でそれぞれ 14.7%、19.6%、25.0%であったが、1972(昭和 47)年度調査では全体に進出意向が高くなり、それぞれ 38.2%、61.5%、65.7%となった。業種別にみると、卸売業はなお消極的姿勢にとどまっているが、運送業、倉庫業はやや積極に転じている(**表 5.3.2**)。また、各業種の進出に伴い必要となる土地面積合計は、123.6ha となった(**表 5.3.3**)。

12 名古屋市計画局「名古屋地区流通業務市街地整備基本計画に関する調査研究」(名古屋市計画局 1970.8 p. 49, p. 61, p. 65)

13 山田義方「名古屋市の都市計画事業 ―流通業務市街地整備について―」(「不動産研究」 Vol. 14, No. 7 1972.7)

14 名古屋市経済局「流通センター進出意向調査報告書」(名古屋市経済局 1972.3 p. 7, p. 39, p. 44)

15 名古屋市経済局「流通業務団地進出予測調査報告書」(名古屋市経済局 1973.3 pp. 5-6)

表 5.3.2 流通業務団地への進出意向(1972(昭和 47)年度調査)

業種	進出する		進出しない		将来的検討		記入なし		計	
	実数	構成比(%)	実数	構成比(%)	実数	構成比(%)	実数	構成比(%)	実数	構成比(%)
卸売業	183	38.2	127	26.5	160	33.4	8	1.6	478	100
運送業	75	61.5	11	9.0	36	29.5	0	0.0	122	100
倉庫業	23	65.7	4	11.4	8	22.9	0	0.0	35	100
計	281	44.3	142	22.4	204	32.1	8	1.3	635	100

表 5.3.3 進出企業の土地の必要面積規模(1972(昭和 47)年度調査)

業種	土地所要面積累積(㎡)	件数	平均土地所要面積(㎡)
卸売業	554,152	164	3,379.0
運送業	452,225	70	6,460.0
倉庫業	229,500	22	10,432.0
計	1,235,877	256	4,828.0

(2) 名古屋市についての流通業務施設の整備に関する基本方針(1972(昭和 47)年)

流市法に基づく流通業務施設の整備に関する基本方針は、1966(昭和 41)年に東京都と大阪市について主務大臣から発せられ、その後札幌市、神戸市が続いた。名古屋市の基本方針については、広島市と同日の 1972(昭和 47)年 9 月 22 日に発せられた。[16] なお、この方針における「名古屋市」は「その周辺の地域を含む」とされている。

① 主な内容

ア 流通業務施設の機能及び立地に関する基本的事項

物資流通量はおおむね 10 年後に 3 倍程度となる見通しの下に流通機能の配置の適正化を誘導する。

i 新設主要流通業務施設は既成市街地の外周・臨海部で交通的・地理的条件が良好な適正な位置に計画立地させる

ii 現在、都心・既成市街地に立地する流通業務施設で、当該地域での立地を必須としない施設を既成市街地の外周・臨海部へ移転するよう配慮する

iii 受け皿となる外周・臨海部において集約的な立地を図るため流通業務地区を整備する など

イ 流通業務地区に関する基本的事項

i 当面整備する流通業務地区の数はおおむね 3 箇所とし原則として西部、北部及び東部の各方面の既成市街地の外周の地域で、主要環状道路、主要放射道路、鉄道、港湾等の交通施設の利用が容易であり、かつ、土地利用上適正な位置に設けるものとする。

なお、今後さらに長期的見通しのもとに、臨海の地域における流通業務地区を整備することについて配慮するものとする。

[16] 「名古屋市についての流通業務施設の整備に関する基本方針」(昭和 47 年 9 月 22 日 経企整整第 16 号・47 農経 C 第 3197 号・47 企第 5234 号・官地第 110 号・建設省都再発第 81 号)

ii 規模は、1 箇所おおむね 100ha を標準とする。

iii 名古屋市と他の地域との地域間流動物資の集散基地としての機能とともに、需要に応じた集配、保管及び取引の機能並びにこれらに関連する加工基地の機能をもつものとする。

ウ 流通業務地区内の流通業務施設に関する基本的事項

i 西部地区については、トラックターミナル、倉庫、コンテナデポ、荷さばき場及び道路貨物運送業、貨物運送取扱業、倉庫業又は卸売業の事務所又は店舗を設けるものとし、必要に応じ関連加工工場その他の施設を設けるものとする。

ii 北部及び東部地区については、その方面の物資流動の需要に応じおおむね西部地区と同様の施設を設けるとし、コンテナデポ、関連加工工場等については必要に応じて設けるものとする。

② 基本方針のその後の経緯

ア 基本方針の位置づけの変化

流市法に基づく基本方針は、当初、主務大臣によって定められることとなっていたが、その後、1993(平成 5)年改正により都道府県知事が定めることとされた(本節1(1) ② 主な内容 参照)。同改正法附則第 2 条「基本方針に関する経過措置」により、これまでの主務大臣決定の基本方針は、改正法の規定に基づく基本方針とみなされることとなった。その後の改定はないため、1972(昭和 47)年 9 月 22 日決定の「名古屋市についての流通業務施設の整備に関する基本方針」は、原内容のまま有効に存続していることになる。

イ 西部以外の 2 箇所の流通業務地区の位置づけ

西部、北部、東部 3 箇所の流通業務地区候補地において西部地区が藤前流通業務団地として実現した。他の 2 地区(北部、東部)については、1970(昭和 45)年度に実施された名古屋地区流通業務市街地整備基本計画に関する調査研究に次のような記述がみられる。[17]

北部方面では、「特に『環状 2 号線』・『東名・名神高速道路』・『国道 41 号とそのバイパス』そして『都市高速道路 2 号線』との連絡が良い地域が候補としてあげられる」。

東南部方面では、「『名四国道』、『国道 1 号線』、『環状 2 号線』、『都市高速道路 2 号線』(原文は「首都高速道路 2 号線」とあるが、明らかに誤記と考えられるので訂正して記述)との連絡を考えるべきである」。

以下に名古屋市の基本構想、基本計画等における流通関連の土地利用に関する表現の推移を示す。次第に表現が抽象的となり、流市法に基づく流通業務地区への関心が薄らいでいった経過が読み取れる。

(ア) 名古屋市基本構想(1977(昭和 52)年)

「流通機能の向上をはかるため、流通業務施設は、可能なかぎり市の周辺地域へ計画的に分散し、誘導する」

[17] 前掲 12 名古屋市計画局「名古屋地区流通業務市街地整備基本計画に関する調査研究」(名古屋市計画局 1970.8 p. 63)

(イ) 名古屋市基本計画(1980(昭和 55)年)

「(前略)主要放射、環状道路の交点付近(中略)に流通関連業務地を配置するとともに流通業務地区、特別業務地区などの指定により住宅系・商業系施設の立地を抑制し、流通関連施設を計画的に誘導する」

地域別計画の各区将来構想図中、北区楠 JCT 周辺地区、中川区千音寺 IC 周辺東南地区、緑区名古屋南 JCT 周辺地区などに「流通関連業務地」という表示がみられる。

(ウ) 名古屋市新基本計画(1988(昭和 63)年)

土地利用関係の記述に、流通ないし流通業務というキーワードがみられなくなる。

地域別計画の各区将来構想図中、北区楠 JCT 周辺地区、中川区東名阪道路周辺地区、緑区名古屋南 JCT 周辺地区などの表現は「工業・流通系土地利用」に変化している。

(エ) なごや新世紀計画 2010(2000(平成 12)年)

土地利用関係の記述に、流通ないし流通業務というキーワードは引き続きみられない。

地域別計画の各区将来構想図中、北区楠 JCT 周辺地区、中川区千音寺 IC 周辺東南地区、緑区大高南 JCT 周辺地区などの表現は「住工複合土地利用」と変化し、一段と流通業務色は希薄となっている。

(3) 流通業務地区・流通業務団地に関する都市計画決定の経緯

① 藤前地区における用地先行取得等の経緯

1972(昭和 47)年 9 月に流市法に基づく基本方針が主務大臣より発せられ、西部、北部および東部 3 か所の流通業務地区が示された。このうち西部についての検討が先行し、都市計画決定に至った。西部地区が具体化した背景としては、藤前地区における工業系用途を想定した用地先行取得が始まっていたことがあげられる。藤前地区は 1959(昭和 34)年の伊勢湾台風により長期湛水の被害を受けた地区であり、用途転換が必要と考えられた。(財)名古屋市開発公社(本公社は「公有地の拡大の推進に関する法律」(昭和 47 年法律第 66 号)に基づく名古屋市土地開発公社とは異なり、現(公財)名古屋まちづくり公社の前身である)が 1961(昭和 36)年に設立されるに伴い、藤前地区工業用地造成事業として用地取得が開始されている。このことから、当初は南部の工業団地を想定し、用地の先行取得を実施したものであろう。[18] その後流市法が 1966(昭和 41)年 7 月に施行となり、藤前地区は工業団地から流通業務市街地の候補地に比定されることとなった。

一方で、1967(昭和 42)年前後は、埋立処分場不足が大きな課題となっており、大規模で安定した処分場の確保が模索されていた。藤前処分場は、名四国道以南の区域で先行取得用地を活用し埋立処分場として確保したもので、1968(昭和 43)年 4 月から 1970(昭和 45)年度にわたって使用された。さらにその北側で農地借用による藤前北処分場が開設され、藤前処分場にひきつづき 1974(昭和 49)年 9 月まで使用された。[19]

18 設立 50 周年記念誌作成ワーキンググループ「設立 50 周年記念誌」((公財)名古屋まちづくり公社 2012.12 p. 136)

19 なごやの清掃事業編集委員会「なごやの清掃事業」(名古屋市環境事業局 1982.9 pp. 219-222)

② 名古屋西部流通業務団地基本計画（1973（昭和 48）年度）

流市法施行以降、名古屋市において流通業務地区に関する調査検討が進められるなかで、新都市計画法が施行され、1970（昭和 45）年 11 月には区域区分が都市計画決定された。藤前地区を含む南陽町地区は土地改良事業が施行されるなど農業基盤整備がなされていることから市街化調整区域とされた。この時点では、藤前地区を流市法に基づく流通業務地区とするに足るだけの十分な検討がなされていなかったため、藤前地区は飛び地の市街化区域とすることなく市街化調整区域とされた。その後、藤前地区を具体的に流通業務地区として都市計画決定していくために、企業の進出意向等の調査が実施された後、1973（昭和 48）年度に名古屋西部流通業務団地基本計画が作成された。[20]

広域物流および流通業務施設の現況と動向を把握したうえで、将来の計画取扱貨物量を推計してトラックターミナル等、倉庫、卸団地、公益施設等の必要面積が算定され、土地利用計画（配置計画）が作成された。この計画では既決定の都市計画公園の移設と都市計画道路の延伸変更などを前提とし、名四国道を挟んでトラックターミナル等を中心部に、その周囲に卸団地と倉庫が配されている（**図 5.3.2**）。

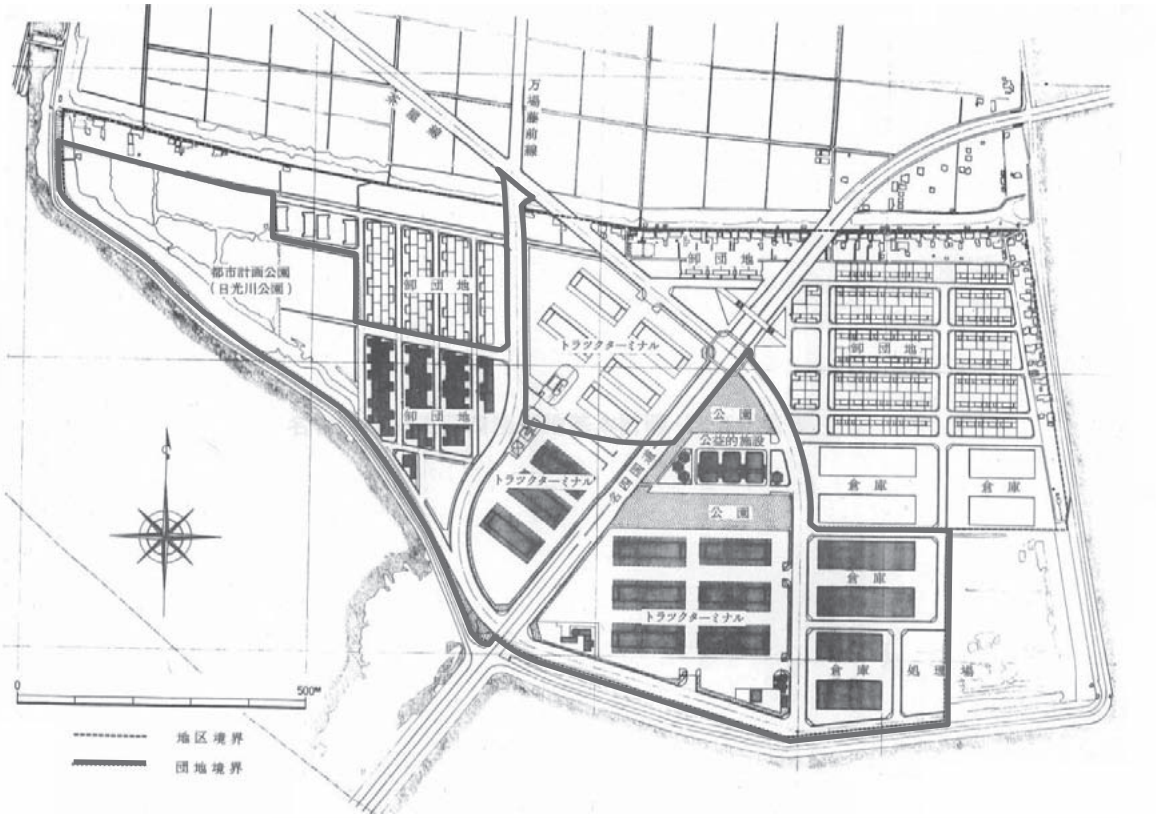

出典：「名古屋西部流通業務団地基本計画」（昭和 49 年 3 月　名古屋市計画局）
図 5.3.2　名古屋西部流通業務団地　総合計画図

[20] 名古屋市計画局「名古屋西部流通業務団地基本計画」（名古屋市計画局　1974.3）

③ 流通業務地区・流通業務団地等の都市計画決定

名古屋西部流通業務団地基本計画が 1973(昭和 48)年度に作成されたことにより、流通業務地区、流通業務団地を都市計画決定するうえで必要な計画条件等は得られたが、都市計画決定手続きに入るためには区域区分の変更が必要であった。この区域区分の変更が 1979(昭和 54)年 3 月 2 日となったため流通業務地区、流通業務団地の都市計画決定は区域区分変更後の同年 3 月 23 日となった。このため流通業務地区、流通業務団地に関連する都市施設については先行して都市計画変更された。

ア 先行する流通業務団地関連都市施設の都市計画変更

(ア) 道路(1977(昭和 52)年 9 月 26 日 愛知県告示第 963 号、名古屋市告示第 403 号)

整備予定の流通業務団地と地区外との連絡を確保するために万場藤前線の終点が南陽町の藤高新田から藤前へ変更され、幅員 30m で 1,330m 延伸されるとともに、名四国道線と立体交差させた。1973(昭和 48)年度の名古屋西部流通業務団地基本計画では、日光川左岸堤付近で交差していた線形は団地内北寄りで交差させるよう変更された。これに伴い名四国道線の幅員は 37～44.7m から 37～50.75m へ拡幅された。あわせて流通業務団地内の主集散路としての区画街路藤前線(幅員 30m、延長 420m)が追加され、既決定の茶屋線と接続させた。

(イ) 公園(1977(昭和 52)年 9 月 26 日 愛知県告示第 964 号)

既決定の一般公園日光川公園が流通業務団地の計画に支障するため、土地利用計画上団地西北部へ移し、名古屋市西南部のゲートを受け持つ公園から水辺公園へと性格を変えた(10.0ha→10.5ha)。

また流通業務団地内のレクリエーションの場および環境の改善の用に供するため近隣公園の藤前公園(約 1.4ha)が追加された。

イ 前提となる区域区分等の都市計画変更

(ア) 区域区分(1979(昭和 54)年 3 月 2 日 愛知県告示第 188 号)

最初の区域区分の決定は 1970(昭和 45)年 11 月に行われ、初めての見直し変更が 1979(昭和 54)年 3 月になされた。これによって、南陽地区、森孝新田地区等とあわせて流通業務団地関連の藤前地区も市街化調整区域から市街化区域に変更され、流通業務地区・流通業務団地等を都市計画決定する条件が整えられた。

(イ) 関連する地域地区等(1979(昭和 54)年 3 月 2 日 愛知県告示第 198 号、名古屋市告示第 86 号)

区域区分変更と併せて地域地区も一部変更された。藤前地区には用途地域として準工業地域が指定されるとともに準防火地域が指定された。

ウ 流通業務地区(1979(昭和 54)年 3 月 23 日 愛知県告示第 335 号)

港区藤前地内の大部分は区域区分変更後の 1979(昭和 54)年 3 月 23 日に流通業務地区として都市計画決定された。名称は西部流通業務地区で面積は約 96.3ha である。なお、藤前地内で流通業務地区から除外されているのは、東南部で既にごみ焼却場南陽工場として都市計画決定されていた区域と万場藤前線以東の北端部のごく一部である(**図 5.3.3**)。

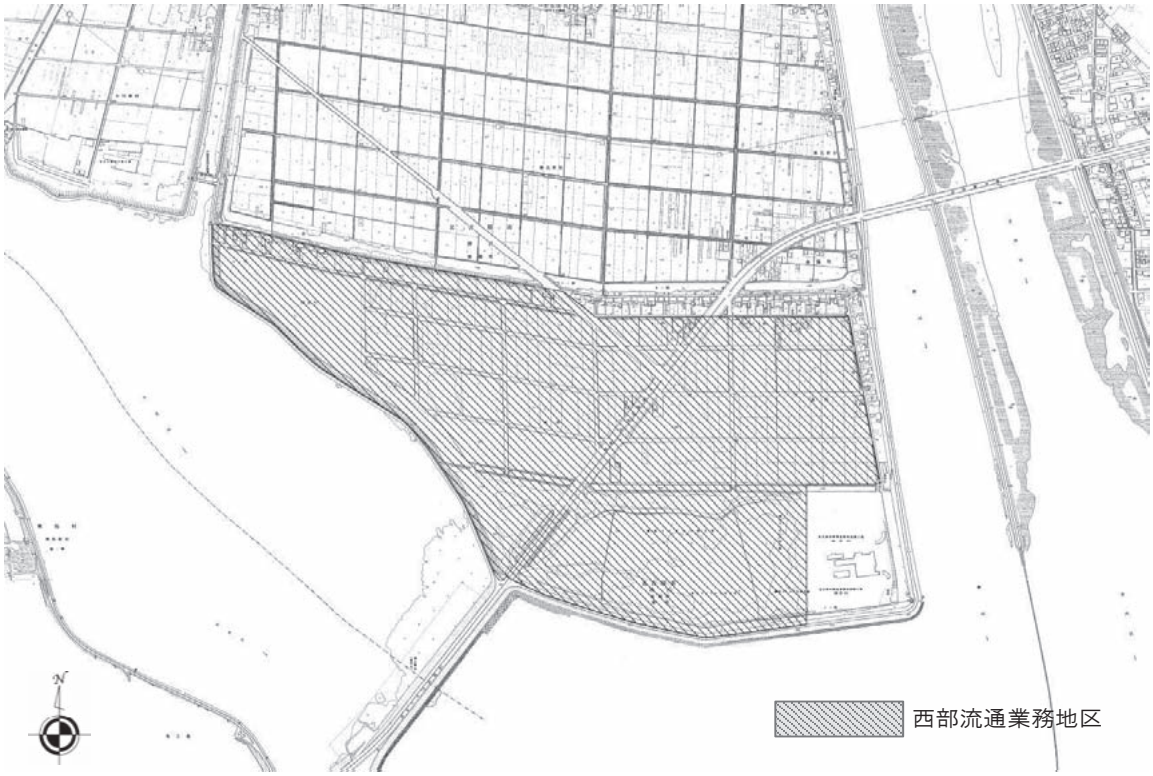

図 5.3.3 西部流通業務地区

流通業務地区では、流通業務地区としての環境を阻害しないように原則として流通業務施設および一部の工場など流市法で認められている施設以外の建築が規制されている。

エ 流通業務団地(1979(昭和 54)年 3 月 23 日 愛知県告示第 336 号)

流通業務団地は流通業務地区の指定と同日の 1979(昭和 54)年 3 月 23 日に都市計画決定された。流通業務団地の区域は流通業務地区の区域約 96.3ha のうちの北東部を除いた約 54.9ha である。

都市計画決定手続きのために 1977(昭和 52)年 8 月 11 日に開催された名古屋市都市計画審議会においては、区域区分変更との関係、流通業務地区と流通業務団地の関係やそれぞれの規模、事業の整備財源、敷地分譲の見通し、さらに道路交通の見通し、地盤条件などが質された。

名称は藤前流通業務団地とされ、流通業務施設の敷地の規模としては、トラックターミナル等運輸施設が約 17.2ha、倉庫業施設が約 6.7ha、卸売業施設が約 6.0ha で合計約 29.9ha である。公共施設としては都市計画道路の名四国道線、万場藤前線、藤前線、都市計画公園の日光川公園、藤前公園のほか団地内の下水を処理するための下水処理場が東南端に配され、公益的施設と併せて全体約 25.0ha である。団地内の建ぺい率と容積率はそれぞれ 6/10、20/10 とされた(**図 5.3.4**)。

なお、流通業務団地を含む区域が公共下水道の排水区域に追加されることになったことに伴い、2004(平成 16)年 3 月 10 日に流通業務団地内の下水処理場が廃止され、広場に変更されている。

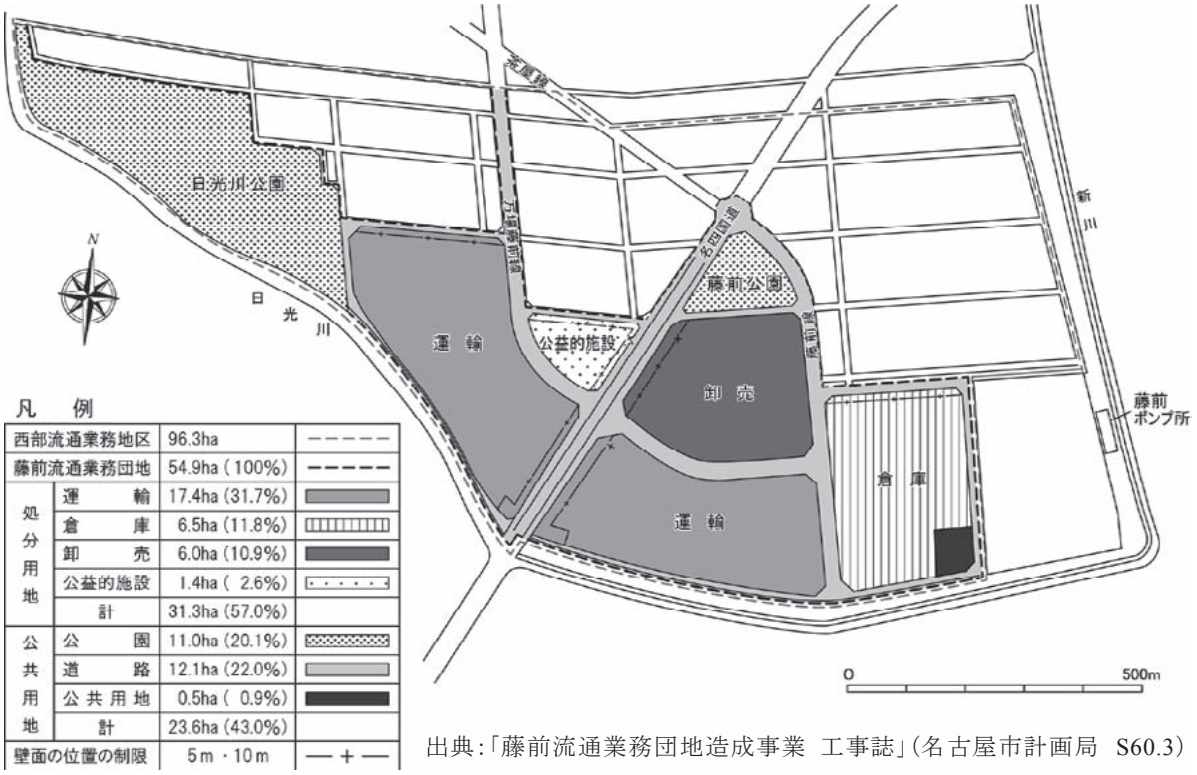

出典:「藤前流通業務団地造成事業 工事誌」(名古屋市計画局 S60.3)

図 5.3.4 藤前流通業務団地 土地利用計画図

3 流通業務団地の整備 [21]

(1) 用地取得の経緯

藤前流通業務団地に関する用地取得の経緯については、「藤前流通業務団地造成事業工事誌」(以下「工事誌」という) [22] 等を参照すると次のとおりである。

(財)名古屋市開発公社が 1961(昭和 36)年 7 月に設立され、伊勢湾台風に罹災した藤前地区について工業団地造成を想定して用地取得事業を開始した。流市法が 1966(昭和 41)年 7 月に公布施行された翌年に、同公社は取得した用地について流通センター用地等の名目で農地転用許可申請を行っている。これにより流市法が施行された時点から藤前地区の土地利用については工業団地から流通センター(流通業務団地)への修正を図ろうとしたことがうかがわれる。

名古屋市についての流通業務施設の整備に関する基本方針が 1972(昭和 47)年に決定され、同年から名古屋市は(財)名古屋市開発公社による先行取得用地の再取得を開始した。同年度の再取得面積は 129,140 ㎡で、以降 1976(昭和 51)年度から 1981(昭和 56)年度にかけて合計 32,314 ㎡の再取得を行い、再取得面積は合計 161,454 ㎡となっている。

21 名古屋市計画局「藤前流通業務団地造成事業工事誌」(名古屋市計画局 1985.3)
名古屋市計画局「藤前流通業務団地 名古屋市の新しい流通拠点」(名古屋市計画局 1984.3)

22 前掲 21 名古屋市計画局「藤前流通業務団地造成事業工事誌」(名古屋市計画局 1985.3 pp. 48-55, p. 202)

名古屋市は流通業務団地に関する基本計画を 1973(昭和 48)年に作成した。それに基づき地元説明を行い、翌年から直接買収を開始した。このように事業が先行し都市計画決定が後となったのは、最初の区域区分(1970(昭和 45)年)時点で藤前地区が市街化調整区域となり、市街化区域に変更する都市計画変更に時間を要したためと考えられる。

藤前流通業務団地の都市計画決定は 1979(昭和 54)年 3 月 23 日(愛知県告示第 336 号)、都市計画事業認可は同年 9 月 25 日になされた(愛知県告示第 1005 号)。都市計画決定以前の用地取得については、建設省と国税庁との覚書に基づき、租税特別措置法の適用を受けた。[23] 都市計画事業認可を得て用地買収を継続し、最終的に完了したのは 1984(昭和 59)年 1 月であった。買収面積は全体で 397,652 ㎡となり、そのうち直接買収面積は 236,198 ㎡である。すなわち、約 6 割が直接買収、残り約 4 割が先行買収であった。

藤前流通団地に係る経緯を時系列で示すと次のとおりである。

1961(昭和 36)年 7 月	(財)名古屋市開発公社設立、藤前地区等用地取得事業開始
1966(昭和 41)年 7 月	流市法公布施行
1967(昭和 42)年 2～6 月	(財)名古屋市開発公社、「流通センター」用地等農地転用許可申請
1967(昭和 42)年 4 月	名古屋市、流市法の指定市に指定
1968(昭和 43)年 4 月	先行取得用地を埋立処分場(藤前処分場)として埋立開始
1972(昭和 47)年 9 月	名古屋市についての流通業務施設の整備に関する基本方針決定 同年より用地取得開始(先行取得用地の再取得)
1973(昭和 48)年 11 月	流通業務団地計画地元説明
1974(昭和 49)年 4 月	藤前地区住民代表から名古屋市計画局長あて用地買収等にかかる要望書提出
1975(昭和 50)年 1 月	都市計画決定前の先行買収にかかる租税特別措置法適用に関し、国税庁・建設省覚書に基づく建設大臣あて協議申請
1975(昭和 50)年 3 月	大部分の権利者の合意を得て契約締結
1976(昭和 51)年 2 月	租税特別措置法適用に関する建設大臣の証明書発行
1978(昭和 53)年 8 月	藤前流通業務団地建設事務所発足
1979(昭和 54)年 3 月	流通業務団地の都市計画決定
1979(昭和 54)年 9 月	流通業務団地の都市計画事業認可
1984(昭和 59)年 1 月	すべての権利者の用地買収完了

(2) 事業に関する法手続きの経緯

① 都市計画法に基づく手続き

都市計画法に基づく都市計画事業認可の経緯を**表 5.3.4** に示す。

[23] 前掲 21 名古屋市計画局「藤前流通業務団地造成事業工事誌」(名古屋市計画局 1985.3 pp. 53-55, p. 202)

当初認可は 1979(昭和 54)年 9 月 25 日になされ、事業期間満了直前に変更認可されている。その内容は、事業期間を 3 年間延長するとともに事業費を約 199 億円から約 237 億円へ増額するものであった。

表 5.3.4 都市計画事業認可

事 項		当初認可	変更認可
告示	年月日	1979(昭和54)年9月25日	1983(昭和58)年3月30日
	番 号	愛知県告示第1005号	愛知県告示第362号
事業期間		1979(昭和54)年度 ～1982(昭和57)年度	1979(昭和54)年度 ～1985(昭和60)年度
事業費		約 199億円	約 237億円

② 流通業務市街地の整備に関する法律に基づく手続き

流市法に基づく流通業務団地造成事業の手続きとして、施行者は施行計画(事業地、設計、資金計画)と処分計画(処分方法、処分価額、処分後の造成敷地等の利用の規制に関する事項)を定めるとともに施行計画については都道府県知事に届出なければならず、処分計画については都道府県知事の認可を得なければならない。なお、地方分権一括法施行後、認可は同意を要する協議に改められた。また、工事を完了した時には都道府県知事等に届け出ることを要し、都道府県知事等は公告しなければならない。

施行計画は 1980(昭和 55)年 8 月 26 日に最初の届出があり、1982(昭和 57)年 2 月 15 日に第 1 回の変更届出があった。この変更は名四国道南部の造成工事完了に伴い、工事完了地区を第 1 工区、その他の地区を第 2 工区とする工区設定を目的とする内容であった。さらに 1984(昭和 59)年 1 月 19 日には都市計画事業変更認可に伴う施行計画最終変更が届け出られた(**表 5.3.5**)。

表 5.3.5 施行計画の届出

届出	年月日
当初届出	1980(昭和55)年8月26日
第1回変更届出	1982(昭和57)年2月15日
第2回変更届出	1984(昭和59)年1月19日

処分計画は 4 回にわたって認可を受けている。第 1 回の処分計画認可は 1982(昭和 57)年 2 月 1 日で第 1 工区に関する内容であった。第 2 回から第 4 回にかけての処分計画認可は、第 2 工区の用途を区分して 1983(昭和 58)年から翌年にかけてなされた(**表 5.3.6**)。

表 5.3.6 処分計画の届出と処分計画の認可

区分	用途	年月日
第1工区	運輸、倉庫、卸売	1982(昭和57)年2月 1日
第2工区その1	運輸	1983(昭和58)年3月18日
第2工区その2	公益	1983(昭和58)年8月25日
第2工区その3	公共	1984(昭和59)年1月31日

第 1 工区の工事完了公告は 1982(昭和 57)年 3 月 10 日に、 第 2 工区の工事完了公告は 1984(昭和 59)年 2 月 10 日に行われた。

(3) 主な工事の概要

① 地盤改良 [24]

藤前流通業務団地の区域は、1968(昭和 43)年 4 月から 1974(昭和 49)年 9 月まで廃棄物の埋立処分場として使用されていたため地盤改良の必要があった。このため改良手法の検討が愛知工業大学に委託され、藤前流通業務団地廃棄物地盤検討委員会を設置して検討が行われた。

その結果、施設用地についてはサーチャージ工法、道路用地については動圧密工法を採用することとされた。サーチャージ工法は載荷盛土工法ともいい、対象地盤面に盛土を施工して沈下を促進させる工法である。動圧密工法は重量ハンマーを高所から対象地盤面に対して反復落下させ、一定の地表面沈下させた後に沈下分の盛土を施工する工法である。

地盤改良工事は 1977(昭和 52)年 12 月から開始され、1983(昭和 58)年 8 月に終了した。

② 名四国道立体化 [25]

名四国道と新設の万場藤前線を立体交差させる工事については、名古屋市と建設省の間で工事協定書が締結され、工事は建設省中部地方建設局に委託された。工事は 1978(昭和 53)年度から 1982(昭和 57)年度にかけて行われ、全体事業費は約 28.3 億円、うち名古屋市負担分は約 23.3 億円であった。名古屋市負担分の大部分約 23.1 億円は街路事業として執行され、残余分は流通業務団地造成事業としての負担であった。街路事業のための都市計画事業認可取得は、1978(昭和 53)年 7 月 5 日であった(愛知県告示第 754 号)。

(4) 敷地処分と特別会計

① 敷地処分 [26]

敷地処分は工事の進捗にあわせて名四国道南に位置する第 1 工区から実施された。運輸業と卸売業の二つの業界については中小企業者を主体とする事業協同組合が設立され、第 1 工区の中で藤前線以西南側のブロックは運輸業に、北側のブロックは卸売業に一括分譲された。藤前線以東のブロックについては倉庫業に個別分譲され、1985(昭和 60)年 9 月 30 日に完了した。

名四国道北に位置する第 2 工区については主に大手の運輸業を対象に分譲され、一部は公益施設用地とされた。1986(昭和 61)年 3 月 13 日をもってすべての敷地処分が完了した(**表 5.3.7**)。

24 前掲 21 名古屋市計画局「藤前流通業務団地造成事業工事誌」(名古屋市計画局 1985.3 p. 64, p. 123)
前掲 21 名古屋市計画局「藤前流通業務団地 名古屋の新しい流通拠点」(名古屋市 1984.3 pp. 14-15)

25 前掲 21 名古屋市計画局「藤前流通業務団地造成事業工事誌」(名古屋市計画局 1985.3 p. 162, p. 171)

26 前掲 21 名古屋市計画局「藤前流通業務団地 名古屋の新しい流通拠点」(名古屋市 1984.3 pp. 31-36)

表 5.3.7 敷地処分状況

種別		造成敷地 (ha)	最終処分年月日
第1工区	運輸	7.8	1984(昭和59)年 9月29日
	卸売	6.0	1982(昭和57)年11月 1日
	倉庫	6.5	1985(昭和60)年 9月30日
	計	20.3	—
第2工区	運輸	9.2	1985(昭和60)年 1月29日
	公益	1.3	1986(昭和61)年 3月13日
	計	10.5	—
合計		30.9	—

※造成敷地面積の合計は、小数点以下の処理の関係で一致しない。

② 特別会計

藤前流通業務団地造成事業にかかる経理は特別会計にて行われた。これは、当該事業の収支、すなわち主たる収入である造成敷地処分金、起債収入を用地取得費、造成工事費、起債償還金などの支出にどのように充当したかを明らかにするため、一般会計と区分したものである。同特別会計は、用地取得を開始した1972(昭和47)年度に設置(昭和47年条例第13号による設置)され、敷地処分の完了、代金の収納を終えた1987(昭和62)年度末をもって廃止(昭和63年条例第36号)された。なお、特別会計廃止時に歳入超過となっていた、いわゆる剰余金については、後年の起債償還に充当するため一般会計に繰り入れられた。

これら(会計廃止後の収支)を含めた最終事業収支は、**表 5.3.8** のとおりであり、約 50 億円を一般会計が負担(公共負担分)している。これは、当該事業と併せて都市計画道路、都市計画公園の整備が行われており、これら都市計画施設等の整備に要する費用については公共側で負担することとしたものである。

表 5.3.8 最終事業収支(藤前流通業務団地造成事業)

収　入		支　出	
敷地処分収入	約190億円	用地取得費	約 90億円
起債収入	約150億円	造成工事費	約 60億円
一般会計借入金等	約 10億円	起債償還金	約150億円
一般会計負担分	約 50億円	建設利息・事務費等	約100億円
合　計	約400億円	合　計	約400億円

(5) 事業の経緯

最後に事業の経緯について概略を時系列で示す。

1973(昭和48)年 11 月 11 日　流通業務団地計画地元説明(翌年 6 月 16 日　地元了承)
1975(昭和50)年　3 月　5 日　一部事業用地取得開始
1976(昭和51)年度　廃棄物地盤の調査と改良工法検討
1977(昭和52)年度　環境影響調査実施、地盤造成・街路築造等工事着手

1978(昭和 53)年 7 月 5 日	万場藤前線と名四国道との立体交差に伴う名四国道線の事業認可(愛知県告示第 754 号)
1978(昭和 53)年 8 月 1 日	藤前流通業務団地建設事務所発足
1982(昭和 57)年 3 月	第 1 工区第 1 回敷地処分
1982(昭和 57)年度	万場藤前線と名四国道との立体交差完成
1983(昭和 58)年 6 月 30 日	藤前流通業務団地建設事務所閉所
1984(昭和 59)年 2 月	第 2 工区第 1 回敷地処分
1986(昭和 61)年 3 月	最終敷地処分

第3節 卸売市場

1 卸売市場に関連する法制

(1) 卸売市場法等の経緯 [27]

「中央卸売市場法」(大正 12 年法律第 32 号)は 1923(大正 12)年 3 月 30 日に公布され、同年 11 月 1 日から施行となった。中央卸売市場法制定の背景としては、1918(大正 7)年の米騒動などの社会不安や大都市への人口集中があった。これらに対して、一つには社会政策、治安維持対策としての必要性、もう一つには産業政策として生鮮食料品の安定供給を図る必要性があった。[28]

中央卸売市場法は数次にわたる改正を経た後、高度経済成長による社会経済の変化に対応する流通機構の改革が要請されるとともに、地方卸売市場の法制化も必要とされたことから、中央・地方の両卸売市場を一体的に規定する「卸売市場法」(昭和 46 年法律第 35 号)として抜本改正されることとなった。

卸売市場法は、1971(昭和 46)年 4 月 3 日に公布され、同年 7 月 1 日に施行された。卸売市場法の主たる目的としては、卸売市場整備基本方針の策定、中央卸売市場制度の改正および地方卸売市場の統一的法制の整備の 3 点があげられる。

卸売市場法自体の改正は、制定以降 1999(平成 11)年と 2004(平成 16)年になされている。

(2) 特殊建築物―建築基準法・都市計画法との関係

① 市街地建築物法

「市街地建築物法」(大正 8 年法律第 37 号)は、第 14 条において次のように規定していた。

「主務大臣ハ学校、集会場、劇場、工場、倉庫、病院、市場、屠場、火葬場其ノ他命令ヲ以テ指定スル特殊建築物ノ位置、構造、設備又ハ敷地ニ関シ必要ナル規定ヲ設クルコトヲ得」

本条では市場、と場、火葬場を含めて特殊建築物を広く定義し、必要な規定を設けることができる旨を規定しているが、市場、と場、火葬場に関する具体的な勅令、省令は制定されず、劇場、集会場、旅館等について耐火構造とする内務省令が 1923(大正 12)年に制定されたにとどまった。[29]

② 建築基準法

「建築基準法」(昭和 25 年法律第 201 号)は、制定時に第 53 条において次のように規定していた。施行は一部を除き 1950(昭和 25)年 11 月 23 日である。

「火葬場、と殺場、卸売市場、伝染病院、ごみ焼却場又は汚物処理場の用途に供する建築物は、その敷地の位置について特定行政庁の許可を受けなければ、建築してはならない。但し、都市計画の施設としてその位置が決定しているものについては、この限りではない」

---

27 50 年誌編集員会「名古屋市中央卸売市場 50 年誌」(名古屋市 1999.3 pp. 11-13)
「卸売市場制度の概要」(卸売市場データ集(平成 26 年度版)農林水産省)
http://www.maff.go.jp/j/shokusan/sijyo/info/pdf/26_1_1.pdf(2015/08/25 閲覧)

28 上田良治「中央卸売市場流通の概要」(pp. 5-6):http://www.jafs.org/pdf/h22_3.pdf(2015/08/25 閲覧)

29 「市街地建築物法第 14 條ノ規定ニ依ル特殊建築物耐火構造規則」(大正 12 年 6 月 1 日内務省令第 15 号)

建築基準法第 2 次改正（昭和 34 年法律第 156 号）により、同条を 1 条繰り下げた第 54 条において次のように改正された（施行は同年 12 月 23 日）。

「卸売市場、と畜場、火葬湯、汚物処理場又はごみ焼却場の用途に供する建築物は、都市計画の施設としてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。ただし、特定行政庁が都市計画審議会の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合又は政令で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合においては、この限りでない」

このように卸売市場等の特殊建築物について、これまで特定行政庁による許可を原則とし、都市計画決定の場合に例外的に許可不要としていたが、本改正によって都市計画決定を原則とし、特定行政庁許可等を例外とすることとなった。さらに特定行政庁許可の場合にあっても都市計画審議会の議を経ることを義務づけた。

1970（昭和 45）年 6 月 1 日に公布された建築基準法第 5 次改正（法律第 109 号）により、卸売市場等の特殊建築物について規定していた第 54 条は、第 51 条に繰上となった（施行は 1971（昭和 46）年 1 月 1 日）。

建築基準法第 51 条の規定は、その後、1970（昭和 45）年の「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号）により「その他の処理施設」が加わり、2004（平成 16）年の建築基準法改正（平成 16 年法律第 67 号）によって「その他政令で定める処理施設」とされ、政令によってごみ処理施設、産業廃棄物の処理施設、廃油処理施設が加えられることとなった。

③ 都市計画法

旧都市計画法（大正 8 年法律第 36 号）では、第 16 条において都市計画事業の対象施設を列挙し、その委任勅令である「都市計画法施行令」（大正 8 年勅令第 482 号）第 21 条において、市場、と場、墓地、火葬場、塵埃焼却場が鉄道その他の施設と並んで列挙された。

新都市計画法では、第 11 条において都市施設を列挙し、建築基準法の規定と関連する施設としては次のものがあげられる。

第 3 号中　汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設

第 7 号　　市場、と畜場又は火葬場

2 卸売市場の計画

（1） 都市計画決定に至る以前の状況

① 本場 [30]

名古屋市における中央卸売市場創設の動きは 1922（大正 11）年 9 月にさかのぼる。この時の案は中央卸売市場の予定地を中村区西柳町（現名駅四丁目）とするものであったが、業界の反対により実現をみなかった。

30 前掲 27 50 年誌編集員会「名古屋市中央卸売市場 50 年誌」（名古屋市 1999.3 pp. 2-6）
名古屋市中央卸売市場本場「名古屋市中央卸売市場史」（名古屋市 1969.4 pp. 138-140）

1923（大正 12）年の中央卸売市場法施行に伴い、名古屋市を含む当時の 6 大都市が中央卸売市場開設の指定を受けた。翌年、名古屋市においては中川運河の船だまり付近を候補地とする中央卸売市場の計画案が作成され開設に向けて準備が進められたが、既存市場による反対があって開場には至らなかった。昭和に入り再度中央卸売市場開設の機運が高揚し、1942（昭和 17）年には 1 本場 2 分場の 3 市場（北部、中部、南部）を基本方針とすることが決定された。そのうち、戦時体制下においてようやく中部市場が具体化の運びとなった。名古屋市卸売市場中部市場は、中央卸売市場法ではなく「愛知県食品市場取締規則」（大正 15 年縣令第 38 号）に基づき、熱田区に開設しようとして 1945（昭和 20）年 3 月 26 日に開設許可を得たが、許可直前の空襲で市場予定施設や建築資材の大部分を全焼した。

中央卸売市場法に基づく卸売市場については、1949（昭和 24）年 1 月に開設認可を受け、同年 4 月 1 日に中央卸売市場（本場）が開場した。この時点では建築基準法施行以前であったことから、特定行政庁による許可や都市計画決定の対象とはならなかった。

② 南分場 [31]

中央卸売市場法に基づく南分場は、南区弥次ヱ町に用地を得て 1944（昭和 19）年に 11 月に地鎮祭を起工するまでに至ったが、建築資材不足等から工事は進捗しなかった。戦後になって 1950（昭和 25）年 7 月 21 日に設置認可され、1951（昭和 26）年 2 月 1 日に青果物を取り扱う市場して開場した。建築開始時期は建築基準法施行（1950（昭和 25）年 11 月 23 日）以前で、特定行政庁（当該時点では愛知県知事）の許可は不要と考えられる。なお、南分場は営業不振により 1957（昭和 32）年 1 月 4 日に休場となり、1962（昭和 37）年 11 月 8 日に廃止となった。

③ 北分場 [32]

北分場の前身は、西枇杷島町に存在した枇杷島市場である。西枇杷島町および新川町にまたがる別敷地への移転新設計画が 1943（昭和 18）年に存在したが実現しなかった。戦後になって改めて西区上更通付近を候補地として 1950（昭和 25）年から用地買収を開始し、同年 12 月 26 日に中央卸売市場の設置認可を得た。北分場は 1952（昭和 27）年 9 月 27 日に都市計画決定され、1955（昭和 30）年 1 月 31 日に開場した。建築基準法施行以後であり、大規模な新築であることから都市計画決定することとなった。

④ 高畑市場 [33]

高畑市場の前身は、1931（昭和 6）年 9 月 7 日に西区から移転して開設された名古屋市と場である。名古屋市と場は 1954（昭和 29）年 4 月 1 日に名古屋市と畜場と改称した。

農林省は名古屋市に対する枝肉市場設置のための融資を 1956（昭和 31）年に決定した。高畑市場はこれを契機として 1957（昭和 32）年 6 月 13 日に開設の認可を受け、1958（昭和 33）年 10 月 6 日に開場した。なお、開設の認可に先立ち、建築基準法に基づく特殊建築物の許可をと畜場として 1957（昭和 32）年 4 月 2 日に得ている。

---

31 前掲 30 名古屋市中央卸売市場本場「名古屋市中央卸売市場史」（名古屋市 1969.4 pp. 140-143）

32 前掲 30 名古屋市中央卸売市場本場「名古屋市中央卸売市場史」（名古屋市 1969.4 pp. 143-145）

33 前掲 27 50 年誌編集員会「名古屋市中央卸売市場 50 年誌」（名古屋市 1999.3 p. 8）
中川区制施行 50 周年記念誌編集委員会「中川区史」（中川区制施行 50 周年記念事業実行委員会 1987.10 p. 375）

(2) 旧都市計画法下の都市計画決定・変更 [34]

旧都市計画法の下で最初に都市計画決定されたのは 1952(昭和 27)年 9 月 27 日決定の北分場である。その後、本場が 1962(昭和 37)年 12 月 10 日に追加され、あわせて同日に北分場の名称が枇杷島市場に変更された(**表 5.3.9**)。この名称変更は枇杷島の名称を残したいという業界からの強い要望があったことから 1954(昭和 29)年 10 月 23 日に中央卸売市場法上の名称が変更されたことに基づいている。なお、この時に南分場についても笠寺市場と改められた。[35]

北分場が都市計画決定された背景は、近世以来の伝統を有する枇杷島の青物市場が、狭隘な市場環境の下で急速な交通網の発達と輸送手段の変化に伴い混雑を極めていたため、近代的な中央卸売市場の開設が要請され、拡張のための移転が計画されたことにあった。

これに対し、北分場の都市計画決定の後に本場が追加決定されたのは、経済情勢の変化に伴い、その能力が不十分となったため大幅な増改築を必要としたことによる。建築基準法第 2 次改正施行(1959(昭和 34)年 12 月 23 日)以降であったため大規模増改築に際し、都市計画決定が前提となった。

表 5.3.9 卸売市場の都市計画決定・変更(旧都市計画法)

No	事項	都市計画決定		面積 (ha)	備考
		年月日	告示番号		
1	北分場決定	1952(S27) 9.27	K1240	3.46	西枇杷島市場の移転
2	本場追加	1962(S37)12.10	K3055	13.8	本場の大幅な増改築に備えて
3	北分場変更			3.46	名称を枇杷島市場に変更

告示番号のKは建設省告示をあらわす
面積は約表示の約を省略している

(3) 新都市計画法下の都市計画決定・変更

新都市計画法の施行以降における卸売市場の都市計画決定・変更は、**表 5.3.10** のとおりである。

表 5.3.10 卸売市場(と畜場を含む)の都市計画決定・変更(新都市計画法)

No	事項	都市計画決定		面積 (ha)	備考
		年月日	告示番号		
1	北部市場決定	1977(S52) 1.12	N 8	15.5	枇杷島市場の豊山町への移転
2	枇杷島市場廃止	1984(S59) 8. 4	N309	―	枇杷島市場の廃止(3.46ha)
3	本場変更	1994(H 6) 8.11	N260	16.8	本場の拡大変更
4	南部市場追加	2003(H15)9.10	N384	6.1	高畑市場の船見町への移転
5	と畜場決定	2003(H15)9.10	N385	6.1	既設と畜場の船見町への移転

告示番号のNは名古屋市告示をあらわす
面積は約表示の約を省略している

34 名古屋市計画局・(財)名古屋都市センター「名古屋都市計画史」((財)名古屋都市センター 1999.3 pp. 502-503)

35 前掲 30 名古屋市中央卸売市場本場「名古屋市中央卸売市場史」(名古屋市 1969.4 p. 145)

はじめに北部市場が 1977(昭和 52)年 1 月 12 日に追加された。これは、枇杷島市場の狭隘化に伴いその移転先として名古屋市域外の豊山町地内に計画されたものである。次いで北部市場の追加に伴い、1984(昭和 59)年 8 月 4 日に枇杷島市場が都市計画変更により廃止された。

本場は取扱量の増大および流通環境の変化に対応した施設整備などのため 1994(平成 6)年 8 月 11 日に拡大変更された。

なお、南部市場と名古屋市と畜場が、2003(平成 15)年 9 月 10 日に追加されている。これは高畑市場の狭隘化や環境対策に伴い、その移転先として港区船見町地内に計画されたものである。

以下に時系列に沿って個々の都市計画変更について記す。

① 北部市場の追加(1977(昭和 52)年 1 月 12 日)

ア 背景

枇杷島市場が移転する背景については「名古屋市中央卸売市場 50 年誌」に次の記述がある。[36]

「当初からあまり余裕のなかった市場敷地は狭隘化の一途をたどり、30 年代の急激なモータリゼイションの進展がこれにさらに輪をかけて、市場周辺の環境をも悪化させることとなった。開場当時には田畑が散見された市場周辺地域は、人家の密集地帯となり、ために開場当初計画されていた敷地の拡充は遅々として進まず、開場時に較べ 15%、4,000 ㎡を拡充できたのみに留まり、施設整備にも往き詰まることとなって、卸売市場としての機能にも支障が生じるなど、全国的にも有名な過密狭隘市場となったのである。このような事態の根本的な解決には市場移転しかなく、市議会、地域住民、業界こぞっての枇杷島市場早期移転要望がなされた」

イ 移転先の選定

枇杷島市場の移転先候補地として、「商圏上の分担関係に大きな変更を生じさせないこと」や「買出人にとって今の枇杷島市場への距離が大きな変更を生じさせないこと」などの条件を考慮して、西春日井郡豊山町、海部郡甚目寺町、中村区日比津の 3 か所があげられた。それぞれについて検討が重ねられた結果、甚目寺町は道路条件が不十分であること、日比津は国鉄による新幹線車両基地計画が存在することなどにより避けられ、結局、豊山町に決定した。[37]

ウ 都市計画手続き

1976(昭和 51)年 11 月 19 日に開催された名古屋市都市計画審議会での主な質疑は次のとおりであった。

市場関係交通量が国道 41 号に及ぼす影響が質され、市場関係交通量のピークは午前 7 時から 8 時、国道 41 号の一般交通のピークは午前 9 時から 10 時と異なることや、深夜の交通量に及ぼす影響は軽微であるとの回答があった。

また、市場北側を東西に走る県道春日井稲沢線が未整備であることから整備時期が質され、愛知県が市場開設までに計画幅員の 20mに拡幅整備予定であるとの回答があった。

36 前掲 27 50 年誌編集員会「名古屋市中央卸売市場 50 年誌」(名古屋市 1999.3 p. 61)

37 名古屋市中央卸売市場本場「名古屋市中央卸売市場 30 年誌」(名古屋市 1979.3 pp. 122-125)

エ 北部市場の名古屋市域外設置の手続き [38]

北部市場は名古屋市域外の豊山町地内に設置する計画であったので、「地方自治法」(昭和 22 年法律第 67 号)および都市計画法のそれぞれについて必要な手続きがとられた。卸売市場は、地方自治法において「公の施設」に該当し、同法第 244 条の 3 に基づく公の施設の区域外設置の手続きが次のようにとられた。

1973(昭和 48)年 9 月 11 日	名古屋市から豊山町へ協議依頼
9 月 25 日	豊山町議会、区域外設置了承の議決
10 月 4 日	名古屋市議会、区域外設置了承の議決
10 月 30 日	豊山町から名古屋市へ区域外設置了承の回答

一方、都市計画法においては、名古屋都市計画区域ではあるが名古屋市域外であるため、都市施設の区域外設置として、通常の名古屋市決定手続きに加えて豊山町における手続きがとられた。

1976(昭和 51)年 9 月 9 日	名古屋市、愛知県へ事前協議
9 月 16 日	豊山町議会都市計画委員会、変更計画案承認
9 月 21 日	名古屋市建設環境部会、変更計画案承認
11 月 19 日	名古屋市都市計画審議会、変更計画案承認
12 月 24 日	愛知県都市計画地方審議会、変更計画案承認
12 月 27 日	愛知県知事から、名古屋市へ変更承認通知
1977(昭和 52)年 1 月 12 日	変更決定告示(昭和 52 年名古屋市告示第 8 号)(**図 5.3.5**)

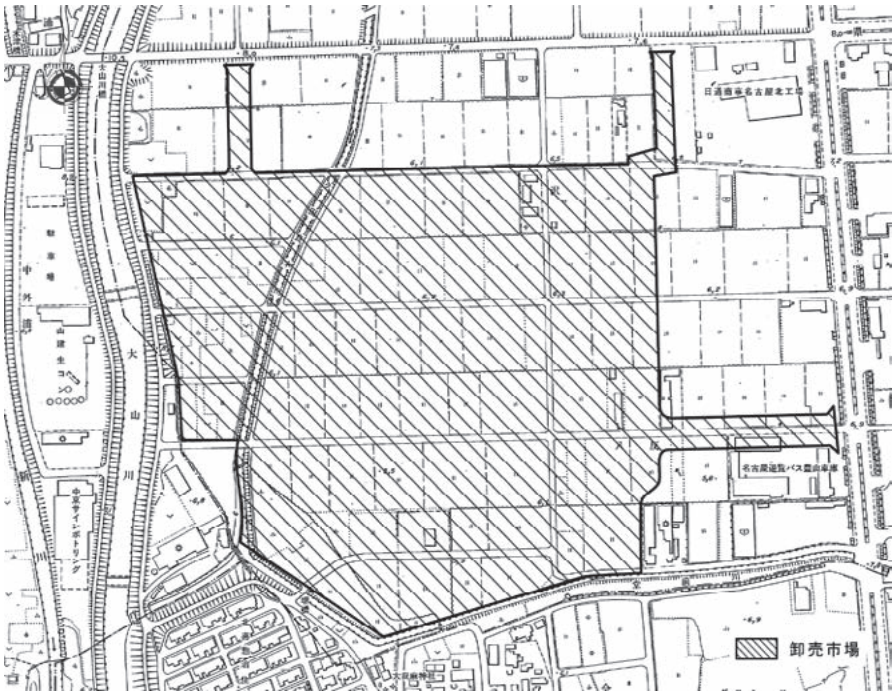

図 5.3.5 北部市場計画図

[38] 前掲 37 名古屋市中央卸売市場本場「名古屋市中央卸売市場 30 年誌」(名古屋市 1979.3 pp. 125-127)

オ 北部市場関連の都市計画変更(国道 41 号線の幅員変更)

北部市場関連の都市計画変更としては国道 41 号線の幅員変更がある。この変更は北部市場の都市計画変更後 2 年弱経過した 1979(昭和 54)年 12 月 21 日に行われた(愛知県告示第 1305 号)。市場東側の連絡通路から国道 41 号線へ流入する右折交通量を立体交差で処理するために、国道 41 号線の幅員を 40m から 45.5m に拡幅するものである。

② 枇杷島市場の廃止(1984(昭和 59)年 8 月 4 日)

北部市場は 1977(昭和 52)年 1 月 12 日に都市計画決定されたのち 1983(昭和 58)年 3 月 30 日に開場し、枇杷島市場は閉場となった。これに伴い、枇杷島市場は 1984(昭和 59)年 8 月 4 日に都市計画変更で廃止され、跡地は市営住宅、スポーツセンター、公園等用地とされた。

③ 本場の変更(1994(平成 6)年 8 月 11 日)

本場は取扱量の増大および流通環境の変化に対応した施設を整備し、また緑化の推進など周辺との一層の調和を図るため 1994(平成 6)年 8 月 11 日に面積が 13.8ha から 16.8ha に拡大変更された。拡大された区域は、正門南(現中央管理棟)の区域、旧南側道路から雁道線にかけての区域および一部区域除外されていた西南部の区域である(**図 5.3.6**)。

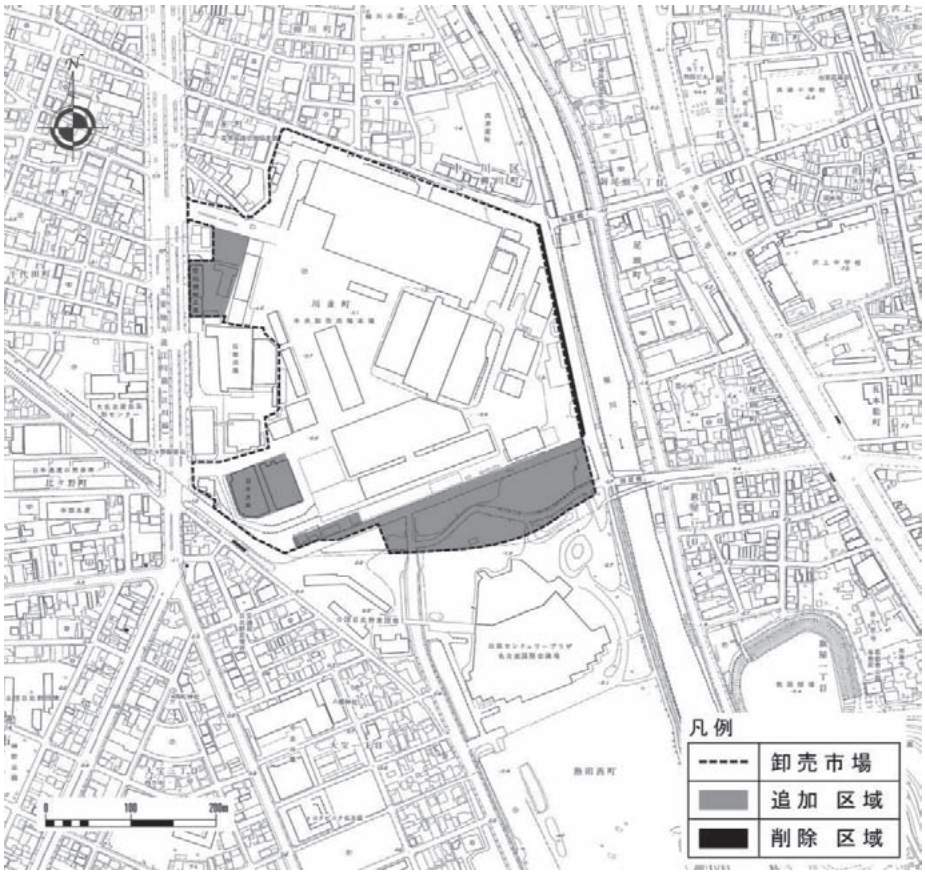

図 5.3.6 本場の変更計画図

④ 南部市場およびと畜場の追加(2003(平成 15)年 9 月 10 日)

ア 背景[39]

高畑市場は 1958(昭和 33)年 10 月 6 日に開場した。翌 1959(昭和 34)年度には市営住宅高畑荘が高畑市場の西に建設された。1965(昭和 40)年 8 月 28 日には荒子川運河の縮小変更に伴い用途地域が変更され、高畑市場周辺は工業地域から住居地域に変更された。さらに、高畑土地区画整理組合が同年 12 月 20 日に設立され高畑市場の周辺において土地区画整理事業が施行されることとなった。このように市場周辺において急速に市街化が進展し、市場整備拡充を図るための敷地拡張が困難となった。そのうえ、環境対策が厳しく問われるようになったにもかかわらず敷地狭隘のゆえに根本的解決を図ることができなかった。こうしたことから高畑市場の移転が必要とされるに至り、第 1 次中央卸売市場整備計画(1972(昭和 47)年 1 月 31 日)において「南部地区」への移転整備構想が示された。

イ 移転先の選定[40]

高畑市場の移転先としては、「市内南部方面で道路の交通事情がよく、水量、水質の確保がなされることなどを条件に進められたが、市域内に大規模な市場用地を求めることが困難なことから、市外縁部の名古屋港西 4 区の埋立地」が候補地とされた。名古屋市は名古屋港管理組合と協議し、1975(昭和 50)年 9 月に西 4 区内の用地を取得した。そのうえで地方自治法に基づく公の施設の区域外設置にかかる手続きを進めようとしたが、西 4 区がコンテナ基地として発展したことや環境問題などにより飛島村議会の議決が得られなかった。このため、愛知県ならびに名古屋港管理組合と協議するなかで、港区船見町の旧貯木場跡地の一部を代替候補地とすることに 1997(平成 9)年 5 月に合意した。

ウ 都市計画変更

南部市場およびと畜場は、2003(平成 15)年 9 月 10 日に港区船見町の同一区域に同一面積 6.1ha で都市計画追加された。

3 卸売市場の整備[41]

(1) 卸売市場整備計画と本場の整備

卸売市場法は、農林水産大臣が卸売市場整備基本方針および卸売市場整備計画を定めること、また都道府県が都道府県卸売市場整備計画を定めることができる、と規定している。

卸売市場整備計画の変遷と本場の整備内容を**表 5.3.11** に示す。[42]

39 前掲 37 名古屋市中央卸売市場本場「名古屋市中央卸売市場 30 年誌」(名古屋市 1979.3 p. 133)

40 前掲 27 50 年誌編集員会「名古屋市中央卸売市場 50 年誌」(名古屋市 1999.3 pp. 109-110)

41 事実関係の主な記述は、前掲 27 50 年誌編集員会「名古屋市中央卸売市場 50 年誌」所収の年表によった。(名古屋市 1999.3 pp. 214-243)
同年表記載時点以降については、名古屋市ウェブサイトを参照した。

42 前掲 27 50 年誌編集員会「名古屋市中央卸売市場 50 年誌」(名古屋市 1999.3 pp. 23-28)

表 5.3.11 卸売市場整備計画と本場の整備

卸売市場整備基本方針		卸売市場整備計画		主な本場の整備内容
方 針	年 月	計 画	計画期間	
第1次	1971(昭和46)11	第1次	1971－1980 昭和46－55	各卸売場、仲卸売場、関係業者事務所等の増改築、立体駐車場の設置
第2次	1975(昭和50)11	第2次	1976－1985 昭和51－60	現有老朽化施設の建て替え、鉄道引込設備の敷設替え、隣接用地の買収
第3次	1980(昭和55)12	第3次	1981－1990 昭和56－65	現有老朽化施設を立体的な市場施設に改善するための整備事業
第4次	1986(昭和61) 2	第4次	1986－1995 昭和61－70	塩干卸売場と近海魚卸売場の改築、果実卸売場の増築、太物棟の移転・新設、配送センターの新設、ゴミ処理施設及び汚水処理施設新設、管理事務所の移転・改築
第5次	1991(平成 3) 3	第5次	1991－2000 平成 3－12	現有老朽化施設の建て替え、流通環境の変化に対応した機能の充実、駐車場の拡充、中央管理棟の建設、緑化の推進、見学者ホールの設置
第6次	1996(平成 8) 3	第6次	1996－2005 平成 8－17	関連業務棟完成、水産卸売場・配送施設供用、漬物卸売場・乾物等関連商品売場・鮮魚仲卸売業者事務所供用、駐車場供用、中央管理棟の建設

第 5 次卸売市場整備計画に先立ち、名古屋市は 1990(平成 2)年 11 月 20 日に「名古屋市中央卸売市場本場整備基本構想審議会」から「本場整備基本構想」の答申を受けた。第 5 次卸売市場整備計画はこの「本場整備基本構想」を反映した内容となった。

名古屋市は第 5 次卸売市場整備計画を具体化するため 1991(平成 3)年 6 月 10 日に「本場施設整備検討委員会」を設置して検討を加え、1992(平成 4)年度に「本場整備計画」(1992－2005(平成 4－17))を策定した。第 5 次以降の卸売市場整備計画はこの「本場整備計画」を基にしている。

主な施設の整備の経緯は、次のとおりである。[43]

1973(昭和 48)年　　水産卸売場(太物)棟、水産仲卸売場(塩干)棟完成
1980(昭和 55)年　　青果仲卸売場(野菜・果実)棟完成
1983(昭和 58)年　　青果卸売場(野菜・果実)棟完成
1984(昭和 59)年　　水産仲卸売場(鮮魚)棟完成
1985(昭和 60)年　　水産卸売場(大衆魚)棟完成
1987(昭和 62)年　　水産卸売場(塩干)・(近海魚)棟完成
1996(平成 8)年　　関連業務棟完成

なお、2001(平成 13)年以降、中央管理(本館・南館)棟、新青果卸売場(野菜)棟、水産卸売場(太物)棟、塩干仲卸事務所棟が完成している。

[43] 本場(名古屋市中央卸売市場) http://www.city.nagoya.jp/kurashi/category/19-18-3-0-0-0-0-0-0-0.html (2015/08/25 閲覧)

(2) 枇杷島市場の整備 [44]

枇杷島市場における主な施設整備の経緯は次のとおりである。

1962(昭和 37)年　　卸売人売場新築、屋上駐車場併設
1965(昭和 40)年　　卸売場増築、屋上駐車場併設
1983(昭和 58)年　　北部市場移転のため閉場

(3) 北部市場の整備

北部市場は、青果を対象として当初 1977(昭和 52)年度開場をめざして 1973(昭和 48)年 3 月から用地買収が着手され、翌 1974(昭和 49)年から基盤整備工事が着手された。

1981(昭和 56)年度には工事がほぼ完了したが、市場内関係者にはなお移転への賛否の動きがあるなどの状況を考慮して開場が延期され、最終的には 1983(昭和 58)年 3 月 30 日に開場した。

1976(昭和 51)年 4 月の第 2 次卸売市場整備計画において、北部市場はワンストップショッピング構想を導入し、青果物だけでなく水産物を含めた総合市場とする計画に変更され、第 3 次卸売市場整備計画に引継がれた。この計画に基づく水産物部は 1985(昭和 60)年 10 月に開場した。

主な施設整備の経緯は次のとおりである。[45]

1979(昭和 54)年　　青果棟・管理棟・エネルギー棟・汚水処理棟完成
1980(昭和 55)年　　駐車棟・関連商品棟完成
1984(昭和 59)年　　アンダーパス工事・国道拡幅工事完成、水産棟・冷蔵庫棟完成
1990(平成　2)年　　冷蔵庫棟 5 階部分増築
1992(平成　4)年　　水産棟増築
1994(平成　6)年　　青果棟低温卸売場増築
1999(平成 11)年　　冷蔵庫棟増築
2000(平成 12)年　　水産品積込所完成

なお、2001(平成 13)年以降、水産品積込所増築、水産棟卸売場保冷施設増設、青果廃棄物減量化設備新設等が行われた。

(4) 高畑市場の整備

高畑市場における主な施設の整備の経緯は次のとおりである。[46]

1964(昭和 39)年　　市管理事務所・冷蔵庫新設
1972(昭和 47)年　　脱水機室新築、汚水処理施設増設、焼却所新設、ごみ集積所新設
1988(昭和 63)年　　脱臭脱硝装置設置

44 前掲 27 50 年誌編集員会「名古屋市中央卸売市場 50 年誌」(名古屋市 1999.3 pp. 214-243)
45 北部市場 http://www.city.nagoya.jp/kurashi/category/19-18-9-0-0-0-0-0-0-0.html(2015/08/25 閲覧)
46 前掲 27 50 年誌編集員会「名古屋市中央卸売市場 50 年誌」(名古屋市 1999.3 pp. 214-243)
南部市場 http://www.city.nagoya.jp/kurashi/category/19-18-7-0-0-0-0-0-0-0.html(2015/08/25 閲覧)

1989（平成元）年	小動物解体室、廃液処理装置、豚けい留所、冷蔵庫施設改良工事完成
1990（平成 2）年	大動物解体室、大動物枝肉積込コンベアー、牛けい留所、冷蔵庫施設、卸売場、焼却炉の改良工事完成
1992（平成 4）年	冷凍冷蔵庫改良ほか工事完成
1995（平成 7）年	第一冷蔵庫改良工事完成

高畑市場は南部市場への移転に伴い、2006（平成 18）年に閉場した。南部市場は 2005（平成 17）年度から工事着手し、2007（平成 19）年 2 月 18 日に開場している。

第４節　ごみ焼却場およびごみ処理場

1 ごみ焼却場等関連法の経緯

(1)「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」制定に至る経緯等

ごみ焼却場およびごみ処理場に関連する法律には「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和 45 年法律第 137 号、以下「廃棄物処理法」という)がある。廃棄物処理法制定に至る経過を以下に紹介する。

「汚物掃除法」(明治 33 年法律第 31 号)は 1900(明治 33)年 3 月 7 日に公布され、同年 4 月 1 日に施行された。同法は 1954(昭和 29)年 4 月 22 日の「清掃法」(昭和 29 年法律第 72 号、同年 7 月 1 日施行)制定に伴い廃止されている。

高度成長に伴い、公害対策が焦眉の急となる中、清掃法は 1970(昭和 45)年の通称公害国会において、一連の公害対策立法とあわせて全面的に改正され、新たに廃棄物処理法が制定された。同法は同年 12 月 25 日に公布され、翌 1971(昭和 46)年 9 月 24 日に施行となった。

廃棄物処理法は「生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ること」を目的とし、廃棄物を「ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物」と定義している。そのうえで廃棄物を一般廃棄物と産業廃棄物に区分し、産業廃棄物は事業活動に伴って生じた廃棄物のうち一定のものを指し、産業廃棄物以外のものを一般廃棄物としている。一般廃棄物は原則として市町村に処理責任があり、産業廃棄物は排出事業者に処理責任がある。

(2) 廃棄物処理法の主な改正経緯

廃棄物処理法は制定後たびたび改正されており、主な改正経緯は次のとおりである。

① 1976(昭和 51)年一部改正(昭和 51 年法律第 68 号)

最初の主要改正は 1976(昭和 51)年 6 月 16 日に公布され、翌年 3 月 15 日に施行された。その主な改正内容は、一般廃棄物処理業者に対し、処理の記録と保存を義務づけ、産業廃棄物処理業者に対して再委託を原則禁止し、両事業者について違反行為に対する措置命令を規定することなどであった。

② 1991(平成 3)年一部改正(平成 3 年法律第 95 号)

次の主要改正は 1991(平成 3)年 10 月 5 日に公布され、翌年 7 月 4 日に施行された。この改正では国民の責務という表題の基本的な条項が追加されたほか、市町村に一般廃棄物処理計画の策定が義務づけられた。また、一般廃棄物と産業廃棄物それぞれについて爆発性、毒性、感染性など危険度が高いものが特別管理一般廃棄物および特別管理産業廃棄物と定義され、特別管理産業廃棄物については管理票(マニフェスト)制度が導入されて適正処理を図ることとされたほか、産業廃棄物処理施設について届出制から許可制に強化するなどの改正が行われた。

③ 1992(平成 4)年第 1 次改正(平成 4 年法律第 105 号)

本法の第 1 次改正は 1992(平成 4)年 12 月 16 日に公布され、翌年 12 月 15 日に施行された。廃棄物の輸出入が広く行われるようになったことを受けてそれに伴う規定が整備された。

④ 1997(平成 9)第 2 次改正(平成 9 年法律第 85 号)

本法の第 2 次改正は 1997(平成 9)年 6 月 18 日に公布され、翌年 6 月 17 日に施行された。廃棄物処理にかかる業について名義貸しが禁止されたほか、廃棄物の再生利用に関する認定制度が創設され、管理票(マニフェスト)制度を産業廃棄物全体に拡大するなどの改正が行われた。

⑤ 2000(平成 12)年一部改正(平成 12 年法律第 105 号)

その後の主要な改正としては 2000(平成 12)年の改正があり、同年 6 月 2 日に公布され、10 月 10 日に施行された。国による廃棄物処理基本方針、都道府県による廃棄物処理計画の策定を義務づけるなどの改正が行われた。

⑥ 2001(平成 13)年以降の改正

2001(平成 13)年以降、第 3 次改正が 2003(平成 15)年、第 4 次改正が 2004(平成 16)年、一部改正が 2005(平成 17)年と 3 年連続して改正が行われた。その後、2010(平成 22)年に第 5 次改正が行われている。

2 ごみ焼却場およびごみ処理場の計画 [47]

第 2 次改正後の建築基準法では卸売市場やごみ焼却場などの特殊建築物について、原則として「都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない」とし、例外として「特定行政庁が都市計画審議会の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合」などを規定している(第3節1(2) 特殊建築物―建築基準法・都市計画法との関係 参照)。名古屋市におけるごみ焼却場についても特定行政庁許可による場合と都市計画決定による場合の両方の手続きがあるため、以下にそれぞれを区別して紹介する。

(1) 特定行政庁許可

① 建築基準法第2次改正施行前

建築基準法による特定行政庁許可としては、中川区の富田焼却所と西区の山田焼却所がある。富田焼却所は面積 2.4ha、能力 400t/8h で 1958(昭和 33)年 1 月 27 日に許可された。山田焼却所は面積 1.6ha、能力は富田焼却所と同じ 400t/8h で 1959(昭和 34)年 7 月 11 日に許可された。

富田焼却所および山田焼却所は、ともに 1959(昭和 34)年 12 月の建築基準法第 2 次改正施行以前に建設着手しているため、特殊建築物としての新築に際して、原則特定行政庁許可との基本運用に従ったと考えられる。

② 建築基準法第2次改正施行後

山田焼却所および富田焼却所は、ともに 1962(昭和 37)年に第 1 期工事が完成して稼働を開始したが、長期間運転による老朽化のため建替更新が必要となった。いずれも現施設が特定行政庁の許可により建

[47] 前掲 34 名古屋市計画局・(財)名古屋都市センター「名古屋都市計画史」((財)名古屋都市センター 1999.3 pp. 499-501)

設されていたため、建替更新に際しては新規に都市計画決定するのではなく、再度特定行政庁の許可を選択することとなった。概要を**表 5.3.12** に示す。

表 5.3.12 新都市計画法下の特定行政庁許可にかかるごみ焼却場

項目＼施設名	山田工場	富田工場
位置	西区新木町	中川区富田町大字松下字大池
敷地面積	約 1.7ha	約 2.5ha
能力	450t/日	450t/日
都市計画審議会 *	1981(昭和56)年7月27日	1985(昭和60)年 9月 9日
許可	1981(昭和56)年8月26日	1985(昭和60)年10月1日

＊都市計画審議会は「愛知県都市計画地方審議会」

(2) 都市計画決定

① 新都市計画法施行前(旧都市計画法下)

鳴海工場および猪子石工場は旧都市計画法の下で 1967(昭和 42)年 12 月 28 日に建設省告示第 4569 号をもって都市計画決定された。これは富田、山田の「両焼却所が市の西南、西北に片寄っているのに対し、市勢は急速に東部方面に発展していたからである」。[48] 鳴海工場の面積は 2.2ha、能力は 450t/日で、猪子石工場の面積は 2.5ha、能力は 600t/日であった。

両工場が建築基準法による特定行政庁許可ではなく都市計画決定を選択した理由は、いずれも建築基準法第 2 次改正施行以降の建設にかかるものであることから、恒久的施設・公的施設は基本的に都市計画決定するとの運用に従ったものである。

② 新都市計画法施行後

ごみ焼却場は新都市計画法施行後では 1974(昭和 49)年に南陽工場が追加され、1995(平成 7)年に鳴海工場が変更された。また、1992(平成 4)年にはごみ処理場の大江破砕工場および港リサイクルセンターが追加された。なお、2003(平成 15)年にはごみ焼却場としての鳴海工場が廃止され、ごみ処理場としての鳴海工場が追加されている。これは鳴海工場の老朽化による建替更新が必要となったことに伴い、ごみ焼却に加えて他工場から生じる焼却灰の溶融処理を行うため都市施設の種類をごみ処理場に変更し、区域を拡大したものである(**表 5.3.13**)。以下、個別の変更について記す。

[48] なごやの清掃事業編集委員会「なごやの清掃事業」(名古屋市環境事業局 1982.9 p. 206)

表 5.3.13 ごみ焼却場およびごみ処理場の都市計画

施設区分	施設名	変更区分	都市計画変更年月日	告示番号	面積(ha)	能力
ごみ焼却場	南陽工場	追加	1974(昭和49)年 2月20日	N 52	6.6	900t/日
	鳴海工場	変更	1995(平成 7)年 2月20日	N 56	2.1	450t/日
	鳴海工場	廃止	2003(平成15)年 7月31日	N313	—	—
ごみ処理場	大江破砕工場	追加	1992(平成 4)年12月 4日	N343	2.7	200t/5h ×2系列
	港リサイクルセンター	追加			0.2	30t/5h
	鳴海工場	変更	2003(平成15)年 7月31日	N314	3.0	—

告示番号のNは名古屋市告示をあらわす
面積の数字は約表示で、約を省略している
ただし、1995(平成7)年の鳴海工場の変更は、面積約20,800㎡を(ha)で表示した

ア ごみ焼却場

(ア) 南陽工場の追加

南陽工場は鳴海、猪子石工場に次ぐ第3の新鋭工場建設が必要となったことから、港区南陽町大字藤前の旧藤前処分場の一部約 6.6ha に計画された(図 5.3.7)。

図 5.3.7 南陽工場の計画図

南陽工場はその後老朽化により建替更新され1997（平成9）年3月に新工場が稼働しているが、この建替は同一都市計画区域内における建築だったため都市計画変更はなされていない。

その後、公共下水道との整合を図るために2007（平成19）年8月29日に名古屋市告示第333号をもって都市計画変更された。

（イ）　鳴海工場の変更

鳴海工場は旧都市計画法の下で1967（昭和42）年12月28日に面積約2.2haで都市計画決定されたが、天白川河川改修事業との整合を図るために1995（平成7）年2月20日に名古屋市告示第56号をもって都市計画変更された。区域を約2.2haから約　20,800㎡に縮小変更すると同時に名古屋市の組織変更に伴い、清掃局という組織名称を都市計画の名称から削除した（**図 5.3.8**）。

鳴海工場は老朽化に伴い、2003（平成15）年7月31日名古屋市告示第313号をもってごみ焼却場としては都市計画変更により廃止され、同日付け同第314号により、改めてごみ焼却とあわせて焼却灰を溶融処理する施設であるごみ処理場として都市計画追加された（**図 5.3.9**）。

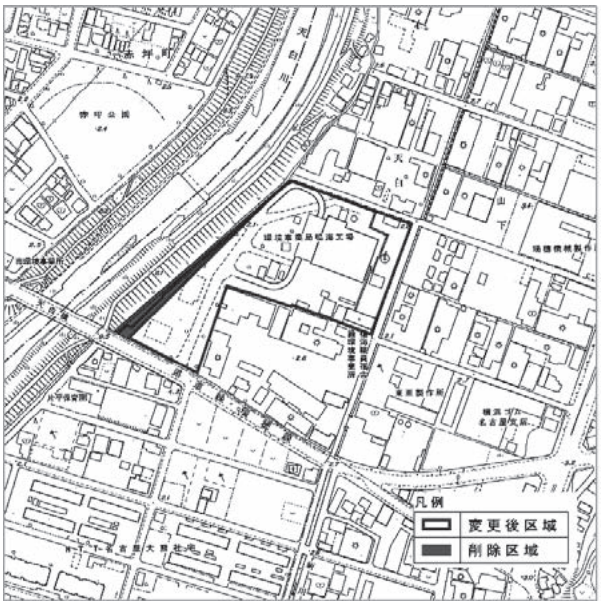

図 5.3.8　鳴海工場の計画図（平成7年変更）

図 5.3.9　鳴海工場の変更図（平成15年変更）

（ウ）　その他の変更

本市の可燃ごみは、その他に五条川工場においても処理されている。五条川工場は名古屋市外の甚目寺町と新川町両町にわたる位置に計画され、両町により1994（平成6）年8月11日に都市計画追加された（甚目寺町告示第16号、新川町告示第74号）。

また北名古屋ごみ焼却工場は、「第 2 次愛知県ごみ焼却処理広域化計画」に基づき名古屋市外の北名古屋市に計画された。その理由としては北名古屋市および豊山町の従来のごみ焼却場（環境美化センター）の老朽化対応ならびに南陽工場の更新時において名古屋市の処理能力が不足するためで、北名古屋市により2014（平成26）年4月1日に都市計画追加された（北名古屋市告示第104号）。

イ ごみ処理場

(ア) 大江破砕工場および港リサイクルセンターの追加

粗大ごみの収集は 1960 年代末から始まり、分別収集も 1970 年代半ばから始まった。名古屋市の粗大ごみ・分別ごみ等の不燃ごみは、ほとんどがそのまま埋め立てられており、埋立処分場の埋め立て期間を著しく縮める原因となっていた。そこで、埋立量を削減することで埋立処分場を延命させるために、ごみ処理場として大江破砕工場が港区本星崎町に新規に計画された。

また、空きびん類・空き缶類を分別ごみとは別に収集する「資源ごみ」として拡大収集することでごみの減量を進め、埋立処分場を延命し資源の有効利用を推進するため、ごみ処理場としての選別施設(港リサイクルセンター)が港区正徳町に新規に計画された。

大江破砕工場および港リサイクルセンターは、ともに 1992(平成 4)年 12 月 4 日に名古屋市告示第 343 号をもって都市計画追加された。

(イ) 鳴海工場の追加

鳴海工場は前述のようにごみ焼却場としては 2003(平成 15)年 7 月 31 日に都市計画変更で廃止され、改めてごみ焼却とあわせて焼却灰を溶融処理する施設であるごみ処理場として同日に区域拡大の上都市計画追加された。

図 5.3.10 に 2014(平成 26)年 4 月 1 日現在のごみ焼却場およびごみ処理場の位置を示す。

(3) ごみ焼却場にかかる環境影響評価

① 名古屋市環境影響評価指導要綱に基づく環境影響評価

山田工場、富田工場、南陽工場、猪子石工場は「名古屋市環境影響評価指導要綱」(昭和 54 年名古屋市告示第 47 号、以下「市指導要綱」という)に基づく環境影響評価が実施された。

山田工場は 1981(昭和 56)年の特定行政庁許可、富田工場は 1985(昭和 60)年の特定行政庁許可に先行して環境影響評価手続きが行われた。

南陽工場および猪子石工場はともに都市計画決定時は市指導要綱制定前であり環境影響評価手続きは行われていない。環境影響評価手続きは両工場の建替更新時に際して行われた。なお、建替更新においては区域の変更がなかったため都市計画変更の手続きは行われていない。

② 名古屋市環境影響評価条例に基づく環境影響評価

鳴海工場は 2003(平成 15)年 7 月に都市計画変更されており、「名古屋市環境影響評価条例」(平成 10 年条例第 40 号)に基づき、都市計画手続きと並行して環境影響評価手続きが行われた。

③ その他

五条川工場は「愛知県環境影響評価指導要綱」(昭和 61 年愛知県告示第 360 号)に基づき、甚目寺町と新川町両町によって環境影響評価手続きが行われ、北名古屋工場は「愛知県環境影響評価条例」(平成 10 年条例第 47 号)に基づき、北名古屋市によって環境影響評価手続きが行われた。

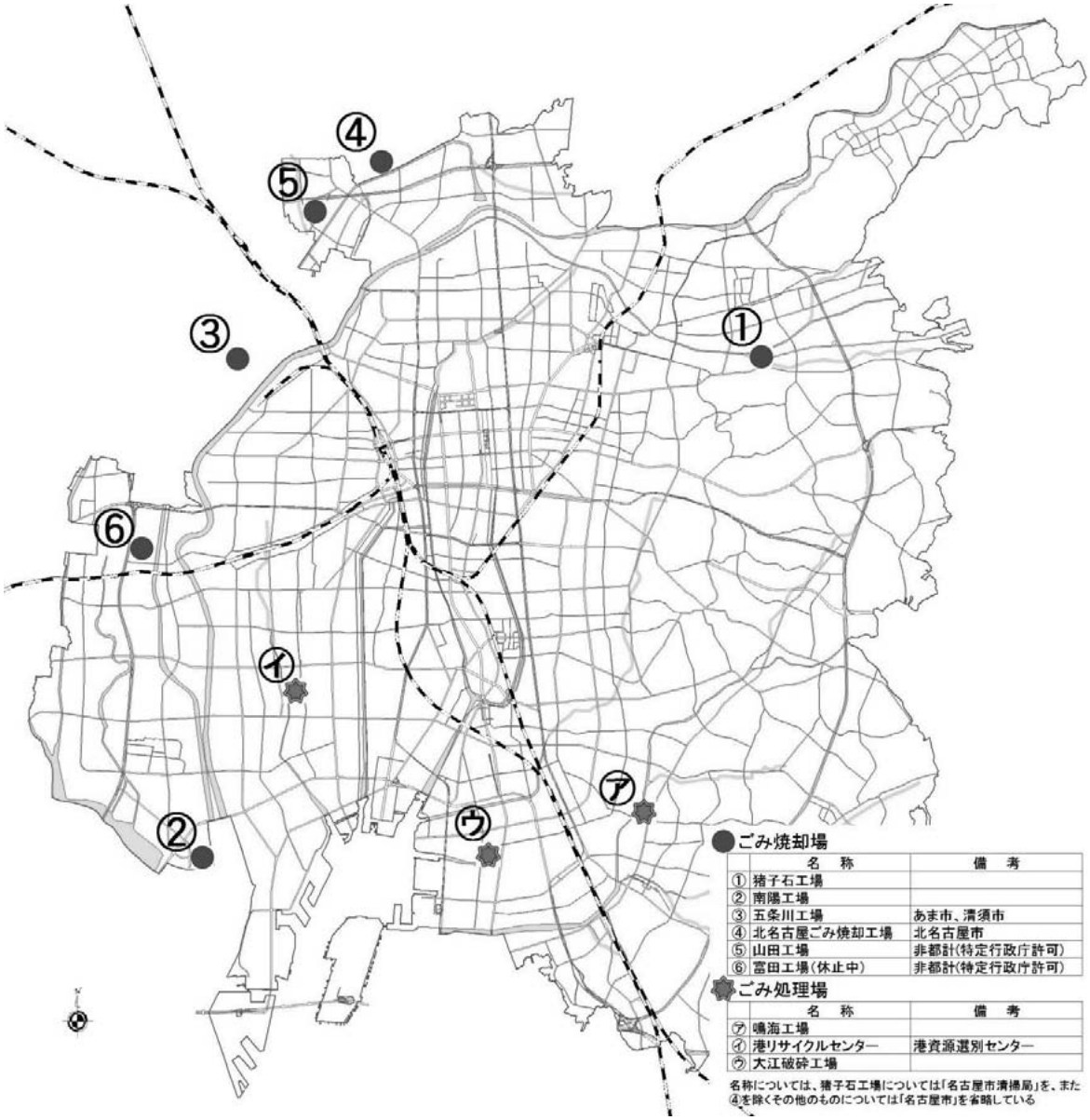

図 5.3.10 ごみ焼却場およびごみ処理場位置図

(5) 埋立処分場(最終処分場)と都市計画

一般廃棄物は原則として市町村に処理責任があり、市町村に一般廃棄物処理計画の策定が義務づけられている(本節1(2)② 1991(平成3)年一部改正(平成3年法律第95号))。名古屋市が策定した「第4次一般廃棄物処理基本計画」の基本方針によれば、「ごみも資源も、減らす、生かす」として、発生抑制、分別徹底、循環処理を掲げている。その中で店頭回収や集団回収などにより民間リサイクル処理となる場合を除き、可燃ごみ、粗大ごみ・不燃ごみ、容器包装は自治体が収集する。このうち、容器包装は選別、粗大ごみ・不燃ごみは破砕、可燃ごみの一部は発酵という過程を通じて素材別の一次処理が行われる。この過程において金属やバイオマスが回収されて再利用される。一方多くの可燃ごみと再利用に至らな

かったその他のごみ等は、焼却工場で焼却処理される。溶融処理によって溶融スラグ等を利用する以外の焼却灰等については、埋立処分場で埋立処分されることになる。

名古屋市の埋立処分場は2000(平成12)年度末までに21箇所設置されている。港区の船見処分場については同年度末をもって、また尾張旭市に設置した守山南部処分場は2003(平成15)年5月に埋立終了となっており、岐阜県多治見市に設置した愛岐処分場が埋立中である。

最終処分場としての埋立処分場(以下「最終処分場」という)が都市施設として都市計画決定対象となるか否かについては、都市計画法と廃棄物処理法双方の解釈によることとなるが、必ずしも明らかではない。国土交通省による都市計画法運用のガイドライン「都市計画運用指針」[49] には以下の記述がある。

「最終処分場についても、その跡地利用を適切に勘案することにより将来の都市づくりを見通したものとなることから、恒久的な性格を有するものとして、都市計画決定の対象とすることが考えられる」

しかし、現実の名古屋市域内外の名古屋市建設管理となる最終処分場については、最終処分場として都市計画決定している例はない。ただし、埋立を終了した最終処分場の跡地利用として公園、緑地等とする計画のもと都市施設を都市計画決定している例はある(**表 5.3.14**)。

表 5.3.14 最終処分場の跡地利用として都市施設を都市計画決定している例

No	処分場名称	施設種類	都市計画施設名称	所在区
1	名薬専跡	公園	滝の水公園	緑区
2	藤前	ごみ焼却場	南陽工場	港区
		流通業務団地	藤前流通業務団地	
3	稲永	公園	稲永東公園	港区
4	大江川	緑地	大江川緑地	南区
5	南郊運河	緑地	南郊緑地	港区
6	港北	公園	港北公園	港区
7	白鳥	公園	白鳥公園	熱田区
8	大清水	緑地	勅使ヶ池緑地	緑区

注 稲永処分場は公園の都市計画決定前(稲永新田処分場)と決定後の2度埋立している
大清水処分場は既都市計画決定緑地の区域内に計画し設置したものである
本表は「名古屋市の処分場・埋立場」(平成27年5月現在)に基づき作表した
(http://www.city.nagoya.jp/kankyo/cmsfiles/contents/0000001/1729/syobunjoumetate.pdf(2017/02/22 参照))

3 ごみ焼却場およびごみ処理場の整備

(1) 鳴海工場 [50]

既存焼却所が西部に偏っているため、東部への清掃工場新設計画を進める中、1965(昭和40)年に設置された学識経験者による「ごみ焼却施設整備研究会」はその検討結果を意見書としてまとめ、翌年6月22日に市長へ提出した。

鳴海工場は緑区の天白川左岸天白橋東北の位置に1967(昭和42)年12月28日に都市計画決定され、約13億円の建設費を投じて1970(昭和45)年3月に完成した。

49 「都市計画運用指針」(改正 2001(平成13)年4月18日 国都計第61号)
50 前掲48 なごやの清掃事業編集委員会「なごやの清掃事業」(名古屋市環境事業局 1982.9 pp. 206-209)

地域還元施設として工場の余熱利用による温水プール（鳴海プール）を建設することとし、そのための用地の 3 分の1（661.29 ㎡）は鳴海西部土地区画整理組合からの寄付を受けた。完成は 1972（昭和 47）年 5 月である。

鳴海工場は 2001（平成 13）年度末に焼却を終了し、2003（平成 15）年 7 月都市計画変更を経て改築工事が行われた。2009（平成 21）年 6 月に完成し翌 7 月から本格稼動している。

（2） 猪子石工場 [51]

猪子石工場の区域は矢田川と香流川の合流点の東側にあたり、かつて猪子石焼却所が立地していた。猪子石工場が鳴海工場と同じく 1967（昭和 42）年 12 月 28 日に都市計画決定されたことを受け、旧猪子石焼却所跡地の敷地が拡張され、約 22 億円の建設費で 1971（昭和 46）年 12 月に完成した。地元からの要望を受けて隣地に温水プール（香流橋プール）と地域センターを併設した香流橋センターが建設された。完成は 1979（昭和 54）年 8 月である。

猪子石工場も老朽化に伴い廃止となり、同敷地内において解体されたあと約 313 億円を投入して改築工事が行われた。新工場の完成は 2002（平成 14）年 3 月である。

（3） 南陽工場 [52]

南陽工場は鳴海工場、猪子石工場に続く新規工場として計画され、港区南陽町藤前が建設予定地とされた。これには第2節2（3）① 藤前地区における用地先行取得等の経緯 で記述したような事実がある。（財）名古屋市開発公社が西部流通業務団地の候補地として藤前地区において用地の先行取得を行っており、名古屋市清掃局は取得済み用地を利用してごみの埋立処分場として暫定利用した。こうした経緯を契機として 1971（昭和 46）年 3 月に（財）名古屋市開発公社から先行取得用地の東南端部、新川河口右岸約 66,000 ㎡を譲り受けた。

南陽工場は 1974（昭和 49）年 2 月に都市計画決定されたことを受けて建設に着手されたが、オイルショックによる資材高騰の影響もあり、建設費は約 107 億円となった。完成は 1977（昭和 52）年 12 月である。先行 2 工場と同様に地元要望を受けて付近地に温水プール（南陽プール）と地域センター（藤前会館）が建設された。

その後南陽工場も猪子石工場と同様に老朽化に伴い廃止となり、同敷地内において解体され約 790 億円を投入して改築工事が行われた。新工場の完成は 1997（平成 9）年 3 月である。

（4） 山田工場

山田焼却所は 1959（昭和 34）年 7 月に特定行政庁の許可を得て建設着手され、第 1 期工事は 1962（昭和 37）年 10 月、第 2 期工事は翌年 3 月に完成した。同敷地ははじめ不整形であったが 1964（昭和

[51] 前掲 48 なごやの清掃事業編集委員会「なごやの清掃事業」（名古屋市環境事業局 1982.9 p. 209）
[52] 前掲 48 なごやの清掃事業編集委員会「なごやの清掃事業」（名古屋市環境事業局 1982.9 p. 211）

39)年 5 月に認可された平田土地区画整理事業に含まれたことにより整形化された。また、清須市との市域境界に近く、名古屋環状 2 号線(国道 302 号)や国道 22 号にも近接する立地条件である。

この山田焼却所が老朽化したことにより、再度、1981(昭和 56)年 8 月に建築許可を得て事業費 128 億円をもって改築工事が実施され、山田工場として 1985(昭和 60)年 12 月に完成した。先行事例と同様、付近地に温水プール(山田西プール)と地域センター(山田西地域センター)が建設された。

山田工場も老朽化により 2004(平成 16)年 3 月に焼却を停止している。

(5) 富田工場

富田焼却所は 1958(昭和 33)年 1 月に特定行政庁の許可を得て建設着手され、第 1 期工事は 1962(昭和 37)年 2 月、第 2 期工事は翌年 5 月、第 3 期工事はさらに翌年の 3 月に完成した。富田焼却所の敷地西南部には春田土地区画整理組合が 1967(昭和 42)年 9 月に設立認可され、さらに敷地の北部、東部、南部を取り巻くような形で松下土地区画整理組合が 1981(昭和 56)年 6 月に設立認可された。このように富田焼却所の敷地は両土地区画整理事業の区域外であったが、事業の進展に伴い敷地は整形にされるとともに名古屋環状 2 号線(国道 302 号)に接するようになった。

この富田焼却所が老朽化したことにより、再度、1985(昭和 60)年 10 月に建築許可を得て事業費 141 億円をもって改築工事が実施され、富田工場として 1989(平成元)年 11 月に完成した。先行事例と同様、隣接地に温水プール(富田北プール)と地域センター(富田北地域センター)が建設された。しかし、改築された富田工場も老朽化により 2009(平成 21)年 3 月に焼却を停止している。

(6) 大江破砕工場および港リサイクルセンター

大江破砕工場は、不燃ごみと粗大ゴミをハンマーで破砕し、破砕片の大きさの違いから不燃物と可燃物に選別し、さらに磁石によって鉄を選別する施設であり、それにより埋立処分量を減らしている。約 272 億円の事業費により 1997(平成 9)年 3 月に完成した。

港リサイクルセンター(港資源選別センター)はびん類と缶類を選別する施設である。事業費約 4 億円により 1994(平成 6)年 3 月に完成した。

両施設の概要を**表 5.3.15** に示す。

表 5.3.15 大江破砕工場と港リサイクルセンター

名 称	大江破砕工場	港リサイクルセンター (港資源選別センター)
敷地面積	25,245.89㎡	1,772.95㎡
延床面積	31,045.76㎡	1,077.21㎡
能 力	400t/日(5h)	空きびん(選別) 20t/日
		空き缶(選別) 10t/日
事業費	約 272億円	約 4億円
完成年月	1997(平成9)年3月	1994(平成6)年3月

第５節　一団地の住宅施設

1 一団地の住宅施設の経緯等 [53]

(1) 一団地の住宅経営と一団地の住宅施設

まず、「一団」および「団地」という用語について触れると、精選版日本国語大辞典（小学館）によると、一団とは「ひとつにまとまったもの。特に、ひとつの集まり、かたまり」とされ、団地とは「同じ性格の建物や産業などを集中的に立地させるために、開発された一団の土地。集団住宅が集中的に建てられた住宅団地や、工場が集中的に建てられた工業（工場）団地などがある」とされる。

旧都市計画法には一団地の住宅経営があったが、新都市計画法では一団地の住宅施設となった。正確には次のとおりである。旧都市計画法では、第 16 条において収用対象施設を列挙した上で一部政令委任し、旧都市計画法施行令第 21 条の中に一団地の住宅経営があった。これに対して新都市計画法では、都市施設のカテゴリーのひとつとして第 11 条第 1 項第 8 号に一団地の住宅施設があげられ、「一団地における五十戸以上の集団住宅及びこれらに附帯する通路其の他の施設」として位置づけられている。

「集団住宅が千戸以上の一団地の住宅施設」の都市計画決定権者は都道府県知事、それ以外は市町村であったが、地方分権一括法施行に伴い、二千戸以上の規模の場合は都道府県、それ以外は市町村と改められた。

新都市計画法の立案者である大塩洋一郎は、一団地の住宅経営という名称を一団地の住宅施設と改めることについて次のように述べている。[54]

「従来、経営という意味、内容が余りにボケておりまして、たとえば賃貸住宅の団地経営ならば判りますが、そのなかに分譲住宅が混っていても経営といえるかとか、団地のなかで半分以上が分譲住宅の場合は経営とは言えないのではないかとか、この収用事業の要件がきわめてあいまいな点が多かったのであります。そこで従来解釈運用上困っていた点をこの際解決すべく『経営』を『施設』という表現に改めたしだいです」

旧都市計画法下における一団地の住宅経営の運用については、1949（昭和 24）年 5 月の通達により計画標準が示され、1957（昭和 32）年 8 月には計画標準改訂の通達が発出された。[55]

---

53 前掲 34　名古屋市計画局・(財)名古屋都市センター「名古屋都市計画史」((財)名古屋都市センター　1999.3　pp. 482-484)

54 大塩洋一郎「新訂　都市計画法の要点」(住宅新報社　1970.3　p. 71)

55 「都市計画一団地の住宅経営計画標準について」(昭和 24 年 5 月 16 日建設発都第 33 号　建設次官通牒)
「都市計画一団地の住宅経営について」(昭和 24 年 5 月 16 日建都発第 326 号　都市局長・住宅局長通牒)
「都市計画一団地の住宅経営計画標準について」(昭和 32 年 8 月 6 日建設省発計第 41 号　建設事務次官通達)
「一団地の住宅経営計画標準の改訂について」(昭和 32 年 8 月 6 日建設計発第 235 号　建設省計画局長・住宅局長通達)
「都市計画一団地の住宅経営の規模について」(昭和 33 年 5 月 15 日建設計第 166 号　建設省計画局長・住宅局長通達)
建設省都市局都市計画課「都市計画標準[第 11 回]―都市施設に関する都市計画 その 4―」(「新都市」 Vol. 31, No. 5　1977.5)

新都市計画法施行後は 1991(平成 3)年 12 月と 1995(平成 7)年 5 月の 2 回にわたって新都市計画法に則した内容での計画標準が示されている。[56]

(2) 一団地の住宅施設の特徴

一団地の住宅施設は都市施設であるが、他の都市施設とは異なり、市街地開発事業と類似の性格を有する。実際、一般の都市施設は他の都市施設と平面的に重複が許されないが、一団地の住宅施設はそれが可能とされる。また、建築物の容積率、建ぺい率のほか、「住宅の階層別戸数及び住宅の配置の方針((前略)外壁の後退距離・高さに関する制限(後略))を定めていることは、一団地の住宅施設は詳細都市計画の一種」といえよう。[57]

一団地の住宅施設は一定規模の区域を対象として、収用権を背景に計画から整備までを一貫する手法である。住宅部局と都市部局を橋渡しする施策として登場し、運用上はニュータウンから既成市街地の小規模団地までカバーする手法であった。

一方で、一団地の住宅施設の都市計画決定内容に即したかたちでの建築については、建築基準法の形態規制適用除外を可能とする規定があった。これは 1957(昭和 32)年の建築基準法改正(昭和 32 年法律第 101 号)において創設されたもので(第 86 条第 2 項)、空地地区の厳しい規制を緩和できる利点があった。その後、都市計画法や建築基準法の改正に伴って空地地区が第一種住居専用地域に変更されるなど内容の改正や項の移動がなされた後、1998(平成 10)年の建築基準法改正(平成 10 年法律第 100 号)により連担建築物設計制度創設に伴ってこの制度は削除されることとなった。

一団地の住宅施設の利点としては、以上に述べたごとく、都市計画による詳細規定と引き換えに規制緩和が可能となることのほか、都市計画事業として執行することにより用地取得時に収用権が付与されることがあった。

名古屋市では一団地の住宅施設という手法は、旧都市計画法下に主として東部丘陵地の住宅団地開発建設手法として活用されたが、新都市計画法施行後は新規追加はなく、主な変更としては既決定地区において住棟新築や団地の建替え等を契機として所要の変更を施すことであった。その理由としては、大規模な用地取得が困難になったことや、他の事業手法に依存するようになったことなどがある。一方で、計画の詳細化という面では、地区計画という汎用性に富むメニューが現れたことがある。また、形態規制適用除外規定についても対象となる地区が空地地区から第一種住居専用地域に変更され、元の規制自体が以前にくらべて緩やかになったことから、さほど利点とは受け止めがたくなったこともあろう。そうした状況下で「一団地の住宅施設」の建物の配置や予定戸数を詳細に定めるということがやや硬直的に映るように受け止められたと考えられる。

---

56 「都市計画一団地の住宅施設の決定について」(平成 3 年 12 月 9 日建設省都計発第 107 号 建設事務次官通達)
「都市計画一団地の住宅施設の決定について」(平成 3 年 12 月 9 日建設省都計発第 108 号、建設省住建発第 140 号、建設省住街発第 177 号 建設省都市局長・住宅局長通知)
「都市計画一団地の住宅施設の決定について」(平成 7 年 5 月 25 日都計発第 72-2 号、住備発第 58 号、住街発第 51-2 号)

57 前掲 55 建設省都市局都市計画課「都市計画標準[第 11 回]—都市施設に関する都市計画 その 4—」(「新都市」 Vol. 31, No. 5 1977.5)

建設省はこれまでの通達に替わって技術的助言の性格にあたる「都市計画運用指針」[58] を 2000（平成 12）年 12 月に発し、このなかで次のように示している。

「建替えの必要が生じているなど、（中略）現状の規制内容が必ずしも実態に合わなくなった場合にあっては、（中略）地区計画の活用等により引き続き良好な居住環境を確保したうえで、一団地の住宅施設に関する都市計画を廃止することが望ましい」

これにより 2001（平成 13）年以降は、対象住宅団地の建替えに伴い一団地の住宅施設を廃止し、これに替わって地区計画制度を適用する例が相次いでいる。

2 一団地の住宅施設の計画

(1) 旧都市計画法下の一団地の住宅経営の計画

旧都市計画法下における一団地の住宅経営に関する都市計画決定の一覧を**表 5.3.16**、**図 5.3.11** に示す。

全部で 17 団地が決定されており、施行者の内訳をみると日本住宅公団が 8 地区、約 37.6ha、名古屋市が 8 地区、約 66.3ha、愛知県が 1 地区、約 18.5ha となっている。また、土地区画整理事業の区域内であるか否かでみると、区域内が 10 地区、約 59.4ha、区域外が 7 地区、約 63.0ha となっている（**表 5.3.17**）。地理的分布については、西北部の平田地区 1 地区を除いてすべて東部である。

① 土地区画整理事業区域内の一団地の住宅経営

猪高 1 号をはじめ猪高を冠する 5 地区は、猪高西山土地区画整理事業の区域内で 1958（昭和 33）年から翌年にかけて都市計画決定された。猪高西山土地区画整理事業は日本住宅公団より委託を受けて名古屋市長が施行したもので、日本住宅公団による住宅建設を主たる目的とする内容であった。

平田、猪子石および島田 3 地区の計 5 地区については、それぞれ同名の組合施行土地区画整理事業の区域内において 1964（昭和 39）年から 1967（昭和 42）年にかけて都市計画決定された。土地区画整理事業施行者は一団地の住宅経営が都市計画決定されることについて、大規模保留地を早期に処分できることによる事業経営上のメリットと、一定規模の集合住宅建設によって早期に市街化を進捗させるきっかけが得られることを評価したのであろう。一方で、住宅事業者側にとっては、用地の一括取得の容易さおよび一団地の住宅施設を都市計画決定することにより、空地地区の容積率規制が緩和されることがメリットと受け止められたと考えられる。

[58] 前掲 1「都市計画運用指針」（平成 12 年 12 月 28 日建設省都計発第 92 号 建設省都市局長通知）

表 5.3.16　一団地の住宅経営一覧

名 称	位 置	地 積 (ha)	住宅予定戸数(戸)	共 同 施 設	施行者	決定年月日 (変更年月日)
星ヶ丘住宅	千種区田代町瓶杁	5.99	523	小学校1、公園3、店舗兼管理事務所集会所1	日本住宅公団	1958 (昭和33)年　3月11日
		6.22	571			(1959(昭和34)年　3月17日)
猪高1号住宅	千種区猪高町大字高針	2.94	364	管理事務所、店舗、集会所、児童遊園、物置等	〃	1958 (昭和33)年 12月13日
猪高7号住宅	昭和区天白町大字植田	4.38	606	物置、児童遊園等	〃	1958 (昭和33)年12月13日
猪高11号住宅	千種区猪高町字大久手	2.59	485	公園、集会所等	〃	1959 (昭和34)年　3月17日
猪高2号住宅	千種区猪高町字大廻間	2.92	388	公園、集会所等	〃	1959 (昭和34)年10月19日
猪高4号住宅	〃	1.91	250	公園、集会所等	〃	1959 (昭和34)年10月19日
大廻間団地	千種区猪高町大字高針字上打越地内	2.5	356	児童遊園4、店舗1棟(9戸)	名古屋市	1962 (昭和37)年12月10日
平田住宅	西区山田町字平田	9.6	1,165	児童遊園5、公園3、店舗2、給水塔1、保育園1、管理事務所1	名古屋市	1964 (昭和39)年12月　7日
平針住宅	昭和区天白町大字平針	18.5	1,348	管理事務所1、マーケット1、個人店舗16、公園9、幼稚園2、診療所1	愛知県	1964 (昭和39)年12月　7日
鍋屋上野住宅	千種区鍋屋上野町字東山	3.2	216	管理事務所1、児童公園2、汚水処理場1、高架水槽1、パーキングスペース	日本住宅公団	1965 (昭和40)年　1月27日
緑ヶ丘住宅	守山区大字小幡字北山	5.6	586	店舗12、公園3、給水塔1、管理事務所1、保育園1	名古屋市	1965 (昭和40)年　1月27日
相生山住宅	昭和区天白町大字野並字境根2006番地	13.5	1,256	管理事務所1、集会所1、郵便局1、店舗9、児童公園9、公園1、保育園1、駐車場、バス駐車場、給水施設、汚水処理施設	日本住宅公団	1966 (昭和41)年　3月16日
島田西住宅	昭和区天白町大字島田字黒石地内	9.53	966	公園1、児童公園4、給水塔1、店舗12、保育園1、集会所1、小学校1	名古屋市	1966 (昭和41)年12月28日
島田北住宅	〃	9.48	1,041	公園1、児童公園2、店舗10、集会所1	〃	1966 (昭和41)年12月28日
島田東住宅	〃	5.05	564	公園1、児童公園1、店舗6、集会所1	〃	1966 (昭和41)年12月28日
猪子石住宅	千種区猪高町大字猪子石字赤松1－1番地内	11	1,320	公園1、児童公園4、店舗16、保育園1、集会所1、給水塔1、駐車場5	〃	1967 (昭和42)年　9月　7日
梅森坂団地	昭和区天白町大字植田字梅森坂地内	13.5	1,300	マーケット1、保育園1、集会室1、小学校1、給水塔1、下水処理施設1、駐車場1、公園1、児童公園1	〃	1968 (昭和43)年11月　7日

都市計画図書の各計画書により作成
「地積」および「住宅予定戸数」は約表示による概数で、「約」表示を省略している
「施行者」の「名古屋市」には名古屋市住宅供給公社を含む

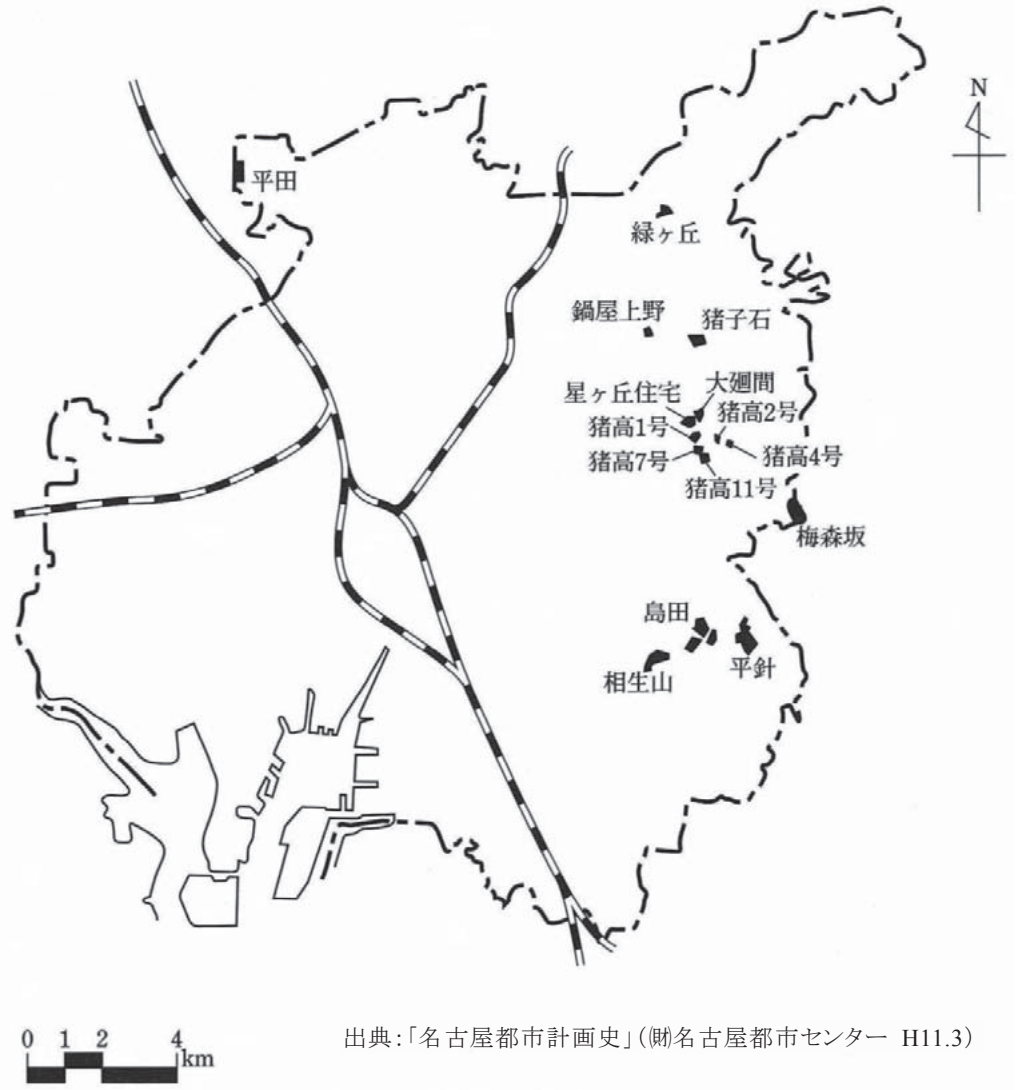

出典:「名古屋都市計画史」(財)名古屋都市センター H11.3)

図 5.3.11　一団地の住宅経営位置図

表 5.3.17　施行者別、土地区画整理事業別一団地の住宅経営

施行者 / 区画整理	日本住宅公団	名古屋市	愛知県	地区数計	面積計(ha)
猪高西山	猪高1号、猪高2号、猪高4号、猪高7号、猪高11号	—	—	5	14.7
平田	—	平田	—	1	9.6
島田	—	島田西、島田北、島田東	—	3	24.1
猪子石	—	猪子石	—	1	11.0
土地区画整理事業の区域外	星ヶ丘、鍋屋上野、相生山	大廻間、緑ヶ丘、梅森坂	平針	7	63.0
地区数計	8	8	1	17	—
面積計(ha)	37.6	66.3	18.5	—	122.4

「施行者」の「名古屋市」には名古屋市住宅供給公社を含む

② 土地区画整理事業区域外の一団地の住宅経営

土地区画整理事業区域外で都市計画決定している 7 地区のうち、星ヶ丘、鍋屋上野、相生山の 3 地区は日本住宅公団が、大廻間、緑ヶ丘、梅森坂の 3 地区は名古屋市が、平針は愛知県が施行者である。これらの7地区はいずれも土地区画整理事業施行地区に近接している。鍋屋上野と緑ヶ丘の2地区は近接する土地区画整理事業が先行しているが、他の 5 地区はすべて一団地の住宅経営の都市計画決定の後に土地区画整理事業が施行されている。

(2) 新都市計画法下の一団地の住宅施設の都市計画の経緯

一団地の住宅施設の都市計画の経緯は**表 5.3.18** のとおりである。

表 5.3.18 一団地の住宅施設の都市計画の経緯

一団地の住宅施設名称	旧都市計画法		新都市計画法	
	決定・変更		変更	
	年月日	告示番号	年月日	告示番号
星ヶ丘住宅	1958(S33) 3.11	K305	1992(H 4) 3.30	N89
	1959(S34) 3.17	K330		
猪高1号住宅	1958(S33)12.13	K2132	1995(H 7) 2.20	N57
猪高7号住宅			1996(H 8)11.18	N397
猪高11号住宅	1959(S34) 3.17	K334	—	—
猪高4号住宅	1959(S34)10.19	K1988		
猪高2号住宅			1998(H10)11.26	N387
大廻間	1962(S37)12.10	K3063	1981(S56)12. 7	N538
平田	1964(S39)12. 7	K3303	1981(S56)12. 7	A1249
平針	1964(S39)12. 7	K3310	1981(S56)12. 7	A1249
			1995(H 7)12. 6	A933
緑ヶ丘	1965(S40)1. 27	K126	1981(S56)12. 7	N539
島田東	1966(S41)12.28	K4201	1981(S56)12. 7	N540
島田西			1981(S56)12. 7	N541
島田北			1981(S56)12. 7	A1249
猪子石	1967(S42) 9. 7	K2837		
梅森坂	1968(S43)11. 7	K3332		
相生山	1966(S41) 3.16	K685	1986(S61) 4.14	A396
鍋屋上野住宅	1965(S40) 1.27	K123	—	—

告示番号のK, A, N はそれぞれ建設省、愛知県、名古屋市を表す

表に掲げる 17 の一団地の住宅施設の多くは、2001(平成 13)年度以降の都市計画変更により廃止され、「地区計画等」が代替している。詳細については、第2編「第4章 地区計画等」に譲る。

以下に、施行者別に変更の経緯と概要を紹介する。

① 日本住宅公団による施行

日本住宅公団施行の星ヶ丘、猪高 1 号、猪高 7 号および猪高 2 号については、1992(平成 4)年から 1998(平成 10)年にかけて団地の建替えに際して一団地の住宅施設の都市計画変更が行われた。このとき猪高 1 号、猪高 7 号および猪高 2 号についてはそれぞれ虹ヶ丘西、虹ヶ丘南、虹ヶ丘中に名称が改められた。中層主体から高層主体の住棟に建替えるため都市計画変更においては建ぺい率、容積率が緩和変更され、戸数を増加させている。

相生山は一部分譲住宅を含み、1986(昭和 61)年に「下水道整備により不要になった汚水処理場の跡地に新規住宅を供給するとともに既存住宅の活用」(計画書記載の理由による)を図るために、建ぺい率、容積率を緩和する都市計画変更が行われた。

猪高 11 号、猪高 4 号および鍋屋上野は、旧都市計画法に基づき都市計画決定された後、新都市計画法による変更は行われていない。相生山、鍋屋上野を除く 6 つの一団地の住宅施設は、2001(平成 13)年度以降の都市計画変更により廃止され、「地区計画」等にとって替わっている(**表 5.3.19**)。

② 名古屋市および愛知県による施行

名古屋市および愛知県が施行者となっている 9 つの一団地の住宅施設の都市計画変更は、主に市営住宅や県営住宅の住戸改善事業や分譲住宅の増改築のために建ぺい率、容積率を緩和するもので、いずれも 1981(昭和 56)年に行われた。ただし、平針については「周辺の土地区画整理事業との整合を図るために区域を変更するとともに、居住水準の向上を図り、良好な住環境を有する住宅を供給するため」(計画書記載の理由による)建ぺい率、容積率を緩和する変更が 1995(平成 7)年にも行われた(**表 5.3.20**)。

表 5.3.19 一団地の住宅施設の都市計画の経緯と概要（日本住宅公団施行）

名称	内容	旧都市計画法		新都市計画法	（参考：一団地の住宅施設の廃止）
		決定・変更		変更	
星ヶ丘	年月日	1958(S33) 3.11	1959(S34) 3.17	1992(H4) 3.30	H14. 8.19
	面積(ha)	5.99	6.22	6.2	
	建ぺい率	2/10	2/10	3/10, 4/10, 6/10	
	容積率	5/10	5/10	15/10, 20/10, 40/10	
	戸数	523	571	750	
	理由	公団住宅建設	団地拡張	団地建替え	
猪高1号（虹ヶ丘西）	年月日	1958(S33)12.13		1995(H7) 2.20	H14. 8.19
	面積(ha)	2.94		2.9	
	建ぺい率	2/10		3/10, 4/10	
	容積率	6/10		15/10	
	戸数	364		500	
	理由	公団住宅建設		団地建替え	
猪高7号（虹ヶ丘南）	年月日	1958(S33)12.13		1996(H8)11.18	H14.11.25
	面積(ha)	4.38		4.4	
	建ぺい率	2/10		4/10	
	容積率	6/10		15/10	
	戸数	606		630	
	理由	公団住宅建設		団地建替え	
猪高2号（虹ヶ丘中）	年月日	1959(S34)10.19		1998(H10)11.26	H14. 8.19
	面積(ha)	2.92		2.9	
	建ぺい率	2/10		4/10	
	容積率	6/10		15/10	
	戸数	388		440	
	理由	公団住宅建設		団地建替え	
相生山	年月日	1966(S41) 3.16		1986(S61) 4.14	―
	面積(ha)	13.5		13.5	
	建ぺい率	1.2/10		2/10	
	容積率	5/10		8/10	
	戸数	1,256		1,310	
	理由	公団住宅建設		汚水処理場跡地に新規住棟を建設するほか、既存住宅活用のため建ぺい率と容積率を変更	
猪高11号	年月日	1959(S34) 3.17		―	H21. 8.28
	面積(ha)	2.59			
	建ぺい率	2/10			
	容積率	6/10			
	戸数	485			
	理由	公団住宅建設			
猪高4号	年月日	1959(S34)10.19		―	H14.11.25
	面積(ha)	1.91			
	建ぺい率	2/10			
	容積率	6/10			
	戸数	250			
	理由	公団住宅建設			
鍋屋上野	年月日	1965(S40) 1.27		―	―
	面積(ha)	3.2			
	建ぺい率	1.2/10			
	容積率	4.5/10			
	戸数	216			
	理由	公団住宅建設			

変更内容は主なものを掲げた
「名称」は、「一団地の住宅施設」を省略し、（ ）は都市計画変更による変更後の名称
面積および戸数は約表示による概数で「約」を省略している
「戸数」は「住宅の予定戸数」をあらわす
「理由における「公団」は、日本住宅公団

表 5.3.20 一団地の住宅施設の都市計画の経緯と概要(名古屋市、愛知県施行)

名称	内容	旧都市計画法	新都市計画法		(参考:一団地の住宅施設の廃止)
		決定・変更	変更		
大廻間	年月日	1962(S37)12.10	1981(S56)12. 7		H24. 2.29
	面積(ha)	2.5	2.5		
	建ぺい率	2/10	2.5/10		
	容積率	6/10	9/10		
	戸数	356	350		
	理由	市営住宅建設	既存住宅活用のため建ぺい率と容積率を変更		
平田	年月日	1964(S39)12. 7	1981(S56)12. 7		H13.11.30
	面積(ha)	9.6	9.5		
	建ぺい率	1.4/10	2.5/10		
	容積率	5.5/10	8/10		
	戸数	1,165	1,170		
	理由	市営住宅等建設	既存住宅活用のため建ぺい率と容積率を変更		
平針	年月日	1964(S39)12. 7	1981(S56)12. 7	1995(H7)12. 6	H17.11.30 H29. 2.22 (一部廃止)
	面積(ha)	18.5	18.4	18.3	
	建ぺい率	1/10	2/10, 6/10	3/10, 6/10	
	容積率	4/10	7/10, 20/10	8/10, 20/10	
	戸数	1,348	1,400	1,400	
	理由	県営住宅等建設	既存住宅活用のため建ぺい率と容積率を変更	土地区画整理事業との整合を図るための区域変更、居住水準向上等のため建ぺい率と容積率を変更	
緑ヶ丘	年月日	1965(S40) 1.27	1981(S56)12. 7		―
	面積(ha)	5.6	5.6		
	建ぺい率	1.2/10	2/10		
	容積率	5/10	7/10		
	戸数	586	590		
	理由	市営住宅等建設	既存住宅活用のため建ぺい率と容積率を変更		
島田東	年月日	1966(S41)12.28	1981(S56)12. 7		―
	面積(ha)	5.05	5.1		
	建ぺい率	1.3/10	2/10, 5/10		
	容積率	5/10	7/10, 12/10		
	戸数	564	560		
	理由	市営住宅等建設	既存住宅活用のため建ぺい率と容積率を変更		
島田西	年月日	1966(S41)12.28	1981(S56)12. 7		―
	面積(ha)	9.53	9.5		
	建ぺい率	1.4/10	2/10, 5/10		
	容積率	5/10	8/10, 12/10		
	戸数	966	970		
	理由	市営住宅等建設	既存住宅活用のため建ぺい率と容積率を変更		
島田北	年月日	1966(S41)12.28	1981(S56)12. 7		―
	面積(ha)	9.48	9.5		
	建ぺい率	1.4/10	2/10, 5/10		
	容積率	5/10	8/10, 12/10		
	戸数	1,041	1,050		
	理由	市営住宅等建設	既存住宅活用のため建ぺい率と容積率を変更		
猪子石	年月日	1967(S42) 9. 7	1981(S56)12. 7		―
	面積(ha)	11.0	11.0		
	建ぺい率	1.1/10	2/10		
	容積率	5/10	8/10		
	戸数	1,320	1,310		
	理由	市営住宅等建設	既存住宅活用のため建ぺい率と容積率を変更		
梅森坂	年月日	1968(S43)11. 7	1981(S56)12. 7		―
	面積(ha)	13.5	13.5		
	建ぺい率	2/10	2/10		
	容積率	5/10	7/10		
	戸数	1,300	1,260		
	理由	市営住宅等建設	既存住宅活用のため建ぺい率と容積率を変更		

変更内容は主なものを掲げた
「名称」は、「一団地の住宅施設」を省略している
面積および戸数は約表示による概数で「約」を省略している
「戸数」は「住宅の予定戸数」をあらわす

3 一団地の住宅施設の整備

一団地の住宅施設はすべて旧都市計画法時代に都市計画決定され、これにより昭和 30 年代から 40 年代にかけて名古屋市、愛知県、日本住宅公団等が市営住宅、県営住宅、公団住宅等を建設した。そのほか日本住宅公団は分譲住宅も一部で建設しており、名古屋市住宅供給公社も賃貸住宅や分譲住宅を建設している。

新都市計画法施行後、名古屋市、愛知県が施行者である一団地の住宅施設（以下、個々の施設については「団地」と略称する）において、昭和50年代後半に住戸改善事業や分譲住宅の増改築等が行われた。また、相生山団地は住宅・都市整備公団によって敷地条件の変更（汚水処理施設の廃止など）に伴う新規住棟建設が昭和 60 年代前半に行われた。さらに平成 4 年度以降は住宅・都市整備公団による公団住宅の建替えが始まり、名古屋市においては 2001（平成 13）年度以降に平田団地で、2012（平成 24）年度以降に大廻間団地（打越荘）で建替えが開始された。愛知県においては 1996（平成 8）年に平針団地で一部建替えが行われ、2006（平成 18）年度以降に建替えが再開された。

以下、建設の概要を**表 5.3.21-1** および**表 5.3.21-2** に示す。

表 5.3.21-1 一団地の住宅の建設状況

建設主体	都市計画名称	団地名称	当初建設				建替え後				一団地の廃止
			構造	階数	戸数	建設年度	構造	階数	戸数	建設年度	
日本住宅公団	星ヶ丘	星ヶ丘（アーバンラフレ星ヶ丘）	中層耐火	2～5F	571	S31～34	中高耐火	4～6, 10, 14, 25F	693	H 5～11	廃止
							高層耐火	9F（市営）	37	H 6	
							合計		730		
	猪高1号	虹ヶ丘西（アーバンラフレ虹ヶ丘西）	中層耐火	3～5F	354	S34～40	高層耐火	6～8F	429	H 8～15	廃止
							高層耐火	6F（分譲）	22		
							合計		451		
	猪高7号	虹ヶ丘南（アーバンラフレ虹ヶ丘南）	中層耐火	3～5F	564		高層耐火	5～7, 9F	518	H10～16	廃止
							高層耐火	6F（県営）	72		
							合計		590		
	猪高2号	虹ヶ丘中（アーバンラフレ虹ヶ丘中）	中層耐火	4, 5F	416		高層耐火	6, 7, 9, 13F	314	H12～16	廃止
	猪高4号	虹ヶ丘東（アーバンラフレ虹ヶ丘東）	中層耐火	4, 5F	234		高層耐火	5～7F（民間分譲）	94	H16	廃止
	猪高11号	中電社宅	中層耐火	4F	152	S35～36	—				廃止
		中電 寮	中層耐火	5F	176	S34～35					
			合計		328						
	鍋屋上野	鍋屋上野	中層耐火	4F	216	S40	—				
	相生山	相生山	中層耐火	5F	900	S42	—				
		相生山（分譲）	中層耐火	4, 5F	356	S42～43					
		グリーンヒル相生山（分譲）	中層耐火	4F	60	S62					
			合計		1,316						

表 5.3.21-2 一団地の住宅の建設状況

建設主体	都市計画名称	団地名称	当初建設				建替え後 *				一団地の廃止
			構造	階数	戸数	建設年度	構造	階数	戸数	建設年度	
名古屋市等	大廻間	打越荘	中層耐火	3～4F	352	S36～39	残存中耐	3～4F	200	S36～39	廃止
							中層耐火	4, 5F	101	H24, 26	
							計		301		
	平田	平田荘	簡易2階	2F	184	S39	―	―	―	―	
			中層耐火	4～5F	981	S39～40	中層耐火	5F	35	H14	廃止
							高層耐火	6, 7, 11, 12F	792	H13～26	
			小計		1,165		小計		827		
		平田団地(供給賃貸)	中層耐火	1F	20	S40	―	―	―	―	
			合計		1,185		合計		827		
	島田西	高坂荘	中層耐火	5F	755	S41	―				
		高坂(供給分譲)	耐火連続	2F	151	S41					
		高坂センター(供給賃貸)	中層耐火	5F	60	S41					
			合計		966						
	島田北	おおね荘	中層耐火	5F	790	S41～43	―				
		おおね(供給分譲)	耐火連続	2F	257	S42, 43					
			合計		1,047						
	島田東	御前場荘	中層耐火	5F	469	S42～43	―				
		御前場(供給分譲)	耐火連続	2F	88	S43, 45					
		御前場住宅(供給賃貸)	中層耐火	1F	5	S42					
			合計		562						
	緑ヶ丘	緑ヶ丘荘	中層耐火	4～5F	550	S40～47	―				
		緑ヶ丘センター(供給賃貸)	中層耐火	5F	40	S40					
			合計		590						
	猪子石	猪子石荘	中層耐火	5F	1,305	S42～44	―				
	梅森坂	梅森荘	中層耐火	5F	755	S45～46	―				
			高層耐火	7F	504	S45～47					
			計		1,259						
愛知県等	平針	平針団地	簡易2階	2F	88	S37～38	―	―	―	―	一部廃止
			中層耐火	4～5F	1,207	S37～41	残存中耐	4F	724	S38～41	
							中層耐火	2～ 5F	177	H 8, 20	
							高層耐火	7～10F	252	H18～26	
			計		1,295		計		1,153		
		(名大宿舎)	中層耐火	4F	72	S46, H 5	―				
		(公務員宿舎)	中層耐火	4F	24	S41	―				
			合計		1,391						

＊ 「建替え後」は2017(平成29)年3月31日現在の状況を表す

団地名称中の供給賃貸、供給分譲は名古屋住宅供給公社賃貸住宅、同分譲住宅である。名大宿舎は名古屋大学宿舎である

団地名称中、中電社宅、鍋屋上野および分譲と記した以外は賃貸住宅である

平針の(名大宿舎)および(公務員宿舎)における建設年度については完成年度をあらわす

建替え後における構造中の残存中耐は、残存中層耐火を表す

最右欄「一団地の廃止」は「一団地の住宅施設」の都市計画の廃止をあらわす。廃止の時期は**表5.3.19**および**表5.3.20**参照

日本住宅公団は後継組織を含む

第６節　一団地の官公庁施設

1 一団地の官公庁施設にかかる法制の経緯

一団地の官公庁施設という都市施設は、旧都市計画法施行令の改正（昭和 31 年政令第 115 号）によって収用対象施設として新たに加えられた。一団地の住宅施設の前身である一団地の住宅経営が1919（大正 8）年の旧都市計画法施行令制定時にさかのぼることから判断すると、一団地の官公庁施設の歴史は一団地の住宅施設にくらべて浅いといえよう。一団地の官公庁施設が新設された経緯は次のとおりである。

「官庁営繕法」（昭和 26 年法律第 181 号）は、「国家機関の建築物の位置、構造、営繕計画等について規定して、その災害を防除し、公衆の利便と公務の能率増進とを図ることを目的」（同法第 1 条）として1951（昭和 26）年 6 月 1 日に公布され、同年 6 月 15 日に施行された。

同法は 1956（昭和 31）年 4 月 14 日に一部改正公布、即日施行され（昭和 31 年法律第 71 号）、名称が「官公庁施設の建設等に関する法律」と改称されるとともに、新たに一団地の官公庁施設が創設された。その趣旨は、衆議院建設委員会における提案理由で「公衆の利便と公務の能率増進をはかり、あわせて不燃化の促進と土地の高度利用をはかるため、単に庁舎の合同建築による集約化だけでなく、郡市（原文のまま）の一定地区に、国家機関の建築物と地方公共団体の建築物とを、それぞれの機能に応じて集中配置するよう計画的に建築しようとするもの」であるとしている。[59]

この法律改正にしたがって、1956（昭和 31）年 6 月 12 日には建設事務次官から通達「都市計画一団地の官公庁施設計画標準について」が発せられた。[60]

2 一団地の官公庁施設の計画

(1)　一団地の官公庁施設の都市計画決定に至る経緯 [61]

名城地区一帯は、戦前おおむね陸軍用地として利用されており、戦後その多くは米軍に接収された。名城地区の都市計画としては 1939（昭和 14）年に風致地区が指定され、戦後 1947（昭和 22）年 5 月 6 日には復興都市計画において名城公園として、現三の丸三丁目（本節では、現在の町名地番を示す）を除く区域が都市計画決定された。しかし米軍接収により、同年に三の丸一丁目の一部（新出来町線より北）がキャッスルハイツ（アメリカ村）と称する米軍将兵の住宅地区として利用されることとなった。

名城公園区域内における官公庁地区形成の機運は、人事院庁舎建築許可における 1951（昭和 26）年の関係機関協議を契機として高まった。同年 11 月には人事院、東海財務局、愛知県、名古屋市の間で覚書 [62] が交わされ、現在の三の丸一丁目 2 番街区に人事院庁舎が建設された。

---

59 衆議院建設委員会議事録抜粋（昭和 31 年 3 月 28 日）

60 「都市計画一団地の官公庁施設計画標準について」（昭和 31 年 6 月 12 日　建設省発計第 28 号建設事務次官通達）

61 前掲 34　名古屋市計画局・（財）名古屋都市センター「名古屋都市計画史」（（財）名古屋都市センター　1999.3 pp. 485-489）

62 「覚書」（人事院名古屋地方事務所、東海財務局、愛知県、名古屋市　昭和 26 年 11 月）

米軍接収地の一部が1952(昭和27)年に解除され、関係機関の間で利用計画等について名城公園接収解除区域協議会(仮称)による協議が行われた。さらに接収解除が早いと考えられた旧野砲兵第三連隊敷地(おおむね現在の三の丸二丁目の区域)の利用計画について1953(昭和28)年7月16日に東海財務局をはじめとする関係機関間の協議会が設置された。[63] この協議会の審議により名城郭内の土地利用が明らかになったため、都市計画公園の縮小、街区形成のための都市計画街路の追加、防火地域の指定に関する一連の都市計画変更が1953(昭和28)年10月21日に行われた。この時の名城公園縮小変更の理由を計画書では「名城公園廓内の一部、市庁舎及県庁舎前の一劃は防火地域を指定し建築物の統制をはかり且壁面線を指定し空地の確保に留意して名城公園の一劃に相応しい公園的色彩の濃い公館地区を設定するために」公園の一部を削除するとしている。さらに1954(昭和29)年には名城公園から三の丸一丁目2番街区の大部分を削除する都市計画変更がなされている。

名城公園縮小等の都市計画変更により名城郭内が官公庁地区として整備される条件が整えられたことをうけ、1956(昭和31)年に東海財務局、中部地方建設局、愛知県、名古屋市を構成員とする郭内処理委員会が設置され、名城郭内の建築について法定の規制のほか委員会申合せ事項による制限を行うこととされた。その趣旨として「この地区は名古屋市の官公衙地区となって、政治、文化の中心となる地区であるので、全域に亘って、それに相応しい環境の保全、育成に万全の努力を払わねばならない。又都市計画公園を削除してこの計画が策定された根本精神にも反しないように建築物の外観、前庭は勿論、内庭も常に整備して都市の美観特に公園的雰囲気の醸成に各占有者が格段の尽力を傾けねばならない」とうたわれた。[64] なお、郭内処理委員会については本節4 郭内処理委員会 において詳述する。

1958(昭和33)年2月には官公庁地区の街区構成が計画され、それに合わせ名城公園も現中部地方整備局等が入居する合同庁舎のある三の丸二丁目5番となる街区およびその南側の道路となる区域などが削除された。一方、同年6月30日になってようやくキャッスルハイツ(アメリカ村)が返還された。さらに先行した名城公園の縮小変更に則した形で区画街路が同年10月に追加、変更され、かつて名城公園の一部であった外堀北側の帯状区域などが都市計画道路となった。このように基盤条件が整うとともに、国と県市の庁舎を名城郭内地区に集中させるという大略が確定したため、翌1959(昭和34)年に一団地の官公庁施設が都市計画決定された。

(2) 旧都市計画法下における一団地の官公庁施設の計画 [65]

① 当初決定(1959(昭和34)年10月19日)

一団地の官公庁施設が最初に都市計画決定されたのは1959(昭和34)年10月19日であった(建設省告示第1989号)。区域は三の丸一丁目2番街区の大部分ならびに三の丸二丁目および三の丸三丁目にわたり、面積は約 19.734ha であった。ただし三の丸二丁目の1番街区および三の丸三丁目の2番

63 「名城公園接収解除区域協議会事項」(昭和27年10月29日)
「旧野砲兵第3連隊敷地の処理協議会について」(昭和28年7月16日 東海財管2第571号)

64 「官公衙地区内の建築制限について」(郭内処理委員会 昭和31年2月14日)

65 前掲 34 名古屋市計画局・(財)名古屋都市センター「名古屋都市計画史」((財)名古屋都市センター 1999.3 pp. 485-489)

街区は除外された。三の丸二丁目 1 番街区が除かれたのは、この地には 1949（昭和 24）年に聖霊中学校、1952（昭和 27）年に聖霊高等学校が立地していたためであり、三の丸三丁目 2 番街区が除かれたのは、知事公舎等庁舎以外が立地していたことによる。[66]

一団地の官公庁施設の規制内容としては、建ぺい率は 35％以下、容積率は 100％以上、壁面線の位置は道路境界から原則 15mとされ、建築物の高さについては前面道路幅員が 50m以上の場合は 12m以上、50m未満の場合は 9m以上とされた。

計画書中の理由書には「名古屋市に於ける地方公共団体並びに国家機関の建築物及びこれに付帯する施設で集中すべきものと、位置及び環境共に好個の本地区にそれぞれ機能的に集合配置し一団地として総合的に計画」し「都市を象徴する内容形態に於て官公庁施設地区としての景観を整備し中部地方の首位都市としての機能と効果を十分発揮し得るよう」に決定すると表現されている。

なお、町名、街区番号については、**図 5.3.13** を参照されたい。

② 変更（1964（昭和 39）年 3 月 28 日）

一団地の官公庁施設は 1964（昭和 39）年 3 月 28 日に都市計画変更された（建設省告示第 961 号）。当初の都市計画決定後に団地と関連する都市計画道路の変更があったため、その変更に伴って団地自体も変更されたものである。具体的には団地を貫通する広路 9 号線（現大津町線）の線形変更とそれに伴う広路 8 号線支線第 1 号（現三の丸 5 号線）および広路 9 号線支線第 1 号（現三の丸 6 号線）の起点および延長の変更が 1961（昭和 36）年 9 月 26 日に行われ、さらに広路 3 号線（現新出来町線）の線形変更とそれに伴う広路 3 号線支線第 4 号（現三の丸 4 号線）の起点および延長の変更が 1962（昭和 37）年 2 月 12 日に行われたことである。この結果、団地の区域面積は約 19.91ha となった。

なお、三の丸二丁目 4 番街区には愛知県西庁舎のための特定街区が 1962（昭和 37）年 9 月 27 日に、同 3 番街区には名古屋市役所西庁舎のための特定街区が 1964（昭和 39）年 3 月 31 日に指定された。

(3) 新都市計画法下における一団地の官公庁施設の計画

一団地の官公庁施設は新都市計画法施行後の 1987（昭和 62）年 12 月 16 日に名城公園の変更とあわせて都市計画変更された（愛知県告示第 986 号）。

国の法務関係合同庁舎、その他の施設移転用地として名城東小園（三の丸二丁目 2 番街区）を充てるため、名城公園の都市計画公園区域から名城東小園の区域を削除する一方、同区域を一団地の官公庁施設に追加した。そして、代わりに東海農政局等の庁舎が存在している三の丸一丁目 2 番街区の大部分を一団地の官公庁施設から削除し、名城公園の都市計画公園区域に追加した。このときにあわせて、愛知県警本部本館が立地していた街区（聖霊学園跡地、三の丸二丁目 1 番街区）を新たに一団地の官公庁施設の区域に追加した。この結果、一団地の官公庁施設の区域面積は、約 19.7ha となった（**図**

66 「聖霊中学・聖霊高校のあゆみ」 http://www.seto-seirei-js.ed.jp/philosophy/history.html（2015/08/25 閲覧）

5.3.12)。なお、建ぺい率等の建築物の形態に係る制限については変更がなく、書式が新都市計画法による内容に改められた。

なお、以上のような都市施設の都市計画変更にあわせて、関連する街区における地域地区も変更された。すなわち、一団地の官公庁施設が削除されて名城公園の都市計画公園区域に追加された三の丸一丁目 2 番街区(北部の一部を除く)について、住居地域の容積率が 400%から 200%に変更され、併せて防火地域から準防火地域へ変更された。

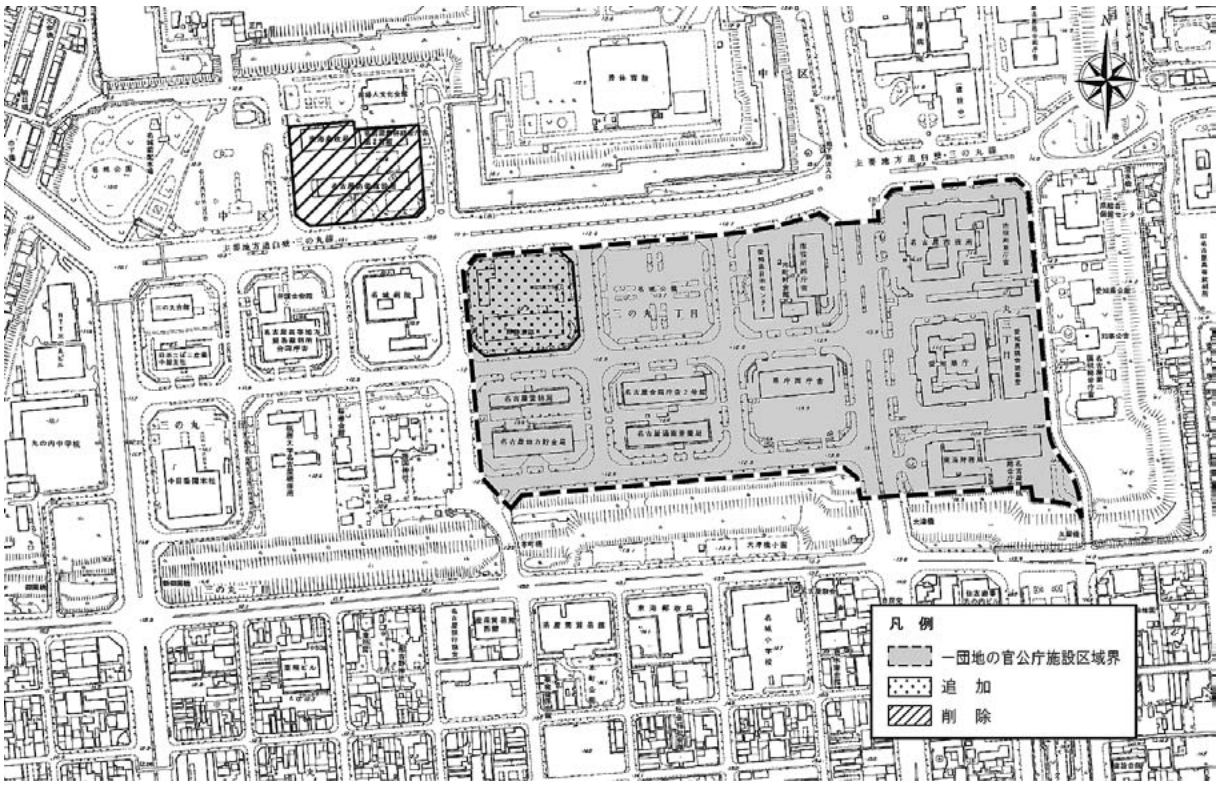

図 5.3.12 名城郭内団地の計画図(1987(昭和 62)年 12 月 16 日変更)

3 一団地の官公庁施設の整備

一団地の官公庁施設内の庁舎建築の一覧を**表 5.3.22** に示す。以下、時系列に従って建築時期の概要を記す。

一団地の官公庁施設が都市計画決定される以前から、三の丸三丁目には 1933(昭和 8)年に名古屋市役所本庁舎、1938(昭和 13)年に愛知県庁本庁舎が建築されていた。戦後になって、1949(昭和 24)年に名古屋聖霊学園、1952(昭和 27)年頃には人事院地方事務所、東海財務局庁舎、愛知県スポーツ会館などが三の丸地区内に建設され、次いで愛知県市町村会館、名古屋営林局庁舎などが建設された。

一団地の官公庁施設が都市計画決定された 1959(昭和 34)年には、名古屋地方貯金局庁舎(現名古屋貯金事務センター)が建設されており、その翌年に名古屋通商産業局庁舎(現中部経済産業総合庁舎)が建設された。

表 5.3.22 一団地の官公庁施設内の庁舎建築

街区		庁舎名称	構造	階数	竣工	建築面積	延面積	所在地
三の丸三丁目	1街区	名古屋市役所本庁舎	SRC	5F B1F	1933(S 8)	4,456㎡	25,732㎡	三の丸三丁目1-1
		名古屋市役所東庁舎	SRC	8F B3F	1985(S60)	2,242㎡	24,072㎡	三の丸三丁目1-1
		愛知県庁本庁舎	SRC	6F B1F	1938(S13)	4,666㎡	28,314㎡	三の丸三丁目1-2
		愛知県議会議事堂	SRC	5F B2F	1975(S50)	3,363㎡	19,681㎡	三の丸三丁目1-2
	3街区	東海財務局本館	SRC	4F B1F	1952(S27)	867㎡	4,006㎡	三の丸三丁目3-1
		東海財務局南館	RC	4F	1970(S45)	443㎡	1,814㎡	三の丸三丁目3-1
		東海財務局北館	RC	4F	1979(S54)	411㎡	1,685㎡	三の丸三丁目3-1
		名古屋国税総合庁舎	SRC	8F B2F	1967(S42)	1,571㎡	17,485㎡	三の丸三丁目3-2
三の丸二丁目	3街区	名古屋市役所西庁舎	SRC	12F B3F	1966(S41)	2,347㎡	39,689㎡	三の丸二丁目3-1
		自治センター	SRC	12F B3F	1985(S60)	1,945㎡	30,132㎡	三の丸二丁目3-2
	4街区	愛知県庁西庁舎	SRC	10F B3F	1964(S39)	3,704㎡	33,705㎡	三の丸二丁目4-1
	2街区	名古屋合同庁舎第1号館	SRC	11F B2F	1991(H 3)	1,864㎡	24,070㎡	三の丸二丁目2-1
	5街区	名古屋合同庁舎第2号館	SRC	8F B2F	1967(S42)	1,541㎡	15,812㎡	三の丸二丁目5-1
		名古屋合同庁舎第2号館 増築	SRC	8F B2F	1980(S55)	743㎡	8,505㎡	三の丸二丁目5-1
		名古屋合同庁舎第2号館 増築	SRC	上記の搭屋部分	1987(S62)	−	61㎡	三の丸二丁目5-1
		中部経済産業総合庁舎	RC	3F B1F	1960(S35)	1,838㎡	7,465㎡	三の丸二丁目5-2
		中部経済産業総合庁舎 増築	RC	上記の4F部分	1970(S45)	157㎡	1,847㎡	三の丸二丁目5-2
		中部経済産業総合庁舎(倉屋建)	RC	1F	1970(S45)	668㎡	668㎡	三の丸二丁目5-2
		中部経済産業総合庁舎(雑屋建)	S	1F	1960(S35)	52㎡	52㎡	三の丸二丁目5-2
	1街区	愛知県警察本部本館	SRC	9F B3F	1970(S45)	2,573㎡	32,606㎡	三の丸二丁目1-1
		愛知県警察本部北館	SRC RC S	11F B3F	1993(H 5)	2,169㎡	29,131㎡	三の丸二丁目1-1
	6街区	愛知県庁三の丸庁舎	SRC RC	8F B3F	1997(H 9)	1,792㎡	25,602㎡	三の丸二丁目6-1
		名古屋貯金事務センター	SRC RC	5F B1F	1959(S34)	2,823㎡	13,805㎡	三の丸一丁目6-2
三の丸一丁目	2街区 *	名古屋農林総合庁舎	RC	4F B1F	1964(S39)	1,347㎡	6,6636㎡	三の丸一丁目2-2
		名古屋農林総合庁舎第二号館	RC	4F B1F	1977(S52)	872㎡	3,700㎡	三の丸一丁目2-2
		独立行政法人水資源機構中部支社	RC	5F B1F	1974(S49)	713㎡	3,847㎡	三の丸一丁目2-1

＊ 三の丸一丁目2街区は、1987(昭和62)年12月16日の都市計画変更により、一団地の官公庁施設から削除されている。

一団地の官公庁施設が都市計画変更された 1964(昭和 39)年には、東海農政局庁舎(現名古屋農林総合庁舎)および愛知県庁西庁舎が建設され、1966(昭和 41)年には名古屋市役所西庁舎、その翌年には中部地方建設局等が入居する名古屋合同庁舎第 2 号館および名古屋国税総合庁舎が建設された。

新都市計画法施行後の 1970(昭和 45)年には、名古屋聖霊学園が移転した跡に愛知県警察本部本館が建設された。また、東海財務局南館の建設、名古屋通商産業局庁舎(現経済産業省中部経済産業局庁舎)の増築が行われた。その後、一団地の官公庁施設が都市計画変更される 1987(昭和 62)年までには、水資源開発公団庁舎(現独立行政法人水資源開発機構庁舎)、愛知県議会議事堂、名古屋農林総合庁舎第 2 号館、東海財務局北館、名古屋市役所東庁舎、自治センターが建設されたほか、名古屋合同庁舎第 2 号館の増築が行われた。

その後、1987(昭和 62)年に一団地の官公庁施設が都市計画変更される発端となった名古屋合同庁舎第 1 号館が 1991(平成 3)年に建設され、愛知県警察本部北館が 1993(平成 5)年に建設された。さらに愛知県庁三の丸庁舎が名古屋営林局庁舎の跡地に 1997(平成 9)年に建設された。

4 郭内処理委員会

(1) 概要

郭内処理委員会が設置されたのは1956(昭和31)年2月14日である。1953(昭和28)年10月の都市計画変更をはじめ徐々に名城公園の区域から削除されるまでは、都市計画公園の区域であったことなどを理由として、郭内の庁舎建築について法定の規制のほか、申し合わせ事項による制限を行っているものである。郭内処理委員会は東海財務局、中部地方建設局(現中部地方整備局)、愛知県、名古屋市で構成され、所管担当は庁舎の建設・管理や都市計画に関わる部署である。

郭内処理委員会が対象とする区域は設立当初よりも拡大され、現在は**図 5.3.13** に示すように一団地の官公庁施設の区域よりも広く、ほぼ三の丸エリアを包含している。

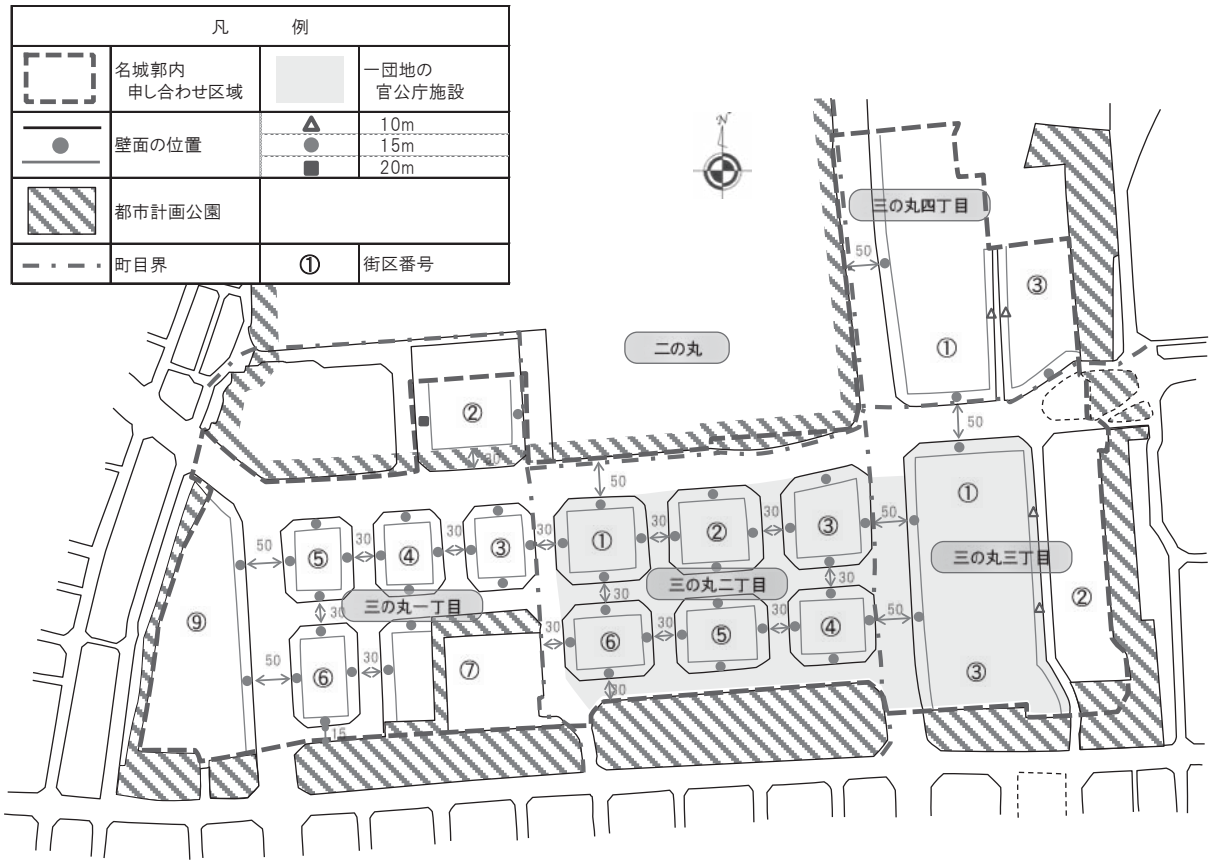

図 5.3.13 名城郭内申合せ区域図(2001(平成13)年2月現在)

(2) 申し合わせ事項の変遷と内容[67]

申し合わせ事項の内容は、新都市計画法施行後の1975(昭和50)年4月24日に最初の修正が行われた。具体的には、対象区域に三の丸三丁目1番街区、同2番街区、三の丸四丁目1番街区、同3番街区が追加された。また、事務手続きについて明記し、その中で窓口を名古屋市の都市計画課とすること

67 郭内処理委員会申し合わせ事項(最終修正昭和62年12月21日)

がうたわれた。さらに事務手続きに関し、原則的な郭内処理委員会の運用を会議開催から事務連絡による意見聴取に変更する修正が1976(昭和51)年11月5日に行われた。1987(昭和62)年には、三の丸一丁目の道路廃止に伴う壁面線の廃止(愛知県図書館関連)、三の丸二丁目2番街区への壁面線の指定(名古屋合同庁舎第1号館関連)、三の丸一丁目7番街区への壁面線の指定(家庭・簡易裁判所合同庁舎等関連)、三の丸四丁目街区への壁面線の指定(国立病院、法務合同庁舎関連)等を追加する修正が行われた。その後は基本的な内容の変更はないが、関連する都市計画制度変更に伴う改正や組織変更に伴う構成員の変更改正が行われた。

以下に申し合わせ事項の内容を掲げる(2001(平成13)年2月現在)。

ⅰ 設計については事前に県・市に協議の上、了解を得ること。

ⅱ 壁面線の位置は、別図(**図 5.3.13**)のとおりとし、この間を前庭とすること。
但し、玄関に限り突出部をつくることができる。この場合でも壁面の位置から8mを超えてはならない。

ⅲ 前庭の形式については、別図(省略)のとおりである。
なお、新設及び管理の所要経費は、各占有者の負担とし、その工事は市と協議の上、施工するものとする。

ⅳ 内庭(建築物に囲まれた内側の庭)については特別の規定はないが、できるだけ多くの空地を残し努めて緑化すること。

ⅴ 建築物の高さは、50m道路に沿う地区は4階以上、その他は3階以上とすること。

ⅵ 電線等は総て地下埋設とすること。

ⅶ 敷地境界等には囲墻(いしょう)の類を設けてはならない。

ⅷ 倉庫、ガレージ等の付属建物は本館と一体をなして、その外観も同一意匠であること。

ⅸ ガレージ等は街路に暴露する位置に設けてはならない。

ⅹ この建築物は住居の用に供してはならない。但し、管理上宿泊することはこの限りではない。

このような法定外任意協定的な申し合わせに基づく自主的な建築ルールは、今日的な用語で言えば、建築協定・地区計画とアーバンデザインのガイドラインをあわせたような性格であり、意欲的・先駆的な内容といえるだろう。

(3) 郭内処理委員会の対象区域と一団地の官公庁施設の区域

① 経緯

本節2(1) 一団地の官公庁施設の都市計画決定に至る経緯 に記したように、三の丸地区を含む名城地区一帯は1947(昭和22)年5月6日に名城公園として都市計画決定された(三の丸三丁目を除く)。その後、一団地の官公庁施設の区域に大きく関わる変更として1950(昭和25)年に三の丸四丁目一帯などが、1953(同28)年同一丁目および同二丁目の一部が、1954(同29)年に同一丁目の一部が、1958(同33)年に同二丁目の一部がそれぞれ公園区域から削除され、名城公園計画区域のうち三の丸地区において、官公庁、病院、道路等の敷地となった。さらに、1974(昭和49)年、1983(昭和58)年、1987(昭和62)年にも三の丸地区で名城公園の削除、追加がされている。

一方、郭内処理委員会は 1956（昭和 31）年 2 月 14 日に設置され、申し合わせに基づく規制が開始された。当初の対象区域には三の丸三丁目、同四丁目が含まれていなかったが、1975（昭和 50）年に拡大されて**図 5.3.13** に示したようにほぼ三の丸地区全体（三の丸一丁目 1 番街区、同 2 番街区の一部、三の丸四丁目の一部を除く）となっている。

一団地の官公庁施設は三の丸一丁目から三の丸三丁目にかけてそれぞれの一部約 19.734ha をもって 1959（昭和 34）年 10 月 19 日に決定された。その後二度の区域変更が行われ、現在は三の丸二丁目の全部と三の丸三丁目の一部約 19.7ha となった。

① 区域が異なる理由

三の丸地区では占領軍の接収解除等を契機に、徐々に公的な建築を認めていくこととなり、関係者間で協議会が設けられていたが、その後名城公園の区域から削除されたことから、当初都市計画公園として決定した趣旨と大きく違わぬような地区となるような制限を課すことが妥当との判断が関係者間で了解されて、郭内処理委員会が設置されることとなった。

その後、三の丸地区の国、県、市の官公庁施設立地の大略が決定したために、より強力な公法規制としての一団地の官公庁施設を決定することとされたが、公法規制であるだけに官公庁施設以外が既存立地している街区や利用計画が不確定な街区も含めることには抵抗があった。その結果、一団地の官公庁施設の区域としては、庁舎の立地が確実な区域に限定し、その他の区域については名城公園の変更経過を見てもわかるように様々な変遷があり、任意申合せによる緩やかな規制を維持することとしたのであろう。また、一団地の官公庁施設と郭内処理委員会のそれぞれが目的とするものがそもそも同じではないことが区域の違いに表れているものと考えられる。

第６編
市街地開発事業等

第１章　土地区画整理事業

第1節　土地区画整理事業関連法制・事業制度の経緯 …… 第6編第1章　－205
第2節　土地区画整理事業による名古屋市の市街地形成過程概観　－215
第3節　公共団体等施行土地区画整理事業の計画　－225
第4節　公共団体等施行土地区画整理事業の施行　－243
第5節　特定土地区画整理事業等の計画　－304
第6節　特定土地区画整理事業等の施行　－317
第7節　組合等施行土地区画整理事業　－329
コラム　戦災復興土地区画整理事業　－348
コラム　仮使用地、換地予定地、仮換地　－349
コラム　名古屋方式　－350

第２章　都市再開発

第1節　都市再開発の概念と分類 …… 第6編第2章　－351
第2節　都市再開発法制の動向　－357
第3節　高度利用地区と再開発地区計画　－381
第4節　都市再開発基本計画と都市再開発方針　－390
第5節　市街地再開発事業の計画　－403
第6節　不燃化・防災等に関する事業　－441
第7節　住環境整備に関する事業　－494
第8節　住宅供給に関する事業　－501
コラム　改良、改造、改善、再開発　－510
コラム　まちづくりと国際会議　－511

第３章　開発行為

第1節　開発行為制度制定経過と制度の概要 …… 第6編第3章　－512
第2節　名古屋市における開発行為　－525

第４章　地区総合整備

第1節　地区総合整備への取り組み …… 第6編第4章　－551
第2節　地区別の取り組み　－563
第3節　地区総合整備が果たした役割　－628
コラム　「まちづくり」という用語　－637
コラム　金山南ビル　－638

第1章　土地区画整理事業

第１節　　土地区画整理事業関連法制・事業制度の経緯

土地区画整理事業は、かつて「都市計画法」（大正 8 年法律第 36 号）に根拠を有し、「耕地整理法」（明治 42 年法律第 30 号）を準用するかたちで運用されていた。1949（昭和 24）年に耕地整理法が「土地改良法」（昭和 24 年法律第 195 号）に全面改正され、「土地改良法施行法」（昭和 24 年法律第 196 号）によって耕地整理法が廃止された後も同法を準用するという変則的な運用がなされていた。1954（昭和 29）年になってはじめて土地区画整理事業の根拠を単独で規定する「土地区画整理法」（昭和 29 年法律第 119 号）が制定された。

土地区画整理法制定以前にさかのぼり、戦後からの土地区画整理事業関連法制・事業制度の概略の経緯をたどると次のとおりである。

1　法制度

土地区画整理法施行以降の主な改正内容についてみると、1959（昭和 34）年に公共施設管理者負担金制度、1963（昭和 38）年に無利子貸付金制度が創設されるなど事業執行を円滑に促進するための制度が設けられている。その後、1975（昭和 50）年には大都市圏における宅地需要圧力に応ずるための「大都市法」（昭和 50 年法律第 67 号）が制定され、一定期間経過後の公共関与や申し出に基づき換地照応原則を例外適用する柔軟な換地設計などの施策が導入された。1988（昭和 63）年には個人施行・組合施行を施行しやすくするための同意施行制度・参加組合員制度が導入されている。そのほかにも 1993（平成 5）年には施行地区内の市街化進展を促す住宅先行建設区制度が、1999（平成 11）年には市街地再開発事業との一体的施行制度などが取り入れられている。名古屋市においては、参加組合員制度、住宅先行建設区制度、市街地再開発事業との一体的施行制度については実施例をみていないが、他の制度についてはいずれも実施例を有している。

1946（昭和 21）年 9 月 11 日	「特別都市計画法」（昭和 21 年法律第 19 号）公布（即日施行） （戦災復興土地区画整理事業施行のための特別法）
1949（昭和 24）年 5 月 16 日	特別都市計画法改正（昭和 24 年法律第 71 号）公布（即日施行） （1 割 5 分までの無償減歩→減価補償制度）
1949（昭和 24）年 6 月　6 日	土地改良法公布（施行は同年 8 月 8 日） 土地改良法施行法公布（施行は同年 8 月 8 日） （土地改良法施行法に基づき耕地整理法廃止）
1954（昭和 29）年 5 月 20 日	土地区画整理法公布 （施行は 1955（昭和 30）年 4 月 1 日）
1959（昭和 34）年 4 月　1 日	土地区画整理法改正（昭和 34 年法律第 90 号）公布（施行は同年 4 月 23 日） （公共施設管理者負担金制度創設等）

1963（昭和 38）年 4 月　1 日	土地区画整理法改正（昭和 38 年法律第 75 号）公布（即日施行） （土地区画整理組合無利子貸付金制度創設等）
1975（昭和 50）年 7 月 16 日	大都市法公布（施行は同年 11 月 1 日） （土地区画整理促進区域、特定土地区画整理事業の創設等）
1988（昭和 63）年 5 月 24 日	土地区画整理法改正（昭和 63 年法律第 63 号）公布（施行は同年 11 月 15 日） （個人施行者制度の拡充、参加組合員制度の創設等）
1989（平成 元）年 6 月 28 日	「大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法」（平成元年法律第 61 号）（以下「宅鉄法」という）公布（施行は同年 9 月 27 日）
1993（平成　5）年 5 月　6 日	土地区画整理法等改正（平成 5 年法律第 34 号）公布（即日施行（一部「政令で定める日からの施行」あり） （住宅先行建設区制度の創設等）
1999（平成 11）年 3 月 31 日	都市開発資金の貸付けに関する法律等の改正（平成 11 年法律第 25 号）公布（即日施行（一部「政令で定める日からの施行」あり） （土地区画整理事業と市街地再開発事業の一体的施行制度創設等）

2　施行者の拡充等

土地区画整理事業の施行者となり得る主体は、事業の公共性から土地区画整理法上限定列挙されている。立法当初は個人施行者、土地区画整理組合、地方公共団体、建設大臣および国の事務を機関委任された地方行政庁（都道府県知事、市町村長）であった。

その後、日本住宅公団をはじめとして宅地開発に係わる各種の国の施策を担う公団が設立されるにつれてそれらの公団が土地区画整理事業の施行者として追加されていった。一方でこうした公団が経済社会情勢の変化に伴って統合改廃されることにあわせて施行者も改正された。また、1982（昭和 57）年には地方住宅供給公社も追加となっている。

1999（平成 11）年には、「地方分権一括法」（平成 11 年法律第 87 号）により機関委任事務が廃止され、これに伴って行政庁施行が廃止された。従前の行政庁施行土地区画整理事業は公共団体施行土地区画整理事業に移行することとなった。

2005（平成 17）年には、都市再生特別措置法等改正により、区画整理会社が追加されている。

名古屋市においては、建設大臣、愛知県知事、地域振興整備公団、宅地開発公団、地方住宅供給公社、区画整理会社を除くすべての実施例がある。

① 「土地区画整理法」当初公布時（昭和 29 年 5 月 20 日）
　　個人施行者、土地区画整理組合、都道府県、市町村、
　　建設大臣、都道府県知事、市町村長
② 「日本住宅公団法」（昭和 30 年 7 月 8 日法律第 53 号）
　　日本住宅公団を追加
③ 「地域振興整備公団法」（昭和 49 年 6 月 1 日法律第 69 号）
　　地域振興整備公団を追加
④ 「宅地開発公団法」（昭和 50 年 6 月 25 日法律第 45 号）
　　宅地開発公団を追加
⑤ 「住宅・都市整備公団法」（昭和 56 年 5 月 22 日法律第 48 号）
　　日本住宅公団と宅地開発公団統合による住宅・都市整備公団発足に伴う
　　変更
⑥ 土地区画整理法改正（昭和 57 年 5 月 21 日法律第 52 号）
　　地方住宅供給公社を追加
⑦ 「都市基盤整備公団法」（平成 11 年 6 月 16 日法律第 76 号）
　　住宅・都市整備公団と地域振興整備公団の一部の統合による都市基盤整
　　備公団発足に伴う変更
⑧ 「地方分権一括法」（平成 11 年 7 月 16 日法律第 87 号）
　　行政庁（都道府県知事・市町村長）施行を廃止
⑨ 「独立行政法人都市再生機構法」（平成 15 年 6 月 20 日法律第 100 号）
　　独立行政法人都市再生機構発足に伴う変更
⑩ 都市再生特別措置法等改正（平成 17 年 4 月 27 日法律第 34 号）
　　区画整理会社を追加

3　事業制度等

事業制度については上記の法改正による新規制度の創設のほか、法運用に基づくものや要綱等によるものがある。その中には、土地区画整理事業の施行を円滑にするための各種の補助制度の創設・拡充がある。さらに事業上の隘路を打開するためや、特定の行政目的を実現するために工夫をこらした各種の事業制度が提起されてきた。以下、時系列に沿ってその概要を示す。

1956（昭和 31）年度	都市改造事業 [1] （土地区画整理事業による幹線街路整備に対する国庫補助制度創設）
1959（昭和 34）年度	公共団体施行の宅造型土地区画整理事業に対する起債制度

[1] 「都市改造事業について」（昭和 32 年 7 月 26 日　建設計発第 225 号　建設省計画局長通牒）

1965（昭和 40）年度	公共団体区画整理補助事業 [2] （道路整備特別会計による補助）
1970（昭和 45）年度	組合施行土地区画整理事業に対する間接国庫補助制度創設 [3] （道路整備特別会計による補助）
1982（昭和 57）年度	段階土地区画整理事業 [4] （営農希望者について換地処分後に工事を実施）
1983（昭和 58）年度	沿道区画整理型街路事業 [5] （公共施設管理者負担金制度を活用した都市計画街路事業）
1986（昭和 61）年度	業務代行方式 [6] （民間デベロッパー等が保留地取得を条件に組合から土地区画整理事業業務を受託する方式）
1987（昭和 62）年度	ふるさとの顔づくりモデル土地区画整理事業 [7] （道路整備特別会計によるグレードアップ費用補助）
1988（昭和 63）年度	田園居住区整備事業 [8] （市街化調整区域内の集落地区における土地区画整理事業について調査設計費に関する一般会計補助制度創設）
1989（平成 元）年度	立体換地促進事業 [9] （立体換地建築物の共同施設整備費に関する一般会計補助）

[2]「公共団体区画整理補助事業の施行について」（昭和 41 年 2 月 17 日　建都区発第 5 号　建設省都市局区画整理課長通達）
1966（昭和 41）年の原通達では都市改造事業の名称を維持しており、1969（昭和 44）年に公共団体区画整理補助事業と名称変更している。

[3]「組合区画整理補助事業の執行について」（昭和 45 年 6 月 8 日　建設省都区発第 28 号　建設省都市局長通達）
昭和 50 年 11 月 1 日建設省都区発第 46 号　区画整理課長通達「土地区画整理補助事業の執行について」にて公共団体施行と組合施行の補助を一つの通達でまとめている。

[4]「段階土地区画整理事業の施行について」（昭和 57 年 8 月 13 日　建設省都区発第 53 号　区画整理課長通達）

[5]「土地区画整理法による公共施設管理者の負担金制度を活用した都市計画街路事業の推進について」（昭和 58 年 6 月 15 日　建設省都街発第 17 号　建設省都区発第 26 号　建設省都市局街路課長・建設省都市局区画整理課長通達）

[6]「業務代行方式の組合土地区画整理事業の促進について」（昭和 61 年 8 月 1 日　建設省都区発第 42 号建設省都市局区画整理課長通達）

[7]「土地区画整理事業による個性ある街づくりの推進について」（昭和 62 年 5 月 26 日　建設省都区発第 32 号　建設省都市局区画整理課長通達）

[8]「田園居住区整備事業補助金交付要綱について」（昭和 63 年 6 月 16 日　建都計発第 67-2 号、建都計発第 61-2 号　建設省都市局長通達）
「田園居住区画整理事業（田園土地区画整理事業）の創設（一般会計）」（「区画整理」 Vol. 30，No. 10　1987.10）

[9] 越海興一「立体換地促進事業の創設について」（「区画整理」 Vol. 33，No. 2　1990.2）
「立体換地促進事業制度要綱について」（平成元年 5 月 28 日　建設省都区発第 25-2 号　建設事務次官通達）

1989（平成 元）年度	一体型土地区画整理事業 [10] （宅鉄法に基づく宅地と鉄道を一体的に整備する特例措置）
1990（平成　2）年度	新市街地土地利用転換促進事業 （市街化区域内農地等の低未利用地を対象とする土地区画整理事業について調査設計費に関する一般会計補助）
1991（平成　3）年度	街区高度利用推進事業 [11] （低未利用な既成市街地において再開発等を推進する土地区画整理事業の事業費等に関する一般会計補助制度創設）
1994（平成　6）年度	緑住区画整理事業（緑住まちづくり推進事業）[12] （市街化区域内の宅地化農地の計画的市街化を図る小規模土地区画整理事業の事業費等に関する一般会計補助） 街区高度利用推進事業を街区高度利用土地区画整理事業に改称
1995（平成　7）年度	連鎖型土地区画整理事業 [13] （既成市街地における小規模な土地区画整理事業を順次実施する）
1996（平成　8）年度	安全市街地形成土地区画整理事業 [14] （都市計画街路を含まない既成市街地の土地区画整理事業の事業費に関する一般会計補助）
1997（平成　9）年度	敷地整序型土地区画整理事業 [15] （基盤整備済みの既成市街地における敷地の集約化を主眼とした土地区画整理事業）

[10] 建設省都市局区画整理課「『大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法』の施行について」（「区画整理」 Vol. 32, No. 11 1989.11）

[11] 「街区高度利用推進事業制度要綱について」（平成 3 年 4 月 11 日 建設省都区発第 20 号 建設事務次官通達）
建設省都市局区画整理課「『土地区画整理事業と建築物整備事業』制度の現状と課題について」（「区画整理」 Vol. 34, No. 5 1991.5）

[12] 矢島 隆「大都市地域の市街化区域内農地の計画的宅地化のための土地区画整理事業の推進」（「新都市」 Vol. 48, No. 4 1994.4）
「緑住まちづくり推進事業の実施細目について」（平成 6 年 6 月 23 日 建設省都区発第 48 号 建設省都市局区画整理課長通達）

[13] 「連鎖型土地区画整理事業の実施について」（平成 7 年 4 月 1 日 建設省都区発第 28 号 建設省都市局長通達）

[14] 建設省都市局区画整理課「安全市街地形成土地区画整理事業の創設など」（「区画整理」 Vol. 39, No.7 1996.7）
「安全市街地形成土地区画整理事業費補助交付要綱の制定について」（平成 8 年 5 月 10 日 建設省都区発第 30 号 建設省都市局長通達）

[15] 建設省都市局区画整理課「都心居住に資する土地区画整理事業の推進について」（「区画整理」 Vol. 40, No. 7 1997.7）
「既成市街地の低未利用地に係る小規模な土地区画整理事業の技術的基準の運用方針について」（平成 9 年 4 月 18 日 建設省都区発第 30 号 建設省都市局区画整理課長通達）

1998（平成 10）年度　　街なか再生土地区画整理事業 [16]
（中心市街地活性化法に基づく基本計画に位置づけられる区域内で、低未利用地の集約化、商店街の集約・再編等を促進するために街区高度利用土地区画整理事業を拡充して創設）

1998（平成 10）年度　　沿道整備街路事業 [17]
（地方公共団体等の同意施行者が、主に都市計画道路整備のために公共施設管理者負担金制度を活用して先行買収と換地を組み合わせて行う土地区画整理事業）

1998（平成 10）年度　　都市再生土地区画整理事業 [18]
（一般会計補助を統合）

これらについて、名古屋市における実施例等との関係を**表 6.1.1** に示す。

[16] 建設省都市局区画整理課「街なか再生に資する面整備事業」（「新都市」 Vol. 52, No. 3　1998.3）

[17] 建設省都市局区画整理課「沿道整備街路事業について」（「区画整理」 Vol. 42, No. 8　1999.8）
「敷地レベルの区画整理手法を活用した負担金街路事業による都市計画道路の整備の推進について」（平成 11 年 3 月 26 日　建設省都街発第 29 号　建設省都区発第 20 号　建設省都市局街路課長・建設省都市局区画整理課長通達）

[18] 建設省都市局区画整理課「都市再生区画整理事業（一般会計補助）の制度要綱等について」（「区画整理」 Vol. 42, No. 7　1999.7）

表 6.1.1　土地区画整理事業制度と名古屋市の実施例

分類	事業名	制度根拠等	創設年度	概要	名古屋市の例など
土地区画整理法以外の法律で位置づけられている事業	1 特定土地区画整理事業	大都市法	1975(S50)	大都市の住宅宅地需要に対応 土地区画整理促進区域内で施行 事業化義務など促進策	徳重西部 志段味4地区 新家　大高南
	2 農住組合土地区画整理事業	農住組合法	1980(S55)	農住組合が個人施行者として行う土地区画整理事業	—
	3 田園土地区画整理事業	集落地域整備法 事務次官通達[1]	1987(S62) 1988(S63)	市街化調整区域内で集落地区計画等の決定区域において田園居住区整備事業として実施	—
	4 一体型土地区画整理事業	宅鉄法	1989(H元)	申し出換地を活用して宅地開発と鉄道整備を一体的に推進	— （つくばエクスプレス沿線地区のみ）
	5 拠点整備土地区画整理事業	地方拠点都市地域整備産業業務施設再配置法 課長通達[2]	1992(H 4) 1994(H 6)	地方拠点都市地域の拠点業務市街地整備土地区画整理事業促進区域内	— （名古屋市は対象外）
土地区画整理法の運用に基づく事業	6 段階土地区画整理事業	課長通達[3]	1982(S57)	市街化の進展に応じて段階的に事業を実施	—
	7 業務代行土地区画整理事業	課長通達[4]	1986(S61)	民間事業者が保留地取得を条件に組合から受託して業務を代行	—
	8 同意施行土地区画整理事業	土地区画整理法改正	1988(S63)	公団公社等公的団体が権利者の同意を得て実施（個人施行）	那古野一丁目 鳴海地区
	9 住宅先行建設区制度	土地区画整理法改正	1993(H 5)	申し出換地を活用して住宅先行建設区に早期のコミュニティ形成	—
	10 敷地整序型土地区画整理事業	課長通達[5]	1997(H 9)	既成市街地内で一定の基盤整備済の地域において技術的基準の弾力的運用により敷地レベルの整序で土地の有効利用推進	那古野一丁目
補助金の運用に基づく事業	11 公共団体区画整理事業	課長通達[6]	1965(S40)	公共団体が施行する一定規模以上の土地区画整理事業で、一定条件に合致する都市計画道路の整備など	新出来、筒井、葵、有松、大高駅前、ささしまライブ24
	12 沿道区画整理型街路事業	課長通達[7]	1983(S58)	公共施設管理者負担金を活用して都市計画街路と沿道宅地の一体的整備	—
	13 沿道整備街路事業	課長通達[8]	1998(H10)	敷地レベルにおいて同意施行により沿道区画整理型街路事業と同様な手法で街路と宅地を一体整備	鳴海地区
	14 ふるさとの顔づくりモデル土地区画整理事業	課長通達[9]	1987(S62) 1998(H10) 全面改正	地域の発意と創意に基づき、潤いのある生活環境の創造と地域経済の活性化に配慮して個性的で魅力ある市街地形成を図る	大曽根 有松
	15 都市再生土地区画整理事業	局長通達[10]	1998(H10)	既成市街地における一般会計土地区画整理事業補助を整理統合	
	安全市街地形成型	局長通達[11]	1996(H 8)	密集市街地の解消	下之一色南部
	被災市街地復興型	局長通達[12]	1994(H 6)	被災市街地の復興	
	街なか再生型	課長通達	1998(H10)	地方都市等の中心市街地の活性化	
	街区高度利用型	事務次官通達[13]	1991(H 3)	大都市の土地の有効高度利用	
	緑住まちづくり型	課長通達[14]	1994(H 6)	三大都市圏の市街化区域内農地の計画的宅地化	御膳洞、森下、江松中部、初日、赤松北部
	立体換地促進事業	事務次官通達[15]	1989(H元)	立体換地土地区画整理事業は上記各事業の一部として実施	— （春日井市勝川駅前に例あり）

1「田園居住区整備事業制度要綱について」(昭和63年6月16日　建設省都計発第67号　建設事務次官通達)
2「地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律に規定する拠点業務市街地整備土地区画整理促進区域及び拠点整備土地区画整理事業等地方拠点都市地域の整備について」
(平成6年12月20日　建設省都計発第158号、同都区発第82号　都市計画課長・区画整理課長通達)
3「段階土地区画整理事業の施行について」(昭和57年8月13日　建設省都区発第53号　区画整理課長通達)
4「業務代行方式の組合土地区画整理事業の促進について」(昭和61年8月1日　建設省都区発第42号　区画整理課長通達)
5「既成市街地の低未利用地に係る小規模な土地区画整理事業の技術的基準の運用方針について」
(平成9年4月18日　建設省都区発第30号　区画整理課長通達)
6「公共団体区画整理補助事業の施行について」(昭和41年2月17日　建設省都区発第5号　区画整理課長通達)
7「土地区画整理法による公共施設管理者の負担金制度を活用した都市計画街路事業の推進について」
(昭和58年6月15日　建設省都街発第17号、同都区発第26号　街路課長・区画整理課長通達)
8「敷地レベルの区画整理手法を活用した負担金街路事業による都市計画道路の整備の推進について」
(平成11年3月26日　建設省都街発第29号、同都区発第20号　街路課長・区画整理課長通達)
9「土地区画整理事業による個性ある街づくりの推進について」
(昭和62年5月26日　建設省都区発第32号　区画整理課長通達)
10「都市再生区画整理事業制度要綱の制定について」(平成11年3月19日　建設省都区発第15号　都市局長通達)
11「安全市街地形成土地区画整理事業制度要綱の制定について」(平成8年5月10日　建設省都区発第29号　都市局長通達)
12「被災市街地復興土地区画整理事業制度要綱について」(平成7年2月28日　建設省都区発第15号　都市局長通達)
13「街区高度利用推進事業制度要綱について」(平成3年4月11日　建設省都区発第20号　建設事務次官通達)
14「緑住まちづくり推進事業の実施細目について」(平成6年6月23日　建設省都区発第48号　区画整理課長通達)
15「立体換地促進事業制度要綱について」(平成元年5月28日　建設省都区発第25-2号　建設事務次官通達)

4　土地区画整理事業にかかる都市計画中央審議会答申

都市計画中央審議会答申の中には、土地区画整理事業の法制や事業制度の創設や改正の基礎となった内容が少なくない。以下に主な答申内容を概観しておく。

(1)　1970(昭和 45)年 8 月 7 日第 2 号答申 [19]

本答申は新都市計画法施行直後になされた諮問に対する答申であり、区域区分に従い、市街化区域の計画開発について土地区画整理事業を推進するために次のような方針を明らかにしている。

対象地区に応じ、適切な主体による推進を図る。

既成市街地	→	地方公共団体・行政庁
既成市街地縁辺部	→	地方公共団体・組合
新市街地	→	地方公共団体・日本住宅公団・組合

新市街地については、①根幹都市施設整備を目的とする根幹区画整理事業、②地区住民の利便に供される公共施設の整備および宅地の利用増進を図ることを目的とする住区区画整理事業、③住宅地の大量整備等を目的とする大規模新市街地区画整理事業の 3 種に区分している。

①については地方公共団体施行、②については組合施行を中心としている。③はいわゆるニュータウン建設を想定しており、従来の日本住宅公団施行に加えて地方公共団体施行の必要性をうたっている。21 世紀以降の潮流からは隔世の感があるが、大都市圏における宅地需要が旺盛であった当時の方針であることを思わせる内容である。

本答申は主に方針を示すにとどまり、直接、新規制度創設にはつながっていない。

(2)　1973(昭和 48)年 7 月 23 日第 6 号答申 [20]

1972(昭和 47)年に始まる列島改造ブームは地価高騰を引き起こし、これに対処するための大都市圏の宅地供給促進策が必要とされた。1973(昭和 48)年 4 月に都市計画中央審議会に諮問がなされ、3 か月の短期間審議の末に答申された。

答申内容の主なものとして、宅地開発促進地域制度・住宅街区整備事業制度等の創設、一団地の住宅施設制度の活用がある。

本答申を基にして、土地区画整理促進区域(特定土地区画整理事業制度)・住宅街区整備事業等を盛った大都市法が 1975(昭和 50)年 7 月 16 日に公布された(施行は同年 11 月 1 日)。

---

[19] 「都市計画審議会答申」(「新都市」 Vol. 24, No. 9 1970.9)

[20] 「大都市地域の市街化区域内における農地等の市街化を促進するための制度のあり方についての答申」(1973(昭和 48)年 7 月 23 日)

(3) 1987(昭和 62)年 1 月 23 日第 15 号答申 [21]

「良好な市街地の形成を図るための都市整備の具体的方策」について 1982(昭和 57)年 1 月に包括的に諮問がなされ、そのうち 「都市近郊集落の計画的な整備を図るための方策」について 1987(昭和 62)年 1 月に第 2 次中間答申が出された。

その中の方策のひとつとして、市街化調整区域内の土地区画整理事業等の実施がうたわれており、答申結果を反映して 1988(昭和 63)年度には田園居住区整備事業が創設されている。

(4) 1992(平成 4)年 12 月 9 日第 22 号答申 [22]

バブル反転が明らかとなった時点の 1991(平成 3)年末に「土地区画整理事業による市街地整備のための方策」について都市計画中央審議会に諮問がなされ、ほぼ 1 年後に次の内容を含む答申がなされた。

- 土地区画整理事業施行地区における宅地利用促進方策
- 市街化区域内農地への適切な対応方策(宅地利用促進区など)
- 建築物整備と一体となった土地区画整理事業の推進(高度利用促進区など)
- 密集市街地における土地区画整理事業の推進方策(ツイン区画整理 ※ など)
- 地域の特性に応じた市街地の整備水準のあり方

本答申結果を反映して、住宅先行建設区制度の創設等を盛りこんだ土地区画整理法等改正が 1993(平成 5)年 5 月 6 日に公布施行された。

※ ツイン区画整理とは、「密集市街地と新市街地を対にし、新市街地側工区への申出・同意による換地を行う区画整理」をいう。(都市計画中央審議会第 22 号答申、1992(平成 4)年 12 月 9 日)
同答申の解説によれば次のとおりである。
「密集市街地において換地等の面積を確保し、多様な権利者の要望に的確に対応するため、密集市街地の減価補償金地区等と新市街地の区域を一つの土地区画整理事業施行地区とし、工区に区分して密集市街地内の一部の宅地を申出により工区間換地として新市街地に定めることにより、密集市街地における都市機能更新と新市街地における計画的市街地整備及び宅地利用の促進を図る」ものである。(「新都市」1993. 3 脚注 22)

(5) 1997(平成 9)年 6 月 9 日第 26 号答申 [23]

「都市交通及び市街地の整備のあり方並びにその推進方策」について 1996(平成 8)年 1 月に都市計画中央審議会に諮問がなされ、ほぼ1年半後に市街地整備に関しては次の内容を含む答申がなされた。

- 公民共同のまちづくりシステムの確立
- まちづくりのノウハウの充実や市街地整備主体の充実

21 「都市近郊集落の計画的な整備を図るための方策についての答申」(1987(昭和 62)年 1 月 23 日)
22 建設省都市局区画整理課「都市計画中央審議会の答申について」(「区画整理」 Vol. 36, No. 3 1993.3)
建設省都市局区画整理課「都市計画中央審議会第 22 号答申(区画整理部会関係)の概要」(「新都市」 Vol. 47, No. 3 1993.3)
23 建設省都市局街路課「安心で豊かな都市生活を過ごせる都市交通及び市街地の整備のあり方並びにその推進方策について」(「新都市」 Vol. 51, No. 8 1997.8)

- 市街地整備手法の多様化・柔軟化
- 地区計画など土地利用計画との連携・連動方策の確立により総合的なまちづくりシステムの確立
- 福祉・教育等の生活関連施策との連携
- 公民共同で整備プログラムを策定し、計画的に事業を実施
- 個性的な街並みの形成を図るためのアーバンデザイン手法の導入
- 環境・エネルギー問題等の課題に対応するための新しい技術・システムの導入

第２節　土地区画整理事業による名古屋市の市街地形成過程概観

1　名古屋市における市街地形成過程の三つの期間

近代以降の名古屋市の市街地の大部分は、耕地整理事業を含む土地区画整理事業主体で形成された。大きく三つの期間に分かれ、その期間に形成された市街地が地域的にも三つの地域を構成している。

第 1 の期間は、明治期後半から主に昭和戦前までである。この期間における整備手法は、耕地整理法に基づく耕地整理事業と旧都市計画法に基づき耕地整理法を準用する土地区画整理事業（以下「旧法事業」という）であり、いわば耕地整理法（準用）期というべき期間である。

第 2 の期間は、戦後間もなくから土地区画整理法が 1955（昭和 30）年 4 月 1 日に施行されて土地区画整理法に基づく土地区画整理事業（以下「新法事業」という）が初めて認可されるまでである。この期間は復興土地区画整理事業の初動期にあたり、おおむね「特別都市計画法」（昭和 21 年法律第 19 号）が施行されていた期間に相当する。

第 3 の期間は、「新法事業」が初めて認可されてから以後の期間であり、いわば土地区画整理法期というべき期間である。

以下の**表 6.1.2** に区画整理法制等の変遷と名古屋市における市街地整備時期区分を掲げる。

表 6.1.2　区画整理法制等の変遷と名古屋市における市街地整備時期区分

<table>
<tr><td>施行年
法制</td><td colspan="2">1900
M33 ～</td><td colspan="2">1909
M42 ～</td><td colspan="3">1920
T9 ～</td><td colspan="2">1946
S21 ～</td><td colspan="2">1949
S24 ～</td><td colspan="2">1955
S30 ～</td><td colspan="2">1969
S44 ～</td></tr>
<tr><td>都市計画法制</td><td colspan="4">―</td><td colspan="6">旧都市計画法</td><td colspan="2">新都市計画法</td></tr>
<tr><td rowspan="2">区画整理法制</td><td colspan="5">―</td><td colspan="2">特別都市計画法</td><td colspan="2">―</td><td colspan="2">特別都市計画法</td><td colspan="2" rowspan="2">土地区画整理法</td></tr>
<tr><td colspan="2">旧耕地整理法</td><td colspan="5">耕地整理法</td><td colspan="2">―</td><td colspan="2">土地改良法</td></tr>
<tr><td rowspan="2">事　業</td><td colspan="4">―</td><td colspan="5">旧法事業[1]</td><td colspan="3">新法事業[2]</td></tr>
<tr><td colspan="7">耕地整理事業[3]</td><td colspan="3">土地改良事業</td></tr>
<tr><td>名古屋市における期間区分</td><td colspan="7">第1の期間[4]
1904(M37)～</td><td colspan="2">第2の期間[5]
1946(S21)～</td><td colspan="3">第3の期間[6]
1957(S32)～</td></tr>
</table>

1　旧法事業とは旧都市計画法に基づき主として耕地整理法を準用する土地区画整理事業をいう

2　新法事業とは土地区画整理法に基づく土地区画整理事業をいう

3　耕地整理事業は1931（昭和6）年の改正により市の区域内における施行が認められなくなった

4　名古屋市における第1の期間とは、現名古屋市域内における最初の耕地整理事業主体である瀬古・幸心耕地整理組合が設立認可された1904（明治37）年から戦災復興土地区画整理事業の主たる根拠法となった特別都市計画法が施行された1946（昭和21）年までをさす

5　名古屋市における第2の期間とは、戦災復興土地区画整理事業の主たる根拠法となった特別都市計画法が施行された1946（昭和21）年から名古屋市域内における最初の新法事業主体である高杉土地区画整理組合が設立認可されるまでをさす

6　名古屋市における第3の期間とは、名古屋市域内における最初の新法事業主体である高杉土地区画整理組合が設立認可されてから以降をさす

第 1 の期間に形成された市街地は、おおむね近世以来の既成市街地の周縁部に位置し、現在ではほぼ名古屋市のインナーエリアに相当する。

第 2 の期間の主要事業はいうまでもなく復興土地区画整理事業であり、第 3 の期間にまで継続して事業完了している。復興土地区画整理事業の施行地区は、第 1 の期間においては既成市街地として整備対象とならなかった現在の都心域を中心として、一部区域は第 1 の期間に施行された耕地整理事業・旧法事業と重複している。

第 3 の期間の主体は、組合施行の新法事業であり、第 1 の期間に形成された市街地の外側にあって、主に 1965（昭和 30）年以降に名古屋市に編入された新市域において施行された。公的主体の新法事業については、復興土地区画整理事業が継続されたほか住宅地や工業地の新規造成を目的として組合施行事業を先導するような事業や復興土地区画整理事業の除外地区などにおける事業が施行された。

以上のように、名古屋の市街地を概観すると、復興土地区画整理事業の施行地区を中心としてその外側に耕地整理事業・旧法事業の施行地区が位置し、さらにその外側に新法事業の施行地区が位置するという三重の構成を基本とし、その間に土地区画整理事業等の未施行地区が点在するという市街地構造となっている（**図 6.1.1**）。

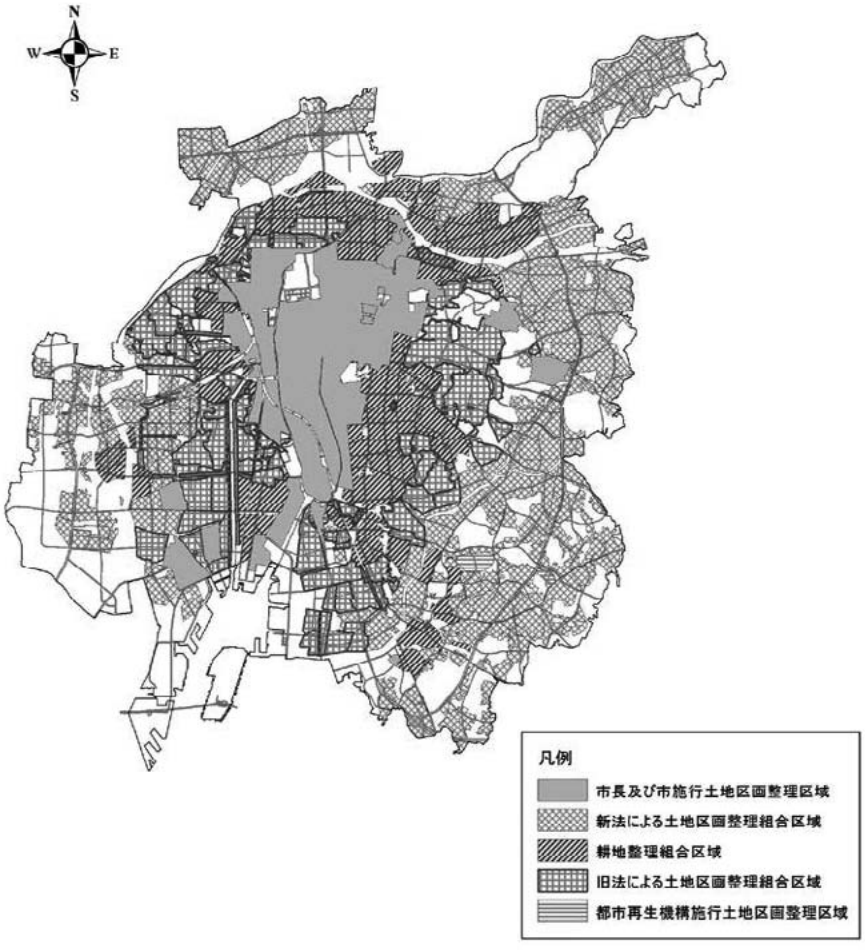

図 6.1.1　耕地整理事業・旧法事業・新法事業の施行地区

2　第1の期間（耕地整理法（準用）期）

この期間は、設立認可時期で区分して耕地整理事業のみの時期、耕地整理事業と旧法事業が併存した時期および旧法事業のみの時期に細分される。

なお、本節および第7節において耕地整理組合名または土地区画整理組合名を表現する場合、組合名を鍵かっこでくくり「耕地整理組合」または「土地区画整理組合」を省略して表すこととする。

（1）　耕地整理事業のみの時期

耕地整理事業のみの時期は、「耕地整理法」（明治 32 年法律第 82 号）（1909（明治 42）年に全面改正された「耕地整理法」（明治 42 年法律第 30 号）と区別するため「旧耕地整理法」という）が、1900（明治 33）年 1 月 15 日に施行されてから 1920（大正 9）年 1 月 1 日に旧都市計画法が施行され、最初の旧法事業「八事」が 1925（大正 14）年 6 月に認可される前までである。現在の名古屋市域（守山区および緑区を除く）に照らし合わせると 1905（明治 38）年 12 月に設立された「下之一色」から 1925（大正 14）年 5 月に設立された「下中」まで 25 組合、約 3,265ha となる。

（2）　耕地整理事業と旧法事業が併存した時期

耕地整理法は 1931（昭和 6）年 3 月 31 日に改正公布され（昭和 6 年法律第 29 号）、同年 4 月 1 日から施行された。本改正により原則として「市ノ区域内ノ土地及主務大臣ノ指定スル地域内ノ土地ハ之ヲ整理施行地区ニ編入スルコトヲ得ス」という規定が追加された。[24] 旧都市計画法が施行されてからこの改正耕地整理法施行までの期間は、耕地整理事業と旧法事業が併存した時期ということになる。この時期には名古屋市域（守山区および緑区を除く）において耕地整理組合が「南山」はじめ 8 組合約 585ha が設立されている。結局、耕地整理事業のみの時期と旧法事業併存の時期をあわせると 33 組合約 3,850ha が設立される結果となった。一方、この時期には土地区画整理組合が「八事」はじめ「桜」に至るまで 41 組合約 3,043.6ha が設立されている。[25]

旧法事業の中には名古屋市の一人施行による中川運河沿線土地区画整理事業約 103ha を含んでいる。これは中川運河（1924（大正 13）年 6 月 9 日都市計画決定）を開削整備することとあわせて、沿線建築敷地を造成するために旧都市計画法第 16 条第 2 項による建築敷地造成事業（超過収用）を旧都市計画法施行令第 22 条および第 23 条の規定に従い、土地区画整理事業として施行したものである。[26]

[24] 小栗忠七「改正耕地整理法令と都市計画法令の関係（2）」（「都市公論」 Vol. 14, No. 7 1931.7）
[25] 「旧法による土地区画整理組合一覧表」（「区画整理の街　なごや　新版」（名古屋市土地区画整理連合会 2009.3　pp. 860-861）
[26] 名古屋市計画局・（財）名古屋都市センター「名古屋都市計画史」（（財）名古屋都市センター　1999.3 pp. 186-187, p. 553）

（3）　旧法事業のみの時期

①　組合事業等

1931（昭和 6）年の耕地整理法改正施行以降は、旧法事業のみの時期となり、1931（昭和 6）年に認可された個人施行の昭和土地区画整理事業をかわきりに 1943（昭和 18）年に認可された「荒子」に至るまで計 60 事業約 2,189ha を数える。この中には個人施行の昭和土地区画整理事業と大同製鋼土地区画整理事業が含まれているが、この 2 事業については旧法事業としては完了せず、戦後になって新法事業に切り替えられて完了したため新法事業として扱うこととし、旧法事業からは除外する。「八事南部」は第 1 工区については旧法事業として換地処分が行われたが、第2工区は新法事業に移行した。したがって「八事南部」は第 1 工区を旧法事業、第 2 工区を新法事業とみなし、2 事業と扱うこととする。その結果、旧法事業に係る組合事業としては 58 組合約 2,070.5ha となる。

②　公共団体施行事業 [27]

旧法事業のうち都市計画決定された土地区画整理事業として、名古屋駅前土地区画整理事業、枇杷島線東部土地区画整理事業および都北（矢田川廃川敷）土地区画整理事業がある。

ア　名古屋駅前土地区画整理事業

名古屋駅前土地区画整理事業は約 279,700 坪（約 92.5ha）で 1936（昭和 11）年 4 月 11 日に当初決定（内務省告示第 205 号）され、1939（昭和 14）年 2 月 10 日に駅西地区が編入されて約 521,700 坪（約 172.5ha）となり（内務省告示第 50 号）、さらに 1941（昭和 16）年 5 月 19 日に駅西地区の一部が追加されて約 523,500 坪（約 173.1ha）となった（内務省告示第 305 号）。このうち約 114,000 坪（約 37.7ha）について名古屋市に対して内務大臣より 1937（昭和 12）年 4 月 8 日に施行命令があり（内務省告第 242 号は 4 月 10 日）、さらに 1941（昭和 16）年 12 月 5 日に駅西地区の一部則武地区約 8,000 坪（約 2.6ha）に施行命令が追加された（内務省告第 645 号、命令と告示は同日）。名古屋市は戦争が深刻な状況に至る中で事業進捗に努めたが、終戦時に完了には至らず、結局戦後に復興土地区画整理事業の区域に包含され、同事業の中で完結した。施行地区面積は測量増等により最終的には約 40.3ha であった。

イ　枇杷島線東部土地区画整理事業

枇杷島線東部土地区画整理事業は 1937（昭和 12）年 10 月 8 日に約 31,000 坪（約 10.2ha）で都市計画決定された（内務省告第 257 号）。愛知県に対して都市計画決定された全域について同年 10 月 29 日に施行命令が発せられた（内務省告第 649 号は翌日 10 月 30 日）。枇杷島線東部土地区画整理事業は 1942（昭和 17）年 3 月に完了した。

ウ　都北（矢田川廃川敷）土地区画整理事業

都北（矢田川廃川敷）土地区画整理事業は 1937（昭和 12）年 4 月 23 日に約 307,000 坪（約 101.5ha）で都市計画決定された（内務省告第 301 号）。この区域は矢田川廃川敷約 120,000 坪に隣地 180,000 坪

[27] 前掲 26　名古屋市計画局・（財）名古屋都市センター「名古屋都市計画史」（（財）名古屋都市センター　1999.3　pp. 230-237）
愛知県土木部都市計画課「愛知県都市計画概要　昭和 26 年」（愛知県・愛知県都市計画協会　1951.9　p. 39, p. 47）

を加えた区域であったが、施行命令が発出されることはなく、一部が愛知県の一般事業として施行されるにとどまったため公共団体施行事業から除外することとする。

3　第2の期間（特別都市計画法期）

この期間はほぼ復興土地区画整理事業の初動期に該当する。復興土地区画整理事業の事業経過については後述するが、この時期を概観しておくと、おおむね戦災復興事業としての国庫補助が行われていた時期と重なり、すべての工区において仮使用地が指定され、その後換地予定地、仮換地に切り替えられて、建築物の移転、整地、公共施設整備も一斉に行われていた時期である。しかし復興土地区画整理事業は土地区画整理法が 1955（昭和 30）年に施行されてからは全面的に新法事業に移行し、すべての工区の換地処分は新法事業として行われた。したがって復興土地区画整理事業はこの時期においては過渡的な時期に過ぎず、最終的には新法事業として扱うこととする。

なお、この期間は復興土地区画整理事業一色といってもいい時期であるが、旧法事業としては戦後唯一となる「同朋」が 1952（昭和 27）年 2 月に設立されている。結果として、旧法事業のうち組合施行としては「八事南部第 1」、「同朋」を含め総合計は 100 組合約 5,142.7ha となった（昭和と大同製鋼を除く）。

4　第3の期間（土地区画整理法期）

第 3 の期間の主体は、組合施行の新法事業であるが、この時期を最初にけん引したのは公的主体による新市街地開発の新法事業である。名古屋市長施行の猪高西山土地区画整理事業、日本住宅公団施行の鳴子土地区画整理事業、名古屋市施行の荒子川南部・荒子川小碓土地区画整理事業などの事業が進捗してその成果が明らかになってくるに従い、組合施行の新法事業が多数設立されるようになった。

新法事業については、個別に後述する。

2013（平成 25）年 10 月現在で、組合施行・個人施行の新法事業は、208 事業（旧法から移行した昭和、大同製鋼を含み、取り消しとなった「榎津」を含まない）約 9016.6ha で市域面積の 3 割弱、名古屋市長、名古屋市、日本住宅公団等の公的主体施行の新法事業は、17 事業約 4,153.9ha で市域面積の 1 割強、両者合わせた新法事業計では 225 事業約 13,171ha で市域面積の約 4 割となっている。

5　総括

以上、耕地整理事業のみの時期、耕地整理事業と旧法事業が併存した時期、旧法事業のみの時期、主として特別都市計画法の時期（戦後旧法事業の時期）および新法事業の時期、についてそれぞれ記してきたが、これを事業ごとに名古屋市域（戦前については守山区と緑区に該当する区域を除く）についてまとめると**表 6.1.3** のとおりである。

この表を現在の名古屋市域に照らし合わせ、各事業の市域面積における構成比を示そうとすると次の 2 点の課題がある。すなわち、一つは守山区と緑区において、耕地整理事業のみの時期および耕地整理事業と旧法事業が併存した時期に耕地整理事業が施行されていたことが考慮されていない点である。もう一つは復興土地区画整理事業等公的施行の土地区画整理事業と耕地整理事業もしくは旧法事業が重複

している区域が存在している点である。

表 6.1.3 耕地整理事業・旧法事業・新法事業の施行状況

2013(H25).10現在

事業名		事業数	面積(ha)
耕地整理事業		33	3,850.0
旧法事業	組合施行	98	5,092.4
	公的施行	2	50.3
	計	100	5,142.7
新法事業	組合等施行	208	9,016.6
	公的施行	17	4,153.9
	計	225	13,170.5
合 計		358	22,163.2

1 耕地整理事業には守山区、緑区を含まない。
2 旧法事業は旧都市計画法に基づく土地区画整理事業である。
3 旧法事業の内、組合施行には個人施行の昭和、大同製鋼を含まず、名古屋市一人施行の中川運河沿線を含む。
4 旧法事業の内、公的施行には名古屋駅前と枇杷島線東部を含む。
5 新法事業は土地区画整理事業に基づく土地区画整理事業である。
6 新法事業の内、組合等施行には昭和、大同製鋼をはじめ個人施行を含み、同意施行に基づき名古屋市や都市再生機構が施行した個人施行も含む。認可を取り消された榎津は含まない。

(1) 守山区および緑区における耕地整理事業

守山区および緑区における耕地整理事業について、「区画整理の街 なごや 新版」所収の「耕地整理組合一覧表」では「旧守山市・鳴海町・大高町の区域は除く」としている。[28] 一方、名古屋市発行の「名古屋市土地区画整理区域図」(以下「区画整理図」という)では、守山区および緑区についても図上に耕地整理組合名称と区域の表示があるが、施行地区面積の記載はない。そこで施行地区面積に関する記述がある諸文献 [29] を参照し、これを区画整理図と照合すると**表 6.1.4** のようになる。

区画整理図では「瀬古」と「幸心」は 2 事業と表現されているが、文献上では両者は 1 事業における 2 工区と記述されている。一方、区画整理図では「守山」は大規模な 1 事業と表現されているが、文献上では守山町を冠した小幡、第一から第三までそれぞれが独立した4事業と記述されている。文献上の表現を尊重すると全部で 11 事業、約 1,109ha を確認することができる。このうち、耕地整理事業のみの時期に設立されているのは、「瀬古・幸心」、「大高」、「川東山」、「鳴海」、「中志段味」の 5 事業約 488ha であり、耕地整理事業と旧法事業が併存した時期に設立されているのは、「守山町小幡」、「守山町第一」、「守山町第二」、「守山町第三」、「楠村鏡陽」および「守山町川西」の 6 事業約 621ha である。なお、「守山町第二」

[28] 「耕地整理組合一覧表」(「区画整理の街 なごや 新版」(名古屋市土地区画整理連合会 2009.3 p. 862)
[29] 愛知県「愛知県耕地整理及開墾助成事業要覧」(1927(昭和 2)年 3 月現在 愛知県)
守山市役所「守山市史」(守山市役所 1963.2 pp. 138-146)
「名古屋市楠町誌」(名古屋市楠町誌刊行会 1957(S32)10 pp. 387-391)
鳴海町史編さん委員会「奈留美」(鳴海町 1963(S38)3 p. 48)
大高町誌編纂委員会「大高町誌」(大高町 1965(S40)3 p. 65, pp. 205-207)

以外については、当時の名古屋市域内では耕地整理組合の設立が認められていなかった時期に相当するが、守山町であったために設立可能となったことから、便宜的に両事業並存時期に加えることとする。

表 6.1.4　旧守山町・鳴海町・大高町の耕地整理組合

期間	No.	耕地整理組合名称		設立認可時期（文献上）	面積（文献上）
		文献上	区画整理図上		
耕地整理事業のみの期間	1	瀬古・幸心	瀬古 幸心	1904(M37) 1.26	122
	2	大高	大高	1908(M41)10.28	85
	3	川東山	記載なし	1920(T 9) 7.14	18
	4	鳴海	鳴海	1920(T 9)10.22	232
	5	中志段味	記載なし	1922(T11) 1.31	31
	小　計				488
耕地整理事業と旧法事業の併存期間	6	守山町小幡	守山	1930(S 5)10.26	16
	7	守山町第一		1931(S 6) 5.30	408
	8	守山町第二		1931(S 6) 3.30	54
	9	守山町第三		1935(S10) 6. 4	93
	10	楠村鏡陽	鏡陽	1937(S12) 7	40
	11	守山町川西	瀬古川西	1938(S13)	10
	小　計				621
合　計					1,109

1 文献上面積は原典の単位を便宜上haに換算して表記し、小計、合計の数値は四捨五入した。
2 区画整理図上では瀬古と幸心は別事業で表現されているが、文献上では1事業中の2工区と表現されている。
3 区画整理図上では守山は1事業で表現されているが、文献上では別個の4事業と表現されている。

(2)　公的施行土地区画整理事業と耕地整理事業もしくは旧法事業の重複

新法事業にかかる公的施行土地区画整理事業の中には耕地整理事業もしくは旧法事業と区域が重複している場合がある。面整備事業未施行区域を算出する場合、この重複を考慮せず市域面積から施行済面積を差し引いてしまうと、その面積が過少となる結果を招いてしまう。したがって市域面積との比較を行う場合にはこの重複を推計して排除する必要がある。

復興土地区画整理事業施行地区のうち、大部分の区域はこれまで近世以降の市街地形態を維持していたが、一部に耕地整理事業・旧法事業が施行された区域を含んでいる。**表 6.1.5** に示すように耕地整理事業は17組合約668ha、旧法事業は前述の名古屋市施行の名古屋駅前土地区画整理事業および枇杷島線東部土地区画整理事業を含んだ 26 事業約 312ha、合計 43 事業約 980ha が含まれていた。

耕地整理事業については、ほとんどの組合が戦前に換地処分を終えていたが、「港北」と「南郊」の 2 組合は復興土地区画整理事業の事業開始後に換地処分を行っている。また、旧法事業については、「田幡」、「西郊」、「上名古屋」、「八熊」、「児玉」、「御台所」の 6 組合が復興土地区画整理事業の事業開始後に換地処分を行っているほか、「平畑」、「大須」、「代官町」、「新道」、「大須仁王門通」、「広井」、「代

官町西部」、「猫ヶ洞」の 8 組合については各施行地区のすべての区域が復興土地区画整理事業に含まれており、復興土地区画整理事業として換地処分を行っている。

表 6.1.5　公的施行土地区画整理事業と重複する耕地整理事業・旧法事業

対象事業	土地区画整理事業			
	No.	組合等名称	重複面積（ha）	重複状況
復興	1	栄生	20.8	一部
	2	北押切	14.8	一部
	3	田幡	7.9	一部
	4	名西	1.1	一部
	5	西郊	6.5	一部
	6	上名古屋	9.9	一部
	7	東千種	10.2	一部
	8	田代	4.2	一部
	9	八熊	54.5	一部
	10	鍋屋上野	6.8	一部
	11	三輪町線	1.0	全部
	12	御器所	31.7	全部
	13	児玉	7.1	一部
	14	平畑	16.6	全部
	15	大須	19.1	全部
	16	代官町	1.7	全部
	17	中村線	6.8	一部
	18	新道	3.6	全部
	19	大幸	0.6	一部
	20	御台所	1.1	全部
	21	大須仁王門通	6.0	全部
	22	広井	8.0	全部
	23	代官町西部	1.0	全部
	24	猫ヶ洞	28.4	一部
	25	名古屋駅前	40.3	全部
	26	枇杷島線東部	2.2	一部
	計		311.9	—
豊田	27	伝馬	7.3	一部
	28	豊郷	10.0	一部
	29	豊田	6.6	一部
	計		23.9	—
全地区計			335.8	—

対象事業	耕地整理事業			
	No.	組合名称	重複面積（ha）	重複状況
復興	1	杉村町東杉	5.0	全部
	2	江西	27.5	全部
	3	城東	116.5	一部
	4	東郊	196.2	一部
	5	東熱田東部	40.5	全部
	6	千種西部	31.3	一部
	7	阿由知	1.3	一部
	8	千種	113.3	一部
	9	港北	27.0	一部
	10	則武	66.5	一部
	11	旭	1.8	一部
	12	瑞穂	15.6	一部
	13	東進	0.4	一部
	14	南郊	10.6	一部
	15	露橋	12.4	一部
	16	杉村町金作	1.5	全部
	17	名塚	0.7	一部
	計		668.1	—
豊田	18	豊元	0.3	一部
大曽根	19	城東	61.1	一部
大曽根北	20	城東	30.0	一部
大高駅前	21	大高	3.5	一部
ささしま	22	東進	3.3	一部
5地区計			98.2	—
全地区計			766.3	—

両事業計	1,102.1	—

重複状況のうち「一部」とは当該事業区域の一部が公的施行土地区画整理事業の区域と重複していることを表し、「全部」とは当該事業区域の全部が公的施行土地区画整理事業の区域と重複していることを表す。名古屋駅前は復興とは大部分重複であるが、残りは則武と重複しているため全部とした。なお、一部重複の場合の面積は図上計測による。

復興土地区画整理事業以外の公的施行土地区画整理事業としては、豊田、大曽根、大曽根北、大高駅前およびささしまライブ 24 の 5 土地区画整理事業が、耕地整理事業または旧法事業と一部重複している。豊田土地区画整理事業はごく一部の豊元耕地整理事業のほか伝馬、豊郷および豊田の旧法事業がそれぞれ一部重複している。そのほか大曽根と大曽根北の両土地区画整理事業は、城東耕地整理事業

の一部、大高駅前、ささしまライブ 24 の各土地区画整理事業はそれぞれ大高、東進の耕地整理事業の一部と重複しており、これらの重複計は8事業、約122haとなる。したがって復興土地区画整理事業と併せた重複合計は 51 事業、約 1,102ha ということになる。

(3) 面整備事業手法の変遷からみた名古屋市の市街地形成状況

以上にみてきたように、守山区、緑区の耕地整理事業を文献上の数値から加味するとともに、新法事業と耕地整理事業もしくは旧法事業の重複面積を新法事業に算入したうえで、耕地整理事業もしくは旧法事業からそれぞれ重複面積を控除すると、結果は**表 6.1.6**、**図 6.1.2** のとおりである。耕地整理事業と旧法事業の面積合計は約 8,999ha、市域面積の 3 割弱となる。新法事業は先にみたように、組合等施行が約 9,017ha、公的施行が約 4,154ha で、新法事業の面積合計は約 13,171ha、両者合わせて何らかの換地手法に基づく面整備施行地区面積は、名古屋市域面積のおよそ 7 割弱程度に及んでいることがわかる。

表 6.1.6　耕地整理事業・旧法事業・新法事業施行地区面積（重複分を除く）

2013(平成25)年10月現在

事業種別		事業数	面積 (ha)	構成比 (%)
	耕地整理事業	44	4,192.2	12.8
	旧法事業	100	4,806.9	14.7
耕地整理事業+旧法事業　小計		144	8,999.1	27.6
	組合等施行	208	9,016.6	27.6
	公共団体等施行	17	4,153.9	12.7
新法事業　小計		225	13,170.5	40.3
（耕地整理事業+旧法事業）+新法事業			22,169.6	67.9
その他			10,473.4	32.1
名古屋市域面積			32,643.0	100.0

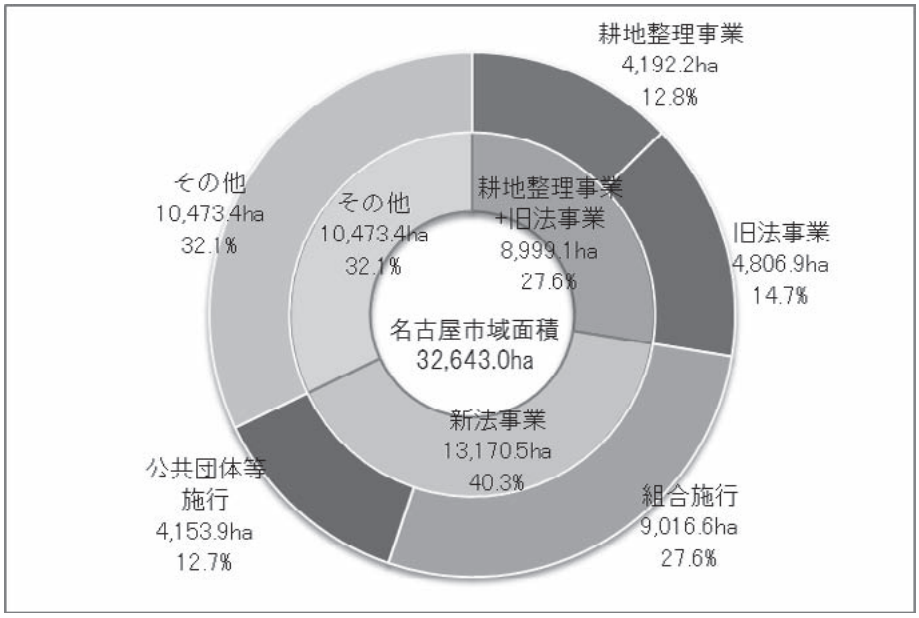

守山区、緑区における耕地整理事業面積(文献による)を含む。
新法事業と耕地整理事業または旧法事業が重複する場合は新法事業のみに算入した。
各事業の施行面積は重複分を除いたものであり、また、「耕地整理事業＋旧法事業」、「新法事業」と区分しているため、「都市計画概要 2013」(名古屋市住宅都市局 H26.3)等既存資料と相違している。
※**表 6.1.6** および**図 6.1.2** に共通

図 6.1.2　耕地整理事業・旧法事業・新法事業施行地区面積の内訳(重複分を除く)

第３節　公共団体等施行土地区画整理事業の計画

公共団体等施行土地区画整理事業には、行政庁（名古屋市長）施行、日本住宅公団等施行、名古屋市施行がある。いずれも土地区画整理事業を都市計画として決定し、都市計画事業として実施される。都市計画段階における土地区画整理事業について、旧都市計画法では、「土地区画整理事業を施行すべき区域」と表現しており、新都市計画法では、その概念を土地区画整理法に従って簡潔に「施行区域」と表現している。

旧都市計画法の時期における土地区画整理事業の都市計画決定では、やや広域に都市計画決定し、事業段階ではその一部について実施するということがあった。新都市計画法の段階になると土地区画整理事業の都市計画は事業都市計画の性格を強め、都市計画段階と事業段階の区域は一致するようになる。

1　行政庁（名古屋市長）施行土地区画整理事業の計画

行政庁施行の土地区画整理事業は、元々、都市計画決定されている土地区画整理事業につき、建設大臣が「国の利害に重大な関係がある土地区画整理事業で災害の発生その他特別の事情に因り急施を要すると認められるものを、都市計画事業として、都道府県知事又は市町村長に施行させることができる」という規定に則ったものである。地方分権一括法施行（2000（平成 12）年 4 月 1 日）により、行政庁施行の土地区画整理事業は廃止されて公共団体施行に移行した。

名古屋市長施行にかかる土地区画整理事業としては、復興土地区画整理事業、猪高西山土地区画整理事業、豊田土地区画整理事業、大曽根土地区画整理事業がある。

(1)　復興土地区画整理事業

復興土地区画整理事業の都市計画決定変更の経緯については、「戦災復興誌」にまとめられている。[30]

当初の都市計画決定は、1946（昭和 21）年 6 月 27 日（復興院告示第 44 号）で、土地区画整理事業を施行すべき区域の面積は約 4,407ha の規模であった。その後、平和公園地区の編入や他事業のための削除などの変更を経ている。

復興土地区画整理事業の事業区域自体は、当初都市計画決定と同じく約 4,407ha の規模で開始されたが、ドッジ・ラインによる再検討により 1949（昭和 24）年 5 月特別都市計画法による設計認可において、約 3,491ha に縮小され、以後も事業遂行上の理由から再々変更された。

事業区域は縮小されたが、土地区画整理事業を施行すべき区域は「後日、実施を図るべき区域」（2 次施行区域）として維持された。事業収束段階に至り、最終的に 1969（昭和 44）年 5 月 14 日に事業区域にあわせて土地区画整理事業を施行すべき区域も縮小された。（建設省告示第 1960 号）

[30] 戦災復興誌編集委員会「戦災復興誌」（施行区域の変遷　名古屋市計画局　1984.3　pp. 56-57）

(2) 猪高西山土地区画整理事業 [31]

日本住宅公団は名古屋圏における住宅宅地需要に応じ、新市街地造成と集団住宅建設のため猪高西山地区で大規模開発を企画した。日本住宅公団はこの開発を名古屋市長施行の土地区画整理事業で実施しようとして 1956(昭和 31)年 1 月に名古屋市に協力要請を行った。猪高西山土地区画整理事業はこのような経緯で始まり、1956(昭和 31)年 3 月 5 日に土地区画整理事業を施行すべき区域の面積約 97ha で都市計画決定された(建設省告示第 381 号)。

土地区画整理事業を施行すべき区域の面積は 1958(昭和 33)年 3 月 14 日に約 106ha に拡大された。また、これに先行して同年 2 月 15 日に東山公園の区画整理事業と重複することとなる区域が削除変更された。

関連して下水道の猪高西山排水区が同年 3 月 14 日に追加決定された(建設省告示第 347 号)。さらに 1971(昭和 46)年 3 月 30 日には排水区域が拡大され、また名称も西山排水区に変更された。

当初の目的に従って日本住宅公団が集団住宅を計画的に建設するため関連都市計画として 1958(昭和 33)年 12 月を皮切りに一団地の住宅施設(猪高 1 号(虹ヶ丘西)、同 2 号(虹ヶ丘中)、同 4 号(虹ヶ丘東)、同 7 号(虹ヶ丘南)、同 11 号)が決定された。

(3) 豊田土地区画整理事業 [32]

豊田土地区画整理事業の区域は、1946(昭和 21)年に決定された復興土地区画整理事業の土地区画整理事業を施行すべき区域に含まれていたが、1949(昭和 24)年に事業区域から除外された区域である。この区域においては、地区内の都市計画道路伏見町線(国道 247 号)の未整備による渋滞および地区を縦貫する名鉄常滑線が平面を走行していることによる踏切渋滞を惹き起こしていた。このため、幹線街路整備および名鉄常滑線の立体化を主眼とする都市改造事業による整備が図られた。都市改造事業は道路整備特定財源発足に基づき、幹線街路整備を含む市街地整備にかかる公共団体施行土地区画整理事業を国庫補助対象とするものであり、1957(昭和 32)年度から本格実施されていく。[33] 豊田地区においては、1963(昭和 38)年 3 月 16 日に土地区画整理事業を施行すべき区域として約 40.62ha が都市計画決定された(建設省告示第 577 号)。この区域は復興土地区画整理事業の区域として都市計画決定されながら事業区域から除外された区域、約 36.7ha が復興土地区画整理事業の都市計画から除外され、替わって他の区域も加えて豊田土地区画整理事業として改めて都市計画決定されたものである。

(4) 大曽根土地区画整理事業 [34]

大曽根地区は鉄道・道路の結節点であり、6 差路の変形交差点に名鉄瀬戸線の踏切、国鉄中央線の

[31] 前掲 26 名古屋市計画局・(財)名古屋都市センター「名古屋都市計画史」((財)名古屋都市センター 1999.3 pp. 453-455)
[32] 前掲 26 名古屋市計画局・(財)名古屋都市センター「名古屋都市計画史」((財)名古屋都市センター 1999.3 pp. 462-467)
[33] 前掲 1 「都市改造事業について」(昭和 32 年 7 月 26 日 建設省計発第 225 号 建設省計画局長通牒)
[34] 前掲 26 名古屋市計画局・(財)名古屋都市センター「名古屋都市計画史」((財)名古屋都市センター 1999.3 pp. 467-470)

狭隘架道橋等によって交通渋滞や交通安全上の課題を有していた。これらの課題解消のために赤萩町線の線形変更とともに幹線街路整備、名鉄瀬戸線の立体化などについて都市改造事業による整備が図られた。このために 1963（昭和 38）年 10 月 4 日に復興土地区画整理事業の土地区画整理事業を施行すべき区域に隣接する約 97.05ha が大曽根土地区画整理事業の土地区画整理事業を施行すべき区域として都市計画決定された（建設省告示第 2567 号）。

1964（昭和 39）年 3 月 28 日には、大曽根土地区画整理事業の土地区画整理事業を施行すべき区域が拡大変更されて約 112.13ha となった。これは復興土地区画整理事業を施行すべき区域の一部が除外され、あらためて大曽根土地区画整理事業の土地区画整理事業を施行すべき区域とされたものである（建設省告示第 979 号）。

大曽根地区の都市計画とその事業化過程はいささか複雑な様相を呈しており、その経緯については後述する。**図 6.1.3** にその状況を示す。

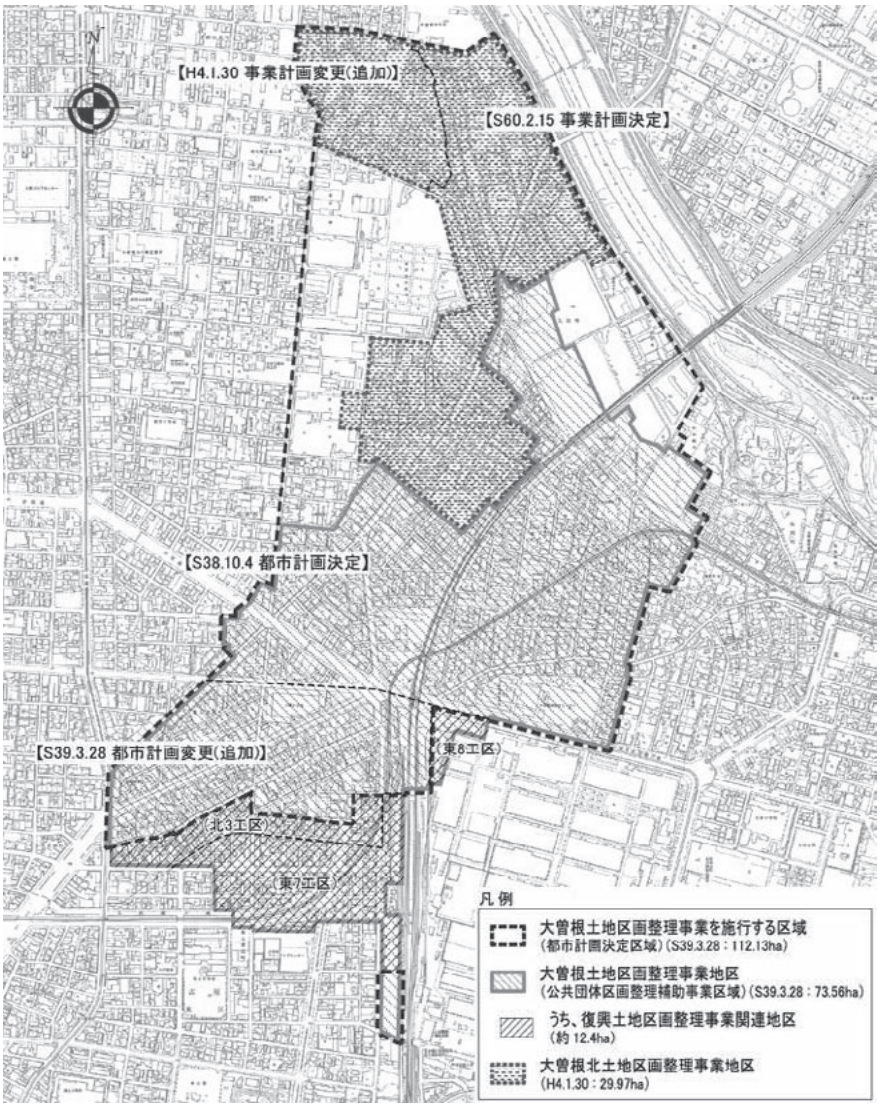

図 6.1.3　大曽根土地区画整理事業（都市計画決定地区と事業地区）

2 日本住宅公団等施行土地区画整理事業の計画

(1) 鳴子土地区画整理事業

鳴子土地区画整理事業は、名古屋市と合併する前の鳴海町時代の 1959(昭和 34)年 10 月 19 日に、鳴海都市計画区域において、都市計画道路とあわせて土地区画整理事業約 60ha が都市計画決定された。この土地区画整理事業は日本住宅公団が勤労者を対象とする集団住宅の建設ならびに大規模な宅地造成を行うために計画されたものであり、日本住宅公団名古屋支所が施行する最初の土地区画整理事業となった(建設省告示第 1992 号)。

1962(昭和 37)年 8 月 1 日には、区域が変更されて約 67.40ha となった(建設省告示第 1857 号)。

(2) 徳重西部特定土地区画整理事業 [35]

① 経緯

徳重西部特定土地区画整理事業は、大都市法立法過程中に計画されたため、はじめ 1974(昭和 49)年 5 月 8 日に徳重西部土地区画整理事業として都市計画決定され、大都市法施行後の 1976(昭和 51)年 10 月 7 日に土地区画整理促進区域が都市計画決定されて特定土地区画整理事業に移行したという経緯がある。

大都市法は、1973(昭和 48)年 7 月の都市計画中央審議会答申を受け、翌 1974(昭和 49)年 4 月に国会に上程され、継続審査となった。そういう状況の中にあって、日本住宅公団は、鳴子地区に続く宅地開発として徳重地区を対象とした。徳重西部土地区画整理事業は、大都市法が審議中であることを見据えながら大都市法が施行された後には国庫補助が想定される特定土地区画整理事業を視野に入れ、最初は通常の土地区画整理事業として都市計画決定された。その後、大都市法の成立、施行を経て、あらためて土地区画整理促進区域の都市計画決定を受け、関連都市施設の変更を伴って特定土地区画整理事業に変更された。経緯の詳細を次に記す。

1974(昭和 49)年 5 月 7 日	近隣公園 3・3・33 要池公園を徳重西部土地区画整理事業計画に合せ区域整正
1974(昭和 49)年 5 月 8 日	徳重西部土地区画整理事業都市計画決定(愛知県告示第 423 号)
1975(昭和 50)年 7 月 16 日	大都市法公布
1975(昭和 50)年 11 月 1 日	大都市法施行
1976(昭和 51)年 10 月 7 日	徳重西部土地区画整理促進区域都市計画決定 (名古屋市告示第 426 号)
1977(昭和 52)年 1 月 17 日	徳重西部特定土地区画整理事業都市計画変更 (愛知県告示第 57 号) 幹線街路 3・2・163 名古屋岡崎線都市計画変更

[35] 山田晴久「徳重西部特定土地区画整理事業」(「区画整理」 Vol. 25, No. 8 1982.8)

（愛知県告示第 52 号）

1977（昭和 52）年 1 月 18 日　　区画街路徳重 1~3 号線追加都市計画変更（名古屋市告示第 15 号）

徳重西部特定土地区画整理事業は、日本住宅公団が施行者となる一般の土地区画整理事業として開始されたが、事業末期に日本住宅公団が宅地開発公団と統合して住宅・都市整備公団となったため、換地処分は住宅・都市整備公団が特定土地区画整理事業として実施している。

② 都市計画決定変更の内容等

徳重西部土地区画整理事業として当初 1974（昭和 49）年 5 月に都市計画決定した時の面積は約 26.9ha であり、決定理由は計画書によれば「近年宅地開発に伴って市街化の進展がいちじるしく、隣接周辺部においても一般宅造と区画整理事業による開発と計画が進んでおり、本地区においても住宅および環境施設等の生活基盤の整備は重要な課題となっている」とある。

1976（昭和 51）年 10 月に徳重西部にかかる土地区画整理促進区域が決定され、続いて、1977（昭和 52）年 1 月に徳重西部特定土地区画整理事業として都市計画変更された。この時にあわせて、地区北部を東西に貫通する幹線街路名古屋岡崎線の幅員が 20m から 30m に都市計画変更された。

3 名古屋市施行土地区画整理事業の計画

（1） 名古屋市施行土地区画整理事業の計画総説

① 名古屋市施行土地区画整理事業の全体像

行政庁施行の土地区画整理事業は、国の利害に重大な関係がある土地区画整理事業で都市計画決定が必要である。一方、公共団体施行の土地区画整理事業は、都市計画決定を要件としつつも法上格別の条件は記されていない。しかし、公共団体自らが施行者となる以上なんらかの行政目的を達成することが前提となることは当然であろう。

名古屋市施行土地区画整理事業の地区は、おおむね密集市街地で基盤未整備であることから、防災、市街地環境等に課題を抱えていることが多い。こうした課題を面的に解決するために名古屋市の都市計画行政で伝統ともいえる土地区画整理手法がしばしば選択された。ただし、荒子川土地区画整理事業とささしまライブ 24 土地区画整理事業は密集市街地ではないという点で他の地区とは若干性格が異なる。前者は公共施設整備を核に据えて工業地整備をめざす新市街地開発であり、後者は都心域ながら大規模遊休地となっている貨物駅跡地の土地利用転換を図るものである。

表 6.1.7 に名古屋市施行土地区画整理事業の計画概要を示す。

表 6.1.7 名古屋市施行土地区画整理事業の計画概要

名称	都市計画		面積 (ha)	位置 (行政区)	整備予定の主な公共施設
	年月日	告示番号			
荒子川	1956(S31) 3. 5	K382	940	中川、港	荒子川運河、中郷十一屋線、稲永埠頭線
	1962(S37) 2.12	K261	983.8	中川、港	
	1965(S40) 8.28	K2478	562	港	荒子川運河、中郷十一屋線
	1969(S44) 4. 9	K1361	296.8	港	荒子川運河、中郷十一屋線、高畑町線
大曽根	1963(S38)10. 4	K2567	97.1	東、北	赤荻町線、堀越天神橋線
	1964(S39) 3.28	K979	112.1	東、北	葵町線、赤荻町線、堀越天神橋線
鳴海上汐田	1979(S54)12. 1	N549	1.9	緑	高針大高線
新出来	1983(S58)11.14	N386	5.1	東	車道町線
筒井	1986(S61) 3.31	N136	15.7	東	車道町線、手代町線
葵	1986(S61) 3.31	N137	9.7	東	布池町線
有松	1990(H 2) 2.23	N386	7.0	緑	有松線
大高駅前	1992(H 4) 7.30	N216	9.7	緑	大高町線
ささしまライブ24	1999(H11) 8.13	N270	22.1	中村、中川	椿町線、笹島線
下之一色南部	2006(H18) 2. 8	N 45	2.4	中川	—

告示番号のKは建設省告示、Nは名古屋市告示を表す。
都市計画荒子川土地区画整理事業の区域内には、荒子川南部、荒子川小碓の2地区がある。
都市計画大曽根土地区画整理事業の区域内には、大曽根(名古屋市長施行)、大曽根北の2地区がある。

② 地区総合整備と土地区画整理事業

1980 年代に入ると名古屋市は「地区総合整備」※を打ち出す。地区総合整備は、防災性向上等のため整備を要する地区ないし都市機能強化を要する地区について、関係権利者等の意見を反映させつつ地区特性に応じて、各種の規制・誘導・事業手法を組み合わせて総合的に対処しようとするものである。詳細は第6編「第4章 地区総合整備」に譲る。

※ 「地区総合整備」は 1980(昭和 55)年公表の「名古屋市基本計画」において「地区総合整備事業」として初出し、その後公表された長期計画において施策名が「地区総合整備」と変遷しているが、本章においてはすべて「地区総合整備」と統一した。

「地区総合整備」における事業手法の中でも土地区画整理事業は重要な役割を担っており、とりわけ名古屋市長施行や名古屋市施行の土地区画整理事業は中心的な役割を果たしている。

実際、全部で 26 地区ある地区総合整備地区の中で、土地区画整理事業を施行している地区は 9 地区ある。その施行者は、**表 6.1.8** に示すように名古屋市長または名古屋市が主体となっている。

9 地区の面積合計 1,740ha に対して、当該地区における土地区画整理事業施行面積合計は 944.73ha となり、54%のシェアを占めている。地区総合整備 26 地区合計にくらべても、土地区画整理事業施行面積合計は 3 割弱の比率となり、土地区画整理事業の果たしている役割の大きさがわかる。

なお、**表 6.1.8** に示した地区総合整備地区の面積は、主要事業期間開始時点における面積を示した。

表 6.1.8 地区総合整備と土地区画整理事業

No.	地区名	区域面積 (ha)	地区内の土地区画整理事業			
			名称	面積(ha)	施行者	都計
1	米野・名駅南	180	ささしまライブ24	22.10	名古屋市	
2	那古野	40	那古野一丁目	3.28	個人	非都計
3	筒井	120	新出来	5.1	名古屋市	
			筒井	15.7	名古屋市	
			葵	9.7	名古屋市	
4	大曽根	130	大曽根	61.1	名古屋市長	
			大曽根北	30.0	名古屋市	
5	鳴海	190	鳴海上汐田(一部)	1.9	名古屋市	
			鳴海地区	0.30	個人	非都計
			森下	1.97	組合	非都計
6	有松	80	有松	7.0	名古屋市	
7	大高	160	大高駅前	9.7	名古屋市	
			大高中部	13.33	組合	非都計
8	志段味	780	吉根	213.62	組合	
			下志段味	160.22	組合	
			上志段味	194.91	組合	
			中志段味	192.40	組合	
9	下之一色	60	下之一色南部	2.4	名古屋市	
合計		1,740		944.73		
地区総26地区合計		3,260		944.73		

＊1 地区総拡充以前に換地処分した土地区画整理事業は除外した
＊2 都計の欄に非都計とあるもの以外は都市計画決定されている

(2) 荒子川土地区画整理事業 [36]

荒子川土地区画整理事業の都市計画は、1954(昭和 29)年 7 月 9 日に荒子川運河の都市計画事業決定がなされたことが契機となっている。荒子川土地区画整理事業は、荒子川運河の整備と後背地の工業地造成を目的として 1956(昭和 31)年 3 月 5 日に荒子川運河およびその後背地を含む区域を対象とする面積約 940ha をもって都市計画決定された(建設省告示第 382 号)。戦前に中川運河開削に伴って中川運河沿線土地区画整理事業が施行された事例を範とするような計画である。ただし、中川運河沿線土地区画整理事業のように名古屋市が運河用地周辺地区を超過収用して一人施行で実施するのではなく通常の公共団体施行土地区画整理事業であった。

1962(昭和 37)年 2 月 12 日には稲永埠頭線沿道の地区で昭和橋線(国道 1 号)の南北にわたる地区が地元の要望を受け入れて追加され、約 983.8ha に拡大された(建設省告示第 261 号)。

その後、荒子川運河計画の縮小に伴い、荒子川土地区画整理事業も 2 度にわたる縮小変更が行われた。1965(昭和 40)年 8 月 28 日には、主に昭和橋線(国道 1 号)以北の区域を土地区画整理組合施行に

[36] 前掲 26 名古屋市計画局・(財)名古屋都市センター「名古屋都市計画史」((財)名古屋都市センター 1999.3 pp. 456-461)

委ねるとして約 562ha に縮小された（建設省告示第 2478 号）。さらに 1969（昭和 44）年 4 月 9 日には名古屋市施行による土地区画整理事業区域以外の区域を削除する変更により約 297ha に縮小された。この結果により、土地区画整理事業を施行すべき区域（施行区域）と事業区域が一致することとなった（建設省告示第 1361 号）。

（3） 鳴海上汐田土地区画整理事業

鳴海上汐田地区は、南を名鉄名古屋本線、北を扇川にはさまれた低地であり、木造家屋が密集していた。また、地区を分断する形で都市計画道路高針大高線が決定されており、整備が急がれていた。このため、都市計画道路および生活関連公共施設の整備改善を行い、あわせて地区周辺の交通渋滞の緩和、地区内の居住環境の改善を図るため、土地区画整理事業による整備が計画された。都市計画決定は 1979（昭和 54）年 12 月 1 日で、面積は約 1.9ha という小規模なものである（名古屋市告示第 549 号）。

（4） 筒井地区の土地区画整理事業

① 背景と経緯 [37]

ア 地区の特徴と復興土地区画整理事業からの除外

筒井地区の特徴は、近世城下町の周縁部（一部区域は下級武士住宅地）であり、非戦災区域であることが一つの要因となって復興土地区画整理事業から除外された区域を含むエリアである。

復興土地区画整理事業の当初都市計画決定（1946（昭和 21）年 6 月 27 日）ならびに事業決定（1947（昭和 22）年 7 月 25 日）においては、筒井地区は東 3 工区に包含されていた。ドッジ・ラインに基づき、「戦災復興都市計画の再検討に関する基本方針」が 1949（昭和 24）年 6 月 24 日に閣議決定された。この方針に従って、各都市は計画縮小を余儀なくされ、名古屋市にあっても都市計画による施行区域は維持しつつも事業縮小することとなった。

同年 5 月 18 日に特別都市計画法による設計認可（5 月 24 日名古屋市告示）においては 3,491ha とされ、この時に「仮換地の指定を保留していた集団的な非罹災地区及び名古屋城郭内等の合計 277 万坪（約 916ha）を除外した」[38] ことにより筒井地区も復興土地区画整理事業の区域から除外された。

結果として、復興土地区画整理事業によって整備された都市計画道路および広幅員区画街路が、除外区域に至って突然に未整備区間となり、狭隘道路に一変してしまうこととなった。言い換えれば、復興土地区画整理事業区域内の一部区域が除外されたがゆえに結果として復興土地区画整理事業によって整備された街路網が、著しく疎通性を欠くこととなったということである。そしてまた、減歩によって産み出された貴重な公共空間が、行き止まりとなった道路であるがゆえに遊休地化してしまったということでもある。

[37] 鈴木直歩「非戦災地区筒井地区のまちづくりの事例」（「地域問題研究」 SN. 15　1981.12）
[38] 前掲 26　名古屋市計画局・（財）名古屋都市センター「名古屋都市計画史」（（財）名古屋都市センター　1999.3 p. 258）

イ「地区総合整備」への位置づけ以前の検討

地区総合整備は、「名古屋市基本計画」(1980(昭和 55)年 1 月策定)によってオーソライズされることとなったが、検討過程で様々な調査が行われており、筒井地区に関しては、次のようなものがあった。

ⅰ　千種駅西地区再開発計画(1967(昭和 42)年度大都市再開発計画調査)

建設省委託調査(現筒井地区南部の一部を含む区域(桜通－中央線－飯田街道－筒井地区の西側境界とその南進)を対象として分析検討し、特に現在の葵地区付近について集合住宅主体の再開発計画案を提案している。)

ⅱ　百人町地区市街地再開発等調査(1970(昭和 45)年度)

百人町地区(筒井明倫地区)において、市街地再開発事業を中心に土地区画整理事業、単独買収手法との比較を試みている。

ⅲ　名古屋市再開発基本計画策定のための調査(1978(昭和 53)年度)

要整備地区 40 地区を抽出した中に、筒井地区が含まれている。

ⅳ　筒井地区整備計画に関する調査(1979(昭和 54)年度)

主に桜通線以北を対象とした筒井地区居住環境整備街路事業調査と赤萩町線沿道環境計画調査の合併執行による。

都市計画道路と広幅員区画街路の未整備区間の整備パターン等の比較検討を行い、車道町線および手代町線の整備を評価している。

筒井明倫地区(新出来地区および黒門・百人地区)の整備手法について、土地区画整理事業、市街地再開発事業、住環境整備モデル事業、街路事業、居住環境整備事業、地区計画との組み合わせによる代替案 3 案の比較検討を行っている(**表 6.1.9**)。

表 6.1.9　地区整備計画案の比較表 [39]

			A　案	B　案	C　案
整備水準			低水準	中水準	高水準
整備手法			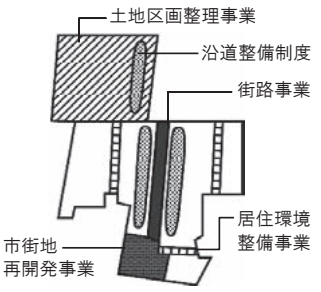 〈その他〉全域に住環境整備モデル事業、地区計画制度、公団各種手法	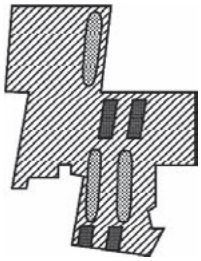 〈その他〉同左	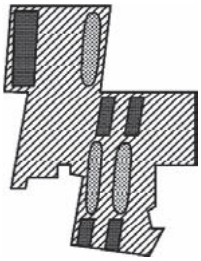 〈その他〉同左
整備内容	将来人口		3,500 人	3,700 人	3,900 人
	土地利用	道路	3.96 ha（ 24.8 %）	4.07 ha（ 25.52 %）	4.04 ha（ 25.33 %）
		公園	0.45 ha（ 2.82 %）	0.50 ha（ 3.14 %）	0.50 ha（ 3.14 %）
		緑地	0.14 ha（ 0.89 %）	—	—
		公共用地計	4.55 ha（ 28.53 %）	4.57 ha（ 28.65 %）	4.54 ha（ 28.46 %）
		宅地	11.40 ha（ 71.47 %）	11.38 ha（ 71.35 %）	11.41 ha（ 71.54 %）
		計	15.95 ha（100.00 %）	15.95 ha（100.00 %）	15.95 ha（100.00 %）
	建物		① 赤萩町線沿道はK4街区、西側以外はすべてB．Bを整備誘導 ② S2街区東部、S4、6街区においてモデル住宅、再開発住宅の建設 ③ 共同建替の促進 ④ K10街区における工場の集約 ⑤ 歴史的建物の保全 ⑥ 地区計画制度適用による計画的誘導	① 赤萩町線沿道は、すべてB．Bの整備誘導 ② 同左 ③ 同左（ただし、対象地区はA案より大） ④ 同左 ⑤ 同左 ⑥ 同左	① 赤萩町線沿道は、H12、13街区、K4街区以外は、B．Bの整備誘導 ② 同左 ③ 同左（ただし、対象地区はB案より大） ④ 同左 ⑤ 同左（3案中最も積極的） ⑥ 同左
	交通施設		① 赤萩町線の構造は平面式 ② 一般生活道路の幅員は最低4mとする ③ 一般生活道路のうち、新出来町以外にあっては、地区計画制度で整備	① 同左 ② 一般生活道路の幅員は、原則として6m以上とする	① 赤萩町線の構造は半地下式 ② 同左
	公園・緑地		① 児童公園を2ケ所整備（4,260㎡） ② 百人町どんぐり広場を残存（237㎡） ③ K4街区西側沿道に緩衝緑地を整備（1,420㎡）	① 同左（4,734㎡） ② 同左（237㎡）	① 同左（4,334㎡） ② 同左（237㎡） ③ 赤萩町線の半地下式部分に、橋上公園を整備（400㎡）
	公益施設		集会所を6カ所整備	同左	同左
事業費	総事業費		10,352,430千円（624,769千円/ha）	12,788,184千円（771,767千円/ha）	15,175,646千円（915,841千円/ha）
	市の投入額		3,691,546千円	4,037,024千円	4,202,267千円
	地元負担		小（一部で減歩、土地の供出）	中（全域で減歩）	大（全域で減歩、赤荻町線の整備費の負担）
整備に要する時間			① 赤萩町線と外堀町線は、用地買収方式で整備するため、最も早く整備できる ② 一般生活道路のうち、地区計画制度で整備するものは長時間を要する	① 赤萩町線と外堀町線は、土地区画整理事業で整備するため、A案より長時間を要する ② 一般生活道路は、A案より早く整備できる	① 同左。特に赤萩町線は半地下式であるため、時間を要すると考えられる ② 同左

[39]「筒井地区整備計画に関する調査報告書」（名古屋市計画局　1980.3　p. 342）

ウ 「地区総合整備」への位置づけと都市計画決定に至る地元対応

筒井地区は「名古屋市基本計画」において地区総合整備地区に地区面積 110ha で位置づけられた。「名古屋市新基本計画」(1988(昭和 63)年 8 月策定)においては、千種駅周辺地区を追加して地区面積を 120ha とした。この筒井地区を「筒井地区総合整備地区」ということとする(**図 6.1.4**)。「筒井地区総合整備地区」には、土地区画整理事業を適用した新出来地区、筒井地区および葵地区の 3 つの地区がある。

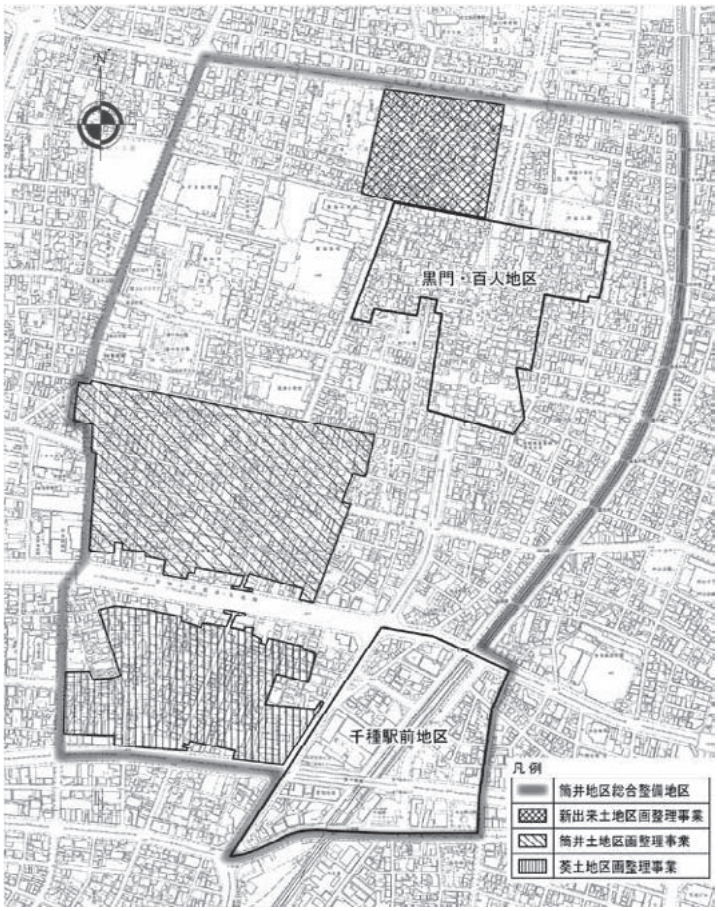

図 6.1.4 「筒井地区総合整備地区」と土地区画整理事業地区

「筒井地区総合整備地区」の中で既決定の未整備都市計画道路をかかえる筒井明倫地区(新出来地区および黒門・百人地区)について先行して検討対象とされた。

1979(昭和 54)年 11 月から筒井明倫地区街づくりアンケート調査が実施され、1980(昭和 55)年 2 月には筒井明倫地区街づくりパンフレットが配布され、その後地元説明会が開催された。住民意向を集約すると、都市計画道路等の整備は単独買収方式による街路事業を希望との結果であったので、新出来地区のみに土地区画整理事業を適用し、新出来地区以外の地区(黒門・百人地区)については街路事業を適用し、必要に応じ適宜他の手法を併用する方向とされた。

筒井地区および葵地区の主たる整備課題は、既決定の未整備都市計画道路ではなく、復興土地区画整理事業によって整備された周辺の広幅員区画街路(その後都市計画決定して都市計画道路となった)

がネットワークをなしていないことであった。両地区については、1981（昭和 56）年 1 月に街づくりアンケート調査が実施された。葵地区は 1981（昭和 56）年 5 月に街づくりパンフレットが配布され、その後地元説明会が開催された。筒井地区についても 1 か月遅れで同様な対応が行われ、両地区において土地区画整理事業を適用することの合意が形成されていった。

② 新出来土地区画整理事業

新出来土地区画整理事業の区域は、新出来町線の南、赤萩町線の西に位置し、復興土地区画整理事業によって整備された広幅員区画街路が南から地区界まで迫っていて、地区内で突然極端に幅員を狭くするという状況にあった。

新出来土地区画整理事業の決定理由は、計画書の表現によれば「施行区域から除外されたため公共施設の整備が立ち遅れ、しかも老朽化した木造家屋が密集し、防災上非常に危険な状況にある」ことから「都市計画道路及び生活関連施設の整備改善、密集する木造老朽家屋の改善を促進し、良好で魅力ある市街地の形成、保全を図るため」である。区域面積約 5.1ha で、1983（昭和 58）年 11 月 14 日に都市計画決定された（名古屋市告示第 386 号）。

この時に関連する都市計画として、復興土地区画整理事業によって整備された広幅員区画街路が、幹線街路車道町線として追加決定された。

③ 筒井土地区画整理事業

筒井土地区画整理事業の区域は、桜通線の北にあって復興土地区画整理事業によって整備された広幅員区画街路が南北および東西から地区界に迫り、地区内では極端に幅員を狭くするという状況にあった。

新出来地区とほぼ同様な理由により、1986（昭和 61）年 3 月 31 日に区域面積約 15.7ha で都市計画決定された（名古屋市告示第 136 号）。

この時に関連する都市計画として東西に手代町線が追加され、南北に車道町線が延伸された。

④ 葵土地区画整理事業

葵土地区画整理事業の区域は、桜通線の南、赤萩町線の西、錦通の北にあって、復興土地区画整理事業によって整備された広幅員区画街路が西から地区界まで迫っていて、地区内で突然極端に幅員を狭くするという状況にあった。

葵土地区画整理事業は、筒井土地区画整理事業と同日の 1986（昭和 61）年 3 月 31 日に区域面積約 9.7ha で都市計画決定された（名古屋市告示第 137 号）。

この時に関連する都市計画として東西に布池町線が追加され、南北に車道町線が延伸された。

(5) 緑3地区の土地区画整理事業

① 背景と経緯

「緑 3 地区」と俗称している地区は、1963（昭和 38）年および 1964（昭和 39）年の合併によって緑区を構成している旧鳴海町、旧有松町、旧大高町の既成市街地をいう。鳴海町は戦前の 1937（昭和 12）年 5 月から鳴海都市計画区域を形成していた。大高町は戦前の 1939（昭和 14）年 5 月から、有松町は 1962（昭

和 37）年 12 月からそれぞれ独立の町として名古屋都市計画区域に編入されていた。

「緑 3 地区」はいずれもかつての単独地方公共団体であった経緯から、近世からの集落を核とした中心市街地をかかえるかたわら、全体として基盤が未整備であることが多く、骨格的な都市計画施設も未整備であった。名古屋市との合併を機にインフラストラクチャー整備に関する地域の要望が寄せられるようになった。一方で、名古屋市は復興土地区画整理事業の収束を目前にして地区総合整備を打ち出し、「名古屋市基本計画」において、鳴海、有松、大高の「緑 3 地区」をともに地区総合整備地区に位置づけた。

「緑3地区」は、それぞれ固有の歴史を反映した市街地状況があり、名古屋市は組織を強化して整備のあり方について調査検討を進めた。結果として、鳴海地区は市街地再開発事業と街路事業、有松地区は土地区画整理事業、市街地再開発事業および街路事業、大高町は土地区画整理事業と街路事業を主体として地区整備を進めることとなった。なお、鳴海地区では都市計画決定しない個人施行土地区画整理事業のバリエーションである沿道整備街路事業を施行している。

② 有松土地区画整理事業

有松地区は近世東海道の茶屋集落で、絞り産業が栄えた歴史と伝統を有する。東海道筋を中心に伝統的な町並み保存や都市景観整備の課題とともに、有松町線の未整備による通過交通の流入、名鉄名古屋本線の踏切渋滞、丘陵傾斜地の安全性などの課題があった。

1986（昭和 61）年度には再開発等調査が行われ、有松線沿道を土地区画整理事業で整備することが提案された。さらに、1988（昭和 63）年度から 1989（平成元）年度にかけて、区画整理調査実施により検討が深められ、有松線を中心に名鉄名古屋本線と国道 1 号の間の区域を対象として土地区画整理事業を適用することとされた。

1990（平成 2）年 2 月 23 日には区域面積約 7.0ha で有松土地区画整理事業が都市計画決定された（名古屋市告示第 38 号）。

計画書による決定理由は次のとおりである。

「地区内の大部分は、生活道路が狭隘な木造住宅の密集地であり、防災面や生活環境の面から大きな課題を有する地区である。また都市計画道路有松線が未整備であり、地形の高低差が大きいため、沿道宅地の有効利用の面からも沿道市街地と一体的な整備が必要となっている」

③ 大高駅前土地区画整理事業

大高地区は、近世常滑街道に発達した集落で、大高町線を中心に東は水主ヶ池線、西は名四国道線に挟まれた区域を主な対象として検討が進められてきた。戦国時代の城砦遺跡があり、醸造所等歴史的な景観がある一方で、基盤未整備、防災危険性などの課題があった。

1978（昭和 53）年度にアンケート調査が実施され、調査検討の結果である整備方針案が 1983（昭和 58）年度に地元へ提示された。さらに 1987（昭和 62）年度には整備計画案（構想レベル）が地元へ提示された。その結果、地元の意向を踏まえて、地区東側の大高駅前地区について土地区画整理事業を適用することとされた。

大高駅前土地区画整理事業は区域面積約 9.7ha で 1992（平成 4）年 7 月 30 日に都市計画決定された（名古屋市告示第 216 号）。

計画書による決定理由は、次のとおりである。

「地区の大部分は、生活道路が狭く、木造家屋が密集していることから、防災上及び生活環境の面で大きな課題を有しており、公共施設の整備改善が急務となっている」

関連する都市計画として、同日に大高町線と交差し地区内を貫通する大高北線を追加している。

(6) ささしまライブ 24 土地区画整理事業

① 背景

ささしまライブ 24 地区は、かつての国鉄笹島貨物駅跡地を核としてその南の中川運河船だまり周辺地区等を含む地区である。位置的に名古屋駅に近接する好立地である一方、周囲を鉄道や都市高速道路に囲まれているというアクセシビリティ上の課題があった。

一方、全国的な物流体系の構造変革により鉄道輸送からトラック輸送へのシフト、鉄道輸送の中では車扱貨物からコンテナ貨物へのシフトが大きな流れとなった。その結果、笹島貨物駅は 1986(昭和 61)年 10 月 31 日には廃止となり、都心近接の大規模未利用地が発生することとなった。

1987(昭和 62)年 4 月 1 日には国鉄が分割民営化され、旧国鉄の遊休資産を管理する国鉄清算事業団が発足した。笹島貨物駅跡地は同事業団が管理することとなった。

名古屋市は笹島貨物駅の動向を見ながら地区総合整備地区の位置づけを進めていった。はじめに「名古屋市基本計画」(1980(昭和 55)年 1 月)において、米野地区 40ha を対象区域に位置づけたが、この区域には笹島貨物駅の区域を含んでいない。その後 1980(昭和 55)年度以降に実施した調査結果も踏まえ、「名古屋市新基本計画」(1988(昭和 63)年 8 月)では米野・名駅南地区として 180ha に拡大し、廃止された笹島貨物駅跡地を地区総合整備対象の区域に位置づけている。

また、3 県 1 市首長が 1989(平成元)年 3 月に中部新国際空港の立地を伊勢湾東部海上とすることで合意したことから笹島貨物駅跡地開発と中部新国際空港との関係も検討対象の要素となった。

② 調査の経緯

笹島貨物駅を核として周辺地区を含む地区の調査は、1980(昭和 55)年度から始まり、以降、開発コンセプト、整備手法、導入施設の施設内容等について調査検討が継続された。以下にその概要を記す。

1980(昭和 55)年度	地区再開発計画策定の検討その2・米野 [40] 「広域避難地としての機能を備えた公園緑地型活用地」 「鉄道ヤード跡地地区及び中川運河船溜周辺地区はともに長期的対応地区とし、前者は再開発拠点地区、後者は面的整備地区と位置づけている」
1983(昭和 58)年度	都市総合再開発促進計画策定調査
1984(昭和 59)年度	米野地区土地区画整理事業調査
1986(昭和 61)年度	笹島地区総合整備計画調査

[40] 名古屋市計画局「地区再開発計画策定の検討 その 2・米野」(名古屋市計画局 1981.3 p. 29, p. 57)

1987（昭和 62）年度　都市拠点整備構想策定調査

1988（昭和 63）～1989（平成元）年度

名古屋駅周辺地区総合整備計画調査（国土総合開発事業調整費調査）[41]

「産業技術情報等新たな高次都市機能とアミューズメント機能の導入を図り、国際情報交流拠点を形成」

1989（平成元）年度　米野・名駅南地区整備計画検討調査

「主に鉄道ヤード跡地地区を対象として、道路整備パターンの検討、鉄道新駅・駅前広場など都市基盤施設整備計画及び空間構成・土地利用計画の検討を行った」

1990（平成 2）年度　新都市拠点整備事業調査 [42]

「『笹島地区新都市拠点整備事業総合整備計画策定調査委員会』の指導をもとにその土地利用計画、都市基盤整備計画、核施設計画及びそれらの整備プログラム等の成果を取りまとめた」

土地区画整理事業調査

1992（平成 4）年度　笹島地区核施設整備計画調査 [43]

「笹島地区において（中略）核施設（導入施設）について、（中略）施設内容・空間構成及び事業性等の具体的な検討」

1994（平成 6）～1995（平成 7）年度

笹島地区街並み・まちづくり総合支援事業調査

「平成 6 年度の調査としては、（中略）地区全体の施設概要、整備計画、実現化方策、開発戦略等についての検討」[44]

「平成 6 年度にまとめられた開発コンセプト『国際歓迎・交流拠点』をキーワードとし、地区全体の開発方向、中核施設、事業形成方式等についての検討」[45]

2000（平成 12）年度　名古屋駅周辺地域都市・居住環境整備基本計画策定調査 [46]

「笹島関連地区において都市再生総合整備事業を実施するために必要となる整備計画を検討」

---

41 杉山七生「名古屋駅周辺地区の総合整備について」（「区画整理」 Vol. 34, No. 1　1991.1）

42 名古屋市計画局「笹島地区新都市拠点整備事業総合整備計画策定調査報告書」（まえがき　名古屋市計画局 1991.3）

43 名古屋市計画局「笹島地区核施設整備計画調査報告書」（まえがき　名古屋市計画局 1993.3）

44 名古屋市計画局「笹島地区街並み・まちづくり総合支援事業施設整備等基本計画調査報告書」（まえがき　名古屋市計画局 1995.3）

45 名古屋市計画局「笹島地区街並み・まちづくり総合支援事業施設整備等基本計画調査基本計画書」（まえがき　名古屋市計画局 1996.3）

46 名古屋市計画局「名古屋駅周辺地域都市・居住環境整備基本計画等調査報告書」（まえがき　名古屋市計画局 2001.3）

③　ささしまライブ 24 土地区画整理事業

②で示したような調査検討を重ねる中で、開発コンセプトは「国際歓迎・交流拠点」とされた。そのうえで基盤整備については、笹島貨物駅跡地への主要動線として南北方向は椿町線・日置中野新町線の延伸、東西方向は笹島線の追加が計画され、これらの幹線街路の整備とあわせて宅地利用増進のために笹島貨物駅跡地および中川運河船だまり周辺地区を土地区画整理事業で整備することとされた。

ささしまライブ 24 地区の都市計画決定にあたっては、名古屋市都市計画審議会（1999（平成 11）年 6 月 16 日開催）において次のような議論があった。

土地区画整理事業に関しては、地区内の土地利用計画、鉄道新駅、シティ・エア・ターミナル（CAT）、民間の進出意欲、整備目標年次などについて、また、関連する椿町線に関しては、その必要性、広域における機能、断面構成、大規模支障施設対応、日置中野新町線の新設交差点、その他請願内容などについて質された。

ささしまライブ 24 土地区画整理事業は、名古屋市施行の土地区画整理事業として 1999（平成 11）年 8 月 13 日に区域面積約 22.1ha で都市計画決定された（名古屋市告示第 270 号）。

また、土地区画整理事業に関連する都市計画として同日に変更された内容は次のとおりである。

都市計画道路では笹島線の追加、椿町線および日置中野新町線の延伸、駅西線の縮小変更が行われた。

都市計画運河では中川運河 4 号の船だまりの西側の一部を埋め立てるため区域が縮小変更された。

なお、臨港地区のうち中川運河堀止地区の一部（道路重複部等）が、ささしまライブ 24 土地区画整理事業に関連して指定を解除された（都市計画変更は 2003（平成 15）年 7 月 31 日）。

（7）　下之一色南部土地区画整理事業

下之一色村はかつて半農半漁の村落で、1917（大正 6）年に町制を施行し、1937（昭和 12）年に名古屋市に編入された。下之一色地区は庄内川と新川が合流する地点に位置しており、密集市街地を形成しているのはおおむね国道 1 号を上辺とする逆三角形の形態をなしている地区である。市街地の東西両端に河川堤防を擁する低平地という特異な地形条件にあることから、浸水被害など防災上の課題をかかえていた。1988（昭和 63）年 8 月の「名古屋市新基本計画」において地区総合整備地区として国道 1 号以南 50ha が位置付けられ、その後国道 1 号以北の一部もあわせて 60ha に拡大された。

名古屋市が下之一色地区の整備を検討している過程において、建設省によるスーパー堤防構想が提起された。スーパー堤防とは「ゆるやかな勾配を持つ幅の広い堤防」のことで、「広くなった堤防の上は、通常の土地利用が可能」とされている。[47] 建設省は直轄特定高規格堤防（スーパー堤防）整備事業制度を 1987（昭和 62）年度に創設した。1991（平成 3）年には河川法を改正して（平成 3 年法律第 61 号）、河川区域の定義に高規格堤防を追加した。河川法上の高規格堤防とは「堤防のうち、その敷地である土地の

[47] 京浜河川事務所「スーパー堤防整備事業」 http://www.ktr.mlit.go.jp/keihin/keihin00162.html（2014/05/17 閲覧）

区域内の大部分の土地が通常の利用に供されても計画高水流量を超える流量の洪水の作用に対して耐えることができる規格構造を有する堤防」をいう。

スーパー堤防構想が提起され具体化していく中で、建設省庄内川工事事務所は下之一色地区における河川改修方式として高規格堤防（スーパー堤防）事業の検討を 1979（昭和 54）年度から開始した。しかし、地元の理解を得るのに長期間を要すると想定されたため、1988（昭和 63）年度から通常の改修事業を開始した。[48]

名古屋市は下之一色地区の整備に関して1989（平成元）年度から具体的な調査に入り、1994（平成6）年度から事業化に向けての地元調整を開始した。その結果、下之一色地区の最南部 2.4ha について土地区画整理事業が 2006（平成 18）年 2 月 8 日に都市計画決定された。名古屋市施行の土地区画整理事業としては都市計画施設を区域内に含まない唯一の事業である。背景や経緯については第6編「第4章　地区総合整備」に譲る。

図 6.1.5 に公共団体等施行土地区画整理事業の概略位置を示す。

[48] 建設省庄内川工事事務所「庄内川　その流域と治水史」（建設省庄内川工事事務所　1989.11　p. 357）

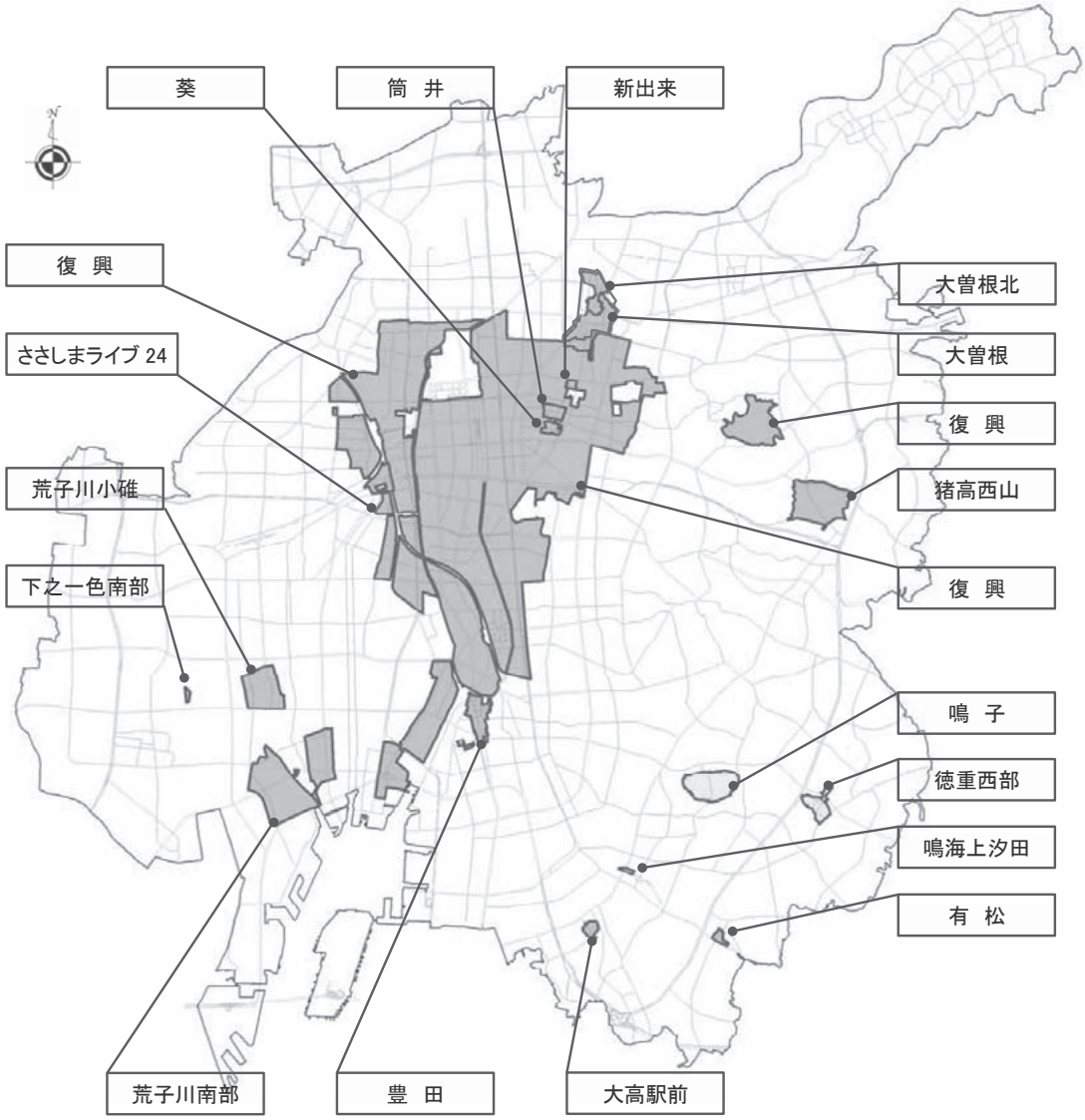

最終都市計画変更時の施行区域（土地区画整理事業を施行すべき区域）を表す。
ただし、大曽根および大曽根北については、事業区域を表す。

図 6.1.5　公共団体等施行土地区画整理事業の概略位置

第４節　公共団体等施行土地区画整理事業の施行

1　行政庁（名古屋市長）施行土地区画整理事業の施行

（1）　復興土地区画整理事業

復興土地区画整理事業の総論としては多数の書目、文献があるのでそれらに譲る。[49]

①　復興土地区画整理事業の総括等 [50]

復興土地区画整理事業は、戦後名古屋の都市計画を代表するプロジェクトとして、自他ともに認める規模・内容の都市計画事業である。初めにその全体像を俯瞰しておく。

事業を規定する根拠法は、当初の 1946（昭和 21）年 6 月 27 日の都市計画決定、同年 7 月 25 日の事業決定においては、旧都市計画法に基づく耕地整理法準用であったが、同年 9 月 11 日に戦災復興土地区画整理事業を施行するための特別法である特別都市計画法が施行されたことにより、同法に移行した。さらに 1955（昭和 30）年 4 月 1 日に土地区画整理法が施行されるに及んで同法に移行した。施行者は耕地整理法準用時に名古屋市であった一時期を除き、終始、行政庁施行として名古屋市長であった。（第3節1　行政庁（名古屋市長）施行土地区画整理事業の計画　参照）

最終事業計画決定時点の行政区域でみてみると、事業区域面積は約 3,452ha で、現市域面積 326.43 ㎢の 10.6%、事業開始時点の市域面積 161.76 ㎢の実に 21.3%に上る。事業区域は、全行政区 16 区のうち、千種、東、北、西、中村、中、昭和、瑞穂、熱田、中川、港、名東と 12 区にわたる（現行区による）。全

---

[49] 戦災復興の正史として、建設省編集になる「戦災復興誌」各巻がある。そのほかにも戦災復興計画、戦災復興土地区画整理事業に関する広範な視座を提供するものとして、
石田頼房「『戦災復興計画』研究の視点」（「地域問題研究」 SN. 15　1981.12）
台　健「『戦災』とその復興（その 1）～（その 3）」（「新都市」 Vol. 45, No. 3-5　1991.3-5）
中島高志「戦災復興土地区画整理事業　～その光と影～」（「新都市」 Vol. 52, No. 7　1998.7）
越沢明「復興計画　幕末・明治の大火から阪神・淡路大震災まで」（中央公論社　2005.8）
井上　亮「焦土からの再生　戦災復興はいかに成し得たか」（新潮社　2012.5）
100 メートル道路に関するレビューとして、
国際交通安全学会誌「IATSS Review（特集／近代の遺産「百メートル道路」）」（Vol. 23, No. 4 1998.3）
名古屋市の正史として、
前掲 30　戦災復興誌編集委員会「戦災復興誌」（名古屋市計画局　1984.3）
名古屋市の戦災復興土地区画整理事業について、
近代名古屋研究会「戦災復興計画に伴う名古屋の都市構造の変容に関する研究」（名古屋大学工学部建築学科　1996.5）
塩田実男「戦災復興事業、主として土地区画整理について」（「地域問題研究」 SN. 15　1981.12）
片木篤「名古屋の戦災復興と都市構造の変遷」（「都市問題」 Vol. 96, No. 8　2005.8）
平田勇夫「名古屋戦災復興土地区画整理事業」（「区画整理」 Vol. 34, No. 8　1991.8）
高橋健司「名古屋市の復興土地区画整理事業」（「区画整理」 Vol. 52, No. 8　2009.8）
関係者による回顧録等として、
伊藤徳男「名古屋の街　戦災復興の記録」（中日新聞本社　1988.7.）
伊藤徳男「街づくりの原点を語る―戦災復興事業の 30 年」（「地域問題研究」 SN. 15　1981.12）
伊藤徳男　他「戦災復興土地区画整理事業について語る」（「区画整理」 Vol. 34, No. 8　1991.8）

[50] 新修名古屋市史編集委員会「新修名古屋市史　第 7 巻　戦後編」（名古屋市　pp. 56-57, pp. 130-134, pp. 138-150, p.381　2001.10）
前掲 26　名古屋市計画局・（財）名古屋都市センター「名古屋都市計画史」（（財）名古屋都市センター　pp. 239-302　1999.3）

体を 48 工区に分割して事業を進め、進捗状況に応じて順次換地処分を行い、最終的に 1981（昭和 56）年 8 月 4 日をもってすべての工区の換地処分を終えた。その後、残存支障物件の移転、局所的な公共施設整備、保留地処分等の事務を継続して、1998（平成 10）年度に事業収束となった。事業期間は換地処分までで 36 年間、最終収束までで 53 年間という長期間の事業である。事業費は総額 1,138 億円という大規模となった。

施行前後の土地を種目別に対照すると**表 6.1.10**、**図 6.1.6** のとおりである。

表 6.1.10　土地の種目別施行前後対照表（復興土地区画整理事業）

種目			施行前			施行後	
			地積（㎡）	%	筆数	地積（㎡）	%
公共用地	道路		4,698,930.07	13.61		9,982,488.77	28.92
	公園		458,357.61	1.33		1,407,581.49	4.08
	その他		84,850.35	0.25		66,811.75	0.19
	計		**5,242,138.03**	**15.19**		**11,456,882.01**	**33.19**
宅地	民有地	宅地	24,910,795.86	72.16	98,803	20,143,827.61	58.36
		その他	2,650,548.21	7.68	6,898	1,269,902.62	3.68
		小計	**27,561,344.07**	**79.84**	**100,701**	**21,413,730.23**	**62.04**
	国有地		513,304.23	1.49	716	372,574.55	1.08
	準国有地		825,747.77	2.39	1,887	746,728.99	2.16
	計		**28,900,396.07**	**83.72**	**103,304**	**22,533,033.77**	**65.28**
保留地						527,494.43	1.53
測量増減			374,876.11	1.09			
合計			**34,517,410.21**	**100**		**34,517,410.21**	**100**

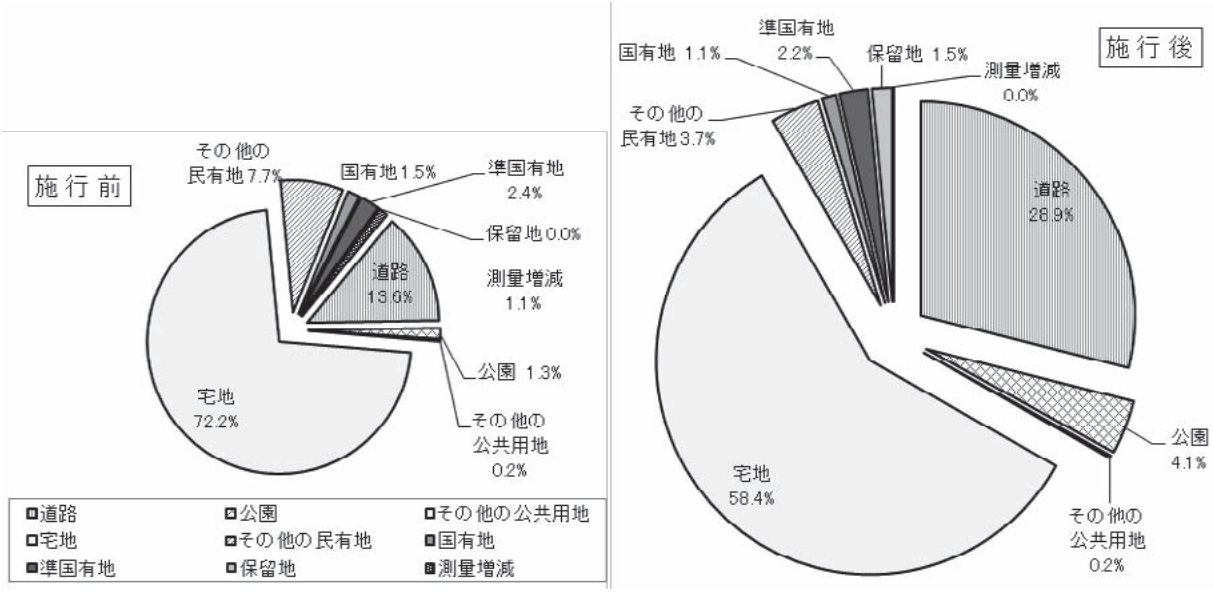

図 6.1.6　土地の種目別施行前後対照図（復興土地区画整理事業）

道路・公園の区域に占める比率は、それぞれ施行前に 13.6%、1.3%であったものが施行後に 28.9%、4.1%に増加している。道路面積は約 2 倍、公園面積は約 3 倍になったことになる。一方で民有宅地は施行前に 72.2%であったものが施行後には 58.4%と 14 ポイント減少している。保留地地積は、約 52.7ha で、区域に占める比率は、1.5%となっている。

復興土地区画整理事業については、1960（昭和 35）年度の建築学会賞都市計画部門で「名古屋市の都市計画事業の達成」として名古屋市が受賞している。事業初期段階に相当するような時期であるが、移転が進捗し広幅員街路等が概成してその成果が明らかとなってきたからであろう。授賞理由は次のように表現されている。[51]

「そもそも都市計画は、その計画に実施を伴わなければ意味がないことである。ひるがえって我が国の他の都市の実情とを比較するとき、けだし名古屋市の業績こそ抜群というべきである。これは当局が常に都市計画に理解と勇気をもち、市民も亦技術に信頼を寄せ、協力を惜しまなかった賜ものであり、両者が一体となってかかる画期的な業績を挙げられたことに対して、満腔の敬意を表するものである」

また、復興土地区画整理事業の成果として「名古屋都市計画史」は、「換地と成果」という 1 節を設けて、換地設計については寺院墓地の飛び工区への移転を伴う換地、国鉄中央線複線立体化の用地処理、小・中学校の用地確保などをあげ、公共施設整備については 100m道路、平和公園などをあげている。[52]

他方、「新修名古屋市史 第 7 巻」は、復興土地区画整理事業の歴史的役割として、次のように記述している。[53]

「名古屋復興土地区画整理事業が実現した市街地は、日本の近代都市計画がこれまでに模索してきた都市基盤像の平均的な姿を実現したものであった。碁盤目状の広幅員道路、整然とした区画の宅地、公園と近隣施設、そして中心地の大通り公園と墓地公園の整備等がそれである」

「この事業は日本的近代都市計画を典型的に実現した」

また、一方でやや批判的な観点から次のような指摘も見受けられる。

「このことは都市基盤の整備は進められるが、都市の構造、商業地、住宅地の配置やその性格の規定、あるいは住宅の供給の地域的なバランス等においては弱点を持ったまま、すなわち『どのようなまちにするのか』というイメージを欠いた都市計画を進めることになった」

② 復興土地区画整理事業の事業進捗

ア 事業計画変更 [54]

最初の事業計画に相当する内容は、特別都市計画法に基づく設計として 1949（昭和 24）年 5 月 24 日に告示された。緊縮財政の下で都市計画決定区域（土地区画整理事業を施行すべき区域）を下回る

[51] 「昭和 35 年度日本建築学会賞経過報告」（「建築雑誌」 Vol. 76, No. 7 1961.7 p. 369）
[52] 前掲 26 名古屋市計画局・（財）名古屋都市センター「名古屋都市計画史」（（財）名古屋都市センター 1999.3 pp. 292-302）
[53] 前掲 50 新修名古屋市史編集委員会「新修名古屋市史 第 7 巻 戦後編」（名古屋市 2001.10 pp. 149-150）
[54] 前掲 30 戦災復興誌編集委員会「戦災復興誌」（名古屋市計画局 1984.3 pp. 63-65）

3,491ha（48 工区）であった。その後、土地区画整理法施行直前の設計変更による 1955（昭和 30）年の熱田第 7 工区の削除、土地区画整理法に基づく最初の事業計画として 1958（昭和 33）年に白川工区の編入を経た後、1960（昭和 35）年から翌年にかけて国鉄東海道新幹線計画との整合などから中村 4 工区（駅西都市改造事業地区）をはじめ中村区の工区の事業計画変更が行われた。

1965（昭和40）年以降、各工区の進捗状況や諸条件の変化に応じ、また、換地処分に向けて逐次事業計画変更が行われた。最終事業計画変更告示は、1994（平成 6）年 3 月 29 日である。

イ　仮換地指定 [55]

復興土地区画整理事業は、初動期の迅速処理が後日の円滑な事業進捗に貢献した。施行者は測量と換地設計を急ぎ、1946（昭和 21）年 12 月に中第 1 工区について仮使用地を指定したのを手始めに 1949（昭和 24）年末までに全地区の約 9 割を指定し、1952（昭和 27）年 7 月の千種第 4 工区第 2 次指定をもって全工区の仮使用地指定を完了している。仮使用地とは耕地整理法運用上の概念・用語と解される。特別都市計画法施行後は、法上、換地予定地（土地区画整理法上の仮換地に相当する）の定義が与えられたが、復興土地区画整理事業においては、仮使用地の概念を継続使用した。

土地区画整理法施行直前にこれら仮使用地を特別都市計画法の換地予定地に一斉に切り替えている。土地区画整理法施行後は、土地区画整理法施行法の規定により特別都市計画法の換地予定地が土地区画整理法の仮換地とみなされることとなった。その後は、仮換地の不均衡の是正、移転促進等のために仮換地指定変更を適宜行っている。

ウ　建築物の移転 [56]

土地区画整理事業においてある従前地上の建築物等が、公共施設に支障したり、他の仮換地に支障したりする場合は自らの仮換地に移転する必要がある。復興土地区画整理事業の場合は、移転対象建築物が 43,731 戸（平成 10 年まで）の多数にのぼることとなった。その理由の一つは事業自体が非常に大規模であることであり、いま一つは支障建築物を少なくするために道路線形を不自然にゆがめたり、公園を適切でない箇所に配置したりするような換地設計を採らなかったことである。このため堅牢建築物を移転させた難工事も少なくない。

建築物の移転件数の推移を**図 6.1.7** に示す。仮使用地指定が広範囲にわたった 1949（昭和 24）年度から年間移転件数が 1,000 件を超えるようになり、戦災復興事業としての国庫補助が打ち切られる 1958（昭和 33）年度まで高い水準を維持している。

1959（昭和 34）年度から 1972（昭和 47）年度までは、おおむね年間 1,000 件を超える移転実績があり、その後は徐々に減少して収束に向かった。

（都市改造事業については、コラム「戦災復興土地区画整理事業」参照）

[55] 前掲 30　戦災復興誌編集委員会「戦災復興誌」（名古屋市計画局　1984.3　pp. 189-191）
[56] 前掲 30　戦災復興誌編集委員会「戦災復興誌」（名古屋市計画局　1984.3　pp. 210-211）

エ　墓地移転と平和公園 [57]

復興「土地区画整理区域内に点在する墓地をその儘存置することは、都市発展上遺憾の点がある」（1947（昭和 22）年 2 月 10 日戦災復興院告示第 44 号「理由書」による）と判断されたことから墓地を集団移転することが計画された。1947（昭和 22）年 2 月 10 日に集団移転先として当初都市計画決定の土地区画整理事業を施行すべき区域（施行区域）から離れた位置にある区域約 115.7ha を追加した。次いで同年 5 月 6 日に 114.05ha が東墓苑として都市計画決定された。

復興土地区画整理事業としては、離れた位置で編入した地区が千種 4 工区とされ、市内寺院の墓地を千種 4 工区へ飛び換地によって集団移転することが図られた。最終的には千種 4 工区は都市計画東墓園のうちおおむね都市計画道路猫が洞藤森線以北の区域約 92.1ha とされ、墓所区域以外の緑地部分が公園的に整備されたうえで名称は平和公園とされた。平和公園は都市計画東墓園の一部であり、墓所を除く緑地部分については、都市公園法により管理されている。

移転に係る各寺院と施行者との折衝は厳しい局面もあったが、「換地を 3 割増し程度」とする寺院側の要望を受け入れることなどにより進捗が図られた。墓地移転は 1947（昭和 22）年度から 1979（昭和 54）年度にかけて実施されたが、昭和 20 年代に墓地地積にしておおむね 9 割の移転が完了している。墓地移転の全体規模は、278 か寺の墓地について墓碑 187,405 基、墓地地積約 18.2ha が移転対象となった。

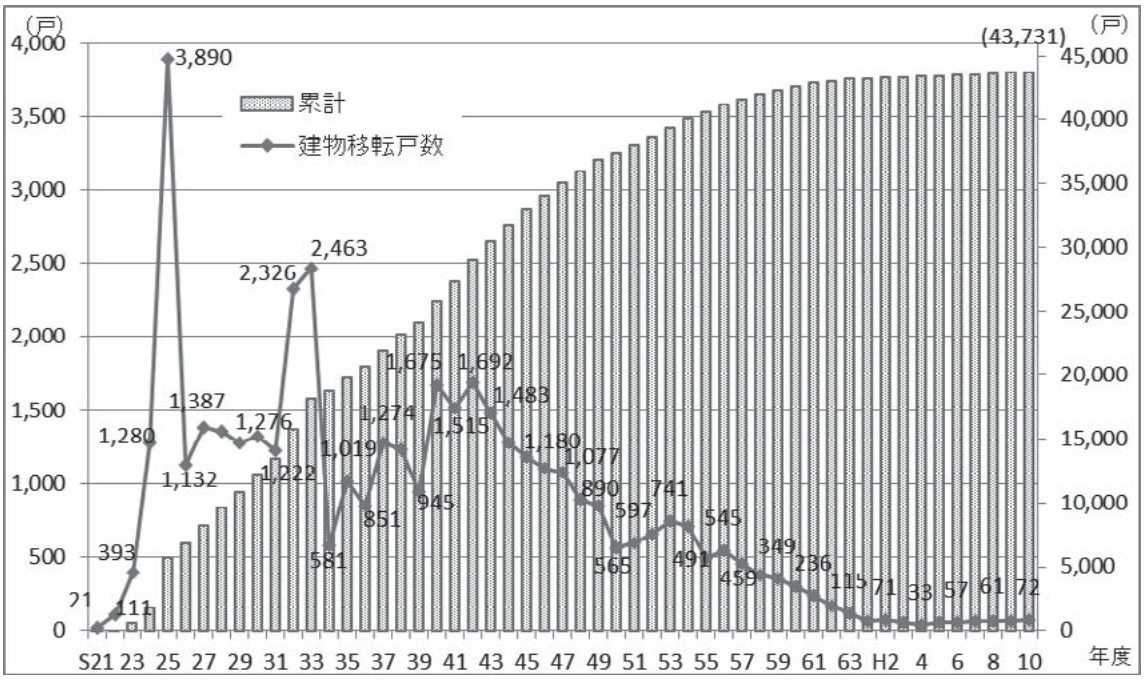

図 6.1.7　復興土地区画整理事業における建築物移転戸数の推移

[57] 前掲 30　戦災復興誌編集委員会「戦災復興誌」（名古屋市計画局　1984.3　pp. 269-276）
前掲 26　名古屋市計画局・（財）名古屋都市センター「名古屋都市計画史」（（財）名古屋都市センター　1999.3　pp. 299-302）

オ　公共施設の整備

（ア）　道路 [58]

道路の配置方針は、中心商業地域では 500m、周辺部では 500～1,000mの間隔を標準として主要幹線道路を配置し、その中間に補助幹線道路 1 本配置するというものであった。その結果、復興土地区画整理事業の象徴ともいえる100m道路 2 路線、都心部区間等で幅員 50mを有する広幅員幹線街路 10 路線を含み、都市計画街路 75 路線約 181.9km、区画街路約 618.8km とあわせて延長合計 800.7km が整備された。

図 6.1.8 に経年的な道路整備の推移を示す。

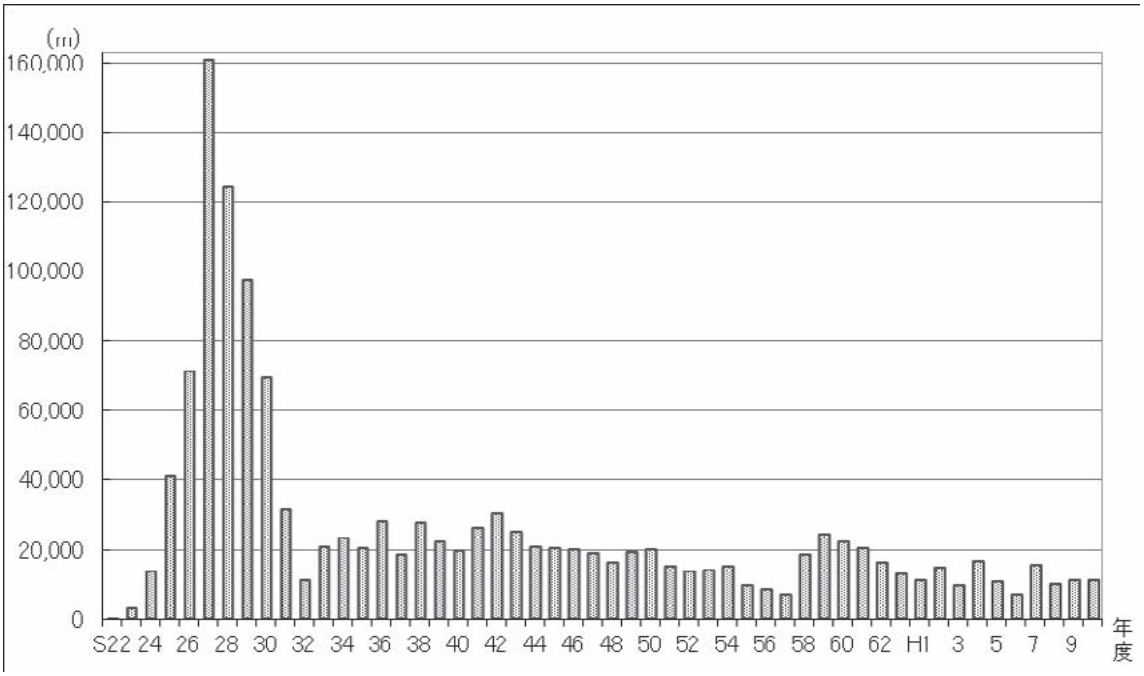

図 6.1.8-1　復興土地区画整理事業における街路築造・舗装の推移（街路築造）

[58] 前掲 30　戦災復興誌編集委員会「戦災復興誌」（名古屋市計画局　1984.3　pp. 260-263）

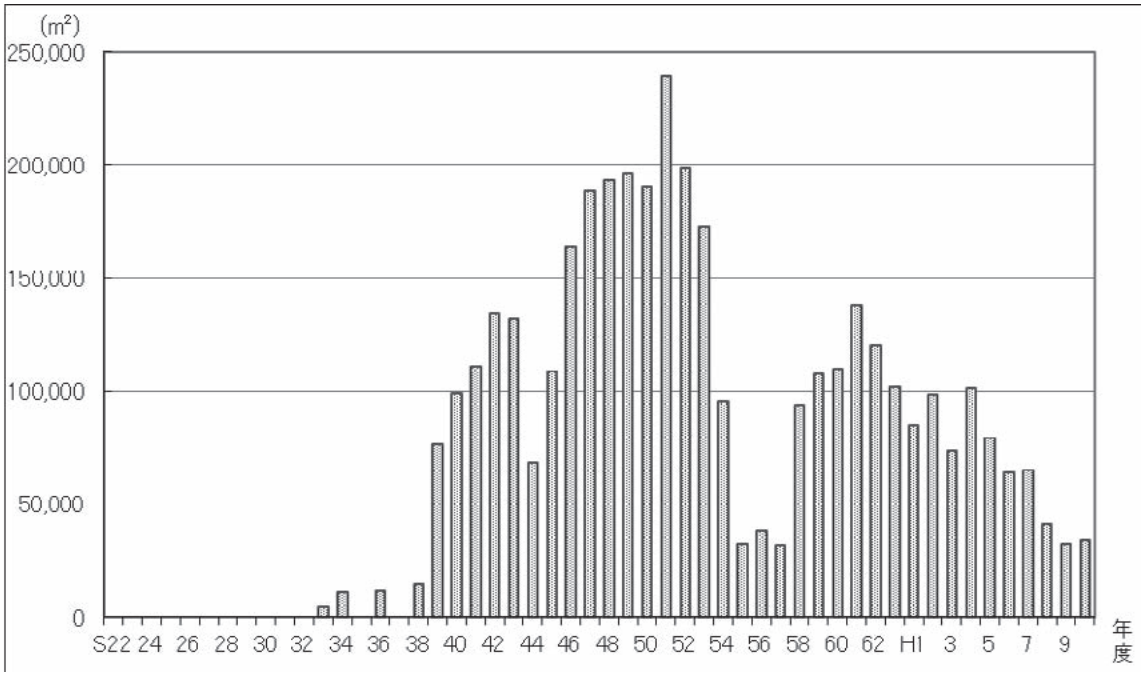

図 6.1.8−2　復興土地区画整理事業における街路築造・舗装の推移（街路舗装）

街路築造延長では昭和 20 年代後半に既にピークとなり、昭和 30 年代に入ってからは年間 20km 前後の築造が続いている。昭和 20 年代の街路整地は建築線の設定を目標として幅員を明示するために行われたものが多い。昭和 30 年代後半までには主要街路の大半を概成した。舗装については 1964（昭和 39）年ころから本格化し、1975（昭和 50）年前後にピークとなる傾向を示している。

（イ）　公園

復興土地区画整理事業における公園配置方針の特色のひとつは、児童公園（現街区公園）の小学校隣接地への配置である。この計画方針は、関東大震災復興のための帝都復興土地区画整理事業にまでさかのぼることができるが、一般化されたのは 1933（昭和 8）年 7 月 20 日の「土地区画整理設計標準」である。1946（昭和 21）年 7 月 4 日の「復興土地区画整理設計標準」では、この方針は継承されなかったが、それに先立つ同年 3 月の「名古屋市復興計画の基本」においてこの方針を踏襲した。[59] ただし、「教育制度が変わったために、学校用地の確保が優先し、全部を実現すること」ができなかった。[60]

復興土地区画整理事業では、既設都市計画公園を再整備したほか新規に造成した公園とあわせて、計 215 箇所の公園を整備した。整備した公園の面積は、約 140.8ha、施行区域面積に占める公園面積の比率は 4.08%にのぼる。その内訳を**表 6.1.11** に示す。

[59] 青山　嵩　他「名古屋市の復興事業について」（「アーバンアドバンス」 NO. 8　1996.12）
「土地区画整理設計標準」（昭和 8 年 7 月 20 日　内務次官通牒）
「復興土地区画整理設計標準」（昭和 21 年 7 月 24 日　戦復土第 104 号　戦災復興院次長通牒）
前掲 26　名古屋市計画局・（財）名古屋都市センター「名古屋都市計画史」（「名古屋市復興計画の基本」（1946（昭和 21）年 3 月　名古屋市議会における発表　（財）名古屋都市センター　1999.3　pp. 246-247）

[60] 前掲 26　名古屋市計画局・（財）名古屋都市センター「名古屋都市計画史」（（財）名古屋都市センター　1999.3　p. 296）

表 6.1.11 復興土地区画整理事業による公園整備一覧

種　　別	箇所数	面積(ha)	公　　園　　名
総合公園	3	55.0	平和･名城(一部)･鶴舞(一部)
地区公園	6	30.1	白川･葵･吹上･栄･千種(一部)･熱田
近隣公園	9	14.4	前津･押切･高蔵･葉場･大瀬子･六反･港陽･露橋･熱田東
児童公園	197	41.3	
合　　計	215	140.8	

1 本表は「戦災復興史」(名古屋市計画局、昭和 59 年 3 月 30 日、p266)による
2 平和公園は都市計画第 1 号東墓園の一部で、墓所区域以外の緑地部分が都市公園となっている。大瀬子公園は公園の都市計画決定はされず、復興事業による公園の区域および隣接する区域が都市公園となっている。
3 熱田東公園は、1979(昭和 54)年 12 月 21 日の都市計画変更によって神宮東公園の一部となっている。
4 前津公園、栄公園および三輪公園(児童公園)は 1986(昭和 61)年 5 月 30 日の都市計画変更によって久屋大通公園の一部となっている。

(ウ) その他の施設

その他の整備内容として特筆すべきものに駅前広場や国鉄中央線の線増立体化などがあるが、これらについては第3編「第4章　鉄道・総合駅・駅前広場」の章に譲る。

カ 保留地処分

復興土地区画整理事業では、事業開始初期に仮使用地を指定したが、100m道路など大規模公共施設にかかる従前地に対して、飛び換地指定をするための候補地として、当面、仮使用地指定を保留する未指定地が設けられた。全体の土地評価から保留地を設定するに足るだけの増価が見込まれたため、未指定地の中から保留地が設定され事業費に充当された。[61]

保留地は 1967(昭和 42)年度から売却が開始され、1998(平成 10)年度の事業終了に至るまでに売却等により処分した保留地は、筆数にして 2,441 筆、面積にして約 39.3ha、金額にして約 864 億円であった。なお、事業終了後に残存した保留地予定地は、復興土地区画整理事業の枠外で名古屋市有地として処分が継続され、2006(平成 18)年度をもってすべての処分が終了した。

キ 換地処分 [62]

換地処分は、従前地にかかる権利を換地に移行させる行政処分であり、土地区画整理事業の収束を画する重要な内容である。

復興土地区画整理事業は、48 工区に分割して事業を進めたため換地処分も工区ごとに実施された。最初の換地処分は、1963(昭和 38)年 3 月 19 日の白川工区で、次に 1966(昭和 41)年 3 月 29 日に近世城下町の町割りを残す碁盤割地区である中 1･2 工区の換地処分が行われた。その後、1969(昭和 44)年から 1981(昭和 56)年にかけて、他事業との関連で換地処分が急がれる工区を優先しつつ、逐次、換地処分が行われた。年代別の換地処分の経緯を**表 6.1.12**と**図 6.1.9**に、事業の概要と経緯を**表 6.1.13**に、年次別換地処分面積の推移を**図 6.1.10** に示す。

[61] 前掲 30 戦災復興誌編集委員会「戦災復興誌」(名古屋市計画局 1984.3 p. 282)
[62] 前掲 30 戦災復興誌編集委員会「戦災復興誌」(名古屋市計画局 1984.3 p. 296)

1976(昭和 51)年度の土地区画整理審議会選挙時点で、当期委員の任期終了となる 1981(昭和 56)年度が換地処分終了の目標年度とされた。目標年度に向かって1977(昭和52)年度には組織強化による推進が図られた。その結果として1980(昭和55)年度とその翌年度にあたる最終年度においては、ともに9工区の換地処分が集中的に実施された。

表 6.1.12　年代別換地処分の経緯

年　　代	処　分　工　区　名	工区数	処分済面積(ha)
1969(S44)以前	白川、中1、中2、中3、中4、中9、中村3	7	472.7
1970-74(S45-49)	瑞穂1、熱田8、昭和1、昭和2、港1、港2、中6、中8、中村4	9	658.6
1975-79(S50-54)	中川2、東1、東2、中7、中5、中村2、熱田4、熱田6、西1、東8、千種3、熱田2、東5、東6	14	980.0
1980(S55)	中川1、熱田1、熱田3、西3、西4、北1、北2、千種1、千種2	9	625.2
1981(S56)	西5、中村1、西2、中川3、東3、東7、熱田5、千種4、北3	9	715.2
合　　計		48	3451.7

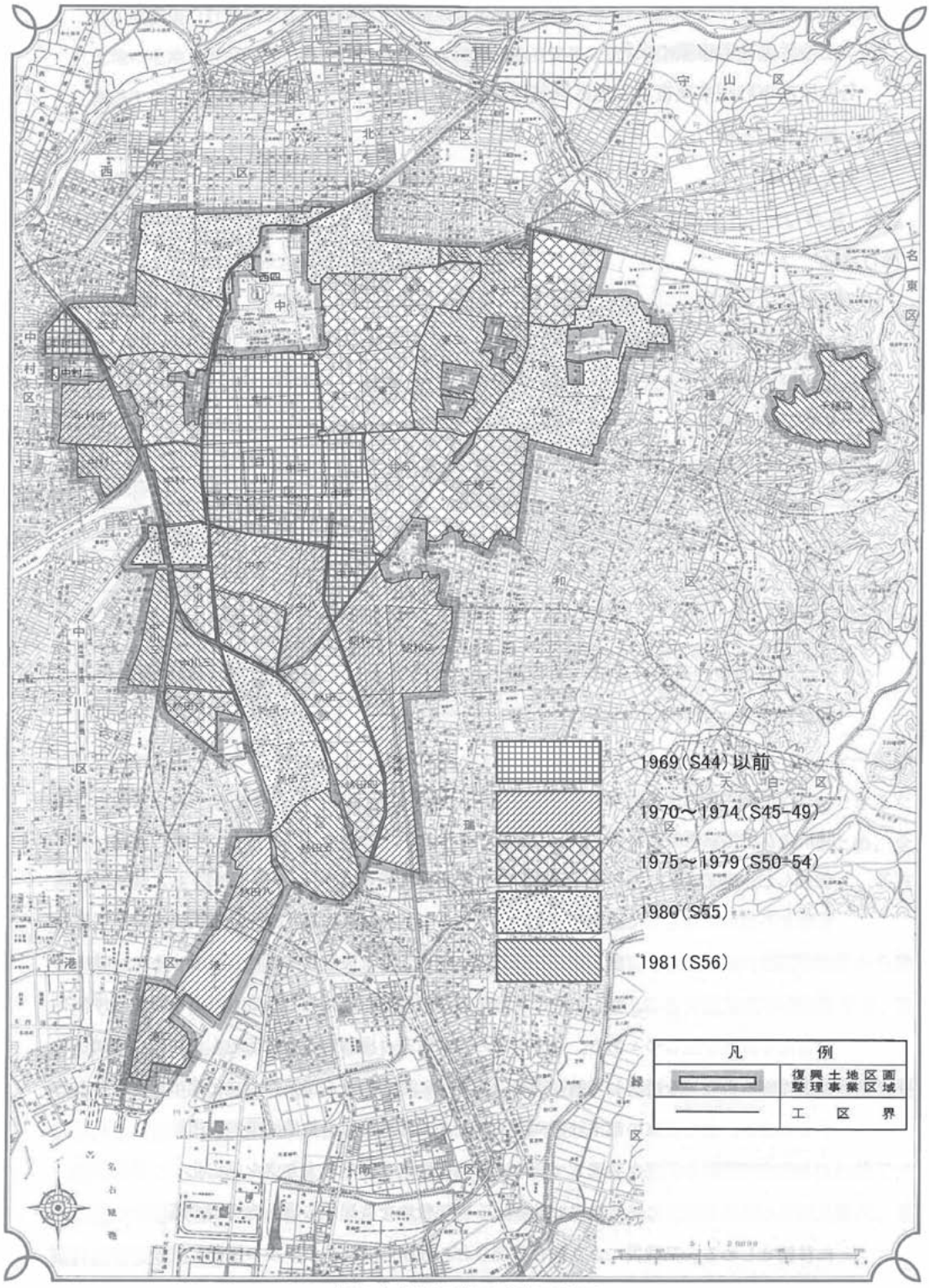

図 6.1.9　年代別換地処分の経緯

表 6.1.13　復興土地区画整理事業の概要

名称	復興土地区画整理事業		
施行者	名古屋市長		
都市計画決定	1946(昭和21)年 6月27日	施行する区域の決定	4,406.6ha
	1946(昭和21)年 7月25日	都市計画事業決定	
最終都市計画変更	1969(昭和44)年 5月14日		3,452.1ha
事業計画決定	1949(昭和24)年 5月24日	設計認可の告示	3,491.1ha
最終事業計画変更	1994(平成 6)年 3月29日		
当初仮換地 (仮使用地)指定	1946(昭和21)年12月 2日		中1工区
当初換地処分	1963(昭和38)年 3月19日		白川工区
最終換地処分	1981(昭和56)年 8月 4日		北3工区
移転対象家屋数	43,731戸(平成10年度まで)		
減歩率	20.03%(全工区)		
事業費	1,138億円		
事業期間	1949(昭和24)年度～1981(昭和56)年度		

事業期間は事業計画決定から換地処分までを表す
減歩率は合算減歩率を表す(公共減歩率:20.20%)

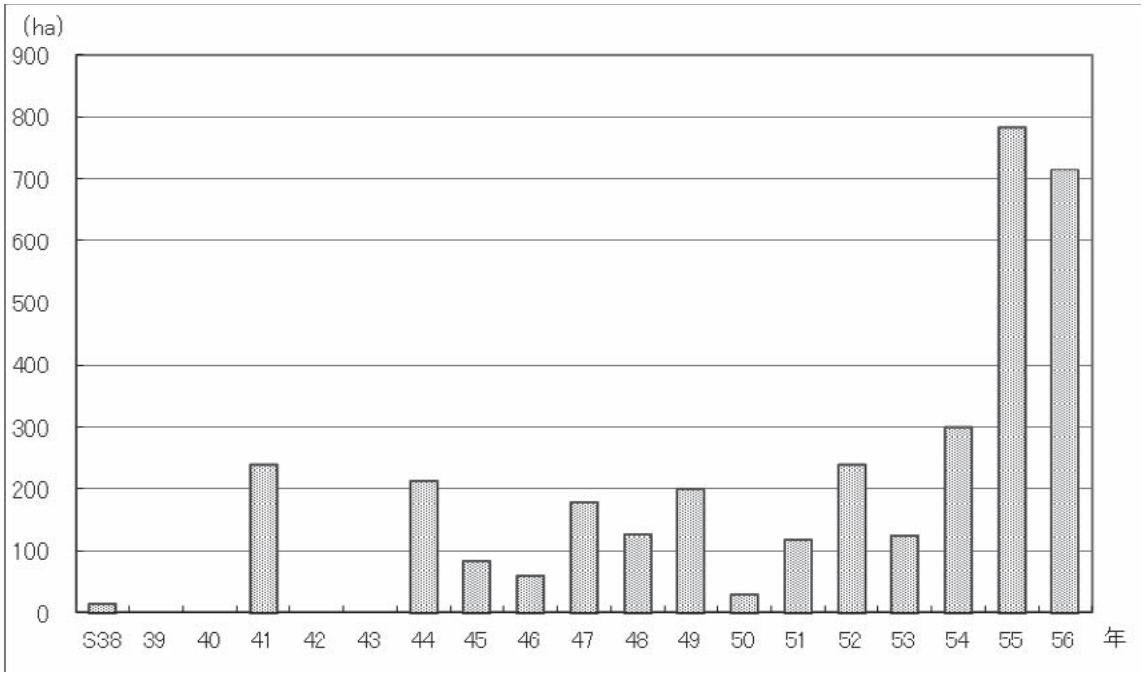

図 6.1.10　復興土地区画整理事業における年次別換地処分面積の推移

(2) 猪高西山土地区画整理事業 [63]

猪高西山地区は、東山公園の東に位置する丘陵地で、日本住宅公団が名古屋市に対して行政庁施行土地区画整理事業を依頼した結果、名古屋市長施行で実施された。事業の概要と経緯を**表 6.1.14** に、区域図を**図 6.1.11** に示す。

表 6.1.14 猪高西山土地区画整理事業の概要

名称	猪高西山土地区画整理事業	
施行者	名古屋市長	
都市計画決定	1956(昭和31)年 3月 5日	97.2ha
都市計画変更	1958(昭和33)年 3月14日	106.3ha
事業計画決定	1956(昭和31)年11月28日	
事業計画変更	1959(昭和34)年 1月27日	
	1961(昭和36)年 2月28日	
仮換地指定	1958(昭和33)年 3月15日	
換地処分	1961(昭和36)年 4月30日	
平均減歩率	45.43%	
事業費	4.6億円	
事業期間	1956(昭和31)年度～1961(昭和36)年度	

事業期間は事業計画決定から換地処分までを表す
減歩率は合算減歩率を表す(公共減歩率:18.92%)

猪高西山土地区画整理事業は、日本住宅公団が集団住宅を建設するための事業であり、同公団名古屋支所が手がける最初の事業となった。「日本住宅公団が行う土地区画整理事業の場合、減歩率の関係から原則として地区面積の 30%以上の土地を買収できることが地区選定の方針であったが、この事業では土地の買収は地元の希望により約 6%の買収とし、日本住宅公団は負担した事業費に見合う保留地を取得することで事業用地を確保すること」になった。[64]

この事業が成功裏に収束したことが周辺開発へ波及したといわれ、かつて名古屋市街地の東端と思われていた本地区が、その後の周辺地区の組合施行土地区画整理事業の展開によって連担市街地に変化することとなった。

[63] 公団中部支社区画整理のあゆみ編纂委員会「区画整理のあゆみ」(住宅・都市整備公団中部支社都市開発部 pp. 34-39)
[64] 前掲 26 名古屋市計画局・(財)名古屋都市センター「名古屋都市計画史」((財)名古屋都市センター 1999.3 p. 454)

出典:「事業概要　猪高西山」(名古屋市計画局)

図 6.1.11　猪高西山土地区画整理事業施行区域図

(3)　豊田土地区画整理事業 [65]

①　背景

豊田地区は新堀川下流左岸に位置する戦災焼失地区で、当初復興土地区画整理事業の区域に含まれ、後に除外された区域である。基盤整備状況としては一部区域を豊郷、伝馬、豊田3組合による旧都市計画法土地区画整理事業、ごく一部を豊元耕地整理事業施行済みの地区であるが、都市計画道路伏見町線(国道247号)等が未整備であるほか名鉄常滑線による地域分断と踏切渋滞、豊田本町駅周辺等の公共施設の未整備等の課題を抱えていたため、幹線街路整備を主目的とする都市改造事業により課題の解決が図られることとなった。

②　事業概要と経緯

豊田土地区画整理事業は、商業集積のある密集市街地における現況幅員8mの現道を幅員40mに拡

[65] 名古屋市計画局開発部都市整備課「豊田土地区画整理事業誌」(名古屋市計画局　1990.3)
前掲26　名古屋市計画局・(財)名古屋都市センター「名古屋都市計画史」((財)名古屋都市センター　1999.3　pp. 462-467)
前掲50　新修名古屋市史編集委員会「新修名古屋市史　第7巻　戦後編」(名古屋市　2001.10　pp. 382-383)
中西　明「名古屋市豊田土地区画整理事業」(「区画整理」Vol. 29, No. 8　1986.8)

幅整備する都市改造事業であることから、当初は権利者等の強固な反対運動があった。都市計画決定直後の 1963（昭和 38）年 4 月 1 日に豊田都市改造事務所が設置され、以降、粘り強い取り組みが継続された。

その結果、**表 6.1.15** に示すとおり 1964（昭和 39）年 8 月 18 日に事業計画決定されてから 8 次にわたる事業計画変更を経て、ほぼ 21 年後の 1985（昭和 60）年 11 月 2 日に換地処分が実施された。

事業概要の全体を**図 6.1.12** に示す。

表 6.1.15　豊田土地区画整理事業の概要

名称	豊田土地区画整理事業	
施行者	名古屋市長	
都市計画決定	1963(昭和38)年 3月16日	40.6ha
事業計画決定 事業計画変更	1964(昭和39)年 8月18日 以降8次にわたる事業計画変更 1985(昭和60)年 7月24日(最終)	
仮換地指定	1966(昭和41)年12月13日 1967(昭和42)年 2月23日 1969(昭和44)年 3月 3日	第1次 第2次 第3次
換地処分	1985(昭和60)年11月 2日	
移転対象家屋数	1,494戸	
平均減歩率	24.41%（実質13.89%）	
事業費	95.5億円	
事業期間	1964(昭和39)年度～1985(昭和60)年度	

事業期間は事業計画決定から換地処分までを表す
実質とは、公共施設充当用地買収後の内容を表す

③ 特徴

本事業の特徴として次のような点があげられる。

ⅰ　飛び地である氷室町、四条町の溜め池が減価補償金相当額によって先行買収され、埋め立てられたうえで地区内からの飛び換地用地として活用され、減歩率が緩和された。

ⅱ　旧知多街道沿いの商店街は、全面移転に伴い名鉄豊田本町駅から内田橋に至る新設の L 字型街路沿道に飛び換地された。

ⅲ　名鉄常滑線については、当初、豊田土地区画整理事業の事業計画内で高架化の予定であったが、1972（昭和 47）年 3 月の事業計画変更で別事業に分離され、連続立体交差事業で整備された。[66]

ⅳ　名鉄豊田本町駅前においては、豊田本町防災建築街区造成組合施行の防災建築街区造成事業が施行され、これは名古屋市内唯一の実施例である。詳細は第6編「第2章　都市再開発」に譲る。

66 松田治美「鉄道高架化事業と土地区画整理事業　名古屋豊田地区・大曽根地区」（「区画整理」 Vol. 13, No. 7 1970.7）

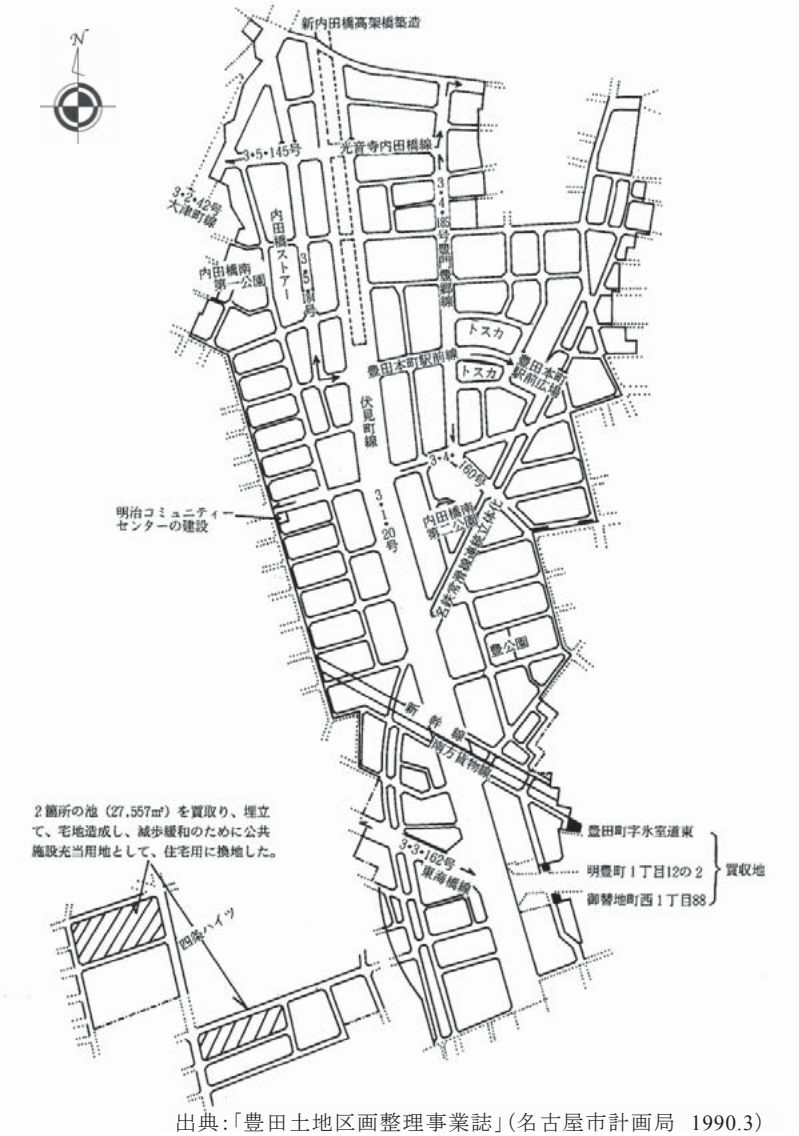

出典:「豊田土地区画整理事業誌」（名古屋市計画局　1990.3）

図 6.1.12　豊田土地区画整理事業の事業概要

④　事業進捗状況等

ア　建築物の移転 [67]

建築物移転件数の推移は**図 6.1.13** に示すとおりで、1972（昭和 47）～1973（昭和 48）年度をピークとしてその前後に多数の移転が実施されている。

特徴的なことは、商店街の集団移転で、防災建築街区造成事業による 2 棟のビル「トスカ」のほか自発的な店舗共同化による「内田橋ストアー」（20 店舗）や内田橋借家人組合と地主との権利調整に基づき、自発的に店舗を共同化した「サモア」（13 店舗）がある。

また、移転先に要移転物件が存在することが連続して移転完了に長期間を要するいわゆる「押せ押せ

[67] 前掲 65 名古屋市計画局開発部都市整備課「豊田土地区画整理事業誌」（名古屋市計画局　1990.3　pp. 71－87）

移転」としては、豊田本町駅前がある。これについては(財)名古屋都市整備公社による移転促進用地買収と仮換地指定変更による促進方策が図られた。

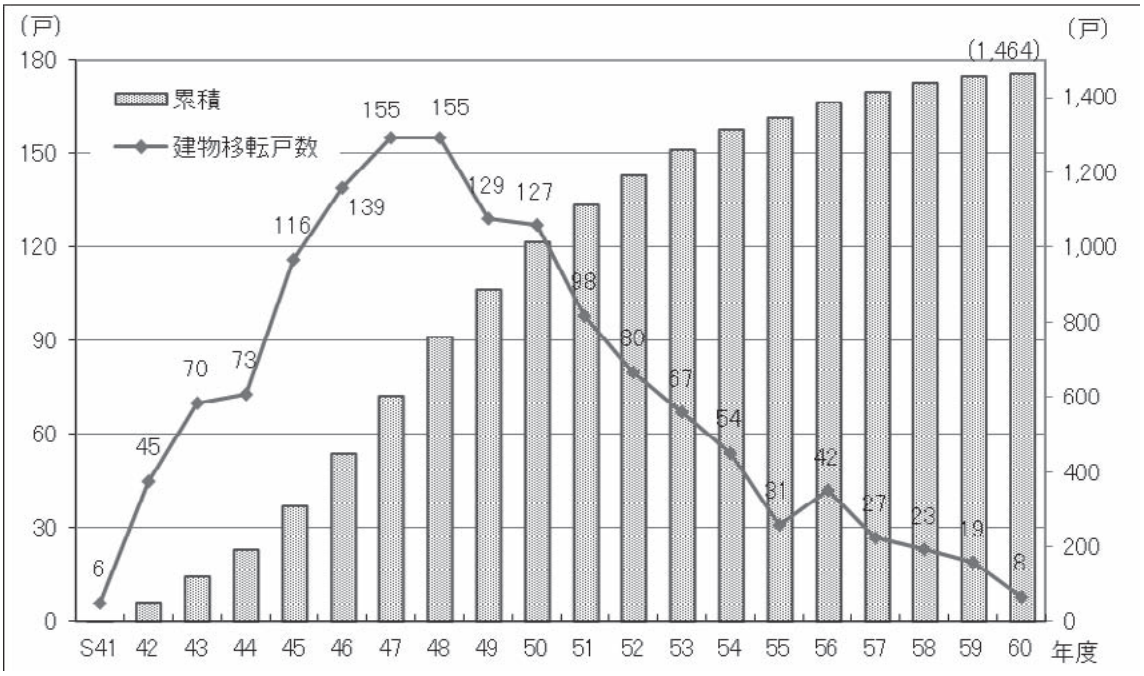

図 6.1.13　豊田土地区画整理事業における建築物移転戸数の推移

イ　公共施設の整備

地区内の主要な都市計画道路には、伏見町線(国道 247 号)、東海橋線等があり、両路線は 1985(昭和 60)年 2 月に全面供用された。

公園は内田橋南第 1 公園(事業計画上は第 1 号公園)はじめ 3 箇所 0.4ha 弱が 1985(昭和 60)年度に整備された。

豊田土地区画整理事業に関連する事業として別途整備された事業には、新内田橋高架橋築造事業と名鉄常滑線連続立体交差事業がある。

新内田橋は、伏見町線が新堀川を横断する箇所で、大津町線として架橋されている従来の内田橋と分離するために街路事業で整備された。1971(昭和 46)年 10 月 6 日に都市計画事業認可(愛知県告示第 829 号)を得て整備され、1982(昭和 57)年 3 月 1 日に供用開始となっている。豊田土地区画整理事業による伏見町線の拡幅整備および新内田橋の供用に伴い、豊田地区の交通状況は格段に改善された。

名鉄常滑線連続立体交差事業は、先述のように当初豊田土地区画整理事業事業計画中に包含されていたが、連続立体交差化に関する運輸省と建設省の間の協定が 1969(昭和 44)年 9 月に成立してから別途事業として整備されることとなった。詳細は第3編「第4章　鉄道・総合駅・駅前広場」に譲る。

(4)　大曽根土地区画整理事業 [68]

①　大曽根地区の都市計画と土地区画整理事業実施の経緯

大曽根地区の都市計画の経緯は、1963(昭和 38)年 10 月 4 日に 97.05ha で決定されることに始まり、次に 1964(昭和 39)年 3 月 28 日に復興土地区画整理事業の区域 15.08ha が復興土地区画整理事業から削除されて大曽根土地区画整理事業の区域に追加され合計 112.13ha となった。この区域は現在に至るまで都市計画の変更はない。

大曽根地区の土地区画整理事業は、前記追加変更時に土地区画整理事業を施行すべき地区(施行区域)のうち 61.39ha が都市計画事業決定され、国道 19 号の拡幅整備を含む都市改造事業として採択された後、1967(昭和 42)年 11 月 1 日に土地区画整理法に基づく事業計画が 61.16ha で決定された。

この時点で大曽根土地区画整理事業と関連が深い復興土地区画整理事業の東 7・8 工区、北 3 工区の各一部の合計 12.40ha を復興関連地区として国庫補助事業上は大曽根土地区画整理事業と一体で扱うこととされ、合計 73.56ha が対象区域となった。すなわち、復興関連地区 12.40ha は、都市計画法からも土地区画整理法からも復興土地区画整理事業として位置付けられている区域であり、事務手続き上は復興土地区画整理事業として実施するが、国庫補助事業上からは幹線街路整備等の事業執行に関しては大曽根土地区画整理事業と一体で扱う区域ということである。復興関連地区を大曽根土地区画整理事業と一体で扱うこととなった主な理由は、名鉄瀬戸線の立体交差化、赤萩町線の線形変更、大曽根商店街の一部および大曽根東駅前広場の整備自体ないしその影響が大曽根土地区画整理事業の区域内のみにとどまらず、隣接する復興土地区画整理事業の区域に及ぶことになったからである。

その後、大曽根土地区画整理事業の都市計画上の施行区域 112.13ha のうち土地区画整理事業未施行区域の相当部分22.7haについて、大曽根北土地区画整理事業という名称の下に、大曽根土地区画整理事業とは別の公共団体施行土地区画整理事業として 1985(昭和 60)年 2 月 15 日に事業計画決定された。さらに 1992(平成 4)年 1 月 30 日に大曽根北土地区画整理事業の区域を 30.0ha に拡大する事業計画変更が行われた。

②　背景

大曽根地区は近世下街道と瀬戸街道の追分周辺に発達した集落を核とし、戦前に城東耕地整理事業が施行された地区で、旧街道沿いに商店街が展開しており、非戦災地区が主である。都心側からの国道 19 号(都市計画道路葵町線)は、復興土地区画整理事業によって50mの広幅員に拡幅されつつあり、大曽根地区内にあっても戦前の計画幅員 24.54m(戦後の都市計画幅員は 50m、40m)を確保できている一方で、名古屋環状線以北の国道 19 号は狭隘のため容量が著しく減少する状況であった。さらに名古屋環状線と国道 19 号が交差する東大曽根交差点は、名鉄瀬戸線の平面踏切に近接する変形六差路交差点で市内有数の渋滞箇所であった。また、国鉄中央線の名古屋環状線に架かる架道橋も幅員狭小で

[68] 名古屋市住宅都市局市街地整備部大曽根北都市整備事務所「大曽根土地区画整理事業誌」(名古屋市 2012.3)
前掲 26　名古屋市計画局・(財)名古屋都市センター「名古屋都市計画史」((財)名古屋都市センター　1999.3 pp. 467-470)
前掲 50　新修名古屋市史編集委員会「新修名古屋市史　第 7 巻　戦後編」(名古屋市　2001.10 pp. 383-384)

あるばかりか桁下高も不足し、隘路を形成している状況にあった。

このような交通面の課題を解決するとともに密集市街地の防災性向上を図るために国道 19 号のルート変更とあわせて土地区画整理事業が計画された。いわゆる事業都市計画とは事業段階直前に事業を実施する区域のみが都市計画決定されることを意味するが、旧都市計画法時代には必ずしも事業段階に限らず都市計画決定が行われ、都市計画決定された区域の中で部分的に事業実施するかたちがとられることも多かった。大曽根地区も都市計画としては 112.13ha が決定されたが、土地区画整理事業としては当面緊急を要する区域 61.39ha がまず事業決定されることとなった。

③　事業概要と経緯

事業概要を**表 6.1.16**、**図 6.1.14** に示す。1964（昭和 39）年 4 月 1 日に大曽根都市改造事務所が設置されて事業推進にあたった。

表 6.1.16　大曽根土地区画整理事業の概要

名称	大曽根土地区画整理事業	
施行者 *1	名古屋市長	
都市計画決定	1963(昭和38)年10月 4日	97.1ha
都市計画変更	1964(昭和39)年 3月28日	112.1ha
事業計画決定	1967(昭和42)年11月 1日	61.2ha
事業計画変更	以降12次にわたる事業計画変更	
	2007(平成19)年 3月23日(最終)	61.1ha
仮換地指定	1970(昭和45)年 1月12日	第1次
	1971(昭和46)年 1月12日	第2次
	1972(昭和47)年 1月26日	第3次
換地処分	2004(平成16)年11月19日	
移転対象家屋数 *2	3,419戸	
減歩率	23.45%（実質13.68%）	
事業費 *2	420.3億円	
事業期間	1967(昭和42)年度～2004(平成16)年度	

事業期間は事業計画決定から換地処分までを表す
実質とは、公共施設充当用地買収後の内容を表す
*1　施行者は、2000(平成12)年度より「名古屋市」である。
*2　移転対象家屋数および事業費は、復興土地区画整理事業関連地区12.4haを含む値である。

1964（昭和 39）年 3 月 28 日の都市計画事業決定から 2004（平成 16）年 11 月 19 日の換地処分に至るまでに実に 40 年を超え、復興土地区画整理事業よりも長期の事業期間となった。長期を要する結果となった理由について、まずは密集市街地のゆえに 3,419 戸という多数の要移転建築物の存在があげられる。また、名鉄瀬戸線の高架化にあたって元の線形が変更されたために、高架化が完了しない限り現況鉄道敷に指定された仮換地の使用ができない、という事情もあった。同様に、赤萩町線の線形変更によって現道が存在しないルートに広幅員の幹線街路が設計されたために飛び換地が多数発生したことも一因をな

していると考えられる。さらに、モータリゼーション以前から繁栄していた商店街の移転時期、移転方法についても合意を形成するまでに熟考と協議を要したこともあげられよう。

土地区画整理法に基づく当初の事業計画決定は1967（昭和42）年11月1日で、以降、12次にわたる事業計画変更をへて、最終事業計画変更は2007（平成19）年3月23日に行われている。

仮換地指定は3回に分けて行われた。第1次指定は国鉄中央線以東の矢田地区に対して1970（昭和45）年1月12日に、第2次指定は国鉄中央線以西かつ名古屋環状線以北の山田地区に対して1971（昭和46）年1月12日に、第3次指定は国鉄中央線以西かつ名古屋環状線以南の大曽根地区に対して1972（昭和47）年1月26日に行われた。

平均減歩率は23.45％で、減価補償金充当後の実質減歩率は13.68％となっている。

施行者は行政庁としての名古屋市長であるが、地方分権改革により2000（平成12）年度より名古屋市施行に変更となった。

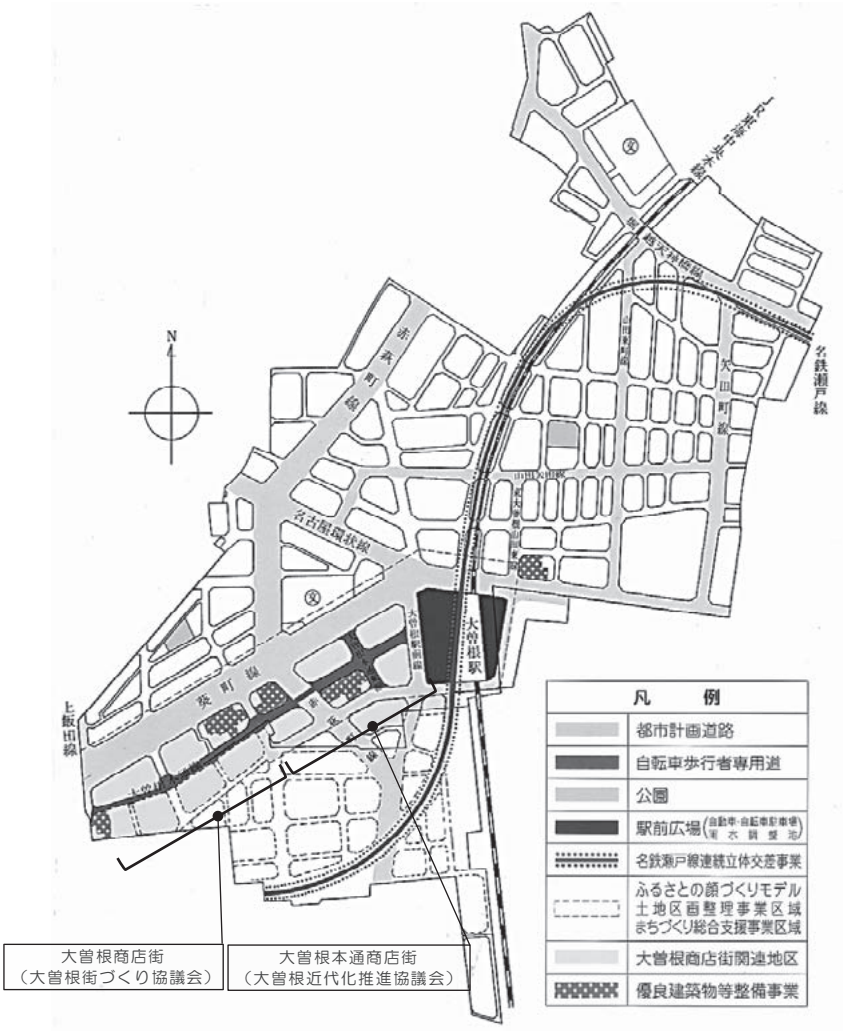

図 6.1.14　大曽根土地区画整理事業の概要 [69]

[69] パンフレット「おおぞね」（名古屋市住宅都市局市街地整備部大曽根都市改造事務所　2006.12　p. 2）に加筆

④ 特徴

大曽根土地区画整理事業には多くの特筆すべき事項がある。概要について以下に紹介する。

ア 反対運動[70]

減歩を伴う土地区画整理事業という手法について密集市街地では特に地権者の忌避感情や反対意識を招きやすい。大曽根地区にあっても1964(昭和39)年の都市計画事業決定から1967(昭和42)年の事業計画決定に至る間に顕著な反対運動が展開され、当初の事業計画縦覧時には多数の意見書が提出された。主な意見は、六郷小学校の位置と赤萩町線による商店街分断回避に関する内容である。六郷小学校の位置については、事業計画案作成段階にあっても移転の是非や移転先に関する各論がある中で、現位置案となった経緯があった。また、赤萩町線の線形変更による商店街の分断については、施行者と商店街権利者との間で長期間にわたって議論を重ねることとなった。議論の経緯の中でその解決の方向の中には、立体交差化(アンダーパス)や立体横断施設設置、平面横断歩道設置などがあった。

イ アーケード商店街の一斉移転[71]

旧下街道沿いに商店街振興組合が二つあり、西側が大曽根商店街、東側が大曽根本通商店街である。いずれも1963(昭和38)年に設立認可されている。1963(昭和38)年といえば大曽根土地区画整理事業が都市計画決定された年であり、同年には大曽根商店街に、その翌年には大曽根本通商店街にアーケードが設置されている。[72] 両商店街は大須商店街、円頓寺商店街とならび名古屋市内の三大アーケード商店街として隆盛を誇った。しかし、名鉄瀬戸線の栄乗入れなど都心直結の公共交通機関整備、モータリゼーションの進展、大規模小売店舗の立地、土地区画整理事業施行による環境変化などにより利用客は減少傾向をたどった。このような状況に対してそれぞれの商店街は、まちづくりに対する協議組織を設立して方針を提起していこうとした。大曽根本通商店街は1983(昭和58)年7月に「大曽根近代化推進協議会」(以下「近代協」という)を、大曽根商店街は1984(昭和59)年8月に「大曽根街づくり協議会」(以下「大街協」という)を組織した。

東側の近代協地区が再開発手法を含む共同建替えを志向したのに対し、西側の大街協地区は個別建替えを志向した。個別建替えの場合はいわゆる「押せ押せ移転」とならざるを得ず、個々の移転では長期間を要することが避けられない。これを回避するために議論が重ねられ、1987(昭和62)年3月に商店街振興組合の総会、翌月に大街協の総会で一斉移転が決議された。その後、一斉移転に対する関係権利者の同意確認を経て、同年6月12日に当該決議内容を踏まえた要望書が名古屋市長あてに提出された。

この要望書の趣旨に従い、1988(昭和63)年8月1日からアーケードの撤去と一斉除却を開始した。移

[70] 前掲68 名古屋市住宅都市局市街地整備部大曽根北都市整備事務所「大曽根土地区画整理事業誌」(名古屋市 2012.3 pp. 23-24)

[71] 前掲 68 名古屋市住宅都市局市街地整備部大曽根北都市整備事務所「大曽根土地区画整理事業誌」(名古屋市 2012.3 p. 74)
中島光泰「区画整理事業による商店街の再開発について」(「新都市」 Vol. 43, No. 4 1989.4)
中島光泰「大曽根商店街の一斉移転について」(「月刊建設」 Vol. 33, No. 4 1989.4)

[72] 北区制50周年記念事業実行委員会「北区誌」(北区制50周年記念事業実行委員会 1994.2 p. 511)

転戸数は約 170 戸で、ほぼ 1 年後の 1989（平成元）年 9 月には拡幅された大曽根本通線沿道に建替えられて新装となった商店街が「オズモール」の愛称の下にオープンした。

ウ　近代協地区の共同建替え志向 [73]

近代協地区は、大曽根駅至近という立地条件から共同建替えを志向し、「都市再開発法」（昭和 44 年法律第 38 号）に基づく組合施行の市街地再開発事業を追求しようとした。1985（昭和 60）年 11 月には駅前 4 街区のうち大曽根本通線以南の 2 街区について第一地区市街地再開発準備組合が設立され、次いで 1987（昭和 62）年 2 月に大曽根本通線以北の西の街区について第二地区市街地再開発準備組合が設立された。その後、1989（平成元）年 4 月には駅前 4 街区以外の街区でも準備組合が設立された。さらに 1990（平成 2）年 12 月には駅前 4 街区のうちそれまで準備組合が設立されていなかった街区も含めて 4 街区全体を統合した大曽根駅前市街地再開発準備組合が設立された。名古屋市も組織強化を図りつつ支援体制を敷いたが、バブル崩壊の影響もあってキーテナントの出店が危ぶまれるようになり、最終的に地権者の合意が十分形成されるに至らなかった。1998（平成 10）年時点では商店街の移転と市街地再開発事業が切り離され、アーケードは撤去された。結局、2001（平成 13）年 5 月に準備組合が解散して法定再開発は断念されることとなった。

しかし、市街地再開発事業を追求した街区のうち一部の街区については共同化建築物が実現した。これは、共同化志向の地権者の合意形成が部分的に成立し、任意再開発手法である優良再開発建築物整備促進事業によって実現化したものである。

エ　ふるさとの顔づくり土地区画整理事業と商店街のアーバンデザイン [74]

「ふるさとの顔づくりモデル土地区画整理事業」は、都市景観形成が都市施策の中で脚光を浴びつつあるころに国庫補助事業の運用として創設された制度である。土地区画整理事業にあっても、個性とうるおいのある街づくりを強力に推進するために地区の核となる区域において、グレードの高い公共施設整備について補助対象としている。

大曽根土地区画整理事業においては、1988（昭和 63）年 5 月 12 日に大曽根駅前広場および大曽根商店街地区を含む約 7.3ha が、「ふるさとの顔づくりモデル土地区画整理事業」の地区指定を受けた。事業の前提となる「ふるさとの顔づくり計画」は、大街協地区が主となる西地区について 1991（平成 3）年 7 月 29 日に承認された。近代協地区が主となる東地区については、西地区よりもかなり遅れて 1996（平成 8）年 2 月 8 日に承認された。

大曽根本通線は特殊街路歩行者自転車専用道として都市計画決定されており、西地区の区間につい

[73] 前掲 68　名古屋市住宅都市局市街地整備部大曽根北都市整備事務所「大曽根土地区画整理事業誌」（名古屋市 2012.3　p. 78, p. 146）
傍島善雄「新たな都市拠点の形成を目指して　―名古屋市大曽根地区―」（「都市と交通」 NO. 22　1991.5）

[74] 西尾信次「ふるさとの顔づくりモデル土地区画整理事業の実施について」（「区画整理」 Vol. 30, No. 10　1987.10）
宮本俊輔「名古屋市大曽根地区（西地区）ふるさとの顔づくりモデル土地区画整理事業」（「区画整理」 Vol. 34, No. 12　1991.12）
前掲 68　名古屋市住宅都市局市街地整備部大曽根北都市整備事務所「大曽根土地区画整理事業誌」（名古屋市 2012.3　pp. 142-143）

ては単断面のショッピングモールとして整備された。車道区域はスラローム型で西から東への一方通行とされ、時間規制によって歩行者空間が確保された。区間ごとに東から順に風、花と緑、光、水といったコンセプトがあり、それぞれにふさわしいストリート・ファニチャーが設置された。一方、大曽根本通東線および東地区内の大曽根本通線の車道区域はクランク型で整備された。

ショッピングモール沿道の建替えにあたっては、計画的でまとまりある街づくりを進めるため、建物づくりルールが定められた。建物づくりルールのうち、1.5m のセットバックを必須事項として 1989（平成元）年 3 月 31 日に建築協定が締結され、そのほかに軒高を 3.2m 以上とすることとモールに面するファサードの屋根形状を三角屋根とすることが定められた。

オ　関連事業

名鉄瀬戸線の立体交差化については、豊田土地区画整理事業と同様に当初は土地区画整理事業の事業計画内であったが、1974（昭和 49）年 3 月 28 日の事業計画変更で別事業に分離された。[75] ただし、従前の瀬戸線の曲線半径を緩和するなど高架線線形を別線としたため計画線上の多数の支障建築物移転を大曽根土地区画整理事業で実施することとなり、その対応が難航して事業長期化の一因となった。名鉄瀬戸線の連続立体交差事業は、1983（昭和 58）年 3 月 21 に事業を完了している。詳細については第3編「第4章　鉄道・総合駅・駅前広場」に譲る。

大曽根駅前広場は、事業開始当初から東西 2 箇所が設計され、1981（昭和 56）年 8 月 17 日に両駅前広場の都市計画決定を経たうえで大曽根土地区画整理事業によって整備された。1996（平成 8）年 2 月 16 日に自動車駐車場、自転車駐車場、下水道施設（雨水調整池）が、大曽根駅西広場用地地下を利用するかたちで都市計画決定された。このときあわせて特殊街路大曽根本通線も大曽根駅西広場地下 1 階の吹き抜け広場を経由して地下鉄等にアクセスできるように延伸変更された。同日には大曽根駅東広場にも自転車駐車場が都市計画決定された。この自転車駐車場は特定交通安全施設等整備事業によって整備され、1998（平成 10）年 4 月に供用となっている。一方、大曽根駅西広場地下の自動車駐車場および自転車駐車場は道路管理者による特定交通安全施設等整備事業、雨水調整池は下水道管理者による下水道事業で施行された。このため大規模地下構造物躯体は、土地区画整理事業施行者、道路管理者、下水道管理者の合築となり、事業費の分担は三者によることとなった。大曽根駅西広場を含め、その地下の自動車駐車場、自転車駐車場および雨水調整池は、**図 6.1.15** に示すように 2006（平成 18）年 12 月 20 日に供用された。

ガイドウェイバス志段味線は、1994（平成 6）年に特殊街路と都市高速鉄道の都市計画決定が行われ、大曽根駅東広場にターミナル駅としての大曽根駅が高架構造で整備されることとなった。インフラストラクチャー部分は街路事業により道路管理者が、インフラストラクチャー外の部分は第 3 セクターである名古屋ガイドウェイバス株式会社が整備し、2001（平成 13）年 3 月 23 日に開業している。

[75] 前掲 66 松田治美「鉄道高架化事業と土地区画整理事業　名古屋豊田地区・大曽根地区」（「区画整理」 Vol. 13, No. 7 1970.7）

⑤　事業進捗状況等

ア　建築物の移転

復興関連地区を含む建築物の移転件数は仮換地の指定に伴って増加し、1974（昭和 49）年度の 220 件をピークとして若干減少するが、1989（平成元）年までは年間 100 件以上となっている。1987（昭和 62）年度の移転件数が突出しているのは、大曽根商店街の一斉移転の影響である（**図 6.1.16**）。

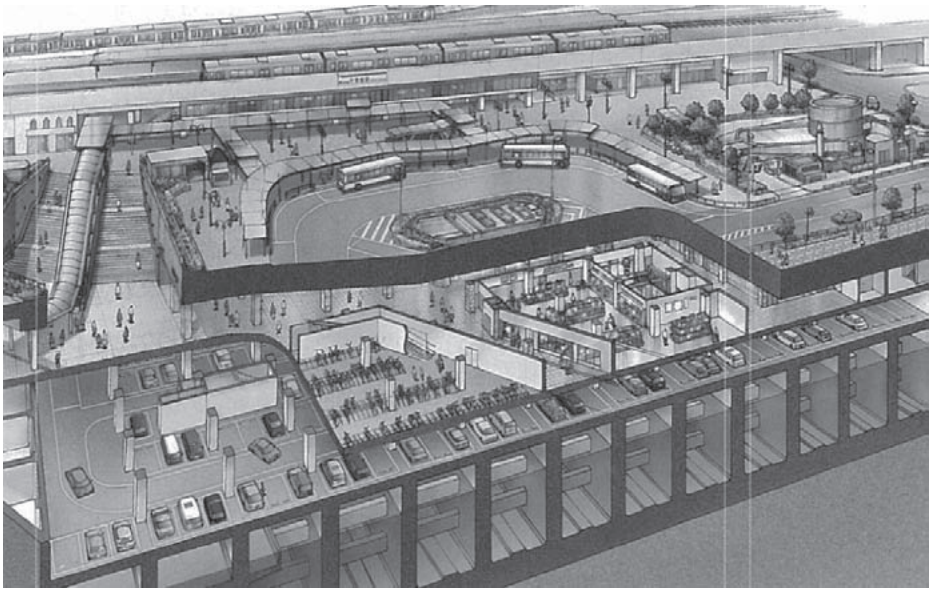

図 6.1.15　大曽根西駅前広場（自動車駐車場、自転車駐車場および雨水調整池）[76]

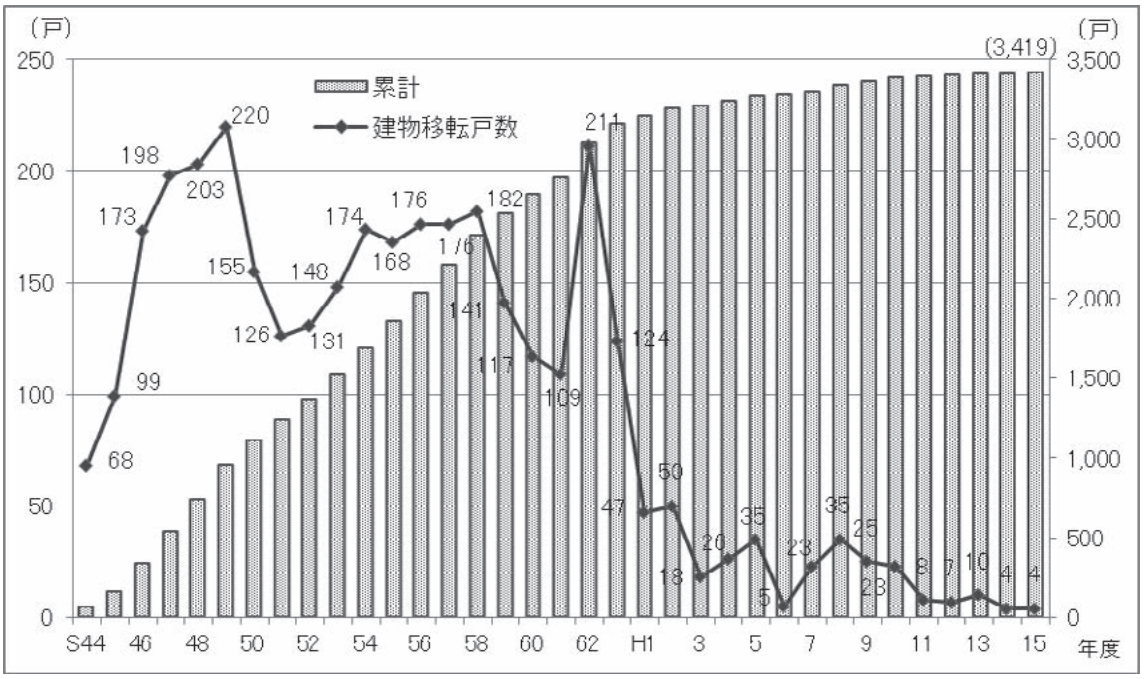

図 6.1.16　大曽根土地区画整理事業における建築物移転戸数の推移

[76] 名古屋市「新しい大曽根駅前が誕生しました。」（名古屋市住宅都市局大曽根都市改造事務所　2006.12）

イ　道路の整備

国道 19 号は、大曽根土地区画整理事業のそもそもの目的のひとつである大曽根六差路解消のための赤萩町線線形変更により、大曽根四丁目交差点以南が葵町線、同交差点以北が赤萩町線となっている。国道 19 号区間の葵町線は現道幅員 24.54mを 50mに拡幅し、赤萩町線区間となってから元の国道 19 号に接続するまでの区間は 40m、接続してから北の区間を 30mに拡幅するという整備内容である。1989（平成元）年には半幅員暫定供用区間を含みながら国道を変更後の経路に付け替えた。付け替え後の国道 19 号の大曽根四丁目交差点においては、主流交通が右左折の屈折交通となる。このため施行者は、交通管理者の意見も踏まえながら歩行者の平面横断から歩道橋（立体横断施設）に切り替える構想を地元に提示した。歩道橋の形状が二転三転したが、結局、地元の受け入れるところとならず歩道橋の設置は実現しなかった。国道 19 号の整備が完了し、施行者から最終的に国道管理者へ移管したのは 2005（平成 17）年 3 月であった。なお、国道 19 号ではなくなった大曽根四丁目交差点から東大曽根交差点までの区間の葵町線は、現道幅員 24.54mを 40mに拡幅している（**図 6.1.17**）。

国道 19 号区間ではない都市計画道路赤萩町線については、線形変更により大曽根本通線を 30mの広幅員街路が横断することとなり、商店街が分断されるとして地元に反対があった。移転が進捗し、赤萩町線の用地が確保されてからも大曽根本通線との交差形態について議論がまとまらず、供用は最終段階の 2006（平成 18）年度になってからであった。元々、1984（昭和 59）年 9 月の大曽根本通線の都市計画決定においては、高架で赤萩町線を立体交差することとなっていた。駅前 4 街区の市街地再開発事業構想がついえたために立体横断施設の利点を享受することが困難となった。このため交差形態に関する地元意向は、商店街の連続性を確保するため横断歩道設置による平面横断が必要と集約された。しかし、近接して大曽根四丁目交差点の横断歩道があるため大曽根本通線に横断歩道を新規設置することがかなわないままの赤萩町線の供用となった。

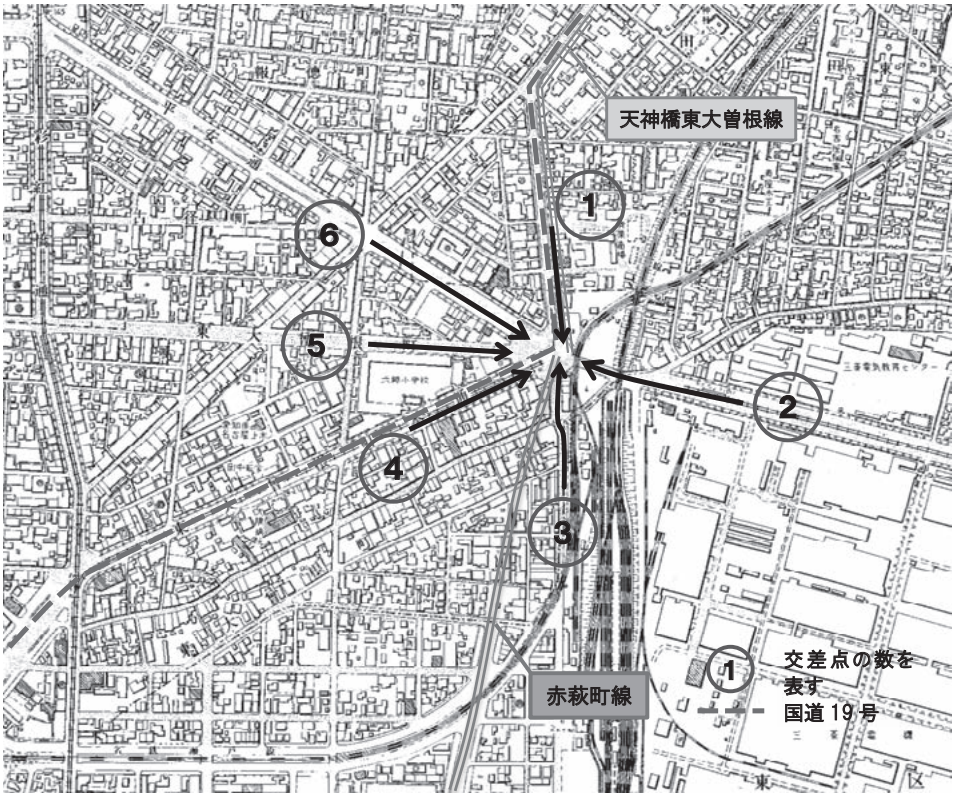

図 6.1.17-1 大曽根土地区画整理事業都市計画決定以前の状況

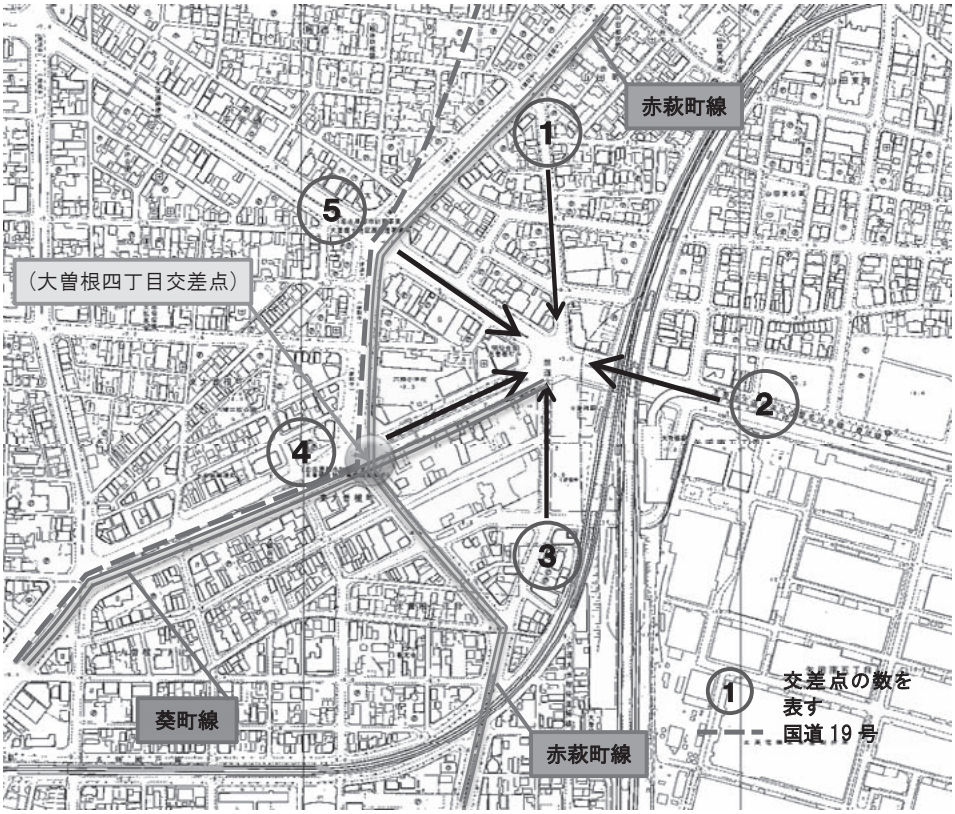

図 6.1.17-2 大曽根土地区画整理事業都市計画決定以後の状況

2 日本住宅公団施行土地区画整理事業の施行

(1) 鳴子土地区画整理事業 [77]

鳴子土地区画整理事業は、名古屋市と合併する前の鳴海町において、日本住宅公団名古屋支所初の公団施行土地区画整理事業として実施された。鳴子地区は地区中央を南北に鳴子団地大高線(当初の名称は高根団地宿地線)が通り、地区北部の東海橋線を介して名古屋市中心部への利便性が期待される立地であった。

1959(昭和 34)年 10 月 19 日に都市計画決定された後、1960(昭和 35)年 7 月 20 日に事業計画決定された。鳴海町の名古屋市編入は 1963(昭和 38)年 4 月 1 日であり、換地処分は編入後の 1964(昭和 39)年 3 月 9 日であった(**表 6.1.17**、**図 6.1.18**)。

日本住宅公団による用地の先行買収は、都市計画決定に先んじて行われ、当初地区面積の 6 割を超える約 39.5ha が先買いされて公団の事業用地となった。

表 6.1.17 鳴子土地区画整理事業の概要

名称	鳴子土地区画整理事業	
施行者	日本住宅公団	
都市計画決定	1959(昭和34)年10月19日	60 ha
都市計画変更	1962(昭和37)年 8月 1日	67.4ha
事業計画決定	1960(昭和35)年 7月20日	
事業計画変更	1964(昭和39)年 1月 8日	
仮換地指定	1961(昭和36)年 8月 1日	
換地処分	1964(昭和39)年 3月 9日	
平均減歩率	47.42%	
事業費	5.0億円	
事業期間	1960(昭和35)年度～1963(昭和38)年度	

事業期間は事業計画決定から換地処分までを表す
減歩率は合算減歩率を表す(公共減歩率:24.99%)

[77] 前掲 63 公団中部支社区画整理のあゆみ編纂委員会「区画整理のあゆみ」(住宅・都市整備公団中部支社都市開発部 pp. 46-51)

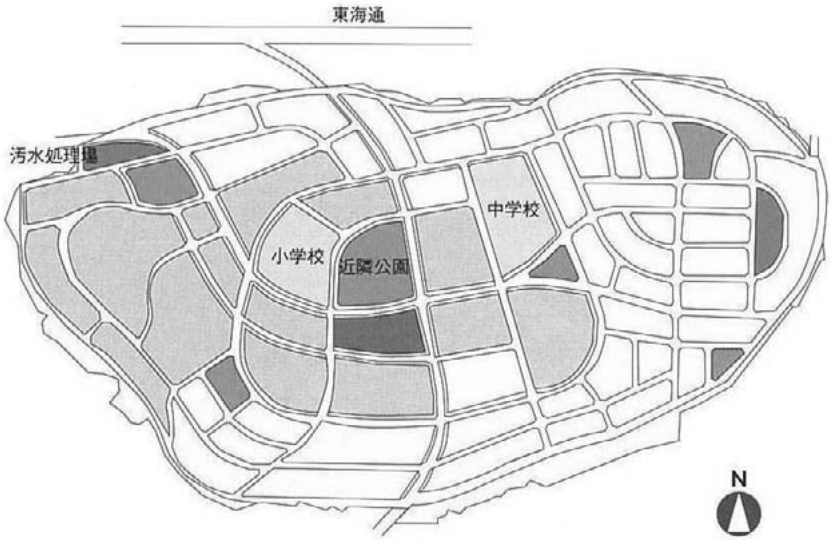

土地利用計画表

種別		面積(ha)	構成比(%)
公共用地	道路	14.3	21.2
	公園	3.4	5.1
	小計	17.7	26.3
公益的施設用地	教育施設	3.4	5.0
	行政商業施設	0.2	0.3
	供給処理施設	1.0	1.5
	小計	4.6	6.8
住宅用地	集合住宅	17.0	25.2
	独立住宅	28.1	41.7
	小計	45.1	66.9
合計		67.4	100.0

図 6.1.18 鳴子土地区画整理事業

(2) 徳重西部土地区画整理事業 [78]

徳重西部地区は、幹線街路東海橋線の南で、名古屋環状 2 号線と名古屋春木線にはさまれた地区である。日本住宅公団名古屋支所は、1971(昭和 46)年当時手がけていた土地区画整理事業(沓掛(豊明町)・朝倉(知多市))が収束を迎えようとしているところから新規地区を選定しようとしていた。その中で名古屋市緑区内にあって組合施行の機運の空白地帯となっていた徳重西部地区が対象とされた。

日本住宅公団は、徳重西部地区で公団施行土地区画整理事業を進めようと、1973(昭和 48)年度以降、用地先行買収を開始した。そして名古屋市は土地区画整理事業計画に即し、あらかじめ要池公園の区域を 1974(昭和 49)年 5 月 7 日に都市計画変更した。

土地区画整理事業の都市計画決定は折からの「列島改造ブーム」によって地価が高騰していた 1974(昭和 49)年 5 月 8 日になされ、その後に大都市における住宅宅地対策として大都市法が 1975(昭和 50)年 11 月 1 日に施行された。これを受けて 1976(昭和 51)年 10 月 7 日に徳重西部地区の土地区画整理促進区域を決定して条件を整えたうえで特定土地区画整理事業として施行することとなった。特定土地区画整理事業に切り替える都市計画変更は 1977(昭和 52)年 1 月 17 日に行われ、ほぼ同時期に徳重 1 号線はじめ 3 路線の区画街路が追加されている。徳重西部は名古屋市内で施行される最初の特定土地区画整理事業であり、日本住宅公団名古屋支所として最初の国庫補助土地区画整理事業となった。

当初の事業計画決定は 1977(昭和 52)年 9 月 30 日で、その後 2 度の事業計画変更を経て、換地処分は 1982(昭和 57)年 5 月 14 日であった。日本住宅公団は 1981(昭和 56)年 9 月に宅地開発公団と統合して住宅・都市整備公団となっていたため事業終盤は住宅・都市整備公団として施行したことになる(**表 6.1.18**)。

[78] 前掲 63 公団中部支社区画整理のあゆみ編纂委員会「区画整理のあゆみ」(住宅・都市整備公団中部支社都市開発部 pp. 94-99)
前掲 35 山田晴久「徳重西部特定土地区画整理事業」(「区画整理」 Vol. 25, No. 8 1982.8)

表 6.1.18　徳重西部土地区画整理事業の概要

名称	徳重西部特定土地区画整理事業	
施行者	日本住宅公団(換地処分時は住宅・都市整備公団)	
都市計画決定	1974(昭和49)年 5月 8日	26.9ha
都市計画変更	1977(昭和52)年 1月17日	26.7ha
事業計画決定	1977(昭和52)年 9月30日	26.7ha
事業計画変更	1980(昭和55)年 9月 6日	
	1981(昭和56)年11月19日	
仮換地指定	1978(昭和53)年12月25日	第1次
	その後2回仮換地指定を実施	
換地処分	1982(昭和57)年 5月14日	
移転対象家屋数	15戸	
平均減歩率	38.10%	
事業費	38.8億円	
事業期間	1977(昭和52)年度～1982(昭和57)年度	

事業期間は事業計画決定から換地処分までを年度で表す
減歩率は合算減歩率を表す(公共減歩率:26.3%)

換地設計では、特定土地区画整理事業の特徴を活かして、申し出による共同住宅区・集合農地区を採用した。また、地区西端部で名古屋環状 2 号線に面する箇所には短い延長ながら緩衝緑地を配している(**図 6.1.19**)。

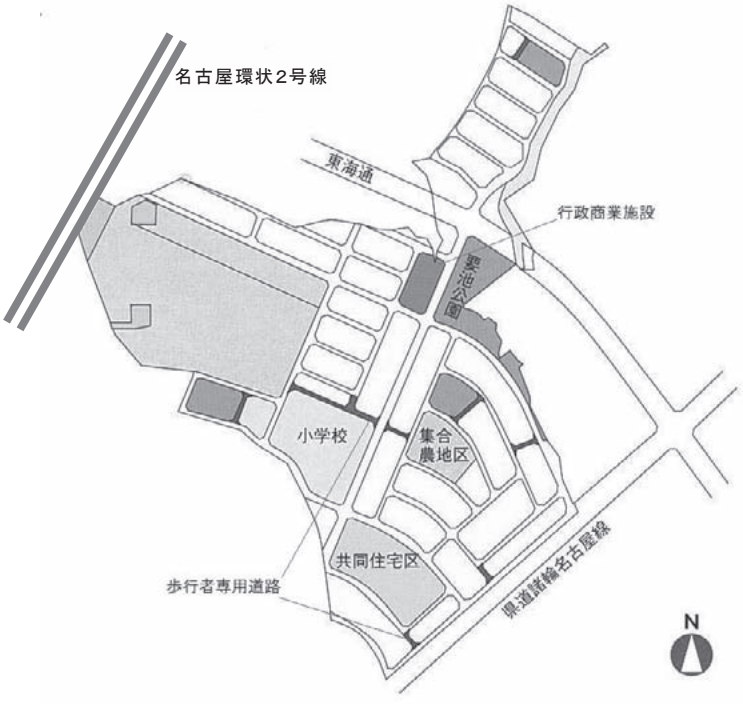

土地利用計画表

種別		面積(ha)	構成比(%)
公共用地	道路	5.0	18.9
	歩行者専用道路	0.2	0.8
	公園	1.6	6.0
	緑地	0.2	0.7
	河川・水路	0.5	1.8
	小計	7.5	28.0
公益的施設用地	教育施設	1.5	5.6
	行政商業施設	0.3	1.1
	その他	0.1	0.4
	小計	1.9	7.1
住宅用地	一般住宅	10.4	39.0
	集合住宅	5.3	19.9
	共同住宅区	1.1	4.1
	集合農地区	0.5	1.9
	小計	17.3	64.9
合計		26.7	100.0

図 6.1.19　徳重西部土地区画整理事業

3　名古屋市施行土地区画整理事業の施行

(1)　荒子川地区の土地区画整理事業

①　荒子川南部土地区画整理事業 [79]

荒子川南部土地区画整理事業は、荒子川運河開削と工業地造成を目的に都市計画決定された荒子川土地区画整理事業のうち、名古屋港に隣接し、また名四国道が貫通するなど南部の重要地区約222.0ha について名古屋市施行で実施された。

荒子川南部土地区画整理事業は、旧都市計画法による遠若土地区画整理事業施行地区をはさんで東の第 1 工区、西の第 2 工区に分かれており、荒子川運河の用地は第 2 工区に含まれていた。名四国道は荒子川南部地区の中央を東西に通過する計画となっていた。名四国道は「国土総合開発法」(昭和 25 年法律第 205 号)に基づく「木曽特定地域総合開発計画」(1956(昭和 31)年 3 月 23 日閣議決定)で位置づけられ、「第 2 次道路整備五箇年計画」において 1958(昭和 33)年から着手された。荒子川南部土地区画整理事業では、名四国道の事業計画に対応して公共施設管理者負担金が導入され、用地が確保された。

荒子川南部土地区画整理事業が事業開始してからおよそ半年経過した後の 1959(昭和 34)年 9 月 26 日に伊勢湾台風が来襲した。その被害を受けて全面的に盛土かさ上げ造成を行うこととし、1960(昭和 35)年 6 月 10 日に事業計画が変更された。

第 1 工区の換地処分は 1965(昭和 40)年 5 月 30 日、第 2 工区の換地処分は 1968(昭和 43)年 3 月 25 日に公告された。しかし、物流の主役がトラック輸送に転換していくにつれて運河の役割が減退し、荒子川運河についてはすべて廃止する都市計画変更が 1979(昭和 54)年 3 月 23 日に行われた。ただし、その支線の一部は「中川運河 5 号」と名称変更されて存続している。同時に元の荒子川運河の区域は特殊公園として追加決定された。荒子川南部土地区画整理事業が運河用地等として確保した区域の多くが都市公園用地となった(**表 6.1.19**、**図 6.1.20**)。

[79] 名古屋市計画局「名古屋都市計画荒子川南部・小碓土地区画整理事業」(名古屋市計画局　1968.3)
前掲 26　名古屋市計画局・(財)名古屋都市センター「名古屋都市計画史」((財)名古屋都市センター　1999.3 pp. 458-460)

表 6.1.19　荒子川南部土地区画整理事業の概要

名　称	荒子川南部土地区画整理事業	
施行者	名古屋市	
都市計画決定	1956(昭和31)年 3月 5日	940　ha
都市計画変更	1962(昭和37)年 2月12日	983.8ha
	1965(昭和40)年 8月28日	562　ha
	1969(昭和44)年 4月 9日	296.8ha
事業計画決定	1959(昭和34)年 3月 5日	222.0ha
事業計画変更	1960(昭和35)年 6月10日	
	1963(昭和38)年10月 7日	
	1967(昭和42)年10月27日	
仮換地指定	1962(昭和37)年12月 8日	第1工区
	1965(昭和40)年 4月 7日	第2工区
換地処分	1965(昭和40)年 5月30日	第1工区
	1968(昭和43)年 3月25日	第2工区
平均減歩率	46.11%	
事業費	25.7億円	
事業期間	1958(昭和33)年度～1967(昭和42)年度	

事業期間は事業計画決定から換地処分までを表す
減歩率は合算減歩率を表す(公共減歩率:22.37%)

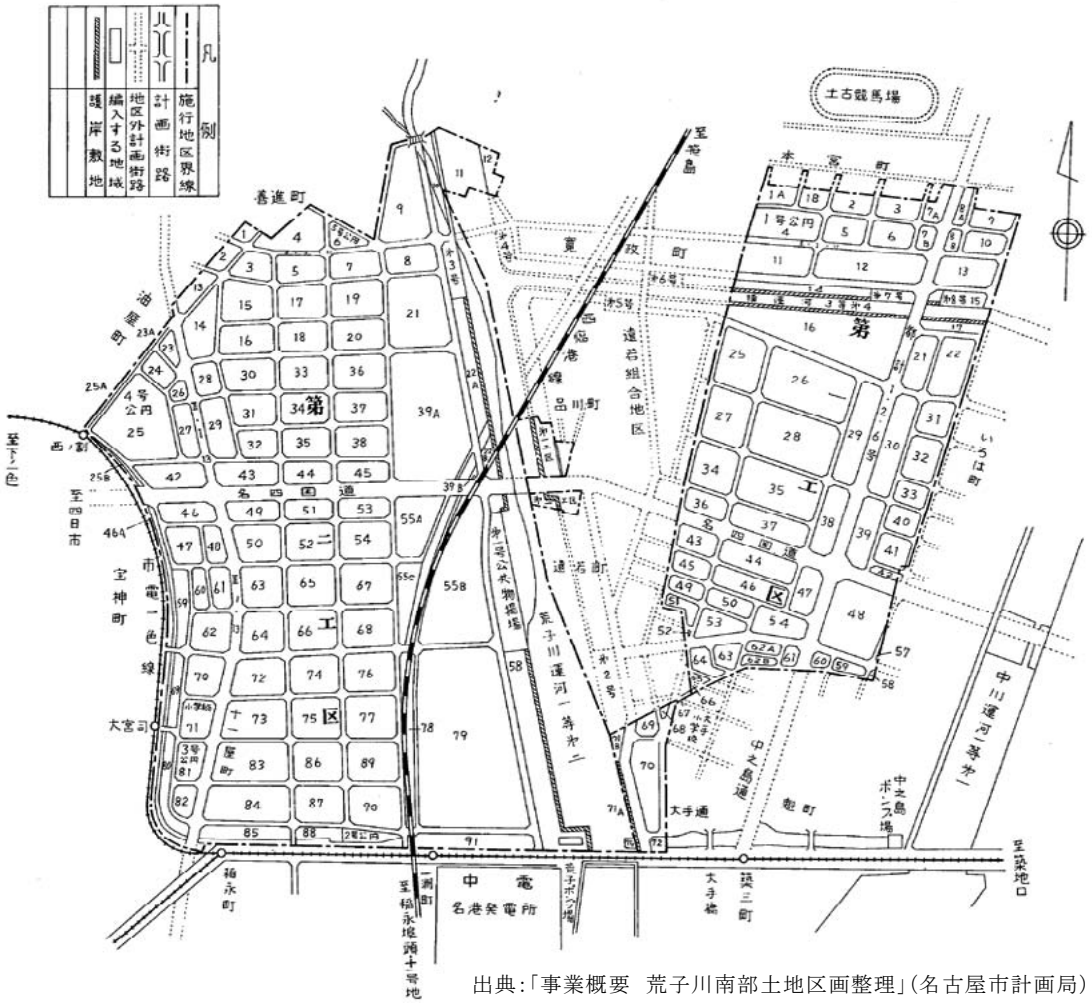
凡例
施行地区界線
計画街路
地区外計画街路
編入する地域
護岸敷地
土古競馬場
本宮町
善進町
谷屋町
西ノ割
至一色
至四日市
宝神町
市電一色線
大宮司
名四国道
第一工区
第二工区
第三工区
第四工区
第五工区
第六工区
第七工区
第八工区
第九工区
第十一工区
第十二工区
第十三工区
第十四工区
第十五工区
第十六工区
第十七工区
第十八工区
第十九工区
第二十工区
第二十一工区
第二十二工区
第二十三工区
第二十四工区
第二十五工区
第二十六工区
第二十七工区
第二十八工区
第二十九工区
第三十工区
第三十一工区
第三十二工区
第三十三工区
第三十四工区
第三十五工区
第三十六工区
第三十七工区
第三十八工区
第三十九工区
第四十工区
第四十一工区
第四十二工区
第四十三工区
第四十四工区
第四十五工区
第四十六工区
第四十七工区
第四十八工区
第四十九工区
第五十工区
第五十一工区
第五十二工区
第五十三工区
第五十四工区
第五十五工区
第五十六工区
第五十七工区
第五十八工区
第五十九工区
第六十工区
第六十一工区
第六十二工区
第六十三工区
第六十四工区
第六十五工区
第六十六工区
第六十七工区
第六十八工区
第六十九工区
第七十工区
第七十一工区
第七十二工区
第七十三工区
第七十四工区
第七十五工区
第七十六工区
第七十七工区
第七十八工区
第七十九工区
第八十工区
第八十一工区
第八十二工区
第八十三工区
第八十四工区
第八十五工区
第八十六工区
第八十七工区
第八十八工区
第八十九工区
第九十工区
第九十一工区
第九十二工区
第九十三工区
第九十四工区
第九十五工区
第九十六工区
第九十七工区
第九十八工区
第九十九工区
第一百工区
第一百一工区
第一百二工区
第一百三工区
第一百四工区
第一百五工区
第一百六工区
第一百七工区
第一百八工区
第一百九工区
第一百十工区
第一百十一工区
第一百十二工区
第一百十三工区
第一百十四工区
第一百十五工区
第一百十六工区
第一百十七工区
第一百十八工区
第一百十九工区
第一百二十工区
第一百二十一工区
第一百二十二工区
第一百二十三工区
第一百二十四工区
第一百二十五工区
第一百二十六工区
第一百二十七工区
第一百二十八工区
第一百二十九工区
第一百三十工区
第一百三十一工区
第一百三十二工区
第一百三十三工区
第一百三十四工区
第一百三十五工区
第一百三十六工区
第一百三十七工区
第一百三十八工区
第一百三十九工区
第一百四十工区
第一百四十一工区
第一百四十二工区
第一百四十三工区
第一百四十四工区
第一百四十五工区
第一百四十六工区
第一百四十七工区
第一百四十八工区
第一百四十九工区
第一百五十工区
第一百五十一工区
第一百五十二工区
第一百五十三工区
第一百五十四工区
第一百五十五工区
第一百五十六工区
第一百五十七工区
第一百五十八工区
第一百五十九工区
第一百六十工区
第一百六十一工区
第一百六十二工区
第一百六十三工区
第一百六十四工区
第一百六十五工区
第一百六十六工区
第一百六十七工区
第一百六十八工区
第一百六十九工区
第一百七十工区
第一百七十一工区
第一百七十二工区
第一百七十三工区
第一百七十四工区
第一百七十五工区
第一百七十六工区
第一百七十七工区
第一百七十八工区
第一百七十九工区
第一百八十工区
第一百八十一工区
第一百八十二工区
第一百八十三工区
第一百八十四工区
第一百八十五工区
第一百八十六工区
第一百八十七工区
第一百八十八工区
第一百八十九工区
第一百九十工区
第一百九十一工区
第一百九十二工区
第一百九十三工区
第一百九十四工区
第一百九十五工区
第一百九十六工区
第一百九十七工区
第一百九十八工区
第一百九十九工区
第二百工区
第二百一工区
第二百二工区
第二百三工区
第二百四工区
第二百五工区
第二百六工区
第二百七工区
第二百八工区
第二百九工区
第二百十工区
第二百十一工区
第二百十二工区
第二百十三工区
第二百十四工区
第二百十五工区
第二百十六工区
第二百十七工区
第二百十八工区
第二百十九工区
第二百二十工区
第二百二十一工区
第二百二十二工区
第二百二十三工区
第二百二十四工区
第二百二十五工区
第二百二十六工区
第二百二十七工区
第二百二十八工区
第二百二十九工区
第二百三十工区
第二百三十一工区
第二百三十二工区
第二百三十三工区
第二百三十四工区
第二百三十五工区
第二百三十六工区
第二百三十七工区
第二百三十八工区
第二百三十九工区
第二百四十工区
第二百四十一工区
第二百四十二工区
第二百四十三工区
第二百四十四工区
第二百四十五工区
第二百四十六工区
第二百四十七工区
第二百四十八工区
第二百四十九工区
第二百五十工区
第二百五十一工区
第二百五十二工区
第二百五十三工区
第二百五十四工区
第二百五十五工区
第二百五十六工区
第二百五十七工区
第二百五十八工区
第二百五十九工区
第二百六十工区
第二百六十一工区
第二百六十二工区
第二百六十三工区
第二百六十四工区
第二百六十五工区
第二百六十六工区
第二百六十七工区
第二百六十八工区
第二百六十九工区
第二百七十工区
第二百七十一工区
第二百七十二工区
第二百七十三工区
第二百七十四工区
第二百七十五工区
第二百七十六工区
第二百七十七工区
第二百七十八工区
第二百七十九工区
第二百八十工区
第二百八十一工区
第二百八十二工区
第二百八十三工区
第二百八十四工区
第二百八十五工区
第二百八十六工区
第二百八十七工区
第二百八十八工区
第二百八十九工区
第二百九十工区
第二百九十一工区
第二百九十二工区
第二百九十三工区
第二百九十四工区
第二百九十五工区
第二百九十六工区
第二百九十七工区
第二百九十八工区
第二百九十九工区
第三百工区
第三百一工区
第三百二工区
第三百三工区
第三百四工区
第三百五工区
第三百六工区
第三百七工区
第三百八工区
第三百九工区
第三百十工区
第三百十一工区
第三百十二工区
第三百十三工区
第三百十四工区
第三百十五工区
第三百十六工区
第三百十七工区
第三百十八工区
第三百十九工区
第三百二十工区
第三百二十一工区
第三百二十二工区
第三百二十三工区
第三百二十四工区
第三百二十五工区
第三百二十六工区
第三百二十七工区
第三百二十八工区
第三百二十九工区
第三百三十工区
第三百三十一工区
第三百三十二工区
第三百三十三工区
第三百三十四工区
第三百三十五工区
第三百三十六工区
第三百三十七工区
第三百三十八工区
第三百三十九工区
第三百四十工区
第三百四十一工区
第三百四十二工区
第三百四十三工区
第三百四十四工区
第三百四十五工区
第三百四十六工区
第三百四十七工区
第三百四十八工区
第三百四十九工区
第三百五十工区
第三百五十一工区
第三百五十二工区
第三百五十三工区
第三百五十四工区
第三百五十五工区
第三百五十六工区
第三百五十七工区
第三百五十八工区
第三百五十九工区
第三百六十工区
第三百六十一工区
第三百六十二工区
第三百六十三工区
第三百六十四工区
第三百六十五工区
第三百六十六工区
第三百六十七工区
第三百六十八工区
第三百六十九工区
第三百七十工区
第三百七十一工区
第三百七十二工区
第三百七十三工区
第三百七十四工区
第三百七十五工区
第三百七十六工区
第三百七十七工区
第三百七十八工区
第三百七十九工区
第三百八十工区
第三百八十一工区
第三百八十二工区
第三百八十三工区
第三百八十四工区
第三百八十五工区
第三百八十六工区
第三百八十七工区
第三百八十八工区
第三百八十九工区
第三百九十工区
第三百九十一工区
第三百九十二工区
第三百九十三工区
第三百九十四工区
第三百九十五工区
第三百九十六工区
第三百九十七工区
第三百九十八工区
第三百九十九工区
第四百工区
第四百一工区
第四百二工区
第四百三工区
第四百四工区
第四百五工区
第四百六工区
第四百七工区
第四百八工区
第四百九工区
第四百十工区
第四百十一工区
第四百十二工区
第四百十三工区
第四百十四工区
第四百十五工区
第四百十六工区
第四百十七工区
第四百十八工区
第四百十九工区
第四百二十工区
第四百二十一工区
第四百二十二工区
第四百二十三工区
第四百二十四工区
第四百二十五工区
第四百二十六工区
第四百二十七工区
第四百二十八工区
第四百二十九工区
第四百三十工区
第四百三十一工区
第四百三十二工区
第四百三十三工区
第四百三十四工区
第四百三十五工区
第四百三十六工区
第四百三十七工区
第四百三十八工区
第四百三十九工区
第四百四十工区
第四百四十一工区
第四百四十二工区
第四百四十三工区
第四百四十四工区
第四百四十五工区
第四百四十六工区
第四百四十七工区
第四百四十八工区
第四百四十九工区
第四百五十工区
第四百五十一工区
第四百五十二工区
第四百五十三工区
第四百五十四工区
第四百五十五工区
第四百五十六工区
第四百五十七工区
第四百五十八工区
第四百五十九工区
第四百六十工区
第四百六十一工区
第四百六十二工区
第四百六十三工区
第四百六十四工区
第四百六十五工区
第四百六十六工区
第四百六十七工区
第四百六十八工区
第四百六十九工区
第四百七十工区
第四百七十一工区
第四百七十二工区
第四百七十三工区
第四百七十四工区
第四百七十五工区
第四百七十六工区
第四百七十七工区
第四百七十八工区
第四百七十九工区
第四百八十工区
第四百八十一工区
第四百八十二工区
第四百八十三工区
第四百八十四工区
第四百八十五工区
第四百八十六工区
第四百八十七工区
第四百八十八工区
第四百八十九工区
第四百九十工区
第四百九十一工区
第四百九十二工区
第四百九十三工区
第四百九十四工区
第四百九十五工区
第四百九十六工区
第四百九十七工区
第四百九十八工区
第四百九十九工区
第五百工区
第五百一工区
第五百二工区
第五百三工区
第五百四工区
第五百五工区
第五百六工区
第五百七工区
第五百八工区
第五百九工区
第五百十工区
第五百十一工区
第五百十二工区
第五百十三工区
第五百十四工区
第五百十五工区
第五百十六工区
第五百十七工区
第五百十八工区
第五百十九工区
第五百二十工区
第五百二十一工区
第五百二十二工区
第五百二十三工区
第五百二十四工区
第五百二十五工区
第五百二十六工区
第五百二十七工区
第五百二十八工区
第五百二十九工区
第五百三十工区
第五百三十一工区
第五百三十二工区
第五百三十三工区
第五百三十四工区
第五百三十五工区
第五百三十六工区
第五百三十七工区
第五百三十八工区
第五百三十九工区
第五百四十工区
第五百四十一工区
第五百四十二工区
第五百四十三工区
第五百四十四工区
第五百四十五工区
第五百四十六工区
第五百四十七工区
第五百四十八工区
第五百四十九工区
第五百五十工区
第五百五十一工区
第五百五十二工区
第五百五十三工区
第五百五十四工区
第五百五十五工区
第五百五十六工区
第五百五十七工区
第五百五十八工区
第五百五十九工区
第五百六十工区
第五百六十一工区
第五百六十二工区
第五百六十三工区
第五百六十四工区
第五百六十五工区
第五百六十六工区
第五百六十七工区
第五百六十八工区
第五百六十九工区
第五百七十工区
第五百七十一工区
第五百七十二工区
第五百七十三工区
第五百七十四工区
第五百七十五工区
第五百七十六工区
第五百七十七工区
第五百七十八工区
第五百七十九工区
第五百八十工区
第五百八十一工区
第五百八十二工区
第五百八十三工区
第五百八十四工区
第五百八十五工区
第五百八十六工区
第五百八十七工区
第五百八十八工区
第五百八十九工区
第五百九十工区
第五百九十一工区
第五百九十二工区
第五百九十三工区
第五百九十四工区
第五百九十五工区
第五百九十六工区
第五百九十七工区
第五百九十八工区
第五百九十九工区
第六百工区
第六百一工区
第六百二工区
第六百三工区
第六百四工区
第六百五工区
第六百六工区
第六百七工区
第六百八工区
第六百九工区
第六百十工区
第六百十一工区
第六百十二工区
第六百十三工区
第六百十四工区
第六百十五工区
第六百十六工区
第六百十七工区
第六百十八工区
第六百十九工区
第六百二十工区
第六百二十一工区
第六百二十二工区
第六百二十三工区
第六百二十四工区
第六百二十五工区
第六百二十六工区
第六百二十七工区
第六百二十八工区
第六百二十九工区
第六百三十工区
第六百三十一工区
第六百三十二工区
第六百三十三工区
第六百三十四工区
第六百三十五工区
第六百三十六工区
第六百三十七工区
第六百三十八工区
第六百三十九工区
第六百四十工区
第六百四十一工区
第六百四十二工区
第六百四十三工区
第六百四十四工区
第六百四十五工区
第六百四十六工区
第六百四十七工区
第六百四十八工区
第六百四十九工区
第六百五十工区
第六百五十一工区
第六百五十二工区
第六百五十三工区
第六百五十四工区
第六百五十五工区
第六百五十六工区
第六百五十七工区
第六百五十八工区
第六百五十九工区
第六百六十工区
第六百六十一工区
第六百六十二工区
第六百六十三工区
第六百六十四工区
第六百六十五工区
第六百六十六工区
第六百六十七工区
第六百六十八工区
第六百六十九工区
第六百七十工区
第六百七十一工区
第六百七十二工区
第六百七十三工区
第六百七十四工区
第六百七十五工区
第六百七十六工区
第六百七十七工区
第六百七十八工区
第六百七十九工区
第六百八十工区
第六百八十一工区
第六百八十二工区
第六百八十三工区
第六百八十四工区
第六百八十五工区
第六百八十六工区
第六百八十七工区
第六百八十八工区
第六百八十九工区
第六百九十工区
第六百九十一工区
第六百九十二工区
第六百九十三工区
第六百九十四工区
第六百九十五工区
第六百九十六工区
第六百九十七工区
第六百九十八工区
第六百九十九工区
第七百工区
第七百一工区
第七百二工区
第七百三工区
第七百四工区
第七百五工区
第七百六工区
第七百七工区
第七百八工区
第七百九工区
第七百十工区
第七百十一工区
第七百十二工区
第七百十三工区
第七百十四工区
第七百十五工区
第七百十六工区
第七百十七工区
第七百十八工区
第七百十九工区
第七百二十工区
第七百二十一工区
第七百二十二工区
第七百二十三工区
第七百二十四工区
第七百二十五工区
第七百二十六工区
第七百二十七工区
第七百二十八工区
第七百二十九工区
第七百三十工区
第七百三十一工区
第七百三十二工区
第七百三十三工区
第七百三十四工区
第七百三十五工区
第七百三十六工区
第七百三十七工区
第七百三十八工区
第七百三十九工区
第七百四十工区
第七百四十一工区
第七百四十二工区
第七百四十三工区
第七百四十四工区
第七百四十五工区
第七百四十六工区
第七百四十七工区
第七百四十八工区
第七百四十九工区
第七百五十工区
第七百五十一工区
第七百五十二工区
第七百五十三工区
第七百五十四工区
第七百五十五工区
第七百五十六工区
第七百五十七工区
第七百五十八工区
第七百五十九工区
第七百六十工区
第七百六十一工区
第七百六十二工区
第七百六十三工区
第七百六十四工区
第七百六十五工区
第七百六十六工区
第七百六十七工区
第七百六十八工区
第七百六十九工区
第七百七十工区
第七百七十一工区
第七百七十二工区
第七百七十三工区
第七百七十四工区
第七百七十五工区
第七百七十六工区
第七百七十七工区
第七百七十八工区
第七百七十九工区
第七百八十工区
第七百八十一工区
第七百八十二工区
第七百八十三工区
第七百八十四工区
第七百八十五工区
第七百八十六工区
第七百八十七工区
第七百八十八工区
第七百八十九工区
第七百九十工区
第七百九十一工区
第七百九十二工区
第七百九十三工区
第七百九十四工区
第七百九十五工区
第七百九十六工区
第七百九十七工区
第七百九十八工区
第七百九十九工区
第八百工区
第八百一工区
第八百二工区
第八百三工区
第八百四工区
第八百五工区
第八百六工区
第八百七工区
第八百八工区
第八百九工区
第八百十工区
第八百十一工区
第八百十二工区
第八百十三工区
第八百十四工区
第八百十五工区
第八百十六工区
第八百十七工区
第八百十八工区
第八百十九工区
第八百二十工区
第八百二十一工区
第八百二十二工区
第八百二十三工区
第八百二十四工区
第八百二十五工区
第八百二十六工区
第八百二十七工区
第八百二十八工区
第八百二十九工区
第八百三十工区
第八百三十一工区
第八百三十二工区
第八百三十三工区
第八百三十四工区
第八百三十五工区
第八百三十六工区
第八百三十七工区
第八百三十八工区
第八百三十九工区
第八百四十工区
第八百四十一工区
第八百四十二工区
第八百四十三工区
第八百四十四工区
第八百四十五工区
第八百四十六工区
第八百四十七工区
第八百四十八工区
第八百四十九工区
第八百五十工区
第八百五十一工区
第八百五十二工区
第八百五十三工区
第八百五十四工区
第八百五十五工区
第八百五十六工区
第八百五十七工区
第八百五十八工区
第八百五十九工区
第八百六十工区
第八百六十一工区
第八百六十二工区
第八百六十三工区
第八百六十四工区
第八百六十五工区
第八百六十六工区
第八百六十七工区
第八百六十八工区
第八百六十九工区
第八百七十工区
第八百七十一工区
第八百七十二工区
第八百七十三工区
第八百七十四工区
第八百七十五工区
第八百七十六工区
第八百七十七工区
第八百七十八工区
第八百七十九工区
第八百八十工区
第八百八十一工区
第八百八十二工区
第八百八十三工区
第八百八十四工区
第八百八十五工区
第八百八十六工区
第八百八十七工区
第八百八十八工区
第八百八十九工区
第八百九十工区
第八百九十一工区
第八百九十二工区
第八百九十三工区
第八百九十四工区
第八百九十五工区
第八百九十六工区
第八百九十七工区
第八百九十八工区
第八百九十九工区
第九百工区
第九百一工区
第九百二工区
第九百三工区
第九百四工区
第九百五工区
第九百六工区
第九百七工区
第九百八工区
第九百九工区
第九百十工区
第九百十一工区
第九百十二工区
第九百十三工区
第九百十四工区
第九百十五工区
第九百十六工区
第九百十七工区
第九百十八工区
第九百十九工区
第九百二十工区
第九百二十一工区
第九百二十二工区
第九百二十三工区
第九百二十四工区
第九百二十五工区
第九百二十六工区
第九百二十七工区
第九百二十八工区
第九百二十九工区
第九百三十工区
第九百三十一工区
第九百三十二工区
第九百三十三工区
第九百三十四工区
第九百三十五工区
第九百三十六工区
第九百三十七工区
第九百三十八工区
第九百三十九工区
第九百四十工区
第九百四十一工区
第九百四十二工区
第九百四十三工区
第九百四十四工区
第九百四十五工区
第九百四十六工区
第九百四十七工区
第九百四十八工区
第九百四十九工区
第九百五十工区
第九百五十一工区
第九百五十二工区
第九百五十三工区
第九百五十四工区
第九百五十五工区
第九百五十六工区
第九百五十七工区
第九百五十八工区
第九百五十九工区
第九百六十工区
第九百六十一工区
第九百六十二工区
第九百六十三工区
第九百六十四工区
第九百六十五工区
第九百六十六工区
第九百六十七工区
第九百六十八工区
第九百六十九工区
第九百七十工区
第九百七十一工区
第九百七十二工区
第九百七十三工区
第九百七十四工区
第九百七十五工区
第九百七十六工区
第九百七十七工区
第九百七十八工区
第九百七十九工区
第九百八十工区
第九百八十一工区
第九百八十二工区
第九百八十三工区
第九百八十四工区
第九百八十五工区
第九百八十六工区
第九百八十七工区
第九百八十八工区
第九百八十九工区
第九百九十工区
第九百九十一工区
第九百九十二工区
第九百九十三工区
第九百九十四工区
第九百九十五工区
第九百九十六工区
第九百九十七工区
第九百九十八工区
第九百九十九工区
第一千工区
第一千一工区
第一千二工区
第一千三工区
第一千四工区
第一千五工区
第一千六工区
第一千七工区
第一千八工区
第一千九工区
第一千十工区
第一千十一工区
第一千十二工区
第一千十三工区
第一千十四工区
第一千十五工区
第一千十六工区
第一千十七工区
第一千十八工区
第一千十九工区
第一千二十工区
第一千二十一工区
第一千二十二工区
第一千二十三工区
第一千二十四工区
第一千二十五工区
第一千二十六工区
第一千二十七工区
第一千二十八工区
第一千二十九工区
第一千三十工区
第一千三十一工区
第一千三十二工区
第一千三十三工区
第一千三十四工区
第一千三十五工区
第一千三十六工区
第一千三十七工区
第一千三十八工区
第一千三十九工区
第一千四十工区
第一千四十一工区
第一千四十二工区
第一千四十三工区
第一千四十四工区
第一千四十五工区
第一千四十六工区
第一千四十七工区
第一千四十八工区
第一千四十九工区
第一千五十工区
第一千五十一工区
第一千五十二工区
第一千五十三工区
第一千五十四工区
第一千五十五工区
第一千五十六工区
第一千五十七工区
第一千五十八工区
第一千五十九工区
第一千六十工区
第一千六十一工区
第一千六十二工区
第一千六十三工区
第一千六十四工区
第一千六十五工区
第一千六十六工区
第一千六十七工区
第一千六十八工区
第一千六十九工区
第一千七十工区
第一千七十一工区
第一千七十二工区
第一千七十三工区
第一千七十四工区
第一千七十五工区
第一千七十六工区
第一千七十七工区
第一千七十八工区
第一千七十九工区
第一千八十工区
第一千八十一工区
第一千八十二工区
第一千八十三工区
第一千八十四工区
第一千八十五工区
第一千八十六工区
第一千八十七工区
第一千八十八工区
第一千八十九工区
第一千九十工区
第一千九十一工区
第一千九十二工区
第一千九十三工区
第一千九十四工区
第一千九十五工区
第一千九十六工区
第一千九十七工区
第一千九十八工区
第一千九十九工区
第一千一百工区
第一千一百一工区
第一千一百二工区
第一千一百三工区
第一千一百四工区
第一千一百五工区
第一千一百六工区
第一千一百七工区
第一千一百八工区
第一千一百九工区
第一千一百十工区
第一千一百十一工区
第一千一百十二工区
第一千一百十三工区
第一千一百十四工区
第一千一百十五工区
第一千一百十六工区
第一千一百十七工区
第一千一百十八工区
第一千一百十九工区
第一千一百二十工区
第一千一百二十一工区
第一千一百二十二工区
第一千一百二十三工区
第一千一百二十四工区
第一千一百二十五工区
第一千一百二十六工区
第一千一百二十七工区
第一千一百二十八工区
第一千一百二十九工区
第一千一百三十工区
第一千一百三十一工区
第一千一百三十二工区
第一千一百三十三工区
第一千一百三十四工区
第一千一百三十五工区
第一千一百三十六工区
第一千一百三十七工区
第一千一百三十八工区
第一千一百三十九工区
第一千一百四十工区
第一千一百四十一工区
第一千一百四十二工区
第一千一百四十三工区
第一千一百四十四工区
第一千一百四十五工区
第一千一百四十六工区
第一千一百四十七工区
第一千一百四十八工区
第一千一百四十九工区
第一千一百五十工区
第一千一百五十一工区
第一千一百五十二工区
第一千一百五十三工区
第一千一百五十四工区
第一千一百五十五工区
第一千一百五十六工区
第一千一百五十七工区
第一千一百五十八工区
第一千一百五十九工区
第一千一百六十工区
第一千一百六十一工区
第一千一百六十二工区
第一千一百六十三工区
第一千一百六十四工区
第一千一百六十五工区
第一千一百六十六工区
第一千一百六十七工区
第一千一百六十八工区
第一千一百六十九工区
第一千一百七十工区
第一千一百七十一工区
第一千一百七十二工区
第一千一百七十三工区
第一千一百七十四工区
第一千一百七十五工区
第一千一百七十六工区
第一千一百七十七工区
第一千一百七十八工区
第一千一百七十九工区
第一千一百八十工区
第一千一百八十一工区
第一千一百八十二工区
第一千一百八十三工区
第一千一百八十四工区
第一千一百八十五工区
第一千一百八十六工区
第一千一百八十七工区
第一千一百八十八工区
第一千一百八十九工区
第一千一百九十工区
第一千一百九十一工区
第一千一百九十二工区
第一千一百九十三工区
第一千一百九十四工区
第一千一百九十五工区
第一千一百九十六工区
第一千一百九十七工区
第一千一百九十八工区
第一千一百九十九工区
第一千二百工区
第一千二百一工区
第一千二百二工区
第一千二百三工区
第一千二百四工区
第一千二百五工区
第一千二百六工区
第一千二百七工区
第一千二百八工区
第一千二百九工区
第一千二百十工区
第一千二百十一工区
第一千二百十二工区
第一千二百十三工区
第一千二百十四工区
第一千二百十五工区
第一千二百十六工区
第一千二百十七工区
第一千二百十八工区
第一千二百十九工区
第一千二百二十工区
第一千二百二十一工区
第一千二百二十二工区
第一千二百二十三工区
第一千二百二十四工区
第一千二百二十五工区
第一千二百二十六工区
第一千二百二十七工区
第一千二百二十八工区
第一千二百二十九工区
第一千二百三十工区
第一千二百三十一工区
第一千二百三十二工区
第一千二百三十三工区
第一千二百三十四工区
第一千二百三十五工区
第一千二百三十六工区
第一千二百三十七工区
第一千二百三十八工区
第一千二百三十九工区
第一千二百四十工区
第一千二百四十一工区
第一千二百四十二工区
第一千二百四十三工区
第一千二百四十四工区
第一千二百四十五工区
第一千二百四十六工区
第一千二百四十七工区
第一千二百四十八工区
第一千二百四十九工区
第一千二百五十工区
第一千二百五十一工区
第一千二百五十二工区
第一千二百五十三工区
第一千二百五十四工区
第一千二百五十五工区
第一千二百五十六工区
第一千二百五十七工区
第一千二百五十八工区
第一千二百五十九工区
第一千二百六十工区
第一千二百六十一工区
第一千二百六十二工区
第一千二百六十三工区
第一千二百六十四工区
第一千二百六十五工区
第一千二百六十六工区
第一千二百六十七工区
第一千二百六十八工区
第一千二百六十九工区
第一千二百七十工区
第一千二百七十一工区
第一千二百七十二工区
第一千二百七十三工区
第一千二百七十四工区
第一千二百七十五工区
第一千二百七十六工区
第一千二百七十七工区
第一千二百七十八工区
第一千二百七十九工区
第一千二百八十工区
第一千二百八十一工区
第一千二百八十二工区
第一千二百八十三工区
第一千二百八十四工区
第一千二百八十五工区
第一千二百八十六工区
第一千二百八十七工区
第一千二百八十八工区
第一千二百八十九工区
第一千二百九十工区
第一千二百九十一工区
第一千二百九十二工区
第一千二百九十三工区
第一千二百九十四工区
第一千二百九十五工区
第一千二百九十六工区
第一千二百九十七工区
第一千二百九十八工区
第一千二百九十九工区
第一千三百工区
第一千三百一工区
第一千三百二工区
第一千三百三工区
第一千三百四工区
第一千三百五工区
第一千三百六工区
第一千三百七工区
第一千三百八工区
第一千三百九工区
第一千三百十工区
第一千三百十一工区
第一千三百十二工区
第一千三百十三工区
第一千三百十四工区
第一千三百十五工区
第一千三百十六工区
第一千三百十七工区
第一千三百十八工区
第一千三百十九工区
第一千三百二十工区
第一千三百二十一工区
第一千三百二十二工区
第一千三百二十三工区
第一千三百二十四工区
第一千三百二十五工区
第一千三百二十六工区
第一千三百二十七工区
第一千三百二十八工区
第一千三百二十九工区
第一千三百三十工区
第一千三百三十一工区
第一千三百三十二工区
第一千三百三十三工区
第一千三百三十四工区
第一千三百三十五工区
第一千三百三十六工区
第一千三百三十七工区
第一千三百三十八工区
第一千三百三十九工区
第一千三百四十工区
第一千三百四十一工区
第一千三百四十二工区
第一千三百四十三工区
第一千三百四十四工区
第一千三百四十五工区
第一千三百四十六工区
第一千三百四十七工区
第一千三百四十八工区
第一千三百四十九工区
第一千三百五十工区
第一千三百五十一工区
第一千三百五十二工区
第一千三百五十三工区
第一千三百五十四工区
第一千三百五十五工区
第一千三百五十六工区
第一千三百五十七工区
第一千三百五十八工区
第一千三百五十九工区
第一千三百六十工区
第一千三百六十一工区
第一千三百六十二工区
第一千三百六十三工区
第一千三百六十四工区
第一千三百六十五工区
第一千三百六十六工区
第一千三百六十七工区
第一千三百六十八工区
第一千三百六十九工区
第一千三百七十工区
第一千三百七十一工区
第一千三百七十二工区
第一千三百七十三工区
第一千三百七十四工区
第一千三百七十五工区
第一千三百七十六工区
第一千三百七十七工区
第一千三百七十八工区
第一千三百七十九工区
第一千三百八十工区
第一千三百八十一工区
第一千三百八十二工区
第一千三百八十三工区
第一千三百八十四工区
第一千三百八十五工区
第一千三百八十六工区
第一千三百八十七工区
第一千三百八十八工区
第一千三百八十九工区
第一千三百九十工区
第一千三百九十一工区
第一千三百九十二工区
第一千三百九十三工区
第一千三百九十四工区
第一千三百九十五工区
第一千三百九十六工区
第一千三百九十七工区
第一千三百九十八工区
第一千三百九十九工区
第一千四百工区
第一千四百一工区
第一千四百二工区
第一千四百三工区
第一千四百四工区
第一千四百五工区
第一千四百六工区
第一千四百七工区
第一千四百八工区
第一千四百九工区
第一千四百十工区
第一千四百十一工区
第一千四百十二工区
第一千四百十三工区
第一千四百十四工区
第一千四百十五工区
第一千四百十六工区
第一千四百十七工区
第一千四百十八工区
第一千四百十九工区
第一千四百二十工区
第一千四百二十一工区
第一千四百二十二工区
第一千四百二十三工区
第一千四百二十四工区
第一千四百二十五工区
第一千四百二十六工区
第一千四百二十七工区
第一千四百二十八工区
第一千四百二十九工区
第一千四百三十工区
第一千四百三十一工区
第一千四百三十二工区
第一千四百三十三工区
第一千四百三十四工区
第一千四百三十五工区
第一千四百三十六工区
第一千四百三十七工区
第一千四百三十八工区
第一千四百三十九工区
第一千四百四十工区
第一千四百四十一工区
第一千四百四十二工区
第一千四百四十三工区
第一千四百四十四工区
第一千四百四十五工区
第一千四百四十六工区
第一千四百四十七工区
第一千四百四十八工区
第一千四百四十九工区
第一千四百五十工区
第一千四百五十一工区
第一千四百五十二工区
第一千四百五十三工区
第一千四百五十四工区
第一千四百五十五工区
第一千四百五十六工区
第一千四百五十七工区
第一千四百五十八工区
第一千四百五十九工区
第一千四百六十工区
第一千四百六十一工区
第一千四百六十二工区
第一千四百六十三工区
第一千四百六十四工区
第一千四百六十五工区
第一千四百六十六工区
第一千四百六十七工区
第一千四百六十八工区
第一千四百六十九工区
第一千四百七十工区
第一千四百七十一工区
第一千四百七十二工区
第一千四百七十三工区
第一千四百七十四工区
第一千四百七十五工区
第一千四百七十六工区
第一千四百七十七工区
第一千四百七十八工区
第一千四百七十九工区
第一千四百八十工区
第一千四百八十一工区
第一千四百八十二工区
第一千四百八十三工区
第一千四百八十四工区
第一千四百八十五工区
第一千四百八十六工区
第一千四百八十七工区
第一千四百八十八工区
第一千四百八十九工区
第一千四百九十工区
第一千四百九十一工区
第一千四百九十二工区
第一千四百九十三工区
第一千四百九十四工区
第一千四百九十五工区
第一千四百九十六工区
第一千四百九十七工区
第一千四百九十八工区
第一千四百九十九工区
第一千五百工区
第一千五百一工区
第一千五百二工区
第一千五百三工区
第一千五百四工区
第一千五百五工区
第一千五百六工区
第一千五百七工区
第一千五百八工区
第一千五百九工区
第一千五百十工区
第一千五百十一工区
第一千五百十二工区
第一千五百十三工区
第一千五百十四工区
第一千五百十五工区
第一千五百十六工区
第一千五百十七工区
第一千五百十八工区
第一千五百十九工区
第一千五百二十工区
第一千五百二十一工区
第一千五百二十二工区
第一千五百二十三工区
第一千五百二十四工区
第一千五百二十五工区
第一千五百二十六工区
第一千五百二十七工区
第一千五百二十八工区
第一千五百二十九工区
第一千五百三十工区
第一千五百三十一工区
第一千五百三十二工区
第一千五百三十三工区
第一千五百三十四工区
第一千五百三十五工区
第一千五百三十六工区
第一千五百三十七工区
第一千五百三十八工区
第一千五百三十九工区
第一千五百四十工区
第一千五百四十一工区
第一千五百四十二工区
第一千五百四十三工区
第一千五百四十四工区
第一千五百四十五工区
第一千五百四十六工区
第一千五百四十七工区
第一千五百四十八工区
第一千五百四十九工区
第一千五百五十工区
第一千五百五十一工区
第一千五百五十二工区
第一千五百五十三工区
第一千五百五十四工区
第一千五百五十五工区
第一千五百五十六工区
第一千五百五十七工区
第一千五百五十八工区
第一千五百五十九工区
第一千五百六十工区
第一千五百六十一工区
第一千五百六十二工区
第一千五百六十三工区
第一千五百六十四工区
第一千五百六十五工区
第一千五百六十六工区
第一千五百六十七工区
第一千五百六十八工区
第一千五百六十九工区
第一千五百七十工区
第一千五百七十一工区
第一千五百七十二工区
第一千五百七十三工区
第一千五百七十四工区
第一千五百七十五工区
第一千五百七十六工区
第一千五百七十七工区
第一千五百七十八工区
第一千五百七十九工区
第一千五百八十工区
第一千五百八十一工区
第一千五百八十二工区
第一千五百八十三工区
第一千五百八十四工区
第一千五百八十五工区
第一千五百八十六工区
第一千五百八十七工区
第一千五百八十八工区
第一千五百八十九工区
第一千五百九十工区
第一千五百九十一工区
第一千五百九十二工区
第一千五百九十三工区
第一千五百九十四工区
第一千五百九十五工区
第一千五百九十六工区
第一千五百九十七工区
第一千五百九十八工区
第一千五百九十九工区
第一千六百工区
第一千六百一工区
第一千六百二工区
第一千六百三工区
第一千六百四工区
第一千六百五工区
第一千六百六工区
第一千六百七工区
第一千六百八工区
第一千六百九工区
第一千六百十工区
第一千六百十一工区
第一千六百十二工区
第一千六百十三工区
第一千六百十四工区
第一千六百十五工区
第一千六百十六工区
第一千六百十七工区
第一千六百十八工区
第一千六百十九工区
第一千六百二十工区
第一千六百二十一工区
第一千六百二十二工区
第一千六百二十三工区
第一千六百二十四工区
第一千六百二十五工区
第一千六百二十六工区
第一千六百二十七工区
第一千六百二十八工区
第一千六百二十九工区
第一千六百三十工区
第一千六百三十一工区
第一千六百三十二工区
第一千六百三十三工区
第一千六百三十四工区
第一千六百三十五工区
第一千六百三十六工区
第一千六百三十七工区
第一千六百三十八工区
第一千六百三十九工区
第一千六百四十工区
第一千六百四十一工区
第一千六百四十二工区
第一千六百四十三工区
第一千六百四十四工区
第一千六百四十五工区
第一千六百四十六工区
第一千六百四十七工区
第一千六百四十八工区
第一千六百四十九工区
第一千六百五十工区
第一千六百五十一工区
第一千六百五十二工区
第一千六百五十三工区
第一千六百五十四工区
第一千六百五十五工区
第一千六百五十六工区
第一千六百五十七工区
第一千六百五十八工区
第一千六百五十九工区
第一千六百六十工区
第一千六百六十一工区
第一千六百六十二工区
第一千六百六十三工区
第一千六百六十四工区
第一千六百六十五工区
第一千六百六十六工区
第一千六百六十七工区
第一千六百六十八工区
第一千六百六十九工区
第一千六百七十工区
第一千六百七十一工区
第一千六百七十二工区
第一千六百七十三工区
第一千六百七十四工区
第一千六百七十五工区
第一千六百七十六工区
第一千六百七十七工区
第一千六百七十八工区
第一千六百七十九工区
第一千六百八十工区
第一千六百八十一工区
第一千六百八十二工区
第一千六百八十三工区
第一千六百八十四工区
第一千六百八十五工区
第一千六百八十六工区
第一千六百八十七工区
第一千六百八十八工区
第一千六百八十九工区
第一千六百九十工区
第一千六百九十一工区
第一千六百九十二工区
第一千六百九十三工区
第一千六百九十四工区
第一千六百九十五工区
第一千六百九十六工区
第一千六百九十七工区
第一千六百九十八工区
第一千六百九十九工区
第一千七百工区
第一千七百一工区
第一千七百二工区
第一千七百三工区
第一千七百四工区
第一千七百五工区
第一千七百六工区
第一千七百七工区
第一千七百八工区
第一千七百九工区
第一千七百十工区
第一千七百十一工区
第一千七百十二工区
第一千七百十三工区
第一千七百十四工区
第一千七百十五工区
第一千七百十六工区
第一千七百十七工区
第一千七百十八工区
第一千七百十九工区
第一千七百二十工区
第一千七百

の嵩上げとされた。

1965(昭和 40)年 8 月 28 日に荒子川運河の終点を善北町付近とし、運河にかえて高畑町線を南へ延伸してその代替とする都市計画変更が行われた。この都市計画変更に対応するため 1966(昭和 41)年 2 月 10 日に事業計画の変更が行われている。

荒子川小碓土地区画整理事業は、荒子川南部土地区画整理事業第 2 工区と同日の 1968(昭和 43)年 3 月 25 日に換地処分公告が行われた(**表 6.1.20**、**図 6.1.21**)。

表 6.1.20 荒子川小碓土地区画整理事業の概要

名称	荒子川小碓土地区画整理事業	
施行者	名古屋市	
都市計画決定	1956(昭和31)年 3月 5日	940 ha
都市計画変更	1962(昭和37)年 2月12日	983.8ha
	1965(昭和40)年 8月28日	562 ha
	1969(昭和44)年 4月 9日	296.8ha
事業計画決定	1962(昭和37)年 3月31日	74.8ha
	1964(昭和39)年10月 9日	
	1966(昭和41)年 2月10日	
仮換地指定	1964(昭和39)年 8月26日	
換地処分	1968(昭和43)年 3月25日	
平均減歩率	33.47%	
事業費	4.4億円	
事業期間	1961(昭和36)年度～1967(昭和42)年度	

事業期間は事業計画決定から換地処分までを表す
減歩率は合算減歩率を表す(公共減歩率:22.51%)

出典:「荒子川小碓土地区画整理　事業概要」(名古屋市計画局)

図 6.1.21　荒子川小碓土地区画整理事業

(2)　大曽根北土地区画整理事業 [81]

①　背景

大曽根土地区画整理事業が都市計画決定され、土地区画整理事業が 1964(昭和 39)年に事業化されてから長期間が経過しながら、土地区画整理事業をいまだ施行していない区域(大曽根土地区画整理事業に次いで土地区画整理事業を実施すべき第 2 次施行地区)について次のような事象が生じてきた。

i　建築制限が長期にわたって持続した。

ii　赤萩町線(国道 19 号)は、都心方向からは復興土地区画整理事業、大曽根土地区画整理事業により、また郊外方向からは街路事業によりそれぞれ拡幅整備が進み、天神橋以南区間がボトルネック

[81] 中坪宗一「『名古屋市大曽根北地区における土地区画整理事業とコミュニティ住環境整備事業との合併施行によるまちづくり』について」(「区画整理」 Vol. 34, No. 5 1991.5)
佐藤圭二 他「土地区画整理事業と密集住宅市街地整備促進事業の合併施行の効果と問題点―名古屋市大曽根北地区のケーススタディー―」(「1999 年度日本都市計画学会学術研究論文集」)

となって交通渋滞をきたしていた。

iii　戦前に耕地整理事業施行済とはいえ都市基盤の整備レベルは低く、老朽木造家屋が密集し、接道不良や借地・借家が多いこともあいまって建築更新が滞っていた。

iv　工場跡地等を利用して次のように公的住宅等が立地した。

1973（昭和 48）～1974（昭和 49）年	愛知県住宅供給公社　大曽根住宅（旧佐治タイル）
1974（昭和 49）年	名古屋市営住宅　山田北荘（旧名古屋製陶所）
1975（昭和 50）年	名古屋市営住宅　新山田北荘
1975（昭和 50）～1976（昭和 51）年	名古屋市営住宅　上飯田南荘（旧東洋紡大曽根工場）
1979（昭和 54）年	宮前小学校（旧東洋紡大曽根工場）
1981（昭和 56）年	愛知県営住宅　矢田住宅（旧旭産業）
1982（昭和 57）年	三井住友ハイツ（旧泊義ガラス）
1984（昭和 59）年	愛知県営住宅　飯田公園住宅（旧佐治タイル）
1984（昭和 59）年 12 月	飯田公園都市計画決定（旧佐治タイル） （都市公園としての供用は、1986（昭和 61）年 4 月）

v　1980（昭和 55）年の「名古屋市基本計画」において、地区総合整備地区に大曽根北地区 50ha が位置づけられた。1988（昭和 63）年の「名古屋市新基本計画」では、大曽根地区 130ha に拡大された。

上記 iv のようにスーパーブロックレベルでの土地利用が進展したエリアにおいては、土地区画整理事業による公共施設整備の必要性が希薄となった。このためそのような区域を除いて、あらためて土地区画整理事業を核とする整備に向けての調査が 1980（昭和 55）年度から開始され、翌 1981（昭和 56）年ころから地元説明やアンケート調査が実施された。

② 事業概要と経緯

大曽根北土地区画整理事業は、名古屋市施行の土地区画整理事業として 1985（昭和 60）年 2 月 15 日に施行地区面積約 22.7ha で事業計画決定され、1986（昭和 61）年 6 月より大曽根北都市整備事務所が開設され、2013（平成 25）年度から筒井都市整備事務所と統合し、大曽根北・筒井都市整備事務所として整備推進にあたっている。

1992（平成 4）年 1 月 30 日には、地区北西部約 7.3ha を追加編入して全体施行地区面積を約 30.0ha とする事業計画変更が行われた。この変更理由の一つには、1990（平成 2）年 2 月 23 日に区画街路大曽根北 1～6 号線合計延長約 3.3km が大曽根土地区画整理事業の区域にまたがって追加決定され、整備する必要があることがあった。また今一つには今回拡大対象地区地権者から合併編入の要望があったことによるものである。

仮換地指定は当初地区に対して 1988（昭和 63）年 3 月 30 日に、編入地区に対して 1994（平成 6）年 3 月 30 日に行われた。その後、期間延伸等の事業計画変更が重ねられている（**表 6.1.21**、**図 6.1.22**）。

表 6.1.21　大曽根北土地区画整理事業の概要

名称	大曽根北土地区画整理事業	
施行者	名古屋市	
都市計画決定	1963(昭和38)年10月 4日	97.1ha
都市計画変更	1964(昭和39)年 3月28日	112.1ha
事業計画決定	1985(昭和60)年 2月15日	22.7ha
事業計画変更	1992(平成 4)年 1月30日	30.0ha
	以降上記を含め7次にわたる事業計画変更	
	2016(平成28)年11月22日	30.0ha
仮換地指定	1988(昭和63)年 3月30日	第1次
	1994(平成 6)年 3月30日	第2次
換地処分	―	
移転対象家屋数	852戸	
減歩率	18.25%(実質13.41%)	
事業費	224.5億円	
事業期間	1984(昭和59)年度～2022(平成34)年度	

事業期間は、2016(平成28)年11月の最終事業計画による
実質とは、公共施設充当用地買収後の内容を表す

図 6.1.22　大曽根北土地区画整理事業

③　特徴

大曽根北地区においては、住環境整備モデル事業（現住宅市街地総合整備事業、以下同じ）が土地区画整理事業と合併施行されている。この事業に基づいて、老朽住宅が除却され、受け皿となるコミュニティ住宅が建設されて希望する対象者が受け入れられているほか、小規模なオープンスペースが子供の遊び場・緑のポケットパークとして整備された。子供の遊び場・緑のポケットパークの整備にあたっては地域住民とのワークショップが活用された。

土地区画整理事業と住環境整備モデル事業の合併施行については、一般に次のような効果があげられている。[82] 土地区画整理事業の推進効果として、不良住宅の解消、零細借家人の救済、身近な生活環境施設の整備、土地区画整理事業による移転建物戸数の軽減、過小宅地の解消、公共減歩の緩和、住宅改良事業を含む住環境整備事業の推進効果として、改良住宅又はモデル住宅用地確保の円滑化、

[82]「合併施行による効果」（「総合的なまちづくりマニュアル」日本土地区画整理協会　1986.3　pp. 101-104）

宅地の整形化と交換分合、事業費の軽減である。一方、合併施行に伴う課題としては、土地区画整理事業による移転と住環境整備モデル事業による除却では補償額に相違があり、一般に後者の方が不利なことがあげられる。

住環境整備モデル事業の詳細は第6編「第2章　都市再開発」および「第4章　地区総合整備」の章に譲る。

④　事業進捗状況

建築物移転の推移を**図 6.1.23** に示す。

2000（平成 12）年度末現在で 7 割弱、2010（平成 22）年度末現在で 9 割弱が移転済である。事業中盤以降は移転困難な物件への対応に時間を要することや事業費の縮小傾向から移転戸数は伸び悩んでいる。

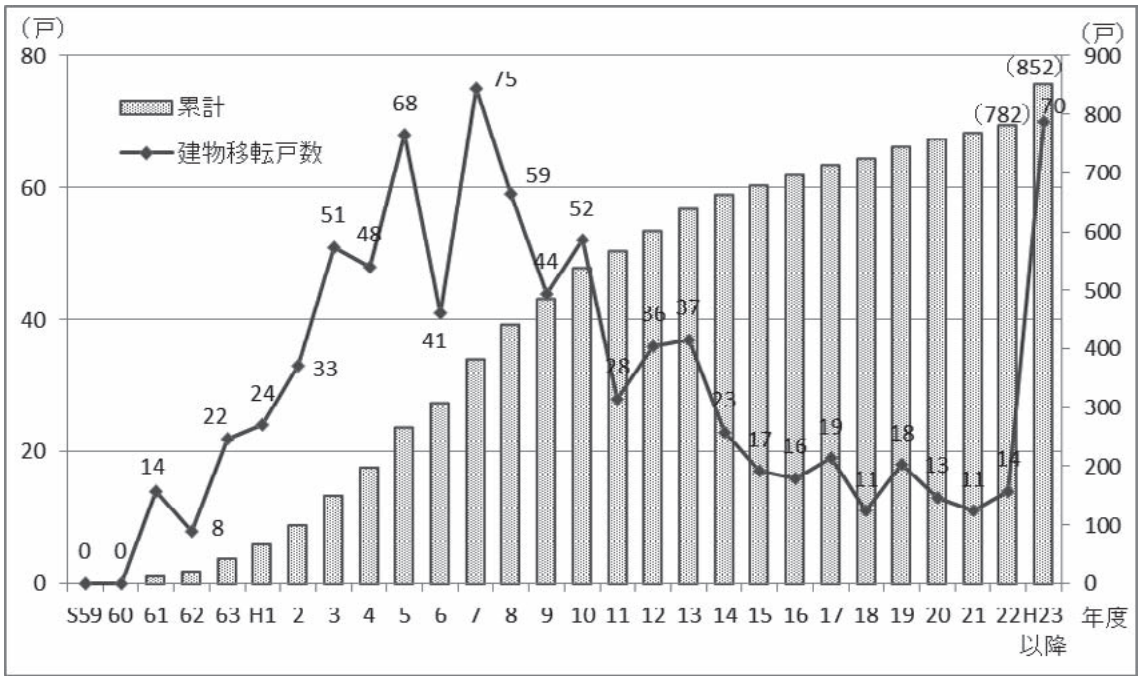

図 6.1.23　大曽根北土地区画整理事業　建築物移転戸数の推移

大曽根北土地区画整理事業地区内における主要な工事といえば、まず赤萩町線（国道 19 号）である。1990（平成 2）年 10 月に庄内川に架かる勝川橋が、1993（平成 5）年 3 月に矢田川に架かる天神橋が拡幅供用され、名古屋市内の未拡幅区間の早期整備が期待された。大曽根北土地区画整理事業では赤萩町線沿道の建築物移転に注力し、2005（平成 17）年 12 月 16 日に国道 19 号を全線完成させた。

(3) 緑3地区等の土地区画整理事業

① 鳴海上汐田土地区画整理事業

ア 背景等

鳴海上汐田地区は、名古屋市緑区西部にあって、名鉄名古屋本線と扇川にはさまれた低地である。戦前に鳴海耕地整理事業が施行された区域であるが、基盤整備レベルは低く密集市街地を形成していた。都市計画道路高針大高線が未整備の状況で南北に鳴海上汐田地区を貫通しており、名古屋市南東部の環状方向の幹線街路として整備が急がれていた。

鳴海上汐田地区の課題としては、次の 3 点があげられている。[83]

ⅰ 宅地が低く、下水道が完備されてなく、地形的にも鉄道と河川の盛土部分に囲まれて、浸水の被害をうけやすい。

ⅱ 区画道路が行き止まりになっており、また、公園がないので緑が少なく、子供の遊び場がない。

ⅲ 幅員 25 メートルの都市計画道路が予定されており、将来地区が東西二つに分断され、西側地区は地形的に一層排水が悪くなる。

イ 概要

鳴海上汐田地区は、面積約 1.9ha と小規模ではあるが、1980(昭和 55)年 4 月 21 日に執行組織として鳴海上汐田土地区画整理事務所が市役所内に開設され、1981(昭和 56)年度より同事務所は現地に移転、1987(昭和 62)年度まで存続して事業推進にあたった。

事業計画の決定は、1981(昭和 56)年 3 月 5 日で、1988(昭和 63)年 4 月 30 日に換地処分までに 3 回の事業計画変更を経ている。主要な仮換地指定は工事施行の緊急性や従前地と河川区域との関係などを考慮して、1982(昭和 57)年 2 月 4 日、1985(昭和 60)年 4 月 10 日、1986(昭和 61)年 4 月 23 日の 3 次に分けて実施された(**表 6.1.22**、**図 6.1.24**)。

[83] 名古屋市計画局開発部都市整備課「鳴海上汐田土地区画整理事業誌」(名古屋市計画局 1989.3 pp. 2-3)

表 6.1.22 鳴海上汐田土地区画整理事業の概要

名称	鳴海上汐田土地区画整理事業	
施行者	名古屋市	
都市計画決定	1979(昭和54)年12月 1日	1.9ha
事業計画決定	1981(昭和56)年 3月 5日	1.9ha
事業計画変更	1983(昭和58)年11月 1日	
	1985(昭和60)年 4月 3日	
	1987(昭和62)年12月 1日	
仮換地指定 *	1982(昭和57)年 2月 4日	第1次
	1985(昭和60)年 4月10日	第2次
	1986(昭和61)年 4月23日	第3次
換地処分	1988(昭和63)年 4月30日	
移転対象家屋数	96戸	
平均減歩率	23.12%(実質 約7%)	
事業費	19.0億円	
事業期間	1980(昭和55)年度～1988(昭和63)年度	

＊ 主要指定を掲げた。
事業期間は事業計画決定から換地処分までを年度で表す
実質とは、公共施設充当用地買収後の内容を表す

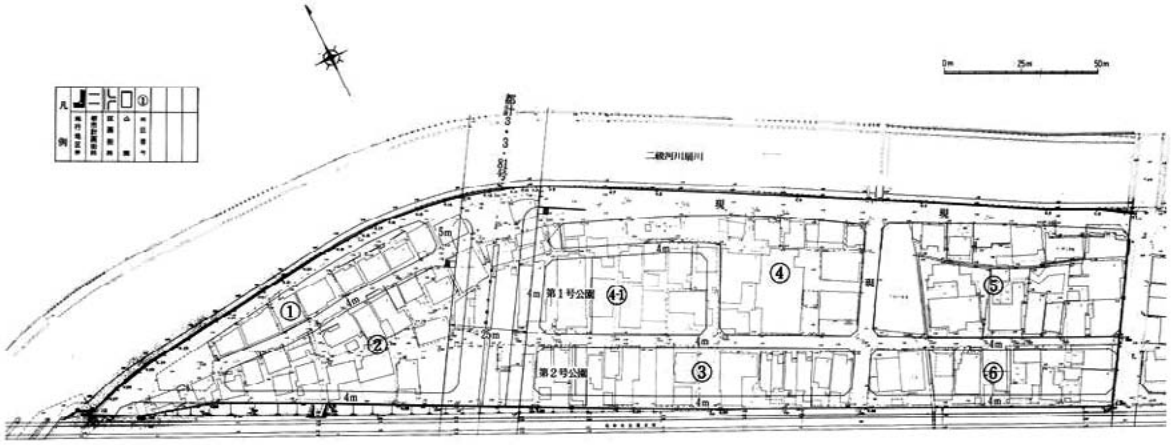

図 6.1.24 鳴海上汐田土地区画整理事業 [84]

[84] 前掲 83 名古屋市計画局開発部都市整備課「鳴海上汐田土地区画整理事業誌」(名古屋市計画局 1989.3 pp. 41-42)

移転の推移は、**図 6.1.25** に示すとおりである。

鳴海上汐田地区については、元々密集市街地であり、いわゆる「押せ押せ移転」となるだけではなく、一部河川沿いの街区は宅盤の嵩上げを要するため一斉移転が行われた。仮換地指定直後の1982（昭和57）年に移転件数が大きく増加し、翌 1983（昭和 58）年には一斉移転が開始され、多数の建築物等の移転がなされている。その後の2回の仮換地指定（1985（昭和60）年、1986（昭和61）年）後も移転件数が増加している。[85]

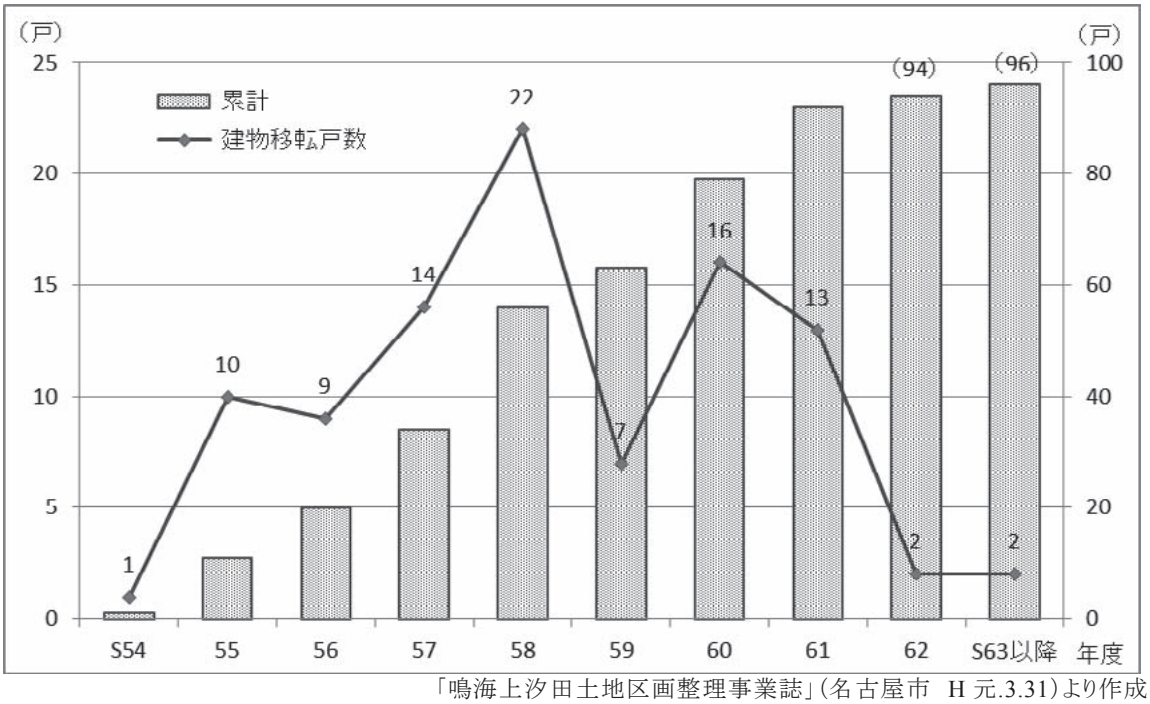

「鳴海上汐田土地区画整理事業誌」（名古屋市　H 元.3.31）より作成

図 6.1.25　鳴海上汐田土地区画整理事業　建築物移転戸数の推移

工事内容のうち特筆すべきものとしては、地区西部の盛土と地区東部の浸水対策のための雨水貯留槽築造があげられる。鳴海上汐田地区のうち高針大高線以西の地区は、名鉄名古屋本線、扇川と高針大高線に囲まれた区域となることから排水環境改善のために全面盛土とした。また、これまでしばしば生じてきた浸水被害を解消するために高針大高線以東の地区にあっては、第 2 号公園（上汐田公園南部）の東隣宅地地下に貯留容量 410 ㎥の雨水貯留槽が築造された。なお、この雨水貯留槽の敷地上部を利用して名古屋市上汐田教育集会所が建設された。

公園は高針大高線の東に緩衝機能を考慮して第 1 号公園・第 2 号公園として南北に線的に配置され、都市公園の上汐田公園として管理されている。

[85] 前掲 83　名古屋市計画局開発部都市整備課「鳴海上汐田土地区画整理事業誌」（名古屋市計画局　1989.3 pp. 44-46）

② 有松土地区画整理事業

ア 背景等

有松地区は鳴海地区、大高地区とともに 1980(昭和 55)年の「名古屋市基本計画」において、地区総合整備地区に位置づけられた。

都市計画道路有松線が未整備であり、近傍に南北を貫通する幹線道路がないため、生活道路に通過交通が侵入していた。一方で、旧東海道が国道 1 号の抜け道のように使用され混雑をきたしていたため、通過交通の抑制による交通渋滞の解消と交通安全性の向上が望まれていた。

他方、地形条件としては、地区内に急傾斜地崩壊危険区域を含むなど起伏が激しく、土地利用に支障をきたしていた。

また、旧東海道沿道には町屋商家群がならび、旧東海道全線の中でも指折りの町並みが残っている。有松地区は 1984(昭和 59)年 3 月に名古屋市町並み保存要綱に基づいて最初の町並み保存地区に指定された。以降、同要綱に基づく町並み保存の措置が講じられてきた。

イ 概要

有松地区総合整備では名鉄名古屋本線の南で有松線を中心とした地区約 7ha に土地区画整理事業を施行するほかに同線の北で市街地再開発事業や街路事業等を施行することとされた。このため 1990(平成 2)年度から執行組織として緑都市整備事務所内に有松地区担当が設置された。これは土地区画整理事業が都市計画決定された直後のことであった。さらに 1992(平成 4)年度より有松都市整備事務所が現地に開設されて 2009(平成 21)年度まで事業執行にあたった。

土地区画整理事業の事業計画は 1990(平成 2)年 12 月 4 日に決定され、仮換地は 1995(平成 7)年 10 月 19 日に指定された。事業計画は数次の変更を経て、2009(平成 21)年 8 月 26 日に最終変更されたうえで、同年 11 月 6 日に換地処分公告が行われた(**表 6.1.23**、**図 6.1.26**)。

表 6.1.23 有松土地区画整理事業の概要

名称	有松土地区画整理事業	
施行者	名古屋市	
都市計画決定	1990(平成 2)年 2月23日	7.0ha
事業計画決定	1990(平成 2)年12月 4日	7.0ha
事業計画変更	その後6回事業計画変更	
	2009(平成21)年 8月26日	最終
仮換地指定	1995(平成 7)年10月19日	
換地処分	2009(平成21)年11月 6日	
移転対象家屋数	173戸	
平均減歩率	18.92%(実質 約11.46%)	
事業費	102.7億円	
事業期間	1990(平成 2)年度～2009(平成21)年度	

事業期間は事業計画決定から換地処分までを年度で表す
実質とは、公共施設充当用地買収後の内容を表す

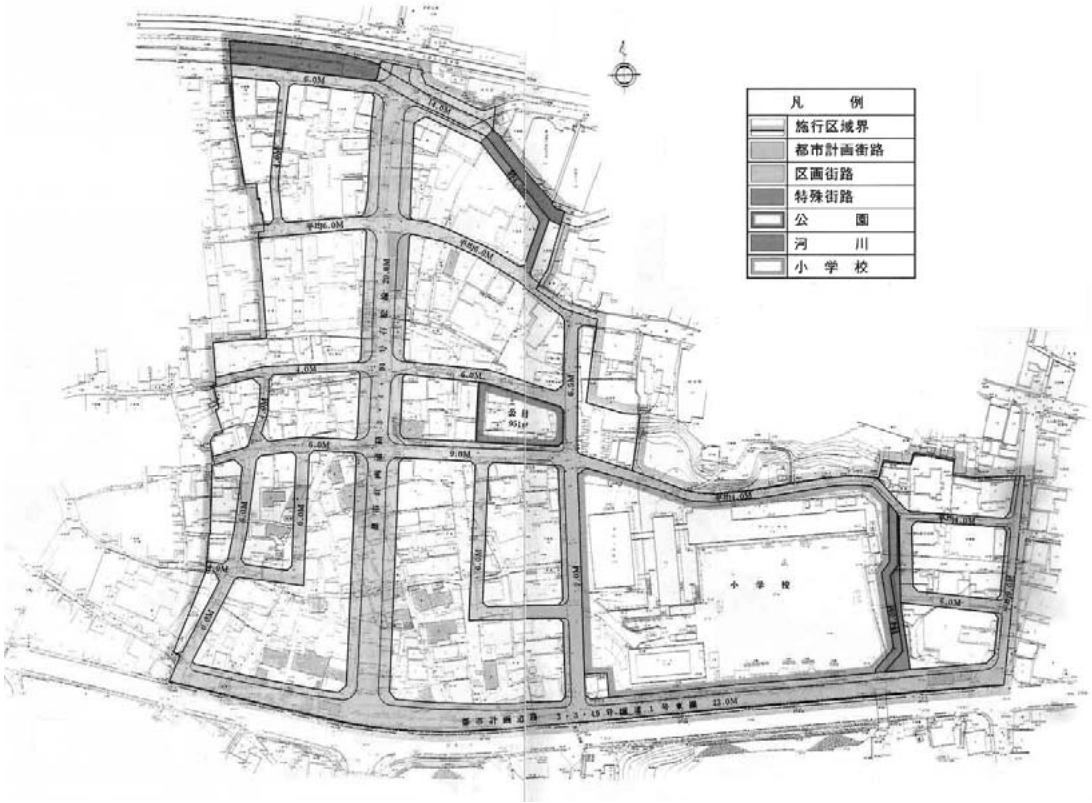

図 6.1.26 有松土地区画整理事業 [86]

ウ 特徴 [87]

土地区画整理事業については、大規模な切盛土を伴う宅地造成工事のため、地区を 6 のエリアに分けてエリアごとに一斉移転を行い、仮移転完了後に当該エリアの工事を一斉に行ったうえで本移転を実施するという方式で進められた。エリアの区分を**図 6.1.27** に、各エリアの進捗状況を**図 6.1.28** に示す。

[86] 「歴史を彩るまち 有松 土地区画整理事業概要」(名古屋市計画局有松都市整備事務所 1996.2 pp. 9-10)
[87] 野田展葛「歴史資源を活かした都市づくり」(「区画整理」 Vol. 43, No. 5 2000.5)

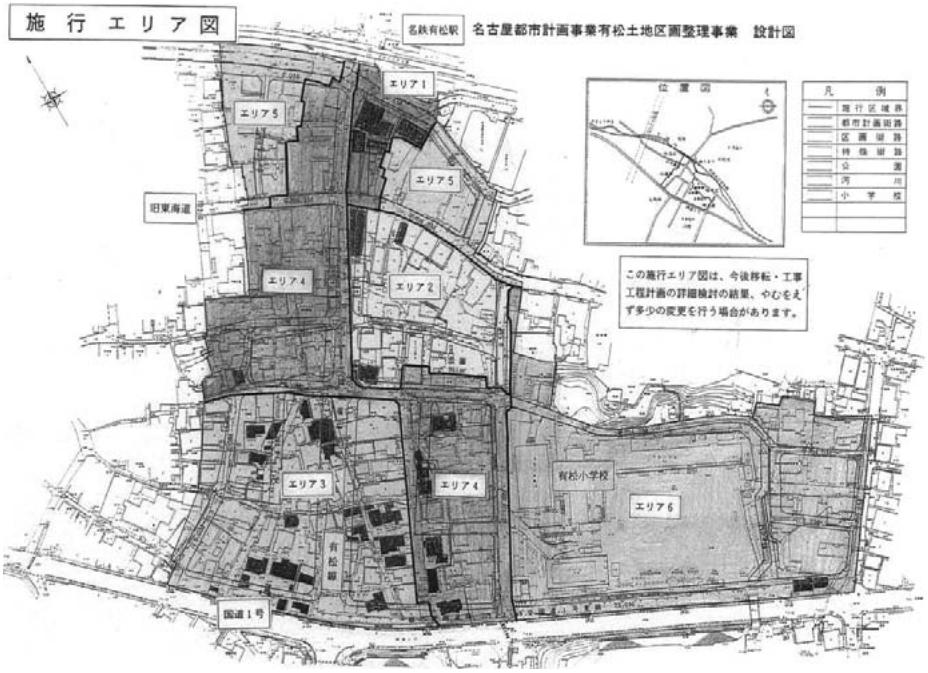

図 6.1.27　施行エリア図

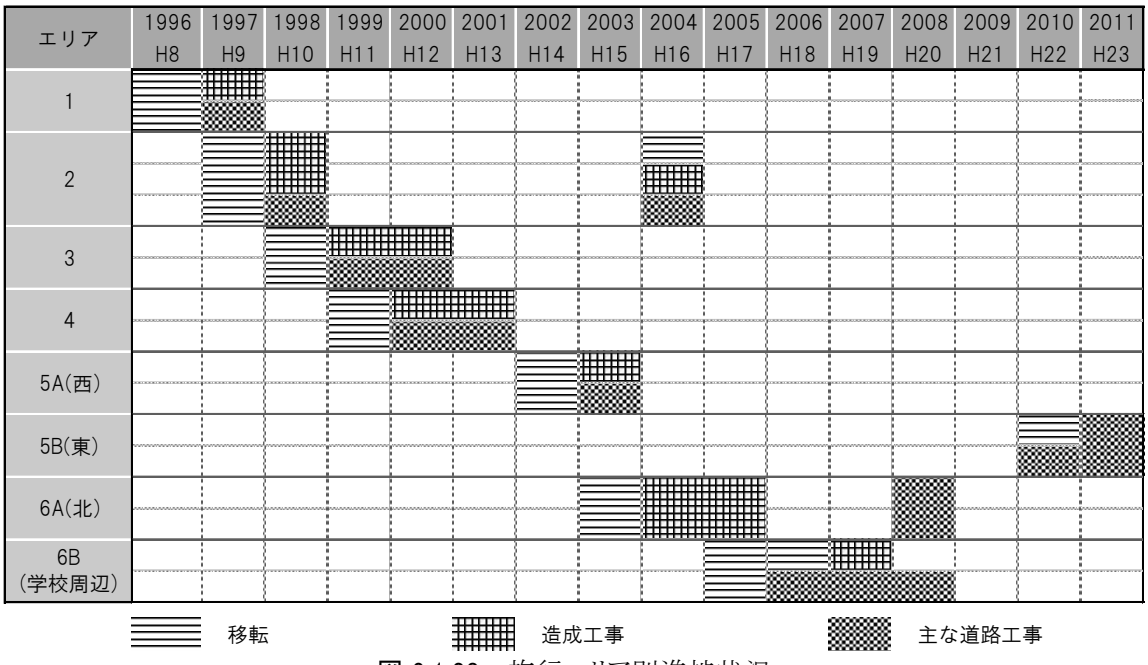

図 6.1.28　施行エリア別進捗状況

有松線に面するエリアを優先して、原則エリア番号の昇順で移転、工事が実施された。エリア 5 の東部は、旧東海道に面する町屋を含むエリアで、工作物等の公共施設支障に関する補償内容の検討に時間を要した結果、時期的に遅くなった。

また、1992（平成 4）年 12 月 16 日には「ふるさとの顔づくりモデル土地区画整理事業」の地区指定を受け、主に有松線の歩道舗装、ボラード、照明等に高品質の素材が適用された。

旧東海道という町並み保存地区の一部区間を土地区画整理事業区域内に擁していることから、地区内の建築についても伝統的な町並みと調和するように有松駅南地区計画が 1998（平成 10）年 9 月 18 日に都市計画決定された。この地区計画は有松土地区画整理事業のすべての区域のほかに、隣接する名鉄有松駅南の駅前地区も含む約 7.5ha の区域である。地区整備計画の主な内容として、高さの最高限度を 12m（駅前地区は 20m）に設定し、形態又は意匠の制限として屋根の形状を伝統的な形式に調和するものなどとされた。また、土地区画整理事業地区内においては、この地区計画に先立って、建築物のデザインに関する自主的なルールが、「まちなみ指針」として 1998（平成 10）年 4 月 24 日にまとめられた。有松線および旧東海道沿線地区については、たとえば屋根の形状を道路に対し切妻平入りを原則とするなど地区整備計画より具体的な内容が定められた。

このような土地区画整理事業や有松線の整備、無電柱化（後述）の進捗を契機として、伝統的建造物群保存地区制度の導入への機運が高まり、2014（平成 26）年 12 月には地元諸団体からまちづくりに関する要望書が提出され、2016（平成 28）年 2 月、旧東海道に面した約 7.3ha が伝統的建造物群保存地区に都市計画決定された。また、同年 7 月には、重要伝統的建造物群保存地区に選定された。伝統的建造物群保存地区制度については、第7編「第1章　都市景観・屋外広告物」を参照されたい。

ウ　建築物移転の推移

建築物の移転は、前述したようにエリアごとに段階的に一斉移転で行われた。年度ごとの建築物移転の推移を**図 6.1.29** に示す。1998（平成 10）年に他年度と比べて高い件数の移転が見られるのは当該年度に移転件数の多いエリア 3 の一斉移転が実施されたからである。

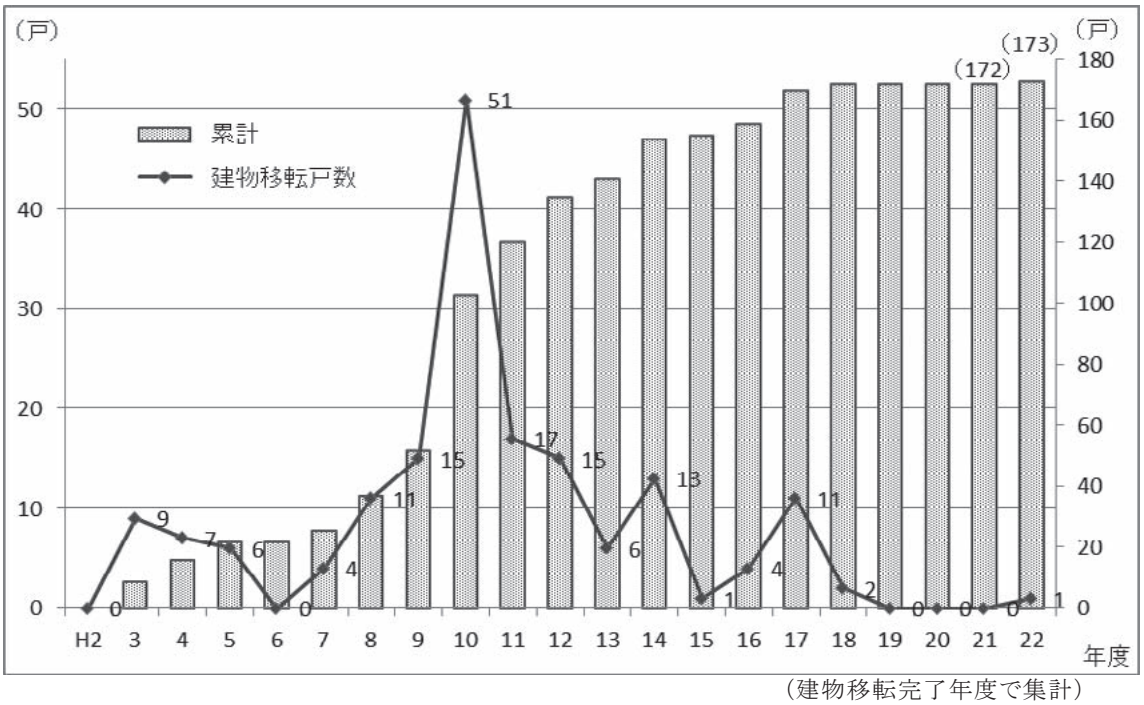

図 6.1.29　有松土地区画整理事業　建築物移転戸数の推移

エ　工事

有松土地区画整理事業施行のモチーフのひとつは、有松線の整備である。地区内に一部狭隘な現道が存在していたが、国道1号以北にまったく現道が存在していない区間があり、国道1号以南の整備済の有松線が国道1号とT字交差して地区内に進入することがさえぎられている状況であった。

建築物移転に際しては、有松線沿線を優先して整備を急ぎ、2003（平成 15）年 10 月の暫定供用を経て、2006（平成 18）年度に完成した。名鉄名古屋本線以北の市街地再開発事業および街路事業による拡幅整備とあいまって格段に南北の疎通性が改善された。

旧東海道については基本的に拡幅せず、極力移転を避けて町並みの維持に留意した。「都市再生整備計画」に旧東海道の改良が位置づけられ、景観、交通安全を考慮して無電柱化が図られた。無電柱化の方式については、裏道配線や軒下配線の可能性も検討されたが、最終的には電線共同溝方式が採用された。無電柱化は土地区画整理事業の区域の内外にわたって進められた。また、旧東海道の通過交通を排除し、交通安全性を確保するために有松線を境界として、東側を東向き、西側を西向きとする一方通行規制とされた。一方通行規制については、地元の中に根強い反対意見もあったが、粘り強い説得により実施にこぎつけた。東側区間は 2011（平成 23）年度末に完成し、西側区間も含め全体が完成したのは2012（平成 24）年度末であった。

そのほか地区内の国道 1 号について計画幅員に対する拡幅用地の確保は、公共施設管理者負担金による対応とされた。

③　大高駅前土地区画整理事業

ア　背景等

大高地区は歴史的景観や史跡に富み、比較的敷地規模の大きい画地もある一方で、木造密集市街地もあり、核となる大高町線をはじめ基盤は未整備であった。

「大高地区居住環境整備街路事業調査」[88] が 1978（昭和 53）年度に実施され、その中でアンケート調査により現況分析されるとともに街路整備を基本とする整備計画案が検討された。1980（昭和 55）年の「名古屋市基本計画」において、鳴海地区、有松地区とともに大高地区が地区総合整備地区に位置づけられたことを受け、「風景のあるまちづくり」をテーマに 1983（昭和 58）年に概念的な整備方針案が提示された。さらに、1987（昭和 62）年に構想レベルの整備計画案と整備手法メニューが地元に提示されたところ、大高川以西地区からは区画整理手法に反対の声が多く、大高駅前に限定して土地区画整理事業を実施することとされた。

この結果、大高川以西地区を中心として、基盤未整備、史跡と公共施設整備の調整、排水対策、住環境整備、景観保全などの課題が残ることとなった。

イ　概要

大高駅前土地区画整理事業が 1992（平成 4）年 7 月 30 日に区域面積約 9.7ha で都市計画決定されるとともに、地区北西部に位置する既存幹線街路高針大高線と地区内を連絡する幹線街路大高北線が追

[88] 名古屋市計画局「大高地区居住環境整備街路事業調査報告書」（名古屋市計画局　1979.3）

加決定された。1993（平成 5）年 1 月 19 日には大高駅前土地区画整理事業の事業計画が決定されている。地区総合整備の一環として、土地区画整理事業のほか新規追加路線である大高北線の街路事業等も所管する組織として 1993（平成 5）年度に緑都市整備事務所内に大高地区担当が設置された。

仮換地指定は、1997（平成 9）年 3 月 18 日であり、事業計画の変更は 3 回に及んでいる（**表 6.1.24**、**図 6.1.30**）。

表 6.1.24　大高駅前土地区画整理事業の概要

名称	大高駅前土地区画整理事業	
施行者	名古屋市	
都市計画決定	1992(平成 4)年 7月30日	9.7ha
事業計画決定	1993(平成 5)年 1月19日	
事業計画変更	1997(平成 9)年 1月14日	第1回
	1999(平成11)年10月29日	第2回
	2006(平成18)年12月18日	第3回
仮換地指定	1997(平成 9)年 3月18日	
換地処分	―	
移転対象家屋数	193戸	
平均減歩率	17.88%（実質 約11.93%）	
事業費	92億円	
事業期間	1992(平成4)年度～2014(平成26)年度	

事業期間は、2006（平成18）年12月の最終事業計画による
実質とは、公共施設充当用地買収後の内容を表す

建築物移転の推移を**図 6.1.31** に示す。事業開始直後から減歩緩和のために公共施設充当用地を先行取得し、仮換地指定以降建築物移転を本格化させたが、2000（平成 12）年度末時点での戸数あたりの進捗率は 30%台にとどまり、進捗率が 8 割を超えるのは 2009（平成 21）年度末時点である。

工事についても仮換地指定以降の 1997（平成 9）年度から進められ、土地区画整理事業による地区内の幹線街路の整備進捗と調整を図りながら地区外との連絡を計る幹線街路の整備にも着手された。地区外の大高北線については、2000（平成 12）年度から用地取得が開始され、2007（平成 19）年度に整備が完了した。地区内の大高北線についてもその翌年度（2008（平成 20）年度）に整備が完了した。

なお、大高川西部地区の浸水対策のために別途事業で土地区画整理事業の内外にわたって雨水貯留管整備事業が行われた。この雨水貯留管は、大高北線用地内に整備することとしたため 2005（平成 17）年度から翌年度にかけて大高北線築造以前に整備された。

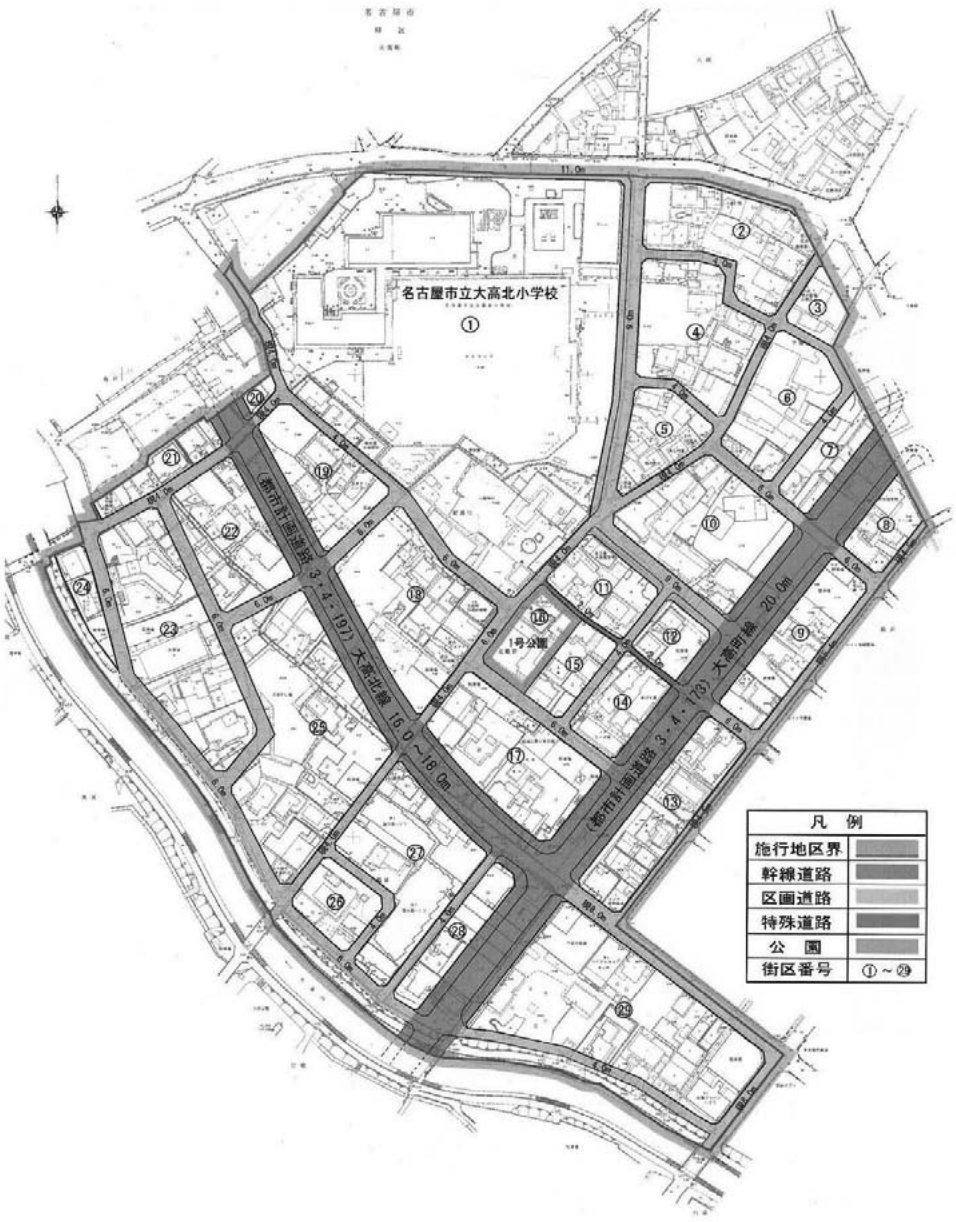

図 6.1.30　大高駅前土地区画整理事業

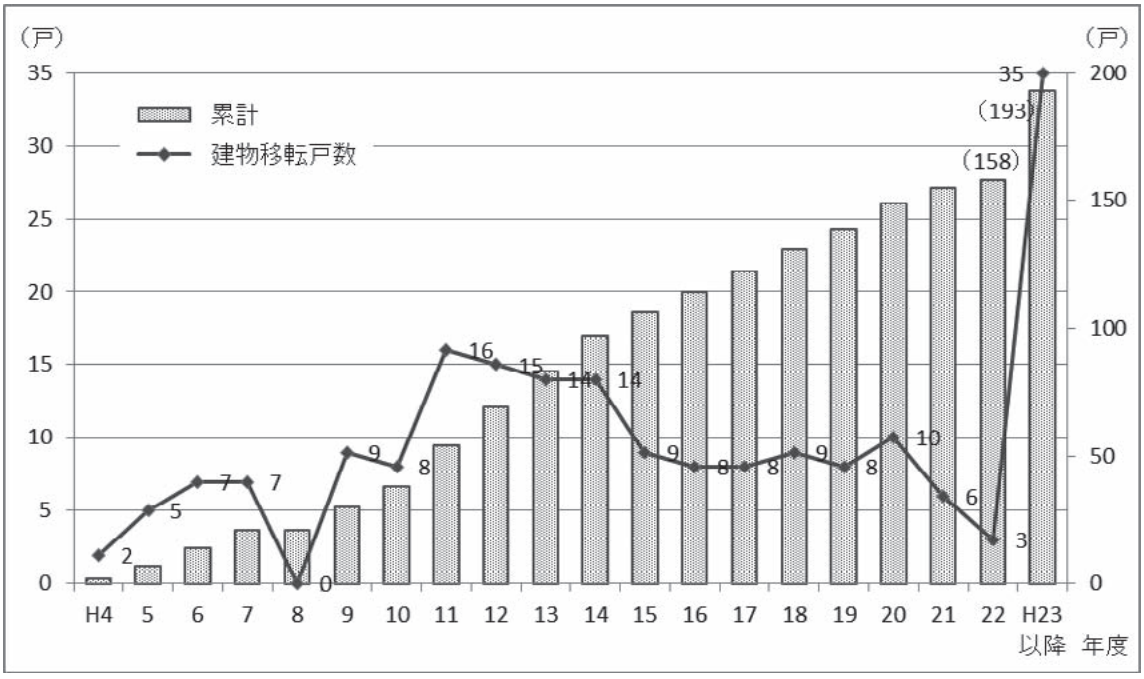

図 6.1.31　大高駅前土地区画整理事業　建築物移転戸数の推移

(4)　筒井地区の土地区画整理事業

筒井地区全体にかかる背景・経緯については、第3節3(4)　筒井地区の土地区画整理事業　において記述したところである。要約すれば、復興土地区画整理事業から除外されたことにより、基盤整備レベルが周囲の復興土地区画整理事業が施行された地区と極端に相違しているため、市街地環境上の課題をかかえているほか都市計画道路や広幅員区画街路が筒井地区のみ未整備となってネットワーク効果を大きく減殺していることがあげられる。

北部の筒井明倫地区(新出来地区、黒門・百人地区)については 1979(昭和 54)年度に「筒井地区整備計画に関する調査」が行われ、ひきつづき中央部の筒井地区や南部の葵地区についても調査が継続された。そして 1980(昭和 55)年の「名古屋市基本計画」において、以上の 3 地区を含んだエリアが「筒井地区総合整備地区」として位置づけられている。また、この地区には「名古屋市緑道整備基本計画」に位置づけられた布池緑道と葵緑道が含まれ、緑道整備の面からも整備が要請されることとなった。こうした状況の下で、1981(昭和 56)年には 3 地区で地元説明会を開催するなど一斉に地元対応が開始された。そして、3 地区での事業対応のため「筒井地区総合整備地区」全体にかかる執行組織として 1982(昭和 57)年 7 月に筒井都市整備事務所が設置された。地区総合整備を担当する公所(現地の整備担当事務所)として初期の設置になった。なお、同事務所は 2013(平成 25)年度から大曽根北都市整備事務所と統合し、大曽根北・筒井都市整備事務所となった。

筒井都市整備事務所は、「筒井地区総合整備地区」の中から新出来地区、筒井地区、葵地区の順に土地区画整理事業の事業化を進めた。また、黒門・百人地区については赤萩町線および外堀町線にかかる街路事業が実施された。1958(昭和 33)年 6 月 1 日に建設局が計画局と土木局に分離されて以来、

街路事業執行は原則として土木局が所管していたが、地区総合整備実施にあたり計画局が街路事業を執行することとなったため両局は覚書を交わしてその取扱いに関して確認した。[89]

黒門・百人地区以外の 3 地区はいずれも密集市街地の住環境改善のために土地区画整理事業と住環境整備モデル事業を合併施行することとされた。このため筒井都市整備事務所は、土地区画整理事業を担当する計画局の職員と住環境整備モデル事業を担当する建築局の職員の共存する組織であった。これは他の地区総合整備を所管する公所においても同様の体制がみられたところである。なお、2000（平成 12）年度からは計画局と建築局が統合されて住宅都市局となったため異なる局が協力するという体制ではなく、同一局内の単一の組織となった。

① 新出来土地区画整理事業

ア 背景等

1969（昭和 44）年 6 月に「都市再開発法」（昭和 44 年法律第 38 号）が制定され、名古屋市においても小鳥町市街地改造事業に続いて泥江地区における市街地再開発事業の適用を検討していた。1970（昭和 45）年度には百人町地区における市街地再開発事業適用可能性を主とする調査が行われた。[90] 調査地区名称は百人町であるが、その範囲は 1979（昭和 54）年度に実施された「筒井地区整備計画に関する調査」における筒井明倫地区（新出来地区、黒門・百人地区）と同様である。この調査では市街地再開発事業を適用した場合の概略事業計画が作成された。このほかに土地区画整理事業を適用した場合、都市計画道路（調査時点には広幅員区画街路であって、後に都市計画決定された路線を含む）のみの用地買収方式を適用した場合を想定し、市街地再開発事業とあわせて 3 方式が比較検討された。

百人町地区に市街地再開発事業を適用しようとする名古屋市の提案は、地元の受け入れるところとならず大きな反発を招いたため市街地再開発事業のみならず他の手法も実施に至らなかった。

この後、10 年近く具体的な動きはなく、地区総合整備の概念が浮上するころになって 1979（昭和 54）年度に「筒井地区整備計画に関する調査」が行われた。筒井明倫地区（新出来地区、黒門・百人地区）について複数案が地元に提示されたなかで、新出来地区は土地区画整理事業、それ以外は用地買収方式による街路事業が基本となった。

イ 概要

新出来土地区画整理事業は、1983（昭和 58）年 11 月 14 日に都市計画決定され、面積約 5.1ha は 3 地区中最小規模である。この時あわせて車道町線が新出来町線から外堀町線までの区間について追加決定された。1984（昭和 59）年 3 月 24 日には土地区画整理事業の事業計画が決定され、1986（昭和 61）年 10 月 1 日に仮換地が指定されている。1990（平成 2）年 2 月 23 日に新出来線 ※が追加決定されたことを受け、1991（平成 3）年 3 月 7 日に事業計画が変更された。その後、事業進展に伴い、事業計画変更が重ねられ、2003（平成 15）年 12 月 5 日に換地処分公告を迎えている（**表 6.1.25**、**図 6.1.32**）。

※ 新出来線は都市計画道路としては「区画街路」として決定されているが、土地区画整理事業の事業計画においては都市計画道路であるため「幹線街路」として位置付けられている。以下同じ。

[89] 「計画局が街路事業を施行する場合における事務の取扱いに関する覚書」（1981（昭和 56）年 7 月 1 日）
[90] 名古屋市計画局「百人町地区市街地再開発等調査報告書」（名古屋市計画局　1971.3）

新出来地区では他の 2 地区と同様に住環境整備モデル事業（事業完了時、密集住宅市街地整備促進事業）が土地区画整理事業と合併施行されている。土地区画整理事業の都市計画決定とほぼ同時期の 1983（昭和 58）年 11 月 22 日に整備計画承認をうけ、主な事業として老朽住宅 100 戸を除却するとともに、コミュニティ住宅 1 棟「新出来シティ住宅」（51 戸）が建設され、1999（平成 11）年度に事業完了している。[91] 住環境整備モデル事業の詳細については第6編「第2章　都市再開発」および「第4章　地区総合整備」に譲る。

表 6.1.25　新出来土地区画整理事業の概要

名称	新出来土地区画整理事業	
施行者	名古屋市	
都市計画決定	1983(昭和58)年11月14日	5.1ha
事業計画決定	1984(昭和59)年 3月24日	5.1ha
事業計画変更	以降6回にわたる事業計画変更	
	2008(平成20)年10月10日	最終
仮換地指定	1986(昭和61)年10月 1日	
換地処分	2003(平成15)年12月 5日	
移転対象家屋数	170戸(33.3戸/ha)	
平均減歩率	14.94%(実質12.68%)	
事業費	33.6億円	
事業期間	1983(昭和58)年度～2003(平成15)年度	

事業期間は事業計画決定から換地処分（2003（平成15）年度）までを表す
実質とは、公共施設充当用地買収後の内容を表す

[91] 松永　猛「愛知県名古屋市新出来地区」（「総合的なまちづくりマニュアル」 1986.3　pp. 230-242）

図 6.1.32　新出来土地区画整理事業

建築物移転の推移を**図 6.1.33** に示す。仮換地指定翌年の 1987（昭和 62）年度に 17 件を移転したことをピークとして堅調に推移し、移転済戸数の累積比が 50%を超えるのは 1993（平成 5）年度、同じく 80%を超えるのは 1997（平成 9）年度である。

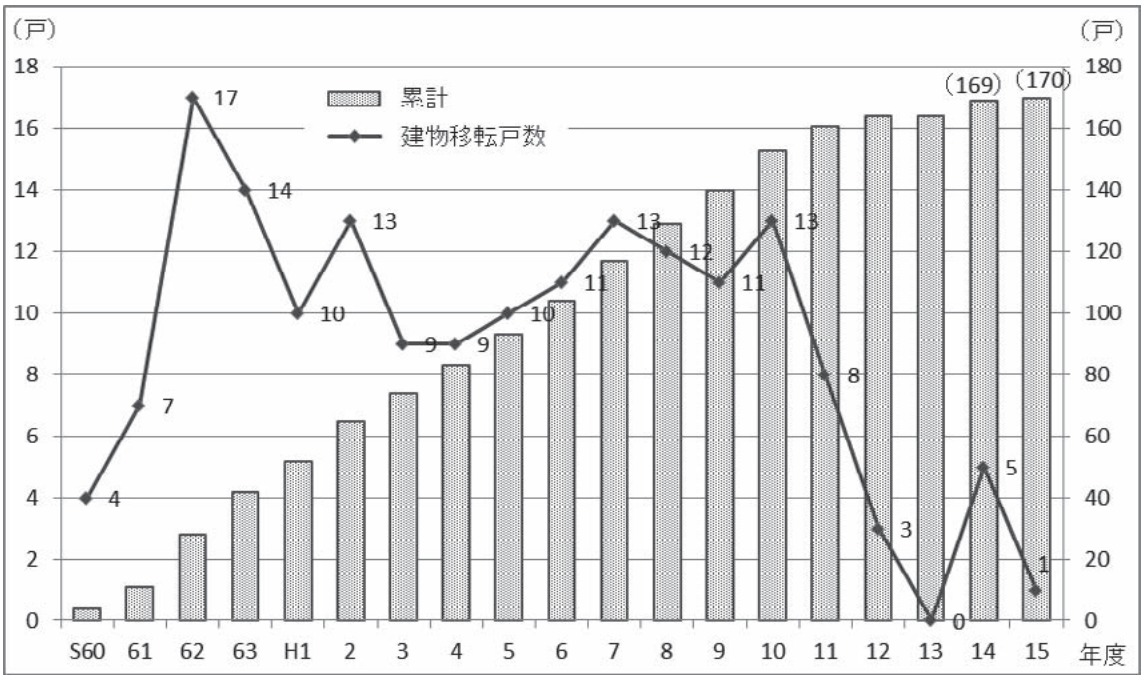

図 6.1.33　新出来土地区画整理事業　建築物移転戸数の推移

都市計画道路整備のうち新出来町線については、復興土地区画整理事業により概成しており、新出来土地区画整理事業では新出来町線南側の歩道が拡幅整備された。車道町線は地区内延長 212m が整備され、復興土地区画整理事業で整備済の区間とあわせて追加決定された全線 510m が貫通した。そのほか 1990（平成 2）年に追加決定の新出来線が整備された。

公園については、地区中央の東寄りに面積 1,502 ㎡の新出来西公園 1 箇所が整備された。

② 筒井土地区画整理事業

ア 背景等

1980（昭和 55）年の「名古屋市基本計画」においては、筒井地区総合整備地区を含む地区総合整備が位置付けられた。筒井地区および葵地区については新出来地区よりも 1 年ほど遅れてアンケート調査が実施され、1981（昭和 56）年度より地元説明会や個別説明が開始された。1983（昭和 58）年 3 月 25 日に地下鉄 6 号線（桜通線）が都市計画決定され、筒井地区および葵地区の最寄駅として車道駅を想定できるようになり、都心近接の立地条件が一層向上することとなった。

国においては中曽根政権下にあって民活が標榜されている渦中であり、1985（昭和 60）年 4 月には日本電信電話（株）（以下「NTT」という）が民営化し、名古屋市においては本山市政から西尾市政へと交代する時期であった。そうした折、筒井地区および葵地区について土地区画整理事業施行の合意形成が進展し、1986（昭和 61）年 3 月 31 日に都市計画決定された。このとき筒井地区に関連する都市計画道路として、手代町線が追加決定された。復興土地区画整理事業による整備済区間を含み、葵町線から名古屋環状線に至る区間が追加された。整備済区間幅員 20m に対し、地区中央部を東西に貫く未整備区間の幅員は 16m とされた。また、車道町線についても外堀町線から桜通線までの延伸変更が行われた。

筒井地区では他の 2 地区と同様に住環境整備モデル事業（現住宅市街地総合整備事業）が土地区画整理事業と合併施行されている。土地区画整理事業の施行から若干遅れて 1989（昭和 64）年 1 月 6 日に整備計画承認をうけ、2020（平成 32）年度完了を目指している。

イ 概要

筒井土地区画整理事業の概要を**表 6.1.26** および**図 6.1.34** に示す。

表 6.1.26　筒井土地区画整理事業の概要

名称	筒井土地区画整理事業	
施行者	名古屋市	
都市計画決定	1986(昭和61)年 3月31日	15.7ha
事業計画決定 事業計画変更	1986(昭和61)年11月21日 以降6回にわたる事業計画変更 2014(平成26)年 3月14日	15.7ha
仮換地指定	1989(平成元)年12月 6日	
換地処分	―	
移転対象家屋数	544戸(34.6戸/ha)	
平均減歩率	12.35%(実質11.03%)	
事業費	124億円	
事業期間	1986(昭和61)年度～2020(平成32)年度	

事業期間は、2014(平成26)年3月の事業計画による
実質とは、公共施設充当用地買収後の内容を表す

図 6.1.34　筒井土地区画整理事業

筒井土地区画整理事業は筒井3地区の中では最も規模が大きく、面積は約15.7haである。1986(昭和61)年11月21日に事業計画が決定され、仮換地指定は1989(平成元)年12月6日である。以降、事業計画変更が重ねられ、完了目標は2020(平成32)年度である。

建築物移転の推移を**図 6.1.35**に示す。仮換地指定以降移転戸数は順調に増加傾向にあったが、2001(平成 13)年度以降は減少ないし停滞傾向に推移している。移転戸数の累積比率が 50%を超えたのは1998(平成 10)年度であり、80%を超えたのは2006(平成 18)年度である。

都市計画道路手代町線、車道町線については、2012(平成 24)年度におおむねの整備を終えた。

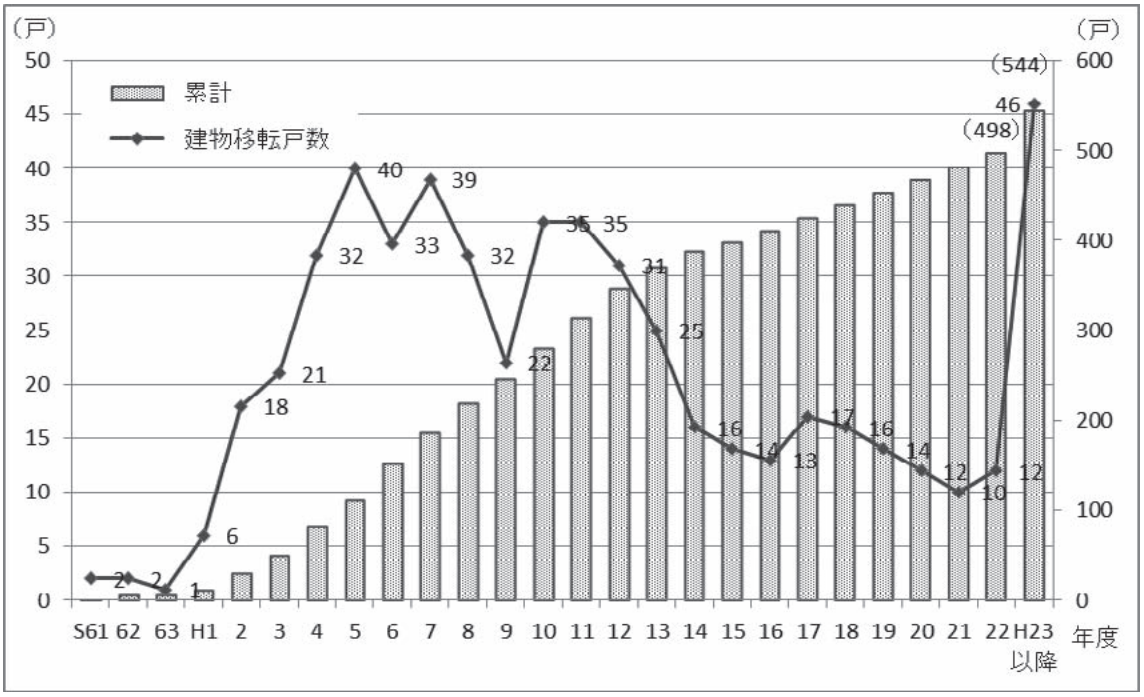

図 6.1.35　筒井土地区画整理事業　建築物移転戸数の推移

③　葵土地区画整理事業

ア　背景等

葵土地区画整理事業の背景等については、前項　②ア　背景等　において記述したとおりである。同時に葵地区に関連する都市計画道路として、布池町線が追加決定された。布池町線についても同様に葵町線から赤萩町線に至る区間が追加され、復興土地区画整理事業による整備済区間の幅員 20mに対し、葵地区内の未整備区間の幅員は 16mとされた。布池町線は布池緑道の一部区間を構成する路線である。

葵地区では他の 2 地区と同様にコミュニティ住環境整備事業（現住宅市街地総合整備事業）が土地区画整理事業と合併施行されている。筒井地区よりもさらに遅れて 1992（平成 4）年 11 月 24 日に整備計画承認をうけ、2017（平成 29）年度完了を目指している。

イ　概要

葵土地区画整理事業の概要を**表 6.1.27**、**図 6.1.36** に示す。

葵土地区画整理事業は、1987（昭和 62）年 10 月 8 日に面積約 9.7ha で事業計画決定された。仮換地指定は 1991（平成 3）年 3 月 28 日である。事業の進捗に伴って事業計画変更を重ね、2014（平成 26）年度現在事業中である。

表 6.1.27　葵土地区画整理事業の概要

名称	葵土地区画整理事業	
施行者	名古屋市	
都市計画決定	1986(昭和61)年 3月31日	9.7ha
事業計画決定 事業計画変更	1987(昭和62)年10月 8日 以降5回にわたる事業計画変更 2014(平成26)年 3月14日	9.7ha
仮換地指定	1991(平成 3)年 3月28日	
換地処分	—	
移転対象家屋数	329戸(33.9戸/ha)	
平均減歩率	13.38%(実質11.08%)	
事業費	89億円	
事業期間	1987(昭和62)年度～2020(平成32)年度	

事業期間は、2014(平成26)年3月の事業計画による
実質とは、公共施設充当用地買収後の内容を表す

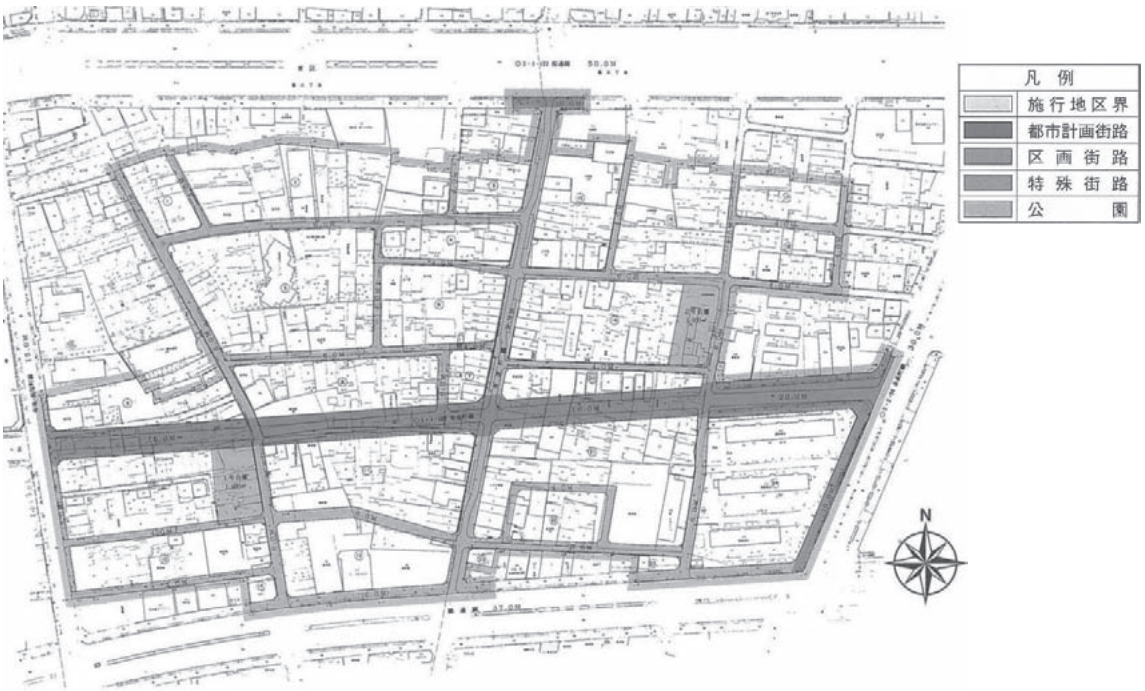

図 6.1.36　葵土地区画整理事業

建築物移転の推移を図 6.1.37 に示す。

筒井地区と同様に 2000(平成 12)年度以降は減少ないし停滞傾向に推移している。移転戸数の累積比率が 50%を超えたのは 1998(平成 10)年度であり、80%を超えたのは 2007(平成 19)年度である。

布池町線のうち東部地区境界より 100m強の区間は復興土地区画整理事業区域と重複しており、葵土地区画整理事業の事業開始時点において幅員 20mで整備済であった。その他の区間の計画幅員は 16mであり、整備は西部区間から東部区間へと順次進められている。

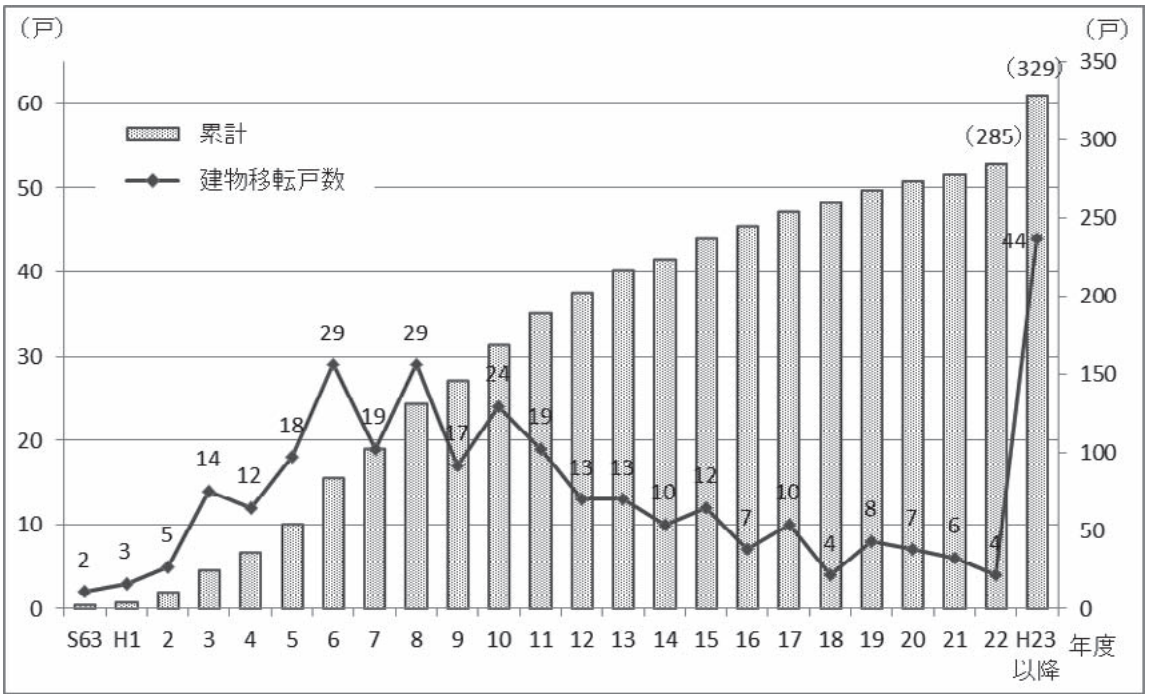

図 6.1.37　葵土地区画整理事業　建築物移転戸数の推移

(5)　ささしまライブ 24 土地区画整理事業

①　背景等

ささしまライブ 24 土地区画整理事業に関する背景および経緯については、第3節3(6)　ささしまライブ 24 土地区画整理事業 に記述したところである。

土地区画整理事業を施行するにあたって、いわゆる上物整備のあり方によっては基盤整備設計方針が大きく異なることがありえるため、核となる笹島貨物駅跡地への導入機能は常に議論の対象となった。以下に導入機能の前提となる開発コンセプトを含めて、その経緯の概要をたどっておく。

1988(昭和 63)年の「名古屋市新基本計画」における地区総合整備地区別方針では、「大規模敷地の再開発の促進による都心核の発展に寄与する高次都市機能の導入」がうたわれていた。

2000(平成 12)年の「名古屋新世紀計画」(2000(平成 12)年 9 月策定)では、「国際的・広域的な商業・業務機能などの集積を誘導し、国内外から訪れる人々や市民でにぎわう、交流の場を提供する『国際歓迎・交流の拠点』の形成をめざす」と位置づけられた。

1988(昭和 63)～1989(平成元)年度の 5 省庁調査(国土総合開発事業調整費調査)では、次の機能が盛り込まれていた。

ⅰ　感性・インテリジェント機能

ⅱ　展示・アミューズメント機能

ⅲ　交流・トレード機能

笹島地区に関する一連の調査の流れの中で、コンベンション機能が導入機能のひとつとして有力となっていった。そのほか検討対象となったものとしてドーム球場とシティ・エア・ターミナル(以下「CAT」という)が

ある。

ドーム球場については既存のナゴヤ球場が老朽化する一方で、東京ドームが 1988（昭和 63）年に開業するなど名古屋市にあっても全天候型球場を期待する機運があった。名古屋市西区のノリタケ工場跡地にノリタケドームを建設する構想があり、1980（昭和 55）年 3 月には環境影響評価に着手していたが、事業主体側の理由によって 1984（昭和 59）年 1 月には断念するに至っている。そうした中で笹島地区にドームを建設するというアイデアが検討対象となった。検討の結果、コンベンションやオフィス等を主体とするという従来の方針が維持された。

CAT については中部新国際空港建設に向けての動向と関わりがある。1989（平成元）年 3 月に 3 県 1 市が伊勢湾東部海上（常滑沖）を中部新国際空港立地の候補地とすることで合意して計画推進に弾みが付いた。第 6 次空港整備五箇年計画（1992（平成 4）～1996（平成 8）年度）において調査空港として位置付けられたことをうけ、1994（平成 6）年度の「笹島地区街並み・まちづくり総合支援事業調査」では、中核施設のひとつとして交通ターミナルを採りあげた。さらに翌年度の同調査では CAT について検討を加えている。しかし、その後、CAT の必要性が感じられないと認識されるようになり、2005（平成 17）年 2 月に中部国際空港（セントレア）が開港したが、CAT は実現していない。

鉄道操車場跡地等の大規模空閑地を活用して新たな都市拠点を形成するために建設省の補助事業として、「新都市拠点整備事業」が 1985（昭和 60）年度に創設された。これは地方公共団体が総合的な整備計画を作成したうえで、鉄道施設の移設・撤去等を行い、土地区画整理事業等の基盤整備を実施し、整備計画に基づいて拠点形成に必要な各種の事業を行うというものである。[92]

笹島地区については、1990（平成 2）年度に新都市拠点整備事業の調査地区採択を受けて整備計画が策定された。その後、1992（平成 4）年度に「都市拠点総合整備事業」として事業採択されている。「都市拠点総合整備事業」は同年度に「新都市拠点整備事業」が改称されたものである。「都市拠点総合整備事業」とあわせて基盤整備のために土地区画整理事業を名古屋市で施行することとされた。

笹島貨物駅跡地内の土地利用を名古屋市が主体的に誘導できるようにするため、名古屋市土地開発公社は 1993（平成 5）年度から 2003（平成 15）年度にかけて日本国有鉄道清算事業団から笹島貨物駅跡地の一部の土地約 5.9ha を先行取得した。名古屋市による再取得は 2003（平成 15）年度と 2007（平成 19）年度の 2 箇年度にわたって行われた。

土地区画整理事業の都市計画決定以前に準備事務を実施することから、1993（平成 5）年度にささしまライブ 24 総合整備事務所が設置され、周辺整備を含め事業推進にあたってきた。

② 概要 [93]

ささしまライブ 24 土地区画整理事業の都市計画決定に際しては、併せて地区の内外を結ぶアクセス道となる椿町線と笹島線、日置中野新町線の都市計画決定および変更が行われた。このため、土地区画整理事業の区域としては貨物駅跡地だけにとどまらず、椿町線が平面鉄道と交差する区間や中川運河船だ

[92] 松田秀夫「新都市拠点整備事業（都市・MIRAI）の概要について」（「月刊建設」 Vol. 29, No. 5 1985.5）
[93] 鈴木信嗣「ささしまライブ 24 の整備推進」（「区画整理」 Vol. 55, No. 5 2012.5）

まり周辺地区を含んで約 22.1ha となった。椿町線と鉄道の交差方式は自動車をアンダーパス、自転車歩行者をオーバーパスとされた。椿町線の鉄道敷以北で新設拡幅を要する区間は街路事業による整備とした。土地区画整理事業の都市計画決定は 1999（平成 11）年 8 月 13 日に行われ、事業計画は 2000（平成 12）年 3 月 30 日に決定されて、2002（平成 14）年 4 月 18 日に仮換地が指定された。4 次にわたる事業計画変更により目標年次を 2021（平成 33）年度と、事業費を 374.5 億円としている（**表 6.1.28**、**図 6.1.38**）。

表 6.1.28　ささしまライブ 24 土地区画整理事業の概要

名称	ささしまライブ24土地区画整理事業
施行者	名古屋市
都市計画決定	1999(平成11)年 8月13日　22.1ha
事業計画決定	2000(平成12)年 3月30日　22.1ha
	以降3回にわたる事業計画変更
事業計画変更	2015(平成27)年 2月 9日
仮換地指定	2002(平成14)年 4月18日
換地処分	―
移転対象家屋数	18戸
平均減歩率	42.24%
事業費	374.5億円
事業期間	1999(平成11)年度～2021（平成33）年度

事業期間は2015（平成27）年2月の事業計画による
減歩率は合算減歩率を表す（公共減歩率：30.84%）

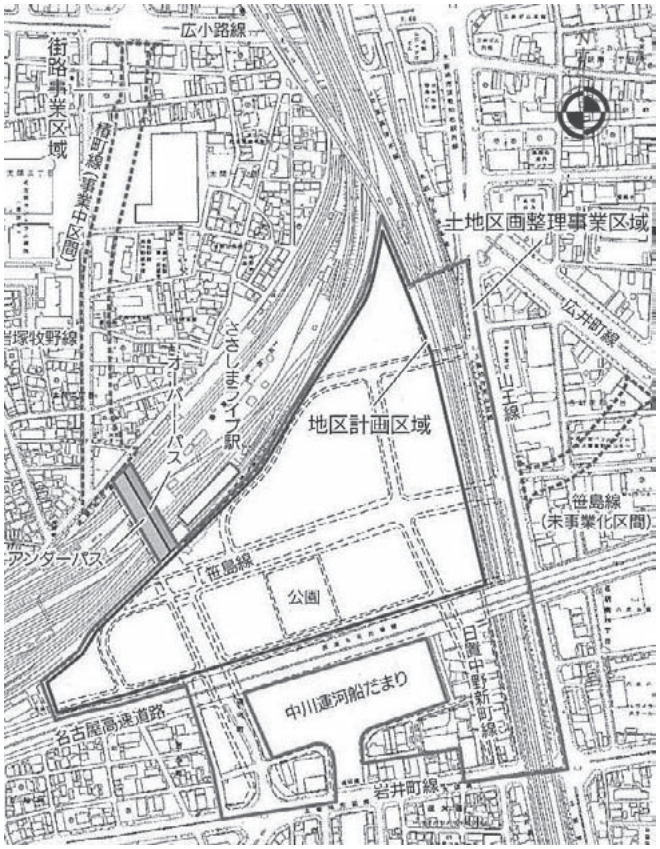

図 6.1.38　ささしまライブ 24 土地区画整理事業

③　特色

国際博覧会である「愛・地球博」が、2005（平成 17）年に愛知県内で開催された。その博覧会の基本計画においては博覧会を盛り上げるために博覧会会場以外の場所で実施するサテライト事業が企画され、名古屋市では、ささしまライブ 24 土地区画整理事業地区内の名古屋市有地等を活用して「ささしまサテライト事業」が実施された。事業の実施にあたっては、博覧会会期中に限定した短期事業と博覧会終了後も継続する中期事業双方について名古屋市が事業提案募集を行った。このうち中期事業については、15 年間の事業用定期借地によりアミューズメント施設等が立地している。[94]

また 2007（平成 19）年度には、名古屋市は、市有地約 1.5ha および保留地約 1.7ha を対象に開発提案競技（事業コンペ）を実施した。[95] その結果、市有地には愛知大学、保留地には事務所、ホテル、商業施設を主体とする（仮称）グローバルゲートが選定され、愛知大学は 2012（平成 24）年 4 月に開校している。

地区内の土地利用では、2009（平成 21）年 6 月に国際交流・研修施設「JICA 中部国際センター」がオープンしている。その後、2014（平成 26）年度に賃貸住宅等、2015（平成 27）年度にブライダル施設、ホテル等、2016（平成 28）年度に民間放送局社屋がそれぞれオープンしている。

94　鈴木博之「2005 愛・地球博ささしまサテライト事業とまちづくり」（「区画整理」 Vol. 46, No. 11　2003.11）
山内一昭「2005 愛知万博「ささしまサテライト事業」（「エスプラナード」 2003.4）

95　「動き始めた『ささしまライブ 24 地区』のまちづくり」（「都市センターニュースレター」 2008.3）

ささしまライブ 24 地区では、魅力あるまちづくりを推進するために、土地所有者等により 2004（平成 16）年 1 月に「ささしまライブ 24 地区まちづくり基本協定」が締結され、同年 7 月には「ささしまライブ 24 まちづくり協議会」が設立された。また、「ささしまライブ 24 地区計画」が 2004（平成 16）年 2 月 10 日に都市計画決定され、建築物の用途の制限や敷地面積の最低限度が定められた。同協議会では自主的なルールとして地区計画の地区整備計画よりも詳細な「ささしまライブ 24 地区整備方針」を 2007（平成 19）年 6 月に策定し [96]、 同協議会による建築誘導を図っている。

そのほか、名古屋市上下水道局の露橋水処理センター改築・再生水供給事業により、ささしまライブ 24 地区の地域冷暖房施設の熱源用水や都市高速道路高架下広場の修景用水、中川運河水質改善用水に利用する高度処理水を供給することとしている。[97]

（6） 下之一色南部土地区画整理事業

下之一色南部土地区画整理事業は、2007（平成 19）年 3 月 8 日に事業計画が決定された。（**表 6.1.29**）

表 6.1.29　下之一色南部土地区画整理事業の概要

名称	下之一色南部土地区画整理事業
施行者	名古屋市
都市計画決定	2006(平成18)年 2月 8日　2.4ha
事業計画決定	2007(平成19)年 3月 8日　2.4ha
	以降2回にわたる事業計画変更
事業計画変更	2015(平成27)年 3月16日
仮換地指定	2008(平成20)年12月10日
換地処分	2015(平成27)年10月16日
移転対象家屋数	57戸（23.8戸/ha）
減歩率	15.4%（実質11.7%）
事業費	約　25億円
事業期間	2006(平成18）年度～2020(平成32）年度

事業期間は2015（平成27）年3月の事業計画による
実質とは、公共施設充当用地買収後の内容を表す

下之一色地区における河川改修事業は、直轄河川の庄内川が先行し、その後で愛知県による新川改修が続くこととなった。このため区画整理設計においては河川管理者と協議の上、堤防用地を占用して一部道路や緑地とする設計を採用した（**図 6.1.39**）。施行地区内に都市計画施設を含まないため、道路整備特別会計による補助ではなく一般会計補助（都市再生区画整理事業）となった。浸水被害対策として施行地区内の全面盛土を施工するため家屋等の一斉移転が必須とされた。なお、盛土工事に際して液状

[96] 「ささしまライブ 24 地区整備方針」（ささしまライブ 24 まちづくり協議会　2009.12）
[97] 「まちづくりと一体となった下水熱の有効利用について」（p. 2）
http://www.meti.go.jp/committee/kenkyukai/energy/nestu_energy/001_08_00.pdf（2015/08/26 閲覧）

化対策として静的締固め砂杭工法を採用し、2009（平成 21）年度から 2011（平成 23）年度にかけて地区内に約 2,500 本の砂杭を施行することにより強固な地盤としている。

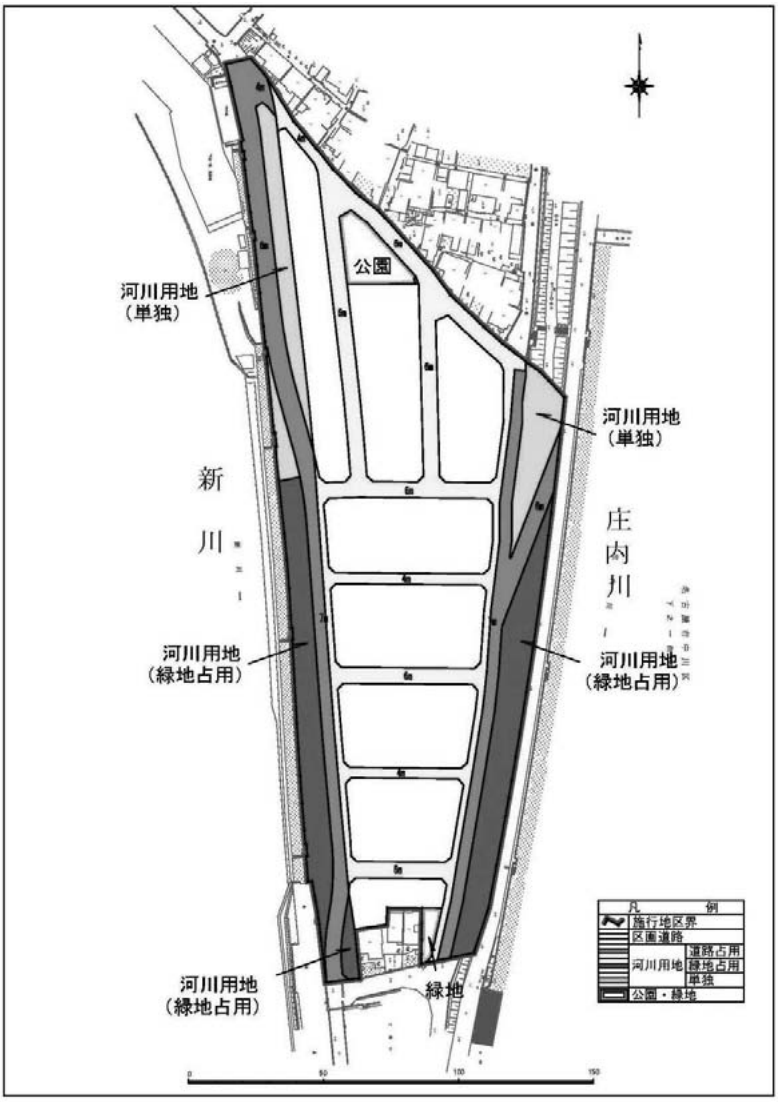

図 6.1.39　下之一色南部土地区画整理事業

第５節　特定土地区画整理事業等の計画

1　志段味地区の特定土地区画整理事業

(1)　背景と経緯

1889(明治 22)年 10 月 1 日に「町村制」(明治 21 年法律第 1 号)が施行された時点で村であった吉根、下志段味、中志段味、上志段味が統合され志談村となり、旧 4 村はそのまま 4 つの大字となった。その後上志段味村の分離と再統合を経て 1906(明治 39)年 7 月 16 日に志段味村となった。志段味村は 1954(昭和 29)年 6 月 1 日に守山町と統合して守山市の一部となり、さらに、守山市が 1963(昭和 38)年 2 月 15 日に名古屋市に編入されたことにより、守山区志段味地区となった。

①　当初区域区分と技術援助申請

名古屋市による当初の区域区分検討段階においては、志段味地区は市街化調整区域とする方向であった。しかし、地元の地権者は市街化区域とすることを要望した。市街化区域とするためには、土地区画整理事業等の計画開発を前提とするため、地元地権者は土地区画整理事業を実施することを前提として、80％を超える同意書を添付して土地区画整理事業の技術援助申請を名古屋市に対して行った(1969(昭和 44)年 9 月)。これにより、計画開発の実施(土地区画整理事業の施行)が担保されるとして志段味地区が市街化区域とされた経緯があった。

技術援助とは、土地区画整理法第 75 条に規定する「技術的援助の請求」のことで、たとえば土地区画整理組合を設立しようとするものは、都道府県知事および市町村長に対し、土地区画整理事業の施行の準備、または施行のために土地区画整理事業に関し専門的知識を有する職員の技術的援助を求めることができる、とされている。

②　技術援助申請後の状況

技術援助申請以降、土地区画整理組合の設立に向けて努力が続けられたが、減歩率が高くならざるを得ないことに対する抵抗は大きく、合意形成はなかなか進展しなかった。減歩負担が厳しくなった背景としては、1970 年代はじめの当初区域区分時とくらべ、次のような状況変化が減歩負担上昇圧力となったと想定される。

ⅰ　当初のように地価上昇が期待できなくなった。

ⅱ　組合区画整理事業に対して 1970(昭和 45)年頃から下水道整備を義務付ける指導がなされるようになり、費用負担が上昇した。

ⅲ　大規模な切り土、盛り土による宅地造成を伴うため事業費がかさむ。

③　大都市地域における住宅地等の供給の促進に関する特別措置法(大都市法)の施行

昭和 40 年代後半の地価高騰による大都市圏の住宅宅地供給の必要から大都市法が制定され、1975(昭和 50)年 11 月 1 日から施行された。志段味地区の土地区画整理組合設立の動きは、大都市法施行を契機として行政のてこ入れもあり、それまでの停滞状況を脱して具体化に向かった。

ア　「大都市法」の骨子

特定土地区画整理事業は、大都市法に基づき、土地区画整理促進区域内で行われる土地区画整理

事業である。土地区画整理促進区域は、当該区域都市計画決定後、建築制限が課されるとともに 2 年以内に土地区画整理組合が設立されない場合には、市町村に特定土地区画整理事業を施行する義務を負わせて、その事業成立を担保している。この規定は、旧都市計画法第 13 条の「都市計画トシテ内閣ノ認可ヲ受ケタル土地区劃整理ハ認可後一年内ニ其ノ施行ニ着手スル者ナキ場合ニ於テハ公共団体ヲシテ都市計画事業トシテ之ヲ施行セシム（後段略）」との類似性を思わせる。

大都市法では「集合農地区」や「共同住宅区」の制度を設けている。これは地権者の申し出により、いわゆる「換地照応原則」（土地区画整理法第 89 条）を部分的に緩和して飛び換地指定運用するものである。この制度により、営農継続希望者や共同住宅建設運用希望者は、申し出により希望を叶えることができるようになった。

イ　名古屋市の「大都市法」運用

大都市法に基づく土地区画整理促進区域の趣旨は、まず土地区画整理促進区域を都市計画決定して組合の設立を促し、熟度が高まった時点で土地区画整理事業を都市計画決定するという流れである。これに対し、名古屋市におけるこれまでの当該制度運用実績は、確実な事業の実施を考慮して、行政指導により組合設立の目途がたった時点で、土地区画整理促進区域と土地区画整理事業の都市計画をおおむね同時に決定するというものである。

特定土地区画整理事業は、土地区画整理促進区域および土地区画整理事業を都市計画決定し、当該土地区画整理事業を都市計画事業（市街地開発事業）として施行し、土地区画整理事業施行者に対して地方公共団体を経由する間接的な国庫補助を伴うことが基本である。名古屋市の特定土地区画整理事業についての方針は、当該事業が名古屋市としての政策、施策実現に大きく寄与する場合に、（最終的には名古屋市自体が施行主体となることも制度上はあり得ることを背景としつつ）その実現のために技術援助をはじめとする公共支援を行うこととしている。

大都市法施行に伴い、国庫補助金導入による減歩負担緩和および集合農地区による営農継続の担保が得られることとなり、志段味地区を特定土地区画整理事業で整備するに至った。

（2）　志段味地区全体の構想・計画

①　志段味地区まちづくり基本構想 [98]

志段味地区全体について、上物整備の誘導や他事業との関係も明らかにした総合的なまちづくりが必要との認識に立ち、名古屋市関係各局からなる志段味地区まちづくり研究班が「志段味地区まちづくり基本構想」を 1980（昭和 55）年にまとめた（**図 6.1.40**）。

まちづくりの目標として、「豊かな緑と水辺のあるまち」、「生活に便利なまち」、「歩行者優先のまち」、「個性豊かなまち」を掲げ、計画人口を約 59,000 人と設定した。公共輸送機関として基幹バスを想定し、地区内を貫く歩行者専用道路をとり入れている。

[98] 志段味地区まちづくり研究班「志段味地区まちづくり基本構想」（名古屋市 1980.1　まえがき p. 2, p. 5, pp. 11-12）

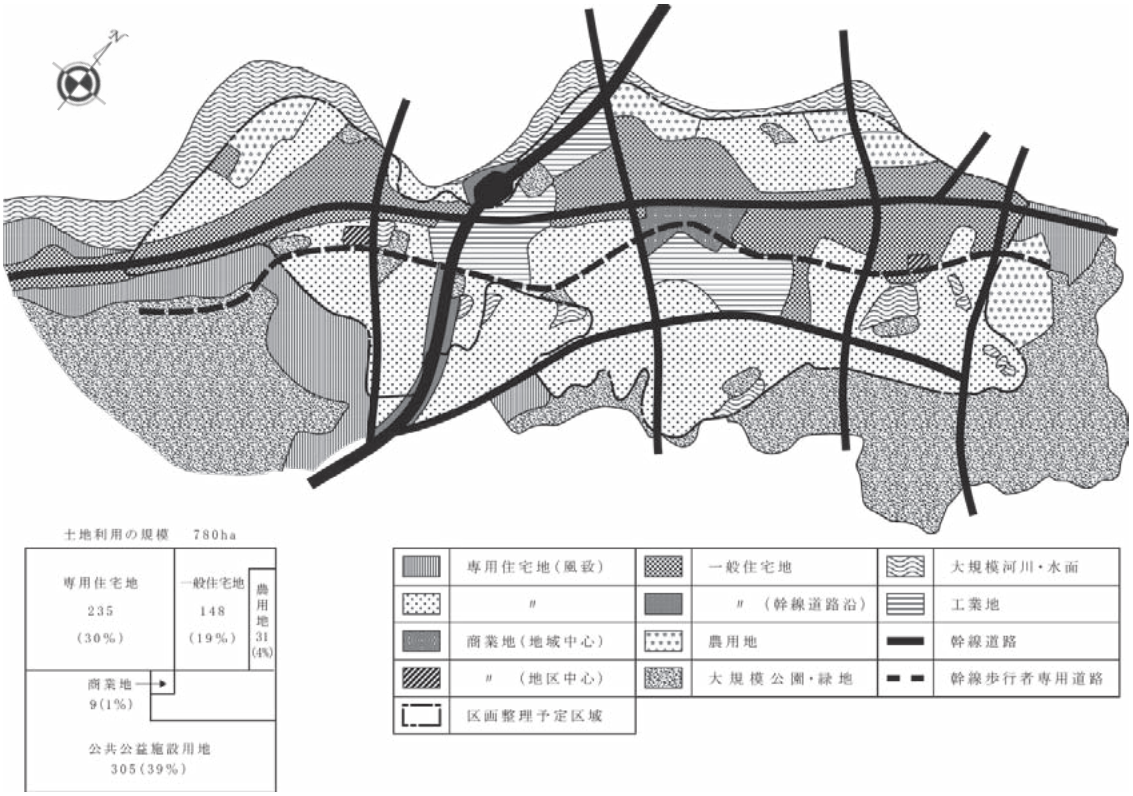

図 6.1.40　志段味地区まちづくり基本構想（土地利用計画図）

② サイエンスパーク

1980 年代以降、大学・試験研究機関とハイテク産業が集積したサイエンスパークに対する関心が国際的に高まった。[99] 東海地域においては 1984（昭和 59）年 3 月、「東海環状都市帯整備計画調査」にて以下のように名古屋東部丘陵研究学園地区が位置づけられた。[100]

「現在各県が構想中の研究学園都市としては、東濃地区、鈴鹿山麓地区、名古屋東部丘陵地区があるが、東海環状都市帯整備という広域的視点からすると、次のような特色をもたせる必要があろう。（中略）名古屋の中枢管理機能および工業技術院技術試験場、名古屋大学等との近接性や既に本地区へ幾つかの大学等が立地している状況を十分に活かした整備を行う」

名古屋市産業振興懇談会は、1987（昭和 62）年 3 月、「『自然』と『住環境』と『研究開発機能』を調和させ、人間と科学技術が調和した 21 世紀の新しいまちづくり、すなわちヒューマンサイエンスパークを建設する」ことを含む「産業活性化計画」を提言した。[101]

「名古屋市新基本計画」において、志段味地区を外縁拠点域の一部に位置づけ新たに地区総合整備対象地区に追加するとともに、サイエンスパークを核とする志段味ヒューマン・サイエンス・タウンを重点事

[99] 鈴木　茂「イギリスのサイエンス・パーク」（「松山大学論集」 Vol. 16, No. 1 2004.4 pp. 69-70）
[100] 国土庁大都市圏整備局　他「東海環状都市帯整備計画調査報告書」（1984.3 p. 122）
[101] 名古屋市産業振興懇談会「産業活性化計画（提言）」（名古屋市 1987.3 pp. 35-36）

業に位置づけた。[102]

また、1989（平成元）年3月の「名古屋東部丘陵研究学園都市調査報告書」によれば、重点整備地区6地区のひとつに志段味地区があげられ、志段味地区について次の表現がみられる。[103]

「志段味地区は、約 780ha に及ぶ土地区画整理事業対象地区であり、地区内外の恵まれた自然環境を生かしながら良好な開発を進め、居住、研究開発・生産、商業・業務、文化、スポーツ・レクリエーションなどの機能が調和する、人間性豊かな活気と魅力に満ちた新しい地区形成を目指す。

地区内に建設するサイエンスパークは、総合人間科学（ヒューマンサイエンス）を中心テーマにして、産・学・行政の研究・交流・生産機能を有機的に集積させ、特色ある研究開発拠点を形成する」

③　志段味まちづくり構想

志段味地区におけるサイエンスパークの位置づけを受けて1990（平成2）年5月に計画局内で「志段味まちづくり構想」がまとめられた（**図 6.1.41**）。

この構想では志段味地区の将来人口を約 54,000 人と想定し、サイエンスパーク構想を受け入れるとともに基幹バスに替えてその発展形であるガイドウェイバスを導入することとしている。

図 6.1.41　志段味まちづくり構想 [104]

[102] 名古屋市総務局企画部企画課「名古屋市新基本計画」（名古屋市　1988.8　pp. 35-36, 39, 212）
[103] 国土庁大都市圏整備局　他「名古屋東部丘陵研究学園都市調査報告書（概要）」（1989.3　p. 38）
[104] 志段味地区特定土地区画整理事業推進検討会「志段味まちづくり構想」（名古屋市　1990.5）

④　志段味ヒューマン・サイエンス・タウン整備計画 [105]

志段味地区の土地区画整理事業が進捗していく中で、ヒューマン・サイエンス・タウンとして整備していくには関連する他の事業との調整を図ることが重要となり、「全体の事業の進行管理に資するとともに、今後さらにまちづくりを発展させていく上での指針とするために」1997（平成 9）年 5 月、「志段味ヒューマン・サイエンス・タウン整備計画」が策定された（**図 6.1.42**）。

この計画では、志段味の開発区域内の想定人口約 54,000 人を継承し、サイエンスパーク、ガイドウェイバスをはじめ吉根と下志段味にわたる品川白煉瓦（株）工場跡地の活用や上志段味における古墳群を「歴史の里」として整備することなどとの調整を図ることとしている。

図 6.1.42　志段味ヒューマン・サイエンス・タウン整備計画（土地利用計画図）

⑤　基幹公共交通網と緑道

ア　基幹公共交通網

志段味地区は国鉄中央線と名鉄瀬戸線の中間に位置し、放射基幹公共交通路線の空白のセクターとなるため、大規模開発に際しては少なくとも中量軌道輸送システムレベルの導入が必要と考えられた。

名古屋市総合交通計画研究会は、1979（昭和 54）年 5 月に公共交通施設整備計画において基幹バス構想を公表、その中に志段味線が含まれていた。

その後、デュアルモードシステムであるガイドウェイバスの開発が建設省で進められ、名古屋市においても 1986（昭和 61）年度から調査が行われた。調査が継続される過程で基幹バス候補路線であった志段味線がガイドウェイバスの有力候補路線となり、先述のように「志段味まちづくり構想」（1990（平成 2）年 5 月）では導入路線として位置づけられた。

一方、全市的な公共交通網の将来計画としては、1988（昭和 63）年 2 月の名古屋市基幹公共交通網調査委員会答申では、志段味方面の路線は鉄軌道系路線として位置づけられ、1992（平成 4）年 1 月の

[105]「志段味ヒューマン・サイエンス・タウン整備計画」（名古屋市　1997.5　はじめに, p. 12, 32）

運輸政策審議会答申では、中量軌道系路線とされた。

このような位置づけの延長線上で、志段味方面の路線は最終的にガイドウェイバスとすることとされ、1994（平成 6）年 9 月に特殊街路、同年 11 月に都市高速鉄道の都市計画決定が行われた。詳細については第3編「第4章　鉄道・総合駅・駅前広場」に譲る。

イ　緑道

緑道の整備については、「志段味地区まちづくり基本構想」で位置づけた、地区中央を東西に貫く緑道構想が「名古屋市基本計画」において取り入れられ、また、「名古屋市緑道整備基本計画」（1981（昭和 56）年 9 月）においても「小幡・東谷山緑道」として位置づけられた。この構想は後の志段味地区に係る構想・計画にも踏襲され、志段味 4 地区の土地区画整理事業の都市計画決定の時にそれぞれ特殊街路として都市計画決定・変更されている。

⑥　環境影響評価

志段味 4 地区は、すべて環境影響評価を実施しており、概要について以下に紹介する。

環境影響評価制度は変遷を経ており、対象事業、規模が制度によって変化している。土地区画整理事業についての変遷を**表 6.1.30** に示す。

表 6.1.30　土地区画整理事業における環境影響評価対象規模の変遷と根拠

規模を規定する根拠		通知または施行の日	対象事業（規模）
当面の措置方針 [1]		1978（S53）. 7. 1	施行区域の面積が300ha以上の宅地開発事業 [1-2]
市指導要綱 [2]		1979（S54）. 4. 1	施行地区の面積が50ha以上
環境影響評価の実施について [3]		1987（S62）. 9.30	事業を施行する土地の区域の面積が100ha以上
環境影響評価法施行令	第一種事業	1999（H11）. 6.12	施行区域の面積が100ha以上
	第二種事業		施行区域の面積が75ha以上100ha未満
市環境影響評価条例施行細則 [4]		1999（H11）. 6.12	施行区域の面積が50ha以上

1　建設省所管事業に係る環境影響評価に関する当面の措置方針（建設事務次官）
1-2　土地区画整理事業を含む宅地開発事業
2　名古屋市環境影響評価指導要綱
3　「環境影響評価の実施について」（S59.8.28閣議決定）に基づく「建設省所管事業に係る環境影響評価の実施について」（建設事務次官）
4　名古屋市環境影響評価条例施行細則

「名古屋市環境影響評価指導要綱」（昭和 54 年名古屋市告示第 47 号）および「名古屋市環境影響評価条例施行細則」（平成 11 年規則第 26 号）では、50ha 以上の土地区画整理事業を対象としており、閣議決定された「環境影響評価実施要綱」に基づく「建設省所管事業に係る環境影響評価の実施について」やその後の「環境影響評価法施行令」（平成 9 年政令第 346 号）では原則 100ha 以上の土地区画整理事業を対象としている。

吉根地区は名古屋市における土地区画整理事業の環境影響評価としては最初の事例に相当し、名古屋市環境影響評価指導要綱に基づき、都市計画手続きに先立って環境影響評価が実施された。吉根以

外の3地区については、主として建設省都市局長通達[106]（日付けにちなみ「6・6通達」と呼ばれる。以下「6・6通達」という）に基づき、都市計画手続きと並行して環境影響評価が実施された。環境影響評価制度の概要および吉根地区における環境影響評価の概要については第7編「第2章　環境影響評価」を参照されたい。

(3)　吉根特定土地区画整理事業

①　経緯

大都市法施行（1975（昭和50）年11月1日）により、特定土地区画整理事業制度が創設され、名古屋市は1978（昭和53）年度に志段味4地区全体について「志段味地区特定土地区画整理事業調査」を実施した。庄内川の下流域から順次事業化を進めていくことを基本とし、吉根地区については1978（昭和53）年度から翌年度にかけて「吉根地区特定土地区画整理事業調査」を実施した。

1979（昭和54）年度から1981（昭和56）年度にかけて環境影響評価を実施し、1982（昭和57）年9月に地区内居住権利者の73.6%にあたる230名から都市計画決定促進要望書が提出された。これを受けて都市計画決定手続きを開始し、1983（昭和58）年3月25日に土地区画整理促進区域と土地区画整理事業それぞれ同一区域面積約213.5haを同時に決定している。

②　住民運動等

吉根地区で環境影響評価から都市計画決定手続きを進めようとしている時期は、第3期本山市政下にあり、都市高速道路の大規模変更の後、名古屋環状2号線の変更も進行している時期であった。また、環境に対して厳しい視線が向けられ、時に激しい反対運動が展開されることもあった。

実際、名古屋市政調査会建設環境部会（以下「建設環境部会」という）は、吉根地区に関する都市計画原案審議を1982（昭和57）年10月25日および11月12日の2回にわたって行っており、その際、「吉根区画整理を考える会」（以下「考える会」という）の陳情を受けた上で、最終的に次の3点の名古屋市当局に対する要望を付して了承している。

ⅰ　事業実施にあたりましては陳情の趣旨を体し、地元の住民の理解と納得を得るよう努力すること

ⅱ　下水処理場建設に伴う還元施設も含め考古資料館等の公共公益施設の設置について検討すること

ⅲ　都市計画道路志段味田代町線のバイパスについては今後の課題として検討していくこと

また、1982（昭和57）年12月25日に開催された名古屋市都市計画審議会における吉根地区に関する議論においても同様に冒頭に「考える会」の陳情を受けた。その上で、都市計画促進要望書と「考える会」の陳情署名との関係、環境対策、緑地保全、集合農地区、文化財、下水処理場に関して位置・還元施設などが質され、最終的に、建設環境部会と同様な要望を付して了承した。

106 「都市計画における環境影響評価の実施について」（昭和60年6月6日　建設省都計発第34号　都市局長通達）

③ 関連都市計画

ア 道路

土地区画整理促進区域と土地区画整理事業の都市計画決定にあわせて、道路の追加変更が行われている。追加道路は幹線街路春日井吉根線と区画街路吉根 1～4 号線、特殊街路志段味線と笹ヶ根線である。このうち特殊街路志段味線は小幡・東谷山緑道の一部を構成する路線として最初に都市計画決定された区間となった。変更は志段味田代町線と吉根線で、それぞれ両路線の交差区間付近を拡幅するものである。

イ 公園緑地等

公園緑地では、地区内の平池等のため池と一体となった公園計画が立てられ、通常の土地区画整理と同様、事業の収束に近い時期の 2005（平成 17）年 11 月 24 日に都市計画決定された。

一方、都市計画道路吉根線の西側は小幡風致地区内にあり、名古屋市における新都市計画法による風致地区内での土地区画整理事業として、最初の事例であった。造成の進捗に従い、当該風致地区は 1996（平成 8）年 5 月 31 日に削除され、その代替えとして別途吉根土地区画整理事業地区内の保存緑地が風致地区に指定された。代替えとなった風致地区の一部分が釜ヶ洞北公園として 2005（平成 17）年 11 月 24 日に都市計画決定されている。

ウ 下水道

下水道計画では、吉根地区 341ha が 1990（平成 2）年 9 月 21 日に守山処理区に追加された。

(4) 下志段味特定土地区画整理事業

吉根地区の後を受けて 1979（昭和 54）年度に下志段味地区特定土地区画整理事業調査が実施され、名古屋市環境影響評価指導要綱に基づいて環境影響評価手続きが開始され、1980（昭和 55）年 10 月 22 日に現況調査計画書が提出された。しかし、地権者合意形成が遅れ、環境影響評価手続きは、その後は進捗しないまま時間が経過した。

その後、環境影響評価制度として、1985（昭和 60）年 6 月 6 日に「都市計画における環境影響評価の実施について」（建設省都市局長通達）が、同通達の実施細目である「土地区画整理事業等にかかる技術指針」が 1987（昭和 62）年 3 月 31 日に発せられ、以降、同通達に該当する場合は基本的にこの通達に従って環境影響評価手続きを実施することとなった。

吉根以外の 3 地区の特定土地区画整理事業を推進するために 1989（平成元）年度から技術援助体制が拡充されて（財）名古屋土地区画整理協会に志段味開発部が設置され、さらに 1990（平成 2）年度から名古屋市の組織も拡充されて志段味総合整備推進室が設置された。積極的な地元対応の結果、1991（平成 3）年 1 月に下志段味地区内居住権利者の 88.8%に相当する 398 名から都市計画決定促進要望書が提出された。これを受けて都市計画決定手続きとあわせて環境影響評価手続きが 6・6 通達に基づいて開始された。

下志段味地区の都市計画手続きは、第 2 期西尾市政下にあってバブル景気による地価上昇が転換点を迎える時期と重なり、都市計画手続きと並行して事業計画案を作成する作業には困難を伴ったが、

1992（平成 4）年 3 月 30 日に土地区画整理促進区域および土地区画整理事業がそれぞれ同一区域面積約 160.0ha で同時に都市計画決定された。なお、1991（平成 3）年 12 月 26 日に開催された名古屋市都市計画審議会においては、既開発地区等一部地区除外の理由や減歩率、権利者の合意形成などが質されている。

このときあわせて道路の変更も行われ、幹線街路では新規に志段味環状線が追加されたほか、志段味田代町線、風越池線、下志段味線について、交差部幅員が拡幅変更された。特殊街路志段味線については下志段味線と接続するまで延伸された。なお、志段味環状線は、「志段味まちづくり構想」（1990（平成 2）年 5 月）で提案された路線で、今回の追加によりおおむね西側区間が都市計画追加された。

公園・緑地では、地区を東西に縦貫する特殊街路志段味線および北へ流下する長戸川を骨格とし、その骨格に沿う形で拠点的に配置された。また、下水道計画では下志段味地区 203ha が 1993（平成 5）年 11 月 17 日に守山処理区に追加された。

（5）　上志段味特定土地区画整理事業

特定土地区画整理事業調査は、下志段味地区（1979（昭和 54）年度）、中志段味地区（1980（昭和 55）年度）、上志段味地区（1981（昭和 56）年度）と順に行われてきた。しかし中志段味地区は他の地区と比べて市街化が進行しており、建付地割合が高いことなどから土地区画整理事業の施行性に困難を伴うことが考えられ、事業化に向けての合意形成が遅れることとなった。結局、庄内川下流域から順に上流域へと逐次事業化する基本方針に対して、例外的に上志段味地区を中志段味地区よりも先行して事業化することとなった。

以上のような事情により、上志段味地区は 1981（昭和 56）年度に上志段味地区特定土地区画整理事業調査を実施した後、都市計画手続きおよび環境影響評価手続きともにおおむね下志段味地区より 1 年遅れて同様な経過をたどる結果となった。

1991（平成 3）年 8 月に上志段味地区内居住権利者の 83.7％にあたる 381 名から都市計画決定促進要望書が提出され、これを受けて都市計画決定手続きとあわせて環境影響評価手続きを6・6通達に基づいて開始することとされた。この時点における都市計画決定権者は、土地区画整理促進区域が名古屋市で、土地区画整理事業が愛知県知事であったため都市計画続きは同時並行で進められたが、土地区画整理促進区域は 1993（平成 5）年 3 月 26 日に決定となり、土地区画整理事業は若干遅れて同年 4 月 9 日となった。区域面積はともに約 193.3ha である。1993（平成 5）年 1 月 18 日に開催された名古屋市都市計画審議会では、農地をはじめ自然の保全、古墳など文化財の保存、サイエンスパーク計画との関連、ガイドウェイバスなど交通計画、ガイドウェイバスが平面に移行する場合の処理、生産緑地と農地の課税評価、集合農地区、志段味地区における区画整理事業の全体スケジュールなどが質されている。

これに先立って、同年 2 月から 3 月にかけて道路の変更も行われ、幹線街路では、新規に大久手池線、勝手塚線、上志段味水野線が追加されたほか志段味田代町線、上志段味線、白鳥線、東谷線について、交差部付近区間の拡幅変更等が行われた。特殊街路については志段味東線が追加された。なお、幹線街路上志段味水野線、特殊街路志段味東線は、中志段味地区の都市計画に先行して上志段味地区を

都市計画決定したことに伴って変則的な扱いになったもので、元来、幹線街路風越池線、特殊街路志段味線を延伸変更するかたちが自然であるが、中志段味地区が都市計画未了のために別路線としたものである。いわゆる事業都市計画に従った結果といえよう。後述のとおり中志段味地区の都市計画決定によってこの変則的な扱いは解消することとなる。

公園緑地では、地区の東西にある大矢川、野添川を生かしてその河川沿いに公園緑地が配置された。また、地区中央の大久手池沿いに緑地が配置されるとともに、隣接して計画中の歴史教育文化施設（歴史の里）とも連携した計画とされた。

（6）　中志段味特定土地区画整理事業

中志段味地区特定土地区画整理事業調査は、1980（昭和 55）年度に実施されたが、市街化が比較的進展していることに対する対応、「才井戸流れ」と称する湧水とせせらぎの保全方策等をめぐって意見集約、合意形成が進まず、都市計画および環境影響評価手続きは遅れた。

第 3 期西尾市政に入り、経済の停滞が明らかになりかける 1994（平成 6）年 5 月に至って、ようやく中志段味地区内居住権利者の 81.3％にあたる 967 名から都市計画決定促進要望書が提出された。これを受けて都市計画決定手続きとあわせて環境影響評価手続きを 6･6 通達に基づいて開始することとされた。1994（平成 6）年度には、ガイドウェイバス志段味線も都市計画決定され、志段味地区の基幹的なアクセス手段が具体化しようとしていた時期である。

1995（平成 7）年 9 月 29 日に土地区画整理促進区域および土地区画整理事業をそれぞれ同一区域面積約 192.0ha で同時に都市計画決定している。なお、1993（平成 5）年 1 月 18 日に開催された名古屋市都市計画審議会においては、意見書とその対応、ヒューマン・サイエンス・タウンの内容、サイエンス・パーク・ゾーンの内容、保留地処分の見通し、防災に関する検討、補助のあり方、特定土地区画整理事業にかかる規制等、生産緑地と集合農地区、住宅供給計画などが質されている。

このときあわせて道路の変更も行われ、幹線街路では新規に中志段味線が追加されたほか、志段味田代町線、風越池線、下志段味線について交差部幅員が拡幅変更された。志段味環状線については東側半周区間の延伸変更が行われ、環状形態が完成した。また、上志段味水野線を西に延伸させて風越池線と接続させ、全体区間が志段味水野線と名称変更され、特殊街路志段味線については下志段味線以東を延伸して志段味東線と接続させ、全体区間を志段味線として、志段味地区全体のネットワーク形態の整合が図られた。

公園緑地では、地区南部の安田池緑地保全地区を補完する緑地、河岸段丘面の緑地、段丘下の湧水（才井戸流れ）を生かした緑地が配置された。また特殊街路志段味線により、志段味地区全体の公園緑地系統が相互に連携するよう、拠点公園が配置された。

その他、下水道計画では中志段味地区・上志段味地区 418ha が 1996（平成 8）年 2 月 16 日に守山処理区に追加された。

2　富田地区の特定土地区画整理事業

(1)　背景と経緯

中川区富田地区の経緯は次のとおりである。近世以降の村落が、1889(明治22)年10月1日の町村制施行により万須田村、赤星村、戸田村、豊治村の4村となった。この4村は1906(明治39)年7月1日に合併して富田村となり、1944(昭和19)年2月11日に町制を施行した。富田町は1955(昭和30)年10月1日に名古屋市に編入されて中川区の一部となった。

編入以前の富田町は、旧集落を含む基盤未整備の地区で水田等低未利用地主体であった。編入以後、市営住宅が建設されたり都市間高速道路や都市高速道路が建設されたりして、次第に交通利便性も向上し、市街化進展に対する熟度が高まっていった。

市営住宅の立地についてみると、昭和 30 年代に松下荘、助光荘、万場荘、千音寺荘、宮田荘、北宮田荘、春田荘、北春田荘などが次々に建設され、昭和 40 年代以降にも戸田荘などが建設され、昭和 50 年代末には建替え事業が開始されている状況であった。

また、高速道路網についてみると、東名阪道が1979(昭和54)年12月に富田地区を横断し、地区北部に名古屋西ICを供用しており、さらに1986(昭和61)年10月には高速1号線が東名阪道と直結し、千音寺－白川間が開通している。

このような中で名古屋市は、「名古屋市新基本計画」において富田地区の一部である千音寺・春田地域を外縁拠点域の一部に位置づけ、鳴海・有松・大高地域とともに「広域交通幹線との近接性・利便性を生かした市西部および市南東部の拠点として、流通・生産施設の立地誘導をはかる」としている。[107] さらに千音寺地区については新たに地区総合整備地区に追加した。

以上のような「名古屋市新基本計画」の位置づけの下に、千音寺地区と大高南地区について、1988(昭和63)年度に「複合機能整備計画調査」(建設省補助調査)が実施された。また、同年度には新家・千音寺地区について「土地区画整理組合設立誘導調査(新家・千音寺地区)」の実施により特定土地区画整理事業の成立性が検討された。その後、千音寺地区においては地元合意が得られず、土地区画整理組合の設立に至らなかった。一方、新家地区においては、都市計画促進要望がまとまり、都市計画決定を経て、1992(平成4)年3月16日に土地区画整理組合が設立された。

なお、千音寺地区については、当初想定した地区よりも限定した区域で2012(平成24)年3月27日に一般の土地区画整理組合が設立されている。

(2)　新家特定土地区画整理事業

新家地区については1988(昭和63)年9月に地区内居住権利者の約90%にあたる約200名から都市計画決定促進要望書が提出された。これを受けて都市計画決定手続きに入り、土地区画整理促進区域および土地区画整理事業がともに区域面積約 35.6ha で 1991(平成 3)年 11 月 25 日に都市計画決定された。

---

[107] 名古屋市総務局企画部企画課「名古屋市新基本計画」(名古屋市　1988.8　p. 18)

このとき区画街路新家線が同時に追加決定されている。

3 大高地区の特定土地区画整理事業

(1) 背景と経緯

緑区大高町は 1889(明治 22)年 10 月 1 日の町村制施行に伴い、近世以降の大高村がそのまま大高村となり、 1894(明治 27)年 9 月 8 日に町制を施行した後、1964(昭和 39)年 12 月 1 日に名古屋市に編入されて緑区の一部となった。

大高は近世においても常滑街道(西浦街道)が通り、師崎街道(東浦街道)については諸説あるが、大高で分岐するという説もあって交通の要衝であった。

鉄道については近代初期の 1886(明治 19)年 3 月 1 日に国鉄武豊－熱田間の鉄道開業に伴い、大高駅が開業となった。しかし、その後に設置された隣接の共和駅との駅間距離は 4.1km と大きく、鉄道利便性向上には新駅の設置が必要と考えられるようになった。

道路網の状況を見ると、国道 1 号のバイパスとなる名四国道が、1969(昭和 44)年度には大高地区を貫いて東部区間が供用となり、1970(昭和 45)年 7 月 15 日には知多半島道路が供用を開始して名四国道に接続した。1979(昭和 54)年 7 月 25 日には高速 2 号線の高辻―大高間が供用となった。さらに 1989(平成元)年 5 月 26 日には伊勢湾岸道路東部区間が都市計画決定され、大高地区の名古屋南 IC は、国土幹線のゲートウェイとなるなど自動車専用道路のネットワークが充実していった。

一方、名古屋市の大高地区の位置づけをみると、「名古屋市基本計画」(1980(昭和 55)年 1 月)において、鳴海、有松とともに大高地区が地区総合整備地区に位置づけられ、「名古屋市新基本計画」(1988(昭和 63)年 8 月)では千音寺・春田地域とならび鳴海・有松・大高地域として外縁拠点域と位置づけられるとともに地区総合整備地区が踏襲されている。

このような状況下で、名古屋南 IC を含む大高南地区で特定土地区画整理事業を実施しようとする機運が行政支援のもとで盛り上がった。1988(昭和 63)年度に千音寺地区と大高南地区について「複合機能整備計画調査」(建設省補助調査)が実施され、さらに、1989(平成元)年度から翌年度にかけて大高南地区について土地区画整理事業調査が実施された。

(2) 大高南特定土地区画整理事業

名古屋市による大高地区の位置づけと技術援助の結果、1992(平成 4)年 8 月に大高南地区の地区内居住権利者の 90.1%にあたる 466 名から都市計画決定促進要望書が提出された。これを受けて都市計画決定手続きとあわせて環境影響評価手続きを 6･6 通達に基づいて開始することとされた。西尾市政が第 2 期から第 3 期に移行する時期にあたり、緑 3 地区に関しても 1992(平成 4)年 7 月に大高駅前土地区画整理事業、1993(平成 5)年 3 月に鳴海駅前市街地再開発事業、1994(平成 6)年 3 月に有松駅前市街地再開発事業と、毎年地区総合整備関連の市街地開発事業が都市計画決定されていた時期である。その流れの最後を飾るように、1995(平成 7)年 3 月 15 日に大高南土地区画整理促進区域および同特定土地区画整理事業がともに区域面積約 121.7ha で都市計画決定された。

この都市計画決定手続きの過程で名古屋市都市計画審議会は原案段階と愛知県知事の意見聴取段階の 2 回開催された。1994（平成 6）年 6 月 7 日に開催された原案段階の同審議会では、開発区域と行政区域界、隣接大府市における開発計画、名古屋市内の隣接区域の開発動向、特定土地区画整理事業の意義、緑地の現況と計画、減歩率、保留地減歩と資金計画、生産緑地と集合農地区、共同住宅区、駅前広場の規模、新駅の費用負担などが質された。同年 12 月 15 日に開催された意見聴取段階の同審議会では、道路に係る減歩率、環境影響評価における幹線道路の影響考慮の有無、インターチェンジ用地等の先行買収などが質された。大高南特定土地区画整理事業においては、JR 東海道本線に新駅を設置する計画を包含していたため、新駅に関する内容も議論の対象となった。

土地区画整理事業等の都市計画とあわせて道路の変更も行われた。新駅設置計画と整合するように駅前広場を擁した平子線が追加され、これと水主ヶ池線を接続させた。同時に水主ヶ池線と大高大府線について交差区間等一部幅員変更が行われた。

4　その他の土地区画整理事業

（1）　水広下土地区画整理事業

名古屋市内における組合施行の土地区画整理事業では、都市計画決定して市街地開発事業として施行することは稀である。実際、都市計画決定された組合施行土地区画整理事業としては、2000（平成 12）年度までにあっては、水広下組合のみであり、それ以降においても 2007（平成 19）年 8 月 21 日に都市計画決定した茶屋新田組合のみである。

その理由としては、地価上昇基調の時期にあっては、事前の都市計画決定手続き、補助金交付申請事務、会計検査受検等の事務負担と補助金とを斟酌した上で、都市計画決定しない途を選択してきたものと考えられる。

水広下土地区画整理事業が都市計画決定された背景としては、バブル期という地価上昇のさなかではあるものの公共施設減歩負担が大きいことから国庫補助金（臨時交付金）を目的として都市計画決定を選択したものと想定される。国庫補助金（臨時交付金）の対象となる公共施設としては、区域を縦貫する平手豊明線および熊野豊明線という 2 本の都市計画道路がある。

水広下土地区画整理事業は、上記の事情を背景として 1990（平成 2）年 2 月 23 日に区域面積約 48.7ha で都市計画決定された。

なお、大部分が水広下土地区画整理事業地区内に存在している水広公園については、土地区画整理事業の設計と調整し、水広下池および周辺樹林を残す形で土地区画整理事業の都市計画変更とあわせ区域面積が約 4.5ha から約 5.8ha に拡大変更された。

第６節　特定土地区画整理事業等の施行

1　志段味地区の特定土地区画整理事業

志段味地区の特定土地区画整理事業設計図を**図 6.1.43** に示す。

出典:「志段味地区特定土地区画整理事業計画図」((公財)名古屋まちづくり公社志段味開発部 2014.3)

図 6.1.43　志段味地区特定土地区画整理事業設計図

(1)　吉根特定土地区画整理事業 [108]

①　経緯等 [109]

志段味 4 地区中最も先行した吉根地区は、1984(昭和 59)年 3 月 30 日に組合が設立認可され、1988(昭和 63)年 9 月に第 1 期仮換地指定、1990(平成 2)年 4 月に第 2 期仮換地指定が行われた。1992(平成 4)年 4 月に集合農地区の使用収益が開始され、1999(平成 11)年 4 月に一般仮換地の使用収益が開始された。2006(平成 18)年 11 月 24 日に換地処分が行われ、2008(平成 20)年 3 月 17 日に解散認可となっている(**図 6.1.44**、**表 6.1.31**)。

②　事業概要

事業開始後、従前地の基となる基準地積をめぐって訴訟が提起されるような状況もみられた。

志段味地区には亜炭廃坑が存在し、吉根地区では 1993(平成 5)年度に調査が実施されて翌年度に充填工事が行われ、他の 3 地区においてもそれぞれ対応策が講じられている。

[108] 野田明伸「吉根特定土地区画整理事業」(「区画整理」 Vol. 51, No. 12 2008.12)
[109] 「吉祥」(資料【1】 事業の経緯 名古屋市吉根特定土地区画整理組合 2007.6)

図 6.1.44　吉根特定土地区画整理事業

志段味ヒューマンサイエンスパーク（現なごやサイエンスパーク。以下「SP」という）は複数の地区に分散しており、吉根地区の SP は地区北東部の東名高速道路西側に位置している。吉根地区の SP は研究開発型企業団地であり、下志段味地区の SP に集積した公的な研究機関の研究成果をこの地域（本市・中部地域）の産業振興に結び付けようと整備したものである。[110] 名古屋市土地開発公社が地区内各所の小規模従前地を先行買収して吉根地区の SP に集約換地し、名古屋市が「テクノヒル名古屋」の名称で分譲した。

地区中央を貫く幹線街路志段味田代町線は、ガイドウェイバス志段味線の経路となっているが、志段味地区では平面走行区間となっているため通常の車線構成とは異なり、都心方向 3 車線、郊外方向 2 車線合計 5 車線とし、都心方向 1 車線をバスレーンとしている。

（2）　下志段味特定土地区画整理事業

①　経緯等

下志段味特定土地区画整理組合は、1992（平成 4）年 9 月 8 日に設立認可された。

[110] なごやサイエンスパーク事業推進会議「なごやサイエンスパーク事業推進会議提言」（2003.3　p. 9）

仮換地指定については、地区南部に位置する SP の一部を早期に使用収益させるために政策的に先行して指定された(1995(平成 7)年 4 月 14 日)。次いで集合農地区が 1996(平成 8)年 3 月 28 日に、一般宅地が 2001(平成 13)年 3 月 27 日に指定された。

使用収益については、SP の一部が 1996(平成 8)年 4 月 1 日に、集合農地区が 1997(平成 9)年 2 月 1 日に、そして一般仮換地が 2010(平成 22)年 12 月 13 日に街区単位で開始された。

2014(平成 26)年 1 月に事業計画が変更され、事業施行期間は平成 30 年度末まで延長された(**図 6.1.45**、**表 6.1.31**)。

図 6.1.45 下志段味特定土地区画整理事業

② 事業概要

下志段味地区の SP はその中核的な機能を担う公的研究機関の集積を図る地区である。名古屋市土地開発公社が地区内の一団の従前地(品川白煉瓦(株)社宅)を先行買収して現地換地された土地、および吉根地区と同様に各所に分散先行取得した用地で下志段味地区の SP に集約換地された土地が主

体である。1997(平成 9)年 5 月に「研究開発センター」、1999(平成 11)年 11 月に「先端技術連携リサーチセンター」が開館している。両施設はいずれも名古屋市が建設・運営する賃貸型研究開発施設であり、前者には(特法)理化学研究所などが、後者にはプラズマ技術産業応用センターなどが入居している。さらに 2001(平成 13)年 11 月には「産業技術総合研究所中部センター」が、名古屋市北区より移転開所している。[111]

吉根地区と下志段味地区にまたがって、志段味田代町線の南側にかつて品川白煉瓦(株)守山工場が立地していた。土地区画整理事業の進捗に伴う工場側の撤退意向と名古屋市の志段味地区における行政施策実現のための種地とする意向が合致して先行取得することになった。

跡地利用の用途としては主に住宅系とされ、名古屋市の定住促進住宅である「エコビレッジ志段味」(循環型社会対応住宅)、名古屋市住宅供給公社の定住促進モデル住宅である「シティ・ファミリー志段味」および戸建て分譲住宅である「シティハイツ志段味」が整備された。このうち「シティ・ファミリー志段味」は、元々、この住宅開発について環境をテーマとする中で、荒川修作の構想に基づき、「『資源循環型社会に向けた住宅整備』についてモデル的な事業を名古屋市と名古屋市住宅供給公社で実施」したもので、2005(平成 17)年に開催された国際博覧会「愛・地球博」の期間中の体験入居を経た後に賃貸住宅とされた。[112]

志段味地区には東名高速道路が通過しており、名古屋 IC と春日井 IC 間の距離は、12.1km あるため志段味地区にインターチェンジを新設する構想があった。電子料金収受システム(ETC)が 2001(平成 13)年 11 月に一般利用開始されたことからスマートインターチェンジ(ETC 専用インターチェンジ)が具体化されることなり、志段味地区に存在する守山 PA を活用して守山スマートインターチェンジが、2010(平成 22)年 6 月に都市計画決定されている。

(3) 上志段味特定土地区画整理事業 [113]

① 経緯等

上志段味特定土地区画整理組合は、1993(平成 5)年 9 月 9 日に設立認可され、当初仮換地指定が 2005(平成 17)年 5 月 30 日に行われた。造成工事、公共施設整備が進められ、使用収益開始については、集合農地区、一般仮換地とも 2008(平成 20)年 4 月に開始された。2022(平成 34)年度の事業収束をめざしている(**図 6.1.46**、**表 6.1.31**)。

② 事業概要

上志段味地区の SP については、かつては研究機関としての大学の誘致が構想されていたが、大学の誘致が困難となったことにより土地利用の見直しを図り、今後成長が見込まれる医療・福祉・健康産業の進行等を図るゾーンとして整備することとした。

111 前掲 109 なごやサイエンスパーク事業推進会議「なごやサイエンスパーク事業推進会議提言」(2003.3 p. 9)
112 石浜博夫「志段味循環型モデル住宅」(「都市住宅学」 51 号 2005.10)
113 上志段味特定土地区画整理組合「上志段味誌」(上志段味特定土地区画整理組合 1998.3)

図 6.1.46　上志段味特定土地区画整理事業

上志段味地区には多数の古墳が存在していることもあり、「名古屋市新基本計画」では、「志段味地区の古墳や市内に残る古民家などを保存・公開し、名古屋の歴史的・文化的な成り立ちをたどることのできる野外施設として、『歴史の里』を整備する」としている。2008（平成 20）年度には「歴史の里」基本構想、2013（平成 25）年度には同基本計画が策定された。[114]

(4)　中志段味特定土地区画整理事業

①　経緯等

中志段味特定土地区画整理組合は 1995（平成 7）年 12 月 28 日に設立認可され、当初仮換地指定は 2008（平成 20）年 5 月 30 日に行われ、造成工事、公共施設整備が進められている（**図 6.1.47**、**表 6.1.31**）。

[114] 名古屋市総務局企画部企画課「名古屋市新基本計画」（名古屋市　1988.8　p. 122）
名古屋市教育委員会「『歴史の里』基本構想」（名古屋市教育委員会　2009.3）

図 6.1.47　中志段味特定土地区画整理事業

② 事業概要

中志段味地区は他地区と比べて市街化が進展していることや自然保護等の観点からする反対運動の影響などもあって組合設立は 4 地区中の最後となった。

志段味地区における土地区画整理事業の区域設定としては、住宅地造成事業や開発行為による既開発区域は原則として除外している。中志段味地区においても同様であるが、さらに地区南部の安田池周辺地区を植生と水辺環境などの面から除外した。安田池は当時民有ため池であり、池および周辺緑地の開発計画が動き出したなか、名古屋市ため池環境保全協議会は、「ため池を周辺緑地を含め保全し、ため池は河川管理者が、緑地は公園管理者が取得管理する」方針を打ち出した。そして、1994（平成 6）年 2 月および 5 月に名古屋市土地開発公社が先行取得した。なお、当該地は 2003（平成 15）年 2 月 25 日には安田池を含む約 10.0ha が緑地保全地区に指定され、2006（平成 18）年 3 月 15 日に東谷山風致地区に追加編入されている。

また、才井戸流れおよび湧水地を含むその周辺の貴重な生態系を保全するための検討・協議がなされている。

表 6.1.31　志段味 4 地区の特定土地区画整理事業の概要

地　区　名			吉　根	下志段味	中志段味	上志段味
施行者の名称			名古屋市吉根 特定土地区画整理組合	名古屋市下志段味 特定土地区画整理組合	名古屋市中志段味 特定土地区画整理組合	名古屋市上志段味 特定土地区画整理組合
都市計画促進要望			1982(S57). 9	1991(H 3). 1	1994(H 6). 5	1991(H 3). 8
都市計画決定年月日			1983(S58). 3.25	1992(H 4). 3.30	1995(H 7). 9.29	1993(H 5). 4. 9
組合設立年月日			1984(S59). 3.30	1992(H 4). 9. 8	1995(H 7).12..28	1993(H 5). 9. 9
事業施行期間（年度）			1983(S58)～2008(H20)	1992(H 4)～2018(H30)	1995(H 7)～2017(H29)	1993(H 5)～2022(H34)
最新事業認可告示			2007(H19). 9.26	2015(H27). 6.29	2013(H25). 8.26	2016(H28).12. 1
当初仮換地指定			1988(S63). 9.28	1995(H 7). 4.14	2008(H20). 5.30	2005(H17). 5.30
使用収益開始		集合農地	1992(H 4). 4	1996(H 8). 4	—	2008(H20). 4
		一般宅地	1999(H11). 4	2010(H22).12 *	—	2008(H20). 4
換地処分公告年月日			2006(H18).11.24	—	—	—
施行地区面積			213.6ha	160.2ha	192.4ha	194.9ha
設立時	人　口		1，400人	2，200人	5，200人	2，100人
	権利者数		1，230人	1，080人	2，240人	1，400人
	市街化率		10.6%	23.3%	43.0%	21.3%
計　画　人　口			16，000人	11，000人	14，000人	14，000人
減歩率（合算）			36.37%	37.58%	37.59%	40.33%
	公共減歩率		20.67%	19.33%	19.27%	23.93%
	保留地減歩率		15.70%	18.52%	18.32%	16.40%
総事業費			49,391百万円	43,750百万円	42,530百万円	44,100百万円
	補　助　金		11,821百万円	11,157百万円	15,539百万円	13,103百万円
	地 方 特 定		170百万円	1,280百万円	−	−
	保留地処分金		34,697百万円	25,006百万円	25,979百万円	24,720百万円
	市 助 成 金		1,216百万円	483百万円	350百万円	502百万円
	公　管　金		894百万円	2,284百万円	622百万円	5,131百万円
	そ　の　他		593百万円	3,540百万円	40百万円	644百万円
公共施設	道路	延長	54km	40km	45km	41km
		面積	45.7ha	33.1ha	38.6ha	38.1ha
	公園	箇所	14	11	13	10
		面積	6.5ha	6.8ha	5.8ha	5.8ha
	緑地	箇所	14	4	5	4
		面積	4.2ha	1.2ha	3.9ha	3.9ha
	公共用地率	施行前	8.30%	11.33%	9.29%	13.92%
		施行後	30.07%	30.72%	29.64%	37.21%
集合農地			9.49ha	5.24ha	2.61ha	1.11ha
	田		7.60ha	3.29ha	0.57ha	0
	畑		1.89ha	1.95ha	2.04ha	1.11ha
移転家屋数			259	384	424	567

＊ 1995(平成7)年4月にサイエンスパーク関連の一部を先行的に使用収益開始している。
（名古屋市住宅都市局提供資料「志段味地区特定土地区画整理事業の概要」（平成 27 年 10 月現在）の表をもとに一部加筆・修正した）

2　富田地区の特定土地区画整理事業

(1)　新家特定土地区画整理事業

新家特定土地区画整理組合は、1992(平成 4)年 3 月 16 日に設立され、1997(平成 9)年 10 月 30 日に最初の仮換地指定を行い、2005(平成 17)年 9 月 16 日に換地処分を迎えている(**表 6.1.32**、**図 6.1.48**)。

表 6.1.32　新家特定土地区画整理事業の概要

名称	新家特定土地区画整理事業
施行者	新家特定土地区画整理組合
都計促進要望	1988(昭和63)年 9月
都市計画決定	1991(平成 3)年11月25日　35.6ha
事業計画決定 事業計画変更	1992(平成 4)年 3月16日 以降5回にわたる事業計画変更 2005(平成17)年 5月19日　最終
仮換地指定	1997(平成 9)年10月30日 1998(平成10)年 4月13日
換地処分	2005(平成17)年 9月16日
移転対象家屋数	46戸
平均減歩率	29.90%
事業費	69.3億円
事業期間	1991(平成 3)年度～2005(平成17)年度

事業期間は事業計画決定から換地処分までを表す

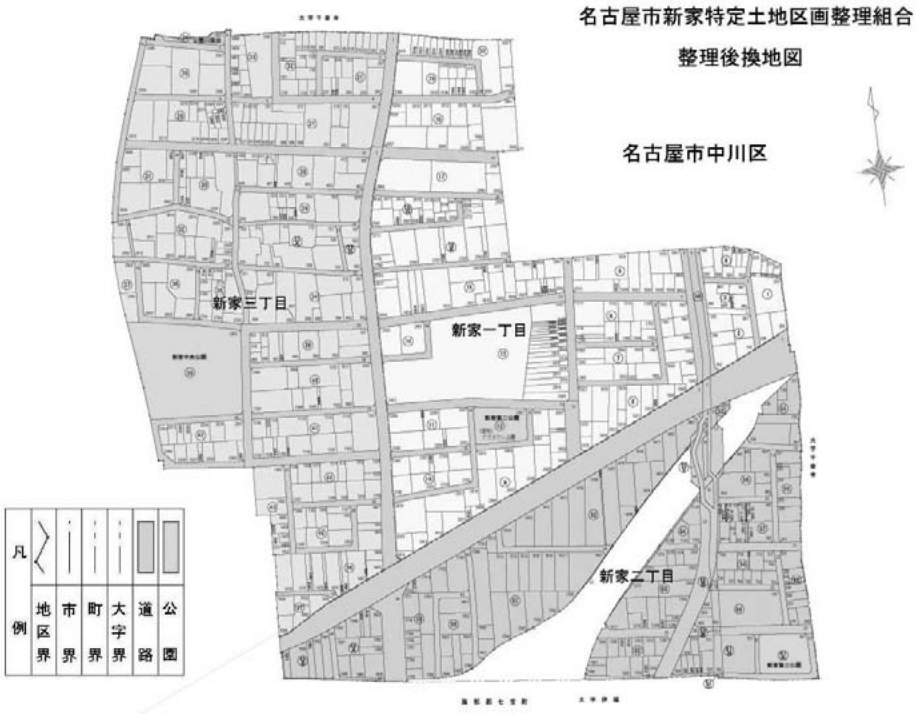

図 6.1.48　新家特定土地区画整理区域図

3 大高地区の特定土地区画整理事業

(1) 大高南特定土地区画整理事業

① 経緯等

大高南特定土地区画整理組合は、1995(平成 7)年 6 月 22 日に設立認可され、2005(平成 17)年 4 月 27 日に仮換地指定が行われ、2015(平成 27)年 9 月 11 日に換地処分を迎えている。(**表 6.1.33**、**図 6.1.49**)

表 6.1.33 大高南特定土地区画整理事業の概要

名称	大高南特定土地区画整理事業
施行者	大高南特定土地区画整理組合
都計促進要望	1992(平成 4)年 8月
都市計画決定	1995(平成 7)年 3月15日　121.7ha
事業計画決定 事業計画変更	1995(平成 7)年 6月22日 以降9回にわたる事業計画変更 2014(平成26)年11月21日
仮換地指定	2005(平成17)年 4月27日
換地処分	2015(平成27)年 9月11日
移転対象家屋数	129戸
平均減歩率	40.34%
事業費	299.1億円
事業期間	1995(平成7)年度～2016(平成28)年度

事業期間は、2014(平成26)年11月の事業計画による
減歩率は合算減歩率を表す(公共減歩率:17.92%)

② 特色

大高南地区の特色として次の 3 点があげられる。

ⅰ 地区の東の境界をなす JR 東海道本線に開発者負担で新駅を設置して、地区の利便性向上を図ろうとしたこと

ⅱ 新駅設置による交通利便性向上を前提条件に新駅予定地付近に特定土地区画整理事業の特徴を活かして共同住宅区を設計したこと

ⅲ 大規模な名古屋南 JCT を区域に含み、その整備に貢献したこと

ア JR 東海道本線新駅設置

大高南特定土地区画整理事業の地区中心から最寄駅との距離は、北の大高駅とも南の共和駅とも約 2km と徒歩圏域を外れていた。大高南特定土地区画整理事業の設立発起人と組合指導にあたる名古屋市は、この土地区画整理事業の事業採算性を高めるためには、事業区域内に JR 東海道本線の新駅を設置することが必要との認識で一致した。

事業方式は、新駅設置にかかる費用につき開発者負担を原則とするいわゆる請願駅方式とし、大高南特定土地区画整理組合(以下「大高南組合」という)がその事業費から負担することとした。

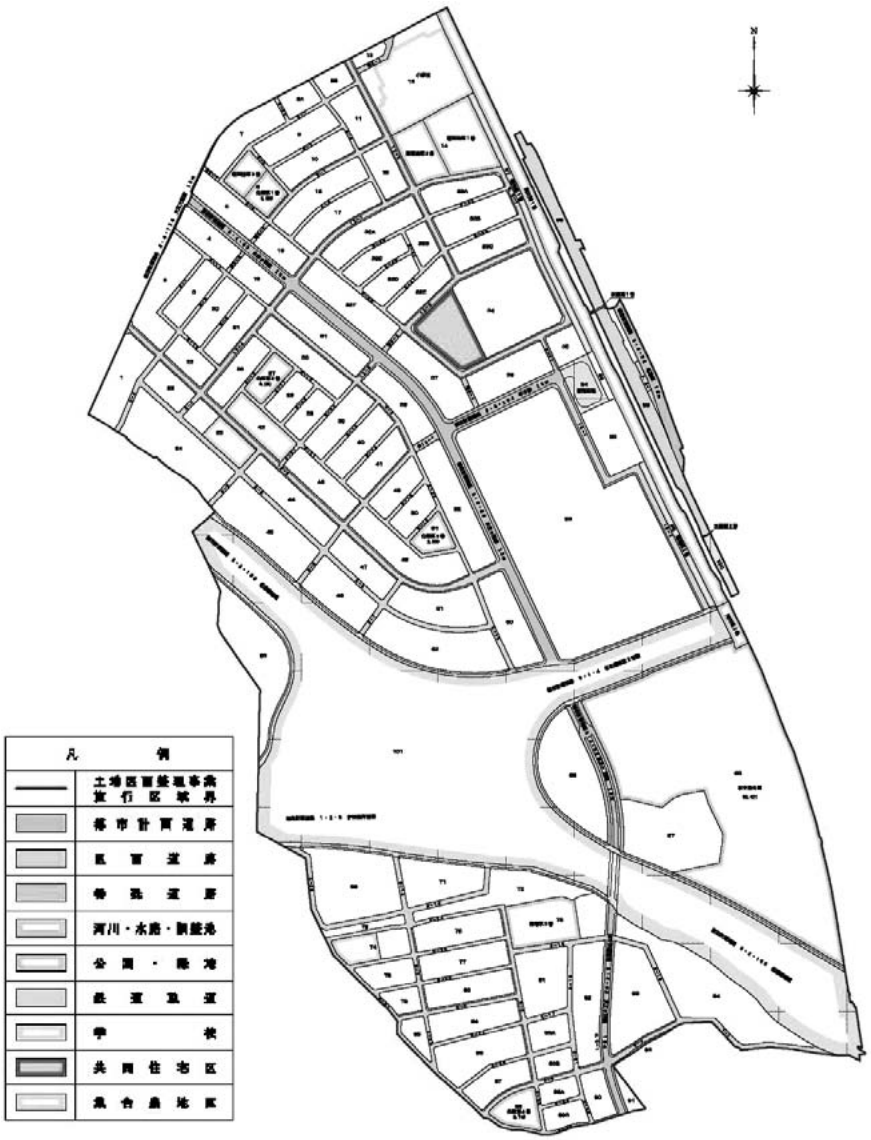

図 6.1.49　大高南特定土地区画整理事業

新駅設置の経緯をたどると、大高南組合設立以前の 1994（平成 6）年 2 月 7 日に名古屋市、大高南地区土地区画整理発起人会と東海旅客鉄道株式会社（以下「JR　東海」という）の間で新駅設置に関する枠組み（時期、施設内容、費用負担等）に関する確認書を締結した。

その後、2005（平成 17）年 3 月 29 日に名古屋市、大高南組合と JR 東海の間で基本協定書、同年 7 月 13 日に調査設計に関する協定書、2006（平成 18）年 7 月 3 日に工事協定書を締結した。最終的に大高南組合は 31 億円強の負担をすることにより、2009（平成 21）年 3 月 14 日に 2 面 3 線島式の橋上駅が南大高駅として開業した。

イ　共同住宅区

大高南組合は特定土地区画整理事業の特色である申出に基づく共同住宅区を設計している。名古屋市内の特定土地区画整理事業において、集合農地区は例外なく設計されているが、共同住宅区はこの

大高南および徳重西部の 2 事業のみである。大高南にあっては当初申出に基づき、3 街区の規模の共同住宅区を設計していたが、その後、零細規模の共同住宅は認められないなど共同住宅経営に関する条件に合致しないなどの理由により共同住宅区に対する申出が減少した。結果として、共同住宅区は新駅付近の 1 街区の一部のみにとどまった。

ウ　名古屋南ジャンクション（JCT）

名古屋南 JCT は、伊勢湾岸道路と名古屋環状 2 号線、名古屋都市高速道路が相互に接続し、かつ、名四国道（国道 23 号）から伊勢湾岸道路西向きハーフセットの名古屋南 IC を併設する大規模な JCT・IC である。

名古屋南 JCT に関連する伊勢湾岸道路は、大高南特定土地区画整理事業が都市計画決定される以前の 1993（平成 5）年 11 月に建設大臣から日本道路公団（以下「公団」という）に対して高速自動車国道として整備する施行命令が発せられた。伊勢湾岸道路の建設主体である公団と名四国道（国道 23 号）の改築主体である建設省は、広大な規模の名古屋南 JCT 用地について、目標とする供用時期までに早急かつ効率的な用地取得を行う必要があった。

大高南地区において土地区画整理事業を施行しようとするときに、土地区画整理事業の区域に名古屋南 JCT や伊勢湾岸道路等の区域を包含するか、近隣他組合のように除外するかについて議論があったが、組合設立時までの先行取得状況と減歩負担可能な面積を考慮し、関係者間協議のうえで区域に含めることとした。

名古屋南 JCT 等にかかる広域交通施設用地約 24.1ha のうち要用地買収対象面積約 13.7ha について、当初計画では約 4.1ha を公共施設管理者負担金により、残り約 9.6ha を買収対象とする予定であった。大高南組合の設立以前における国による直接買収、名古屋市土地開発公社による先行買収があったため、1995（平成 7）年 6 月 22 日の大高南組合の設立認可以降で道路事業者間相互の分担割合が決まった時点では、未買収用地については公団が取得することとなった。大高南特定土地区画整理事業においては、土地区画整理事業の進め方として名古屋方式（コラム「名古屋方式」を参照）とも呼ばれる工事先行方式を採用しており、仮換地指定は 2005（平成 17）年 4 月と遅くなった。そのような事情の下で、未買収の「名古屋南 JCT と伊勢湾岸道路等の区域」（以下「名古屋南 JCT 等の区域」という）内の用地対応については次のような対応とし、最終的な換地処分に向けて権利処理を図った。

ⅰ　売却を希望する地権者の用地は公団が買収する

ⅱ　売却を希望しない地権者の用地は名古屋南 JCT 等の区域外に換地する

ⅲ　名古屋南 JCT 等の区域内に保留地予定地を設定し、公団が取得する

伊勢湾岸道路の東海 IC から名古屋南 JCT の区間は、1998（平成 10）年 3 月に供用し、名古屋南 IC についても伊勢湾岸道路の豊明 IC 延伸に伴って 2003（平成 15）年 3 月に供用しており、2011（平成 23）年 3 月に名古屋環状 2 号線東部・東南部が供用して全体が完成した。

4　都市計画事業としての土地区画整理事業（市街地開発事業）

組合施行の土地区画整理事業（特定土地区画整理事業以外）で都市計画決定しているのは、2000（平成 12）年度まででは、水広下土地区画整理事業のみである。

水広下土地区画整理組合は、1990（平成 2）年 5 月 2 日に設立認可され、2002（平成 14）年 8 月 23 日に仮換地を指定しており、2014（平成 26）年 11 月 14 日に換地処分を迎えている（**表 6.1.34**）。

2 本の都市計画道路整備に対して 15 億円強の臨時交付金が投入されているほか、地区面積の 5%を超える水広公園の用地費については「名古屋市土地区画整理事業助成要綱」に基づいて 15 億円を超える名古屋市の助成金が支出されている。

表 6.1.34　水広下土地区画整理事業の概要

名称	水広下土地区画整理事業
施行者	水広下土地区画整理組合
都市計画決定	1990(平成 2)年 2月23日　48.7ha
事業計画決定 事業計画変更	1990(平成 2)年 5月 2日 以降9回にわたる事業計画変更 2014(平成26)年 2月10日　最終
仮換地指定	2002(平成14)年 8月23日
換地処分	2014(平成26)年11月14日
移転対象家屋数	13戸
平均減歩率	37.78%
事業費	96.5億円
事業期間	1990(平成 2)年度～2015(平成27)年度

事業期間は、2014（平成26）年2月の事業計画による
減歩率は合算減歩率を表す（公共減歩率：29.00%）

第７節　組合等施行土地区画整理事業

1 組合等施行土地区画整理事業

(1) 組合等施行土地区画整理事業の施行実績 [115]

土地区画整理法が1955(昭和30)年4月1日に施行されてから以降の組合施行および個人施行の土地区画整理事業について、都市計画決定されている既述の事業も含め、一括してその事業動向の推移を探ることとする。

土地区画整理法制定施行時において、旧都市計画法に基づき、耕地整理法を準用して施行中であった土地区画整理事業(以下「旧法事業」という)については、土地区画整理法施行法に経過措置が定められた。個人施行の場合は即土地区画整理法に基づく事業(以下、「新法事業」という)とされ、組合施行の場合は土地区画整理法施行後5年以内に従前規定に従って旧法事業のまま収束させて組合を解散するか、あるいは新法事業に移行するために土地区画整理法に基づく組合の認可を申請するか、のいずれかを選択することとされた。

名古屋市における旧法事業のうち個人施行 2 事業(昭和、大同製鋼)は直ちに新法事業となり、組合事業のうち八事南部組合は第 1 工区については旧法事業として換地処分を行い、第 2 工区のみが新法事業に移行した。その他の組合は旧法事業として解散した。

① 組合等施行土地区画整理事業の施行の推移

名古屋市内における個人施行および組合施行土地区画整理事業の設立認可(個人施行の施行認可を含む。以下同じ)は、2000(平成12)年度末現在で 197件、施行地区面積合計で8,793haとなっており、そのうち既に事業を終了して解散認可(個人施行の場合の終了認可を含む。以下同じ)を受けた事業は165件、施行地区面積合計で7,142haとなっている。この時点では事業を開始した総数に対して、件数で84%、面積で81%が事業を終了している。その後、2009(平成21)年度末現在までに7件、166haが追加設立され、21件、683haが新たに解散している。この時点では施行地区面積合計は8,959haとなり、うち事業終了(解散認可累計)地区面積は 7,825ha であり完了率は 87%に上昇した。事業中も含めた施行地区面積合計は市域面積に対して27%にあたる。なお、榎津組合はいったん設立認可されたのちに認可を取り消されているためこの中には含まない。

次に土地区画整理組合の設立認可面積の推移については、**図 6.1.50** にみるように、1970(昭和45)年以前に活発に設立されていることがわかる。一方、解散認可については、昭和 30 年代末期から開始され、以降次第に増加傾向を示し、1985(昭和60)年度から翌年度にかけてピークに達している。

---

[115] 前掲26 名古屋市計画局・(財)名古屋都市センター「名古屋都市計画史」((財)名古屋都市センター 1999.3 pp. 442-452)
前掲50 新修名古屋市史編集委員会「新修名古屋市史 第7巻 戦後編」(名古屋市 2001.10 pp. 393-395)
名古屋市計画局区画整理課「区画整理の街 なごや」(名古屋市土地区画整理連合会 1983.5)
名古屋市住宅都市局区画整理課「区画整理の街 なごや (新版)」(名古屋市土地区画整理連合会 2009.3)

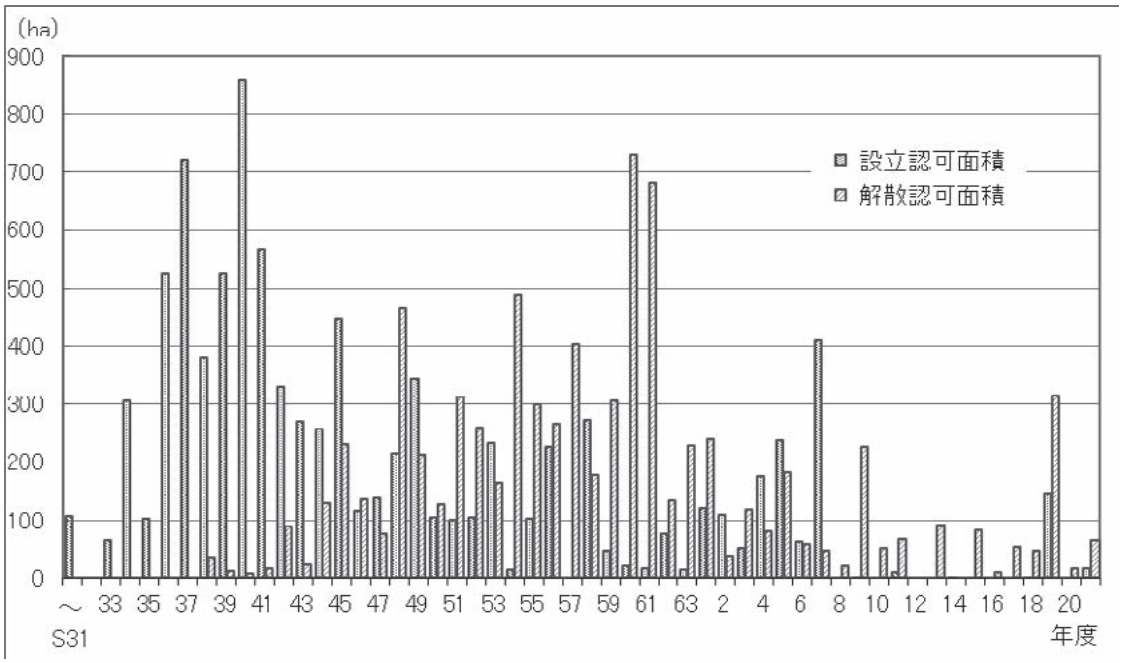

図 6.1.50　土地区画整理組合等設立・解散認可面積の推移

土地区画整理組合の設立認可面積の累積およびそのうち解散認可面積の累積で見ると**図 6.1.51** のようになる。設立認可面積については 1970（昭和 45）年ころまで大きく増加し、以降緩やかな増加に転じていることがうかがわれる。

解散認可面積については、おおむね昭和末まで増加し、以降鈍化傾向を示している。

施行中面積の最高を示しているのは 1972（昭和 47）年度で、設立認可面積累計 5,719ha 中 4,961ha が施行中であった。

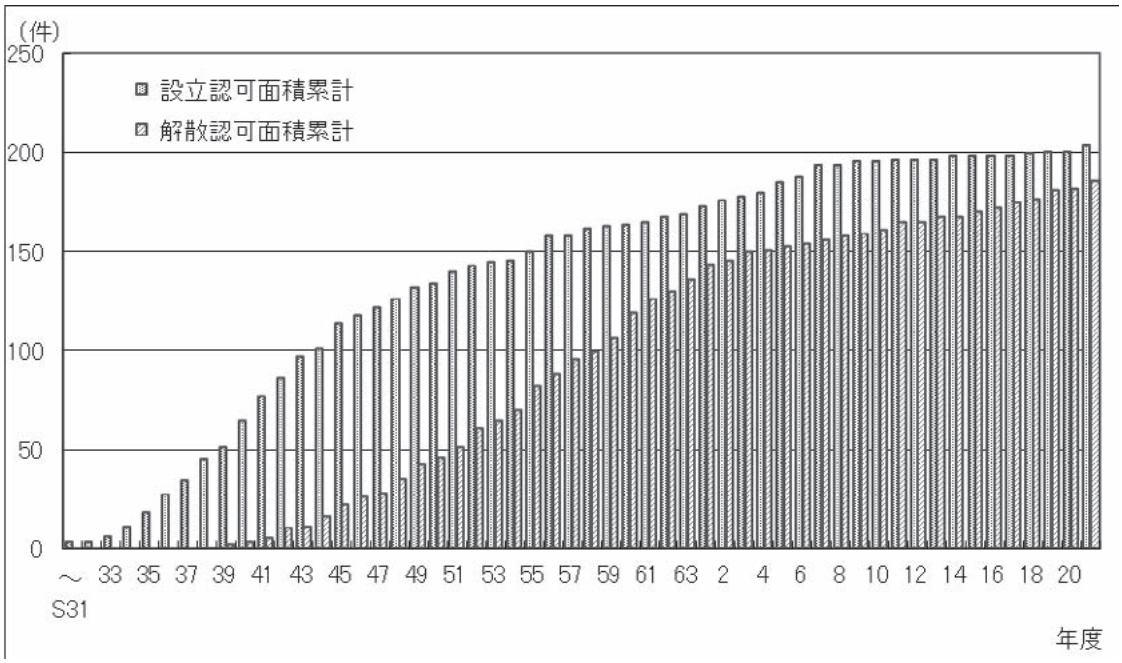

図 6.1.51　土地区画整理組合等設立・解散認可面積の累計

各年の動向では把握しがたいこともあるので10年間を束ねて整理してみると、件数、面積いずれも同様な傾向を示しており、面積について**図 6.1.52** に示す。

設立については、昭和 44 年度まで（1950～1960 年代）の設立が圧倒的に多く、2009（平成 21）年度までの設立認可累計面積 8,959ha に対して 56％が設立されている。それ以降の 10 年ごとの設立をみると、昭和 54 年度まで（1970 年代）では 20％、平成元年度まで（1980 年代）では 10％、平成 11 年度まで（1990 年代）では 12％が設立されており、平成 21 年度までの 2000 年代は、2％と微々たる数になっている。

解散の傾向をみると、2009（平成 21）年度までの解散認可累計面積 7,825ha に対して、昭和 44 年度まで（1950～1960 年代）は 4％であったものが、昭和 54 年度まで（1970 年代）は 32％、平成元年度まで（1980 年代）は 44％と大きく増加し、平成 11 年度まで（1990 年代）は 11％、平成 21 年度まで（2000 年代）は 9％と減少している。

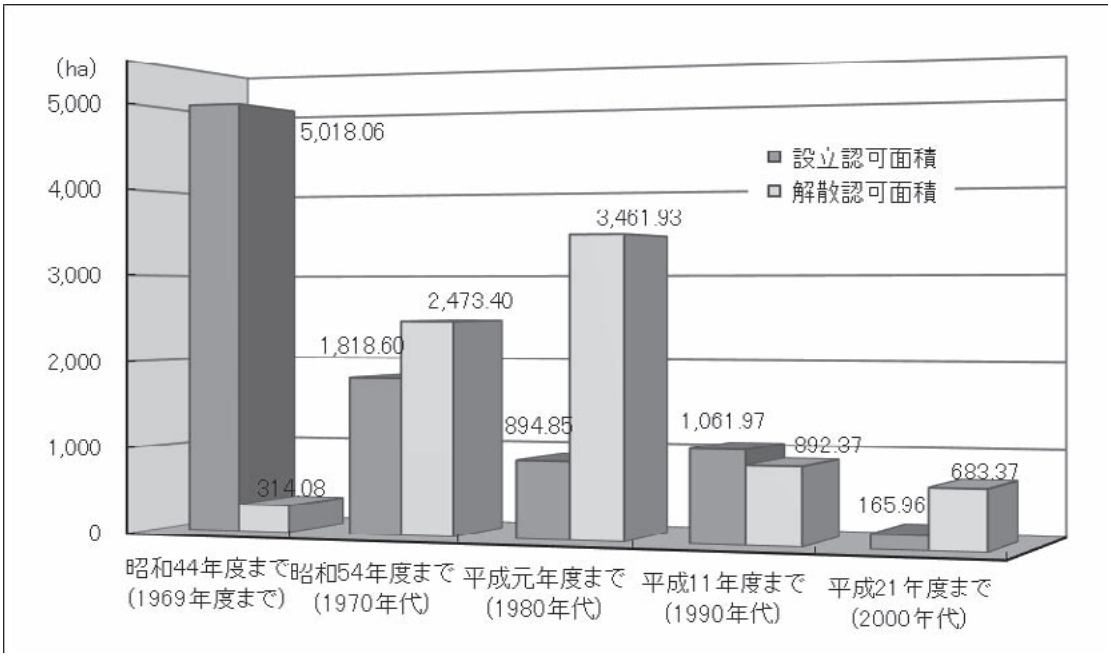

図 6.1.52　土地区画整理組合等設立・解散認可面積の推移（10 年スパン）

② 組合等施行土地区画整理事業の面積規模

2009（平成 21）年度末までに設立認可された組合等施行土地区画整理事業の面積規模分布をみると**図 6.1.53** のようになる。

10ha 以上 20ha 未満の規模が 50 事業あって最も多くなっており、次いで 10ha 未満の規模が 38 事業、30ha 以上 50ha 未満の規模が 32 事業、20ha 以上 30ha 未満の規模が 30 事業の順となっている。これらを合わせた 50ha 未満の規模合計で全体 204 事業に対して件数にして 74%、面積にして 33％を占めている。

一方で 100ha 以上の大規模組合は、2009（平成 21）年度末までに全部で 19 組合設立されており、全体 204 事業に対して件数にしてわずかに 9%にすぎないが、面積にして 39.3％を占めている。

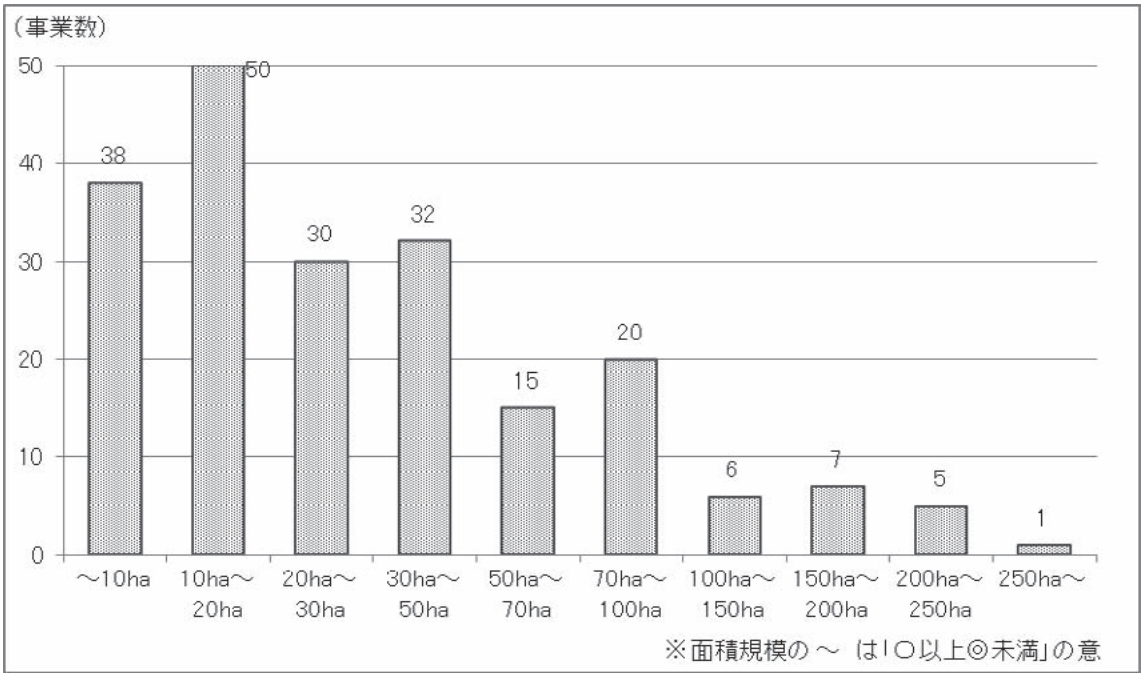

図 6.1.53　組合等施行土地区画整理事業の面積規模による分布

大規模組合の年代別地区別設立状況を**表 6.1.35** に示す。

多くの大規模組合は 1960 年代に設立されている。特に名東区の猪子石組合は、423.75ha という他に例を見ないような大規模組合であり、1962（昭和 37）年 4 月に設立されて 1987（昭和 62）年 3 月に解散するまで四半世紀を要する事業であった。

1970 年代以降については大規模組合の設立は少なくなっていくが、1980 年代から 1990 年代にかけて守山区志段味地区において大規模な特定土地区画整理組合が設立されている。

表 6.1.35　大規模組合（100ha 以上）の年代別地区別設立状況

区＼年代	1960年代			1970年代	1980年代	1990年代			2000年代	計
北	如意									1
	195.66									195.66
西	上小田井	比良	平田							3
	169.64	130.92	223.23							523.79
港	当知								茶屋新田	2
	110.36								147.50	257.86
守山	山下中部	大森			吉根	下志段味	上志段味	中志段味		6
	177.44	243.54			213.62	160.22	194.91	192.40		1,182.13
緑				滝ノ水		大高南				2
				167.49		121.70				289.19
名東	猪子石	上社	藤森南部							3
	423.75	200.59	100.27							724.61
天白	天白			植田中央						2
	118.36			226.77						345.13
計	11			2	1	4			1	19
	2,093.76			394.26	213.62	669.23			147.50	3,518.37

※各表下段の数値は組合設立時の面積を表し、単位は ha である

次に 1 事業当たりの面積の推移を**図 6.1.54** に示す。

設立認可合計における 1 事業当たりの面積でみると約 44ha/事業であることから、10 年間ごとの規模の変化は必ずしも明確ではないが、2000（平成 12）年度以降の 2000 年代は、若干小規模に移行しているようにみられる。

解散認可合計における 1 事業当たりの面積で見ると約 42ha/事業である。昭和 44 年度まで（1950～1960 年代）の 1 事業当たりの面積は 20ha を下回っていることから、解散が開始されたころの事業は平均的な規模より小規模であったことがうかがわれる。

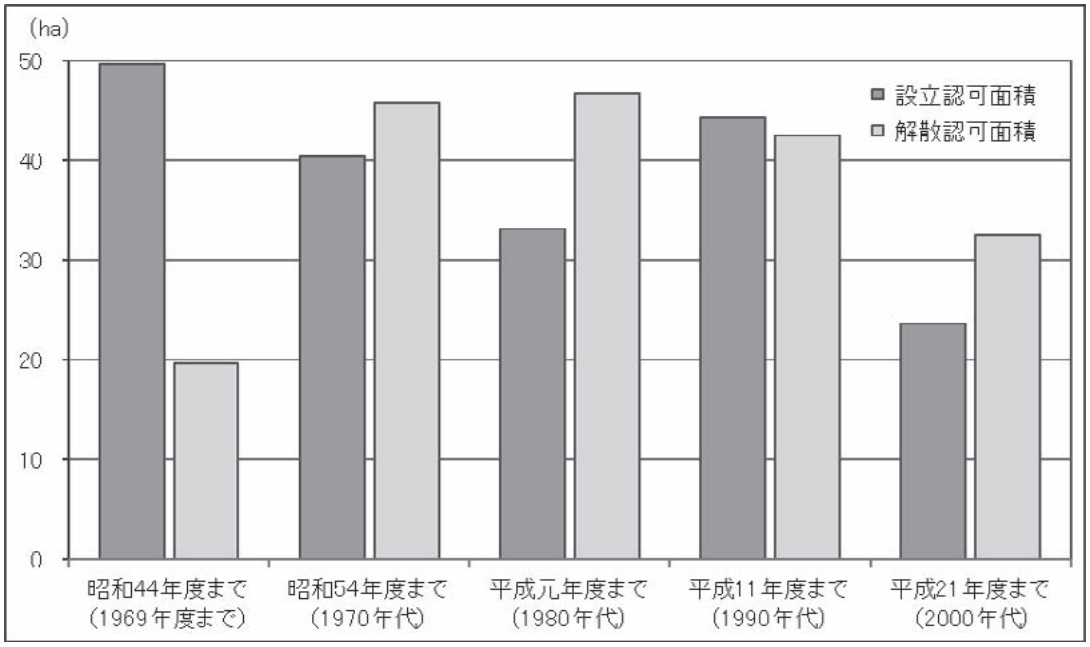

図 6.1.54　1 事業あたりの面積の推移(10 年ごと)

③ 組合施行等土地区画整理事業の地区別分布

行政区別に組合施行等土地区画整理事業の設立認可状況をみると、**表 6.1.36**、**図 6.1.55** のとおりである。なお、複数の区にわたる土地区画整理事業については、面積が大きい区の方に便宜上一括した。東区、中区、昭和区、熱田区の 4 区については設立が見られないが、これらの区においては復興土地区画整理事業の区域が大半を占めているほか復興土地区画整理事業の区域以外にあっても戦前に耕地整理事業や旧都市計画法に基づく土地区画整理事業が施行された区域が多いことによる。

施行面積が大きいのは緑区、名東区、天白区、守山区などの周辺区である。

1 事業あたりの面積を比較すると、守山区、西区が 100ha を超えていて、大規模組合が存在していることがうかがわれる。**表 6.1.35** に示したように守山区では志段味 4 地区の特定土地区画整理事業がいずれも大規模であることによる。西区についても 1960 年代に大規模組合が設立されていることによる。そのほか若干大規模組合の存在が想定されるのは、北区、港区あるいは名東区である。逆に専ら小規模組合が設立されていると考えられるのは、千種区、瑞穂区、中村区である。

表 6.1.36　区別組合施行等土地区画整理事業の設立認可状況

区		千種区	東区	北区	西区	中村区	中区	昭和区	瑞穂区
件数	A	7	0	4	7	9	0	0	4
面積(ha)	B	58	0	275	731	167	0	0	35
B/A		8.3	0	68.7	104.4	18.6	0	0	8.8
区		熱田区	中川区	港区	南区	守山区	緑区	名東区	天白区
件数	A	0	33	9	8	10	59	26	28
面積(ha)	B	0	1,003	586	284	1,296	1,768	1,471	1,285
B/A		0	30.4	65.1	35.5	129.6	30.0	56.6	45.9

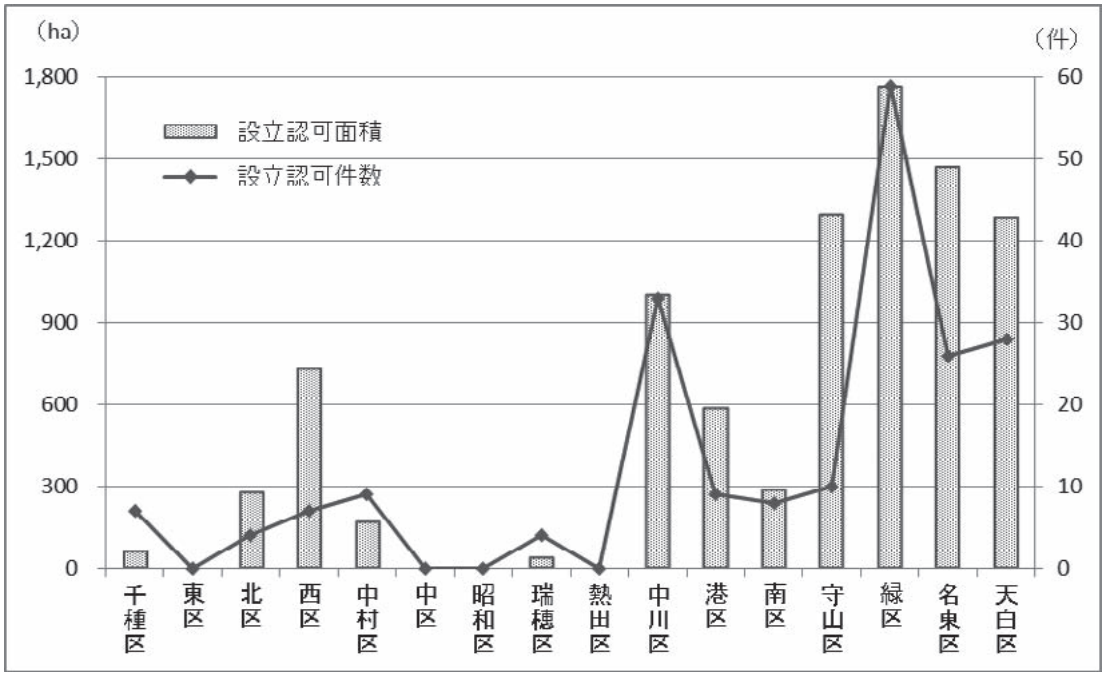

図 6.1.55　区別組合施行等土地区画整理事業の設立認可状況

次に 10 年間隔で設立認可区域を**図 6.1.56** に示した。

設立認可区域を見ると、おおよそ次のような変遷をたどることができる。

1960 年代（昭和 44 年度まで）は、北区・西区の庄内川以北、中村区、中川区の庄内川以東、瑞穂区・南区・緑区・天白区で天白川沿いの地区、守山区の旧守山、名東区などが主体であった。

1970 年代（昭和 54 年度まで）は、中川区・港区の庄内川以西、名東区・天白区・緑区の主に名古屋環状 2 号線沿線が主体となった。

1980 年代（平成元年度まで）は、一部中川区・港区の庄内川以西、守山区の吉根、緑区、名東区の市域界付近などが主体となった。

1990 年代（平成 11 年度まで）は、守山区志段味地区と緑区大高南という特定の大規模組合のほかは中川区、緑区、天白区の市域界付近などである。

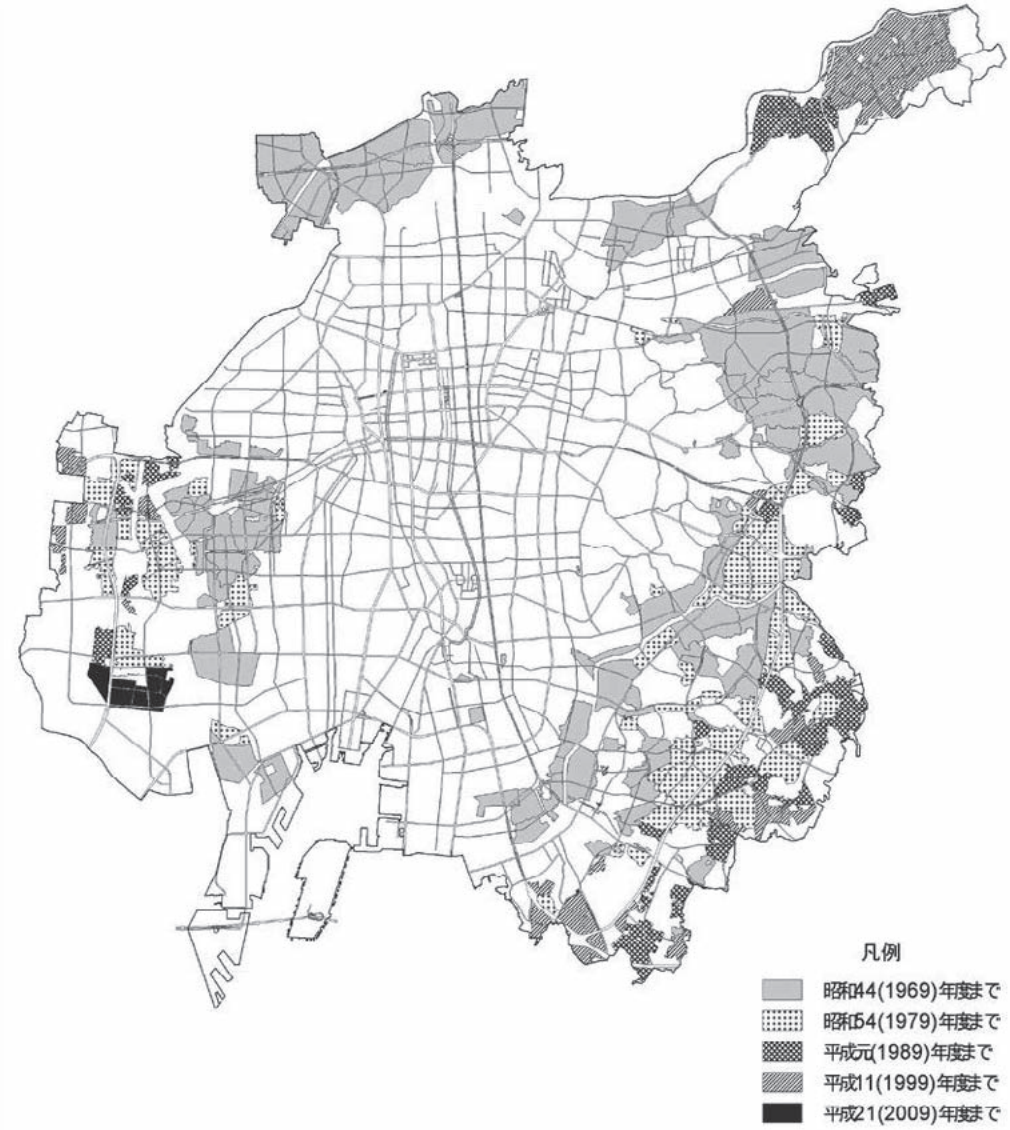

図 6.1.56　組合施行等土地区画整理事業　設立認可の変遷

10 年間隔による換地処分区域の推移を**図 6.1.57** に示す。

1960 年代（昭和 44 年度まで）の換地処分区域は、中村区、南区のほか、千種区、昭和区、守山区、天白区の一部が主体であった。

1970 年代（昭和 54 年度まで）の換地処分区域は、北区・西区の庄内川以北の大部分、中川区・港区の庄内川以東の一部、昭和区、南区の天白川沿い、守山区（旧守山）、緑区・名東区・天白区の一部が主体であった。

1980 年代（平成元年度まで）の換地処分区域は、西区の庄内川以北の一部、中川区・港区・守山区（旧守山）・名東区・天白区の既処分区域を除く大部分、緑区の一部が主体であった。

1990 年代（平成 11 年度まで）の換地処分区域は、主に緑区で、一部中川区・天白区となっている。

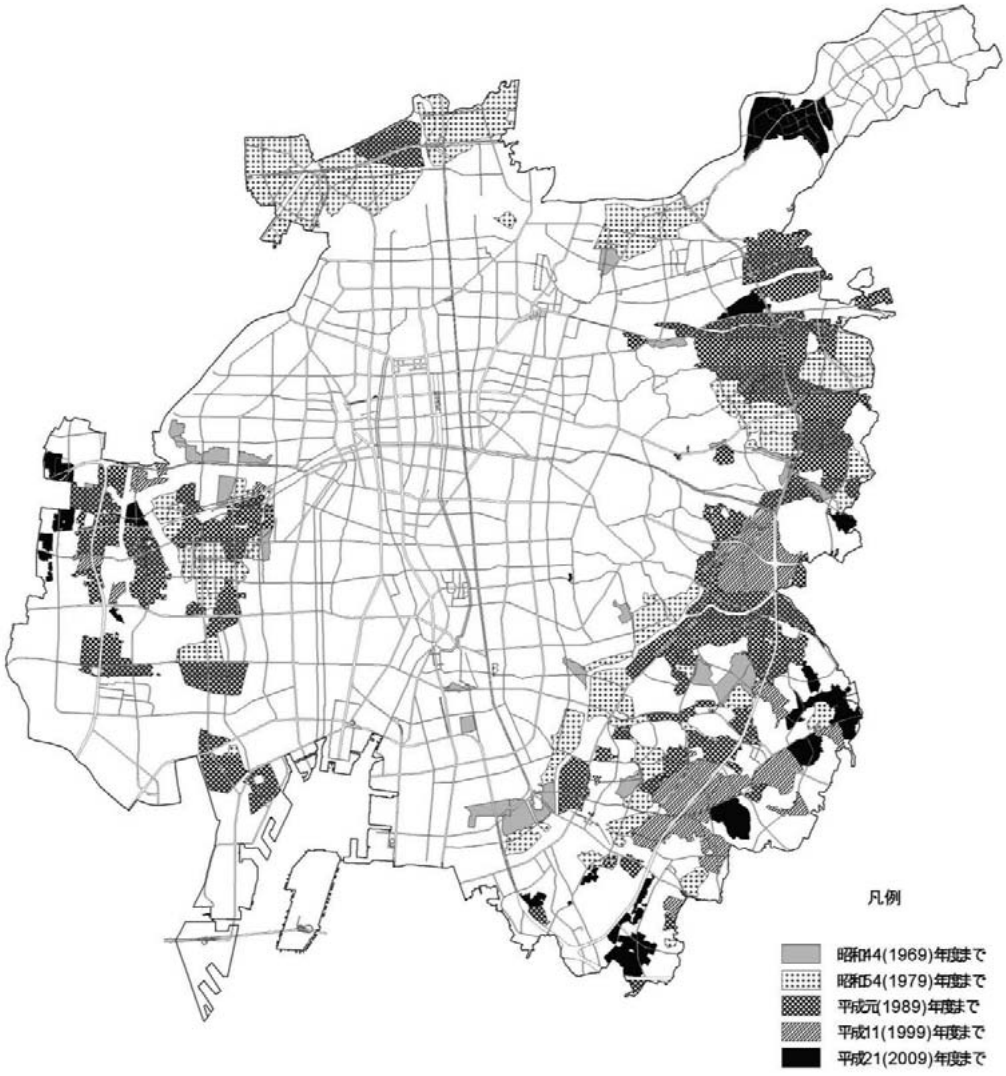

図 6.1.57　組合施行等土地区画整理事業　換地処分の変遷

次に地区を束ねた方面別の傾向をみてみる。方面別とは、西部（中村区、中川区、港区）、北部（北区、西区、守山区（旧守山））、東部（千種区、瑞穂区、名東区）、東南部（南区、緑区、天白区）、志段味（守山区志段味地区）の 5 方面をいう。方面別に区分した場合の設立動向を認可面積の累積で見ると、次のようになる（**図 6.1.58**）。

おおむね西部、北部、東部、東南部、志段味の順に設立されていった傾向にある。

面積的な寄与が大きいのは、東南部、東部、西部、北部、志段味の順になる。

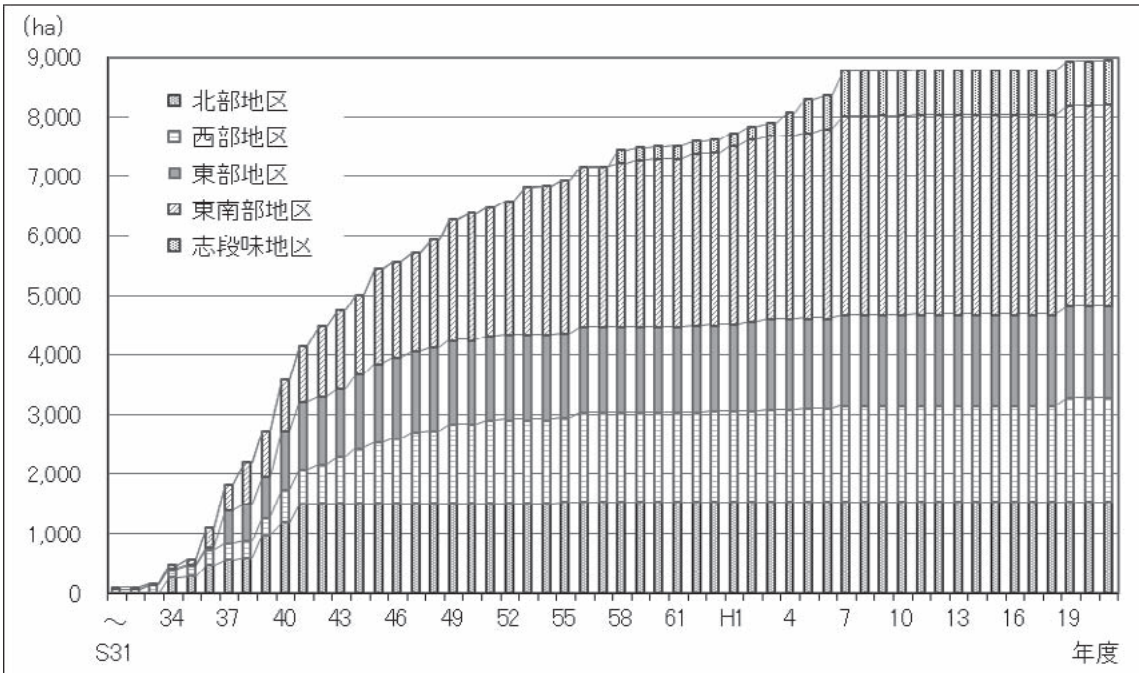

図 6.1.58　組合施行等土地区画整理事業設立認可面積の累計（方面別）

④　土地区画整理事業が組合施行で活発に実施された理由

名古屋市において初めに組合施行土地区画整理事業を促進した理由について「新修名古屋市史第 7 巻」は、「当時の市街地から遠く離れた新市域で組合設立の機運を促したものは、名古屋市や日本住宅公団（以下、住宅公団）による大規模な住宅団地の建設を目的とした土地区画整理事業であった」とし、猪高西山土地区画整理事業を契機とするものとして名東区の「大廻間」、「大廻間南」をあげ、鳴子土地区画整理事業を契機とするものとして緑区の「鳴海北部」の組合施行土地区画整理事業をあげている。[116]　また、「名古屋都市計画史」では荒子川南部・荒子川小碓土地区画整理事業が引き金となって周辺の土地区画整理組合設立の機運が盛りあがったことも指摘されている。[117]

さらに組合施行土地区画整理事業が活発に実施された理由について、「新修名古屋市史第 7 巻」は

[116] 前掲 50　新修名古屋市史編集委員会「新修名古屋市史　第 7 巻　戦後編」（名古屋市　2001.10　pp. 391-392）
[117] 前掲 26　名古屋市計画局・（財）名古屋都市センター「名古屋都市計画史」（（財）名古屋都市センター　1999.3　p. 443）

「戦前から愛知県や名古屋市にいた官僚技術者たちが土地区画整理事業を推進し、地権者たちがその実績を通じて事業効果を知っていたこと、高度成長期を通じて安定した宅地需要のあったことがあげられる」と記述するほか、技術援助、財政援助、土地区画整理事業等を促すために計画開発が実施されるまでの間厳しい土地利用規制を課したことも指摘している。[118]

(2) 組合施行等土地区画整理事業に対する名古屋市の施策

① 宅地開発協議会

宅地開発協議会は、かつて大都市法第 4 条に法定されていた。この宅地開発協議会は、三大都市圏において住宅市街地の計画開発の促進について協議するために国および関係地方公共団体によって組織されるものである。しかし、「住生活基本法」(平成 18 年法律第 61 号)施行に伴い、大都市法は改正されて宅地開発協議会に関する規定は削除されたため、法定の宅地開発協議会は存在しない。

これに対し、名古屋市宅地開発協議会は、「名古屋市宅地開発協議会要綱」(1973(昭和 48)年 3 月 1 日施行)に根拠を有する名古屋市の庁内連絡協議のための組織である。

名古屋市宅地開発協議会は、名古屋市における宅地開発の適切な指導および規制を行って計画的な宅地開発を確保することを目的とし、20ha 以上の土地区画整理事業、開発行為等について、助役(現副市長)および関係局長をもって組織する協議会において協議し、市長に報告して連絡調整を行おうとするものである。

名古屋市宅地開発協議会においては、これまでのところ 20ha 以上の開発行為が行われていないためもっぱら土地区画整理事業に関して、道路・公園の配置計画、排水計画等について協議し、是正すべき課題があれば是正したうえで認可に向けての方向を了承してきた。**表 6.1.37** に過去の主な開催経緯を掲げた。

② 名古屋市組合区画整理指導基準

土地区画整理事業に関する技術基準としては、「土地区画整理法施行規則」(昭和30年建設省令第5号)の第 9 条に「設計の概要の設定に関する基準」がある。たとえば同条第 3 号では住宅地における区画街路の幅員を原則 6m 以上としており、同じく第 6 号では原則として「公園の面積の合計が施行地区内に居住することとなる人口について一人当り三平方メートル以上であり、かつ、施行地区の面積の三パーセント以上となるように定めなければならない」としている。

名古屋市では杉戸市政の最末期にあたる 1973(昭和 48)年 3 月に「緑のまちづくり構想」を策定し、その中で「宅地開発事業を施行する場合には、原則として開発面積の 5%以上を公園緑地として確保するよう努めるものとする」とした。この方針はその後の本山市政以降にも引き継がれ、「名古屋市緑の総合計画」(1980(昭和 55)年 5 月)においても同様の表現がみられる。[119]

名古屋市では、「緑のまちづくり構想」の策定公表以降の新たな開発許可および土地区画整理事業認

[118] 前掲 50 新修名古屋市史編集委員会「新修名古屋市史 第 7 巻 戦後編」(名古屋市 2001.10 pp. 393-394)
[119] 名古屋市総務局行政企画部企画課「緑のまちづくり構想」(名古屋市 1973.3 p. 41)
名古屋市農政緑地局緑化推進課「名古屋市緑の総合計画」(名古屋市 1980.3 p. 37)

可に際して、行政指導として、施行地区面積の 5%以上の公園緑地を確保することを原則とした。ただし、原則に対する緩和措置としては、施行前後の公共用地率の差が大きい場合はその数値に応じて公園・緑地の比率を逓減することなどがあった。

名古屋市においては、土地区画整理法施行規則の規定する内容のほか上記のように公園・緑地を確保することをはじめ、土地区画整理組合設立認可にかかる各種の指導を継続運用してきた。これらの内容を一括統合して明文化し、「名古屋市組合区画整理指導基準」として 1985（昭和 60）年 4 月 1 日に施行し、その後、1988（昭和 63）年 8 月 10 日に改正施行した。さらに、地価動向や組合の経営状況などを勘案し、同基準を 1998（平成 10）年 9 月 1 日に改正施行した。改正基準において施行前後の公共用地率の差に基づく緩和規定を拡大したほか、多目的に利用できる防災調整池を設置する場合は、その利用可能な面積を施行地区面積の 3%を超える公園、緑地の面積に加算することができる規定や小規模な土地区画整理事業の場合の公園設置に関する緩和規定を追加した。

表 6.1.37　名古屋市宅地開発協議会の主な開催経緯

回数	年月日		摘　要
1	1973(S48)	6.20	平針中央、藤森西部、助光　認可の方向了承 福田　低湿地の開発計画を要検討
2		8.28	志段味4地区、包里　基本計画了承
3		12.24	包里、福田　認可の方向了承 植田中央は排水問題を土木局と要調整 榎津、供米田　基本計画を討議
4	1974(S49)	11. 1	志段味4地区　変更基本計画了承 左京山、徳重南部、相生東部　認可の方向了承 西前田、滝ノ水、西山南部、旭、弥生ケ丘　基本計画を討議
5	1976(S51)	1.16	供米田、滝ノ水、西山南部、旭、弥生ケ丘　認可の方向了承
6		8.24	西前田　認可の方向了承
7		10. 1	神宮寺　認可の方向了承
8	1977(S52)	8.12	滝ノ水、菅田　認可の方向了承 島田東部、平手南部　要検討
9	1978(S53)	3.31	滝ノ水変更事業計画　認可の方向了承
10		7. 8	平手南部　認可の方向了承
11	1979(S54)	9. 5	大高　認可の方向了承
12		12.19	白山　認可の方向了承
13	1980(S55)	9. 2	鳴海姥子山、春田野、万場川東　認可の方向了承
14	1981(S56)	1.16	松下　認可の方向了承
15		2.21	平手北部　認可の方向了承
16		8.24	徳重中部、藤塚　認可の方向了承
17	1983(S58)	3.29	吉根特定、島田東部、神ノ倉東部　認可の方向了承
18	1985(S60)	4.13	諸ノ木北部　認可の方向了承
19	1986(S61)	12. 2	赤松　認可の方向了承
20	1988(S63)	12.23	清水山　認可の方向了承
21	1989(H元)	7.10	水広下　認可の方向了承 大高南、千音寺　計画概要説明
22		12.15	新家、猪子石原　認可の方向了承
23	1994(H 6)	9. 5	徳重北部、八松、定納山　認可の方向了承
24	1995(H 7)	1.26	戸田、諸ノ木南部　認可の方向了承
25	2007(H19)	3.29	茶屋新田　認可の方向了承

③　技術的援助

技術的援助については、組合設立発起人からの申請に応じ、測量・権利調査・設計を名古屋市が実施するかたちで 1956（昭和 31）年度からスタートした。[120]

1981（昭和 56）年度には、「名古屋市土地区画整理事業助成要綱」（後述）を施行し、その中に技術的援助を定めた。名古屋市の政策実現に資すると考えられる土地区画整理事業実施のための組合を設立しようとする場合については、土地区画整理事業調査・環境影響評価を名古屋市が実施することとした。

さらに 1988（昭和 63）年度からは、特定土地区画整理組合に対して、設立後についても必要な技術的援助を実施できることとした。

④　無利子貸付金

個人施行や組合施行の土地区画整理事業においては、事業の初動期に施行者としての収入がないにもかかわらず相当額の資金を要するため借入金に依存せざるを得ないことが一般的である。このような事情により土地区画整理事業経営を圧迫することを軽減する措置の必要性が考慮されて、1963（昭和 38）年 4 月 1 日に土地区画整理法が改正され、即日施行された（昭和 38 年法律第 75 号）。同改正により、都道府県（指定都市）が一定の要件を満たす組合に対して無利子貸付けをした場合に、国が当該都道府県（指定都市）に対して一定額を無利子で貸付けることができる規定が新設された。

この無利子貸付金は国の一般会計において予算化されていたが、制度拡充のため「土地区画整理法及び都市開発資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律」（平成 5 年法律第 34 号）が 1993（平成 5）年 5 月 6 日に公布され、即日施行された。これにより、土地区画整理法に基づく無利子資金貸付けに係る規定は削除され、別途、都市開発資金の貸付けに関する法律に基づく特別会計による貸付けに移行し、[121] 1999（平成 11）年の同法改正により、貸付け対象は地方公共団体一般に拡大された。

名古屋市は 1993（平成 5）年 5 月改正以前の土地区画整理法による規定に基づき、「名古屋市土地区画整理組合貸付金貸付要領」を制定し、1963（昭和 38）年 12 月 10 日から施行した。同要領に基づき、1963（昭和 38）年度より組合の初動期に必要な資金を無利子で貸付けることを開始した。その後、根拠法が都市開発資金の貸付けに関する法律に移行したことに伴い、名称を「名古屋市組合等土地区画整理資金貸付金貸付要領」に改めるとともに貸付対象事業の拡大など所要の改正を行い、1993（平成 5）年 12 月 1 日から施行した。さらに、1999（平成 11）年には名称を「名古屋市組合等区画整理資金貸付金貸付要領」に改め、早期設立組合を貸付対象とするなどの改正を行い（同年 10 月 25 日施行）、2012（平成 24）年度までにさらに 5 度の改正を行った。

1963（昭和 38）年度から 2009（平成 21）年度までの無利子貸付金の貸付け実績を見ると、昭和時代まではおおむね年間 4～6 億円程度の予算の範囲内で、3～19 の組合に対して貸付けを行っており、平成

120　前掲 26　名古屋市計画局・（財）名古屋都市センター「名古屋都市計画史」（（財）名古屋都市センター　1999.3　p. 446）

121　土地区画整理法制研究会「逐条解説　土地区画整理法」（ぎょうせい　1995.9　pp. 422-423）
建設省都市局区画整理課「土地区画整理法及び都市開発資金の貸付けに関する法律の一部改正について（その 1）」（「区画整理」 Vol. 36, No. 8　1993.8）

に入ってからは貸付金の金額的な振れ幅は大きくなっている一方、貸付け対象組合数は減少傾向にある。貸付け対象組合数は2009（平成21）年度までの延べ数による累計で、286組合（絶対数では124組合）、貸付金額合計は21,574百万円に上っている（**図 6.1.59**）。

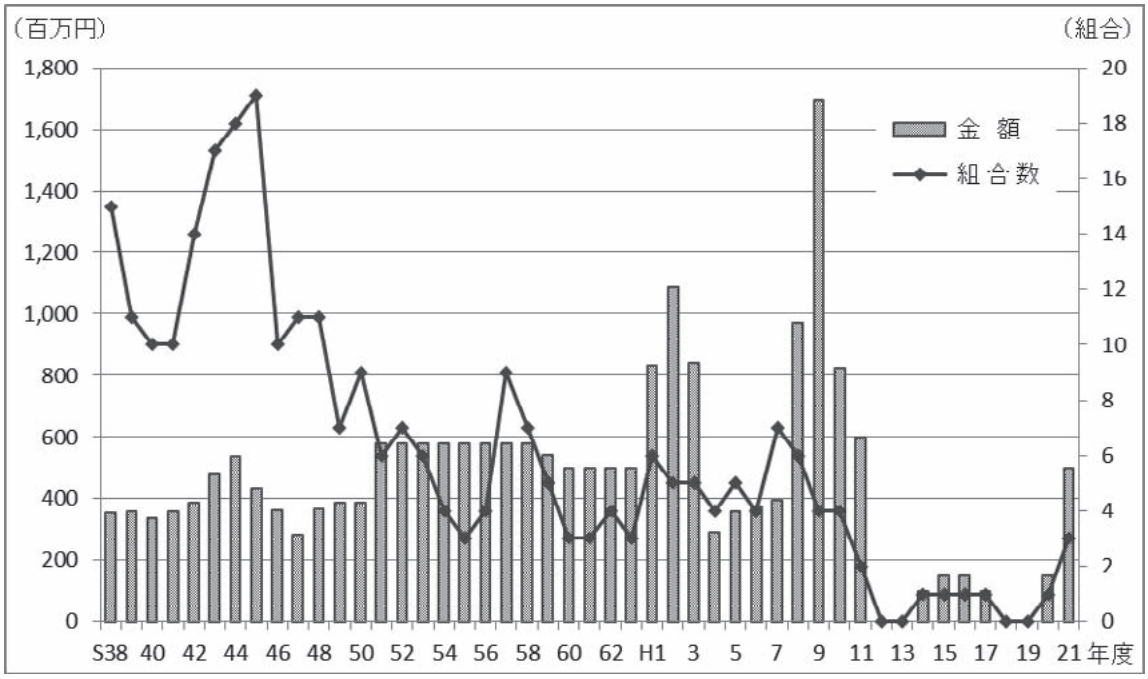

図 6.1.59　土地区画整理組合無利子貸付金の貸付け実績

⑤ 助成

ア 助成制度の変遷

組合施行土地区画整理事業に対する助成制度一般については既存文献に紹介がある。[122] 名古屋市における組合施行土地区画整理事業に対する助成施策は 1962（昭和 37）年度に始まり、以降、**図 6.1.60** に示すように変遷を経ながら主に内容を拡充してきている。[123]

1962（昭和 37）年度の助成内容は、施行地区内の都市計画公園・緑地の面積が地区面積の 3%を超える場合に、超えた分を対象に用地費を助成するものであった。1973（昭和 48）年度から行政指導により5%を超える公園・緑地を確保することを土地区画整理組合に対して求めるようになったため 5%超過分の用地費を対象とするように改定した。これらの助成と後述する変更都市計画道路の拡幅分にかかる助成を一括して特定公共施設整備補助金と称している。

122　簗瀬範彦「組合施行土地区画整理事業の経営に関する制度史的研究」（2001年度第36回日本都市計画学会学術研究論文集）
篠田伸生「組合事業に対する公的支援策」（「区画整理」 Vol. 48, No. 8 2005.8）
大沢昌玄「組合土地区画整理事業に対する市区町村レベル公的支援の実態に関する研究」（（2006 年度第 41 回日本都市計画学会学術研究論文集 2006.10）

123　前掲 26　名古屋市計画局・（財）名古屋都市センター「名古屋都市計画史」（（財）名古屋都市センター 1999.3 p. 448）

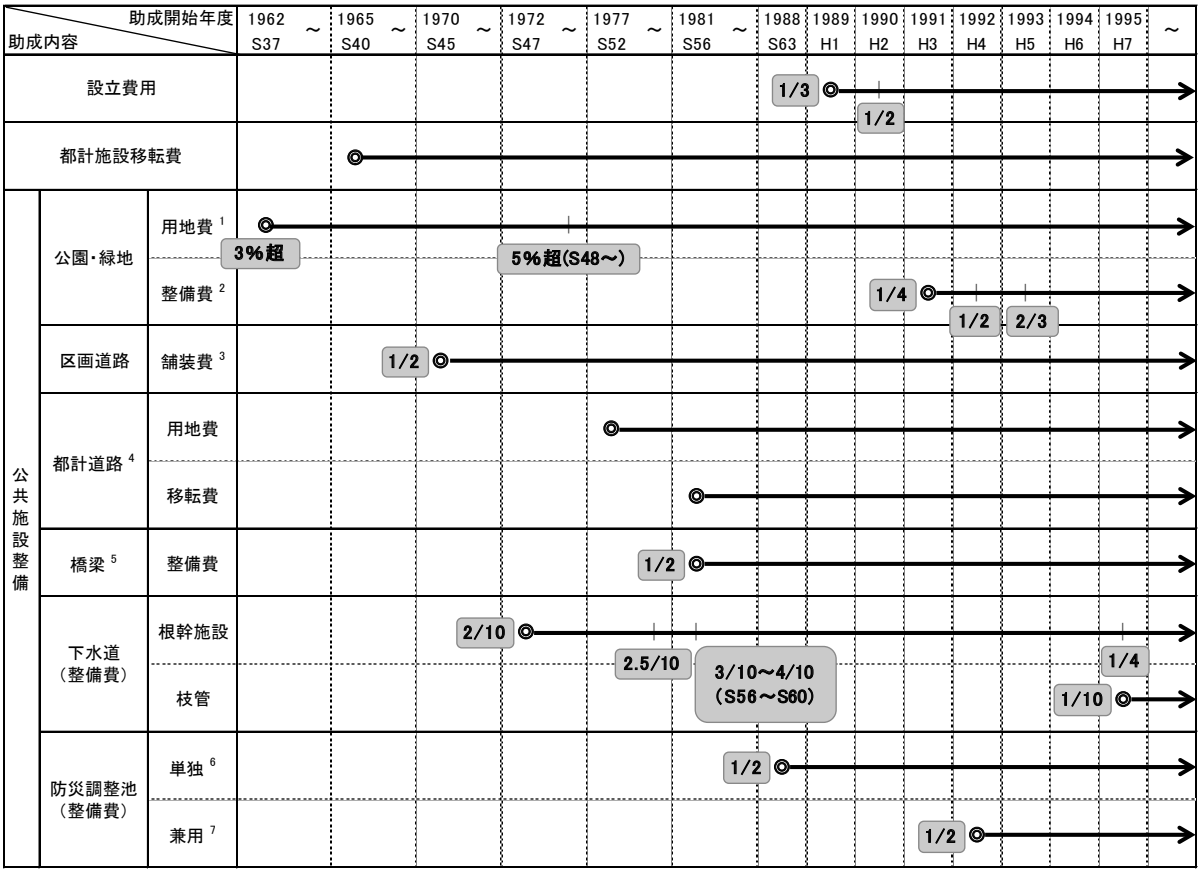

※ 図中の数値は、助成の割合を示す
1 公園・緑地面積が施行地区面積の5%を超える場合（S37～S48は3%超）
2 組合が負担して行う公園整備に要する費用
3 市長が指定する区画道路等の舗装工事費
4 組合の設立認可以後の都計変更による拡幅分にかかる費用
5 幅員9m以上、面積90㎡以上の橋梁の整備費
6 公共施設として整備する単独防災調整池の工事費
7 組合の責に帰せられない事由により生じる兼用防災調整池工事の変更による増加工事費

図 6.1.60　組合施行土地区画整理事業に対する助成制度の推移

1965（昭和 40）年度には、都市計画決定された公共施設にかかる移転・除却費を対象に助成を開始し、さらに 1970（昭和 45）年度には区画道路の舗装工事に対して、1972（昭和 47）年度には下水道の幹線管渠・処理場建設事業費に対して助成を開始した。なお、1995（平成 7）年度には、下水道の幹線管渠・処理場事業費については、下水道事業者の負担増に伴い助成割合を減ずるとともに枝線管渠事業費に対する助成を開始した。

1977（昭和 52）年度からは、組合の設立認可以後に都市計画道路が変更され事業計画を変更した場合は、変更による拡幅分の用地費を助成対象とした。

1981（昭和 56）年度には、助成対象ごとに別個の規定であったものを統合して「名古屋市土地区画整理事業助成要綱」とし新たに橋梁建設費を助成対象に加えた。また、組合設立認可以降に都市計画道路が変更され事業計画を変更した場合、変更による拡幅分の移転費も助成対象とした。

1988（昭和 63）年度からは、公共施設として新設する単独防災調整池工事費を新たに助成対象とし、1992（平成 4）年度からは、兼用防災調整池について組合の設立認可以後に生じた大幅な変更による増

加費も助成対象に加えた。

1989（平成元）年度からは、設立にあたって必要となる区画整理設計および事業計画作成に要した費用についても設立費用として助成対象とした。

1991（平成 3）年度からは、組合が負担して行う公園整備費に対して助成を開始した。

イ 助成実績

1962（昭和 37）年度からの助成実績について、2000（平成 12）年度末および 2009（平成 21）年度末現在における累計を**表 6.1.38** に示す。

2000（平成 12）年度末時点での実績を見ると、助成金額累計で大きいのは、道路（舗装）工事費補助金で、87 億円を超えている。そのほか助成金額累計が 50 億円を超えているのは、特定公共施設整備補助金、公共下水道整備補助金、建築物等移転費補助金である。助成金額累計を該当する延べ組合数で除した組合当たりの助成金額で見ると、特定公共施設整備補助金が約 97 百万円と大きくなっており、次いで防災調整池設置費補助金の約 60 百万円、公園整備費の約 47 百万円が続いている。

表 6.1.38　組合施行土地区画整理事業に対する助成実績

助成内容		2000(平成12)年度末			2009（平成21）年度末		
		組合数（A）	金額(千円)（B）	B/A	組合数（A）	金額(千円)（B）	B/A
設立費用補助金		14	77,964	5,569	17	104,255	6,133
特定公共施設整備補助金		59	5,713,084	96,832	63	6,105,924	96,919
建築物等移転費補助金		291	5,081,895	17,464	299	5,474,871	18,311
道路（舗装）工事費補助金		427	8,716,615	20,414	490	9,758,188	19,915
公共下水道整備費補助金	根幹施設	187	5,681,822	30,384	215	6,475,593	30,119
	枝線管渠	42	571,513	13,607	69	1,239,937	17,970
橋りょう建設費補助金		11	204,233	18,567	11	204,233	18,567
防災調整池設置費補助金		7	419,679	59,954	15	946,611	63,107
公園整備費補助金		22	1,027,615	46,710	37	1,595,305	43,116

1　組合数は複数年度にわたる場合を重複計上した延べ組合数である。
2　2004（平成16）年度より、一部助成の内容を「拡充」しているが、その「拡充」に伴う助成分は含まない。

(3)　組合施行等土地区画整理事業の成果

2007（平成 19）年度当初時点における組合施行等土地区画整理事業による公共施設等の整備に関する寄与度を**表 6.1.39** に示す。

当該時点における換地処分済の組合施行等土地区画整理事業の累計地区面積は 7,731ha であり、市域面積 32,643ha に対して 23.7%を占めている。これに対して公共施設等（都市計画道路、都市公園、下水道）整備における組合施行等土地区画整理事業の寄与度はいずれも 30％弱の高率を示しており、都市計画道路以外の道路も含めた道路実延長においては、実に 37％弱となっている。義務教育施設の配置については若干低く 20％強となっている。

表 6.1.39 組合施行等土地区画整理事業による公共施設等の整備に関する寄与度

2007(平成19)年4月1日現在

公共施設等		単位	名古屋市全体	区画整理組合事業分	組合事業分の割合
道路実延長	総延長	km	6,312	2,327	36.9%
都市計画道路*	都市計画決定実延長	km	902	―	―
	整備済延長	km	782	231	29.5%
都市公園	都市公園箇所数	箇所	1,363	531	39.0%
	面積	ha	1,213	362	29.8%
下水道	整備計画面積	ha	28,694	―	―
	整備済面積	ha	27,940	8,201	29.4%
学校	小学校	校	261	56	21.5%
	中学校	校	110	24	21.8%

＊ 自動車専用道路を除く

2 個人施行土地区画整理事業

個人施行土地区画整理事業については、組合施行等土地区画整理事業として組合施行土地区画整理事業と一括したかたちで扱ってきた。しかし 2001(平成 13)年度以降に認可された個人施行土地区画整理事業の中で特色ある事業が名古屋市内で施行されているのでそれらについて簡潔に触れておく。

(1) 鳴海地区沿道整備街路事業 [124]

① 沿道整備街路事業

沿道整備街路事業とは、用地買収方式の街路事業と換地手法を折衷したような個人施行土地区画整理事業である。具体的には、権利者の同意を得た地方公共団体等の同意施行者が、公共施設管理者負担金を用いて一部買収希望者の土地等を先買いし、残留希望の権利者の土地を換地手法により敷地レベルで整序する手法である。[125]

② 背景等

鳴海地区総合整備地区内にあっては、都市計画道路古鳴海停車場線が未整備であることが課題のひとつであった。古鳴海停車場線の整備にあたっては、名鉄名古屋本線鳴海駅付近は市街地再開発事業で、それ以外の区間については街路事業で整備することを基本とする方針であった。市街地再開発事業施行区域に隣接する直近北部区間については、1998(平成 10)年 5 月 8 日に事業認可を得て街路事業による買収に着手した。しかし、単純買収方式を実施していく上で次のような問題点が想定された。

ⅰ 不整形残地や狭小残地が存続し、生活再建が困難となる。

ⅱ 幹線街路に面して営業継続したい地権者が移転を余儀なくされ、静穏環境を望む地権者が逆に幹線道路に接してしまう恐れがある。

ⅲ 扇川に架かる浅間橋の架け替えに伴う宅地の嵩上げが必要となるが、宅地造成等の調整が困難で

[124] 山田 淳「名古屋市における沿道整備街路事業の試み」(「都市計画」 228 号 2000.12)
[125] 前掲 17 建設省都市局区画整理課「沿道整備街路事業について」(「区画整理」 Vol. 42, No. 8 1999.8)

ある。

iv　沿道の土地利用が著しく低下し、町並みが不調和となる。

以上のような問題点を解決する手法として、想定換地案を基に地権者の意向確認が行われた結果、買収と換地双方の利点を併せ持ち、先行して買収した土地を活かして敷地レベルでの調整が可能な沿道整備街路事業が採用された。

③　事業概要

鳴海地区沿道整備街路事業の施行者は、権利者の同意を得た個人施行者としての名古屋市である。地区面積は 0.30ha で、2003（平成 15）年 2 月 19 日に施行認可されている。同年 3 月 12 日に仮換地が指定され、2008（平成 20）年 3 月 28 日に換地処分となっている。減歩率は約 18.0％であるが、減価補償金を充当した場合の実質減歩率はほぼ 0％である。事業費総額約 4.9 億円のうち公共施設管理者負担金が 3.4 億円、約 7 割を占めている（**図 6.1.61**）。

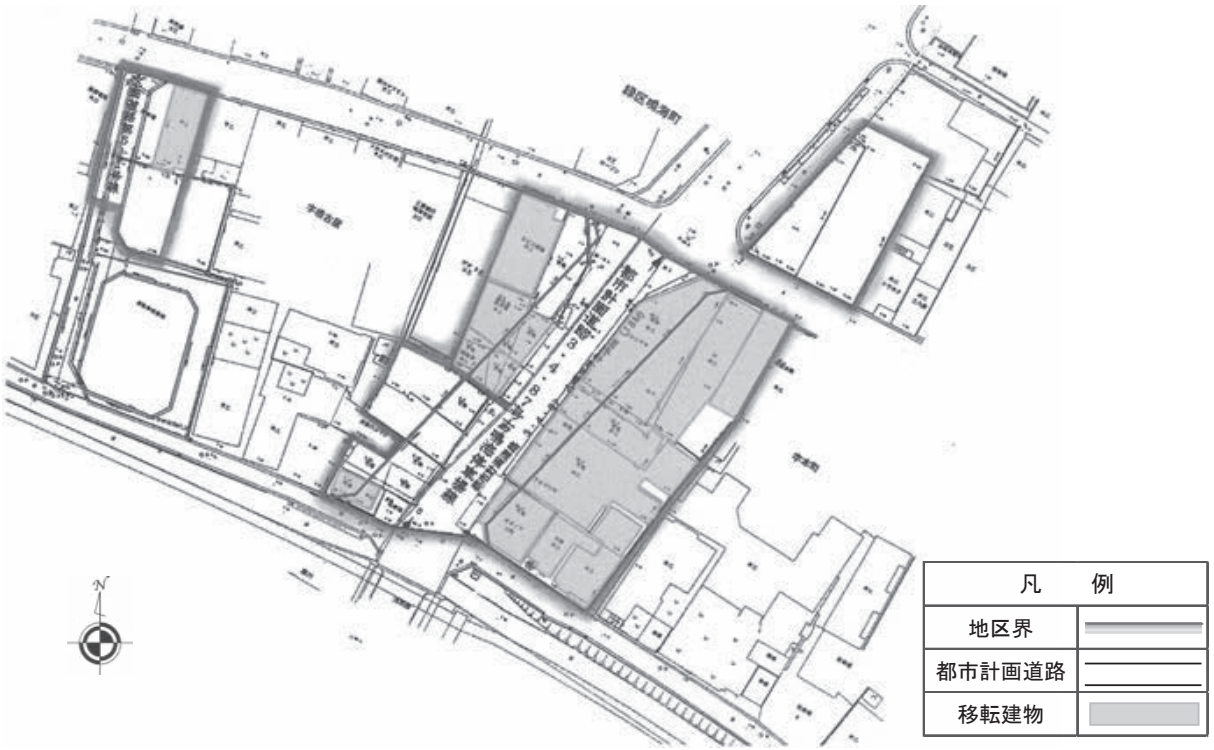

図 6.1.61　鳴海地区沿道整備街路事業

(2)　那古野一丁目土地区画整理事業(敷地整序型土地区画整理事業) [126]

①　敷地整序型土地区画整理事業の概要 [127]

敷地整序型土地区画整理事業とは、「一定の基盤整備がなされている既成市街地内の地域で、早急に土地の有効利用を図ることが必要な地区において、相互に入り組んだ少数の敷地を対象として、換地手法によりこれら敷地の整序を図るものである」[128] 。

これはバブル崩壊後の地価下落傾向に対して「地価抑制から土地の有効利用への転換へ」というサブタイトルを持つ「新総合土地政策推進要綱」が1997(平成9)年2月10日に閣議決定され、その中で「低・未利用地の利用促進」がうたわれたことに発し、これを受けて同年3月25日に建設省が「土地の集約化手法の充実、都市基盤整備の推進など都心居住の推進のために講ずる施策(案)」を公表する中に「土地区画整理事業の敷地集約化への適用」として敷地整序型土地区画整理事業を提起したものである。

具体的には敷地の整序、区画道路の付替え、宅地の入替えなどを行う主に個人施行の土地区画整理事業について技術基準の但し書き規定の適用を認めるなどの措置を講じた。

②　背景等

那古野地区は非戦災地区で復興土地区画整理事業の除外地区であり、地区総合整備地区に位置づけられている。那古野一丁目地区はその中にあって泥江市街地再開発事業の施行区域の東に隣接する位置にある。幹線街路桜通線に面し、地下鉄桜通線の国際センター駅至近という好立地条件にありながら、バブル期において不動産業者等の土地取得による虫食い状の未利用地の存在などのために低未利用の状態に放置されていた。

一方、バブル崩壊後に金融機関の破綻が相次ぎ、長期不況を脱却するために政府は、1998(平成10)年4月24日に「総合経済対策」を閣議決定した。その中の「土地・債権の流動化と土地の有効活用」において「土地の整形・集約化と都市再開発の推進」がうたわれ、敷地整序型土地区画整理事業の活用とともに住宅・都市整備公団(以下「公団」という)を活用した低未利用地有効利用促進の新たな仕組みを提起した。これを受けて公団は同年6月から土地有効利用事業を発足させた。土地有効利用事業とは四大都市圏等の既成市街地内等において都心部の細分化土地等民間単独では事業化が困難な土地を公団が取得し、土地の整形、集約化と基盤整備を行った上で、民間等に売却し、土地の有効利用の実現を図るものである。[129]

126　木津充広「那古野一丁目地区事業化の試み」(出典不詳)
阿部英和「名古屋市那古野一丁目地区における敷地整序型区画整理」(「区画整理」　Vol. 50, No. 10 2007.10)

127　前掲15　建設省都市局区画整理課「都心居住に資する土地区画整理事業の推進について」(「区画整理」 Vol. 40, No. 7　1997.7)
「既成市街地の低未利用地に係る小規模な土地区画整理事業の技術的基準の運用方針について」(平成9年4月18日　建設省都区発第30号　建設省都市局区画整理課長通達)

128　前掲　15「既成市街地の低未利用地に係る小規模な土地区画整理事業の技術的基準の運用方針について」(平成9年4月18日　建設省都区発第30号　区画整理課長通達)

129　斎藤　親「住宅・都市整備公団の土地有効利用事業の取組み」(「都市計画」 219号　1999.7)

③　事業概要

那古野一丁目土地区画整理事業の施行者は、地権者の同意を得た個人施行者としての公団である。地区面積は約 0.34ha で、2003（平成 15）年 3 月 28 日に施行認可され、2005（平成 17）年 6 月 28 日に換地処分となっている。区画整理設計としては区画街路の付替え、拡幅・線形改良、隅切りの設置を行った。公共減歩率は 0.1％、保留地減歩率は 6.4％であり、合算減歩率は 6.5％となっている。また、事業費総額は約 1.7 億円である。

♣♣コラム　戦災復興土地区画整理事業♣♣

戦災復興土地区画整理事業が戦後の名古屋において中心市街地の骨格を形成してきたことは論を俟たないであろう。この事業はしばしば「戦復」（せんぷく）と略称されてきた。しかし戦災復興土地区画整理事業という名称は限定的なもので、1946（昭和 21）年度から 1958（昭和 33）年度に至る国庫補助事業の名称として用いられたものである。都市計画上の正式名称は、最初の都市計画決定（1946（昭和 21）年 6 月 27 日）では「名古屋復興都市計画土地区画整理」であり、戦災を冠していない。その後の都市計画変更においても同様である。ただし、戦災復興土地区画整理事業という名称は、その名称に基づく補助事業が終わった後にも通称としては広く用いられた。

国庫補助事業としての戦災復興土地区画整理事業が終了した後は、おおむね都市改造事業（後に公共団体区画整理補助事業と改称）として実施された。都市改造事業は幹線街路整備を伴う土地区画整理事業に道路特定財源を投入する国庫補助事業として 1957（昭和 32）年度に創設されたものである。道路特定財源は揮発油税を道路整備に充てる制度として 1954（昭和 29）年度に発足したもので、以降、課税対象を拡大していった。道路特定財源を特別会計で処理する道路整備特別会計は 1958（昭和 33）年度に設置された。

都市改造事業の創設に伴い、復興土地区画整理事業の中村第 4 工区は駅西地区都市改造事業として 1957（昭和 32）年度に採択され、さらに駅西地区都市改造事業区域以外の復興土地区画整理事業区域のうち 641.7ha については、戦災復興関連都市改造事業として 1959（昭和 34）年度に採択された。

また、1961（昭和 36）年度以降事業終盤に至るまで、広小路線西部をはじめ大津町線南部、千種駅東、清水口、中央・昭穂、菊井、梅ノ木の 7 地区で都市改造事業が採択された。中央・昭穂地区は戦災復興関連都市改造事業としての国庫補助が打切られたのち 523.3ha について残事業をあらためて採択されたものである。大津町線南部、清水口、菊井の 3 地区についてはいずれも当初採択時点よりも地区が拡大されている。

なお、復興土地区画整理事業の全域にわたって国庫補助事業に重ねて名古屋市の単独費が投入されている。

地区	面積（ha）	期間	事業費（億円）
戦災復興	3,451.7	1946(S21)～1958(S33)	54.1
戦災関連	641.7	1959(S34)～1963(S38)	27.1
駅西	56.1	1957(S32)～1968(S43)	27.3
広小路線西部	33.4	1961(S36)～1970(S45)	6.4
大津町線南部	705.6	1961(S36)～1978(S53)	52.4
千種駅東	143.6	1962(S37)～1969(S44)	12.8
清水口	831.7	1963(S38)～1980(S55)	80.0
中央・昭穂	523.3	1964(S39)～1968(S43)	46.7
菊井	355.7	1965(S40)～1981(S56)	74.6
梅ノ木	31.7	1967(S42)～1970(S45)	2.6
補助事業費計	--	1946(S21)～1981(S56)	384.0
市単独費	3,451.7	1946(S21)～1998(H10)	753.8
事業費計	--	1946(S21)～1998(H10)	1137.8

戦災復興は戦災復興土地区画整理事業の略、戦災関連は戦災復興関連都市改造事業の略、駅西から梅ノ木までは地区都市改造事業を省略している

♣♣コラム　仮使用地、換地予定地、仮換地♣♣

土地区画整理事業では、公共施設の整備改善と宅地利用の増進を図るために地区内各権利者の土地（従前地）について区画形質を変更し、最終的に換地に移行させる。土地にかかる諸権利を従前地から換地に一括して変更することを「換地処分」といい、換地計画に基づいて事業の最終段階に近い時点で行われる。

ところで、土地区画整理法には、換地処分に至る以前に必要に応じて「仮換地」を指定することができる規定がある。仮換地が指定されると、従前地の権利に基づいて仮換地を使用収益できるようになるかわりに従前地を使用収益することができなくなる。仮換地は事業期間中の変更があり得るが、最終的には仮換地が換地に移行する。

仮換地の規定は、実は土地区画整理法において初めて規定された。土地区画整理法以前の旧都市計画法に基づく土地区画整理事業において、具体の実施規定は耕地整理法を準用しており、耕地整理法には仮換地に相当する規定は存在していなかった。おそらく立法時には耕地を対象とする事業において仮換地のような概念を必要としなかったのであろう。強いていえば、耕地整理法施行規則において、規約中に換地処分前の土地使用に関する規定を義務付けているくらいである。しかしながら事業実施の蓄積のなかで仮換地に相当する規定の必要性が認識され、法上の概念としてではなく実態上の概念として、規約に仮換地等の名称にて規定され、運用された経緯があり、[1]「仮使用地」についても同様であった。

仮換地に類する概念が初めて法定されたのは、帝都復興土地区画整理事業実施に際して制定された1923（大正12）年の特別都市計画法であり、「換地予定地」という名称であった。この時は建物移転の前提としての役割が主であった。換地予定地という名称は、戦災復興土地区画整理事業の実施に際して1946（昭和21）年に制定された同名の特別都市計画法において踏襲された。この換地予定地は、土地区画整理法で規定される仮換地とおおむね同様な内容が規定された。[2]

名古屋の復興土地区画整理事業施行に関する根拠法は、耕地整理法、特別都市計画法、土地区画整理法と変遷し、それにつれて換地処分以前に施行者が各地権者に対して使用収益する画地を指定する場合の名称は、「仮使用地」、「換地予定地」、「仮換地」と変化した。「仮使用地」は耕地整理法および特別都市計画法の期間にわたって用いられ、「換地予定地」は特別都市計画法末期の短期間に集中的に仮使用地から変更指定された。「仮換地」は土地区画整理法施行に伴い、換地予定地が一斉に仮換地に移行した。

名古屋市では、仮使用地については1952（昭和27）年3月4日の復興土地区画整理施行規程改正で追加され、換地予定地指定以前に換地予定地に準じて仮使用地を指定できるとしている。[3] こうした仮使用地の指定が初動期に果断に行われたことにより、大規模な土地区画整理事業が迅速に進められ、ひいては国による後年の規模縮小要請に対して部分的な縮小にとどめることができた要因となっているといえよう。

1　鬼丸勝之「特別都市計画法解義」（厳松堂書店　1947.8　p. 48）
2　下出義明「換地処分の研究」（酒井書店　1965.5　p. 90）
3　戦災復興誌編集委員会「戦災復興誌」（名古屋市計画局　1984.3　p. 114）

♣♣コラム　名古屋方式♣♣

名古屋市内で活発に実施されてきた組合施行土地区画整理事業においては、事業の手順について通常の進め方とは異なる独特な進め方があり、俗に名古屋方式または工事先行方式と称している。これに対して、通常の進め方については仮換地先行方式と呼んで区別している。

名古屋方式について公式な定義が存在するわけではないが、おおむね次のように解されている。

公法である土地区画整理法の元来の規定に沿った事業の進め方だけではなく、区画整理施行者（主に土地区画整理組合）と地権者による民間相互の契約関係（工事施行同意書）に基づいて、土地の使用収益権を区画整理施行者に委ね、仮換地指定以前に造成工事を先行させ、おおむね粗造成終了時点までに仮換地を指定して、その後に通常の手続きに至る手法である。

仮換地指定に先立って工事を先行させる手順の利点については、組合土地区画整理事業の業務を多数受託してきた（財）名古屋土地区画整理協会の役職員の発言があり、それによれば次のような内容をあげることができる。

- おおむね粗造成終了時点における仮換地指定となるため、地権者にとっては仮換地の状況を把握しやすく、理解を得やすい。
- 工事を先行しているため全体事業費を早い段階で把握でき、仮換地指定時に減歩率変更（保留地地積調整）などの対応が可能である。
- 仮換地先行方式によれば、仮換地指定までに一定期間を要するため、工事を先行させることにより、全体事業期間を短くする可能性がある。

一方、名古屋方式に関する前提条件に伴うリスクとしては、まとまった土地の同意を得るのに時間を要していると時間短縮のメリットが得られないということがある。また、区画整理施行者に与えられた公権力の発動による処分ではなく、あくまで民間相互の契約関係に依拠しているため、一人でも同意が得られないと当該地権者に関する土地を除外した土地でしか工事を執行できないという制約がつきまとうことになる。

名古屋市において名古屋方式が広く採用されてきた事情についてはつまびらかではない。ひとつには、新市街地造成を目的とする組合施行土地区画整理事業において、仮換地先行方式を採用すれば、現状とまったく様相を異にするであろう仮換地を単純に図面上だけで判断せざるを得ないことから、具体的なものを目にしない限り納得できないという感覚が名古屋方式を有利に導いたと考えられる。もうひとつには、名古屋方式の方が事業期間を短縮でき、結果的に事業費を低廉にできる可能性が高いと想定され、組合経営上有利であると判断されたのではないか。いずれにせよ、戦前から連綿として蓄積されてきた組合施行土地区画整理事業の伝統の中で、名古屋人気質である堅実及び経済合理性志向の気風が名古屋方式を育んできたのであろうと推測される。

[1] 名古屋土地区画整理協会「なごやのまちづくりを支えて70年－創立70周年記念誌」（名古屋土地区画整理協会　2001.6　pp. 104-105, 180-183）

第2章　都市再開発

第１節　都市再開発の概念と分類

1　概念による都市更新・再開発・修復・保全の分類

再開発は非常に広い概念である。単純に字義どおり解釈すれば、再開発ということは既に一旦開発した区域を再度開発することを意味することになろう。ちなみに都市計画に関する教科書をひもとけば、都市更新、再開発、修復、保全という用語が次のように紹介されている。[1]

ⅰ　都市更新（urban renewal）

「すでに都市的土地利用となっている市街地の環境を改善するために公共施設・宅地・建築等をもう一度整備すること」を指し、以下の再開発・修復・保全を含む。

ⅱ　再開発（redevelopment）

「既存の都市空間を取り壊して新たな都市空間を整備し直す全面的な再開発（スクラップ・アンド・ビルド）」である。

ⅲ　修復（rehabilitation）

「既存の都市空間の部分的な修復などを積み重ねて地域の環境を徐々に改善」することで、修復とは「健全な建物は残して修理を加え、不良な建物は除却して新規の建物を建築する」ことをいう。

ⅳ　保全（conservation）

「既成市街地内の価値ある空間資源の保全を中心に市街地空間の整備・制御」を行う。

これらの概念は、アメリカの 1954 年住宅法改正において、「従来の地区再開発（Clearance and Redevelopment）に地区修復（Rehabilitation）、地区保全（Conservation）を加え、再開発の概念を都市更新（Urban Renewal）に拡大再編成した」ことに始まるとされる。これは「既存の住宅・建築物、公共施設をできるだけうまく再利用して、より少ない投資でより広域的に市街地の更新・活性化をはかる」ために地区修復や地区保全を活用し、完全にスラム化する前の荒廃地域などへの予防的な措置により投資抑制効果を狙うという意味合いもあった。[2]

以上のように、都市更新が上位概念であり、再開発は都市更新に包含される下位概念であるが、都市更新という用語は常用されるとはいえない状況にある。したがって、本章の題名を都市更新ではなく広い意味での再開発とし、以下、本章では修復、保全を含めて再開発と表記する。

2　手法・実現過程による分類

再開発を実現していく過程を大きく分けると、主として公的団体が物的環境を具体的に改善していく直接的な事業的手法と、地域地区や経済的支援策などによる間接的な規制・誘導手法がある。

1　新谷洋二　他「都市計画（三訂版）」（コロナ社　2007.4　pp. 128-129）
日笠　端「都市計画　第 3 版」（共立出版　1993.4　pp. 284-287）

2　日端康雄「アメリカの都市再開発」（学芸出版社　1992.7　p. 15）

(1) 事業的手法

特定の施行者が再開発の計画に従い、法規・制度に則って、権利者の合意を得ながら事業資金を投じて、具体的に既存建物の撤去、整地、新規建物の建築、公共施設の整備などを実施する市街地再開発事業、住宅地区改良事業のほか、民間主体の高度利用等に対する動機を経済的に支援することによって共同化などの実現をめざす優良建築物等整備事業や住宅地区改良事業に準ずる修復的事業などがある。各事業の詳細については本章第2節 都市再開発法制の動向 で記述する。

(2) 規制・誘導手法

再開発に関して特定の施行者が、直接、具体の物理的環境改善行為を実施するのではなく、個別権利者の個々の行為をコントロールすることによって、計画を徐々に、場合によっては短期間に実現しようとするものであり、次のような種類がある。

① 地域地区

再開発を促す地域地区あるいは市街地再開発事業を施行する上で要件となる地域地区としては、高度利用地区、特定街区、都市再生特別地区、特例容積率適用地区等がある。このうち高度利用地区については、本章第3節 高度利用地区と再開発地区計画、特定街区については、第2編「第3章 地域地区」第6節 特定街区 を参照されたい。例示したその他の地域地区については 2001(平成 13)年度以降に創設されたものである。

② 地区計画等

再開発を促す地区計画あるいは市街地再開発事業を施行する上で要件となる地区計画としては、再開発地区計画(現「再開発等促進区を定める地区計画」)がある。再開発地区計画については、第2編「第4章 地区計画等」(第2節2(4) 再開発地区計画(現再開発等促進区を定める地区計画))および本章第3節 高度利用地区と再開発地区計画 を参照されたい。なお、1996(平成 8)年に沿道地区計画を加えて特定地区計画等とし、その後防災街区整備地区計画および高度利用地区と同様な地区整備計画を定める地区計画が追加されている。

③ 許認可

「建築基準法」(昭和25年法律第201号)の建築確認は行政による選択の余地(裁量)の少ない事項であるが、特定行政庁による許認可は建築確認にくらべて裁量が大きい事項であり、総合設計などを通じて再開発を誘導することがある。総合設計については、コラム「総合設計制度」を参照されたい。

④ 助成

民間主体による再開発について補助金を通じて支援するものとして、建設省住宅局による優良建築物等整備事業や同都市局による地区再開発促進事業(後年に地区再開発事業)などがある。民間主体により共同化された建築物が建築されていく事象をみれば事業の範疇と考えることもできるが、そのきっかけを行政が支援する側面をみれば誘導であろう。

優良建築物等整備事業および地区再開発促進事業については、本章第2節 都市再開発法制の動向 を参照されたい。

⑤ 税制 [3]

助成が民間主体の再開発に対して補助金をもって誘導を図ろうとすることに対し、税制を通じて再開発を促そうとするものに認定再開発事業、特定民間再開発事業および特定の民間再開発事業がある。

認定再開発事業は「都市再開発法」(昭和 44 年法律第 38 号)に根拠を有する制度で、高度利用地区や再開発事業に関する都市計画決定を要件とせず、優良な再開発事業であることについての都道府県知事の認定という簡便な手続により、税制特例を適用し、民間活力による都市の再開発を積極的に誘導するものである。

特定民間再開発事業および特定の民間再開発事業は、ともに都市再開発法によらない任意の再開発事業について、一定の要件を満たす場合に税制上の特例(前者は買替特例、後者は譲渡特例)を適用することによって誘導しようとするものである。

3 事業制度の様々な視点に基づく分類

再開発に関する事業制度は、都市再開発法に基づく市街地再開発事業を筆頭として多種多様なものがある。これを事業制度の由来や事業目的を切り口として分類すると、不燃化・防災・公共施設整備等にかかるもの、住環境整備として束ねられるもの、住宅供給を主体として時に公共施設整備が加わるものの三つに区分される。

別な切り口として、制度根拠が法律による法定事業か、あるいは行政が必要に応じて定める要綱等による任意事業かという区分がある。法定事業は事業の手続きや内容などが法律に規定されている事業であって、施行者に強制力(収用権)が付与されていることが多い。一方、任意事業は事業の手続きや内容などが法律に規定されているわけではなく、要綱などに基づく事業であって、当事者間の合意を前提として実施されることから、収用権は付与されていない。

そのほか、事業主体が地方公共団体等の公的主体か株式会社や個人などの民間主体かという区分、さらには補助主体が建設省の都市局か住宅局かという区分もある。

ここでは事業制度の由来や事業目的を基本的な区分として、その他の切り口による区分を加味した内容を**表 6.2.1** に掲げる。なお、事業制度や事業名称は変遷していることから、2000(平成 12)年度末時点における内容とし、変遷については次節で記述する。

[3] 国土交通省都市・地域整備局市街地整備課「認定再開発事業と特定(の)民間再開発事業について」(「市街地再開発」 No. 436 2006.8)
「認定再開発事業」、「特定民間再開発事業及び特定の民間再開発事業」(「都市再開発実務ハンドブック 2008」大成出版社 2008.10 pp. 245-251)

表 6.2.1　主要目的別再開発事業制度分類

主要目的	法定	任意
不燃化・防災公共施設整備	市街地再開発事業	優良建築物等整備事業
	住宅街区整備事業	地区再開発事業
住環境整備	住宅地区改良事業	小集落地区等改良事業
		密集住宅市街地整備促進事業
住宅供給等	公営住宅建替事業	住宅市街地整備総合支援事業
	都心共同住宅供給事業	

事業名称は変遷しているため2000（平成12）年度末時点の事業名称とした
小集落地区等改良事業は1997（平成9）年度から小規模住宅地区等改良事業となったが、なお、継続地区があるため元の名称を維持した

（1）　不燃化・防災・公共施設整備

不燃化・防災や公共施設整備を主目的とする再開発事業制度は、再開発という用語で通常想起される概念に近いといえる。

法律に根拠を有する事業としては、都市再開発法に基づく市街地再開発事業がある。市街地再開発事業は個人施行の場合を除いて都市計画決定を必要とし、都市計画法の市街地開発事業に位置づけられる。区域内の従前の建物を除却して施設建築物を建築し、地区外移転者を除く従前権利者を権利変換または管理処分により施設建築物の区分所有者とするとともに、保留床を売却して事業費に充当する手法である。

施行主体は法定されており、地方公共団体等の公的主体のほかに地権者で構成する市街地再開発組合などがある。国庫補助という面からみると、建設省の都市局または住宅局の補助があり、市街地再開発事業によって都市計画道路や駅前広場などの公共施設を整備する場合は都市局補助、そうでない場合は住宅局補助であることが多い。

要綱に基づく任意事業としては、優良建築物等整備事業および地区再開発事業がある。いずれも都市計画決定は不要である。優良建築物等整備事業は建設省住宅局の補助事業であり、建築物の共同化等を要件とし、道路等の公共施設整備は要件ではない。地区再開発事業は建設省都市局の補助事業であり、建築物の共同化等とともに道路等の公共施設の確保または整備を要件とする。

（2）　住環境整備

住環境とは住宅（住居および敷地）からその周囲、地域までの広がりにおける環境をさすと考えられ、住環境整備の概念としては、良好ではない状態の住環境をより良好な状態に整備することといえる。住環境整備事業とは、「構造や設備が不良な住宅の密集、道路・公園等の公共施設の未整備など、住環境が劣っている地区について、良質な住宅の供給、公共施設の整備等を行う事業」とされる。[4]

4 「住環境整備事業って…？」（全国市街地再開発協会）
http://www.uraja.or.jp/town/knowhow/doc/zyukankyou.pdf（2015/12/22 閲覧）

住環境整備に関する法定事業は、「住宅地区改良法」（昭和 35 年法律第 84 号）に基づく住宅地区改良事業である。これはいわゆるスラムクリアランス事業であり、具体的には全面買収方式により不良住宅を除却して改良住宅を建設供給するとともに、環境整備を行う事業である。住宅地区改良法の前身は「不良住宅地区改良法」（昭和 2 年法律第 14 号）である。さらにさかのぼれば東京都内で猿江裏町不良住宅地区改良事業が、同潤会によって大正末期から昭和初年にかけて実施された例があった。この事業は不良住宅地区改良法に基づく事業ではないが、同法の先駆的な試験事業であったとされる。[5] このように住環境整備に関する事業は長い歴史を有する。

小集落地区改良事業は住宅地区改良事業の施行要件を緩和して適用範囲を広げたもので、制度要綱に根拠を有し、1970（昭和 45）年度に創設された。[6] この事業は 1974（昭和 49）年度には住宅地区改良事業に準ずる事業として建設大臣が定めるものとして位置づけられたことから、準法定事業の性格を有しているといえよう。1982（昭和 57）年度からは類似事業を統合して小集落地区等改良事業となり、1997（平成 9）年度から小規模住宅地区改良事業に移行している。[7]

密集住宅市街地整備促進事業は要綱に基づく修復型の事業である。地区内の老朽建築物比率が住宅地区改良事業より低く散在しているような場合にあって、部分的に老朽建築物を除却し、除却対象建築物の住民を受け入れる賃貸住宅を建設するとともに、地区施設整備も行う事業である。この事業は様々な事業を統合しつつ名称も変遷しており、その経緯については次節で記述する。なお、第7編「第3章　都市防災」（第5節1　密集住宅市街地整備促進事業等）も参照されたい。

(3)　住宅供給等

公的な住宅建設事業自体は、通常再開発の範疇に属さないとみなされているが、公営住宅建替事業は既存公営住宅を除却して新たに公営住宅を建設することから、広い意味では再開発の範疇に包含することができるであろう。

都心共同住宅供給事業は、「大都市法」（昭和 50 年法律第 67 号）に基づく事業で、三大都市の都心部等において良質な中高層共同住宅を建設する事業者を対象に、事業の実施に関する計画を関連する知事・市長が認定し、建設費の一部を助成するものである。

住宅市街地整備総合支援事業（2004（平成 16）年度に住宅市街地総合整備事業に拡充）は、住宅供給と公共施設等の整備を総合的に行う事業で、根拠は要綱である。この事業についても密集住宅市街地整備促進事業と同様に様々な事業を統合しつつ名称も変遷しており、その経緯については次節で記述する。

---

5 「猿江共同住宅でのスラム地区の改良事業」（「同潤会アパートメントとその時代」 鹿島出版会　1998.7　p. 66）

6 「小集落地区改良事業制度要綱」（昭和 45 年 4 月 17 日　建設省住街発第 31 号　建設事務次官通達）
「小集落地区改良事業及び水害危険集落地区改良事業」（「住環境整備'83」 全国市街地再開発協会　pp. 111-113）

7 「小規模住宅地区等改良事業制度要綱」（平成 9 年 4 月 1 日　建設省住整発第 46 号）

以上の様々な視点に基づく分類に規制・誘導手法も加えたうえで、名古屋市における適用事例を**表 6.2.2** に示す。

表 6.2.2　再開発の分類と名古屋市における事例

再開発の分類						名古屋市の例
	概念	法定・任意	事業名	主体	補助	
事業	再開発	法定事業	市街地再開発事業	公的主体	都市局補助	泥江、築地、日比野、小幡駅前、鳴海駅前、有松駅前
					住宅局補助	浄心、丸の内駅前、池下、納屋橋西、千種駅南
				民間主体	住宅局補助	大須30番第1、牛島南
			住宅地区改良事業	公的主体	住宅局補助	王子、南押切等
		任意事業	地区再開発(促進)事業	民間主体	都市局補助	築地口地区(第1)、築地口第2地区、築地口第3地区
			優良建築物等整備事業	民間主体	住宅局補助	マリオン大曽根、OZモール、ミユキモール等
			住市総(拠点開発型)	公的主体	住宅局補助	神宮東、白鳥、八田・高畑等
	修復	任意事業	小集落地区等改良事業	公的主体	住宅局補助	南押切
			住市総(密集型)	公的主体	住宅局補助	稲葉地、新出来、筒井、葵、大曽根北、一番一丁目、浜
	保全	任意事業	町並み保存事業	公的主体	—	有松、白壁、四間道、中小田井
			町並み保存	公的主体	都市局補助	白壁・有松(電線共同溝整備事業)
規制・誘導	区分		手法名			名古屋市の例
	地域地区		高度利用地区			泥江、浄心、築地、日比野、小幡、錦二丁目、池下、鳴海等
			特定街区			又穂、池下、丸の内二丁目、栄三丁目等
	地区計画等		再開発地区計画　（現在は再開発等促進区）			木場、牛島南
			特定地区計画等			—
	許認可		総合設計			金山南ビル、NHKセンタービル、ザ・シーン城北等
	助　成		地区再開発(促進)事業　（再掲）			築地口地区(第1)、築地口第2地区、築地口第3地区
			優良建築物等整備事業　（再掲）			マリオン大曽根、OZモール、ミユキモール等
			町並み保存事業　（再掲）			有松、白壁、四間道、中小田井
	税　制		認定再開発事業			—
			特定(の)民間再開発事業 *			—

公営住宅建替事業および都心共同住宅供給事業は省略した
事業名の住市総は、住宅市街地総合整備事業の略である
事業名は2000（平成12）年度時点を基本とし、一部以降の名称を採用した
補助の欄は国庫補助を対象としている
* 特定民間再開発事業または特定の民間再開発事業をいう

第２節　都市再開発法制の動向 [8]

1 不燃化・防災・公共施設整備関連

(1) 都市再開発法の系譜

都市再開発法制定に至る大きな流れの一つは不燃化・防災があり、もう一つは公共施設整備がある。**図 6.2.1** に示すように、これらの二つの施策目的の流れが統合されて都市再開発法が成立した。都市再開発法は市街地再開発事業の根拠となる基本的な法律であり、1969(昭和 44)年 6 月 3 日に公布され、新都市計画法と同日の同年 6 月 14 日に施行された。都市再開発法に基づく市街地再開発事業は、1975(昭和 50)年の同法改正により第一種と第二種に区分されることとなったが、これについては本項(2)で記述する。

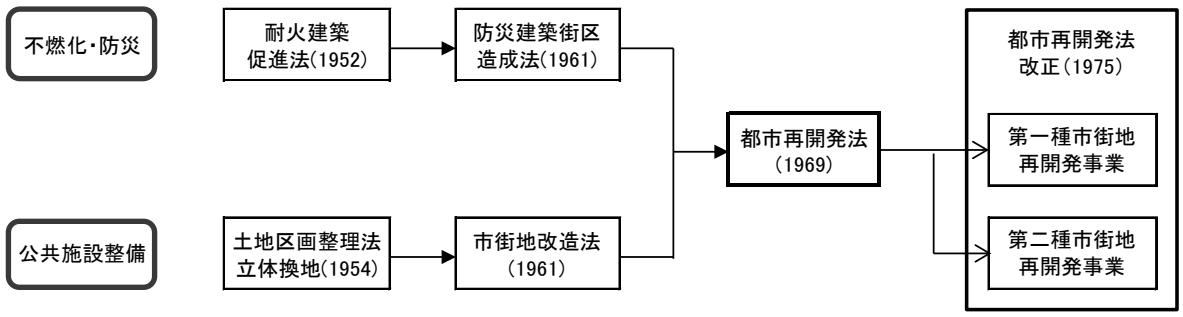

市街地改造法は「公共施設の整備に関連する市街地の改造に関する法律」の略

図 6.2.1 都市再開発法の系譜

① 不燃化・防災

ア 耐火建築促進法

不燃化・防災施策における近代法制の発端は、「市街地建築物法」(大正 8 年法律第 37 号)に基づく防火地区であるが、単に規制するだけではなく、助成によって耐火建築を誘導する一般的な法制としては「耐火建築促進法」(昭和 27 年法律第 160 号)が最初である。耐火建築促進法は、防火地域に重ねて防火建築帯を指定し、防火建築帯内における耐火建築物の建築に対して助成することにより、耐火建築物を連続させて延焼拡大を防止することを目的としている。さらにこの法律を運用するうえでは、多数の共同建築が実施された。[9] これは再開発の原初的形態としての線的な再開発であるといえる。

イ 防災建築街区造成法

耐火建築促進法の発展拡大版として、1961(昭和 36)年 6 月 1 日に「防災建築街区造成法」(昭和 36 年法律第 110 号)が公布施行された。この法律は、その目的に防災とあわせて土地の合理的利用の増進

[8] 再開発の歴史編集委員会「日本の都市再開発史」(全国市街地再開発協会 1991.4)
竹内藤男「都市再開発法」(大成出版社 1970.3 pp. 3-8)

[9] 「全国の共同建築実施の状況」(初田香成「都市の戦後」 東京大学出版会 2011.5 pp. 256-257)

および環境の整備改善を掲げた。同法では耐火建築促進法の防火建築帯に替えて防災建築街区を指定し、街区全体にわたる面的な改造を可能としたが、その考え方は「線から面への開発」といわれた。[10] 同法の対象区域は、不燃化目的から防火地域内、または防災目的から都市計画区域内かつ建築基準法に基づく災害危険区域内であることを要し、かつ、建設大臣が防災建築街区として指定した区域である。施行主体は原則として地権者で構成される防災建築街区造成組合であり、同組合は建設省の補助により防災建築街区内に一定規模以上の耐火建築物である防災建築物を建築することになる。なお、防災建築街区造成組合は土地区画整理組合とは異なり、「任意設立、加入脱退の自由な組織体」であった。[11]

② 公共施設整備

ア 土地区画整理法（立体換地）

「土地区画整理法」（昭和 29 年法律第 119 号）には第 93 条に「宅地の立体化」（立体換地）という手法が法定されている。立体換地は従前地を建築物の一部と土地の共有持分へ移すもので、通常の換地とは異なる再開発的手法といえよう。

立体換地には強制型と任意型があり、強制型はさらに過小宅地対策型と防火地域・高度地区型の区別がある。強制型の施行者は公的団体に限定され、任意型は権利者の申出・同意に基づくことから施行者に限定はない。[12] 立体換地は土地区画整理法制定時に規定されていたが、防火地域・高度地区型は 1959（昭和 34）年の土地区画整理法改正（昭和 34 年法律第 90 号）で追加された。立体換地の規定は「平面的な土地区画整理の体系の中で立体的な方向を示すものとしてその後における立体的な再開発に関する法制の母体となる」ものであった。[13]

立体換地は簡略な制度規定のため、事業実施に際しては課題が伴った。課題を要約すると、強制型の場合は「各種規定（施行期間中の権利承継、建物評価、借家権処理）が不十分」であり、任意型の場合は「施行者、権利者双方に大きなインセンティブが必要」ということになる。[14] 名古屋市では名古屋駅西地区で検討されたが実施に至らなかった。[15]

このように、立体換地手法は規定のみ存在して適用されない時期が続いたが、1987（昭和 62）年 3 月に大阪市三国駅周辺地区土地区画整理事業で初めて事業計画にとり入れられ、2009（平成 21）年 5 月に換地処分が行われた。[16] 次いで春日井市勝川駅前地区土地区画整理事業が 1989（平成元）年 12 月に、勝川駅南口周辺土地区画整理事業が 2000（平成 12）年 12 月に事業計画変更でとり入れられ、それぞれ

10 牛見章「防災建築街区造成事業について」（「新都市」 Vol. 20, No. 12 1966.12）
11 川村良典「防災建築街区造成法」（「ジュリスト」 No. 414 1969.1）
12 西岡伸一「立体換地について」（「区画整理」 Vol. 32, No. 8 1989.8）
13 前掲 8 竹内藤男「都市再開発法制の系譜」（「都市再開発法」 大成出版社 1970.3 pp. 329-331）
14 小石龍太郎「立体換地手法の課題と今後の活用方法について」（「区画整理」 Vol. 41, No. 7 1998.7）
このほかに次の論考にも立体換地手法の課題が整理されている。
鈴木昌治「立体換地手法の活用の推進」（「区画整理」 Vol. 26, No. 12 1983.12）
前掲 12 西岡伸一「立体換地について」（「区画整理」 Vol. 32, No. 8 1989.8）
15 名古屋市計画局整地部駅西都市改造事務所「駅西都市改造のあゆみ」（名古屋市 1964.3 p. 54）
16 加藤浩昭「立体換地制度」（「区画整理」 Vol. 53, No. 6 2010.6）

2007(平成 19)年 4 月、2013(平成 25)年 11 月に換地処分が行われた。[17] 以上、3 例はいずれも公共団体施行の任意型であるが、全国的にみても実施例はこの 3 例に限られ、適用にあたってのハードルは依然として高いといえよう。

イ 公共施設の整備に関連する市街地の改造に関する法律

「公共施設の整備に関連する市街地の改造に関する法律」(昭和 36 年法律第 109 号、以下「市街地改造法」という)は、防災建築街区造成法と同日の 1961(昭和 36)年 6 月 1 日に公布施行された。市街地改造法は「道路等の公共施設の整備に必要な用地の確保と併せて、市街地における土地の高度利用と都市不燃化を都市計画として実現しようとするもの」である。[18] 不燃化も目的にあげられているが、同時に成立した防災建築街区造成法と比較すれば公共施設整備に力点があり、市街地改造法に基づく市街地改造事業の施行者は、公共施設管理者となる地方公共団体または行政庁であった。

市街地改造法は端的にいうならば、立体換地の思想を「土地区画整理法から取り出して、一つの法体系として構成した」ものである。立体換地において隘路であった権利の扱いを工夫した結果、超過収用制度を採用したうえで、「収用(買収)―現物補償(代物弁済)」という方式を採用することとなった。[19] 超過収用制度とは公共施設のために必要な土地だけではなく、附近地も含めて収用可能とすることである。市街地改造法は「従前の上ものをクリアランスし、従後の建物床を従前の地権者に優先して払い下げるという事業方式」(管理処分方式)であって、「公共施設整備にともなう地権者の救済を第一の目的」としたものであった。[20]

(2) 都市再開発法の経緯 [21]

都市再開発法は都市再開発に関する基本法として 1969(昭和 44)年 6 月 3 日に制定されたが、それ以降経済社会の動向に伴って多数の改正変遷を経てきた。以下にその主な内容を紹介する。

① 都市再開発法の制定 [22]

ア 都市再開発法制定の背景

都市再開発法が制定された背景にはさまざまな課題や要因がある。それらを既存文献にしたがって整理すると次のようになる。

17 五藤光義「立体換地制度の活用 ―勝川駅前地区―」(「区画整理」 Vol. 35, No. 4 1992.4)
飯村圭一「勝川駅南口周辺土地区画整理事業 立体換地・密集事業との連携」(「区画整理」 Vol. 44, No. 11 2001.11)

18 中野和義「市街地改造法」「ジュリスト」 No. 414 1969.1)

19 前掲 8 竹内藤男「都市再開発法制の系譜」(「都市再開発法」 大成出版社 1970.3 pp. 332-334)

20 鈴木栄基「市街地改造法の成立と超過収用制度」(「日本都市計画学会学術研究論文集」 1989)

21 「逐条解説改訂 6 版 都市再開発法解説」(大成出版社 2004.3 pp. 18-30)
建設省都市局都市再開発防災課「都市再開発法アラカルト」(「新都市」 Vol. 53, No. 11 1999.11)
滝澤秀樹「都市再開発法制の変遷」(「新都市」 Vol. 54, No. 12 2000.12)

22 竹内藤男「新しい都市再開発法の施行に当って」(「新都市」 Vol. 23, No. 7 1969.7)

既成市街地を取り巻く諸問題には、土地利用の混在、諸機能の過度の都心集中、公共施設の未整備、人口定着の外延化、災害発生の危険性があり、さらに土地の低利用、日照、採光、通風等の環境の悪化などの問題もあった。特に「細分化された狭小な宅地に、鉛筆ビル、カミソリビルといわれるような細長い建物が無計画に建つこと」に強い懸念があった。[23]

一方でこのような課題に対処する事業手法としては、市街地改造事業および防災建築街区造成事業が存在していたものの、それぞれ次のような課題を抱えていた。すなわち、市街地改造事業については、「公共施設の整備を主たる目的としているため、施行主体が地方公共団体等の公的機関に限定されるとともに、事業の範囲も自ずから限定され」、[24] 防災建築街区造成事業については、「防災地区内での全員同意に限定されているため強制権がないこと、権利処理の規定がないことから(中略)広い区域にわたる総合的な面的整備ができない」という課題を有していた。[25]

イ 都市再開発法制定の経緯

(ア) 大都市再開発問題懇談会第一次中間報告書

大都市再開発問題懇談会は、再開発の基本的な構想などを検討するために 1962(昭和 37)年 3 月に設置された。当時は旧都市計画法下にあって、建設省に都市計画法制等を包括的に審議する審議会が存在しなかったため、建設大臣の私的諮問機関として設置された。[26] 同懇談会は東京の再開発に関する第一次中間報告書を取りまとめ、1963(昭和 38)年 3 月 15 日に建設大臣に報告した。これは再開発法制の方向を示すというよりは、主として東京における土地利用のあり方を示すもので、都市機能の分散、都心機能の再配置と都市構造の改革、市街地内住宅地の配置と環境の改善、都市の空間構成と容積計画の四点を柱としていた。[27]

(イ) 都市再開発法制研究委員会

都市計画中央審議会に相当する審議会不在の下で、㈶都市計画協会は再開発法制について検討するために 1966(昭和 41)年 10 月 24 日に都市再開発法制研究委員会を設置し、同年 12 月 17 日に「都市再開発の法制について」と題する報告書をまとめた。さらに同年 12 月 23 日には建設大臣あてに「都市再開発のための基本的法制の確立について」と題する建議書(要望書)を提出した。[28] この報告書では、都市再開発のための手法を検討したうえで、新たに権利変換に相当する手法を提案するとともに、施行者についても検討していたことから、都市再開発法案の検討に重要な役割を果たしたとされる。

---

23 前掲 8 再開発の歴史編集委員会「日本の都市再開発史」(全国市街地再開発協会 1991.4 p. 126)
24 前掲 8 再開発の歴史編集委員会「日本の都市再開発史」(全国市街地再開発協会 1991.4 p. 127)
25 本多直巳「都市再開発制度の変遷と成果」(「新都市」 Vol. 52, No. 7 1998.7)
26 越澤 明「都市計画に関する審議会制度の沿革と歩み」(「新都市」 Vol. 64, No. 4 2010.7)
27 鶴海良一郎「大都市再開発問題懇談会第一次中間報告」(「新都市」 Vol. 17, No. 4 1963.4)
28 都市再開発法制研究委員会「都市再開発の法制について」(「新都市」 Vol. 21, No. 2 1967.2)
前掲 8 再開発の歴史編集委員会「日本の都市再開発史」(全国市街地再開発協会 1991.4 pp. 128-130)

（ウ） 都市再開発法施行に至る経過

都市再開発法の第1次案は、都市計画法の全面改正案と同じく1967（昭和42）年の第55国会に提案され、両案とも継続審査となった。しかし、都市計画法全面改正案の審議が優先された結果、都市再開発法第1次案は廃案となった。都市計画法全面改正案が成立したことをうけ、都市再開発法案は所要の修正を施したうえで第2次案として1969（昭和44）年3月に再度提案された。[29] 都市再開発法は紆余曲折を経て同年6月3日に公布され、新都市計画法と同日の同年6月14日に施行された。なお、都市再開発法の施行通達はおよそ半年後の同年12月に発せられた。[30]

ウ 概要

都市再開発法は目的に「土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新」を図ることをうたったうえで、従前の市街地改造法と防災建築街区造成法を統合し、市街地再開発事業を創設して施行地区・施行者を拡大するなど汎用性を広げた。また、高度利用地区を新規の地域地区として創設して再開発を誘導するとともに市街地再開発事業の施行要件とした。市街地再開発事業における権利処理については、「一般的な等価交換であるところの権利変換という新しい手法」が創設された。[31] さらに参加組合員制度を創設し、公団・公社、デベロッパーなどが組合員として参加することを可能とした。

② 都市再開発法第1次改正（1975（昭和50）年）[32]

ア 第1次改正の背景・経緯

田中角栄は日本列島改造論を提唱した後1972（昭和47）年7月に第1次田中内閣を組織した。翌年にはいわゆる列島改造ブームと称する地価高騰が生起した。これを受けて政府は1973（昭和48）年1月26日に地価対策閣僚協議会において「土地対策要綱」を決定し、総合的な土地対策に取り組むこととした。これはやがて「国土利用計画法」（昭和49年法律第92号）の制定につながっていった。一方で、計画的な住宅・宅地供給を推進する必要から、既成市街地、新市街地それぞれについて、都市計画中央審議会に対して1973（昭和48）年1月に諮問がなされた。既成市街地に関する諮問は、「都市の再開発の推進を図るための新しい制度はいかにあるべきか」、新市街地に関する諮問は、「大都市地域の市街化区域内における農地等の市街化を促進するための制度のあり方について」であり、ともに同年7月23日に答申が行われた。[33] 両答申は建設省内における法案化検討を経た後、都市再開発法改正と大都市法制定という形で法制化された。これを示したのが**図 6.2.2** である。

---

29 竹内藤男「都市再開発法案の概要とその経過」（「ジュリスト」 No. 414　1969.1）
森田松仁「都市再開発法の国会審議をかえりみて」（「新都市」 Vol. 23,　No.7　1969.7）

30 「都市再開発法の施行について」（昭和44年12月23日建設省都再発第87号　建設事務次官通達）
「都市再開発法の施行について」（昭和44年12月23日建設省都再発第88号　建設省都市局長・住宅局長通達）
風岡典之「都市再開発法の施行通達について」（「新都市」 Vol. 24,　No. 2　1970.2）

31 前掲25　本多直巳「都市再開発制度の変遷と成果」（「新都市」 Vol. 52,　No. 7　1998.7）

32 建設省都市局都市再開発課「都市再開発法の一部改正について」（「新都市」 Vol. 28,　No. 6　1974.6）
後藤國臣「都市再開発法の揺籃期を振り返って」（「新都市」 Vol. 53,　No.11　1999.11）

33 建設省都市局都市再開発課「都市再開発の推進について」（「新都市」 Vol. 27,　No. 2　1973.2）
北島照仁「都市再開発と市街化促進方策」（「新都市」 Vol. 27,　No. 7　1973.7）

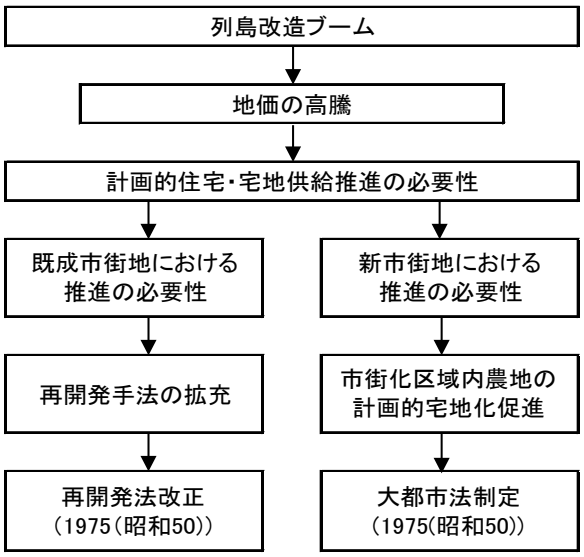

図中、再開発法は都市再開発法、大都市法は大都市地域における住宅地等の供給の促進に関する特別措置法（制定時名）をいう。

図 6.2.2 都市再開発と市街化促進方策

都市計画中央審議会による答申のうち、再開発に関する内容としては、都市再開発基本計画の確立、現行の高度利用地区制度の活用及び改善、再開発促進制度の創設、面的収用方式による都市再開発制度の創設、補助制度等の充実、関係権利者対策の充実、都市再開発促進のための機関の新設などの新しい再開発制度がある。

イ 第1次改正の主な内容

都市再開発法第 1 次改正は 1975（昭和 50）年 7 月 16 日に公布され（昭和 50 年法律第 66 号）、同年 11 月 1 日に施行された。さらに翌年 4 月 1 日に関連通達が発せられた。[34]

主な改正内容は次のとおりである。

ⅰ 市街地再開発促進区域制度の創設

大都市法における土地区画整理促進区域等と同様に、5 年以内に区域内の権利者により自発的な再開発が実施されることを期待する制度であり、5 年以内に再開発が行われない場合には、市町村が市街地再開発事業を施行することとされている。

ⅱ 個人施行者制度の創設

小規模で組合設立に至らないような場合に、土地区画整理事業と同様に権利者全員同意の下で個人または数人が共同で市街地再開発事業を施行できる途を開いたもので、都市計画決定不要の簡易な手法である。

34 「都市再開発法の一部改正について」（昭和 51 年 4 月 1 日建設省都再発第 19 号 建設省都市局長・住宅局長通達）
「高度利用地区の指定について」（昭和 51 年 4 月 1 日建設省都計発第 25 号 建設省都市局長・住宅局長通達）

iii 第二種市街地再開発事業の創設(市街地改造事業方式の復活)

大規模かつ公益性ならびに緊急性の高い場合について、管理処分(買収)方式による第二種市街地再開発事業を創設し、同事業の施行者は公的団体に限った。これに伴い、従前の権利変換方式の場合を第一種市街地再開発事業とした。

iv 施行区域要件(耐火建築物要件)の改正

改正前にあっては、耐火建築物以外の建築物で地階を除く階数が 2 以下のものの建築面積が 2/3 超でなければならなかったものを、改正後にあっては耐火建築物で地階を除く階数が 3 以上のものの建築面積が 1/3 以下であることとして、小規模耐火建築物が一定程度存在している場合でも施行できるようにした。

v 高度利用地区規制内容の変更

都市再開発法改正附則に基づく都市計画法・建築基準法改正により、高度利用地区の規制内容に容積率の最高限度、建ぺい率の最高限度を追加するとともに、壁面の位置の制限に関する規定を可とした。[35]

③ 都市再開発法第2次改正(1980(昭和 55)年)[36]

ア 第2次改正の背景・経緯

1977(昭和 52)年から 1979(昭和 54)年にかけて、経済同友会、経済団体連合会、日本生産性本部、不動産協会などから再開発に関する提言が相次いだほか、第三次全国総合開発計画をはじめとする国の各種計画においても再開発の推進がうたわれた。

こうした状況のもとで、建設大臣から都市計画中央審議会に対して 1979(昭和 54)年 5 月 28 日に「都市の再開発を広く、かつ、強力に推進するための新しい制度は、いかにあるべきか」という諮問がなされた。これに対して都市計画中央審議会は再開発部会を設置して審議した結果、同年 12 月 5 日に答申を行った。

この答申の「都市再開発推進のために講ずべき施策」中に「都市再開発の計画的推進」という項を立て、「都市再開発に関する総合的な計画制度の確立」をうたった。この中で「都市計画として、再開発の基本方針となる都市再開発基本計画を定めなければならない」としている。そのほか「再開発事業手法の改善」という項において、管理処分方式の拡大、施行区域要件の緩和、地方住宅供給公社による再開発事業制度の創設などをうたった。[37]

都市再開発法第 2 次改正は 1980(昭和 55)年 5 月 27 日に公布され(昭和 55 年法律第 62 号)、翌年 1 月 1 日に施行され、同年 4 月 1 日に関連通達が発せられた。[38]

---

35 沖村恒雄「高度利用地区指定標準について」(「新都市」 Vol. 30, No. 8 1976.8)

36 伊藤 直「都市再開発法の一部改正および都市開発資金の貸付けに関する法律の一部改正について」(「新都市」 Vol. 34, No. 7 1980.7)
増田寛也「都市再開発法施行令の一部改正について」(「新都市」 Vol. 35, No. 1 1981.1)

37 松井邦彦「都市再開発推進のための新制度に関する答申について」(「新都市」 Vol. 34, No. 2 1980.2)

38 「都市再開発法の一部改正について」(昭和 56 年 4 月 1 日建設省都再発第 35 号、住街発第 18 号 建設省都市局長・住宅局長通達

イ 第2次改正の主な内容

(ア) 都市再開発方針制度の創設 [39]

都市再開発方針は都市再開発法第2次改正における主要改正内容である。都市再開発が場当たり的になされるのではなく、再開発基本計画に則ってなされるべきであるとの主張は、既に都市再開発法制定時の施行通達において「都市再開発に関する基本構想の策定について」としてなされていた。[40] 今回法定された都市再開発方針は「長期的かつ総合的なマスタープラン」であり、政令で定める大都市に係る都市計画区域の区域区分の整備、開発又は保全の方針において定めなければならないとした。

都市再開発方針は都市再開発法第2条の3の追加により規定された。第1項に都市再開発方針の内容、第2項に都市再開発方針の実現に向けての国および地方公共団体の努力義務が課された。このうち第1項は二つの内容から構成され、同項第1号は「計画的な再開発が必要な市街地」に関する方針、同項第2号は「計画的な再開発が必要な市街地」のうち「特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区」の計画の概要であった。これらはそれぞれ1号市街地、2号地区の略称が用いられた。[41]

なお都市再開発方針は、2000(平成 12)年の都市計画法および建築基準法改正(平成 12 年法律第73号)により、都市再開発方針自体を都市計画で定めることとされた。

(イ) その他

施行主体、施行区域、事業手法について、次のように市街地再開発事業をより広く適用できるようにするための変更がなされた。

ⅰ 施行主体の拡大

地権者から同意を得たものが個人施行者となることを可能とし、新規に首都高速道路公団、阪神高速道路公団、地方住宅供給公社を施行者に加えた。

ⅱ 施行区域要件の緩和

・ 耐火建築物要件

建築面積 100 ㎡未満および都市計画決定された公共施設区域内の耐火建築物については、耐火建築物とみなさないこととした。

・ 第二種市街地再開発事業の施行区域要件を3ha以上から1ha以上に緩和した。

ⅲ 特定施設建築物制度の創設

すべて保留床である施設建築物については、施行者以外の者に建築させることができることとした。

---

39 高井憲司「都再開発方針の策定とこれに基づく再開発の推進について」(「新都市」 Vol. 36, No. 7 1982.7)
久保田誠三「『都市再開発方針』の制度化」(「新都市」 Vol. 42, No. 11 1988.11)
柳沢 厚 他「都市再開発方針について」(「都市計画」 No. 139, 1986.2)

40 前掲30 「都市再開発法の施行について」(昭和44年12月23日建設省都再発第88号 建設省都市局長・住宅局長通達)

41 「都市再開発方針の策定とこれに基づく再開発の推進について」(昭和57年5月27日 建設省都計発第43号、同 再都発第71号、同 都区発第35号、同 住建発第96号、同住街発第42号 都市計画課長・都市再開発課長・区画整理課長・住宅建設課長・市街地建築課長通達)

iv 公共施設管理者による工事の特例制度の創設

公共施設の整備および管理の一貫性を確保するとともに、施行者の負担軽減を図るため、一定の公共施設について管理者等による工事の制度が設けられた。

v 権利変換手続の特則の拡充

地上権非設定型の権利変換手続を従来の公的主体からすべての施行者に拡大した。

④ 都市再開発法・建築基準法改正(1988(昭和 63)年)

ア 都市再開発法・建築基準法改正の背景・経緯

1980 年代後半から地価が高騰し、特に東京では事務所床需要の急増があった。また一方では、産業構造の転換や物流・交通体系の転換に伴う大規模空閑地の発生とその土地利用転換の計画的誘導が課題であった。このために「①土地利用転換の方向に係る都市計画上の位置付けの明確化、②適正な公共施設の整備水準を担保しつつ、これを前提とした的確かつ詳細な土地利用規制の変更、③民間エネルギーの適切な誘導と段階的な整備の推進等の要請に対応した都市計画制度」として再開発地区計画制度が創設された。[42]

都市再開発法改正と併せて建築基準法も改正されたことにより、再開発地区計画制度は再開発地区整備計画に定める一定の都市基盤整備を条件として、容積率制限、斜線制限または用途制限を特定行政庁の認定等をもって緩和することができることとした。いわゆる緩和型地区計画の始まりである。

近藤茂夫は再開発地区計画制度を端的に、「都市内の低・未利用地を活用して一体的かつ総合的な市街地の再開発を促進するための都市計画の一つ」と表現しているが、[43] 明石達生は別の側面から「再開発地区計画制度は、民活政策の流れの中では、『優良プロジェクトに対する都市計画・建築規制の緩和』の総仕上げのように説明されてきている」と表現している。[44]

イ 都市再開発法・建築基準法改正の主な内容

都市再開発法・建築基準法改正は 1988(昭和 63)年 5 月 20 日に公布され(昭和 63 年法律第 49 号)、同年 11 月 15 日に施行された。施行に関する通達は同年 12 月 22 日に発せられた。[45]

42 「『再開発地区計画制度』の創設と市街地再開発施行区域要件の緩和」(「新都市開発」 Vol. 26, No. 7 1988.6)

43 近藤茂夫「再開発地区計画制度の創設」(「自治研究」 Vol. 64, No. 8 1988.8)

44 明石達生「再開発地区計画制度の成立と税制改正」(「都市計画」 No. 177 1992.10)

45 「都市再開発法及び建築基準法の一部改正について」(昭和 63 年 12 月 22 日建設省都再発第 129 号 建設事務次官通達
「都市再開発法及び建築基準法の一部改正について」(昭和 63 年 12 月 22 日建設省経民発第 52 号、同都計発第 140 号、同都再発第 131 号、同住街発第 124 号 建設省建設経済局長・都市局長・住宅局長通達)

（ア） 再開発地区計画制度の創設 [46]

再開発地区計画制度は 1988（昭和 63）年の改正中でもっとも主要な計画内容であり、位置、区域、面積のほかに次の 3 点を定めることとされた。

ⅰ 目標、土地利用に関する基本方針その他の整備及び開発に関する方針

ⅱ 公共施設の配置及び規模（都市計画施設・地区施設以外でいわゆる 2 号施設）

ⅲ 再開発地区整備計画

このうち、公共施設の配置及び規模を定めなければならないこととした理由は、もともと公共施設の不十分な低・未利用地等を対象としているため、地区施設よりも規模の大きい道路、公園などの公共施設整備を前提として規制緩和を認めることにあった。なお、これらの公共施設は改正都市再開発法第 7 条の 8 の 2 第 2 項第 2 号に規定されたことから、2 号施設と呼びならわされた。ただし、その根拠条項は 2002（平成 14）年の建築基準法・都市計画法・都市再開発法改正（平成 14 年法律第 85 号）に基づく再開発等促進区を定める地区計画創設により都市計画法に移行した。さらに「第 2 次一括法」（平成 23 年法律第 105 号）に基づく都市計画法改正により、根拠条項は都市計画法第 12 条の 5 第 5 項第 1 号に移行し、1 号施設と呼ばれることとなった。

このほか、地区計画と同様に段階的な都市計画の手続きを踏むことが可能とされているために、再開発地区整備計画が定められていない再開発地区計画区域内の権利者は、協定を締結したうえで、都市計画決定権者に対して再開発地区整備計画を定めるよう要請することができるという規定が設けられた。

また、都市再開発法改正附則に基づく租税特別措置法および地方税法の改正により、再開発地区計画における助成策として、三大都市圏中心部以外で再開発地区整備計画が定められている再開発地区計画地区の優良建築物に関して税制上の優遇措置が得られることとされた。

（イ） その他

ⅰ 施行区域要件の緩和

耐火建築物とみなさない対象を拡大し、建築面積 100 ㎡未満を 150 ㎡未満に引き上げるとともに低容積率の耐火建築物については対象外とした。

ⅱ 権利変換手続等の特則の拡充

これまで公的団体施行においては認められていなかった全員同意型の権利変換手続、管理処分手続の特則を新たに規定した。

46 前掲 41、42 のほか 山崎篤男「低・未利用地の利用促進策 ―再開発地区計画制度の創設― 」（「月刊建設」Vol. 32, No. 10 1988.10）にも紹介がある。
また、日本都市計画学会の「都市計画」 177 号（1992.10）は、「再開発地区計画制度」を特集して制度発足以来の実践例を踏まえたレビューを行っている。

⑤ 都市再開発法等改正(1995(平成 7)年) [47]

ア 都市再開発法等改正の背景・経緯

大都市地域において住宅立地が遠隔化する一方で、都心部における居住環境の改善が遅れていることから、建設省は1994(平成 6)年 7 月 22 日に「住宅・宅地対策の基本方針について」をとりまとめた。この中で、主要施策として住宅立地の改善等を掲げ、特に都心部における居住の回復をうたった。

また、公共投資基本計画は 1990(平成 2)年 6 月 28 日に閣議了解されていたが、1994(平成 6)年 10 月 7 日に改定され、公共投資総額は 630 兆円に増額された。この中でも「大都市圏の都市部において良質な住宅を 160 万戸供給」することがうたわれていた。[48]

このような背景のもとに都市再開発法および大都市法が改正された。

イ 都市再開発法等改正の主な内容

都市再開発法等の改正は 1995(平成 7)年 2 月 26 日に公布され(平成 7 年法律第 13 号)、同年 5 月 25 日に施行され、同日に施行に関する通達が発せられた。[49] ただし、市街地再開発事業の施行区域要件緩和に関する改正内容の施行は公布翌日の 2 月 27 日であった。

主な改正内容は、施行区域要件の緩和および再開発地区計画における 2 号施設決定時期の弾力化であった。施行区域要件については、高度利用地区と同等な内容の再開発地区整備計画を条例で担保している再開発地区計画を追加するとともに、耐火建築物要件がこれまでは耐火建築物の建築面積の合計が全体の 1/3 以下であったことに加えて、耐火建築物の敷地面積の合計が全体の 1/3 以下であることを追加した。また、再開発地区計画における2号施設について、当初決定時期に限ることなく後で再開発地区整備計画を決定する時期でも可能とした。

なお、ほぼ同時期に大都市法も改正(平成 8 年号外法律第 15 号)され、都心共同住宅供給事業が創設されたが、これについては、住宅供給の項で触れる。

⑥ 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律制定に伴う改正(1997(平成 9))年)

ア 背景・経緯

「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律」(平成 9 年法律第 49 号、以下「密集法」という)は、阪神・淡路大震災発災後、密集市街地整備と防災対策の一層の必要性に基づいて制定された。密集法の制定とあわせて「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 9 年法律第 50 号、以下「密集法関係法整備法」という)が制定され、同法によって都市再開発法も改正された。密集法については第7編「第3章 都市防災」を参照されたい。

47 高橋謙司「『都市再開発法等の一部を改正する法律』及び『大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律』について」(「新都市」 Vol. 49, No. 5 1995.5)

48 池田拓哉「改訂された公共投資基本計画」(「道路」 No. 647 1995.1)

49 「都市再開発法等の一部改正について」(平成 7 年 5 月 25 日建設省都計発第 71 号 建設事務次官通達)
「都市再開発法等の一部改正について」(平成 7 年 5 月 25 日建設省都計発第 72 号、同住街発第 51 号 建設省都市局長・住宅局長通達)

イ 都市再開発法改正の主な内容

密集法関係法整備法は、密集法と同日の 1997(平成 9)年 5 月 9 日に公布され、同年 11 月 8 日に施行された。その中で、都市再開発法改正の主な内容は、施行区域要件に密集法に基づく防災街区整備地区計画を追加したことと、第二種市街地再開発事業の施行要件である施行区域面積を 1ha から 0.5ha に緩和したことなどであった。

⑦ 都市再開発法・都市開発資金法改正(1998(平成 10)年)

民間活力による市街地の再開発を促進するため、都市再開発法および都市開発資金法が 1998(平成 10)年 5 月 29 日に改正公布され(平成 10 年法律第 80 号)、同年 8 月 28 日に施行された。[50]

都市再開発法の主な改正内容は、都市再開発方針の拡充、特定事業参加者制度および認定再開発事業制度の創設であった。

このうち都市再開発方針については、新たに第 2 条の 3 に第 2 項を追加挿入することにより、政令指定の大都市以外の都市に策定対象区域を拡大して 2 号地区に準ずる地区として 2 項地区を定めることとした。

特定事業参加者制度は、個人施行における同意施行者や組合施行における参加組合員のように、公的団体施行においても保留床の取得を前提として民間事業者の資力・技術力を活用する制度である。

認定再開発事業は、都市再開発方針 2 号地区内であることなど、一定の要件に該当する再開発の計画を都道府県知事が認定することにより、高度利用地区や市街地再開発事業の都市計画決定を要することなく税制特例を適用し、任意再開発を促そうとする制度である。

⑧ 都市開発資金法等改正(1999(平成 11)年)

民間主体の市街地再開発による内需主導の景気回復を期待し、都市開発資金法、土地区画整理法、都市再開発法等が 1999(平成 11)年 3 月 31 日に改正され(平成 11 年法律第 25 号)、同年 4 月 1 日、6 月 30 日、9 月 30 日の 3 次にわたって施行された。[51]

都市再開発法の主な改正内容は、次のとおりであった。

ⅰ 市街地再開発組合の設立時期の早期化(事業計画決定前の設立認可)

ⅱ 特定施設建築物制度の拡充(権利床を含む施設建築物を対象に追加)

ⅲ 土地区画整理事業との一体的施行制度の創設 など

⑨ 都市計画法改正(2000(平成 12)年)

2000(平成 12)年の都市計画中央審議会答申を受けて都市計画法は大きく改正された(平成 12 年法律第 73 号)。公布は 2000(平成 12)年 5 月 19 日、施行は翌年 5 月 18 日であった。この改正は多岐にわたるが、都市再開発法と関連する内容としては、都市再開発方針の位置付けの変更がある。

50 「都市再開発法及び都市開発資金の貸付けに関する法律の一部改正について」(平成 10 年 8 月 28 日 建設省都計発第 99 号、同都再発第 9312 号、同住街発第 8712 号 建設省都市局長・住宅局長通達)

51 「都市開発資金の貸付けに関する法律等の一部改正について」(平成 11 年 4 月 1 日 建設省都再発第 28 号、同都区発第 23 号、同住街発第 37 号 建設省都市局長・住宅局長通達)

この改正により、これまでの区域区分に伴う「整備、開発又は保全の方針」は都市計画区域の「整備、開発及び保全の方針」（都市計画区域マスタープラン）となった。一方で、都市計画法に第 7 条の 2 が追加され、これまで「整備、開発又は保全の方針」に位置づけることとされていた都市再開発方針は、独立した都市計画内容とされた。

詳細については第2編「第1章　都市計画におけるマスタープラン」を参照されたい。

なお、都市再開発法は 2002（平成 14）年 3 月 31 日に改正され（平成 14 年法律第 11 号）、再開発会社が施行者に追加されたほか、同年 4 月 5 日の「都市再生特別措置法」（平成 14 年法律第 22 号）により、再開発地区計画を廃して再開発等促進区を定める地区計画に統合するなどの改正が行われている。

以上に述べてきた都市再開発法に関する主要改正の経緯を図としてまとめたものが**図 6.2.3** である。

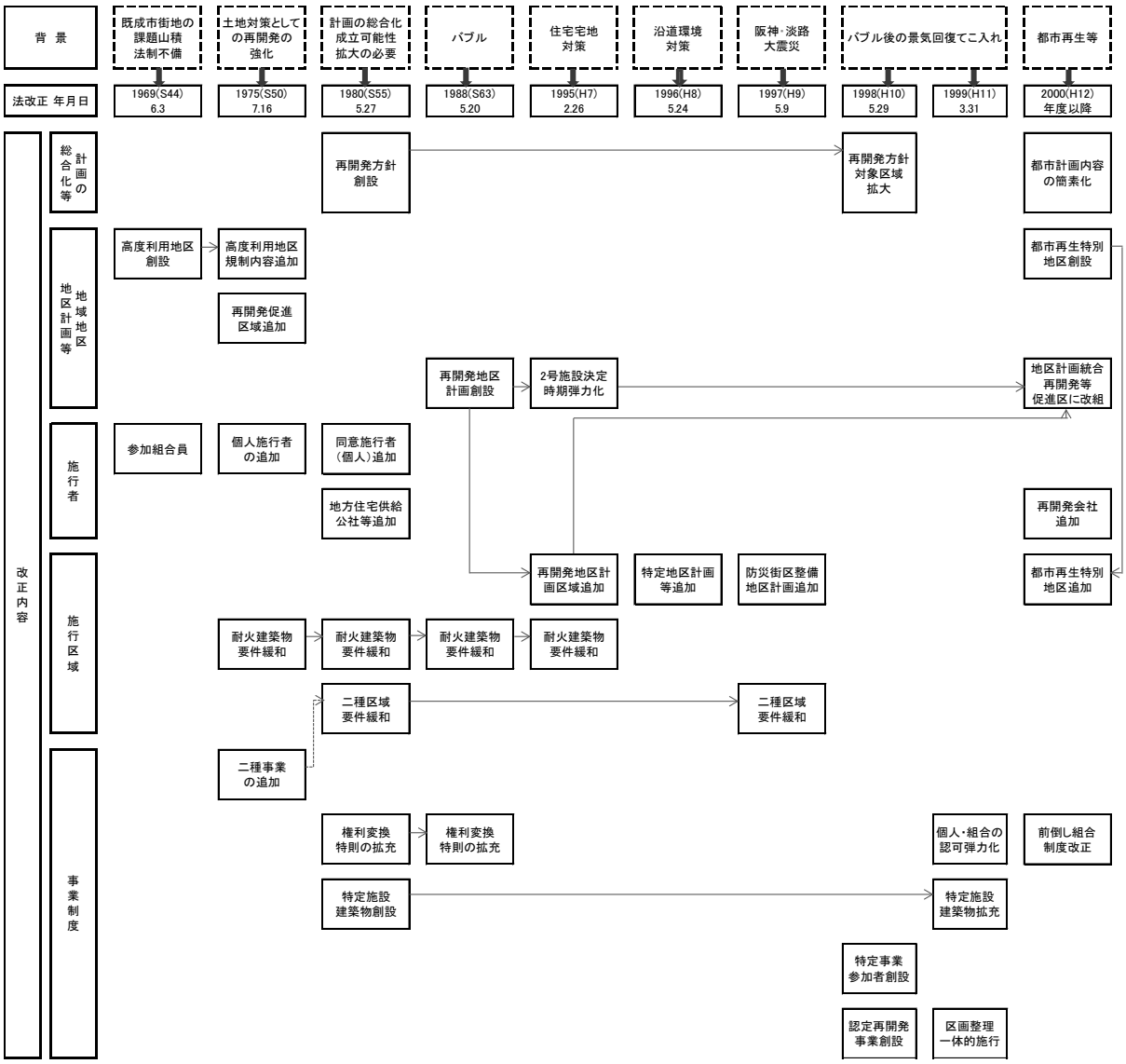

図 6.2.3　都市再開発法主要改正の経緯

(3) 任意再開発手法

市街地再開発事業は施行要件が徐々に緩和されたといっても、なお広範に適用するには厳しいと受け止められ、一方で採算性という側面から対象地区が限定されることもしばしばであった。また、市街地再開発事業は、原則として都市計画決定手続きが必要なことや権利調整に時間を要するなど事業が長期化することも多く、結果として局所的な適用にとどまってきた。

以上の状況などから、小規模であっても適用可能かつ手続き的にもより簡便で容易に実施可能となるような再開発制度と、それに対する助成が望まれた。そのために、法律に基づく強制性を排除するかわりに、自主性、任意性に富む弾力的な再開発手法が要綱を根拠として成立することになった。これらの事業制度の対象地区内における都市計画施設の有無により、建設省都市局と住宅局がそれぞれ助成をてこに建築物の共同化を支援する任意再開発手法を 1984(昭和 59)年度に立ち上げた。

① 優良建築物等整備事業 [52]

建設省住宅局の任意再開発手法は、1984(昭和 59)年度に優良再開発建築物整備促進事業として要綱により創設された。対象面積が 200 ㎡以上で、権利者が二人以上という緩やかな条件の共同建築に対して市町村を通じて国が補助するという内容であった。[53]

この優良再開発建築物整備促進事業は、1994(平成 6)年度から住宅供給を主とする都市住宅整備事業と統合されて優良建築物等整備事業となった。優良建築物等整備事業のうち、優良再開発建築物整備促進事業の流れをくむものは、当初の共同化タイプに加えて市街地環境形成タイプおよびマンション建替タイプが拡充された。[54]

② 地区再開発事業

建設省都市局の任意再開発手法は、1984(昭和 59)年度に地区再開発促進事業として制度創設された。建設省住宅局の手法と異なる点は、敷地内に都市計画道路等の未整備の公共施設を含む点であり、二人以上の権利者の共同化という条件は共通である。当該公共施設の区域を空地として確保し、かつその公共施設が既に存在するものとして建築関係法令を適用した場合にこれに適合することなどを条件に、調査設計費、土地整備費(後に共同施設整備費も追加された)の一部を補助するものである。

この地区再開発促進事業は 2000(平成 12)年には地区再開発事業に改定され、対象とする事業に公共駐車場整備も含むこととされた。なお、地区再開発事業は 2012(平成 24)年度限りで廃止されている。[55]

以上 2 種類の任意再開発手法の経緯について**図 6.2.4** に示す。

---

52 全国市街地再開発協会「優良建築物等整備事業の手引き 第二版」(彰国社 1996.10)

53 「優良再開発建築物整備促進事業制度について」(昭和 61 年 6 月 16 日 建設省住街発第 47 号建設事務次官通達)

54 「優良建築物等整備事業制度要綱」(平成 6 年 6 月 23 日 建設省住街発第 63 号住宅局長通達)

55 「地区再開発促進事業制度について」(昭和 59 年 6 月 20 日建設省都再発第 51 号 建設事務次官通達)
「地区再開発事業制度要綱」(平成 12 年 3 月 24 日建設省都再発第 19 号 建設省都市局長通達)
「地区再開発事業」(「都市再開発実務ハンドブック 2008」 大成出版社 2008.10 pp. 241-244)
「任意の再開発手法」(「都市再開発実務ハンドブック 2013」 大成出版社 2013.11 p. 13)

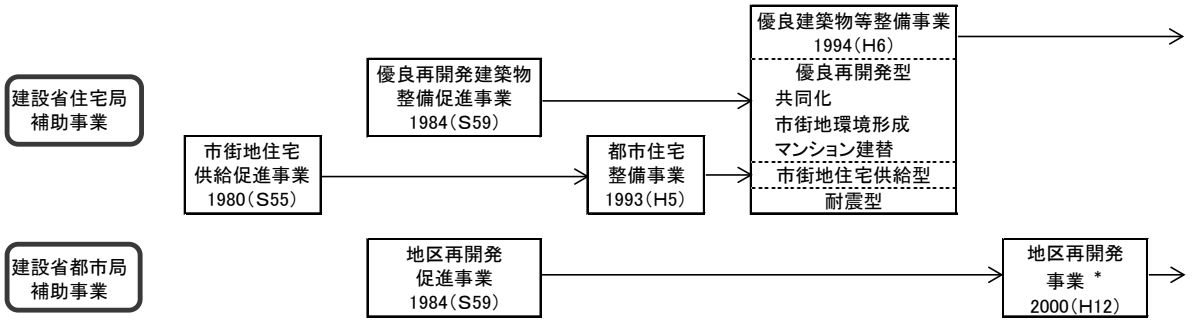

＊ 地区再開発事業は2012(平成24)年度限りで廃止された。

図 6.2.4 任意再開発手法の経緯

2 住環境整備関連

住環境整備関連の事業制度は、法定事業の住宅地区改良事業のほか多種多様な任意手法が創設、改正され、かつ統合されてきた。本項ではそのうち名古屋市に実施例がある事業制度を中心に紹介する。

(1) 住宅地区改良事業 [56]

① 経緯

住宅地区改良事業は住環境整備における全面買収方式による法定事業であり、根拠法は 1960(昭和35)年 5 月 17 日に公布施行された住宅地区改良法である。住宅地区改良法の前身である不良住宅地区改良法は、1927(昭和 2)年 3 月 30 日に公布され、同年 7 月 15 日に施行された。不良住宅地区改良法に基づく不良住宅地区改良事業は、戦前に5都市7地区において実施されたが、戦後にあっては戦前立法の同法を新憲法下で直接適用することが困難なため、公営住宅建設事業の一環として改良住宅を建設する手法がとられた。しかし、このように変則的なかたちではなく、新時代に即した新規立法が必要とされ、「単に住宅の建替えでなく、地区全体を健全なものにするという新たな構想のもとに」都市計画的な視点も加味して住宅地区改良法が制定された。[57]

② 事業の内容

住宅地区改良事業の目的は、「不良住宅が密集し、保安衛生等に関して危険又は有害な状況にある地区において、環境の整備改善を図り、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅の集団的建設を促進」することにあり、[58] 事業主体は原則として市町村である。

住宅地区改良事業の対象要件は次のとおりである。

i	面積	0.15ha 以上
ii	不良住宅数	50 戸以上
iii	不良住宅率	80%以上
iv	住宅密度	80 戸/ha 以上

56 今泉浩紀「住宅地区改良法」(「ジュリスト」 No. 414 1969.1.8)
北畠照躬「都市再開発法としての住宅地区改良法」(「建築雑誌」 No. 888 1960.8.20)

57 高橋弘篤「住宅地区改良法について」(「新都市」 Vol. 14, No. 6 1960.6)

58 住宅地区改良事業 http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/seido/01chikukairyo.html(2015/12/15 閲覧)

事業内容としては、不良住宅の買収・除却を行い、土地の区画形質の変更、整地、良好な住宅地の形成のために必要な公共施設の整備とともに、地区内で不良住宅の買収により住宅に困窮する世帯を入居させるための改良住宅の建設や児童遊園・集会所などの地区施設の整備を行う。

手続きの流れとしては、改良地区の指定、事業計画の策定、事業の実施、改良住宅等の管理という順である。なお、改良地区の指定にあたって、制定時にあっては都市計画審議会の議を経なければならないとされていた。都市計画審議会について、新都市計画法施行後は都市計画地方審議会とされ、地方分権一括法施行後は施行者に応じて都道府県都市計画審議会または市町村都市計画審議会とされた。

(2) 小集落地区等改良事業

① 経緯

小集落地区改良事業は、「同和対策事業特別措置法」(昭和 44 年法律第 60 号)の施行に伴い、住宅地区改良事業の指定基準を緩和した内容で執行可能な事業として 1970(昭和 45)年度から予算補助制度として発足した。同和対策事業特別措置法は 1981(昭和 56)年度をもって失効し、新たに「地域改善対策特別措置法」(昭和 57 年法律第 16 号)が制定された。それに伴い小集落地区改良事業は、同法に基づく地域改善対策事業として、水害危険集落地区改良事業と一括して小集落地区等改良事業制度要綱(昭和 57 年 4 月 5 日建設省住整発第 26 号)に基づいて 1982(昭和 57)年度より実施された。

この地域改善対策特別措置法も 1986(昭和 61)年度をもって失効し、1987(昭和 62)年度からは「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」(昭和 62 年法律第 22 号)に引き継がれ、さらに同法の改正により、一部の残事業については 2001(平成 13)年度まで期間延伸された。

小集落地区等改良事業制度要綱に基づく小集落地区等改良事業は、1997(平成 9)年度からは前述した期間延伸された事業を除いて小規模住宅地区等改良事業に移行した。期間延伸された事業については 2001(平成 13)年度をもって廃止された。

② 事業の内容

小集落地区等改良事業は制度要綱に基づく任意事業であり、対象地域は歴史的社会的理由により、生活環境等の安定向上が阻害されている地域で、住宅地区改良事業の対象要件に該当しない小集落地区とされている。小集落地区等改良事業の事業内容は、おおむね住宅地区改良事業に準ずる内容となっており、対象要件が不良住宅数 15 戸以上、不良住宅率 50%以上と緩和されている。なお、住宅地区改良事業にあっては地区内の不良住宅を全面除却しなければならないが、任意事業である小集落地区等改良事業にあっては、「不良住宅の改修・修復が可能となったため、事業内容の選択性が大幅に拡がり、地域の実情に即した弾力的な事業の実施が可能となった」とされる。[59]

59 国土交通省住宅局住宅総合整備課住環境整備室「住環境整備 2007」(全国市街地再開発協会 2007.6 pp. 5-6)

(3) 密集住宅市街地整備促進事業等

① 沿革

小集落地区等改良事業は任意事業であるため住宅地区改良事業とくらべて柔軟性に富む手法であったが、適用地域が限定されていた。昭和50年代に入り、建設省は住環境整備のあり方について住環境整備事業制度研究会を設けて検討した。その結果、「現にかなり住環境が悪化している地区だけを対象とするのではなく、様々な視点から住環境の改善を図るべき地区を対象とすべき」とされ、不良住宅密集のみを重点課題とするのではなく、基盤未整備、用途混在、災害危険などの課題についても対応し、適用可能性の高い修復型手法が必要とされた。住環境整備モデル事業はこうした背景から 1978(昭和 53)年度に要綱に基づく任意手法として創設された。[60]

コミュニティ住環境整備事業は、住環境整備モデル事業を拡充し、ミニ開発団地等の小規模敷地連担地区において住宅および敷地の共同化を推進する事業を包含した制度で、1989(平成元)年度に創設された。

このコミュニティ住環境整備事業は、1994(平成 6)年度に誘導型住環境整備事業など、その他の制度と統合されて一旦総合住環境整備事業となった。同年度には特定住宅地区整備促進事業に始まる事業の流れを汲む密集住宅市街地整備促進事業が創設されており、総合住環境整備事業は翌 1995(平成 7)年度にこの密集住宅市街地整備促進事業に統合された。密集住宅市街地整備促進事業等の制度の変遷を示したのが**図 6.2.5** である。

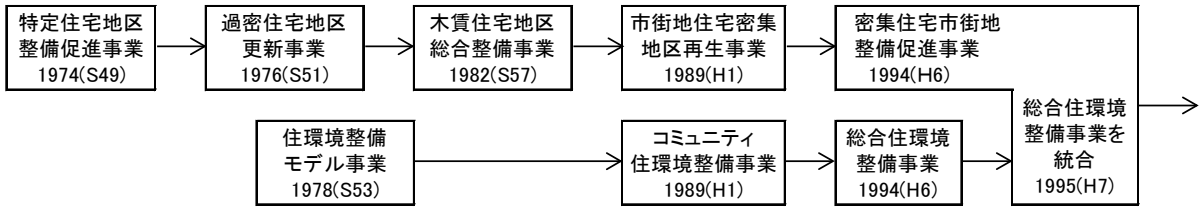

図 6.2.5 密集住宅市街地整備促進事業等の系譜

なお、密集住宅市街地整備促進事業は、2004(平成 16)年度に住宅市街地整備総合支援事業と統合されて住宅市街地総合整備事業の一部である密集住宅市街地整備型となった。さらに 2010(平成 22)年度に社会資本整備総合交付金制度が創設され、地方公共団体が作成した社会資本総合整備計画に各種の基幹事業を位置づけたうえで、その基幹事業に関連する事業も含めて(これまでの補助金に替えて)当該交付金の対象となることとなった。住宅市街地総合整備事業は、この社会資本総合整備計画における基幹事業の中で住環境整備事業の一類型として位置付けられている。

60 前掲 59 国土交通省住宅局住宅総合整備課住環境整備室「住環境整備 2007」(全国市街地再開発協会 2007.6 pp. 6-10)

② 住環境整備モデル事業 [61]

住環境整備モデル事業の事業主体は、住宅地区改良事業と同様に原則、市町村であり、対象要件は次のとおりである。

i	面積	1ha 以上
ii	不良住宅数	50 戸以上
iii	不良住宅率	50%以上
iv	住宅密度	55 戸/ha 以上

これを住宅地区改良事業と比べてみると、「面積についてはより広域でなければ実施できないが、不良住宅率、住宅密度については大幅に緩和」され、適用範囲が拡大されている。[62]

この事業では、事業主体が整備計画を作成して建設大臣の承認を得たうえで、部分的なクリアランスや修復、住民自身による自主更新、住宅困窮者の受け入れ住宅であるコミュニティ住宅建設、道路・公園などの公共施設整備、集会所その他の公益施設建設などを総合的に行うことになっている。

しかしながら、法定事業ではなく任意事業であるため、収用権は付与されず、登記に関する特例も適用されない。また、買収に伴う租税特別措置法の適用も収用対象事業とは異なる。

以上については後続する事業についても同様である。

③ コミュニティ住環境整備事業 [63]

コミュニティ住環境整備事業は従来の住環境整備モデル事業型に加えて小規模敷地連担型を統合した事業である。小規模敷地連担型は住宅および敷地の共同化を推進するという点では、住環境関連というよりは前項の不燃化・防災・公共施設整備関連に近い性格といえよう。住環境整備モデル事業型については、従来の住環境整備モデル事業と同様の内容であった。

④ 密集住宅市街地整備促進事業

密集住宅市街地整備促進事業は、**図 6.2.5** に示したように特定住宅地区整備促進事業に始まる事業の流れと住環境整備モデル事業に始まる事業の流れとが 1995（平成 7）年度に統合された内容であった。

特定住宅地区整備促進事業は「ころがし事業」とも呼ばれ、[64] 1974（昭和 49）年度に創設され、1976（昭和 51）年度には過密住宅地区更新事業と改称された。この事業は「地区内の工場跡地等に公営住宅・公団住宅等の公的住宅を受け皿として建設して、地区内の居住者を“従前の土地・建物を地方公共団体に譲渡する”ことを条件に優先入居させ、その住宅跡地を公園・保育所などの生活環境施設用地や、あるいは再び受け皿とするための公的住宅用地として活用する」というものであった。[65]

同事業は 1982（昭和 57）年度には木造賃貸住宅地区総合整備事業、1989（平成元）年度には市街地住宅密集地区再生事業へ移行した。木造賃貸住宅地区総合整備事業は「三大都市圏のいわゆる木賃

61 沖村恒雄 他「住環境整備モデル事業について」（「新都市」 Vol. 32, No. 7 1978.7）
62 沖村恒雄「住環境整備の新しい事業手法と今後の展開」（「住宅」 Vol. 27, No. 11 1978.11）
63 「住宅市街地整備ハンドブック 2002」（全国市街地再開発協会 2002 p. 11）
64 内海重忠「ころがし事業について」（「新都市」 Vol. 29, No. 2 1975.2）
65 安本典夫「密集市街地における共同建替法制の展開」（「政策科学」 Vol. 7, No. 3 2000.3 p. 242）

地区を対象とした面的整備事業として創設され、創設時においては、土地所有者による建替えの促進を軸とし、公共団体による公的事業用地の先行取得と相まって地区整備を進める制度」であった。市街地住宅密集地区再生事業は木造賃貸住宅地区総合整備事業を拡充したものである。[66]

密集住宅市街地整備促進事業のうち、特定住宅地区整備促進事業に始まる事業の流れは、次項の住宅供給関連に近い性格を持つものであり、住環境整備モデル事業に始まる事業の流れが住環境整備関連本流といえよう。

密集住宅市街地整備促進事業は「老朽住宅の密集、公共施設の著しい不足等により、居住環境の整備及び良質な住宅の供給が必要と認められる住宅市街地において、住宅事情の改善、居住環境の整備、老朽住宅の建替えの推進等を行う」もので、事業主体は従前と同様、原則として市町村である。事業主体は整備計画と事業計画の 2 段階にわたる計画を策定し、整備計画にあっては建設大臣の承認が、事業計画にあっては建設大臣への報告が必要とされる。事業地区の要件は住環境整備モデル事業の要件に準ずるが、対象住宅を不良住宅から換算老朽住宅とした。ここでいう老朽住宅とは、老朽度をはじめとするさまざまな評定区分による評定の結果、130 以上の評点となった住宅などを指すのに対し、換算老朽住宅戸数とは、100 以上 130 未満の評点となった住宅戸数の 8 割の戸数を老朽住宅に加えた戸数を指す。さらに住宅戸数密度と換算老朽住宅戸数比率を関連させて要件とすることにより、適用条件が広げられた。すなわち、住宅戸数密度が高密度の場合は換算老朽住宅戸数比率が低く、住宅戸数密度が低密度になるにしたがって換算老朽住宅戸数比率が高くなるように設定された。その結果、多様な市街地がこの事業の対象となることを可能にした。[67]

3 住宅供給関連

住宅供給関連は**図 6.2.6** に示すように、原則として既成市街地における住宅の供給を基本とし、そのほか住宅の供給とあわせて公共施設整備を伴うような事業制度を対象とする。住宅の供給を主体とする事業制度についても、住環境関連の事業制度と同様に多様な制度が変遷してきたが、本項では名古屋市での実施例を主な対象とし、地方公共団体による公営住宅建替事業、日本住宅公団による市街地住宅、民間主体による都心共同住宅供給事業、住宅の供給とあわせて公共施設整備を伴う住宅市街地整備をとりあげる。そのほか再開発の概念からは離れるが、住宅宅地の供給に伴って必要となる公共施設整備を支援する制度についても触れる。

(1) 公営住宅建替事業

戦後の極端な住宅不足に対して応急的な対策に終始した後、恒久的な制度確立の必要に応じて、「公営住宅法」(昭和 26 年法律第 193 号)が、1951(昭和 26)年 6 月 4 日に公布され、7 月 1 日に施行された。「住宅に困窮する低所得者に対して低廉な家賃で賃貸すること」を同法の目的に掲げ(第 1 条)、ま

66 前掲 63 「住宅市街地整備ハンドブック 2002」(全国市街地再開発協会 2002 pp. 9-11)
67 「密集住宅市街地整備促進事業制度要綱」(平成 6 年 6 月 23 日 建設省住市発第 46 号 住宅局長通達)

た、用語の意義において公営住宅は、「地方公共団体が国の補助を受けて建設し、その住民に賃貸する住宅及びその附帯施設」とした（第 2 条第 1 項第 2 号）。

戦後に建てられた簡易住宅等の建替については、公営住宅法に明確な建替の規定が存在しなかったため、住宅地区改良法を適用して行われた。しかし、昭和 40 年代に入って「住宅の老朽化、住環境の悪化が目立つ」ことと、「公共住宅建設用地の確保が極めて困難」なことなどから公営住宅の建替に関する明示的な規定の必要性が高まった。[68] このため公営住宅法第 4 次改正（昭和 44 年法律第 41 号）が、1969（昭和 44）年 6 月 10 日に公布施行され、公営住宅建替事業が創設された。公営住宅建替が制度化されると、新規建設に比較して次第にその比率を増加させていった。[69]

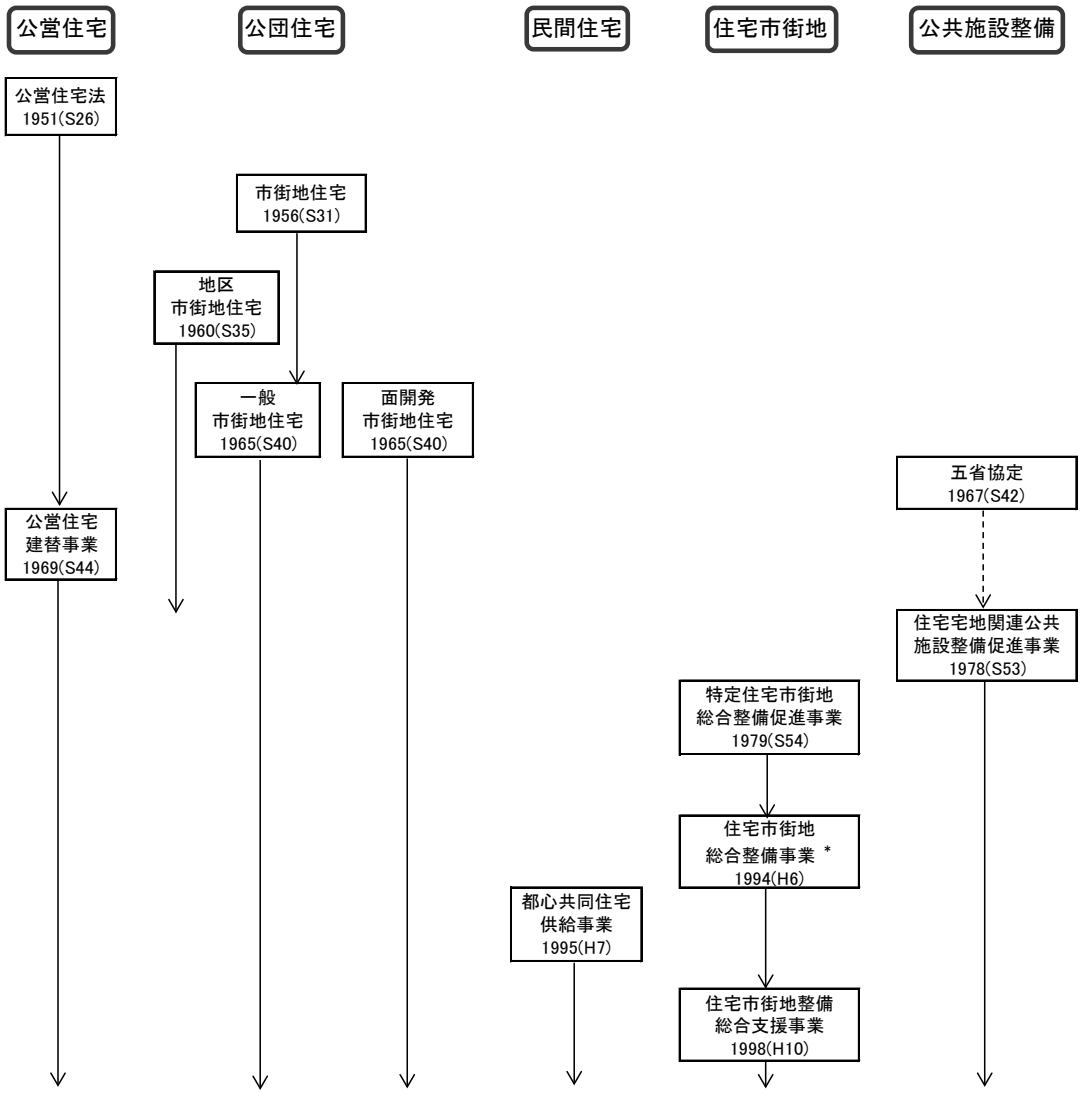

＊ 住宅市街地総合整備事業は2004（平成16）年度にも再々統合の後に同名の名称が用いられている。第2節3(4)②を参照

図 6.2.6 住宅供給関連事業制度の系譜

68 住田昌二「公営住宅政策の評価と展望」（「住宅」 Vol. 10, No. 10 2001.10）
69 前田 亮「公営住宅 50 年の歩み」（「住宅」 Vol. 10, No. 10 2001.10 p. 25）

(2) 市街地住宅

日本住宅公団は住宅の建設供給管理を行う中で市街地住宅と称する再開発的な手法を積極的に展開した。市街地住宅とはいわゆる下駄ばき住宅で、店舗・事務所等が併存する賃貸住宅である。日本住宅公団が土地所有権者等と協力し、「市街地施設(土地所有権者等が希望する店舗等の施設、引用者注)を公団資金で建設し、長期割賦で譲渡することを条件に、住宅分として借地権の一部を取得」するものであった。市街地住宅の建設は、日本住宅公団設立翌年度の 1956(昭和 31)年度に開始されたが、「日本住宅公団法」(昭和 30 年法律第 53 号)が 1961(昭和 36)年 4 月 1 日に改正(昭和 36 年法律第 58 号)されてからは、公団業務の一つとして明確に規定された。[70]

地区市街地住宅は 1960(昭和 35)年度に創設された。これは、地方公共団体等と連携して作成したマスタープランに基づき、隣地買収を含めて広範囲にわたって改造する集団的な市街地住宅であって、複数権利者の共同化という特色を有し、再開発的色彩が一層強くなった。

1965(昭和 40)年度には、「工場跡地等を全面買収して住宅建設を行う面開発市街地住宅制度」が開始された。その後、都市再開発法が制定されるなど再開発に関連する制度が整えられていく中で、日本住宅公団が主体となる制度手法も多様化し、市街地住宅の実施件数は昭和 50 年代に入って次第に減少していくこととなった。

なお、市街地住宅制度の果たした役割として、「区分所有法の制定に際しても事業の経験が大きく寄与したこと」や「土地の上空利用に着目した等価交換方式のルーツとなったこと」があげられよう。[71]

(3) 都心共同住宅供給事業

大都市法は 1995(平成 7)年 3 月 1 日に改正公布され(平成 7 年法律第 15 号)、同年 5 月 25 日に施行された。[72] 都心共同住宅供給事業はこの改正によって創設された。この事業は、大都市の「都心及びその周辺の地域のうち建設省令で定める区域において、一定の要件を満たす良質な中高層(地上 3 階以上の)共同住宅の供給を促進し、併せてオープンスペースの確保、建築物の耐火構造化の推進等による都市の防災性の向上にも資すること」を目的とし、事業主体に対して補助、融資、助成を行うものである。[73]

都心共同住宅供給事業の事業主体は、策定した計画について都知事または政令指定都市市長から認定を受ける必要がある。この認定および補助を受けるにあたっては、共同住宅の敷地・規模・構造等に一定の要件があるほか、共同化やマンション建替等に関しても要件がある。

70 日本住宅公団 20 年史刊行委員会「日本住宅公団史」(日本住宅公団 1981.9 p. 151)

71 青葉憲明「住宅・都市整備公団における市街地住宅制度の果たした役割と今後の方向について」(「再開発研究」No. 3 1985.12 p. 19, p. 23)

72 「大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行について」(平成 7 年 5 月 25 日 建設省都再発第 105 号 建設事務次官通知)

73 前掲 47 高橋謙司「『都市再開発法等の一部を改正する法律』及び『大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律』について」(「新都市」 Vol. 49, No. 5 1995.5)

これは任意手法の優良建築物等整備事業をベースとして、「三大都市圏の都心地域における住宅系事業を法定事業化したもの」といえる。[74]

(4) 住宅市街地整備

住宅市街地整備という用語は一般的な概念と解し得るが、本章においては建設省の補助体系における包括的な用語として用いることとする。住宅市街地整備とは、「面的な広がりのある地区に関する住宅宅地および関連する公共施設に関する整備計画に基づいて行われる事業」(以下「面整備型」という)を主とする任意手法の総称である。

① 特定住宅市街地総合整備促進事業 [75]

特定住宅市街地総合整備促進事業は、要綱に基づく任意手法として 1979(昭和 54)年度に創設された。本事業は、「住機能の都心部への呼戻しによる諸機能の適正な配置、安全な避難地・避難路の確保による都市の防災性の向上、職住近接型の市街地住宅への根強いニーズといった課題に対応し、工場移転等により相当規模の空地が確保される地区において、これらの種地 * を有効活用した総合的地区整備手法」であった。

* ここでいう種地とは主に再開発のきっかけとなるような一定規模以上の一団の土地をいう。「種子」となるような土地を開発することにより将来にその開発によって「果実」となる開発効果が得られる可能性がある土地であることから種地という。

対象地域は「三大都市圏の中心部に限定されており、地区の規模も 25ha 以上」と大規模であった。地方公共団体が住宅建設と関連公共施設整備に関する整備計画を策定し、建設大臣がその計画を承認する。整備計画における個々の公共施設については都市計画決定を要するが、整備計画そのものについては都市計画決定を要しないことから、柔軟な仕組みであった。しかし、強制力がないため、権利者の合意形成を図っていくことが重要となった。地方公共団体と日本住宅公団等が協力して事業を進めることを基本とし、住宅建設とあわせて行う関連公共施設整備については、通常事業とは別枠の補助金が設けられた。これは後述する住宅宅地関連公共施設整備促進事業と類似の仕組みであった。

特定住宅市街地総合整備促進事業は、「住宅供給を中心としつつ市街地整備、公共施設整備に一体的・総合的に取り組む道を開いたという意味で画期的な事業」であった。[76]

② 住宅市街地総合整備事業

住宅市街地総合整備事業は特定住宅市街地総合整備促進事業と面整備型の住宅市街地整備手法が統合されて 1994(平成 6)年度に創設された。その後 1998(平成 10)年度にはさらに他事業が統合されて住宅市街地整備総合支援事業となった。なお、住宅市街地整備総合支援事業は 2004(平成 16)年度には、より広範に他事業が統合されたものの、当該事業の名称については再度住宅市街地総合整備事

74 「住宅市街地整備ハンドブック '99」(全国市街地再開発協会 1999 pp. 3-4)

75 建設省住宅局住宅建設課「特定住宅市街地総合整備促進事業」(「新都市」 Vol. 33, No. 4 1979.4)
「特定住宅市街地総合整備促進事業」(日本住宅公団 20 年史刊行委員会「日本住宅公団史」 日本住宅公団 1981.9 pp. 254-257)

76 前掲 62 「住宅市街地整備ハンドブック 2002」(全国市街地再開発協会 2002 p. 1)

業が用いられた。このため、1994（平成 6）年度に創設された事業は「旧住市総」、2004（平成 16）年度に創設された事業は「住市総」の略称を用いることとする。

旧住市総は要するに特定住宅市街地総合整備促進事業をはじめ従前の面整備型が統合されたものである。これは各種事業の助成の仕組みが、「市街地再開発事業補助を原型とする共通の体系を採用していることもあり、補助制度の簡素化等の要請に応じて（中略）統合・整理が進められてきた」結果であった。[77]

③ 住宅市街地整備総合支援事業

住宅市街地整備総合支援事業は、旧住市総など面整備型の事業と、面整備型以外で整備計画に基づかない都心共同住宅供給事業などが、1998（平成 10）年度に統合されたものであった。

このうちの面整備型の事業については、その対象区域が三大都市圏から全国の一定規模以上の都市に広がった。手続きは、地方公共団体等が整備計画を決定して建設大臣の承認を得た後、関係事業者が開発事業計画を決定して建設大臣に報告し、あわせて開発推進計画を作成して関係事業者間の事業調整を行うというものである。[78]

なお、住宅市街地整備総合支援事業は、前項において記述したように2004（平成16）年度に密集住宅市街地整備促進事業と統合されて住市総となった。[79]

（5） 住宅宅地関連公共施設整備促進事業

「住宅宅地関連公共施設整備促進事業」（以下「関公促進事業」という）は、住宅宅地整備に関連する公共施設整備についての補助制度として1978（昭和53）年度に創設された。道路や公園など個別の公共施設に関する建設省都市局による国庫補助（通常事業）の予算枠内では、住宅宅地整備に関連する公共施設の整備に充てる余裕がないため、建設省計画局および住宅局の予算枠でこれらの公共施設整備について地方公共団体に補助することにより住宅宅地整備を促進する制度である。

関公促進事業は住宅宅地の需要が旺盛であった時期に、住宅宅地整備における関連公共施設整備の事業費負担が住宅宅地整備事業自体の推進を阻害しないことを目的として創設された。対象地域は三大都市圏、県庁所在都市等の通勤圏で、対象となる公共施設は道路、都市公園、下水道、河川、砂防設備等であった。[80]

関公促進事業の前身としては、いわゆる五省協定による関連公共公益施設整備立替制度があった。これは住宅宅地整備に関連する建設省はじめ五省事務次官の了解事項に基づき、日本住宅公団が行う

77 前掲 62 「住宅市街地整備ハンドブック 2002」（全国市街地再開発協会 2002 pp. 4-5）

78 「住宅市街地整備総合支援事業制度要綱について」（平成 10 年 4 月 8 日建設省住市発第 13 号建設事務次官通達）

79 「住宅市街地総合整備事業制度要綱」（平成 16 年 4 月 1 日国住市発第 350 号建設事務次官通知）

80 「住宅宅地関連公共施設整備促進事業制度について」（昭和 53 年 5 月 9 日建設省計宅発第 66 号 建設事務次官通達）
佐藤本次郎「住宅・宅地関連公共施設整備促進事業費補助制度について（その 1）」（「区画整理」 Vol. 21, No. 6 1978.7）

大規模な住宅宅地整備に関連する公共公益施設整備を地方公共団体に替って日本住宅公団が立替施行し、地方公共団体は公共公益施設整備後に日本住宅公団に対して割賦償還するものであった。[81]

また、1993（平成 5）年度には住宅宅地関連公共公益施設整備事業助成制度が創設され、公共施設に限らず公立学校等の公益施設についても地方単独事業に充てる地方債の利子を助成することができるとされた。1997（平成 9）年度には住宅宅地供給総合支援事業が創設され、関公促進事業では対象とならない公共施設に加えて多目的広場等の居住環境基盤施設の整備なども補助対象とされた。

なお、2002（平成 14）年度には、住宅宅地関連公共施設整備促進事業と住宅宅地供給総合支援事業が統合されて住宅宅地関連公共施設等総合整備事業となり、さらに同事業は 2004（平成 16）年度に一部が住市総に分離され、残りは住宅市街地基盤整備事業に移行した。

81　越智福夫「関連公共公益施設整備制度」（「新都市」 Vol. 30, No. 7 1976.7）

第３節　高度利用地区と再開発地区計画

1 高度利用地区

高度利用地区は、用途地域内の市街地における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新とを図るための地域地区であり、1969（昭和 44）年の都市再開発法制定に伴って創設された。それまで高度利用を促す地域地区としては最低限高度地区があったが、規制内容は高さの最低限度のみであったのに対し、高度利用地区の当初の規制内容は、容積率の最低限度、建築面積の最低限度であった。その後、規制内容は1975（昭和 50）年の都市再開発法改正に基づく都市計画法および建築基準法改正により、容積率の最高限度、建ぺい率の最高限度、壁面の位置の制限が加わった。要するに、建ぺい率の最高限度、壁面の位置の制限により、適切なオープンスペースを確保することの見返りとして容積率の緩和を認めることとしたものである。すなわち、これまでは用途地域に定める容積率の範囲内での高度利用を図ることとされていたが、この改正によって用途地域に定める容積率を超えて高度利用を図ることができるようになった。

高度利用地区の指定は、かつて市街地再開発事業施行の必須要件であったが、その後の都市再開発法変更を経て再開発地区整備計画（現再開発等促進区）等でも可能となっている。高度利用地区は規制誘導の一手段として単独で指定されることもありうるが、規制内容が詳細で厳しいため、市街地再開発事業と同時に都市計画決定されることが多く、単独で指定される場合も規制内容に適合する具体的な建築計画が存在することが多い。

(1) 変更経緯

名古屋市で都市計画決定・変更した高度利用地区の名称は、**表 6.2.3** に示すように複雑な変遷を経ている。1974（昭和 49）年の当初決定の折には、泥江地区のみに指定されたことから、単に名古屋都市計画高度利用地区という名称であった。

その後、1982（昭和 57）年の浄心地区の追加までは、都市計画決定内容のうちの種類として、対象地区名を冠するようになり、1986（昭和 61）年の変更以降は、規制内容を同じくする地区ごとに第 1 種のように数字種別を冠するようになって、対象地区名は備考欄に注記されるようになった。

高度利用地区が増加するにつれて同一地区の種別が変化し、かつ 2001（平成 13）年 2 月の都市計画変更では種別が 14 種類まで拡大することとなった。このような状況に対し、2001（平成 13）年 11 月の都市計画変更では名称の不変性やわかりやすさを考慮し、種別に替えて再び地区名を採用するようになり、規制内容の区別を備考欄の細分地区名で注記する形に変更した。以下、高度利用地区の内容については 2000（平成 12 年）度末までの記述を基本とし、また、高度利用地区の名称については、原則として 2001（平成 13）年 11 月の都市計画変更に基づく一団の地区の名称を用いることとした。なお、規制内容に触れる場合など必要に応じて細分地区名を用いている。

表 6.2.3 高度利用地区の変更経緯

都市計画変更年月日	1974 (S49) 2.20	1976 (S51) 10.6	1982 (S57) 1.22	1986 (S61) 2.21	1990 (H2) 12.5	1992 (H4) 3.30	1992 (H4) 7.30	1993 (H5) 3.26	1994 (H6) 3.23	1996 (H8) 5.31	1999 (H11) 12.1	2001 (H13) 2.28	2001 (H13) 11.30	
告示番号	N53	N423	N21	N63	N351	N90	N219	N73	N98	N208	N399	N65	N415	
高度利用地区の名称	高度利用地区	泥江1	泥江1	第1種(泥江1)	第1種(泥江1)	第1種(泥江1)	第2種(泥江1)	第2種(泥江1)	第2種(泥江1)	第2種(泥江1)	第2種(泥江1)	第3種(泥江1)	泥江	1
		泥江2	泥江2	第2種(泥江2)	第2種(泥江2)	第2種(泥江2)	第4種(泥江2)	第6種(泥江2)	第6種(泥江2)	第7種(泥江2)	第8種(泥江2)	第9種(泥江2)		2
			浄心	第3種(浄心)	第4種(浄心)	第4種(浄心)	第6種(浄心)	第8種(浄心)	第8種(浄心)	第9種(浄心)	第10種(浄心)	第12種(浄心)	浄心	
				第3種(築地)	第4種(築地)	第4種(築地)	第6種(築地)	第8種(築地)	第8種(築地)	第9種(築地)	第10種(築地)	第12種(築地)	築地	
					第3種(日比野)	第3種(日比野)	第5種(日比野)	第7種(日比野)	第7種(日比野)	第8種(日比野)	第9種(日比野)	第11種(日比野)	日比野	
						第4種(小幡1)	第6種(小幡1)	第8種(小幡1)	第8種(小幡1)	第9種(小幡1)	第10種(小幡1)	第12種(小幡1)	小幡	1
						第5種(小幡2)	第7種(小幡2)	第9種(小幡2)	第9種(小幡2)	第10種(小幡2)	第11種(小幡2)	第13種(小幡2)		2
							第1種(錦二1)	第1種(錦二1)	第1種(錦二1)	第1種(錦二1)	第1種(錦二1)	第1種(錦二1)	錦二	1
							第3種(錦二2)	第3種(錦二2)	第3種(錦二2)	第3種(錦二2)	第3種(錦二2)	第4種(錦二2)		2
								第4種(池下1)	第4種(池下1)	第4種(池下1)	第5種(池下1)	第6種(池下1)	池下	1
								第5種(池下2)	第5種(池下2)	第6種(池下2)	第7種(池下2)	第8種(池下2)		2
								第8種(鳴海1)	第8種(鳴海1)	第9種(鳴海1)	第10種(鳴海1)	第12種(鳴海1)	鳴海	1
								第10種(鳴海2)	第10種(鳴海2)	第11種(鳴海2)	第12種(鳴海2)	第14種(鳴海2)		2
									第9種(有松駅前)	第10種(有松駅前)	第11種(有松駅前)	第13種(有松駅前)	有松駅前	
										第5種(末盛通)	第6種(末盛通)	第7種(末盛通)	末盛通	
											第4種(大須三)	第5種(大須三)	大須三	
												第2種(名駅五)	名駅五	
												第7種(新栄三1)	新栄三	1
												第10種(新栄三2)		2
													栄三	

＊ 告示番号のNは名古屋市告示を表す。
表中、錦二は錦二丁目、大須三は大須三丁目、名駅五は名駅五丁目、新栄三は新栄三丁目、栄三は栄三丁目をいう。
また、各地区の1、2は1地区、2地区を表す。

(2) 変更内容

1974(昭和49)年2月から2001(平成13)年2月までの12回にわたる高度利用地区の都市計画決定・変更内容の概要を**表 6.2.4** に示す。

① 地区面積

地区面積は池下地区の約3.6haが最大で、鳴海地区、有松駅前地区の約3.2haが続く。逆に小規模の地区としては築地地区が約0.5ha、次に末盛通地区が約0.6haである。累計地区面積約21.9haを地区数合計13で除した1地区あたりの面積は約1.7haである。

表 6.2.4 高度利用地区の変更内容

No.	変更年月日	種類	面積 (ha)	容積率の最高限度	容積率の最低限度	建ぺい率の最高限度	建築面積の最低限度 (㎡)	累計面積 (ha)	一般規制	
									用途地域	容積率
1	1974(S49) 2.20	高度利用地区	約2.6	—	20/10	—	200	約2.6	商業	80/10 50/10
2	1976(S51)10. 6	泥江1	約0.5	80/10	20/10	8/10	200		商業	80/10 50/10
		泥江2	約2.1	50/10	20/10	8/10	200		商業	50/10
		計	約2.6					約2.6		
3	1982(S57) 1.22	浄心	約0.8	45/10	15/10	7/10	200	約3.4	商業	40/10
4	1986(S61) 2.21	築地	約0.5	45/10	15/10	7/10	200	約3.9	商業	40/10
5	1990(H 2)12. 5	日比野	約2.0	50/10	15/10	5/10	200	約5.9	商業	40/10
6	1992(H 4) 3.30	小幡1	約1.0	45/10	15/10	7/10	200		商業	40/10
		小幡2	約0.2	35/10	10/10	7/10	200		近隣商業	30/10
		計	約1.2					約7.1		
7	1992(H 4) 7.30	錦二丁目1	約0.7	95/10	30/10	5/10	200		商業	80/10
		錦二丁目2	約0.3	75/10	20/10	5/10	200		商業	60/10
		計	約1.0					約8.1		
8	1993(H 5) 3.26	池下1	約0.3	65/10	17/10	5/10	200		商業	50/10
		池下2	約3.3	55/10	15/10	5/10	200		商業 近隣商業	40/10
		計	約3.6							
		鳴海1	約3.1	45/10	15/10	7/10	200		商業	40/10
		鳴海2	約0.1	20/10	7/10	6/10	200		準工業	20/10
		計	約3.2					約14.9		
9	1994(H 6) 3.23	有松駅前	約3.2	35/10	10/10	7/10	200	約18.1	近隣商業	30/10
10	1996(H 8) 5.31	末盛通	約0.6	60/10	20/10	7/10	200	約18.7	商業	50/10
11	1999(H11)12. 1	大須三丁目	約1.0	65/10	20/10	7/10	200	約19.7	商業	60/10
12	2001(H13) 2.28	名駅五丁目	約0.7	90/10	30/10	7/10	200		商業	80/10
		新栄三丁目1	約0.8	60/10	20/10	7/10	200		商業	60/10
		新栄三丁目2	約0.7	50/10	20/10	7/10	200		商業	50/10
		計	約1.5					約21.9		

No.2の泥江1地区、同2地区は、No.1の高度利用地区(泥江地区)について規制内容を追加する変更である
一般規制欄の用途地域および容積率は、当該高度利用地区の決定・変更時点の内容である

② 容積率の最高限度

容積率の最高限度は、立地条件を反映して最高 95/10 から 20/10 に分布している。高い容積率を指定している地区は、錦二丁目 1 地区の 95/10 を筆頭に、名駅五丁目地区の 90/10、泥江 1 地区の 80/10、錦二丁目 2 地区の 75/10 が続く。いずれも通常の用途地域指定でも高い容積率を指定している都心核に位置している地区である。一方、低い容積率を指定している地区は鳴海 2 地区の 20/10、小幡 2 地区と有松駅前地区の 35/10 である。このうち鳴海 2 地区は現況将来とも道路区域であるために低い容積率が指定されているのであろう。他の 2 地区はいずれも昭和 30 年代に合併した新市域の鉄道駅前地区であり、そのうち小幡 2 地区は駐車場棟立地街区であることを考慮すると有松駅前地区が実質的な低い容積率指定であろう。

③ 容積率の最高限度と一般規制の比較

高度利用地区指定区域における一般規制としての用途地域は大部分が商業地域であり、わずかに池下2地区が商業地域および近隣商業地域、小幡2地区、有松駅前地区が近隣商業地域、鳴海2地区が準工業地域である。容積率の最高限度を用途地域の指定容積率と比較すると、同一である地区は泥江1地区、泥江2地区、鳴海2地区、新栄三丁目1地区、新栄三丁目2地区である。

その他の地区は容積率の最高限度が指定容積率を超えている。指定容積率を15/10超えている地区は小幡2地区、錦二丁目1地区、錦二丁目2地区、池下1地区、池下2地区であり、10/10超えている地区は日比野地区、末盛通地区、名駅五丁目地区であり、その他の地区は5/10超えている。

④ 容積率の最低限度

容積率の最低限度は20/10を基本とし、錦二丁目1地区および名駅五丁目地区が30/10と高くなっている。② 容積率の最高限度で述べたような理由から鳴海2地区と小幡2地区を例外的とすると、やはり有松駅前地区の10/10が低くなっており、そのほか浄心地区をはじめとする7地区が20/10未満を指定している。これは高度利用地区指定標準[82]において、「原則として基準容積率の1/3以上となるように定めるものとする」とされていることによるものであろう。

⑤ 建ぺい率の最高限度

建ぺい率の最高限度は基準建ぺい率8/10に対して7/10を指定している地区が多数である。泥江1地区、泥江2地区、鳴海2地区は基準建ぺい率と同じで、日比野地区、錦二丁目1地区、錦二丁目2地区、池下1地区、池下2地区はともに基準建ぺい率8/10に対して5/10と低い値を指定しているのが特徴的である。

⑥ 建築面積の最低限度

建築面積の最低限度は全地区で200㎡となっている。これは高度利用地区指定標準において「原則として200㎡以上に定めるものとする」とされていることによる。

⑦ 壁面の位置の制限

壁面の位置の制限は、**表 6.2.5** に示すとおりである。

高度利用地区指定標準によると、「容積率の最高限度を基準容積率を超えて定める場合には、併せて壁面の位置の制限を定めなければならない」とされており、その定め方については、「敷地内に道路(都市計画において定められた計画道路を含む。)に接して空地を確保することができるよう(中略)適切に定める」こととされている。

泥江1地区、泥江2地区、鳴海2地区、新栄三丁目1地区、新栄三丁目2地区は、壁面の位置の制限を定めていない。これらの地区はいずれも容積率の最高限度を基準容積率と同じとしている地区である。

壁面の位置の制限を定めている場合は、都市計画道路、整備予定道路、既存道路の境界から2mとしている地区が多い。また、築地地区、池下地区、末盛通地区、大須三丁目地区および名駅五丁目地区

[82] 前掲35 沖村恒雄「高度利用地区指定標準について」(「新都市」 Vol. 30, No. 8 1976.8 p. 48)
以下、高度利用地区指定標準を引用する場合は、前掲35を参考としている。

は一部において1階もしくは1階および2階のみを制限の対象としており、小幡地区および有松駅前地区は一部において逆に2階以上を制限の対象としている。

表 6.2.5 壁面の位置の制限の内容

地区名	街区名	制限内容
泥江1	—	なし
泥江2	—	
浄心	—	都市計画道路江川線、東志賀町線境界から2m
築地	—	北側および東側道路境界から2m、南側道路境界から1階部分のみ1.5m
日比野	—	都市計画道路江川線、西町線、雁道線境界および道路境界から1.5m ただし市街地再開発事業施行区域以外の南側は道路境界から2.4m
小幡　全地区共通		都市計画道路守山本通線境界より2m
小幡1	A街区	駅前広場境界から5m
	B街区	駅前広場境界から2階以上のみ5m、都市計画道路小幡駅東線境界から1.5m
小幡2	C街区	都市計画道路小幡駅東線境界から1.5m
錦二丁目1	—	都市計画道路桜通線境界および道路境界から2m
錦二丁目2	—	都市計画道路本町線境界および道路境界から2m
池下1	—	都市計画道路広小路線境界から2m、都市計画道路鍋屋上野池下線から1階部分のみ2m、北側道路境界から1階部分のみ4m
池下2	—	都市計画道路広小路線境界から2m、北側および東側道路境界から1階部分のみ4m
鳴海1	A街区	東側は都市計画道路古鳴海停車場線境界から1.5m、南側は都市高速鉄道名古屋鉄道名古屋本線北側境界から6m、西側および北側は整備予定道路境界から3m
	B街区	東側は整備予定道路境界から1.5m、南側は都市高速鉄道名古屋鉄道名古屋本線北側境界から6m、西側は交通広場より1.5m、北側は整備予定道路境界より3m
	C街区	東側および北側はそれぞれ都市計画道路古鳴海停車場線、鳴海駅西線境界から1.5m、南側および西側は都市計画道路鳴海6号線境界から3m
	D街区	東側および南側はそれぞれ都市計画道路鳴海4号線、鳴海5号線境界から3m、整備予定道路境界から3m、西側および北側は1階部分のみそれぞれ都市計画道路古鳴海停車場線、交通広場境界から1.5m
鳴海2	—	なし
有松駅前	—	都市計画道路有松線境界から4m、都市計画道路大将ヶ根線境界から2m、交通広場境界北側から4m、交通広場境界東側から2階以上のみ4m
末盛通	—	都市計画道路広小路線、志段味田代町線境界から1階および2階部分のみ2m、北側および西側道路境界から2m、ただし1階および2階部分のみ4m
大須三丁目	—	都市計画道路大津町線境界から2m、道路境界から1階および2階部分のみ2m
名駅五丁目	—	都市計画道路広小路線境界から2m、ただし1階および2階部分のみ2.5m、東側、北側および西側は整備予定道路境界から2m
新栄三丁目1	—	なし
新栄三丁目2	—	

(3) 高度利用地区と市街地再開発事業

高度利用地区は市街地再開発事業を施行する場合の前提となる要件の一つであり、市街地再開発事業と密接な関係を有する。**表 6.2.6** に、両者の都市計画決定ならびに追加変更の経緯を対照して示す。同表には、後述する再開発地区計画の経緯も併せて示した。

高度利用地区のうちの錦二丁目2地区、池下1地区および末盛通地区については市街地再開発事業が都市計画決定されていない。このうち前二者については規制を満たす中層ビルが現存し、末盛通地区は規制に即した建築計画が進行中であった。

以上の地区以外については、すべて市街地再開発事業が都市計画決定されている。高度利用地区と市街地再開発事業を比較すると、高度利用地区指定面積が市街地再開発事業施行区域面積より大きい地区は、日比野地区、錦二丁目1地区、大須三丁目地区であり、他の地区は同一である。

表 6.2.6　高度利用地区と市街地再開発事業

区分	高度利用地区または再開発地区計画				市街地再開発事業				備　考
	都市計画年月日	告示番号	名称	面積（ha）	都市計画年月日	告示番号	名称	面積（ha）	
高度利用地区	1974(S49) 2.20	N53	高度利用地区	2.6	1974(S49) 2.20	A149	泥江	2.6	昭和51年に泥江1地区、泥江2地区に名称変更
	1982(S57) 1.22	N21	浄心地区	0.8	1982(S57) 1.22	A52	浄心第一種	0.8	
	1986(S61) 2.21	N63	築地地区	0.5	1986(S61) 2.21	A148	築地第一種	0.5	
	1990(H 2) 12. 5	N351	日比野地区	2.0	1990(H 2) 12. 5	A1075	日比野第一種	1.9	高度利用地区＞市街地再開発事業施行区域
	1992(H 4) 3.30	N90	小幡1地区 小幡2地区	1.2	1992(H4) 3.30	A358	小幡駅前第一種	1.2	高度利用地区と市街地再開発事業で名称が異なる
	1992(H 4) 7.30	N219	錦二丁目1地区	0.7	1992(H 4) 7.30	N218	丸の内駅前第一種	0.4	高度利用地区＞市街地再開発事業施行区域 高度利用地区と市街地再開発事業で名称が異なる
			錦二丁目2地区	0.3	―				市街地再開発事業を伴わない
	1993(H 5) 3.26	N73	池下1地区	0.3	―				市街地再開発事業を伴わない
			池下2地区	3.3	1993(H 5) 7.23	N212	池下第一種	0.9	高度利用地区＞市街地再開発事業施行区域 都市計画決定決定日が異なる
		N73	鳴海1地区 鳴海2地区	3.2	1993(H 5) 3.29	A370	鳴海駅前第一種	3.2	高度利用地区と再開発事業の名称および都市計画決定日が異なる
	1994(H 6) 3.23	N98	有松駅前地区	3.2	1994(H 6) 3.23	A297	有松駅前第一種	3.2	
	1996(H 8) 5.31	N208	末盛通地区	0.6	―				市街地再開発事業を伴わない
	1999(H11) 12. 1	N399	大須三丁目地区	1.0	1999(H11) 12. 1	N398	大須30番第一種	0.7	高度利用地区＞市街地再開発事業施行区域 高度利用地区と市街地再開発事業で名称が異なる
	2001(H13) 2.28	N65	名駅五丁目地区	0.7	2001(H13) 2.28	N66	納屋橋西第一種	0.7	高度利用地区と市街地再開発事業で名称が異なる
		N65	新栄三丁目1地区 新栄三丁目2地区	1.5		N67	千種駅南第一種	1.5	高度利用地区と市街地再開発事業で名称が異なる
地区計画 再開発	1996（H 8） 8. 8	N285	木場地区	16.9	―				市街地再開発事業を伴わない
	2000（H12） 12.5	N435	牛島南地区	2.1	2000（H12） 12. 5	N436	牛島南第一種	2.1	

高度利用地区は当初決定以降は都市計画変更時の追加地区のみを掲げ、名称については適宜種類または備考欄を用いた
市街地再開発事業は各地区における当初都市計画決定のみを掲げ、その後の都市計画変更は省略し、名称については市街地再開発事業を省略した
告示番号のNおよびAはそれぞれ名古屋市告示、愛知県告示の略である
面積はすべて「約」表示の約を省略した
高度利用地区＞市街地再開発事業施行区域は、高度利用地区面積の方が市街地再開発事業施行区域面積より大きいことを示す

2 再開発地区計画

再開発地区計画は 1988(昭和 63)年の都市再開発法改正で創設されたもので、鉄道操車場跡地など都市基盤不足の大規模低未利用地において、道路等の公共施設整備を課す見返りとして通常の規制を超えることができることとした制度であり、いわゆる緩和型地区計画のさきがけとなった。これは地区計画の一種として、容積率割増等のインセンティブによって主に民間主体による自主更新を期待する制度である。再開発地区計画制度については本章第2節1(2)④ 都市再開発法・建築基準法改正(1988(昭和 63)年)、第2編「第4章 地区計画等」を参照されたい。

1995(平成 7)年の都市再開発法改正により、一定の要件を備えた再開発地区計画が市街地再開発事業施行要件に追加された。これによって再開発地区計画の区域内で市街地再開発事業を施行しようとする場合に、重ねて高度利用地区を都市計画決定する必要がなくなった。

再開発地区計画は、名古屋市において制度創設以降 2000(平成 12)年度までに木場地区と牛島南地区の 2 地区が都市計画決定された。決定の経緯については、前項に掲げた**表 6.2.6** を参照されたい。

(1) 木場地区

① 背景等

木場地区は名古屋港近接地の堀川左岸河口付近に位置し、1910(明治 43)年に 5 号地として埋め立てられた区域で、1914(大正 3)年から翌年にかけて貯木場が建設された。1959(昭和 34)年の伊勢湾台風による流木被害があり、この対策や木材流通加工の近代化のために西部木材港の建設が計画され、1968(昭和 43)年に完成した。木場地区の貯木場はこのような動向の下で、昭和 40 年代から 20 年以上をかけて次第に埋め立てられた。[83] 埋立地には工場、運輸施設、集合住宅等が立地し、区画街路等の都市基盤が不十分なまま土地利用転換が進展しつつあった。こうしたことから、木場地区 60ha は 1991(平成 3)年の区域区分変更時の整備、開発又は保全の方針において、都市再開発方針を拡充する中で 1 号市街地に位置づけられた。なお、都市再開発方針については次節で詳述する。

一方で 1994(平成 6)年には都市高速道路高速 3 号線の都市計画変更と港楽木場町線の都市計画追加があり、地区内を通過するこれら路線を整備することの蓋然性が高まったが、このまま放置すると都市基盤が不十分な市街地が形成されることが想定された。そうした中で、「大規模な低・未利用地(遊休地)の有効活用、公共施設整備の促進、民間開発の計画的な誘導を図る」ため、「公共施設の整備と建物の用途制限等を一体的に行うことができる、再開発地区計画制度を計画手法として導入」することとした。[84] その結果、再開発地区計画が 1996(平成 8)年 8 月 8 日に都市計画決定された(名古屋市告示第 285 号)。

以上のような経緯から、木場地区では市街地再開発事業が施行されていない。

② 主な計画内容

i 面積 約 16.9ha

83 伊藤正博・沢井鈴一「堀川 歴史と文化の探索」(あるむ 2014.6 pp. 158-162, 214-215)

84 「木場再開発地区計画 企画評価書」(名古屋市 1995.9 p. 4)

ii 2 号施設(現 1 号施設) 地区幹線道路 1 号～4 号(幅員 12m)

iii 再開発地区整備計画の主な事項

地区区分	中心地区(3.5ha)、一般地区(10.7ha) 計 14.2ha
容積率の最高限度	30/10(一般規制は工業地域および住居地域 20/10、大津町線沿道の一部は近隣商業地域 30/10)
敷地面積の最低限度	500 ㎡
壁面の位置の制限	都市計画道路港楽木場町線及び地区幹線道路境界から 1m

(2) 牛島南地区

① 背景等

牛島南地区は、名古屋駅直近に立地条件するものの名古屋鉄道㈱の自動車整備工場や中部電力㈱の地上変電所などが立地し、低・未利用の状態であった。この牛島南地区は 1991(平成 3)年の区域区分変更時の整備、開発又は保全の方針において、都市再開発方針を拡充する中で 1 号市街地中の 2 号地区都心核の一部に位置づけられた。

牛島南地区の地権者には名古屋圏を代表するような企業があり、立地条件を踏まえて高度利用を図ろうとする意向を持っていた。中部電力㈱は地上変電所を増強改築するについて、これを地下化して地上部を有効活用しようとする意図があった。しかし、地区内の地権者が共同で大規模開発を行うには周辺の区画街路が貧弱であるほか、名古屋駅方面からの歩行者アクセスが地上平面歩道だけでは不十分と見込まれ、地下道の延伸が必要と考えられた。このため、地区において必要な地区幹線道路や地下歩行者用道路を担保するとともに、土地の高度利用を図るために再開発地区計画を活用することとした。

当初は街区全体を対象とする計画であったが、一部地権者の同意を得ることが困難となったため、最終的には街区のうちの一部区域を除外せざるを得なくなり、牛島南地区が都市計画決定されたのは 2000(平成 12)年 12 月 5 日であった(名古屋市告示第 435 号)。なお、牛島南第一種市街地再開発事業が牛島南地区と同一区域を施行区域として同日に都市計画決定された(名古屋市告示第 436 号)。

② 主な計画内容

i 面積 約 2.1ha

ii 2 号施設(現 1 号施設) 地区幹線道路(幅員 9.5m)
地下歩行者用道路(幅員 6.5m)

iii 再開発地区整備計画の主な事項

地区施設	広場(面積 240 ㎡)
容積率の最高限度	81/10(一般規制は 50/10)
容積率の最低限度	20/10
建ぺい率の最高限度	5/10、ただし耐火建築物は 7/10(一般規制は商業地域 8/10)
敷地面積の最低限度	200 ㎡
壁面の位置の制限	都市計画道路広井町線及び地区北側の道路境界から 5m

都市計画道路鷹羽町線及び地区西側の道路（地区幹線道路）境界から2.5m

なお再開発地区計画は、2002（平成 14）年の建築基準法・都市計画法改正により住宅地高度利用地区と統合され、再開発等促進区を定める地区計画となった。再開発等促進区を定める地区計画は、2001（平成13）年度から2014（平成26）年度にかけて、旧住宅地高度利用地区を含み9地区が都市計画決定された。しかし、その中に市街地再開発事業が都市計画決定されている地区はない。ただし、大井町地区計画が高度利用地区に相当する地区整備計画を定めていることにより、市街地再開発事業の要件を満たす地区計画として、2008（平成 20）年 8 月 29 日に都市計画決定され（名古屋市告示第 368 号）、大井町 1 番南第一種市街地再開発事業が大井町地区中の一部区域を施行区域として同日に都市計画決定された（名古屋市告示第 369 号）。

これまでに述べた高度利用地区、再開発地区計画の地区の概略位置について、市街地再開発事業と関連づけて**図 6.2.7** に示す。また、本章第5節末に高度利用地区・再開発地区計画と市街地再開発事業の都市計画決定を地区ごとに対照した図を参考に示した。

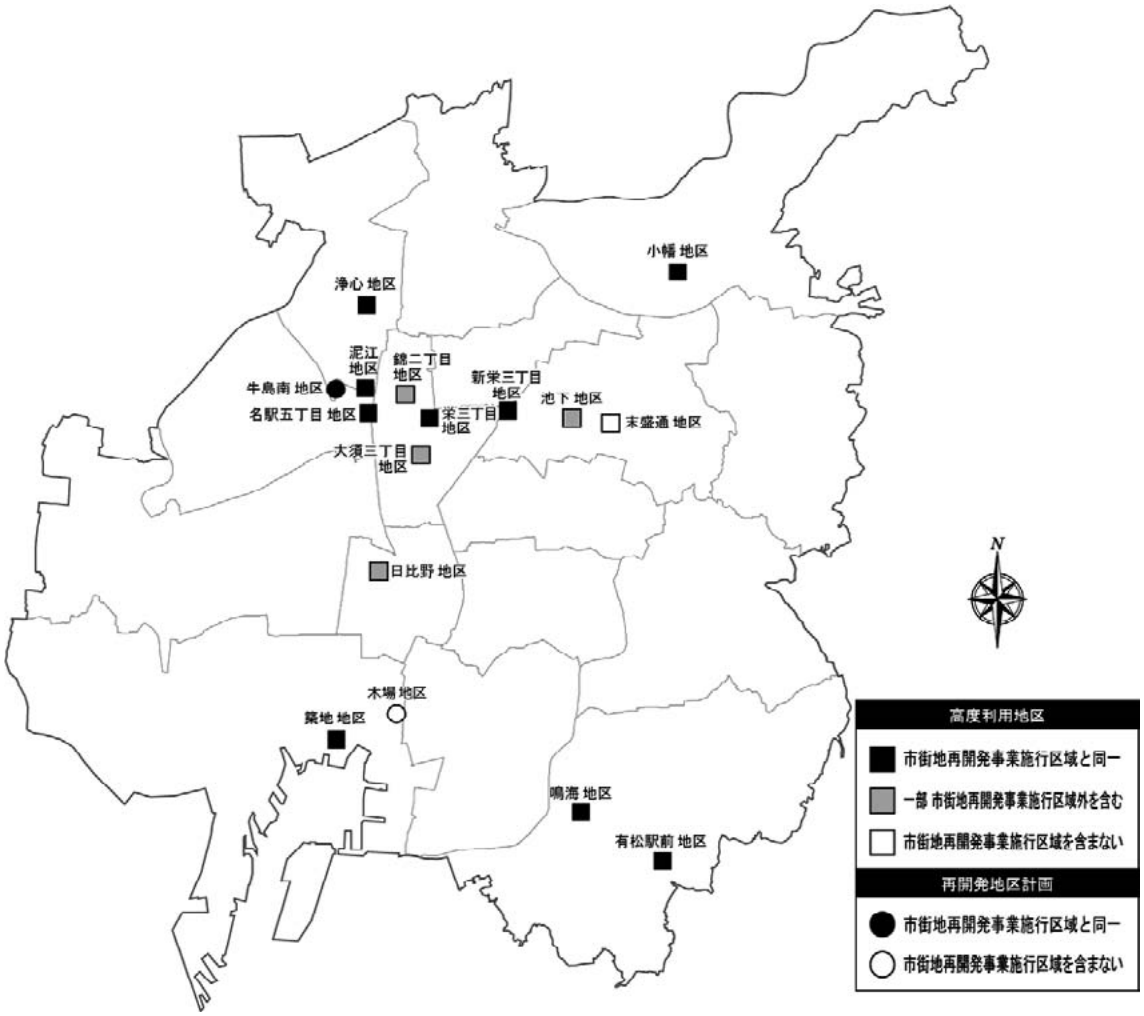

図 6.2.7　高度利用地区等と市街地再開発事業

第４節　都市再開発基本計画と都市再開発方針

市街地再開発事業が制度手法上事業採算性を前提とし、また目的に高度利用を掲げていることから、しばしば再開発が必要なところではなく可能なところに限定されがちであることは、つとに指摘されてきた。一方で市街地環境の総合的な改善をめざすうえでは、必要なところを必要の段階に応じて適時適切に進めることが重要との指摘もなされてきた。

都市再開発法制定時の建設省都市局長・住宅局長による施行通達において、「都市再開発に関する基本構想の策定に努める」とされ、都市計画中央審議会の1973（昭和48）年７月の答申においても「都市再開発基本計画の確立」がうたわれた。建設省は 1974（昭和 49）年度から二か年度にわたって都市再開発基本計画の策定に関する調査研究を行い、1975（昭和 50）年の都市再開発法改正では参議院建設委員会において「都市再開発の基本計画の作成を指導するよう努める」旨の附帯決議がなされた。[85] こうした布石を踏まえ、1980（昭和 55）年の都市再開発法改正において都市再開発方針が法定された。（本章第2節1（2）③ 都市再開発法第2次改正（1980（昭和 55）年）を参照）

名古屋市においては以上のような動向を受けるとともに、長期にわたった復興土地区画整理事業の収束が近づき、新たな市街地整備の論理を構築していく必要があった。このような状況のもとで都市再開発基本計画策定のための調査が 1978（昭和 53）年度から二か年度にわたって行われ、その結果が地区総合整備や都市再開発方針に反映されていった。地区総合整備については第6編「第4章 地区総合整備」を参照されたい。

1 都市再開発基本計画策定のための調査

（1） 1978（昭和 53）年度調査 [86]

都市再開発基本計画策定のための調査のうち、1978（昭和 53）年度においては都市再開発および都市再開発基本計画に関する全般的な概念整理に加えて、要整備地区を抽出することが大きなテーマであった。五つの抽出課題から既存資料に基づく地区抽出視点を用いて、都市再開発という視点から何らかの課題を有している地区（問題地区）を抽出した結果は、**表 6.2.7** に示すように約 10,000ha であった。このうち、重複している箇所を除くと実質約 7,000ha が問題地区となった。

次に、問題地区の中から再開発対象地区としての要整備地区を絞り込んだ。その際には、老朽公営住宅地、不良住宅地、広域避難地の検討地区を優先したうえで、整備の緊急度、難易度、公共主体の関与の程度などが加味された。さらに、計画対象地区として幹線道路、鉄道等により囲まれる一帯の区域とすること、再開発の機運が顕著な地区の追加、土地利用変化による時点修正に基づく地区の除外、地区のグルーピング等を行うことにより、最終的に要整備地区として 40 地区約 2,800ha を抽出した。その結果を

85 井上貞夫「都市再開発基本計画の策定」（「新都市」 Vol. 30 No. 12 1976.12）
86 名古屋市計画局「名古屋市都市再開発基本計画策定のための調査研究報告書」（名古屋市計画局 1979.3）

示したものが**表 6.2.8** および**図 6.2.8** である。なお、**図 6.2.8** 中の数字は**表 6.2.8** 中の地区番号を示したものである。

表 6.2.7　問題地区の抽出

地区抽出課題	地区抽出視点	抽出結果
工場跡地等土地利用の転換が予測される地区	大規模工場用地	970ha
	公有地（公社・公団等の保有地）	
	流通関連施設用地	
公共施設等の未整備地区	土地区画整理事業等の未施行区域	5,960ha
	広域避難地（検討地区）	
老朽木造密集地区	消防危険地区	2,040ha
	不良住宅地区	
業務活動が活発に展開すると予測される地区	容積に余裕がある地区	740ha
	商店街振興組合を形成している地区	
	大規模店舗の立地	
	公共交通結節地	
	地価	
保存・保全等を要する地区	歴史的街区	290ha
	緑地保全地区（検討地区）	
合　計		10,000ha

「名古屋市都市再開発基本計画策定のための調査研究報告書」p. 67の図およびp. 79の表から作成

表 6.2.8　要整備地区

No.	地区名	面積(ha)	課題	No	地区名	面積(ha)	課題
1	稲生	82	5,7	21	名港	74	1,5,6,7,9,11
2	庄内	102	1,5,6,7,11	22	豊田	69	1,5,7
3	枇杷島	113	1,5,6,7	23	加福	43	1,8
4	那古野	36	5,7,9,10,11,13	24	大高	180	5,7
5	白壁	59	1,13	25	有松	23	5,7,11,13
6	筒井	111	5,6,7,9,11,13	26	鳴海	115	1,5,7,9,11,13
7	王子	16	5,6	27	笠寺	134	3,5,6,7,11,14
8	大須	33	5,9,10,11	28	呼続	75	1,5,7,11
9	中村公園	33	8,11	29	井戸田	154	3,5,7,9
10	中村	135	5,7,11,13	30	御剱	122	3,5,7,9,11
11	米野	63	3,4,5,7,8	31	桜山	41	3,5,7,9,11
12	岩塚	72	1,5,7,9,13	32	山脇	50	5,7,8,9,11
13	下之一色	43	5,7,11,13	33	今池	54	5,7,10,11
14	荒子	63	5,7	34	千種	61	1,3,8
15	松葉公園	23	8	35	大曽根	61	1,5,6,7,11
16	日置	48	1,5,6,8,9,11	36	東長田	61	5,7,11
17	神宮西	61	4,5,6,8,13,14	37	山田	79	1,5,7,9
18	神宮東	50	1,6,8	38	瀬古	25	5,6,7,9
19	東海通	56	5,7,9,11	39	守山	65	5,6,7,11
20	土古	99	3,8,11	40	小幡	60	7,9,11

課題の内容
1 大規模工場敷地
2 公有未利用地
3 老朽公営住宅地
4 国鉄所有地
5 消防危険地区
6 不良住宅地区
7 公共施設未整備地区
8 広域避難地の検討地区
9 沿道環境整備地区
10 容積率余裕地区
11 既存商店街
12 交通結節地区
13 歴史的街区
14 緑地保全地区

「名古屋市都市再開発基本計画策定のための調査研究報告書」pp. 126-127の表から作成

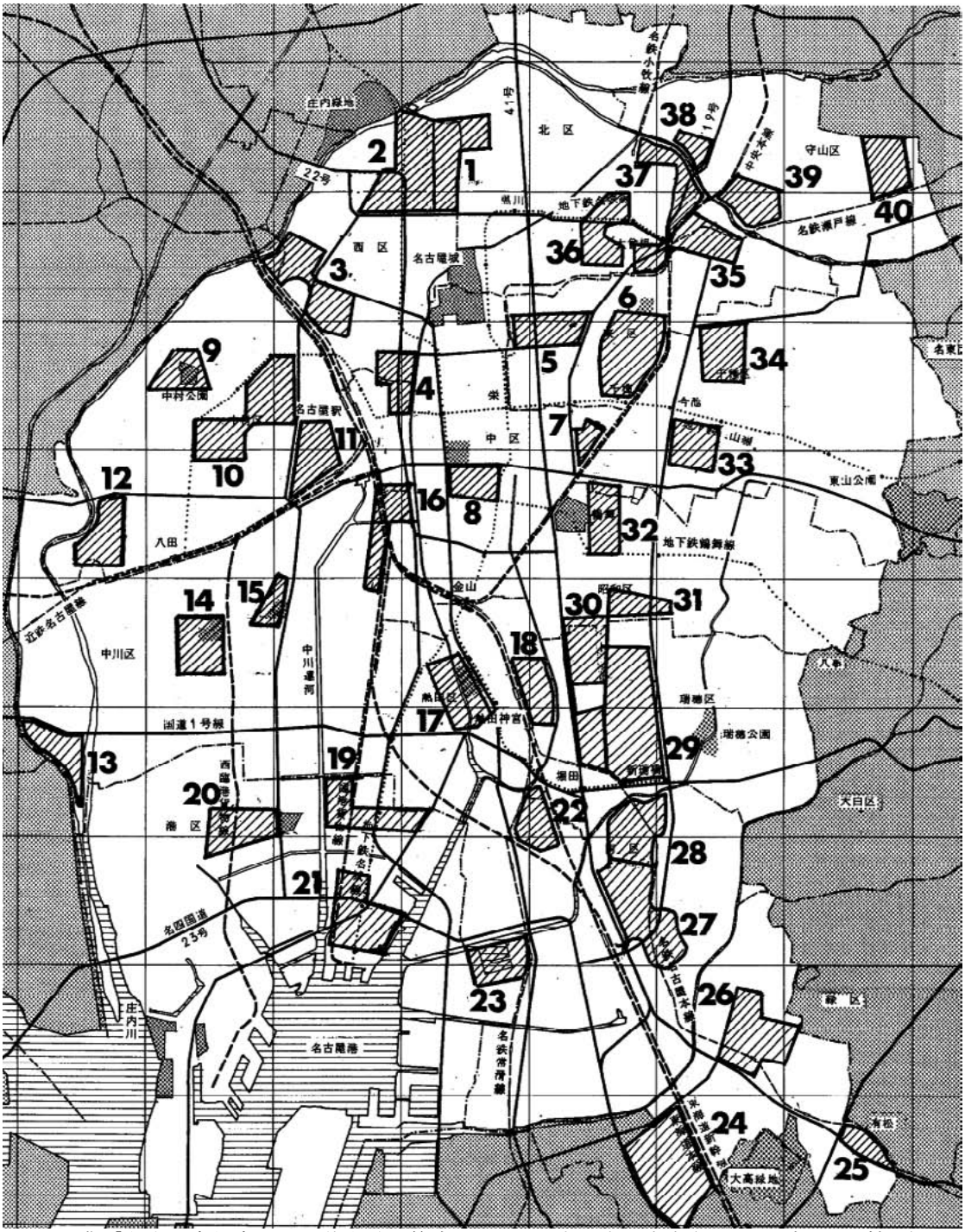

出典:「名古屋市都市再開発基本計画策定のための調査研究報告書(課題の設定と地区抽出)」
(昭和 54 年 3 月　名古屋市計画局)

図 6.2.8　要整備地区(第6編「第4章　地区総合整備」にも再掲)

(2) 1979(昭和 54)年度調査 [87]

1979(昭和 54)年度調査は 1978(昭和 53)年度調査結果を踏まえ、その成果をおおむね踏襲しつつ若干の修正を施している。

本調査と同時並行で策定が進められていた名古屋市基本計画において、地区総合整備事業が 9 地区位置づけられていることと歩調を合わせ、要整備地区のうちから同じく 9 地区を地区再開発策定地区として取り上げている。この 9 地区とは大曽根北、小幡、筒井、大高、有松、那古野、鳴海駅前、米野、築地口である。

2 都市再開発方針

都市再開発方針は 1980(昭和 55)年の都市再開発法第 2 次改正で導入され、「大都市における新市街地の形成とバランスのとれた既成市街地の都市構造の再編、良好な居住環境の形成、都市の防災構造化、良好な市街地住宅の供給等を図るためのマスタープラン」とされている。[88]

1979(昭和 54)年 12 月の都市計画中央審議会答申においては、都市再開発基本計画として明確に位置づけられていた内容が、法制化の段階では都市再開発方針として区域区分における「整備、開発又は保全の方針」に位置づけられる内容となった。

2000(平成 12)年の都市計画法改正により都市計画区域マスタープラン制度が創設され、都市再開発方針は住宅市街地の開発整備の方針などと同様に個別の都市計画内容となった。

(1) 名古屋市における都市再開発方針の経緯

名古屋市における都市再開発方針の経緯を時系列に箇条書きすると次のとおりである。

1978(S 53)年度	都市再開発基本計画策定のための調査(要整備地区 40 地区抽出)
1980(S 55)年 1 月	名古屋市基本計画(地区総合整備事業 9 地区を位置づけ)
1979(S 54)年度	都市再開発基本計画策定のための調査 (地区総合整備事業地区と同じ 9 地区を地区再開発策定地区に抽出)
1984(S 59)年 4 月	第 2 回区域区分変更の整備、開発又は保全の方針に都市再開発方針を位置づけ(1 号市街地を 12 市街地、2 号地区を 7 地区とし、同時に地区総合整備事業地区を 12 地区とする。)
1988(S 63)年 8 月	名古屋市新基本計画(地区総合整備地区 26 地区を位置づけ)
1991(H 3)年 9 月	第 3 回区域区分変更の整備、開発又は保全の方針に都市再開発方針を拡大 (1 号市街地を 38 市街地、2 号地区を 17 地区とする。)

これ以降の区域区分変更では都市再開発方針に変更はない。

87 名古屋市計画局「都市再開発基本計画策定のための調査報告書 ―都市再開発基本計画方針案―」(名古屋市計画局 1980.3)

88 前掲 39 高井憲司「都再開発方針の策定とこれに基づく再開発の推進について」(「新都市」 Vol. 36 No. 7 1982.7)

2000(平成 12)年の都市計画法改正後、都市再開発方針が個別の都市計画内容となったことに伴い、名古屋市における都市再開発方針のあり方は複雑な経過をたどった。参考までに以下に紹介する。

2001(H13)年 5 月	都市計画法改正施行直前に区域区分が変更され、その変更に伴う整備、開発又は保全の方針における都市再開発の方針は、従前と変わらない内容のまま都市計画法改正附則の経過措置により改正施行時以降に個別の都市再開発方針とみなされた
2004(H16)年 4 月	名古屋都市計画区域マスタープランとしての整備、開発及び保全の方針から都市再開発方針等の内容を削除(附則経過措置により削除された都市再開発方針等についてはなお有効)
2010(H22)年 12 月	名古屋都市計画区域を拡大 (6 市、5 町、51,124ha を 11 市、5 町、1 村、80,704ha に拡大)
2012(H24)年 2 月	2010(平成 22)年 12 月に拡大した名古屋都市計画区域において独立した都市再開発方針が決定された (1 号市街地に瀬戸市の瀬戸川文化プロムナード地区を追加した。名古屋市内の内容については変更なし)

(2) 1984(昭和 59)年の都市再開発方針

1984(昭和 59)年 4 月 4 日の第 2 回区域区分変更における整備、開発又は保全の方針に初めて都市再開発方針を位置づけ、1 号市街地を 12 市街地、2 号地区を 7 地区とした。このうち 1 号市街地については、名古屋市基本計画に掲げられた当初地区総合整備事業 9 地区に神宮東、神宮西(白鳥)、浄心の 3 地区が新たに追加された。1 号市街地の都心については、都心部で組合施行による市街地再開発事業の可能性を考慮して区域を広くとることとし、その中に那古野が 2 号地区として含まれることとなった。2 号地区については地区総合整備事業で事業化が検討されていた 7 地区とした。

なお、1 号市街地のうち神宮東と神宮西の 2 地区については、1978(昭和 53)年度調査における要整備地区として位置づけられていたが、事業熟度等から判断して名古屋市基本計画策定時には組み込まれなかったのであろう。両地区が都市再開発方針に位置づけられたのは次のような事情である。すなわち、名古屋市基本計画策定と時期を同じくして、建設省によって包括的な任意再開発制度である特定住宅市街地総合整備促進事業制度が具体化され、この制度の対象地区として神宮東地区が採択され、次いで神宮西地区(白鳥地区)が候補地として検討されるに至ったことによる。

浄心地区については、基盤整備済のために 1978(昭和 53)年度調査における要整備地区には位置づけられていなかったが、名古屋市基本計画策定後に市電車庫跡地利用を核とする市街地再開発事業が具体化したことにより、都市再開発方針に位置づけられることとなった。

都市再開発方針は、1984(昭和 59)年時点においては地区総合整備地区と大きく異なることはなかった。しかし、1988(昭和 63)年に地区総合整備地区が拡大され、次いで都市再開発方針も 1991(平成 3)年に拡大された。拡大都市再開発方針では民間再開発が期待される拠点的な鉄道駅周辺地区や大規

模な低未利用地を 1 号市街地として位置づけたことなどから、計画としての性格は地区総合整備地区とは若干異なることとなり、同一性が保たれなくなった。

(3)　1991(平成 3)年の都市再開発方針

①　都市再開発方針拡大の概要

1991(平成 3)年 9 月 4 日の第 3 回区域区分変更における整備、開発又は保全の方針の中で都市再開発方針を変更し、1 号市街地を 12 市街地から 38 市街地、2 号地区を 7 地区から 17 地区へ拡大した。拡大後の位置を示した都市再開発の方針の附図を**図 6.2.9** に示す。

1 号市街地中の都心については400ha から1,940ha へ大幅に拡大し、その中に2 号地区として都心核、筒井、金山駅前を包含し、かつ、都心核中には従来の 2 号地区那古野、1 号市街地米野を拡大した米野・名駅南を包含している。

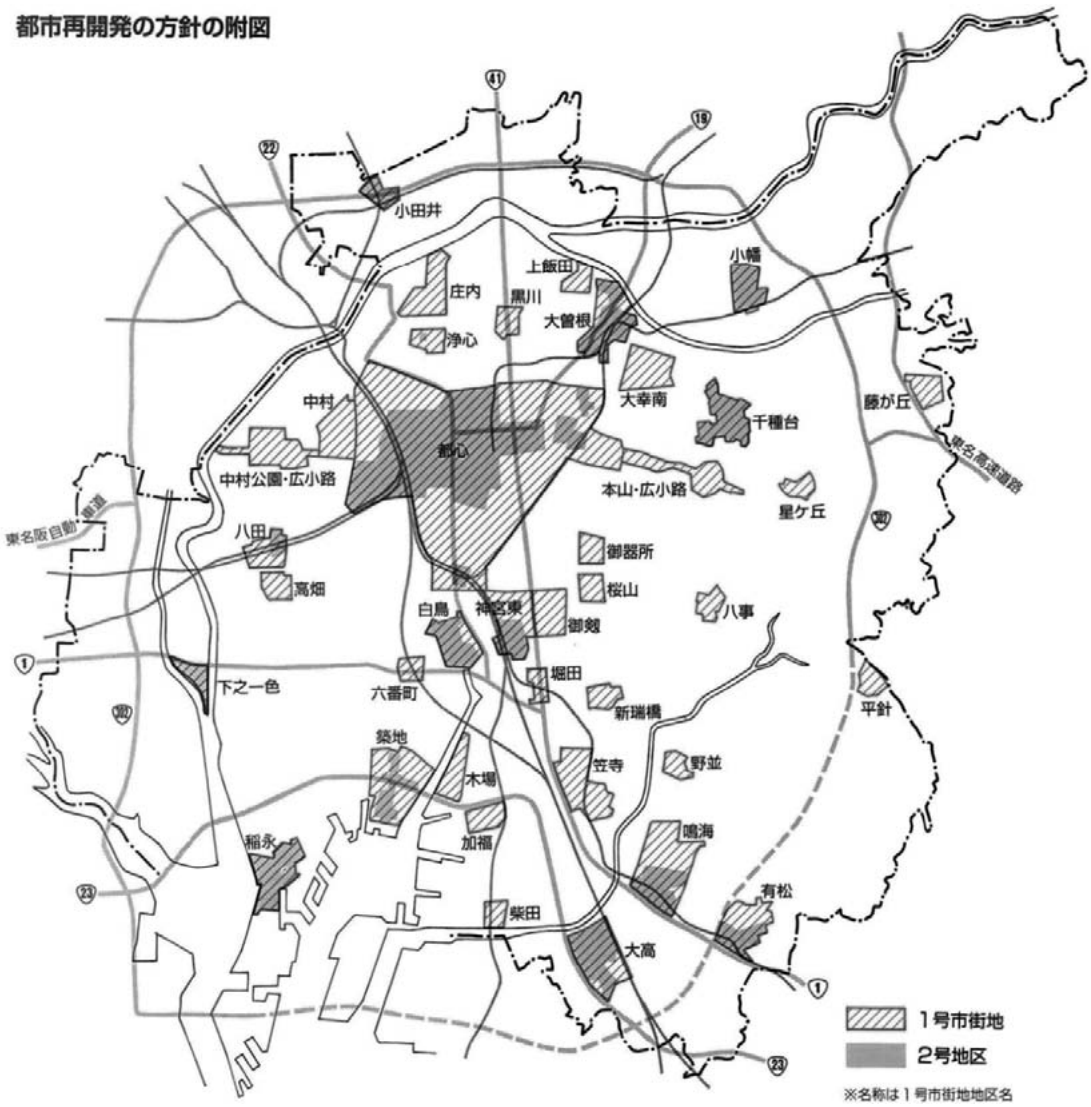

出典:「名古屋のまちづくり 市街地の開発・整備」(平成 18 年 3 月版)

図 6.2.9　1991(平成 3)年都市再開発の方針の附図

要整備地区と比較しながら都市再開発方針の1号市街地（一部2号地区を含む）と地区総合整備地区の拡大経緯をみると**図 6.2.10** のとおりである。

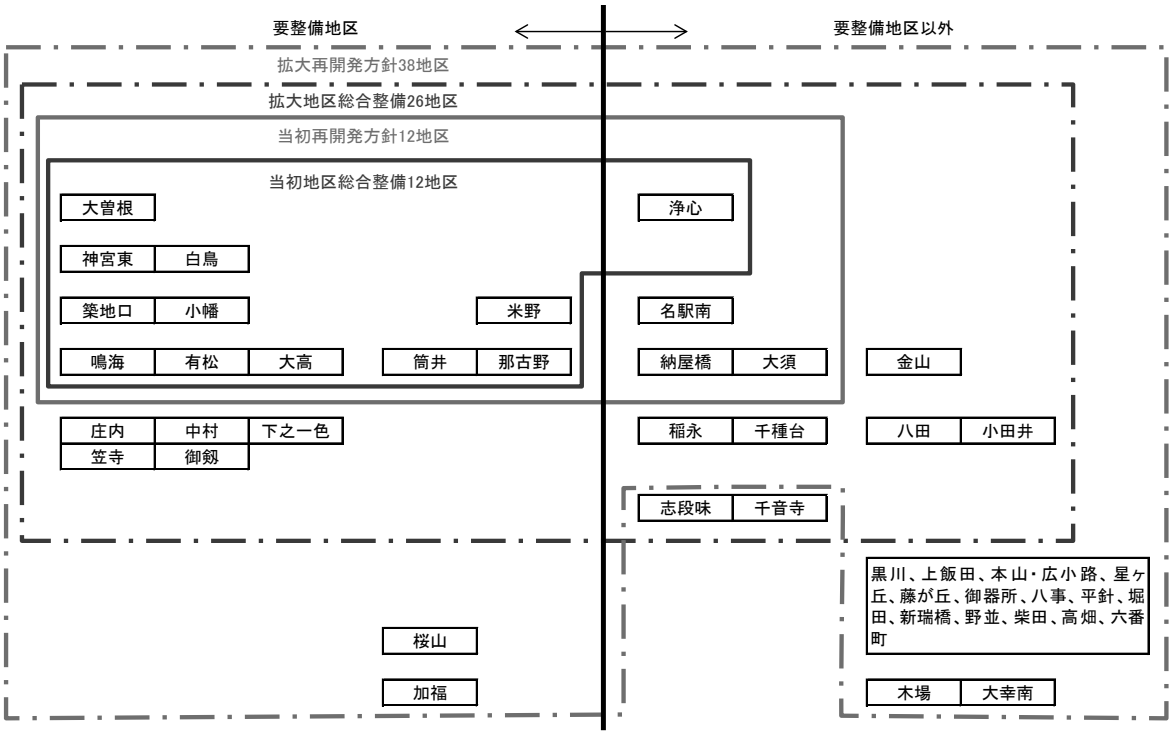

地区名称は地区総合整備地区名称および都市再開発方針1号市街地の名称を基本とした
那古野、名駅南、納屋橋、大須は当初都市再開発方針および拡大都市再開発方針いずれも1号市街地の都心の一部である
米野、筒井は当初都市再開発方針では単独の1号市街地であったが、拡大都市再開発方針では1号市街地都心中の2号地区である
金山は拡大都市再開発方針では1号市街地都心中の2号地区である

図 6.2.10　要整備地区と都市再開発方針・地区総合整備地区

要整備地区であって、拡大地区総合整備地区および拡大都市再開発方針の双方に新規に位置づけられた地区は庄内、中村、下之一色、笠寺、御剱の5地区であり、拡大都市再開発方針のみに新規に位置づけられた地区は桜山、加福の2地区である。

要整備地区以外で、拡大地区総合整備地区および拡大都市再開発方針の双方に新規に位置づけられた地区は、総合駅周辺地区の八田、小田井の2地区、および金山駅前地区（2号地区）であり、そのほか、大規模な公営住宅建替事業等が核となる稲永、千種台の2地区がある。

要整備地区以外で、拡大都市再開発方針のみに新規に位置づけられた地区は、主に拠点的な鉄道駅周辺の黒川はじめ14地区と、大規模な低未利用地を抱えて拠点的な開発が期待される木場、大幸南の2地区を併せて合計16地区である。なお、拡大地区総合整備地区のみに新規に位置づけられた地区は、志段味と千音寺の 2 地区で、いずれも外縁拠点域における土地区画整理事業施行が期待される地区である。

表 6.2.9 に都市再開発方針と地区総合整備地区の変遷を要整備地区と対照して示す。

表 6.2.9　要整備地区と都市再開発方針・地区総合整備地区の比較

要整備地区 1979(昭和54)			地区総合整備地区 1980(昭和55)			都市再開発方針 1984(昭和59)						地区総合整備地区 1988(昭和63)			都市再開発方針 1991(平成3)					
						1号市街地			2号地区						1号市街地			2号地区		
No	地区名	面積(ha)	No	地区名	面積(ha)	No	地区名	面積(ha)	No	地区名	面積(ha)	No	地区名	面積(ha)	No	地区名	面積(ha)	No	地区名	面積(ha)
1	稲生	82																		
2	庄内	102										21	庄内	110	14	庄内	110			
3	枇杷島	113																		
4	那古野	36	6	那古野	2	1	都心	400	1-1	那古野[1]	2	2	那古野	40	1	都心[2]	1940	1-1	都心核	790
																		1-2	筒井[1]	70
																		1-3	金山駅前[1]	9
5	白壁	59																		
6	筒井	111	3	筒井	40	2	筒井	110	2-1	筒井	47	8	筒井	120						
7	王子	16																		
8	大須	33																		
9	中村公園	33													35	中村公園・広小路	110			
10	中村	135										22	中村	80	15	中村	90			
11	米野	63	8	米野	40	8	米野	130				1	米野・名駅南	180						
12	岩塚	72																		
13	下之一色	43										23	下之一色	50	16	下之一色	50	16-1	下之一色	50
14	荒子	63																		
15	松葉公園	23																		
16	日置	48																		
17	神宮西	61	11	神宮西[4]	110	11	神宮西	60				6	白鳥	110	3	白鳥	110	3-1	白鳥	80
18	神宮東	50	10	神宮東[3]	60	4	神宮東	60	4-1	神宮東	53	5	神宮東	120	2	神宮東	120	2-1	神宮東	60
19	東海道	56																		
20	土古	99																		
21	名港	74	9	築地口	95	5	築地口	110	5-1	築地口江川線	10	11	築地	250	6	築地	200	6-1	築地	50
22	豊田	69																		
23	加福	43													38	加福	50			
24	大高	180	4	大高	145	9	大高	150				15	大高	160	10	大高	160	10-1	大高	130
25	有松	23	5	有松	20	10	有松	60				14	有松	60	9	有松	120	9-1	有松	60
26	鳴海	115	7	鳴海駅前	3	7	鳴海	190				13	鳴海	190	8	鳴海	190	8-1	鳴海	90
27	笠寺	134										24	笠寺	150	17	笠寺	150			
28	呼続	75																		
29	井戸田	154																		
30	御剱	122										25	御剱	80	18	御剱	80			
31	桜山	41													26	桜山	40			
32	山脇	50																		
33	今池	54																		
34	千種	61																		
35	大曽根	61	1	大曽根北	50	6	大曽根	90	6-1	大曽根北	50	9	大曽根	130	4	大曽根	130	4-1	大曽根	110
36	東長田	61																		
37	山田	79																		
38	瀬古	25																		
39	守山	65																		
40	小幡	60	2	小幡	55	3	小幡	60	3-1	小幡駅前	2	19	小幡	60	12	小幡	70	12-1	小幡	60
			12	浄心[4]	10	12	浄心	10	12-1	浄心	1	20	浄心	10	13	浄心	40	13-1	浄心	1
												7	金山	90						
												10	八田	20	5	八田	50	5-1	八田	20
												12	稲永	110	7	稲永	100	7-1	稲永	100
												17	小田井	30	11	小田井	30	11-1	小田井	30
												26	千種台	100	19	千種台	100	19-1	千種台	100
															20	黒川	40			
															21	上飯田	30			
															22	本山・広小路	90			
															23	星ヶ丘	30			
															24	藤が丘	40			
															25	御器所	30			
															27	八事	30			
															28	平針	30			
															29	堀田	30			
															30	新瑞橋	40			
															31	野並	30			
															32	柴田	30			
															33	高畑	40			
															34	六番町	30			
															36	木場	60			
															37	大幸南	100			
												3	納屋橋	10						
												4	大須	40						
												16	志段味	780						
												18	千音寺	150						

1　那古野、筒井、金山駅前地区については 2 号地区、他は 1 号市街地
2　1 号市街地都心地区内に 2 号地区の都心核、筒井、金山駅前を含み、都心核内に那古野、納屋橋、米野・名駅南、大須を含む
3　1981(昭和 56)年に地区総合整備事業地区に追加
4　1984(昭和 59)年に地区総合整備事業地区に追加
※　1980(昭和 55)年の地区総合整備地区のうち、No. 1～No. 9 の 9 地区は、名古屋市基本計画(1980(S55))に位置づけられ、また、地区再開発策定地区として挙げられた地区(1979(昭和 54)年度)
1988(昭和 63)年の地区総合整備地区は、名古屋市新基本計画(1988(S63))に位置づけられている

② 1号市街地の地区特性

拡大都市再開発方針の1号市街地は地区特性に多様性が認められる。そこで1号市街地の土地利用上の地区特性と名古屋市新基本計画における土地利用構想をクロスして表現すると**表 6.2.10** のとおりである。これをみると、名古屋市新基本計画の地域中心地から多くの 1 号市街地が新規追加されていることがわかる。

表 6.2.10 1号市街地の主な地区特性による分類

主な地区特性	名古屋市新基本計画土地利用構想				
	都心域	副次拠点域	外縁拠点域	地域中心地	その他
高度利用 潜在可能性	都心				
大規模跡地等 土地利用転換		神宮東、白鳥、大幸南	木場、加福		
交通結節点		(金山)、大曽根、八田	小田井		
鉄道駅周辺 商業集積		高畑	藤が丘	小幡、浄心、黒川、上飯田、星ヶ丘、御器所、桜山、八事、堀田、新瑞橋、野並、柴田、六番町	
幹線道路沿道 商業集積				本山・広小路、 中村公園・広小路	
密集市街地			築地	下之一色	庄内、中村、笠寺、御剱
大規模公営住宅			稲永	平針	千種台
合併市域 中心市街地			鳴海、有松、大高	小幡	

名古屋市新基本計画土地利用構想は、「すむ」、「はたらく」、「いこう」のうち「はたらく」を用いた
金山は2号地区金山駅前の略であり、他は1号市街地である

(4) 都市再開発方針の大都市比較

政令指定都市で都市再開発方針を都市計画決定している都市について決定内容を比較することとし、当初決定内容を**表 6.2.11** に、また、参考として 2000(平成 12)年の都市計画法改正後に整備、開発又は保全の方針から独立した都市再開発方針について**表 6.2.12** に示す。

① 決定時期

都市再開発方針を整備、開発又は保全の方針に位置づけた時期については、仙台市の 1984(昭和59)年1月が最も早く、名古屋市は同年4月でこれに次ぎ、その後同年12月の横浜市および川崎市が続く。したがって、名古屋市は早い時期に属するといえる。その後、1985(昭和 60)年 3 月から 1988(昭和 63)年 3 月までに都市再開発法による該当政令市は京都市を除いてほぼ策定を終えている。[89]

単独都市再開発方針を都市計画決定した都市を 2011(平成 23)年度末時点でみると、京都市、大阪市、広島市、福岡市が未決定である。決定時期は北九州市の 2001(平成 13)年度が最も早く、他の都市はその後 2004(平成 16)年度から 2011(平成 23)年度にかけて都市計画決定している。

89 金子 弘「『都市再開発方針』について」(「新都市」 Vol. 42, No. 4 1988.4)

表 6.2.11 都市再開発方針(整備、開発又は保全の方針)の大都市比較(当初都市計画決定時点)

都市名	整備、開発又は保全の方針(都市再開発方針)決定年月日	市街化区域面積(ha) A	1号市街地			2号地区			1号市街地比率 B/A(%)	2号地区比率 C/B(%)
			地区数 a	面積(ha) B	平均面積 B/a	地区数 b	面積(ha) C	平均面積 C/b		
札幌	1985(S60) 3. 7	23,449	12	1,402	117	6	64	11	6.0	4.6
仙台	1984(S59) 1.31	11,843	18	1,368	76	6	144	24	11.6	10.5
さいたま	1988(S63) 3.11	9,289	13	3,594	276	9	348	39	38.7	9.7
千葉	1985(S60) 8.30	12,402	7	1,885	269	7	494	71	15.2	26.2
東京都区部	1986(S61)11.29	56,553	7	56,553	8,079	152	4,541	30	100.0	8.0
横浜	1984(S59)12.25	32,473	32	5,126	160	12	337	28	15.8	6.6
川崎	1984(S59)12.25	12,543	10	2,960	296	4	139	35	23.6	4.7
大阪	1986(S61) 6.16	20,370	4	19,800	4,950	19	704	37	97.2	3.6
堺	1987(S62) 5.11	9,754	9	2,590	288	8	175	22	26.6	6.8
神戸	1985(S60) 7.19	20,098	10	6,050	605	18	466	26	30.1	7.7
広島	1987(S62) 3. 2	13,515	19	2,986	157	6	715	119	22.1	23.9
北九州	1985(S60) 4.30	18,624	11	930	85	8	167	21	5.0	18.0
福岡	1985(S60) 4.30	14,815	12	2,680	223	13	277	21	18.1	10.3
名古屋	1984(S59) 4. 4	30,134	12	1,430	119	7	165	24	4.7	11.5

1 本表の数値は、金子弘「『都市再開発方針』について」(「新都市」1988.4)による
2 さいたま市の当初欄は、同日決定の浦和市と大宮市の合計による
3 本表中の都市は、都市再開発法施行令に基づく「大都市」のうち地方自治法による「政令指定都市」を対象とした

表 6.2.12 単独都市再開発方針の大都市比較(2011(平成 23)年度末時点)

都市名	都市再開発方針(独立)決定年月日	市街化区域面積(ha) A	1号市街地			2号地区			1号市街地比率 B/A(%)	2号地区比率 C/B(%)
			地区数 a	面積(ha) B	平均面積 B/a	地区数 b	面積(ha) C	平均面積 C/b		
札幌	2007(H19) 2.20	25,017	4	8,393	2,098	9	240	27	33.5	2.9
さいたま	2005(H17) 3.25	11,698	5	4,521	904	8	460	58	38.6	10.2
千葉	2007(H19) 3.20	12,881	15	1,270	85	5	236	47	9.9	18.6
東京都区部	2009(H21) 3. 6	58,193	3	58,193	19,398	404	15,073	37	100.0	25.9
横浜	2010(H22) 3.23	33,095	18	9,940	552	29	894	31	30.0	9.0
川崎	2009(H21) 9.18	12,726	13	3,138	241	11	473	43	24.7	15.1
堺	2011(H23) 3.29	10,932	12	4,249	354	15	441	29	38.9	10.4
神戸	2009(H21) 4.28	20,365	10	6,990	699	48	1,998	42	34.3	28.6
北九州	2001(H13)12.19	20,435	8	3,238	405	17	707	42	15.8	21.8
名古屋	2012(H24) 2.24	30,258	38	4,720	124	17	1,810	106	15.6	38.3

1 本表の数値は、東京都、各市および市街地再開発協会のウェブサイトによる
2 本表中の都市は、都市再開発法施行令に基づく「大都市」のうち地方自治法による「政令指定都市」で都市再開発方針を決定している都市を対象とした

名古屋市は 1991(平成 3)年の変更で整備、開発又は保全の方針に位置づける都市再開発方針を大きく拡大して以降は変更がなく、2012(平成 24)年 2 月の単独都市再開発方針においても内容を踏襲している。

② 1号市街地

当初都市計画決定時点における 1 号市街地の 1 市街地あたりの面積(平均 1 号市街地面積)を 3 階級に分けてみると**表 6.2.13** のようになる。

表 6.2.11 から読みとれるように、東京都区部および大阪市は、当初都市計画決定時点において市街化区域全域を 1 号市街地とすることにより、1 市街地あたりの面積が東京都区部は 8,000ha 超、大阪市は約 5,000ha と他都市を圧して大きな値となっていることが際立った特徴である。これに次ぐのは神戸市の約 600ha であった。

一方、名古屋市は 119ha となり、仙台市、北九州市、札幌市に次ぐ低位であった。名古屋市は 1991(平成 3)年の変更以降についても地区数は格段に増加したが、1 市街地あたりの面積は 124ha と微増にとどまっている。

このように 1 市街地あたりの面積が都市によって大きくかけ離れた値となっていることは、とりもなおさず 1 号市街地をどのような政策的視点から指定しているかに関わるであろう。大きな値を採用している都市は、再開発可能性を広く想定し、漏れがないように、いわば網をかけるようなかたちで指定しているのに対し、小さな値を採用している都市は、何らかの基準で再開発可能性を想定し、行政が関わる範囲をある程度限定しようとするかたちで指定しているのであろう。

表 6.2.13 当初都市計画決定時点における1市街地あたりの面積の比較(1号市街地)

面積のレベル	都市数	都市名
高位 (300ha超)	3	東京、大阪、神戸
中位 (150～300ha)	8	川崎、堺、さいたま、千葉、福岡、横浜、広島
低位 (150ha未満)	4	名古屋、札幌、北九州、仙台

次に、当初都市計画決定時点における市街化区域に占める 1 号市街地の割合を 3 階級に分けてみると**表 6.2.14** のようになる。これは再開発が必要な市街地が、市街化区域中にどの程度存在するかを示す指標といえよう。この場合も**表 6.2.11** から読みとれるように、東京都区部および大阪市は、ほぼ 100%と他都市とは顕著に異なる値となっている。次に高位の都市は 30%超のさいたま市、神戸市である。一方、名古屋市は約 5%と北九州市とならびもっとも低位となっており、1991(平成 3)年の変更以降についても約 16%にとどまっている。

表 6.2.14 当初都市計画決定時点における市街化区域に占める1号市街地の割合の比較

比率のレベル	都市数	都市名
高位 (30%超)	4	東京、大阪、さいたま、神戸
中位 (10～30%)	7	堺、川崎、広島、福岡、横浜、千葉、仙台
低位 (10%未満)	3	札幌、北九州、名古屋

③ 2号地区

当初都市計画決定時点における2号地区の1地区あたりの面積(平均2号地区面積)を3階級に分けてみると**表 6.2.15** のようになる。**表 6.2.11** から読みとれるように、平均2号地区面積が大規模なのは広島市の119ha、次いで千葉市の71haである。当初決定時の名古屋市は24haであり、札幌市、北九州市、福岡市、堺市に次いで仙台市と並び小規模な方であったが、1991(平成3)年の変更以降は106haと大規模となっている。変更後の名古屋市の2号地区には1号市街地的な性格が混在しているといえよう。

表 6.2.15 当初都市計画決定時点における1地区あたりの面積の比較(2号地区)

面積のレベル	都市数	都市名
高位 (40ha超)	2	広島、千葉
中位 (30～40ha)	4	さいたま、大阪、川崎、東京
低位 (30ha未満)	8	横浜、神戸、仙台、名古屋、堺、福岡、北九州、札幌

次に、当初都市計画決定時点における1号市街地に占める2号地区の割合を3階級に分けてみると**表 6.2.16** のようになる。2号地区はいわば事業化予備軍的性格の地区であることから、この比率は1号市街地中にどれくらい具体的な事業につながる可能性を秘めているかを示す指標といえよう。ただし、この比率は1号市街地を広くとるか、あるいは狭くとるかによって左右される相対的な指標であることに留意する必要がある。

表 6.2.11 から読みとれるように、この比率が20%を超えて高率である都市は千葉市、広島市で、逆に5%未満と低率の都市は大阪市、札幌市、川崎市であった。一方、名古屋市は11.5%と全体の中で中間的な比率であったが、1991(平成3)年の変更以降では38.3%と高率となっている。

表 6.2.16 当初都市計画決定時点における1号市街地に占める2号地区の割合の比較

比率のレベル	都市数	都市名
高位 (20%超)	2	千葉、広島
中位 (10～20%)	4	北九州、名古屋、仙台、福岡
低位 (10%未満)	8	さいたま、東京、神戸、堺、横浜、川崎、札幌、大阪

④ まとめ

当初都市計画決定時点における名古屋市の都市再開発方針については、市街化区域の中で1号市街地を広くは指定せず、かつ、個々の1号市街地の規模もあまり大きくはなかった。1号市街地中の2号地区比率については中庸であり、2号地区の規模はさほど大きくはなかった。

1991（平成 3）年の変更以降においては、市街化区域中の 1 号市街地の比率は増加したものの、他都市との比較ではやや低位にとどまっている。2 号地区については 1 号市街地の中に広範に指定するとともに、個々の 2 号地区の規模も大規模となっている。

以上の結果は、当初都市計画決定時点においては地区総合整備との関連が深く、1991（平成 3）年の変更においては名古屋市新基本計画の土地利用構想との関連が深いことが影響しているのであろう。

第５節　市街地再開発事業の計画

1　市街地再開発事業の計画概要

名古屋市において 2000（平成 12）年度までに市街地再開発事業を都市計画決定した地区は全部で 13 地区あり、そのほかに市街地再開発事業の前身であった市街地改造事業が 1 地区あった。以下の**表 6.2.17** および**図 6.2.11** にその内容を示す。市街地改造事業とならんで市街地再開発事業の前身であった防災建築街区造成事業も 1 地区あったが、都市計画決定対象ではなかった。市街地改造事業および防災建築街区造成事業については次節で記述する。

表 6.2.17　市街地再開発事業の都市計画概要

No.	都市計画決定・変更		名称	面積	主な整備対象都市計画施設	施設建築物				
	年月日	告示番号		(ha)		街区番号	敷地面積（㎡）	建築面積（㎡）	延床面積（㎡）	主要用途
0	1963(S38)10. 4	K2564	小鳥町第1	1.0	江川線	G	1,600	1,600	15,600	店舗、事務所、住居等
						H	1,300	1,300	14,200	同上
						I	1,200	1,100	11,100	同上
						計	4,100	4,000	40,900	
1	1983(S58) 9.14	A890	泥江第一種	2.6	同上	A	6,600	3,300	48,600	事務所、店舗等
						B-1	2,100	1,900	12,000	店舗・事務所、住宅等
						B-2	2,700	2,600	16,000	店舗・事務所、住宅等
						計	11,400	7,800	76,600	
2	1982(S57) 1.22	A52	浄心第一種	0.8	—	—	5,200	3,600	24,500	店舗事務所、社会教育センター、住宅等
3	1986(S61) 2.21	A148	築地第一種	0.5	江川線	1	1,500	730	6,600	店舗、事務所、住宅
4	1990(H 2)12. 5	A1075	日比野第一種	1.9	江川線、西町線	A	4,700	3,100	27,100	商業業務、住宅等
					雁道線	B	3,400	2,200	20,800	住宅、商業業務等
						C	900	600	5,200	商業業務等
						計	9,000	5,900	53,100	
5	1992(H 4) 3.30	A358	小幡駅前第一種	1.2	守山本通線	A	900	500	4,200	住宅、商業等
						B	3,600	2,800	14,200	商業・業務、公益施設、住宅等
						C	1,300	1,000	5,400	駐車場
						計	5,800	4,300	23,800	
6	1992(H 4) 7.30	N218	丸の内駅前第一種	0.4	—	1	2,170	1,400	26,300	商業業務、住宅等
7	1998(H10) 8. 7	A598	鳴海駅前第二種	3.2	古鳴海停車場線	A	4,100	2,700	17,100	商業・業務、住宅等
					（含交通広場）	B	3,800	2,100	15,900	住宅、商業・業務等
					鳴海駅西線	C	4,800	3,600	20,900	商業・業務、住宅等
						D	3,500	2,800	14,500	商業・業務、住宅等
						計	16,200	11,200	68,400	
8	1993(H 5) 7.23	N212	池下第一種	0.9	—	1	8,600	5,400	60,500	住宅、商業・業務、公益施設等
9	1994(H 6) 3.23	A297	有松駅前第一種	3.2	有松線、大将ヶ根線（含交通広場）	1	17,000	12,600	65,700	商業、住宅、公益施設等
10	1999(H11)12. 1	N398	大須30番第一種	0.7	—	1	5,000	4,500	36,100	商業・業務、住宅等
11	2000(H12)12. 5	N436	牛島南第一種	2.1	—	1	14,000	7,300	137,300	商業・業務、変電所等
12	2001(H13) 2.28	N66	納屋橋西第一種	0.7	—	1	4,600	3,500	49,900	住宅、商業・業務等
13	2001(H13) 2.28	N67	千種駅南第一種	1.5	—	1	10,500	9,200	68,000	住宅、商業・業務等

本表は2000（平成12）年度までに都市計画決定・変更した最終結果のみを示す
告示番号のK、A、Nはそれぞれ建設省告示、愛知県告示、名古屋市告示の略
名称は小鳥町第1は市街地改造事業、その他は市街地再開発事業を省略している
面積は「約」表示の約を省略している
市街地改造事業における都市計画決定内容は建ぺい率、容積率等であり、本表の記載内容は事業結果による

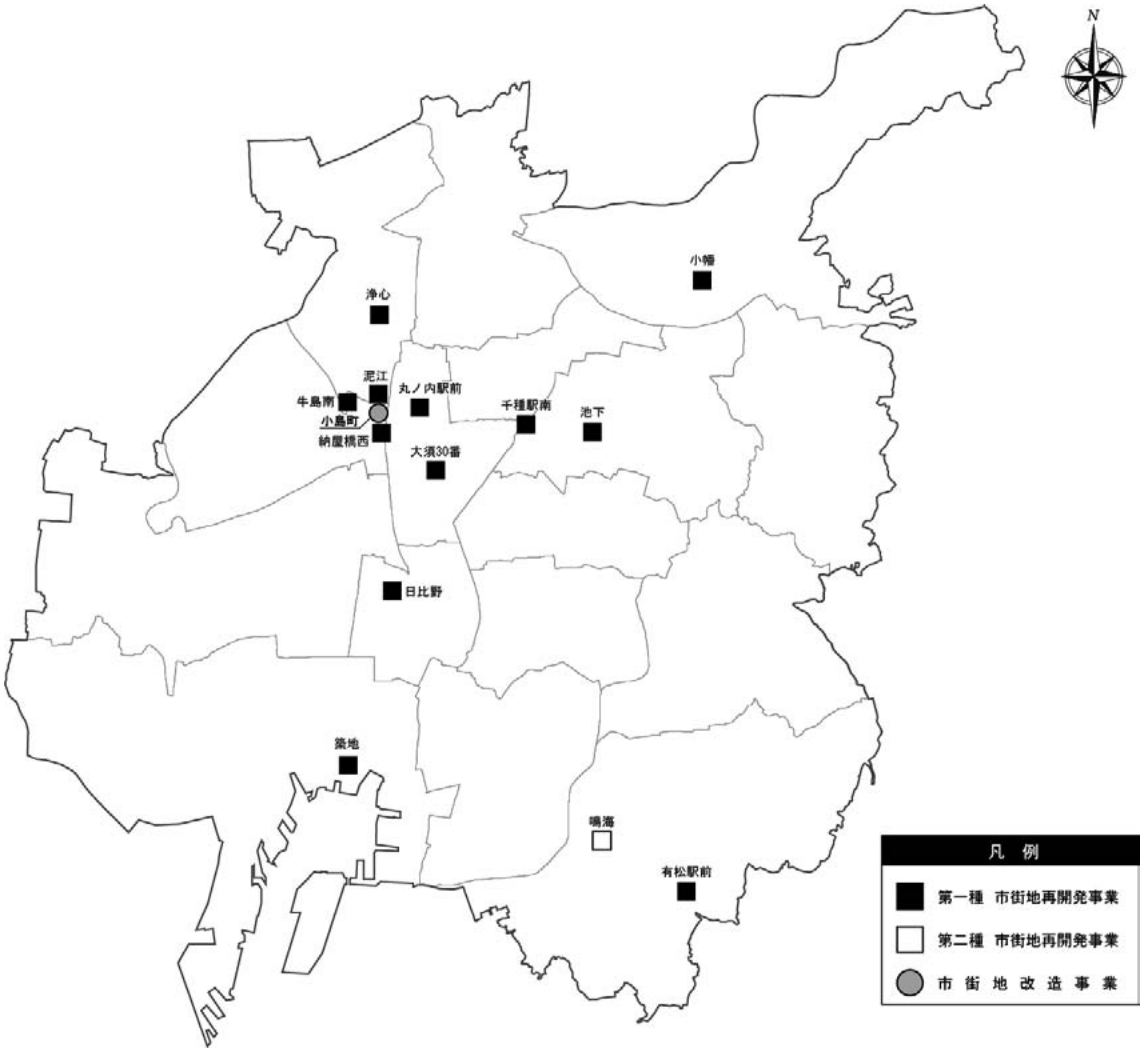

図 6.2.11 市街地再開発事業等の位置図

(1) 第一種と第二種

市街地再開発事業 13 地区のうち第一種が 12 地区で第二種は鳴海駅前地区のみである。ただし鳴海駅前地区も 1993(平成 5)年の当初決定時は第一種であり、1998(平成 10)年に第二種に都市計画変更されたものである。なお、泥江地区は都市再開発法に第一種と第二種の区別がない時点の 1974(昭和 49)年に決定され、1977(昭和 52)年に第一種となった。第一種と第二種の詳細については本節2(5)の**表 6.2.22** を参照されたい。

(2) 施行者

施行者は名古屋市が 6 地区(泥江、築地、日比野、小幡駅前、鳴海駅前、有松駅前)、住宅・都市整備公団(後継機関を含む)が 4 地区(丸の内駅前、池下、納屋橋西、千種駅南)、名古屋市住宅供給公社が 1 地区(浄心)、市街地再開発組合が 2 地区(大須 30 番第 1、牛島南)であった。そのほか大須 30 番の施行区域中に個人施行が 1 地区(大須 30 番第 2)ある。

施行者区分の背景について、主に施行地区の立地条件からみると**表 6.2.18** のとおりである。

表 6.2.18 市街地再開発事業地区立地条件

施行者	地区名	復興区域	要整備地区	地区総合整備地区	都市再開発方針	未整備都市施設	新規関連都市施設	鉄道駅	容積率(%)			その他
									一般容積	特例容積	特例/一般	
名古屋市	泥江	△	○	◎	◎	○	×	△	800 500	—	—	
	築地	×	○	◎	◎	○	×	○	400	450	1.13	
	日比野	△	○	◎	◎	○	×	○	400	500	1.25	
	小幡駅前	×	○	◎	◎	○	○	◎	400 300	450 350	1.13 1.17	合併市域
	鳴海駅前	×	○	◎	◎	○	○	◎	400	450	1.13	合併市域
	有松駅前	×	○	◎	◎	○	○	◎	300	350	1.17	合併市域
公団等	浄心	○	×	◎	◎	×	×	○	400	450	1.13	
	丸の内駅前	○	×	×	◎	×	×	○	800 600	950 750	1.19 1.25	神社保存
	池下	×	×	×	○	○	×	○	500 400	650 550	1.30 1.38	
	納屋橋西	○	×	○	◎	×	×	×	800	900	1.13	街区統合
	千種駅南	×	×	×	○	×	×	◎	600 500	—	—	
組合等	大須30番	○	○	○	○	×	×	○	600	650	1.08	
	牛島南	○	×	×	◎	×	△	×	500	810	1.62	

凡例

[復興区域] ○:区域内、△:中途区域除外、×:区域外

[要整備地区] ○:該当、×:非該当

[地区総合整備地区] ◎:当初から該当、○:追加地区、×:非該当

[再開発方針] ◎:当初から該当、○:追加地区

[未整備都市施設] ○:該当、×:非該当

[新規関連都市施設] ○:該当、△:2号施設等該当、×:非該当

[鉄道駅] ◎:郊外鉄道駅前、○:地下鉄駅前、△:再開発事業決定時地下鉄駅未決定、×:鉄道駅から離隔

① 名古屋市施行地区

名古屋市施行地区に共通する事項を箇条書きで記せば次のとおりである。

- 復興土地区画整理事業の区域外または除外区域にあって、例外なく要整備地区であり、かつ当初からの地区総合整備地区・都市再開方針該当地区である。
- 区域内に道路、駅前広場等の未整備都市施設を擁している。

・ 鉄道駅前であり、利便性・集客性が高いことが見込まれていた。（泥江については、1974（昭和 49）年の市街地再開発事業都市計画決定時点では、高速度鉄道 6 号線（桜通線）は都市計画未決定であるが、1972（昭和 47）年に都市交通審議会答申があり、地下鉄駅が建設される蓋然性は高かった。）
・ 戦後に合併した市域に対する公共投資の必要性が想定された。

以上のことなどから、名古屋市はボトルネックとなる都市施設整備と密集市街地の低利用を解消して高度利用を図るために、道路整備特別会計による補助を活用できる建設省都市局補助の公共団体施行市街地再開発事業を選択したと思われる。

② 公団等施行地区

公団等施行地区に関連する事項を箇条書きで記せば次のとおりである。

・ 池下地区および千種駅南地区以外は復興区画整理事業区域内にあり、都市施設は整備済である。（千種駅南地区は鉄道用地として復興区画整理事業区域外とされた区域であるが、周辺都市施設は整備済である。）
・ すべての地区が要整備地区に抽出されておらず、地区総合整備地区としても浄心地区と納屋橋地区以外は対象となっていない。
・ 浄心地区を除き、いずれの地区も都心または都心周辺部に位置し、高い容積率指定となっている。
・ 池下地区は旧公団住宅が広小路線拡幅に支障するという事情の下で、広小路線拡幅は名古屋市施行の街路事業が先行し、旧公団住宅の移転に伴う建替えは公団施行の市街地再開発事業という分担となったものである。

概括すれば、都市再開発法の目的に記載されている「都市の合理的かつ健全な高度利用」を求めて公団等の市街地再開発事業手法に関するノウハウと建設省住宅局補助を活かす手法選択であろう。

③ 組合等施行地区

大須地区、牛島南地区ともに復興区画整理事業区域内にあり、都市施設は整備済である。ただし、牛島南地区西側の鉄道区域は復興区画整理事業の除外区域であり、未整備道路が存在した。

大須地区にあっては、老朽化した商店街にある個店の共同建替えによる活性化、保留床テナントによる魅力付加と集客性向上、駐車場整備による利便性向上などをめざして共同建替えを志向し、その実現手法として容積率割り増しと補助が得られる市街地再開発事業が選択された。

牛島南地区は名古屋駅に近接し、かつ少数の有力法人が地権者であるという好条件にあるにもかかわらず、低利用の現状に対して極力高度利用を図ろうとする動機が働き、不十分な公共施設を施行者負担とすることが可能な再開発地区整備計画に基づく組合施行市街地再開発事業となった。

(3) 規模および用途

表 6.2.17 に示した 13 地区の面積合計は 19.7ha である。そのうち大規模な地区は鳴海駅前地区および有松駅前地区の 3.2ha、逆に小規模な地区は丸の内駅前地区の 0.4ha、築地地区の 0.5ha であり、平均面積は 1.5ha であった。

次に、施設建築物の棟ごとの規模を延床面積でみると、牛島南が 137,000 ㎡を超え、他を引き離して大規模であり、次いで千種駅南、有松駅前、池下が 60,000 ㎡を超えており、納屋橋西、泥江が 50,000 ㎡弱の順となっている。複数街区にわたる地区の合計延床面積では、泥江が 76,000 ㎡、鳴海駅前が 68,000 ㎡を超え、牛島南に次ぐ規模となり、日比野は 53,000 ㎡を超え、池下に次ぐ規模となる。逆に小規模な施設建築物を棟ごとにみると、小幡駅前の一部、日比野の一部、築地などが 10,000 ㎡未満となっている。

施設建築物の用途は、住宅、商業業務が主であるが、公益施設を伴う場合もある。珍しい用途としては牛島南の変電所がある。

なお、2001(平成 13)年度以降 2013(平成 25)年度までに 3 地区の決定、2 地区の変更が行われた。決定については 2001(平成 13)年 11 月 30 日の栄三丁目 6 番、2008(平成 20)年 8 月 29 日の大井町 1 番南、2009(平成 21)年 3 月 6 日の納屋橋東、変更については 2012(平成 24)年 2 月 29 日の日比野、2014(平成 26)年 3 月 7 日の納屋橋東である。

2 名古屋市施行の市街地再開発事業

(1) 泥江市街地再開発事業

① 背景・経緯 [90]

ア 立地

泥江地区は 1946(昭和 21)年 6 月に都市計画決定された復興土地区画整理事業施行区域に含まれていたが、集団的な非罹災地区として 1949(昭和 24)年 5 月の特別都市計画法に基づく設計認可からは除外された。このため、地区を南北に通過する都市計画道路江川線がこの地区のみ未拡幅で残ったことにより、典型的なボトルネック区間を形成していた。

交通利便性からは名古屋駅から約 400m と至近距離に位置し、広幅員の都市計画道路桜通線と江川線が交差する泥江交差点に隣接するという好条件でありながら戦災にあわなかったこともあり、江戸時代からの古い建物も一部残った密集した町並みであった。

イ 泥江地区再開発基本計画

市街地改造法が 1961(昭和 36)年に施行されたことにより、桜通の南北にわたる江川線の未整備区間沿道について市街地改造事業が計画された。これが泥江地区の第 1 次再開発基本計画である。この計画の区域は、江川線西側については旧志摩町 6 丁目から同 2 丁目(現名駅三丁目および那古野二丁目)、江川線東側については旧花車町(現名駅五丁目)から旧小鳥町を経て旧替地町(現那古野一丁目)に至る約 8ha であった。江川線に沿って南から北へ西側に A から F までの 6 街区、東側に G から N まで

90 名古屋市計画局泥江再開発事務所「泥江再開発事業誌」(名古屋市計画局 1985.3 pp. 18-25)

の 9 街区を想定した。このうち、地元同意が得られた旧花車町地区の G、H、I の 3 街区については 1963（昭和 38）年 10 月 4 日に市街地改造事業が都市計画決定された（建設省告示第 2564 号）。

都市再開発法が 1969（昭和 44）年に施行され、泥江地区については廃止された市街地改造事業にかわって市街地再開発事業によることとなった。名古屋市は第 1 次再開発基本計画区域内の関係権利者に対して再開発意向調査を実施し、その結果に基づいて江川線西側街区の一部を除いた約 4ha について改めて第 2 次再開発基本計画とした。**図 6.2.12** に第 1 次と第 2 次の再開発基本計画の区域を対照して示す。

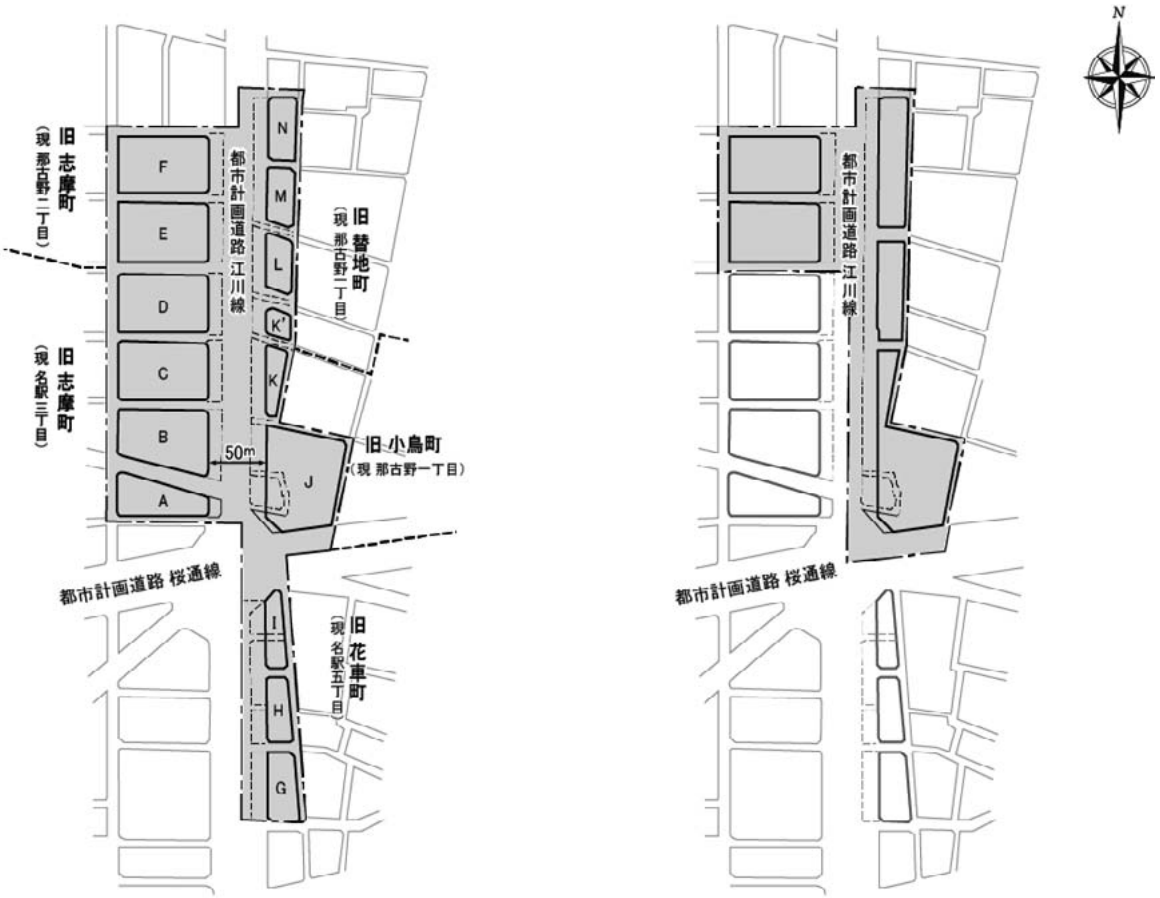

図 6.2.12　泥江地区の再開発基本計画

ウ　都市計画決定

名古屋市は 1970（昭和 45）年度に入ってから、第 2 次再開発基本計画の区域について市街地再開発事業を前提とした現況調査等を開始した。1971（昭和 46）年度には事業化に向けた建物調査等を行い、1972（昭和 47）年度には市街地再開発事業の都市計画原案の説明会を開催するとともに、個々の権利者に対する個別の説明も行った。しかし、江川線西側の旧志摩町 2 丁目および同 3 丁目（現那古野二丁

目）地区の市街地再開発事業に対する反対の意思は強く、1973（昭和 48）年 1 月から 2 月にかけて都市計画原案審議のために開催された名古屋市政調査会建設清掃部会（市議会委員会と同一の構成員による市長の諮問機関）では保留とされた。同年 4 月に本山革新市政が発足し、翌月の第 1 回市長面談で関係権利者から反対の意思表明があったことから、市長から計画案をよく考える旨の発言があった。これを受け、江川線西側の区域については住民の理解と納得が得られないとして保留し、最終的には市街地再開発事業の対象区域を江川線東側のみの約 2.6ha とする修正案が同年 11 月の建設清掃部会で了承された。この修正案に基づき都市計画手続きが進められ、1974（昭和 49）年 2 月 20 日に都市計画決定された（愛知県告示第 149 号）。

② 都市計画決定・変更の推移

1974（昭和 49）年の当初決定では、**図 6.2.13** に示すように、第 1 次再開発基本計画の J、K の 2 街区を A 街区、K’、L の 2 街区を B-1 街区、M、N の 2 街区を B-2 街区と集約し、泥江町交差点北東角地にあたる A 街区内の南側には事務所を主体とする超高層棟、A 街区内の北側には店舗・住宅の低層棟、B-1 街区および B-2 街区には低層部を店舗、上層部を住宅とする高層棟を配置した。

図 6.2.13　泥江市街地再開発事業施行区域

泥江市街地再開発事業は、1974(昭和 49)年の当初決定の後、1977(昭和 52)年 11 月と 1983(昭和 58)年 9 月の 2 回にわたって都市計画変更された。その変更経緯は**表 6.2.19** に示すとおりであり、B-1 街区および B-2 街区は変更がなく、A 街区についてのみ変更が行われた。

表 6.2.19 泥江市街地再開発事業の都市計画変更経緯

主な変更内容＼変更経緯				当初 1974(S49) 2.20 愛知県告示第149号	第1回変更 1977(S52)11.25 愛知県告示第1195号	第2回変更 1983(S58) 9.14 愛知県告示第890号
建築物の整備	A街区	建築面積(㎡)		4,000	2,700	3,300
		延床面積(㎡)		52,000	48,000	48,600
		建ぺい率		6.0/10	4.1/10	5.0/10
		容積率		65/10	同左	同左
		主要用途	事務所	6.9/10	7.2/10	7.1/10
			店舗	1.3/10	1.7/10	1.6/10
			住宅	0.1/10	—	—
				約5戸		
			ホール	—	—	0.2/10
			駐車場	1.3/10	1.1/10	同左
				約200台	約200台(機械式併用)	同左
	B-1街区	建築面積(㎡)		1,900		
		延床面積(㎡)		12,000		
		建ぺい率		9.3/10		
		容積率		50/10		
		主要用途		店舗・事務所 2.2/10、住宅 6.5/10 約80戸、駐車場 1.3/10 約40台		
	B-2街区	建築面積(㎡)		2,600		
		延床面積(㎡)		16,000		
		建ぺい率		9.3/10		
		容積率		50/10		
		主要用途		店舗・事務所 2.6/10、住宅 6.2/10 約100戸、駐車場 1.2/10 約50台		
建築敷地の整備	A街区建築敷地面積(㎡)			6,600		
	B-1街区建築敷地面積(㎡)			2,100		
	B-2街区建築敷地面積(㎡)			2,700		
	整備計画			敷地内空地は原則として歩行者の自由通行・利用可 街区内および街区相互間をデッキで連絡、自由通行可	左に加えて A街区の建築敷地内に、公衆用通路を設置	同左
住宅建設の目標		戸数(戸)		185	180	同左
		面積(㎡)		18,000	17,500	同左

建築面積、延床面積、建ぺい率、容積率(主要用途の内訳を含む)の数値はいずれも「約」表示である

1977(昭和 52)年の第 1 回変更においては、都市再開発法が 1975(昭和 50)年に改正施行されたことをうけて名称を泥江第一種市街地再開発事業に変更し、併せて A 街区については規模縮小およびテレビ受信障害対策等のために形状変更するとともに、約 5 戸分の住宅用途を店舗に変更した。

1983(昭和 58)年の第 2 回変更は、A 街区の超高層棟の公益施設として名古屋国際センターを予定することに伴って、「国際交流の場として不可欠な多目的ホールの建設が必要」となったため、別棟の店舗を

ホールに用途変更することが主な内容であった。[91] 名古屋国際センターは1977(昭和52)年の名古屋市基本構想において「国際的にひらかれた都市」を掲げたことに従い、1979(昭和 54)年に国際文化村懇談会(後に国際文化センター懇談会と改称)が設置されたことに発している。1980(昭和 55)年の名古屋市基本計画において国際文化センターが位置づけられ、さらに国際文化センター懇談会が、「施設を設置する場所として泥江再開発ビルを候補として定め」るとともに、「ビル全体を国際性の高いものとする」ことや「国際会議場としての機能も併せ持つ」などの方向を示したことが基となった。[92]

(2) 築地第一種市街地再開発事業 [93]

① 背景・経緯

築地は、一般名詞として「海や沼などを埋めて築き上げた土地」をさすが、固有地名としても各所に用いられる。名古屋市では1907(明治 40)年 12 月 28 日に埋立竣工した名古屋港第 1 号地から第 4 号地を築地と称したが、現在では、このうち旧第4号地に築地町の町名が残っているのみで、他には交差点名称として築地口が残っているに過ぎない。しかし、同交差点付近に同名の地下鉄駅や名四国道のインターチェンジがあり、築地口という名称が交通拠点としてよく知られることなどから、名古屋における築地のイメージとしては築地口周辺が一般的であろう。

築地第一種市街地再開発事業(以下「築地再開発事業」という)は、築地口交差点の南で都市計画道路江川線の東、かつて第 1 号地と第 2 号地を画していた 1 号地・2 号地間運河(東部の一部区間を除いて埋め立てられている)の北に位置する約 0.5ha の区域を対象とする。しかし、築地再開発事業については、この事業が単独で計画されたのではなく、地区総合整備における築地地区の全体計画の中で位置づけられたことを認識する必要がある。築地地区総合整備については、第6編「第4章 地区総合整備」を参照していただきたいが、ここでは再開発との関連を重点に簡潔に触れておく。

築地地区は、1979(昭和 54)年に名港の名称で要整備地区として抽出されており、1980(昭和 55)年には築地口の名称で 95ha が地区総合整備地区に位置づけられ、1988(昭和 63)年の地区総合整備地区の新規・拡充では区域が 250ha へ拡大された(**図 6.2.14**)。

一方、都市再開発方針についても1984(昭和 59)年から1号市街地築地口(110ha)、2号地区築地口江川線(10ha)として位置づけられ、1991(平成 3)年に1号市街地築地(200ha)、2号地区築地(50ha)に拡大された(**図 6.2.15**)。

築地再開発事業は1986(昭和61)年2月21日に都市計画決定されたが、事業期間は1986(昭和61)年度から 1991(平成 3)年度にわたったことから、事業開始時は当初の地区総合整備地区、都市再開発

91 前掲 89 名古屋市計画局泥江再開発事務所「泥江再開発事業誌」(名古屋市計画局 1985.3 p. 37)

92 ㈶名古屋国際センター「NIC10 年のあゆみと地域の国際化 1984-1994」(㈶名古屋国際センター 1994.10 p. 12)

93 名古屋市計画局築地総合整備事務所「再開発・築地 =築地第一種市街地再開発事業誌=」(名古屋市計画局 1992.3)
石原 宏「築地」(日本建築学会東海支部都市計画委員会名古屋の住宅地部会「名古屋の住宅地」 1994.8 pp. 246-249)

方針に含まれており、事業中盤に地区総合整備地区が拡大され、事業終盤に都市再開発方針が拡大されたことになる。

図 6.2.14　地区総合整備地区の変遷（築地地区）

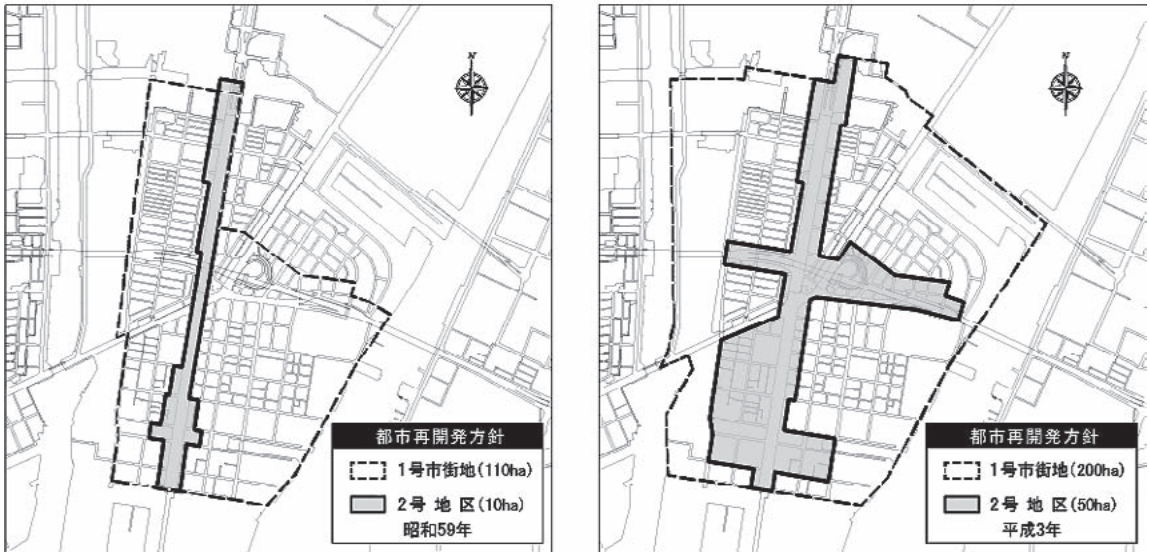

図 6.2.15　都市再開発方針の変遷（築地地区）

以上のような経緯をみた上で、拡大後の築地地区総合整備地区 250ha（以下「築地地区総」という）の中で築地再開発事業がどのような位置づけにあったかを概観する。築地地区総の区域中、江川線より東は南部と佐倉町の大部分を除いて復興土地区画整理事業の港第 2 工区に含まれ、1973（昭和 48）年 10 月 19 日に換地処分が行われて都市基盤は整備済である。しかし、江川線の西側は復興土地区画整理事業の地区外であることから、浜二丁目交差点以北は西側、以南は両側が未拡幅となっていた。また浜地区については木造密集地区としての課題を抱えていた。

築地地区総の地区整備方針を設定するために、1980(昭和 55)年 11 月～12 月に地区内の住民および権利者に対して地区整備内容に関するアンケート調査を実施し、1981(昭和 56)年 10 月から翌年 2 月にかけて、このアンケート調査結果を踏まえて説明会を実施したうえで、江川線整備、浜地区の住環境整備などの課題に対処するための地区整備方針を決定した。

このうち江川線整備については拡幅規模が大きく、「沿道建物整備と連動化が望ましいと考えられ」、拡幅後の沿道における「モデル建築計画案や整備、事業採算の見通しなどの検討を行い、これらの案を地元へ示しながら共同化意識を高め」た。[94] この結果、一部を市街地再開発事業と地区再開発促進事業によることとし、残りの区間については街路事業とした。市街地再開発事業および地区再開発促進事業の詳細については次節で触れる。

浜地区の住環境整備については、住環境整備モデル事業(事業名称は後にコミュニティ住環境整備事業等に変遷)によることとし、市街地再開発事業施行区域を取り込んで合併施行とした。これについては次節および本章第7節 住環境整備に関する事業 で触れる。

② 都市計画決定

築地再開発事業は 1986(昭和 61)年 2 月 21 日に都市計画決定された(愛知県告示第 148 号)。当初想定した施設建築物は 1 棟であったが、住環境整備モデル事業との合併施行が考慮されて 2 棟となった。その主な内容は次のとおりである。

i	面積	約 0.5ha
ii	主な公共施設	幹線街路江川線(延長約 130mにわたり区域内の計画幅員 50m の中心線以東を整備)
iii	建築物	建築面積:約 730 ㎡ 延床面積:約 6,600 ㎡ 主要用途:店舗、事務所、住宅
iv	建築敷地	建築敷地面積:約 1,500 ㎡
v	住宅建設の目標	戸数:約 30 戸、面積:約 2,700 ㎡

(3) 日比野第一種市街地再開発事業 [95]

① 背景・経緯

日比野地区は地区総合整備地区白鳥地区北西部の一角を占めており、白鳥地区との関係を抜きに語ることはできない。白鳥地区は、北は中央卸売市場に接し、堀川をはさんで西はおおむね西町線、東は伏見町線、南は昭和橋線(国道 1 号)と豆田町線によって囲まれる約 110ha の区域である。白鳥地区は泥江地区と同様、当初の復興土地区画整理事業施行区域に含まれていたが、白鳥地区のうち堀川右岸の

94 前掲 93 名古屋市計画局築地総合整備事務所「再開発・築地 =築地第一種市街地再開発事業誌=」(名古屋市計画局 1992.3 pp. 18-19)

95 馬場孝仁「潤いのある都市空間の創出 —名古屋市・日比野第 1 種市街地再開発—」(「新都市開発」 Vol. 35, No. 4 1997.4)

区域については 1949（昭和 24）年 5 月の設計認可からは除外された。その結果、江川線・西町線が未整備の状況が続いたほか、地区南西部の一番一丁目地区は都市基盤不足や老朽家屋密集などの課題を抱えていた。

白鳥地区には堀川右岸（西側）に旧営林局の白鳥貯木場があったが、社会経済情勢の変化により土地利用転換の機運が高まりつつあった。そのような状況下にあって、名古屋市土地開発公社は白鳥貯木場の南部地区約 4.9ha を 1980（昭和 55）年 5 月に先行取得した。先行取得用地のうち、他の用途に利用する一部区域を除き、約 4.5ha の区域は翌年 8 月に白鳥公園として都市計画追加された。また、白鳥駅は白鳥貯木場に隣接する国鉄貨物駅であったが、1982（昭和 57）年 11 月に廃止され、翌年度から 1985（昭和 60）年度にかけて名古屋市が先行取得した。

白鳥地区は 1979（昭和 54）年に神宮西の名称で要整備地区に位置づけられ、土地利用転換の進捗に伴って 1984（昭和 59）年に都市再開発方針に 1 号市街地神宮西（60ha）として位置づけられるとともに、地区総合整備地区としても神宮西地区として追加された。白鳥地区はこうした状況を受けて、一つには名古屋市制百周年記念事業の候補地として、一つには神宮東地区に続く「特定住宅市街地総合整備促進事業」（以下「特住事業」という）の候補地とされた。1987（昭和 62）年 11 月には白鳥地区の特住事業整備計画が建設大臣承認され、その翌月には白鳥公園の北側への拡大変更、雁道線の日比野交差点までの延伸変更などが行われた。

さらに 1988（昭和 63）年の地区総合整備地区の新規・拡充において神宮西地区は 110ha に拡大され、名称は白鳥地区に変更された。都市再開発方針についても 1991（平成 3）年に 1 号市街地白鳥（110ha）、2 号地区白鳥（80ha）に拡大変更された。

日比野地区には地下鉄日比野駅があり、江川線をはじめ幹線街路が交差するなど交通利便性に優れていることから、白鳥地区の玄関口ともいえる立地であり、高度利用が期待されるにもかかわらず、木造家屋の老朽化が進んでいた。また、江川線は都市高速道路高速 3 号線南部区間の主要経路に相当していたが、日比野北交差点以南が未整備であるため、都市高速道路高速 3 号線を整備していく上においても江川線整備が要請されるという状況にあった。こうしたことから、市街地再開発事業に関する建設省補助調査が 1988（昭和 63）年度から翌年度にかけて行われ、江川線東の 3 街区にわたって市街地再開発事業が計画されることとなった。

② 都市計画決定

日比野第一種市街地再開発事業は 1990（平成 2）年 12 月 5 日に都市計画決定された（愛知県告示第 1075 号）。主な内容は次のとおりである。なお、同日に都市計画決定された日比野高度利用地区は約 2.0ha であり、地区東端に名古屋市住宅供給公社の中層分譲住宅が 1983（昭和 58）年度に建設済であったため、同区域は市街地再開発事業の施行区域から除外された。

ⅰ	面積	約 1.9ha
ⅱ	公共施設	幹線街路江川線（延長約 220m にわたり区域内の計画幅員 50m の中心線以東を整備）
		幹線街路西町線（区域内の計画幅員 30m を延長約 50m にわたり整備）

幹線街路雁道線（区域内の計画幅員 20m を延長約 110m にわたり整備）
都市高速道路高速 3 号線は別途整備
その他名古屋市道 3 路線 など

iii 建築物・建築敷地　主な内容は**表 6.2.20** に示すとおりである。

iv 住宅建設の目標　戸数：約 180 戸、1 戸あたり標準規模：約 75 ㎡

表 6.2.20 日比野第一種市街地再開発事業の都市計画（建築物・建築敷地）

項目	A街区	B街区	C街区
建築敷地面積	約 4,700㎡	約 3,400㎡	約 900㎡
建築面積	約 3,100㎡	約 2,200㎡	約 600㎡
延べ面積	約27,100㎡ （約 23,100㎡）	約20,800㎡ （約 16,600㎡）	約 5,200㎡ （約 4,700㎡）
主要用途	商業業務 住宅 駐車場	住宅 商業業務 駐車場	商業業務 駐車場
駐車場	約 270台		

＊ 延べ面積における（ ）内は、建築基準法施行令第 2 条第 1 項第 4 号ただし書き及び同条第 3 項の規定に基づき算出される延べ面積（駐車場等の用途に供する部分の床面積については、全体床面積の 1/5 を限度として容積率算定対象としない旨の規定に対応する値で、以下他の地区においても同様）

なお、日比野第一種市街地再開発事業は 2012（平成 24）年 2 月 29 日に A 街区の主要用途等について都市計画変更された（名古屋市告示第 106 号）。

(4) 小幡駅前第一種市街地再開発事業 [96]

① 背景・経緯

小幡地区は、1963（昭和 38）年に名古屋市と合併した旧守山市の中心市街地で、名鉄瀬戸線主要駅の小幡駅を擁するとともに、守山本通線（瀬戸街道）と公園線（竜泉寺街道）が交差する交通結節点であり、かつ 1971（昭和 46）年には守山区役所等が小幡駅北の公園線沿道に立地したことから行政機能の核を形成した。

小幡地区のうち、北西方向については戦前に耕地整理事業を施行済であり、狭隘な区画街路網は整備されたとはいえ、都市基盤としては不十分で密集市街地を形成しており、また、北東方向一帯の旧軍用地払い下げ地については開拓農道しかないため、より基盤未整備の状況である。

96 名古屋市住宅都市局市街地整備部市街地整備課「小幡地区総合整備事業誌」（名古屋市 2004.3 pp. 32-36）
英比勝正「地域の拠点形成をめざして —名古屋市・小幡駅前第 1 種市街地再開発—」（「新都市開発」 Vol. 35, No. 4 1997.4）
中薗昭彦「小幡駅前の再開発」（その後研究会「名古屋プロジェクト診断 2010」名古屋都市センター 2010.3 pp. 38-43）

建設省は居住環境整備事業(既成市街地における通過交通排除のための街路整備)を1975(昭和50)年度に創設し、名古屋市は同年度に小幡地区を対象として居住環境整備街路事業調査を実施し、この調査に基づく居住環境整備街路事業が1978(昭和53)年度に建設省の補助事業として採択された。

一方で、小幡地区は駅前広場を含む都市計画道路守山本通線の未整備などにより要整備地区に抽出され、1980(昭和55)年には地区総合整備地区小幡地区として55haが位置づけられた。さらに1988(昭和63)年の地区総合整備地区の新規・拡充において60haに拡大変更された。

都市再開発方針についても、1984(昭和 59)年に 1 号市街地小幡(60ha)および 2 号地区小幡駅前(2ha)として位置づけられ、1991(平成 3)年に 1 号市街地小幡は 70ha に、2 号地区小幡は 60ha に拡大変更された。

小幡駅前地区においては自転車駐車場不足から放置自転車によって駅周辺空間が占拠される状態が続いていたため、その対策が求められる一方で、駅前商店街整備の要望が寄せられていた。これにより市街地再開発事業の適用を想定して、1980(昭和 55)年度には包括的な建設省の補助調査を実施し、小幡駅の南北にわたって市街地再開発事業の適用を提案した。[97] 翌年に住民に対する意向調査実施し、その結果によって市街地再開発事業を小幡駅北側に限定した。1982(昭和 57)年度には市街地再開発事業に関する詳細な補助調査を実施し、小幡駅前地区の再開発構想案を策定した。

その後、市街地再開発事業を想定する地区内の関係者で構成する地元組織「小幡駅前再開発協議会」が1988(昭和63)年に発足し、名古屋市はこの協議会と話し合いを重ねながら計画案を固め、都市計画決定を行った。

② 都市計画決定

小幡駅前第一種市街地再開発事業は1992(平成4)年3月30日に都市計画決定された(愛知県告示第358号)。このとき守山本通線に付属する駅前広場が2,000 ㎡から3,000 ㎡に、守山本通線一部区間の幅員が18mから20mに、公園線一部区間の幅員が16mから18mに変更されたほか、特殊街路小幡駅前線と区画街路小幡駅東線が追加された。小幡駅前線は名鉄小幡駅の自由通路となる特殊街路であり、小幡駅東線は市街地再開発事業施行区域内外にわたって街区を形成する区画街路である。さらに駅前の放置自転車が課題であったことから約540台を収容する自転車駐車場が新規追加された。

小幡駅前第一種市街地再開発事業に関する主な内容は次のとおりである。

ⅰ	面積	約 1.2ha
ⅱ	公共施設	幹線街路守山本通線(延長約 220m にわたり区域内の計画幅員 20m・16m の中心線以南および駅前広場約 3,000 ㎡を整備) 区画街路小幡駅東線(計画幅員 10m を延長約 80m にわたり整備) 特殊街路小幡駅前線(計画幅員 6m を延長約 90m にわたり整備) その他 自転車駐車場約 540 台、名古屋市道 2 路線 など
ⅲ	建築物・建築敷地	主な内容は**表 6.2.21** に示すとおりである。

[97] 名古屋市計画局「小幡駅前地区再開発等調査」(名古屋市計画局 1981.3 p. 57)

ⅳ 住宅建設の目標　　戸数:約 60 戸、1 戸あたり標準規模:約 80 ㎡

表 6.2.21 小幡第一種市街地再開発事業の建築物・建築敷地にかかる主な都市計画内容

項目	A街区	B街区	C街区
建築敷地面積	約 900㎡	約 3,600㎡	約 1,300㎡
建築面積	約 500㎡	約 2,800㎡	約 1,000㎡
延べ面積	約 4,200㎡ (約 3,700㎡)	約14,200㎡ (約 11,800㎡)	約 5,400㎡ (約 4,400㎡)
主要用途	住宅 商業 自転車駐車場	商業・業務 公益施設 住宅 駐車場	駐車場
駐車場	約 230台		

(5) 鳴海駅前第一種市街地再開発事業・同第二種市街地再開発事業

① 背景・経緯

鳴海地区は近世東海道の鳴海宿に緒を発する伝統的な市街地で、近代には名鉄鳴海駅を中心に発展し、旧鳴海町の中心市街地であった。鳴海駅周辺から南部にかけては戦前に耕地整理事業が施行され、狭幅員ながら区画街路が整備済であった。その後、鳴海町は1963(昭和38)年に名古屋市と合併し、緑区となった。

鳴海地区は駅前広場を含む古鳴海停車場線が未整備であることや密集市街地を抱えていることなどから要整備地区に抽出され、1980(昭和 55)年には地区総合整備地区鳴海駅前地区(3ha)として、また1984(昭和 59)年の都市再開発方針においても 1 号市街地鳴海(190ha)として位置づけられた。このとき地区総合整備地区も鳴海地区として同様に 190ha に拡大され、さらに 1991(平成 3)年の都市再開発方針変更において 2 号地区鳴海(90ha)が追加されている。

鳴海地区付近においては、名鉄名古屋本線が東西に平面で走っており、古鳴海停車場線の踏切遮断時間が長く、渋滞発生が日常的であるため、南北の分断による弊害が著しかった。このため、名鉄名古屋本線の連続立体交差事業が望まれるなか、鳴海駅付近の住宅店舗が密集している区域では、市街地再開発事業と連携した事業の推進が期待された。

このような背景のもとで、名鉄名古屋本線の連続立体交差事業が 1992(平成 4)年 3 月 2 日に都市計画決定され、あわせて古鳴海停車場線に付属する駅前広場が変更された。すなわち、鳴海駅北側は面積約 1,700 ㎡と変わらないが区域が変更され、南側は約 3,500 ㎡の区域が追加された。そのほか連続立体交差事業に関連する幹線街路鳴海駅西線、区画街路鳴海 1～4 号線が追加された。

連続立体交差事業に関連する一連の都市計画変更等がなされてからおよそ 1 年後、鳴海駅の南北にわたり、かつ古鳴海停車場線の東西にわたる4街区について、1993(平成5)年3月に鳴海駅前第一種市街地再開発事業が都市計画決定された。連続立体交差事業のための仮線用地については、市街地再開発事業で用地確保する幹線街路および駅前広場の区域を一時使用することとした。しかし市街地再開

発事業が都市計画決定された後の権利者調整が難航し、膠着状態に陥ったため、連続立体交差事業の事業遅延が憂慮されるに至った。

一方で、各街区の権利者の中には他街区への権利変換を希望する権利者も存在し、これらの要望を満たすためには 4 街区一斉の権利変換が必要であった。しかし、権利者調整の状況からして一斉の権利変換は困難なことから、街区ごとに順次権利変換し、かつ街区間で権利の移動を可能とする手法の必要性が痛感された。

また、経済情勢の変化により、施設建築物の床需要が減少してきたために都市計画変更の必要性も高まった。こうしたことから、最終的には収用を可能とする用地買収方式（管理処分方式）によって事業進捗を図るとともに、街区ごとの段階整備であっても街区間で権利の移動を可能とする第二種市街地再開発事業へ都市計画変更されることとなった。

第一種市街地再開発事業と第二種市街地再開発事業に関する比較を**表 6.2.22** に示す。

表 6.2.22 第一種市街地再開発事業と第二種市街地再開発事業の比較

項目	第一種市街地再開発事業	第二種市街地再開発事業
基本的な仕組み	権利変換(等価交換)方式 申し出た者について権利の金銭給付又は移転	管理処分(全面買収)方式 申し出た者について建築施設の部分の譲り受け
施行者	個人施行者、組合、再開発会社、地方公共団体、UR･公社	再開発会社、地方公共団体、UR･公社
施行区域要件	次の1または2のいずれかに該当すること 1 市街地再開発促進区域にあること 2 次の各条件を満たすこと (1)高度利用地区、都市再生特別地区又は特定地区計画等区域 (2)耐火建築物が1/3以下 耐火建築物で次に掲げるもの以外のものの建築面積の合計又は敷地面積の合計が当該区域内の合計の1/3以下 ①地階を除く階数が2以下 ②政令で定める耐用年限(例:SRC造の事務所の場合50年)の2/3を経過 ③災害等の理由により②と同程度の機能低下を生じているもの ④建築面積が150㎡未満 ⑤利用容積率が高度利用地区等に定める容積率の最高限度の1/3未満 ⑥都市計画施設である公共施設の整備に伴い除却すべきもの (3)公共施設未整備、敷地細分化等 (4)都市機能の更新に寄与	次の1～3に該当すること 1 第一種の施行区域要件2に該当すること 2 施行区域の面積が0.5ha以上 3 次のいずれかに該当 (1)安全上又は防災上支障がある建築物の棟数又は床面積の割合が政令で定める割合(7/10)以上 (2)重要な公共施設(避難広場等)の緊急整備が必要
建築行為の制限	都市計画決定後は建築制限あり (事業認可後は制限強化)	都市計画決定後は建築制限あり (事業認可後は制限強化)
従前権利の保護	原則として従前資産と等価で新しい施設建築物等の一部を譲渡(非課税)	希望者には従前資産と等価で新しい施設建築物等の一部を譲渡(非課税)
譲渡課税の特例	権利変換日における「やむを得ない場合」の転出者に対しては買換特例又は5,000万円控除を適用	転出者に対してはすべて買換特例又は5,000万円控除を適用(都市計画決定前でも適用可能)
土地の買取り	できる(附帯事業として)	できる(附帯事業として)
施行者による土地先行取得	事業認可前に設立された市街地再開発組合もできる	事業認可前であっても施行予定者たる公共団体等はできる
土地収用	できない(権利変換後の土地等の引渡しの代執行は可能)	できる
離れた土地の交換	権利変換後の区分所有建物内の権利床の位置は比較的自由に設定可能 複数の建物を整備する場合はそれぞれの敷地ごとに「換地照応の原則」を適用(ただし全員同意の場合は適用されない)	全面買収により従前の権利関係を一旦白紙に戻すため、従後は自由な配置が可能
	工区を越える権利変換はできない。	工区を越える権利の移動も可能
土地と区分所有権の交換	できる(市街地再開発の基本原則)	できる(市街地再開発の基本原則)

施行者の組合は市街地再開発組合、URは都市再生機構
出典:名古屋市住宅都市局「都市計画概要2013」(名古屋市住宅都市局 p. 175)

② 都市計画決定･変更

鳴海駅前第一種市街地再開発事業の都市計画決定は1993(平成5)年3月29日(愛知県告示第370号)に行われ、第二種市街地再開発事業への都市計画変更は1998(平成10)年8月7日(愛知県告示第598号)に行われた。主な内容は次のとおりである。

i 名称　　当初決定時　鳴海駅前第一種市街地再開発事業
　　都市計画変更時　鳴海駅前第二種市街地再開発事業

ii 面積　約 3.2ha(変更なし)

iii 公共施設　公共施設の内容は当初計画どおりで変更なし
幹線街路古鳴海停車場線(延長約 190m にわたり区域内の計画幅員 18m および南駅前広場約 3,500 ㎡、北駅前広場約 1,700 ㎡を整備)
幹線街路鳴海駅西線(延長約 80m にわたり区域内の計画幅員 12～17m を整備)
区画街路鳴海 4 号線(計画幅員 17m を延長約 10m)
区画街路鳴海 5 号線(計画幅員 9m を延長約 160m)
区画街路鳴海 6 号線(計画幅員 9m を延長約 150m)
その他名古屋市道 4 路線
自転車駐車場 約 740 台 など

iv 建築物・建築敷地　建築物・建築敷地の変更対照を**表 6.2.23** に示す。

v 住宅建設の目標　当初決定時　戸数:約 180 戸、1 戸あたり標準規模:約 80 ㎡
都市計画変更時　戸数:約 200 戸、1 戸あたり標準規模:約 80 ㎡

表 6.2.23 鳴海駅前における市街地再開発事業の都市計画

項 目		A街区	B街区	C街区	D街区
建築敷地面積	当 初	約 4,000㎡	約 4,100㎡	約4,900㎡	約3,500㎡
	変更後	約 4,100㎡	約 3,800㎡	約4,800㎡	約3,500㎡
建築面積	当 初	約 2,800㎡	約 2,100㎡	約 3,900㎡	約 2,500㎡
	変更後	約 2,700㎡	約 2,100㎡	約 3,600㎡	約 2,800㎡
延床面積	当 初	約 22,100㎡ (約 17,700㎡)	約 23,000㎡ (約 18,400㎡)	約 27,100㎡ (約 21,700㎡)	約 19,600㎡ (約 15,700㎡)
	変更後	約 17,100㎡ (約 13,300㎡)	約 15,900㎡ (約 12,600㎡)	約 20,900㎡ (約 16,500㎡)	約 14,500㎡ (約 11,600㎡)
主要用途	当 初	住宅 商業・業務 駐車場	商業・業務 住宅 駐車場	商業・業務 駐車場	商業・業務 住宅 公益施設 駐車場
	変更後	商業・業務 住宅 駐車場	住宅 商業・業務 駐車場	商業・業務 住宅 駐車場	商業・業務 住宅 駐車場
駐車場	当 初	約 800台			
	変更後	約 690台			

(6) 有松駅前第一種市街地再開発事業

① 背景・経緯

有松地区は近世東海道の池鯉鮒宿と鳴海宿の間に形成された茶屋集落に緒を発し、絞りという伝統産業とともに発展し、近代には名鉄有松駅を核としてきた。旧東海道の面影を残す歴史的町並みを擁し、旧有松町の中心市街地であった。旧有松町は 1964(昭和 39)年に名古屋市と合併し、緑区の一部となった。

有松地区は、駅前広場を含む有松線が未整備であることや密集市街地を抱えていることなどから要整備地区に抽出され、1980(昭和 55)年に地区総合整備地区有松地区(20ha)として位置づけられた。都市再開発方針についても 1984(昭和 59)年に 1 号市街地有松(60ha)として位置づけられ、このとき地区総合整備地区も60haに拡大された。1991(平成3)年の都市再開発方針変更では1号市街地有松が120haに拡大され、旧1号市街地有松(60ha)が2号地区有松に変更された。敷田大久伝線の整備のあり方、地区北側の住宅地開発、鳴海団地建替えとの連携なども考慮し、1990(平成 2)年度に区域を 80ha に拡大して都市活力再生拠点整備事業調査が行われ、その後 1992(平成 4)年 1 月に地区再生計画が建設大臣承認されたことなどにより、地区総合整備地区も 80ha に拡大された。

有松地区は西を名古屋環状 2 号線、南を国道 1 号に接し、地区のやや南を名鉄名古屋本線と旧東海道が東西に通過しており、地形に起伏があって一部に急傾斜地崩壊危険区域が指定されている。

有松地区整備のおおまかな方向としては次のとおりであった。すなわち、名鉄名古屋本線南側の一部区域については、歴史的環境との調和に配慮しつつ、有松線の整備、防災性向上、沿道宅地有効利用などを図るために土地区画整理事業が選択された。名鉄有松駅北側等の周辺については、駅前広場整備、商業活性化などから市街地再開発事業を含む再開発手法が選択され、その他の区域については一部街路事業等のほか、一般的な規制誘導手法によることとされた。

名鉄有松駅北側で、有松線の東側については第一種市街地再開発事業が 1994(平成 6)年 3 月に都市計画決定され、併せて名鉄名古屋本線北側沿線に大将ヶ根線が追加された。これに伴って駅前広場が有松線ではなく大将ヶ根線に付属するように変更され、面積が約 3,000 ㎡から約 4,000 ㎡に拡大された。また市街地再開発事業施行区域の北側を囲むような線形の区画街路東丘線が追加された。

名鉄有松駅南側では地区再開発促進事業、有松線東側沿道では小規模連鎖型市街地再開発事業も構想されたが、権利者の意向がまとまらず実施に至らなかった。[98]

② 都市計画決定

有松駅前第一種市街地再開発事業は1994(平成6)年3月23日に都市計画決定された(愛知県告示第 297 号)。主な内容は次のとおりである。

i	面積	約 3.2ha
ii	公共施設	幹線街路有松線(延長約 130m にわたり区域内の計画幅員 18～20m の中心線以東半幅員を整備)
		幹線街路大将ヶ根線(延長約 250m にわたり区域内の計画幅員 16～18m および有松駅前広場約 4,000 ㎡を整備)
		区画街路東丘線(計画幅員 16m を延長約 300m にわたり整備)
		自転車駐車場(約 450 台)、歩行者連絡橋
iii	建築物	建築面積:約 12,600 ㎡

98 「因縁生起 有松駅前第一種市街地再開発事業の大要」(名古屋市計画局有松都市整備事務所 1994.4 p. 2)

	延床面積:約 65,700 ㎡(容積率対象延床面積約 52,600 ㎡)
	主要用途:商業、住宅、公益施設、駐車場
	駐車台数:約 750 台
ⅳ 建築敷地	建築敷地面積:約 17,000 ㎡
ⅴ 住宅建設の目標	戸数:約 100 戸、1 戸あたり標準規模:約 80 ㎡

3 公団等施行の市街地再開発事業

(1) 浄心第一種市街地再開発事業 [99]

① 背景・経緯

浄心地区は江川線と東志賀町線が交差する浄心交差点の北西にあたる。地区周辺は主として戦前に旧都市計画法に基づく土地区画整理事業が施行されており、戦後、浄心地区は復興土地区画整理事業西第 3 工区に含まれ、1980(昭和 55)年 10 月 11 日に換地処分を終えて基盤整備済であった。

浄心地区は 1915(大正 4)年に市電(当時は名古屋電気鉄道)が延伸されてターミナルとなり、1927(昭和 2)年には押切町から浄心まで市電が延伸されてターミナル機能が強化された。市電はさらに 1955(昭和 30)年に浄心から北へ秩父通まで延伸されたことにより、浄心は南北方向には通過電停となった。このような良好な交通条件を有し、住宅、工場の立地が相まって戦前から昭和 20 年代にかけては商店街が賑わった。

しかし、自動車交通の激化に伴い、1971(昭和 46)年から翌年にかけて浄心地区を経由する市電は廃止されて市バスに代替されることとなり、浄心交差点北西角にあった市電車庫は市バス車庫に転用された。地下鉄が浄心まで延伸されるには 1981(昭和 56)年 11 月まで待たなければならず、以前からの道路拡幅による片側商店街化に加えて、この間の交通条件の劣化ならびに土地利用の変化、商圏人口の減少など社会経済情勢の変化により、商店街は衰退傾向にあった。

浄心地区の商店街(弁天通、江川端通、浄心、浄心本通)関係者は、このような状況に危機感を抱き、対策を講じるために地域住民をまじえた浄心再開発協議会を 1977(昭和 52)年 3 月に結成した。同協議会は 1978(昭和 53)年 9 月に車庫跡地を含む浄心地域総合再開発マスタープランづくりを名古屋市に対して要請し、名古屋市経済局の補助を受けて浄心地区商店街改造計画を 1979(昭和 54)年度に策定した。[100] 浄心地区商店街改造計画を受けて、翌 1980(昭和 55)年度には、浄心地区商店街連合会が、浄心地区商店街近代化計画を策定し、その中で西社会教育センター(現西生涯学習センター)が候補施設として浮上した。[101]

---

99 名古屋市建築局・名古屋市住宅供給公社「再開発・浄心」(名古屋市建築局・名古屋市住宅供給公社 1990.3)
服部 豊「浄心再開発」(日本建築学会東海支部都市計画委員会名古屋の住宅地部会「名古屋の住宅地」1994.8 pp. 258-261)
鈴木英文「浄心駅前地区の再開発」(その後研究会「名古屋プロジェクト診断 2010」名古屋都市センター 2010.3 pp. 70-75)

100 浄心地区再開発協議会「浄心地区商店街改造計画」(浄心地区再開発協議会 1980.3)

101 浄心地区商店街連合会「浄心地区商店街近代化計画報告書」(浄心地区商店街連合会 1981.3)

名古屋市交通局は旧市電車庫用地の東側一部区域を不要と判断したため、1973(昭和 48)年 3 月には名古屋都市整備公社が取得した。名古屋市住宅供給公社は、この「名古屋都市整備公社からの土地の取得を前提に、約 0. 4ha の敷地に住宅と一部店舗からなる施設の単独建設を検討」していた。[102] しかし、単独建設となると、江川線に面して小規模宅地が連担する狭い奥行の街区が残存し、旧市電車庫用地のみでは江川線に一部しか面しないという不整形街区となるため、高度利用という面からも一体開発が望まれた。

1980(昭和 55)年 5 月の都市再開発法改正により、地方住宅供給公社が市街地再開発事業の施行者に追加されたことから、名古屋市は同年 7 月に名古屋市住宅供給公社に対して浄心地区における市街地再開発事業の実施を提案した。名古屋市住宅供給公社はこの提案を受け入れ、浄心地区について市街地再開発事業の施行者となる方針を固め、名古屋都市整備公社所有の旧市電車庫用地を 1981(昭和 56)年 10 月に取得した。このような経緯から事業実施の熟度が高まったため 1982(昭和 57)年 1 月には市街地再開発事業が都市計画決定された。

浄心地区は 1984(昭和 59)年に都市再開発方針に 1 号市街地 10ha、2 号地区 1ha が位置づけられ、あわせて地区総合整備地区も 1 号市街地と同じ 10ha が位置づけられた。地区総合整備地区浄心地区は 1988(昭和 63)年の変更時には変更対象とならなかったが、1991(平成 3)年の都市再開発方針の変更時には 1 号市街地が 40ha に拡大された。

② 都市計画決定

浄心第一種市街地再開発事業は 1982(昭和 57)年 1 月 22 日に都市計画決定された(愛知県告示第 52 号)。主な内容は次のとおりである。

i	面積	約 0.8ha
ii	公共施設	整備済(都市高速道路高速 3 号線は別途整備)
iii	建築物	建築面積:約 3,600 ㎡
		延床面積:約 24,500 ㎡
		主要用途:店舗事務所、社会教育センター、住宅、駐車場
		駐車台数:約 45 台
iv	建築敷地	建築敷地面積:約 5,200 ㎡
		歩行者用通路:敷地東側(幅員:5m)、南側・東南部分(幅員:2m)
		管理用通路:敷地西側(幅員:2m)
v	住宅建設の目標	戸数:約 140 戸、面積:約 15,600 ㎡

102 前掲 99 名古屋市建築局・名古屋市住宅供給公社「再開発・浄心」(名古屋市建築局・名古屋市住宅供給公社 1990.3 p. 40)

(2) 丸の内駅前第一種市街地再開発事業 [103]

① 背景・経緯

丸の内駅前地区は、都市計画道路桜通線と名古屋市道長者町通との交差点東南街区の西北角に位置している。丸の内駅前地区を含む周辺一帯は近世における碁盤割市街地の一部であり、復興土地区画整理事業中第1工区に含まれ、1966(昭和41)年3月29日に換地処分が行われた。都市基盤整備は完了しているが、部分的に零細敷地規模の宅地が存在していた。旧長者町周辺には繊維問屋街が立地し、往時は活況を呈していたが、繊維業界全体が経済変動のあおりをうける中で次第に停滞傾向を示していた。また、甚だしい路上駐車や夜間人口の減少といった課題も抱えていたが、1989(平成元)年 9 月に地下鉄桜通線が開通して丸の内駅が最寄り駅となったことから、交通利便性が向上した。

丸の内駅前地区は都市再開発方針において1984(昭和59)年に1号市街地都心(400ha)の一部に含まれ、1991(平成3)年には1号市街地都心は1,940haに拡大され、そのなかに含まれる2号地区都心核(790ha) の一部となった。

バブル景気が顕著となっていくなか、1988(昭和63)年1月に丸の内駅前地区の地元から住宅・都市整備公団に対して共同ビル化の候補地として検討するように要請があった。これを受けて住宅・都市整備公団は検討を開始し、丸の内駅前地区は1990(平成2)年度に調査地区に採択された。丸の内駅前再開発地権者協議会が1990(平成2)年7月に発足するとともに、同年翌月に桜天神社総代会が再開発事業への協力を決定した。

桜天神社は丸の内駅前地区を含む街区中央付近の会所地(いわゆる閑所)にあって、社務所の老朽化という課題を抱えていた。このため、市街地再開発事業における桜天神社への対応を検討し、「木造の社殿と神楽殿」(以下「社殿等」という)は市街地再開発事業施行区域外として保存する一方で、社務所は市街地再開発事業施行区域内に取り込んで施設建築物と一体的に建替えることとした。なお、社殿等は社務所と用途不可分として建築基準法上は一体の敷地とすることにより、社殿等の容積を市街地再開発事業の施設建築物の容積に移転することとした。丸の内駅前第一種市街地再開発事業と桜天神社との関係を**図 6.2.16** に示した。

丸の内駅前地区は1991(平成3)年度に事業地区として採択され、同年10月に名古屋市および愛知県が住宅・都市整備公団に対して市街地再開発事業の施行を要請し、都市計画手続きが開始されて翌年に都市計画決定された。

103 住宅・都市整備公団中部支社「URBAN RENEWAL と歴史的建物の保存 丸の内駅前第一種市街地再開発事業《錦パークビル》事業史」(住宅・都市整備公団中部支社 1995.12)
丹羽 守「住・都公団(中部)の住宅・再開発事業の現況」(「新都市開発」 Vol. 30, No. 9 1992.9)

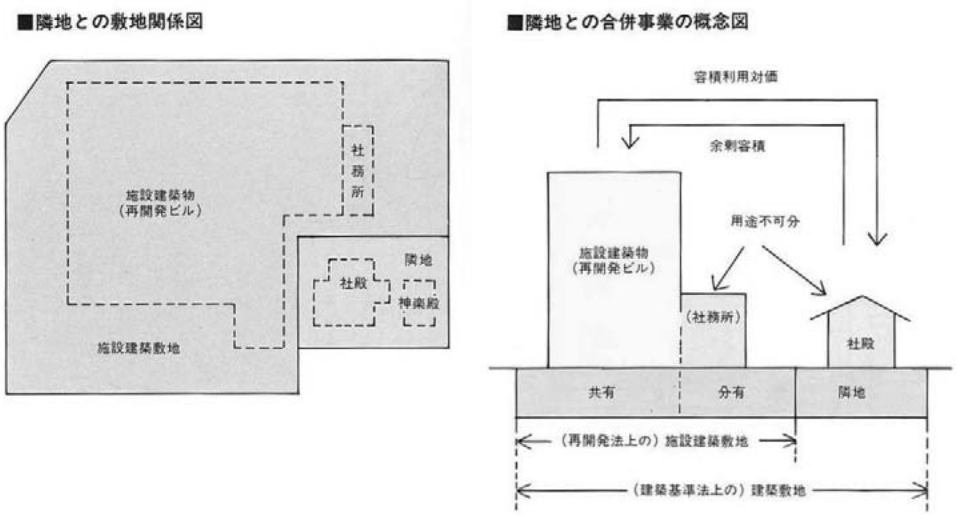

出典:「URBAN RENEWAL と歴史的建物の保存 丸の内駅前第一種市街地再開発事業《錦パークビル》事業史」(p. 26 住宅・都市整備公団中部支社 1995.12)

図 6.2.16 丸の内駅前第一種市街地再開発事業と桜天神社の関係

② 都市計画決定

丸の内駅前第一種市街地再開発事業は 1992(平成 4)年 7 月 30 日に都市計画決定された(名古屋市告示第 218 号)。

同日には高度利用地区の錦二丁目 1 地区約 0.7ha、錦二丁目 2 地区約 0.3ha が追加され、錦二丁目 1 地区の用途地域の指定容積率は 80/10、錦二丁目 2 地区は 60/10 である。

丸の内駅前第一種市街地再開発事業施行区域は錦二丁目 1 地区の過半を占めており、錦二丁目 1 地区のうち桜天神社の社殿等の敷地以外で市街地再開発事業施行区域から除外されたのは、高度利用地区の制限を満たす既存の堅牢中層ビル敷地である。

丸の内駅前第一種市街地再開発事業の主な都市計画内容は次のとおりである。

i	面積	約 0.4ha
ii	公共施設	整備済
iii	建築物	建築面積:約 1,400 ㎡
		延床面積:約 26,300 ㎡(約 2,440 ㎡)
		主要用途:商業業務、住宅、駐車場
		駐車台数:約 140 台
iv	建築敷地	建築敷地面積:約 2,170 ㎡(約 2,440 ㎡)
		建築敷地面積の( )内は、用途上不可分の関係にある市街地再開発事業の区域外の土地(桜天神社の社殿等)を含む敷地面積
v	住宅建設の目標	戸数:約 15 戸、1 戸あたり標準規模:約 75 ㎡

(3) 池下第一種市街地再開発事業 [104]

① 背景・経緯

池下地区は地下鉄池下駅の東、広小路線の北に位置し、復興土地区画整理事業千種第 2 工区の施行区域界とは市営池下荘を介して接する。復興土地区画整理事業の東端部直近であるため、都心方向から東部へ向かう複数の幹線道路が広小路線 1 本に集約されるという条件にあり、広小路線の拡幅が望まれていた。

都市計画道路広小路線は、1960(昭和 35)年 8 月 13 日に池下以東区間が幅員 40m に拡幅変更されたが、日本住宅公団の池下住宅は計画変更以前の建築になり(完成は都市計画変更後)、計画幅員への拡幅に支障をきたすこととなった。

広小路線の拡幅整備について各種手法が検討された結果、街路事業によることとなり、1988(昭和 63)年 1 月に本山交差点付近を除く池下から末盛通までの区間が最初に事業認可を得て着手された。池下住宅は「道路拡幅事業により移転を余儀なくされることに加え、建設後 30 年以上が経過し、住宅設備の老朽化や住戸規模も小さくなり、建替えが必要」となっていた。[105] また、広小路線沿道景観形成のモデル的取り組みも期待される中で、単に池下住宅の建替えにとどまらず、周辺も含めた市街地再開発事業が検討された。

名古屋市は住宅・都市整備公団に対して 1989(平成元)年 10 月に広小路線拡幅事業への協力要請と再開発事業実施の要請を行った。住宅・都市整備公団は建設省から 1991(平成 3)年度に池下地区の事業採択を受けた。名古屋市では同年 9 月の都市再開発方針拡大変更時において 1 号市街地本山・広小路(90ha)に池下地区を含めることとし、翌年度から都市計画の手続きに入り、1993(平成 5)年 7 月に都市計画決定された。なお、池下地区においては住宅・都市整備公団による環境影響評価が実施された。

池下第一種市街地再開発事業の都市計画決定をさかのぼること 4 か月ほどの 1993(平成 5)年 3 月に高度利用地区の池下 1 地区約 0.3ha、池下 2 地区約 3.3ha が追加されている。当時、両地区を通じて市営池下荘、愛知厚生年金会館、千種警察署など高度利用地区の規制を満たす既存建築物が存在していたため、市街地再開発事業施行区域はこれらの区域を除外した約 0.9ha となった。

② 都市計画決定

池下第一種市街地再開発事業は 1993(平成 5)年 7 月 23 日に都市計画決定された(名古屋市告示第 212 号)。主な内容は次のとおりである。

i 面積 約 0.9ha

ii 公共施設 名古屋市道 2 路線

104 住宅・都市整備公団中部支社「サンクレア池下 池下第一種市街地再開発事業 事業史」(住宅・都市整備公団中部支社 1998)
丹羽 守「賑わいのある生活文化の街づくり 池下地区第一種市街地再開発事業」(「新都市開発」 Vol. 35, No. 5 1997.5)

105 住宅・都市整備公団中部支社池下再開発事務所「池下地区第一種市街地再開発事業」(住宅・都市整備公団 p. 1)

	自転車駐車場:駐車台数約 120 台
	(都市計画道路広小路線の拡幅整備は、別途街路事業による。)
iii 建築物	建築面積:約 5,400 ㎡
	延床面積:約 60,500 ㎡(容積率対象延床面積約 48,400 ㎡)
	主要用途:住宅、商業・業務、公益施設、駐車場
	駐車台数:約 320 台
iv 建築敷地	建築敷地面積:約 8,600 ㎡
v 住宅建設の目標	戸数:約 320 戸、1 戸あたり標準規模:約 60 ㎡

(4) 納屋橋西第一種市街地再開発事業 [106]

① 背景・経緯

納屋橋西地区は文字どおり納屋橋の西、広小路線の北に位置し、復興土地区画整理事業の中村第 2 工区に含まれ、1977(昭和 52)年 10 月 22 日に換地処分を終えて基盤整備は終了している。しかし戦災非罹災地区であり、従前からの市街地状況もあって区画街路幅員が 6m と狭く、小規模の街区構成で、敷地規模も細分化されて低・未利用となっていた。このため、防災性の向上とともに高度利用が求められることと併せ、広小路線沿道の景観整備も課題であった。

名古屋市は納屋橋西地区を含む堀川・納屋橋地区について、1986(昭和 61)年度から翌年度にかけて再開発に関する調査を実施し、1988(昭和 63)年 3 月に堀川納屋橋地区市街地再開発事業基本計画を公表した。堀川・納屋橋地区は堀川と広小路線を軸として、北は錦通、東は名古屋市道堅三蔵通、南は三蔵町線、西は江川線に囲まれた区域を対象としていた。この中で市街地再開発事業を想定したのは 2 箇所であり、一つが納屋橋東南街区、もう一つが納屋橋の西で広小路線の南北にわたる街区群で、それ以外については任意再開発手法や規制誘導によることとしていた。[107] このうち、納屋橋西地区は納屋橋の西で広小路線北の街区群を若干拡大した区域にあたる。

納屋橋西地区は都市再開発方針では 1984(昭和 59)年の 1 号市街地都心(400ha)の一部に含まれ、1988(昭和 63)年の地区総合整備地区の新規・拡充においては納屋橋地区(10ha)の一部として位置付けられた。なお、1991(平成 3)年に拡大された都市再開発方針では 1 号市街地都心(1,940ha)およびその中の 2 号地区都心核(790ha)に含まれている。

納屋橋西地区の都市計画決定に至る経緯は次のとおりであった。

106 都市基盤整備公団中部支社納屋橋西再開発事務所「都市公団による都心活性化の試み ―納屋橋西再開発構想―」(「建築と社会」 SN. 960 2002.3)
都市再生機構中部支社「アクアタウン納屋橋 納屋橋西第一種市街地再開発事業 事業記録」(都市再生機構中部支社)

107 名古屋市建築局住宅部住宅企画課「堀川納屋橋地区市街地再開発事業基本計画報告書」(名古屋市建築局 1988.3)

1986（昭和 61）年 12 月に、広小路線に面する名駅五丁目 37 番街区の権利者から住宅・都市整備公団に対して再開発の相談があり、翌年 7 月 9 日に名古屋市は住宅・都市整備公団へ堀川・納屋橋地区市街地再開発事業にかかる協力を要請した。また同月、広小路西通 1 丁目商店街振興組合から住宅・都市整備公団に対して堀川・納屋橋地区街づくりへの協力要請があった。こうしたことを受け、住宅・都市整備公団は 1988（昭和 63）年度に納屋橋西地区を市街地再開発事業地区として建設省から採択を受けた。

1988（昭和 63）年度に採択を受けた区域は、広小路線に面する名駅五丁目 37 番街区およびその北側の同 38 番街区であったが、検討の結果、区域を拡大することとなった。その理由は「地区採択された 2 街区（0.37ha）での開発は、開発規模が小さく、納屋橋地区の名古屋都市圏における立地特性、地区全体の活性化、周辺への再開発効果の波及等を考慮」したことによるものであった。保留床の取得を希望する候補企業に対して区域拡大に関するアンケート調査を実施した結果、「関係権利者の増大に伴う権利調整の複雑化、事業期間の長期化、事業費の増大という課題はあるものの、都市計画事業としての公共性、事業の経営採算性等の面から、基本的には再開発地区の拡大に積極的に取り組むことが必要」と判断した。[108] 住宅・都市整備公団は、当初採択区域北側の 3 街区（33～35 番街区）についても 1989（平成元）年度から権利者に対する説明を開始した。1991（平成 3）年 6 月に地元権利者、名古屋市、住宅・都市整備公団からなる納屋橋西地区再開発協議会が発足した後、同協議会を通じて地区拡大について了解が得られ、1992（平成 4）年度には拡大地区（0.72ha）が採択された（**図 6.2.17**）。

出典：「アクアタウン納屋橋　納屋橋西第一種市街地再開発事業　事業記録」（p. 54　都市再生機構中部支社）

図 6.2.17　納屋橋西地区の地区拡大

108　前掲 106 都市再生機構中部支社「アクアタウン納屋橋　納屋橋西第一種市街地再開発事業　事業記録」（都市再生機構中部支社　pp. 52-53）

この間の 1991(平成 3)年 9 月 2 日に名古屋市は住宅・都市整備公団に対して納屋橋西地区市街地再開発事業について協力を要請したが、折からのバブル崩壊による経済状況の激変によって市街地再開発事業の事業計画案は見直しを余儀なくされた。

主要用途に関する検討もオフィス、住宅、ホテル等と紆余曲折を経たが、最終的に特定業務代行方式を採用することで、住宅を主、商業業務を従とすることに決着した。特定業務代行方式とは「保留床の処分について責任を持つことを条件に建築等の工事施工を含めて代行する」もので、1996(平成 8)年の建設省通知に根拠を有する方式である。[109] ここに至って都市計画決定できる条件が整い、2001(平成 13)年 2 月に後述の千種駅南地区と同日に都市計画決定された。なお、納屋橋東地区の市街地再開発事業は納屋橋東南街区の一部を除外した区域で、2009(平成 21)年 3 月に都市計画決定された。

② 都市計画決定

納屋橋西第一種市街地再開発事業は 2001(平成 13)年 2 月 28 日に都市計画決定された(名古屋市告示第 66 号)。主な内容は次のとおりである。

i	面積	約 0.7ha
ii	公共施設	既決定都市計画施設は整備済 既存名古屋市道 3 路線を中心線より区域内に取り込み、幅員 6m を区域内拡幅によって 9.74～9.8m に整備する。(既存区画街路の廃止面積と等積で周辺区画街路を拡幅し、歩道を設置した。)
iii	建築物	建築面積:約 3,500 ㎡ 延床面積:約 49,900 ㎡(容積率対象延床面積約 39,500 ㎡) 主要用途:住宅、商業・業務、駐車場 駐車台数:約 180 台
iv	建築敷地	建築敷地面積:約 4,600 ㎡
v	住宅建設の目標	戸数:約 380 戸、1 戸あたり標準規模:約 65 ㎡

(5) 千種駅南第一種市街地再開発事業 [110]

① 背景・経緯

千種駅南地区は、もともと国鉄中央本線の開通時(1900(明治 33)年)に千種駅が立地していた場所である。地下鉄東山線が 1960(昭和 35)年 6 月 15 日に池下まで延伸されたことに伴い、国鉄千種駅は地下鉄連絡等のために 1961(昭和 36)年 9 月に現位置へ移転した。その後、旧千種駅の跡地は主に国鉄バス

109 「民間能力の活用による市街地再開発事業の推進について」(平成 8 年 7 月 22 日 建設省都再発第 154 号・住街発第 72 号 建設省都市局都市再開発防災課長・住宅局市街地建築課長通知)
業務代行方式(全国市街地再開発協会 http://www.uraja.or.jp/town/knowhow/daiko.html(2015/10/2 閲覧))

110 都市再生機構中部支社「『アクシオス千種』千種駅南第一種市街地再開発事業 事業記録」(都市再生機構中部支社)
内田志信 他「千種駅南第一種市街地再開発事業」(「C&D」 SN. 135 2004.9)

車庫として利用されるなど低利用が続いていた。なお、千種駅南地区は 1946(昭和 21)年 6 月の復興土地区画整理事業施行区域に含まれていたが、1949(昭和 24)年 5 月の設計認可からは除外されたという経緯がある。

千種駅南地区は都市再開発方針においては 1984(昭和 59)年の 1 号市街地都心(400ha)に含まれていなかったが、1991(平成 3)年に拡大された 1 号市街地都心(1,940ha)、その中の 2 号地区都心核(790ha)には含まれている。しかし、千種駅南地区が地区総合整備の対象地区となったことはない。

1987(昭和 62)年 4 月の国鉄の分割民営化・JR 発足に伴い、旧国鉄の不要用地は国鉄清算事業団に移されて用地処分されることとなり、千種駅南地区も対象となった。こうした状況にあって、1988(昭和 63)年には民間主体の千種橋地区再開発研究会が発足し、翌年には千種橋南地区開発協議会に発展した。

一方、名古屋市建築局は 1991(平成 3)年 3 月に千種橋南地区再開発基本計画を作成し、商業・業務、ホテルを核として想定し、同年 6 月には千種橋南再開発地権者協議会が発足した。しかし、バブル崩壊に伴って、想定した主要テナントを誘致することができなくなり、開発内容は見直しを余儀なくされた。市街地再開発事業の具体化が進捗しない中で、国鉄清算事業団による用地処分が行われ、市街地再開発事業施行の先行きが危惧される状況となった。このため、1994(平成 6)年 7 月に千種橋南再開発地権者協議会から住宅・都市整備公団に対して、市街地再開発事業を同公団が施行することの検討要請がなされ、さらに同年 10 月には名古屋市から同公団に対して市街地再開発事業の協力要請がなされた。これを受けて、同公団は 1995(平成 7)年度に名称を千種駅南地区と改めたうえで市街地再開発事業地区として建設省の採択を受けた。

しかし、商業業務用途保留床の処分の目途、地区外転出希望の法人地権者および個人地権者の代替地あっせんの目途などが不透明なため、具体的な手続きに踏み込めない状況が続いた。結局、業務床の住宅床への変更、法人地権者の残留承諾および個人地権者に対する公団保有地活用というかたちで決着し、都市計画決定へ進むこととなった。

② 都市計画決定

千種駅南第一種市街地再開発事業は 2001(平成 13)年 2 月 28 日に都市計画決定された(名古屋市告示第 67 号)。主な内容は次のとおりである。

i	面積	約 1.5ha
ii	公共施設	既決定都市計画施設は整備済
iii	建築物	建築面積:約 9,200 ㎡
		延床面積:約 68,000 ㎡(容積率対象延床面積約 48,600 ㎡)
		主要用途:住宅、商業・業務、駐車場
		駐車台数:約 510 台
iv	建築敷地	建築敷地面積:約 10,500 ㎡
v	住宅建設の目標	戸数:約 470 戸、1 戸あたり標準規模:約 65 ㎡

4 個人施行・組合施行の市街地再開発事業

(1) 大須 30 番第一種市街地再開発事業 [111]

① 背景・経緯

大須地区は近世の南寺町地区に位置し、名古屋市有数の商店街集積地として商業娯楽の中心地であった。復興土地区画整理事業の中第 3 工区に含まれ、換地処分が 1969(昭和 44)年 10 月 20 日に行われたことにより基盤整備は整ったが、敷地規模の零細さ、住居・店舗の老朽化、駐車場不足などの課題を抱えていた。

大須地区は、都市再開発方針においては 1984(昭和 59)年の 1 号市街地都心(400ha)には含まれていないが、1991(平成 3)年に拡大された 1 号市街地都心(1,940ha)、その中の 2 号地区都心核(790ha)に含まれている。1980(昭和 55)年の地区総合整備地区には該当していないが、1988(昭和 63)年の地区総合整備地区の新規・拡充において大須地区(40ha)として位置付けられた。

1990(平成 2)年に地元権利者による再開発協議会が発足し、1991(平成 3)年 11 月には街区全体の大規模開発構想が浮上して大須 30 番地区市街地再開発準備組合が設立された。しかし、バブル崩壊に伴う経済情勢の変化に伴い、1997(平成 9)年には大規模開発から段階的な事業化へ方針転換がなされた。その結果、大須 30 番地区を二分し、北側では単独地権者による店舗・駐車場の建築を行い、南側を市街地再開発事業によることとした。南側はさらに 2 地区に分割され、そのうち南側の第 1 地区を組合施行、北側の第 2 地区を個人施行とした。これを示したものが**図 6.2.18** である。組合施行をめざす第 1 地区については、1997(平成 9)年 12 月に大須 30 番第 1 地区第一種市街地再開発準備組合が設立された。

② 都市計画決定

大須 30 番第一種市街地再開発事業は 1999(平成 11)年 12 月 1 日に都市計画決定された(名古屋市告示第 398 号)。主な内容は次のとおりである。

i	面積	約 0.7ha
ii	公共施設	整備済
iii	建築物	建築面積:約 4,500 ㎡
		延床面積:約 36,100 ㎡(容積率対象延床面積約 30,800 ㎡)
		主要用途:商業・業務、住宅、駐車場
		駐車台数:約 410 台
iv	建築敷地	建築敷地面積:約 5,000 ㎡
v	住宅建設の目標	戸数:約 50 戸、1 戸あたり標準規模:約 80 ㎡

111 村井亮治「大須の新たな魅力となる「大須 301 ビル」の誕生 ー大須 30 番第 1 地区第一種市街地再開発事業ー」(「アーバンアドバンス」 SN. 31 2003.11)
村井亮治「『OSU301』大須 30 番第 1 地区第一種市街地再開発事業」(「再開発コーディネーター」 No. 115 2005.5)

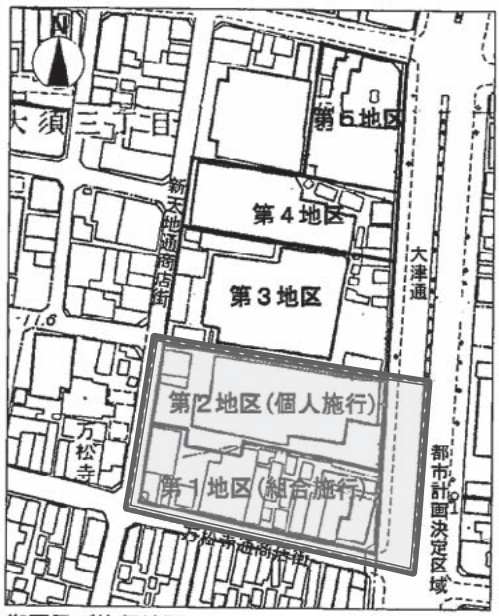

出典:「再開発コーディネーター」(2005.5 No.115 再開発コーディネーター協会)を加工

図 6.2.18 大須再開発エリア図

(2) 牛島南第一種市街地再開発事業 [112]

① 背景・経緯

牛島南地区は名古屋駅の北約 400m に位置し、広井町線に面するという好立地条件にありながら、従前の土地利用は特別高圧変電所、自動車整備工場、駐車場などによる低利用の状態であった。

牛島南地区は復興土地区画整理事業の中村第 2 工区に含まれ、換地処分が 1977(昭和 52)年 10 月 22 日に行われたため、周辺の都市計画施設は整備済となっている。しかし、1949(昭和 24)年 5 月の復興土地区画整理事業設計認可区域から鉄道関係の区域が除外されたため、清正公架道橋を含む鷹羽町線が未拡幅であることと、鉄道に沿った道路が連続していないという課題があった。このうち、鷹羽町線については JR セントラルタワーズ建設を契機として 1995(平成 7)年度から整備が進められたことから、残る課題としては鉄道に沿った道路を整備することのほか、本地区を高度利用するに際して発生する大量の歩行者交通の安全性を確保することができる空間整備が必要であった。

牛島南地区は、都市再開発方針においては 1984(昭和 59)年より 1 号市街地都心(400ha)に含まれており、かつ、1991(平成 3)年に拡大された 1 号市街地都心(1,940ha)および 2 号地区都心核(790ha)に含まれている。しかし、地区総合整備の対象地区となったことはない。

1990(平成 2)年に開発構想が浮上して法人地権者を中心とする牛島町再開発協議会が発足し、1992(平成 4)年には牛島町市街地再開発準備組合が設立された。本地区の再開発については歩行者空間

112 牛島市街地再開発組合・(株)日建設計「民間による都心活性化の動き —牛島再開発事業のまちづくり—」(「建築と社会」 SN. 960 2002.3)
宮本恵孝「牛島南地区第一種市街地再開発事業」(「再開発コーディネーター」 No. 127 2007.5)

等の公共施設整備が必須であることから、これらを施行者負担とすることができる再開発地区計画制度が選択され、個人地権者を含む街区全体での地権者調整が精力的に進められたが、基本合意を得られない状況が続いた。

最終的には街区全体の再開発を断念し、一部地権者を除くことによってやや変則的な区域ながら再開発地区計画とあわせて市街地再開発事業を都市計画決定するに至った。再開発地区計画においては、課題であった鉄道に沿った道路と地下歩行用通路が2号施設（現1号施設）として定められた。牛島南地区再開発地区計画については本章第3節2（2） 牛島南地区 を参照されたい。

なお、牛島南第一種市街地再開発事業については、「名古屋市環境影響評価条例」（平成 10 年名古屋市条例第 40 号）に基づいて環境影響評価が行われ、方法書が 1999（平成 11）年 4 月 16 日に、評価書は 2000（平成 12）年 11 月 17 日に提出されている。

② 都市計画決定

牛島南第一種市街地再開発事業は 2000（平成 12）年 12 月 5 日に都市計画決定された（名古屋市告示第 436 号）。主な内容は次のとおりである。

i	面積	約 2.1ha
ii	公共施設	既決定都市計画施設は整備済 再開発地区計画の 2 号施設 地区幹線道路：幅員 9.5m、延長約 80m 地下歩行者用通路：幅員 6.5m、延長約 290m など
iii	建築物	建築面積：約 7,300 ㎡ 延床面積：約 137,300 ㎡（容積率対象延床面積約 129,400 ㎡） 主要用途：商業・業務、変電所、駐車場 駐車台数：約 410 台
iv	建築敷地	建築敷地面積：約 14,000 ㎡

なお、参考までに高度利用地区または再開発地区計画と市街地再開発事業の区域を重ねた図を以下の表にしたがって示した。

表の No. は高度利用地区または再開発地区計画と市街地再開発事業の区域を重ねた図を包括的に表す地区名称である。それぞれの地区ごとに 2000（平成 12）年度末時点における最終変更後の高度利用地区または再開発地区計画と市街地再開発事業の区域をあわせて表示した。

No.	高度利用地区	市街地再開発事業
1 泥江	泥江地区 泥江1地区 泥江2地区	泥江第一種市街地再開発事業
2 浄心	浄心地区	浄心第一種市街地再開発事業
3 築地	築地地区	築地第一種市街地再開発事業
4 日比野	日比野地区	日比野第一種市街地再開発事業
5 小幡	小幡地区 小幡1地区 小幡2地区	小幡駅前第一種市街地再開発事業
6 錦二丁目	錦二丁目地区 錦二丁目1地区 錦二丁目2地区	丸ノ内駅前第一種市街地再開発事業
7 鳴海	鳴海地区 鳴海1地区 鳴海2地区	鳴海駅前第二種市街地再開発事業
8 池下	池下地区 池下1地区 池下2地区	池下第一種市街地再開発事業
9 有松駅前	有松駅前地区	有松駅前第一種市街地再開発事業
10 末盛通	末盛通地区	—
11 大須三丁目	大須三丁目地区	大須30番第一種市街地再開発事業
12 名駅五丁目	名駅五丁目地区	納屋橋西第一種市街地再開発事業
13 新栄三丁目	新栄三丁目 新栄三丁目1地区 新栄三丁目2地区	千種駅南第一種市街地再開発事業

No.	再開発地区計画	市街地再開発事業
14 木場	木場地区	—
15 牛島南	牛島南地区	牛島南第一種市街地再開発事業

参考：高度利用地区・再開発地区計画と市街地再開発事業の都市計画決定について

1. 泥江

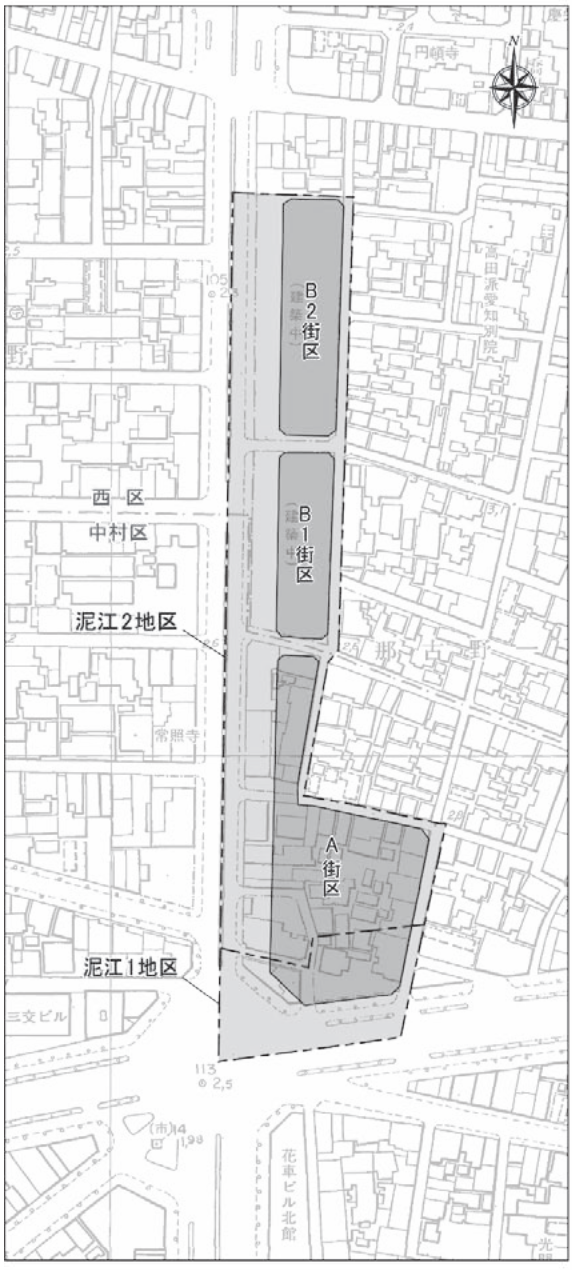

2. 浄心

3. 築地

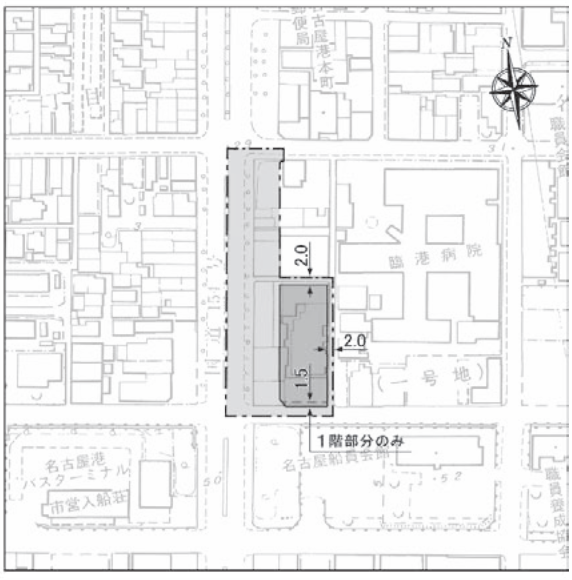

4. 日比野

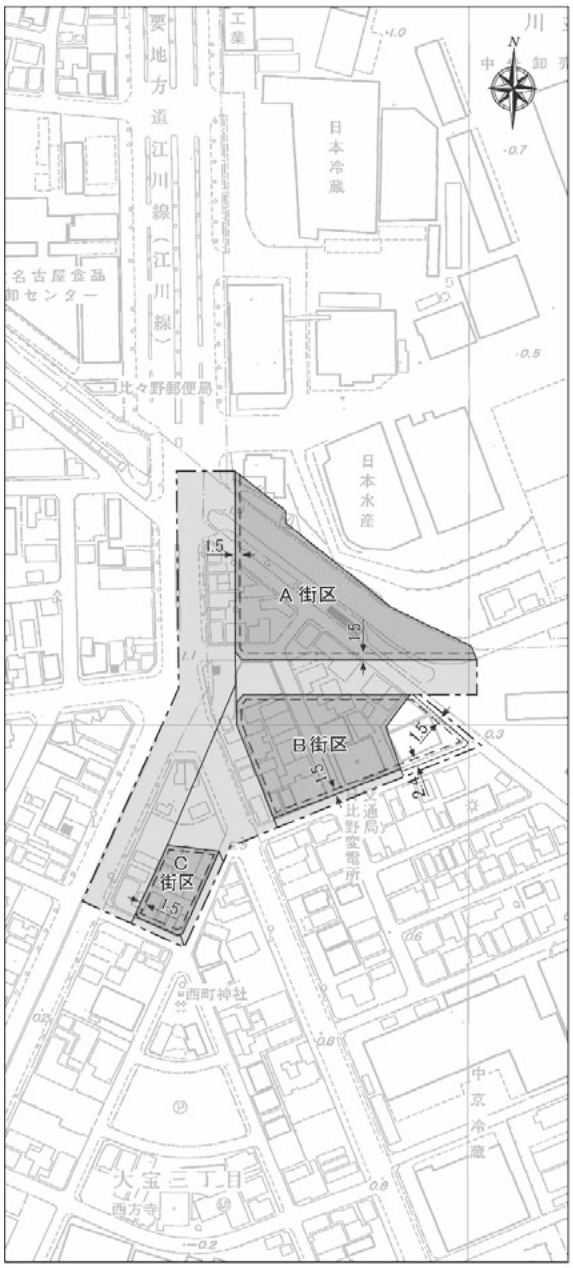

5. 小幡

6. 錦二丁目

7. 鳴海

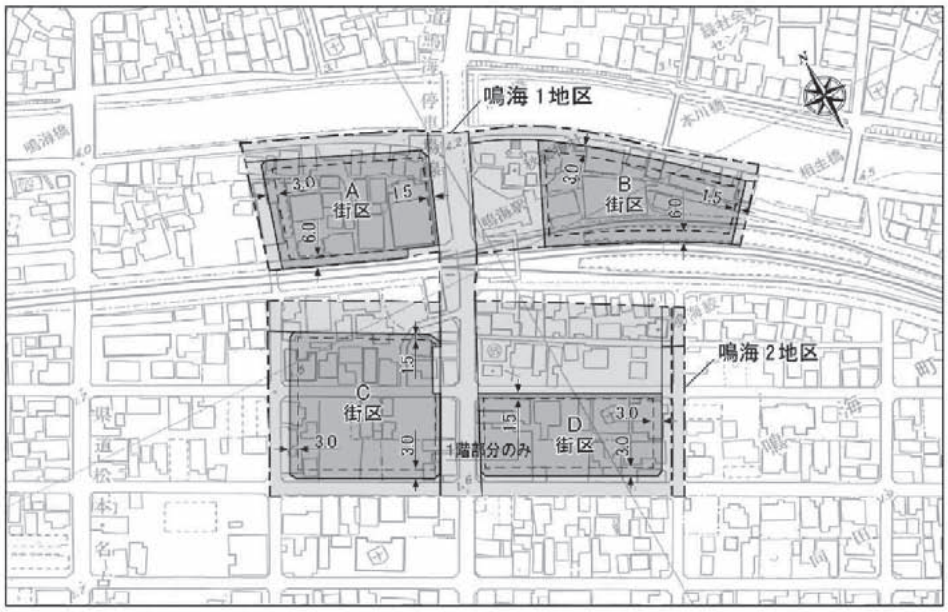
鳴海１地区
A
街区
B
街区
C
街区
D
街区
鳴海２地区
1階部分のみ
3.0
1.5
6.0

8. 池下

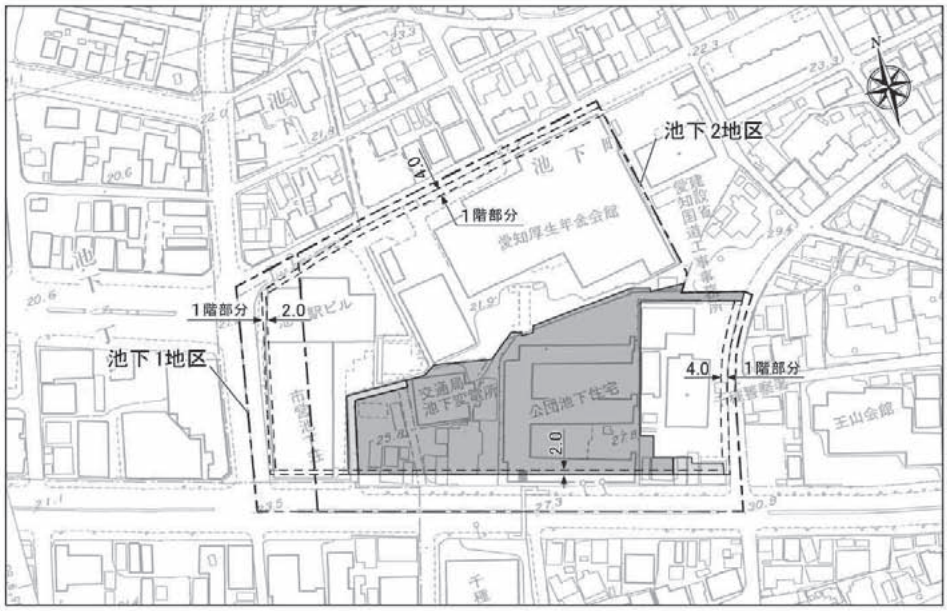
池下２地区
池下１地区
1階部分
2.0
4.0

凡例
高度利用地区
壁面後退の位置(m)
市街地再開発事業施行区域
施設建築物敷地
公共施設(道路等)

9. 有松駅前

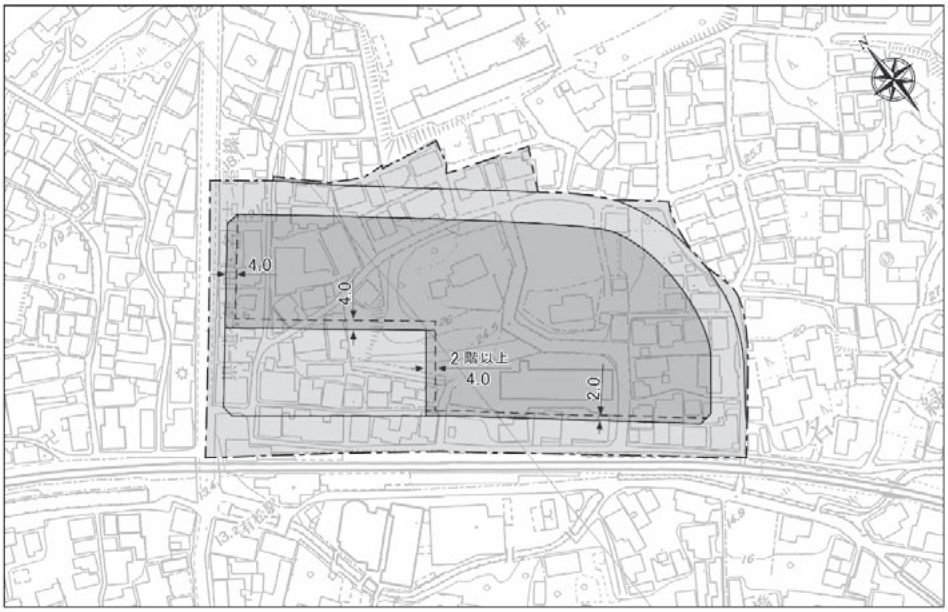

10. 末盛通

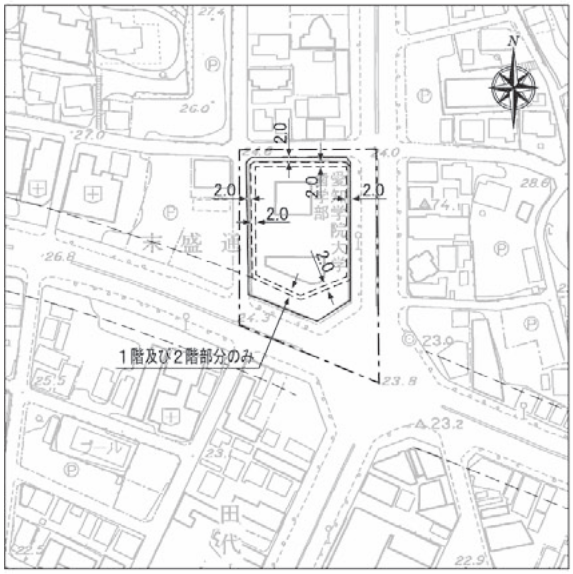

11. 大須三丁目

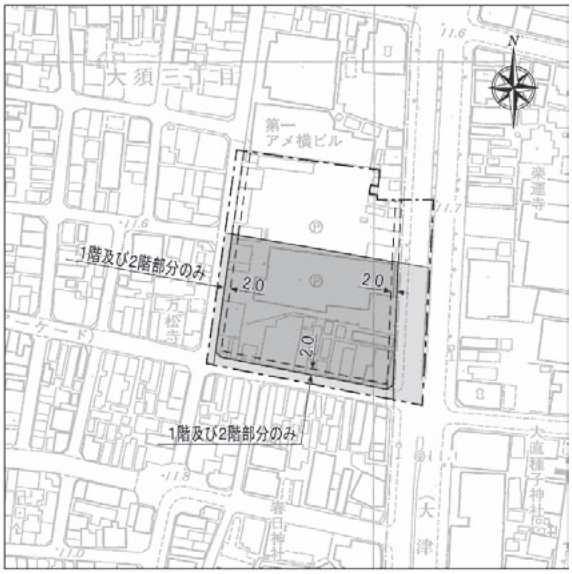

12. 名駅五丁目

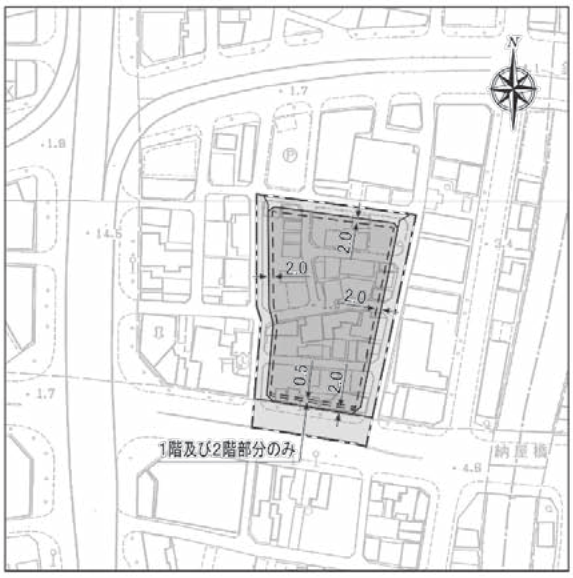

13. 新栄三丁目

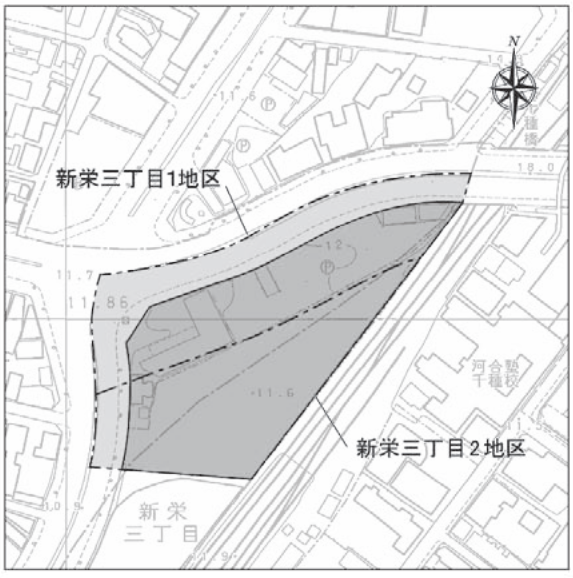

凡例

- 高度利用地区
- 壁面後退の位置(m)
- 市街地再開発事業施行区域
  - 施設建築物敷地
  - 公共施設（道路等）

14. 木場

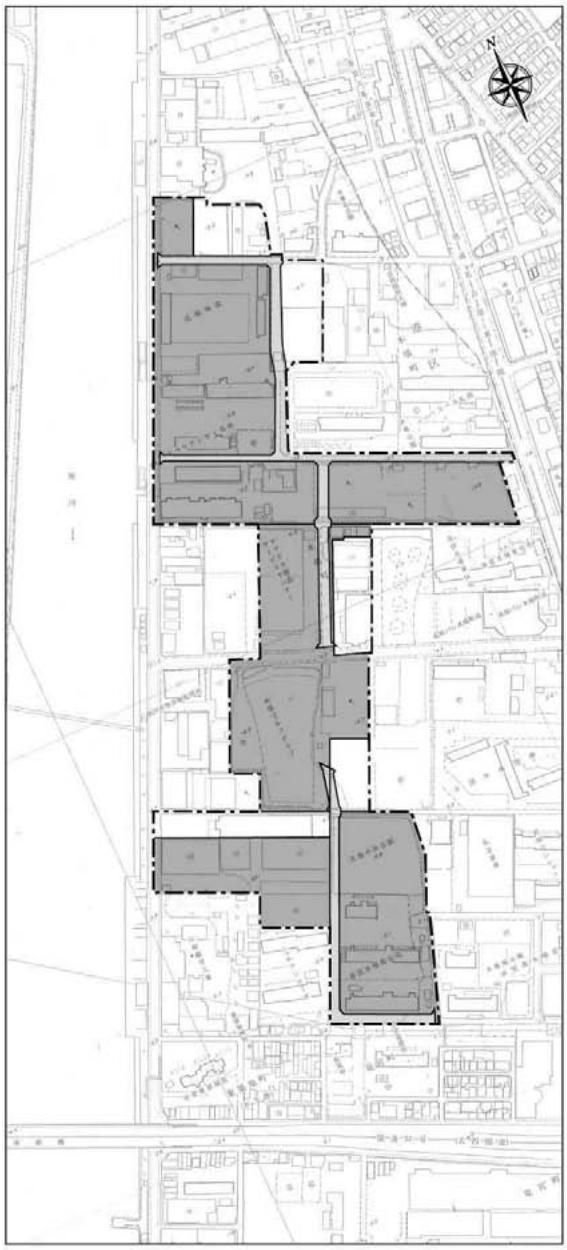

凡例
- 再開発地区計画
- 再開発地区整備計画区域
- 地区幹線道路

15. 牛島南

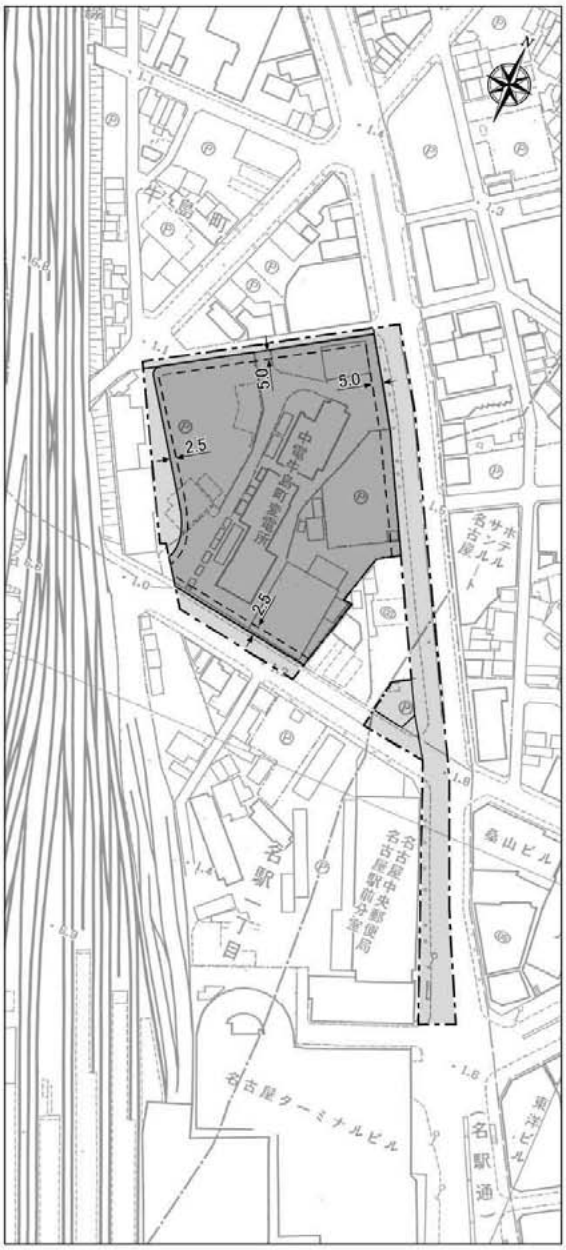

凡例
- 再開発地区計画
- 壁面後退の位置(m)
- 市街地再開発事業施行区域
- 公共施設(道路等)
- 施設建築物敷地

第６節　不燃化・防災等に関連する事業

1 都市再開発法以前の法定事業

(1) 防火建築帯造成事業

防火建築帯造成事業は耐火建築促進法に基づく事業で、防火地域内の防火建築帯を指定した区域において一定要件を満たす耐火建築物を建築する場合に、耐火建築物と木造建築物との建築費の差額の一部を補助するものであった。この事業は防火・防災を主としつつ、線的な再開発として市街地再開発事業の先駆けともいえるような性格を有し、後に防災建築街区造成事業に発展した。なお、防火建築帯については第2編「第3章 地域地区」(第5節4(3)、(5)、(6))を参照されたい。

防火建築帯造成事業は名古屋市において 1952(昭和 27)年度から 1960(昭和 35)年度まで実施された。「9 年間で 135 件の耐火建築物が国庫補助を受けて建設され、その補助総額(国・県・市)は約 9,200 万円(1 件当り平均約 68 万円)であった。建設された耐火建築物の延面積の合計は約 10 万 5 千㎡(1 件当り平均約 780 ㎡)」であった。[113] このうち、1956(昭和 31)年度から 1960(昭和 35)年度までの 5 年間に建設された 60 件について防火建築帯の路線ごとの状況を**表 6.2.24** に示す。この表に示された後期 5 年間をみる限りでは、御幸本町線、次いで長者町通に実施例が集中しており、両地区あわせると建物件数で 65%、建物延面積で 73%を占めている。

表 6.2.24 路線別防火建築帯造成事業(1956(昭和 31)年度－1960(昭和 35)年度)

路線名	防火建築帯指定延長(m)	建物件数	建物延面積合計(㎡)
広小路線	5,620.00	3	712.05
大津町線	4,638.00	3	2,392.46
御幸本町線	4,487.00	21	12,253.18
岩井通線	4,618.60	4	1,256.66
桜通線	5,542.40	3	1,292.48
広井町線	1,440.00	0	0.00
仁王門通	832.00	8	4,476.70
長者町通	2,055.04	18	15,548.81
合　計	29,233.64	60	37,932.34

出典:脚注 113 柳谷勝「名古屋における防火建築帯造成事業の実績」中の表 4 から抜粋

113 柳谷勝「名古屋における防火建築帯造成事業の実績」(「金城学院大学論集 社会科学編」 Vol. 7, No. 2 2011)

(2) 市街地改造事業

市街地改造事業は市街地改造法に基づく事業であり、土地区画整理法における立体換地規定の手続きを整備することによって、「道路及び駅前広場の整備並びにこれに関連してその付近の土地の高度利用を図るための建築物及び建築敷地の整備を行うことを目的とする」事業である。[114]

名古屋市においては小鳥町第 1 市街地改造事業が唯一の実施例である。この地区は泥江交差点南北にわたる区域が戦災非罹災区域であることにより復興土地区画整理事業から除外されたため、木造密集で低未利用であるとともに、江川線が未整備の状態であった。このため、江川線未整備区間全体を含む再開発計画が立案されたが、市街地改造事業としては泥江交差点より南で江川線の東側沿道にあたる旧花車町(現名駅五丁目)地区約 0.996ha のみが、旧都市計画法によって 1963(昭和 38)年 10 月 4 日に都市計画決定および都市計画事業決定された(建設省告示第 2564 号)。市街地改造事業が旧花車町地区のみに限定されたのは、1969(昭和 44)年に都市再開発法が施行されたことに伴って市街地改造法が廃止されたため、残された区域は都市再開発法に基づく市街地再開発事業によることとされた結果であった。

事業地区は旧花車町に位置し、施設建築物名称も花車ビルであるにもかかわらず、地区名称が小鳥町第 1 である由来は次のとおりである。すなわち、全体計画においては泥江交差点東北の旧小鳥町(現那古野一丁目)地区を中心と考え、段階決定・段階施行を想定したことから、最初に着手することになった旧花車町地区について小鳥町第 1 地区と命名したものである。

小鳥町第 1 市街地改造事業は、桜通以南の江川線の未拡幅延長 194m を計画幅員 50m に拡幅するとともに、区域全体を 3 工区に区分して市街地改造ビル(花車ビル)3 棟を建設するものである。既に**図 6.2.12** に示したとおり、各工区に該当する街区名称が G、H、I と途中から始まるのは、桜通以北の江川線の未拡幅区間を含めた全体の街区について順に命名していることによる。この間の経緯については前節2(1) 泥江市街地再開発事業 を参照されたい。

小鳥町第 1 市街地改造事業の概要を**表 6.2.25** に示す。市街地改造法に基づく手続きとして、事業計画認可は 3 工区とも 1964(昭和 39)年 2 月 1 日であり、管理処分計画認可は第 1 工区から順に 1964(昭和 39)年から 1970(昭和 45)年にわたった。管理処分計画においては、従前権利者が等価等床を強く主張したことなどから、従前の権利の評価について事業採算性を考慮しつつ配慮しなければならなかった。なお、保留床処分については経済情勢もあって第 1 工区は難航したが、その後は順調であった。施設建築物の工事完了公告は、最初に第 1 工区が 1967(昭和 42)年 5 月に、最後に第 3 工区が 1972(昭和 47)年 1 月に行われ、これをもって事業は完了した。[115]

114 前掲 8 竹内藤男「都市再開発法」(大成出版社 1970.3 p. 332)

115 名古屋市計画局・(財)名古屋都市センター「名古屋都市計画史」((財)名古屋都市センター 1999.3 p. 471-473)
新修名古屋市史編集委員会「新修名古屋市史 第 7 巻 戦後編」(名古屋市 2001.10 p. 385)
江本一夫「名古屋の市街地改造事業」(「新都市」 Vol. 18, No. 4 1964.4)
伊藤重雄「名古屋都市計画小鳥町第一市街地改造事業について」(「新都市」 Vol. 21, No.6 1967.6)
名古屋都市再開発促進協議会「都市再開発事業の事例研究」(名古屋商工会議所 1974.6 pp. 14-15)

表 6.2.25 小鳥町第 1 市街地改造事業の概要

事 項		第1工区(G街区)	第2工区(H街区)	第3工区(I街区)
手続き	事業計画認可	1964(昭和39)年 2月 1日	1964(昭和39)年 2月 1日	1964(昭和39)年 2月 1日
	事業計画変更認可	—	1967(昭和42)年 9月18日	1969(昭和44)年11月12日
	管理処分計画認可	1964(昭和39)年10月 1日	1967(昭和42)年11月14日	1970(昭和45)年 4月16日
	施設建築物工事着手	1965(昭和40)年11月12日	1967(昭和42)年11月27日	1970(昭和45)年 2月 2日
	施設建築物完成	1967(昭和42)年 3月31日	1969(昭和44)年 6月30日	1971(昭和46)年11月30日
	工事完了公告	1967(昭和42)年 5月19日	1969(昭和44)年 7月15日	1972(昭和47)年 1月16日
建築概要	敷地面積(㎡)	1,645.82	1,337.26	1,194.96
	建築面積(㎡)	1,607.31	1,260.86	1,142.85
	延床面積(㎡)	15,592.00	14,220.24	11,143.64
	階数	地下2階、地上9階	地下2階、地上10階	地下2階、地上9階
	地階用途	駐車場、機械室、倉庫	駐車場、機械室	駐車場、機械室
	低層部用途	(1～3階)店舗、事務所	(1～2階)店舗、事務所	(1～2階)店舗、事務所
	低層部以外の用途	(4階)オープンコート (5～10階)事務所	(3階～10階)住居	(3階～10階)事務所

「名古屋都市計画概要 1971」(pp. 105-109 名古屋市 1971.3)、「都市再開発事業の事例研究」(p. 14 名古屋商工会議所 1974.6)を基に作表

(3) 防災建築街区造成事業

防災建築街区造成事業は、耐火建築促進法を受け継いだ防災建築街区造成法を根拠とし、線(防火建築帯)から面(防災建築街区)へ発展させたもので、都市の防災と土地の合理的利用の増進および環境の整備改善を目的としている。この事業は、防災建築街区を指定し、街区内の権利者による防災建築街区造成組合が施行者となって耐火建築物を建設することに補助する内容であった。

名古屋市では 1962(昭和 37)年 2 月 21 日に都心部において 2 街区、1967(昭和 42)年 10 月 12 日に豊田土地区画整理事業施行区域内において 7 街区、合計 9 街区約 2.6ha の指定実績があるが、実際に防災建築街区造成組合が設立されて防災建築が建設されたのは、そのうち豊田地区の 2 街区約 0.4ha のみであった。ただし、白川地区第 4 街区では防災建築街区造成組合は設立されなかったが、当該街区において名古屋商工会議所ビルが 1967(昭和 42)年 10 月に完成した(**表 6.2.26**、**図 6.2.19**)。

表 6.2.26 防災建築街区指定状況

地区・街区		街区面積(ha)	指 定		組合設立の有無
指定時の名称	現在の町名街区番号		年月日	告示番号	
白川地区第4街区	栄二丁目10番街区	0.649	1962(昭和37) 2.21	建設省告示 第312号	無
仁王門地区第13街区	大須三丁目46番街区	0.463			無
豊田地区第2街区	内田橋一丁目1番街区	0.2470	1967(昭和42) 10.12	建設省告示 第3499号	無
〃 第3街区	〃 2番街区	0.1582			無
〃 第7街区	〃 6番街区	0.2491			無
〃 第8街区	〃 7番街区	0.2351			有
〃 第18街区	〃 25番街区	0.1773			無
〃 第62街区	内田橋二丁目26番街区	0.2658			有
〃 第63街区	〃 32番街区	0.1408			有
合 計		2.5853	—		

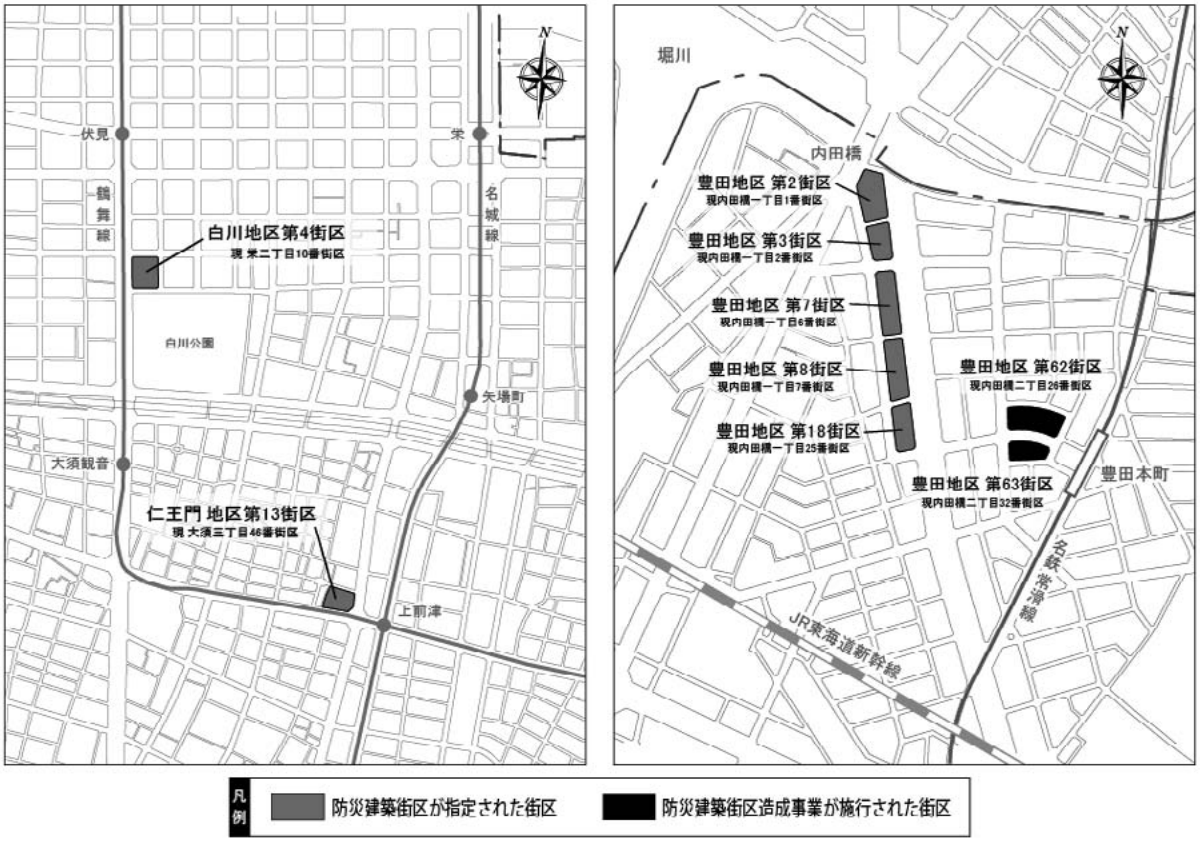

図 6.2.19　防災建築街区指定の位置

豊田本町防災建築街区造成事業は、日本住宅公団による市街地住宅制度と豊田本町防災街区造成組合による防災建築街区造成事業の合併施行である。市街地住宅制度は等価交換を利用した広義の再開発手法であり、日本住宅公団が地権者から借地等により得た権利に基づき店舗等との併用集合住宅を建設し、店舗等の部分を地権者に譲渡するものである。詳細は本章第2節3(2)　市街地住宅　および同第8節2　市街地住宅等　を参照されたい。

豊田土地区画整理事業区域内には旧知多街道沿道に商店街が形成されており、この旧知多街道を幅員 40m の伏見町線として拡幅するに際して大規模な移転が必須であった。1960 年代にはスーパーマーケットの進出等小売業態の変革が進行中であり、豊田地区の商店街も移転を契機に商業近代化を求めて共同ビル建設を検討していた。名古屋市と日本住宅公団は 1965(昭和 40)年に相次いで防災建築街区造成事業および市街地住宅制度の地元説明に入り、1967(昭和 42)年 10 月 12 日には商店街の移転に併せて共同化することを前提に、名鉄常滑線豊田本町駅前(第 62、63 街区)と伏見町線西側(第 2、3、7、8、18 街区)が豊田地区防災建築街区に指定された。このうち第 8 街区、第 62 街区および第 63 街区においては同年 11 月 8 日に豊田本町防災建築街区造成組合が設立され、さらに地域商業者のリーダーシップが発揮された第 62 街区および第 63 街区については、それぞれ豊田本町第 1 ビル、同第 2 ビルとして 1970(昭和 45)年 3 月に完成した。豊田本町第 1 ビルは地下 1 階地上 10 階で、3 階以上は公団

賃貸住宅となり、豊田本町第2ビルは地上9階で、同じく3階以上は公団賃貸住宅となった。豊田本町防災建築街区造成事業の概要を**表 6.2.27** に示す。[116]

表 6.2.27 豊田本町防災建築街区造成事業の概要

街区名	ビル名	敷地面積	建築面積	延床面積	用途	権利者数	事業年度
豊田地区 第62街区	豊田本町 第1ビル	2,658 ㎡	2,030 ㎡	11,621 ㎡	店舗 住宅	土地所有者数 10	1967-1970 (S42～45)
豊田地区 第63街区	豊田本町 第2ビル	1,408 ㎡	1,109 ㎡	5,007 ㎡	店舗 住宅	土地所有者数 3 借地権者数 1	1967-1970 (S42～45)

出典:「日本の都市再開発」(p. 669 全国市街地再開発協会 1981.2)を基に一部抜粋

2 市街地再開発事業

(1) 名古屋市施行の市街地再開発事業

① 泥江第一種市街地再開発事業 [117]

ア 事業の経緯

泥江市街地再開発事業は前節2(1)に記したように、復興土地区画整理事業から除外された泥江地区のうち、唯一の市街改造事業例となった小鳥町第1市街地改造事業に続き、都市再開発法に基づく市街地再開発事業として名古屋市で最初の事業として施行された。当初泥江市街地再開発事業として 1974(昭和 49)年 2 月 20 日に都市計画決定され、同年 12 月 24 日に第一地区(B－1、B－2 街区、那古野ビルの区域)についての事業計画が決定され、さらに翌年 3 月 29 日に第一地区に関する権利変換計画が決定された。第一地区については 1978(昭和 53)年 3 月 24 日に権利変換計画が変更されたうえで、同年 4 月 7 日に工事完了公告がなされた。

一方、第二地区(A 街区、名古屋国際センタービルと小鳥ビルの区域)は、事業計画が決定される前の 1977(昭和 52)年 11 月 25 日に延床面積が縮小されるなどの都市計画変更がなされ、このとき名称も泥江第一種市街地再開発事業となった。この時点で高度利用地区に規定する容積率が一般規制と同じであったことから、一層の高度利用を図るために容積率の割増が得られる建築基準法の総合設計制度を適用することとした。このためペデストリアンデッキ等を含む公開空地を設け、計画容積率を650%弱とする総合設計の許可を 1978(昭和 53)年 9 月 5 日に受けた。[118]

116 前掲 115 名古屋市計画局・(財)名古屋都市センター「名古屋都市計画史」((財)名古屋都市センター 1999.3 p. 466)
前掲 115 新修名古屋市史編集委員会「新修名古屋市史 第 7 巻 戦後編」(名古屋市 2001.10 p. 382)
名古屋市計画局開発部都市整備課「豊田土地区画整理事業誌」(名古屋市計画局 1990.3 pp. 76-78)
名古屋都市再開発促進協議会「都市再開発事業の事例研究」(名古屋商工会議所 1974.6 pp. 36-37)

117 前掲 90 名古屋市計画局泥江再開発事務所「泥江再開発事業誌」(名古屋市計画局 1985.3)
前掲 115 新修名古屋市史編集委員会「新修名古屋市史 第 7 巻 戦後編」(名古屋市 2001.10 p. 688)

118 前掲 90 名古屋市計画局泥江再開発事務所「泥江再開発事業誌」(名古屋市計画局 1985.3 p. 31)

第二地区は第一地区の工事完了公告後の 1978(昭和 53)年 12 月 26 日に事業計画が決定され、翌年 3 月 20 日に権利変換計画が決定された。これに基づき、初めに主として権利床からなる地上 1 階の小鳥ビルが建設されて 1980(昭和 55)年 4 月 14 日に工事完了公告がなされた。

第二地区のうち保留床が大部分を占める超高層棟とその別棟については、保留床処分のめどがたってから着工することとした。保留床処分にかかる努力を重ねた結果、1982(昭和 57)年 1 月に大部分の処分先が明らかになったことから、同年 4 月 1 日の事業計画変更を経て超高層棟の建築工事に着手した。同年 12 月 18 日の権利変換計画の後、超高層棟の公益施設として国際文化センター(現名古屋国際センター)に多目的ホールが位置づけられたことを受け、1983(昭和 58)年 9 月 14 日に別棟の用途を店舗からホールに変更する都市計画変更が行われた。[119] これを受けて同月 28 日の事業計画変更、同年 11 月 18 日の権利変換計画の後、1984(昭和 59)年 7 月 2 日に超高層棟、同年 10 月 8 日に別棟の工事完了公告がなされた。泥江第一種市街地再開発事業の経緯を**表 6.2.28** に示す。

表 6.2.28 泥江第一種市街地再開発事業の経緯

事 項	内 容	
名 称	泥江第一種市街地再開発事業	
施行者	名古屋市	
都市計画決定 変更	1974(S49) 2.20 1977(S52)11.25 1983(S58) 9.14	
施行面積	約 2.6ha	
地区・街区	第1地区 (B−1,B−2街区)	第2地区 (A街区)
事業計画決定 同 変更(最終変更)	1974(S49)12.24 −	1978(S53)12.26 1983(S58) 9.28
権利変換計画決定 同 変更(最終変更)	1975(S50) 3.29 1978(S53) 3.24	1979(S54) 3.20 1983(S58)11.18
工事完了公告	那古野ビル 1978(S53) 4. 7	小鳥ビル 1980(S55) 4.14 名古屋国際センタービル(本棟) 1984(S59) 7. 2 名古屋国際センタービル(別棟) 1984(S59)10. 8
事業期間(年度)	1974(S49)−1977(S52)	1978(S53)−1984(S59)
事業費(億円)	101	225

事業期間および事業費は事業計画による(以下の各地区において同じ)

イ 施設建築物の概要

第一地区は地上 12 階の南館、地上 14 階の北館の 2 棟からなり、1977(昭和 52)年 10 月にビル所在地の町名が那古野一丁目となったことから那古野ビルと名づけられた。その用途はいずれも 2 階以下の低層部は店舗・事務所、3 階以上は住宅である。第二地区のうち、権利床主体の低層棟は、旧町名を用いて小鳥ビルと名づけられ、用途は従前用途を反映した店舗・事務所、診療所である。超高層棟(本棟)は

119 「国際文化センターの設置」(「第七次短期計画 昭和 58−60 年度」 p. 155)

保留床主体で主に事務所用途である。この超高層棟は公益施設として名古屋国際センターが入居することから名古屋国際センタービルと名づけられた。このビルは電波障害防止のため、変形十角形のユニークな形状を有し、地上 26 階、高さ 102m で、建設当時は中部圏で最高の高さを誇った。別棟は名古屋国際センターの機能を果たし得るように、同時通訳可能な設備を有するホールとなった。なお、那古野ビルから名古屋国際センタービルにかけては、1 階屋上部にペデストリアンデッキが設置されている。施設建築物の概要を**表 6.2.29**、**図 6.2.20** に示す。

表 6.2.29 泥江第一種市街地再開発事業の施設建築物の概要

項目		那古野ビル		名古屋国際センタービル		小鳥ビル	全 体
		(南館)	(北館)	本棟	別棟ホール		
敷地面積(㎡)		2,091.00	2,745.92	6,644.94			11,481.86
建築面積(㎡)		1,788.45	2,393.41	1,502.54	1,151.74	642.43	7,478.57
延床面積(㎡)		11,710.43	15,489.50	46,946.69	1,035.48	602.46 ※	75,784.56
建ぺい率(%)		85.5	87.2	49.62			65.13
容積率(%)		499.44	499.88	649.83			
規 模		地下 2階 地上 12階	地下 2階 地上 14階	地下 3階 地上 26階	地上 2階	地上 1階	
構 造		SRC造 (一部RC造)		SRC造 及びS造 ※	SRC造	RC造	
主要用途	住宅	80戸	99戸	—	—	—	179戸
	店舗・事務所	34戸	45戸	—	—	8戸	—
	駐車場	33台	49台	196台	—	—	278台
	その他	—	—	店舗・ 事務所	ホール	店舗・事務 所・診療所	—

※「泥江再開発事業誌」(名古屋市計画局、昭和60年3月)より

ウ 公共施設整備

主要な公共施設である江川線は、第一地区の区間が 1978(昭和 53)年度に、第二地区の区間は 1980(昭和 55)年度に整備を完了した。施行区域の北側は復興土地区画整理事業西第 1 工区、南側は同中村第 2 工区であり、周辺の江川線は同事業により整備され、また西側は街路事業により整備された。

エ 保留床処分 [120]

(ア) 那古野ビル

那古野ビルの保留床処分はビル完成前から公募を行ったが、処分経過が順調でなかったため、名古屋市再開発建築施設買入融資制度の導入、信託銀行への販売委託といった処分促進策を講じたほか、分譲 PR 用マッチ、分譲 PR 用名刺を作成するなどのアイデアも活用した。こうした努力の結果、当初の予定より 3～4 年程度遅れたものの、店舗事務所のごく一部を除き、1983(昭和 58)年度に完売した。

[120] 前掲 90 名古屋市計画局泥江再開発事務所「泥江再開発事業誌」(名古屋市計画局 1985.3 pp. 146-162)

出典:「泥江再開発事業誌」(p. 14 の写真を一部抜粋)

図 6.2.20 泥江第一種市街地再開発事業の施設建築物

(イ) 小鳥ビル

小鳥ビルは権利者の収容が主目的であり、権利床以外はすべて従前の借家人に特別分譲した。

(ウ) 名古屋国際センタービル

名古屋国際センタービルの保留床処分については、那古野ビルの処分遅延状況、経済情勢および不動産市場動向等を考えあわせ、保留床規模が大きいことなどから、公募によって全保留床を処分することは困難であると判断し、特定分譲によることとした。

当初、泥江再開発事務所長をはじめとするトップセールスを展開したが、行政による対応には限界があるため、全国的情報網を持ち、専門的知識を有する専門機関にまかせることが必要であると判断した。その結果、民間信託銀行の不動産部に 1981(昭和 56)年 2 月に買受人誘致業務を委託することとなった。この委託によって翌 1982(昭和 57)年 1 月に第一生命相互保険会社から保留床の大部分を買い取りたい旨の申出書が提出され、同年 5 月には公益利用に充てる床を除き、約 8 割の保留床を同社に一括分譲する契約が成立した。

市街地再開発事業に対する建設省の補助は、保留床の 3 割を公益目的に利用することが条件であり、公益団体の誘致にも配慮しなければならなかった。このため、名古屋国際センターを公益施設の核として誘致するとともに、国連地域開発センターをはじめとする国際関連機関や名古屋市土地開発公社についても名古屋市所有床にテナントとして入居するよう働きかけた。

オ 地下鉄6号線出入口との調整

泥江第一種市街地再開発事業第二地区は泥江交差点北東角に位置し、地下鉄 6 号線の泥江駅（仮称、現国際センター駅）が、泥江地区の最寄駅として泥江交差点付近に建設されることとなった。市街地再開発事業施行者としては地下鉄駅出入口と施設建築物との接続が必要と考えて、1983（昭和 58）年 2 月 1 日に地下鉄施工者である名古屋市交通局に協議の申出を行ったところ、交通局からはビル敷地内に換気塔を設置したい旨の申出があった。これに基づいて同年 6 月 7 日に「名古屋国際センタービルと地下鉄『泥江駅』（仮称）との接続に伴う地下連絡通路、ビル敷地内地下鉄出入口及び換気塔の建設などについて、市交通局と基本協定を締結」した。[121] この後、権利者の同意や工事協定などの手続きを経て、泥江市街地再開発事務所が地下鉄出入口および換気塔を建設し、完成後 1984（昭和 59）年 7 月に当該施設を市交通局へ引き渡した。

② 築地第一種市街地再開発事業 [122]

ア 事業の経緯

築地地区総合整備の一環として、浜地区住環境整備モデル事業（後にコミュニティ住環境整備事業等に変遷）が施行されることとなり、1986（昭和 61）年 7 月 12 日に整備計画が建設大臣承認された。築地第一種市街地再開発事業との合併施行を考慮し、浜地区住環境整備モデル事業の区域は市街地再開発事業の施行区域を含み、江川線を介して対向する西北側の浜一丁目および浜二丁目の一部であった。合併施行を採用した理由は、住環境整備モデル事業としては区域内にコミュニティ住宅を建設する適切な規模の敷地を求めることが困難であったことがあり、市街地再開発事業としては確実な保留床処分が見込めることや再開発事業区域内借家人のコミュニティ住宅入居が可能となることなどがあった。この合併施行を具体化するについては、監督官庁である建設省と施行者である名古屋市の間で、半年以上に及ぶ頻繁な協議を要する厳しい調整過程を経ることとなった。

築地第一種市街地再開発事業は 1986（昭和 61）年 2 月 21 日の都市計画決定後、権利者や関係機関との協議調整におよそ 1 年を要し、1987（昭和 62）年 3 月 25 日に事業計画が決定された。浜地区住環境整備モデル事業との合併施行にあたり、市街地再開発事業施設建築物を 2 棟とし、そのうち 1 棟全体を住宅用途の保留床としたうえで、特定施設建築物制度を活用することとした。特定施設建築物制度は 1980（昭和 55）年の都市再開発法改正によって創設された制度で、すべて保留床である施設建築物を市街地再開発事業施行者以外の第三者（特定建築者）に建設させる仕組みである。なお、1999（平成 11）年の都市再開発法改正で権利床を含むことが可能となった。これにより住環境整備モデル事業施行者である名古屋市建築局を特定建築者予定者として住宅棟を建設することとなった。権利変換計画は合併施行を前提とする特定施設建築物制度を盛り込み、1987（昭和 62）年 12 月 3 日に決定された。

121 前掲 90 名古屋市計画局泥江再開発事務所「泥江再開発事業誌」（名古屋市計画局 1985.3 pp. 172-173）
名古屋市交通局第一工事事務所・第二工事事務所・第三工事事務所「名古屋市高速度鉄道第 6 号線 中村区役所・今池間工事記録」（名古屋市交通局技術本部高速度鉄道建設部 2000.3 p. 14）

122 前掲 93 名古屋市計画局築地総合整備事務所「再開発・築地 ＝築地第一種市街地再開発事業誌＝」（名古屋市計画局 1992.3）

特定施設建築物である住宅棟については、特定建築者が 1988(昭和 63)年 1 月 19 日に名古屋市建築局に決定され、1989(平成元)年 7 月 28 日に工事完了公告がなされた。もう一方の商業業務棟については、1990(平成 2)年 3 月 5 日の事業計画変更、同年 5 月 26 日の権利変換計画変更を経て、同年 11 月 21 日に工事完了公告がなされた。築地第一種市街地再開発事業の経緯を**表 6.2.30** に示す。

表 6.2.30 築地第一種市街地再開発事業の経緯

事 項	内 容	
名 称	築地第一種市街地再開発事業	
施行者	名古屋市	
都市計画決定	1986(S61) 2.21	
事業計画決定 同 変更(最終変更)	1987(S62) 3.25 1990(H 2) 3. 5	
権利変換計画決定 同 変更(最終変更)	1987(S62)12. 3 1990(H 2) 5.26	
工事完了公告	住宅棟 特定建築者	商業業務棟
	1989(H元) 7.28	1990(H 2)11.21
事業期間(年度)	1986(S61)-1991(H 3)	
事業費(億円)	21.2	

事業費には特定施設建築物の建築費4.4億円を含む。

イ 施設建築物の概要

施設建築物は商業業務棟と住宅棟の 2 棟からなり、前者はポートプラザビル、後者は築地シティ住宅と命名された。ポートプラザビルは施行区域南側の角地に配され、地下 1 階、地上 8 階で、地上階のうち 3～7 階は事務所、その他の階は店舗である。築地シティ住宅はポートプラザビルとの隣棟間隔を保って北側に配され、地上 12 階で、3 階以上を住宅とし、低層階は店舗である。ポートプラザビルと築地シティ住宅は、2 階レベルにおいてペデストリアンデッキで連絡されている。施設建築物の概要を**表 6.2.31** および**図 6.2.21** に示す。

ウ 保留床処分等 [123]

(ア) ポートプラザビル

保留床は 8 階のうち 3～5 階の事務所用途部分であり、権利者に対する特定分譲の検討も行ったが、最終的には原則どおり公募によることとした。1990(平成 2)年 8 月に分譲の広報を行い、同月末に申込受付を開始したところバブル景気の折から平均 5.6 倍の応募があり、翌月にはすべての契約が成立した。

[123] 前掲 93 名古屋市計画局築地総合整備事務所「再開発・築地」(名古屋市計画局 1992.3 pp. 70-71)

表 6.2.31 築地第一種市街地再開発事業の施設建築物の概要

項 目		商業業務棟 (ポートプラザビル)	住宅棟 (築地シティ住宅)	全 体
敷地面積(㎡)		801.17	674.10	1,475.27
建築面積(㎡)		461.46	292.85	754.31
延床面積(㎡)		3,600.04	2,906.95	6,506.99
建ぺい率(%)		57.6	43.4	51.1
容積率(%)		449.3	431.2	441.1
規模		地下 1階 地上 8階	地上 12階	—
構造		SRC造	SRC造	—
主要用途	住 宅	—	30戸	30戸
	店 舗	3フロア	6店舗	
	事務所	5フロア	—	
	駐車場	6台	6台	12台

出典:「再開発・築地」 p. 58 の図を抜粋

図 6.2.21 築地第一種市街地再開発事業の施設建築物

(イ) 築地シティ住宅

築地シティ住宅は住環境整備モデル事業施行者である名古屋市建築局が特定建築者であることから、市街地再開発事業施行者である名古屋市計画局にかわって名古屋市建築局が実施設計、建設を担当し、完成後に保留床を取得した。

築地シティ住宅は住環境整備モデル事業におけるコミュニティ住宅であり、住環境整備モデル事業において老朽住宅として除却された対象者を受け入れると同時に市街地再開発事業区域内の借家人も受け入れた。

エ 公共施設整備

築地第一種市街地再開発事業における公共施設整備は、江川線の計画幅員のうちの東側半幅員を拡幅するものである。拡幅区域の大部分は14mの広幅員歩道として整備され、車道の基本車線数は2車線で整備前と変化はない。歩道はガーデンふ頭緑道の一部として波をイメージしてデザインされ、2 列植栽によって分離した自転車道が整備されるとともに、電線類の地中化も実施された。

③ 日比野第一種市街地再開発事業 [124]

ア 事業の経緯

日比野第一種市街地再開発事業は、都市計画道路江川線、雁道線、西町線によって、北から順に A、B、C の 3 街区に分かれている。A 街区には権利床を含む商業・住宅棟およびすべて保留床の業務棟を一体とし、B 街区には商業・住宅棟、C 街区には業務棟を計画した。1990(平成 2)年 12 月 5 日の都市計画決定の後、1992(平成 4)年 10 月 1 日に事業計画を決定し、1993(平成 5)年 3 月 19 日に権利変換計画を決定した。しかし、バブル崩壊後の経済環境にあって大規模保留床の処分のめどがたたず、着工を見合わせざるを得なかった。

その間、テナント誘致の努力を継続した結果、B 街区商業床への地元中堅スーパーマーケットの進出が決定し、1995(平成 7)年 6 月 15 日に店舗規模縮小の事業計画変更を経て B 街区の施設建築物(B 棟)を着工し、同年 12 月 21 日に関連する権利変換計画を変更した。

残る A、C 街区については依然として着工の見込みが立たない中、A 街区の住宅用途には多数の従前権利者が入居する予定であったため、長期間の仮設店舗、仮住居での生活を余儀なくされていた。従前権利者から早期着工を強く要請されたことから、本来 1 棟で想定していた商業・住宅棟と業務棟を切り離し、商業・住宅棟を先行着工することとした。この商業・住宅棟(A-1 棟)を 1997(平成 9)年に着工し、1999(平成 11)年 1 月 7 日の事業計画変更、同年 2 月 3 日の権利変換計画変更を経て、同年 4 月 13 日には先に着工していた B 棟とともに A-1 棟についても工事完了公告を行った。

その後 2000(平成 12)年度末時点までには新たな動きはなかった。2001(平成 13)年度以降、施行期間延長等にかかる 2 回の事業計画変更の後、2005(平成 17)年度に C 街区の業務棟(C 棟)に関する事業計画および権利変換計画の変更を経て、名古屋市住宅供給公社を特定建築者として着工し、2007(平成 19)年 1 月 31 日に工事完了公告を迎えている。A 街区の業務棟(A-2 棟)については 2011(平成 23)年度に特定建築者を公募し、同年度の事業計画変更および都市計画変更、翌年度の権利変換計画変更を経て、さらに主要用途を業務から社会福祉施設に変更して、2014(平成 26)年 3 月 10 日に工事完了公告を迎えている。これらの経緯を**表 6.2.32** に示す。

---

124 前掲 95 馬場孝仁「潤いのある都市空間の創出 ―名古屋市・日比野第 1 種市街地再開発―」(「新都市開発」1997.4)

表 6.2.32 日比野第一種市街地再開発事業の経緯

事 項	内 容			
名 称	日比野第一種市街地再開発事業			
施行者	名古屋市			
都市計画決定	1990(H 2)12. 5			
変更	2012(H24)2.29			
事業計画決定	1992(H 4)10. 1			
同 変更(最終変更)	2012(H24) 7.24			
権利変換計画決定	1993(H 5) 3.19			
同 変更(最終変更)	2012(H24) 9.14			
工事完了公告	A街区		B街区	C街区
	A-1棟	A-2棟		
	1999(H11) 4.13	2014(H26) 3.10	1999(H11) 4.13	2007(H19) 1.31
事業期間(年度)	1992(H4)-2014(H26)			
事業費(億円)	235			

イ 施設建築物の概要

最初に完成した A-1 棟と B 棟は、それぞれがフランス語の vert(緑色)と crête(棟)にちなむヴェルクレート日比野を冠して命名された。ヴェルクレート日比野 A-1 棟および同 B 棟は、ともに地上 13 階、低層部を店舗、中高層部を住宅としており、ヴェルクレート日比野 B 棟の地下階には名古屋市交通局の変電所が設置されている。

2007(平成 19)年に完成した C 棟は地上 8 階で、全床が名古屋学院大学に分譲された結果、同大学の名古屋キャンパス日比野学舎として供用されている。また、2014(平成 26)年に完成した A-2 棟は地上 8 階で、特定建築者となった社会福祉法人が取得したうえで、オーネストひびの大宝という名称の下に社会福祉施設として供用されている。施設建築物の概要を**表 6.2.33** および**図 6.2.22** に示す。

ウ 保留床処分等

(ア) ヴェルクレート日比野 A－1 棟

ヴェルクレート日比野 A－1 棟は住宅、店舗とも公募処分とし、住宅については 2003(平成 15)年度に完売となっており、店舗については 2014(平成 26)年度末現在で処分を完了している。

(イ) オーネストひびの大宝(A－2 棟)

全体が保留床であるオーネストひびの大宝(A－2 棟)については、特定施設建築物制度を採用した結果、特定建築者は 2011(平成 23)年度に公募により社会福祉法人に決定した。全体を特定建築者が取得して 2014(平成 26)年度から社会福祉施設として供用されている。

(ウ) ヴェルクレート日比野 B 棟

ヴェルクレート日比野 B 棟の低層部店舗については、1996(平成 8)年 3 月に名古屋本社のスーパーマーケットに核店舗として特定分譲し、残りの商業業務と住宅については公募処分した。商業業務については 1999(平成 11)年度に、住宅については 2003(平成 15)年度に処分を完了している。

表 6.2.33　日比野第一種市街地再開発事業の施設建築物の概要

項　目		A街区		B街区	C街区	全　体
		A−1棟	A−2棟			
敷地面積(㎡)		4691.34		3,339.64	908.00	8,938.98
建築面積(㎡)		2,727.28		2,336.31	630.38	5,693.97
延床面積(㎡) ( )内は容積率対象面積		22,348.48 (19,646.03)		18,992.04 (15,804.20)	4,685.97 (4,501.90)	46,026.49 (39,952.13)
建ぺい率(%)		58.1		70.0	69.4	63.7
容積率(%)		401.3	463.7	473.2	495.8	446.9
規模		地下 1階 地上 12階・13階	地上 8階	地下 2階 地上 13階	地上 8階	—
構造		SRC造	RC造	SRC造	SRC造	—
主要用途	住　宅	7,524.33㎡(94戸)	—	8,505.89㎡(106戸)	—	16,030.22㎡(200戸)
	店　舗	1,829.01㎡(27店舗)	—	2,104.71㎡(7店舗)	—	3933.72㎡(34店舗)
	事務所(業務)	—	—	—	4,685.97㎡(1戸)	4,685.97㎡
	社会福祉施設	—	6,472.53㎡	—	—	6,472.53㎡
	駐車場	111	21	183	9	324

出典:名古屋市住宅都市局提供写真を加筆・加工

図 6.2.22　日比野第一種市街地再開発事業の施設建築物

(エ)　名古屋学院大学日比野学舎(C 棟)

C 棟については名古屋市住宅供給公社が特定建築者として建設・取得後、名古屋学院大学へ特定分譲した。名古屋学院大学は 2007(平成 19)年度から名古屋キャンパスを開設し、旧営林局跡地を白鳥学舎とするほか、C 棟を日比野学舎とした。

エ　公共施設整備

日比野第一種市街地再開発事業における公共施設整備は、施行区域内において江川線の計画幅員のうちの東側半幅員を拡幅するほか、雁道線を新設し、西町線を拡幅整備するものである。

④ 小幡駅前第一種市街地再開発事業 [125]

ア 事業の経緯

小幡駅前第一種市街地再開発事業はいわゆる駅前再開発である。名鉄瀬戸線小幡駅北側にあって、名鉄瀬戸線と守山本通線の間を施行区域としており、小幡駅前広場の西に A 街区（A 棟）、東に B 街区（B 棟）、さらに区画街路小幡駅東線をはさんで C 街区（C 棟）と、3 街区に 3 棟の施設建築物を計画している。

事業計画決定は都市計画決定後 1 年半ほど経過した 1993（平成 5）年 9 月 9 日であった。バブル経済崩壊後の地価下落が顕著な頃であり、権利者調整には厳しく時間を要した。その後、事業施行期間や事業費に係る事業計画変更が 1997（平成 9）年 3 月および 1999（平成 11）年 10 月に、施設建築物の設計の概要変更等に係る事業計画変更が 1998（平成 10）年 5 月および 2000（平成 12）年 11 月に行われた。

権利変換計画は 1994（平成 6）年 5 月 24 日に行われたが、その後に B 棟および C 棟の設計が詰められたことにより、1999（平成 11）年 2 月 26 日に権利変換計画変更が行われ、さらに 2001（平成 13）年 11 月 16 日に最終的な権利変換計画変更が行われた。小幡駅前第一種市街地再開発事業の経緯をまとめて**表 6.2.34** に示す。

表 6.2.34 小幡駅前第一種市街地再開発事業の経緯

事 項	内 容		
名 称	小幡駅前第一種市街地再開発事業		
施行者	名古屋市		
都市計画決定	1992(H 4) 3.30		
事業計画決定	1993(H 5) 9. 9		
同 変更（最終変更）	2000(H12)11. 1		
権利変換計画決定	1994(H 6) 5.24		
同 変更（最終変更）	2001(H13)11.16		
街 区	A街区	B街区	C街区
工事完了公告	2002(H14) 2. 1	1999(H11) 3. 1	1999(H11) 4.16
事業期間（年度）	1993(H5)−2001(H13)		
事業費（億円）	134		

イ 施設建築物の概要

小幡駅前第一種市街地再開発事業は、鉄道駅の存在と 2 本の都市計画道路が T 字交差するという交通条件にあり、交通結節点としての性格から、英語で「交差して」という意味を持つアクロス（across）が施設名称として採用された。全体がアクロス小幡と命名され、A 棟、B 棟および C 棟はアクロス小幡を冠したうえでそれぞれ西館、本館および東館とされた。

125 名古屋市住宅都市局市街地整備部市街地整備課「小幡地区総合整備事業誌」（名古屋市 2004.3 pp. 37-59）
中薗昭彦「小幡駅前の再開発」（その後研究会「名古屋プロジェクト診断 2010」名古屋都市センター 2010.3 pp. 38-43）

アクロス小幡西館（A 棟）は地下 1 階、地上 13 階で、保留床である地下 1 階部分は都市計画駐車場としての自転車駐車場、地上 1 階は権利床（一部保留床）の店舗、2 階以上は保留床の住宅が配置された。

アクロス小幡本館（B 棟）は地下 1 階、地上 8 階で、地上 1～2 階は権利床・保留床からなる商業用途（2 階の一部は公益施設）、3 階は保留床の公益施設（文化小劇場等）、4～8 階は保留床の住宅が配置された。

アクロス小幡東館（C 棟）は地上 6 階で、地上 1 階の一部が権利床の商業用途および自転車駐車場であるが、それ以外は保留床の立体駐車場である。施設建築物の概要を**表 6.2.35** および**図 6.2.23** に示す。

なお、アクロス小幡本館（B 棟）と同東館（C 棟）は、地上 2 階レベルで区画街路小幡駅東線を超える上空通路が設置された。この上空通路の道路占用許可に際しては、市街地再開発事業施行者と道路管理者の間で厳しい協議調整が重ねられ、その結果として実現したものである。

表 6.2.35 小幡駅前第一種市街地再開発事業の施設建築物の概要

項 目		A棟	B棟	C棟	全 体
敷地面積(㎡)		851.03	3,550.81	1,459.68	5,861.52
建築面積(㎡)		547.53	2,993.88	1,117.91	4,659.32
延床面積(㎡)		4,421.66	12,833.11	5,897.81	23,152.58
建ぺい率(%)		64.34	84.30	76.60	79.49
容積率(%)		418.46	355.80	323.20	394.99
規模		地下 1階 地上 13階	地下 1階 地上 8階	地上 6階	—
構造		SRC造	SRC造	S造	—
主要用途	住 宅	2848.92㎡(36戸)	2037.82㎡(25戸)	—	4886.74㎡(61戸)
	店 舗	347.35㎡(4店舗)	3128.37㎡(10店舗)	342.56㎡(1店舗)	3818.28㎡(15店舗)
	事務所	—	510.49㎡	—	510.49㎡
	駐車場	身障者用2台	6台	4897.82㎡(165台)	173台
	その他	自転車駐車場	在宅サービスセンター 文化小劇場	—	—

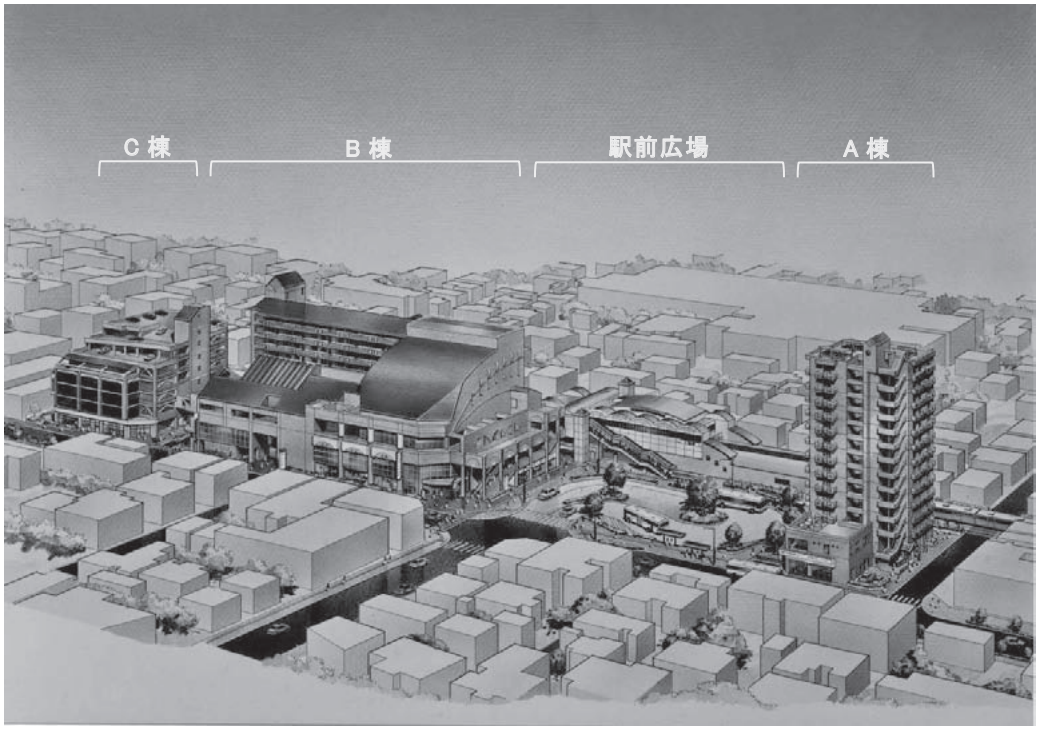

出典：「活力あるまちづくり　小幡駅前第一種市街地再開発事業」（名古屋市　1998（平成 10）年 3 月）に加筆

図 6.2.23　小幡駅前第一種市街地再開発事業の施設建築物

ウ　保留床処分等

（ア）　アクロス小幡西館（A 棟）

アクロス小幡西館（A 棟）地下 1 階の自転車駐車場は名古屋市緑政土木局へ特定分譲により処分され、地上 1 階の店舗保留床は、隣接店舗の権利床取得者に特定分譲で処分された。地上 2 階～13 階の住宅保留床は名古屋市住宅供給公社に特定分譲により一括処分され、同公社は 2001（平成 13）年 10 月にシティコーポ小幡駅前の名称で分譲を公募し、完売となった。

（イ）　アクロス小幡本館（B 棟）

アクロス小幡本館（B 棟）1 階商業床については、初期に権利者に対して特定分譲したほか、分譲努力を継続し、2014（平成 26）年度末現在処分を完了している。2 階の商業床は 1 階同様権利者に対する特定分譲で処分された。2 階～3 階の公益施設は守山区社会福祉協議会へ在宅サービスセンター用途として、また 3 階の残りの公益施設は守山文化小劇場として名古屋市市民局へ、ともに特定分譲により処分された。4 階～8 階の住宅は中堅所得者向け賃貸住宅である定住促進住宅として名古屋市建築局へ同じく特定分譲により処分された。

（ウ）　アクロス小幡東館（C 棟）

アクロス小幡東館（C 棟）の駐車場用途部分は、権利床・保留床の共用部分としてあわせて処分する予定であったが、駐車場部分を含めた価格での処分が困難であったため、駐車場単独で処分することとした。

従前権利者、守山文化小劇場、在宅サービスセンターに駐車場用途として特定分譲したほかは、2015（平成 27）年度末現在時点で分譲未了により名古屋市が保有し、パークアンドライド利用等に供している。

エ　公共施設整備

小幡駅前第一種市街地再開発事業における主要な公共施設の整備は、守山本通線の拡幅整備および守山本通線に付属する駅前広場の新設、区画街路小幡駅東線および特殊街路小幡駅前線の新設である。このうち守山本通線については、小幡地区総合整備地区内において居住環境整備事業により計画幅員への拡幅整備が進められている中で、小幡駅前第一種市街地再開発事業施行区域内においては南側半幅員が本事業により整備され、2001（平成 13）年度に施行区域外を含む全区間が整備された。

小幡駅前広場にはバスベイ、タクシーベイが設けられ、2000（平成 12）年 2 月に概成した。福祉施策との関連もあって、駅舎とバス停留所を結ぶ連続上屋が 2002（平成 14）年 6 月に設置された。なお、守山本通線と駅前広場については、1998（平成 10）年度（A 街区区間は 2001（平成 13）年度）に電線共同溝による電線類の地中化が実施された。

区画街路小幡駅東線はアクロス小幡東館（C 棟）の駐車場への進入路として整備され、市街地再開発事業施行区域外は街路事業により整備された。

特殊街路小幡駅前線は名鉄瀬戸線を南北に横断する自由通路（跨線橋とエレベーターを含む昇降施設）として整備された。地平駅舎であった名鉄瀬戸線小幡駅は市街地再開発事業にあわせて橋上駅化され、小幡駅前線はこの橋上駅とともにアクロス小幡本館（B 棟）に接続された。

⑤　鳴海駅前第二種市街地再開発事業

ア　事業の経緯

鳴海駅前の市街地再開発事業はいわゆる駅前再開発であり、1993（平成 5）年 3 月 29 日に鳴海駅前第一種市街地再開発事業として都市計画決定された。この事業は名鉄名古屋本線の連続立体交差事業との協調施行であり、新設する都市計画道路鳴海駅西線と鳴海南駅前広場用地を連続立体交差事業の仮線用地として暫定使用するため、従前建物等の早期撤去が要請される状況にあった。しかし、権利変換方式の第一種市街地再開発事業では、工区間の移転が困難なため地権者の協力を得難いことから、工区間の移転が可能な管理処分方式を採用せざるを得ないとして、1998（平成 10）年 8 月 7 日に鳴海駅前第二種市街地再開発事業に都市計画変更された。

鳴海駅前第二種市街地再開発事業の施行区域は、東西に走る名鉄名古屋本線および南北に走る古鳴海停車場線により 4 工区に分かれている。すなわち、名鉄名古屋本線の北にあって古鳴海停車場線の西が A 工区、東が B 工区であり、名鉄名古屋本線の南にあって古鳴海停車場線の西が C 工区、東が D 工区である。

第二種市街地再開発事業への都市計画変更後の 1998（平成 10）年 11 月 26 日に事業計画が決定され、はじめに鳴海南駅前広場を擁する D 工区、次いで C 工区、その後に A、B 工区という段階施行となった。

2000（平成 12）年度までの進捗に関しては、1999（平成 11）年 12 月 22 日に事業計画が変更された後、D 工区について 2000（平成 12）年 3 月 15 日に管理処分計画が決定されるにとどまった。その後 D 工区

については4次にわたる管理処分計画変更を経て2006(平成18)年2月28日に工事完了公告となった。C工区については2008(平成20)年度をはじめとする3次にわたる事業計画および管理処分計画の変更を経て、最終的に2015(平成27)年2月9日に工事完了公告となった。鳴海駅前第二種市街地再開発事業の経緯をまとめて**表 6.2.36** に示す。

表 6.2.36 鳴海駅前第二種市街地再開発事業の経緯

<table>
<tr><td>事 項</td><td colspan="5">内 容</td></tr>
<tr><td>名 称</td><td colspan="5">鳴海駅前第二種市街地再開発事業</td></tr>
<tr><td>施行者</td><td colspan="5">名古屋市</td></tr>
<tr><td>都市計画決定</td><td colspan="5">1993(H 5) 3.29 （第一種市街地再開発事業）</td></tr>
<tr><td>変更</td><td colspan="5">1998(H10) 8. 7 （第二種市街地再開発事業へ変更）</td></tr>
<tr><td>事業計画決定</td><td colspan="5">1998(H10)11.26</td></tr>
<tr><td>同 変更(最終変更)</td><td colspan="5">2015(H27) 5.20</td></tr>
<tr><td></td><td>A工区</td><td>B工区</td><td colspan="2">C工区</td><td>D工区</td></tr>
<tr><td>管理処分計画</td><td>—</td><td>—</td><td colspan="2">2008(H20) 5. 9</td><td>2000(H12) 3.15</td></tr>
<tr><td>同 変更(最終変更)</td><td>—</td><td>—</td><td colspan="2">2012(H24)10. 5</td><td>2011(H23) 5.11</td></tr>
<tr><td rowspan="2">工事完了公告</td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td><td>C-1棟</td><td>C-2棟</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>—</td><td>—</td><td>2015(H27) 2. 9</td><td>2013(H25)10.11</td><td>2006(H18) 2.28</td></tr>
<tr><td>事業期間(年度)</td><td colspan="5">1998(H10)-2022(H34)</td></tr>
<tr><td>事業費(億円)</td><td colspan="5">263</td></tr>
</table>

※事業年度(完了)は、2015(平成27)年5月変更の事業計画による

イ 施設建築物の概要

鳴海駅前第二種市街地再開発事業では道路、駅前広場等を含む場合は工区、施設建築物敷地については街区と称した。施設建築物のうち、事業が進捗したC、D街区と2015(平成27)年度末時点で未着工のA、B街区とでは内容に精粗があるため、ここではC、D街区について触れることとする。なお、全体については主に事業計画段階の内容である**表 6.2.37** および**図 6.2.24** を参照されたい。

表 6.2.37　鳴海駅前第二種市街地再開発事業の施設建築物の概要

項　目	A街区	B街区		C街区		D街区	全　体
敷地面積(㎡)	約 4,100	約 3,800		約 4,800		約 3,500	約 16,200
建築面積(㎡)	約 2,700	約 2,000		約 3,300		約 2,900	約 10,900
延床面積(㎡) ( )内は 容積率対象面積	約 17,700 (約 14,000)	約 15,700 (約 12,800)		約 20,500 (約14,600)		約 14,600 (約 11,000)	約 68,500 (約52,400)
建ぺい率(%)	約 66	約 53		約 69		約 83	約 67
容積率(%)	約 341	約 337		約 304		約 314	約323
規模	地上13階	商業・業務棟 地上6階	住宅棟 地上14階	住宅棟 地上18階	業務棟 地上3階	地上12階	—
構造	SRC造及びS造	S造	SRC造	RC造	S造	SRC造及びS造	—
主要用途	住宅(約 50戸)、 商業・業務、 駐車場(約180台)	住宅(約 70戸)、 商業・業務、 駐車場(約140台)		住宅(約150戸)、 業務、 駐車場(約170台)		住宅(約 40戸)、 商業・業務、 駐車場(約150台)	—

※2015(平成 27)年 5 月変更の事業計画による

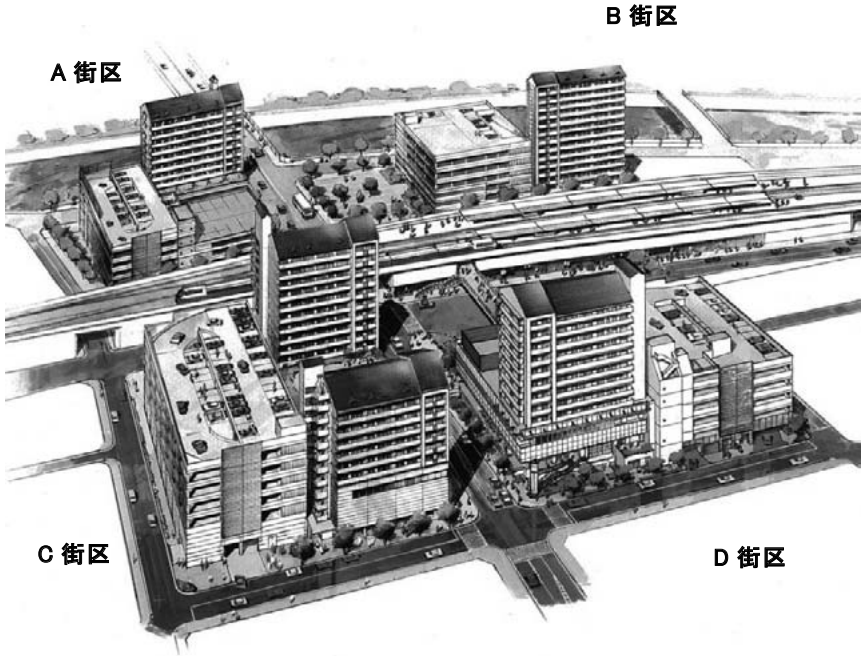

A～D 4 街区(1998(平成 10)年事業計画決定時)
出典:「鳴海　生き生き、出会い、歴史のまち」(平成 22 年 4 月発行　名古屋市)に加筆
図 6.2.24　鳴海駅前第二種市街地再開発事業の施設建築物(その 1)

先に工事完了公告となったD街区は地上 12 階で、地上 1～2 階を商業業務、3 階以上を住宅としている。地権者の意向に基づき、Live(住む・活気ある)と Station(駅)を重ねた造語 Livesta(リベスタ)を冠してリベスタ鳴海と命名された。C 街区は地上 3 階の業務棟と地上 18 階の住宅棟からなる。保留床取得企業がそれぞれ建物名称を名づけた。D 街区および C 街区の施設建築物を図 6.2.25 に示す。

D 街区(リベスタ鳴海)

C 街区

出典:「鳴海　生き生き、出会い、歴史のまち」(平成 22 年 4 月発行　名古屋市)(D 街区)
名古屋市緑都市整備事務所提供写真を加工(C 街区)

図 6.2.25　鳴海駅前第二種市街地再開発事業の施設建築物(その 2)

ウ　保留床処分等

(ア)　D 街区

低層階の店舗の一部を権利者に特定分譲で処分したほかは、公募により住宅、店舗を分譲処分し、2005(平成 17)年内に処分を完了した。

(イ)　C 街区

C 街区は特定建築者を公募した結果、デベロッパーと金融機関が特定建築者となってそれぞれ住宅棟と業務棟を建設したうえで、前者はマンションを分譲し、後者は自らの店舗・事務所とした。

エ　公共施設整備

主要な公共施設としては、2007(平成 19)年度に鳴海駅西線、2009(平成 21)年度までに古鳴海停車場線および鳴海南駅前広場が整備された。あわせて鳴海南駅前広場と名鉄鳴海駅とリベスタ鳴海(D 街区)を連絡するペデストリアンデッキが 2009(平成 21)年度に整備され、最終的に 2014(平成 26)年度に C 街区の施設建築物に延伸連絡された。

⑥　有松駅前第一種市街地再開発事業 [126]

ア　事業の経緯

有松駅前第一種市街地再開発事業は、小幡、鳴海と同様に新市域における駅前再開発である。1994(平成 6)年 3 月 23 日の都市計画決定後、3 年弱の地権者調整等を経て 1997(平成 9)年 1 月 17 日に事業計画が決定された。同年 9 月 26 日の権利変換計画決定を受け、ほぼ 1 年後の 1998(平成 10)年

126　名古屋市住宅都市局有松都市整備事務所「愛知県名古屋市・有松駅前地区(建物名称:ウインハート有松)」(「市街地再開発」2007.11)
「有松駅前第 1 種市街地再開発事業　ウインハート有松」(名古屋市　2007.3　p. 14)

10 月に施設建築物建築工事が開始された。その後の主要経緯を**表 6.2.38** に示すとともに、以下に簡潔に紹介しておく。

施設建築物の着工後、敷地内に残存する建物の移転が難航したことなどにより、工期は長期化した。一方、商業床核店舗としては 1998（平成 10）年 10 月に㈱マイカル総合開発と決定したが、同社は経営不振に陥り、2001（平成 13）年 10 月に民事再生法手続きが開始された。紆余曲折の末、同社は翌月に会社更生法適用を申請した。こうした経緯の下で、2002（平成 14）年 3 月末に一時施設建築物建築工事の中断を余儀なくされた。しかし、同年 12 月には商業保留床の一部処分と残りの床の賃貸による商業店舗開業の目途が立ったことにより、2003（平成 15）年 9 月に工事は再開された。その後、会社更生法に基づく手続きは順調に進み、2005（平成 17）年 12 月に会社更生手続きが完了した。

商業床核店舗の行く末が明らかになっていくことと並行して工事も進捗し、2005（平成 17）年 2 月 24 日の権利変換変更を経て、商業棟は同年 3 月 1 日に、住宅棟は翌年 11 月 1 日に工事完了公告となった。

表 6.2.38 有松駅前第一種市街地再開発事業の経緯

事 項	内 容	
名 称	有松駅前第一種市街地再開発事業	
施行者	名古屋市	
都市計画決定	1994(H 6) 3.23	
事業計画決定	1997(H 9) 1.17	
権利変換計画決定 同 変更(最終変更	1997(H 9) 9.26 2005(H17) 2.24	
工事完了公告	商業公益棟	住宅棟
	2005(H17) 3. 1	2006(H18)11. 1
事業期間(年度)	1996(H8)-2006(H18)	
事業費(億円)	292	

イ 施設建築物の概要

施設建築物は商業棟と住宅棟の 2 棟からなる。施設名は Win（勝つ）と Heart（心）を組み合わせた造語を用いてウインハート有松と名づけられた。商業棟は地上 6 階で、西側に一部業務床を有するほかは地上 1～3 階が店舗、4 階以上は駐車場である。住宅棟は地上 14 階の分譲住宅と地上 11 階の賃貸住宅に分かれており、いずれも地上 1～2 階は公益施設となっている。施設建築物の概要を**表 6.2.39** および**図 6.2.26** に示す。

表 6.2.39　有松駅前第一種市街地再開発事業の施設建築物の概要

項　目		商業棟	住宅棟
敷地面積(㎡)		16,067.19	
建築面積(㎡)		13,613.55	
延床面積(㎡) (　)内は容積率対象面積		69,115.43(55,292.43)	
建ぺい率(%)		84.73%	
容積率(%)		344.13%	
規模		地上　6階	地上　14階･11階
構造		SRC造･S造	SRC造
主要用途	住　宅	—	分譲 55戸 賃貸 34戸
	商　業	19,950㎡	—
	業　務	1,432㎡	—
	駐車場	886台	45台
	公　益		936㎡ コミュニティセンター デイサービスセンター
	その他	—	—

出典:「有松駅前第 1 種市街地再開発事業　ウインハート有松」

図 6.2.26　有松駅前第一種市街地再開発事業の施設建築物

ウ　保留床処分等

(ア)　商業棟

商業棟の業務床のうち 1 階を 2004(平成 16)年 10 月に金融機関に特定分譲で処分したほかは大部分が名古屋市保有のまま賃貸運用となっている。商業床は 2002(平成 14)年 12 月にイオン㈱が核店舗として出店することが決定し、㈱マイカル総合開発が特定分譲で取得する一部の床を利用したうえで、駐車場を含む残りの名古屋市保有床を賃借することとし、2005(平成 17)年 3 月に開店した。

(イ) 住宅棟

住宅棟 1 階の公益施設は名古屋市保有で、2015(平成 27)年度現在賃貸募集中である。2 階の公益施設のうち、東丘コミュニティセンターは特定分譲によって名古屋市市民経済局へ処分し、残りの床は社会福祉施設(デイサービスセンター)用途で賃貸運用している。

3 階以上の住宅のうち、権利床を含む棟は分譲棟とし、2006(平成 18)年度に名古屋市住宅供給公社が特定分譲により取得し、同公社がシティコーポ有松駅前として分譲し、完売した。すべて保留床の棟は賃貸住宅棟とし、都市再生機構が特定分譲により取得し、アーバニア有松駅前の名称で賃貸している。

エ 公共施設整備

有松駅前第一種市街地再開発事業の主な公共施設整備は、主として 2004(平成 16)年度に行われた有松線の拡幅、駅前広場を含む大将ヶ根線、東丘線の新設、自転車駐車場、地下通路(商業棟と自転車駐車場の連絡)および街園の新設である。有松線は従前には歩道のない狭隘な 2 車線であったものが計画幅員 18m に拡幅され、歩車道が分離されるとともに南行左折車線が設置された。あわせて名鉄の踏切も計画幅員に拡幅されたことにより、南北の交通は格段に円滑となった。大将ヶ根線は名鉄線に沿った東西道路であり、駅前広場の進入路を兼ねて整備された。駅前広場は従前には名鉄駅北側にバス回転場があったにすぎなかったが、本事業により約 4,000 ㎡の有松駅前広場が整備され、有松絞をモチーフとしたモニュメント藍流(あいる)が設置された。また、本事業にあわせて名鉄有松駅は橋上駅化されるとともに、ペデストリアンデッキの整備によって、橋上駅、駅前広場、施設建築物ウインハート有松と接続され、さらに有松線を超えて西側まで連絡された。東丘線はウインハート有松を取り囲むように有松線と大将ヶ根線を連絡する区画街路である。

(2) 公団・公社施行の市街地再開発事業

① 浄心第一種市街地再開発事業 [127]

ア 事業の経緯

浄心第一種市街地再開発事業の施行者は「名古屋市住宅供給公社」(以下、本項中「公社」という)である。公社は本事業が 1982(昭和 57)年 1 月 22 日に都市計画決定されたのち、事業計画決定に向けて地権者説明を行った。しかし、短期間に理解を得るのは困難な状況にある一方で、保留床の主要用途を想定している西社会教育センター(現西生涯学習センター)については早期整備の要望が強かった。これは教育委員会が社会教育センターの 1 区 1 館整備を推進し、この時点で西区と中村区のみが未建設であったことによる。このため施行区域を二つの工区に分割し、第一工区は公社所有地のみとし、第二工区を

127 前掲 99 名古屋市建築局・名古屋市住宅供給公社「再開発・浄心」(名古屋市建築局・名古屋市住宅供給公社 1990.3)
前掲 99 服部 豊「浄心再開発」(日本建築学会東海支部都市計画委員会名古屋の住宅地部会「名古屋の住宅地」 1994.8 pp. 258-261)
前掲 99 鈴木英文「浄心駅前地区の再開発」(その後研究会「名古屋プロジェクト診断 2010」名古屋都市センター 2010.3 pp. 70-75)

公社所有地、民有地、既存道路を含む区域とした。この工区分割によって第一工区を先行整備し、西社会教育センターの早期整備に応えようとした。

事業計画は1983(昭和58)年11月24日に決定され、第一工区については翌年3月に権利変換計画が決定されて1985(昭和60)年12月に工事完了公告となった。一方、第二工区については商業核店舗の誘致に関して地元の反対運動が起きたため、一旦出店を表明した商業者が辞退し、再度核店舗を誘致するなどの経緯もあって遅れることとなった。結局、1986(昭和61)年10月の事業計画変更、同年12月の権利変換計画決定、さらに1989(平成元)年1月の事業計画変更、同年2月の権利変換計画変更を経て、同年11月に工事完了公告となった。浄心第一種市街地再開発事業の経緯を**表 6.2.40** に示す。

表 6.2.40 浄心第一種市街地再開発事業の経緯

事 項	内 容	
名 称	浄心第一種市街地再開発事業	
施行者	名古屋市住宅供給公社	
都市計画決定	1982(S57) 1.22	
事業計画決定 同 変更(最終変更)	1983(S58)11.24 1989(H元) 1.27	
地区・工区	第一工区 (南地区)	第二工区 (北地区)
権利変換計画決定 同 変更(最終変更)	1984(S59) 3. 6	1986(S61)12.25 1989(H元) 2. 1
工事完了公告	1985(S60)12. 2	1989(H元)11.15
事業期間(年度)	1983(S58)-1989(H元)	
事業費(億円)	55	

イ 施設建築物の概要

浄心第一種市街地再開発事業の施設建築物は、地下鉄浄心駅直近という立地から全体が浄心ステーションビルと名づけられ、第一工区に南棟と社会教育センター棟、第二工区に北棟という構成となった。このうち、南棟は地上14階で、地上1～2階は店舗・事務所、3階以上は住宅であり、社会教育センター棟は地上3階で、地上1階は店舗・駐車場、2～3階は社会教育センターである。北棟は地下1階、地上14階で、地下1階から地上2階までが店舗、3階以上は住宅である。施設建築物の概要を**表 6.2.41** および**図 6.2.27** に示す。

ウ 保留床処分

南棟の店舗保留床は1985(昭和60)年に処分された。

社会教育センター棟の主に2～3階については、特定分譲により名古屋市教育委員会に社会教育センター床として処分された。

北棟の店舗保留床については、当初予定した大型スーパーが地元の反対運動等により1987(昭和62)年7月に辞退したことを受けて、地下1階に中小スーパーを誘致することとし、公募により翌年5月に決定

となった。地上 1～2 階については権利者への一部特定分譲のほかは公募とし、1988（昭和 63）年度末までに処分が完了した。

住宅用途については、権利者に対する優先譲渡分を除いて、公社が取得した保留床と自らの権利床とをあわせて分譲した。公社は北棟を 1985（昭和 60）年 6 月、南棟を 1989（平成元）年 6 月に募集し、いずれも好評裡に完売した。

表 6.2.41　浄心第一種市街地再開発事業の施設建築物の概要

項　目		第一工区	第二工区	全　体
		南棟 社会教育センター棟	北棟	
敷地面積(㎡)		3,333.94	1,858.69	5,192.63
建築面積(㎡)		2,403.43	1,158.74	3,562.17
延床面積(㎡)		13,355.39	11,129.42	24,484.81
建ぺい率(%)		69		
容積率(%)		445		
規模		地下　1階、地上　14階（社会教育センター棟は地上3階）		
構造		SRC造		—
用途別床面積	住　宅	7,800.21㎡(79戸)	7,733.941㎡(75戸)	15,534.15㎡(154戸)
	店　舗	1,092.90㎡(15店舗)	2,768.49㎡(18店舗)	3,861.39㎡(33店舗)
	社会教育センター	2,391.38㎡	—	2,391.38㎡
	銀　行	1,281.01㎡	—	1,281.01㎡
	駐車場	789.89㎡(26台)	595.88㎡(34台)	1,385.77㎡(60台)
	その他	—	31.11㎡	31.11㎡

出典：名古屋市住宅供給公社提供による

図 6.2.27　浄心第一種市街地再開発事業の施設建築物

② 丸の内駅前第一種市街地再開発事業

ア 事業の経緯

丸の内駅前第一種市街地再開発事業は、住宅・都市整備公団による特定再開発事業として施行された。「住宅・都市整備公団法」(昭和 56 年法律第 48 号)の制定に伴い、土地区画整理法および都市再開発法の一部改正が行われ、「従来の住宅・宅地供給を主目的とする都市再開発事業に加え、新たに都市機能の更新を目的とする都市再開発事業」を実施することができるようになった。[128] これらは都市機能更新型土地区画整理事業と都市機能更新型市街地再開発事業からなり、あわせて特定再開発事業と総称された。特定再開発事業は、都市再開発方針の 2 号地区内において地方公共団体の要請を待って実施することとされた。

丸の内駅前第一種市街地再開発事業では、1992(平成 4)年 7 月 30 日の都市計画決定にさきがけて保留床取得候補者となる事業パートナーを在京有力デベロッパーに決定した。都市計画決定後、名古屋市が都市計画法に基づく事業予定地を指定し、住宅・都市整備公団は一部の地権者からの土地の買取申出に応じてこれを先行買収した。これと並行して地権者等との協議を進め、同年 11 月 30 日に事業計画決定、1993(平成 5)年 2 月 15 日に権利変換計画決定の後、1995(平成 7)年 1 月 17 日の権利変換計画変更を経て同年 9 月 7 日に工事完了公告に至った。丸の内駅前第一種市街地再開発事業の経緯をまとめて**表 6.2.42** に示す。

表 6.2.42 丸の内駅前第一種市街地再開発事業の経緯

事 項	内 容
名 称	丸の内駅前第一種市街地再開発事業
施行者	住宅・都市整備公団
都市計画決定	1992(H 4) 7.30
事業計画決定	1992(H 4)11.30
権利変換計画決定	1993(H 5) 2.15
同 変更(最終変更)	1995(H 7) 1.17
工事完了公告	1995(H 7) 9. 7
事業期間(年度)	1992(H 4)-1995(H 7)
事業費(億円)	160

イ 施設建築物の概要

丸の内駅前第一種市街地再開発事業の施設建築物は、地権者および事業パートナーにより所在地の町名を冠して錦パークビルと命名された。施設建築物としては地下 4 階、地上 22 階の本棟と別棟で地上 3 階の桜天神社社務所があり、本棟地下は変電所、1～2 階は店舗、3～20 階は事務所、21～22 階は住宅である。施設建築物の概要を**表 6.2.43** および**図 6.2.28** に示す。

128 住宅・都市整備公団史刊行事務局「住宅・都市整備公団史」(都市基盤整備公団 2000.9 p. 128)

表 6.2.43　丸の内駅前第一種市街地再開発事業の施設建築物の概要

項　目		内　容
敷地面積(㎡)		2,170.83<2,443.83> *
建築面積(㎡)		1,446.51
延床面積(㎡)		27,227
建ぺい率(%)		59
容積率(%)		1,056<943> *
規模		地下　4階 地上　22階
構造		SRC造
主要用途	住　宅	21～22階(16戸)
	商　業	1～2階
	業　務	3～20階
	駐車場	143台
	その他	社務所　1～3階 変電所　B2～B4階

＊　< >内数値は、用途上不可分の関係にある
　　市街地再開発事業の区域外を含んだもの

出典:「URBAN RENEWAL と歴史的建物の保存　丸の内駅前第一種市街地再開発事業《錦パークビル》事業史」
（住宅・都市整備公団中部支社　1995.12）

図 6.2.28　丸の内駅前第一種市街地再開発事業の施設建築物

ウ 保留床処分等

(ア) 店舗・事務所床

店舗・事務所用途のうち権利床を除いた保留床については、1993(平成 5)年 1 月に公募した結果、事業パートナーであるデベロッパーが大部分を取得し、残余の床も 1995(平成 7)年時点で事業パートナーが追加取得した。なお、一部の保留床については、権利者に対する特定分譲により処分された。

(イ) 公益施設床

地下階は公益施設の変電所用途として、1993(平成 5)年 3 月に中部電力㈱に特定分譲により処分された。

(ウ) 住宅床

住宅床については地権者からの要望もあり、地権者の一部と保留床取得者(デベロッパー)による地権者等法人が特定分譲により一括取得したうえで、保留床取得者(デベロッパー)が当該地権者等法人から一括借り上げて賃貸に供している。

③ 池下第一種市街地再開発事業

ア 事業の経緯

1993(平成 5)年 7 月 23 日の都市計画決定後、丸の内駅前地区と同様に一部の地権者からの土地の買取申出に応じてこれを先行買収した。同年 12 月 17 日の事業計画決定、翌 1994(平成 6)年 4 月 8 日の権利変換計画決定、さらにその後 2 回にわたる軽微な権利変換計画変更を経て、1997(平成 9)年 11 月に工事完了公告となった。池下第一種市街地再開発事業の経緯をまとめて**表 6.2.44** に示す。

池下第一種市街地再開発事業については「名古屋市環境影響評価指導要綱」(昭和 54 年名古屋市告示第 47 号)に基づき環境影響評価が行われた。

表 6.2.44 池下第一種市街地再開発事業の経緯

事 項	内 容
名 称	池下第一種市街地再開発事業
施行者	住宅・都市整備公団
都市計画決定	1993(H 5) 7.23
事業計画決定	1993(H 5)12.17
権利変換計画決定	1994(H 6) 4. 8
同 変更(最終変更)	1997(H 9) 9.30
工事完了公告	1997(H 9)11.11
事業期間(年度)	1993(H 5)-1997(H 9)
事業費(億円)	253

イ 施設建築物の概要

池下第一種市街地再開発事業の施設建築物は、公募によりサンクレア池下と名づけられた。サン(sun)は太陽、クレアはスペイン語で創造するという語意のクレアール(crear)に由来し、両者を合わせた造語である。

サンクレア池下は西棟と東棟からなり、東棟はさらに地下 3 階、地上 26 階の 1 号棟と地下 2 階、地上 11 階の 2 号棟に分かれている。西棟は地下 2 階、地上 5 階で、地下階は権利床で地下鉄の変電所、地上階は保留床で業務用途が主である。東棟のうち地下 2 階（一部 3 階）および地上階低層部 1～4 階は東棟として共通で、5 階以上が 1 号棟と 2 号棟の分棟となる。地下 1～2 階は権利床で駐車場（一部店舗）であり、地下 3 階は保留床の地域冷暖房施設である。地上 1～3 階は権利床・保留床からなる店舗、4 階はやはり権利床・保留床からなる業務・医療施設である。1 号棟（5～26 階）は主に保留床の住宅、2 号棟（5～11 階）は主に権利床の住宅である。施設建築物の概要を**表 6.2.45** および**図 6.2.29** に示す。

そのほか本事業の特徴としては、地域冷暖房施設の導入により、施設建築物と広小路線をはさんで南側に位置する千種区役所に熱供給を行っているほか、地下鉄池下駅の東口を改善整備することや、広小路線に架けられていた歩道橋を架け替え整備したことなどがある。

ウ 保留床処分等

（ア） 西棟

西棟の保留床（業務・駐車場）については 1997（平成 9）年 3 月に公募により処分された。

（イ） 東棟

東棟の大部分は住宅・都市整備公団の関連会社への特定分譲により処分された。これを受けて 1997（平成 9）年 9 月と同年 11 月に住宅・都市整備公団が賃貸住宅の募集を行った。東棟 4 階の一部医療施設等については、西棟と同時期に公募により処分された。

表 6.2.45 池下第一種市街地再開発事業の施設建築物の概要

項 目		西棟	東棟		全 体
			1号棟	2号棟	
敷地面積(㎡)		8,641			
建築面積(㎡)		5,457			
延床面積(㎡)		59,241(49,304)＊			
建ぺい率(%)		63			
容積率(%)		571			
規模		地下 2階 地上 5階	地下 3階 地上 26階	地下 2階 地上 11階	—
構造		RC造			
主要用途	住 宅	—	232戸	84戸	316戸
	商 業	—	12,464㎡		12,464㎡
	業 務	2,428㎡	4,222㎡		6,650㎡
	駐車場	30台	296台		326台
	公 益	1,115㎡	144㎡		1,259㎡
	その他	—	地冷 842㎡		842㎡

＊ カッコ内は容積率対象床面積
地冷は地域冷暖房施設の略

出典:「サンクレア池下　池下第一種市街地再開発事業　事業史」(住宅・都市整備公団中部支社　1998)に加筆

図 6.2.29　池下第一種市街地再開発事業の施設建築物

④　納屋橋西第一種市街地再開発事業

ア　事業の経緯

納屋橋西第一種市街地再開発事業は都市基盤整備公団を施行者として開始され、事業途中の 2004(平成 16)年 7 月に同公団が地域振興整備公団の一部と統合されて独立行政法人都市再生機構となったため、この都市再生機構に引き継がれた。

都市基盤整備公団は 2001(平成 13)年 2 月 28 日の都市計画決定後、丸の内駅前地区、池下地区と同様に、一部の地権者からの土地の買取申出に応じ、これを先行買収した。2003(平成 15)年 3 月 17 日の事業計画決定の後、業務施設棟と立体駐車場に係る特定業務代行者が公募によって決定された。その後、権利者協議を経て同年 12 月 8 日に権利変換計画が決定され、さらに都市再生機構として 2005(平成 17)年 7 月 22 日には権利変換計画の軽微な変更が行われ、翌 2006(平成 18)年 11 月 21 日に工事完了公告となった。納屋橋西第一種市街地再開発事業の経緯をまとめて**表 6.2.46** に示す。

従前施行区域に存在した 5 街区は 1 街区に統合され、区画街路は廃道されて等積交換により外周道路の歩道に充てられた。

表 6.2.46 納屋橋西第一種市街地再開発事業の経緯

事 項	内 容
名 称	納屋橋西第一種市街地再開発事業
施行者	都市再生機構
都市計画決定	2001(H13) 2.28
事業計画決定	2003(H15) 3.17
権利変換計画決定	2003(H15)12. 8
同 変更(最終変更)	2005(H17) 7.22
工事完了公告	2006(H18)11.21
事業期間(年度)	2002(H14)-2006(H18)
事業費(億円)	155

イ 施設建築物の概要

納屋橋西第一種市街地再開発事業の施設建築物は、堀川に架かる納屋橋の西に立地することから施行者によってアクアタウン納屋橋と名づけられた。アクアタウンはラテン語で水を意味するアクア(aqua)と英語で街を意味するタウン(town)を併せた造語である。

アクアタウン納屋橋の施設建築物は、北に位置する高層住宅棟と南に位置する中層業務施設棟からなる。住宅棟は地下 1 階、地上 33 階で、内部空間に立体駐車場を抱えている。住宅棟は一部住宅用途の権利床を除いて保留床で、地上 1～2 階の生活支援施設以外は住宅用途である。業務施設棟は地上7階で、1階は主に権利床の商業施設(一部保留床)、2階は権利床の業務施設、3階以上は保留床の業務施設である。施設建築物の概要を**表 6.2.47** および**図 6.2.30** に示す。

表 6.2.47 納屋橋西第一種市街地再開発事業の施設建築物の概要

項 目		住宅棟	業務施設棟
敷地面積(㎡)		4,604	
建築面積(㎡)		3,431	
延床面積(㎡)		49,095(38,610)*	
建ぺい率(%)		75	
容積率(%)		840	
規模		地下 1階 地上 33階	地上 7階
構造		RC造一部S造	S造一部RC造
主要用途	住 宅	24,477㎡、371戸	—
	商 業	—	722㎡
	業 務	—	4,813㎡
	駐車場	176台	—
	その他	デイサービス等	—

＊ カッコ内は容積率対象床面積

出典:「アクアタウン納屋橋 納屋橋西第一種市街地再開発事業 事業記録」(都市再生機構中部支社)

図 6.2.30 納屋橋西第一種市街地再開発事業の施設建築物

ウ 保留床処分等

(ア) 住宅棟

住宅棟の住宅用途については、権利床およびごく一部の特定譲渡を除き、大部分は都市再生機構の賃貸住宅とした。生活支援施設(高齢者施設・子育て施設)については、都市再生機構関連会社を経由する転貸により関係事業者に賃貸されている。

(イ) 業務施設棟

業務施設棟の商業・業務施設、住宅棟内の駐車場については、公募を実施したところ応募者がなかったため、2004(平成 16)年 3 月に特定業務代行者に分譲され、最終的には翌年 10 月に特定業務代行者が最終取得者に譲渡した。

⑤ 千種駅南第一種市街地再開発事業

ア 事業の経緯

千種駅南第一種市街地再開発事業については、都市基盤整備公団時代の 1995(平成 7)年に市街地再開発事業の採択を得たが、2001(平成 13)年 2 月 28 日の都市計画決定まで事業成立性に関する検討に時間を要した。しかし、その後は事業計画決定が同年 7 月 26 日、権利変換計画決定も同年 12 月 14 日と順調に推移した。権利変換計画は特定建築者制度を採用することを前提とする 2 棟方式で決定され、

その後の公募により特定建築者がデベロッパーに決定した。さらに権利者や特定建築者等からの要望に応じて 2002(平成 14)年 11 月 1 日に権利変換計画が変更され、ほぼ 2 年後の 2004(平成 16)年 10 月 18 日に工事完了公告となった。2004(平成 16)年 7 月に同公団が独立行政法人都市再生機構となったため工事完了公告は都市再生機構が行った。事業の経緯を**表 6.2.48** に示す。

表 6.2.48 千種駅南第一種市街地再開発事業の経緯

事 項	内 容
名 称	千種駅南第一種市街地再開発事業
施行者	都市再生機構
都市計画決定	2001(H13) 2.28
事業計画決定	2001(H13) 7.26
権利変換計画決定	2001(H13)12.14
同 変更(最終変更)	2002(H14)11. 1
工事完了公告	2004(H16)10.18
事業期間(年度)	2001(H13)-2004(H16)
事業費(億円)	165

イ 施設建築物の概要

千種駅南第一種市街地再開発事業の施設建築物のうち、A 棟は施行者によってアクシオス千種と名づけられ、B 棟は特定建築者であるデベロッパーによって固有のブランド名が用いられた。アクシオスは「『水』を意味するアクオス『AQUEOUS』とアクシス『AXIS』(英語で軸・中心の意味)を重ね合わせ」た造語であり、千種駅周辺(旧古井村)が「水や泉に深く関係した地域であることを示していること」に由来している。[129]

A 棟(アクシオス千種)は地上 3 階の商業施設、その南に位置する地上 7 階の駐車場棟および東に位置する地上 31 階の賃貸住宅・高齢者施設からなる。商業施設および駐車場棟は主に権利床(一部保留床)で、駐車場棟の地上 1 階は当初の転出意向から結局残留となった権利者の配送センター、地上 2～7 階は駐車場である。地上 31 階の超高層棟は保留床で、地上 3～10 階は高齢者施設、11～31 階は都市再生機構の賃貸住宅である。なお、1 階は機械室、2 階はエントランスホール等となっている。

B 棟(ライオンズタワー千種)は A 棟(アクシオス千種)超高層棟の東に位置し、地上 26 階である。一部の権利床以外は保留床で、地上 3～26 階は主にデベロッパーが取得して分譲住宅としている。1 階は駐車場、2 階はエントランスホールとなっている。施設建築物の概要を**表 6.2.49** および**図 6.2.31** に示す。

129 前掲 110 都市再生機構中部支社「『アクシオス千種』千種駅南第一種市街地再開発事業 事業記録」(都市再生機構中部支社 p. 9)

表 6.2.49　千種駅南第一種市街地再開発事業の施設建築物の概要

項　目		A棟 （アクシオス千種） 都市再生機構	B棟 （ライオンズタワー千種） 特定建築者	全　体
敷地面積(㎡)		8,756	1,783	10,539
建築面積(㎡)		7,811	1,462	9,273
延床面積(㎡)		58,859	15,028	73,887
建ぺい率(%)		89	84	88
容積率(%)		542	433	524
規模		地上　31階、3階、7階	地上　26階	—
構造		RC造、S造	RC造	—
主要用途	住　宅	266戸(賃貸)	116戸(分譲)	382戸
	商　業(㎡)	6,838	—	6,838
	業　務(㎡)	1,698	—	1,698
	駐車場等	425台	95台	520台
	高齢者施設(㎡)	10,965	—	10,965

出典:「『アクシオス千種』千種駅南第一種市街地再開発事業　事業記録」(都市再生機構中部支社)に加筆

図 6.2.31　千種駅南第一種市街地再開発事業の施設建築物

ウ 保留床処分等

(ア) A 棟(アクシオス千種)

商業施設および駐車場棟の一部保留床は、権利者に対する特定分譲により処分された。超高層棟の3～10 階は高齢者関連施設用途に処分され、11～31 階は都市再生機構が取得して賃貸住宅としている。

(イ) B 棟(ライオンズタワー千種)

B 棟は特定建築者制度を採用し、公募選定された民間デベロッパーが建設したうえで分譲した。

(3) 個人施行・組合施行の市街地再開発事業

① 大須 30 番第一種市街地再開発事業

ア 事業の経緯

大須三丁目 30 番街区における再開発の機運は 1991(平成 3)年ころから高まったが、バブル崩壊に伴う経済停滞の影響を受け、計画の具体化が進展しなかった。1997(平成 9)年 12 月に至って、地区北側の一部を除き、組合施行と個人施行に分割して市街地再開発事業を施行することにまとまり、南側の第 1 地区については大須 30 番第 1 地区市街地再開発準備組合が設立され、北側の第 2 地区については萬松寺が個人施行者予定者となった。

再開発の方向性が定まってから 2 年ほどの検討期間を経て、両地区を併せた施行区域約 0.7ha が 1999(平成 11)年 12 月 1 日に都市計画決定された。第 1 地区は名古屋市で最初の組合施行市街地再開発事業であり、第 2 地区は名古屋市で最初の個人施行市街地再開発事業である。事業進捗については第 2 地区の方が若干先行し、第 1 地区がやや後になった。事業の経緯を**表 6.2.50** に示す。

表 6.2.50 大須 30 番第一種市街地再開発事業の経緯

事 項	内 容	
準備段階	1991(H 3)11 準備組合設立	
	1997(H 9)12 準備組合設立	1997(H 9)12 個人施行へ転換
名 称	大須30番第1地区 市街地再開発事業	大須30番第2地区 市街地再開発事業
施行者	大須30番第1地区 市街地再開発組合	個人施行
都市計画決定	1999(H11)12. 1	
事業計画決定	2000(H12) 8.21	2000(H12) 7.18
同 変更(最終変更)	2006(H18) 3.31	2003(H15) 3.31
権利変換計画決定	2002(H14) 2.20	2001(H13)12. 4
同 変更(最終変更)	2003(H15)11.27	2002(H14)12.28
工事完了公告	2003(H15)12. 2	2003(H15) 5.14
事業期間(年度)	2000(H12)-2003(H15)	2000(H12)-2003(H15)
事業費(億円)	45	39

イ 施設建築物の概要

(ア) 大須 30 番第 1 地区

大須 30 番第 1 地区の施設建築物は、敷地内の角地を含む多数の地番が大須三丁目 3010 番台であることから、施行者によって OSU301 ビルと名づけられた。地下 1 階は保留床の商業、地上 1 階から 3 階までは権利床の商業、地上 4 階以上は保留床で業務と住宅に分かれ、業務は 4 階から 7 階まで、住宅は 4 階から 12 階までとなっている。

(イ) 大須 30 番第 2 地区

大須30番第2地区の施設建築物は、施行者の名称を採用して万松寺ビルと名づけられた。地下1階、地上 9 階で、地下 1 階から地上 2 階までが商業、地上 3 階から 7 階までと屋上が駐車場、地上 8 階から 9 階までが業務となっている。

大須 30 番地区第 1 地区および第 2 地区の施設建築物の概要は**表 6.2.51** および**図 6.2.32** のとおりである。

表 6.2.51 大須 30 番第一種市街地再開発事業の施設建築物の概要

項 目		大須30番第1		大須30番第2
敷地面積(㎡)		2,207		2,749
建築面積(㎡)		1,941		2,445
延床面積(㎡)		14,807(14,300)*		22,197
建ぺい率(%)		88		89
容積率(%)		648		646
規模		地下 1階 地上 12階	地下 1階 地上 7階	地下 1階 地上 9階
構造		RC造	S造	S造
主要用途	住 宅	45戸	—	—
	商業	7,902		6,804
	業務	—	2,271	4,434
	駐車場	—	—	392台

＊ カッコ内は容積率対象床面積

大須 30 番第 1 地区

大須 30 番第 2 地区

出典:名古屋市資料

図 6.2.32 大須 30 番第一種市街地再開発事業第 1 地区の施設建築物

ウ 保留床処分等

(ア) 大須 30 番第 1 地区

大須 30 番第 1 地区においては敷地を 1 筆共有とせず従前の各筆のままとしたうえで、敷地全体に 60 年を期間とする定期借地権を設定している。[130] 保留床のうち住宅用途の地上 4 階から 12 階については、名古屋市住宅供給公社へ特定分譲により一括処分され、同公社は定期借地権付マンションとして分譲した。地下 1 階の商業床および地上 4 階から 7 階の業務床については、個別処分が行われた。

(イ) 大須 30 番第 2 地区

大須 30 番第 2 地区は、土地所有者、借地者、借家権者各 1 名という少数地権者構成の中で、土地所有者が個人施行者となった市街地再開発事業であり、施行者がすべての床を保有して店舗・駐車場を運営している。

② 牛島南第一種市街地再開発事業

ア 事業の経緯

牛島南地区は市街地再開発事業の構想が立てられてから都市計画決定に至るまで地価下落などにより長期間を要した。しかし、2000(平成 12)年 12 月に都市計画決定された後は、関係地権者数が少数であることから足掛け 2 か月という短期間で事業計画が決定され、さらに 2003(平成 15)年 5 月に権利変換計画決定へと進み、2007(平成 19)年 1 月には工事完了公告を迎えるなど、順調に進捗した。**表 6.2.52** にその経緯を示す。

130 前掲 111 村井亮治「「OSU301」大須 30 番第 1 地区第一種市街地再開発事業」(「再開発コーディネーター」SN. 115 2005.5)

牛島南第一種市街地再開発事業については、名古屋市環境影響評価条例に基づいて環境影響評価が行われた。

表 6.2.52　牛島南第一種市街地再開発事業の経緯

事　項	内　容
準備段階	1992(H4) 2　準備組合設立
名　称	牛島南第一種市街地再開発事業
施行者	牛島市街地再開発組合
都市計画決定	2000(H12)12. 5
事業計画決定	2001(H13) 1.30
権利変換計画決定	2003(H15) 5.31
工事完了公告	2007(H19) 1.31
事業期間(年度)	2000(H12)-2006(H18)
事業費(億円)	468

イ　施設建築物の概要

牛島南第一種市街地再開発事業は、主要な施設建築物である超高層棟の外観の特徴から、光る、輝くという意味の英語ルーセント(lucent)とタワー(tower)を組み合わせて名づけられた。広井町線に面する超高層棟に加えて、その西、西南および南にそれぞれ特別高圧変電所、駐車場棟および広場と低層の飲食店舗棟が配されるとともに、地下に超高圧変電所が設置された。施設建築物の概要を**図 6.2.33** に示す。

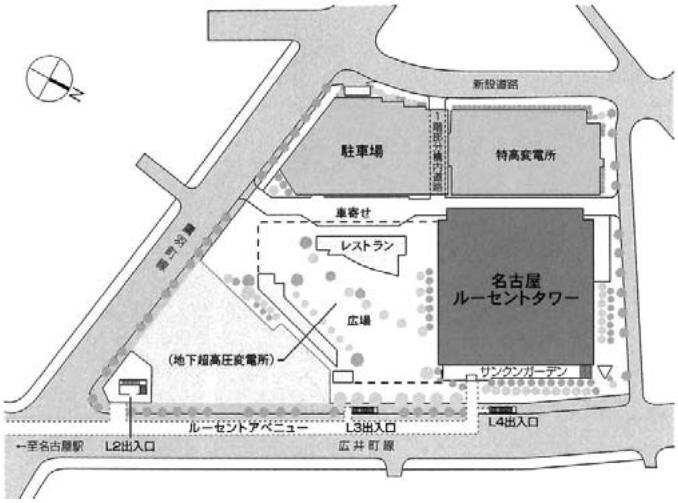

出典:「C&D」(No. 146　p. 16)

図 6.2.33　牛島南第一種市街地再開発事業配置図

事務所用途主体の超高層棟は地下 3 階、地上 40 階で、建築面積は約 3,900 ㎡、延床面積は約 115,200 ㎡である。特別高圧変電所は地下 1 階、地上 3 階で、建築面積は約 1,600 ㎡、延床面積は約 6,100 ㎡、駐車場棟は地上 7 階で、建築面積は約 1,700 ㎡、延床面積は約 11,000 ㎡である。超高圧変電所は地下 3 階で、地上部を平屋の飲食店舗用途としており、建築面積は約 150 ㎡、延床面積は約 11,100 ㎡である（**図 6.2.34**）。

牛島南地区では再開発地区計画が都市計画決定されており、それに伴って鉄道に沿った道路と地下通路が市街地再開発事業によって整備された。地下通路は地下鉄名古屋駅のコンコースと再開発区域を連絡するものである。道路と地下通路はともに名古屋市へ移管され、そのうち地下通路については一部時間帯の一部区域を除き、施設建築物の管理主体によって管理されている。

ウ　保留床処分等

超高層のオフィス棟と駐車場棟は地権者 6 名による 1 棟共有であり、駐車場棟については駐車場運営会社に賃貸している。電力施設は地権者である電力会社による単独所有である。

出典：名古屋ルーセントタワー公式ホームページ中の「ルーセントタワーの建設記録」
〈http://www.lucent-tower.jp/photo/index_20.html〉（2016/06/15 閲覧）

図 6.2.34　牛島南第一種市街地再開発事業の施設建築物

(4) 市街地再開発事業施行上の諸側面による相互比較

① 立地条件等

2000(平成 12)年度までに都市計画決定された市街地再開発事業の立地条件等については、本章第5節1(2)の**表 6.2.18** を参照されたい。

② 土地利用

市街地再開発事業施行の前後において、道路等の公共施設と宅地がどのように変化したかについて比較する。名古屋住宅供給公社、都市再生機構(その前身の公団を含む)、市街地再開発組合および個人が施行者である場合は原則として街区内の敷地統合であり、公共施設と宅地が事業の前後において変化することはない。ただし、牛島南地区においては市街地再開発組合が道路を整備している。なお、納屋橋西地区においては複数街区を統合して施行区域内の区画街路を廃道としているが、当該面積を等積で周辺区画街路へ振り分けており、結果として道路面積に変化はない。

土地利用に変化があった名古屋市施行の 6 地区と、市街地再開発組合施行の牛島南地区について**表 6.2.53** に示す。

表 6.2.53 土地利用の前後比較

施行者	地区	区分	従 前		計 画		
			面積(㎡)	比率(%)	面積(㎡)	比率(%)	伸率
名古屋市	泥江	宅地	17,100	65	11,482	44	0.67
		道路	9,258	35	14,876	56	1.61
		計	26,358	100	26,358	100	1.00
	築地	宅地	2,805	59	1,475	31	0.53
		道路	1,946	41	3,276	69	1.68
		計	4,751	100	4,751	100	1.00
	日比野	宅地	11,375	60	8,940	47	0.79
		道路	7,695	40	10,130	53	1.32
		計	19,070	100	19,070	100	1.00
	小幡駅前	宅地	9,415	76	5,672	46	0.60
		道路	2,920	24	6,663	54	2.28
		計	12,335	100	12,335	100	1.00
	鳴海駅前	宅地	24,736	78	16,232	51	0.66
		道路	6,797	22	15,301	49	2.25
		計	31,533	100	31,533	100	1.00
	有松駅前	宅地	27,692	87	16,067	50	0.58
		道路	4,308	13	15,933	50	3.70
		計	32,000	100	32,000	100	1.00
	計	宅地	93,123	74	59,868	47	0.64
		道路	32,924	26	66,179	53	2.01
		計	126,047	100	126,047	100	1.00
市街地再開発組合	牛島南	宅地	15,050	72	14100	67	0.94
		道路	5,950	28	6900	33	1.16
		計	21,000	100	21,000	100	1.00

区分の道路には駅前広場を含む。

名古屋市施行の 6 地区を比較すると、駅前広場整備を伴う小幡駅前、鳴海駅前、有松駅前とその他の地区では相違がみられる。駅前広場整備を伴う 3 地区においては従前宅地の比率が相対的に高く、駅前広場の整備によって道路の伸率が高くなっており、特に有松駅前地区において顕著である。駅前広場整備を伴わない 3 地区のうち、築地地区は施行区域が小規模であるのに対して、整備対象都市計画道路の区域が大きいことから、計画時点の宅地比率および宅地の伸率が最小となっている。

市街地再開発組合施行の牛島南地区は、整備対象公共施設が再開発地区計画における地区幹線道路である。しかし、これは小規模で都市計画施設ではないため、道路の伸率は名古屋市施行の場合にくらべて小さくなっている。

③ 権利変換等

土地区画整理事業がもとの土地の権利を別の土地の権利へ変換する換地方式であることに対し、第一種市街地再開発事業はもとの土地および建物の権利を別の土地および建物の権利に変換する権利変換方式に基づいて事業を執行する。都市再開発法は第 75 条において、権利変換計画における施設建築物の敷地は、一筆の土地とすること、施設建築物の所有を目的とする地上権を設定することを定め、これを原則としている。

この原則に対し、都市再開発法は 2 種類の特則を定めている。一つは第 110 条において、地権者等の全員同意を得たときは、第 75 条をはじめその他の権利変換計画に関する条項によらず権利変換計画を定めることができるとしている。もう一つは第 111 条において、原則に従うことが適当でないと認められる特別の事情があるときは、地上権を設定せずに権利変換計画を定めることができるとしている。

一方、第二種市街地再開発事業は管理処分方式であり、原則として権利変換計画に関する規定を準用することを基本としているが、地上権を設定する規定は準用対象外となっている。

2000（平成 12）年度までに都市計画決定された市街地再開発事業の権利変換等について**表 6.2.54** に示す。

表 6.2.54 権利変換等

施行者	地区名	根拠	方式
名古屋市	泥江第一種	第111条	地上権非設定型（特則型）
	築地 第一種	第111条	地上権非設定型（特則型）
	日比野第一種	第111条	地上権非設定型（特則型）
	小幡駅前第一種	第111条	地上権非設定型（特則型）
	鳴海駅前第二種	第118条の8	地上権非設定型（原則型）
	有松駅前第一種	第111条	地上権非設定型（特則型）
名古屋市住宅供給公社	浄心第一種	第111条	地上権非設定型（特則型）
都市基盤整備公団（住宅・都市整備公団）	丸の内駅前第一種	第110条	全員同意型（特則型）
	池下第一種	第111条	地上権非設定型（特則型）
	納屋橋西第一種	第111条	地上権非設定型（特則型）
	千種駅南第一種	第111条	地上権非設定型（特則型）
市街地再開発組合	大須30番第一種	第110条	全員同意型（特則型）
	牛島南第一種	第110条	全員同意型（特則型）

第一種市街地再開発事業のうち、名古屋市はじめ公的団体が施行者となっている場合は、ほとんどが都市再開発法第 111 条の特則に基づく地上権非設定型である。市街地再開発組合が施行者となっている場合と住宅・都市整備公団が施行者となっている丸の内地区については、都市再開発法第 110 条の特則に基づく全員同意型である。この全員同意型においては柔軟な権利変換が可能であるが、権利者数が比較的少数の場合でないと全員同意は困難である。全員同意型にあっても地上権を設定しない場合が多いが、大須 30 番第 1 地区においては地上権の一種である定期借地権を設定している。

鳴海駅前地区は唯一の第二種市街地再開発事業であり、原則型の管理処分として地上権を設定していない。

④ 権利者数

市街地再開発事業の着手時における「施行区域内の土地所有者（土地建物所有者を含む）、借地権者、借家権者の合計」（以下「権利者」という）が、事業終了時点までにどれくらい地区外に転出したか、いいかえればどれくらい地区内に残留したかについて、施行者別に比較したものを**表 6.2.55** および**図 6.2.35** に示す。

表 6.2.55 権利者数

施行者区分	権利区分	着手時	うち残留		うち転出		着手時	うち残留	うち転出
		権利者数地区計	権利者数地区計	%	権利者数地区計	%	権利者数/地区数	権利者数/地区数	権利者数/地区数
名古屋市6地区	土地所有者	404	109	27.0	295	73.0	67	18	49
	借地権者	67	16	23.9	51	76.1	11	3	9
	借家権者	213	24	11.3	189	88.7	36	4	32
	合　計	684	149	21.8	535	78.2	114	25	89
公団等5地区	土地所有者	82	39	47.6	58	70.7	16	8	12
	借地権者	34	1	2.9	34	100.0	6	0	7
	借家権者	64	24	37.5	45	70.3	11	5	9
	合　計	181	64	35.4	138	76.2	30	13	28
組合2地区	土地所有者	18	15	83.3	3	16.7	9	8	2
	借地権者	4	4	100.0	0	0.0	2	2	0
	借家権者	2	0	0.0	2	100.0	1	0	1
	合　計	24	19	79.2	5	20.8	12	10	3
計13地区	土地所有者	504	163	32.3	356	70.6	39	13	27
	借地権者	105	21	20.0	85	81.0	8	2	7
	借家権者	279	48	17.2	236	84.6	21	4	18
	合　計	889	232	26.1	678	76.3	68	18	52

注1 着手時とは、原則事業計画決定時をさす。ただし、一部に都市計画決定時、権利変換時を含む。
注2 土地所有者には土地・建物所有者を含む。
注3 公団等と計の着手時および転出の各合計には名古屋市の区分地上権1を含む。
注4 借地権者には土地使用貸借権建物所有者を含む。

事業着手時における権利者の地区合計を地区数で除した値を施行者別にみると、名古屋市、公団等、市街地再開発組合がそれぞれ 114、30、12 となり、名古屋市施行における平均権利者数がその他の施行

者にくらべて多い。名古屋市施行の場合は、平均的な施行区域自体が他の施行主体にくらべて大きく、かつ、主に密集市街地を対象としていることから権利者数が多い結果となったのであろう。市街地再開発組合施行は 2 地区のみであり、いずれも権利者数が少数で、特に牛島南地区は少数となっている。

転出者比率を施行者別にみると、名古屋市、公団等、市街地再開発組合がそれぞれ約 8 割、7 割、2 割となり、組合施行にくらべると公的団体施行の転出者比率が高くなっている。その理由としては、組合施行における市街地再開発事業の合意形成過程において、権利者による自主的な発意による面が大きいことに対し、公的団体施行の場合は防災等の公共性を背景として、往々にして行政からの発意による面が大きいことがあろう。なお組合施行のうち、大須 30 番第 1 地区の権利者は主に商店街の個店経営者であり、牛島南地区の権利者は主に少数の法人地権者であることから、ともに残留意向が強かったのであろう。

土地所有者、借地権者、借家権者別に転出者比率をみると、土地所有者にくらべて借地権者、借家権者の転出率が相対的に高い結果となっている。

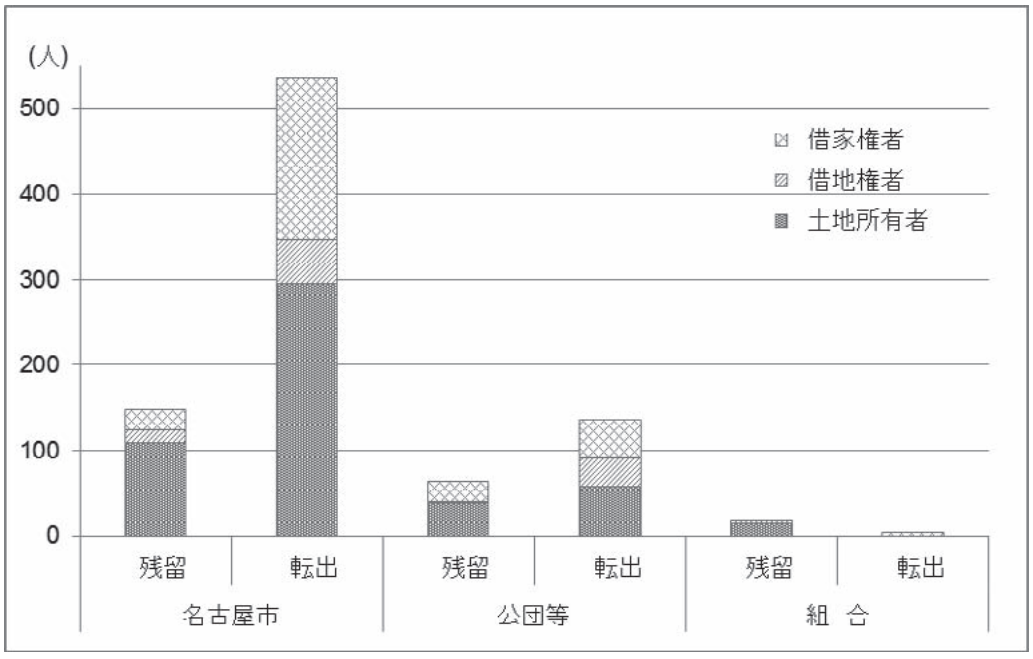

図 6.2.35　施行者別再開発事業前後における権利者の比較

⑤ 保留床処分

ア 保留床の主な用途と処分内容

保留床処分は市街地再開発事業における採算性を左右する重要な事項である。保留床処分の内容については、すでに施行者別に地区ごとに記述したところである。資料の制約もあるため、ここでは名古屋市施行の市街地再開発事業について、保留床の主な用途と処分内容等を**表 6.2.56** に示す。

表 6.2.56　名古屋市施行市街地再開発事業の保留床用途と処分内容

地区	街区	建物名称		主な用途	処分方式(処分先種別)	主な処分先	保留床面積	着工	工事完了
泥江	B	那古野ビル	北館南館	住宅	一般分譲	―	10,858	S50.12	S53. 4
					特別分譲(従前権利者)	―	1,095		
				店舗	一般分譲	―	4,606		
					特別分譲(従前権利者)	―	371		
	A	小鳥ビル		店舗	特別分譲(従前権利者)	―	199	S54.10	S55. 4
		国際センタービル	本棟	業務	特定分譲(デベ・核店舗等)	第一生命	20,891	S57. 4	S59. 7
				業務	特定分譲(公益)	名古屋市(国際センター)	4,107		
			別棟	ホール	特定分譲(公益)	名古屋市(国際センター)	1,035	S58.12	S59.10
築地	施設棟	ポートプラザビル		業務	一般分譲	―	1,091	H元. 6	H 2.11
	住宅棟	築地シティ住宅		住宅	特定建築者(公益)	名古屋市(市営住宅)	2,907	S63. 3	H元. 7
日比野	A-1	ヴェルクレート日比野A棟		住宅	一般分譲	―	5,911	H 9. 3	H11. 4
				店舗	一般分譲	―	1,245		
	A-2	オーネストひびの大宝		福祉	特定建築者(公募)	社会福祉法人紫水会	6,473	H24.11	H26. 3
	B	ヴェルクレート日比野B棟		住宅	一般分譲	―	7,329	H 7. 7	H11. 4
				店舗	一般分譲	―	253		
					特定分譲(デベ・核店舗等)	ヤマナカ	1,800		
	C	名古屋学院大学日比野学舎		業務	特定建築者	名古屋市住宅供給公社(名古屋学院大学)	4,686	H17.10	H19. 1
小幡駅前	A	アクロス小幡西館		住宅	特定分譲(デベ・核店舗等)	名古屋市住宅供給公社	2,849	H12. 7	H14. 1
				店舗	特別分譲(従前権利者)	―	27		
				駐輪場	特定分譲(公益)	名古屋市(駅前駐輪場)	645		
	B	アクロス小幡		住宅	特定分譲(公益)	名古屋市(市営住宅)	2,038	H 9. 3	H11. 3
				ホール福祉	特定分譲(公益)	名古屋市(文化小劇場)守山区社会福祉協議会	2,721		
				店舗	特別分譲(従前権利者)	―	844		
					一般分譲	大島酒造食品合資会社	1,163		
	C	アクロス小幡東館		駐車場	一般分譲	―	3,707	H10. 4	H11. 4
					特定分譲(公益)	名古屋市(文化小劇場)守山区社会福祉協議会	1,035		
					特定分譲(従前権利者)	―	44		
				店舗	特定分譲(従前権利者)	―	39		
鳴海駅前	C	瀬戸信用金庫		業務	特定建築者	瀬戸信用金庫	1,967	H25. 1	H25.10
		ライオンズプレイズ鳴海タワー		住宅		㈱大京	12,178		H27. 2
	D	リベスタ鳴海		住宅	一般分譲	―	2,051	H15.12	H18. 2
				商業業務	一般分譲	―	757		
					特定分譲(従前権利者)	―	452		
有松駅前		ウィンハート有松	商業業務棟	店舗	一般分譲	―	10,446	H10.10	H17. 3
					特定分譲(デベ・核店舗等)	マイカル	9,505		
				業務	一般分譲	―	809		
					特定分譲(デベ・核店舗等)	大垣共立銀行	623		
				駐車場	一般分譲	―	23,764		
			住宅棟	住宅	特定分譲(デベ・核店舗等)	名古屋市住宅供給公社	2,761	H11. 3	H18.11
					特定分譲(デベ・核店舗等)	都市機構	1,993		
				公益	一般分譲	―	795		
					特定分譲(公益)	名古屋市(コミセン)	141		

本表は2014(平成26)年度末現在で作成した。工事完了は工事完了公告日をいう

保留床処分の原則に従い、公募による一般分譲を基本としつつ権利者の要望等に沿って特別分譲を行ったり、公益目的のためや核店舗確保のためなどから特定分譲を行うこともあった。

特定建築者制度は、権利変換計画または管理処分計画に定めることにより、施行者に替って施設建築物を建設し、保留床を取得して処分を含めて運用できる制度である。施行者としては、特定建築者制度により保留床処分に係るリスクを回避できる。名古屋市施行として、1987（昭和 62）年に築地地区において最初の適用があり、その後は 2005（平成 17）年以降に日比野地区と鳴海駅前地区で適用された。築地地区の特定建築者は住環境整備モデル事業施行者としての名古屋市建築局であり、市街地再開発事業と住環境整備モデル事業の合併施行のために選択された。築地地区以外については保留床の確実な処分と全体事業費の圧縮を狙いとして選択された。

イ　着工年度・処分方法別の保留床面積

表 6.2.56 にある 1975（昭和 50）年 12 月着工の那古野ビルから 2007（平成 19）年 1 月工事完了の日比野 C 棟までを対象として、保留床面積について考察する。

市街地再開発事業においては、保留床処分の目途が得られてから施設建築物を着工することが多い。そうした視点から、着工した時点で施設建築物の保留床が、結果としてどのような方法によって処分されたかについて**図 6.2.36** に示す。

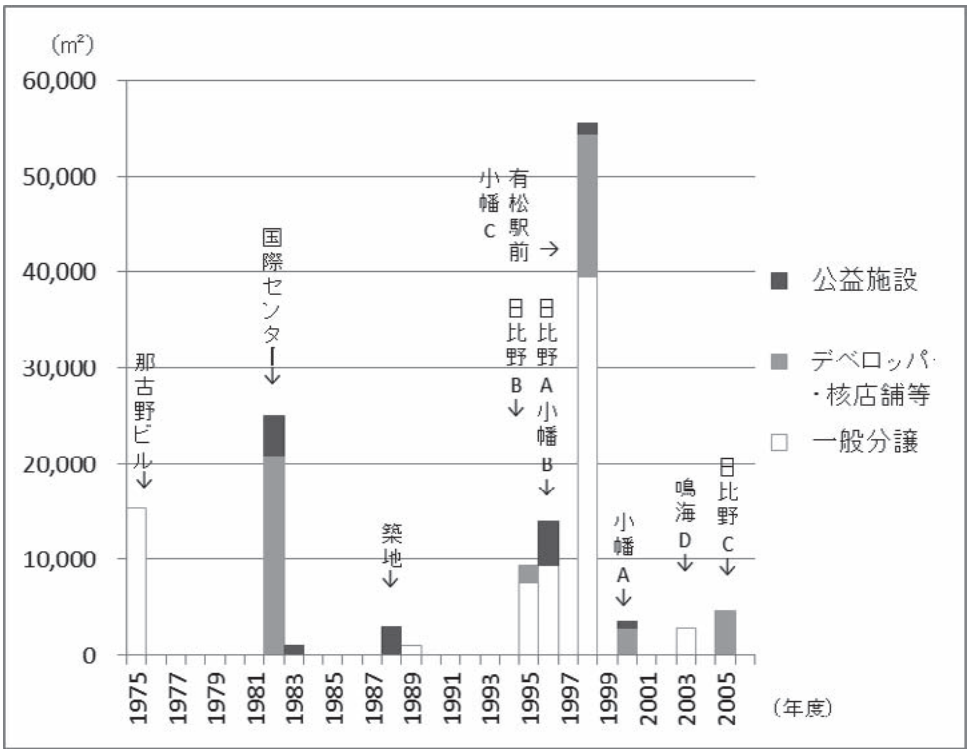

図 6.2.36　着工年度・処分方法別保留床面積の推移

着工年度別に保留床面積をみると、大規模な保留床面積が着工された年度は 1998（平成 10）年度の有松駅前地区および小幡駅前地区で 55 千㎡強、1982（昭和 57）年度の泥江地区国際センタービルで 25

千㎡弱、1975（昭和 50）年度の泥江地区那古野ビルで 15 千㎡強となっている。1995（平成 7）年から 1998（平成 10）年にかけては日比野、小幡駅前、有松駅前地区の施設建築物が着工しており、この間の地価動向としては、バブル崩壊による急激な地価下落から地価の対前年変動率がマイナスからゼロに近づいていく緩やかな回復過程の時期であった。

デベロッパーや核店舗に特定分譲した主なものとしては、1982（昭和 57）年の国際センタービル、1998（平成 10）年の有松駅前地区の店舗、住宅がある。また、公益施設に特定分譲した主なものとしては、国際センタービルにおける名古屋国際センター、1988（昭和 63）年の築地地区における築地シティ住宅、1996（平成 8）年の小幡駅前地区における定住促進住宅、守山文化小劇場などがある。

ウ　用途・処分方法別の保留床面積

用途・処分方法別の保留床面積および割合を**図 6.2.37** に示す。保留床の用途を住宅、業務、店舗、駐車場に区分してみると、それぞれ約 40,000 ㎡、32,000 ㎡、31,000 ㎡、29,000 ㎡となる。用途ごとに処分方法の比率をみると、駐車場はほぼ全部が一般分譲であるのに対し、住宅は一般分譲が約 7 割、デベロッパーへの特定分譲が約 2 割であり、公益施設への特定分譲は約 1 割となっている。店舗は住宅と似た傾向にあり、一般分譲が約 6 割弱、核店舗等への特定分譲が 4 割弱、公益施設への特定分譲が約 6%となっている。一方、業務については核店舗等への特定分譲が 8 割を超え、公益施設への特定分譲が 1 割強で、一般分譲はわずかに 6%弱となっている。

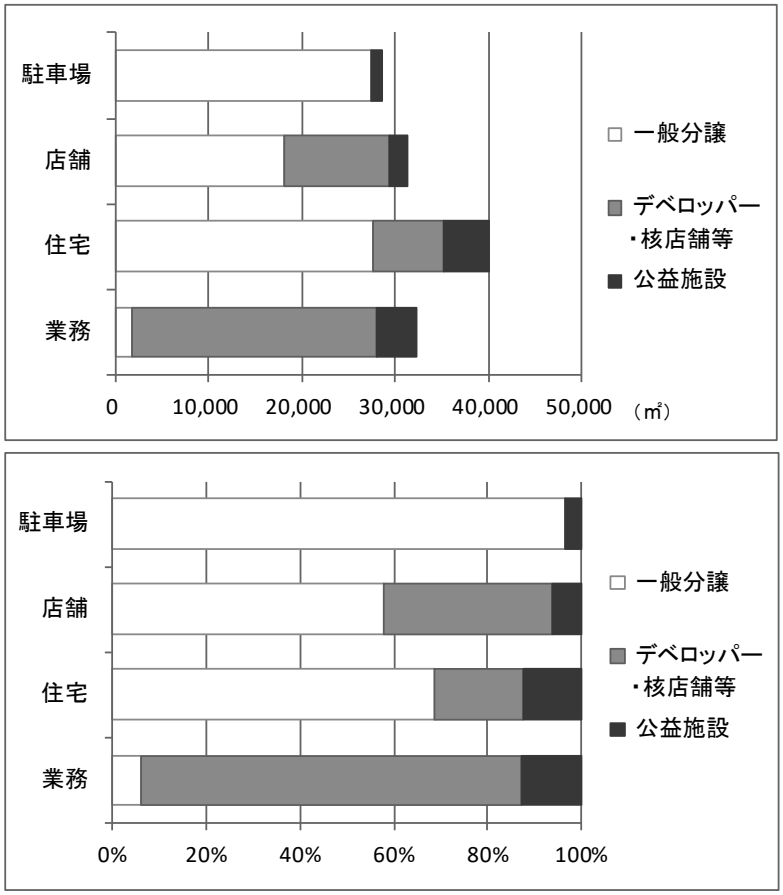

※リベスタ鳴海商業業務床は、「店舗」に分類

図 6.2.37　用途・処分方法別　保留床面積（上段）および割合（下段）

エ　保留床の用途別処分状況

2008（平成 20）年度末現在の保留床の用途別処分状況および割合を**図 6.2.38** に示す。

住宅は一般分譲が主で残りは特定分譲等であり、すべて処分済である。業務はほとんどが特定分譲等であり、一般分譲の一部を除けば処分済である。駐車場は対照的であり、わずかな特定分譲を除けば未処分の状況にある。店舗については両者の中間的な状況にあり、特定分譲を主に一部一般分譲をまじえておおむね全体の 6 割強が処分済である。住宅、業務、店舗、駐車場の 4 用途合計では、約 3 割が未処分となっており、未処分の保留床については賃貸運用を図っている。

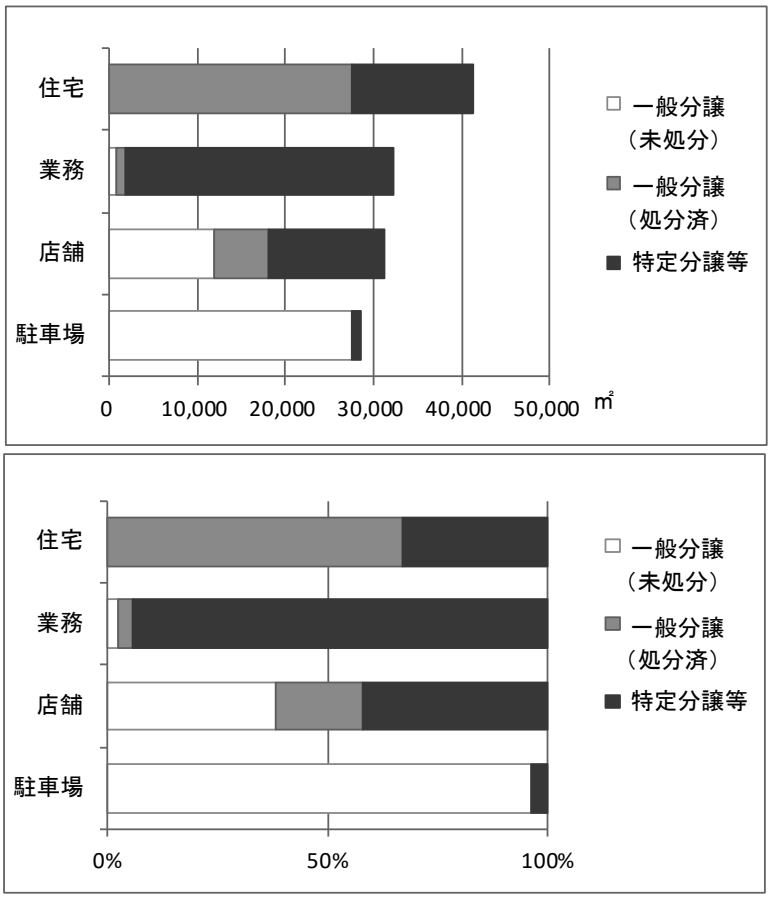

図 6.2.38 保留床の用途別処分状況（上段）および割合（下段）

3 任意再開発事業

(1) 優良建築物等整備事業

優良建築物等整備事業は建設省住宅局の制度要綱による任意再開発事業の一種である。これは共同化促進を基本として 1984（昭和 59）年度に創設され、1994（平成 6）年度に拡充されて優良建築物等整備事業となった。優良建築物等整備事業はそれまでの優良再開発建築物整備促進事業を優良再開発型とし、新たに住宅供給の性格を有する市街地住宅供給型、既存ストック活用型や耐震型などが統合された。優良再開発型においても、元々の共同化タイプ以外に市街地環境形成タイプ、マンション建替えタイプが拡充されている。以下に名古屋市において実施された優良再開発型の事例を紹介する。

① 共同化タイプ

共同化型タイプは一定の条件の下に 2 人以上の地権者が敷地を共同化して建築物等を整備する場合に適用されるもので、その事例を**表 6.2.57** に示す。

表 6.2.57 共同化タイプの事例

2000(平成12)年度末現在

地区	権利者数（人）	完成年度	延床面積（㎡）	階数（階）	ビル名称	主な用途	駐車場台数（台）
大曽根	8	昭和61年	約6,200	地上12 地下 1	マリオン大曽根協同ビル	店舗・住宅46戸	23
覚王山	4	昭和62年	約3,000	地上11 地下 1	覚王山プラザ	店舗・住宅25戸	5
瑞穂通	33	昭和63年	約6,600	地上13	ライオンズマンション瑞穂通	店舗・住宅66戸	12
大曽根A	5	平成 2年	約8,500	地上 9 地下 2	大曽根中央ビル	病院・店舗・住宅3戸	34
大曽根B	3	平成 2年	約3,700	地上12 地下 1	サン大曽根	店舗・住宅30戸	14
瑞穂通A	4	平成 4年	約6,900	地上14 地下 1	エスポア瑞穂	店舗・住宅52戸	35
代官町	5	平成 5年	約3,100	地上12	シティコーポ代官通	住宅26戸	28
光が丘	8	平成 6年	約10,800	地上13 地下 1	シティコーポ光が丘	店舗・住宅94戸	98
栄13番	9	平成 6年	約7,300	地上 8 地下 1	栄センタービル	事務所・店舗・住宅4戸	34
大曽根中央	11	平成 8年	約11,000	地上14	ポルト大曽根	店舗・住宅98戸	52
小幡三丁目	6	平成 8年	約3,400	地上14	グランドメゾン小幡緑地	住宅40戸	40
本町通	3	平成10年	約7,100	地上10	ワシントンホテルプラザ	ホテル308室	26

出典:「優良建築物等整備事業一覧表」を基に一部抜粋
〈http://www.city.nagoya.jp/jutakutoshi/page/0000011968.html〉(2015.11.27 閲覧)

この表の冒頭に示したマリオン大曽根協同ビルは、大曽根土地区画整理事業施行地区内にあり、優良再開発建築物整備促進事業としては全国最初の事例である。[131] 大曽根土地区画整理事業施行地区内では、そのほかにも商店街地区の西側において大曽根中央ビル、サン大曽根が整備され、東側においては組合施行市街地再開発事業の構想が潰えた後の受け皿手法として、優良再開発建築物整備促進事業あるいは優良建築物等整備事業によりポルト大曽根が整備され、2005(平成 17)年度にはパークスクエア大曽根が整備されている。また、シティコーポ代官通およびシティコーポ光が丘は、ともに名古屋市住宅供給公社が建設した分譲マンションである。なお、2003(平成 15)年度には本手法によって松坂屋南館の増床が行われた。

② 市街地環境形成タイプ

市街地環境形成タイプには優良再開発建築物整備促進事業の景観形成型および交通機能整備型の流れをくむタイプなどがある。景観形成型は建築協定、地区計画等に基づき良好な景観の形成等に配慮

131 松田文夫「優良再開発促進事業第一号の大曽根共同ビル～」(「中部建築ジャーナル」 SN. 727 1986.7)

して協調的に建築する事業であり、交通機能整備型は公共的通路等の確保を図る事業である。名古屋市の事例を**表 6.2.58** に示したが、これらはいずれも景観形成型である。

OZ(オズ)モールは大曽根土地区画整理事業施行地区内のショッピングモールとして計画され、商店街地区における特殊街路整備に伴う一斉移転後の店舗再建時に、セットバックや店舗意匠を建築協定やデザインガイドラインに即して街路デザインと調和するように建築された。その際に単体建築物ではなく商店街全体の建築行為総体に対して優良再開発建築物整備促進事業が適用された。OZ(オズ)モールの詳細については、第6編「第1章 土地区画整理事業」(第4節1(4) 大曽根土地区画整理事業)および同編「第4章 地区総合整備」(第2節2(5) 大曽根地区)を参照されたい。[132]

表 6.2.58 市街地環境形成タイプの事例

2000(平成12)年度末現在

地区	権利者数(人)	完成年度	延床面積(㎡)	階数(階)	ビル名称	主な用途	駐車場台数(台)
大曽根西	47	平成 2年	約15,600	地上 3他	OZ(オズ)モール	店舗・住宅93戸	-
庄内通	1	平成10年	約27,400	地上14	ミユキモール/アーバンドエル庄内通	店舗・住宅187戸	150

出典:「優良建築物等整備事業一覧表」を基に一部抜粋(URL は**表 6.2.57** に同じ)

ミユキモール/アーバンドエル庄内通は、江川線整備に伴って既存工場が閉鎖されることとなり、その跡地開発として計画された。商業棟と住宅棟からなり、住宅棟は住宅・都市整備公団による賃貸住宅である。公共的通路を確保して東西の疎通性を改善した。

なお、2001(平成 13)年度以降 2012(平成 24)年度までに、市街地環境形成タイプを適用した例として、名古屋駅前の超高層ビルであるミッドランドスクエア、スパイラルタワーズ、名古屋クロスコートタワーや新栄町のマザックアートプラザがある。

③ マンション建替タイプ

マンション建替タイプは優良再開発建築物整備促進事業の高度化更新型の流れをくむタイプで、老朽化したマンションを建替える場合に適用される。その事例を**表 6.2.59** に示す。

このうち城木住宅、サンコート黒川、サンコートごきそは愛知県住宅供給公社の賃貸住宅である。なお、2001(平成 13)年度にマンション建替タイプを適用して同公社の分譲住宅千代田橋ガーデンが建設された。

132 宮本俊輔「名古屋大曽根地区(西地区)ふるさとの顔づくり土地区画整理事業」(「区画整理」 Vol. 34 No.12 1991.12)

表 6.2.59　マンション建替タイプの事例

2000(平成12)年度末現在

地区	権利者数（人）	完成年度	延床面積（㎡）	階数（階）	ビル名称	主な用途	駐車場台数（台）
城木	1	平成元年	約3,900	地上 7	県住宅供給公社城木住宅	住宅53戸	42
唐山	1	平成元年	約2,400	地上 4 地下 1	アーバンドエル東山公園	住宅25戸	18
名駅二丁目	1	平成 3年	約11,400	地上14 地下 1	VIA141	店舗・住宅110戸	106
黒川	2	平成 4年	約12,700	地上14 地下 2	サンコート黒川	店舗・住宅91戸	71
緑町	1	平成 4年	約1,500	地上 8	サンコートごきそ	店舗・住宅53戸	51

出典:「優良建築物等整備事業一覧表」を基に一部抜粋(URL は**表 6.2.57** に同じ)

(2)　地区再開発(促進)事業

地区再開発促進事業は建設省都市局所管の制度要綱による任意再開発事業の一種として 1984(昭和 59)年度に創設され、建設省住宅局所管の優良再開発建築物整備促進事業に対応する制度といえよう。この地区再開発促進事業は 2000(平成 12)年度に地区再開発事業に変更された。優良再開発建築物整備促進事業およびその後身である優良建築物等整備事業は敷地統合や敷地内における建替えが基本であり、都市計画施設とかかわりなく成立することに対し、地区再開発(促進)事業は都市計画道路を含む地区において拡幅用地分を空地として確保することなどを要件としている。

名古屋市における実施例は、築地地区総合整備における築地口地区再開発促進事業の3地区である。江川線拡幅は築地地区総合整備の主要課題の一つであり、拡幅に際して沿道建物整備との連携が追求された。地区再開発促進事業は、江川線拡幅による建替えに際し、共同化を追求しようとする地区のうちの市街地再開発事業に至らない地区で施行されることとなった。**図 6.2.39** に示すように、築地口地区再開発促進事業の位置は、築地第一種市街地再開発事業地区から港橋を介して南に位置し、江川線の西側に2地区、東側に1地区の3地区である。この事業は制度創設直後の補助採択であり、全国最初の事例として精力的に取り組まれた経緯がある。事業の詳細については第6編「第4章　地区総合整備」(第2節3(1)　築地地区)を参照されたい。

図 6.2.39 築地口地区再開発促進事業

第７節　住環境整備に関する事業

1 住宅地区改良事業および小集落地区改良事業

住宅地区改良事業を規定する住宅地区改良法は1960（昭和35）年5月に施行された。公営住宅法が1969（昭和44）年6月に改正施行されるまでは、終戦直後に建設された簡易住宅等の建替えに関して住宅地区改良法が適用された。これについては第8節 住宅供給に関連する事業 で扱うこととし、本節では公営住宅法が1969（昭和44）年6月に改正施行されてから以後における住宅地区改良事業および小集落地区改良事業の実施例を対象とする。

（1） 王子地区 [133]

① 経緯

ア 不良住宅地区改良事業

王子地区においては1928（昭和3）年3月に不良住宅地区改良法に基づく不良住宅地区の指定がなされた。1930（昭和5）年から1932（昭和7）年にかけて、財団法人愛知県社会事業協会によって不良住宅地区改良事業が施行され、木造・鉄筋コンクリート造の改良住宅537戸が建設された。

イ 復興土地区画整理事業

王子地区は復興土地区画整理事業において中第5工区に含まれ、都市計画道路赤萩町線などが拡幅されたほか、区画街路が整備された。1977（昭和52）年10月22日に換地処分となっている。

ウ 栄東地区再開発計画 [134]

栄東地区は、北を桜通、東を赤萩町線、南を矢場町線、西を東郊線によって囲まれた面積約165haの都心近接の地区で、王子地区を内部に包含している。

栄東地区内の商店主三輪田春男が、モータリゼーション下におけるアメリカの商業再開発を視察してその実態に触発され、栄東地区の再開発計画に関する住民運動を開始した。住民運動に呼応するかたちで大学の研究者、名古屋市ならびに日本住宅公団名古屋支所の職員も再開発計画に協力した。

任意組織の「栄東再開発促進協議会」が1962（昭和37）年に発足し、1964（昭和39）年には栄東マスタープラン（案）が作成された。この栄東マスタープラン（案）は日本住宅公団名古屋支所の委託により作成されたもので、スーパーブロックに高層建築、オープンスペースを配した内容であった。栄東マスタープラン（案）については、「都市計画先進都市名古屋の当時の若い頭脳を結集した最先端の総合的な都市再

133 建築局25年のあゆみ編集委員会「建築局25年のあゆみ」（名古屋市建築局 1984.3 pp. 119-123）
C&D編集部「名古屋の不良住宅地の改良」（「C&D」 SN. 77 1987.10）
佐藤圭二「王子 住宅地区改良事業地区」（「名古屋の住宅地」日本建築学会東海支部都市計画委員会名古屋の住宅地部会 1994.9 pp. 242-245）

134 栄東地区再開発調査委員会・日本住宅公団名古屋支所「栄東地区再開発計画」（日本住宅公団名古屋支所 1965）
服部千之 他「名古屋・栄東再開発計画について」（「地区の計画」都市計画委員会 1967.10 pp. 177-190）

開発事業の計画構想」であるととらえ、栄東地区の再開発に向けての住民主体の活動をまちづくりの始まりとみるむきもあった。[135]

しかしながら、栄東地区再開発計画は商業再開発としての採算性に課題があり、名古屋市行政当局も復興土地区画整理事業の推進に精力を注がねばならない状況であったことなどから具体的な事業化に至ることはなかった。ただし王子地区においては、「地区内世帯のほぼ総数が参加する『王子住宅組合』の結成」が 1965(昭和 40)年 5 月になされ、その後住宅地区改良事業の実施につながっていった。[136]

エ 住宅地区改良事業の経緯

王子地区は戦災による焼失と戦後の混乱期における住宅建設により、かつての不良住宅地区改良事業の成果も大きく損なわれ、再び不良住宅地の状況を呈するようになっていた。その状況について「建築局 25 年のあゆみ」によれば次のとおりであった。[137]

「戦災による焼失は木造住宅の 7 割にもおよび、戦後の混乱期における無秩序な住宅建設、管理体制の不備により、住環境がふたたび著しく悪化し、住宅の過密度、不良住宅の割合、火災等の危険度において市内でも最も大規模な不良住宅密集地区となった」

こうしたことから、住宅地区改良事業を施行することとして 1971(昭和 46)年度から調査を開始し、1977(昭和 52)年 4 月 12 日に改良地区の指定がされた。住宅地区改良事業に関する主な経緯は次のとおりである。

1971(S46)～1973(S48)年度	意識調査、生活実態調査、基本計画案作成
1974(S49)～1975(S50)年度	アンケート調査、建物調査等
1976(S51)年 7 月	名古屋市王子住宅地区改良事務所設置
1977(S52)年 4 月 12 日	改良地区の指定(建設省告示第 704 号)
1978(S53)年 4 月 21 日	事業計画認可(建設省告示第 1009 号)
1978(S53)～2000(H12)年度	住宅および事業用地買収、住宅除却、改良住宅建設

② 事業の概要

事業の概要は次のとおりであった。

ⅰ 地区面積	6.40ha
ⅱ 除却住宅戸数	755 戸(うち 726 戸除却済み)
ⅲ 改良住宅建設戸数	907 戸(うち地区外改良住宅 188 戸)
ⅳ 公共施設(道路)	主要道路を除き廃道とし、団地内通路を整備、歩道設置
ⅴ 地区施設	
児童遊園等	5 か所

135 白石克孝「日本最初のまちづくり―名古屋市栄東地区―」(「現代のまちづくりと地域社会の変革」(学芸出版社 2002.9 pp. 28-37)

136 前掲 134 服部千之 他「名古屋・栄東再開発計画について」(「地区の計画」都市計画委員会 1967.10 pp. 184-185)

137 前掲 133 建築局 25 年のあゆみ編集委員会「建築局 25 年のあゆみ」(名古屋市建築局 1984.3 p. 119)

集会所	6か所
その他	隣保館(中文化センター)、保育所

(2) 南押切地区 [138]

① 経緯

南押切地区は戦前の旧都市計画法に基づく土地区画整理事業の区域外であり、非戦災区域であったことから、復興土地区画整理事業の区域に含まれず、面整備事業が施行されていなかった。地区内中央を伏見町線(国道 22 号)が通過しているほかは地区内の区画街路は狭隘かつ不整形であった。南押切地区は「地区内の住宅については、戦前からの長屋が多数存在し、いわゆる閑所内の住宅や木賃アパートなど建詰りの状況にあり、火災や震災に対する問題が大きい」という状況であった。[139] この状況を解消するため、住宅地区改良事業の適用を前提とする調査が 1973(昭和 48)年度に開始され、1982(昭和 57)年 4 月 17 日に改良地区の指定がされた。住宅地区改良事業に関する主な経緯は次のとおりである。

1973(S48)～1974(S49)年度	意識調査、再開発基本計画作成
1979(S54)～1981(S56)年度	意識調査、住民説明会等、基本計画作成
1980(S55)年 8 月	名古屋市南押切住宅地区改良事務所設置
1981(S56)年 8 月	南押切住宅地区改良事業実施案作成
1982(S57)年 4 月 17 日	改良地区の指定(建設省告示第 1039 号)
1982(S57)年 6 月 16 日	事業計画認可(建設省告示第 1357 号)
1982(S57)～2000(H12)年度	住宅および事業用地買収、住宅除却、改良住宅建設

このような名古屋市における住宅地区改良事業に関する動きとは別に、建設省において小集落地区改良事業が住宅地区改良事業の要件を緩和した任意事業として 1970(昭和 45)年度に創設された。南押切地区住宅地区改良事業施行地区の隣接区域においては、小集落地区改良事業の適用検討が 1981(昭和 56)年度から開始され、1984(昭和 59)年度から小集落地区改良事業が施行された。なお、南押切地区は「大都市としては初めての小集落地区改良事業を事業化した」地区であった。[140] 小集落地区改良事業に関する主な経緯は次のとおりである。

1981(S56)～1983(S58)年度	意識調査、生活実態調査、基本計画作成
1984(S59)年 4 月 27 日	小集落地区改良事業 事業計画承認
1984(S59)～1996(H 8)年度	住宅および事業用地買収、住宅除却、改良住宅建設

② 住宅地区改良事業および小集落地区改良事業の概要

王子地区の改良住宅が中高層主体であることに対し、南押切地区の改良住宅は低層 3 階建てのタウンハウス(準接地型低層集合住宅)を主としていることが特徴である。

138 前掲 133 建築局 25 年のあゆみ編集委員会「建築局 25 年のあゆみ」(名古屋市建築局 1984.3 pp. 124-129)
139 前掲 133 建築局 25 年のあゆみ編集委員会「建築局 25 年のあゆみ」(名古屋市建築局 1984.3 p. 124)
140 前掲 115 新修名古屋市史編集委員会「新修名古屋市史 第 7 巻 戦後編」(名古屋市 2001.10 p. 684)

ア 住宅地区改良事業

i	地区面積	6.69ha
ii	除却住宅戸数	692 戸(うち 686 戸除却済み)
iii	改良住宅建設戸数	583 戸(うち地区外改良住宅 24 戸)
iv	地区施設	
	道路	歩行者専用道路 1 路線、区画街路 15 路線
	児童遊園等	1 か所
	集会所	3 か所
	その他	緑地 7 か所

イ 小集落地区改良事業

i	地区面積	1.09ha(地区外 0.30ha)
ii	除却住宅戸数	118 戸(うち 103 戸除却済み、この中に地区外 5 戸を含む)
iii	改良住宅建設戸数	90 戸(地区外 15 戸を含む)
iv	地区施設	
	道路	区画街路 5 路線
	児童遊園等	1 か所

2 密集住宅市街地整備促進事業等

住環境整備に関する法定事業である住宅地区改良事業に対して、修復を含む任意事業として住環境整備モデル事業からコミュニティ住環境整備事業、総合住環境整備事業、密集住宅市街地整備促進事業を経て住宅市街地総合整備事業(密集住宅市街地整備型)に至る制度手法の流れ(以下、本項において「密集住宅市街地整備促進事業」という)がある。

同様に、特定住宅地整備促進事業に始まり、過密住宅地区更新事業、木造賃貸住宅地区総合整備事業、市街地住宅密集地区再生事業を経て密集住宅市街地整備促進事業に至り、最終的に住宅市街地総合整備事業(密集住宅市街地整備型)に統合される制度手法の流れ(以下、本項において「市街地住宅密集地区再生事業」という)がある。密集住宅市街地整備促進事業および市街地住宅密集地区再生事業の詳細については、本章第2節2(3) 密集住宅市街地整備促進事業等 を参照されたい。

(1) 密集住宅市街地整備促進事業

名古屋市で施行された密集住宅市街地整備促進事業は新出来、浜、大曽根北、筒井、葵、一番一丁目の 6 地区であり、すべて地区総合整備地区内である。

これらの地区において密集住宅市街地整備促進事業が施行された理由としては、任意事業としての制度内容に基づき、次のような条件が考慮された結果であろう。

i 老朽住宅・不良住宅がある程度密集しているが、住宅地区改良事業の採択要件に合致しない。

ii 比較的広い範囲に低質居住地が存在し、除却対象とならないレベルの住宅も存在しているため全面除却になじまない。

iii 道路狭隘により自主更新が困難な箇所があり、道路拡幅が必要な箇所がある。

iv コミュニティ施設が不足している。

そのほか新出来、大曽根北、筒井および葵の 4 地区については、地区総合整備の一環として土地区画整理事業等他の手法と一体的に施行することにより、相乗的な効果を期待できることも一因であった。

新出来地区はじめ 6 地区についての詳細は、第6編「第4章 地区総合整備」を参照されたい。

(2) 市街地住宅密集地区再生事業

名古屋市で施行された市街地住宅密集地区再生事業は、地区総合整備地区外の稲葉地地区 1 地区のみである。

① 背景 [141]

稲葉地地区は中村区の北西部にあって地下鉄中村公園駅の西に位置し、広小路線の南北にわたる約 57ha の区域で、都心部への交通利便性の高い地区である。

稲葉地地区は、東宿・稲葉地・下中の 3 土地区画整理組合によって旧都市計画法に基づく土地区画整理事業が施行された地区内にあり、やや狭幅員ながら区画街路は整備されており、格子状街区が形成されている。「高度経済成長期には主に若年労働者の受け皿として大量の木造集合住宅が建設されたが、その後老朽化し、市内で最も老朽木造集合住宅の密集した地区」となった。「人口の減少や高齢化も進んでいることから、木造集合住宅等の建て替え促進による良質な住宅の供給と居住環境の整備が必要」とされた。[142]

② 経緯 [143]

稲葉地地区における市街地住宅密集地区再生事業の経緯は次のとおりである。すなわち、1984(昭和59)年度から翌年度にかけて、木造賃貸住宅地区総合整備事業広域調査を実施して対象地区を抽出し、そのうち稲葉地地区について 1986(昭和 61)年度に現況調査、1987(昭和 62)年度に整備計画を作成した後、1989(平成元)年度より市街地住宅密集地区再生事業として事業着手した。それ以降、老朽木造住宅の建替えに補助するとともにポケットパークの整備を行い、1997(平成 9)年度をもって事業を完了した。

1984(S59)年度	木造賃貸住宅地区総合整備事業広域調査
1985(S60)年度	木造賃貸住宅地区総合整備事業第 2 次広域調査
1986(S61)年度	木造賃貸住宅地区総合整備事業稲葉地地区現況調査
1987(S62)年度	木造賃貸住宅地区総合整備事業稲葉地地区整備計画作成

141 田中 勝「稲葉地」(名古屋の住宅地」 日本建築学会 1994.9 pp. 82-87)

142 名古屋市建築局「平成 9 年度 事業概要」(名古屋市建築局 1997.9 p. 109)

143 経緯については、前掲 142 名古屋市建築局「平成 9 年度 事業概要」(名古屋市建築局 1997.9 p. 109)のほか平成元年度から平成 8 年度にかけての名古屋市建築局の「事業概要」の該当記述を参考とした。

1989(H 元)3 月 31 日　木造賃貸住宅地区総合整備事業稲葉地地区整備計画建設大臣承認
1989(H 元)年度　市街地住宅密集地区再生事業に名称変更、事業着手
1993(H 5)年度　ポケットパーク整備
1994(H 6)年度　密集住宅市街地整備促進事業に統合
1997(H 9)年度　密集住宅市街地整備促進事業稲葉地地区事業完了

③ 内容

i 地区面積　57.05ha
ii 事業期間　1988(昭和 63)年度～1997(平成 9)年度
iii 事業内容　建替え補助件数 10 件
ポケットパーク整備
iv 事業費　119 百万円

なお、密集住宅市街地整備促進事業および市街地住宅密集地区再生事業の概要および位置を**表 6.2.60**、**図 6.2.40** に示す。

表 6.2.60 密集住宅市街地整備促進事業および市街地住宅密集地区再生事業の概要

名 称		筒井	葵	大曽根北	新出来	浜	一番一丁目	稲葉地
施行面積		16.08ha	6.26ha	29.86ha	5.05ha	7.10ha	4.58ha	57.05ha
地区の現況	地区全体戸数 a	1,003戸	514戸	1,672戸	357戸	403戸	410戸	4,636戸
	老朽住宅戸数 b	換算610戸	換算278戸	1,043戸	246戸	233戸	換算192戸	木賃2,304戸
	老朽住宅率 b/a	60.8%	54.1%	62.4%	68.9%	57.8%	46.8%	木賃比率49.7%
	住宅密度	68.0戸/ha	82.1戸/ha	70.5戸/ha	80.6戸/ha	56.8戸/ha	112.0戸/ha	81.3戸/ha
事業期間(年度)		1988(昭和63)～2015(平成27)	1992(平成 4)～2017(平成29)	1986(昭和61)～2015(平成27)	1983(昭和58)～1999(平成11)	1986(昭和61)～2005(平成17)	1993(平成 5)～2007(平成19)	1988(昭和63)～1997(平成 9)
住宅除却		154戸	19戸	304戸	100戸	27戸	29戸	113戸
コミュニティ住宅		23戸/43戸	11戸/31戸	129戸/129戸	51戸	30戸	0戸/12戸	133戸 *
用地取得(㎡)		5,012	2,540	12,699.54	3,246.19	3,183.95	1,494.84	—
生活道路整備		—	—	—	—	4路線	1路線	—
その他	集会所	—	—	2箇所	1箇所	1箇所	—	—
	耐震性貯水槽	—	—	1基	1基	1基	—	—
	公園・児童遊園	6箇所	—	10箇所	—	3箇所	2箇所	1箇所
事業費(計画)		4,959百万円	2,025百万円	6,620百万円	2,303百万円	1,951百万円	719百万円	119百万円
事業手法変遷		A→B→E→F→G	B→E→F→G	A→B→E→F→G	A→B→E→F	A→B→E→F→G	B→E→F→G	C→D→F

表は2010(平成22)年度末現在の内容を示した。当該時点において事業中である場合の事業費は計画値を、施設整備等は当該時点の整備状況を掲げた
事業手法名のAは住環境整備モデル事業、Bはコミュニテイ住環境整備事業、Cは木造賃貸住宅地区総合整備事業、Dは市街地住宅密集地区再生事業、Eは総合住環境整備事業、Fは密集住宅市街地整備促進事業、Gは住宅市街地総合整備事業(密集住宅市街地整備型)を表す
＊ 稲葉地はコミュニティ住宅ではなく建替え促進による建設戸数を表す

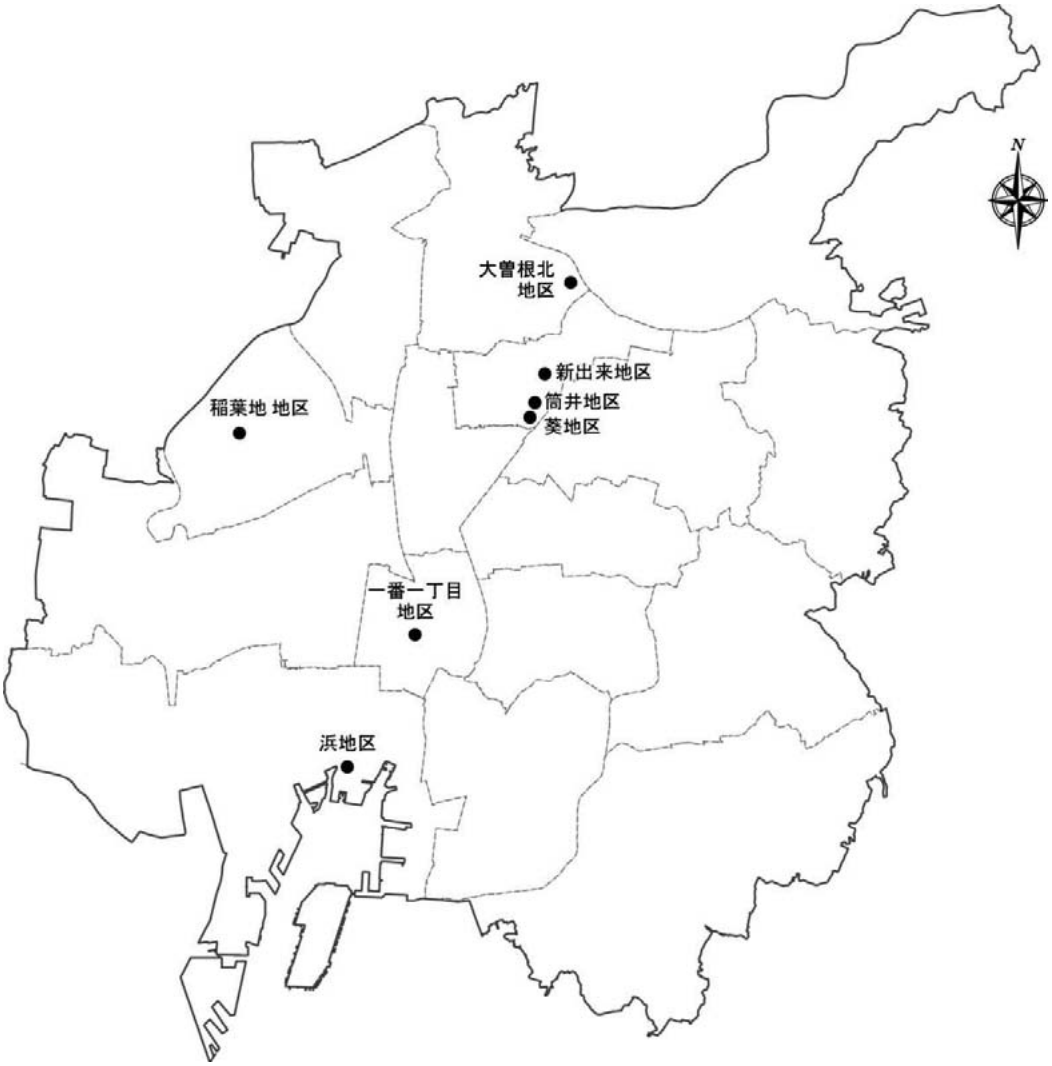

図 6.2.40　密集住宅市街地整備促進事業および市街地住宅密集地区再生事業の位置

第８節　住宅供給に関連する事業

1 公営住宅建替事業

(1) 住宅地区改良事業に基づく公営住宅の建替 [144]

第二次世界大戦後、戦地からの引揚者や戦災によって住宅が焼失した人などに対する緊急かつ膨大な住宅需要に応じて、1945(昭和 20)年の越冬対策のために簡易住宅が建設された。これは学校、道路、公園をはじめ国有地や民有地を利用した応急的な対策であったが、その後 2～3 年以内に建設戸数 3,000 戸のほとんどは用地の性格を考慮して建物だけが分譲された。また、1946(昭和 21)年度からは庶民住宅(復興住宅)が建設されるようになり、1951(昭和 26)年の公営住宅法施行までの間に 5,175 戸が建設され、そのうちの 2,006 戸が分譲された。

公営住宅法施行後は市営住宅が建設され、木造の市営住宅は昭和 30 年代前半ころまで、簡易耐火構造(1992(平成 4)年の建築基準法改正以降は準耐火構造、以下同様)の市営住宅は昭和 40 年代ころまで毎年 8,000 戸を超える建設があった。このような非耐火構造で低層の市営住宅が老朽化していくことに対して、不燃化と高度利用を図るために建替えが行われることとなった。この背景としては、建設省が公営住宅の分譲処分を承認しなくなったこともあった。

しかし制定時の公営住宅法には、公営住宅の建替えに関する明確な根拠規定が存在しなかったため、住宅地区改良事業を適用可能な場合には、住宅地区改良法を援用して市営住宅等の建替えが行われた。公営住宅建替事業が創設されたのは、1969(昭和 44)年 6 月の公営住宅法改正であった。

王子地区以前の住宅地区改良事業の施行状況について**表 6.2.61** に示す。建替え対象とした市営住宅は簡易住宅、国庫補助庶民住宅、引揚者住宅、災害応急仮設住宅であり、市営住宅以外の民間住宅においても老朽化の著しい新出来、南郊、多加良浦の 3 地区については住宅地区改良事業が施行された。このうち、新出来地区は戦前建設の市営住宅(旧住宅)とそれに民間不良住宅が隣接する地区である。南郊地区は戦後に住宅営団が建設した住宅が分譲されたものであり、多加良浦地区は戦争中に軍需工場の従業員宿舎として建設され、戦後に民間アパートとなったものである。

144 前掲 133 建築局 25 年のあゆみ編集委員会「建築局 25 年のあゆみ」(名古屋市建築局 1984.3 p. 86, pp. 104-105, 117-119)

表 6.2.61 王子地区以前の住宅地区改良事業の施行状況

No.	地区	地区面積（㎡）	地区指定年月日	事業認可年月日	事業年度	整備(除却)		改良住宅	
						住宅種別	除却戸数	建設住宅	戸数
1	汁谷	15,151.76	S35.11.10	S35.12.15	S35-36	引揚寮	186	新汁谷荘	72
2	御園門	21,378.37	S37. 2.12	S37. 3.30	S36-38	簡易	98	城北荘	613
3	城北新町	33,123.09	S37. 2.12	S37. 3.30	S36-38, 47	簡易	148		
						庶民	24		
4	名城東	28,584.73	S42. 1.25	S42. 3.23	S41-42	庶民	164		
5	汐止	25,957.25	S37. 2.12	S37. 3.30	S36-37	災害	504	新汐止荘	192
6	白水	8,653.37	S37. 2.12	S37. 3.30	S36-38	災害	168	新弥次エ荘	408
7	弥次エ	39,697.00	S37. 2.12	S37. 3.30		災害	302		
8	稲永南	52,833.47	S39.12. 1	S40. 3.15	S39-40	庶民	288	東稲永荘	237
9	沢上	4,586.02	S40. 8.30	S40.12.22	S40-41	簡易	53	高蔵荘	60
10	西川端	20,074.52	S40. 8.30	S40.12.20	S40-41	庶民	140	前津荘	149
11	市三校	110,453.91	S41.11.27	S42. 3.30	S42	庶民	10	山吹荘	72
						簡易	64		
12	新尾頭	3,906.58	S43. 3.18	S43. 7.24	S44	簡易	61	新尾頭荘	60
13	師長田辺	24,774.29	S43. 3.27	S45. 3.11	S44	庶民	159	大喜荘	116
14	厚北	6,191.84	S43. 5.28	S44. 1. 3	S43	引揚者	60	西田代荘	55
15	氷室	34,947.94	S43. 8.19	S44. 2.28	S43, 45-46	庶民	214	氷室荘	281
16	新道菊元	8,197.92	S43. 8.19	S44. 7.11	S45	簡易	91	菊元荘	72
17	神戸	6,790.82	S46. 1.19	S46. 1.25	S45	簡易	50	神戸荘	50
18	小針	8,613.25	S47.12.23	S48. 2. 8	S47	簡易	56	小針荘	70
19	新出来	6,238.86	S49. 3.16	S49. 3. 2	S51	旧住宅 民間	52	新出来荘	65
20	南郊	3,266.38	S49. 3.16	S49. 5.15	S49	民間	62	七番荘	58
21	多加良浦	2,638.64	S50.12.23	S51. 1.22	S50	民間	111	惟信南荘	88
計		466,060.01	—	—	—	—	3,065	—	2,718

地区名の市三校は名古屋市立第三高等女学校跡地の略
地区指定年月日、事業認可年月日、事業年度のSは昭和の略
整備(除却)中の住宅種別における引揚寮、簡易、庶民、災害、旧住宅、民間はそれぞれ引揚者住宅、国庫補助簡易住宅、庶民住宅、災害応急仮設住宅、(戦前建設の)市営住宅、民間住宅をあらわす
本表は、「建築局25年のあゆみ」(「住宅地区改良事業の実施状況」 p. 118)を基に作成した

(2) 公営住宅法に基づく公営住宅建替事業

名古屋市は、公営住宅建替事業が 1969(昭和 44)年 6 月に創設されて半年ほどの後の同年 12 月に市営住宅建替事業計画基本方針を策定した。これにより、木造および簡易耐火造平屋の 13,100 戸強を対象として建替えることとした。1970(昭和 45)年度から公営住宅建替事業を開始し、1993(平成 5)年度以降は耐火造も対象に拡大した。[145] その後建替対象市営住宅については、1970(昭和 45)年度以前に建設された住宅を中心に、耐震性、エレベーターの有無、建替効率などの観点から団地ごとに適切な手法を検討し、事業化することとした。公営住宅法に基づく公営住宅建替事業の一覧を**表 6.2.62** に示す。

なお、千種台地区および稲永・汐止地区における大規模市営住宅団地の再生については、第6編「第4章 地区総合整備」を参照されたい。

145 名古屋市建築局総務課「平成 11 年度 事業概要」(名古屋市建築局 1999.9 p. 67)

表 6.2.62　公営住宅法に基づく公営住宅建替事業

建設年度		建替前			建替後		
		住宅名	構造	戸数	住宅名	構造	戸数
1970	S45	荒子、稲永南、東志賀、氷室	W, LC1	463	新高畑、南稲永、東志賀、氷室	H, M	1,595
1971	S46	田辺・師長、成願寺、中島、福徳	W	433	新田辺、成願寺、畑田、新福徳	H, M	1,499
1972	S47	いろは	W	130	新いろは	M	290
1973	S48	二番町	W	166	二番	H, M	553
1974	S49	宮の腰、押木田、稲葉地	W	243	宮ノ腰、押木田、荒輪井	H, M	762
1975	S50	宝生、宝生西、稲永西、厚西	W, LC1	639	宝生、西稲永	H, M	1,405
1976	S51	楠、稲永東	W	259	新楠、新稲永	H, M	601
1977	S52	上名古屋、港南	W	171	新上名古屋、港南	H, M	449
1978	S53	—	—	—	—	—	—
1979	S54	開道、星崎、大生、下の割、大高、木場	W	567	開道、元塩、大生、堤起、大高、南木場	H, M	1,515
1980	S55	神松、春山、辰巳、港陽、中野、土古東、前浪、須成、鶴田、鳴尾	W, LC1	1,680	神松、春山、辰巳、新港陽、荒越、新泰明、前浪、須成、鶴田、白水	H, M	2,310
1981	S56	西又兵ヱ、豊田、堤起、緑ヶ丘、竜宮、東築地、あじま、あじま西、高杉	W, LC2	857	第三大生、新豊田、新緑ヶ丘、竜宮、東築地、西あじま、新東起	H, M	1,220
1982	S57	土古東、猪子石原	W, LC1, LC2	368	泰明南、引山	H, M	962
1983	S58	土古西、厚申、一ツ山、松下、如意	W, LC1	2,018	新港北、新土古、一つ山、松下、如意	H, M	2,495
1984	S59	松下、元塩、万場南	W	207	松下北、西元塩、万場	H, M	677
1985	S60	助光、おうす	W, LC1, LC2	524	助光、正保	H, M	678
1986	S61	喜惣治、千音寺、天神下、下山	W, LC1	1,380	喜惣治、千音寺、天神下、下山	H, M	2,267
1987	S62	万場北、あじま北、石田、稲永	W, LC2	850	万場北、中あじま、石田、稲永	H, M	1,315
1988	S63	春田	LC1	625	春田	H, M	737
1989	H 1	—	—	—	—	—	—
1990	H 2	打出、南あじま	LC1	165	打出、南あじま	H, M	222
1991	H 3	南郊、比良、北希望	LC1, LC2, M	544	南郊、比良、北希望	H, M	823
1992	H 4	城見、白金、中稲永、上飯田、丸米、高畑	LC1, LC2, S, M	595	城見、白金、中稲永、上飯田、丸米、たかはた	H	918
1993	H 5	正木、赤坂・南山、楠、第1～3汐止、南汐止	LC1, LC2, S, M	1,105	正木、南ヶ丘、楠、みなと	H, M	1,062
1994	H 6	中稲永、貝田	LC2, S	340	東稲永、貝田	H	381
1995	H 7	上名古屋、千有・西、北十字(西)、膳棚・西膳棚、田辺	LC2, S, M	392	上名古屋、霞ヶ丘、膳棚、田辺	H, M	380
1996	H 8	北山、中島	LC2, M	279	北山、中島	H, M	284
1997	H 9	柴田、田光、船方、清風・萱場	M	349	柴田、田光、船方、萱場	H, M	327
1998	H10	はざま・新十字、雪見、筒井	LC2, M	462	はざま、雪見、筒井	H, M	427
1999	H11	宮田・北宮田、山口、中村、弥次ヱ	LC1, LC2, M	860	宮田、山口、中村、弥次ヱ	H, M	1,131
2000	H12	汁谷、松風	M	240	汁谷、松風	H, M	197

本表は名古屋市資料を基に作成した。なお、住宅名称末尾の「住宅」、「荘」を省略した。
構造のW、LC1、LC2、S、M、Hはそれぞれ木造、簡易耐火構造平屋、簡易耐火構造2階建て、特殊耐火構造、中層耐火構造、高層耐火構造をあらわす。
建設年度は最初に建設着工した年度をあらわし、複数期間にわたる場合もある。
2000(平成12)年度までに建替に着手した市営住宅を対象とし、2014(平成26)年度末までの事業内容を反映している。
建替後の建設戸数については、事業期間を通じての全体戸数を建設開始した年度に一括計上した。
土古東、松下のように複数名称に建替えられるような場合について、旧戸数は最初の建替え年度に一括計上した。

2 市街地住宅等 [146]

(1) 市街地住宅

市街地住宅は日本住宅公団と土地所有者が共同し、等価交換方式により店舗等の施設を低層部に有する賃貸住宅を建設するもので、一般に下駄ばき住宅と呼ばれた。日本住宅公団設立翌年度の1956(昭和 31)年度に始まり、一般市街地住宅、地区市街地住宅、面開発市街地住宅と対象区域規模、共同のありかた、計画と地方公共団体との連携、権利取得方法等が拡充され、都市再開発としての側面も強化されていった。特に面開発市街地住宅は全面買収方式による大規模団地建設であり、次項3 に示す特定住宅市街地総合整備促進事業においても用いられる手法となった。市街地住宅の制度内容、変遷については本章第2節3(2) 市街地住宅 を参照されたい。

名古屋市における主な市街地住宅の建設状況を**表 6.2.63** に示す。

表 6.2.63 名古屋市における主な市街地住宅の建設状況

No.	名称	区	完成年月	戸数	特 徴
1	本重町	中	1958(S33) 4	81	18人の権利者の共同申込
2	則武	中村	1965(S40) 1	187	中村区役所併設
3	上飯田	北	1966(S41) 2	387	名鉄上飯田駅併設
4	老松	中	1967(S42) 4	381	名古屋市交通局老松自動車運輸事務所併設
5	又穂	西	1967(S42) 6	1,044	大規模高層団地、公共の緑地整備、特定街区
6	上飯田第二	北	1970(S45) 3	1,048	大規模高層団地
7	池下第二	千種	1970(S45)10	188	千種区役所併設、特定街区
8	藤ヶ丘	名東	1970(S45) 5	455	藤森東部土地区画整理事業と連携
9	豊田本町	南	1970(S45)12	167	商店街と連携、防災建築街区造成事業、土地区画整理事業と合併施行
10	東山	千種	1971(S46) 6	247	東山公園前土地区画整理事業と連携、地下鉄出入口併設
11	堀田	瑞穂	1973(S48)10	988	名鉄と連携
12	尾上	北	1974(S49) 7	1,368	面開発市街地住宅による工場跡地開発
13	豊成	中川	1977(S52)11	1,178	面開発市街地住宅による工場跡地開発
14	大幸東	東	1978(S53)12	1,433	面開発市街地住宅による工場跡地開発

名称は末尾の住宅を省略した。
完成年月は複数時点にわたる場合については最終時点のみを記載した。

本重町住宅はごく初期の市街地住宅で、中区本重町 2 丁目(現錦一丁目 10-20)に位置し、復興土地区画整理事業の中第 1 工区内にあって、日本住宅公団が 18 人という多数の権利者から共同申込みを受けて建設した。本重町住宅は建替えられて現存していない。則武住宅と池下第二住宅は名古屋市と共同し、それぞれ中村区役所、千種区役所を併設しており、池下第二住宅については特定街区が指定されている。上飯田住宅と堀田住宅は名鉄と共同し、上飯田住宅は上飯田駅を併設している。老松住宅は名古屋市交通局と共同し、老松自動車運輸事務所を併設していた。又穂住宅と上飯田第二住宅はいずれも工場跡地に建設された大規模住宅団地であり、特に又穂住宅は全国に先駆けて 15 階建ての高層住棟

[146] 前掲 70 日本住宅公団 20 年史刊行委員会「日本住宅公団史」日本住宅公団 1981.9 p. 151-158)

が特定街区指定によって建設された。豊田本町住宅は豊田土地区画整理事業区域内にあって、商店街の移転に伴って防災建築街区造成事業と合併施行で建設された。藤ヶ丘と東山住宅はそれぞれ藤森東部土地区画整理事業、東山公園前土地区画整理事業と連携し、地下鉄駅直近に店舗併用集合住宅を建設したほか東山住宅は地下鉄東山公園駅の出入り口を併設している。尾上、豊成、大幸東はいずれも工場跡地を面開発市街地住宅方式で再開発した大規模住宅団地である。

(2) 市街地住宅供給促進事業

民間施設併存公営住宅建設事業は、日本住宅公団による市街地住宅の仕組みを公営住宅に適用した方式であり、名古屋市が 1980(昭和 55)年度に創設した。民間施設並存公営住宅建設事業の例としては池下荘がある。池下荘は「地下鉄池下駅の老朽化に伴って、駅舎、地下鉄振興㈱の店舗等と並存で建設した」。この事業は「翌年度国において市街地住宅供給促進事業として制度化され、民間の事業費の一部に国と市から補助金が交付されることとなった」。市街地住宅供給促進事業としては、竹橋荘、金山荘などがある。[147]

3 住宅市街地整備

住宅市街地整備は面的な広がりのある地区について、整備計画に基づき住宅宅地および関連する公共施設を整備する任意手法の総称である。1979(昭和 54)年度に「特定住宅市街地総合整備促進事業」(以下、本項において「特住事業」という)として制度創設された後、1994(平成 6)年度に多様な事業手法を統合して「住宅市街地総合整備事業」(以下、本項において「旧住市総事業」という)に拡充され、さらに1998(平成 10)年度には「住宅市街地整備総合支援事業」(以下、本項において「住市総支援事業」という)に拡充された。なお、2004(平成 16)年度に一層拡充されて再び「住宅市街地総合整備事業」(以下、本項において「新住市総事業」という)となった。特住事業の後継となる各種の事業は、その中にこれまでの事業手法変遷を反映して複数の型に区分されているが、特住事業の内容を受け継いでいる型は拠点開発型である。拠点開発型に連なる各種事業は、いずれも事業主体が住宅建設と公共施設整備等に係る整備計画を作成し、建設大臣の承認を得ることとしている。特住事業から住市総事業への制度変遷の経過については、本章第2節3(4) 住宅市街地整備 を参照されたい。

名古屋市において拠点開発型に連なる各種事業が実施された事例を**表 6.2.64**、**図 6.2.41** に示す。

(1) 神宮東地区、白鳥地区および千種台センター地区

神宮東地区と白鳥地区は特住事業として整備計画の建設大臣承認を受けた。両地区については主として次のような条件が考慮されて特住事業という手法が選択されたのであろう。

ⅰ 工場跡地など大規模な土地利用転換が想定され、公的団体が一部用地を取得していた。

ⅱ 画地規模が大きいため区画街路等新規の都市施設整備が必要であった。

147 前掲 133 建築局 25 年のあゆみ編集委員会「建築局 25 年のあゆみ」(名古屋市建築局 1984.3 pp. 101-103)

表 6.2.64　特住事業から新住市総事業(拠点開発型)に至る事例

	地区名	面積(ha)	整備計画大臣承認		事業期間(年度)	目的	主な整備内容		地区総
1	神宮東	52.6	当初 変更	1979(S54)12.21 1981(S56) 7.	1979(S54) ～1997(H 9)	工場跡地を核に防災拠点整備	住宅 道路 公園 河川	1,377戸(UR 他) 豆田町線 他 神宮東公園 他 新堀川	神宮東
2	白鳥	73.2	当初 変更	1987(S62)11.18 1999(H11) 9. 6	1987(S62) ～2002(H14)	旧貯木場・貨物駅跡地を核に住宅供給と環境整備	住宅 道路 公園 河川	1,994戸(UR 他) 大宝線 他 白鳥公園 他 堀川	白鳥
3	中丸町3丁目	21.1	当初 変更	1996(H 8) 3.15 2004(H16) 2. 2	1995(H 7) ～2006(H18)	UR等により工場跡地に職住近接の都心居住住宅を供給、環境整備	住宅 街路 公園	746戸(UR、民間) 堀越天神橋線 他 志賀公園	—
4	富田	6.7	当初 変更	1996(H 8) 3.28 1997(H 9) 7.16	1996(H 8) ～2001(H13)	市営住宅の建替とあわせて環境整備	住宅 道路 公益施設	300戸(公営 他) 春田駅前線 他 春田駅	—
5	木場町	16.9	当初	1996(H 8) 8. 8	1996(H 8) ～2004(H16)	工場等の土地利用転換の誘導にあわせて住宅供給と環境整備	住宅 街路 公園	540戸(民間) 地区幹線道路1号 他 木場中央公園	—
6	八田・高畑	47.5	当初 変更	1996(H 8)12.15 2007(H19) 3.19	1996(H 8) ～2009(H21)	旧国鉄清算事業団跡地を核にあおなみ線沿線開発と環境整備	住宅 街路 広場 公園	1,080戸(市営 他) 土古町線 他 荒子駅前広場 他 吉良公園	—
7	大幸	4.3	当初 変更	1997(H 9)12.18 2006(H18) 6.30	1997(H 9) ～2007(H19)	愛知県住宅供給公社による賃貸住宅建替え	住宅	357戸	—
8	東丘	45.2	当初 変更	1998(H10) 3.24 2009(H21) 3.	1998(H10) ～2009(H21)	UR鳴海団地を複合的な住宅地に再整備	住宅 下水道 その他	789戸(UR) 公共下水道 公共公園 他	—
9	千種台 センター	15.0	当初	1999(H11) 3.10	1998(H10) ～2007(H19)	市営住宅等の建替とあわせて環境整備	住宅 街路	675戸(市営 他) 茶屋ヶ坂牛巻線 他	千種台

各地区の事業手法変遷は次のとおり。神宮東、白鳥は特住事業→旧住市総事業→住市総支援事業→新住市総事業。富田は旧住市総事業→住市総支援事業。中丸町3丁目、木場町、八田・高畑、大幸は旧住市総事業→住市総支援事業→新住市総事業。東丘、千種台センターは住市総支援事業→新住市総事業。

整備計画大臣承認中のS、Hはそれぞれ昭和、平成の略号、1999(平成11)年度までは建設大臣、2000(平成12)年度以降は国土交通大臣。

地区総は地区総合整備の略

iii　総合的な再開発として公的住宅建設、道路・公園・河川等の整備など対象事業が多岐にわたる。

なお、神宮東地区と白鳥地区は地区総合整備対象地区であり、千種台センター地区は千種台ふれあいタウン整備事業中の中心地区であり、同様に地区総合整備対象地区の一部である。これら 3 地区の詳細については第6編「第4章 地区総合整備」を参照されたい。

(2) 中丸町3丁目地区

中丸町 3 丁目地区は北区に位置し、「通商産業省名古屋工業技術試験所」(以下「名工試」という)、志賀公園、神戸製鋼名古屋工場跡地を含む区域であった。住宅・都市整備公団(事業着手時)による工場跡地開発を核とし、都市計画道路整備を伴う内容で、1996(平成 8)年 3 月に旧住市総事業の建設大臣承認を受けた。名工試は 2001(平成 13)年 11 月に守山区下志段味に経済産業省産業技術総合研究

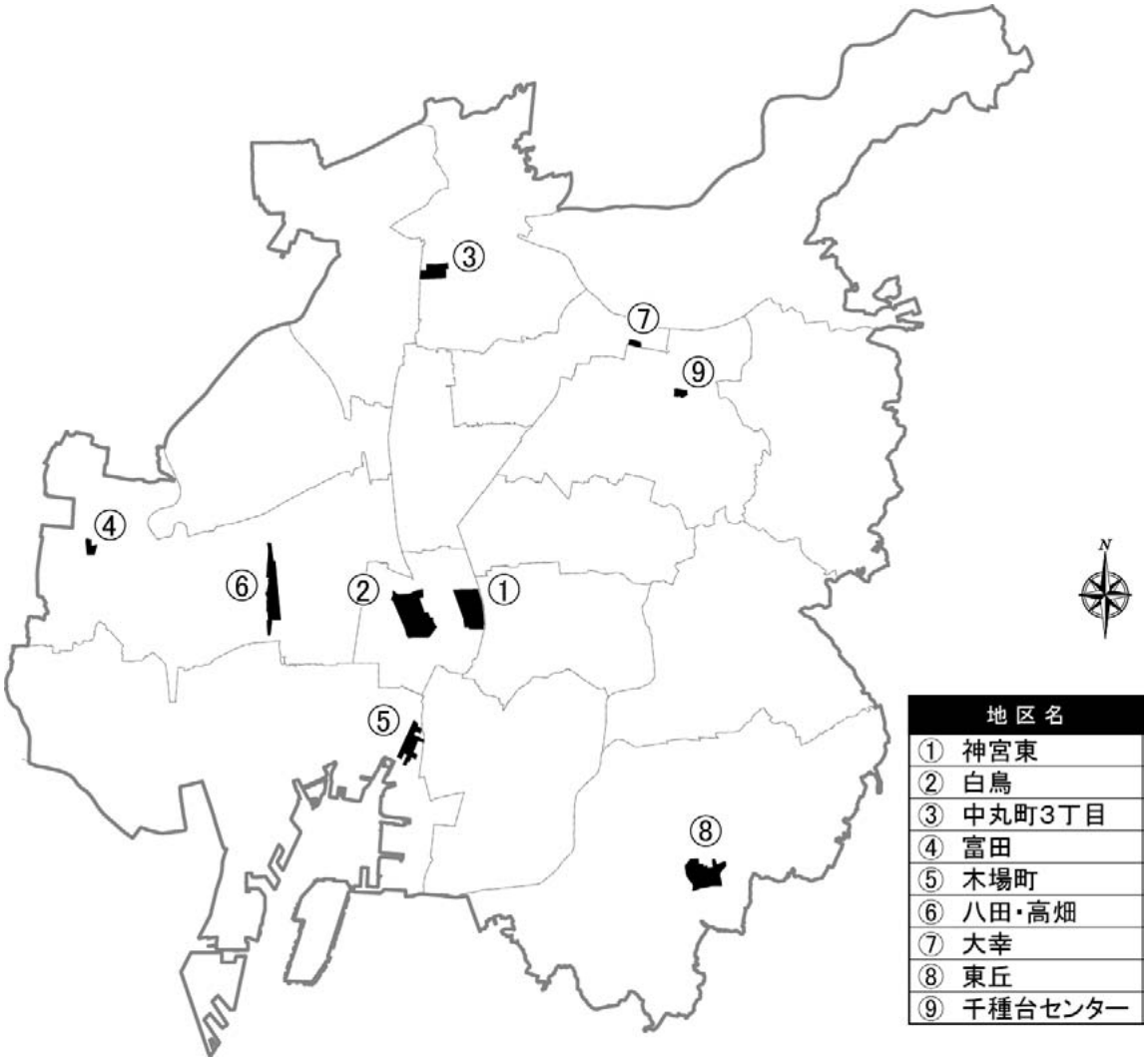

図 6.2.41　特住事業から新住市総事業（拠点開発型）に至る事例（位置図）

所中部センターとして移転しており、跡地は名古屋市立西部医療センターとなっている。工場跡地に建設された賃貸住宅はアーバニア志賀公園と名づけられた。

（3）富田地区

富田地区はJR関西本線の春田新駅設置と関連する事業である。JR関西本線を名古屋環状2号線と高架構造で立体交差させることを契機として、名古屋環状2号線の西側に新駅を設置する構想が、住民要望を背景に進展した。新駅設置費用を周辺開発による受益者負担に求めることとし、開発手法として名古屋市住宅供給公社を主体とする分譲住宅建設が採用された。この事業を市営住宅建替事業の一環として組合せ、駅前広場等の関連公共施設整備等を含め、1996（平成8）年3月に旧住市総事業（事業途中で住市総支援事業に変更）の建設大臣承認を受けた。本地区の詳細については第3編「第4章　鉄道・総合駅・駅前広場」を参照されたい。

（4） 木場町地区

木場町地区は貯木場埋立地における土地利用転換について、再開発地区計画を指定して土地利用と区画街路の整備を誘導しようとした地区で、1996（平成 8）年 8 月に旧住市総事業の建設大臣承認を受けた。本地区の詳細については、本章第3節2（1） 木場地区 を参照されたい。

（5） 八田・高畑地区

八田・高畑地区は JR 名古屋貨物ターミナルの当初計画規模が縮小されたことによる残地を核とする開発である。JR 名古屋貨物ターミナルの元となる八田貨物基地は戦前に八田操車場として計画され、戦争により一旦計画が中断された後、戦後に計画が再開された。昭和 20 年代半ばには国道 1 号以北について、西名古屋港線の東西にわたって大規模な操車場用地が計画された。[148] しかし鉄道貨物需要の減少などにより、西名古屋港線の東側だけで用地が充足することになったため、国鉄によって取得された用地のうち西側の用地が遊休地化した。この南北に長い国鉄取得用地は国鉄分割民営化によって国鉄清算

事業団が継承し、これを基に旧住市総事業が計画され、1996（平成 8）年 12 月に建設大臣承認を受けた。

八田・高畑地区は、旧住市総事業以降に整備計画が建設大臣承認を得た事業としては、多様な事業が組み合わされており、当初の特住事業の性格に近いといえよう。この地区はウエスト・サイド・タウン名古屋という愛称が付された。住宅建設については、既存市営住宅の建替えをはじめ、名古屋市、名古屋市住宅供給公社、住宅・都市整備公団（事業着手時、以下同様）、民間事業者によって多様な住宅が供給された。公共施設としては土古町線、荒子若山線、吉良公園（吉良第一公園廃止の代替整備）、山塩緑道が整備された。そのほか、地区東側の既存貨物鉄道線である西名古屋港線が旅客化され、地区内には荒子、南荒子、中島の 3 駅が設置された。また中川図書館・中川文化小劇場などの公益施設も地区内に建設されている。

（6） 大幸地区

大幸地区は愛知県住宅供給公社による大幸住宅および愛知県職員寮を建替えるもので、1997（平成 9）年 12 月に建設大臣承認を受けた。建替え後の賃貸住宅はサンコート砂田橋と命名された。住宅の建替えのほかは、街区内における店舗、医療施設、福祉施設等の公益施設の整備が主となっている。

（7） 東丘地区

東丘地区は日本住宅公団が開発整備した鳴海団地を核とし、細根公園および鳴海公園とその周辺を含む区域である。日本住宅公団の後継組織である住宅・都市整備公団が再整備を計画し、1998（平成 10）年 3 月に住市総支援事業の建設大臣承認を受けた。住宅・都市整備公団による建替えを主とし、一部の

148 日本国有鉄道岐阜工事局「岐阜工事局 50 年史」（日本国有鉄道岐阜工事局 1970.3 pp. 306-312）

用地は民間事業者に売却され、住宅供給以外に高齢者福祉施設等の公益施設整備も行われた。都市再生機構の賃貸住宅はアーバンラフレ鳴海と名づけられている。

なお、2004（平成 16）年度に住市総支援事業が新住市総事業に拡充されると、名古屋市では同年度に田代、清明山、汁谷、平田、希望ヶ丘、稲葉地、宮田の 7 地区が一斉に国土交通大臣承認を受けた。このうち清明山、稲葉地の 2 地区は愛知県営住宅の建替え、それ以外の地区は名古屋市営住宅の建替えを主とする事業である。

♣♣コラム　改良、改造、改善、再開発♣♣

都市計画ないし関連分野で改良、改造、改善といったさまざまな類似用語が用いられてきた。一般的な語義として広辞苑では、改良は「悪いところ（欠点）を改めてよくすること」、改善についても「悪いところを改めてよくすること」とほぼ同義である。これに対して改造は「造りなおすこと。つくりかえること」としている。また、類語辞典では、改良は「よいものに改めること」、改善は「よい状態に改めること」、改造は「既存のものを作り直すこと」としている。これらの用語は都市計画ないし関連分野ではどのように使い分けられてきたのだろうか。

改良が用いられている例として、住宅地区改良事業と土地改良事業がある。これらはそれぞれ住宅地区改良法と土地改良法に根拠を有する法定事業である。

このうち、住宅地区改良法はスラムクリアランスの根拠法として 1960（昭和 35）年に制定され、住環境を「よいものに改めること」が主眼であろう。また、土地改良法は耕地整理法の後継法として1949（昭和 24）年に制定され、同法第 1 条「目的および原則」において改良および改善がともに用いられており、農用地を「よい状態に改めること」が主眼であろう。

改造が用いられている例としては、都市改造事業と市街地改造事業があった。

都市改造事業は 1956（昭和 31）年度に一部地区で、翌年度からは本格的に施行された。これは、既成市街地を対象とし、幹線街路整備を含む公共団体施行の土地区画整理事業に対する国庫補助事業の名称であり、「既存のものを作り直すこと」に相当しているであろう。都市改造事業は 1969（昭和 44）年度に公共団体区画整理補助事業に名称変更された。

市街地改造事業は「公共施設の整備に関連する市街地の改造に関する法律」を根拠とする法定事業である。道路や駅前広場等の公共施設整備とあわせて、当該施設の区域と周辺の区域をクリアランスして施設建築物を建築し、希望する権利者を施設建築物に入居させるものであった。これも「既存のものを作り直すこと」に相当しているといえよう。市街地改造事業は 1969（昭和 44）年に都市再開発法が制定されて市街地再開発事業へ移行した。

改善が用いられている例として、既設公営住宅改善事業や合流式下水道緊急改善事業などがある。

既設公営住宅改善事業は要綱に基づく国庫補助事業で 1976（昭和 51）年度に創設された。既設の公営住宅の住戸、環境、景観を改善することに対して補助するもので、公営住宅を「よい状態に改めること」に相当しているであろう。既設公営住宅改善事業は2000（平成12）年度には公営住宅等ストック総合改善事業へ移行した。

合流式下水道緊急改善事業は要領に基づく国庫補助事業で 2002（平成 14）年度に創設された。合流式下水道緊急改善事業は、雨天時において合流式下水道による公共用水域の汚濁負荷を軽減するための事業に補助するものである。これも公共用水域の水質を「よい状態に改めること」といえよう。

以上のように、改良、改造、改善という用語はおおむね類語辞典の語義に沿って使われているといえよう。これらの用語のうち、改良、改善は継続して使用されているが、改造は都市計画ないし関連分野では、管見する限り別の言葉に置き換えられて使用されていないと思われる。都市改造事業と市街地改造事業は、いずれも広い意味で再開発に含まれる。再開発という用語が新鮮な感覚をもって受容されていく過程において、改造という用語が若干古色を帯びているかのように感じられたのではなかろうか。

♣♣コラム　まちづくりと国際会議♣♣

土地区画整理事業をはじめとする都市開発、都市政策、都市交通、住宅・居住、都市景観・都市デザインなど、まちづくりにかかわる広範なテーマの下に、多くの国際会議、セミナー、シンポジウムなどが、名古屋市や関係機関が主体となって開催されてきた。

会議においては、「名古屋を例とした日本の土地区画整理事例」や「基幹バスシステムの計画・効果」、「名古屋市の都市開発の将来方向」、「ガイドウエイバスシステム志段味線の紹介」といった発表もなされている。また、会議を総括する「宣言」において「名古屋都市センター」に関する内容に言及されたものもあった。名古屋市制100周年を迎えた1989（平成元）年前後では、「デザイン」をテーマとする会議が多く開催されている。以下にその一覧を示す。

なお、本市の発展に大きく貢献した土地区画整理事業については、こうした会議などを通じて広く技術移転がなされ、今日では「KUKAKUSEIRI（区画整理）」というワードでまちづくりに生かされている。

開催期間	会議名
1980(昭和55)年 10月22日～29日	大都市圏の計画と監理に関する国際会議 (国連大都市問題名古屋会議)
1982(昭和57)年 10月13日～18日	都市開発政策に関する国際セミナー (都市開発名古屋国際セミナー)
1985(昭和60)年 3月19日～25日	区画整理に関する国際セミナー
1986(昭和61)年 10月20日～24日	第11回 SEATAC※ 都市交通セミナー1986
1987(昭和62)年 7月21日～27日	居住環境改善のための 第2回アジア太平洋都市会議(名古屋会議)(N'LAP)
1988(昭和63)年 10月11日～15日	INTRA日本 大都市圏の交通に関する国際会議
1988(昭和63)年 10月20日～26日	大都市の変貌と開発ー国際名古屋都市会議ー
1989(平成元)年 10月18日～21日	世界デザイン会議ーICSID※※ '89NAGOYA
1989(平成元)年 11月16日～17日	都市デザインセミナー
1992(平成 4)年 10月19日～23日	都市開発政策国際会議名古屋 '92
1995(平成 7)年 10月2日～6日	世界インテリアデザイン会議ーIFI※※※ '95NAGOYA
1995(平成 7)年 11月6日～8日	第2回 日独都市交通ワークショップ
1997(平成 9)年 9月17日～18日	第4回国際都市計画シンポジウム ー都市計画の新しいパラダイムー
1997(平成 9)年 10月6日～9日	名古屋世界都市景観会議 '97
1998(平成10)年 12月4日	第2回国際シンポジウム 「持続可能な地域開発をめざして」

当該一覧では、本都市計画史の対象期間に開催されたものを示した

※ SEATAC : Southeast Asian Agency For Regional Transport and Communications Development

※※ ICSID : International Council of Societies of Industrial Design

※※※ IFI : International Federation of Interior Architects / Interior Designers

第3章 開発行為

第１節　開発行為制度制定経過と制度の概要

1 開発行為制度制定前の経過

(1) 都市計画法改正に至る経過

昭和30年代から昭和40年代において、わが国では高度経済成長とともに人口の増加が著しく、またそれらは多く都市に集中し、なかでも三大都市圏における趨勢は猛烈なものがあった。当時の全国の状況について建設省の担当課は次のように書いている。

「昭和42年の建設白書によれば、昭和35年から昭和40年までの5年間に市街地の面積は19パーセント、市街地人口は16パーセント増加し、市街地人口の全人口に占める割合が40パーセントから48パーセントに増加し、更に今後20年間の内に全人口の80パーセントまでが市街地人口になると予想している。この様な激しい都市への人口集中が…農山村から…都市への人口移動によるものであることは言うまでもない。…我が国の都市集中がなお当分の間激しく続くに違いないことを示している」[1]

そして、とりわけ三大都市圏への人口流入と産業の都市集中は多くの住宅、宅地需要と乱開発を生み、法的規制が不十分な中での住宅、宅地等の供給は、都市部の特に大都市郊外部で都市基盤未整備の零細宅地が虫食い状に散在していくという、いわゆるスプロール現象をもたらした。一方で、地方自治体による都市基盤整備は、都市計画と都市施設の未整備な中での後追い整備と事業費不足等から、非効率な行政投資をせざるを得なくなることが多かった。

このような情勢のもと、宅地審議会は第6次答申（昭和42年3月24日建設省宅地審発第13号）において「当審議会は、未曽有の都市化が進行しつつある現状にかんがみ、政府が…万難を排し、速やかに立法上、財政上等所要の措置を講ずることを要望する」という非常に強い調子の答申を行い、その中において、次のような対策を提言した。

ア 土地利用計画を策定し、都市地域については、既成市街地、市街化区域、市街化調整区域および保存地域に区分し、地域ごとに規制、誘導、整備など必要な措置を講ずること

イ 開発行為制度の創設

ウ 都市施設整備のプログラムとその責任分担の原則の確立

この提言などを受け、強力な「土地利用計画」と、その計画を実現する規制制度を含めた都市計画法の抜本改正がなされることとなった。都市計画法は1968（昭和43）年6月15日に全面改正し公布され、1年後に施行となった。この新都市計画法には、柱の一つとして市街化区域および市街化調整区域の区域区分とそれを担保する手段としての開発行為制度が盛り込まれた。なお、新都市計画法で新たに法定された事項としての区域区分や開発許可に係る経緯等は、第1編「総論」（序章第4節2 都市計画法において新規に法定された事項）に記したとおりである。

[1] 建設省計画局宅地開発課編「開発許可制度の解説」（(社)日本宅地開発協会 昭和45年 p. 7）

(2) 都市計画法改正以前の開発行為制度に類似または関連する制度について

区域区分および開発行為制度は、都市計画法改正によって新しい制度として誕生したが、旧都市計画法の時代にも類似ないしは関連する法制度が存在していなかったわけではない。ここで、**図 6.3.1** をもとにそのことについて簡単に触れる。

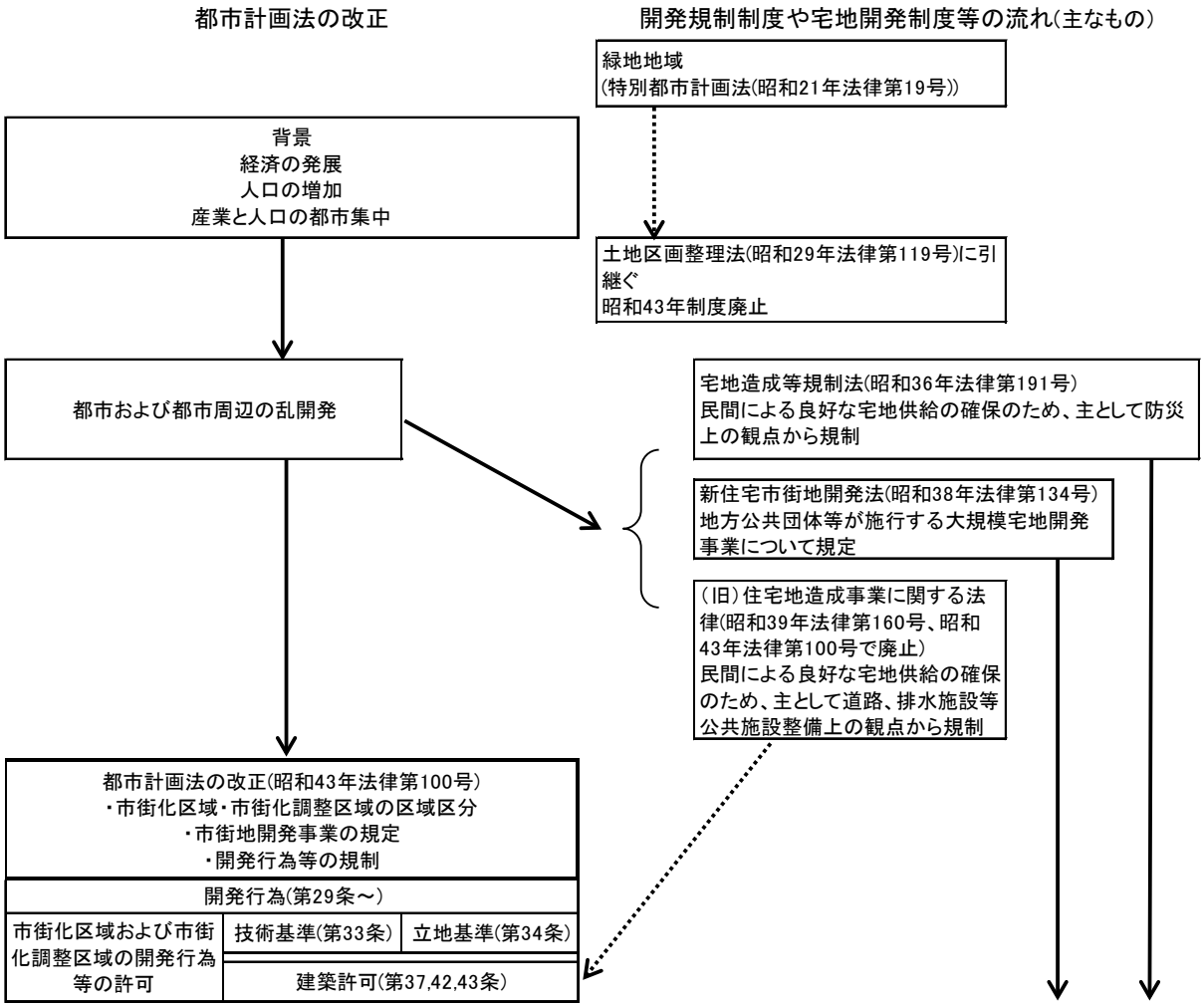

図 6.3.1 開発行為制度制定までの経過

① 緑地地域

まず区域区分および開発行為制度に類似する制度に関しては、土地利用規制の面から都市の過大膨張を抑止し、かつ市民の健康を保全するための制度として、第 2 次大戦後の 1946(昭和 21)年特別都市計画法(昭和 21 年法律第 19 号)に基づく緑地地域制度が定められた。なお、この制度の概要は第1編「総論」(序章第4節3(2) 緑地地域)に述べたが、同制度により、東京都区部、京都市、岐阜市等で市域等の十数%を超える区域に緑地地域が指定されている。ここで改めて緑地地域の制度と経過を「日本公

園緑地発達史 上巻」[2] からの引用により説明したい。

「緑地地域の制度は防空法の防空空地帯の代替物として考え、その目的は防空空地帯の避難、災害の軽減ということから、都市の平面的連檐を防止するものとして考えられたことは明らかであった」

「緑地地域の当初の考えは、住居地域としてではなく、農耕地としてこれを都市周辺に囲繞しようとするグリーンベルト構想から発したものであったが、法律は 1 割建蔽地としたため、また人口の急増から却って規制の強い住宅地としての反ばくとなり、また本格的なグリーンベルト或は空地帯制度は、時勢上進んで考慮する気運は為政者間、都市計画専門家側から毫も起らなかったことに失敗の原因があったものであろう」

「東京都市計画地方審議会会長美濃部亮吉は、昭和 44 年 4 月、遂に…法律による緑地地域制度廃止以前に東京都の緑地地域は全面解除した」

すなわち、都市の外縁的な拡大を防ぐため市街地外縁部に帯状に地域を定め、農林漁業の用に供する建物等を除き原則建ぺい率 1 割を原則とするという厳しい規制をかけ、都道府県知事の許可制とするという、新都市計画法における市街化調整区域の指定と、そこにおける開発許可制度と類似した施策を、第 2 次大戦終了直後の特別都市計画法により打ち出した。しかし、戦後の復興期や人口の急増期等と重なったこともあってか、成功しなかったものである。制度自体も新都市計画法施行とともに廃止されている。

なお、緑地地域は名古屋市においても検討され、その具体的区域は「大名古屋将来構想図」(昭和 30 年、名古屋都市計画史・図集編、pp. 101～102)に見ることが出来るが、市の発展見通しや周辺市町村との関係等や愛知県との調整などから結果として指定されなかった。[3]

② 良好な宅地開発に関する施策

次に、都市計画法改正以前における安全な宅地開発と良好な宅地供給に関する動きを述べる。

大都市およびその周辺都市においては旺盛な宅地需要に応えるため、宅地造成が盛んに行われるようになった。しかし、なかには擁壁や排水施設などが不完全なため、豪雨時等にがけ崩れや土砂災害を引き起こす場合があり、なかでも 1961(昭和 36)年 6 月の集中豪雨による横浜市や神戸市での被害は甚大なものがあった。これらに対応し、宅地造成に関する工事等について災害の防止のために必要な規制を行い、国民の生命および財産の保護を図るために、「宅地造成等規制法」(昭和 36 年 11 月法律第 191 号)が制定され、宅地造成工事規制区域内での宅地造成に関する行為を許可に係らしめることとなった。

また、1963(昭和 38)年には地方公共団体等が施行する大規模宅地開発事業について定める、「新住宅市街地開発法」(昭和 38 年法律第 134 号)が制定されている。

さらに、1964(昭和 39)年には、一定規模以上(原則 1ha 以上)の住宅地の造成行為について許可制度を導入し、道路等の公共施設、排水路等の排水施設の整備や地盤対策等の措置が講じられるようにする「住宅地造成事業に関する法律」(昭和 39 年法律第 160 号、この法律は昭和 43 年法律第 100 号で廃止された)が定められた(**図 6.3.1** 参照)。

これらに対し新都市計画法では、都市計画法に基づく開発行為を、宅地造成等規制法による宅地造

[2] 「日本公園緑地発達史 上巻」 佐藤 昌 1977.1.1 発行 p. 487, p. 506, p. 508

[3] 「名古屋都市計画史(大正 8 年～昭和 44 年)」(財)名古屋都市センター 平成 11 年 3 月 p. 319

成工事規制区域内で行う場合は、各法律に基づくそれぞれの許可が必要としつつも、開発行為の許可にあたっては技術基準として宅地造成等規制法の基準を準用するなど [4]、相互に関連付けた運用としている。一方、地方公共団体等の行う開発行為や都市計画事業として行う行為は、開発許可制度においては許可不要とされた。さらに、住宅地造成事業に関する法律に基づく事業については、「都市計画法施行法」(昭和 43 年法律第 101 号)第 7 条により、経過措置が規定され引継がれるとともに、新都市計画法第 43 条第 1 項第 5 号、「都市計画法施行令」(昭和 44 年政令第 158 号)(以下「政令」という)第 34 条第 2 号により、市街化調整区域における建築許可に引継がれた。

2 開発行為の許可制度の概要

開発行為の許可制度は、新都市計画法において新たに設けられた制度であるが、制度施行後、幾度も法改正ないし通達等による法の運用基準の見直しなどがされている。しかしその詳細を述べることはここでは避け、名古屋市での経過を理解するために必要と思われる制度概要と改正経緯をごく簡単に述べるに止める。なお、制度の詳細や改正の詳細については、国レベルでは「開発許可制度の解説」(建設省計画局宅地部宅地開発課編、(社)日本宅地開発協会発行、昭和 45 年初版、以後新訂版等が重版された)、2000 年前後の都市計画法等の改正を受けた「最新 開発許可制度の解説」(開発許可制度研究会、(株)ぎょうせい発行、平成 17 年)、また、愛知県においては「都市計画法 開発許可実務の手引」((財)東海建築文化センター編集、昭和 46 年初版、以後改訂版が重版されている)などに詳しい。名古屋市での運用やその実績については、第2節 名古屋市における開発行為 に述べる。

(1) 開発行為とは

新都市計画法では、市街化区域および市街化調整区域の区域区分を行い、それを担保する手段として開発許可制度が設けられた。これを簡単に言えば、開発行為の許可とは、市街化区域では建築物の建築等のための土地の造成行為について許可に係らしめ、安全な宅地を造成すると共に、道路、排水施設等の公共施設を整備させる。一方、市街化調整区域では、原則、農林水産業等のためおよび既存建築物のある宅地等における建築物の建築等を除き、新たな建築行為を許可しないとするという趣旨である。

都市計画法(以下この章では「法」と略す)第 4 条においては、開発行為とは「主として建築物の建築の用に供する目的で行なう土地の区画形質の変更をいう」と定義されている。しかし、この条文にいう土地の区画形質の変更については、具体的にどの状態を「区画」「形」「質」の変更とみるか、法施行当初様々な事例の中で各自治体を始め関係者を悩ませる課題であった。

また 1974(昭和 49)年の法改正で、第 4 条文中の「建築物の建築」のあとに「又は特定工作物の建設」の語句が追加された。これは、アスファルトプラントなど産業用の工作物、ゴルフコース等のレジャー施設など、あるいは墓園などがおもに市街化調整区域で建設、設置された動きに対応した改正である。

開発許可制度の全体像をつかむための参考に、制度施行当初の概要を**表 6.3.1** にまとめ掲げた。

[4] 「都市計画法 開発許可の実務の手引」((財)東海建築センター編、愛知県建築部建築指導課監修、昭和 51 年改訂版では p. 215)

表 6.3.1 開発許可制度の概要(本表は 1970(昭和 45)年時点の制度概要である)

「開発行為」とは主として建築物の建築の用に供する目的で行なう土地の区画形質の変更をいう(法第4条)		
区域	市街化区域	市街化調整区域
法適用除外行為	・鉄道施設、社会福祉施設、医療施設、学校、公民館等の公益上必要な建築物の建築の用に供する目的の行為 ・国、都道府県、指定都市等が行う行為 ・都市計画事業、土地区画整理事業の施行として行う行為など ・その他政令で定めるもの(市街化調整区域において日用品等の店舗等で建築物の延べ面積50㎡以内の建築物の新築のための100㎡以内の開発行為など)	
	市街化区域で行う開発行為で、政令で定める規模(1000㎡)未満のもの	農・林・漁業用の建築物又はこれらの業務を営む者の居住用の建築物の建築の用に供する目的の行為
許可対象面積	1000㎡以上	すべて
許可者	都道府県知事、指定都市の長	同左
開発許可手続き 開発許可基準等	・申請手続き規定(法第30条) ・設計者の資格規定(法第31条) ・法第33条関係(技術基準);以下の各号に適合 ①用途地域に適合 ②道路、公園、消防水利等の公共施設について ③排水施設について ④給水施設について ⑤公共・公益施設について ⑥地質、地盤について ⑦災害危険区域等を含まないことなど	同左
		・法第34条関係(立地基準);以下の各号の一に該当していること ①日用品等を販売する店舗等 ②鉱物、観光等の資源活用のため ③特別の条件が必要な事業のため ④農林漁業用または農産物等の処理等のため ⑤中小企業の事業の共同化等のため ⑥現に存する工場施設と密接な関連を有する事業のため ⑦危険物の貯蔵等のため ⑧市街化区域内に建築が困難なもの等で政令で定めるもの ⑨線引きの日から6か月以内に建築目的で届け出たもの(権利届) ⑩以下に該当し開発審査会の議を経たもの イ、20ha以上で都市計画区域の計画的市街化に支障がないもの ロ、周辺の市街化を促進する恐れがなく、市街化区域で行うことが困難等のもの(⑩号ロの詳細は表6.3.16参照)
公共施設の管理者等の同意等	あらかじめ関係する公共施設の管理者の同意を得、かつ設置される公共施設を管理することとなる者等と協議しなければならない(法第32条)	
建築等の制限(法37・42条関係)	開発許可区域内では、開発行為の完了公告前に建築物の建築をしてはならない。但し都道府県知事の許可等の場合はこの限りでない(法第37条) 開発許可区域内では、開発許可に係る予定建築物以外の建築物の新築をしてはならない。但し都道府県知事が許可した場合や用途地域が定められているときなどはこの限りでない(法第42条)	
建ぺい率等(法41条)		都道府県知事、指定都市の長は、開発許可の際、必要と認めるとき、建ぺい率等の制限を定めることができる
開発許可を受けた土地以外の土地の建築等の制限(法43条関係)		市街化調整区域では都道府県知事の許可を受けなければ(許可の基準は政令第36条)、農・林・漁業用の建築物等や公益上必要な建築物以外を新築してはならない 但し以下についてはこの限りでない ①国、地方公共団体等が行う新築等 ②都市計画事業の施行として行うもの ③非常災害の応急措置として行うもの ④仮設建築物 ⑤法第29条第7号に掲げる開発行為が行われた土地におけるもの ⑥通常の管理行為、その他政令で定めるもの(例:車庫、物置、日用品等の店舗等で50㎡以内のもの等)に係るもの (S49法改正でここに、いわゆる50戸連担集落・既存宅地の確認制度が追加された) (政令第36条の許可の基準) ①排水、地盤改良等の技術基準 ②許可申請に係る建築物が次のいずれかに該当する建築物であること イ、法第34条1号から8号に規定する建築物 ロ、法第34条9号(権利届)に係るもの ハ、周辺の市街化を促進するおそれがない等と認められる建築物であり、開発審査会の議を経たもの(通常法第34条10号ロを準用)
開発審査会	開発許可に関する審査請求に対する審査、裁決 市街化調整区域の開発許可および建築許可について、法第34条および第43条に係る審査会事項についての審議	

(2) 開発許可制度の内容

ここでは法施行時の制度を中心にして説明し、その後の主要な改正経過は(4) 開発許可制度改正の主な経緯 で記述する。開発行為の定義は前述のとおりであるが、許可対象となる行為や基準は市街化区域と市街化調整区域で考え方等が大きく異なっているため、それぞれ順に説明する。

ア 市街化区域

開発行為の許可権者は、都道府県知事および政令指定都市の長である。なお、1994(平成 6)年の改正で中核市の長が、1999(平成 11)年の改正で特例市の長が追加されている。

開発行為の許可対象面積は政令第 19 条で 1,000 ㎡以上となっている。この面積は、土地区画整理事業の規模などから比較すると小さいが、大都市市街地において 1,000 ㎡以上の宅地開発はかなり大規模であり、この基準を若干下回る開発逃れと呼ばれる宅地開発が多く発生したこともあり、1992(平成 4)年この基準は三大都市圏において 500 ㎡以上に改正され 1993(平成 5)年に施行された。

法適用除外行為としては、鉄道施設、社会福祉施設、学校等の公益施設の建設のため、国、都道府県等の行うもの、都市計画事業等の事業の施行として行うもの、非常災害の応急措置として行うものなどがあげられている。

なお、社会福祉施設については 2006(平成 18)年の法改正で法適用除外施設から削除された。その経過は、次の市街化調整区域の項において述べる。

続いて法第 30 条で許可申請の手続き、法第 31 条で設計者の資格が規定されている。

次いで法第 32 条で開発行為に関係がある公共施設の管理者の同意、協議や開発行為等により設置される公共施設を管理することとなるもの等との協議が定められている。開発行為に伴い関係する、あるいは設置される公共施設等は、例えば道路、公園、排水施設(下水道、河川、ため池、用水路など)、消防水利、水道、集会所等、ごみ収集場などをはじめ、規模の大きな開発では義務教育施設、電気、ガス事業等広汎にわたるものである。これらは自治体側にとっても開発者との負担区分や、場合によって幹線的施設の整備についての整備優先度などとの調整を生じさせるなど、様々な課題を呼んだ。こうした課題を呼ぶことは、前記した宅地審議会第 6 次答申の「都市施設整備のプログラムとその責任分担の原則の確立」において、あらかじめある程度は予測されていたことではあろうと思われるが、国あるいは自治体の動きに比べ、人口増等とそれに伴う民間宅地開発のスピードは速く、全国各地で自治体側の設けるいわゆる「開発指導要綱」とのせめぎあいが発生した。なお、本条文は、2000(平成 12)年の改正で、1 項目であったものを 3 項目に分けつつ条文が手直しされ、「開発行為についての公共施設管理者等との同意・協議の観点を明確化」[5] されている。

続いて法第 33 条で、技術基準と呼ばれる土地利用計画への適合性や、公共施設の具体的な整備基準、土地造成上の基準、その他開発者の資力信用や関係権利者の同意などの事項が定められている。1974(昭和 49)年の法改正では、ここに樹木の保存等環境保全の事項が加えられた。また、1992(平成 4)年には、これまで自己居住用の住宅および住宅以外の自己業務用の建築について同条の基準の一部

[5] 「改訂 7 版 開発許可制度の解説」(建設省建設経済局民間宅地指導室監修、平成 12 年、p. 30)

適用が除外されていたが、住宅以外の自己業務用の建築について適用が拡大されるなどの改正があった。

次に、建築物の建築等の制限に関する条項としては、法第 37 条にて開発許可区域内（市街化区域、市街化調整区域に関らず）では行為の完了公告前の建築行為を禁止することや、その期間における許可に関すること、法第 42 条にて開発許可に係る予定建築物以外の建築物の建築禁止に係る事項とそれについての許可に関することなどが定められている。

その他法第 46 条以降において開発登録簿を調製することやその内容取扱いに関すること（法第 46, 47 条）、開発審査会を設け（法第 78 条）、開発行為の申請許可等に関する審査請求に対応すべきこと等（法第 50 条～52 条）が規定されている。

イ 市街化調整区域

市街化調整区域においても開発行為の許可権者の規定は市街化区域と同じである。

法適用除外行為として、市街化区域のような面積に関する規定はなく、原則として全ての面積の行為が許可の対象となる。一方で、公益的施設の建築の用に供する目的の行為をはじめとする法第 29 条に定める適用除外行為は市街化区域と同じである。加えて、農林漁業の用に供する建築物や、それらの業務を営む者の居住用の建築についても適用除外されている。また市街化調整区域の居住者のための日用品店舗等で小規模なものについても適用除外されている。

但し、公益的施設のうち、社会福祉施設等について、「社会福祉事業法」（昭和 26 年法律第 45 号）第 2 条に掲げる第 1 種および第 2 種社会福祉事業の用に供する施設は開発行為の法適用が除外されていたが、1982（昭和 57）年制定の「老人保健法」（昭和 57 年法律第 80 号）による老人保健施設や「老人福祉法」（昭和 38 年法律第 133 号）による有料老人ホームについては、市街化調整区域の立地基準において開発審査会を経て許可すべき事項とする旨の通達が 1986（昭和 61）年および 1988（昭和 63）年に出され、許可対象に加えられた。さらに、市街化調整区域において社会福祉施設等の大規模な施設の乱立があるとして 2006（平成 18）年に法改正され、法適用除外施設から削除され、同種施設は開発審査会の議を経て許可されるものに統一された。

次に開発許可基準として、手続き規定や設計者の資格規定ならびに「技術基準」は市街化区域と同様に適用される。これに加え、次に述べる立地基準と呼ばれる市街化調整区域での立地を規制する基準が定められている。

法第 34 条「立地基準」は「開発行為は、i スプロール対策上何らの支障がないと認められるもの、ii スプロール対策上支障があるが、これを忍容すべき特別の必要性の認められるもの、iii スプロール対策上支障があり、これを忍容すべき特別の必要性の認められないものに分けられ、i 、ii を許可しうるもの、iii は許可すべきでないとしたものである」[6] という考え方によって定められ、具体的には**表 6.3.1** に掲げたように 10 項目が列挙されている。

[6] 建設省計画局宅地開発課編「開発許可制度の解説」（（社）日本宅地開発協会 昭和 45 年 p. 134）
なお、引用にあたり表現を若干簡略化した。

なお、法第 34 条第 9 項の「線引きの際土地所有者等が届け出たものが、一定期間内にその土地に関する権利の行使として行うもの」（いわゆる権利届）の一定期間は 5 年とされた。その 5 年が経過しようとする 1974（昭和 49）年、都市計画法が改正され、法第 43 条「開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の制限」の項目においての許可不要行為に、「50 戸連担等で且つ既存宅地の確認を受けたもの」が加えられた。このいわゆる「既存宅地の確認制度」は 2000（平成 12）年の法改正で廃止されたが、その際、法第 34 条第 8 の 4 号において「市街化区域に隣接し、50 以上の建築物が連担し、都道府県、政令市等が条例で指定する区域の開発行為」が立地基準として追加された。

開発行為に伴う公共施設管理者等の同意や協議、あるいは開発許可区域内での建築許可規定は市街化区域と同じである。

また、法第 41 条では市街化調整区域で開発行為を許可する場合、都道府県知事または政令指定都市の長は、必要と認めるときは建ぺい率や建築物の高さ、壁面の位置、敷地規模その他を定めることができることとなっている。

さて、以上の市街化調整区域での開発行為の規定のほか、開発許可を受けた土地以外の土地、すなわち開発許可を受けていない土地における建築許可に関する条項が法第 43 条に定められている。

法第 43 条は、開発許可を受けていない土地で行う建築行為についても、法第 29 条の適用除外行為および第 33 条、第 34 条の技術基準と立地基準を準用し許可に係らしめるという規定である。これにより、都市計画法では、市街化調整区域における開発行為および開発行為を伴わない建築行為が、すべて許可の対象となっている

最後に、開発審査会では、市街化調整区域における行為のうち、法第 34 条および法第 43 条（政令第 36 条）において、あらかじめ開発審査会の議を経たものについて許可するとされている事項について、審査を行うこととなっている。

(3) 開発許可制度実施初期に現れた制度の課題

開発許可制度は線引き制度と表裏一体の関係で実施されて以降、様々な抵抗も受けつつ都市計画における重要な制度として定着していったが、まちづくりの現場ではこの制度に対する様々な課題も現れた。ここで、当時指摘されていた本制度の課題について、「名古屋市における開発許可制度 ―その十年の歩みと課題―」[7] において名古屋市が指摘していた事項を参考にしつつ、ここにとりまとめ述べる。

ア 土地区画整理事業との関係

特に名古屋市においては組合方式による土地区画整理事業が盛んなため、開発適地はすでに土地区画整理事業が実施されていることが多く、開発行為が行われるのは小規模で地形等の条件が悪い地区となりがちであり、そのため公共施設整備等の条件も厳しいものとなることが多いことが挙げられる。

また、このことから派生して以下にあげるような問題が引き起こされがちである。

[7] 「名古屋市における開発許可制度」（名古屋市計画局、昭和 55 年 10 月 pp. 47-50）

イ 開発行為の定義と運用

「土地の区画形質の変更」を伴わない開発、または開発行為にあたらない建築行為と、開発行為に該当する行為との間に、開発者にとっては公共施設等の設置義務や許可手続きの負担に大きな差が出るが、自治体にとってその建築行為等の結果、必要とされる道路排水施設等あるいは同施設にかかる負荷は両行為共に同様であるため、自治体側に公共施設整備の負担が出る場合がある。一方、開発者にとっては適用される法制度により整備すべき公共施設整備の負担度合いなどが違うため、なるべく自己負担分を少なくしようとするという事態が発生する。

これを端的にいうと、開発行為は新しい制度であったため実施して初めてわかる部分もあり、「土地の区画形質の変更」の定義の細部には当初かなり運用に任されていた領域があったという事であろう。また、許可対象面積基準(1,000 ㎡以上)も市街地においてはそれなりに大規模であったし、さらに、土地を分割し逐次行為を行う場合、一体の行為とみなすか別行為とみなすかの判断基準や、「建築基準法」(昭和 25 年法律第 201 号)による道路位置指定制度に基づく建築行為と都市計画法による開発行為との関係など運用上様々な課題があった。

ウ 公共団体等の除外規定について

公共団体や公的団体による住宅団地開発事業等は開発行為の法適用が除外されているため、市街化調整区域における開発や、公共施設等の整備について民間開発との間に格差が生じているという意見がある。

エ 自己用と非自己用の区分と法適用

自己用と非自己用の区分が緩やかであるその一方で、自己用の開発行為には公共施設の整備の適用がないため、結果として類似行為であっても開発行為によっては公共施設整備水準に差ができている。

オ 予定建築物について

開発行為の完了公告後は、用途地域の定められている地区では予定建築物以外の建築物も建築可能であるため、開発許可時の公共施設整備水準と不均衡が生じることがある。例えば、倉庫、事務所、店舗のそれぞれの用途、規模により、駐車場あるいは道路の幅員等の想定は違ってくることがある。

カ 公共施設の整備水準と管理

開発行為許可における技術基準の元となったといわれる住宅地造成事業に関する法律は、1ha 以上の住宅地造成事業を前提に構成されていたが、開発行為では原則として 1,000 ㎡以上を許可対象としているため、極端に狭い公園等や、整備される公共施設水準や配置計画などに無理が生じる場合がある。また中途半端な公共施設について、施設管理者が管理引継を望まない場合も出ている。

キ 開発行為に伴う登記等について

土地区画整理事業による場合は、換地の登記について、「土地区画整理法」(昭和 29 年法律第 119 号)第 107 条第 4 項の規定による「不動産登記法」(明治 32 年法律第 24 号、平成 16 年法律第 123 号(全面改正))の特例が「土地区画整理登記令」(昭和 30 年政令第 221 号)に定められている。しかし、開発行為ではこういった特例の規定はなく、全ての交換分合について手続きが必要とされる。また税法上も交換分合による替地ごとに所有者が違えば所有権移転として課税対象とみなされる場合が多い。従って、複数

の土地権利者による開発行為を行おうとする場合、大変繁多な手続きと多額の経費を要することになる。これにより、大規模で複数の権利者による開発行為は実現しづらい状況となっている。

ク 宅地開発指導要綱等

名古屋市では宅地開発指導要綱は検討されつつ、結果的に制度化されていない。一般的に、人口急増に伴う行政負担を開発者に求めていかざるを得ないという現実の必要性に基づいて作成される場合など、やむを得ない事情があり作成されている場合が多かったものと思われる。こうした要綱等は全国の自治体でそれぞれの事情により行われていたので簡単にはまとめづらいが、後の国の指導文書などからみると、多くは開発許可にあたり、許可ないし指導の対象とする関連公共施設等の範囲を、一般に開発許可制度に定める規制対象施設等より広くとるもの、または、許可ないし指導の基準を開発許可制度に定める水準より高くとるものなどがあったと思われる。

以上 8 項目に関連する課題については、いくつかは次項の制度改正経過に述べるように解決されたものもあるが、登記等に関することのようにそのままとなっているものもある。

(4) 開発許可制度改正の主な経緯

開発許可制度発足以降、その後の様々な状況に応じ国では制度改正や手直し、あるいは改正に至らないが通達等による指導等がされている。それらは大きく次のように 3 分類できる。

ア 許可対象や許可基準の改正に係るもの

イ いわゆる開発指導要綱に関連するもの

ウ 地方分権に関連するもの

この分類に従い、主な改正内容を以下に年次順に説明する。なお、法律ないし政令の改正に伴う主な改正経緯は**表 6.3.2** に掲げた。

ア 許可対象や許可基準の改正に係るもの

この項目に関連する事項については(2) 開発許可制度の内容 の説明の中でいくつかは織り込んで説明したのでそれらは省き、また名古屋市にあまり関連しない事項も以下の説明から省略した。

開発許可制度が始まり数年が経過する中で、制度による規制対象が「建築物」に限られているが、コンクリートプラントやアスファルトプラントなど周辺環境に悪化を与える恐れのあるもの(第 1 種特定工作物)や、ゴルフコースや大型レジャー施設など、あるいは墓園といった、開発に伴い出水や緑の保全などの災害防止や環境保全の点から環境に影響をもたらす恐れのある大規模な工作物(第 2 種特定工作物)の建設についても規制する必要があるということとなり、1974(昭和 49)年法改正され許可対象に追加された。なお、第 2 種特定工作物は直接市街化の要因とならない等の理由から市街化調整区域内の基準(法第 34 条)は適用されないこととなった。

次に、1980(昭和 55)年都市計画法に地区計画制度が導入されるに伴い、開発行為においても地区計画等に即した内容となっていることが許可要件に追加された。地区計画関連の改正では、1987(昭和 62)年に集落地区計画など新たに追加された地区計画制度についても同様とされた。なおこのとき、市街化調整区域における集落地区計画の区域ではその計画に適合する開発行為は許可されることとなった。

さらに、1998（平成 10）年には市街化調整区域の地区計画策定対象区域が拡大され、同時に市街化調整区域における地区計画の区域でもその計画に適合する開発行為は許可されることとなった。

1983（昭和 58）年には、市街化調整区域における計画的開発の最低規模要件を、20ha から 5ha に引き下げることが可能となった。

1992（平成 4）年には三大都市圏における開発許可に係る対象面積が「原則 1,000 ㎡以上」から「原則 500 ㎡以上」に引き下げられ、自己業務用の開発行為にも道路等に関する技術基準が追加適用になる等の規制強化や、軽微な変更は届出で足りることとなる等の緩和がされている。

イ いわゆる開発指導要綱に関連するもの

この項目については法改正ではなく、多数の通達が発せられ、地方自治体に対する指導等がされている。特に、昭和 50 年代から 60 年代の規制緩和が叫ばれていた時期において、地方自治体が開発行為の許可にあたって行った開発指導要綱等による指導が問題とされた。ここで、その時期の国の考え方の一端を示すものとして、建設事務次官通達「宅地開発指導要綱に関する措置方針」について（昭和 58 年建設省経民発第 54 号）の冒頭を引用する。

「地方公共団体の宅地開発等指導要綱及びこれに基づく行政指導については、良好な都市環境を形成する上で一定の役割を果たしてきたところであるが、反面、住宅・宅地の円滑な供給の観点から見てその一部に行き過ぎがあることがかねてより指摘されてきたところである。他方、宅地開発及び住宅建設の円滑な推進を図ることは重要な行政課題であるが、特に近年における所得水準の向上の鈍化、宅地造成コストの上昇等の経済情勢の変化の下で、良質かつ低廉な住宅・宅地の供給に対する国民の欲求に的確に応えていくためには、宅地開発等指導要綱及びこれに基づく行政指導のあり方について、この際行き過ぎの是正を図るための基本的な見直しの努力が強く要請されているところである。（以下略）」

そして、付属する「宅地開発指導要綱に関する措置方針」では、宅地開発に関する技術的指導について具体的基準を示し、中高層建築物に関する指導についてや、寄付金等の負担についても言及している。

その後さらに別途の通達により、例えば小幅員道路の計画基準、洪水調節（整）池の多目的利用指針、文化財の取扱いについてなども、具体的な計画基準案を示すなどの指導が行われている。

また、開発行為に関する地方自治体の行政指導等に関連し、1993（平成 5）年には「行政手続法」（平成 5 年法律第 88 号）が制定され、一般的な行政による申請に対する処分の基準や行政指導の方式について明確化するよう定められた。都市計画法に基づく開発許可等についても同法の規定に則った事務執行が求められ、審査基準の明確化、標準処理期間の設定などや、行政指導にあたり当該行政機関の任務又は所掌事務の範囲を逸脱してはならないことなどが求められた。

ウ 地方分権に関連するもの

2000 年前後の時期には、地方分権の動きの中で、都市計画に関する制度も分権を推進する方向で様々に改正された。その前段として、1994（平成 6）年「地方自治法」（昭和 22 年法律第 67 号）が改正され、中核市制度が出来、都市計画法でも開発許可事務の一部が中核市に移譲されている。

1999（平成 11）年には地方分権の推進を図るため「地方分権推進計画」（平成 10 年 5 月 29 日閣議決定）に従い、「地方分権一括法」（平成 11 年 7 月 16 日法律第 87 号）により開発許可制度も改正が行われた。同法は 2000（平成 12）年 4 月 1 日施行され、これまで開発許可事務は国の機関委任事務として行っていたが、地方公共団体が自治事務として行うこととなった。あわせて、開発許可手数料に関する規定が法から削除された。これに伴い開発手数料は地方公共団体が条例で定めるものとなった。その他、開発許可に関し、許可事務の特例市への委譲や建設大臣に対する再審査請求制度の廃止、都道府県知事の権限の委任制限の廃止などが行われた。

2000（平成 12）年 5 月 19 日公布の都市計画法の改正では、準都市計画区域制度の創設とその区域における開発許可制度の適用を制度化したほか、開発行為について公共施設管理者との同意あるいは協議における観点の明確化をおこなった。また、開発許可の技術基準について条例により強化あるいは緩和等を可能とした。さらに、市街化区域に隣接する等の土地の区域内における条例で定める一定の開発行為などを立地基準に追加することにより、いわゆる既存宅地の確認制度は廃止ししつつ、立地基準において類似行為について許可の対象とした。

これらと並行し、国では、「地方分権に伴う都市行政に係る既存の通知等の取扱いについて」（平成 12 年 12 月 25 日建設省都整発第 85 号）により、従来、建設省から都市行政に関して地方公共団体に対して発出されている文書の取り扱いについて、以下のように通知した。

「既存の通知等については、文句の如何にかかわらず、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律(平成 11 年法律第 87 号）による改正後の地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 の規定による技術的助言若しくは勧告又は資料の提出の要求としており、法令の根拠によらず協議・承認等の関与や計画の策定等の事務を義務付けている部分については、地方分権推進計画の趣旨を踏まえ、地方公共団体に対して拘束力を有しないものとしていること」

そして、これまでの通達等にかわり、地方自治法に基づく技術的助言として、都市計画の全般にわたり「都市計画運用指針」（平成 12 年 12 月 28 日建設省都計発第 92 号）を通知し、開発許可関係としては、「開発許可運用指針」（平成 13 年 5 月 2 日国総民第 9 号）を、従来の「都市計画法による開発許可制度の施行について」（昭和 44 年建設省経宅開発第 117 号他）他にかえて通知した。

さらに、2002（平成 14）年には、「地方分権の推進のための条例に委任する事項の整理に関する政令」（平成 14 年政令第 329 号）により、都市計画法施行令の開発許可関係も一部改正された。

これらを受け名古屋市でも、2000（平成 12）年 4 月 1 日に名古屋市開発行為関係手数料条例（平成 12 年名古屋市条例第 29 号）を施行し開発行為に関する手数料について規定した。さらに、2002（平成 14）年 10 月 1 日に同条例を廃止し、「名古屋市開発行為の許可等に関する条例」（平成 14 年条例第 14 号）を同日施行し、開発行為についての手続き、許可基準、手数料についても同条例を以て定めた。

表 6.3.2 開発許可制度等改正の主な経緯

改正等年度	施行	都市計画法改正とその改正に関係する法令名	主な改正内容
1974（昭和49）	1975（昭和50）年4月1日	都市計画法・建築基準法改正（昭和49年法律第67号）	・開発許可を未線引き都市計画区域に拡大 ・コンクリートプラント等第一種特定工作物及びゴルフコース等第二種特定工作物を対象に加えた(法第4条に特定工作物を追加) ・技術基準に樹木の保存、表土の保全等を追加(法第33条に追加) ・権利届の行使期間を5年と定め、併せて、既存宅地の確認制度が創設(法第43条第6号を追加)され、該当行為は許可不要行為とされた ・市街化調整区域内で開発審査会の議を経ず許可できる行為の追加(火薬庫等、沿道給油所等)
1980（昭和55）	1981（昭和56）年4月25日	都市計画法・建築基準法改正（昭和55年法律第35号）	地区計画制度等導入に伴い、開発許可要件に地区計画等が定められているときはそれらの内容に適合していることが追加された(法第33条)
1983（昭和58）	1983（昭和58）年7月1日	都市計画法施行令改正（昭和58年政令第102号）	市街化調整区域内の計画的開発の最低規模要件20ha以上を、都道府県の規則において産業の振興等に寄与する行為については5ha以上とすることが可能となった
1987（昭和62）	1988（昭和63）年3月1日	集落地域整備法改正（昭和62年法律第63号）等	・集落地区計画等の地区計画の定められている区域については、それらの計画に即していること ・市街化調整区域では、集落地区計画の区域内でその計画に適合する開発行為は許可されることとされた
1992（平成4）	1993（平成5）年6月25日	都市計画法・建築基準法改正（平成4年法律第82号） 都市計画法・建築基準法各施行令改正（平成5年政令第170号） 都市計画法・建築基準法各規則改正（平成5年建設省令第8号）	・3大都市圏の一定の市街化区域における開発許可対象面積が、「原則1000㎡以上」から「原則500㎡以上」に引き下げられた ・自己業務用の開発行為にも道路等の技術基準が適用されるなど、技術基準の適用関係等が改正された ・開発許可について、軽微な変更は届出で足りることとされた ・開発登録簿の記載事項の追加 ・法上の監督処分の充実 なお、このとき建築基準法改正により、市街化調整区域の建ぺい率は5/10～7/10から、容積率は10/10～40/10から定めるものとされた
1993（平成5）	1994（平成6）年10月1日	行政手続法改正（平成5年法律第88号） 行政手続法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成5年法律第89号）	行政手続法他により、都市計画法に基づく開発許可等についても法の規定に則った適切な事務執行が求められた ・申請に対する処分について（審査基準、標準処理期間、理由の提示など） ・行政指導について（行政機関が行う指導、勧告助言その他の行為について）
1994（平成6）	1995（平成7）年7月1日	地方自治法改正に伴う改正（平成6年法律第49号）	中核市制度の創設に伴う改正
1998（平成10）	1998（平成10）年11月20日	都市計画法改正（平成10年法律第79号）	市街化調整区域において、地区計画の区域内でその計画に適合する開発行為は許可されることとなった
1999（平成11）	2000（平成12）年4月1日	地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成11年法律第87号、いわゆる「地方分権一括法」）	・開発許可事務等の自治事務化 ・特例市制度創設に伴い、開発許可事務等を特例市に委譲 ・開発許可手数料に関する規定削除（これに伴い、地方公共団体の条例で定めることとなった） ・建設大臣に対する再審査請求制度の廃止 ・都道府県知事の市町村への開発許可権限の委任制限の廃止 など
2000（平成12）	2001（平成13）年5月18日	都市計画法・建築基準法改正（平成12年法律第73号）	・都市計画区域外における開発許可制度の導入 ・開発行為において公共施設管理者等との同意・協議の観点を明確化 ・開発許可の技術基準について、一定の制限内で条例による強化・緩和、最低敷地規模に関する規制の付加を許容 ・開発許可の立地基準について、市街化区域に隣接等する土地の区域内における条例で定める一定の開発行為などを追加 ・既存宅地制度を廃止 なお、このとき建築基準法改正により、市街化調整区域の建ぺい率には3/10、4/10が、容積率には5/10、8/10が追加された
2002（平成14）	2003（平成15）年4月1日	地方分権の推進のための条例に委任する事項の整理に関する政令(平成14年政令第329号)による都市計画法施行令の改正	地方公共団体の規則に委任している規定を、条例に委任へ改正(都市計画法第29条第1項第1号、同第3号、第29条第3項、第33条第1項第9号他)

第２節　名古屋市における開発行為

1　新都市計画法施行以前の、「住宅地造成事業」による宅地開発など

名古屋市において新都市計画法施行以前の宅地開発といえば、ほとんどが土地区画整理事業であるといって過言でないと思われるが、第1節1　開発行為制度制定前の経過　に述べたように、民間宅地開発においては、「住宅地造成事業」による開発も行われていた。その実績は**表 6.3.3** のとおりで、1966（昭和 41）年に最初の事業が認可され、1969（昭和 44）年新都市計画法の施行とともに事業の根拠法である住宅地造成事業に関する法律は廃止されたが、既に着手した事業は市街化区域・市街化調整区域の区域区分がされた後もそのまま継続されるという経過措置に従い、区域区分の時期を挟んで造成され完了している地区も多い。結果として、名古屋市においては同事業制度により25 地区の開発が行われた。なお、その内 1 事業地区（**表 6.3.3** の 24 番の地区）は線引きの際、市街化調整区域に区分されている。

一方、宅地造成にあたって災害の防止等を図るため、宅地造成等規制法による宅地造成工事規制区域が指定され規制が行われた。名古屋市では東部丘陵地を中心に「宅地造成に伴い災害が生ずるおそれの著しい市街地又は市街地になろうとする土地」について、1962（昭和 37）年の第 1 次指定、その後

表 6.3.3　住宅地造成事業による宅地開発一覧

番号	事　業　主	施行地区所在地	面積（㎡）	認可年月日	検査済証交付日	区域区分	備　考
1	中部宅地造成組合	緑区鳴海町字黒石	109,254	S61. 9. 5	S49. 3.27	市街化区域	
2	中　央　土　地　㈱	千種区猪高町大字猪子石原字天神下	30,875	42. 6. 2	53. 1. 9	〃	中央観光㈱
3	名　神　開　発　㈱	中川区富田町大字新家	18,449	42. 6. 2	43. 5. 9	〃	
4	国鉄共済組合	守山区大字中志段味字可良素	26,897	42. 7.18	45. 3. 2	〃	
5	横　田　工　業　㈱	緑区鳴海町字篠ノ風	65,834	42.10.21	51. 4.13	〃	ヨコタ㈱
6	名鉄不動産㈱	緑区鳴海町字乙子山	16,165	42.11.21	45. 3.24	〃	
7	笠　原　敏　一	緑区鳴海町字大将ケ根	16,979	43. 2.15	47.10.23	〃	
8	中部永大ハウス販売㈱	緑区鳴海町字螺貝	9,951	43.11.19	50. 6.25	〃	
9	永　和　産　業　㈱	緑区鳴海町字細口池	53,297	44. 1.13	46.12.13	〃	
10	近　藤　鉄　義	昭和区天白町大字島田字黒石	10,030	44. 3. 1	48.10.22	〃	
11	愛知県貨物自動車運送第一協同組合	港区正徳町6丁目	6,791	44. 3.10	50. 5.26	〃	
12	王子不動産㈱	中川区富田町大字千音寺字六供	46,372	44. 3.12	46.11.24	〃	
13	菱　水　産　業　㈱	緑区鳴海町字神ノ倉	20,466	44. 4.19	51. 6.10	〃	
14	須　賀　初　太　郎	昭和区天白町大字平針字向の山	14,445	44. 9. 5	46. 3.23	〃	
15	内田橋住宅㈱	港区南陽町大字福田字船頭場	62,635	44. 9.10	47. 4.24	〃	
16	㈱　大　一　商　事	港区南陽町大字福田字船頭場	11,552	44.12. 3	47. 4.24	〃	
17	親　和　開　発　㈱	守山区大字中志段味字南原	31,109	45. 2.14	48.12.20	〃	
18	安　井　可　英	緑区鳴海町字黒石	9,078	45. 3. 3	48. 3.26	〃	
19	三井建設㈱名古屋支店	緑区鳴海町字兵庫	189,173	45. 6. 1	48. 3.26	〃	
20	近　鉄　ビ　ル　㈱	千種区東明町3丁目	6,565	45. 6. 8	46.12.23	〃	
21	殖産住宅相互㈱	緑区鳴海町字黒石	37,970	45. 7.16	47.10.23	〃	
22	愛知県トラック事業協同組合	守山区大字下志段味字深沢	11,606	45. 8.20	46.11.24	〃	
23	永楽不動産㈱	緑区鳴海町字高根	15,103	45. 8.21	46.12.23	〃	
24	近畿日本鉄道㈱	中川区富田町大字戸田字狐塚	85,813	45.10.13	49. 9.26	市街化調整区域	
25	大同製鋼不動産㈱	緑区鳴海町字明願	9,157	45.10.16	46.11.24	市街化区域	

本表は「名古屋市における開発許可制度」昭和55年10月、名古屋市計画局より

1963(昭和 38)年、1965(昭和 40)年の追加を経て、合計約 89 ㎢(名古屋市域の約 1/4)が宅地造成工事規制区域に指定され規制が行われている。そして同区域内外での開発行為の許可にあたっては、同区域内であれば相互に調整し、区域外の場合でも開発許可にあたり宅地造成等規制法の基準を準用している。

2 名古屋市の開発行為許可制度

(1) 制度概観

1970(昭和 45)年 11 月 24 日に名古屋都市計画区域の市街化区域・市街化調整区域の区域区分が行われ(略して「線引き」とも呼ぶ)、名古屋市では市域全体約 32,560ha の約 93%となる約 30,410ha が市街化区域に、残りの約 2,150ha、市域の約 7%が市街化調整区域となった。そしてこの時点から名古屋市では開発許可制度を実施した。

1979(昭和 54)年の線引き見直しでは、港区で流通業務団地および公共住宅団地開発地区、守山区の土地区画整理施行地区などが市街化区域に編入される一方、庄内川・矢田川河川敷の一部が市街化調整区域に編入された結果、市域面積約 32,620ha に対し、市街化区域面積約 30,134ha、市街化調整区域面積約 2,486ha となった。その後は人口フレームの保留制度[8] による市街化調整区域から市街化区域への変更や埋立等による市域の見直し等により若干の変更がされている。

開発許可事務は、2000(平成 12)年 4 月までは国からの機関委任事務として、都市計画法令に定める基準や手続きおよび通達等に従い進めたものであるが、その実施にあたっては名古屋市においても必要な規則や内部規定等を定め事務を進めたので、その概要を以下に述べる。なお、全体像については**表 6.3.4** および**表 6.3.5** を参照されたい。

まず許可の手続きや基準については、「名古屋市都市計画法施行細則」(昭和 45 年 9 月 9 日規則第 86 号)で、都市計画法の実施にあたり法令等で知事等に委任された届出や許可申請等にあたり窓口で必要な様式等を定め、その中に開発行為に係るものも定めた。また許可事務に必要な名古屋市としての指導基準等を順次定めた。指導基準については「基準」として定められたもののほか、窓口指導のための内部基準がそれぞれ順次定められ運用された。これら規則や基準等は、1999(平成 11)年からの地方分権に係る一連の法改正に従い、また、2002(平成 14)年 10 月からは開発行為の許可等に係るものとして、条例および規則と運用基準に各々統一し整理されている。

また、開発行為の許可にあたり、申請者の利便と市内部関係課の審査等を円滑に進めるため、公共施設管理者など開発行為に関し関係する名古屋市の各部署および国県等の施設管理者との調整機関を設け運営した。

さらに、開発審査会の設置および運営に関しても、必要な条例等の規定を整備した。

[8] 市街化区域・市街化調整区域の区域区分制度の弾力的運用を図るために 1982(昭和 57)年に導入された制度。詳しくは第2編「土地利用計画」第2章第1節1(3) 保留人口フレームの導入 を参照されたい

表 6.3.4　開発行為に係る条例・規則等の一覧および経過

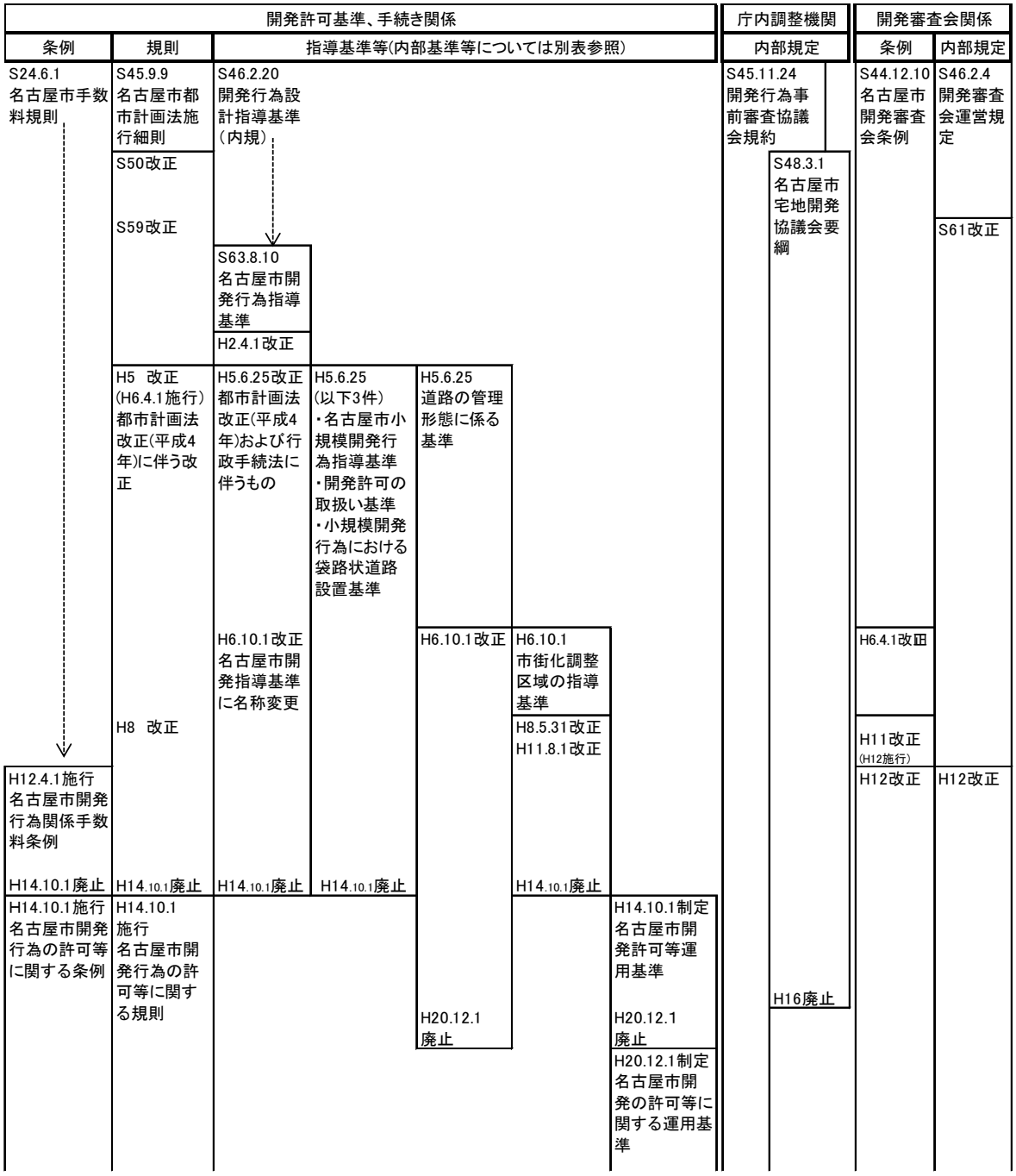

注　条例、規則などで事項説明に直接関係しない改正経過は省略した

(2)　手続きや許可基準等について

①　条例

1999(平成 11)年地方分権一括法により開発許可事務等が自治事務となり、都市計画法から開発手数料に係る規定が削除され、地方公共団体の条例で定めることとなった。それまでは、都市計画法の規定により、地方自治法および「地方公共団体手数料令」(昭和 30 年政令第 330 号、平成 12 年政令第 16 号に

て廃止）に基づく、名古屋市の事務全体を対象とする「名古屋市手数料規則」（昭和 24 年規則第 45 号、平成 12 年 4 月 1 日廃止）で定められていたが、法改正に伴い、2000（平成 12）年「名古屋市開発行為関係手数料条例」（平成 12 年条例第 29 号）において規定した。引続き、2000（平成 12）年の都市計画法の改正、および 2002（平成 14）年の地方分権の推進のための条例に委任する事項の整理に関する政令が定められたため、2002（平成 14）年には手数料のほか、手続きおよび許可等の基準について定める「名古屋市開発行為の許可に関する条例」（平成 14 年条例第 14 号）が定められ、前記の手数料に関する条例は廃止された。

② 規則

規則として定められたものは名古屋市都市計画法施行細則がある。これは都市計画法に基づく届出や許可申請等の窓口で必要な様式等を定めたもので、その中で開発行為に関する事項も定められていたが、その後都市計画法の改正等に伴い幾度か細部の変更が行われた。その後、2002（平成 14）年に名古屋市開発行為の許可等に関する条例制定と同時に、従来の規則は廃止し、新たに「名古屋市開発行為の許可等に関する規則」（平成 14 年規則第 133 号）を定めた。新たな規則には開発行為等に関する手続き、許可等の基準が詳細に盛り込まれた。

③ 内部規定等

開発行為許可事務を実際に行うに際しては、許可申請の一般的方法などを知らせる簡単な手引の作成を始め、法令等に決めのない詳細な事項や、名古屋市の個別事情に合わせ定めるべき事項など、許可事務を運営しつつ順次決定すべき事項が様々にあった。

開発許可制度の簡単な手引などについて、制度施行当初のころのものとして「都市計画法に基づく開発許可制と建築規制のあらまし」（昭和 48 年 5 月 25 日名古屋市計画局）や「都市計画法に基づく開発許可申請の手びき」（昭和 54 年 11 月名古屋市計画局区画整理課）等を確認することができ、そこでは開発申請の一般的な考え方から許可基準、必要書類などが記載されている。

それらとは別に、許可事務にあたって内部基準といったものが作成された（**表 6.3.5** 上段参照）。

まず、開発許可にあたって主に公共施設に関する技術基準を定めた「開発行為設計指導基準（内部資料）」（表紙に「昭和 46 年 2 月 20 日」とあり、少なくともその日付以前に定められたものと考えられる）が作成された。約 10 年後に上記を改定し、開発行為に関する一般的事項と技術基準に関する規定として 1981（昭和 56）年「開発行為指導基準」が同じく内部規定として作成された。

1988（昭和 63）年には再度改定し「名古屋市開発行為指導基準」が定められた。

その後、法改正に伴い開発許可対象面積が引き下げられたことなどをきっかけとして、これまでの基準を改正しつつ、新たに加えられた許可対象行為に対する基準を作成する等している。すなわち、1992（平成 4）年の都市計画法の改正および 1993（平成 5）年行政手続法の制定に伴い、名古屋市では規則の改正とあわせ「名古屋市開発指導基準」を改正するとともに、その時の都市計画法改正の際、三大都市圏の一定の市街化区域における開発行為の許可対象面積が 1,000 ㎡から 500 ㎡に引き下げられたことに伴い、小規模開発行為に係る指導規定などを新たに基準として制定した。1993（平成 5）年 6 月 25 日制定の基準は、以下の 4 件である。

・名古屋市小規模開発指導基準
・開発許可の取扱い基準
・小規模開発行為における袋路状道路設置基準
・道路の管理形態に係る基準

1994(平成 6)年 10 月 1 日には、「道路の管理形態に係る基準」を改正するとともに、新たに「市街化調整区域の指導基準」を制定した。

また、このとき同日施行にて、行政手続法の目的達成等のために、「都市計画法に規定する処分に係る審査基準、標準処理期間その他必要な手続きに関する基準」を定め、開発許可申請に係る標準処理期間などを決定した。

なお、行政手続法関連の基準を除く 6 種の基準のうち、道路の管理形態に係る基準を除く 5 基準については、2002(平成 14)年の条例・規則の施行とあわせ、新たに名古屋市開発許可等運用基準を制定し一本化した(**表 6.3.4** 参照)。

2008(平成 20)年には道路の管理形態に係る基準もあわせ、新たに名古屋市開発許可等に関する運用基準を制定した。

次に、市街化調整区域における開発行為または建築行為が許可される場合の基準に関する規定について述べたい。

市街化調整区域における名古屋市の基準は、1973(昭和 48 年)の「市街化調整区域における開発行為の取扱い方針について」が最初である(**表 6.3.5** 下段参照)。

表 6.3.5 開発行為に関する名古屋市指導基準等

都市計画法第33条(技術基準)を主とし開発行為全般に関連する基準等		
制定(施行)日	名称	備考
1971(昭和46)年 2月20日	開発行為設計指導基準(内部資料)	資料記入の日付による
1981(昭和56)年 8月 1日	開発行為指導基準	内部基準
1988(昭和63)年 8月10日	名古屋市開発行為指導基準	
1990(平成 2)年 4月 1日	同上改正	
1993(平成 5)年 6月25日	同上改正	
1994(平成 6)年10月 1日	名古屋市開発指導基準へ改称	
2002(平成14)年10月 1日	同上廃止	

都市計画法第34条(立地基準)に関連する基準等		
制定(施行)日	名称	備考
1973(昭和48)年 1月26日	市街化調整区域における開発行為の取扱い方針について	内部基準
1982(昭和57)年12月 6日	名古屋市開発審査会取扱い方針	内部基準
同上	名古屋市開発審査会提案基準	内部基準
1988(昭和63)年 1月 1日	「市街化調整区域における開発行為の取扱い方針について」を改正	内部基準
1994(平成 6)年10月 1日	市街化調整区域の指導基準	
1996(平成 8)年 5月31日	同上改正	
1999(平成11)年 8月 1日	同上改正	
2002(平成14)年10月 1日	同上廃止	

その後、開発審査会に付議する事項に関する規定として、1982(昭和 57)年の「名古屋市開発審査会取扱い方針」および「名古屋市開発審査会提案基準」が策定され、1988(昭和 63)年には上記 1973(昭和 48)年作成の名古屋市の基準が改正されている。これら内部基準の時期を経て 1994(平成 6)年には、行政手続法関連の基準と同時に「市街化調整区域の指導基準」が策定されている。

④ 名古屋市の許可基準等の特色

開発許可の窓口指導にあたり、名古屋市が初期段階から行った独自ないし特色のある基準について、「名古屋市における開発許可制度」(昭和 55 年 10 月)所載の指導基準[9] から拾ってみる。

まず、道路に関する基準では、道路そのものではないが、街区の大きさに関連し、例えば戸建住宅地では長辺 100～140m、短辺 40～50m を標準とするとされている。この数値は後に若干変更されているが、名古屋市における土地区画整理事業に関する知見等からの基準と思われ、街区の規模の基準を決めているのが特色である。

公園に関しては、名古屋市では 1973(昭和 48)年から土地区画整理事業においては事業区域面積の 5%の公園を確保するよう指導しており、開発行為についても同様とし、開発区域面積が 0.3ha 以上の場合は区域面積の 5%以上を確保することとしている。

消防貯水施設については、その用地は原則として 7m×7m=49 ㎡を確保すること、公園内に設置する場合は公園面積に 25 ㎡を付加すること、また、用地にはフェンスおよび看板を設置することとしていた。

排水施設では、浄化槽を設置する場合その水質は原則 BOD 20ppm 以下とするという規定がある。

公共公益的施設については、例えば駐車場の確保として、戸建住宅では 1 戸 1 台、共同住宅では 2 戸 1 台という規定がある。

それ以外の項目はおおむね法の規定通りだが、最後に緑化の推進の項目があり、開発区域面積の 20%の土地に植栽することという規定がある。

名古屋市の場合、特別な「指導要綱」を定めることもなく、公園確保水準が若干高いことや上記の細部規定などを除けば、おおむね法に定める基準通りの指導を行っていたことは、土地区画整理事業の伝統と実績があり、その標準が一般に受け入れられていたことが大きいものと考えられる。

その後、上記基準についても若干見直しがされたものもある一方で、制度運用の経過に従い、かなり早い段階から新たに追加された名古屋市独自基準もある。

例えば、開発行為の定義において、

ⅰ 土地区画整理事業の実施された区域内で、新たな開発行為該当行為が発生した場合の特例等の運用が規定されたこと

ⅱ 開発行為適用逃れを防止するため、同一所有者が隣接宅地において一定期間建築行為(＝開発)を行わない旨の誓約をする制度(これは 2002 年以降においては、概ね 3 年以内の同様な行為は一連の開発行為とみなす規定となった。)を設けたこと

9 「名古屋市における開発許可制度」(名古屋市計画局、昭和 55 年 10 月 pp. 4-6)

iii 戸建住宅地開発の場合の最低敷地規模(1971 年の指導基準では 160 ㎡、その後面積は変更されている。)を設定したこと

などである。

⑤ 立地基準に関するもの

市街化調整区域の許可の名古屋市における運用は、法第 34 条に定める立地基準に従い判断した。(立地基準の内容は**表 6.3.1** 参照)

なお、同条第 1 項第 10 号に該当するものについては、「名古屋市開発審査会条例」(昭和 44 年条例第 53 号)により設置した名古屋市開発審査会に付議し、審査のうえ許可した。その際、名古屋市では**表 6.3.5** 下段に示した取扱い方針や基準を作成して運用した。

具体的には、まず、1973(昭和 48)年に「市街化調整区域における開発行為の取扱い方針について」において法第 34 条第 1 号から第 9 号までについての名古屋市における取扱い方針を定めた。

1982(昭和 57)年の「名古屋市開発審査会取扱い方針」および「名古屋市開発審査会提案基準」では、これまで明文化されていなかった開発審査会へ付議する場合の取扱い方針を内部基準として規定した。

1994(平成 6)年には「市街化調整区域の指導基準」として規定し、開発審査会への提案基準を定めた。

その後は法令等の改正に合わせこの基準を改正していったが、2002(平成 14)年開発行為全般の条例等整備の中でこの基準も廃止され、同時に施行あるいは制定された開発行為に関する条例、規則および「名古屋市開発許可等運用基準」にその内容は統合された。

(3) 庁内調整機関の設置および運営

開発行為の許可にあたり、技術基準に直接かかわり指導を行うべき部署や、開発行為に関係のある公共施設の管理者、あるいは開発行為により設置される公共施設を管理することとなる者などと、あらかじめ同意をとる、あるいは協議をする必要がある(**表 6.3.6** 参照)。この際、開発行為の面積が大規模であるなどの場合、関係部署も多数にまたがることから、申請者の利便と、関係各部署の意見調整や見解統一を図るため、事前に審査を一括して迅速に行える調整機関が設けられた。

「開発行為事前審査協議会」は、名古屋都市計画区域で線引きが告示され開発許可制度が施行された日(1970(昭和 45)年 11 月 24 日)と同時に発足した。実務的調整会議という事で構成員は関係課とし、庁内 10 局 20 課余で構成し、案件ごとに関係課が集まる仕組みとなった。公共施設の管理者が国・県等の場合それらの部署の参加も要請した。同協議会は、開発行為面積が 5,000 ㎡を超える場合もしくは許可に係る課題が複雑な場合に開催され、開発予定者からの計画説明と、関係課による協議という形でおこなわれた。

なお、開発行為が 20ha 以上という大規模な区域の場合は、1973(昭和 48)年に設けられた名古屋市宅地開発協議会にも諮り進めることとなっていたが事例はなかった。

表 6.3.6 開発行為における主な調整・協議事項(名古屋市関係)

事項	調整内容
道路	測量関係
	設置道路の配置、管理協議
	道路側溝への排水同意
	占用許可、承認工事
水路、河川等	河川・水路への排水同意
	雨水流出抑制措置
	公共下水道への放流同意
	農業用水等への排水同意
給水	上水道の接続、整備
公園	設置公園の配置、管理協議
消防水利	消防水利の設置、管理協議
農地	農地転用など
都市計画施設	都市計画道路・公園・鉄道等との関係
地域地区	用途地域、風致地区等の規制

事項	調整内容
駐車場	駐車場条例
都市景観	都市景観条例
ごみ処理	収集場所、収集方法等
環境影響評価	環境影響評価指導要綱等
公害防止条例	緑化指導
学童の収容	小・中学校関係
埋蔵文化財	埋蔵文化財包蔵地等
大規模小売店	大規模小売店舗法による商業調整
旅館業	旅館業法関連
墓地	墓地埋葬法関連
宅地造成等規制法	宅地の造成に関すること
建築基準法	建築物の建築に関すること
	中高層指導要綱に関すること

(4) 開発審査会

名古屋市では法第 78 条に基づく開発審査会を 1971(昭和 46)年 2 月 1 日に設置した。同会の組織および運営については開発審査会条例および「名古屋市開発審査会運営規定」(昭和 46 年 2 月 4 日施行)により行っている。また法第 50 条第 3 項の規定に基づく公開による口頭審理を行うための規定も 1973(昭和 48)年 1 月 30 日施行した。

名古屋市開発審査会は、法律、都市計画等の専門分野からの 7 名の委員で構成され、おおむね年 3 回開かれた。同会は、開発行為の許可処分等に係る審査請求の裁決を行うとともに、市街化調整区域における開発許可および建築許可に係る案件の審査議決を行うものとされている。審査請求については法第 50 条第 1 項に基づくものであり、名古屋市の場合、2010(平成 22)年に初めて事例が 1 件あった。また、市街化調整区域における開発許可および建築許可については、平均して毎年 20 案件余の審査議決を行った。

(5) 市街化調整区域の建ぺい率その他建築物の形態制限について

市街化調整区域内の開発行為の許可にあたり、都市計画法第 41 条では都道府県知事(政令指定都市の長を含む)は必要な場合に建ぺい率その他建築物の形態の制限を定めることができると規定されている。

名古屋市では、線引き実施の後、しばらくは市街化調整区域の建ぺい率等についてこの規定に基づく制限は特に定められることはなく、建築基準法第 52 条、第 53 条に定める建ぺい率、容積率が適用されていた(**表 6.3.7** 参照)。

しかし、1982(昭和 57)年に市街化区域・市街化調整区域の区域区分に保留フレーム制度が導入され、また、通達「市街化調整区域における開発許可制度の運用について」(昭和 57 年建設省経民発第 28 号)において、いわゆる「既存宅地の確認制度」の運用にあたり、隣接する市街化区域の用途地域等あるいは市街化区域における類似する市街地の用途地域等との整合を図ることが必要となったことなどをきっかけ

に、建築基準法に定める建ぺい率、容積率とは別の、より厳しい、しかし一般に敷地規模の大きい開発が主である市街化調整区域では妥当と考えられる規制を、窓口指導として始めた。

そして、1990(平成 2)年 12 月 27 日には、都市計画法第 41 条に基づく規定としてこれまでの窓口口頭指導を明文化し、「市街化調整区域における開発行為及び建築行為による建築物の規制指導について(名古屋市計画局)」を定め運用した(**表 6.3.8** 参照)。

この規定のうち、建ぺい率、容積率については1993(平成 5)年の建築基準法改正に伴う1996(平成 8)年の名古屋市の告示として引継がれた。最低敷地規模の規定は 1988(昭和 63)年の「名古屋市開発行為指導基準」にもうたわれていたが、その後 2002(平成 14)年の開発行為に関する条例に引継がれた。建物高さに関する規定は、1994(平成 6)年の「市街化調整区域の指導基準」にもうたわれ、2002(平成 14)年には「名古屋市開発許可等運用基準」において、建物用途種別ごとに高さの最高限度が定められた。

表 6.3.7 用途地域の指定のない区域(市街化調整区域など)における容積率、建ぺい率

＼	法に定める最高限度	根拠法・施行日	名古屋市の指定状況	施行日(市告示)
容積率	40/10	建築基準法第52条 1971(S46).1.1	—	—
	40/10(または10/10、20/10、30/10のうち特定行政庁が都市計画地方審議会の議を経て定めるもの)	建築基準法第52条 1993(H5).6.25	守山区、緑区の一部;10/10 上記以外の区域;20/10	1996(H8).5.31
	5/10、8/10、10/10、20/10、30/10、40/10のうち特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経て定めるもの	建築基準法第52条 2001(H13).5.18	守山区、緑区の一部;10/10 上記以外の区域;20/10	2004(H16).4.1
建ぺい率	7/10	建築基準法第53条 1971(S46).1.1	—	—
	7/10(または5/10、6/10のうち特定行政庁が都市計画地方審議会の議を経て定めるもの)	建築基準法第53条 1993(H5).6.25	守山区、緑区の一部;5/10 上記以外の区域;6/10	1996(H8).5.31
	3/10、4/10、5/10、6/10、7/10のうち特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経て定めるもの	建築基準法第53条 2001(H13).5.18	守山区、緑区の一部;3/10、5/10 上記以外の区域;6/10	2004(H16).4.1

表 6.3.8 市街化調整区域内での建ぺい率等形態規制について

市街化調整区域における開発行為及び建築行為による建築物の指導規制について(名古屋市計画局)・(抄)	
根拠法等	・都市計画法第29条、第41条、第42条、第43条 ・「市街化調整区域における開発許可制度の運用について」(昭和57年建設省経民発第28号、同31号)
指導基準	・建ぺい率 60%以下 ・容積率 200%以下 ・高さ 10m以下(敷地状況により20m以下) ・壁面後退 道路・水路から2m以上、その他1.5m以上 ・法第43条1項6号の既存宅地では、用途は環境へ悪影響を及ぼすおそれがなく、敷地面積160㎡以上などとする
実施時期	平成2年12月27日

(6) 道路位置指定制度との関係

この項は、都市計画法に定める開発行為ではないが、同行為と類似する宅地開発制度である建築基準法に基づく道路位置指定制度の、名古屋市における経過を説明する。

道路位置指定は、建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、「道路法」(昭和 27 年法律第 180 号)や都市計画法などに拠らずに築造する道路であり、これを築造しようとする者が建築基準法による特定行政庁からその位置の指定を受けることで建築可能な道路に接する土地として利用できるようにする制度である。制度に基づき一定の基準を満たす道路を築造することでそれに接道する複数の土地に建築物の建築が可能となり、さらに、道路設置の負担以外の公共施設整備負担等がないことから小規模な土地における簡便な宅地開発手法として利用されている。

建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置指定の具体的基準は、1971(昭和 46)年 1 月に「建築基準法施行令」(昭和 25 年政令第 338 号)が改正施行(昭和 45 年政令第 333 号)され示されたが、この制度には行為区域の土地の面積規模の上限などが規定されていないため、宅地開発許可にあたり、開発行為とみなされる行為との境界が曖昧となり、窓口ではしばらくの間混乱があった。

名古屋市における同法 42 条第 1 項第 5 号の運用は、「名古屋市建築統計(1975.3)」[10] によれば「昭和 44 年までは住宅地造成事業に関する法で扱わない、敷地面積 5,000 ㎡以下を道路位置指定の対象としていたが、昭和 45 年度以降は都市計画法の改正により 1,000 ㎡以上のものが開発行為の対象となり、それ以下の規模のものに限定して指定している」という考え方で臨もうとしていたようである。

実際のところは名古屋市では 1970(昭和 45)年に改正された建築基準法および同法施行令の規定に基づき、1977(昭和 52)年 1 月になってから建築基準法施行令の規定に準拠した「名古屋市道路位置指定基準」を施行し、位置指定道路の幅員、延長距離等および側溝、舗装、占用物件などの構造や、隅切、転回広場などの規定を設けた。またその運用にあたり、指定対象となる敷地の要件として面積は 1,000 ㎡未満であることとし、1,000 ㎡以上の場合は開発許可をとるよう指導した。

1993(平成 5)年都市計画法が改正施行され開発許可の対象面積が 500 ㎡以上となって以降は、上記の敷地要件を同じく 500 ㎡未満に改め指導した。

2000(平成 12)年 4 月からは、「名古屋市建築基準法等施行細則」(平成 12 年規則第 85 号)において上記位置指定基準が規定された(**表 6.3.9** 参照)。

なお、指定実績を見ると道路位置指定の対象となる敷地の要件が 500 ㎡となった翌年の 1994(平成 6)年以降指定実績件数等が減少している傾向が見える(**表 6.3.10** 参照)。

10 「名古屋市建築統計」名古屋市建築局 1975.3 p. 40

表 6.3.9 名古屋市の道路位置指定に係る制度経過

道路位置指定に係る手続等に関する規定	道路位置指定に係る技術基準等の詳細規定
名古屋市建築基準法施行細則 （昭和31年名古屋市規則第58号） ・道路位置指定の手続き様式等を規定	
改正経過(略)	道路位置指定基準 （昭和52年1月1日制定、内部規定） ・位置指定道路の幅員、延長、構造等について規定 改正経過 ・昭和58年1月1日 ・昭和59年9月1日 ・昭和61年5月1日 ・平成8年5月31日
名古屋市建築基準法施行条例 （平成12年3月29日条例第40号、同年4月1日施行） ・条例中において、道路位置指定の手続き様式等についても規定	名古屋市建築基準法等施行規則 （平成12年3月31日市規則第85号、同年4月1日施行） 名古屋市建築基準法施行細則（昭和31年規則第58号）を全面改正し制定された規則である ・規則中において、位置指定道路の幅員、延長、構造等についても規定

表 6.3.10 名古屋市の道路位置指定実績

年度	昭和45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60
指定件数(件)	30	23	43	46	23	51	69	67	66	49	29	23	31	33	19	20
指定本数(本)	35	37	46	48	25	52	72	67	66	51	31	23	34	33	19	20

年度	61	62	63	平成元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	合計
指定件数(件)	21	14	14	10	11	9	9	10	4	4	6	9	7	6	2	758
指定本数(本)	21	14	14	10	11	10	12	10	4	4	6	9	7	6	2	799

注:すでに廃止した位置指定道路は含まれていない。 （名古屋市住宅都市局建築指導部建築審査課資料より）

3 名古屋市の開発行為許可実績

(1) 市域全体での開発行為許可実績について

1970(昭和 45)年度から 2000(平成 12)年度の 31 年間における名古屋市の開発行為を概観すると、まず、10ha を超えるような大規模な開発行為はなかったことがいえる。5ha を超す開発は、流通業務施設、資材センター、ゴルフ練習場、人工スキー場、学校運動場などの整備を目的とするものであり、住宅地開発となると 4ha 程度以下の規模のものであった。開発許可件数は約 30 年間で 2,000 件余、面積は約 560ha であったが、この面積は、1999(平成 11)年の名古屋都市計画区域における名古屋市域約 32,791ha に対し約 1.7%にあたる。

市街化区域、市街化調整区域ごとの内訳は、市街化区域が 1,500 件余りで面積は約 520ha であり、1999(平成 11)年の市街化区域面積の約 30,138ha に比べると約 1.7%にあたる。また単純に割り算すると一件当たり約 3,380 ㎡となる。市街化調整区域では 500 件余で面積約 40ha であり、同じく市街化調整区域面積の約 2,653ha に対しては約 1.5%となっており、同じく一件当たり約 750 ㎡である。ちなみに、同時期の名古屋市における土地区画整理の状況を見ると、31 年間で土地区画整理組合は 97 件、3,794ha が設立認可され、公共団体施行のものは 8 件、101ha が事業認可され、合計 105 件、3,895ha となっており、単純平均で一件当たり 37.1ha となっている。

年度別の流れを見ると、第 1 次石油ショック(昭和 48 年頃)、第 2 次石油ショック(昭和 53 年頃)などの影響を 1～2 年遅れで受けつつ増減を繰り返し、後に不動産バブルと呼ばれた地価高騰がピークを迎える 1988(昭和 63)年に開発行為も許可面積の最大値を示した。1990(平成 2)年 3 月 27 日付の大蔵省銀行局長通達(平成 2 年蔵銀第 555 号)によるいわゆる総量規制などにより不動産取引も低下したが、名古屋市の開発行為においては、その前年の 1989(平成元)年から申請許可面積、件数共下がっている。しかし、1993(平成 5)年には市街化区域の開発許可対象面積の下限が従来の半分の 500 ㎡に引き下げられたこともあり、その前年度から申請許可件数は大幅に伸びている一方で、一件当たりの開発面積が小規模化し、開発面積の合計はほとんど伸びていない。その後は平成不況と呼ばれる時代を迎え全体に低下している(**表 6.3.11** および**図 6.3.2** 参照)。

表 6.3.11 名古屋市内における開発行為許可件数、面積の推移

年度＼区分	市街化区域		市街化調整区域		全市域	
	件数	面積(㎡)	件数	面積(㎡)	件数	面積(㎡)
昭和45	4	5,883	3	1,828	7	7,711
46	40	199,198	26	9,740	66	208,938
47	41	282,172	30	22,765	71	304,937
48	33	221,919	21	60,028	54	281,947
49	32	164,725	20	6,710	52	171,435
50	34	140,952	23	10,478	57	151,430
51	45	209,672	18	5,283	63	214,955
52	67	301,312	21	7,669	88	308,981
53	47	234,206	27	9,470	74	243,676
54	46	196,242	26	8,806	72	205,048
55	18	95,828	24	8,706	42	104,534
56	46	191,423	20	6,287	66	197,710
57	36	261,882	11	4,891	47	266,773
58	42	134,668	7	2,635	49	137,303
59	51	209,113	14	36,667	65	245,780
60	49	150,331	12	4,275	61	154,606
61	39	194,343	11	4,818	50	199,161
62	44	181,818	9	4,501	53	186,319
63	50	285,545	11	61,778	61	347,323
平成元	29	84,580	11	5,329	40	89,909
2	37	105,076	13	37,455	50	142,531
3	29	119,932	7	2,662	36	122,594
4	65	141,384	18	6,895	83	148,279
5	75	181,939	17	6,121	92	188,060
6	86	141,971	24	9,119	110	151,090
7	82	174,697	25	9,410	107	184,107
8	100	181,060	19	14,043	119	195,103
9	82	122,822	10	11,651	92	134,473
10	58	81,133	14	4,753	72	85,886
11	63	91,068	22	7,340	85	98,408
12	62	91,155	22	10,814	84	101,969
合計	1,532	5,178,049	536	402,927	2,068	5,580,976

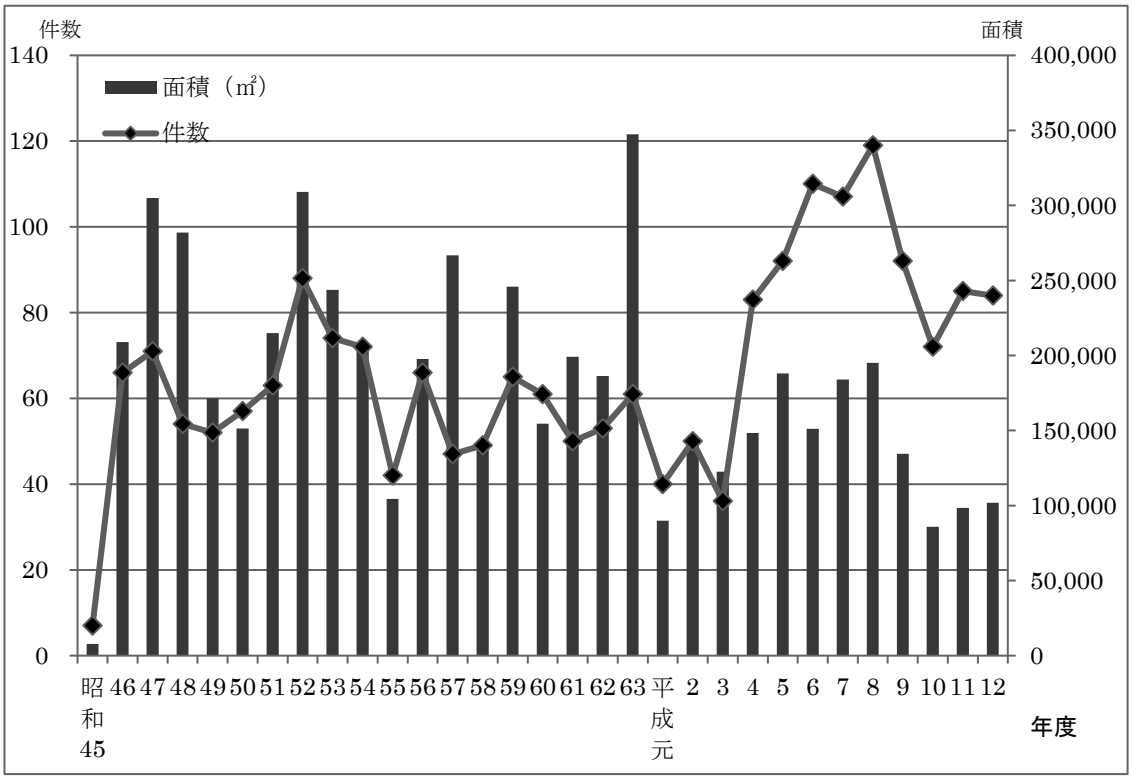

図 6.3.2 名古屋市内における開発行為許可件数、面積の推移（年度別）

また、法第 33 条で開発行為の目的を 3 分類し、それらは自己居住用、自己業務用、非自己用と略称されていた。そして、前 2 区分について許可の技術基準の適用条項が一部除外されていた。すなわち、自己の居住の用に供する住宅および自己の業務用の建築（住宅以外）のための開発行為については、道路等の公共施設や給水施設などの整備関係が適用除外され、それ以外の非自己用の開発については適用除外なしとされていた。つまり、自己のための開発については、技術基準のうち公共施設整備や給水施設整備など一部の基準の適用を免除するという考え方である。なおこの規定につき、許可窓口では分類の区分に頭を悩ませることもあった。しかし、1992（平成 4）年の都市計画法改正時に適用除外項目が狭められ、自己の居住の用に供する住宅のための開発行為のみ適用除外されることになった。これら 3 分類による許可件数等の内訳は**表 6.3.12** のような結果となっている。

表 6.3.12 開発行為の目的別件数、面積（昭和 45 年度～平成 12 年度）

＼		市街化区域				市街化調整区域				全市域			
		自己居住用	自己業務用	非自己用	計	自己居住用	自己業務用	非自己用	計	自己居住用	自己業務用	非自己用	計
昭和45年度～平成12年度の合 計	許可件数	456	53	1023	1532	505	30	6	541	961	83	1029	2073
	面積（ha）	225.79	12.50	279.51	517.80	31.88	2.48	5.70	40.06	257.68	14.99	285.21	557.87

注：自己居住用は住宅、自己業務用および非自己用は建築物又は工作物の建設を目的とする開発行為である
集計誤差があり他表と一致しない数値がある

4　市街化区域の開発行為の実績

開発許可制度は、市街化区域においては開発区域に一定の技術水準を保たせることにより、都市計画法の趣旨である都市の健全な発展と秩序ある整備を図ろうとするものである。しかし、名古屋市の場合、開発許可制度ができてから2000（平成12）年までの間の開発許可面積と、同期間に認可された土地区画整理事業（前項参照）を比べると、面積規模でいえば約 1/7 程度であり、土地区画整理事業の市街地整備に果たしたものに比べれば少ない。その一方、土地区画整理事業によりがたい狭い土地や、地形等の厳しい土地あるいは既成市街地内の小規模な工場等の跡地など、そのままでは不良化しがちな土地を、一定の公共施設水準を備えた宅地として整備し得たことなど、市街地整備に開発許可制度が果たした役割は大きかったといえよう。

ア　件数、面積

前項でも述べたが、市街化区域内では1975（昭和45）年度から2000（平成12）年度の31年間で1,532件、約517.8haの開発許可がされており、単純平均で一件当たり3,380 ㎡となる。**表 6.3.12** の市街化区域における非自己用開発は分譲目的の開発行為が中心となるが、それに限ると1,023 件で279.51ha であり一件あたりは2,730 ㎡となる。いずれにしても3,000 ㎡を超さない程度の規模の開発だったという事である。年度別の推移は前項で市域全体において説明したことと同様な推移が見て取れる（**図 6.3.3** 参照）。

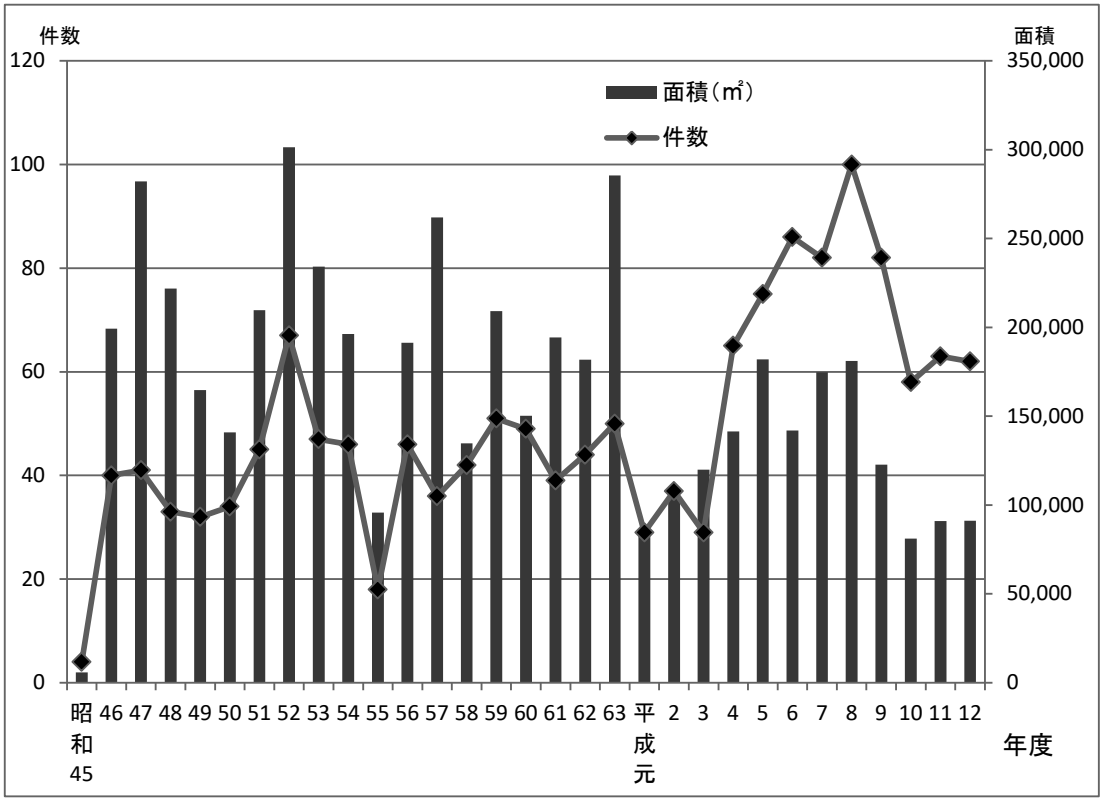

図 6.3.3　市街化区域おける開発行為許可件数、面積の推移（年度別）

また、面積規模別で見ると、開発行為の許可件数の 8 割以上が 0.3ha 未満である。一方 1ha 以上は件数では 6%であるが、面積合計は全体の 44%を占めている。また 1992(平成 4)年の制度改正により 1993(平成 5)年度からは 500 ㎡以上 1,000 ㎡未満の開発行為許可が多数出されており、8 年間の許可件数が 348 件あり、31 年間全体の許可件数の約 23%に上っている(**表 6.3.13** 参照)。つまり、面積規模の小さい開発行為が圧倒的に多かったといえよう。

表 6.3.13 面積規模別の開発行為(市街化区域)

面積区分 / 年度	0.1ha未満		0.1ha以上 0.3ha未満		0.3ha以上 0.5ha未満		0.5ha以上 1.0ha未満		1.0ha以上 5.0ha未満		5.0ha以上		総計	
	件数	合計面積(ha)	件数	合計面積(ha)	件数	合計面積(ha)	件数	合計面積(ha)	件数	合計面積(ha)	件数	合計面積(ha)	件数	合計面積(ha)
昭和45年度～平成4年度	—	—	676	117.6	94	36.7	64	48.9	75	154.8	8	53.2	917	411.2
平成5年度～平成12年度	348	26.2	209	37.0	25	9.8	16	12.0	10	21.5	0	0.0	608	106.6
昭和45年度～平成12年度 合 計	348	26.2	885	154.6	119	46.5	80	60.9	85	176.3	8	53.2	1525	517.8
総計に対する割合(%)	23	5	58	30	8	9	5	12	6	34	1	10	-	-

注 平成5年度から開発許可対象面積が1000㎡から500㎡に引き下げられた
集計誤差があり他表と一致しない数値がある

イ 区域

開発行為の行われた場所は**表 6.3.14** および**図 6.3.4** にあるように、東区、中区、熱田区等の都心部を形成する区では少なく、それ以外の区で多く実施されている。なかでも千種区、港区、守山区、緑区などが件数、面積ともに多く、新市街地が多い区ではあるが中川区、名東区や天白区における開発行為面積はそれほど多くはない状況となっている。

表 6.3.14 行政区別開発行為許可の内訳(市街化区域) (昭和 45 年度～平成 12 年度)

＼	千種	東	北	西	中村	中	昭和	瑞穂
件数	146	5	68	23	20	1	100	98
面積(ha)	41.7	4.2	8.8	6.7	3.0	0.3	30.6	18.9

＼	熱田	中川	港	南	守山	緑	名東	天白
件数	3	104	142	38	273	310	88	107
面積(ha)	1.0	23.6	73.9	31.4	85.3	148.2	26.0	27.2

注 本表の件数、面積とも合計数値は他表と一致しない

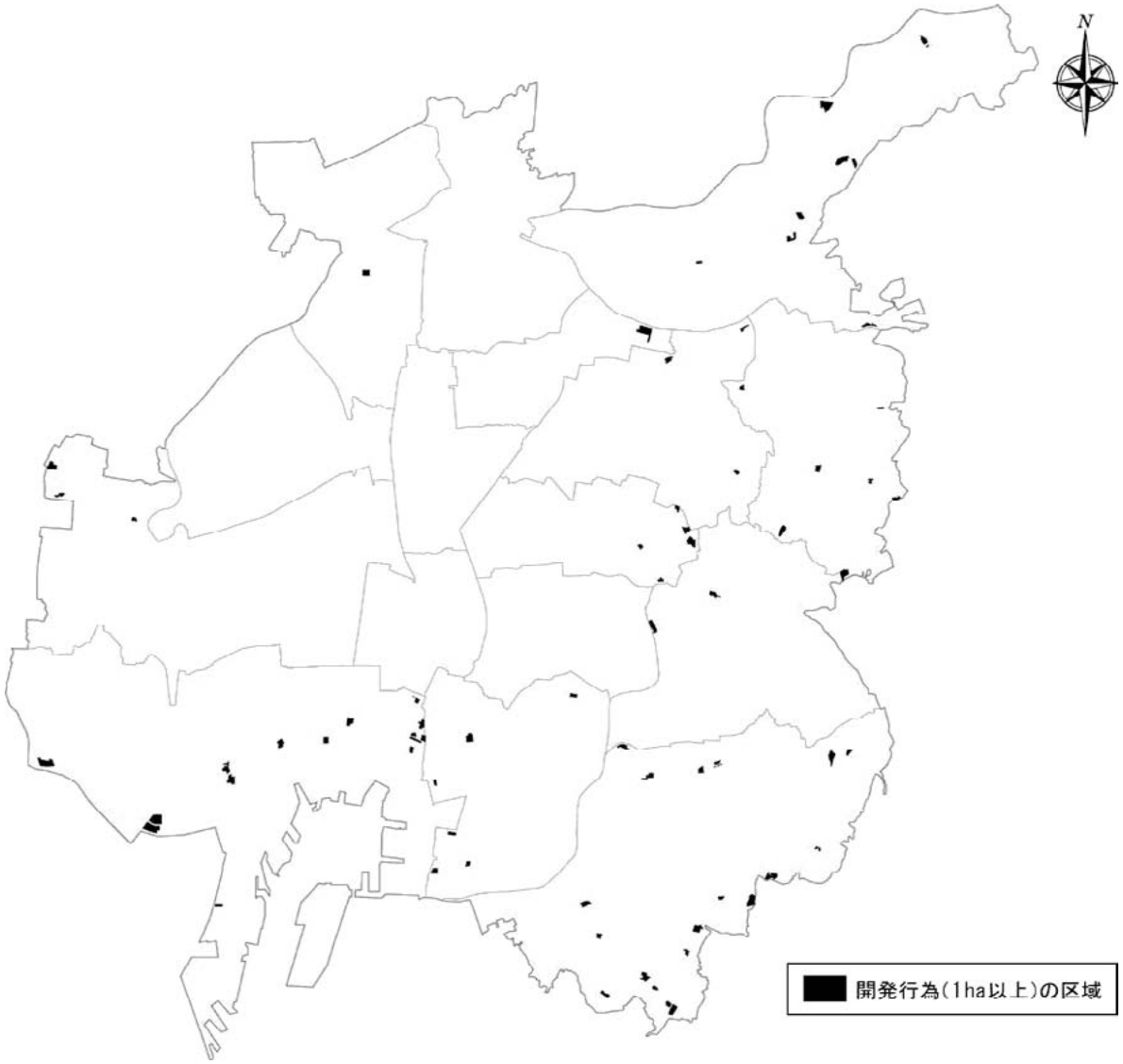

図 6.3.4 大規模開発行為(1ha 以上、特定工作物を除く)位置図
(昭和 45 年度～平成 12 年度許可)

ウ 予定建築物

開発行為を予定建築物の用途別にみると、1975(昭和 45)年度から 2000(平成 12)年度までの 31 年間で、件数では住宅が 7 割であり、工場・店舗・事務所・倉庫や老人保健・福祉施設などの非住宅が残り 3 割となっている。7 割の住宅の内 3 割は戸建住宅開発で、残り 4 割が共同住宅目的の開発行為である。

次に面積割合では、住宅目的の開発は約 5 割であり、非住宅目的が残り 5 割となる。なかでも老人保健施設・ホテルなどは、件数の割合に比べ面積が大きいことが目立っている。地域的には非住宅目的の開発は中川区、港区、守山区、緑区に多く見られた(**表 6.3.15** 参照)。

表 6.3.15 予定建築物用途別の開発行為許可内訳(市街化区域)(昭和 45 年度～平成 12 年度)

予定建築物用途		開発行為(市街化区域)			
		件数	構成比%	面積 (㎡)	構成比%
住宅	戸建住宅	464	30.6	1,172,818	22.8
	共同住宅	585	38.5	1,501,463	29.2
小計		1049	69.1	2,674,281	51.9
非住宅	工場	70	4.6	207,537	4.0
	店舗・事務所	129	8.5	363,039	7.1
	倉庫	124	8.2	557,048	10.8
	その他(老健施設、ホテル他)	130	8.6	1,014,332	19.7
	第1種特定工作物	4	0.3	23,223	0.5
	第2種特定工作物	12	0.8	309,608	6.0
小計		469	30.9	2,474,787	48.1
合計		1518	100.0	5,149,068	100.0

注:集計誤差があり他表と数値は一致していない

5 市街化調整区域の開発行為等の実績

(1) 市街化調整区域における許可の仕組み概要

市街化調整区域における開発行為および開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の制限の実績を述べる前に、ここで改めて市街化調整区域における開発行為等の許可等の仕組みを述べたい。

まず、市街化調整区域の開発許可等の制度については、本章第1節2(2) 開発許可制度の内容 および**表 6.3.1** に述べたが、許可の体系が複雑であるので以下にもう一度まとめる。

① 開発行為の許可について

ⅰ 許可不要の開発行為がある

都市計画法(以下本節では「法」と略す)第 29 条において法適用を除外された行為で、農林漁業用建築物等の建築の用に供するものや、公益上必要な建築物の用に供するもの、国・地方公共団体等が行うもの、都市計画事業他の公共事業として行うもの、非常災害の応急措置として行うもの、通常の管理行為等として行うものがこれにあたる。

ⅱ ⅰ以外は許可が必要で、法第 34 条に定める立地基準に該当するもののみ許可される

立地基準は 10 項目ある(**表 6.3.1** 参照)。その内第 10 号の開発審査会の議を経ることとなっている事項は 2 項に分かれているため、都合 11 項目となる。また、第 8 号は 1987(昭和 62)年に追加があり、第 8 の 2 号として集落地区計画等に関する規定が追加されている。2000(平成 12)年には更に第 8 の 3 号に条例で指定する連担集落に関する規定、第 8 の 4 号に条例で区域、目的、予定建築物等の用途を定めたものについての規定、以上 2 項目が追加されている。

これらについては立地基準の該当項目を照らし合わせたうえ、技術基準についても審査し許可される。

ⅲ 開発審査会に付議し許可するものに関する運用基準が定められており、名古屋市の基準も定められている

開発審査会に付議したうえで許可できるとされた事項は法第 34 条第 10 号イおよびロの 2 項目ある。このうち、イ項は 20ha 以上の大規模な計画的開発に関するものであるが、名古屋市では事例がない。ロ項は、「都市計画法による開発許可制度の施行について」(昭和 44 年建設省都計発第 156 号他)にお

いて当初 9 項目が例示された(**表 6.3.16** 参照)。その後、法改正により一部は開発審査会の議を経る必要がなくなった。また、その後も数度の通達により開発審査会に付議すべき項目が追加されているが、国の制度についての詳細な経過は略す。名古屋市において開発審査会に付議すべき事項については**表 6.3.17** に、名古屋市開発審査会提案基準として整理した。

ⅳ 特定工作物が許可対象として都市計画法に追加された(1974(昭和 49)年)

法第 4 条に「特定工作物」が規定され、同条にて開発行為の一つに追加された。また、第 2 種特定工作物は法第 34 条の立地基準が適用されないため、法第 29 条の開発許可対象であるが、法第 33 条(技術基準)のみ適用されることとされた。

以上が市街化調整区域の開発許可の概略と説明である。次に建築等の許可についてまとめる。

② 建築等の行為の許可について

次に、開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の制限(法第 43 条)による許可がある。市街化調整区域で、開発許可を受けた土地以外で建築物の建築または第 1 種特定工作物の建設等を行うためにはこの許可が必要である。ただし、ここにも例外規定があり、許可のいらない建築行為が存在する。

ⅰ 許可不要の建築等行為がある

法第 43 条で許可不要とされているものは、農林漁業用建築物等の建築行為、公益上必要な建築物の建築行為、国・地方公共団体等が行う建築行為、都市計画事業として行う建築行為、非常災害応急措置として行う建築行為、埋立免許を受けた埋立地に関する建築行為、その他旧住宅地造成事業に関する法律に係る開発等および通常の管理行為等として行う建築行為である。

なお、1974(昭和 49)年法改正があり、市街化区域に隣接等し、おおむね 50 戸以上連担する地域内で、線引きの際既に宅地であったことの確認を受けた土地で行う建築行為についてもここに加えられた。

ⅱ ⅰ以外の建築等行為は許可が必要である

ⅰに列記した以外の建築等行為はすべて許可が必要である。この場合、許可される建築等の行為は開発行為の許可における法第 34 条(立地基準)の規定が基本的に準用される。さらにこの許可にあたり、技術基準として排水に関する施設や構造、地盤の安全性に関する事項に適合している必要がある。

表 6.3.16 開発審査会の議を経て許可される事項(当初例示項目、要約)

都市計画法による開発許可制度の施行について(昭和44年建設省都計発第156号) 4 法第34条の運用について (6) 第10号ロについて 次の建築物の用に供する開発行為は、通常原則として許可して差し支えない	
イ	農家の二、三男が分家する場合の住宅等
ロ	ガソリンスタンド等
ハ	ドライブイン等の沿道サービス施設で適切な位置のもの
ニ	火薬類製造所等で保安距離確保等からやむを得ないもの
ホ	市街化調整区域内の建築物が収用対象となって移転・除却しなければならない場合に、これに代わる建築物
ヘ	社寺仏閣、納骨堂
ト	立地上やむを得ない研究施設
チ	法第34条第1号から第9号の許可を得た事業所または従前から市街化調整区域に存する事業所の従業員住宅、寮等
リ	土地区画整理事業の施行された土地の区域内のもの

表 6.3.17 名古屋市開発審査会提案基準(抄)

	昭和50年(頃)	昭和57年	昭和63年	平成6年(頃)	平成7年	平成11年	平成13年
①	農家分家等の建築	同左	同左	同左	同左	同左	この項条例許可に移行
②	収用対象事業による移転	同左	同左	同左	同左	同左	同左
③	社寺仏閣、納骨堂	同左	同左	同左	同左	同左	同左
④	既存宅地確認を受けた土地における開発行為	同左	同左	同左	同左	同左	廃止
⑤		既存集落内における自己用住宅	同左	同左	同左	同左	廃止
⑥		庭球場等レクリエーション施設の付属建築物	運動、レジャー施設に併設される建築物	同左	同左	同左	同左
⑦			市街化調整区域の既存工場のやむを得ぬ拡張	同左	同左	同左	同左
⑧			市街化調整区域の既存家内工場のやむを得ぬ拡張	同左	同左	同左	同左
⑨			有料老人ホーム	同左	同左	同左	同左
⑩				既存建築物の建て替えを目的とする建築行為	同左	同左	同左
⑪					既成住宅地内における自己用住宅	同左	同左
⑫						既存の土地利用を適正に行うための管理施設	同左
⑬						既存住宅の増築のためのやむを得ない敷地拡張	同左
⑭						相当期間適正に利用された建築物のやむを得ない用途変更	同左
⑮							線引き前より既に宅地であった土地における建築行為等
⑯							大規模敷地の土地利用変更
注	昭和49年 都市計画法改正	建設省計民発第28号 昭和57.7.16通達	建設省経民発第33号 昭和61.8.2通達	―	―	建設省経民発第40号 平成10.7.1通達	平成12年 都市計画法改正

(2) 市街化調整区域の許可実績の概要

① 市街化調整区域における開発行為の実績

市街化調整区域の開発行為の許可実績のうち、面積において特異な年度が 5 回ある。特異となった理由は、当該年度に大規模開発許可があったことであり、1972(昭和 47)年には約 1.0ha のゴルフ練習場の開発が、1973(昭和 48)年には約 5.2ha の金属加工工場の集団移転があった。また、1984(昭和 59)、1988(昭和 63)、1990(平成 2)の各年には第 2 種特定工作物の整備としての学校グランドの開発が各 1 件ずつ計 3 件、約 11.5ha あったためである。それ以外は毎年度 10～30 件の許可があり、面積では毎年度合計 3,000 ㎡弱から 10,000 ㎡程度が許可されていた。市街化調整区域の開発許可については、許可申請される行為自体が限定されたものにとどまり、市街化区域のような景気変動等による明確な影響は読み取れない(**図 6.3.5** および**表 6.3.18** 参照)。

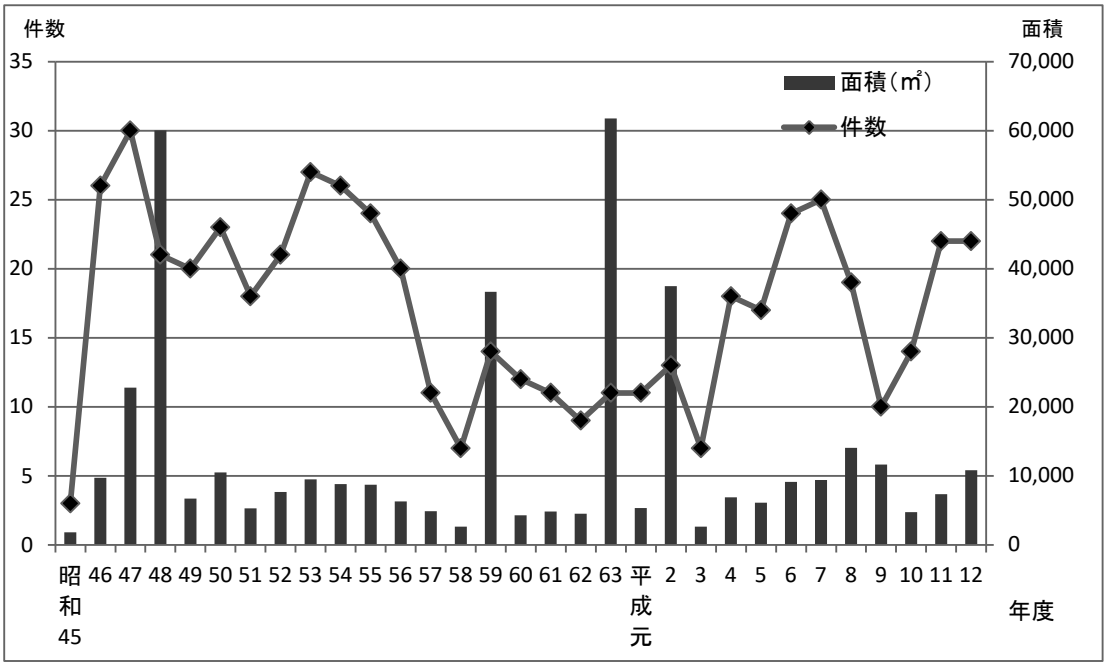

図 6.3.5 市街化調整区域における開発行為の許可件数、面積推移(年度別)

表 6.3.18 面積規模別の開発行為(市街化調整区域)

面積区分 / 年度	0.1ha未満		0.1ha以上 0.3ha未満		0.3ha以上 0.5ha未満		0.5ha以上 1.0ha未満		1.0ha以上 5.0ha未満		5.0ha以上		総計	
	件数	合計面積(ha)	件数	合計面積(ha)	件数	合計面積(ha)	件数	合計面積(ha)	件数	合計面積(ha)	件数	合計面積(ha)	件数	合計面積(ha)
昭和45年度～平成12年度 合 計	517	18.0	16	2.4	1	0.4	3	1.8	3	7.4	2	10.4	542	40.5

集計誤差があり他表と一致しない数値がある

次に、開発行為の許可項目別の許可状況を**表 6.3.19** にまとめた。

まず、前述したように法第 29 条許可となる第 2 種特定工作物が 3 件あった。また、法第 34 条の立地基準の各号別許可状況は次のようであった。なお、名古屋市では 2 号の鉱物観光資源の利用関係、3 号の特別な条件関係、7 号の危険物関係、8 号の市街化区域に建築困難関係、8 の 2 号の地区計画関係および 10 号イの 20ha 以上の計画的開発関係、以上の 6 項目については開発許可の実績がなかった。

1 号の日常生活に必要な店舗等は年に 2～3 件許可があり合計 65 件で、1 件あたり平均開発敷地面積は約 265 ㎡だった。

4 号の農業用倉庫等は合計 2 件だった。

5 号の市街化区域内で現にある工場の効率化等を図るためのものについては、1973(昭和 48)年度に公害防止のための集団移転として、港区南陽町において名古屋中川金属工業団地組合に対し約 5.2ha の許可がされている。

6 号の既存工場と関連する工場関係は 1972(昭和 47)年度の 1 件のみだった。

9 号について少し詳しく説明すると、1970(昭和 45)年 11 月 24 日の線引きの際、既に自己の居住用もしくは業務用のため建築し、またはその目的のために所有等していた土地について、線引きの日から 6 か月以内にその旨を届け出たもの(権利届と略称される)が、その目的に従い権利の行使として、線引きの日から 5 年以内に行う開発は許可されることとなっている。これによる許可は足掛け 6 年間で合計 13 件、9,918 ㎡であった。なお、この 5 年の期限切れが迫った 1974(昭和 49)年の法改正において、権利届制度に代替し、類似する制度として、法第 43 条 1 項 6 号に連担集落であって既存宅地であることを確認する制度(いわゆる既存宅地の確認制度)が改正追加されている。

表 6.3.19 市街化調整区域の開発行為の許可件数および面積(昭和 45～平成 12 年度)

事項 / 年度	29条許可		34条各号別許可											
			1号		4号		5号		6号		9号		10号ロ	
			日用品店舗等		農業用倉庫等		中小企業の集団化		既存工場関連		権利届		開発審査会事項	
	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積
昭和45											2	1,382	1	446
46			3	861							4	2,506	19	6,373
47			1	356					1	1,166	3	1,716	25	19,527
48							1	52,072			1	258	19	7,698
49			3	864							1	936	16	4,910
50			2	507							2	3,120	19	6,851
51													18	5,283
52			2	597	1	628							18	6,444
53			3	883									24	8,587
54			8	1,937									18	6,869
55			5	1,209									19	7,497
56			5	1,384									15	4,903
57			3	586									8	4,305
58			1	298									6	2,337
59	1	30,313	1	298	1	884							11	5,172
60			1	299									11	3,976
61			2	600									9	4,218
62			2	597									7	3,904
63	1	51,983	2	594									8	9,201
平成元													11	5,329
2	1	33,031	1	300									11	4,124
3			1	203									6	2,459
4			2	590									16	6,305
5			3	673									14	5,448
6			2	600									22	8,519
7			2	582									23	8,828
8			2	441									17	13,602
9			1	300									9	11,351
10			1	300									13	4,453
11			2	435									20	6,905
12			4	956									18	9,858
合計	3	115,327	65	17,250	2	1,512	1	52,072	1	1,166	13	9,918	451	205,682

注1:面積の単位は㎡
注2:「29条許可」とは、都市計画法第34条の適用が除外されている「主として第2種特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為」の許可をいう

10 号ロの開発審査会に付議された事項は、**表 6.3.19** および**表 6.3.20** に示したように毎年 10 件弱から 20 件強あり、合計 451 件、20.6ha 余が許可されている。

表 6.3.20 都市計画法第 34 条第 10 号ロ(開発審査会付議)の事由別件数

＼事由 年度＼	農家の子女の分家	非農家の子女の分家	沿道サービス施設	ゴルフ練習場	収用対象事業による移転	事業所の寮	自己用住宅	その他
昭和45	1							
46	16	1	1			1		
47	23		1	1				
48	18		1					
49	16							
50	19							
51	18							
52	16				1			1
53	23							1
54	16				2			
55	14				5			
56	12				3			
57	6				2			
58	5				1			
59	8				2		1	
60	7				4			

＼事由 年度＼	農家の子女の分家	非農家の子女の分家	沿道サービス施設	ゴルフ練習場	収用対象事業による移転	事業所の寮	自己用住宅	その他
61	4				2		2	1
62	2				3		1	1
63	6				1			1
平成元	4				4		3	
2	7				2		1	1
3	3				3			
4	11	3			2			
5	13				1			
6	15				6		1	
7	13	3			3		4	
8	10				1		4	2
9	2						4	3
10	6	2			1		4	
11	11	8					1	
12	12	2			1		2	1
計	337	19	3	1	50	1	28	12

② 開発審査会に付議された開発許可事項

開発審査会に付議された事項を申請事由別にみると、件数では農家の子女の分家住宅等が全体の約 75%、337 件となっている。更に、これに非農家の分家住宅等の 19 件を加えると、全体の約 8 割がいわゆる分家住宅等のための開発行為となる。次いで、収用対象事業による移転等によるものが約 1 割の 50 件あり、1982(昭和 57)年に制度化された既存集落内における自己用住宅は約 6%の 28 件となっている。

一方、面積では農家の子女の分家住宅等は全体の約 57%であり、1件当り平均面積は約 350 ㎡となっている。1件当たりの規模で大きなものをみると、ゴルフ練習場が 1 件、面積約 10,000 ㎡であるほか、1996(平成 8)年あたりから、敷地規模が 1 件当たり 2,500 ㎡～6,000 ㎡の老人保健施設が、件数は少ないが面積規模で大きく目立っている。

③ 開発許可を受けていない土地における建築の許可等

市街化調整区域の開発許可を受けていない土地において、土地の区画形質の変更を伴わず建築行為等のみを行おうとする場合、法第 43 条の許可を受けなければならない。

名古屋市では、**表 6.3.21** にあるように日用品店舗等、農業用倉庫等、権利届によるもの、開発審査会に付議される事項の 4 項目で許可された事例がある。このうち日用品店舗等では 1970(昭和 45)年からの 31 年間で合計 113 件が許可され、年平均にすると約 3.6 件、敷地規模を平均すると約 280 ㎡となっている。権利届に関するものは 229 件と、開発行為を伴う場合の 13 件(**表 6.3.19**)に比べ格段に多数である。

表 6.3.21 市街化調整区域の開発許可を受けていない土地における建築の許可等の件数、面積

法43条1項、令36条1項2号(*)の許可および法43条1項6号の確認										
＼事項 年度＼	法43条1項 令36条1項2号イ （法34条1号）		43条1項 令36条1項2号イ （法34条4号）		43条1項 令36条1項2号ロ （法34条9号）		43条1項 令36条1項2号ハ （法34条10号ロ）		43条1項6号 確認 （連担集落+既存宅地） （S49法改正による）	
	日用品店舗等		農業用倉庫等		権利届		開発審査会事項			
	件数	面積（㎡）	件数	面積（㎡）	件数	面積（㎡）	件数	面積（㎡）	件数	面積（㎡）
S45					4	4,671	2	1,302		
46					100	20,872	2	1,044		
47	7	2,219	1	935	29	13,167	4	872		
48	5	2,878	1	2,068	33	7,476	18	5,543		
49	9	3,120			16	6,467	12	3,015		
50	7	2,023			47	27,697	11	3,025	36	10,011
51	5	1,598			制度終了		5	2,259	14	6,942
52	8	1,986					4	1,164	17	6,095
53	4	1,000							13	4,292
54	1	297					1	353	15	12,417
55	8	1,500							15	6,406
56	4	1,030					3	1,157	25	5,868
57	7	1,338					11	3,394	20	6,072
58	3	813					15	31,043	13	8,636
59	4	976					16	7,173	18	10,320
60	3	484					7	2,097	18	13,978
61	4	1,077		128			6	2,093	19	10,807
62	2	591					10	2,758	15	8,954
63	1	200					8	3,486	9	6,719
H元	5	1,382					12	4,608	17	7,787
2	6	1,591					12	4,067	25	7,408
3	3	896					6	2,051	24	11,132
4									16	7,543
5	3	715					2	508	9	3,036
6	2	415					4	1,468	18	7,037
7	1	187					8	4,275	19	9,815
8	1	299					7	2,985	26	9,345
9	3	799					1	169	30	10,996
10	2	518					1	499	30	11,175
11	4	987					3	1,543	31	12,841
12	1	300					2	628	19	9,380
計	113	31,219	2	3,131	229	80,350	193	94,579	511	225,012

(*)平成5年に2号から3号に改正

開発審査会に付議されたものは 193 件あった（**表 6.3.22** 参照）。その内訳は、農家の子女の分家住宅が 109 件であり、非農家の子女の分家住宅が 23 件、収用対象事業による移転住宅が 23 件、自己居住用住宅が 19 件などとなっている。敷地面積は農家の子女の分家住宅で平均約 330 ㎡であった。

また、1975（昭和 50）年度に始まった法第 43 条 1 項 6 号の連担集落であって既存宅地であることの確認制度によるものは、初年度の 36 件を皮切りに 26 年間で 511 件、合計約 22.5ha、一件当たり平均 440 ㎡であった。

表 6.3.22 市街化調整区域の建築許可、審査会事項の事由別件数表
（法第 43 条第 1 項、令第 36 条第 1 項第 2 号ハ）

＼事由 年度＼	農家の子女の分家	非農家の子女の分家	収用対象事業による移転	事業所の寮	自己居住用	その他
昭和45	1					1
46	2					
47	2	2				
48	13	3	2			
49	7	3		1	1	
50	8	2				1
51	4					1
52	4					
53						
54	1					
55						
56	3					
57	6		4			1
58	10	1	2		1	1
59	10	3	1		1	1
60	2		4		1	

＼事由 年度＼	農家の子女の分家	非農家の子女の分家	収用対象事業による移転	事業所の寮	自己居住用	その他
61	6					
62	5	2	1		2	
63	4	1	1		1	1
平成元	6		2		3	1
2	9				1	2
3	4					2
4						
5	1		1			
6		3	1			
7		1	3		2	2
8	1				4	2
9						1
10		1				
11		1	1		1	
12					1	1
計	109	23	23	1	19	18

6 法に定める建築承認および許可の制度概要とその実績

開発行為に関連して、都市計画法に定める建築承認および許可の制度について、市街化区域および市街化調整区域においてこれまで述べたもののほかに、次のものがある。

ⅰ 第 37 条ただし書きに定める、開発行為完了公告前の建築承認

ⅱ 第 41 条第 1 項により特に定められた建ぺい率等に対し、第 2 項により環境保全上支障がないと認めるもの

ⅲ 第 42 条第 1 項ただし書きに定める、予定建築物以外の建築等の許可

以上の各制度に対応する名古屋市での承認、許可の実績は以下のとおりである。[11]

ⅰ 1969（昭和 44）年から 1995（平成 7）年までの 26 年間で、市街化区域の開発行為の区域内では毎年 20 件余～70 件で平均 40 件、市街化調整区域の開発行為では毎年 20 件前後で平均では 15 件であった。

ⅱ この項は名古屋市では事例がなかった。

ⅲ この項による許可は 1969（昭和 44）年から 1995（平成 7）年までの 26 年間で計 13 件であった。

7 開発行為による公共施設の整備実績

開発行為に伴い整備される公共施設には、道路、公園、防火水槽、河川・水路などがある。これらは基本的には公共施設として公共施設管理者に帰属手続きが取られているが、道路等で開発者管理となっているものもある。

市街化区域において 1970（昭和 45）年度から 2000（平成 12）年度の間に開発行為により整備された主な公共施設の実績数値は**表 6.3.23** のとおりである。仮に、道路が平均 6m の幅員であるとすればその延長

11 「名古屋市における開発許可制度」（名古屋市計画局、平成 9 年 3 月、p. 28）

は約 4.6km となる。公園は単純平均すると 1 か所当たり約 540 ㎡となる。防火水槽は地下式の 40t のものであり、その約 1/3 は公園内に設置されている。この他に、住宅の規模や戸数により、集会所、駐車場、駐輪場、ごみ集積所などが設けられ、開発者等により管理されている。

また、市街化調整区域の開発行為で公共施設が整備されたのは、1973（昭和 48）年度に許可があった港区南陽町の金属工業団地があるのみだが、そこでは道路 4,428 ㎡、公園 2,662 ㎡（1 か所）、防火水槽 3 基、河川水路 1,795 ㎡が整備された。

表 6.3.23 開発行為により整備された主な公共施設（市街化区域）

＼	道路	公園		防火水槽	河川・水路
	面積 （㎡）	箇所数	面積 （㎡）	（基）	面積 （㎡）
整備された公共施設の累計（昭和45年度～平成12年度）	274,189	100	54,236	164	13,453

8 指導監督

開発行為の許可を得ず宅地造成を行い、都市計画法の規定に違反したもの、または違反していると考えられるものに対して、法第 81 条に定める監督処分他を行っている。その場合、まず事情を把握するための聴聞の手続きを行う場合や、任意の事情聴取を行う場合、あるいはこうした手続きに入る前段階としての現地確認などを行っている。**表 6.3.24** は制度開始直後の状況を表すものであるが、同法に基づく聴聞を盛んに行い、監督処分も行っている。

表 6.3.24 都市計画法第 81 条に基づく聴聞、監督処分等

＼ 年度 項目（件）＼	1970 (s45)	1971 (s46)	1972 (s47)	1973 (s48)	1974 (s49)	1975 (s50)	1976 (s51)	1977 (s52)	1978 (s53)	1979 (s54)
事情聴取（任意）								1		3
聴聞（法81条2項）		3	7	2	25	13	4	3	11	3
監督処分（法81条1項）		1	1	1						

名古屋市における開発許可制度(昭和55年10月)名古屋市計画局 より

9 名古屋市と政令指定都市の開発行為許可の比較

都市により市域における都市計画区域および市街化区域と市街化調整区域の割合が違っており、また市街化区域と市街化調整区域に区分した許可等に係る統計資料が入手しにくい都市もあるため大変大まかな比較になるが、名古屋市と他の政令指定都市との開発許可の傾向を比較する。

1972（昭和 47）年度から 1994（平成 6）年度までの 23 年間の許可実績は**表 6.3.25** および**図 6.3.6** のとおりであるが、件数では横浜、神戸、北九州、福岡が多く、面積では札幌、横浜、神戸、北九州、福岡などが多いといえる。一件当り単純平均の開発行為面積では、大きい順に札幌、広島、神戸、横浜、北九州、仙台となる。

仙台、千葉、広島は他都市に比べ政令指定都市となった時期が遅かったため、政令指定市となってからの統計期間が短く、合計数値は伸びていないが、他の資料 [12] に掲載されている宅地開発一覧を参照すると、それぞれの都市圏においては中心都市のみならず、周辺都市でも大規模な開発行為が行われている。また、札幌市、および首都圏近郊の横浜市、千葉市など、ならびに神戸市、広島市、福岡市、北九州市の各都市または都市圏においては、開発行為による都市開発が盛んに行われている。

名古屋市の場合をみると、名古屋市を中心とするおよそ 30km 圏では、例えば岐阜県多治見市の多治見ホワイトタウン(108ha)、多治見緑台(50ha)、可児市の桜ヶ丘ハイツ(330ha)、愛知県阿久比町・東浦町の新巽ヶ丘(60ha)、三重県四日市市のあかつき台(69ha)、東員町の第一・第二西桑名ネオポリス(230ha)などが開発行為による大規模な宅地開発事業となっている。なお、この地方で代表的な開発地である高蔵寺(愛知県、702ha)や大山田(三重県、432ha)は土地区画整理事業で、桃花台(愛知県、313ha)は新住宅市街地開発事業で実施されている。

表 6.3.25 開発行為許可の政令指定都市比較(昭和 47 年度～平成 6 年度)

事項＼都市名		名古屋	札幌	仙台 H元より	千葉 H4より	川崎	横浜	京都	大阪	神戸	広島 S54より	北九州	福岡
昭和47年度～平成6年度合計	件数	1,450	2,030	1,105	429	1,332	3,627	1,829	1,840	3,988	690	2,990	3,964
	面積(ha)	455.3	3782.8	553.2	180.5	526.5	2660.8	873.3	692.3	3003.9	722.8	1701.0	1326.0

注 仙台市、千葉市、広島市は都市名欄の年度より開発行為許可を始めている
平成7年度以降は各都市統一した数値が得られないので省略した

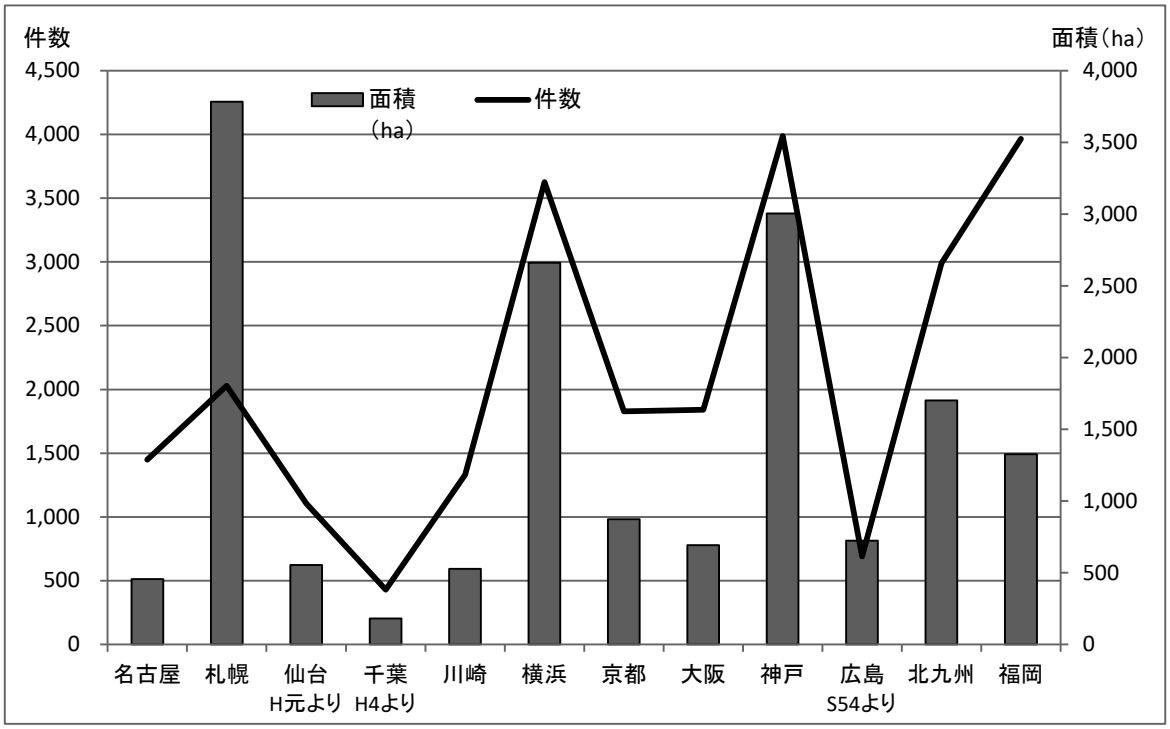

図 6.3.6 開発行為許可の政令指定都市比較(昭和 47 年度～平成 6 年度)

[12] 「新版 宅地開発便覧」(新版宅地開発便覧編集委員会編、鹿島出版会、1992、pp. 4-9)

第4章　地区総合整備

第１節　地区総合整備への取り組み

1　都市計画法により定められることとなった都市再開発方針

都市の市街地内の整備方針を定める都市再開発方針は、「都市再開発法」（昭和 44 年法律第 38 号）の 1980（昭和 55）年の改正（昭和 55 年法律第 62 号）により初めて制度化された。都市再開発法の第 2 条の 3 で、「人口の集中の特に著しい政令で定める大都市を含む都市計画区域内の市街化区域」において、「1　当該都市計画区域内にある計画的な再開発が必要な市街地に係る再開発の目標並びに当該市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用及び都市機能の更新に関する方針」（以下「1　号市街地」という）、「2　前号の市街地のうち特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区及び当該地区の整備又は開発の計画の概要」（以下「2 号地区」という）を都市再開発方針として、都市計画区域内の市街地整備について総合的な視点に基づき定めることができる規定が盛り込まれた。そしてこの方針は都市計画法に基づく市街化区域及び市街化調整区域の整備、開発又は保全の方針に定めなければならないとされた。なお、2000（平成 12）年の都市計画法改正（平成 12 年法律第 73 号）により同法第 7 条の 2 第 1 号において「都市再開発の方針」は新たに一つの都市計画として定められることとなった。

2　都市再開発方針作成に向けた地区の抽出

名古屋市では、都市再開発法の施行（昭和 44 年 6 月 14 日）を受けて、復興土地区画整理事業から除外された既成市街地内の焼け残り区域を主な対象地区として、個別地区の再開発の計画づくりの検討を始めるとともに、1974（昭和 49）年度より市内における再開発適地を選定する再開発基本計画づくりへの取り組みが開始された。

1975（昭和 50）年 3 月　市街地再開発事業に関する基礎調査報告書
都市再開発基本計画策定に向けて、再開発の対象領域、その意義と内容、再開発適地の検討

1975（昭和 50）年 8 月　市街地再開発事業に関する基礎調査報告書
再開発基本計画の策定の備え、公共団体再開発の側面から基礎資料の整備

1976（昭和 51）年 3 月　市街地再開発事業の基礎調査（その 2）

1977（昭和 52）年 3 月　市街地再開発事業の基礎調査（その 3）

昭和 50 年代初めに取り組まれたこれら基礎調査を踏まえて、「名古屋市都市再開発基本計画策定のための調査研究報告書」（1979（昭和 54）年 3 月）が実施報告され、その中でいくつかの再開発の要因を重ね合わせて図化し、いくつかの要因が重なり合った地区を要整備地区として抽出した。

すなわち、同報告書において、「名古屋市は、30 年余の歳月を費やしてきた復興土地区画整理事業を近年中に収束しようとしている。都市の骨格でもあるこの基盤整備事業は、永く名古屋市の都市計画の象徴でもあった。この大事業を戦後の既成市街地の第一期の都市計画事業とすれば、まさに現在は、第二期の都市計画事業が要請されているときである。このことは、入念に手入れした土壌に、しかるべき花を咲

かせ、実をみのらせるに等しい」[1] と、新しい都市計画に取り組む決意を示し、居住・就業といった環境、安全な市街地環境、自然的、歴史的環境といった総合的な整備を行うことを掲げている。都市再開発基本計画の策定上の目標を以下の 3 点とした。

イ 良好な市街地環境を創造し、魅力ある都市とする。

ロ 都市の安全性を確保し、都市防災への配慮を十分にする。

ハ 都市機能を更新させ、都市活動を活発化させる。

この目標を実現するために、都市再開発の概念を、地区再開発, 地区修復または地区改善、地区保全を包括するものと捉え、実現のための整備手法も幅広く、事業、規制、誘導を複合的に活用していくこととした。

そこで、名古屋市既成市街地の中から、地区に内在する課題を持つ地区や都市計画的観点からの整備が要請される地区などを「問題地区」として抽出した。要因となる地区を整理、抽出の結果をまとめると**表6.4.1**および**図6.4.1**のとおりとなった。

表 6.4.1 抽出課題と面積

抽　出　課　題	面積(ha)
1. 工場跡地等の土地利用の転換が予測される地区	970
2. 公共施設等の未整備地区	5,960
3. 老朽木造密集地区	2,040
4. 業務活動等が活発に展開すると予測される地区	740
5. 保存・保全等を要する地区	290
合　計	10,000 ha
各課題の重複箇所を差引いた問題地区面積	約 7,000 ha

出典:「名古屋市都市再開発基本計画策定のための調査報告書」
(1979(昭和 54)年 3 月 名古屋市計画局)

[1] 「名古屋市都市再開発基本計画策定のための調査研究報告書」(「はじめに」 名古屋市計画局 1979.3)

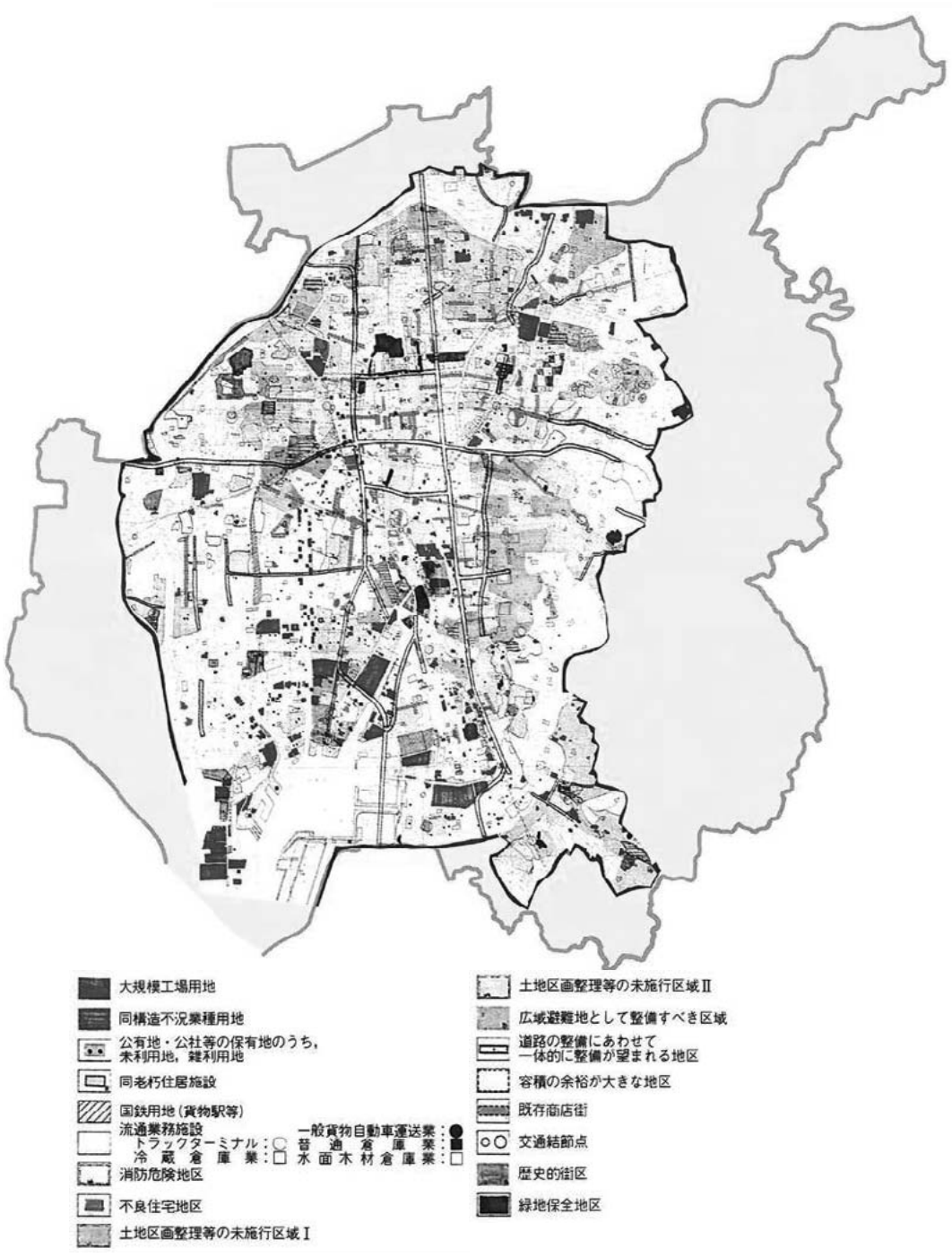

出典：「これからのまちづくり　地区総合整備」（1981（昭和 56）年 3 月　名古屋市計画局）を加工

図 6.4.1　既成市街地における課題分布図

さらに問題地区のうち課題が重複する地区、整備の必要性の高い課題を持つ地区等で、面的に広がりがあり整備に何らかの形で公的な係わりを必要とする地区を抽出し、今後具体的な整備を進めていくに当たり、分かりやすい区域設定を行い（幹線道路、鉄道、運河、大規模施設等で区分）、「要整備地区」（40 地区、2,800ha）とした（**図 6.4.2**）。

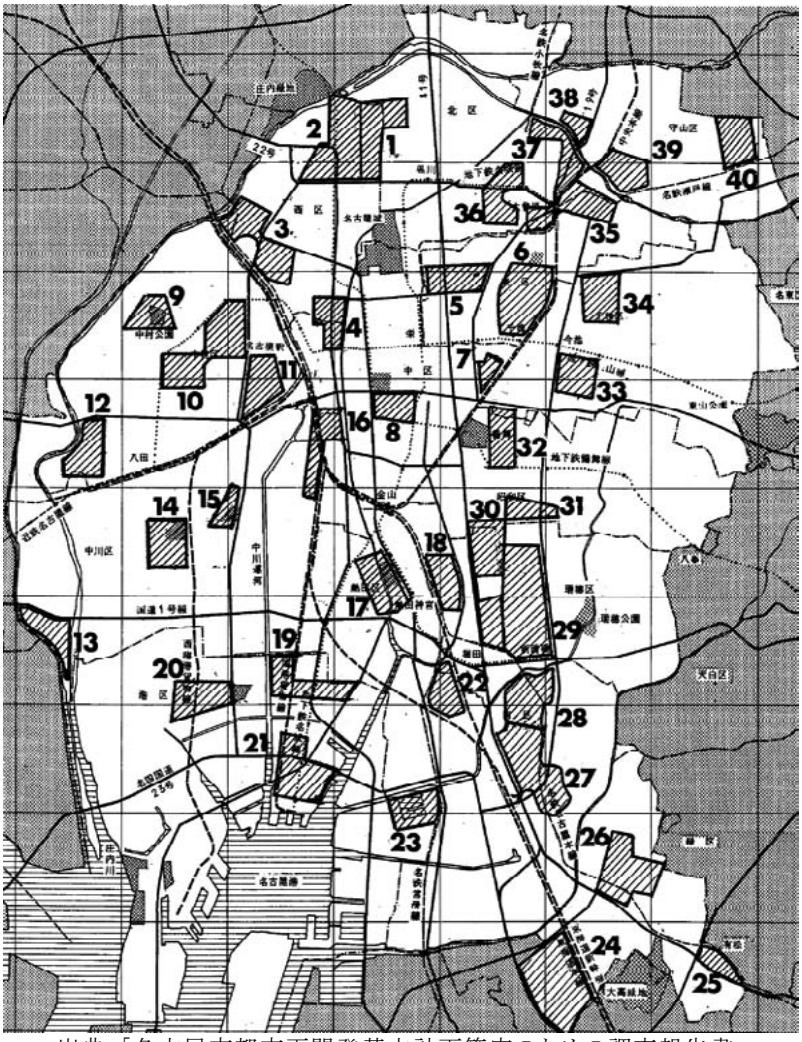

出典:「名古屋市都市再開発基本計画策定のための調査報告書」
(1979(昭和 54)年 3 月　名古屋市計画局)

図 6.4.2　要整備地区(40 地区)

上記で選定した 40 の要整備地区から、行政が関わり具体的に取り組む必要性の高い地区を「地区総合整備事業地区」とした。絞り込まれた地区は、戦災復興事業の除外地で、これまでにも都市計画的視点からみて課題があり、何らかの解決策が求められてきた地区が多い。1963(昭和 38)年に大曽根土地区画整理事業として都市計画決定された区域内にある大曽根北地区、再開発事業が検討された経緯がある那古野地区、筒井地区、基礎調査で整備が検討された小幡地区、米野地区、築地口地区、鳴海駅前地区などである。それに、合併市町村の既成市街地である大高地区、有松地区が加わり、合計 9 の地区を対象として、優先して事業化に向けて取り組まれることになった。

そして、行政が選定した地区について計画作成を行い、その計画案を持って地元に説明をしながら整備を実施してきたというこれまでの進め方を改め、地区の課題の把握やアンケートによる地元の意見を聞きながら地区全体の整備方針案を作成し、その整備方針案を基に具体的な整備計画案を作成、整備手法を検討し事業計画を確定していくといった計画作成プロセスを取り、事業を進めることとした(**図 6.4.3**)。

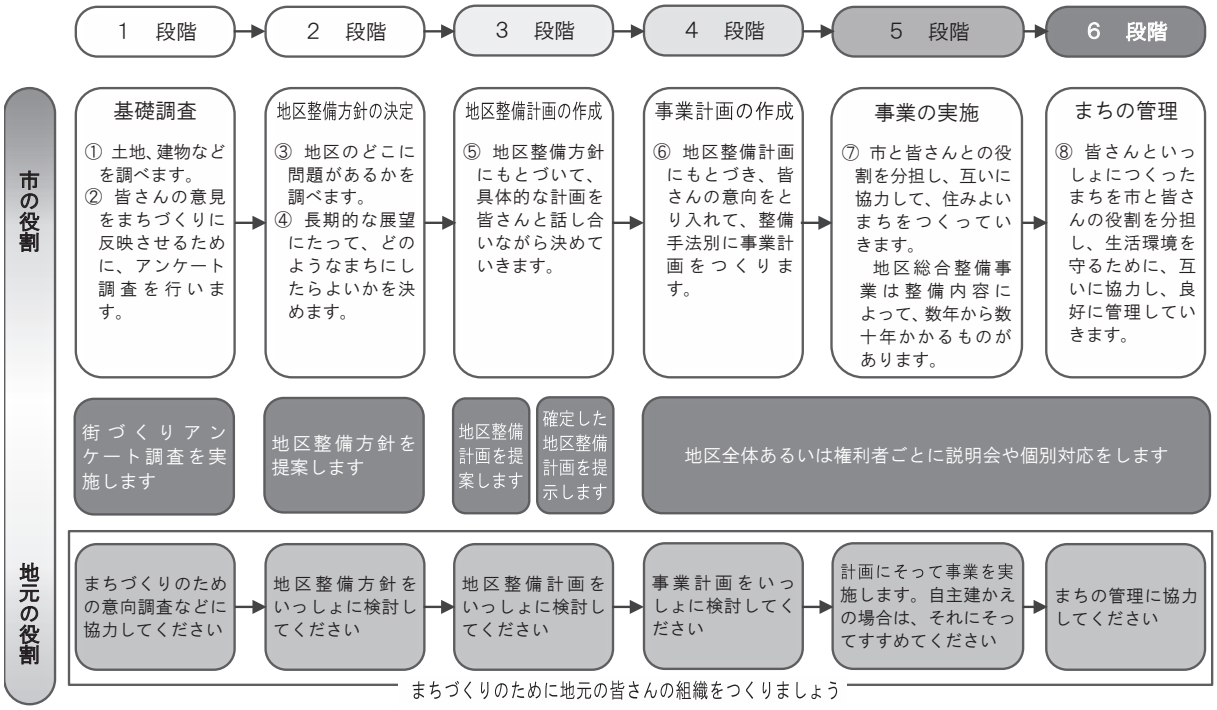

出典:「これからのまちづくり 地区総合整備事業　再開発方針の実現にむけて」(1988 年 名古屋市計画局)

図 6.4.3　計画作成プロセス(地区総合整備事業)

3　名古屋市基本計画への位置づけとその後の追加

「地区総合整備事業」は、1980(昭和 55)年に策定公表された「名古屋市基本計画」(昭和 55 年～65 年)において初めて位置づけられ、9 地区で推進することとなった。この地区総合整備事業は、国の補助事業や補助制度に係る制度要綱等に基づく概念ではなく、名古屋市が行政上で案出した概念であり事業である。以下に名古屋市基本計画における地区総合整備事業の位置づけを引用する。

「居住環境、公共施設の整備など、緊急的な整備度合いの高い地区は、その地域的な課題に対応して、各種の整備手法を活用しつつ、地区総合整備事業を推進する」

これらの地区では順次地元での話し合いが開始され、調査・計画づくりが進められ、事業合意が得られた地区から事業を実施していくこととなる。また、事業の実施に当たっては現場事務所を設置するなどして、地元との話し合いの機会を増やしながら事業化した。名古屋市基本計画への位置づけ後、地区総合整備事業は個別に取り組まれていた神宮東地区 1981 年(昭和 56 年)、神宮西(白鳥)地区と浄心地区 1984(昭和 59)年が追加され、合わせて 12 地区(約 1,430ha)に拡大された。

4「市街化区域及び市街化調整区域の整備、開発又は保全の方針」への位置づけ

先に述べたように、都市再開発方針は都市計画法で位置づけられることとなっていたが、名古屋市での具体的な位置づけは、地区総合整備事業地区を基本に検討が進められ、1984(昭和 59)年、「名古屋都市計画　市街化区域及び市街化調整区域　変更計画書」(愛知県)に定められた。

内容的には、1 号市街地はほぼ地区総合整備事業地区の 12 地区に指定された。那古野地区については、活発な都心部で組合施行による再開発が期待できるとして、「都心」として広く設定された。また 2 号地区は、地区総合整備事業地区で、事業化が検討されてきた 7 地区とされた(**表 6.4.2**)。

このことにより、地区総合整備事業は名古屋市の基本計画とともに都市再開発方針として都市計画法に基づく位置づけがなされ、上位計画での位置づけが完了することとなる。

表 6.4.2 都市再開発方針の位置づけ(当初:1984(昭和 59)年)

1号市街地			2号地区		
名称		面積(ha)	名称		面積(ha)
1	都心	400	1-1	那古野	2
2	筒井	110	2-1	筒井	47
3	小幡	60	3-1	小幡駅前	2
4	神宮東	60	4-1	神宮東	53
5	築地口	110	5-1	築地口江川線	10
6	大曽根	90	6-1	大曽根北	50
7	鳴海	190	―	―	―
8	米野	130	―	―	―
9	大高	150	―	―	―
10	有松	60	―	―	―
11	神宮西(白鳥)	60	―	―	―
12	浄心	10	12-1	浄心	1
1号市街地 合計		1,430	2号地区 合計		165

5 地区総合整備事業地区拡充の検討

(1) TOP UP ビジョン

名古屋市計画局内のプロジェクトチーム GN21 が、地区総合整備事業拡充調査(1987(昭和 62)年)の先ぶれのようにして、1985(昭和 60)年 8 月にレポートを「TOP UP ビジョン」としてまとめた。同レポートでは、ボトムアップ、レベルアップ、トップアップを総合的に展開する必要があるとしつつ、先の地区総合整備事業地区が、要整備地区で緊急性のある課題を持つ地区すなわちボトムアップ型の地区から事業化の選定をした地区抽出に対して、トップアップ地区を名古屋の 21 世紀戦略として位置づけて整備を進める必要があることを強調、トップアップを展開するキー・エリアとして、次の 11 地区を選定している。

> 1 都心、 2 おおぞね、 3 ちくさ、 4 あつた、 5 はった、 6 おたい、 7 よつや、
> 8 みなと、 9 しだみ、 10 いだか、 11 なるみ

後に地区総合整備地区の拡充・新規地区の対象となる地区としては、次の地区が含まれている。( ) 内は、レポート「TOP UP ビジョン」における名称である。

千種駅－筒井地区拡大（ちくさ）、 金山（あつた）、 八田（はった）、
小田井（おたい）、 稲永（みなと）、 志段味（しだみ）

（2） 要整備地区からの抽出

地区総合整備事業拡充調査（昭和 62 年 3 月）では要整備地区 40 地区のうち、現に地区総合整備事業地区に指定されている地区を除いた残りの地区について、整備課題等を整理して地区カルテを作成し、総合的対応が必要な地区を抽出した。その中から6地区が新規に地区総合整備事業として取り組む方向性を打ち出した。

（3） 要整備地区以外からの抽出

同調査ではさらに、要整備地区以外の地区で総合的な整備を要する地区として、以下の 4 類型、計 17 地区を抽出したうえで、同様に整備課題等を整理して地区カルテを作成した。

A 類型：公共施設整備等が周辺に大きなインパクトを及ぼす地区

B 類型：大規模な工場敷地などの未利用地で、土地利用転換・まちづくりのうえで重要な地区

C 類型：地元にまちづくりの機運が見られ、全市的にも重要な役割を持つ地区

D 類型：その他・本市諸計画により拠点整備が必要な地区

そしてこのカルテから、17 地区のうち緊急度や関連事業、また、立地の戦略性等を勘案し計 8 地区を新規に地区総合整備事業地区に追加するという方向性を打ち出した。

6　地区総合整備事業から地区総合整備へ（地区拡充・新規地区追加）：名古屋市新基本計画

1980（昭和 55）年策定の名古屋市基本計画では、「地区総合整備事業」という名称で事業を進めてきたが、名古屋市新基本計画（1988（昭和 63）年 8 月）では、従来の考え方を改めさらに発展させ、同事業はいくつかの事業を含む地区全体の整備計画を示すものであるとして、名称を「地区総合整備」と変更し、取り組む地区および区域の取り方も見直した。以下に新基本計画における地区総合整備の考え方を引用する。

「公共施設の未整備地区、老朽家屋密集地区など、整備緊急度の高い地区はもとより、21 世紀を展望した都市機能の更新・強化に向けて、民間による開発整備を誘導する地区も含め、地区特性に応じた各種の事業・規制・誘導手法を効果的、積極的に展開していく事業。事業は地元の意向をふまえ、対象地区の範囲や課題を把握するための基礎調査にはじまり、地元と行政との意思疎通をはかりながら、整備方針、事業計画の作成を経て、事業実施にいたる、という手順ですすめる」

その結果、前記の地区総合整備事業拡充調査の結果を踏まえて以下のとおり区域の見直しと地区の追加を行なった。

(1)　要整備地区から新規追加

要整備地区から次の 6 地区を追加した。

大須(40ha)、庄内(110ha)、中村(80ha)、下之一色(50ha)、笠寺(150ha)、御剱(80ha)

(2)　要整備地区以外から新規追加

新たな視点から拠点開発整備地区など 8 地区を追加した。

ⅰ　総合駅　　金山(90ha)、八田(20ha)、小田井(30ha)

ⅱ　拠点開発整備　　納屋橋(10ha)、稲永(110ha)、志段味(780ha)、千音寺(150ha)、千種台(100ha)

(3)　結果

既存 12 地区の区域のとり方も見直され、結果として、名古屋市新基本計画の土地利用構想概念図による地域区分に基づき、都心域 4 地区、副次拠点域 6 地区、外縁拠点域 8 地区、既成市街地 8 地区、合計 26 地区の 3,230ha を位置づけた(**図 6.4.4**)。

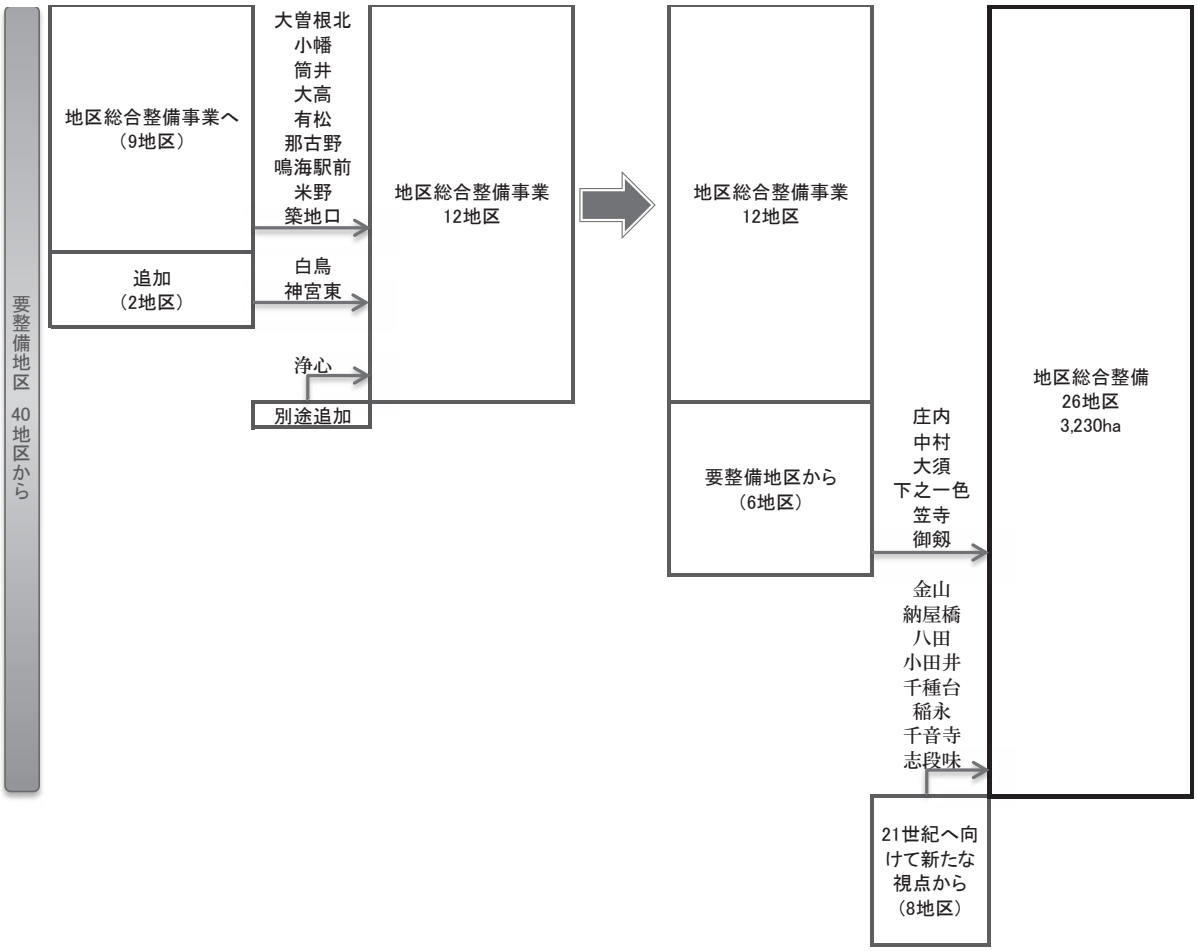

図 6.4.4　地区総合整備地区の変遷

7　地区総合整備地区全体の概観

上記経緯を踏まえて地区総合整備地区 26 地区を**図 6.4.5** に、一覧表を**表 6.4.3** に掲げる。

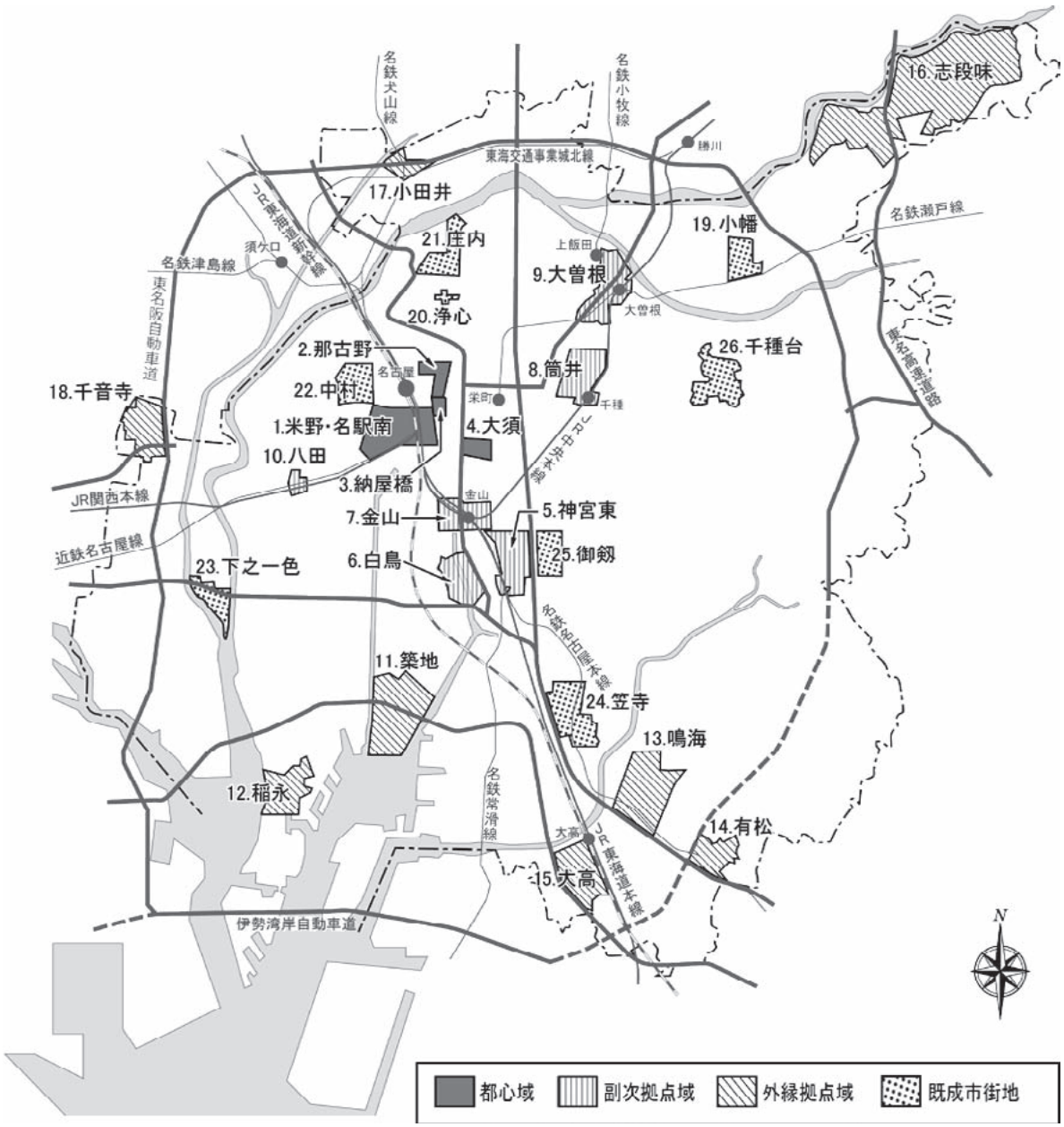

図 6.4.5　地区総合整備地区（26 地区）

表 6.4.3　地区総合整備地区一覧

新基本計画	新世紀計画		地区名	面積 ha	地区総への経緯			新基本計画土地利用構想			新世紀計画の拠点	要整備地区	住環境整備地区	都市景観整備地区	町並み保存地区	堀川整備関連
					既存	拡大*	新規*	地域中心地	都市文化拠点	シティゲート						
都心域	都心域	1	米野・名駅南	180	○	◎				○	広域交流拠点	○	○			
		2	那古野	40	○	○						○	○		○	○
		3	納屋橋	10			◎									○
		4	大須	40			○					○				
副次拠点域	既成市街域	5	神宮東	120	○	◎						○				
		6	白鳥	110	○				○			○	○			○
	都心域	7	金山	90			◎		○							○
		8	筒井	120	○	◎			○			○	○			
	既成市街域	9	大曽根	130	○	○			○		交流拠点	○	○			
		10	八田	20			◎		○							
外縁拠点域	臨海域・港	11	築地	250	○			○			広域交流拠点	○	○	○		○
		12	稲永	110			◎									
	既成市街域	13	鳴海	190	○			○	○		交流拠点	○				
		14	有松	60	○				○			○			○	
		15	大高	160	○				○			○				
	新市街域	16	志段味	780			◎	○	○							
		17	小田井	30			◎	○	○							
		18	千音寺	150			◎			○						
既成市街地	既成市街域	19	小幡	60	○	○		○				○				
		20	浄心	10	○			○								
		21	庄内	110			○					○	○			
		22	中村	80			○					○	○			
		23	下之一色	50			○	○				○	○			
		24	笠寺	150			○		○			○	○			
		25	御剱	80			○					○	○			
		26	千種台	100			◎									
			計	3,230	1,430	650	1,800	1,370	1,840	330		1,930	1,300	250	1,000	500

＊ ◎は新たな観点から抽出
出典:「これからのまちづくり　地区総合整備」(1990　名古屋市計画局　p. 7 の地区一覧表を基に一部加工)

地区総合整備地区は、「名古屋市基本計画(1980(昭和 55)年)」において 9 地区(450ha)、「これからのまちづくり　地区総合整備事業」(1988(昭和 63)年)」において 12 地区(1,626ha)である。そして 1988 年の拡大により 26 地区(3,230ha)となり、「これからのまちづくり　地区総合整備事業」(1988(昭和 63)年)」と比較すると、地区数・面積でほぼ倍増となっている。

26 地区(3,230ha)中、要整備地区は 17 地区(1,930ha)あり、地区数で 65%、面積で 60%を占める。新規追加地区は 14 地区(1,800ha)で、そのうち 8 地区(1,290ha)は要整備地区以外から、新たな観点(結果的に本節5(3)　要整備地区以外からの抽出　に示した A～D 類型のうち、A および D 類型に基づくもの)で抽出されたものである。

このようにして、名古屋市独自の発想から生まれた「地区総合整備」は、当初の市街地の整備水準を引き上げるというボトムアップ型に加えて、名古屋市の総合的な都市開発戦略を牽引するトップアップ型のリ

ーディングプロジェクトをも担うこととなり、名古屋市の総合計画の中で重要な役割を果たすこととなる。しかし、一方においては、各地区において住民と密接な話し合いを重ねて事業化を進めるといった地区総合整備の特徴は、各地区の性格の違いから多様化せざるを得ないこととなったことは否めない。

8 「市街化区域及び市街化調整区域の整備、開発又は保全の方針」における再開発の方針の変更

「名古屋都市計画　市街化区域及び市街化調整区域　変更計画書」(1991(平成 3)年 9 月)では、1 号市街地を 38 地区、2 号地区を 17　地区に拡大することを再開発の方針に位置づけた。これまで、行政主導型での市街地整備を進める地区として取り組んできた地区総合整備地区とともに、名古屋市の土地利用構想で拠点として位置づけられ積極的な民間再開発事業が期待される地区が、取り込まれたと考えられる(**表 6.4.4**)。このように再開発の方針が変更されたことにより、地区総合整備の各地区は、再開発方針に位置づけられる全体の再開発計画地区の中の一部の地区という関係になった。

表 6.4.4　都市再開発方針の拡大(1991(平成 3)年)

1号市街地			2号地区			1号市街地			2号地区		
名称		面積(ha)	名称		面積(ha)	名称		面積(ha)	名称		面積(ha)
1	都心	1,940	1-1	都心核	790	19	千種台	100	19-1	千種台	100
			1-2	筒井	70	20	黒川	40	—	—	—
			1-3	金山駅前	9	21	上飯田	30	—	—	—
2	神宮東	120	2-1	神宮東	60	22	本山・広小路	90	—	—	—
3	白鳥	110	3-1	白鳥	80	23	星ヶ丘	30	—	—	—
4	大曽根	130	4-1	大曽根	110	24	藤が丘	40	—	—	—
5	八田	50	5-1	八田	20	25	御器所	30	—	—	—
6	築地	200	6-1	築地	50	26	桜山	40	—	—	—
7	稲永	100	7-1	稲永	100	27	八事	30	—	—	—
8	鳴海	190	8-1	鳴海	90	28	平針	30	—	—	—
9	有松	120	9-1	有松	60	29	堀田	30	—	—	—
10	大高	160	10-1	大高	130	30	新瑞橋	40	—	—	—
11	小田井	30	11-1	小田井	30	31	野並	30	—	—	—
12	小幡	70	12-1	小幡	60	32	柴田	30	—	—	—
13	浄心	40	13-1	浄心	1	33	高畑	40	—	—	—
14	庄内	110	—	—	—	34	六番町	30	—	—	—
15	中村	90	—	—	—	35	中村公園･広小路	110	—	—	—
16	下之一色	50	16-1	下之一色	50	36	木場	60	—	—	—
17	笠寺	150	—	—	—	37	大幸南	100	—	—	—
18	御剱	80	—	—	—	38	加福	50	—	—	—
						1号市街地 合計		4,620	2号地区 合計		1,710

9 その後の地区総合整備

2000(平成 12)年 9 月に「名古屋新世紀計画 2010」が策定されたが、その策定の過程において地区総合整備について見直しが行われ、地区の主要な事業が完了した神宮東、浄心の 2 地区が除外され、他の

24 地区について引続き取り組んでいくとされた。一方で、同計画では「市街地の整備・再生・形成を図る地区」として、地区総合整備を進める地区を含め、より広範な31の地区を掲げ、様々な街づくりに取り組んでいくという新たな方向も示した。

また、1992（平成 4）年都市計画法が改正され「市町村の都市計画に関する基本的方針」いわゆる市町村マスタープランの策定に関する規定が設けられていたが、さらに2000（平成 12）年の都市計画法改正では、新たに「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」いわゆる都市計画区域マスタープランの策定が規定された。このとき更に、従来「整備、開発又は保全の方針」に位置づけられていた「都市再開発の方針」は、新たな都市計画区域マスタープランとは別途定めるものとされた。

こうした都市計画法改正の中で、名古屋市は2001（平成 13）年 9 月に市町村マスタープランである名古屋市都市計画マスタープラン「まちづくりの基本方針」を、名古屋市都市計画審議会の議を経て策定した。同計画において「地区総合整備」は、前年に策定された「名古屋新世紀計画 2010」とほぼ同じ内容が位置づけられた。

その後、名古屋市は新たな総合計画である「名古屋市中期戦略ビジョン」（計画期間は平成 24 年度まで）を 2010（平成 22）年 11 月に公表したが、その計画中には地区総合整備は位置づけられていない。

また、2011（平成 23）年 12 月に名古屋市は新たな名古屋市都市計画マスタープランを策定したが、そこでも「地区総合整備」に関する記述は無くした。すなわち、地区総合整備は一旦終了し、それに代わるものとして「戦略的まちづくり」や「地域まちづくりの推進」をマスタープランに掲げ、地区総合整備として実施してきたそれぞれの事業についても引き継がれることとなった。

なお、2000（平成 12）年以降「整備、開発又は保全の方針」が「整備、開発及び保全の方針」となり、また「都市再開発の方針」が分離され独立の都市計画事項となった以降も、都市再開発の方針において、依然として地区総合整備の対象地区であった地区は再開発の対象地区として位置づけられ、事業が進められている。

第２節　地区別の取り組み

以下、本節における個々の地区に関する記述については、「名古屋市新基本計画」（1988（昭和 63）年）における地域類型区分に従うこととする（地域類型区分については、**図 6.4.5** および**表 6.4.3** を参照）。

1 都心域

（1） 米野・名駅南地区

① 背景・経緯

米野地区は、近世米野村の郷中地区（面整備未施行）を含み、それ以外の地区については、戦前に旧法土地区画整理事業等が南部（旭）、西部（名西）、広小路線沿線（中村線）で、復興土地区画整理事業（中村第 1 工区の一部）が東部で施行されている。地区は密集市街地を含み都市計画公園米野公園が未整備であることなどから 1978（昭和 53）年度に要整備地区の一つとして抽出され、1980（昭和 55）年名古屋市基本計画に地区総合整備事業地区として 40ha が位置づけられた。その後、物流が鉄道輸送からトラック輸送主体にシフトし、かつ、鉄道輸送の主流も車扱からコンテナに移行し、新たな物流基地駅に移転したことに伴い、地区の南に隣接する笹島貨物駅が遊休地化した。1987（昭和 62）年 4 月には国鉄が分割民営化され、笹島貨物駅をはじめとする都心近接の遊休資産が再開発種地の対象として一層注目されるにおよび、1984（昭和 59）年の再開発方針には、この笹島貨物駅を含み 130ha に拡大して、地区総合整備事業として取り組むこととなった。

さらに、笹島貨物駅を含む周辺地区の調査が継続実施されるなかで、同地区の東部へのアクセスを処理するためなどから名駅南地区を米野地区と一体的に取り扱う必要が生じ、1988（昭和 63）年の名古屋市新基本計画では、米野地区に名駅南地区が追加され、地区総合整備地区の米野・名駅南（180ha）地区として拡大された（**図 6.4.6**）。

② 土地区画整理事業

ささしまライブ 24 土地区画整理事業は、名古屋市施行の土地区画整理事業として 1999（平成 11）年 8 月 13 日に、区域面積約 22.1ha で都市計画決定されている（名古屋市告示第 270 号）。事業の経緯、内容については、第6編 「第1章　土地区画整理事業」（第3節3（6） ささしまライブ24土地区画整理事業および第4節3（5） ささしまライブ24土地区画整理事業）を参照されたい。

③ 街路事業等

ささしまライブ 24 土地区画整理事業に関連する椿町線をはじめとする都市計画道路の変更は、土地区画整理事業の都市計画決定と同日の 1999（平成 11）年 8 月 13 日に行われた（**図 6.4.7** 参照）。

第3編「第2章 道路」（第4節1（5） 土地区画整理事業等面整備事業に関連する変更）も参照されたい。

都市計画の経緯については**表 6.4.5** のとおりである。

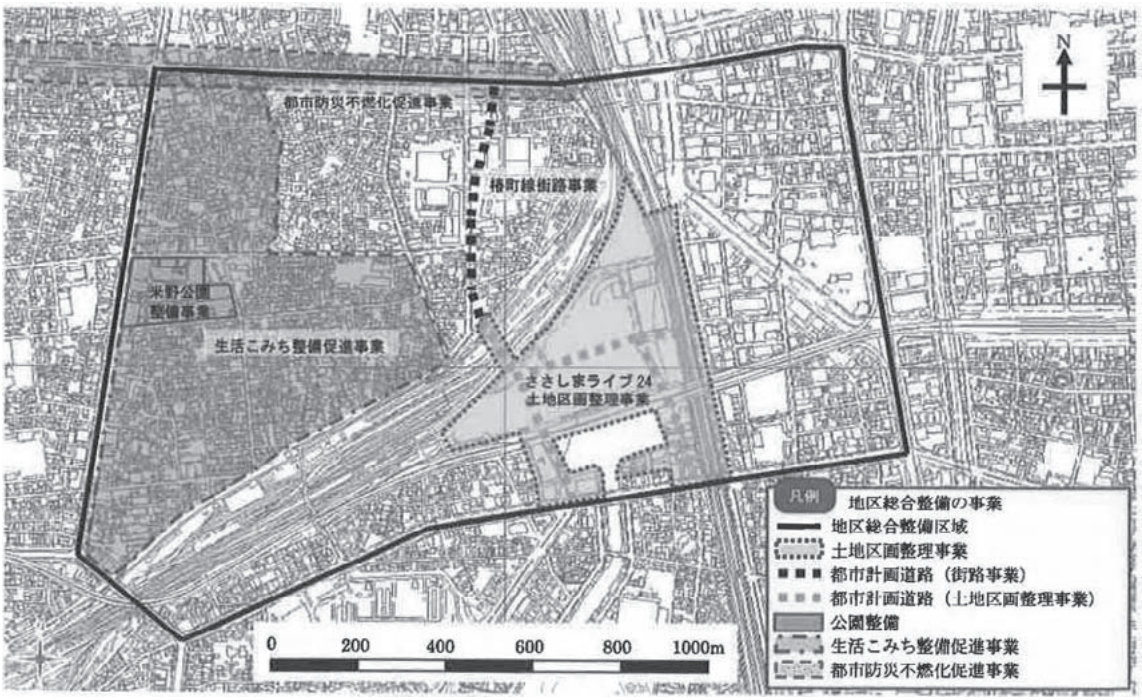

出典:「都市計画概要 2013」(2014(平成 26)年 3 月　名古屋市住宅都市局)

図 6.4.6　米野・名駅南地区総合整備区域図

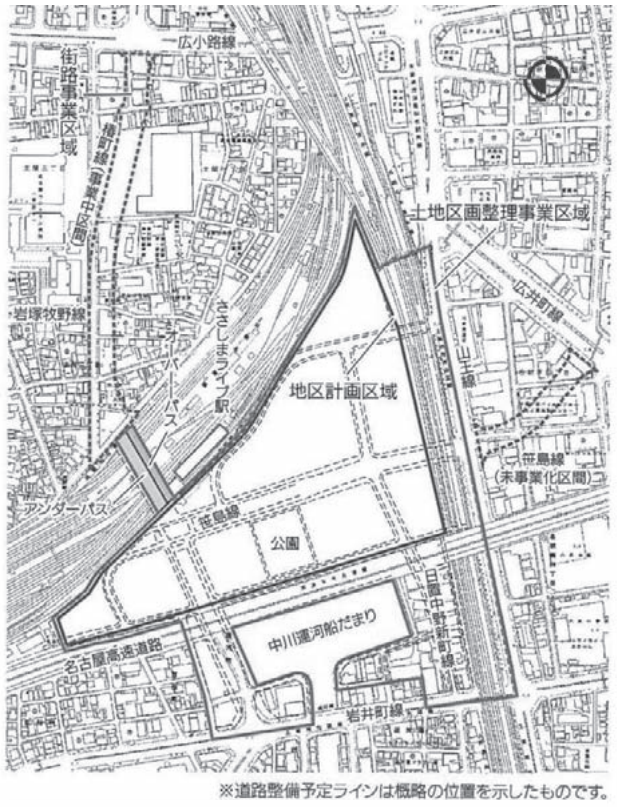

出典:「ささしまライブ　24」(名古屋市住宅都市局ささしまライブ 24 総合整備事務所　2010.5)

図 6.4.7　ささしまライブ 24 土地区画整理事業周辺の街路事業等

表 6.4.5　都市計画の経緯（都市計画道路）

		椿町線		日置中野新町線	笹島線
都市計画変更	変更	1999（平成11）年8月13日		1999（平成11）年8月13日	1999（平成11）年8月13日
		愛知県告示第604号		名古屋市告示第274号	愛知県告示第604号
	変更内容	従前終点（広小路線との交点）を延伸し、近鉄・JR等と立体交差し、貨物駅跡地を通過して荒子町線に連絡する。 終点：太閤一丁目→運河町 延長：1,160m→2,210m		従前起点（岩井町線との交点）を延伸し、貨物駅跡地内で笹島線に連絡する。 起点：運河町→平池町 延長：3,880m→4,240m	貨物駅跡地内で椿町線から分岐し、東進して広井町線に連絡する。
	備考	関連して駅西線の起点・延長を変更（椿町線延長区間と並行・重複する区間を廃止）		－	－
都市計画事業	概要	南工区	北・中央工区		
		延長：186m 区間：岩塚牧野線～土地区画整理事業施行区域界	延長：369m 区間：広小路線～岩塚牧野線		
	事業認可（当初）	2001（平成13）年 2月13日 愛知県告示第91号	2008（平成20）年 9月 9日 愛知県告示第492号		
	事業認可（最終変更）	2016（平成28）年10月11日 愛知県告示第421号	2016（平成28）年10月11日 愛知県告示第422号		
	事業期間	2000（平成12）～2017（平成29）年度（予定）	2008（平成20）～2017（平成29）年度（予定）	ささしまライブ24土地区画整理事業で整備	ささしまライブ24土地区画整理事業内は同事業で整備、同事業区域外は未着手

④　公園事業（米野公園）

米野公園は、1947（昭和 22）年に都市計画公園として決定がなされ長期未整備公園であったが、周辺が住宅密集市街地であるため、地震等災害時の地域住民の防災公園として整備の緊急性が高まった。

ア　経緯

1991（平成 3）年 7 月　都市防災構造化対策事業計画が名古屋市防災計画に位置づけられる。米野公園は防災空地とされる

1996（平成 8）年 3 月　住宅密集型長期未整備公園の取組として、川名公園・米野公園が位置づけられる

1997（平成 9）年 3 月　都市防災構造化計画に米野公園が一次避難地として位置づけられる

1998（平成 10）年 11 月 19 日　国の防災緑地緊急整備事業 [2] の承認（1998（平成 10）～2004（平成 16）年度）

1999（平成 11）年 1 月 14 日　米野公園を「都市公園を設置すべき区域」に決定

[2] 「都市におけるみどりの保全・創出施策について」（国土交通省　p. 8）
http://www.mlit.go.jp/singikai/infra/city_history/city_planning/park_green/h18_2/images/shiryou4-2.pdf
（2015/06/19 閲覧）
名古屋市「みどりの年報 2011 年」（名古屋市緑政土木局　2011　p. 13）
http://www.city.nagoya.jp/ryokuseidoboku/cmsfiles/contents/0000031/31618/2011midori.pdf（2015/06/19 閲覧）
その他、第4編「第1章　公園・緑地」（第7節3　防災緑地緊急整備事業）の項も参照されたい

2005（平成 17）年 1 月　国の防災緑地緊急整備事業の変更承認（1998（平成 10）～2012（平成 24）年度）

2010（平成 22）年 3 月 16 日　都市計画事業認可

イ 整備の内容

都市計画決定面積 3.2ha のうち、2011（平成 23）年 4 月 1 日現在約 2.5ha の用地買収がなされている。

⑤ その他

米野・名駅南地区についてはその他に、都市防災不燃化促進事業、都市景観整備地区、緑道整備事業においてもそれぞれ事業が進められている。詳細については、第7編「第3章 都市防災」、第7編「第1章 都市景観・屋外広告物」（第3節3 都市景観整備地区）を参照されたい。

また、地区計画として、2003（平成 15）年 3 月に太閤地区計画が、2004（平成 16）年 2 月にささしまライブ 24 地区計画が地区指定されている。

その他に、米野地区においては、関連事業として生活こみち整備促進事業が実施されている。

（2） 那古野地区

① 背景・経緯

那古野地区は、近世城下町の西の縁辺部に位置し、17 世紀後半には市街化が進行し、四間道に土蔵群の特徴的な町並みが形成されたり、社寺が立地したりした。[3] 近代に入って形成された円頓寺商店街等は大いににぎわったが、非戦災区域で復興土地区画整理事業から除外されたため、都市基盤が整備されず、また、市電の廃止等の情勢変化により衰微した。しかし、2000 年を過ぎたころから名古屋駅周辺の活性化が進み、その影響もみられ始めている。那古野地区は、1978（昭和 53）年度に基盤未整備・防災などから要整備地区の一つとして 36ha が抽出されたが、そのうち 1980（昭和 55）年名古屋市基本計画に地区総合整備事業地区に江川線の整備と関連する 2ha が位置づけられた。那古野地区は、1984（昭和 59）年の再開発方針には、2 号地区那古野として同じく 2ha が位置づけられた。1988（昭和 63）年の名古屋市新基本計画では、非戦災区域を含む 40ha に拡大の上、地区総合整備地区に位置づけられた。

② 市街地再開発事業

泥江市街地再開発事業は、1974（昭和 49）年 2 月 20 日に都市計画決定（愛知県告示第 149 号）され、のち 2 度の都市計画変更を経ている。詳細については、第6編「第2章 都市再開発」を参照されたい。

③ 街路事業（江川線）

泥江市街地再開発事業の当初予定施行区域には、江川線西側（志摩町地区）が含まれ、復興土地区画整理事業地区除外により未整備となっていた江川線区間は市街地再開発事業によってすべて整備される予定であった。しかし、江川線西側（志摩町地区）の地権者の反対により、当該地区が泥江市街地再開発事業の施行区域から除外された。そして、江川線西側（志摩町地区）2 街区に面する江川線西側半

[3] 「名古屋市四間道町並み保存地区計画」（名古屋市教育委員会 1986.6 pp. 1-6）

幅員は、地元との調整を経て、街路事業によって整備された。事業の経緯の概略は次の**表 6.4.6** のとおりである。

表 6.4.6 都市計画の経緯(都市計画道路)

都市計画事業	事業認可(当初)	1984(昭和59)年 1月25日 愛知県告示第59号
	事業認可(最終変更)	1994(平成 6)年 3月11日 愛知県告示第230号
	事業期間	1983(昭和58)～1994(平成6)年度

④ その他

那古野地区についてはその他に、都市景観整備地区、歴史的町並み保存事業、土地区画整理事業により整備が進められてきた。詳細については、都市景観整備地区、歴史的町並み保存事業については第7編「第1章 都市景観・屋外広告物」(第2節5 名古屋市町並み保存要綱および第3節3 都市景観整備地区)を、また土地区画整理事業については第6編「第1章 土地区画整理事業」(第7節2(2) 那古野一丁目土地区画整理事業(敷地整序型土地区画整理事業))を参照されたい。

(3) 納屋橋地区

① 背景・経緯

納屋橋西地区は、復興土地区画整理事業の中村第 2 工区に含まれ、1977(昭和 52)年 10 月 22 日に換地処分を終えている。そのため基盤整備は終了しているものの、従前市街地状況もあって、区画街路幅員は 6mと狭く、敷地規模も細分化されて低・未利用となっていた。この地区は、都市再開発方針については 1984(昭和 59)年当初の 1 号市街地都心(400ha)の一部に含まれ、1991(平成 3)年に拡大された 1 号市街地都心(1,940ha)およびその中の 2 号地区都心核(790ha) の一部に含まれている。納屋橋西地区は、当初の地区総合整備事業地区には該当していないが、名古屋駅と栄地区の中間点にあり組合施行等の都市再開発の期待が高いことなどから、1988(昭和 63)年の地区総合整備地区の拡充において納屋橋地区(10ha)の一部として位置づけられた。

② 市街地再開発事業

納屋橋地区は名古屋駅と栄地区という都心核の中間点で南北に堀川が交差するという立地を活かすべく、納屋橋西第一種市街地再開発事業および納屋橋東第一種市街地再開発事業が進められ、納屋橋西地区については 2006(平成 18)年 11 月に事業完了している。事業の経緯等、詳細については、第6編「第2章 都市再開発」を参照されたい。

③ 河川事業(堀川・納屋橋地区:0.4km) [4]

ア 経緯

1986(昭和 61)年 4 月 5日 堀川が都市小河川改修事業に新規採択

[4] 名古屋市土木局堀川総合整備室「タウンリバー 堀川」(名古屋市土木局堀川総合整備室 1992.10)

1988（昭和 63）年 6 月 13日　マイタウン・マイリバー整備河川第 1 号の指定
1989（平成 元）年 3 月 31日　堀川総合整備構想を公表
1992（平成 4）年 1 月 13日　マイタウン・マイリバー整備計画認定

イ 整備内容

水辺に容易に近づくことができ、川沿いを散策することができるように、橋詰などの親水広場（リバースクエア）や遊歩道（リバーウォーク）を整備した。（護岸改修：860m、遊歩道整備：700m）

また、納屋橋北東詰の近代建築旧加藤商会ビルを保存活用した。

④ その他

納屋橋地区についてはその他に、都市景観整備地区、緑道整備事業においてもそれぞれ事業が進められている。都市景観整備地区については、第7編「第1章 都市景観・屋外広告物」（第3節3 都市景観整備地区）を参照されたい。

（4） 大須地区

① 背景・経緯

大須地区は、近世の南寺町地区に位置し、名古屋市有数の商店街集積地として商業娯楽の中心地であった。復興土地区画整理事業の中第 3 工区に含まれており（換地処分は 1969（昭和 44）年 10 月 20 日）、基盤整備は整ったが、敷地規模は小さく、住居・店舗の老朽化などの課題を抱えていた。大須地区は、都市再開発方針において、1984（昭和 59）年当初の 1 号市街地都心（400ha）には含まれていないが、1991（平成 3）年に拡大された 1 号市街地都心（1,940ha）、その中の 2 号地区都心核（790ha） の一部に含まれている。

また、当初の地区総合整備事業地区には該当していないが、民間の再開発事業への期待などから 1988（昭和 63）年の地区総合整備地区の新規・拡充において大須地区（40ha）として位置づけられた。

② 市街地再開発事業

大須地区においては、大須 30 番第一種市街地再開発事業が 1999（平成 11）年 12 月 1 日に都市計画決定され、二つの地区で再開発事業が進められた。事業の経緯等、詳細については、第6編「第2章 都市再開発」を参照されたい。

③ 駐車場整備事業

大須地区に隣接して若宮大通駐車場を整備しており、詳細は第3編「第3章 駐車場・自動車ターミナル」を参照されたい。

2 副次拠点域

(1) 神宮東地区[5]

① 背景

神宮東地区は、戦前、陸軍造兵廠名古屋工廠(熱田兵器製造所)、日本車輌など大規模な工場が立地、戦後、熱田兵器製造所は解体され、東洋プライウッド、中京倉庫等に売却された。そして、復興土地区画整理事業熱田第 4 工区に含まれていたが画地規模が大きな土地利用であった。市街地で大規模な敷地がまとまっている地区として注目され、1968(昭和 43)年 7 月 13 日、名古屋財界有志により熱田神宮外苑土地開発株式会社が設立された。同社の目的は、大規模な工場の移転を促し、緑に包まれた市民の憩いの場を作ろうとするものであった。同社は愛知県・名古屋市も出資する第 3 セクターであり、具体的な施設内容としては、スポーツ施設、レジャー・レクリエーション・アミューズメント施設、文化施設等を想定していた。結局、この開発計画は具体化されることなく、同社は 1975(昭和 50)年に解散した。その後、地区の一部である東洋プライウッド、日本車輌の一部が日本住宅公団に用地を売却、住宅供給を核として公共公益施設の整備も含めた再開発を追求しようとした。名古屋市は、先の熱田神宮外苑土地開発株式会社に出資してきた経緯もあるため、地区での公共公益施設整備に積極的に関わることとなり、日本住宅公団とともに神宮東整備構想検討のための研究会を設置した。その結果を受けて土地利用計画が作成され、事業化に取り組むこととなった。事業手法には、日本住宅公団の意向も受けて建設省住宅局が創設した新規制度「特定住宅市街地総合整備促進事業」を採用した。この事業は、大規模敷地における法定再開発に準じた任意再開発手法である。

神宮東地区は大阪の淀川リバーサイド地区、東京の木場地区などと同様に最初に採択された。名古屋市が地区総合整備事業を展開しようとするタイミングに、上記新規制度である特定住宅市街地総合整備促進事業の地区として神宮東地区が具体化し、地区総合整備事業地区のひとつとして取り組むこととなった。また、大規模開発地に面する南側の神宮東(三本松・花表)地区は、復興土地区画整理事業で基盤整備が行われていたが、避難地としての役割を持つ北側の公園を延焼から守るため建物の不燃化を目指し、地区総合整備事業地区に組み込み、一体的な計画の下で取り組むこととなった(**図 6.4.8**)。

② 経緯

ア 地区総合整備以前

(ア) 陸軍造兵廠名古屋工廠(熱田兵器製造所)等[6]

1896(明治 29)年　　日本車両と鉄道車両製造所創立

1904(明治 37)年　　陸軍省は鉄道車両製造所を買収して東京砲兵工廠熱田兵器製造所とする

5 丹羽 守「神宮東地区と白鳥地区」(日本建築学会東海支部都市計画委員会名古屋の住宅地部会「名古屋の住宅地」 1994.8 pp. 222-225)
長安圭治「神宮東地区の開発」(その後研究会「名古屋プロジェクト診断 2010」名古屋都市センター 2010.3 pp. 66-69)

6 「大正昭和名古屋市史 第 2 巻」(名古屋市 1954.2.5 pp. 523-524)
名古屋陸軍造兵廠熱田製造所(株式会社北川組)
http://www.kitagawa-gumi.co.jp/achievements/item2.php?eid=00036&category=4(2015/06/19 閲覧)

1917(大正　6)年	大阪砲兵工廠分工場として、高蔵兵器製造所創立
1923(大正 12)年	東京砲兵工廠熱田兵器製造所を名古屋工廠熱田兵器製造所と改称
1940(昭和 15)年	名古屋陸軍造兵廠熱田製造所及び同高蔵製造所と改称
1945(昭和 20)年	終戦に伴い解体

出典:「都市計画概要 2013」より一部修正(2014(平成 26)年 3 月　名古屋市住宅都市局)

図 6.4.8　神宮東地区総合整備区域図

イ　地区総合整備以降

(ア)　特定住宅市街地総合整備促進事業関係

1977(昭和 52)年　2 月	日本住宅公団、東洋プライウッド跡地 8.1ha を買収
1978(昭和 53)年　1 月	日本住宅公団、日本車輌跡地 5.9ha を買収
1978(昭和 53)年　6 月	神宮東整備構想検討のための研究会設置
	復興土地区画整理事業熱田第 4 工区換地処分
1979(昭和 54)年　1 月	神宮東地区が、特定住宅市街地総合整備促進事業のモデル地区となる
1979(昭和 54)年　9 月	建設省、特定住宅市街地総合整備促進事業制度要綱制定
12 月	神宮東公園の追加など都市計画変更
〃	神宮東地区特定住宅市街地総合整備促進事業整備計画の建設大臣承認

1980(昭和 55)年 2 月　名古屋市、日本住宅公団と基本協定締結
3 月　名古屋市、日本住宅公団から道路・公園用地取得
1981(昭和 56)年 7 月　神宮東地区特定住宅市街地総合整備促進事業整備計画変更の建設大臣承認
8 月　神宮東公園の拡大など都市計画変更
1985(昭和 60)年10 月　神宮東公園の再拡大など都市計画変更
1988(昭和 63)年 8 月　名古屋市新基本計画において、神宮東地区総合整備地区を拡大(60ha から 120ha へ)
1998(平成 10)年 3 月　神宮東地区、住宅市街地整備総合支援事業(特定住宅市街地総合整備促進事業の後身)事業完了

(イ) 都市防災不燃化促進事業

1979(昭和 54)年 7 月　名古屋市防災対策緊急事業計画、名古屋市地域防災会議で承認
1980(昭和 55)年 7 月　建設省、都市防災不燃化促進事業制度要綱制定
1982(昭和 57)年 3 月　神宮東(三本松・花表)地区に防火地域・第 4 種高度地区(最低限高度地区)指定
6 月　名古屋市都市防災不燃化促進補助金交付要綱制定
神宮東(三本松・花表)地区に不燃化促進区域指定
1997(平成 9)年 3 月　神宮東(三本松・花表)地区都市防災不燃化促進事業収束

③ 特定住宅市街地総合整備促進事業

ア 整備計画の内容

(ア) 整備方針

i 安全な避難地確保による都市防災性能の向上
ii 職住近接を目的とした定住性のある住宅地の形成・市街地住宅の大量供給
iii 都市魅力増大のため広域的視野に立った公共公益施設の積極的な導入等による土地の高度利用の促進と都市機能の更新

(イ) 地区の土地利用に関する事項

地区の土地利用に関する事項は、**表 6.4.7** に示すとおりである。

表 6.4.7 地区の土地利用に関する事項

用途	面積(ha)	構成比(%)	用途	面積(ha)	構成比(%)
住宅用地	18.2	34.6	教育施設	1.3	2.5
商業業務用地	2.3	4.4	河川	2.6	4.9
公園・緑地	9.6	18.2	その他	8.3	15.8
道路	10.3	19.6	計	52.6	100.0

（ウ） 住宅等の建設に関する事項

主要街区およびその他の街区における住宅等の建設に関する事項は、**表 6.4.8** に示すとおりである。

表 6.4.8　住宅等の建設に関する事項

	団地名（工区名）	事業手法	施行者	建設戸数（戸） 当初	建設戸数（戸） 変更	住宅建設の基本方針
主要な街区	神宮東団地（A工区）	面開発市街地住宅	住宅公団	583	545	・防災性能向上に役立つ住宅地の形成 ・定住構想に寄与しうる大型・低価格住宅の建設 ・新しい、ゆとりある都心住宅地の形成
	神宮東団地（B工区）	面開発市街地住宅	住宅公団	407	445	
	神宮東団地（C工区）		特定施行者	880	880	
	計			1,870	1,870	
その他の街区	「都市防災不燃化促進事業」による民間自力建替			280		
	移転意向をもつ企業の跡地等の活用による従前居住者用住宅を含む住宅建設			250		
	計			530		

（エ） 公共施設および公益施設の整備に関する事項

主要な施設の整備に関する事項は、**表 6.4.9** および**図 6.4.9** に示すとおりである。

表 6.4.9　主要な施設の整備に関する事項

施設名		整備の内容			備　考
		名　称	種別等	事業量(ha)	
公共施設	街路	神宮東1号線	区画街路	0.24	幅員 12m、延長 約200m
		神宮東2号線	区画街路	0.31	幅員 12m、延長 約250m
		神宮東3号線	区画街路	0.15	幅員 12m、延長 約120m
		神宮東4号線	区画街路	0.95	幅員 14～16m、延長 約600m
		神宮東5号線＊	区画街路	1.26＊	幅員 12～21m、延長 約780m＊
		神宮東6号線	区画街路	0.23	幅員 17m、延長 約135m
		神宮東7号線	区画街路	0.42	幅員 15m、延長 約280m
		神宮東8号線	区画街路	0.36	幅員 10m、延長 約370m
		神宮東9号線	区画街路	0.32	幅員 12m、延長 約270m
		豆田町線	幹線街路	0.25	幅員 30～44m、延長 約540m
				1ヶ所	地区外の歩道整備
		雁道線	幹線街路	1ヶ所	橋梁(高蔵橋)
				1ヶ所	立体交差(高蔵踏切)
		三本松線	特殊街路	0.62	幅員 8～16m、延長 約665m
		神宮東 自転車駐車場	駐車場	0.1	
	公園	神宮東公園	地区公園	8.7	
		あじさい公園	児童公園	0.18	
		くちなし公園	児童公園	0.15	
		かしの木緑地	都市緑地	0.2	
	下水道	神宮東排水区	管渠等	40.0	雨水管渠φ300～φ2,000　4,650m 汚水管渠φ250～φ400　2,485m （うち地区外740m） 中継ポンプ所　1ヶ所
	河川	新堀川	都市小河川	2.6	
公益施設		名称	面積(ha)	備　考	
		小学校	1.3		
		郵政施設	1.9		
		保育園	0.2		
		その他	5.9		

＊当初整備計画における、神宮東5号線(事業量0.62ha、幅員12～21m、延長　約380m)と神宮東6号線(事業量0.64ha、幅員12～21m、延長　約400m)が、変更後整備計画では統合されて神宮東5号線(事業量1.26ha、幅員12～21m、延長　約780m)となり、以下、従前の神宮東7号線～同10号線の名称が、それぞれひとつずつ繰り上がった。

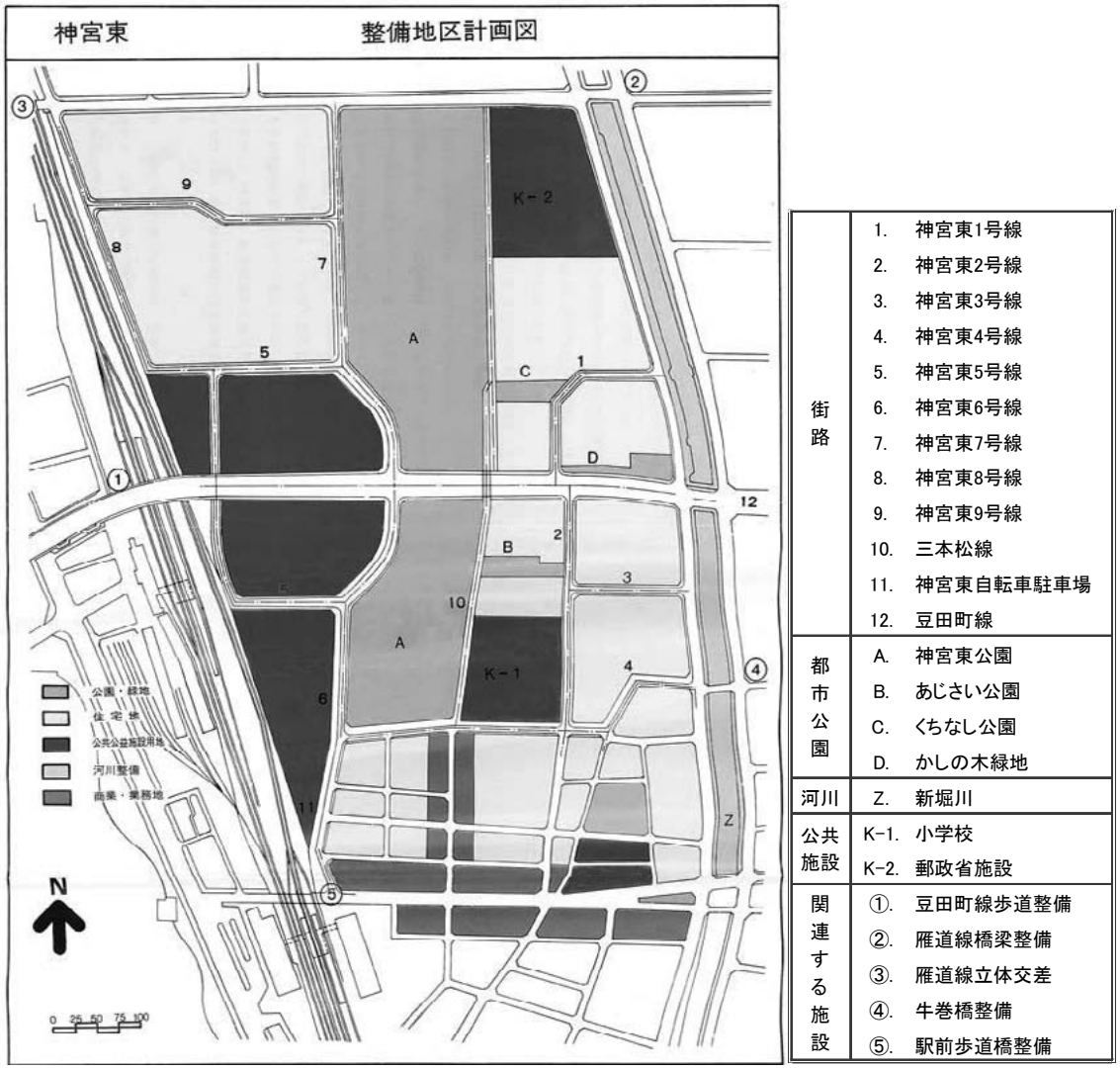

出典:「神宮東特定住宅市街地総合整備促進事業整備計画」
（昭和 56 年 11 月　名古屋市計画局・住宅・都市整備公団中部支社）

図 6.4.9　神宮東地区整備計画図

④ 都市防災不燃化促進事業 [7]

都市防災不燃化促進事業は、建設省の都市防災不燃化促進事業制度要綱（1980（昭和 55）年 7 月）に基づくもので、避難地・避難路等の安全を確保するために、一定要件を満たす周辺地区を不燃化促進区域に指定（最低限高度地区と防火地域をあわせて指定）することにより、耐火建築物への建替えに対して補助するものである。神宮東地区においては、神宮東公園を防災避難拠点と位置づけ、この公園を延焼から守るため、三本松・花表地区（9.8ha）に適用された。経緯については本節② 経緯 に記したとおりである。結果として、計画戸数 100 戸に対して、62 件の補助（合計 1 億 5 千万円余、1 件当たり平均 2,425

[7] 名古屋市計画局「三本松・花表地区のまちづくり（整備計画案）」（名古屋市計画局　1980.9）
磯部雅好「名古屋市のまちづくりと都市防災」（「新都市」 Vol. 48, No. 12　1994.12）

千円）を実施して、目標耐火率 70％を達成した。（第7編「第3章 都市防災」（第5節2（3） 神宮東地区）も参照されたい。）

⑤ 拡充地域

神宮東地区は、名古屋市新基本計画（1988（昭和 63）年 8 月）策定時において、それまでの特定住宅市街地総合整備促進事業地区主体の区域 60ha を拡大し、高辻・六野地区と熱田駅前地区を編入して区域面積 120ha と倍増した。

ア 高辻・六野地区

（ア） 区域拡大の理由

（財）ファインセラミックスセンター立地（1985（昭和 60）年 5 月設立許可）による波及効果として、既存工場が生産部門から研究開発部門へシフトする機運が見られることから都市機能の更新を誘発し、新しい研究開発拠点として育成していく必要があることによる。

（イ） 経緯

新堀川左岸の高辻地区は、日本ガイシ、日本特殊陶業などの大規模工場や自動車関連の事業所などが立地する地区である。当地区の大規模工場の移転傾向などを見越しての土地利用転換を想定して拡大をはかったと考えられるが、大きな動きは見られず現在に至っている。

また、新堀川右岸の六野地区は、大同特殊鋼、日本ガイシなどが立地していた。都市内部に残された低未利用地であり、移転に伴う土地利用転換はおおむね民間主体で行われた。主な土地利用転換はつぎのとおりである。

大同特殊鋼高蔵製作所については、イオンモール熱田（2003（平成 15）年 7 月オープン）となった。

名古屋経済大学高蔵高等学校については、ザ・ライオンズ・ミッドキャピタルタワー（2009（平成 21）年築）となった。

イ 熱田駅前地区

（ア） 区域拡大の理由

国鉄熱田駅の貨物取扱廃止により遊休地化した跡地（国鉄清算事業団用地）の発生を契機として、隣接する商店街も含み総合的なまちづくりの必要性が高まっており、神宮東地区の公共公益施設とも関連づけて計画することにより、複合的な効果が期待できることによる。

（イ） 経緯

1984（昭和 59）年　1 月	熱田駅の貨物取扱全廃
1986（昭和 61）年 10 月	熱田貨物駅廃止
1987（昭和 62）年　4 月	国鉄分割民営化
1987（昭和 62）年　4 月	住宅・都市整備公団熱田駅周辺整備構想案を名古屋市に提示
1987（昭和 62）年度	都市拠点整備計画策定（清算事業団用地活用）
1988（昭和 63）年　8 月	神宮東地区総合整備地区の拡大

1988(昭和 63)年度	JR 東海熱田駅周辺地区整備計画策定調査実施 [8]
1989(平成 元)年度	熱田駅前地区市街地再開発等調査(A 調査)実施 [9]
1991(平成 3)年 4 月	名古屋市都心開発推進室に主幹・主査(熱田駅前開発)設置
1991(平成 3)年 9 月	名古屋市施行市街地再開発事業計画案を地元へ提示
1992(平成 4)年 3 月	名古屋市土地開発公社が日本国有鉄道清算事業団より熱田貨物駅跡地(約 1.6ha)を先行取得
1998(平成 10)年－2000(平成 12)年	名古屋市は熱田区役所等複合施設建設用地として先行取得用地のうち 8,500 ㎡を買戻し(同複合施設は平成 13 年 10 月完成)
2001(平成 13)年 8 月	名古屋市は地元合意形成困難により市施行市街地再開発事業実施の断念を表明

以降、熱田貨物駅跡地未利用地と周辺地区を含む開発について検討と地元への働きかけを継続

(ウ) 動向等

旧国鉄貨物駅跡地のひとつであり、笹島駅より小規模であるが神宮東地区隣接の立地条件と周辺の低利用状況などから名古屋市施行の市街地再開発事業が志向された。しかし、市街地再開発事業に対する地元合意形成が進捗せず、熱田区役所の建替えの必要に迫られ、先行取得用地の北側を利用しての公共公益施設の単独建設となり現在に至っている。

(2) 白鳥地区(神宮西地区) [10]

① 背景

白鳥地区は、近世以来の白鳥貯木場、近代に入ってからの白鳥駅などを含み、物流関連の大規模かつ低密度の土地利用が継続していた。隣接する白鳥地区内の一番一丁目地区は、近世の熱田新田の干拓地に由来し、番割された地名が元となっている。[11] 明治期以来の集落立地があり、面整備事業の適用を受けていないことから道路の狭隘、老朽家屋の密集などにより住環境整備が必要となっていた。白鳥地区は、当初の戦災復興土地区画整理事業施行区域内にあったが、1949(昭和 24)年 5 月 18 日に設計認可を得た施行地区からは除外された。これらの大規模土地利用が、時代情勢に呼応して転換するにつれて、跡地利用が課題となった。名古屋市は 1989(平成元)年に市制百周年を迎えるという時期にあって、都心近接の立地条件にある大規模跡地を再開発や記念事業開催、モニュメンタルな施設整備に有効活用しようと考えた。一方、住宅・都市整備公団は、白鳥地区を神宮東地区に続く有力な特定住宅市街地

8 名古屋市計画局「JR 東海熱田駅周辺地区整備計画策定調査 ―概要版―」(名古屋市計画局 1989.3)

9 名古屋市計画局「熱田駅前地区市街地再開発等調査(A 調査)報告書」(名古屋市計画局 1990.2)

10 前掲 5 丹羽 守「神宮東地区と白鳥地区」(日本建築学会東海支部都市計画委員会名古屋の住宅地部会「名古屋の住宅地」 1994.8 pp. 222-225)
雲林院康宏「白鳥地区の開発」(その後研究会「名古屋プロジェクト診断 2010」名古屋都市センター 2010.3 pp. 62-65)

11 「なごやの町名」(名古屋市計画局 1992.4 p. 418)

総合整備促進事業候補地として名古屋市と連携することを想定した。

白鳥地区は、未整備都市計画道路の江川線や西町線の存在などにより要整備地区として神宮西地区の名称で含まれ、1984（昭和 59）年に白鳥地区（106ha）として地区総合整備事業地区に追加された。1988（昭和 63）年の地区総合整備地区の新規・拡充においては面積を 110ha としている（**図 6.4.10**）。再開発の方針についても 1984（昭 59）年の当初より 1 号市街地神宮西（60ha）として位置づけられた。1991（平成 3）年に 1 号市街地白鳥（110ha）、2 号地区白鳥（80ha）に拡大変更されている。

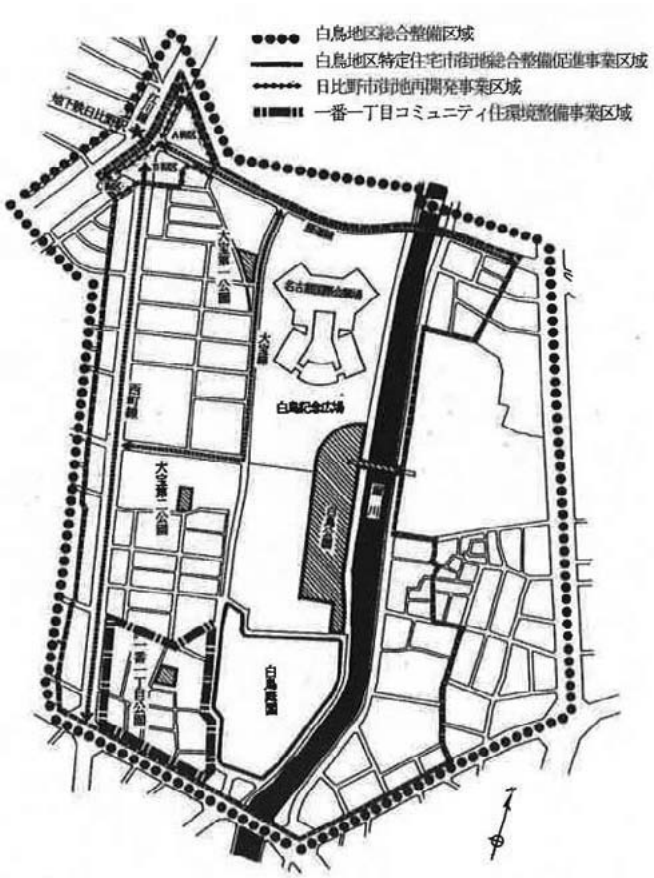

出典：「都市計画概要 2013」（2014（平成 26）年 3 月　名古屋市住宅都市局）

図 6.4.10　白鳥地区総合整備区域図

② 経緯

ア 地区総合整備以前

（ア） 白鳥貯木場 [12]

新修名古屋市史第 4 巻の記述によると、「（白鳥貯木場の）創設は 1615（元和元）年から 1629（寛永 6）年の間といわれ、（中略）福島太夫正則が堀川沿いの白鳥地内に大池を掘らせ、これを太夫堀とよんだと

12 末吉順治「堀川沿革史」（愛知県郷土資料刊行会　2000.2　pp. 27-30）
熊田雅彦「太夫堀と白鳥材木場」（「C&D」 SN. 76　1987.7）

伝えられている」とある。(西暦附記は引用者)[13] 1979(昭和 54)年 3 月には熱田営林署が統合となり、以降、貯木場用地は漸次売却されていくこととなった。

(イ) 国鉄白鳥駅

新修名古屋市史第 6 巻の記述によると、「1916(大正 5)年には臨港線途中の八幡信号所から支線が分岐され、その終端に木材専用の白鳥駅が開設された」とある。(西暦附記は引用者)[14] 1982(昭和 57)年 11 月 15 日、国鉄白鳥駅は廃止となり、1983(昭和 58)～1985(昭和 60)年度にかけて名古屋市土地開発公社が先行取得した。

イ 地区総合整備以降

(ア) 特定住宅市街地総合整備促進事業関係

1979(昭和 54)年 3 月	神宮西(白鳥)地区を含む 40 地区を要整備地区に抽出
9 月	建設省、特定住宅市街地総合整備促進事業制度要綱制定
1981(昭和 56)年 8 月	都市計画公園の変更(白鳥公園(4.5ha)の追加)
1984(昭和 59)年 4 月	白鳥地区を都市再開発方針に位置づけ
1987(昭和 62)年11 月	白鳥地区特定住宅市街地総合整備促進事業整備計画の建設大臣承認
12 月	関連公共施設の都市計画変更
	都市計画道路:雁道線の延伸、大宝線の追加
	都市計画公園:白鳥公園の拡大
1994(平成 6)年 6 月	(旧)住宅市街地総合整備事業に変更
1995(平成 7)年 3 月	都心共同住宅供給事業に変更
1998(平成 10)年 4 月	住宅市街地整備総合支援事業に変更
2003(平成 15)年 3 月	白鳥地区住宅市街地整備総合支援事業、事業完了

(イ) 日比野第一種市街地再開発事業関係

白鳥地区においては、日比野第一種市街地再開発事業が 1990(平成 2)年 12 月 5 日に都市計画決定されている(愛知県告示第 1075 号)。事業の内容、経緯等については、第6編「第2章 都市再開発」を参照されたい。

(ウ) 一番一丁目住宅市街地総合整備事業(密集住宅市街地整備型)関係

住宅市街地総合整備事業は数々の類型があり、その中には密集住宅市街地整備型がある。住宅市街地総合整備事業(密集住宅市街地整備型)は、住宅地区改良事業の任意版という趣きで、施行者に強制力が与えられていないが、採択要件が緩やかになっている。施行者自治体が事業計画を作成して建設大臣の承認を得たうえで、事業計画において指定された老朽住宅の中から任意交渉により買収除却を行う。買収地にコミュニティ住宅を建設し、除却対象となった住宅住民の受け入れ先とするほか住宅困窮者

13 新修名古屋市史編集委員会「新修名古屋市史 第 4 巻 (江戸時代後期)」(名古屋市 1999.3 p. 618)

14 新修名古屋市史編集委員会「新修名古屋市史 第 6 巻 (大正から昭和時代(戦前))」(名古屋市 2000.3 p. 37)

を受け入れる。一部の狭隘道路を 4m 以上に拡幅して建て替えを可能とする。公園、集会所など公共公益施設を整備して住環境を向上させる。

住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）の前身である密集住宅市街地整備促進事業等を含め、住宅市街地総合整備事業に至る沿革、内容については第6編「第2章　都市再開発」を参照されたい。

1989（平成 元）年	現況調査、物件調査実施
1990（平成　2）年	基本構想作成
1993（平成　5）年 11 月 5 日	一番一丁目コミュニティ住環境整備事業建設大臣承認
1994（平成　6）年　4 月	総合住環境整備事業に変更
1994（平成　6）年　6 月	密集住宅市街地整備促進事業に統合
2004（平成 16）年　4 月	住宅市街地総合整備事業に統合（密集住宅市街地整備型）
2008（平成 20）年　3 月	一番一丁目住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）事業収束

③　特定住宅市街地総合整備促進事業

ア　整備計画の内容 [15]

（ア）　地区整備の基本方針

ⅰ　都心周辺部における居住人口の回復と、職住近接のために、魅力ある都市型住宅の建設を行い、地区の特色である親水・歴史空間と有機的に構成された「親水公園住区」と呼びうるような魅力ある居住環境を形成する。併せて、木造家屋の密集・老朽地区を整備する。

ⅱ　人が住み、働き、憩う、活気ある町づくりのために、土地の高度利用を図り、住機能と商機能の複合化を推進するとともに、住民の憩いの場、あるいは、活性化のための施設の導入を行う。

ⅲ　堀川親水空間の創出と併せて、歴史とのふれあいをかもしだす歴史文化環境の整備を図る。

（イ）　地区の土地利用に関する事項

地区の土地利用に関する事項は、**表 6.4.10** に示すとおりである。

[15] 名古屋市住宅都市局・都市基盤整備公団「水と、緑と、未来の街　白鳥」（名古屋市住宅都市局・都市基盤整備公団）

表 6.4.10 地区の土地利用に関する事項

	事業着手時(昭和62年度)		整備計画	
	面積(ha)	構成比(%)	面積(ha)	構成比(%)
住宅戸数	1,340戸		1,800戸	
複合住宅用地	―	―	19.8	27.0
住宅用地	12.2	16.7	9.3	12.7
商業・業務用地	5.5	7.5	0.4	0.5
工業用地	5.9	8.0	―	―
道路	11.0	15.0	14.7	20.1
公園・緑地	5.5	7.5	8.7	11.9
教育施設	―	―	1.5	2.1
河川	6.6	9.0	6.8	9.3
その他	26.5	36.2	12.0	16.4
合計	73.2ha		73.2ha	

出典:「水と、緑と、未来の街 白鳥」(名古屋市住宅都市局)

(ウ) 住宅等の建設に関する事項

住宅等の建設に関する事項は、**表 6.4.11** に示すとおりである。

表 6.4.11 住宅等の建設に関する事項

街区	事業手法	施行者	建設戸数	住宅建設の基本方針
白鳥団地(A)	再開発市街地住宅	住宅・都市整備公団	1,250戸	・複合住宅地整備の核となる多様な都市機能と一体となった、情報化社会に対応しうる、個性豊かな都市型住宅の建設。
		特定施行者		
白鳥団地(B)	再開発市街地住宅	住宅・都市整備公団		
白鳥団地(C)	市街地再開発事業	名古屋市		・再開発により土地の高度利用を図り、商業・業務施設と複合した都市型高層住宅の建設。
白鳥団地(D)	市街地再開発事業	住宅・都市整備公団		・魅力的な水辺環境を活かした、アメニティの高い良好な都市景観を創出する個性豊かな都市型住宅の建設。
その他の街区	従前居住者用住宅を含む住宅建設		70戸	・熱田区一番一丁目における老朽木造住宅の密集地において、公共施設等の基盤整備とコミュニティ整備型の住宅建設を行い、住環境整備を推進する。
	民間自力建設		480戸	・西町線沿線等において、道路の拡幅整備にあわせて、土地利用の転換を図りつつ、共同化による住宅建設を行い複合住宅地の整備を推進する。 ・堀川沿岸においては、移転や用途転換の意向を持つ企業の跡地等を活用して、親水公園住宅地整備に資する住宅建設を行う。
合 計			1,800戸	

(エ) 公共施設および公益施設の整備に関する事項

公共施設および公益施設の整備に関する事項は、**表 6.4.12** に示すとおりである。

表 6.4.12 公共施設および公益施設の整備に関する事項

施設名	整備の内容			備考
	名称	種別等	事業量	
街路	大宝線	幹線街路	幅員 16m、延長 700m	
	雁道線	幹線街路	幅員 20m、延長 540m	
			幅員 20m、延長 110m	再開発事業区域内
	西町線	幹線街路	幅員 30m、延長 1,002m	電線共同溝の整備
			幅員 30m、延長 50m	再開発事業区域内
	江川線	幹線街路	幅員 50mのうち25m、延長 50m	再開発事業区域内
公園	白鳥公園	地区公園	2.8ha	総面積7.4ha
	大宝第一公園	街区公園	0.1ha	
	大宝第二公園	街区公園	0.1ha	
	一番一丁目公園	街区公園	0.1ha	
河川	堀川	一級河川	1,200m	認定総延長 14,610m
その他	保育所	—	0.1ha	

④ 一番一丁目住宅市街地総合整備事業(密集住宅市街地整備型)

一番一丁目住宅市街地総合整備事業(密集住宅市街地整備型)は、土地区画整理事業との合併ではなく単独施行である。

除却対象住宅住民の受け入れ先となるコミュニティ住宅については建設しなかった(表 6.4.13)。

表 6.4.13 一番一丁目住宅市街地総合整備事業(密集住宅市街地整備型)

名称		一番一丁目 住宅市街地総合整備事業 (密集住宅市街地整備型)
施行者		名古屋市
施行面積		4.58ha
地区の現況	地区全体戸数 a	410戸
	うち老朽住宅戸数 b	換算192戸
	老朽住宅率 b/a	46.82%
	住宅密度	112.0戸/ha
整備計画承認 整備計画変更・承認		1993(平成 5)年11月 5日 2003(平成15)年 3月19日 最終
事業期間		1993(平成5)～2007(平成19)年度
住宅除却		29戸/105戸(完了/計画)
コミュニティ住宅		0戸/12戸(完了/計画)
その他		児童遊園・道路整備

※ 平成22年度末時点

⑤ 白鳥地区の事業概要

白鳥地区における事業の概要を表 6.4.14 に示す。

表 6.4.14　白鳥地区の事業概要

施設名	名称・種別等		整備の経緯または内容	
住宅	公団による住宅建設	特住	賃貸住宅	918戸
			分譲住宅	179戸
			計	1,047戸
	その他の主体による住宅建設	再開発事業	分譲住宅	200戸
		特住	民間	697戸
公園	白鳥公園（追加整備）（地区公園）	公園事業（庭園3.7ha）	都市計画事業認可	1984(昭和59)年 9月 7日　愛知県告示第861号
			事業期間	1984(昭和59)～1987(昭和62)年度
			開園	1991(平成 3)年 4月
		特住（公園2.8ha）	都市計画事業認可	1989(平成元)年12月15日　愛知県告示第1187号
			事業期間	1989(平成元)～1993(平成 5)年度
			開園（全体）	1991(平成 3)年度
		まち交（拡張0.4ha）	事業期間	2007(平成19)～2009(平成21)年度
			開園	2010(平成22)年度
	大宝第一公園（街区公園：0.1ha）	まち交	事業期間	2007(平成19)～2008(平成20)年度
			都市公園設置	2009(平成21)年10月26日
	大宝第二公園（街区公園：0.1ha）	特住	都市計画事業認可	1996(平成 8)年 2月28日　愛知県告示第144号
			事業期間	1995(平成 7)～1996(平成 8)年度
			都市公園設置	1997(平成 9)年12月25日
	一番なかよし公園（街区公園：0.1ha）	密集	事業認可	1993(平成 5)年11月5日　建設省愛住整発第52号
			事業期間	1993(平成 5)～2007(平成19)年度
			都市公園設置	2008(平成20)年 9月30日
街路	大宝線（幹線街路）	街路事業	都市計画事業認可	1988(昭和63)年 1月29日　愛知県告示第74号
			事業期間	1987(昭和62)～1990(平成 2)年度
	雁道線（幹線街路）	街路事業	都市計画事業認可	1990(平成 2)年 9月 5日　愛知県告示第796号
			事業期間	1990(平成 2)～1993(平成 5)年度
		再開発事業	事業認可	1992(平成 4)年10月 1日　愛知県告示
			工事完了	1997(平成 9)年 3月
	西町線（幹線街路）	街路事業	都市計画事業認可	1990(平成 2)年 9月 5日　愛知県告示第795号
			都市計画事業認可（最終変更）	2001(平成13)年 3月23日　愛知県告示第228号
			事業期間	1990(平成 2)～2002(平成14)年度
		再開発事業	事業認可	1992(平成 4)年10月 1日　愛知県告示
			工事完了	2002(平成14)年 3月
	江川線（幹線街路）	再開発事業	事業認可	1992(平成 4)年10月 1日　愛知県告示
			工事完了	施行中
河川	堀　川	都市小河川	事業採択	1986(昭和61)年 4月 5日
		マイタウンマイリバー	整備河川指定	1988(昭和63)年 6月13日
			事業計画認定	1992(平成 4)年 1月13日
			事業期間	1992(平成 4)年～
その他	名古屋国際会議場		規模・構造	SRC造、地上7階、地下2階
			建築面積	19,454.22㎡
			延べ床面積	42,589.03㎡
			工期	1987(昭和62)年12月～1990(平成 2)年 9月

表中、特住は特定住宅市街地総合整備事業、まち交はまちづくり交付金事業、密住は密集住宅市街地整備促進事業をいう。

（3）　金山地区

①　背景・経緯

金山地区は、近世名古屋城下町と熱田門前町・宿場町の接点の位置にあり、両者を連絡する名古屋街道（本町通り）と佐屋路の追分があって、往時から交通の要衝であった。金山地区は、1946（昭和 21）年 3 月の復興計画にあっては、盛り場の位置づけを得ており、1947（昭和 22）年 3 月の鉄道復興計画委員会において総合駅構想が提起されている（詳細は、第3編「第4章　鉄道・総合駅・駅前広場」（第5節　総合駅と駅前広場の整備）を参照されたい）。

金山地区は 1969（昭和 44）年 3 月の名古屋市将来計画・基本計画において副次的都心地区とされ、その後も拠点商業地、副次拠点域、都心域などの名称を付されて、一貫して都心に準ずる機能を果たす役割を期待されてきた。金山総合駅は金山地区の核となる施設である。1989（平成元）年は名古屋市制百周年にあたり、記念事業としてデザイン博覧会が市内 3 地区で分散開催されるに際して、金山総合駅整備が広域集客の要として必須と考えられた。金山総合駅整備をテコとして地区の活性化を図るため 1988（昭和 63）年の名古屋市新基本計画において、金山地区（90ha）を地区総合整備地区に位置づけ整備を進めることとした。

②　金山総合駅整備

金山総合駅整備については、第3編「第4章　鉄道・総合駅・駅前広場」を参照されたい。

③　金山周辺地区開発 [16]

ア　金山南開発 [17]

（ア）　背景等

金山総合駅整備に伴い、駅南口の駅前広場と公有地を一体として活用する地区活性化が金山地区開発の起爆剤として必要と考えられた。主要用途として、地区に賑わいをもたらし白鳥地区との連携も有効な都市ホテルを中核に、1991（平成 3）年に設立された名古屋都市センター、さらに名古屋ボストン美術館も一体として取り込むこととした。1993（平成 5）年 11 月に都市計画決定された金山駅南駐車場についてもビルと一体で整備することとした。名古屋市、名古屋都市整備公社、名古屋都市センター三者の基本合意に基づき、複雑な用途構成の公有地活用事例として、開発提案競技を実施した。金山南ビルについては、名古屋市環境影響評価指導要綱（昭和 54 年名古屋市告示第 47 号）に基づく環境影響評価を 1993（平成 5）年 4 月から 1995（平成 7）年 7 月にかけて実施した。

（イ）　経緯

1989（平成 元）年 7 月	金山総合駅供用開始
1990（平成　2）年	金山駅前地区整備構想公表
1992（平成　4）年 5 月	金山南ビル開発に係る基本合意の締結

16　雲林院康宏「金山地区の開発」（その後研究会「名古屋プロジェクト診断 2010」名古屋都市センター　2010.3　pp. 26-31）

17　名古屋都市センター「名古屋まちづくりプロジェクト集　1997」（名古屋都市センター　1997.4　pp. 24-25）
「金山南ビル」（名古屋市）　http://www.city.nagoya.jp/jutakutoshi/page/0000060580.html（2015/06/19 閲覧）

（名古屋市、名古屋都市整備公社、名古屋都市センター）

1992（平成 4）年 7 月　　金山南ビル開発提案競技募集要項の公表
1993（平成 5）年 1 月　　金山南ビル開発提案競技最優秀提案の決定
1995（平成 7）年 2 月　　金山南ビル実施設計完了
7 月　　環境影響評価手続完了
1996（平成 8）年 2 月　　金山南ビル建設工事着手
1999（平成 11）年3 月　　金山南ビルオープン

（ウ） 内容

金山南開発のうち金山南ビルについて、**表 6.4.15** に示す。金山南ビルの詳細については章末のコラムを参照されたい。なお、金山南ビルは復興土地区画整理事業によって用地確保された駅前広場と一体整備された。金山南駅前広場は世界デザイン博覧会開催期間中に観客輸送用のシャトルバスターミナル等として暫定利用された後、恒久整備され、さらに 2007（平成 19）年 2 月には金山南ビルと金山総合駅連絡通路を結ぶ上屋も整備された。金山南駅前広場は各種イベント、パフォーマンスにも活用されている。

表 6.4.15　金山南ビルの内容

金山南ビル	敷地面積	4,604.59㎡
	建築面積	3,409.05㎡
	延床面積	61,098.79㎡
	建ぺい率	74.04%
	容積率	999.82%
	構造	S造一部SRC造およびRC造
	規模	地下4階、地上31階

イ　金山北開発 [18]

（ア） 背景

金山南地区開発に続き、金山北地区においても公共施設・公有地を活用した活性化策が求められた。

2005（平成 17）年開港予定の中部国際空港と同年開催予定の国際博覧会（愛・地球博）にタイミングを合わせた開発が求められた。社会経済情勢も踏まえ、段階開発を志向した。第 1 段階開発として定期借地権による民間活力利用を想定し、名古屋都市整備公社が主体となって開発提案競技を実施することとした。

（イ） 経緯

2001（平成 13）年 6 月　　金山北地区整備検討会を庁内に設置
2002（平成 14）年　　金山北地区マスタープラン公表

18 金山北地区開発提案競技実行委員会「金山北地区開発提案競技報告書」（金山北地区開発提案競技実行委員会 2003.9）

2003(平成 15)年 5 月　名古屋市・名古屋都市整備公社基本合意書締結、提案競技実施
9 月　基本協定締結
10 月　道路工事着手
2004(平成 16)年 1 月　建築工事着手
2005(平成 17)年 3 月　アスナル金山オープン

(ウ) 内容

金山北開発の整備内容について、**表 6.4.16** に示す。

表 6.4.16 金山北開発の整備内容

交通ターミナル施設（約11,500㎡）	バス施設	乗車:2バース、 待機:9バース
	一般車・タクシー施設	駐車場棟 1階 一般車 乗降:2バース タクシー 乗車:1バース、 降車:2バース、 待機場:24台
	駐車場	駐車場棟 2～5階 （屋上広場あり）:197台
交流の場（約17,500㎡）	広場	約2,300㎡
	商業施設	商業棟 1～3階 （60店舗）
	駐輪場	1,814台

(4) 筒井地区

① 背景・経緯

筒井地区は、JR 中央本線千種駅から至近距離にあり、住宅地を中心とした既成市街地である。1946(昭和 21 年)当時、復興土地区画整理事業として進められたが、戦災を免れた地区を抱え、1949(昭和 24)年に土地区画整理事業区域から除外された。1955(昭和 30)年に一部区域が復活したものの 1969(昭和 44)年に土地区画整理事業としての都市計画決定区域からも除外された。その後、この除外区域を中心に市街地再開発事業などが検討されたが、事業に至らず時間が経過した。

この除外区域を含む筒井地区(40ha)は、1980(昭和 55)年の名古屋市基本計画において地区総合整備事業地区として位置づけられ、さらに名古屋市新基本計画(1988(昭和 63)年 8 月)において、千種駅周辺地区を追加して拡大(120ha)している。千種駅周辺地区追加の背景には、次の 2 点が考えられる。[19]

i 名古屋市新基本計画の土地利用構想において千種今池地区を副次拠点域と位置づけており、拠点域ごとに地区総合整備地区が位置づけられることが望ましいと考えられた。

ii 名古屋市新基本計画策定の翌年には、地下鉄桜通線の中村区役所～今池間の開通が予定されており、同線の車道駅と既存の千種駅との連絡対応などの必要が考えられた。

筒井地区の詳細な背景等については、第6編「第1章 土地区画整理事業」(第3節3(4) 筒井地区の土地区画整理事業)を参照されたい(**図 6.4.11**)。

[19] 名古屋市計画局「千種駅周辺地域総合都市交通施設整備計画調査報告書」(名古屋市計画局 1990.3 p. 1)

② 土地区画整理事業

筒井地区においては、新出来地区、筒井地区および葵地区の三つの地区において土地区画整理事業がそれぞれ進められてきた。事業の経緯、計画等の詳細については、第6編「第1章 土地区画整理事業」(第3節3(4) 筒井地区の土地区画整理事業および第4節3(4) 筒井地区の土地区画整理事業)を参照されたい。

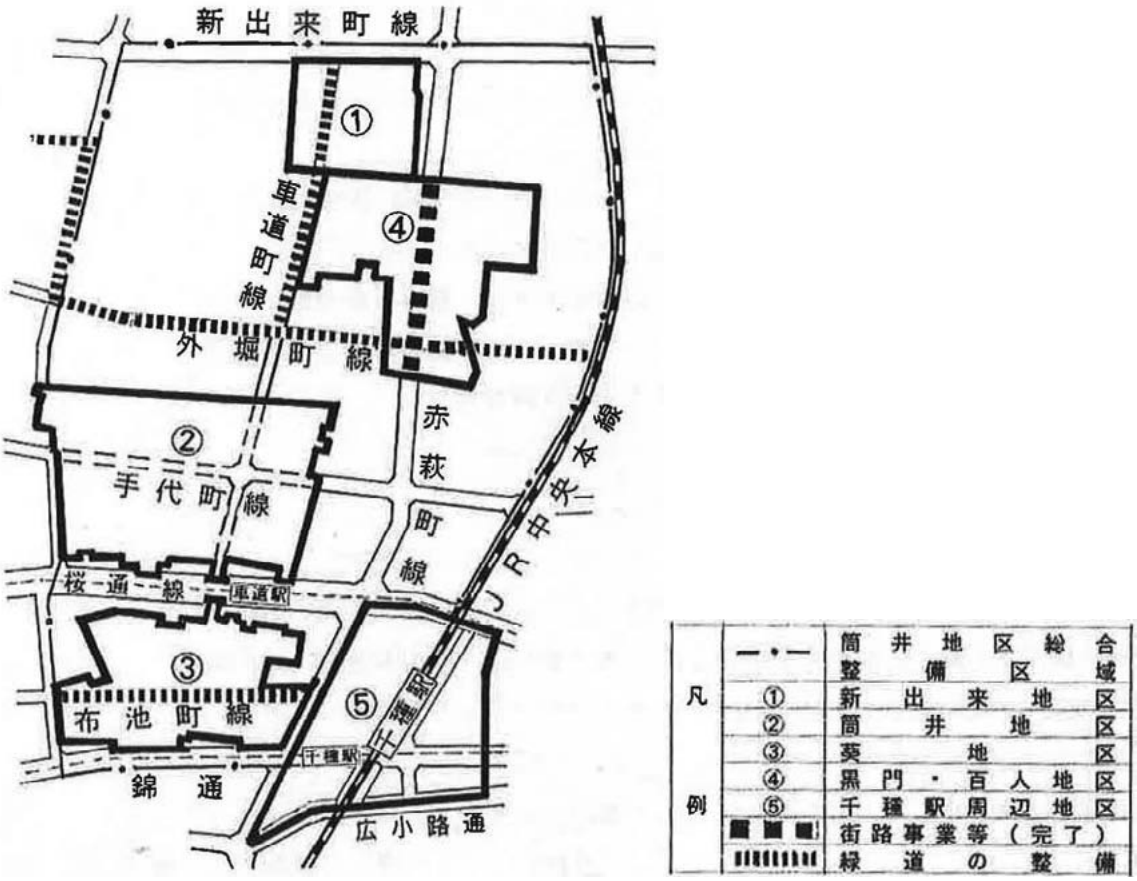

出典:「都市計画概要 2013」(2014(平成 26)年 3 月　名古屋市住宅都市局)

図 6.4.11　筒井地区総合整備区域図

③ 住宅市街地総合整備事業(密集住宅市街地整備型)

筒井 3 地区(新出来・筒井・葵)における住宅市街地総合整備事業(密集住宅市街地整備型)は、いずれも土地区画整理事業との合併施行であり、家屋移転など両事業連携の下で合理的な対応を図っている。また、公共施設整備は土地区画整理事業で対応している。

新出来、筒井、葵地区における密集住宅市街地整備促進事業については、**表 6.4.17**～**表 6.4.19** のとおりである。

表 6.4.17　新出来地区住宅市街地総合整備事業(密集住宅市街地整備型)

名　称		新出来 住宅市街地総合整備事業 (密集住宅市街地整備型)
施行者		名古屋市
施行面積		5.05ha
地区の現況	地区全体戸数 a	357戸
	うち老朽住宅戸数 b	246戸
	老朽住宅率 b/a	68.90%
	住宅密度	80.6戸/ha
整備計画承認 整備計画変更･承認		1983(昭和58)年11月22日 1997(平成 9)年 3月31日　最終
事業期間		1983(昭和58)～1999(平成11)年度
住宅除却		100戸/112戸(完了/計画)
コミュニティ住宅		51戸
その他		集会所整備、耐震性防火水槽整備

※ 平成22年度末時点

表 6.4.18　筒井地区住宅市街地総合整備事業(密集住宅市街地整備型)

名　称		筒井 住宅市街地総合整備事業 (密集住宅市街地整備型)
施行者		名古屋市
施行面積		16.08ha
地区の現況	地区全体戸数 a	1,003戸
	うち老朽住宅戸数 b	換算610戸
	老朽住宅率 b/a	60.80%
	住宅密度	68.0戸/ha
整備計画承認 社会資本総合整備計画提出		1989(昭和64)年 1月 6日 2011(平成23)年 2月24日　最終
事業期間		1988(昭和63)～2015(平成27)年度
住宅除却		154戸/213戸(完了/計画)
コミュニティ住宅		23戸/43戸(完了/計画)
その他		児童遊園整備　6か所/9か所(完了/計画)

※ 平成22年度末時点

表 6.4.19 葵地区住宅市街地総合整備事業(密集住宅市街地整備型)

名 称		葵 住宅市街地総合整備事業 (密集住宅市街地整備型)
施行者		名古屋市
施行面積		6.26ha
地区の現況	地区全体戸数 a	514戸
	うち老朽住宅戸数 b	換算278戸
	老朽住宅率 b/a	54.10%
	住宅密度	82.1戸/ha
整備計画承認 社会資本総合整備計画提出		1992(平成 4)年11月24日 2011(平成23)年 2月24日 最終
事業期間		1992(平成4)～2017(平成29)年度
住宅除却		19戸/45戸(完了/計画)
コミュニティ住宅		11戸/31戸(完了/計画)
その他		児童遊園整備 0か所/1か所(完了/計画) 集会所整備 0か所/1か所(完了/計画)

※ 平成22年度末時点

④ 街路事業等

ア 背景

筒井明倫地区のうち新出来地区を除く黒門・百人地区の住民意向は、未整備都市計画道路整備について買収方式の街路事業であった。赤荻町線については改良規模も大きいため通常の街路事業を採用し、外堀町線については、居住環境整備事業(街路事業の一類型)[20] を採用した。

居住環境整備事業においては、幹線道路に囲まれた住区内の区画街路を都市計画決定することにより、当該街路を改良整備して通過交通を排除することなどを主目的とするが、黒門・百人地区にあっては、住区内区画街路決定を伴わず、もっぱら住区外周となる幹線街路整備のみを行った。

イ 街路事業(赤萩町線)

街路事業の内容について、表 6.4.20 に示す。

表 6.4.20 街路事業(赤萩町線)

街路事業	都市計画事業認可	1981(昭和56)年 7月13日 愛知県告示第743号
	都市計画事業認可 (最終変更)	1990(平成 2)年 3月16日 愛知県告示第229号
	事業期間	1981(昭和56)～1990(平成 2)年度
	事業延長等	幅員:30m、延長:378m

20 建設省都市局「居住環境整備事業」(「建設月報」 Vol. 28, No. 7 1975.7)

ウ 居住環境整備事業(外堀町線)

居住環境整備事業の内容について、**表 6.4.21** に示す。

表 6.4.21 居住環境整備事業(外堀町線)

整備事業 居住環境	都市計画事業認可	1981(昭和56)年 7月13日 愛知県告示第744号
	都市計画事業認可 (最終変更)	1986(昭和61)年 2月12日 愛知県告示第115号
	事業期間	1981(昭和56)～1985(昭和60)年度
	事業延長等	幅員:15m、延長:140m

⑤ その他

筒井地区についてはその他に、都市景観整備地区、緑道整備事業においてもそれぞれ事業が進められた。詳細については、それぞれ、第7編「第1章 都市景観・屋外広告物」(第3節3 都市景観整備地区)、第4編「第1章 公園・緑地」(第4節2(4) 緑道)を参照されたい。

(5) 大曽根地区 [21]

① 背景・経緯

大曽根地区は、近世の下街道と水野街道(瀬戸街道)の追分があり、近代には国鉄中央線と名鉄瀬戸線が結節し、市電、後には地下鉄も連絡するなど交通の要衝であった。下街道沿いに商店街が形成され大いににぎわった。大曽根地区は、戦前に城東耕地整理事業を施行しており、戦後、復興土地区画整理事業施行区域に一部が含まれていたが、1949(昭和24)年5月18日に設計認可を得た施行地区からは、そのうち 16.2ha が除外された。1963(昭和 38)年には、上記除外地区を含み、隣接の非戦災地区を合わせ 97.05ha が大曽根土地区画整理事業として都市計画決定され、翌年の加除変更により、112.13ha となった。1967(昭和 42)年には、大曽根土地区画整理事業施行区域のうち 61.16ha を事業計画決定し、隣接する復興土地区画整理事業関連地区(東第7工区・北第3工区・東第8工区の一部 12.4ha)を併せた 73.56ha を大曽根都市改造事業として施行することとなった。

1978(昭和 53)年度には、大曽根地区総合整備地区のうち土地区画整理事業未施行区域を中心に山田地区 79ha が要整備地区に抽出され、1980(昭和 55)年の名古屋市基本計画では、大曽根北として 50ha が地区総合整備事業地区に位置づけられた。また、1984(昭和 59)年の再開発方針においては、1号市街地大曽根 90ha、2 号地区大曽根北 50ha として位置づけられた。

1988(昭和63)年名古屋市新基本計画では、地区総合整備地区大曽根地区は130haに地区拡大している。1991(平成 3)年の再開発方針見直しでは、1 号市街地大曽根 130ha、2 号地区大曽根 110ha に変更された(**図 6.4.12**)。

[21] 竹川 修「大曽根総合駅周辺のまちづくり」(その後研究会「名古屋プロジェクト診断 2010」名古屋都市センター 2010.3 pp. 32-37)

一方、1973（昭和48）年から1984（昭和59）年にかけて、大曽根土地区画整理事業施行区域内で土地区画整理事業未施行区域内の工場跡地に公営住宅や公園、学校などの公共公益施設が立地した。守山区内の赤荻町線（国道　19　号）拡幅整備や大曽根土地区画整理事業の進捗に伴い、赤荻町線（国道19　号）の未整備区間がボトルネックとなり、拡幅整備が急がれた。1985（昭和　60）年には、大曽根北地区22.7haの土地区画整理事業計画が決定され、事業着手した。1992（平成 4）年に30.0haに地区拡大している。

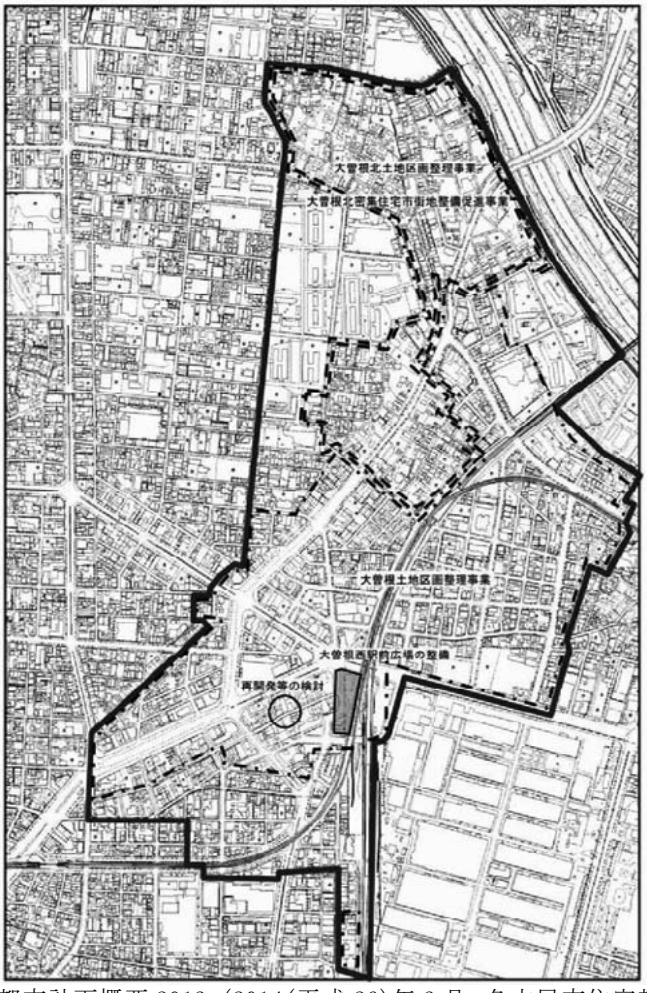

出典:「都市計画概要 2013」(2014（平成 26）年 3 月　名古屋市住宅都市局)

図 6.4.12　大曽根地区総合整備区域図

② 土地区画整理事業

大曽根地区では、前述のように大曽根土地区画整理事業として都市計画決定されている区域（一部復興土地区画整理事業の区域を含む）のうち大曽根都市改造事業の区域と大曽根北土地区画整理事業の区域において、事業が進められてきた。詳細については、第6編「第1章　土地区画整理事業」（第3節1（4）　大曽根土地区画整理事業、第4節1（4）　大曽根土地区画整理事業および同節3（2）　大曽根北土

地区画整理事業)を参照されたい。

③　住宅市街地総合整備事業(密集住宅市街地整備型)

大曽根北地区では土地区画整理事業と合併施行により、住宅市街地総合整備事業(密集住宅市街地整備型)を施行している(**表 6.4.22**)。

表 6.4.22　大曽根北住宅市街地総合整備事業(密集住宅市街地整備型)

名　称		大曽根北 住宅市街地総合整備事業 (密集住宅市街地整備型)
施行者		名古屋市
施行面積		29.86ha
地区の現況	地区全体戸数 a	1,672戸
	うち老朽住宅戸数 b	1,043戸
	老朽住宅率 b/a	62.40%
	住宅密度	70.5戸/ha
整備計画承認 社会資本総合整備計画提出		1986(昭和61)年 8月 4日 2016(平成28)年 3月25日　最終
事業期間		1986(昭和61)～2020(平成32)年度
住宅除却		307戸/312戸(完了/計画)
コミュニティ住宅		129戸/129戸(完了/計画)
その他		集会所整備　2か所/2か所(完了/計画) 耐震性貯水槽整備 1か所/1か所(完了/計画) 児童遊園整備 11か所/14か所(完了/計画)

※ 平成27年度末時点

④　優良建築物等整備事業等

ア　組合施行市街地再開発事業の試み

下街道沿道に成立した商店街のうち、東側で大曽根駅寄りが大曽根本通商店街であり、1983(昭和 58)年 7 月に大曽根近代化推進協議会(近代協)を組織した。一方、商店街の西側は大曽根商店街という別組織で、同様に 1984(昭和 59)年 8 月に大曽根街づくり協議会(大街協)を組織した。大街協地区は土地区画整理事業による移転に伴って個別建替えを選択し、近代協地区は共同化を志向した。近代協地区においては、1985(昭和 60)年 11 月を皮切りに 1989(平成元)年 4 月までに 3 地区 4 街区にかかる市街地再開発準備組合が設立された。1990(平成 2)年 12 月には、既存 2 準備組合に 1 街区を加えて駅前 4 街区を対象とする大曽根駅前市街地再開発準備組合に改組され、もう一つの市街地再開発準備組合は存続した。バブル崩壊による経済情勢の変化、予定していたキーテナントの撤退、地権者間の合意形成が進まなかったことなどにより市街地再開発事業施行を断念、2001(平成 13)年 5 月に大曽根駅前地区再開発準備組合は解散した。

イ　OZ モール [22]

大街協地区では、土地区画整理事業に伴う移転に際して、個別移転による事業長期化を回避すべく一斉移転を選択した。土地区画整理事業による基盤整備後の各商店の建築については、ショッピングモールをめざし、設計ガイドラインを定めて 1989（平成元）年 3 月 31 日には建築協定 [23] を締結した。“OZ モール”という愛称は、大曽根の英字略記 OZ にオズの魔法使いをかけており、また、ショッピングモールのデザインコンセプトとして、1.5m のセットバック、ファサードは原則三角屋根とするなどの内容を盛り込んでいる。

各商店の建築にあたっては、優良再開発建築物整備促進事業（後の優良建築物等整備事業優良再開発型市街地環境形成タイプ）の採択を受けた。

概要：地区面積　2.4ha、権利者数　47 人

敷地面積合計：　1.62ha、建築面積合計：　約 5,400 ㎡、延床面積合計：　約 15,600 ㎡

事業年度：　1988（昭和 63）～1990（平成 2）年度 [24]

ウ　優良建築物等整備事業

以前再開発準備組合を組織していた近代協地区 103 街区（現大曽根二丁目 4 番街区）では、市街地再開発事業のかわりに街区過半について優良建築物等整備事業優良再開発型共同化タイプの補助を受けて「ポルト大曽根」が建設された。[25] 市街地再開発事業を断念した近代協地区駅前 4 街区のうち 106 街区（現大曽根三丁目 6 番街区）では、街区過半について優良建築物等整備事業優良再開発型共同化タイプの補助を受けて「パークスクエア大曽根」が建設された。大街協地区においても、OZ モール以外に現大曽根二丁目 9 番街区において「大曽根中央ビル」、同 3 番街区において「サン大曽根」がそれぞれ優良建築物等整備事業優良再開発型共同化タイプの補助を受けて建設された。

優良建築物等整備事業の具体的な内容については、第6編「第2章　都市再開発」を参照されたい。

⑤　連続立体交差事業

名鉄瀬戸線連続立体交差事業（第 1 期）の詳細については、第3編「第4章　鉄道・総合駅・駅前広場」に譲り、概要のみ**表 6.4.23** に紹介しておく。

22　中島光泰「区画整理事業による商店街の再開発について」（「新都市」 Vol. 43, No. 4 1989.4）
中島光泰「大曽根商店街の一斉移転について」（「月刊建設」 Vol. 33, No. 4 1989.4）
傍島善雄「OZ モール」（「新都市」 Vol. 45, No. 3 1991.3）

23　「大曽根街づくり建築協定」（名古屋市）：http://www.city.nagoya.jp/jigyou/category/39-6-3-5-3-2-14-0-0-0.html（2015/06/19 閲覧）

24　「大曽根西地区 OZ（オズ）モール　市街地環境形成タイプ」（名古屋市）
http://www.city.nagoya.jp/jutakutoshi/page/0000011831.html（2015/06/19 閲覧）

25　「大曽根中央地区　ポルト大曽根　共同化タイプ」（名古屋市）
http://www.city.nagoya.jp/jutakutoshi/page/0000011772.html（2015/06/19 閲覧）

表 6.4.23 名鉄瀬戸線連続立体交差事業概要

事業採択	1972(昭和47)年度(森下～矢田 約 1.8km)
都市計画決定	1975(昭和50)年 3月12日 愛知県告示第193号
都市計画事業認可	1976(昭和51)年 2月 4日 愛知県告示第119号
都市計画事業認可(最終変更)	1983(昭和58)年 2月25日 愛知県告示第174号
工事協定締結	1977(昭和52)年12月28日
事業期間	1972(昭和47)～1983(昭和58)年度

⑥ 駐車場

駐車場の詳細については、第3編「第3章 駐車場・自動車ターミナル」に譲り、概要のみ下記に紹介しておく(表 6.4.24)。

表 6.4.24 大曽根地区の駐車場整備概要

名称		台数	面積(㎡)	都市計画決定	事業期間
大曽根駐車場		200	5,500	1993(H 5) 7.26	1993(H 5)-1996(H 8)
大曽根駅前駐車場	自動車	200	7,400	1996(H 8) 2.16	1996(H 8)-2006(H18)
	自転車	750			
大曽根駅東自転車駐車場		630	1,000	1996(H 8) 2.16	1996(H 8)-1998(H10)

⑦ 大曽根総合駅整備

総合駅の詳細については、第3編「第4章 鉄道・総合駅・駅前広場」に譲り、要点を再掲しておく。

1963(昭和 38)年 3 月　国鉄中央線複線立体化工事完成
1971(昭和 46)年 12 月 20 日　地下鉄 2 号線市役所～大曽根間開業
(国鉄大曽根駅と地下鉄大曽根駅連絡)
1983(昭和 58)年 8 月 21 日　名鉄瀬戸線立体化完成供用
1998(平成 10)年 4 月　大曽根東駅前広場完成供用
2000(平成 12)年 1 月 19 日　地下鉄 2 号線大曽根～砂田橋間開業
2001(平成 13)年 3 月 23 日　ガイドウェイバスシステム志段味線開業・大曽根駅東駅前広場改築供用
2006(平成 18)年 12 月 20 日　大曽根西駅前広場・地下施設完成供用

⑧ ガイドウェイバス志段味線

ガイドウェイバス志段味線の詳細については、第3編「第4章 鉄道・総合駅・駅前広場」に譲り、概要について表 6.4.25 に紹介しておく。

表 6.4.25　ガイドウェイバス志段味線

		特殊街路ガイドウェイバス専用道志段味線	都市高速鉄道ガイドウェイバス志段味線	
都市計画決定（変更）	決定（変更）	1994（平成 6）年 9月16日 （変更） 愛知県告示第800号	1994（平成 6）年11月 2日 （決定） 愛知県告示第950号	
	最終変更	2001（平成13）年 2月26日 名古屋市告示第61号		
	決定（変更）内容	延長：6.8km 幅員：7.5m	延長（大曽根～小幡緑地）：6.8km 駅数：9駅	
都市計画事業	事業認可（当初）	1995（平成 7）年 5月 1日 愛知県告示第419号	（高架区間）軌道法	1994(平成 6)年10月25日 特許取得
				1996(平成 8)年 2月15日 工事施工認可
	事業認可（最終変更）	1999（平成11）年 3月29日 愛知県告示第274号		1999(平成11)年 9月27日 車両設計認可
				2001(平成13)年 3月 8日 運賃認可
				2001(平成13)年 3月23日 開業
	事業期間	1995（平成 7）～2000（平成12）年度	道路運送法（平面区間）	
	その他	インフラ補助によるガイドウェイバス専用道志段味線の整備		

⑨ その他

大曽根地区においては、中央線緑道と瀬戸線緑道の一部区間を含んでいる。

緑道計画については、第4編「第1章 公園・緑地」（第4節2（4） 緑道）を参照されたい。

（6） 八田地区

① 背景・経緯

八田地区北部中村区側については、新法組合施行土地区画整理事業（岩塚東部、烏森南部）を施行済みで、地区南部中川区側についても一部旧法組合施行土地区画整理事業（八田）を含むものの、それ以外については、新法組合施行土地区画整理事業（八田東部、万町）を施行済みである。JR 関西本線・近鉄名古屋線が地表式であることにより、北側の中村区と南側の中川区の鉄道区間のみ都市計画道路高畑町線が未整備であるため長く地域分断されていた。また、JR 関西本線の八田駅と近鉄名古屋線の八田駅、地下鉄八田駅がそれぞれ離れていて連絡が不備であった。名古屋市は、1968（昭和 43）年 12月の「名古屋市将来計画・基本計画」において、八田総合駅を位置づけた。八田地区（20ha）は、1988（昭和 63）年 8 月の名古屋市新基本計画に地区総合整備地区として新規に位置づけられた。

② 連続立体交差事業

JR 関西本線・近鉄名古屋線連続立体交差事業の詳細については、第3編「第4章 鉄道・総合駅・駅前広場」を参照されたい。

③ 総合駅整備

八田総合駅整備については、駅前広場とともに第3編「第4章 鉄道・総合駅・駅前広場」を参照されたい。

3 外縁拠点域

(1) 築地地区

① 背景・経緯

築地地区の北東部は、復興土地区画整理事業港 2 工区に含まれ、1973(昭和 48)年 10 月 19 日に換地処分となっている。築地地区の北西部の大部分は、戦前に港北耕地整理事業が施行されており、中川運河沿線については中川運河沿線土地区画整理事業が施行されている。築地地区は、ガーデンふ頭再整備に伴う埋立や1・2 号地間運河埋立てを除けば1907(明治40)年築港当初の埋立地であり、南部はその後の面整備の適用を受けていない。築地地区に関しては、1980(昭和 55)年名古屋市基本計画において築地口(95ha)が地区総合整備事業地区に位置づけられ、1988(昭和 63)年名古屋市新基本計画では築地として 250h に拡大されている。再開発方針についても 1984(昭和 59)年の当初より 1 号市街地築地口(110ha)、2 号地区築地口江川線(10ha)として位置づけられた。1991(平成 3)年に 1 号市街地築地(200ha)、2 号地区築地 (50ha)に拡大されている。

築地地区の各課題を解決するため多様な手法を活用し、地元住民と積極的にまちづくりを進めるため、1984(昭和 59)年 4 月には、当時の計画局、土木局、建築局の三局からなる築地総合整備事務所を設置して事業推進にあたった。築地地区のうち名四国道と梅ノ木線(国道 154 号)以南のエリアについては、市民に親しまれる港まちづくりを行うことを目的として、1991(平成 3)年 10 月に名古屋市と名古屋港管理組合とで「築地ポートタウン計画」をまとめている(**図 6.4.13**)。

築地ポートタウン計画については、第5編「第1章 港湾・運河」(第3節3(1) 築地ポートタウン計画)を参照されたい。

② 市街地再開発事業等

ア 築地第一種市街地再開発事業

築地第一種市街地再開発事業は、1986(昭和 61)年 2 月 21 日に都市計画決定(名古屋市告示第 148 号)された。詳細については、第6編「第2章 都市再開発」を参照されたい。

イ 築地口地区再開発促進事業

(ア) 地区再開発促進事業 [26]

都市再開発方針 2 号地区内で、複数の権利者が複数の敷地を統合して共同建築を建築する場合に、国が市町村を経由して当該建築主体に対して調査費、土地整備費を補助する制度である。

(イ) 築地口地区再開発促進事業の内容 [27]

築地口地区再開発促進事業の内容について、**表 6.4.26** に示す。

[26] 「地区再開発促進事業制度について」(昭和 59 年 6 月 20 日建設省都再発第 51 号 建設事務次官通達)

[27] 名古屋市計画局築地総合整備事務所「再開発・築地」(名古屋市計画局 1992.3 pp. 28-29)

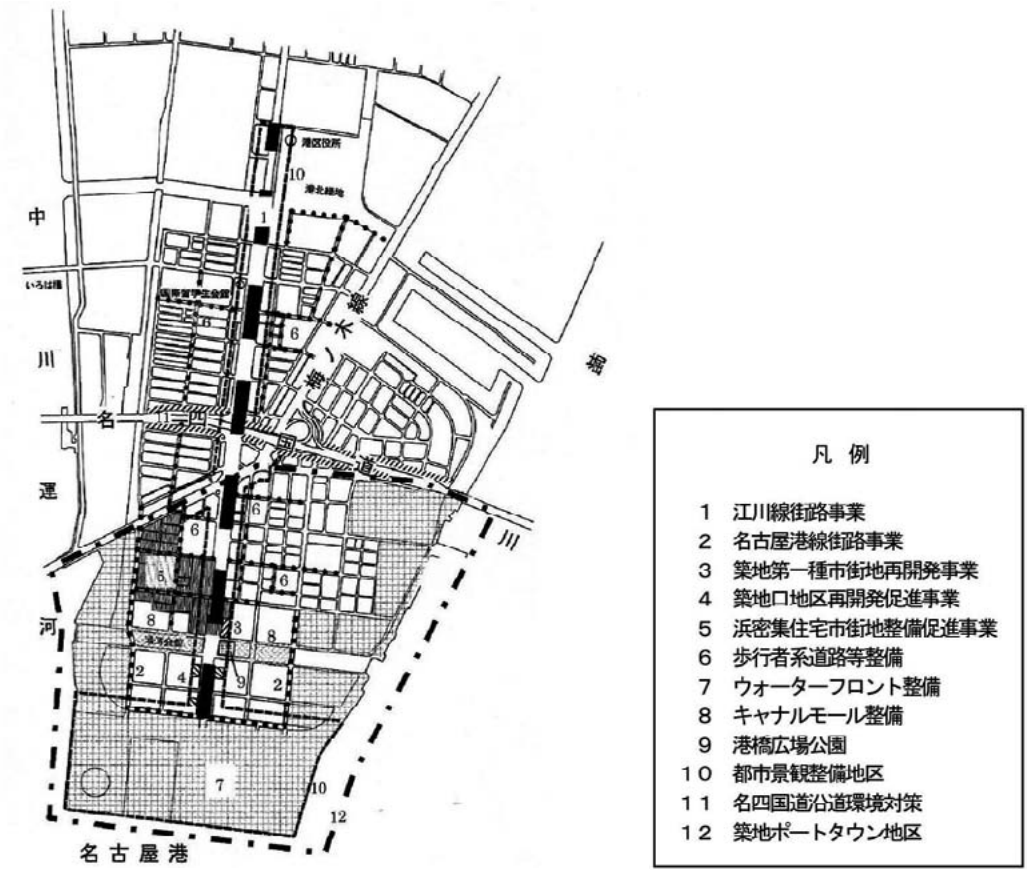

出典:「都市計画概要 2013」(2014(平成 26)年 3 月　名古屋市住宅都市局)

図 6.4.13　築地地区総合整備区域図

表 6.4.26　築地口地区再開発促進事業

項目		地区名		
		築地口地区(第1)	築地口第2地区	築地口第3地区
施行者数		2	4	4
施行面積(㎡)		1,289	1,972	1,460
	従前宅地(㎡)	936	1,473	1,058
	従前道路(㎡)	353	499	402
権利者数	土地所有者	3	6	5
	借地権者	1	3	1
	借家権者	−	−	1
	計	4	9	7
共同建築物	建物名称	ツインビル	ピア2・2	シーガル
	構造	鉄骨造	鉄骨造	鉄筋コンクリート造
	規模	地上3階	地上4階	地上5階
	敷地面積(㎡)	645	1,064	722
	建築面積(㎡)	399	845	528
	延床面積(㎡)	1,141	2,471	1,929
事業期間		1984(S59)−1986(S61)	1985(S60)−1988(S63)	1986(S61)−1988(S63)

③ 住宅市街地総合整備事業(密集住宅市街地整備型)

密集住宅市街地整備促進事業等については、第6編「第2章 都市再開発」を参照されたい。

築地地区においては、その中の浜地区 7.1ha で住宅市街地総合整備事業(密集住宅市街地整備型)を施行した。[28] 浜地区住宅市街地総合整備事業(密集住宅市街地整備型)は、築地第一種市街地再開発事業と合併施行とし、市街地再開発事業による施設建築物(住宅棟)を住宅市街地総合整備事業(密集住宅市街地整備型)のコミュニティ住宅としている。築地第一種市街地再開発事業の住宅棟(築地シティ住宅)は、特定施設建築物として住宅市街地総合整備事業(密集住宅市街地整備型)(施行者:名古屋市建築局)で建設された(**表 6.4.27** および**図 6.4.14**)。

表 6.4.27 浜地区住宅市街地総合整備事業(密集住宅市街地整備型)の概要

名 称		浜 住宅市街地総合整備事業 (密集住宅市街地整備型)
施行者		名古屋市
施行面積		7.10ha
地区の現況	地区全体戸数 a	403戸
	うち老朽住宅戸数 b	233戸
	老朽住宅率 b/a	57.80%
	住宅密度	56.8戸/ha
整備計画承認 整備計画変更		1986(昭和61)年 7月12日 2004(平成16)年 3月31日 最終
事業期間		1986(昭和61)～2005(平成17)年度
住宅除却		27戸/34戸(完了/計画)
コミュニティ住宅		30戸
その他		集会所整備、耐震性防火水槽整備

[28] 前掲 27 名古屋市計画局築地総合整備事務所「再開発・築地」(名古屋市計画局 1992.3 pp. 26-27)
古橋伸幸「浜地区の防災まちづくり」(その後研究会「名古屋プロジェクト診断 2010」名古屋都市センター 2010.3 pp. 76-80)

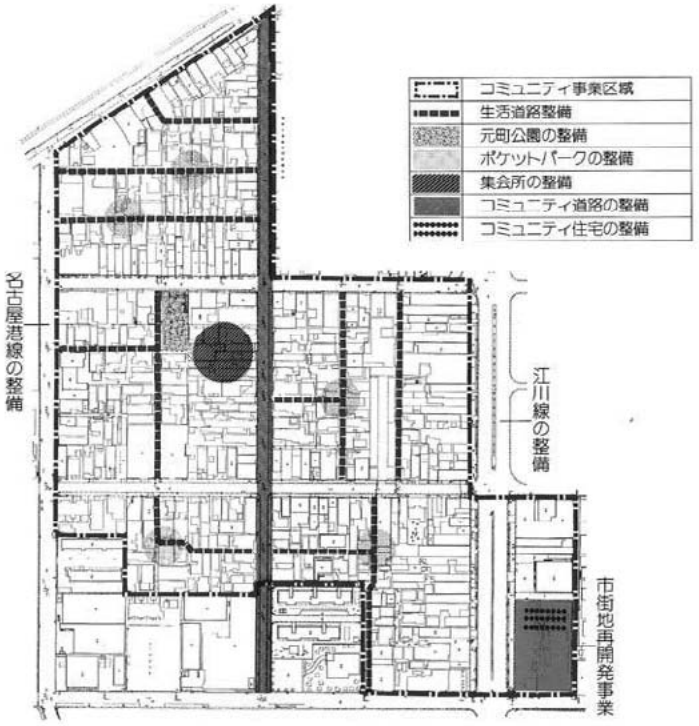

出典:「浜地区のまちづくり 浜コミュニティ住環境整備事業」(P. 2 平成 5 年 2 月)

図 6.4.14 浜地区整備計画図(浜コミュニティ住環境整備事業 *)

＊ コミュニティ住環境整備事業は住宅市街地総合整備事業(密集住宅市街地整備型)の以前の名称

④ 街路事業

ア 江川線 [29]

築地地区内の江川線未整備区間については、次の点などからデザイン面も考慮して整備計画案を作成し、1982(昭和 57)年 6 月から地元対応をしていった。

i 幅員 27.27m を 50m に拡幅するという大規模な拡幅であり、沿道に与える影響が大きいこと

ii 緑道整備基本計画路線にガーデンふ頭緑道として位置づけられていること

iii 都市景観整備地区指定の機運があったこと(地区指定は 1990(平成 2)年 1 月 4 日)

江川線整備にあたっては、沿道建物整備との連動化が望ましいと考え、建物の共同化などを提案した。その結果、一部区間は前述のとおり市街地再開発事業と地区再開発促進事業により整備することとなり、その他の区間を街路事業によって整備することとなった。

江川線の各地区における経緯は**表 6.4.28** のとおりである。

[29] 前掲 27 名古屋市計画局築地総合整備事務所「再開発・築地」(名古屋市計画局 1992.3 pp. 18-19, 24-25)

表 6.4.28 江川線整備経緯

一種改良	港栄地区	都市計画事業認可	1984(昭和59)年 7月16日　愛知県告示第689号
		都市計画事業認可(最終変更)	1997(平成 9)年 3月10日　愛知県告示第190号
		事業期間	1984(昭和59)～1998(平成10)年度
		事業延長	784m
	浜地区	都市計画事業認可	1984(昭和59)年12月14日　愛知県告示第1176号
		都市計画事業認可(最終変更)	2006(平成18)年12月15日　愛知県告示第802号
		事業期間	1984(昭和59)～2008(平成20)年度
		事業延長	251m
	入船地区	都市計画事業認可	1986(昭和61)年 5月30日　愛知県告示第533号
		都市計画事業認可(最終変更)	1997(平成 9)年 3月10日　愛知県告示第192号
		事業期間	1986(昭和61)～1997(平成9)年度
		事業延長	252m
二種改良	平和橋地区	都市計画事業認可	1980(昭和55)年 7月25日　愛知県告示第777号
		都市計画事業認可(最終変更)	1983(昭和58)年 3月11日　愛知県告示第229号
		事業期間	1980(昭和55)～1985(昭和60)年度
		延長	280m
	拡幅済区間	都市計画事業認可	1983(昭和58)年 8月 1日　愛知県告示第770号
		事業期間	1983(昭和58)～1985(昭和60)年度
		事業延長	374m

イ　名古屋港線 [30]

名古屋港線の各地区における経緯は**表 6.4.29** のとおりである。

[30] 前掲 27 名古屋市計画局築地総合整備事務所「再開発・築地」(名古屋市計画局 1992.3 p. 30)

表 6.4.29 名古屋港線整備経緯

港町地区	都市計画事業認可	1987(昭和62)年 7月 6日　愛知県告示第549号
	事業期間	1987(昭和62)年度
	事業延長	500m
西倉地区	都市計画事業認可	1987(昭和62)年 9月 9日　愛知県告示第712号
	事業期間	1987(昭和62)～1991(平成 3)年度
	事業延長	267m
浜地区	都市計画事業認可	1991(平成 3)年12月20日　愛知県告示第1152号
	都市計画事業認可(最終変更)	2013(平成25)年 3月19日　愛知県告示第181号
	事業期間	1991(平成 3)～2014(平成26)年度
	事業延長	430m
入船地区	都市計画事業認可	1999(平成11)年 6月15日　愛知県告示第488号
	都市計画事業認可(最終変更)	2014(平成26)年 3月 4日　愛知県告示第97号
	事業期間	1999(平成11)～2017(平成29)年度(予定)
	事業延長	373m

⑤ 住区総合交通安全モデル事業(ロードピア構想)等 [31]

ア 住区総合交通安全モデル事業

幹線街路に囲まれた住宅地域を対象に、交通安全対策に関する総合的な整備計画を策定し、コミュニティ道路やハンプなどの設置により、「人と車の共存を図るまちづくり」を行おうとする事業で、1984(昭和59)年度に創設された。

1996(平成 8)年度には、より発展的にコミュニティ・ゾーン形成事業が創設されている。

イ 港楽地区住区総合交通安全モデル事業

住区総合交通安全モデル事業の内容について、**表 6.4.30** および**図 6.4.15** に示す。

表 6.4.30 住区総合交通安全モデル事業(港楽地区)

地区面積	約 17.6ha	
整備内容	コミュニティ道路	2路線
	準コミュニティ道路	2路線
	歩道設置	4路線
	ハンプ設置	8か所
	交差点ハンプ設置	10か所

31 前掲 27 名古屋市計画局築地総合整備事務所「再開発・築地」(名古屋市計画局 1992.3 pp. 30-31)
「ロードピア構想と住区総合交通安全モデル事業」(天野光三 他「歩車共存道路の計画・手法」都市文化社 1986.12 pp. 107-108)

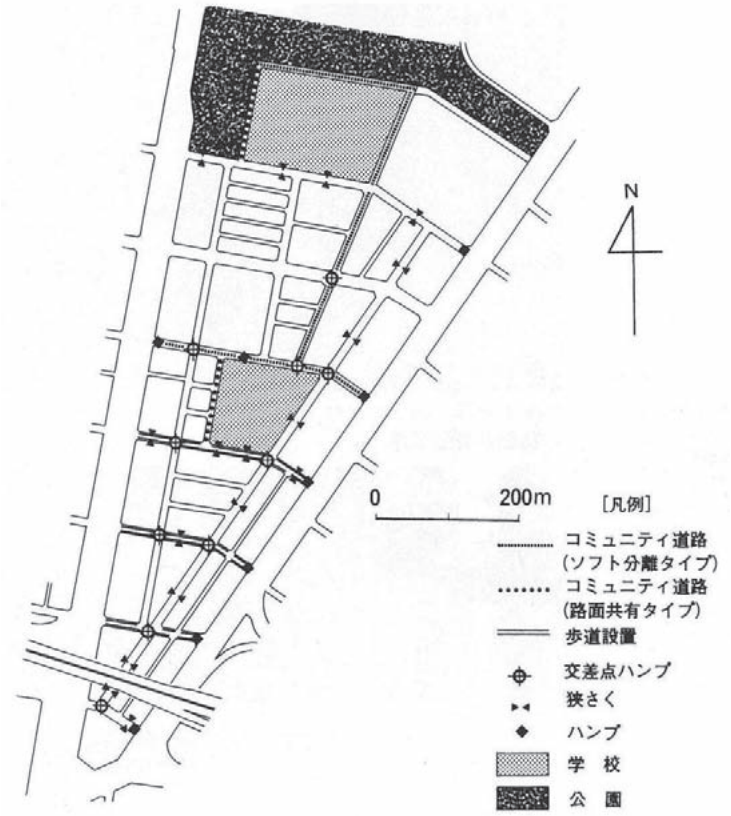

出典:「歩車共存道路の計画手法」（天野光三他　都市文化社　1986.12）

図 6.4.15　港楽地区住区総合交通安全モデル事業

⑥　その他 [32]

ア　緑道整備事業

築地地区内を南北に貫通する幹線街路の江川線は、おおむね緑道整備基本計画におけるガーデンふ頭緑道となっている。「海や港を臨むブールバール風の散策路」をキャッチフレーズとして、「寄せては返す『波』のイメージとして表現」することとした。前述の街路事業・市街地再開発事業・地区再開発促進事業により 1980（昭和 55）年度から整備を開始して既に整備を終了している。

緑道整備基本計画については、第4編「第1章　公園・緑地」（第4節2（4）　緑道）を参照されたい。

イ　都市景観整備事業

築地地区は、1990（平成 2）年 1 月に都市景観整備地区に指定された（2010（平成 22）年 4 月に都市景観形成地区に移行している）。江川線整備（緑道整備）において電線類地中化、街路灯と信号・標識類の共架化、ストリートファニチャー設置などを行った。

- 平和橋、港橋の修景整備
- 築地口交差点に噴水設置、ガーデンふ頭交差点に方位盤設置
- 築地口交差点、港橋に光のモニュメント設置

32　前掲 27　名古屋市計画局築地総合整備事務所「再開発・築地」（名古屋市計画局　1992.3　pp. 24-25）

都市景観整備地区(現都市景観形成地区)については、第7編「第1章 都市景観・屋外広告物」(第3節3 都市景観整備地区)を参照されたい。

(2) 稲永地区

① 背景・経緯

名古屋港稲永ふ頭・金城ふ頭に隣接・近接する立地で、1965(昭和 40)年以前に建てられた木造・簡易耐火構造の市営住宅の建替えが課題となっていた。1988(昭和 63)年 8 月の名古屋市新基本計画に地区総合整備地区(110ha)として新規に位置づけられた。1992(平成 4)年 1 月の運輸政策審議会答申において、貨物線西名古屋港線の旅客化がうたわれ、2004(平成 16)年 10 月 6 日にあおなみ線として開業した。

② 住宅整備事業(市営住宅建替事業)

住宅整備事業として、市営住宅の建替事業が進められている。その内容について**表 6.4.31** に示す。

表 6.4.31 市営住宅建替事業

		中稲永荘	東稲永荘	東稲永シルバー住宅	シティファミリ東稲永	南稲永荘
稲永	建設期間	1992(平成4)～ 1994(平成6)年度	1994(平成6)～ 2001(平成13)年度	1998(平成10)～ 1999(平成11)年度	1999(平成11)～ 2000(平成12)年度	2010(平成22)～
	戸数(単位:戸)	240	403	23	24	181(予定)

		みなと荘	みなと東シルバー住宅	みなと西シルバー住宅	シティファミリみなと	みなと南シルバー住宅
汐止	建設期間	1993(平成5)～ 2010(平成22)年度	1999(平成11)～ 2010(平成12)年度	2000(平成12)～ 2001(平成13)年度	2006(平成18)～ 2008(平成20)年度	2008(平成20)～ 2010(平成22)年度
	戸数(単位:戸)	661	19	24	40	42

③ 街路事業

街路事業で進められた梅ノ木線の概要について、**表 6.4.32** に示す。

表 6.4.32 梅ノ木線の概要

街路事業	都市計画事業認可	1994(平成 6)年10月12日　愛知県告示第879号
	都市計画事業認可 (最終変更)	2013(平成25)年 3月19日　愛知県告示第180号
	事業期間	1994(平成 6)～2016(平成28)年度(予定)
	延長	840m

④ 公園整備事業

ア 稲永公園

稲永公園は、1956(昭和 31)年度に旧都市計画法の下で都市計画事業認可を得て以来事業を継続し、新都市計画法になってからも 1994(平成 6)年度まで都市計画事業を継続した。都市計画決定面積 35.7ha のうち 2003(平成 15)年 4 月 1 日現在 31.31ha が都市公園として開園し、2.98ha が都市公園予定区域となっている。1995(平成 7)年に起きた阪神・淡路大震災を受け、翌 1996(平成 8)年度に防災公園

としての整備を行った。

イ 稲永東公園

稲永東公園についても同様に、1996(平成 8)年度に防災公園としての整備を行った。

⑤ あおなみ線整備事業

貨物鉄道西名古屋港線を旅客化してあおなみ線を整備した。詳細については第3編「第4章 鉄道・総合駅・駅前広場」を参照されたい。

(3) 鳴海地区

① 背景・経緯

鳴海地区は、周辺部の一部に新法組合施行土地区画整理事業(鳴海中部、鳴海西部、汐見ヶ丘、六条、曽根田、森下)が施行されているほか、名古屋市施行の鳴海上汐田土地区画整理事業の区域にも一部が含まれている。上記区域以外は、戦前鳴海町時代に中心部・南部の一部が鳴海耕地整理事業を施行しているが、都市基盤の整備水準は低かった。

鳴海地区は、駅前広場を含む都市計画道路古鳴海停車場線が未整備であることなどから、1979(昭和54)年3月に要整備地区として115haが抽出され、1980(昭和55)年3月の名古屋市基本計画において、鳴海駅前地区(3ha)が地区総合整備事業地区に位置づけられた。1984(昭和 59)年 4 月の都市再開発方針においては1号市街地として鳴海190haが位置づけられ、1988(昭和63)年8月の名古屋市新基本計画においても同様に190haに拡大された。鳴海地区の詳細な背景等については、第6編「第2章 都市再開発」も参照されたい。

鳴海地区を含む緑区内の地区総合整備 3 地区を所管する現地事務所として緑都市整備事務所が1988(昭和63)年度から設置され、1992(平成4)年度には有松都市整備事務所が分離した。鳴海地区総合整備の区域を**図 6.4.16** に示す。

② 土地区画整理事業(沿道整備街路事業)

鳴海駅前第二種市街地再開発事業施行区域に隣接する都市計画道路古鳴海停車場線の未整備区間の一部(延長56m)について、周辺区域を含めて鳴海地区沿道整備街路事業という名称の個人施行土地区画整理事業が施行された。土地区画整理事業として2003(平成15)年2月19日、事業計画決定された。

当該区間の古鳴海停車場線については、⑤ 街路事業 に示すように、別途街路事業としての都市計画事業認可も得ている。

沿道整備街路事業の具体的な内容は、第6編「第1章 土地区画整理事業」(第7節2(1) 鳴海地区沿道整備街路事業) を参照されたい。

③ 市街地再開発事業

名鉄名古屋本線の鳴海駅付近の連続立体交差事業の施行とあわせて、鳴海駅前広場をはじめとする公共施設と建物を含む市街地の一体的・総合的な整備をめざして 4 街区にわたる市街地再開発事業が計画された。当初第一種市街地再開発事業として1993(平成5)年3月に都市計画決定されたが、1998

（平成 10）年 8 月には用地買収方式であり、工区間の権利の移動が可能な第二種市街地再開発事業に変更された。

詳細については、第6編「第2章　都市再開発」を参照されたい。

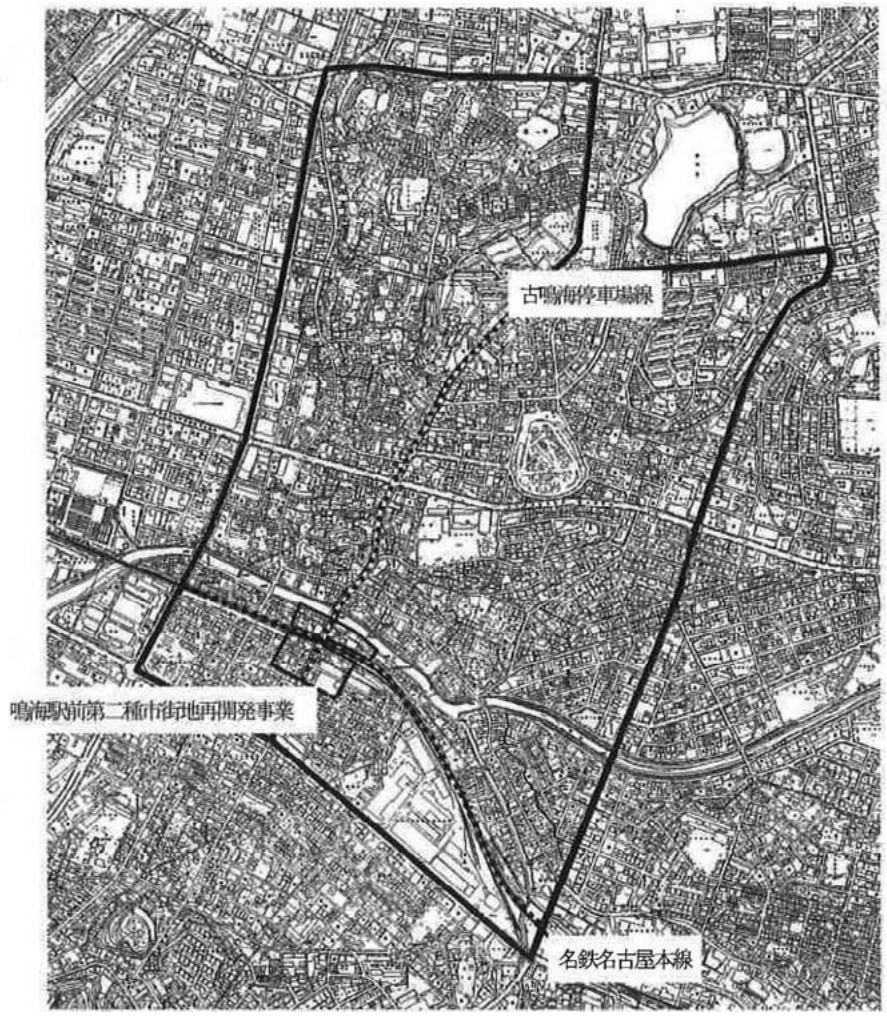

出典:「都市計画概要 2013」(2014（平成 26）年 3 月　名古屋市住宅都市局）

図 6.4.16　鳴海地区総合整備区域図

④　連続立体交差事業

名鉄名古屋本線連続立体交差事業については第3編「第4章　鉄道・総合駅・駅前広場」において詳述しており、概要のみ**表 6.4.33** に紹介しておく。

表 6.4.33 名鉄名古屋本線連続立体交差事業概要

事業採択	1990(平成 2)年度(天白川～左京山 約 2.3km)
都市計画決定	1992(平成 4)年 3月 2日　愛知県告示第198号
都市計画事業認可	1993(平成 5)年 4月30日　愛知県告示第531号
都市計画事業認可(最終変更)	2004(平成16)年 3月12日　愛知県告示第222号
工事協定締結	1995(平成 7)年 3月10日
事業期間	1990(平成 2)～2007(平成19)年度

⑤ 街路事業

街路事業で進められた古鳴海停車場線の概要について、**表 6.4.34** に示す。

表 6.4.34 古鳴海停車場線の概要

花井工区	都市計画事業認可	1988(昭和63)年 8月17日　愛知県告示第705号
	都市計画事業認可(最終変更)	2001(平成13)年 3月23日　愛知県告示第226号
	事業期間	1988(昭和63)～2001(平成13)年度
	事業延長	287m
伝治山工区(第1)	都市計画事業認可	1990(平成 2)年 9月12日　愛知県告示第814号
	事業期間	1990(平成 2)～1994(平成 6)年度
	事業延長	246m
向田工区	都市計画事業認可	1991(平成 3)年12月 9日　愛知県告示第1113号
	都市計画事業認可(最終変更)	1996(平成 8)年 3月27日　愛知県告示第284号
	事業期間	1991(平成 3)～1997(平成 9)年度
	事業延長	161m
伝治山工区(第2)	都市計画事業認可	1994(平成 6)年 4月22日　愛知県告示第447号
	都市計画事業認可(最終変更)	2015(平成27)年 3月17日　愛知県告示第108号
	事業期間	1994(平成 6)～2015(平成27)年度
	事業延長	468m
本町工区	都市計画事業認可	1998(平成10)年 5月 8日　愛知県告示第419号
	都市計画事業認可(最終変更)	2008(平成20)年 3月21日　愛知県告示第179号
	事業期間	1998(平成10)～2009(平成21)年度
	事業延長	68m (うち沿道整備街路事業延長56m)
花井北工区	都市計画事業認可	1999(平成11)年 8月17日　愛知県告示第619号
	事業期間	1999(平成11)～2003(平成15)年度
	事業延長	90m
浅間橋工区	都市計画事業認可	2001(平成13)年 5月18日　愛知県告示第427号
	都市計画事業認可(最終変更)	2009(平成21)年 3月17日　愛知県告示第190号
	事業期間	2001(平成13)～2009(平成21)年度
	事業延長	29m

⑥　緑道整備事業

鳴海地区には、扇川緑道と旧東海道緑道の一部区間が含まれている。

(4)　有松地区

①　背景・経緯

有松地区は、西に隣接して新法組合施行土地区画整理事業(鳴海東丘、鳴海姥子山)区域があるが、地区全体に面整備事業が実施されていなかった。

有松地区は、駅前広場を含む都市計画道路有松線が未整備であることなどから、1979(昭和 54)年 3 月に要整備地区として 23ha が抽出され、1980(昭和 55)年 3 月の名古屋市基本計画において、有松地区(20ha)が地区総合整備事業地区に位置づけられた。1984(昭和 59)年 4 月の都市再開発方針においては 1 号市街地として有松 60ha が位置づけられ、1988(昭和 63)年 8 月の名古屋市新基本計画においても同様に 60ha に拡大された。さらに、地区再生計画が建設大臣承認(1992(平成 4)年)されたことにより、地区総合整備地区も 80ha に拡大された。有松地区の詳細な背景等については、第6編「第2章　都市再開発」も参照されたい。

有松地区総合整備については、緑区内の地区総合整備 3 地区を所管する緑都市整備事務所において進められてきたが、1992(平成 4)年度には有松地区総合整備を担当する現地事務所として、有松都市整備事務所が緑都市整備事務所から分離した。(有松都市整備事務所は、2010(平成 22)年度より緑都市整備事務所に統合された。)有松地区総合整備の区域を**図 6.4.17** に示す。

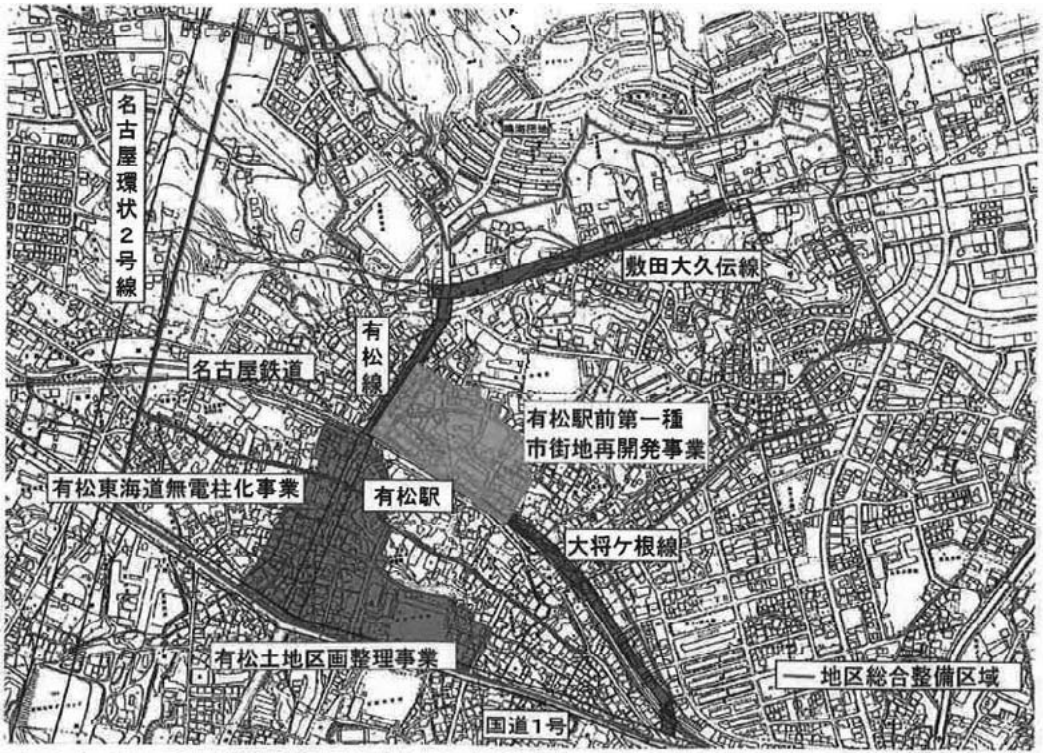

出典:「都市計画概要 2013」(2014(平成 26)年 3 月　名古屋市住宅都市局)

図 6.4.17　有松地区総合整備区域図

② 土地区画整理事業および市街地再開発事業

有松地区においては、有松土地区画整理事業および有松駅前第一種市街地再開発事業が施行されており、それぞれ、第6編「第1章 土地区画整理事業」(第3節3(5) 緑3地区の土地区画整理事業ならびに第4節3(3) 緑3地区等の土地区画整理事業)および第6編「第2章 都市再開発」に詳述している。

③ 街路事業等

街路事業で進められた有松線および大将ヶ根線、道路事業で進められた敷田大久伝線の概要について、**表 6.4.35** に示す。

表 6.4.35 街路事業等の概要

		有松線	大将ヶ根線	
都市計画変更	変 更	2000(平成12)年 3月7日 愛知県告示第179号	1994(平成 6)年 2月25日 名古屋市告示第62号	
	変更内容	起点を、鳴海町有松裏から鳴海町米塚に変更 延長を、3,160mから3,240mに変更	有松線(起点)と国道1号東線(終点)を結ぶ、延長700mを決定	
都市計画事業	事業認可(当初)	1997(平成 9)年 5月28日 愛知県告示第467号	1994(平成 6)年10月17日 愛知県告示第887号	1998(平成10)年12月28日 愛知県告示第922号
	事業認可(最終変更)	2006(平成18)年 3月14日 愛知県告示第209号	1998(平成10)年12月28日 愛知県告示第923号	2001(平成13)年 3月23日 愛知県告示第247号
	事業期間	1997(平成 9)～2006(平成18)年度	1994(平成 6)～2005(平成17)年度	
	事業延長	267m	412m	44m
		敷田大久伝線		
都市計画変更	変 更	2000(平成12)年 3月 7日 愛知県告示第179号		
	変更内容	一部線形の変更 有松線との交差点拡幅 延長を、1,860mから1,820mに変更		
	事業期間※	1989(平成元)～2017(平成29)年度(予定)		
	事業延長※	500m／950m(完了/計画)		

※敷田大久手線は二つの工区に分かれており、住宅都市局、緑政土木局の二つの局が担当している。
その区間のうち、西部500mを住宅都市局緑都市整備事務所が担当しており、事業期間は平成13年度から平成29年度(完了予定)である。
また、東部950m(地区外を含む)は緑政土木局が担当しており、事業期間は平成元年度から平成18年度である。

④ 歴史的町並み保存事業等

ア 有松町並み保存地区

有松地区の町並み保存事業については、他の町並み保存地区と併せて第7編「第1章 都市景観・屋外広告物」(第2節5 名古屋市町並み保存要綱)を参照されたい。

イ 有松駅南地区計画

有松駅南地区計画については、第2編「第4章 地区計画等」(第4節5(6) 有松駅南)において詳述した。以下に概要を示す。

ⅰ	都市計画決定	1998(平成 10)年 9 月 18 日名古屋市告示第 303 号
ⅱ	面積	約 7.5ha
ⅲ	地区整備計画	次の地区ごとに用途、壁面の位置、建築物の高さ、意匠などを定める。
		有松地区(A):主に有松土地区画整理事業区域南部 約 6.0ha
		有松地区(B):有松土地区画整理事業区域内旧東海道交差部 約 1.0ha
		駅前地区:有松土地区画整理事業区域外 約 0.5ha

ウ 有松まちなみづくり助成

旧東海道沿線の伝統的建造物に調和した有松線沿線のまちなみ景観を整備するために、建物の移転・建替えに際し、地区計画に適合かつ一定要件を満たす場合に助成する制度である。

エ 旧東海道緑道

緑道計画については、第4編「第1章 公園・緑地」(第4節2(4) 緑道)を参照されたい。

オ 旧東海道の無電柱化

有松地区の旧東海道では、歴史的景観の保全と安全で快適な歩行者空間の向上等を図るため電線共同溝の整備により電線類の地中化を行った。同事業に伴い、一方通行規制を実施するとともに路面舗装も改良した。次の**表 6.4.36** に改良区間を示す。

表 6.4.36 有松地区の東海道における無電柱化事業

区間	延長(m)	事業期間
有松線以東	460	2008(H20)-2010(H22)
有松線以西	340	2011(H23)-2012(H24)
計	800	2008(H20)-2012(H24)

(5) 大高地区

① 背景・経緯

大高地区は、西南部の一部において新法組合施行土地区画整理事業(大高、大高中部)が施行され、東部の一部で戦前の大高耕地整理事業、北部の一部で区域区分以前に大高西部土地改良事業が施行されているが、その他については面整備が実施されていない。大高地区は、1979(昭和 54)年 3 月に要整備地区として 180ha が抽出され、1980(昭和 55)年 3 月の名古屋市基本計画では 145ha が地区総合整備事業地区として位置づけられた。1988(昭和 63)年 8 月の名古屋市新基本計画では 160ha となっている。また大高地区は、1984(昭和 59)年 4 月の都市再開発方針では 150ha が 1 号市街地とされ、1991(平成 3)年 9 月の同方針見直しでは 1 号市街地大高 160ha、2 号地区大高 130ha となっている。

1978(昭和 53)年に地元アンケート調査を実施し、1983(昭和 58)年以降、密集市街地と未整備都市計画道路大高町線を含む広範囲の整備方針案等を地元に提示した。地元意向等を踏まえ、大高駅前を中心とする地区北東部の一部について名古屋市施行の土地区画整理事業および単独街路事業を施行することとなった。1993(平成 5)年度から緑都市整備事務所内に大高地区担当の組織が設置され、整備に

あたっている(**図 6.4.18**)。

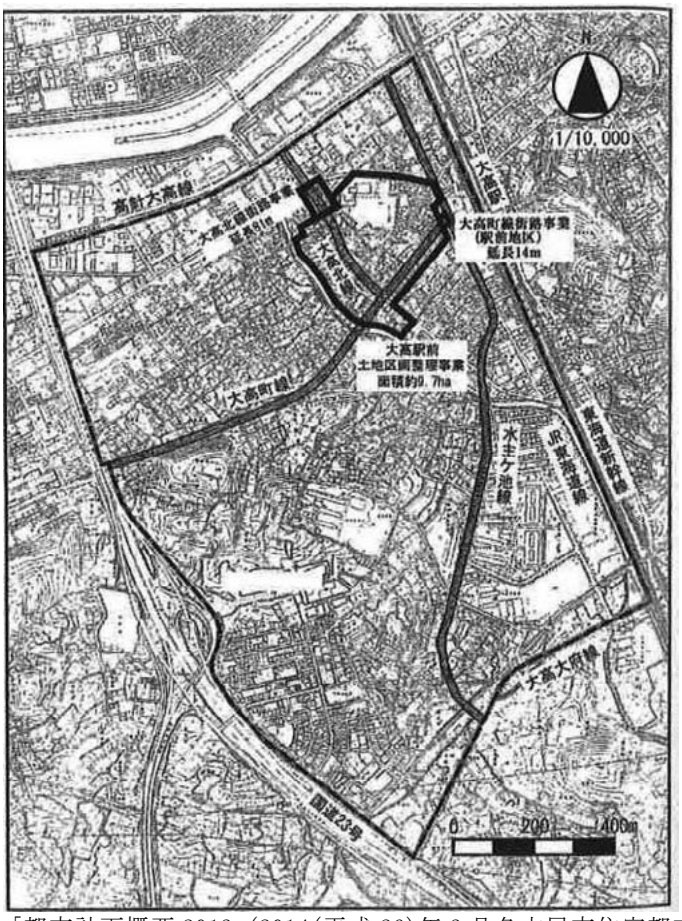

出典:「都市計画概要 2013」(2014(平成 26)年 3 月名古屋市住宅都市局)

図 6.4.18　大高地区総合整備区域図

② 土地区画整理事業

大高駅前土地区画整理事業は、1992(平成 4)年 7 月 30 日に 9.7ha について都市計画決定されている(名古屋市告示第 216 号)。同事業の背景、事業の内容については、第6編「第1章 土地区画整理事業」(第3節3(5) 緑3地区の土地区画整理事業および第4節3(3) 緑3地区等の土地区画整理事業)を参照されたい。

③ 街路事業等

街路事業で進められた大高北線および水主ヶ池線の概要について、**表 6.4.37** に示す。

④ その他

地区総合整備の位置づけに先立って、地区東南部のユニチカ跡地に市営住宅森の里荘などの施設が建設されている。

市営住宅森の里荘の概要は次のとおりである。

ｉ　敷地面積　93,378 ㎡

ii 建設戸数 1,252 戸

iii 建設時期 1977(昭和 52)年度～1979(昭和 54)年度

表 6.4.37 大高北線および水主ヶ池線の概要

大高北線		都市計画変更	1992(平成 4)年 7月30日	名古屋市告示第220号
		都市計画事業認可	2001(平成13)年 1月23日	愛知県告示第41号
		都市計画事業認可(最終変更)	2007(平成19)年 2月 9日	愛知県告示第81号
		事業期間	2000(平成12)～2007(平成19)年度	
		事業延長	81m	
水主ヶ池線	森の里荘関連	都市計画事業認可	1978(昭和53)年10月23日	愛知県告示第1170号
		都市計画事業認可(最終変更)	1985(昭和60)年 3月15日	愛知県告示264号
		事業期間	1978(昭和53)～1986(昭和61)年度	
		事業延長	570m	
	森の里荘関連南	都市計画事業認可	1980(昭和55)年10月29日	愛知県告示第1080号
		都市計画事業認可(最終変更)	1993(平成 5)年 3月 8日	愛知県告示第256号
		事業期間	1980(昭和55)～1994(平成6)年度	
		事業延長	334m	
	森の里荘関連北	都市計画事業認可	1980(昭和55)年11月10日	愛知県告示第1116号
		都市計画事業認可(最終変更)	1987(昭和62)年 3月20日	愛知県告示第223号
		事業期間	1980(昭和55)～1988(昭和63)年度	
		事業延長	180m	
	大高駅前	都市計画事業認可	1987(昭和62)年 2月 6日	愛知県告示第86号
		都市計画事業認可(最終変更)	2011(平成23年) 3月22日	愛知県告示第210号
		事業期間	1986(昭和61)～2011(平成23)年度	
		事業延長	350m	
	大高駅前北	都市計画事業認可	1994(平成 6)年 1月12日	愛知県告示第20号
		都市計画事業認可(最終変更)	2011(平成23)年 3月22日	愛知県告示第211号
		事業期間	1993(平成 5)～2011(平成23)年度	
		事業延長	280m	

(6) 志段味地区 [33]

① 背景・経緯

志段味地区は、1963(昭和 38)年 2 月に名古屋市に編入された旧守山市の一部に位置する。土地区画整理事業を実施することで検討が進められ、さらに志段味地区全体について総合的なまちづくりを進めるために「志段味地区まちづくり基本構想」もまとめられた(1980(昭和 55)年)。

このような背景のなか、志段味地区 780ha は 1988(昭和 63)年 8 月の名古屋市新基本計画において本市北東部の外縁拠点域として位置づけられるとともに地区総合整備地区として新たに位置づけられた。

志段味地区においては、吉根・下志段味・上志段味・中志段味の 4 つの地区において、特定土地区画整理事業が進められている。背景・経緯および事業の内容については、第6編「第1章 土地区画整理事業」(第5節1 志段味地区の特定土地区画整理事業および第6節1 志段味地区の特定土地区画整理事業)を参照されたい。

② 地区計画

地区計画については、第2編「第4章 地区計画等」に詳述しており、概要を簡単に示す(**表 6.4.38**)。

表 6.4.38 志段味ヒューマンサイエンスパーク(SHSP)地区の地区計画概要

項目			SHSP 吉根地区	SHSP 研究開発センター地区	SHSP 穴ケ洞地区
地区面積			約 12.8ha	約 3.8ha	約 11.0ha
地区整備計画	容積率		—(一般規制による)	100%	150%
	建ぺい率			50%	50%
	敷地面積の最低限度		500㎡	—	2,000㎡
	壁面の位置の制限	道路境界	5m	10m	10m
		隣地境界	2m	—	5m
	高さの最高限度		20m	20m	30m
	垣または柵の制限		道路に面する面は生垣	道路に面する面は生垣	道路に面する面は生垣
対象ゾーン			C ゾーン	A ゾーン	A ゾーン

③ なごやサイエンスパーク事業

志段味ヒューマン・サイエンス・タウン計画の要をなす「なごやサイエンスパーク事業」については、2003(平成 15)年 3 月に「なごやサイエンスパーク事業推進会議」から提言がなされており、当初計画、進捗状況、課題、方向性などについて言及がある。[34] ゾーン別の進捗状況を**表 6.4.39** に示す。

[33] 羽根田英樹「志段味ヒューマン・サイエンス・タウン」(その後研究会「名古屋プロジェクト診断 2010」名古屋都市センター 2010.3 pp. 87-92)

[34] 「なごやサイエンスパーク事業推進会議提言」(なごやサイエンスパーク事業推進会議 2003.3)

表 6.4.39　なごやサイエンスパーク事業ゾーン別進捗状況

ゾーン	地 区	面 積	内　容	主 な 施 設	開館時期
Aゾーン	下志段味	14ha	公的研究機関の集積	サイエンス交流プラザ	2004(H16) 5
				研究開発センター	1997(H 9) 5
				先端技術連携リサーチセンター	1999(H11)11
				産業技術総合研究所中部センター	2001(H13)11
				中部産学官連携センター	2003(H15)11
				クリエイション・コア名古屋	2002(H14) 4
Bゾーン	上志段味 中志段味	11ha	大学・研究機関等の集積	2012(平成24)年度に上志段味地区のみに規模縮小し、用途変更 *	－
Cゾーン テクノヒル 名古屋	吉根	9.8ha	研究開発型企業の集積	医療法人善樹会なごや健康未来研究所 ビーティーティー(株) (有)ヤマタケ　など	2003(H15)3

＊　医療・福祉・健康産業の振興等を図るゾーンとして整備予定

④ 歴史の里

上志段味地区には多数の古墳が残っており、1988(昭和 63)年の名古屋市新基本計画では、これらの古墳群の保存・整備について「歴史の里」として位置づけた。2008(平成 20)年度には、「歴史の里」基本構想を策定した。その後、2013(平成 25)年度には「歴史の里」基本計画を策定した。

⑤ 緑道整備事業

志段味地区には、小幡・東谷山緑道の計画があり、特殊街路志段味線として都市計画決定され、志段味 4 地区の土地区画整理事業において整備されている。

緑道計画については、第4編「第1章　公園・緑地」(第4節2(4)　緑道)を参照されたい。

(7)　小田井地区

① 背景・経緯

小田井地区では北西部の一部を除き、早期に新法(土地区画整理法(昭和 29 年法律第 119 号)による組合施行土地区画整理事業(上小田井、中小田井)が施行された。上小田井・中小田井の組合設立はそれぞれ 1960(昭和 35)年、1962(昭和 37)年である。

小田井地区は名鉄犬山線が南北に走っているほか国鉄瀬戸線(現東海交通事業城北線、以下同様)、地下鉄 3 号線の計画があったため、名古屋市は 1968(昭和 43)年 12 月の「名古屋市将来計画・基本計画」において交通結節点として上小田井総合駅を位置づけた。

これに対し、名古屋環状 2 号線、国鉄瀬戸線、地下鉄 3 号線の建設事業および名鉄犬山線の連続立体交差事業の開始はいずれも 1971(昭和 46)年以降であり、線的な交通施設整備事業が土地区画整理事業による整形街区を後から改変していくかたちとなった。このため駅前広場の整備をはじめとして総合的な対応が必要とされた。

小田井地区(30ha)は、1988(昭和 63)年 8 月の名古屋市新基本計画において北部の外縁拠点域に位

置づけられるとともに地区総合整備地区として新規に位置づけられた。

② 連続立体交差事業

名鉄犬山線連続立体交差事業については、第3編「第4章　鉄道・総合駅・駅前広場」に詳述があるので参照されたい。

③ 総合駅整備

小田井総合駅整備については、駅前広場とともに第3編「第4章　鉄道・総合駅・駅前広場」に詳述があるので参照されたい。

④ スポット景観整備事業

スポット景観整備事業については、第7編「第1章　都市景観・屋外広告物」（第3節9（4）　スポット景観整備事業）を参照されたい。

小田井地区については、上小田井駅周辺地区においてデザイン照明灯やモニュメントの設置を実施した。

（8） 千音寺地区

① 背景・経緯

千音寺地区は、名古屋環状 2 号線、名古屋都市高速道路、東名阪自動車道が結節する名古屋西 IC 近接の立地条件から、1980（昭和 55）年 1 月の名古屋市基本計画の地域別計画将来構想図では流通関連業務地との表現がみられるが、その後は踏襲されてはいない（第5編「第3章　その他の都市施設」（第2節　流通業務地区と流通業務団地）を参照）。千音寺地区については、大高南地区とともに 1988（昭和 63）年度に調査を実施し、その後、特定土地区画整理事業の実施を念頭に地元調整を継続したが、設立に至らなかった。千音寺地区（150ha）は、1988（昭和 63）年 8 月の名古屋市新基本計画に地区総合整備地区として新規に位置づけられた。

② 土地区画整理事業

千音寺土地区画整理組合（42.5ha） は、2012（平成 24）年 3 月 27 日に規模を縮小し設立された。

③ 住宅市街地総合整備事業

千音寺地区西部の市営住宅を中心とする宮田地区 8.8ha において、2004（平成 16）年度から住宅市街地総合整備事業（拠点開発型）が施行されている。（「住宅市街地総合整備事業」については、第6編「第2章　都市再開発」を参照されたい。）

④ その他事業

千音寺地区では、その他に道路事業、住宅整備事業（市営住宅建替事業）が進められている。概要は **表 6.4.40** のとおりである。

表 6.4.40 道路事業、住宅整備事業の概要（千音寺地区）

道路事業	路線名	西条新家線	
	事業延長	455m	
	事業期間	1998（平成10）～2007（平成19）年度	
住宅整備事業（市営住宅建替事業）＜宮田＞	住宅名	宮田荘	シティファミリー宮田
	建設期間	1999（平成11）～2009（平成21）年度	2001（平成13）～2003（平成15）年度
	戸数	650戸	40戸

4 既成市街地

（1） 小幡地区 [35]

① 背景・経緯

小幡地区は、ほぼ全域にわたって戦前の守山町時代に守山耕地整理事業が施行されているが、基盤整備の水準は低く、密集市街地となっていた。1975（昭和 50）年度、居住環境整備街路事業調査を実施、その成果をもって地元説明を開催し、地区外周となる幹線街路（松川橋線、公園線、山の手通線、守山本通線）を拡幅整備するとともに、住区内部の主要道路を区画街路として都市計画決定（追加）し、コミュニティ道路型の整備を目指した。住区内部で都市計画決定対象とならなかった区画街路の内、計画上必要な路線について、名古屋市単独事業をもって歩行者優先道路として単断面で舗装に工夫をこらした歩車共存型の整備を計画した。

このような背景の中、1979（昭和 54）年 3 月に小幡地区 60ha が要整備地区として抽出され、1980（昭和 55）年 3 月の名古屋市基本計画において 55ha が地区総合整備事業地区に位置づけられた。1984（昭和 59）年 4 月の都市再開発方針においては 1 号市街地として小幡 60ha が位置づけられ、1988（昭和 63）年 8 月の名古屋市新基本計画においても同様に 60ha に拡大された。都市再開発方針では 1991（平成 3）年の変更において 1 号市街地小幡は 70ha に拡大された。小幡地区の詳細な背景等については、第6編「第2章 都市再開発」も参照されたい。

1981（昭和 56）年 11 月本庁舎内に都市整備事務所が設立され、翌年 11 月に事務所を現地に移転し、整備推進にあたった。また、名鉄瀬戸線小幡駅の駅前広場等の駅前拠点の整備を目指し、再開発事業を実施した（**図 6.4.19**）。

35 名古屋市住宅都市局市街地整備部市街地整備課「小幡地区総合整備事業誌」（名古屋市 2004.3）

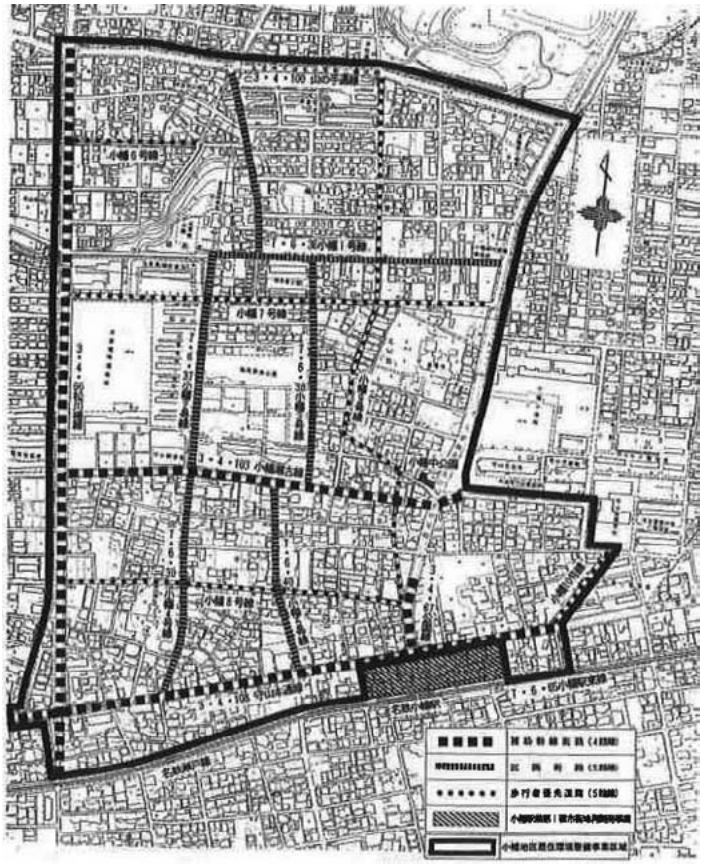

出典:「都市計画概要 2013」(2014(平成 26)年 3 月　名古屋市住宅都市局)

図 6.4.19　小幡地区総合整備区域図

② 小幡地区居住環境整備事業

ア 経緯

1975(昭和 50)年度	居住環境整備街路事業調査
1978(昭和 53)年度	小幡地区居住環境整備事業採択
1985(昭和 60)年 2 月 26 日	区画街路小幡 1～5 号線都市計画決定(追加)(名古屋市告示第 64 号)
1992(平成 4)年 3 月 30 日	補助幹線街路公園線および守山本通線の都市計画変更(一部幅員拡大、駅前広場拡大)

イ 補助幹線街路および区画街路の整備

補助幹線街路および区画街路の整備の状況について**表 6.4.41** および**表 6.4.42** に示す。また、歩行者優先道路の小幡 6 号線から小幡 10 号線に至る 5 路線については、拡幅を伴わない現道の範囲内で名古屋市単独事業により舗装改良等の整備を行った(**表 6.4.43**)。

表 6.4.41 補助幹線街路の整備

松川橋線	都市計画事業認可	1979(昭和54)年10月 5日	愛知県告示第1051号
	都市計画事業認可(最終変更)	1984(昭和59)年 3月12日	愛知県告示第227号
	都市計画事業認可	1985(昭和60)年 7月29日	愛知県告示第751号
	都市計画事業認可(最終変更)	1993(平成 5)年 3月 8日	愛知県告示第254号
	都市計画事業認可	1987(昭和62)年10月23日	愛知県告示第831号
	都市計画事業認可(最終変更)	1993(平成 5)年 3月 8日	愛知県告示第253号
	事業期間	1979(昭和54)～1994(平成 6)年度	
	事業延長等	延長:1,023m、幅員:6→18m	
小幡瀬古線	都市計画事業認可	1981(昭和56)年 4月20日	愛知県告示第432号
	都市計画事業認可(最終変更)	1986(昭和61)年10月15日	愛知県告示第875号
	事業期間	1981(昭和56)～1987(昭和62)年度	
	事業延長等	延長:529m、幅員:8→12m	
守山本通線	都市計画変更	1992(平成 4)年 3月30日	愛知県告示第367号
	都市計画事業認可	1984(昭和59)年 5月11日	愛知県告示第529号
	都市計画事業認可(最終変更)	2001(平成13)年 3月23日	愛知県告示第222号
	事業期間	1984(昭和59)～2001(平成13)年度	
	事業延長等	延長:785m、幅員:13→16m～18m	
公園線	都市計画変更	1992(平成 4)年 3月30日	愛知県告示第367号
	都市計画事業認可	1993(平成 5)年12月 6日	愛知県告示第1186号
	都市計画事業認可(最終変更)	1999(平成11)年 3月29日	愛知県告示第282号
	事業期間	1993(平成5)～2000(平成12)年度	
	事業延長等	延長:100m、幅員:16→16m～18m	

表 6.4.42　区画街路の整備

小幡1号線	都市計画変更	1985(昭和60)年 2月26日	名古屋市告示第64号
	都市計画事業認可	1985(昭和60)年 6月10日	愛知県告示第609号
	都市計画事業認可(最終変更)	1992(平成 4)年 3月16日	愛知県告示第267号
	事業期間	1985(昭和60)～2001(平成13)年度 ＊	
	事業延長等	延長:625m、幅員:5～6m→8m	
	備考	＊ 都市計画事業としては1992(平成4)年度終了 単独事業により2001(平成13)年度全体修了	
小幡2号線	都市計画変更	1985(昭和60)年 2月26日	名古屋市告示第64号
	都市計画事業認可	1985(昭和60)年 6月10日	愛知県告示第610号
	都市計画事業認可(最終変更)	1986(昭和61)年 3月22日	愛知県告示第270号
	事業期間	1985(昭和60)～1989(平成元)年度	
	事業延長等	延長:382m、幅員:10m/8m、拡幅なし	
小幡3号線	都市計画変更	1985(昭和60)年 2月26日	名古屋市告示第64号
	都市計画事業認可	1985(昭和60)年 6月10日	愛知県告示第611号
	都市計画事業認可(最終変更)	1990(平成 2)年 3月12日	愛知県告示第203号
	事業期間	1985(昭和60)～1990(平成2)年度	
	事業延長等	延長:329m、幅員:5～6m→8m	
小幡4号線	都市計画変更	1985(昭和60)年 2月26日	名古屋市告示第64号
	都市計画事業認可	1985(昭和60)年 6月10日	愛知県告示第612号
	都市計画事業認可(最終変更)	1998(平成10)年 3月20日	愛知県告示第251号
	事業期間	1985(昭和60)～1998(平成10)年度	
	事業延長等	延長:322m、幅員:4m→8m	
小幡5号線	都市計画変更	1985(昭和60)年 2月26日	名古屋市告示第64号
	都市計画事業認可	1985(昭和60)年 6月10日	愛知県告示第613号
	都市計画事業認可(最終変更)	2000(平成12)年 3月24日	愛知県告示第265号
	事業期間	1985(昭和60)～2002(平成14)年度 ＊ ＊ 2002(平成14)年度は、繰越による	
	事業延長等	延長:271m、幅員:8m、拡幅なし	

表 6.4.43 歩行者優先道路の整備

路線名	幅員(m)	延長(m)	事業費 (百万円)	事業年度
小幡6号線	6	184	18	1991(H 3)
小幡7号線	7	620	62	1989(H元)、1991(H 3)
小幡8号線	6	503	43	1990(H 2)
小幡9号線	5～6	825	99	1984(S59)、1986(S61)
小幡10号線	7.3～8.5	128	30	1995(H 7)、1996(H 8)

③ 市街地再開発事業

小幡駅前第一種市街地再開発事業の計画については、第6編「第2章 都市再開発」を参照されたい。

(2) 浄心地区

① 背景・経緯

浄心地区は、名古屋市が所有する市電浄心車庫の跡地を中心に、名古屋市で初めてとなる組合施行の市街地再開発事業が検討されてきた。このため、1984(昭和 59)年度の都市再開発方針においては、1号市街地浄心 10ha、2 号地区浄心 1ha が位置づけられ、地区総合整備事業地区としても位置づけられた。1988(昭和 63)年 8 月の名古屋市新基本計画における地区総合整備地区でも浄心地区は踏襲されており、1991(平成 3)年の都市再開発方針見直しでは、1 号市街地浄心 40ha、2 号地区浄心 1ha と 1 号市街地が拡大されている。

② 市街地再開発事業

浄心第一種市街地再開発事業の背景・事業等詳細については、第6編「第2章 都市再開発」を参照されたい。

③ 街路事業

浄心地区を東西南北に貫通する幹線街路の江川線・東志賀町線は、ともに復興土地区画整理事業によって整備済みである。江川線については、都市高速道路 3 号線整備に伴う復旧と電線共同溝整備事業が施行された。

④ 緑道整備事業

浄心地区内を東西に貫通する幹線街路の東志賀町線は、緑道整備基本計画における城北緑道の一部区間となっており、1983(昭和 58)年度から整備を開始して歩道拡幅、歩道舗装改良、道路緑化など既に整備を終了した。

緑道計画については、第4編「第1章 公園・緑地」(第4節2(4) 緑道)を参照されたい。

⑤ 都市高速道路整備事業

都市高速道路整備事業については、第3編「第2章 道路」(第3節 都市高速道路)を参照されたい。

浄心地区に関連する都市高速道路 3 号線北部区間の整備概要は次のとおり

1996(平成 8)年 1 月 10 日　　道路整備特別措置法に基づく整備計画・工事実施計画変更

1996(平成 8)年 3 月 19 日　　都市計画事業認可 建設省告示第 693 号

1996(平成 8)年 6 月 10 日	工事開始公告
2005(平成 17)年 3 月 10 日	都市計画事業変更認可 中部地方整備局告示第 26 号
2007(平成 19)年 12 月 7 日	工事完了公告
2007(平成 19)年 12 月 9 日	供用開始

(3) 庄内地区

① 背景・経緯

庄内地区の大部分の区域は、戦前の耕地整理事業(稲生、名塚)を施行済みであり、南部の一部の区域についても旧法組合施行土地区画整理事業(上名古屋、児玉)を施行済みであって、街区の形態は一応整っているが、基盤の整備水準は低く、密集市街地となっている。都市高速道路 3 号線が、庄内地区の西部から南部にかけて通過し、特に庄内通 3 丁目交差点付近では都市高速道路の単独区間を生じることから隣接宅地との兼ね合いで面整備ないし共同建て替え等の対応が期待された。また、高速道路建設に合わせて、商店街のあり方についても関心が高まり、1988(昭和 63)年 8 月の名古屋市新基本計画に地区総合整備地区(110ha)として新たに位置づけられた。

② 優良建築物等整備事業(優良再開発型市街地環境形成タイプ)

御幸毛織工場跡地の庄内通地区(14,864 ㎡)において、ミユキモール/アーバンドエル庄内通(14 階)が、優良建築物等整備事業によって 1996(平成 8)年度から 1998(平成 10)年度にかけて建設された(第6編「第2章 都市再開発」を参照)。ミユキモール整備にあたっては、住宅・都市整備公団の特別借受賃貸住宅制度を活用している。(特別借受賃貸住宅制度とは、住宅・都市整備公団が住宅を建設して土地所有者に譲渡し、同時に住宅・都市整備公団が土地所有者から住宅を借り受けて管理運営を行う仕組みである。)[36]

③ 街路事業

都市高速道路の整備に関連して江川線および新名西橋線が拡幅され、都市高速道路の整備後に復旧、電線共同溝の整備がなされた。事業の概要は**表 6.4.44** のとおりである。

④ 都市高速道路整備事業

前項(2) 浄心地区の⑤ 都市高速道路整備事業を参照されたい。

[36] 前掲 16 名古屋都市センター「名古屋まちづくりプロジェクト集 1997」(名古屋都市センター 1997.4 pp. 38-39)

表 6.4.44 江川線および新名西橋線の概要

江川線	都市計画事業認可	1994(平成 6)年 3月 2日　愛知県告示第202号
	都市計画事業認可(最終変更)	2010(平成22)年 3月23日　愛知県告示第189号
	事業期間	1993(平成 5)～2011(平成23)年度
	事業延長等	延長:650m、幅員:14.54m、24.54m→40m
新名西橋線	都市計画事業認可	1996(平成 8)年 3月29日　愛知県告示第330号
	都市計画事業認可(最終変更)	2006(平成18)年 3月14日　愛知県告示第210号
	事業期間	1995(平成 7)～2009(平成21)年度
	事業延長等	延長:835m、幅員:14.54m→40m

(4) 中村地区

① 背景・経緯

中村地区は、近世大秋村の郷中地区を含み、戦前に過半の区域について則武耕地整理事業を実施しているが、郷中特有の入り組んだ線形の狭幅員の道路網が形成されていた。中村地区の西南部については、大正年間に中村遊郭として開発整地された区域に相当し、区画街路・街区形状とも一定の水準に達している。

近年、地区内にマンションの立地が目立ち、商店街のあり方に関心が高まり、1988(昭和 63)年 8 月の名古屋市新基本計画に地区総合整備地区(80ha)として新規に位置づけられ、地区総合整備に取り組むことになった。

② 都市防災不燃化促進事業

ア 事業の内容

中村地区においては、広小路線地区(豊太閤架道橋(通称笹島ガード)西～新大正橋東詰 4.2km の広小路線沿道 29.9ha)の一部が該当している。

都市防災不燃化促進事業の内容は、第7編「第3章 都市防災」を参照されたい。

イ 経緯

1986(昭和 61)年 4 月 14 日　防火地域・最低限高度地区指定(名古屋市告示第 171 号)

1986(昭和 61)年 5 月 14 日　不燃化促進区域指定、事業開始

2016(平成 28)年 3 月 31 日　事業収束

③ スポット景観整備事業

中村地区については、大門通周辺においてシンボル照明灯の設置やインターロッキングブロック舗装などを実施した。

スポット景観整備事業については、第7編「第1章 都市景観・屋外広告物」(第3節9(4) スポット景観整備事業)を参照されたい。

(5) 下之一色地区

① 背景・経緯 [37]

下之一色地区は、近世以降の漁村集落の景観を一部に留める地区で、1937(昭和 12)年 3 月 1 日に名古屋市に合併している。庄内川と新川が合流する地点に形成された市街地で、地区の東側と西側を河川堤防に囲まれた特異な地形条件にある。下之一色地区は、北部の国道 1 号をはさむ区域において耕地整理事業が施行され、その中で国道 1 号以北のごく一部が、新法組合施行土地区画整理事業(下之一色大蟷螂)を重ねて施行しているが、それ以外は面整備事業の適用を受けていない。建設省は 1987(昭和 62)年度に直轄事業として特定高規格堤防(スーパー堤防)整備事業制度を創設し、下之一色地区において高規格堤防(スーパー堤防)事業の検討がなされたが実現するところとならず、1988(昭和 63)年度から通常の改修事業を前提として地元へ説明を行った。[38] 下之一色地区における河川改修事業は、国直轄河川の庄内川が先行し、その後で愛知県による新川改修が続くこととなった。

下之一色地区は、基盤未整備、密集市街地さらには市街地の地盤面が低いなどにより、1979(昭和 54)年 3 月には要整備地区として 43ha が抽出され、1988(昭和 63)年 8 月の名古屋市新基本計画において地区総合整備地区として 50ha が位置づけられた。これを受けて市は、1989(平成元)年度から調査検討に入り、地元調整を経て、地区南部の 2.4ha について 2006(平成 18)年 2 月に下之一色南部土地区画整理事業として都市計画決定した。その後市は、下之一色南部土地区画整理事業について、2007(平成 19)年 3 月に事業計画を決定し事業化に取り組んだ。

② 土地区画整理事業

下之一色南部土地区画整理事業の詳細については、第6編「第1章 土地区画整理事業」(第3節3(7) 下之一色南部土地区画整理事業および第4節3(6) 下之一色南部土地区画整理事業)を参照されたい。

下之一色南部土地区画整理事業において、地盤面のかさ上げとともに、液状化対策として「静的締固め砂杭工法」を採用し、2009(平成 21)年度から 2011(平成 23)年度にかけて地区内に約 2,500 本の砂杭を施行することにより強固な地盤として事業を実施している。

③ 街路事業等

下之一色地区における街路事業は、万場藤前線における橋梁新設事業(正江橋関連)であり、2000(平成 12)年度に事業が開始された(**表 6.4.45**)。

そのほか昭和橋線(国道 1 号)について、一色大橋、三日月橋の橋梁架け替え事業および関連区間の拡幅整備事業が 2000(平成 12 年度)以降に行われた。

④ その他

その他に、河川改修事業として庄内川および新川の改修を、また、両郡橋仮橋架橋をすすめた。

---

37 「変わるわが街、名古屋市『下之一色町』の沿革!」 http://www.geocities.jp/toshiyoshi66jp/ishiki/ishiki1.htm (2015/06/19 閲覧)

38 建設省庄内川工事事務所「庄内川 その流域と治水史」(建設省庄内川工事事務所 1989.11 p. 357)

表 6.4.45 街路事業の概要

万場藤前線	都市計画変更	1998(平成10)年12月 4日　名古屋市告示第409号
	都市計画事業認可	2000(平成12)年 6月 9日　愛知県告示第536号
	都市計画事業認可(最終変更)	2012(平成24)年 3月21日　愛知県告示第193号
	事業期間	2000(平成12)～2018(平成30)年度(予定)
	事業延長等	延長:690m、幅員:18.8～35.8m　正江橋関連

(6) 笠寺地区

① 背景・経緯

笠寺地区は、近世東海道が地区内を縦貫し、笠寺観音や富部神社など歴史文化資産を擁する地区である。地区北部は耕地整理事業(呼続)、西南部は旧法組合施行土地区画整理事業(笠寺)を施行済みであり、一定の基盤は整備されている。地区東南部は面整備を実施しておらず基盤未整備の旧集落状をなしている。地区内を名鉄名古屋本線が地表式で走っており、地区が分断されている。笠寺地区は、1988(昭和 63)年 8 月の名古屋市新基本計画に地区総合整備地区として新規に位置づけられた。

② スポット景観整備事業

笠寺地区については、笠寺観音及び名鉄本笠寺駅周辺においてシンボル照明灯の設置やインターロッキングブロック舗装などが実施された。

スポット景観整備事業については、第7編「第1章 都市景観・屋外広告物」(第3節9(4) スポット景観整備事業)を参照されたい。

③ 連続立体交差事業

名鉄名古屋本線(山崎川～天白川間)の連続立体交差事業は、2006(平成 18)年度に国土交通省から着工準備採択を受けており、都市計画決定と環境影響評価手続きへ向けた準備作業が行われている。

④ 緑道整備事業

笠寺地区には、旧東海道緑道の一部区間が含まれている。

(7) 御剱地区

① 背景・経緯

御剱地区には、東北部の一部に名古屋市立大学山の畑キャンパス等があり、それ以外の区域は、戦前に東郊耕地整理事業が施行されている。御剱地区は、当初復興土地区画整理事業施行区域に含まれていたが、1949(昭和 24)年の事業区域においては、地区西部の一部、都市計画道路東郊線沿道のみが瑞穂第 1 工区として残されたほかは除外された。地区の大部分は耕地整理事業が施行されているものの旧集落地区を含み、狭隘道路が入り組む形状となっている。地区内には、豆田町線、高田町線、雁道線の 3 本の都市計画未整備路線があり、雁道線は沿道の商店街とともに整備のあり方が課題となっていた。御剱地区は、1988(昭和 63)年 8 月の名古屋市新基本計画に地区総合整備地区として新規に位

置づけられた。

② 街路事業

街路事業で進められた豆田町線の概要について、**表 6.4.46** に示す。

表 6.4.46 豆田町線の概要

都市計画事業認可	1994(平成 6)年 1月12日　愛知県告示第18号
都市計画事業認可(最終変更)	2010(平成22)年 3月22日　愛知県告示第215号
事業期間	1993(平成5)～2011(平成23)年度
事業延長等	延長:701m

③ 生活こみち整備促進事業

その他、関連事業として、生活こみち整備促進事業(御剱地区)が進められている。

(8) 千種台地区

① 背景・経緯 [39]

千種台地区は、東南部の一部、北部・南部のごく一部において、戦前に旧法土地区画整理事業(猫ヶ洞、鍋屋上野、田代)が施行され、戦後に東南部が復興土地区画整理事業千種第 4 工区に含まれて東墓園(平和公園)の区域となっている。上記の面整備の適用を受けていない区域の大部分は、かつては未利用の丘陵地であったが、戦後の住宅難解消のためにまず1949(昭和24)年に厚北住宅・楠住宅が建設され、次いで 1953(昭和 28)年 10 月に地区の基本構想を決定したうえで、翌 1954(昭和 29)年度から団地造成事業が開始された。千種台団地は、その後のニュータウン開発の先駆けともいえるような大規模住宅地開発であり、1961(昭和 36)年度に概成を見た後、さらに一部の建替えと住戸改善事業が実施された。

しかし、団地が成熟化し、団地住民の高齢化が進行するにつれて団地全体の再整備の必要性が高まった。豊かに育った緑のストックを活かし、ノーマライゼーションをとり入れた整備とすることとした。1985(昭和 60)年度には、「千種台地区住環境整備調査」[40] を実施し、住民の意向把握などを行ったうえで、翌1986(昭和 61)年度には千種台地区の基本構想案を策定している。1987(昭和 62)年度には、基本構想を受けて「千種台地区住宅整備基本計画策定調査」[41] を実施し、基本計画案を策定している。1988(昭

39 名古屋市計画局・名古屋都市センター「名古屋都市計画史」(名古屋都市センター 1999.3 pp. 478-479)
新修名古屋市史編集委員会「新修名古屋市史 第 7 巻 戦後編」(名古屋市 2001.10 p. 426, p. 689)
松山 明「千種台地区」(日本建築学会東海支部都市計画委員会名古屋の住宅地部会「名古屋の住宅地」1994.8 pp. 176-179)
名古屋市建築局住宅部千種台ふれあいタウン推進室「千種台ふれあいタウン」(名古屋市建築局 1992.3)

40 名古屋市建築局住宅企画課「千種台地区住環境整備調査報告書」(名古屋市建築局住宅企画課 1986.3)

41 名古屋市建築局「千種台地区住宅整備基本計画策定調査報告書」(名古屋市建築局 1988.3)

和 63)年 8 月の名古屋市新基本計画では、千種台地区 100ha を地区総合整備地区に位置づけている。1989(平成元)年 6 月から、名古屋市建築局内に千種台ふれあいタウン推進室が組織されて千種台地区の再整備を担当した。1998(平成 10)年 12 月 4 日には、地区内の幹線街路茶屋ヶ坂牛巻線に駅前広場を追加するなどの都市計画変更を行い、あわせて駅前広場予定地に立地していた千種台中学校の移転を計画するなどの土地利用変更を行った。千種台地区の中心部 15ha について、1998(平成 10)年度より、千種台センター地区として住宅市街地総合整備支援事業(後に住宅市街地総合整備事業)の採択を受けている(**図 6.4.20**)。

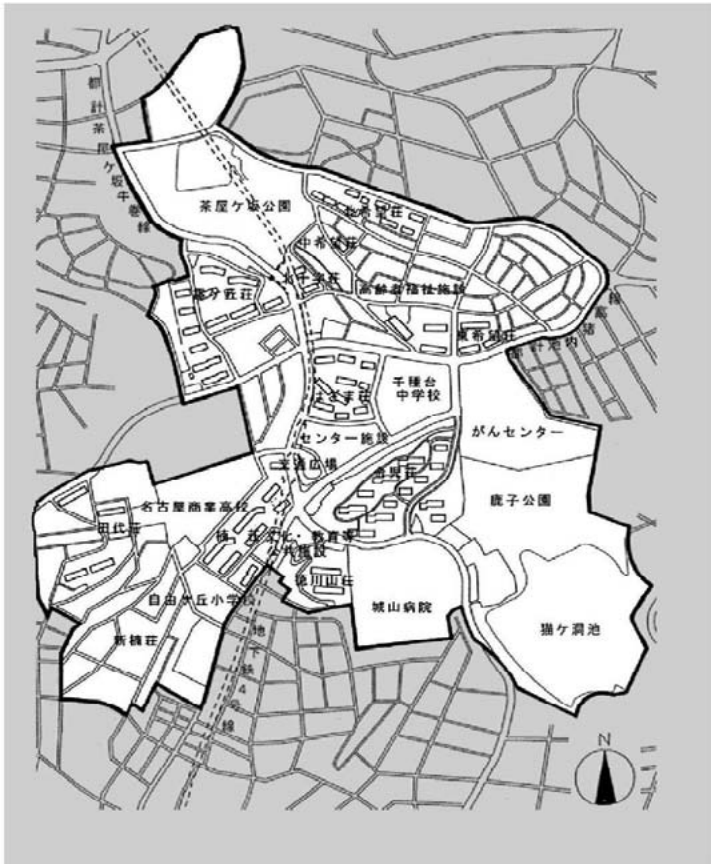

出典:「都市計画概要 2013」(2014(平成 26)年 3 月　名古屋市住宅都市局)

図 6.4.20 千種台地区総合整備区域図

② 市営住宅建替事業等

市営住宅の建替事業の概要について、**表 6.4.47** に示す。

表 6.4.47　市営住宅等公的住宅の建替え状況

番号		当　初				建　替				備考
A	B	住宅名	建設年度	戸数	建設主体	住宅名	建設年度	戸数	建設主体	
1	21	楠住宅	1949(S24)-1950(S25)	105	市営	新楠荘 *5	1976(S51)-1979(S54)	174	市営	
2	19	厚北住宅	1949(S24)-1950(S25)	50	引揚者住宅	西田代荘 *5	1968(S43)-1970(S45)	114		
3	20	南田代荘	1951(S26)	48	市営	田代荘	2001(H13)-2004(H16)	128		
4	17	北田代荘	1951(S26)	36						
5	18	東田代荘	1951(S26)	40						
6	16	中田代荘	1952(S27)	24						
7	15	楠荘	1953(S28)	144		楠荘	1993(H 5)	209		
						CL自由ケ丘A棟	2002(H14)	18	公社	賃貸(特優賃)
						CL自由ケ丘B棟	2003(H15)	35		
8	14	徳川山荘	1953(S28)-1954(S29)	74		徳川山荘	2003(H15)	109	市営	
9	13	中十字荘	1954(S29)-1955(S30)	96		文化教育施設	2009(H21)	—	民間	愛工大校舎
10	12	金児荘	1954(S29)-1955(S30)	214		金児荘	2001(H13)-2006(H18)	318	市営	
		県職員住宅	—	—	愛知県					県と土地交換
11	9	東岳荘	1954(S29)	36	市営	愛知県がんセンター	—	—		県と土地交換
12		徳川山町住宅	1954(S29)-1955(S30)	21	旧公社	←	←	←	民間	
13	11	新十字荘	1955(S30)	32	市営	はざま荘	1998(H10)-2002(H14)	276	市営	
14	10	はざま荘	1955(S30)	274		はざまS住宅	1998(H10)	23		
						千種台中学校	2000(H12)	—	学校	土地交換
15	25	千央閣(A)(B)	1955(S30)	74	公社	CC自由ケ丘南	2008(H20)	—	公社	定借分譲
16		自由ケ丘住宅	1955(S30)-1956(S31)	32	旧公社	←	←	←	民間	
17		徳川山町住宅	1955(S30)	25		←	←	←		
18	3	北十字荘	1956(S31)-1957(S32)	144	市営	北十字荘	2001(H13)	60	市営	
						—	2014(H26)	—	民間	売却
24	5	西十字荘	1957(S32)	48	市営	霞ヶ丘荘 *1	1995(H 7)-1997(H 9)	292	市営	
19	7	千有荘	1956(S31)-1958(S33)	216						
						霞ヶ丘S住宅	1997(H 9)	23		
						CF霞ヶ丘	1997(H 9)	32		
20	23	展望閣	1956(S31)	48	公社	希望ヶ丘荘1棟	2004(H16)	28		
						希望ヶ丘S住宅	1995(H 7)	21		
						特養	1995(H 7)		民間	なごやかハウス希望ヶ丘
						保育園	2009(H21)		民間	希望ケ丘保育園
21	24	松景閣	1956(S31)	36		—	—	—		
22	22	東十字マート	1956(S31), 1963(S38)	18		東希望荘 *2	2003(H15)-2005(H17)	75	市営	
28	8	希望荘 *3	1958(S33)	55	市営					
23		鍋屋上野町住宅	1956(S31)	143	旧公社	←	←	←	民間	
25		自由ケ丘住宅	1957(S32)	9		←	←	←		
26		鍋屋上野町住宅	1957(S32)	137		←	←	←		
27	1	千北荘	1958(S33)-1961(S36)	48	市営	—	2014(H26)	—	民間	売却
29	2	希望荘(北) *3･4	1960(S35)-1961(S36)	144		北希望荘	1991(H 3)	128	市営	
30		霞ヶ丘住宅	1960(S35)	12	旧公社	←	←	←	民間	
31		希望ヶ丘住宅	1960(S35)	16		←	←	←		
32		鹿子殿住宅	1960(S35)-1961(S36)	40		←	←	←		
33	25	千央閣(C)	1963(S38)	30	公社	文化教育施設	2010(H22)	—	民間	愛工大駐車場
34		霞ヶ丘住宅	1964(S39)	12	旧公社	霞ヶ丘ハイツ等	←	←	民間	
35		春里住宅	1965(S40)	24	旧公社	CC春里等	1997(H 9)	33他	公社	分譲マンション等
36		希望ヶ丘住宅	1966(S41)	3	旧公社	←	←	←	民間	
37	6	南希望荘	1967(S42)	120	市営	←	←	←	市営	
38	4	中希望荘	1968(S43)	95		←	←	←		
		徳川山町住宅	1960(S35), 1966(S41)	10	旧公社	←	←	←	民間	
		千種台中学校	—	—	学校	CC自由ケ丘	2002(H14)	150	公社	土地交換、定借分譲

＊1　霞ヶ丘荘は、旧千有荘と旧西十字荘と旧北十字荘にまたがっている
＊2　東希望荘は、旧希望荘と旧東十字マート(公社の店舗併用住宅)にまたがっている
＊3　希望荘と希望荘(北)は、昭和43年に名称変更されている(希望荘→東希望荘、希望荘(北)→北希望荘)
＊4　希望荘(北)は、建設戸数を表記。千種台ふれあいタウン推進事業着手時には火災消失による滅失のため、管理戸数は△1戸(143戸)
＊5　建替の「新楠荘」と「西田代荘」は、千種台ふれあいタウン推進事業着手前に建替えしている

注1　市営住宅のうち、1947(S22)建設の春里荘(38戸)、1949(S24)建設の楠1区(26戸)は、入居者へ譲渡処分されている
注2　番号Aは、「千種台地区住環境整備調査報告書」p. 10の図－Ⅰ･2･1　千種台団地に基づいている
注3　番号Bは、「千種台地区住環境整備調査報告書」p. 5の表－Ⅰ･1･1　公的住宅団地一覧に基づいている
注4　当初の住宅名、戸数、建設主体は、「千種台地区住環境整備調査報告書」(p. 5, 10)による
注5　当初の建設年次は、「建築局25年のあゆみ」(名古屋市　1984.3)資料編 pp. 66-69 および「安心して暮らせる住まいづくり」(名古屋市住宅供給公社1995) pp. 39-47 による
注6　建替に関するデータは、「市営住宅･公社賃貸住宅等管理ブック　平成21年度」(名古屋市住宅供給公社　2009.4)および地図目視等による
注7　建替の建設年次は、「市営住宅･公社賃貸住宅管理ブック　平成23年度」(名古屋市住宅供給公社　2011.6)による（建設年次＝着手年次のみを表記）
注8　建替後住宅の略称S住宅はシルバー住宅を示す
注9　建替後住宅の略称CLはシティ･ライフ、CCはシティ･コーポ、CFはシティ･ファミリーを示す
注10　建設主体の公社は名古屋市住宅供給公社、旧公社はその前身の財団法人名古屋住宅公社を示す

③ 街路事業等

千種台地区の街路事業等については、次の前史がある。

ア 地下鉄名城線の事業化

a 1993(平成 5)年 4 月運輸省より、また 1994(平成 6)年 3 月建設省より、茶屋ヶ坂牛巻線と並走する高速度鉄道第 4 号線(地下鉄名城線)の砂田橋・名古屋大学区間の鉄道事業許可を得る

b 1994(平成 6)年 2 月に高速度鉄道第 4 号線(地下鉄名城線)の大曽根・名古屋大学区間の都市計画変更

イ 住宅市街地整備総合支援事業の大臣承認

1999(平成 11)年 3 月に千種台センター地区の住宅市街地整備総合支援事業の大臣承認が得られ、関連公共施設整備の環境が整った。その内容を**表 6.4.48** に簡単に示す。

表 6.4.48 住宅市街地整備総合支援事業の概要

茶屋ヶ坂牛巻線	交差点部の幅員拡大と自由ヶ丘駅前広場を追加し、事業化した	
	都市計画変更	1998(平成10)年12月 4日 愛知県告示第863号
	都市計画事業認可	(第1工区) 1999(平成11)年11月19日 愛知県告示第833号 (第2工区) 2001(平成13)年 7月10日 愛知県告示第542号
	事業期間	1999(平成11)～2005(平成17)年度
	事業延長等	延長:672m、幅員:15m→18.5～20m、駅前広場追加:3,100㎡
池内猪高線	交差点部の幅員拡大を行ったうえで事業化した	
	都市計画変更	1998(平成10)年12月 4日 名古屋市告示第409号
	都市計画事業認可	1999(平成11)年11月19日 愛知県告示第834号
	都市計画事業認可(最終変更)	2004(平成16)年 3月12日 愛知県告示第207号
	事業期間	1999(平成11)～2008(平成20)年度
	事業延長等	延長:430m、幅員:15m→20m
千種台線	従前の区画街路(非都市計画道路) について幅員を拡大したうえで新たに都市計画道路としての区画街路に追加した	
	都市計画変更	1998(平成10)年12月 4日 名古屋市告示第409号
	都市計画事業認可	1999(平成11)年11月19日 愛知県告示第835
	都市計画事業認可(最終変更)	2004(平成16)年 3月12日 愛知県告示第219号
	事業期間	1999(平成11)～2006(平成18)年度
	事業延長等	延長:495m、幅員:16m

④ 地区計画等

地区計画、住宅地高度利用地区計画(現再開発等促進区)の詳細については、第2編「第4章 地区計画等」(第5節 名古屋市における地区計画(緩和型)の決定・変更の経緯 ほか)を参照されたい。

千種台地区においては、次表のように都市計画決定がなされている（**表 6.4.49**）。

表 6.4.49　千種台地区の地区計画等

種類	地区名	面積(ha)	都市計画決定年月日	告示番号	対象施設等
地区計画	千種台霞ヶ丘	0.2	1995(H 7)12. 6	N401	霞ヶ丘荘9棟
	千種台センター	2.1	2001(H13) 5.15	N191	自由ヶ丘駅前広場、シティコーポ自由ヶ丘等
住宅地高度利用地区計画	千種台南	10.3	1994(H 6) 2. 9	N 41	名古屋商高、自由ヶ丘小、楠荘、徳川山荘、公社住宅等
	同　変更	10.3	1998(H10)12. 4	N404	
	千種台中央	5.5	1998(H10)12. 4	N405	千種台中、はざま荘
	千種台北	8.3	1995(H 7)12. 6	N402	霞ヶ丘荘、南・東希望荘、北十字荘、希望が丘荘等
	同　変更	9.3	2001(H13) 8.27	N297	
	千種台東	5.7	2001(H13) 8.27	N298	金児荘等

第３節　地区総合整備が果たした役割

1　地区総合整備の進行管理等

地区総合整備の推進については、各地区における都市整備課題の解決に向け、事業化が進んでいる地区については現地事務所を設けるなどして、きめの細かな地元調整を行いつつ取り組んできた。また、行政内部では地区総合整備推進連絡調整会議 [42] を設け、地区別に関わる多部局の事業調整や事業が相乗的な効果を発揮できるよう努めてきた。

各事業を必要に応じて単発的に実施してきた対応から、地区全体から見て課題を抽出し、必要な処方箋を用意して緊急性の高い地区から事業化していくといった対応へと大きく転換する場合、計画を推進するに当たって、行政の組織、事業化への予算措置、そしてさらには職員の事業への取り組む姿勢のあり方についても大きな転換が求められる。すべての面において速やかに転換を図ることはきわめて困難であったが、地区総合整備が市街地整備を進める仕組みとして名古屋市基本計画に位置づけられ、取り組みが開始されて以来相当の年月が経過していることから、その成果と今後の展開についてまとめておきたい。

まず、各地区の整備目標委亜達成状況についてであるが、名古屋市では、2011（平成23）年12月に新たな名古屋市都市計画マスタープランを策定したが、その策定作業にあたり、これまでのまちづくりへの取り組みとして地区総合整備の成果が参考資料 [43] としてまとめている。それによれば、地区総合整備の各地区の目標達成の現状は**表 6.4.50** のとおりである。

[42] 地区総合整備推進連絡調整会議設置要綱（名古屋市計画局　1991.7.3 施行）
[43] 「都市消防委員会説明資料」（名古屋市住宅都市局 2011.6.1）

表 6.4.50　これまでのまちづくりの取り組み（地区総合整備）－地区別概要

地　区	事業進捗	整 備 方 針	主 な 事 業 等 （○事業中・●概ね完了）		課　題	戦略的まちづくり(*)
1　米野・名駅南	事業中	・大規模敷地の再開発の促進などによる商業・業務機能の強化 ・道路、公園など主要な公共施設の整備 ・木造住宅密集地の整備改善	土地区画整理事業 街路事業 生活こみち整備促進事業	○ささしまライブ24 ○椿町線 ○米野	・広域交流拠点形成 ・土地区画整理事業等の早期完了 ・防災性向上	重点地域
2　納屋橋	事業中	・堀川および沿岸市街地の総合整備 ・再開発の促進による商業・文化・居住機能の強化	市街地再開発事業 堀川総合整備	●納屋橋西、○納屋橋東 ●護岸改修等	・堀川の活用 ・市街地再開発事業の推進	重点地域
3　金山	事業中	・金山総合駅周辺市街地の土地の高度利用誘導による広域交流拠点の形成 ・堀川および沿岸市街地の総合整備	総合駅整備 駅前開発 堀川総合整備	●金山 ●金山南地区、金山北地区 ○護岸改修	・建物更新期に合わせた機能誘導 ・堀川の活用	重点地域
4　大須	完了	・再開発の促進などによる特色ある商業・住宅地の形成	市街地再開発事業 商業地リフレッシュ整備事業	●大須30番第1、●大須30番第2 ●大須	・栄地区との回遊性向上 ・商店街の活気維持	重点地域
5　那古野	事業中	・土地の高度利用の誘導による商業機能の強化 ・堀川および沿岸市街地の総合整備 ・歴史的町並みの保存 ・木造住宅密集地の整備改善	市街地再開発事業 土地区画整理事業 歴史的町並み保存事業	●泥江 ●那古野一丁目 ○四間道	・堀川の活用 ・防災性の向上 ・歴史資源の保存・活用	重点地域
6　筒井	事業中	・千種駅周辺市街地の土地の高度利用誘導による商業・業務拠点の形成 ・復興土地区画整理事業施行除外区域における基盤整備による地区環境の向上 ・歴史的環境を生かしながら木造住宅密集地の整備改善	土地区画整理事業 住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型） 街路事業	●新出来、○筒井、○葵 ●新出来、○筒井、○葵 ●赤萩町線	・交通利便性を活かした土地の高度利用と拠点形成 ・土地区画整理事業等の早期完了 ・防災性向上 ・歴史資源の保存・活用	重点地域
7　大曽根	事業中	・大曽根総合駅周辺市街地の再開発の促進による商業・業務拠点の形成 ・基盤整備による地区環境の向上 ・木造住宅密集地の整備改善	総合駅整備 土地区画整理事業 住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型） 優良建築物等整備事業	●大曽根 ●大曽根、○大曽根北 ○大曽根北 ●大曽根地区始め5件	・商店街の活性化 ・土地区画整理事業等の早期完了	重点地域
8　小幡	完了	・再開発の促進などによる商業拠点の形成 ・主要な公共施設の整備による居住環境の改善	市街地再開発事業 居住環境整備事業	●小幡駅前 ●小幡	・都市機能の充実	誘導地域
9　鳴海	事業中	・鉄道の連続立体交差化、駅前広場の整備など主要な公共施設の整備 ・再開発の促進などによる商業拠点の形成 ・歴史的環境を生かしながら木造住宅密集地の整備改善	市街地再開発事業 沿道整備街路事業 連続立体交差事業	○鳴海駅前 ●古鳴海停車場線 ●名鉄名古屋本線	・市街地再開発事業の推進 ・防災性向上 ・歴史資源の保存・活用	重点地域
10　有松	事業中	・道路など主要な公共施設の整備 ・再開発の促進などによる商業拠点の形成 ・歴史的町並みの保全 ・木造住宅密集地の整備改善	市街地再開発事業 土地区画整理事業 歴史的町並み保存事業 街路事業・道路事業	●有松駅前 ●有松、○明願 ○有松 ●有松線等、○敷田大久伝線	・防災性向上 ・歴史資源の保存・活用 ・空き店舗対策	重点地域
11　大高	事業中	・歴史的環境を生かしながら木造住宅密集地の整備改善 ・道路など主要な公共施設の整備	土地区画整理事業 街路事業	●大高中部、○大高駅前 ●水主ヶ池線、●大高北線	・土地区画整理事業等の早期完了 ・防災性向上 ・歴史資源の保存・活用	重点地域
12　白鳥	事業中	・大規模敷地の再開発などによる文化拠点の形成と都市型住宅などの立地促進 ・堀川および沿岸市街地の総合整備 ・木造住宅密集地の整備改善	市街地再開発事業 住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型） 住宅市街地整備総合支援事業 堀川総合整備	○日比野 ●一番一丁目 ●住宅、道路、公園等 ●護岸改修等	・市街地再開発事業の推進 ・熱田、金山との連携強化 ・堀川の活用	誘導地域
13　八田	完了	・八田総合駅の整備などによる広域交流拠点の形成 ・土地の高度利用の促進による拠点域にふさわしい市街地の形成	連続立体交差事業 総合駅整備	●近鉄名古屋線・JR関西本線 ●八田	・拠点域の形成	誘導地域
14　下之一色	事業中	・河川・道路など主要な公共施設の整備 ・木造住宅密集地の整備改善	土地区画整理事業 橋梁整備 街路事業	○下之一色南部 ●正徳橋、●両郡橋仮橋 ○万場藤前線	・防災性向上 ・土地区画整理事業の早期完了	重点地域
15　千種台	完了	・大規模住宅団地の建て替えによる地区環境の整備 ・道路など主要な公共施設の整備	住宅整備事業 街路事業	●千種台 ●茶屋ヶ坂牛巻線等	－	－
16　庄内	完了	・道路など主要な公共施設の整備 ・木造住宅密集地の整備改善 ・魅力ある商業地の整備	優良建築物等整備事業 街路事業	●庄内 ●江川線等	－	－
17　中村	未着手	・特色ある地区商業地の育成 ・主要な公共施設の整備 ・木造住宅密集地の整備改善	スポット景観整備事業 都市防災不燃化促進事業	●大門 ○広小路線	・防災性向上	誘導地域
18　笠寺	未着手	・本笠寺駅周辺などでの商業地の育成 ・木造住宅密集地の整備改善 ・道路など主要な公共施設の整備	スポット景観整備事業	●笠寺観音	・防災性向上 ・歴史資源の保存・活用 ・名鉄名古屋本線連続立体交差事業	重点地域

地　区	事業進捗	整 備 方 針	主 な 事 業 等 （〇事業中・●概ね完了）		課　題	戦略的まちづくり(*)
19　御剱	事業中	・魅力ある商業地の育成 ・道路など主要な公共施設の整備 ・木造住宅密集地の整備改善	生活こみち整備促進事業 街路事業	〇御剱 ●豆田町線	・防災性向上 ・道路ネットワーク形成	重点地域
20　神宮東	完了	・大規模敷地の再開発の促進による都市型住宅、都市型産業、研究機関の立地誘導 ・避難地の整備による都市防災機能の強化 ・交通の利便性を生かした拠点商業地の育成	特定住宅市街地総合整備促進事業 都市防災不燃化促進事業	●住宅、道路、公園等 ●神宮東	・水や緑といった資源の活用	誘導地域
21　浄心	完了	・再開発の促進など魅力ある市街地の形成 ・歩行者系道路の整備と沿道商店街の育成	市街地再開発事業 街路事業	●浄心 ●江川線	・住居、商業の拠点域の形成	誘導地域
22　志段味	事業中	・新規開発地区での先行的な基盤整備 ・研究開発機能など広域的な施設の導入による住・商・工の調和のとれた拠点域の形成	特定土地区画整理事業	●吉根、〇下志段味、〇中志段味、〇上志段味	・土地区画整理事業の早期完了 ・企業、大学等研究機関の誘致	重点地域
23　千音寺	事業中	・新規開発地区での先行的な基盤整備 ・市営住宅の建て替えなどによる地区環境の整備	住宅整備事業 道路事業	●宮田 ●西条新家線等	・土地区画整理事業の推進（道路ネットワーク形成）	－
24　小田井	完了	・小田井総合駅の整備などによる広域交通拠点の整備 ・土地の高度利用の促進による拠点域にふさわしい市街地の形成	総合駅整備 連続立体交差事業 スポット景観整備事業	●小田井 ●名鉄犬山線 ●上小田井	・駅周辺の土地利用誘導	誘導地域
25　築地	事業中	・ウォーターフロントの開発などによる魅力ある市街地の形成 ・主要な公共施設の整備 ・木造住宅密集地の整備改善	市街地再開発事業 住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型） 街路事業	●築地 ●浜 ●江川線、〇名古屋港線	・ウォーターフロントの充実	重点地域
26　稲永	事業中	・ウォーターフロントの開発などによる魅力ある市街地の形成 ・大規模住宅団地の建て替えによる地区環境の整備	住宅整備事業 街路事業	〇稲永 、●汐止 〇梅ノ木線	・未利用地活用	誘導地域

注　表「戦略的まちづくり」欄において、「重点地域」は、2011（平成 23）年策定された名古屋市都市計画マスタープランで示された、行政提案・発意のまちづくりで重点的な取り組みを推進すべき地域をいい、「誘導地域」は、同都市計画マスタープランで示された、行政提案・発意のまちづくりで地域資源や地域特性を示してまちづくりを誘導する地域をいう。

2　地区総合整備に活用された手法別整理

(1)　地区総合整備に活用された主な整備手法

各地区において、課題解決のために活用されてきた事業を手法別に整理したものが**表 6.4.51** である。

表 6.4.51　地区総合整備に活用された手法

エリア	地区名	面積	面整備					単独整備				助成等			規制・誘導		
			土地区画整理事業※1	市街地再開発事業	住市総（密住型）※2	住市総（拠点型）※3	その他	街路事業	居住環境整備事業	公園事業	その他※4	都市防災不燃化事業	生活こみち整備事業	その他※5	地域地区	地区計画	その他
都心域	1 米野・名駅南	180	○					○		○		○	○		○	○	
	2 那古野	40	○	○				○						○	○		
	3 納屋橋	10		○											○		
	4 大須	40		○										○	○		
副次拠点域	5 神宮東	120				○						○			○		
	6 白鳥	110		○	○	○		○		○					○		
	7 金山	90									○			○	○		
	8 筒井	120	○		○			○	○		○				○		
	9 大曽根	130	○		○						○			○	○		
	10 八田	20						○			○				○		
外縁拠点域	11 築地	250		○	○			○							○		
	12 稲永	110						○			○				○		
	13 鳴海	190	○	○				○			○				○		
	14 有松	80	○	○				○						○	○	○	
	15 大高	160	○					○							○		
	16 志段味	780	○												○	○	
	17 小田井	30						○			○				○		
	18 千音寺	150				○		○							○		
既成市街地	19 小幡	60		○				○	○						○		
	20 浄心	10		○				○							○		
	21 庄内	110						○						○	○		
	22 中村	80									○	○			○		
	23 下之一色	60	○					○							○		
	24 笠寺	150									○				○		
	25 御剱	80						○					○		○		
	26 千種台	100				○		○							○	○	
計		3,260															

※1　土地区画整理事業には、沿道整備街路事業が含まれる。

2　住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）
住環境整備モデル事業という名称で創設され、以後、コミュニティ住環境整備事業、密集住宅市街地整備促進事業と制度変更されて、平成16年度より住宅市街地総合整備事業の一類型として統合されている。

3　住宅市街地総合整備事業（拠点開発型）
特定住宅市街地総合整備促進事業（特住）として創設され、旧住宅市街地総合整備事業、住宅市街地総合整備支援事業を経て、最終的に住宅市街地総合整備事業の一類型として統合されている。

4　その他には、総合駅整備、スポット景観整備事業、住宅整備事業が含まれている。

5　その他には、優良建築物等整備事業、歴史的町並み保存事業、商業地リフレッシュ整備事業が含まれる。

(2) 地区総合整備に活用された住民への助成手法

地区総合整備の推進においては、住民とのパートナーシップを重視してきており、そのための施策を行ってきた。住民によるまちづくり活動を支援するための主な制度は以下のとおりである。

① 街づくり助成 [44]

街づくり助成は、行政とパートナーシップを組むべく住民側の組織化をめざし、地元組織による自主的な学習会、他地域の勉強会、まちづくりニュースの発行などの活動を資金的援助するための制度である。地区総合整備を推進するために 1978(昭和 53)年度に制度化された。この制度を活用して各地区では自治会、商店街などが中心となり「まちづくり協議会」を組織し、まちづくり活動に取り組んできた。そして、1999(平成 11)年度、名古屋都市センターにおいて、まちづくり基金を活用した名古屋市全体の市民団体のまちづくり活動に対する助成制度が発足したため、2000(平成 12)年度からは統合することとなった。これまで地区総合整備推進のための助成対象としてきた団体に対して、名古屋都市センターの助成制度の中に別枠を設け実施、名古屋市がその助成相当額を名古屋都市センターへ運用資金補助することとなった。街づくり助成制度の変遷について、**表 6.4.52** に示す。また、助成制度発足の 1978(昭和 53)年度から 1999(平成 11)年度に至る助成実績は、延べ 66 団体、助成金額 31,100 千円である。

表 6.4.52 街づくり助成制度の変遷

制度根拠	助成主体	期間
街づくり助成のための補助金交付基準	名古屋市	1978(S53)-1981(S56)
名古屋市街づくり助成制度要綱	名古屋市	1982(S57)-1999(H11)
名古屋都市センター街づくり活動 特別助成金交付要綱	名古屋都市センター	2000(H12)-2010(H22)

② まちづくり計画策定にかかるコンサルタント活用助成

地区総合整備地区等において、地元がまちづくり構想を作成したり、地区計画をはじめ各種の事業手法の適用の検討や自主的な建物の共同建て替えを行ったりすることを技術面で支援するため、まちづくりの専門的知識を得るための費用に対する助成制度である。この制度は2003(平成 15)年度よりスタートし、2010(平成 22)年度まで継続され、その実績は 9 件であった。

3 地区総合整備が果たした主な成果

① 名古屋市懸案の市街地開発計画の事業化の促進

地区総合整備以前に、計画が立てられた(都市計画決定を含む)まま事業化に至らなかったり、行政が作成した計画について地元側から反対があった地区等において、地区総合整備としてまちづくりに取り組む方針を打ち出し、過去の経緯を一度リセットした。そして、まちづくり課題を再確認し、その解決策を地元との話し合いの中で検討し、地元でも納得のいく事業手法を選定し、事業化に努めてきた。この結果、

44 「街づくり助成のための補助金交付基準」(1978～1981, 名古屋市)、「名古屋市街づくり助成制度要綱」(1982～1999, 名古屋市)による

市街地開発事業の推進に役立った事例がいくつかある。それら事例を**表 6.4.53** に示す。

表 6.4.53　都市計画課題解消の事例

地区名	内　容
那古野地区	都市計画道路江川線の拡幅整備にあたり、当初泥江市街地再開発計画が立てられ事業が進められてきたが、事業に賛同が得られなかった一部街区では市街地再開発事業を断念、地元調整の結果、街路事業として整備し、背後地については地元で任意の建て替えで進めることとした。
筒井地区	戦災焼け残り地区の整備を進めるにあたり、当初再開発事業を採用しようと計画を作成しようとした。しかし、地元での再開発事業への反発が強く、その後しばらく地元へ入れない冷却期間があった。その後、地区総合整備を掲げ市街地再開発計画を白紙に戻し地元と話し合いを再開、地区の課題解決に向けて様々な手法を検討した結果、土地区画整理事業、密集事業、街路事業等の手法を採択し、事業化された。
大曽根北地区	昭和30年代に土地区画整理事業の都市計画決定がなされたまま事業化が図れず時間が経過してきた。地区総合整備として取り組むとして地元と協議を再開し、密集事業により、借家権者の受け皿としてコミュニティ住宅を供給、土地区画整理事業との合併施行により事業推進を図った。
小幡地区	幹線道路松川橋線について、地区内の交通体系（歩車共存道路）と一体のものとして提案、地区全体の交通計画の中での松川橋線の果たす役割が理解され、松川橋の整備と地区内の歩車共存道路の整備がスムーズに進んだ。（居住環境整備街路事業調査の結果が役立てられた。）
その他地区	市街地内の長期未整備道路・公園の事業化が図られた。 大高町線：大高地区 江川線：那古野地区、白鳥地区、築地地区、庄内地区 赤萩町線：筒井地区、大曽根地区 高畑町線：八田地区 古鳴海停車場線：鳴海地区 有松線：有松地区 豆田町線：御剱地区 西町線：白鳥地区 志段味田代町線：志段味地区 米野公園：米野・名駅南地区 防災避難地の整備がされた。 神宮東公園：神宮東地区 白鳥公園：白鳥地区

② 地区の拠点性の向上

地区の持つ立地の特性を活かしたまちづくり方針を定め、その方針のもとにさまざまな施策を複合的に導入して相乗効果を高め、地区の拠点性を高めた（**表 6.4.54**）。

表 6.4.54　地区の拠点性を高めた事例

地区名	内　容
築地地区	港湾機能の拠点としての役割に、市民に開かれた港づくりの玄関口としての役割を加味し、江川線のシンボルロード化、水際線をウォーターフロント開発することにより市民に親しまれる地域に改造した。また、背後地の住環境を整備することにより定住化の促進を図った。
大曽根地区	名古屋北東部の拠点づくりを目指し、鉄道の立体化と六差路の解消、ガイドウェイバスの導入等により地区の拠点性を強化するとともに、土地区画整理事業、商店街の近代化事業、建築協定等を実施し、都市基盤の整備と商業の集積を高めた。
鳴海地区	鉄道の立体交差化とあわせて鳴海駅前地区の総合的な整備を実施、市街地再開発事業を始め、沿道整備型街路事業など新たな手法も生み出しながら、さまざまな手法を活用することにより事業効果を高めた。
有松地区	鉄道駅の拠点機能の充実と、歴史的街並み環境を活かした、観光拠点としてのまちづくりに取り組んだ。駅前拠点性を高めるための市街地再開発事業、土地区画整理事業、および歴史環境を活かすための地区計画、まちなみ保全事業などを複合的に採用した。
金山地区	名古屋の南部地区及び中部国際空港の玄関口としての副次拠点づくりを目指し、金山駅の総合駅化と金山南および北開発によるホテル、文化施設、商業施設等を集積し、地域のポテンシャルを高め、拠点性の充実を図った。
納屋橋地区	名古屋駅と栄の東西都心軸と堀川の南北軸が交わるクロスポイントの納屋橋地区の拠点性を高める目的で、堀川総合整備事業による河川の環境整備と、広小路沿線の市街地再開発事業を実施し、土地の高度利用により、魅力ある商業施設を集積した。

③　新たな都市機能の充実

工場用地の更新や、住宅団地の建替え、新市街地の開発など大規模な地区の更新に当たって、新たに求められる都市機能の導入に取り組んだ（**表 6.4.55**）。

表 6.4.55　大規模な都市機能の更新を果たした事例

地区名	内容
神宮東地区	市街地内の工場移転を契機に、広域避難地確保、定住化の促進、研究開発機能の充実などを図った。
白鳥地区	市街地内の貯木場跡地を転換、コンベンションを中心としたビジター機能の導入、定住化の促進などを図った。
志段味地区	新市街地の開発を期にヒューマンサイエンスパークを目指し、研究開発拠点作りに取り組んだ。
千種台地区	大規模住宅団地の建て替えを行なった。
稲永地区	大規模住宅団地の建て替えを行なった。

④　住民主体のまちづくりへの取り組みの芽生え

地区総合整備を進めるにあたり、住民との協議を重視、住民の意見を反映した事業をいくつか実現した（**表 6.4.56**）。

表6.4.56　住民の意向を反映したまちづくり事例

地区名	内容
大曽根地区	土地区画整理事業を契機に商店街の計画的建て替えを実施した。（建築協定の締結）
築地地区	築地ポートタウン21まちづくりの会を設立、地元でのまちづくり計画を作成するとともに、夢塾21などを組織化し、公園でのワークショップや防潮堤のデザイン化など地元でできるまちづくりに取り組んだ。
大曽根北地区	公園づくりでのワークショップを実施した。
金山地区	金山南および北まちづくり協議会を結成し、金山南・北のまちづくりに取り組んだ。
大高地区	大高まちづくり協議会を設立、まちづくり手法の学習会を実施してきた。
大須地区	商店街の近代化を目指して振興組合を中心に取り組み、一部地権者により民間再開発事業を実施、中華街はじめ特色ある商業集積を行った。

4　地区総合整備への取り組みへの体制

地区総合整備を進めるに当たって、地元との協議から始まって各種手法を採択、事業化といった一連の流れで仕事を進めるためには、主に手法別に組織が作られている現体制を見直しながら、計画づくりから話し合いを持ち、事業化へ結び付けていく現場事務所が必要不可欠であった。

また、各地区ごとの事業調整を行なうにあたり、関係局の参加を求めながら地区総合整備推進連絡調整会議を設置した。その中で、各地区において各局が取り組んでいる事業の調整を始め、新規事業等の事業見通しなどが話し合われ、各地区に対して行政施策の整合性の取れた対応となるよう努力が払われた。

5　地区を総合的に整備していくための留意点

地区総合整備は、都市というマクロな計画に対して、地区というミクロな計画を対置させ、マクロな都市の計画を受け入れつつも、日常生活的の場においてよりきめ細かくかつ生活全般に結びついた幅広い視点での計画づくりの可能性を追求したものである。その点では、福祉や教育、文化、地域産業などにわたる要素までもが対象となる。今後、地区を総合的に整備していく取り組みを行なっていくためには、次に掲げるような点に留意していくことが重要である。

①　課題解決のための手法の開拓

地元との協議を踏まえてまちづくりに取り組むためには、事業化に向けての手法の制度化が様々な分野で用意されることが必要である。例えば、密集市街地で防災対策に取り組んでいく場合、狭隘道路を整備したり、建物の耐震化、空き家対策など、施策の充実が求められる。

②　住民の主体的参画を促し、支援する体制づくり

地区の計画づくりを促進する主体者として期待される住民の組織化は充分に機能していないといえる。住民の主体的な参画を促進するための、資金、人材、場所の支援策が用意されることが必要である。

1. 資金：まちづくり助成、共同化助成等
2. 人材：まちづくり支援の人材派遣
3. 場所：住民団体が情報を交換できる場所

その中で、築地地区総合整備地区の取り組みは、注目に値しよう。築地地区は、堀川と中川運河に挟まれた地区で、計画の単位がイコール学区というコミュニティ単位であったこと、また、港の玄関口で親しまれる港づくりというテーマが明確であったことなどから、取り組みの当初よりまちづくり組織が継承されてきた。現在、港まちづくり協議会 [45] という組織が資金的裏づけを持って住民のまちづくり活動をサポートしていることなどの条件を備えており、今後の展開が期待される。

③　地区総合整備推進のための職員養成

住民の主体的参画を支援するとともに、職員側についてもまちづくりについて創意工夫していく姿勢が重要である。これまで、まちづくりを担当する職員は、事業手法や技術に対する専門家としての資質が求められてきたが、一方では、住民が求める意図を受け止め的確に対応していくといった柔軟性のある資質が求められる。職員が地域住民の発意を受け止め、まちづくりを実現していく手法を開拓していく姿勢が求められ、そのための学習や研修が重要となる。

④　地区住民の継続的な組織化のための区域の取り方

地区総合整備では、地区の設定を道路や河川など物理的な境界で設定してきたため、その区域が既設の地元の組織単位であることが少なく、新たな組織作りが必要となる。学区連絡協議会や町内会等既存組織をベースにまちづくり組織を形成したほうがスムーズである場合がある。

⑤　地区全体のまちづくり基本方針の明確化

地区全体の基本方針が明確でないと、主要事業が完成すると地区総合整備が終わったと判断する傾向がある。折角、地元での組織化、整備計画の作成などの取り組みのエネルギーが収斂してしまう。より継続的にまちづくりに取り組んでいけるための基本方針についても、地元での話し合いを十分した上で、明確にしておく必要性がある。

45　港まちづくり協議会（2007.3）（参考 URL : http://www.minnatomachi.jp/（2015/06/19 閲覧））

♣♣コラム　「まちづくり」という用語♣♣

まちづくりという用語は様々な局面で用いられ、その意味するところも多様である。まちづくりという用語はいつからどのような意味合いで使用されたのだろうか。はじめにまちづくりの意味合いを探ってみる。渡辺俊一はまちづくりの定義について分析する中で、西山卯三、田村明、佐藤滋、澤村明の定義について紹介している。[1] ここでは佐藤滋の定義を以下に例示しておこう。[2]

「まちづくりとは、地域社会に存在する資源を基礎として、多様な主体が連携・協力して、身近な居住環境を漸進的に改善し、まちの活力と魅力を高め、『生活の質の向上』を実現するための一連の持続的な活動である」

次にいつからということについては多くの論考がある。漢字混じりの表記について中島直人は 1947（昭和 22）年に秀島乾による「町造り」の例があるとしている。[3] また、増田四郎は 1952（昭和 27）年に「町つくり」と表現している。[4] 一方、ひらがな表記の「まちづくり」については、名古屋市における栄東再開発運動の中で生まれたという説がある。

栄東再開発運動は三輪田春男という一民間人が、1960 年代に 160ha を超えるような大規模な再開発を名古屋市や日本住宅公団などに働きかけて実現しようとしたもので、マスタープランと称する計画案まで作成されたが実現には至らなかった。広原盛明は「日本最初のまちづくり―名古屋市栄東地区」と題する論稿において、「『まちづくり』という言葉の誕生は、三輪田がもっぱら専門家の領域とされた『都市計画』を住民が身近に感じられるように『まちづくり』と言い換えたのがそのきっかけだ」としている。[5]

しかし、栄東地区関係者による「名古屋市における都市再開発運動」と題する論文においては、町づくり、街づくり、都市づくりという用語が使用されており、まちづくりという表記はみられない。特に栄東を冠する表現の場合は町づくりが用いられている。[6] この論文の発表時期や栄東地区の機関紙「栄東」には町づくりが多用されていることなどからすると栄東地区における運動が活発に展開された折には町づくりが用いられていたのであろう。

それではまちづくりという表記は、いつから用いられたのか。渡辺俊一らの文献探索によると、新生活運動における衛生面では 1955（昭和 30）年に使用された例がみられるが、冒頭の定義に近い使用としては宮本幸治が 1965（昭和 40）年にまちづくりについて定義している。このあたりがごく初期の使用例といえるのであろう。[7]

1 渡辺俊一「『まちづくり定義』の論理構造」（「都市計画論文集」 Vol. 46　No. 3　2011.10）
2 佐藤滋「まちづくりとは何か」（「まちづくり教科書第 1 巻　まちづくりの方法」 丸善　2004.3　p. 3）
3 中島直人「『復興情報』とその時代：『まちづくり』への一つの起点を求めて」（「まちづくりとメディア」 2003.8　pp. 18-23）
4 増田四郎「都市自治の一つの問題点」（「都市問題」 Vol. 43，No. 2　1952.2）
5 広原盛明「日本最初のまちづくり―名古屋市栄東地区」（「現代のまちづくりと地域社会の変革」 学芸出版社　2000.7　p. 30）
6 愛知県名古屋市中区栄東地区「名古屋市における都市再開発運動」（「わが村わが町のビジョン」（財）新生活運動協会　1966.3）
7 渡辺俊一　他「用語『まちづくり』に関する文献研究（1945～1959）」（「都市計画論文集」 Vol.32　1997）
宮本幸治「北九州市社会計画の基本構想」（「都市問題研究」 Vol. 210，No. 10　1965.10）

♣♣コラム　金山南ビル♣♣

金山南ビルは金山総合駅南にある公有地活用による開発で建設された複合用途ビルである。金山総合駅は、かつて離れていて不便だった JR、名鉄、地下鉄の各鉄道駅が 1989（平成元）年に集約されたことにより乗り換えを飛躍的に便利にした。しかし、総合駅周辺地区の土地利用は低密度で賑わいに欠けていた。そのため地区活性化の起爆剤として集客力のある施設の立地が求められた。

名古屋市は検討の結果、総合駅南の公有地と駅前広場を総合的に開発することを想定し、シティホテルを核として名古屋都市センター（以下「都市センター」という）、都市計画駐車場を一体とする案を計画した。当初は旧借地法下で生命保険会社を事業主体とする新借地方式（借地借家法に基づく定期借地方式類似の仕組みで、一時金の授受を伴わず、土地は契約期間満了後に無償で土地所有者等に返還される）の採用を想定していたが、バブル経済破綻に伴い抜本的に見直すことになった。

その結果、名古屋市の外郭団体が公有地を借地して活用する方式を採用することとした。（財）名古屋都市整備公社（以下「整備公社」という）を事業主体とし、経済界の要請で新たに名古屋ボストン美術館（アメリカのボストン美術館と連携するギャラリー）を追加することになった。具体的な事業内容を提案競技に求めることとし、名古屋市、整備公社、都市センターの三者で実行委員会を組織した。1992（平成 4）年度に提案競技を実施して最優秀提案を決定した後、建築設計と環境影響評価を行って 1999（平成 11）年 3 月に金山南ビルは竣工した。

金山南ビルの概要は下図に示すとおりである。建築物の諸元は、敷地面積約 4,600 ㎡、建築面積約 3,400 ㎡、延床面積 61,100 ㎡、地下 4 階、地上 31 階、高さ 134.5mで、事業費は約 226 億円であった。

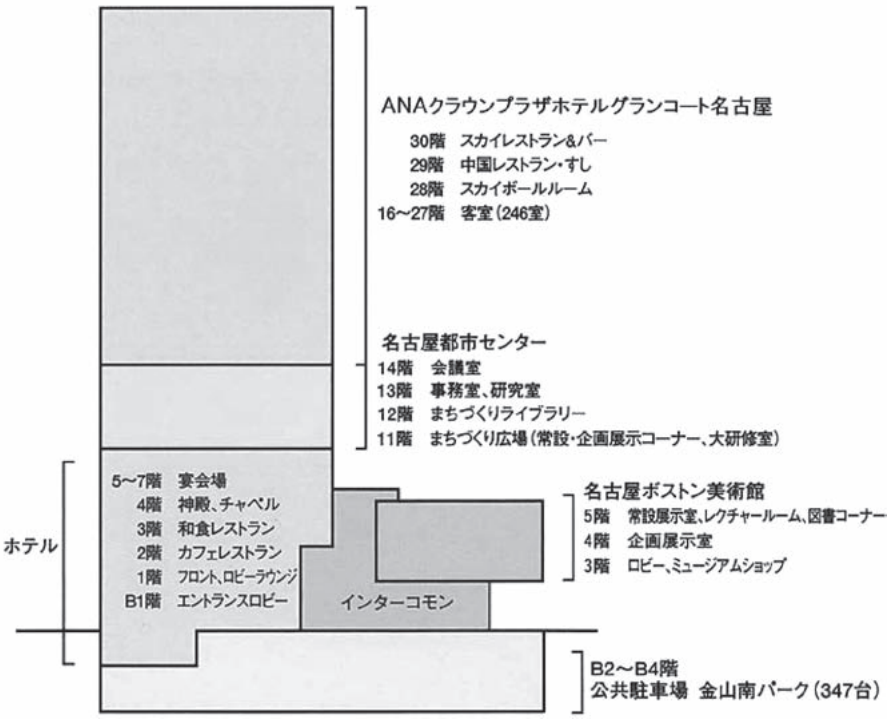

出典：パンフレット「金山　はじまりは、金山南ビルから」（名古屋市計画局都心開発推進室、㈶名古屋都市整備公社）を一部修正

第７編
都市計画
関連施策等

第１章　都市景観・屋外広告物

第1節　都市景観関連法制等の経緯 …… 第7編第1章　－639
第2節　名古屋市都市景観条例以前の都市景観施策　－650
第3節　名古屋市都市景観条例以後の都市景観施策　－664
第4節　屋外広告物法制の経緯　－704
第5節　名古屋市における屋外広告物　－713
コラム　名古屋市市政資料館　－721

第２章　環境影響評価

第1節　環境影響評価制度の経緯 …… 第7編第2章　－722
第2節　名古屋市における環境影響評価　－743

第３章　都市防災

第1節　防災関連法制の経緯等 …… 第7編第3章　－771
第2節　名古屋市の防災施策概観　－787
第3節　臨海部防災区域建築条例　－790
第4節　都市防災関係の計画　－800
第5節　都市防災関係の施策　－815

第４章　土地対策

第1節　総論　地価の動向等 …… 第7編第4章　－835
第2節　地価公示法　－842
第3節　公有地の拡大の推進に関する法律　－845
第4節　国土利用計画法　－855
第5節　土地基本法　－876
第6節　名古屋市における用地取得の概観および土地対策に係る組織　－878

第５章　町名・町界の整理と住居表示

第1節　町名･町界と住居表示関連法制の経緯 …… 第7編第5章　－883
第2節　名古屋市における町名･町界に関する方針　－901
第3節　町名･町界の整理と住居表示の実施　－905

第1章　都市景観・屋外広告物

第１節　都市景観関連法制等の経緯[1]

景観に関連する国の制度としては、既に戦前から「都市計画法」（大正 8 年法律第 36 号）と「市街地建築物法」（大正 8 年法律第 37 号）にそれぞれ風致地区、美観地区があり、また、「文化財保護法」（昭和 25 年法律第 214 号）が 1975（昭和 50）年 7 月 1 日に改正され（昭和 50 年法律第 49 号、施行は同年 10 月 1 日）、同改正に基づき「伝統的建造物群保存地区」が創設された。

「都市景観」という用語・概念が、行政施策として明示的に対象とされたのは歴史的にさほどさかのぼることではない。おそらくは「神戸市都市景観条例」（昭和 53 年条例第 59 号）がその初めであろう。もっともそれ以前にも「景観」を冠した条例は、「京都市市街地景観条例」（昭和 47 年条例第 9 号）をはじめとして、高山市、萩市などにもみられる。「都市景観」、「市街地景観」などの取り組みは自治体の条例などによる施策から始まり、「景観法」（平成 16 年法律第 110 号）が 2004（平成 16）年 6 月 18 日に公布され、一部を除き同年 12 月 17 日に施行されたことにより法律の後ろ盾をもつことになった。

これら以外にも、都市景観に関連する法律・制度は多く存在するが、ここでは便宜上、自然的景観関連、市街地景観関連、伝統的景観関連に区分して述べ、さらに各自治体の条例として進められた景観施策について概要を紹介する。

1　自然的景観関連法制等

(1)　自然的景観関連の地域地区等

都市の自然的景観に関連する制度は自治体独自のものを含めると様々あるが、ここでは、都市計画法に直接関連する自然的景観関連制度としての風致地区、「都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律」（昭和 37 年法律第 142 号）（以下「樹木保存法」という）による保存樹制度、「都市緑地保全法」（昭和 48 年法律第 72 号）による緑地保全地区および同法による緑化協定、緑化地域について概略を以下に示したい。なお、風致地区および都市緑地保全法に基づく各制度、およびそれらについての名古屋市での実施の詳細については、第4編「第3章　都市緑化にかかる地域地区」を参照されたい。

①　風致地区

風致地区は新都市計画法第 9 条に、「都市の風致を維持するため定める地区」と規定されているが、旧都市計画法の当初から規定された伝統ある地域地区のひとつである。風致地区の定義について北村徳太郎は、「風致とは趣きで風致あることは必ずしも山川草木の勝のみを唱ふるものでない（中略）然し多く慣用として自然の山川草木を對照として使用されて居る。（中略）今は先づ『山川草木の景乃至其等が添景を與へる趣』と解釋しておく」[2] としている。

「都市計画運用指針」（平成 12 年建設省都計発第 92 号）によれば、「都市の風致」について、「都市において自然的な要素に富んだ土地における良好な自然的景観と言える」としている。

---

[1] 大坂谷吉行「日本の都市景観整備施策の概要」（「都市計画」 SN. 134　1985.2）
安田丑作「都市景観整備の実践と景観研究の課題」（「都市計画」 SN. 138　1985.12）

[2] 北村徳太郎「風致地区に就て（其の 1）」（「都市公論 第 10 巻第 4 号」 1927.4）

風致地区は、旧都市計画法では主務大臣が地区を決定し、同法政令に基づき都道府県が規則を設け規制を行っていた。なお、1956（昭和 31）年からは地方自治法の改正により、政令指定都市は特例により市が規則を定め規制した。

新都市計画法では、都道府県知事が地区を決定し、同法第 58 条に基づく「風致地区内における建築等の規制の基準を定める政令」（以下「風致政令」という）、関連通達と通達別添の標準条例に従い、都道府県、政令指定都市が条例を定め規制する制度となっていた。なお、風致地区の都市計画決定権者は 1994（平成 6）年の地方自治法等の改正により中核市に拡大され、さらに 2000（平成 12）年の都市計画法改正およびそれに伴う政令改正によって 10ha 未満については市町村に移譲された。

名古屋市では、「名古屋市風致地区内建築等規制条例」（昭和 45 年条例第 27 号）（以下「風致条例」という）を定め、建築物・工作物等の建築等、宅地の造成等土地の形質の変更、水面の埋め立て等、木竹の伐採、移動の容易でない物件の設置等を許可対象行為とした。

その後名古屋市では 1978（昭和 53）年に風致条例を改正し段階規制を導入（昭和 53 年条例第 46 号）、建ぺい率などがより緩やかな第 2 種風致地区を新設（従来の地区は第 1 種とした）するとともに、地区の拡大変更を行った。その後 2000 年までに数度の区域変更を行っている。

2001（平成 13）年、「都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令」（平成 13 年政令第 98 号）により上記風致政令が改正され、名称が「風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令」とされるとともに、従来通達中に標準的に示されてあった「規制対象行為」が、条例に定める行為として政令に定められた。そのため、従来「建築物等の色彩の変更」など、市に裁量が任されていた事項が定めるべき事項となった。また、新たに「廃棄物、又は再生資源の堆積」も規制対象に加えられた。名古屋市では、2004（平成 16）年 3 月、風致条例を改正政令に対応し改正した（平成 16 年条例第 7 号）。

風致地区は名古屋市では主に緑濃い低層の住宅地を形成する役割を担うとともに、地区内の緑の保存、回復について一定の役割を果たし、開発が大きく進んだ名古屋市の中で貴重な緑空間を提供する地区となっている。また、風致地区は、戦前から都市計画公園緑地内の開発を抑え、風致環境を守る手段の一つとしても機能してきた。

② 保存樹、保存樹林

地域地区の一つとして緑地景観を確保する風致地区制度の次に、単体としての都市の美観風致に資する樹木、樹林を指定保存する制度ができた。樹木保存法は、1962（昭和 37）年 5 月 18 日に公布施行され、同法では、市町村長が「都市計画区域内において、美観風致を維持するため必要があると認めるときは、政令で定める基準に該当する樹木又は樹木の集団を保存樹又は保存樹林として指定することができる」と規定している。

樹木保存法は都市計画区域内に適用され、法律名称や目的に美観風致を有するように都市景観と関連が深い。都市内の古樹、巨樹は、しばしば都市景観構成要素として、望見できる緑やランドマークとなり、それらは樹木保存法に基づく保存樹であることが多い。

名古屋市では、1973（昭和 48）年から法に基づく指定を始め、また 1978（昭和 53）年には「名古屋市緑

化推進条例」（昭和 53 年条例第 15 号、現緑のまちづくり条例（平成 17 年条例第 39 号））を制定し、その中で法より緩和した基準の「保存樹等」を規定し、あわせて指定を行っている。名古屋市内の保存樹は、両制度あわせて 862 本（2011（平成 23）年 4 月 1 日現在）指定されている。ちなみに、名古屋市都市景観重要建築物等（制度等については第3節「5　都市景観重要建築物等」）に指定されている都市景観保存樹 14 本中、文化財指定ないし名古屋市所有のものを除くすべて（10 本）が保存樹にも指定されている。

③　緑地保全地区、緑化協定、緑化地域

緑地保全地区（現特別緑地保全地区、2004（平成 16）年法改正により改称。以下同様）は都市計画法の地域地区の一つであり、都市緑地保全法に規定される制度である。都市緑地保全法では、緑地保全地区を次のように定義している。

都市計画区域内において、樹林地、草地、水辺地、岩石地等が、単独で又は一体となって、良好な自然的環境を形成している土地であって、次のいずれかに該当する土地の区域である。

ⅰ　無秩序な市街地化防止、公害・災害防止のための遮断地帯、緩衝地帯、避難地帯

ⅱ　神社等の建造物等と一体となって又は伝承・風俗慣習と結びついて伝統的又は文化的意義を有するもの

ⅲ　風致・景観がすぐれている、または動植物の生息、生育地として適正に保全の必要があり、かつ、住民の生活環境確保のため必要なもの（「動植物の生息、生育地」は、1994（平成 6）年 6 月追加）

すなわち、3 号要件にあるように景観にも関係する制度となっている。またこの制度は、現状凍結的な緑地の保存を可能とし、行為不許可に伴う補償や対象地の買取もできる制度として創設された。

名古屋市では、1980（昭和 55）年 11 月 25 日第 1 回指定、以降 4 回追加指定し、2000（平成 12）年時点で 67 カ所、140.1haを都市計画で指定している。

緑化協定（現緑地協定、1995（平成 7）年法改正により改称）は、都市計画区域内の相当規模の一団の土地等において良好な環境を確保するため、全員合意で協定を締結できる制度である。緑化協定や、次に述べる緑化地域は、「良好な都市環境」を確保するための制度で、直接景観に資する制度ではないが、緑化関連制度として言及したい。

名古屋市では、名古屋市緑化推進条例に基づく「緑と花の協定」制度（法に定める緑化協定に比べ要件を緩和した制度）と合わせ、1978（昭和 53）年から協定締結、助成事業などを進めている。

緑化地域は、2004（平成 16）年 6 月都市緑地保全法が都市緑地法と改称・改正された中で新設され、都市計画法の地域地区の一つにも追加された制度である。都市計画区域内の用途地域が定められた区域で、良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足し、建築物の敷地内において緑化を推進する必要がある区域について、市町村が、位置、区域、緑化率の最低限度を定めるとされている。

名古屋市では 2008（平成 20）年 10 月 31 日に名古屋都市計画緑化地域、約 30,258ha、緑化率の最低限度は建ぺい率に応じ 2/10 から 1/10 に定めた（名古屋市告示第 465 号）。

この他、都市緑地法には緑地保全地域制度が新設されたが、名古屋市ではまだ具体化されていない。

2 市街地景観関連法制等

(1) 地域地区

① 美観地区(現景観地区)[3]

美観地区は、元来、市街地建築物法に根拠をもつ歴史ある地域地区である。風致地区が都市の自然的景観をコントロールする地区であることに対し、美観地区は「美観」という名称を冠するように、都市の市街地景観の中でも特に重要な地区を想定していた。

「建築基準法」(昭和 25 年法律第 201 号)施行(美観地区等については、1950(昭和 25)年 10 月 25 日施行)以前の美観地区規制は、「市街地建築物法施行規則」(大正 9 年内務省令第 37 号)に規定があったが、建築基準法施行以降は規制内容は美観地区指定都市の条例に委ねられた。

美観地区は、かつての市街地建築物法施行規則においては、「環境ノ風致ヲ害シ又ハ街衢ノ体裁ヲ損ス」場合は、地方長官(都道府県知事)は除却、改修、設計変更を命ずることができるとされていた。建築基準法は内容を条例に委任し、法自体は「市街地の美観を維持するため必要がある場合」と抽象的に規定するのみで、この表現は新都市計画法にも受け継がれた。美観地区の内容については、2000(平成 12)年の「都市計画運用指針」では、「建築物の配置、構造等が道路、公園等の公共施設等と調和と均整のとれた建築美を保っている地区」とし、「都市のシンボルとなる道路沿い、シンボリックな建造物等の周辺などの街並みにより形成される景観を維持すべき地区」を例示している。

美観地区は、戦前には東京都(皇居外苑一帯)、大阪市(御堂筋等)、伊勢市の3都市のみに指定されていたが、戦後、沼津市、京都市、倉敷市にも指定された。

戦前指定の 3 都市については、建築基準法施行以降、規制条例が制定されず、行政指導に依拠するにとどまったが、戦後指定の 3 市については、それぞれ規制条例を制定しており、その概要を紹介する。

ア 沼津市の美観地区

沼津市の美観地区は、1953(昭和 28)年 4 月 7 日に都市計画決定され、同年 7 月 22 日に条例が制定されている。他都市とは異なり、アーケード商店街に適用された特異な例である。戦災復興土地区画整理事業区域内にあって、道路拡幅が困難な中、移転に際して防火建築帯指定により耐火建築物の共同建て替えを行った際、道路拡幅に替え 1 階部分を公共用歩廊とし、2 階以上を公共用歩廊上空に張り出す構造とすることの見返りとして、当該地区 0.7ha に美観地区を指定するとともに、建築協定を締結するというものであった。[4]

イ 京都市の美観地区

京都市は、景観整備のための「市街地景観整備条例」を 1972(昭和 47)年 4 月 20 日に公布し、同条例中の美観地区について同年 9 月 1 日に京都御所をはじめとする 7 地区 932.2ha を都市計画決定し、2 種類の段階規制を採用した。さらに 1996(平成 8)年 5 月 24 日に 10 地区 1,804.0ha に拡大都市計画変更

[3] 鈴木伸治「建築基準法制定に至る過程に於ける美観地区制度に関する考察」(「都市計画論文集」 No. 38-3 2003.10)
小出和郎「美観地区条例」(小林重敬・編「条例による総合的なまちづくり」 学芸出版社 2002.12 pp. 45-61)

[4] 初田香成「都市の戦後」(東京大学出版会 2011.5 pp. 269-273)

するとともに、「市街地景観整備条例」を都市計画変更と同日に改正施行し、5 種類の段階規制に拡大している。[5] さらに2007(平成19)年9月1日には美観地区を景観法に基づく景観地区として大幅に拡大している。

ウ 倉敷市の美観地区

倉敷市は、1968(昭和43)年9月30日に自主条例としての「伝統美観保存条例」を公布し、翌年には倉敷川河畔に美観地区、特別美観地区を指定した。ただし、これらの地区は都市計画法に基づく地域地区としてではなく、倉敷市独自の制度であった。その後、1979(昭和 54)年に両地区の一部に重ねて「伝統的建造物群保存地区」(以下「伝建地区」という)を都市計画決定した。以上のような制度の下にありながら、伝建地区外の美観地区内における建築紛争が生じた。これを契機として、倉敷市は自主条例を建築基準法に基づく条例とする必要を痛感し、「美観地区景観条例」を2000(平成12)年3月21日に公布し、同年4月1日から施行した。あわせて同年3月23日に伝建地区および伝建地区外の美観地区の全体について都市計画法上の地域地区としての美観地区21.0haを都市計画決定した。[6]

② 景観地区

「景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成16年法律第111号)は、2004(平成16)年6月18日に公布され、他の関連法律とともに都市計画法・建築基準法が改正された。この改正により、美観地区は廃止されて、景観地区が誕生した。この景観地区に関する条項の施行は翌年 6 月 1 日である。

戦前指定の3都市の美観地区は廃止となったが、規制条例を有する戦後指定の3市は美観地区の名称を残したまま景観法上の景観地区に移行した。沼津市および倉敷市は、根拠条例を建築基準法に基づく条例から景観法に基づく条例に変更するにとどまり、地域地区としての区域内容に変更はない。京都市は2007(平成19)年9月1日に景観地区として、美観地区の名称を維持しつつ次のように変更した。すなわち、6種類の美観地区(沿道型、岸辺型、旧市街地型、山ろく型、山並み背景型、歴史遺産型)と2種類の美観形成地区(市街地型、沿道型)の合計10,186.0haという内容である。[7]

美観地区は全国で6都市、15地区、2,257.5haにとどまったが、景観地区は2010(平成22)年度末現在で、全国19都市、33地区、18,983.7haとなっている。

③ 高度地区

高度地区は、建築物の最高限度または最低限度を定める地域地区であり、最高限度を定める場合には主として日照の確保など、最低限度を定める場合は高度利用促進などの目的で適用されてきた経緯がある。一方で建築物の高さが景観に大きな影響を及ぼすことから景観コントロールの目的でも多くの都市で適用されている。

---

[5] 大西国太郎「京都市における美観地区制度」(「都市問題研究」 Vol. 134, No. 2 1980.2)

[6] 目黒真三「倉敷市美観地区景観条例の制定について」(「新都市」 Vol. 54, No. 9 2000.9)
倉敷市ウェブサイト「保存の歩み」 http://www.city.kurashiki.okayama.jp/6223.htm(2015/08/27閲覧)

[7] 高谷基彦「京都市の新景観政策」(「都市問題研究」 Vol. 60, No. 10 2008.10)
京都市「新景観政策」(京都市都市計画局都市景観部景観政策課 2007.8)

名古屋市においては、高度地区の指定実績はあるが、美観地区ないしその後継である景観地区の指定実績はない。

(2)　敷地・街区レベルの誘導制度

敷地・街区レベルにおいては、特定行政庁が許認可権等を背景に裁量権を発揮してより良い環境を誘導する制度(たとえば「総合設計」、「一団地認定」など)や都市計画決定権者が都市計画案を作成する過程で関係権利者等の意見聴取や提案を通じて望ましい環境を誘導する制度(たとえば「特定街区」、「地区計画等」など)がある。特に「総合設計」や「特定街区」においては、公開空地や有効空地、緑化などの条件によって一般規制を緩和することなど都市景観に影響が大きい誘導項目がある。

また、一方で権利者等の自主的なまちづくりへの意識の高まりに依拠しつつより良い環境を維持・保全・創造する仕組み(たとえば「建築協定」、「地区計画等」など)も拡充されてきている。

これらの制度は、元来、景観コントロール自体を直接の目的としている制度ではないが、景観コントロールにも十分応用できる制度といえる。

これらについては、名古屋市において多種多様な実績がある。

3　伝統的景観関連法制等

(1)　古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法 [8]

「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法」(昭和41年法律第1号)(以下「古都保存法」という)は、超党派の議員立法により1966(昭和41)年1月13日に公布され、同年4月15日に施行された。これは、鎌倉市における民間デベロッパーが、1964(昭和 39)年に宅地造成を計画したことにより、古都の景観が大きく阻害されそうになったことを危惧して反対運動が起きたことが契機となっている。以下に2011(平成23)年の第2次一括法施行後の規定に基づく古都保存法の概要を記す。

古都保存法における「古都」とは、「わが国往時の政治、文化の中心等として歴史上重要な地位を有する市町村」をいう。京都、奈良、鎌倉3市のほか5市1町1村が対象となっており、名古屋市は対象となっていない。規制内容としては、国土交通大臣が、「歴史的な建造物や遺跡と、それらをとりまく樹林地などの自然的環境が一体となって古都らしさを醸し出している土地」を、歴史的風土保存区域として指定し、当該区域の歴史的風土保存計画を決定する。歴史的風土保存区域内の建築等の一定の行為については、府県知事(政令指定都市の場合は市長、以下「府県知事等」という)への届出が必要となり、行為の内容によっては、府県知事等は助言・勧告ができることとされている。

さらに、歴史的風土保存区域内の特に枢要な地域については、府県知事等は、都市計画法の地域地区として、歴史的風土特別保存地区を都市計画決定することができる。歴史的風土特別保存地区においては、建築等の一定の行為を許可制とし、違反の場合の原状回復命令や不許可の場合の損失補償を規定することにより凍結的な保存を可能としている。

[8] 「古都保存」(国土交通省都市・地域整備局　http://www.mlit.go.jp/common/000221199.pdf(2015/08/27 閲覧))

(2) 文化財保護法 [9]

多くの地方公共団体が独自の条例により歴史的町並み保存に乗り出した状況から、国(文化庁)においても必要性を認識するところとなり、1975(昭和 50)年 7 月 1 日に昭和 50 年法律第 49 号により文化財保護法を改正公布し、伝統的建造物群保存地区制度を創設した。施行は同年 10 月 1 日である。

「伝統的建造物群」とは、「周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの」をいい、「伝統的建造物群保存地区」とは、「伝統的建造物群およびこれと一体をなしてその価値を形成している環境を保存するため市町村が定める地区」である。市町村が伝統的建造物群保存地区を定める手続きには、都市計画決定による場合と条例による場合がある。都市計画区域内(2000(平成 12)年の都市計画法改正以降は準都市計画区域内を含む。以下同様)においては、地域地区のひとつとして都市計画決定し、都市計画区域以外においては条例で定めることとしている。

伝統的建造物群保存地区においては、現状変更行為にかかる規制は政令に定める基準にしたがって市町村の条例で定めるほか、保存のための必要な措置についても条例で定めることとしている。

従来の文化財行政が単体建造物を対象としてきたことに対し、伝統的建造物群保存地区は純然たる伝統的建造物以外も含む線的ないし面的な広がりを対象としたことや、現状変更行為について内部の改変を規制の対象とせず、建造物の外観を規制対象とするなどの特徴を有する。

国は伝統的建造物群保存地区の中から市町村の申し出を受けて、価値が高いと判断した地区を「重要伝統的建造物群保存地区」として選定し、修理・修景事業等に対して補助を実施している。

従前、独自条例によって町並み保存に対処してきた多くの市町村のうち、伝統的建造物群保存地区に該当する地区についてはこの制度に移行した。なお、伝統的建造物群保存地区周辺の区域に景観形成地区などの名称をもって独自条例による区域を存置するか、または伝統的建造物群保存地区に関する内容を「都市景観条例」等の名称の下に包含した例も多い。[10]

4 地方公共団体の条例等による景観施策

(1) 伝統的景観の保全施策 [11]

伝統的景観を守ろうとする動きは、「町並み保存」や「伝統環境」などの名のもとに 1960 年代後半(昭和 40 年代)から顕在化してくる。高山や妻籠に町並み保存のための住民団体が結成され、1968(昭和 43)年 4 月には古都保存法に触発されて「金沢市伝統環境保存条例」が制定された。この条例は「自然景観や歴史的建造物で形成される固有の伝統環境を保存するための全国初の条例」である。1989(平成元)年には伝統的景観以外も対象とするよう「金沢市における伝統環境の保存及び美しい景観の形成に関する条例」に全面改正され、さらに景観法施行を受けて 2009(平成 21)年 3 月には「金沢市における美しい景

[9] 江面嗣人「伝統的建造物群保存地区制度の成果と展開」(「未来へ続く歴史のまちなみ」 ぎょうせい 2001.3 pp. 250-258)

[10] 葉 華 他「伝統的建造物群保存地区を核とした歴史的景観の保全・形成のための地区指定の現状と変化に関する研究」(「日本建築学会計画系論文集」 No. 506 1998.4)

[11] 小出和郎「景観系まちづくり条例」(小林重敬・編「地方分権時代のまちづくり条例」 学芸出版社 1999.9 pp. 73-76)

観のまちづくりに関する条例」に全面改正された。[12]

金沢市に遅れること半年ほどの 1968（昭和 43）年 9 月には「倉敷市伝統美観保存条例」が制定されている。同条例は当初は自主条例であったが、後に名称を変更して建築基準法に基づく条例、さらに景観法に基づく条例に改正されている。

金沢市、倉敷市に続き、1971（昭和 46）年に「柳川市伝統美観条例」、1972（昭和 47）年には「高山市市街地景観条例」、「萩市歴史的景観保存条例」などが制定され、さらに 1973（昭和 48）年には津和野町、松江市、南木曽町（妻籠宿）などが同様な条例を制定している。これらの自主条例は、後述する文化財保護法に基づく伝統的建造物群保存地区に移行したり、伝統的建造物群保存地区周辺に適用されたりしたほか、伝統的景観だけではなく市街地景観にも適用を拡大するように改正されたりしていった。

これらの自主条例については、景観法施行に伴い、萩市や松江市のように景観法に基づく条例に改正されていった事例もあれば、柳川市、高山市、津和野町のように独自条例を維持しながら別途景観法に基づく条例を制定していった事例も存在している。

名古屋市においては、1983（昭和 58）年 8 月に、「名古屋市町並み保存要綱」を制定施行し、以降、有松、白壁・主税・橦木、四間道、中小田井の 4 地区を町並み保存地区に指定している。また、2016（平成 28）年 2 月に有松地区に伝統的建造物群保存地区を都市計画決定している。

（2） 条例による都市景観の誘導・創出 [13]

伝統的景観や自然景観の維持・保全にとどまらず、都市景観全般を対象として、より積極的に望ましい景観を誘導、創出していくための手法として「都市景観条例」が制定されたのは、1978（昭和 53）年 10 月 20 日公布の「神戸市都市景観条例」（基本的な施行は 1978（昭和 53）年 11 月 20 日、行為規制に係る条項等は、1979（昭和 54）年 10 月 30 日をはじめ段階施行）が最初とすることに異論はないであろう。神戸市都市景観条例は、「神戸らしい都市景観をまもり、そだて、つくることを『都市景観の形成』」と称し、「都市景観形成基本計画」の下に、法定の美観地区および伝統的建造物群保存地区を包摂して、神戸市独自の「都市景観形成地区」を指定することを骨格としている。そのほか、大規模建築物等に関する届出制や市民団体認定制度、助成、景観審議会等、後続の自治体が制定する都市景観条例のメニューがかなりそろえられている。[14]

名古屋市は、神戸市の後に都市景観条例を制定（1984（昭和 59）年 3 月公布。都市景観条例制定前後の施策については次節および第3節参照）したが、その内容の違いをみると、神戸市都市景観条例で

[12] 本光章一「数多くの条例駆使し、魅力的な景観・まちづくり―金沢市の歴史を生かしたまちなみ形成の取り組み」（「月刊地域づくり」 2004.11）

[13] 前掲 11 小出和郎「景観系まちづくり条例」（小林重敬・編「地方分権時代のまちづくり条例」 学芸出版社 1999.9　p. 78, pp. 86-89）
荒　秀「都市景観条例」（「都市計画」 SN. 196　1995.9）
「景観条例」（「景観まちづくり」 丸善 2005.6　pp. 50-59）

[14] 浅井活太「神戸らしい都市景観の形成をめざして」（「新都市」 Vol. 32,　No. 5　1978.5）
浅井活太「神戸市都市景観条例について」および「神戸市都市景観条例」（「都市づくりの理論と実践」 勁草書房　1979.10　pp. 63-74, pp. 236-246）

は美観地区、伝統的建造物群保存地区の位置づけがあり、逆に名古屋市の都市景観条例では都市景観重要建築物等、都市景観協定、表彰の制度が盛り込まれている。また、神戸市の地区は「都市景観形成地域」と規定され建築物の景観形成を対象としているが、名古屋市の地区は「都市景観整備地区」として建築物の誘導だけでなく道路など公共施設の整備についての整備計画を策定するところに特徴がある。

神戸市都市景観条例に先立つ京都市市街地景観条例は1972(昭和47)年4月20日に公布されている。この条例は名称に市街地景観をうたい、美観地区、巨大工作物規制区域、特別保全修景地区(後に伝統的建造物群保存地区を重複指定)などの制度を包含することから、都市景観条例の先駆とみることもできるが、主な対象としては伝統的景観保全であったといえよう。ただし、1995(平成7)年3月の改正により、名称を京都市市街地景観整備条例に改め、対象地区についても美観地区、建造物修景地区、沿道景観形成地区、歴史的景観保全修景地区、界わい景観整備地区に再編しており、より包括的な内容となった。

一般的に、都市景観条例が規定する項目としては、前文、目的、市長はじめ関係者の責務、国等に対する協力要請、景観基本計画、景観に関する独自のゾーニングや他法令に根拠を有するゾーニング(これらに係わる届出等の諸手続き)、大規模建築物・工作物の対応、ランドマーク的な建造物の指定、表彰制度、景観協定、景観関係市民団体認定、助成制度、景観関係審議会などがある。

都市景観条例の全体像については、北條元他が制度内容の変遷について、また、高田真他が運用実態と効果について、伊藤修一郎が条例相互間の類似関係について見通しのよい整理を行っている。[15]

北條元他は、神戸市都市景観条例が公布された1978(昭和53)年から1998(平成10)年までに公布された89の条例(制定団体を「市」に限定している)を対象として分析を試みている。公布条例数によって条例公布時期を**表 7.1.1** のように区分している。

表 7.1.1 公布年別都市景観条例数

時期区分	期 間	条例数		主な市
		実数	累積	
Ⅰ	1978(S53)-1987(S62)	9	9	神戸、名古屋、北九州、福岡
Ⅱ	1988(S63)-1991(H 3)	18	27	金沢、熊本、静岡、松本
Ⅲ	1992(H 4)-1995(H 7)	43	70	新潟、長野、佐賀、前橋、大宮、川崎、仙台、岐阜
Ⅳ	1996(H 8)-1998(H10)	19	89	千葉、山形、清水、札幌

Ⅰ期は1978(昭和53)年から1987(昭和62)年までの期間で、神戸市都市景観条例が公布されてから次第に他都市にも「都市景観条例」が制定されていく時期に相当し、名古屋市都市景観条例もこの時期に制定されている。Ⅱ期は1988(昭和63)年から1991(平成3)年、Ⅲ期は1992(平成4)年から1995(平

[15] 北條 元 他「昭和53年から平成10年における都市型の景観条例に用いられた項目にみる内容の変遷」(「日本建築学会計画系論文集」 No. 543 2001.5)
高田 真 他「景観条例による景観誘導の実態と効果に関する研究」(「2002 年度第 37 回日本都市計画学会学術研究論文集」 2002)
伊藤修一郎「自治体政策過程における相互参照経路を探る－景観条例のクラスター分析」(「年報公共政策」 2003)

成 7)年で、都市景観条例制定団体が急増していく過程に該当する。Ⅳ期は 1996(平成 8)年以降で、条例数はⅢ期にくらべて若干減少傾向を示している。その後は、景観法施行(2004(平成 16)年 12 月 17 日)に伴い、都市景観条例が景観法に基づく条例に改正されていった。発表時期の関係で北條の論文では触れていないが、景観法施行以降については別な期間を起こす必要があることはいうまでもない。

景観法施行以降について、国土交通省の「景観行政ネット」における「景観に関する条例一覧」[16] を参照して、地方別・団体別の「景観に関する条例制定団体」を整理すると**表 7.1.2** のようになる。

表 7.1.2　景観に関する条例制定団体(2006(平成 18)年現在)

制定団体	北海道	東北	関東	北陸	中部	近畿	中国	四国	九州	沖縄	計
都道府県	1	5	9	2	2	3	5	0	5	1	33
市・区	7	27	77	12	33	39	21	10	31	4	261
町	9	9	10	2	0	1	2	3	4	0	40
村	1	1	2	0	0	0	0	0	0	0	4
計	18	42	98	16	35	43	28	13	40	5	338

また、条例によるしくみづくりから施策を進めた都市が多くあったのに対し、横浜市は 1972(昭和 47)年に全国で初の都市デザイン専門セクションを設け、市民の生活の舞台としてふさわしい空間づくりを積極的に進めようという試みを開始したことに特色があった。[17]

(3)　景観法 [18]

先行する地方公共団体の都市景観条例に対して国の対応は遅れ、まず、景観に関する答申の類として、1984(昭和 59)年 11 月に「美しい国土建設を考える懇談会」により「美しい国土建設を考えるために」が、また 1986(昭和 61)年 5 月には建設省都市局長の私的諮問機関である「都市景観懇談会」により「良好な景観形成を目指して」が報告された。

景観に関する独自条例が相次いで制定されていくなかで、こうした景観条例の多くで採用されている届出勧告制に強制力が伴わないことなどから、景観に関する基本法制の必要が論じられるようになった。そこで国土交通省は 2003(平成 15)年 7 月に「美しい国づくり政策大綱」を公表し、同年 12 月には社会資本整備審議会によって「都市再生ビジョン」が答申され、その双方において「景観に関する基本法制の制定」がうたわれた。

このような状況を背景として、2004(平成 16)年 6 月 18 日に景観法が公布され、同年 12 月 17 日に施行された(同法「第 3 章　景観地区等」にかかる規定は翌年 6 月 1 日施行)。

景観法の主な内容は、やや緩やかな行為規制に基づく景観計画区域と、それより踏み込んだ内容の

[16] 「景観に関する条例一覧」(景観行政ネット)
http://www.keikan-net.org/keikan_info/keikan_jyourei/keikan_jyourei.htm(2015/08/27 閲覧)
[17] 「景観行政の実際」(「景観行政のすすめ」 日本都市センター 1987.7　p. 105)
[18] 益田　浩　他「景観法・景観整備法の解説」(「新都市」 Vol. 58, No. 7　2004.7)
澤井　俊「景観緑三法①」(「時の法令」 SN. 1738　2005.5.30)

景観地区である。

景観計画は、景観行政団体（都道府県、政令指定都市、中核市および都道府県の同意を得た市町村）が景観計画区域において定めるもので、景観計画区域内においては建築行為等一定の行為について届出勧告制（一部命令を含む）により、良好な景観の保全・形成・創出を図ることになっている。

景観地区は地域地区のひとつで、美観地区の後継となる。「建築物の形態意匠の制限」を必須の決定内容とするほか、「建築物の高さの最高限度又は最低限度」、「壁面の位置の制限」、「建築物の敷地面積の最低限度」のうち必要なものを定めることとされている。「建築物の形態意匠の制限」については、市町村長による認定制度と違反に対する命令、その他の事項については建築確認をもって担保することになっている。なお、景観計画と景観地区のほか、景観協定、景観重要建造物等、景観協議会、景観整備機構などの制度が規定された。

政令指定都市である名古屋市は景観行政団体となることから、2007（平成 19）年 3 月に景観計画を策定しており、その後は数回にわたって変更している。

第２節　名古屋市都市景観条例以前の都市景観施策

1 都市景観調査

(1) 背景等

本山市政の下、1977(昭和52)年12月に「名古屋市基本構想」が議決され、「ゆとりとうるおい」を標語とするなかで、都市高速道路をはじめとするインフラストラクチャー整備などハード面の充実に加えて、都市の個性などソフト面の向上についても目が向けられるようになった。この「名古屋市基本構想」において、「市は、市民の積極的な参加をえて、調和のとれた魅力ある都市景観の創造をめざす」とうたった。

名古屋市は、他都市の都市景観条例施行等の動きにも留意しながら、1980(昭和 55)年 1 月の「名古屋市基本計画」において、「都市の美観」という節を起こし、「都市景観整備体制の確立」の中に次の項目を盛り込んだ。[19]

ⅰ　施策の指針となる都市景観条例を制定

ⅱ　都市景観整備計画を策定

ⅲ　規制・誘導策を充実、援助・助成策を確立

同じく「名古屋市基本計画」における「市街地景観の向上」では、「久屋大通を中心とする地区を都市景観モデル地区に指定する」ことがうたわれるとともに、「地域別計画」において中区には、「久屋大通、若宮大通の沿道は、景観保全地区として、道路景観、建築物の意匠など、美観の向上につとめる」という表現もみられる。

以上のように、「名古屋市基本計画」に都市景観施策が位置づけられることとなったため、都市景観に関する具体的な施策をどのように展開していくかについて、基本的な方向や方針を定めるための調査が必要とされた。

(2) 都市景観整備計画基礎調査等

名古屋市は、1979(昭和 54)年度から 3 か年度にわたり、「都市景観整備計画基礎調査」および「都市景観整備計画策定調査」を実施した。

「都市景観整備計画基礎調査」(1979(昭和 54)年度)においては、①都市景観の意義、②名古屋の都市景観の現状、③都市景観整備のケーススタディ、④都市景観整備の課題　を整理している。[20]

その中で、②名古屋の都市景観の現状　については、次の 3 景観に区分するとともに特徴的景観をもつところを抽出して都市景観資源とした。

ⅰ　土地利用区分をベースにした市街地地区景観

ⅱ　主要幹線道路と河川を基とした都市軸景観

ⅲ　名古屋城の眺望景観などの特定施設景観

---

[19] 名古屋市総務局企画課「名古屋市基本計画」(名古屋市　1980.1　pp. 65-67, pp. 190-193)

[20] 名古屋市計画局「都市景観整備計画基礎調査概要報告書」(名古屋市　1980.3　p. 24, p. 29)

また、③都市景観整備のケーススタディ については、眺望の保全（名古屋城の眺望点）、広幅員道路の活用（久屋大通の修景対策）、歴史的町並（有松における修景整備）などを採りあげている。

「都市景観整備計画策定調査」（1980（昭和 55）年度）においては、「名古屋市基本計画」における「都市景観整備計画策定」を受けて、「景観マスタープランの検討」を行い、「景観整備重点地区」72 地区およびその中でも特に「景観整備計画を作成すべき地区」16 地区を抽出した。さらにその中から「久屋大通地区」と「有松地区」を採りあげて景観整備計画（案）を作成した。[21]

「都市景観整備計画策定調査」（1981（昭和 56）年度）においては、前年度調査結果を受けて、「名古屋市基本計画」で「都市景観モデル地区に指定する」としている久屋大通地区について、景観形成の方策、制度・手法を検討したうえで、「久屋大通地区景観形成実施計画（案）」を作成した。その中で方策については、公共部分、（沿道）建築物、敷地・屋外広告物のそれぞれについてデザイン・コントロールのあり方を示し、制度・手法については、美観地区、地区計画、建築協定、条例などを検討のうえ、段階的対応として、指導要綱から景観条例に移行するステップを提起した。また、「景観形成実施計画（案）」については、景観形成の基本方向として「広い道路と大きな空のある明るいまち」などを掲げたうえで、後に景観条例に発展することを想定したうえでの景観形成指導要綱（案）を示し、その中で届出対象行為、建築物・工作物（屋外広告物を含む）・占用物件に関する景観基準（案）、助成等を記述している。[22]

2 都市景観懇談会

（1） 名古屋市都市景観懇談会（第1次）

① 背景

「名古屋市基本計画」において、「都市景観の基本的事項の検討、都市景観向上のための施策の提案などをおこなう都市景観向上のための委員会（アーバンデザイン委員会など）を新たに設置する」と位置づけられたことを受け [23]、総務局を事務局として 1980（昭和 55）年 10 月 3 日に「名古屋市都市景観懇談会（第 1 次）」（以下「第 1 次懇談会」という）が設置された。

② 構成

第 1 次懇談会は、水野宏（日本福祉大学教授（当時））を座長として、13 名の委員で構成され、懇談会の下に 4 名の専門部員を置いた。また、第 1 次懇談会を補佐するために、10 局 1 行政委員会の担当者からなる名古屋市都市景観研究班を事務局と一体となるように組織した。

第 1 次懇談会は、はじめに全体審議を行い、1981（昭和 56）年 8 月 10 日に「中間のまとめ」を市長に提出した。その後は、第 1 部会（都市景観基本計画）、第 2 部会（街路空間における各種装置）、第 3 部会（景観行政制度・体制）の 3 部会に分かれて審議を行った。

[21] 名古屋市計画局「都市景観整備計画策定調査報告書」（名古屋市 1981.3 pp. 20-21）
[22] 名古屋市計画局「都市景観整備計画策定調査報告書」（名古屋市 1982.3）
[23] 前掲 19 名古屋市総務局企画課「名古屋市基本計画」（名古屋市 1980.1 p. 67）

③ 提言・報告内容

第 1 次懇談会は、審議の結果をとりまとめた報告書「名古屋の魅力ある都市景観を求めて」（以下、「景観懇報告書」という）および景観懇報告書の中から緊急に必要と考えられる事項をまとめた「政策提言」を 1982（昭和 57）年 3 月 25 日に本山市長に提出した。

「政策提言」の内容を項目として示すと次のようになる。[24]

ⅰ 全般に関する事項

a 都市景観基本計画の策定

b 名古屋市都市景観条例（仮称）の制定

c 名古屋市都市景観審議会（仮称）の設置

ⅱ 個別施策に関する事項

a 街路空間における各種装置のあり方

b 屋外広告物規制の見直し

c 各種案内表示の整備の方向

d 公共交通機関における景観向上

e 道路、公園、公共建築などの公共施設の修景向上

ⅲ 市民意識の高揚に関する事項

ⅳ 都市景観行政推進のための体制の整備

景観懇報告書は、「都市景観についての基本的考え方」、「名古屋の都市景観（現状と課題）」、「都市景観行政のすすめ方」を導入部にして、その後に政策提言に盛り込まれているような内容が記述されている。[25]

都市景観を「市民の生活する都市環境の総合的かつ個性的な表現であり、市民の文化をもっとも端的に表すもの」とし、都市景観基本計画策定の前提となる考え方として、「ふれあいと調和」を掲げている。また都市景観基本計画策定にあたっての基本的な視点として、「景観自立地区（地域の自然条件、歴史、コミュニティ、街並みなどの総合的印象がひとつのまとまりをもった空間として意識される地域）からのアプローチ」、「異なる要素の調整」、「共用空間の確保」をあげるほか心象風景など無形のものを配慮した施策も対象として位置づけることが必要であるとしている。

そのうえで、「都市景観の構造化」を「様々な都市景観の要素をシステムとして組み立てていくこと」とし、「景観自立地区」と「景観基本ゾーン」の 2 段階の構造を設定した。「景観基本ゾーン」とは、平地・台地・丘陵という地形 3 区分を基に「景観自立地区」の集積とそれら相互の関係として表現されるものである。さらに、「景観基本ゾーン」相互の関係を示す「景観基本軸」を「（河川、道路などの）線的な形状であって全

[24] 名古屋都市景観懇談会「名古屋の魅力ある都市景観を求めて 政策提言」（名古屋市総務局調整担当 1982.3）

[25] 名古屋都市景観懇談会「名古屋の魅力ある都市景観を求めて－名古屋市都市景観懇談会報告書－」（名古屋市総務局調整担当 1982.3 p. 2, p. 23, pp. 30-35, pp. 38-40, pp. 71-72）
松尾博雄「都市景観整備の仕組みと組織－名古屋市都市景観懇談会の提言から－」（「建築雑誌」 SN. 1204 1983.3）

市的な規模・特性を有し、かつ周辺とのかかわりにおいて景観上重要な役割を果たすもの」として設定した。

以上のような「都市景観の構造化」の下に「都市景観施策の体系」（**図 7.1.1**）を示した。

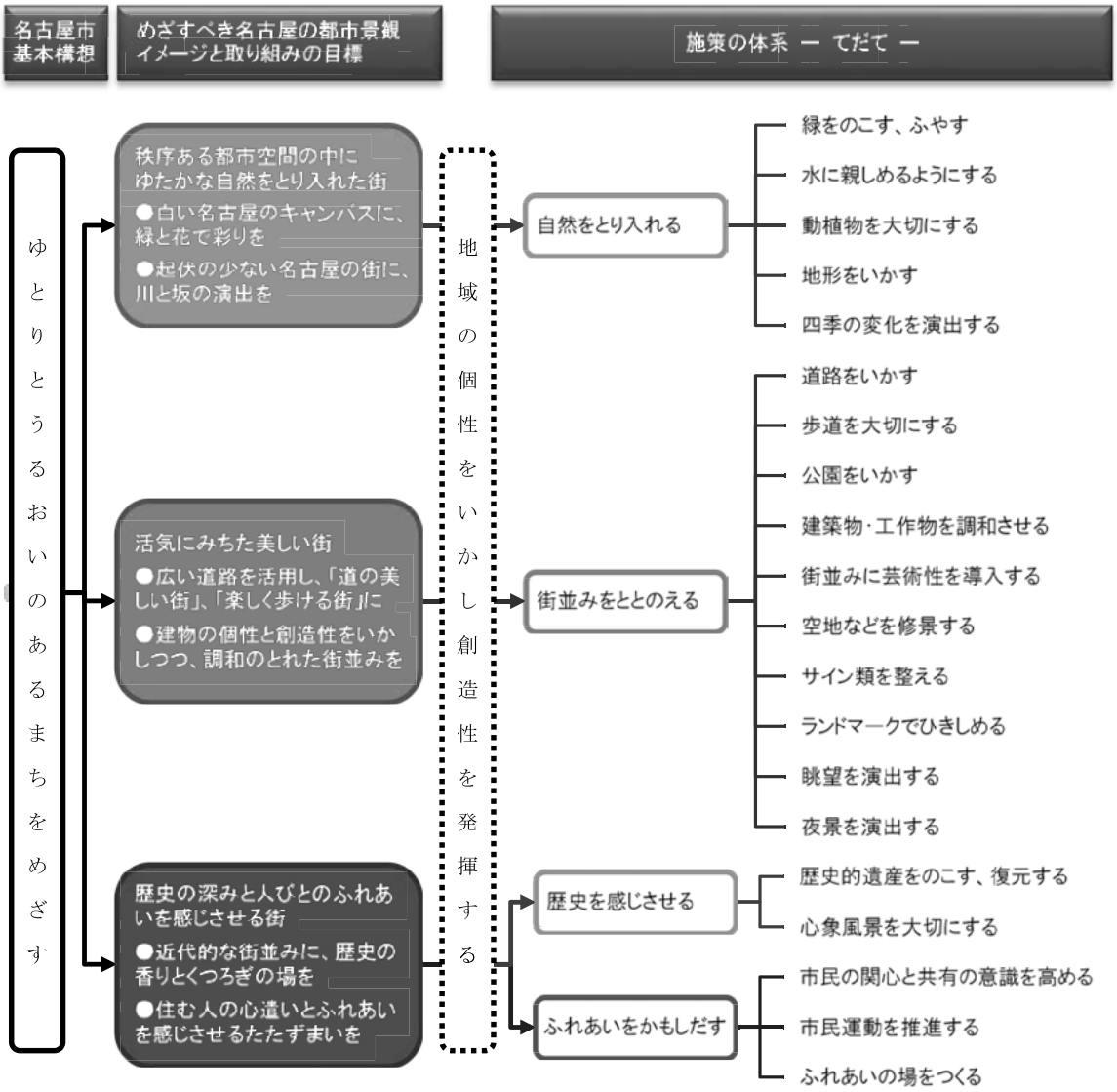

図 7.1.1　都市景観施策の体系

そのほか、「街路空間における各種装置のあり方」と「都市景観行政推進のための制度・体制」の検討結果を示した。前者については、屋外広告物規制のあり方や各種案内表示の整備の方向などを検討し、後者については、都市景観条例制定、景観行政主管組織創設、審議会設置を提案したほか、市民意識の高揚に関して種々の提案を行った。

(2) 名古屋市都市景観懇談会(第2次)

① 背景

第 1 次懇談会による審議過程において、1981(昭和 56)年度から計画局都市計画課に景観担当の主査が設置され、さらに「政策提言」と景観懇報告書をうけた直後の 1982(昭和 57)年度から景観担当の主幹が設置された。1983(昭和 58)年度からは都市景観室に発展し、都市景観に影響の大きい屋外広告物の担当も所管するといった組織拡充が行われた。これにより、「政策提言」において喫緊と考えられた都市景観条例と都市景観基本計画等について、専任で担当する体制が整えられた。

このような経緯の中で、「名古屋市都市景観懇談会(第 2 次)」(以下「第 2 次懇談会」という)が、計画局を事務局として 1983(昭和 58)年 1 月 25 日に発足した。本山市長からは第 2 次懇談会に対して初回開催時に、「都市景観条例」、「都市景観基本計画」、「公共のサイン・デザインのあり方」および「公共建築物のデザイン向上の具体策」について諮問がなされた。

② 構成

懇談会は、第 1 次と同様水野宏を座長として、21 名の委員で構成され、懇談会の下に 6 名の専門部員を置いた。諮問に応じて、懇談会には、都市景観条例部会、都市景観基本計画部会、サイン・デザイン部会の 3 部会を設置したが、主に都市景観条例部会主体に審議を行った。

③ 答申内容

1983(昭和 58)年 12 月 27 日に本山市長に対して諮問事項中の「名古屋市都市景観条例の具体的内容についての答申」を行った。[26] なお、都市景観条例以外の諮問事項については、名古屋市都市景観条例施行後の 1984(昭和 59)年 7 月 11 日に、同条例に基づいて設置された名古屋市都市景観審議会においてあらためて諮問され、「都市景観基本計画についての調査、検討結果に関する答申」が 1986(昭和 61)年 7 月 18 日になされている。

第 2 次懇談会の答申(1983(昭和 58)年)の主な内容は、以下のとおりである。

基本的事項として、①都市景観の意義および条例制定の目的を明らかにすること、②都市景観の整備における市、市民および事業者のそれぞれの基本的な役割を明らかにすること、③財産権の尊重など条例の運用および解釈に当たって留意すべき事項について規定すること、をあげている。

都市景観整備手法として、①総合的にすすめるために必要な施策(都市景観基本計画など)、②都市景観整備地区、③大規模建築物の事前届出制等、④都市景観重要建築物等の指定制度をあげている。

そのほか、都市景観協定、都市景観市民団体、表彰・助成、都市景観審議会等をあげている。

これらの答申内容の基本的な枠組みは、後に制定される都市景観条例に反映された。

答申内容を体系として具体的に図示すると、**図 7.1.2** のようになる。

[26] 名古屋市都市景観懇談会「答申書 名古屋市都市景観条例(仮称)の具体的内容について」(名古屋市計画局都市景観室 1983.12)

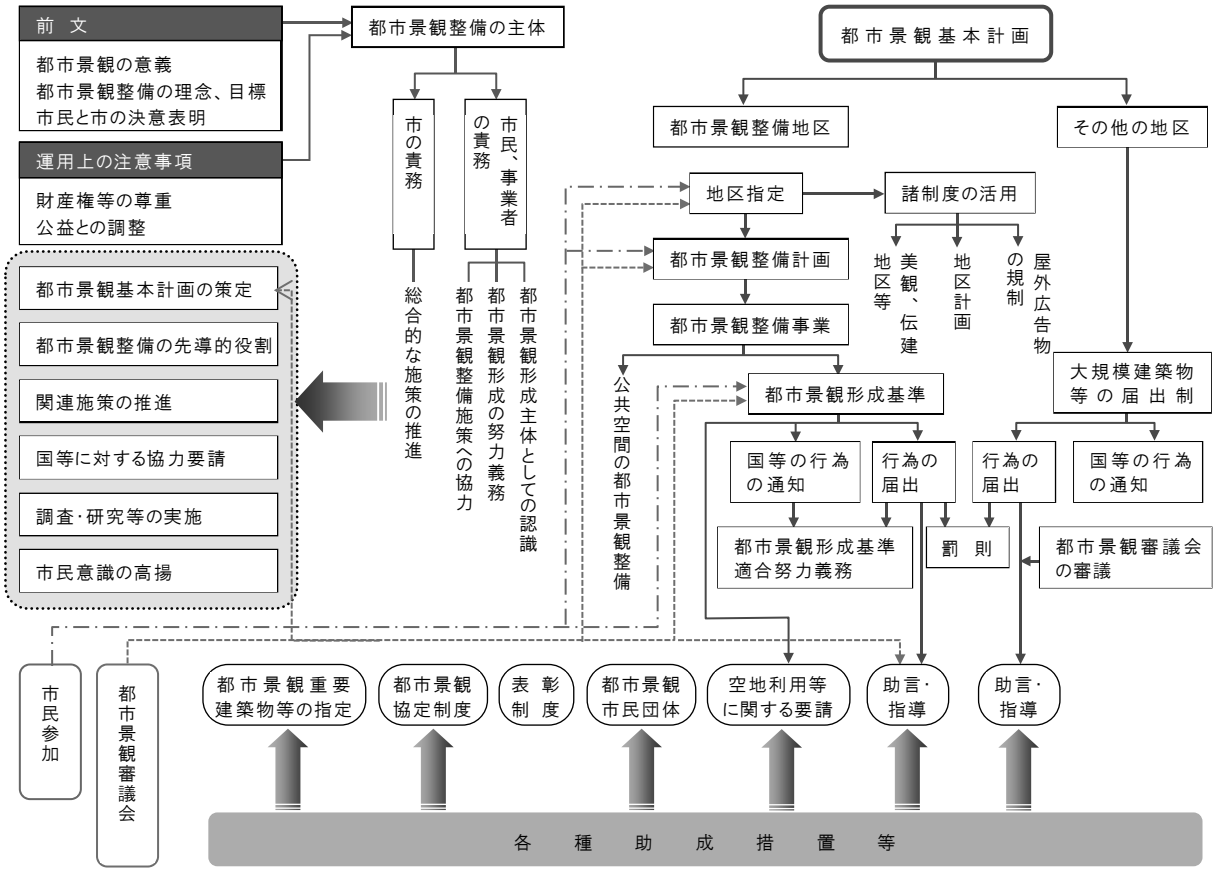

図 7.1.2 都市景観条例案の体系図

3 名古屋市都市美観優秀建築物表彰制度

(1) 根拠・目的等

名古屋市建築局は、第 1 次懇談会による「政策提言」を受けて、「名古屋市都市美観優秀建築物表彰制度」を 1982(昭和 57)年度に創設した。これは、「すぐれた都市美観の形成に貢献していると認められる建築物を表彰することにより、都市の景観に関する市民意識の高揚を図る」ことを目的とするもので、その根拠となる「名古屋市都市美観優秀建築物表彰実施要綱」を定め、1982(昭和 57)年 7 月 1 日より施行した。[27]

(2) 経緯と内容

1982(昭和 57)年度に創設されたこの制度は、翌年度まで実施され 20 件が表彰されたが、その後は後述の名古屋市都市景観条例に基づく「都市景観賞」(現名古屋まちなみデザインセレクション)に引き継がれることとなったため、2 年間だけ存続する結果となった。

[27] 「名古屋市都市美観優秀建築物表彰実施要綱」(1982(昭和 57)年 7 月 1 日施行)

4　公共建築物景観工事費1％上乗せシステム [28]

都市景観が行政施策として具体化してくる中で、公共の果たすべき役割として公共施設のデザイン向上による先導的な取り組みが志向された。また、「名古屋市基本計画」においては、都市の美観中に「公共施設のデザイン向上」を掲げ、「建設費に修景経費を上乗せし、その分で彫刻を設置したり施設のデザイン向上に工夫をこらすなど、修景のための新しいシステムを導入する」という記述がある。[29]

これを受けて1980（昭和55）年度より、1995（平成7）年度まで「景観のための建築工事費の1％上乗せシステム」を実施した。結果について、**表 7.1.3** に示す。

表 7.1.3　景観工事費一覧

年度		対象件数	景観工事費（千円）	平均景観工事費（千円/施設）	主な対象施設	主な修景施設
1980	S55	18	144,330	8,018	教育センター	噴水、彫刻
1981	S56	15	175,930	11,729	瑞穂陸上競技場	陶壁画
1982	S57	14	110,930	7,924	北区総合庁舎	噴水、花壇
1983	S58	17	127,969	7,528	中小企業振興会館	植栽、ILB舗装
1984	S59	23	124,910	5,431	環境事業局山田工場	壁画
1985	S60	17	139,850	8,226	名古屋市役所東庁舎	石庭
1986	S61	19	142,650	7,508	総合体育館	モニュメント
1987	S62	16	142,048	8,878	緑市民病院	彫塑、植栽
1988	S63	18	142,957	7,942	名古屋市公館	せせらぎ、滝
1989	H元	20	137,422	6,871	環境事業局富田工場	噴水
1990	H 2	23	159,884	6,951	名古屋国際会議場	モニュメント
1991	H 3	22	162,972	7,408	北方面スポーツセンター	モニュメント
1992	H 4	24	180,423	7,518	中土木事務所	ゲート
1993	H 5	19	169,502	8,921	瑞穂陸上競技場	時計塔
1994	H 6	16	146,388	9,149	名古屋国際会議場	滝
1995(※)	H 7	25	150,000	6,000	中消防署	界壁パネル
計		306	2,358,165	7,706		

（※）1995(平成7)年度については、予算ベースの値である。

なお、「文化（アメニティ）のための 1%」という標語に象徴されるような施策は、名古屋市に限らず他の自治体でも採りいれられていた。発祥はフランスのアンドレ・マルロー文化相による「国家予算の 1 パーセントを文化政策へ」というスローガンにあるとされ、わが国では神奈川県や兵庫県などに先例がみられる。[30]

[28] 建築局 25 年のあゆみ編集委員会「建築局 25 年のあゆみ」（名古屋市　1984.3　pp. 203-206）
小林泰晴　他「名古屋市都市景観の形成整備に関する研究　名古屋市『公共建築物景観工事費 1%上乗せシステム』に関する研究」（日本建築学会大会学術講演梗概集）（1989.10）

[29] 前掲 19　名古屋市総務局企画課「名古屋市基本計画」（名古屋市　1980.1　pp. 66- 67）

[30] 林五和夫「生活文化を創る1%システムについて」（「新都市」 Vol. 36,　No. 3　1982.3）
「フランスの文化行政（平成 18 年版　文部科学白書）」
http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/hpab200601/001/002/010.htm（2015/08/27 閲覧）
前掲 1　大坂谷吉行「日本の都市景観整備施策の概要」（「都市計画」 SN. 134　1985.2　p. 91）

5 名古屋市町並み保存要綱

(1) 背景等

1968(昭和 43)年に金沢市、倉敷市が自主条例に基づく町並み保存に取り組み、両市に続いて柳川、高山、萩などの市も町並み保存を含む条例を制定した。

このような各自治体における町並み保存の高揚を受け、名古屋市教育委員会は1974(昭和49)年度に文化庁の国庫補助調査として「有松町並み保存対策調査」を実施し、その後も名古屋市単独調査を継続して、有松だけではなく四間道はじめその他の地区についても調査を行った。

一方で、1975(昭和 50)年には文化財保護法が改正され、単体としての建築物だけではなく町並み自体を一体のものとして扱う伝統的建造物群保存地区が創設され、重要伝統的建造物群保存地区選定により、町並み保存の位置づけが明らかになるとともに支援する仕組みが強化された。

文化財保護法改正後の名古屋市における動向では、1978(昭和 53)年 3 月に名古屋市経済局より「名古屋の町並と建築」が発行され、この中に後に町並み保存地区として指定される有松をはじめとする多くの地区が紹介された。[31]

1978(昭和 53)年には、「有松まちづくりの会」(1973(昭和 48)年発足)と「足助の町並みを守る会」(1975(昭和 50)年発足)が第 1 回の「全国町並みゼミ」を有松で開催し、「有松・足助宣言」を採択した。

「名古屋市基本計画」においては、文化財の保存・活用の項目中に「昔の面影をとどめる有松や四間道などの古い町並みは、地域住民の生活環境に配慮しつつ、市民の協力をえて、地域を一体とした保存に努める」とした。[32]

このような状況を受け、名古屋市教育委員会は、町並み保存に関する制度の創設を念頭に検討を開始することとした。

(2) 経緯

名古屋市における町並み保存に関する取り組みの経緯は**図 7.1.3** のとおりである。

名古屋市教育委員会は、1974(昭和 49)年度に有松地区について文化庁国庫補助調査として町並み保存に関する調査を行い、次いで 1975(昭和 50)年度から 1979(昭和 54)年度にかけての 5 か年にわたり、四間道地区もあわせて調査を継続した。[33]

1980(昭和 55)年 8 月には、名古屋市文化財調査委員会に町並み保存部会(同部会は、1982(昭和57)年 4 月に建造物部会と統合して建造物・町並み保存部会となった)を設置して調査と検討を行うこととなった。同部会はおよそ 1 年半ほどの審議を経て、1982(昭和 57)年 9 月に名古屋市文化財調査委員会として、名古屋市内の町並みの保存に関し、現状、保存の考え方、施策、制度等を名古屋市に報告した(「名古屋市内の町並みの保存に関する報告書」(以下「町並み保存報告」という))。この町並み保存報

[31] 瀬口哲夫「名古屋の町並と建築」(名古屋観光推進協議会 1978.3)
[32] 前掲 19 名古屋市総務局企画課「名古屋市基本計画」(名古屋市 1980.1 p. 85)
[33] 名古屋市教育委員会「有松町並み調査報告 名古屋市文化財調査報告 Ⅳ」(名古屋市教育委員会 1975.9)
名古屋市教育委員会「四間道と有松 名古屋市伝統的町並保全基礎調査」(名古屋市教育委員会 1981.3)

告の中で、保存を検討すべき地区として、有松、四間道、白壁町・主税町、鳴海、小田井、黒門町・百人町、岩塚、万場の 8 地区を挙げている。[34]

町並み保存部会の審議および町並み保存報告を受けて、1982(昭和 57)年度には、白壁町・主税町・橦木町地区と鳴海地区、1983(昭和 58)年度には、小田井地区、百人町・黒門町地区、1984(昭和 59)年度には、岩塚地区、万場地区の町並み調査が行われた。[35]

1983(昭和 58)年 8 月 15 日には名古屋市町並み保存要綱が施行され、調査を実施した 8 地区のうち、有松、白壁・主税・橦木、四間道、中小田井の 4 地区を同要綱に基づく「町並み保存地区」(以下「保存地区」という)に順次、指定した。

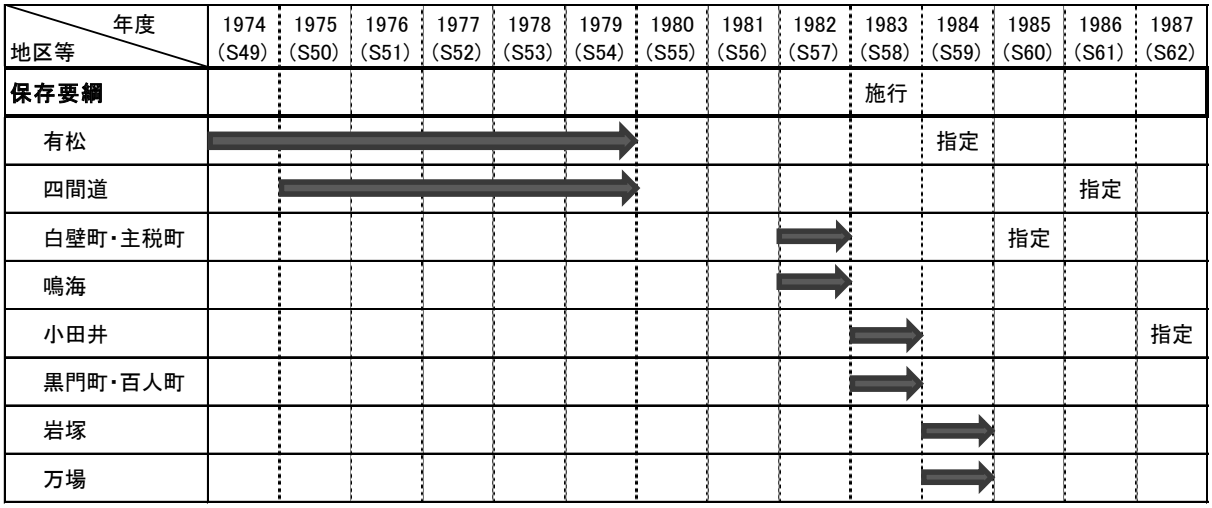

1 「保存要綱」は、「名古屋市町並み保存要綱」をさす
2 矢印は、町並み保存調査が行われた年度を表す
3 指定は、当該地区が当該年度に「名古屋市町並み保存要綱」に基づく「町並み保存地区」に指定されたことを表す

図 7.1.3 名古屋市における町並み保存に関する取り組みの経緯

しかし、鳴海地区、百人町・黒門町地区、岩塚地区、万場地区については、保存地区の指定がなされなかった。その理由としては町並み保存報告における次の記述が参考となる。すなわち、黒門町・百人町地区について「歴史的風致はうすらいできている」、岩塚地区、万場地区については、「特色ある町並みとしての景観上のまとまりには欠けるとも考えられる」、と記述されている。また、黒門町・百人町地区については、地区総合整備地区筒井地区の一部に含まれ、地区内を通過する都市計画道路赤萩町線および

[34] 名古屋市文化財調査委員会「名古屋市内の町並みの保存に関する報告書」(名古屋市教育委員会 1982.9 p. 4)
[35] 名古屋市教育委員会「名古屋市町並み調査報告 白壁町・主税町・撞木町地区」(名古屋市教育委員会 1983.3)
名古屋市教育委員会「名古屋市町並み調査報告 旧鳴海宿」(名古屋市教育委員会 1983.3)
歴史的環境研究会「名古屋市歴史的景観地区調査報告 小田井地区(岩倉街道)」(歴史的環境研究会 1984.3)
歴史的環境研究会「名古屋市歴史的景観地区調査報告 百人町・黒門町地区(城下町武家地)」(歴史的環境研究会 1984.3)
歴史的環境研究会「名古屋市歴史的景観地区調査報告 佐屋街道岩塚宿(宿場町)」(歴史的環境研究会 1985.3)
歴史的環境研究会「名古屋市歴史的景観地区調査報告 佐屋街道万場宿(宿場町)」(歴史的環境研究会 1985.3)

外堀町線が 1981（昭和 56）年度から事業化されるため、街区改変に伴う建替えが多数に上ることも影響したと考えられる。鳴海地区については、町並み保存報告において「旧東海道筋の古い町並みの面影をよみがえらせるとともに、北側の社寺群を含めて一体として保存を図るべきである」としているものの、一方で、「宿場町としての面影はあまりとどめていない」とも評価しており、結果的には保存地区を指定しないとの結論となった。

（3） 名古屋市町並み保存要綱

町並み保存報告によれば、町並み保存の制度として、「できれば条例を新設することが望ましいが、現実には、当面は行政指導の性格をもった制度をとり、住民の合意を図りつつ、後に条例を設置するといった段階的な手法も考えられよう」との考え方が示されており、この方向に沿って「名古屋市町並み保存要綱」が制定された。[36]

この要綱の骨格は、名古屋市教育委員会が保存地区を指定し、保存地区の「保存に関する計画」（以下「保存計画」という）を作成したうえで、保存地区内の現状変更行為を届出制によって把握し、保存計画に沿って町並みを維持、改善できるよう行政指導し、町並み保存のために必要な管理、修理、修景、復旧について助成を行う、というものである。[37]

表 7.1.4 に伝統的建造物群保存地区と町並み保存地区の比較を示す。

両制度の相違点の第一は、前者が法に基づく強制力のある許可制となっているのに対し、後者はあくまで行政内部の要綱に基づく行政指導に依拠した届出制であって、強制力を有しない点である。第二は、前者は都市計画区域内においては地域地区のひとつとして都市計画決定されるのに対し、後者は法定都市計画とは無関係であるという点である。

なお、名古屋市教育委員会の権限に属する事務のうち、町並み保存に関する事項を住宅都市局長が補助執行することとなったため、2010（平成 22）年 4 月 1 日付で、名古屋市町並み保存要綱に関する事務は、住宅都市局が所管することとなった。さらに、2016（平成 28）年 4 月には観光文化交流局に所管が変わった。

[36] 前掲 34 名古屋市文化財調査委員会「名古屋市内の町並みの保存に関する報告書」（名古屋市教育委員会 1982.9 p. 10）

[37] 「名古屋市町並み保存要綱」（1983（昭和 58）年 8 月 15 日施行 名古屋市教育委員会）

表 7.1.4 伝統的建造物群保存地区と町並み保存地区の比較

事 項	伝統的建造物群保存地区	名古屋市町並み保存地区
根 拠	文化財保護法・都市計画法	名古屋市町並み保存要綱
定 義	伝統的建造物群とは、周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いものをいい、伝統的建造物群保存地区とは、伝統的建造物群及びこれと一体をなしその価値を形成している環境を保存するため市町村が文化財保護法に基づいて定める地区	市街地として建造物等が連担して歴史的地域的に豊かな特色をもつことにより、市民に親しまれ、愛着をもたれるような景観を形成している町並み
地区指定	(原則)都市計画決定	名古屋市教育委員会が名古屋市文化財調査委員会等の意見を聴いて指定
保存計画	法に基づき市町村の条例で保存のために必要な措置の一つとして定める	名古屋市教育委員会が名古屋市文化財調査委員会等の意見を聴いて決定
現状変更行為	政令基準に従い、市町村の条例で現状変更行為を規制(許可制)	現状変更行為については届出制
助 成	伝統的建造物群保存地区のうち国が価値が高いものについて重要伝統的建造物群保存地区として選定し、市町村の保存事業を補助	町並みの保存のために、必要と認められる物件の管理、修理、修景、復旧について教育委員会が補助

(4) 町並み保存地区の概要

名古屋市町並み保存要綱を 1983(昭和 58)年 8 月 15 日に施行した後、同要綱に基づいて有松地区を 1984(昭和 59)年 3 月 26 日に指定したことを皮切りに、以降の 3 か年度にわたり、毎年度 1 地区を追加指定した。具体的には、1985(昭和 60)年 5 月 28 日に白壁・主税・橦木地区、1986(昭和 61)年 6 月 10 日に四間道地区、1987(昭和 62)年 7 月 13 日に中小田井地区を指定している。以上の 4 地区を指定した後の指定はない。

それぞれの地区で主な保存対象となるのは、有松地区では旧東海道沿道の商家群、白壁・主税・橦木地区では名古屋城下東部に位置する中級武士の旧屋敷地、四間道地区では名古屋城下西部周縁の土蔵群と町屋、中小田井地区では岩倉街道沿道の町屋などである。

町並み保存地区の概要を**表 7.1.5** に示すとともに指定地区の区域図を**図 7.1.4** に示す。

表 7.1.5 町並み保存地区の概要

	有松	白壁・主税・撞木	四間道	中小田井
指定年月日	1984(昭和59) 3.26	1985(昭和60) 5.28	1986(昭和61) 6.10	1987(昭和62) 7.13
面積(ha)	旧東海道筋 7.6 周辺 11.9 計 19.5	14.3	2.8	2.8
沿革	旧東海道の合宿	中級武士の屋敷地	名古屋城下の周縁	岩倉街道筋の集落
特色	塗篭造の商家	大規模敷地の門、塀、樹叢	土蔵、町屋	町屋、土蔵

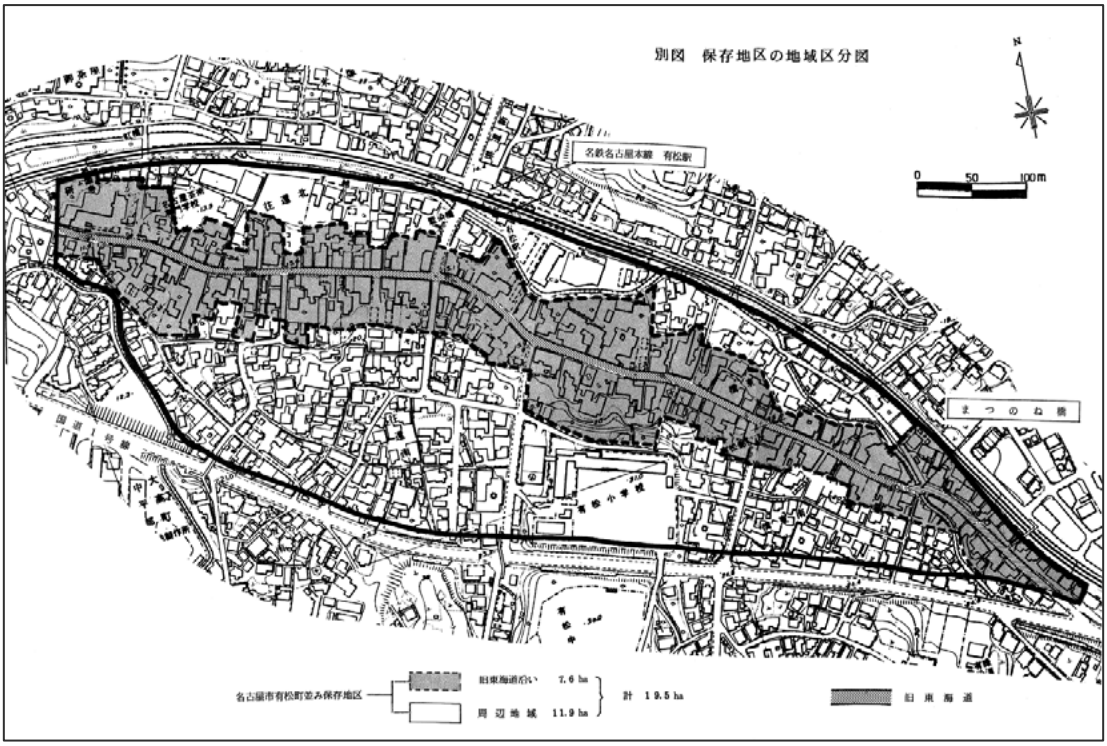

（有松地区）

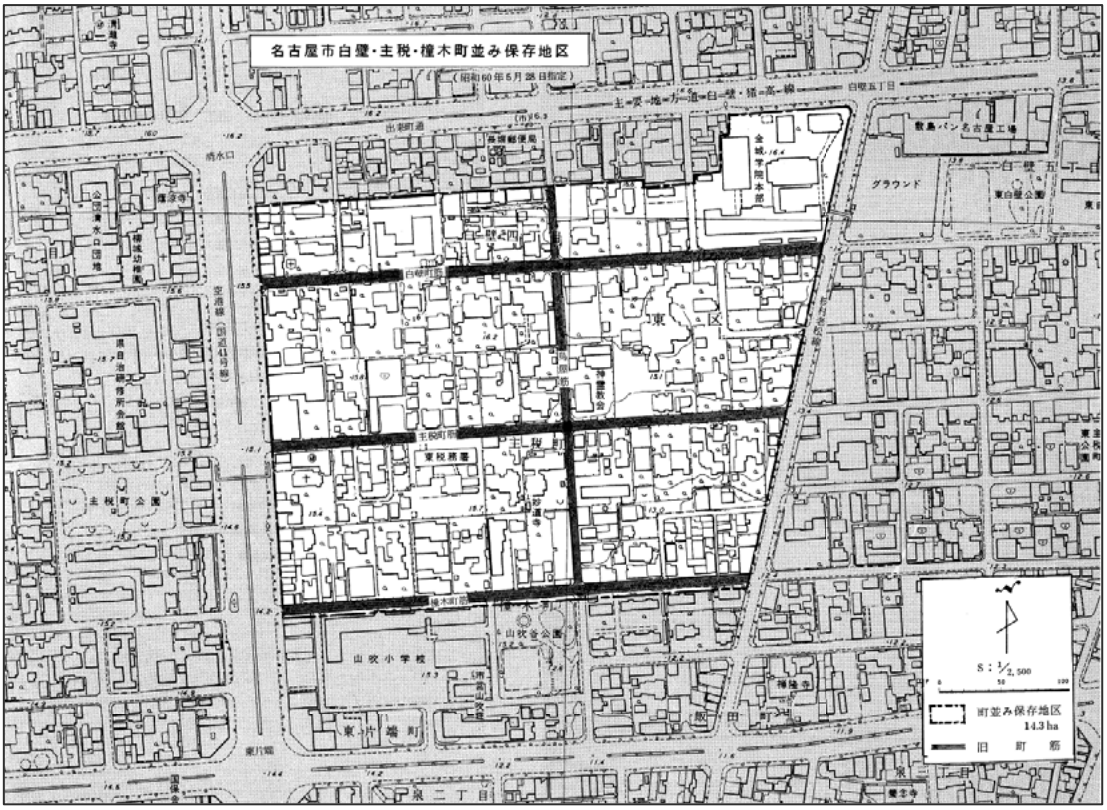

（白壁・主税・橦木地区）

図 7.1.4　町並み保存地区　指定区域図（その1）

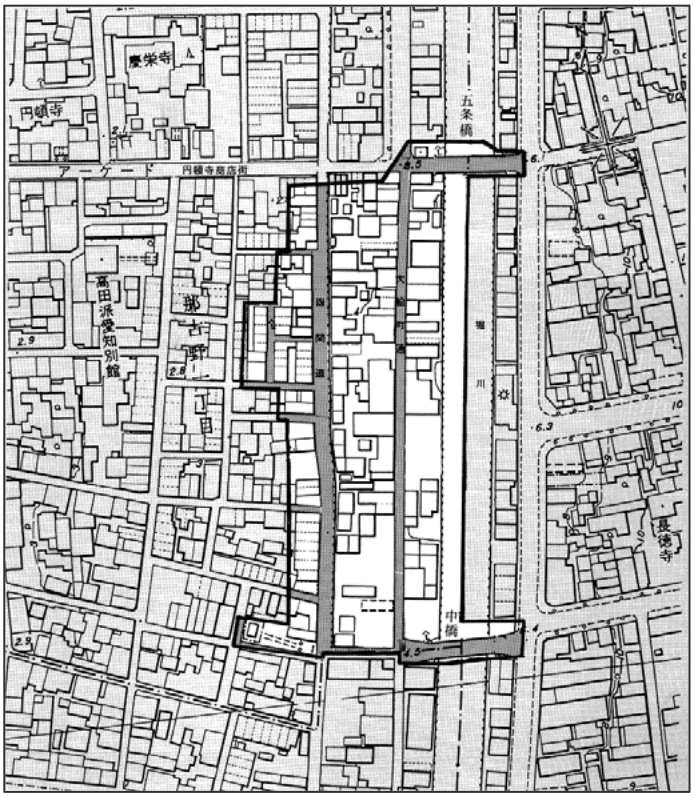

（四間道地区）

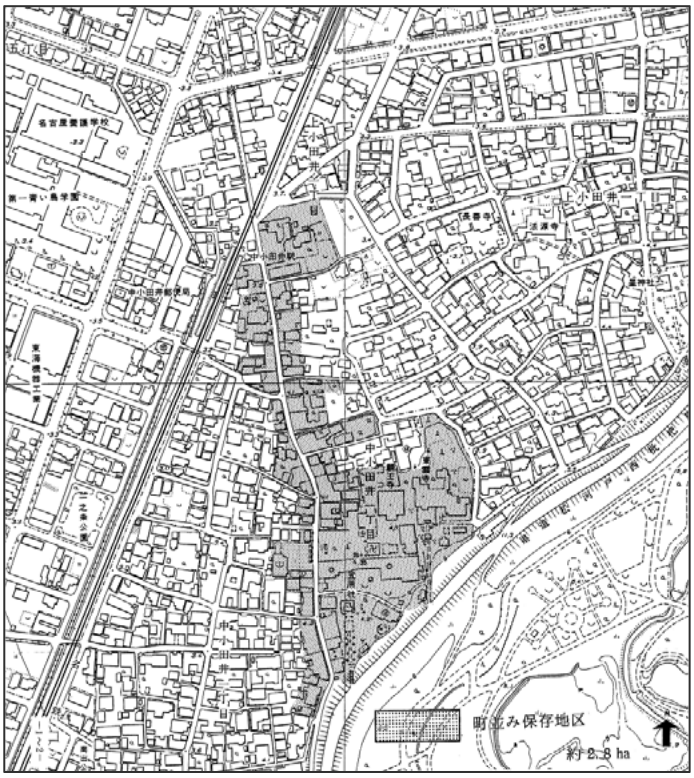

（中小田井地区）

出典：「名古屋市有松町並み保存事業」（S59.3）、「名古屋市白壁・主税・橦木町並み保存事業」（S60.5）、「名古屋市四間道町並み保存事業」（S61.6）、「名古屋市中小田井町並み保存事業」（S62.7）（いずれも名古屋市教育委員会）

図 7.1.4　町並み保存地区　指定区域図（その2）

(5) 届出・助成の実績

町並み保存要綱に基づく現状変更行為に関する届出件数および町並み保存事業補助金交付件数、同金額を地区別に**表 7.1.6** に示す。

2000(平成 12)年度までの合計にかかる大まかな傾向は以下のとおりである。届出件数については、有松地区が半数強を占め、白壁地区が2割強、四間道・中小田井地区がともに1割強となっている。交付件数については、同じく有松地区が半数強を占め、四間道・中小田井地区が 2 割弱、白壁地区が 1 割強となっている。交付金額については、地区ごとに若干分散しており、有松地区が 5 割弱、中小田井地区および四間道地区が 2 割弱、白壁地区が 1 割強となっている。

表 7.1.6 現状変更行為届出件数および補助金交付件数・金額

事項	期 間	有松		白壁		四間道		中小田井		計	
		件数	比率	件数	比率	件数	比率	件数	比率	件数	比率
届出件数	1983(S58)～2000(H12)	301	54.6%	119	21.6%	59	10.7%	72	13.1%	551	100.0%
	2001(H13)～2010(H22)	105	54.7%	46	24.0%	32	16.7%	9	4.7%	192	100.0%
	計	406	54.6%	165	22.2%	91	12.2%	81	10.9%	743	100.0%
交付件数	1983(S58)～2000(H12)	129	50.4%	34	13.3%	44	17.2%	49	19.1%	256	100.0%
	2001(H13)～2010(H22)	40	51.9%	11	14.3%	19	24.7%	7	9.1%	77	100.0%
	計	169	50.8%	45	13.5%	63	18.9%	56	16.8%	333	100.0%
交付金額(千円)	1983(S58)～2000(H12)	295,598	47.0%	91,571	14.6%	116,530	18.5%	124,674	19.8%	628,373	100.0%
	2001(H13)～2010(H22)	56,027	40.1%	21,277	15.2%	43,057	30.8%	19,354	13.9%	139,715	100.0%
	計	351,625	45.8%	112,848	14.7%	159,587	20.8%	144,028	18.8%	768,088	100.0%

また、町並み保存地区においては伝統的な景観が維持されるような施策を講じているが、行政指導にとどまるため保存対象に指定している建造物等(以下「保存指定建造物等」という)であっても滅失する場合がある。各地区における保存指定建造物等のうち当初指定以降も現存している割合は、**図 7.1.5** のとおりである。[38]

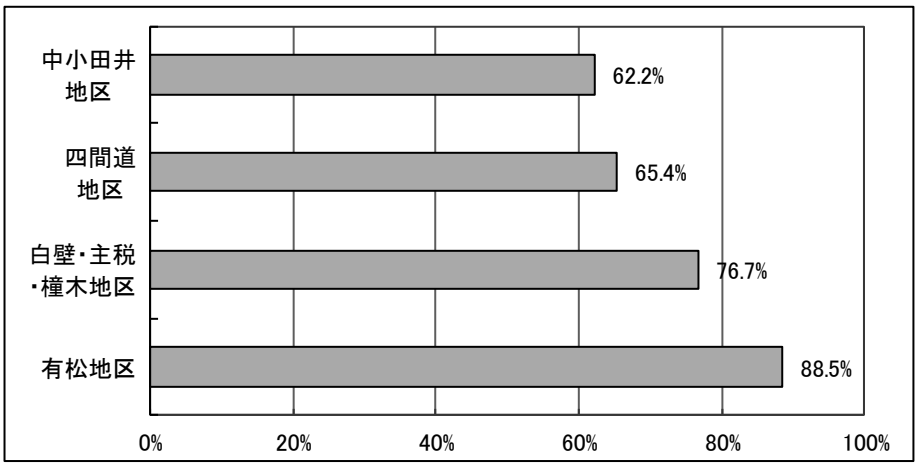

2006(平成 18)年 3 月現在

図 7.1.5 「保存指定建造物等」の現存率(町並み保存地区)

[38] 「名古屋プロジェクト診断 2010～名古屋のまちづくりを振り返る～」(名古屋都市センター 2010.3 p. 13)

第３節　名古屋市都市景観条例以後の都市景観施策

1 名古屋市都市景観条例 [39]

(1) 制定および改正経緯

① 制定(1984(昭和 59)年)

「名古屋市基本計画」の位置づけをはじめ、2 次にわたる都市景観懇談会の審議およびその答申により、都市景観条例制定は既定路線として確立され、都市景観条例に関する事務を専任で担当する組織体制として計画局都市景観室が 1983(昭和 58)年度に設置された。

第 2 次懇談会の答申内容に沿って名古屋市都市景観条例(案)が作成され、1984(昭和 59)年 2 月の名古屋市会に第 68 号議案として上程された。本会議においては、景観行政のすすめ方の基本姿勢、都市景観基本計画策定時期、罰則を設けなかった理由、条例の運用にあたり私有財産権等侵害の恐れ、名古屋市都市景観条例の特色などが質された。また常任委員会においては、本会議における質問のうち、都市景観基本計画策定時期などについて重ねての質疑に加えて、指導要綱ではなく条例形式とした理由、国等への協力要請、都市景観審議会の公開、都市景観整備の助成制度の具体的内容などが質され、全会一致で可決された。常任委員会の審議結果を受けて、名古屋市都市景観条例(案)は、1984(昭和 59)年 3 月 16 日の本会議で可決された。これにより、「名古屋市都市景観条例」(昭和 59 年条例第 17 号)は 1984(昭和 59)年 3 月 26 日に公布され、同年 4 月 1 日に施行された。[40]

② 改正経緯

1994(平成 6)年 3 月 25 日公布の改正(平成 6 年条例第 7 号)は条例書式を左横書きに改めるもので、全条例を対象とする形式的な変更であり、内容的な変更は伴っていない。施行は同年 4 月 1 日である。

2001(平成 13)年 3 月 29 日公布の「名古屋市広告・景観審議会条例」(平成 13 年条例第 8 号)は、都市景観審議会と屋外広告物審議会を統合設置する根拠条例である。なお、同条例附則により、名古屋市都市景観条例から都市景観審議会に関する条項が削除された。施行は同年 4 月 1 日である。

景観法の全面施行(2005(平成 17)年 6 月 1 日)に伴い、名古屋市都市景観条例の関連改正を検討した結果、平成 19 年条例第 26 号をもって「景観計画」や「都市景観形成地区」の条項を追加し、「景観計画」によって代替可能となった「大規模建築物等の新築等」を削除するなどの改正が行われた。この改正条例は 2007(平成 19)年 3 月 26 日に公布され、一部規定は同日に、大部分の規定は同年 10 月 1 日に施行された(第 1 次改正)。

さらに、従前の「都市景観整備地区」をすべて「都市景観形成地区」に切り替えたことから、「都市景観整備地区」関係の条項および当該切り替えに係る経過措置規定を削除するほか、「認定地域建造物資産等」にかかる規定を追加するなどの改正条例(平成 23 年条例第 30 号)を 2011(平成 23)年 5 月 17 日に公布し、同年 6 月 1 日に施行した(第 2 次改正)。

---

[39] 石川桂一「うるおいのあるまちづくりー名古屋市ー　ー都市景観の整備を中心としてー」(「新都市」 Vol. 38, No. 7　1984.7)

[40] 「名古屋市会史　第 20 巻」(名古屋市会事務局　2004.3　pp. 336-337, pp. 352-361, pp. 395-398)

表 7.1.7 に「名古屋市都市景観条例」の制定および改正経緯を示す。

表 7.1.7 名古屋市都市景観条例制定改正経緯

公布年月日	施行年月日	条例番号	内　容
1984(S59) 3.26	1984(S59) 4. 1	第17号	制定
1994(H 6) 3.25	1994(H 6) 4. 1	第 7号	条例書式を左横書きに改正
2001(H13) 3.29	2001(H13) 4. 1	第 8号	都市景観審議会の規定を別の条例に移す
2007(H19) 3.26	2007(H19)10. 1	第26号	景観法施行に伴う改正、景観計画、景観形成地区、景観重要建造物等追加、大規模建築物等の新築等削除等（第1次改正）
2011(H23) 5.17	2011(H23) 6. 1	第30号	都市景観整備地区関連条項削除、認定地域建造物資産等追加等（第2次改正）

施行年月日が複数にわたる場合は、主な施行日を記載した

(2) 主な内容

名古屋市都市景観条例の当初公布内容については、第 2 次懇談会の答申を全面的に採用し、都市景観条例案の体系図として示された内容（**図 7.1.2**）がそのまま踏襲されている。

① 前文

名古屋市都市景観条例は、名古屋市の条例としては前文を有する初めての条例である。

前文を附すこととした理由は、「今、なぜ、名古屋市が都市景観に取り組むのか」について、わかりやすく説明するためには、本則における表現では十分に意図が伝わりがたいということで、特に前文という形式を採用することとしたものである。

前文の内容は、主に第 2 次懇談会の答申冒頭の「都市景観の意義および条例制定の目的を明らかにすること」を基礎として、都市景観の意義、都市景観整備の理念、目標、市民と市の決意表明を表現したものである。「都市景観は、その都市に生活する市民の文化を最も端的に表現するもの」という文言に始まり、「名古屋市基本構想」と同様な「わたくしたち」という主体の表現を用いて都市景観整備の必要性をうたったうえで、「都市空間がすべての市民にとってかけがえのない共有財産であるとの認識のもとに、名古屋のまちをさらに美しく魅力にあふれた快適な都市に育て、これを次代の市民に引き継いでいくことを決意し、ここに、この条例を制定する」と宣言している。

② 総則

第 1 章の総則においては、「条例の趣旨」、「条例中の用語の定義」、「市、市民、事業者三者の責務」および「財産権等の尊重及び他の公益との調整」について規定している。

③ 都市景観の整備

第 2 章の「都市景観の整備」においては、この条例の中で中核となる、「総合的な施策の推進」、「都市景観整備地区」、「大規模建築物等の新築等」、「都市景観重要建築物等」を規定している。

「総合的な施策の推進」では、都市景観整備の目標を実現するための指針となる「都市景観基本計画」の策定と、公表およびその手続きなどを定めるとともに市の先導的役割、関連施策の推進、国等に対する要請、調査、研究等、市民意識の高揚について取り組んでいくことを規定している。

「都市景観整備地区」については、重点的にすぐれた都市景観を創造し、または保全する必要があると

認める地区を指定することとし、指定した「都市景観整備地区」においては「都市景観整備計画」を策定するものとしている。「都市景観整備計画」に基づき、道路、公園などの公共施設については市長が「都市景観整備事業」を実施することとし、「都市景観整備地区」内の建築物・工作物の新設等、広告物の設置等の行為について事前に届出を要することを規定している。「都市景観形成基準」を定めて、届出にかかる行為の当該基準適合に関する努力義務を課すことおよび不適合の場合の助言と指導を規定することにより、「都市景観整備計画」の実現を図ろうとしている。

「都市景観整備地区」の区域外にあっても、一定規模以上の「大規模建築物等の新築等」の行為については、同様に事前に届出を要することを規定したうえで、届出にかかる行為が「都市景観基本計画」に定める指針に明らかに適合しない場合の助言と指導を規定している。

そのほか、都市景観形成上重要な価値があると認められる建築物等を「都市景観重要建築物等」として指定することについて規定している。

なお、「大規模建築物等の新築等」および「都市景観整備地区」に関する規定については、それぞれ「第 1 次改正」(2007(平成 19)年 3 月 26 日)および「第 2 次改正」(2011(平成 23)年 5 月 17 日)により削除された。両者に係る内容については「景観計画」、「都市景観形成地区」等の規定により、おおむね代替されている。

また、「第 1 次改正」では、景観法に根拠を有する「景観重要建造物等」の規定が追加されている。これは従来の「都市景観重要建築物等」と紛らわしいが、「都市景観重要建築物等」の現状変更行為は届出制に留まるのに対し、景観法に基づく「景観重要建造物等」については、現状変更行為について許可制を採用し、損失補償規定を伴うなどより強固な規定となっている。

④　その他

その他としては、第 3 章から第 7 章にかけて、「都市景観協定」、「都市景観市民団体」、「表彰・助成等」、「都市景観審議会」、「雑則」を規定している。

「都市景観協定」は、一定の区域について、土地、建築物等の権利者が都市景観の形成に関する協定の締結を可能とするとともに、市長が協定を認定できることとした。

建築協定、緑地協定はともに法律に根拠をもつものの、協定対象が限定されるのに対し、都市景観協定は対象が広範である一方、民間の自主的なルールを公的に認定することにとどまる。類似の制度として、景観法には景観協定の規定があり、景観行政団体による協定の認可を定めている。景観協定は、認可の公告以降に協定対象区域内の土地所有者等となった者に対しても協定の効力が及ぶことが規定されている。

「都市景観市民団体」は、都市景観の整備を推進することを目的とした団体であり、一定要件に該当するものを市長が認定する制度である。これまでの認定市民団体の多くが都市景観整備地区の指定や、都市景観協定の締結に関わる組織の母体となっている。

都市景観協定が具体的なエリアを対象とした景観に関わる「街づくりルールの自主運営」を意図したものであるのに対し、都市景観市民団体は「地域における景観形成に対する意識啓発や、ルール化に向けた検討業務などの活動」にも着目して市民活動を支援しようとするものである。

「表彰・助成等」では、すぐれた都市景観の形成に寄与している建築物、工作物、広告物等について、所有者、設計者、施工者等を表彰できるとするとともに、次の対象に対する助成を規定した。

ⅰ 都市景観整備地区(現都市景観形成地区)における届出対象に対する助成

ⅱ 都市景観重要建築物等の保存に対する助成

ⅲ 都市景観市民団体に対する助成

「都市景観審議会」は、名古屋市都市景観条例に定める以下の場合に市長の意見聴取に応じて調査審議する。すなわち、都市景観基本計画の策定、都市景観整備地区の指定および同地区内の届出に対する助言・指導、大規模建築物等の新築等にかかる届出に対する助言・指導、都市景観重要建築物等の指定等である。さらに、市長の諮問に応じ、都市景観に関する事項を調査審議することなどを規定している。なお、本節(1)② 改正経緯 で記述したように、2001(平成 13)年 3 月制定の名古屋市広告・景観審議会条例により、都市景観審議会は屋外広告物審議会と統合されて広告・景観審議会となり、名古屋市都市景観条例から都市景観審議会関係の条項は削除されている。また、広告・景観審議会が調査審議する事項は、2 次にわたる名古屋市都市景観条例改正に伴い、その改正内容に合わせて変更されている。

「雑則」は、内容の細目を規則に委任する規定である。

2 名古屋市都市景観基本計画 [41]

(1) 名古屋市都市景観基本計画策定の経緯 [42]

名古屋市都市景観条例が 1984(昭和 59)年 4 月 1 日に施行され、第 1 回都市景観審議会が同年 7 月 11 日に開催されたが、その場で第 2 次懇談会にひきつづき、「都市景観基本計画の具体的内容」、「街路空間におけるサイン類コントロールのための具体策」等について諮問がなされ、基本計画部会、サイン・デザイン部会、建築等審査部会が設置された。

都市景観審議会の会長および基本計画部会の部会長は、2 次にわたる都市景観懇談会と同様に、それぞれ水野宏、黒川紀章であった(サイン・デザイン部会の部会長は寺光彦、建築等審査部会の部会長は内藤昌)。基本計画部会は 1984(昭和 59)年 8 月 2 日から 1986(昭和 61)年 3 月 28 日まで都合 12 回開催され、審議の末に都市景観基本計画案をまとめた。都市景観審議会は、基本計画部会の議論を受けて、その節目に 3 回開催された後、1986(昭和 61)年 7 月 18 日に西尾市長に対して都市景観基本計画案を答申した。

---

41 名古屋市計画局都市計画部都市景観室「名古屋市都市景観基本計画のあらまし」(名古屋市計画局都市計画部都市景観室)
名古屋市計画局都市計画部都市景観室「名古屋市都市景観基本計画」(名古屋市計画局都市計画部都市景観室 1987.3)
山口守彦「名古屋市の都市景観行政」(「新都市」 Vol. 43, No. 1 1989.1)
前掲 38「名古屋プロジェクト診断 2010 ～名古屋のまちづくりを振り返る～」(名古屋都市センター 2010.3 pp. 7-14)

42 前掲 41 名古屋市計画局都市計画部都市景観室「名古屋市都市景観基本計画」(名古屋市計画局都市計画部都市景観室 1987.3 pp. 246-248)

この都市景観基本計画案をもとに、市民意見の聴取、関係行政機関ならびに関係業界等との調整を経て、名古屋市都市景観基本計画（市案）を作成し、基本計画部会における議論の後に、1987（昭和62）年3月20日に開催された都市景観審議会に諮問し、同日、異議ない旨の答申を得た。これにより、同年3月31日に名古屋市都市景観基本計画を告示した（名古屋市告示第102号）。

（2） 主な内容

名古屋市都市景観基本計画は、都市景観懇談会から都市景観審議会に至る議論の蓄積をもとにして構成されている。

総論としての「計画の意義」、「計画の基本的な考え方」に始まり、「名古屋の都市景観の特性」を名古屋市全体として分析した上で、個別具体的、即地的な「景観基本ゾーン計画」、「景観基本軸計画」について記述し、最後に「計画を実現するためのてだて」を整理している。

① 計画の意義

名古屋市都市景観条例の前文において、都市景観を「都市に生活する市民の文化を端的に表現するもの」ととらえたことを受け止め、都市景観の意味を「視覚以外の領域を含む幅広いもの」と解することとし、「都市景観整備の基本姿勢」として「新しい時代に対応した都市文化の創造をめざす」としている。

都市景観整備には長期的かつ総合的な視点が必要である。名古屋市都市景観基本計画は目標を明らかにするとともに指針を提示し、それにより都市景観の整備に関連する名古屋市の施策・事業が総合的かつ計画的に行われるよう統一的な方向性を与えるとともに、国・県に対しても同様な役割を果たすことが期待された。

② 計画の基本的な考え方

第1次懇談会で提起された「ふれあいと調和」を基本理念として、次の「計画の基本目標―めざすべき都市のイメージ―」を掲げた。

ア 秩序ある都市空間の中にゆたかな自然をとり入れた美しいまち

イ 活気にみちた魅力あるまち

ウ 歴史の深みを感じさせるまち

エ 人びとの心遣いとときめきをかもしだすまち

③ 名古屋の都市景観の特性

名古屋の全般的な都市景観の特性を、地形・地質、紀行、水、緑、動物、歴史的遺産、心象風景、産業、土地利用、道路、ランドマーク・眺望点などの観点から概括的に示している。

④ 景観基本ゾーン計画

名古屋市都市景観基本計画の特色のひとつとして、「景観自立地区」と「景観基本ゾーン」がある。

景観自立地区とは、「いくつかの景観資源が組みあわさって、その総合的印象がひとつのまとまりをもった地区」である。[43]

[43] 前掲 41 名古屋市計画局都市計画部都市景観室「名古屋市景観基本計画のあらまし」（名古屋市計画局都市計画部都市景観室）

景観基本ゾーンとは、景観自立地区のまとまりであって、平地、台地、丘陵という地形に基づく大分類に基盤整備状況・市街化の時期、主な土地利用状況をクロスして得られた 12 のゾーンである。

景観自立地区と景観基本ゾーンは、いずれも第 1 次懇談会で提起された概念であり、黒川基本計画部会長は次のように述べている。[44]

「名古屋市の全体を 1 つの都市として画一的に見る視点を変え、都市の中にも、それぞれに個性のある地域を発掘し、そこにふさわしい景観を創造していこうとする方法です。そのために、市域全体がゾーンと地区に分けられています。それぞれの地区を区切る境界は固定的なものではなく、住民に地区の個性を自覚してもらうための『めやす』といえるでしょう」

景観基本ゾーン計画は、景観基本ゾーンごとに景観基本ゾーンと景観自立地区の特性およびその将来像を示すもので、次の項目で構成されている。

ⅰ　ゾーンの特性
ⅱ　自立地区の景観特性
ⅲ　景観整備の基本目標
ⅳ　景観整備の基本方針
ⅴ　自立地区別景観整備の目標・方針

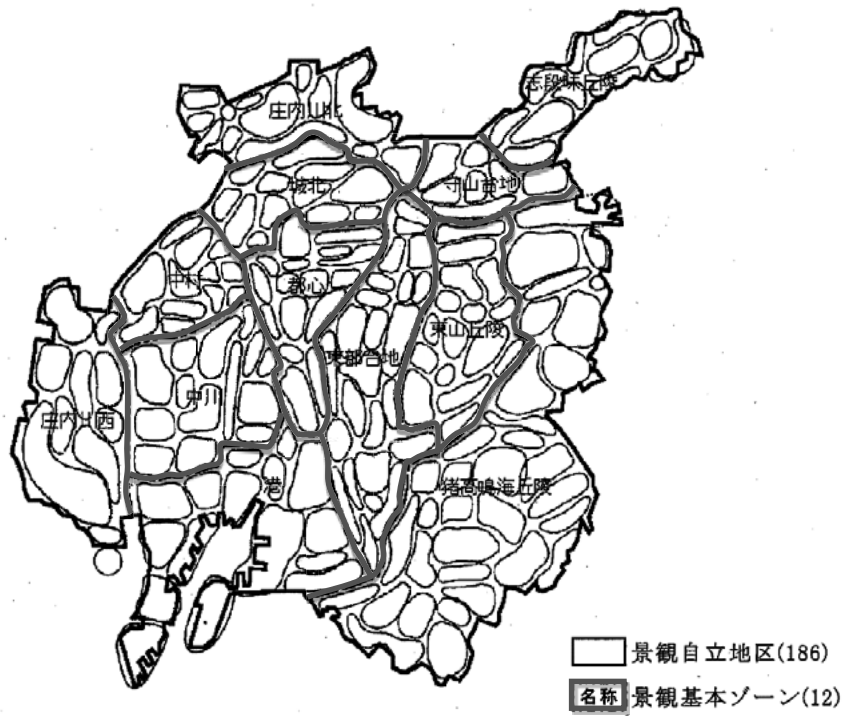

図 7.1.6　景観基本ゾーンと景観自立地区

[44] 前掲 41　名古屋市計画局都市計画部都市景観室「名古屋市都市景観基本計画」(名古屋市計画局都市計画部都市景観室　1987.3　p. 3)

表 7.1.8 景観基本ゾーンの景観整備の基本目標

景観基本ゾーン	景観整備の基本目標	
庄内川北	川に緑の映える北のシティ・ゲート	■名古屋空港や飛騨、北陸方面からのゲートにふさわしいまち ■街道沿いの町並みや旧集落のたたずまい、鎮守の森をいかした落ち着きのあるまち ■河川をいかした水と緑の美しいまち
庄内川西	水郷風景に親しむ西のシティ・ゲート	■伊勢、関西方面からのゲートにふさわしいまち ■河川と一体の水郷的な風景や古い町並みを大切にした、落ち着きのあるまち ■河川・水路と田園風景をいかした自然のゆたかなまち
城北	天守閣をのぞみ下町情緒をはぐくむまち	■名古屋城天守閣をシンボルとするまち ■下町的味わいのある便利なまち ■河川・水路をいかしたうるおいのある水辺空間をもつまち
中村	大鳥居に親しむ名古屋の西玄関のまち	■中村の大鳥居をランドマークとする、名古屋の西の玄関としての顔をもつまち ■歴史と下町的味わいのある便利なまち ■河川・水路をいかしたうるおいのある水辺空間をもつまち
中川	運河をいかし新たな活気をはぐくむまち	■河川・運河をいかした親しみとうるおいのある水辺空間をもつまち ■親しみがあり、調和のとれた住工複合のまち ■新田開発や都市の近代化の歴史を身近に感じられるまち
港	躍動感あふれる港の風景にとけこむまち	■国際的総合港湾にふさわしい国際色豊かなスケールの大きいまち ■港の水際線や河川をいかし、海の香りのするまち、親しめる海辺・水辺空間をもつまち ■新田開発や港湾近代化の歴史を身近に感じられるまち
都心	スケールの大きな都市空間に名古屋の歴史と未来をつなぐまち	■都市圏の中心となる場、世界に開かれた多様な都市活動が行われる場にふさわしい、活気と華やかさのあるまち ■城と宮に象徴される名古屋の歴史と文化の香りを感じるまち ■台地縁辺の坂や傾斜地、大規模な都市公園や広い道路をいかした緑の豊かなまち
東部台地	暮らしの中に文化とにぎわいがとけこむまち	■大学・高校などの教育施設、公園や商店街などの生活環境、オフィスや工場などの働く場と交通機関の整った便利な住宅のまち ■遺跡や旧集落、社寺、街道など身近な歴史的景観に親しむまち ■台地先端の坂道、傾斜地や宅地、社寺、公園の緑、河川に自然のうるおいを感じるまち
守山台地	川を身近に親しむ坂のあるまち	■庄内川・矢田川の眺めや坂と緑をいかしたうるおいのある住宅のまち ■小幡駅前などの商店街の充実したにぎわいのあるまち ■牛牧遺跡をはじめ城跡、社寺、瀬戸街道など身近な歴史的景観に親しむまち
東山丘陵	緑の丘につつまれた感性豊かなまち	■河川に囲まれた起伏に富む丘陵の緑につつまれるまち ■緑の道に散策とショッピングを楽しむ学園と住宅のまち ■古窯跡や社寺、飯田街道など身近な歴史的景観に親しめるまち
猪高鳴海丘陵	緑の丘に歴史と新しい生活感覚の息づく東のシティ・ゲート	■牧野ヶ池や相生山、大高緑地などの大規模緑地やため池、地形の変化をいかした、見晴らしのよい住宅のまち ■インターチェンジや緑のランドマークなどのある、市内と市外を結ぶゲートゾーンとしての顔をもつまち ■鳴海や有松の町並み、街道や史跡など歴史的景観をいかしたまち
志段味丘陵	山の辺の古代の面影を伝える公園のまち	■東谷山に連なる緑の丘陵、蛇行する庄内川、静かな田園風景、ため池などの自然景観をいかすまち ■原始、古代の遺跡や古墳、社寺、旧集落など豊かな歴史的景観にふれあうまち ■地形や緑をいかした公園的環境のまち

「景観基本ゾーンと景観自立地区の関係」および「景観基本ゾーンの景観整備の基本目標」を図表（**図 7.1.6、表 7.1.8**）で示した。

⑤　景観基本軸計画

景観基本軸もまた第 1 次懇談会で提起された概念であり、河川や道路などの線的要素で、次の要件を満たすものとされている（**図 7.1.7**）。

ⅰ　景観基本ゾーンをつなぎ、かつ、全市的な規模を有し、全市の景観を構造づける骨組みとなっているもの

ⅱ　周辺との関わりにおいて自ら景観をはぐくむ役割を果しているもの

ⅲ　非常に強いイメージをもっているもの

「景観基本軸計画」は、「景観基本軸」ごとにその景観特性と望ましい将来像（景観整備の基本目標、景観整備の方針）で構成されている（**表 7.1.9**）。

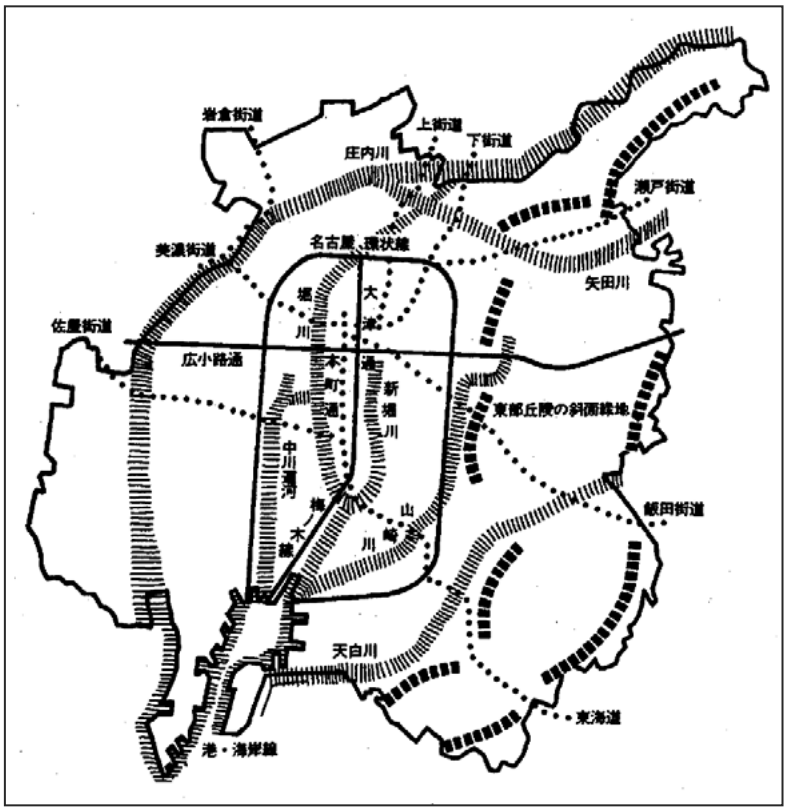

図 7.1.7　景観基本軸

表 7.1.9 景観基本軸の景観整備の基本目標

景観基本軸	景観整備の基本目標	
庄内川・ 矢田川	名古屋を包む水と緑のシンボル軸	■名古屋の外郭を形成する、広々として豊かな水と緑のシンボル空間をつくる ■広いオープンスペースと豊かな水と緑をいかして、自然とふれあう親水・レクリエーション空間を整備する
天白川	東部丘陵の住宅地をつなぐ親水軸	■東部丘陵の新しい住宅地をつなぐ豊かな水と緑の空間をつくる ■高水敷のオープンスペースをいかして、身近で親しみやすいレクリエーション空間を整備する
山崎川	山手住宅地に季節感を彩る水と緑の帯	■成熟した山手住宅地の中を流れる山崎川を軸として、水面と沿岸の桜並木や宅地の緑が一体になった、季節感豊かな水と緑の帯をつくる
堀川・新堀川	城と宮を結ぶ歴史水際軸	■名古屋城下と宮の宿、熱田湊（名古屋港）を結び、名古屋の発展を支えてきた堀川という貴重な歴史的資産を保全、再生させる ■名古屋の中心市街地を貫流する河川として、新しいまちづくりを促すような魅力ある親水空間をつくる
中川運河	新しい都市拠点と港を結ぶ水の都市軸	■運河と沿岸の一体的な活用によって、新しい都市拠点・笹島と港の結びつきを強め、水辺の街の再生を図る ■倉庫群と一体の運河景観の保全・修景や水と緑に親しめる空間の創出により、楽しく親しみのある親水空間を演出する
港・海岸線	名古屋と世界を結ぶ海の玄関	■名古屋の海の玄関として、また国際港湾にふさわしいシンボリックな水際景観を演出する ■市民と港の出会いの場として、ロマンと活気にあるれる水際空間を演出する
広小路通	名古屋を貫く東西都心軸	■名古屋のメインストリートにふさわしい都会的なイメージのする街並みをつくる ■名古屋の中心部を東西に貫く都市の骨格として、わかりやすく、方向感覚の得やすい道路とする
大津町通・ 梅ノ木線	城と宮と港を結ぶ南北文化軸	■名古屋城、都心、大須、熱田神宮、名古屋港等、名古屋の文化を象徴するポイントを結ぶにふさわしい文化的なイメージのする街並みをつくる ■名古屋の中心部を南北に貫く都市の骨格として、わかりやすく方向感覚の得やすい道路とする
名古屋環状線	成熟した市街地の明日を開く都市回廊	■沿道の既成市街地の更新を促し、誘導するような魅力ある道路とする ■名古屋の中心市街地を取り囲む都市の骨格として、わかりやすく、方向感覚の得やすい道路とする
旧東海道	近世の名古屋の成り立ちを伝える歴史のネットワーク	■近世の名古屋のまちの成り立ちを今に伝える貴重な歴史軸として再生させる
東部丘陵の 斜面緑地	地形の変化を感じる豊かな緑の帯	■緑を残し、連続化するとともに、眺望を演出して、台地（市街地）と丘陵（緑）の接する境目と市域の境の緑の壁を際立たせ、名古屋の地形の変化と領域のまとまりを感じさせる

⑥ 計画を実現するためのてだて

「施策の整理と整備の手法」では、景観自立地区、景観基本ゾーン、景観基本軸ごとに示した「景観整備の目標」をその「方針」にしたがって実現していくための「てだて」として、「計画の基本目標―めざすべき都市のイメージ―」に沿う 20 の「施策テーマ」を設定した（**図 7.1.8**）。

次に、これらの「施策テーマ」について、それぞれ「施策の方向性」と「整備の手法」を示した。

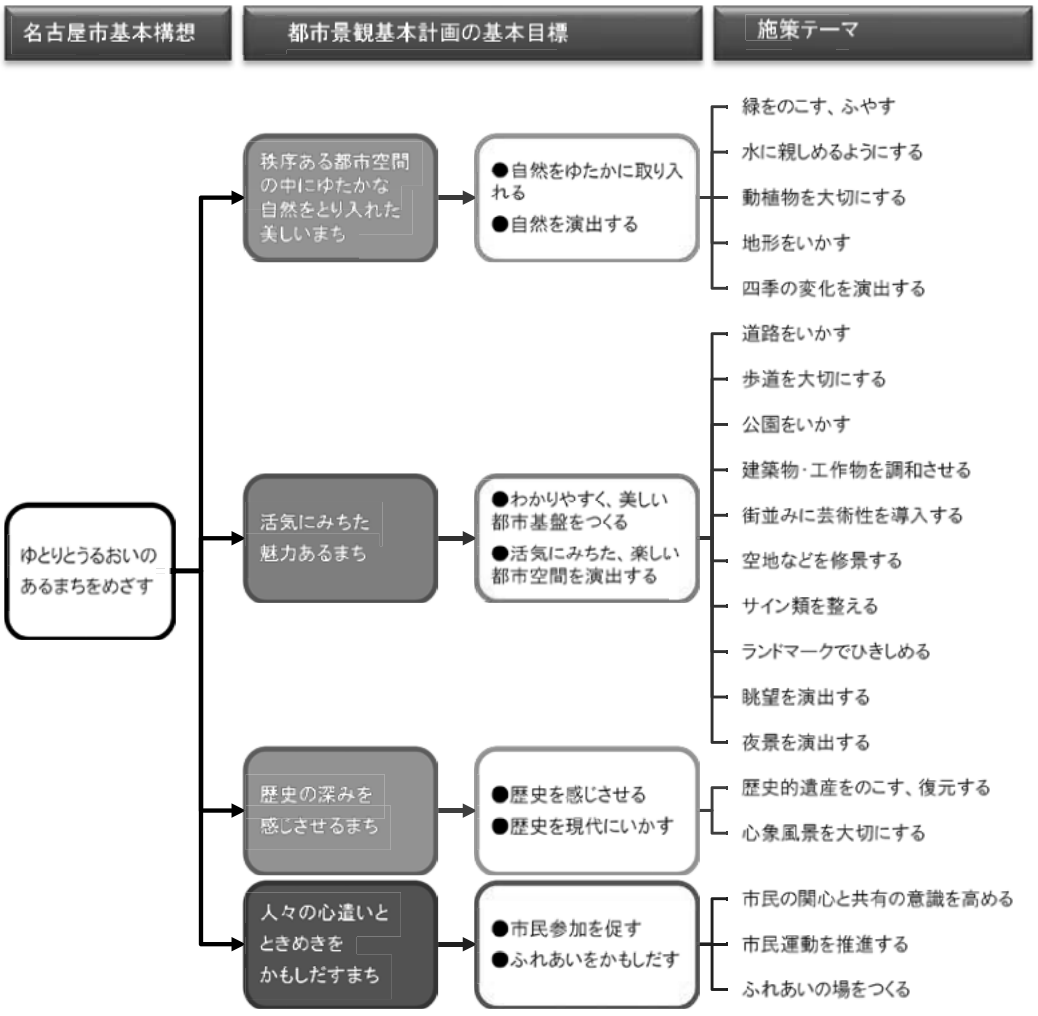

図 7.1.8　都市景観施策の整理

「計画実現のためのてだて」では、はじめに「市民と行政の役割と協力」を強調したうえで、名古屋市都市景観条例に基づく都市景観整備地区と大規模建築物等の事前届出制が中核的な 2 本柱となるとしている。

都市景観整備地区指定の前提として、名古屋市が都市景観整備を進めていくうえで、「とくに重点的にすぐれた都市景観を創造し、又は保全する必要がある地区」を重点的地区とした。

重点的地区は景観自立地区のなかから（景観自立地区をグルーピングしながら）創造面・保全面でそれぞれ重要と判断される地区を抽出した。

重点的地区のなかから順次、都市景観整備地区を指定していくこととされた。

景観自立地区、重点的地区と都市景観整備地区の関係を**図 7.1.9** に示す。

次に抽出された重点的地区の模式図を**図 7.1.10** に、重点的地区の分類と都市景観整備地区の関係を**表 7.1.10** に示す。

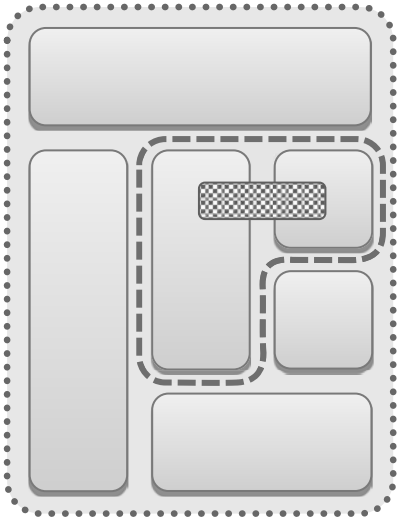

景観基本ゾーン

景観自立地区

重点的地区

景観自立地区 1 地区ないしは、地区が隣接していて、整備の方向性として一体的に扱うことが望ましいと考えられる複数の景観自立地区のグループ。

都市景観整備地区

重点的地区全域が都市景観整備地区の指定の候補となるが、整備の優先度、地元のまとまり等から、重点的地区内を区切って、段階的に、あるいは部分的に指定することもありうる。

図 7.1.9　景観自立地区、重点的地区、都市景観整備地区の領域の関係

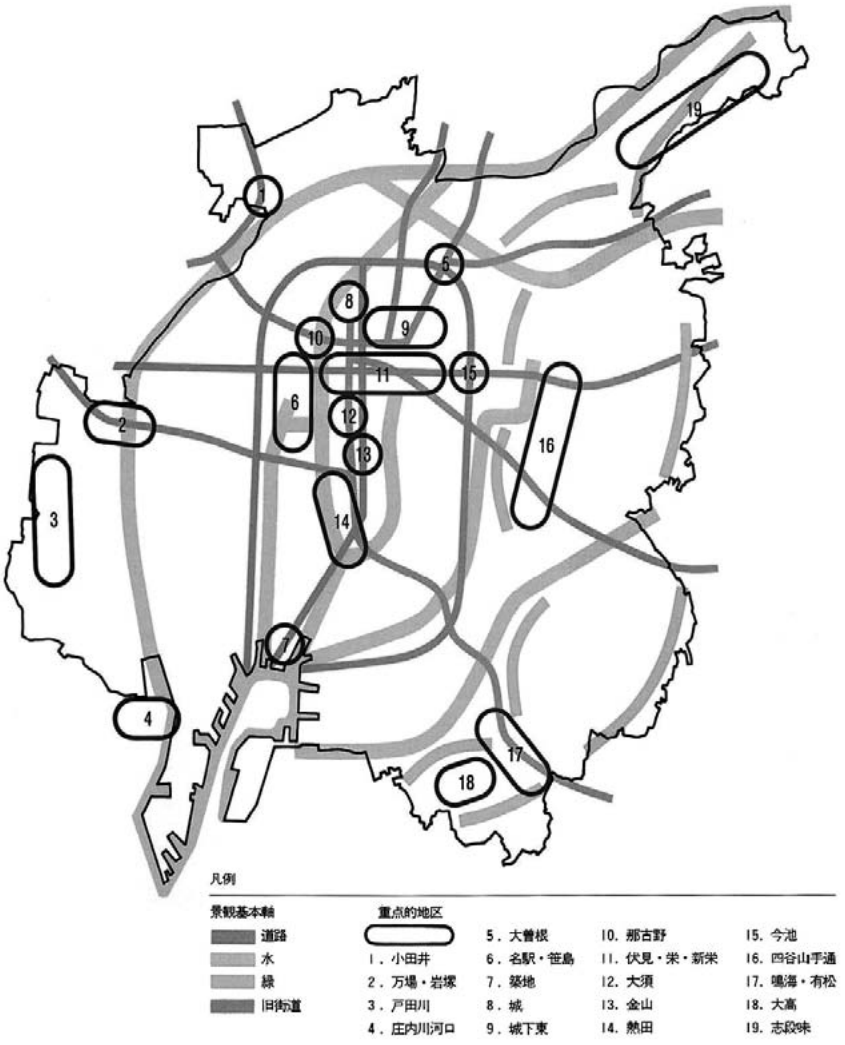

図 7.1.10　重点的地区

表 7.1.10 「重点的地区」の分類と「都市景観整備地区」の関係 [45]

重点的地区	創造系			保全系		都市景観整備地区
	都心・玄関口	拠点・商業地	面的プロジェクト	歴史	水・緑	
小田井				●		
万場・岩塚				●		
戸田川					●	
庄内川河口			●		●	
大曽根		●				
名駅・笹島	●		●		●	名古屋駅（1987.3）
築地	●				●	築地（1990.1）
城	●			●		
城下東				●		
那古野				●	●	
伏見・栄・新栄	●					久屋大通（1987.3） 広小路・大津通（1991.2）
大須		●		●		
金山		●	●			
熱田			●	●	●	
今池		●				今池（1997.3）
四谷山手通		●			●	四谷・山手通（1993.7）
鳴海・有松				●		
大高				●	●	
志段味			●	●	●	

庄内川河口は、この時点で西1区埋立計画があったため面的プロジェクトに該当している

3　都市景観整備地区

都市景観整備地区は、名古屋市都市景観基本計画に位置づけられた重点的地区の中から住民の合意を得ながら指定していった。

初めに都市景観整備モデル地区として取り組んできた久屋大通地区と、地下鉄 6 号線整備に併せ道路等の復旧整備を行う名古屋駅地区を 1987（昭和 62）年 3 月 31 日に指定した。

その後は、**表 7.1.11** に示すように、築地地区、広小路・大津通地区、四谷・山手通地区、今池地区と逐次指定を拡大した（**図 7.1.11**）。

都市景観整備地区内で建築物や工作物の新設、改造、広告物の表示、変更を行う場合には、行政手続きに着手する 2 週間前までに届出を行うことが都市景観条例で義務付けられ、それぞれの都市景観形

[45] 前掲 38「名古屋プロジェクト診断 2010　～名古屋のまちづくりを振り返る～」（名古屋都市センター　2010.3　p. 10）をもとに一部修正

成基準に沿って誘導が行われている。なお、各「都市景観整備地区」における地区指定以降の年度ごとの届出件数推移などについては、本項(4)③ 今池 の記事において記述している。

2004(平成 16)年の景観法制定により、これらの都市景観整備地区は都市景観形成地区に順次移行していった。

表 7.1.11 都市景観整備地区

事 項	地区指定		都市景観整備計画		都市景観形成基準		都市景観形成地区指定年月日
	指定年月日	面積(ha)	策定年月日	基本目標	告示年月日	特徴	
久屋大通地区	1987(昭和62) 3.31 N103号	30.2	1988(昭和63) 3.31	名古屋の顔にふさわしい都心の核となるまちづくり など	1987(昭和62) 3.31 N105号 1988(昭和63) 3.31 N113号(変更)	量感のある建物 自家用広告物以外の原則禁止	2007(平成19) 3.30
名古屋駅地区	1987(昭和62) 3.31 N104号 1992(平成 4) 2.20 N 34号(変更)	当初 18.1 変更後 45.2	1988(昭和63) 3.31 1992(平成 4) 2.20 (変更)	名古屋大都市圏の玄関としてのイメージアップ など	1988(昭和63) 3.31 N114号 1992(平成 4) 2.20 N 35号(変更)	量感のある建物 広告物の総量規制 自家用広告物以外の原則禁止(ロータリー周辺)	2008(平成20)10. 1
築地地区	1990(平成 2) 1. 4 N 1号	51.8	1990(平成 2) 1. 4	国際都市名古屋の海の玄関にふさわしいまちづくり など	1990(平成 2) 1. 4 N 2号	港町らしい三角屋根 白色系の街並 屋上広告の原則禁止	2010(平成22) 4. 1
広小路・大津通地区	1991(平成 3) 2. 5 N 30号	29.3	1991(平成 3) 2. 5	名古屋の中心商業地として、にぎわいと活力のあるまちづくり など	1991(平成 3) 2. 5 N 31号	1, 2階部分の2.5mセットバック 1階部分の用途を物販、飲食、サービス店に原則限定	2007(平成19) 3.30
四谷・山手通地区	1993(平成 5) 7. 1 N191号	57.8	1993(平成 5) 7. 1	緑と坂と曲線をいかし、まちの中に四季が感じられるまちづくり など	1993(平成 5) 7. 1 N192号	緑と地形等に調和した建物 1階部分の1.5mのセットバック 自家用広告物以外の禁止	2008(平成20)10. 1
今池地区	1997(平成 9) 3.31 N123号	27.2	1997(平成 9) 3.31	昼のにぎわいと夜のにぎわいにみちた活気のあるまちづくり など	1997(平成 9) 3.31 N124号	多様な表情をもつ店舗がモザイク的に並ぶまちなみ(今池駅周辺) 壁面を利用した装飾や電飾化による演出	2010(平成22) 4. 1

1 Nは名古屋市告示をあらわす
2 改正条例に基づく都市景観形成地区指定により、都市景観整備地区は、都市景観形成地区に移行した

①久屋大通都市景観整備地区

(昭和 62 年 3 月 31 日指定)

②名古屋駅都市景観整備地区

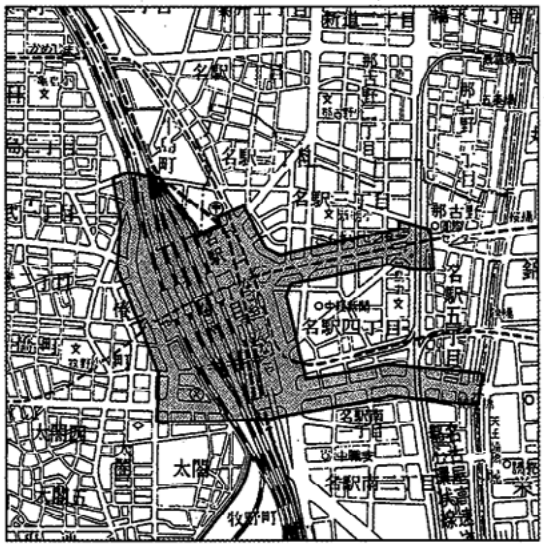

(昭和 62 年 3 月 31 日指定、平成 4 年 2 月 20 日変更)

図 7.1.11 都市景観整備地区(1)

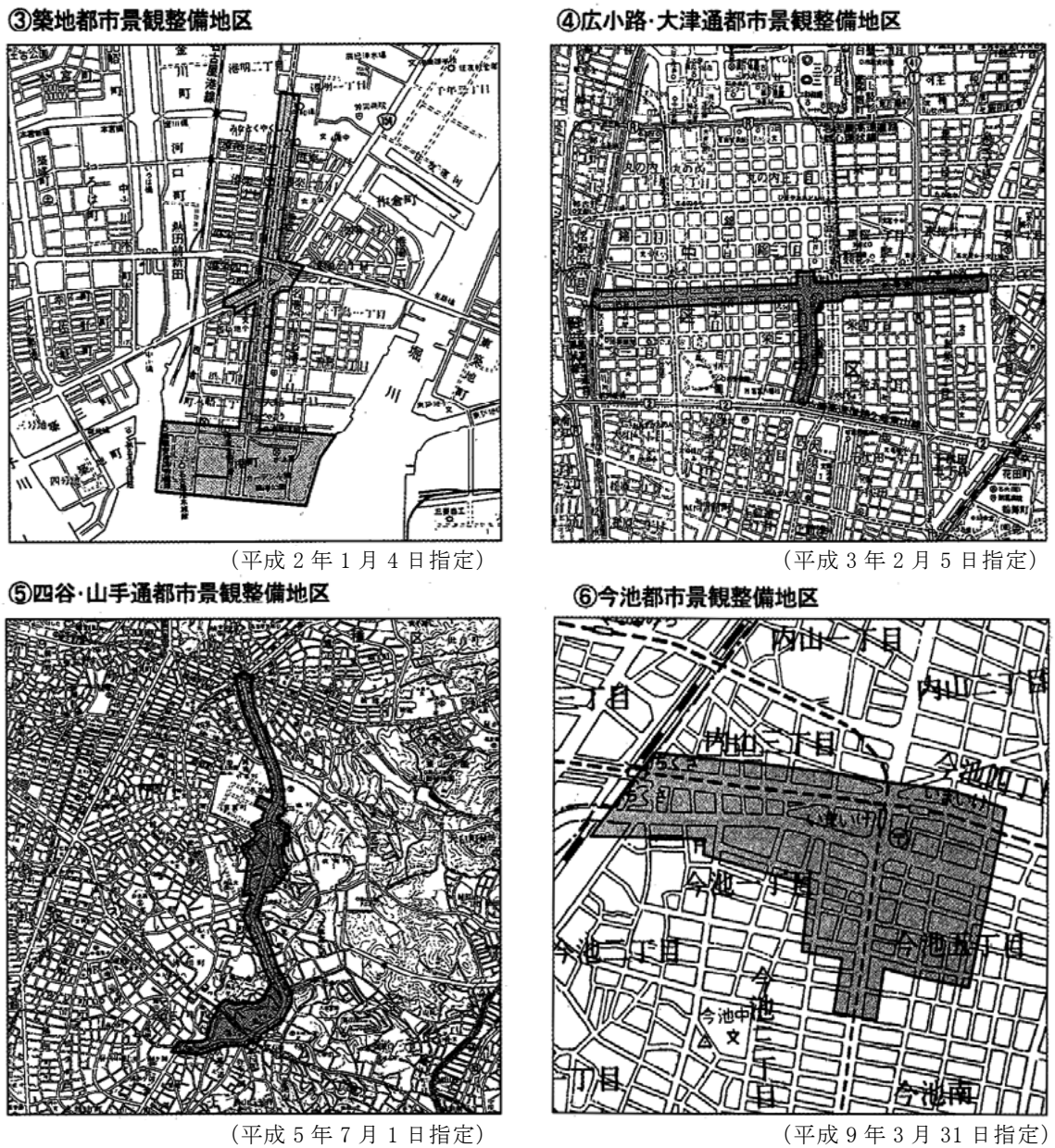

図 7.1.11　都市景観整備地区（2）

（1）　久屋大通地区

久屋大通都市景観整備地区（30.2ha）は 1987（昭和 62）年 3 月に地区指定された。地区指定に先立ち 1983（昭和 58）年 8 月 5 日、久屋大通地区都市景観整備モデル事業実施要綱にもとづき都市景観整備モデル地区として指定され、道路、公園等の公共空間の整備が行われる一方、沿道の建物や広告物に対して助言・指導が行われた。

モデル事業の実施にあたって、1983（昭和 58）年 2 月に久屋大通地区都市景観整備推進委員会設置要綱が定められ、区政協力委員、地区の団体、企業等、関係行政機関、市職員の約 60 人で構成された推進委員会が設置されて、都市景観整備の基本目標や公共空間の整備方針を定める「都市景観整備

計画」と沿道の建築物や広告物等の指導基準となる「都市景観形成基準」が検討された。

なお、「都市景観整備計画」が策定されるまでの間は、「公共施設整備改善計画」に基づき事業が実施され、「都市景観形成基準」が定められるまでの間は、「事前協議のための暫定指針」により事前協議が行われることとなった。

① 都市景観整備計画

久屋大通は、戦後の名古屋の都市計画を代表する復興土地区画整理事業により建設された 100m道路で、名古屋のシンボル空間であるとともに都心の商業業務地にある貴重な公園緑地として市民に親しまれており、21 世紀をめざした魅力ある都市づくりのために 4 つの基本目標が掲げられた。

・名古屋の顔にふさわしい都心の核となるまちづくり

・活気と賑わいとやすらぎのあるまちづくり

・誰もが住みたくなるような暖かみと親しみのあるまちづくり

・市民と市の共同作品となる一体的・総合的なまちづくり

これらの基本目標のもと、公共施設にかかる都市景観の整備に関して、道路整備では円滑な都市活動と快適な都市生活の確保を基本方針とし、公園整備では多様な利用をすることができる都心の公園とすることを基本方針に、ブロックごと(外堀通～桜通間、桜通～広小路通間、広小路通～若宮大通間)の個性をいかしたデザインとすることが地区別方針としてまとめられた。

都市景観整備計画は、推進委員会の整備計画検討部会における検討をもとにまとめられ、1988(昭和63)年 3 月 31 日に決定告示された。

② 都市景観形成基準

久屋大通の基準は、スケールの大きな空間と豊かな緑にふさわしい品位ある洗練されたデザインの街並みとし、にぎわい、憩い、親しみを感じる人間性豊かで活力ある都市空間としていくことが基本方針とされた。

この方針のもと建築物では量感のあるものとして共同化により規模拡大を図る、1 階部分をセットバックし民地と歩道の接点となる半公共空間の快適化を図るなどの基準が定められ、広告物では、自家用広告物を原則とする、壁面広告は、壁面の 1/10 以下とするなどの基準が定められるとともに、その他として屋上部分は、テレビ塔からの景観に配慮するという基準が設けられた。

久屋大通における当初の都市景観形成基準は、モデル地区の指定に際して定めた「事前協議のための暫定指針」を当面の間運用することとされ、1987(昭和 62)年 3 月 31 日に地区指定とともに決定告示された。地区指定後、形成基準検討部会において建築物、工作物、広告物の基準の検討が重ねられ、その結果をもとに変更案がまとめられ、1988(昭和 63)年 3 月 31 日に変更告示された。

③ 整備事業

久屋大通地区では、モデル事業として1983(昭和58)年から1986(昭和61)年度まで実施され、整備地区事業として 1987(昭和 62)年度から 1994(平成 6)年度まで実施された。

ア 歩道の整備

ゆとりある歩道幅員と洗練されたシンプルなデザインとするため 1988(昭和 63)年度から 1994(平成 6)

年度まで実施された。従来の 6.7m の歩道幅員は 10.5m に拡幅され、歩道の修景工事として舗装材は自然石（みかげ石）とされ、美装化統合柱が設置されて、歩道の中央と車道側にケヤキが並列で植えられた。

イ　公園の整備

水と緑豊かで多目的な都市型公園をめざして、1983（昭和 58）年度から 1993（平成 5）年度にかけて実施された。

広小路以北は地区指定以前に概ね整備されており、景観整備事業としては部分的なものとなったが、広小路以南では、1989（平成元）年に復興事業収束モニュメント（1986（昭和 61）年に実施した久屋大通公園・モニュメント設計協議の優秀賞に基づき設置）を含めた光の広場、1991（平成 3）年度に都心部の市民広場として催し物やコンサートなど多目的に利用できる久屋広場、1993（平成 5）年にエンゼル広場が再整備された。

（2）　名古屋駅地区

名古屋駅都市景観整備地区（18.1ha）は 1987（昭和 62）年 3 月に地区指定された。1989（平成元）年に開催された世界デザイン博に向け、1983（昭和 58）年から建設中の地下鉄 6 号線（桜通線）の道路復旧に合わせ景観整備が行われた 。

名古屋駅地区では地区指定とともに名古屋駅地区都市景観整備推進委員会設置要綱が定められ、第 1 回の推進委員会が 1987（昭和 62）年 6 月に開催された。推進委員会は区政協力委員、商店街等、地権者等、鉄道事業者、学識経験者、関係行政機関、市職員の計 56 人で構成され、道路・広場等の公共空間の整備計画を検討する整備計画検討部会、建物・広告等の民有空間の形成基準を検討する形成基準検討部会、名古屋駅周辺の地区全体の将来構想を検討する長期構想検討部会の 3 部会が設置された。

①　都市景観整備計画

名古屋駅地区は、名古屋大都市圏の陸の玄関であるとともに都心のターミナル地区、都心商業・業務地区としての機能をもっており、市制百周年に向けて進められている地下鉄 6 号線の整備を契機とした地区の機能充実と質の高い都市の顔づくりをめざし、三つの基本目標が掲げられた。

・名古屋大都市圏の玄関としてのイメージアップ

・ターミナルとしての利便性、快適性の向上

・都心商業・業務地区としての活気と魅力づくり

これらの基本目標のもと、公共施設にかかる都市景観の整備方針として、駅前広場、駅前ロータリー、桜通、名駅通および地区共通景観要素について都市景観整備計画がまとめられた。

また、都市景観形成基準の策定のための指針として、量感のある街並みの形成、にぎわいの形成、快適な歩行者空間の創出が掲げられ、建築物・工作物及び広告物に関する指針とともに、都市景観の整備に関し必要な事項として、行き届いた管理に努めることなどがまとめられた。

② 都市景観形成基準

名古屋駅地区を桜通、名駅通、ロータリー周辺の 3 つの区域に分け、桜通の建築物については高さ20m 以上とし量感のあるものとするため共同化に努める、壁面後退等により歩行者空間の拡大に努めるなどの基準を定め、広告 1/10 とし総量の制限を設けた。また、スカイラインの揃った駅前の景観に配慮し屋上広告物の形態や突出広告の出幅などの規定を設けた。さらにロータリー周辺では自家用広告物を原則として広告物の質の維持を図る基準とした。

これらの都市景観整備計画、都市景観形成基準は、各検討部会での検討をもとにまとめ、1988（昭和63）年 3 月 31 日に決定告示した。

③ 長期構想等

長期構想検討部会では、1987（昭和 62）年 9 月から 1989（平成元）年 2 月にかけ検討を行い、2010 年を目標とし、地区の将来像のスーパーターミナル（仮称）を形成するため 3 つのテーマ「魅力ある街」「便利な街」「人の集う街」を掲げた。また、整備計画検討部会、形成基準検討部会の合同部会で 1988（昭和 63）年度に名古屋駅地区の夜景演出の考え方について検討し、長期構想とライトアップ計画が推進委員会の計画として 1989（平成元）年 3 月に策定された。

④ 整備事業

名古屋駅地区の都市景観整備事業は、地下鉄 6 号線の建設復旧に合わせて計画し、1987（昭和 62）年末ころから順次地上面の整備を進め、世界デザイン博覧会の開催前の 1989（平成元）年 7 月に公共空間の整備を完了した。なお、地下鉄 6 号線中村公園、今池間の営業開始は、1989（平成元）年 9 月 10 日である。

ア 駅前広場

明るく活気あるイメージを目指し、可能な限り歩道部分の拡大、修景スペースの設置などの計画のもと、整備を行った。

イ 駅前ロータリー

名古屋を訪れる人、駅を利用する市民にとって明確な印象を与える場所として、シンボリックな空間としていくものとして、1987（昭和 62）年 9 月から 12 月にかけて、名古屋駅前ロータリーモニュメント設計競技を行い、全国から 109 点の応募があり、「過去から未来への発信」というテーマのもとに縄文式土器に現れる“縄”のイメージを使って、市制百周年に向けて市民が大きな輪となって新しい街づくりを進めている様子と、21 世紀に向けて情報を世界に発信する名古屋のシンボルとなるモニュメントの提案が優秀賞として選ばれ、1988（昭和 63）年秋から 1989（平成元）年夏にかけて整備された。

また、ユニモール地下街を地下鉄 6 号線国際センター駅まで延伸するのに合わせ、駅前ロータリー部地下1階に吹き抜け広場、通路、地上への階段を設けた。

ウ 桜通

桜通はJR名古屋駅正面の広幅員道路として、歩きやすく、国際性を持った風格のある通りをめざし、標準部で歩道を 1.7m 拡幅し植栽を増やすとともに、中央分離帯にはクスノキを列植した。歩道舗装には凝石タイルを使用し、グレーを基調とし黒でアクセントをつけた。

また、地下鉄出入口は地下鉄 6 号線整備に合わせて新しいデザインで整備された。

エ　名駅通

駅と広小路通をつなぐショッピング、レジャー、文化の軸として華やかで明るい通りとするため、歩道にハナノキを列植するとともに花壇の整備などを行った。歩道舗装には凝石タイルを使用しグレーを基調とするが華やかさを演出するため赤系統を混用した。

オ　共通要素

桜通、名駅通での歩道照明の整備、1988（昭和 63）年に策定された名古屋市歩行者系サインマニュアルに基づく歩行者系サインの設置、道路標識類の統合化等を行った。

⑤　都市景観整備地区の拡大

1987（昭和 62）年の名古屋駅地区は名駅通と桜通を含む名古屋駅の東側のみであった。そこで、1990（平成 2）年 4 月に名古屋駅地区都市景観整備推進委員会を開き、太閤通地区と広小路地区を追加して名古屋駅地区の区域拡大するため、委員の追加を行うとともに名駅広小路部会と太閤通部会を設置した。1990（平成 2）年 5 月から 1991（平成 3）年 5 月にかけて部会を開催し、整備計画、形成基準の検討を行った。名駅広小路地区と太閤通口地区の区域を加えた 45.2ha についての整備計画案、形成基準案は 1991（平成 3）年 6 月の推進委員会で案として決定され、決定手続きの後、1992（平成 4）年 2 月に決定告示を行った（**図 7.1.12**）。

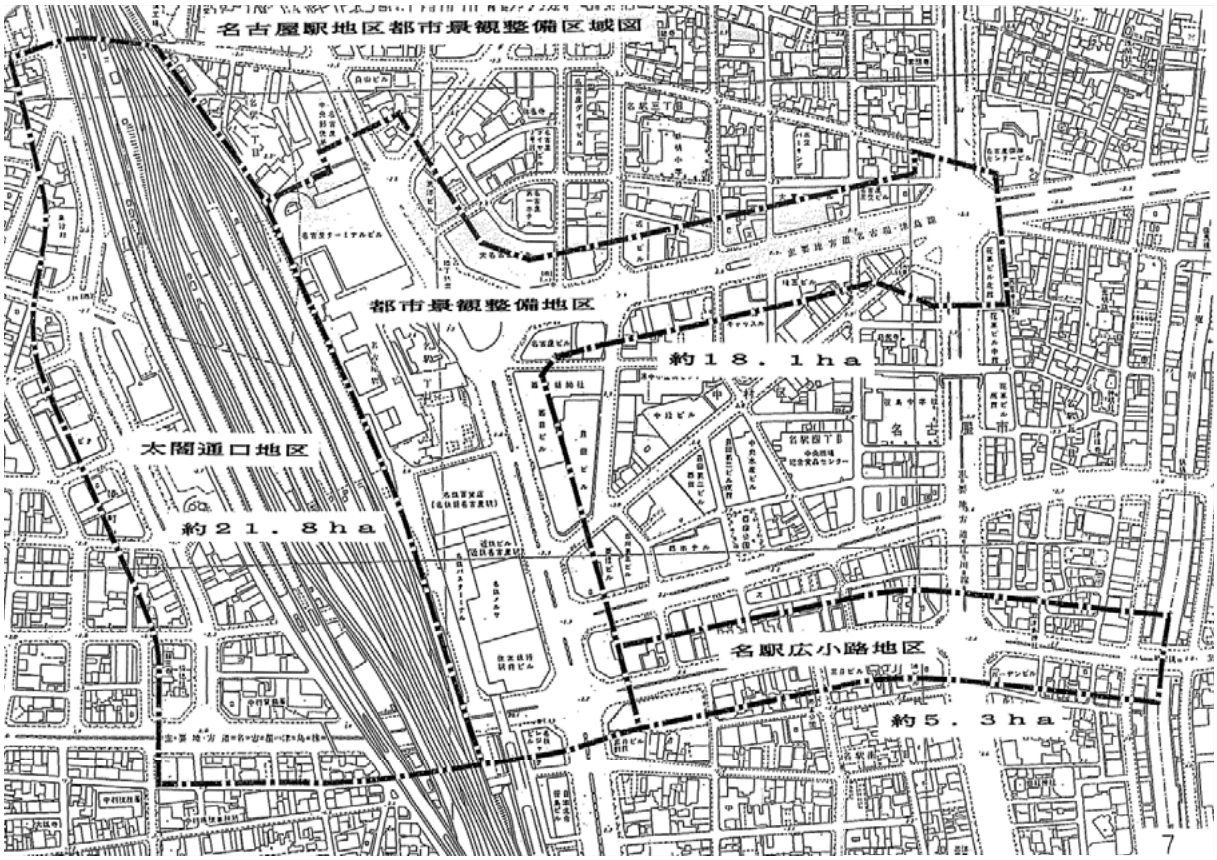

図 7.1.12　名古屋駅地区都市景観整備区域図

整備計画において、名古屋駅西側は新幹線口を抱え、名古屋大都市圏の玄関としてのイメージアップを図る必要があり、太閤通及び広小路通は、名古屋の中心部を貫く幹線道路であるとともに、都心軸としての景観形成を図る必要があるとした。

広小路通は、名古屋のメインストリートにふさわしく風格と個性ある街路景観を創出するとともに、歩道部は歩いて楽しむことのできる快適な歩行者空間としていくという方針のもと、質の高い舗装で通りとしてのつながりと格調あるデザインとする、街路樹は高木や花木等の組み合わせにより、楽しく歩くことのできる変化ある植栽とする、道路照明は統一されたデザインとすることなどを盛り込んだ。

椿町通は、新幹線を抱える名古屋大都市圏の玄関として、洗練されたイメージを感じさせ、活気あふれる空間としていくことを方針に、可能な限り歩行空間を拡大し、歩道舗装は駅前広場とのつながりをもたせたデザインとすることなどを定めた。

太閤通は、名古屋の中心を東西に貫く骨格道路であり、都会的イメージを感じさせる空間としていく、駅西第 8 号線については、駅周辺の賑わいのある空間とし、回遊性をもたせた歩行者優先の歩きやすい通りとしていくなどの方針を定めた。

形成基準においては、名古屋駅地区を 5 つの地区に分け、追加された広小路通地区では建築物の 1・2 階部分は歩道境界から 2.5m 後退、1 階部分の用途は物販、飲食、サービスを原則とするなど地区特性を反映したものとした。

(3) 築地地区

築地都市景観整備地区(51.8ha)は 1990(平成 2)年 1 月に地区指定された。

名古屋港管理組合や海運会社のある築地地区は名古屋港の中心業務地として栄えてきた。しかし、1970 年代以降、港湾物流機能が沖合に展開され、ガーデンふ頭を中心に市民に親しまれる港づくりを進め、1984(昭和 59)年にはポートビルが完成し、南極観測船「ふじ」、ガーデン臨港緑園などが整備された。また、1980(昭和 55)年の名古屋市基本計画において地区総合整備事業の区域に位置付けられた築地地区では、江川線街路事業(緑道整備)や築地第一種市街地再開発事業、浜地区住環境整備モデル事業、地区再開発促進事業など各種事業手法を活用して市街地の整備が進められた。

1986(昭和 61)年には、住民により地区のまちづくりを進める「築地ポートタウン 21 まちづくりの会」が設立され、1987(昭和 62)年 11 月に名古屋市の都市景観市民団体として認定された。

都市景観整備計画等を策定するにあたり、築地地区都市景観整備推進委員会を 1988(昭和 63)年 4 月に設置した。推進委員会は区政協力委員、地区の団体・企業、行政の計 72 人で構成され、整備計画・形成基準検討部会を設置し計画の検討を行った。

① 都市景観整備計画

築地地区は、名古屋港の開港の地であるとともに、国際都市名古屋と世界を結ぶ名古屋の海の玄関であり、市民が水と戯れ、港のロマンを感じることができる魅力にあふれたまちとしていくために、4 つの基本目標を掲げた。

・国際都市名古屋の海の玄関にふさわしいまちをつくる

・異国情緒ある港らしい個性豊かなまちをつくる
・観光・レジャーの拠点として活気と賑わいにあふれたまちをつくる
・水と緑をいかした快適な居住環境をつくる

これらの基本目標のもと、公共施設にかかる都市景観の整備方針として、江川線についてはポートビルのある風景をいかした緑豊かなシンボルロードをつくる、ゆとりと潤いのある楽しさあふれる歩行者空間をつくる、主要交差点などでは港まちの特色をいかしたシンボル的な整備を行うこととし、ガーデン埠頭及び周辺の整備に関する方針として海洋文化施設や拠点地区にふさわしい文化・商業施設等の充実、市民の親しめるウォーターフロントパークの整備、夜景の演出、防潮壁を活用した公園や散策路の整備などについてまとめた。

また、都市景観形成基準の策定のための指針として、建築物の形態や色彩に統一感と調和を持たせ、地区全体として港まちらしい個性をつくるなどをまとめた。

② 都市景観形成基準

築地地区の都市景観形成基準では、港まちとしての個性を出すため、建築物の屋根の形状は切妻の屋根とするなど、港（ヨットや帆船の帆）をイメージさせる三角形を原則とする、主要な部分の色彩は白色系として窓、扉、日除けテントなどの色彩でアクセントをつけるなどとした。これら色彩や形状を具体的に形成基準化したのは景観整備地区として初めてである。

なお、屋根形状の基準については、案として「原則として切妻屋根とする。ただし、切妻屋根をイメージさせるデザイン的配慮をしているものについてはその限りではない。」としていたが、景観審議会の基本計画部会で議論になり、前半を基準のように修正した。

また、広告物についても屋根形状をいかした街並みとするため、屋上広告物は原則として禁止するなど一歩踏み込んだ内容となっている。その他の基準として、海や港に関するものを店先に展示するなど港らしさの演出に努める、外国文字による店名表記や飾り看板の掲出など異国情緒や国際色の演出を誘導、建築物などへのライトアップ、ネオン管による広告物の掲出など港らしい夜景の演出に努めることなど、地区の個性化を意識した基準となっている。

③ 都市景観形成モデル都市

1987（昭和 62）年 9 月に建設省は、景観形成の総合的推進を図る観点から、景観形成の基本計画に基づき、各種事業の複合的実施や各種規制・誘導方策等を講ずる市町村を「都市景観形成モデル都市」として指定し、所管事業等を積極的に推進することとした。この中で、モデル都市の指定を受けた都市は都市景観ガイドプランを策定し、重点地区を指定して景観形成を図ることとされた。

そこで、名古屋市は、都市景観基本計画をガイドプランと位置付けるとともに、重点地区として築地地区と白鳥地区を位置付けた。1988（昭和 63）年 5 月に国からモデル都市の指定を受け、1989（平成元）年 5 月に都市景観ガイドプランの承認を受けた。築地地区においては、都市景観整備計画、都市景観形成基準が策定されたため、その内容を元に都市景観形成モデル都市築地地区景観ガイドプランを作成し 1991（平成 3）年 3 月に建設省関係局長（都市、河川、道路、住宅）あて送付した。これにより建設省所管事業の複合的重点的実施を図るものである。

築地地区では、このモデル都市に先立って1983（昭和58）年度より都市景観形成モデル事業を実施しており、港北緑地（公園事業）、江川線（街路事業）を実施してきた。このように、各種事業を実施し、地区全体の総合的整備を進める中で、都市景観整備も積極的に位置づけて取り組んできた。

（4） その他の地区

① 広小路・大津通地区

広小路・大津通都市景観整備地区（29.3ha）は1991（平成3）年2月5日に地区指定された。

1985（昭和 60）年に広小路通・大津通の都市景観整備地区早期指定についての請願が出され採択された。また、1987（昭和62）年度から1988（昭和63）年度に大津通の電線地中化およびサン大津商店街、南大津通商店街の舗装工事が進められる中、広小路通について平成2年度から電線類地中化工事を予定しており、その復旧に併せて道路の修景を行っていくためにも地区指定を急いで進める必要があった。

この地区指定に向け、広小路通都市景観整備推進委員会が 1989（平成元）年 5 月 22 日に、また、大津通都市景観整備推進委員会が 1989（平成元）年 6 月 16 日に設置され、都市景観整備地区の指定に向けて、整備計画、形成基準の検討が進められ、広小路地区は1990（平成2）年9月20日に、大津通地区は同年 9 月 6 日に整備計画案・形成基準案を策定した。

都市景観整備計画では、都市景観整備の基本目標として、1）名古屋の中心的商業地として、賑いと活力のあるまちをつくる、2）歩いて楽しむことのできる、親しみとふれあいのまちをつくる、3）活発な都市文化活動や多様な交流が展開されるような活気に満ちた魅力あるまちをつくる、4）名古屋の中心部を東西及び南北に貫く都市の骨格にふさわしいわかりやすいまちをつくる、5）歴史的財産を継承した文化と情報に満ちたまちをつくる の 5 つを掲げた。さらに、広小路通の整備に関する方針として、広小路通にふさわしい風格と個性ある街路景観を創出するとともに、歩道部は歩いて楽しむことのできる快適な歩行空間としていくと定めた。また、大津通の整備に関する方針として、大津通にふさわしい華やかさと個性ある街路景観を創出するとともに、歩道部は歩いて楽しむことのできる、親しみとふれあいの演出を基本方針とすると定めた。広小路通については、歩道拡幅・舗装・植栽などの基盤修景を名古屋市が実施し、歩道照明、彫刻、モニュメント等を沿道商店街が設置するなど官民合作のプロムナードが1993（平成5）年3月に完成した。

都市景観形成基準では、建築物の規模として量感のあるものとするよう共同化に努める、1・2 階部分は壁面を歩道境界から2.5m後退させ、歩道との一体感を確保する、1階部分の用途は、物販、飲食又はサービス店を原則とする、壁面広告の表示面積は一壁面につき壁面積の 1/10 以下とするなどの建築物・工作物・広告物の基準を定めるとともに、夜景の演出、維持管理、空地外周等の修景、都市景観重要建築物等の周辺等の景観配慮などの基準を定めた。1・2 階部分の 2.5m 後退は 1980（昭和 55）年に策定された南大津通商店街まちづくり協定の規定を参考に取り入れられた。このように、推進委員会の議論で地域の取り組みを生かした基準づくりが行われた。

② 四谷・山手通地区

四谷・山手通都市景観整備地区（57.8ha）は 1993（平成 5）年 7 月 1 日に地区指定された。

他地区と同様、都市景観整備地区の指定にあたって、都市景観整備推進委員会を設置し、検討を進めたが、当地区は延長 3.8km に渡る長い地区であるため、1991（平成 3）年に四谷通地区（10 月 25 日設置）、山手通地区（5 月 9 日設置）、八事・雲雀ヶ岡地区（5 月 21 日設置）の 3 つの推進委員会を設置した。整備計画案、形成基準案はそれぞれの推進委員会で議論され、1992（平成 4）年 12 月に推進委員会として案が策定された。その後、1993（平成 5）年 1 月から 2 月にかけて地元説明会を行い、各審議会への諮問などの手続きを経て策定された。

四谷・山手通都市景観整備地区における都市景観整備の基本目標を、1）緑と坂と曲線をいかし、まちの中に四季が感じられるまちをつくる、2）おしゃれな店舗などが集積し、活気とにぎわいのある商業地をつくる、3）大学をいかして、若者が集まる文化の香るまちをつくる、4）社寺や街道など、歴史をいかしたまちをつくる、とした。公共施設に係る都市景観の整備に関する方針として、全体では、豊かな緑を基調としながらゾーンごとに、個性的で魅力のある道路景観を創出すると定め、それぞれの地区の方針を掲げた。また、一般国道 153 号の整備に関する方針、景観こみちの整備に関する方針を掲げた。都市景観形成基準の策定のための基本方針としては、四谷通、山手通、八事・雲雀ヶ岡に関する指針とともに景観こみちに関する指針も策定された。これまでの都市景観整備地区は商業地の幹線道路沿いに設定されたものであったが、初めて周辺域の地区指定をすることになり、都心部にはない個性などを重視するために設定された地区である。

都市景観形成基準では、建物の 1 階部分を 1.5m 後退させることなどの基準を含め、坂と緑と曲線に調和し、個性的で質の高い魅力的な建築を行うよう努めると定めている。広告物については、自家用広告、壁面広告は壁面積の 1/10 以下などを定めている。

実際の都市景観整備については、地下鉄 4 号（環状線）の整備に併せ、道路の整備、電線類地中化、統合柱などの整備を行った。地下鉄は、2003（平成 15）年 12 月に砂田橋～名古屋大学間が開業し、翌 2004（平成 16）年 10 月に名古屋大学～新瑞橋間が開業し、地下鉄の環状化が完成した。

③　今池地区

今池都市景観整備地区（27.2ha）は、1997（平成 9）年 3 月 31 日に地区指定された。

都市景観整備地区の指定にあたっては、1994（平成 6）年 2 月に都市景観整備推進委員会を設立し検討を進めた。それに先立ち、1992（平成 4）年の名古屋市新基本計画の第 2 次推進計画で地区指定を図る地区に位置付け、調査を行ってきた。また、経済局が 1991（平成 3）年度に商業地整備モデル事業のモデルプラン策定地域に位置付け、開発コンセプト「今池ブロードウェイ構想」をまとめ、1993（平成 5）年から店舗改善補助や環境整備を行っている時期でもあった。

今池地区は千種駅東側から今池に渡る地域で、景観基本軸の広小路通と名古屋環状線の交点でもある。拠点商業地、交通拠点、庶民的娯楽地としての地区の特徴を踏まえ、基本的な方針として、昼夜のにぎわいをもつ商業・娯楽地をつくるという都市景観基本計画の位置付けを元に、推進委員会の常任委員会を 6 回開催し、整備計画案、形成基準案をまとめた。

都市景観整備計画では、基本目標として地区目標と個別目標を掲げた。地区目標は地区全体の共通目標で、1）昼のにぎわいと夜のにぎわいにみちた活気のあるまちづくり、2）まちのおもしろさがおもてにあ

らわれているまちづくり、3）歩いて楽しむことのできる、親しみとふれあいのあるまちづくり、4）まちの個性をいかし、そだてるまちづくり　の　4　点を掲げた。また、地区の中でも場所によってまちの性格が異なることから、個別目標として千種駅前周辺では都市としての顔と、若者の活気にあふれるまち、今池駅周辺では文化と遊びのある庶民的で個性豊かな盛り場のまち、幹線道路沿いでは都市の骨格にふさわしいそれぞれの個性が感じられるまち　を掲げた。

公共施設に係る都市景観の整備に関する方針として、道路については、幹線道路、回遊路線、交遊路線について方針を掲げ、その他、千種駅前広場、今池西公園の整備に関する方針を掲げた。また、都市景観形成基準の策定のための指針として、商業・娯楽のまちに昼夜のにぎわいを演出し、誰からも親しまれる、地区の特性をいかした拠点商業地として、幹線道路の景観にも配慮しながら、個性的で魅力ある都市空間の形成を図ることを基本方針としている。

都市景観形成基準では、今池駅周辺において、建築物の基準として多様な表情をもった店舗がモザイク的に並ぶまちなみを形成していく、店舗の外観に電飾化を図るなどまちの活気とにぎやかさの演出をする、大型壁面にはアート感のある装飾をするなどまちの楽しさの演出の工夫に努めると定めている。また、広告物の基準として可能な限り自由で創造的なデザインとアート化に努める、電飾化（ネオンサインなど）によって夜間の演出を図るなど、都心部の形成基準と異なり、にぎわいの演出を地区の個性とする基準となっている。

なお、各都市景観整備地区における、地区指定以降の年度ごとの届出件数の推移を**図　7.1.13**　に示す。

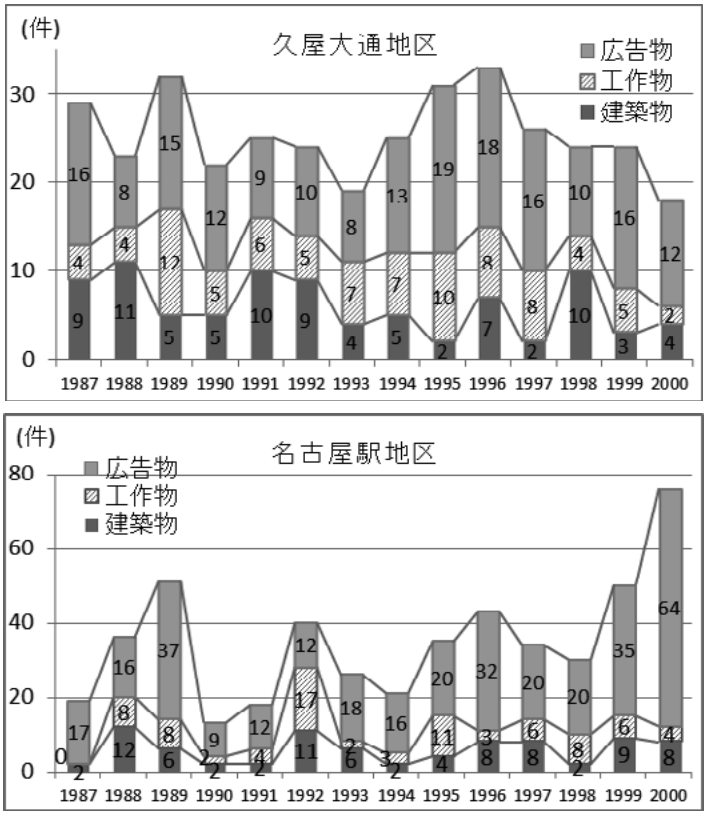

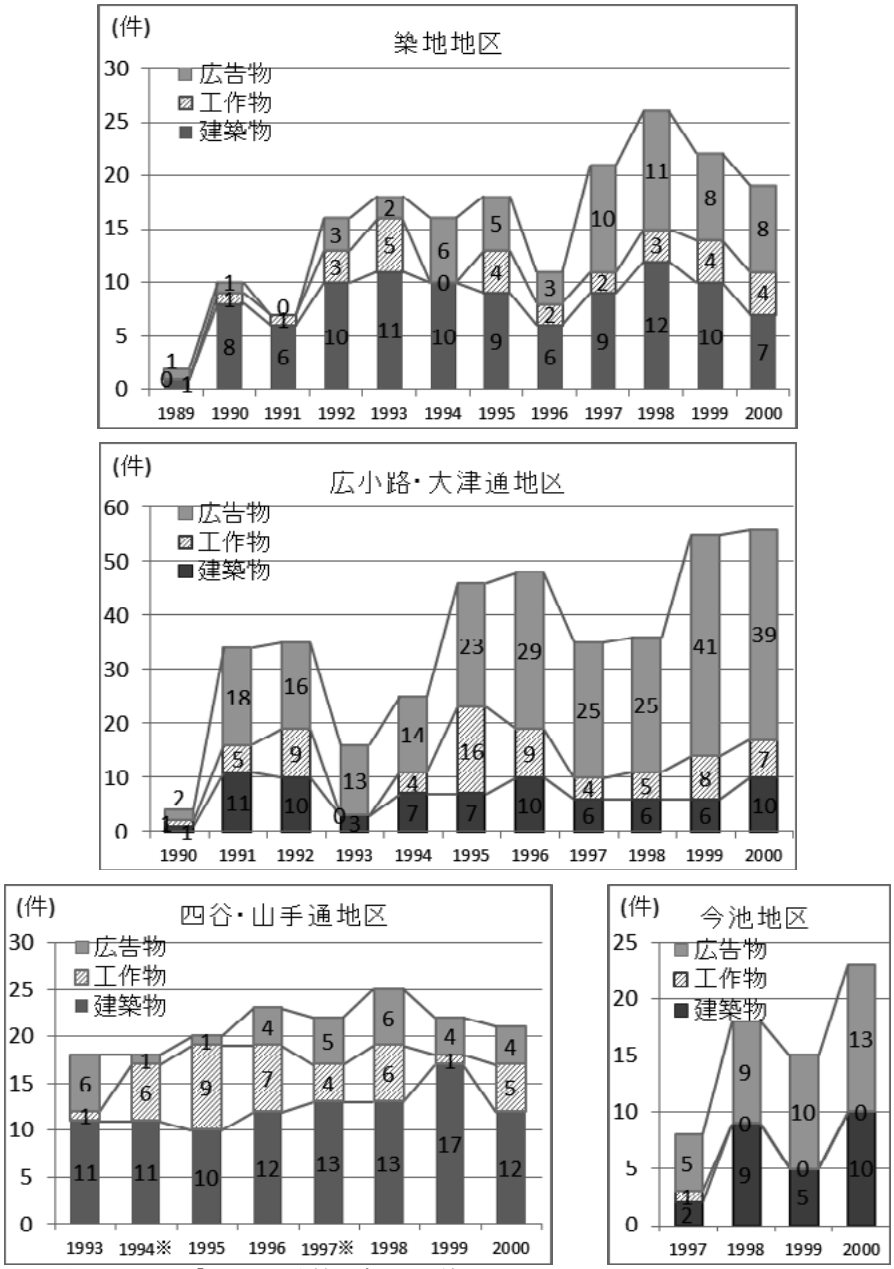

※3 項目のほかに「土地の形質の変更」1 件あり

図 7.1.13　各都市景観整備地区における届出件数の推移

また各地区の届出件数の概要把握のために、指定年の翌年度以降（通年）を対象とした年間平均届出件数を**表 7.1.12** に示す。

表 7.1.12　都市景観整備地区の年間平均届出件数等

種別＼地区	久屋大通地区 1987-2000 1987. 3.31		名古屋駅地区 1987-2000 1987. 3.31		築地地区 1990-2000 1990.1. 4		広小路・ 大津通地区 1991-2000 1991. 2. 5		四谷・山手地区 1994-2000 1993. 7. 1		今池地区 1997-2000 1997. 3.31	
	合計	平均	合計	平均	合計	平均	合計	平均	合計	平均	合計	平均
建築物	86	6	82	6	98	9	76	8	88	13	26	7
工作物	87	6	82	6	29	3	67	7	38	5	1	0
広告物	182	13	328	23	57	5	243	24	25	4	37	9
計	355	25	492	35	184	17	386	39	151	22	64	16

地区指定翌年度以降を対象とする（地区欄最下段は地区指定年月日をあらわす）
土地の区画形質の変更を含まない

4　大規模建築物等の新築等

名古屋市都市景観条例による大規模建築物等の新築等の規定とは、一定規模を超える建築物、工作物、広告物等については、都市景観整備地区以外であっても建築確認申請等の行政手続き以前の届出を義務づけ、都市景観基本計画に基づき、必要な場合には助言・指導するというものである。

年度別の届出件数を以下の図表に示す（**表 7.1.13**、**図 7.1.14**）。

表 7.1.13　大規模建築物等の届出件数

区分＼年度	1987 S62	1988 S63	1989 H元	1990 H2	1991 H3	1992 H4	1993 H5	1994 H6	1995 H7	1996 H8	1997 H9	1998 H10	1999 H11	2000 H12	計	平均
建築物	116	104	121	167	134	73	102	102	91	114	111	94	127	111	1,567	112
工作物	13	20	13	14	22	36	23	20	18	12	7	8	14	24	244	17
広告物	110	131	123	118	114	98	64	58	74	63	77	53	70	55	1,208	86
計	239	255	257	299	270	207	189	180	183	189	195	155	211	190	3,019	216

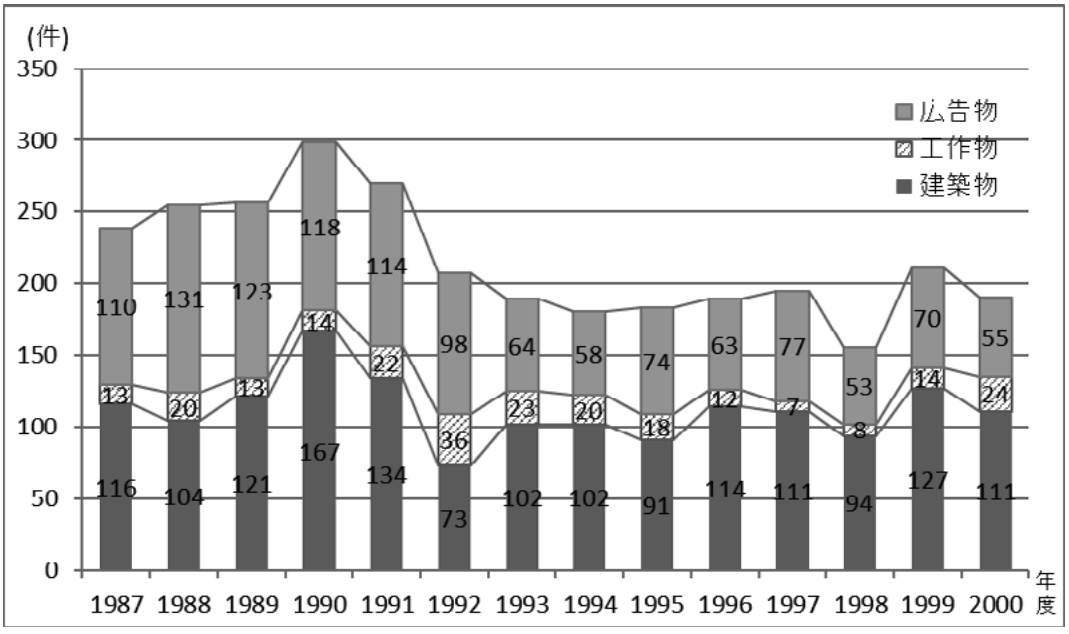

図 7.1.14　大規模建築物等の届出件数の推移

2000(平成 12)年度までの累計届出件数合計は 3,000 件強に上り、建築物がそのほぼ半数を占めている。

各年の平均届出件数をみると、建築物が 112 件/年、工作物が 17 件/年、広告物が 86 件/年となる。

各年の届出件数のうち建築物については、バブル期に相当する 1990(平成 2)年に届出件数が最高値を示している。

2001(平成 13)年度以降 2007(平成 19)年 9 月 30 日までの期間に係る改正以前の名古屋市都市景観条例に基づく大規模建築物等の届出件数は、建築物 860 件、工作物 49 件、広告物 523 件、合計 1,432 件である。

なお、景観法の施行(2004(平成 16)年 12 月 17 日)に伴う「名古屋市都市景観条例」改正施行(2007(平成 19)年 10 月 1 日)により、条例改正以前の大規模建築物等の新築等の規定は、景観法に基づく景観計画区域内における大規模建築物等の届出制度に移行した。

5 都市景観重要建築物等 [46]

「都市景観重要建築物等」とは、都市景観の形成上、重要な価値があると認める建築物、工作物等を都市景観審議会の意見を聴き、所有者の同意を得て指定する制度である。

都市景観重要建築物等については、1989(平成元)年 11 月 1 日に鍋屋上野浄水場第1ポンプ所をはじめとする 12 件が最初に指定され、その後、6 次にわたる指定が行われた。

建築物 37 件、工作物 10 件、樹木等 14 件あわせて累計 61 件が指定されたが、うち建築物 4 件については解体等に伴って指定解除となり、57 件が存続している。(**表 7.1.14**、**表 7.1.15**)

表 7.1.14 都市景観重要建築物等年次別指定件数

指定年月日		建築物	工作物	樹木等	合計
1	1989(H元)11. 1	8 *1	4		12
2	1991(H 3)10. 4	4	3		7
3	1992(H 4)10. 5	12	1		13
4	1993(H 5)10.12	11 *2	2		13
5	1995(H 7) 2.27			5	5
6	1996(H 8) 2.27	2		9	11
累 計		33 *3	10	14	57 *3

*1 住友銀行名古屋支店は解体につき、1998(平成10)年8月12日指定解除

*2 料理旅館大観荘は解体につき、2003(平成15)年1月10日に、長寿庵は解体につき、2014(平成26)年10月8日に、大森家住宅は滅失につき、2016(平成28)年7月8日に指定解除

*3 累計値には、上記の指定解除対象を含まない

※ 建築物と工作物等複数物件の指定の場合は、建築物として計上した

[46] 名古屋市計画局都市計画部都市景観室「名古屋市都市景観重要建築物等」(名古屋市計画局都市計画部都市景観室 1996.3)

表 7.1.15　都市景観重要建築物等

●平成元年11月1日指定　11件 （指定当時12件）	◆鍋屋上野浄水場第1ポンプ所 ◆五条橋 ◆名古屋市演劇練習館(旧稲葉地配水塔) ◆納屋橋 ◆名古屋市役所本庁舎 ◆愛知県庁本庁舎 ◆三井住友銀行名古屋支店(旧三井銀行名古屋支店) ◆※住友銀行名古屋支店 ◆旧名古屋銀行本店ビル ◆名古屋市公会堂 ◆鶴舞公園噴水塔 ◆鶴舞公園普選壇 ※住友銀行名古屋支店：平成10年8月12日指定解除（解体）
●平成3年10月4日指定　7件	◆愛知学院楠元学舎1号館 ◆東山給水塔 ◆旧豊田家門・塀 ◆山田屋総本店 ◆興正寺五重塔・総門・中門 ◆名古屋市東山荘門・塀 ◆観音寺多宝塔・山門
●平成4年10月5日指定　13件	◆カトリック主税町教会礼拝堂・司祭館 ◆カトリック布池教会聖堂 ◆建中寺総門・山門・御成門・本堂・鐘楼 ◆東海学園講堂 ◆黒川樋門 ◆東照宮本殿 ◆笠覆寺(笠寺観音)仁王門・本堂・西門・多宝塔・鐘楼 ◆岡家住宅 ◆小塚家住宅 ◆竹田家住宅 ◆西町山車倉 ◆服部家住宅 ◆服部家土蔵
●平成5年10月12日指定　10件 （指定当時13件）	◆名古屋大学豊田講堂 ◆金城学院榮光館 ◆旧料亭樟 ◆伊藤家住宅 ◆※大森家住宅 ◆※長寿庵 ◆松岡大正庵(旧松岡旅館) ◆料亭稲本 ◆※料理旅館大観荘 ◆勝鬘寺本堂・山門・太鼓楼・鐘楼 ◆中川運河松重閘門 ◆庄内用水元杁樋門 ◆瑞泉寺山門・法堂・鐘楼・庫裡・僧堂 ※料理旅館大観荘：平成15年1月10日指定解除（解体） ※長寿庵：平成26年10月8日指定解除（解体） ※大森家住宅：平成28年7月8日指定解除（滅失）
●平成7年2月27日指定　5件	◆星神社のムクノキ ◆長島町通のクスノキ ◆雨池のヤマザクラ ◆有松のクロガネモチ ◆桜通のイチョウ並木
●平成8年2月27日指定　11件	◆産業技術記念館(旧豊田自働織布工場・事務棟) ◆南山学園ライネルス館・講堂・ピオ11世館 ◆カトリック教会のケヤキ ◆白山神社のクスノキ ◆田光八幡社のクスノキ ◆花表東公園のケヤキ ◆空雲寺のクロマツ ◆助光のケヤキ ◆一里塚のエノキ ◆村上社のクスノキ ◆古鳴海八幡社のクスノキ

6　都市景観協定

地域の景観を守り育てるため、建築物、工作物、広告物などについて所有者等が都市景観協定を締結することができ、市長は都市景観協定を認定し告示することとなっている。

都市景観協定が締結されている地区はいずれも都心部（中区内）である（表 7.1.16、図 7.1.15）。

すべての地区において、協定内容を守るために住民、事業者、企業者等からなる自主管理運営組織があり、景観形成にかかる基準の共通事項としては建築・広告物がある。歩道の適正使用に係る内容は、表現は各地区ごとに若干異なるものの同様な趣旨がみられる。そのほか、地区ごとに固有の事項の例としては、白川通地区に夜間の演出や違法駐車、放置自転車等の追放がある。

表 7.1.16　都市景観協定

認定番号	名称	面積(ha)	当初認定		最終変更
			年月日	告示番号	年月日
1号	錦三丁目(錦三)地区	19.4	1987(S62) 9.19	N289	2007(H19) 7.18
2号	白川通地区	5.5	1994(H 6)12. 9	N405	2014(H26)11. 7
3号	住吉通	2.6	1997(H 9) 9. 8	N286	2007(H19) 7.11

＊　N　は、名古屋市告示をあらわす

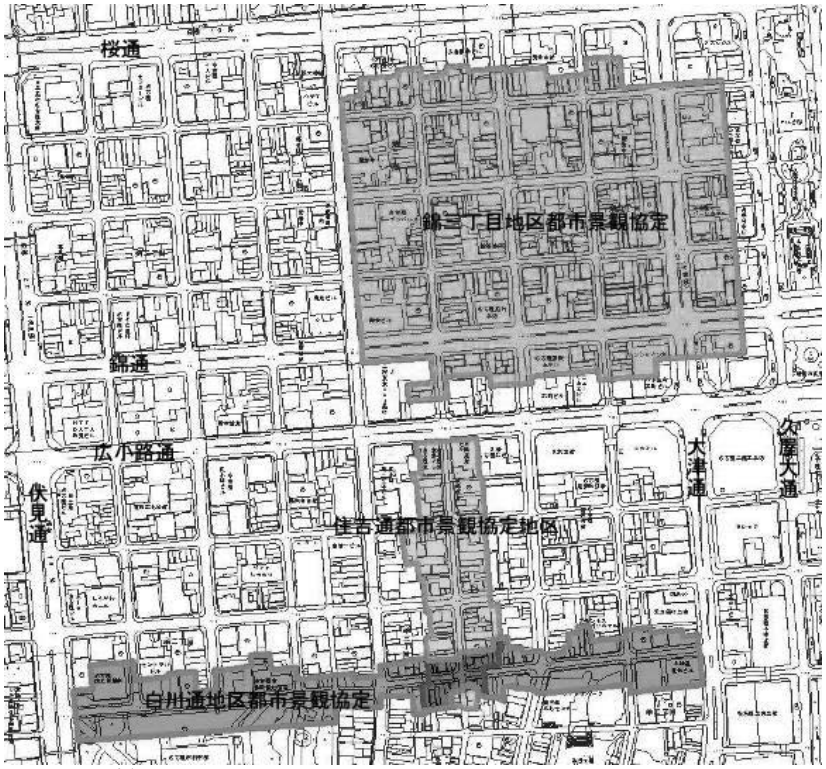

出典:名古屋市ホームページ(http://www.city.nagoya.jp/shisei/category/53-10-15-3-5-0-0-0-0-0.html 2017/09/22 参照)

図 7.1.15 都市景観協定地区

7 都市景観市民団体

都市景観市民団体とは、地域における都市景観の整備を推進することを目的として組織された団体で一定の要件に該当するものを市長が認定する制度である。

2000(平成 12)年度末までに**表 7.1.17** のとおり 6 団体の認定実績があり、2006(平成 18)年 8 月 29 日に「『白壁・主税・橦木』町並み保存地区の住環境を考える会」が認定されている。

表 7.1.17 都市景観市民団体

	名 称	認定年月日
1	久屋大通地区都市景観協議会	1985(S60) 2.21
2	錦三丁目(錦三)地区の都市景観を良くする会	1987(S62) 6.23
3	山手・四谷通懇話会	1987(S62)10.14
4	築地ポートタウン21まちづくりの会	1987(S62)11.27
5	名古屋駅地区都市景観協議会	1988(S63) 3.26
6	栄ウォーク街栄東景観整備協議会	1990(H 2)10.11

8 表彰・助成等

(1) 都市景観賞

「都市景観賞」は、名古屋市都市景観条例の表彰規定(第 30 条)に基づき、すぐれた都市景観の形成に寄与していると認められる建築物、工作物、広告物その他の物件を市民から推薦または応募してもらい、

選考委員会で審査の上、所有者、設計者、施工者等を表彰する制度である。[47]

前身の都市美観優秀建築賞よりも対象を広げて 1984（昭和 59）年度から実施しており、都市景観大賞および都市景観賞の 2 部門で始まった。その後、都市景観特別賞、都市景観リフレッシュ賞、都市景観まちかど賞など賞の種類を多様に拡大しつつ継続しており、2000（平成 12）年度までに推薦応募物件数 3,000 件（176 件/年）、推薦応募総数 6,999 件（412 件/年）に対して、153 件（7 件/年）を表彰している（**図 7.1.16**、**図 7.1.17**）。

都市景観大賞の中には、天白川天白護床工やオアシス 21 のような公共主体の河川土木施設や公園施設もあれば、産業技術記念館や三菱電機名古屋製作所工場外構の緑化など民間の建築物等も含まれている。

2001（平成 13）年度以降の実施状況については、2003（平成 15）年度までは毎年実施、それ以降は隔年実施となっており、2009（平成 21）年度までで推薦応募物件数 968 件（161 件/年）、推薦応募総数 1,561 件（260 件/年）に対して表彰件数は累計 46 件（8 件/年）となっている。

2012（平成 24）年度からは、内容を新たにして「名古屋まちなみデザインセレクション」の名称の下に、市民から「お気に入りの風景」を募集し、市民投票によりまちなみデザイン 20 選を選定するとともに、専門家の意見をもとにまちなみデザイン貢献賞（現まちなみデザイン賞）を決定し表彰している。

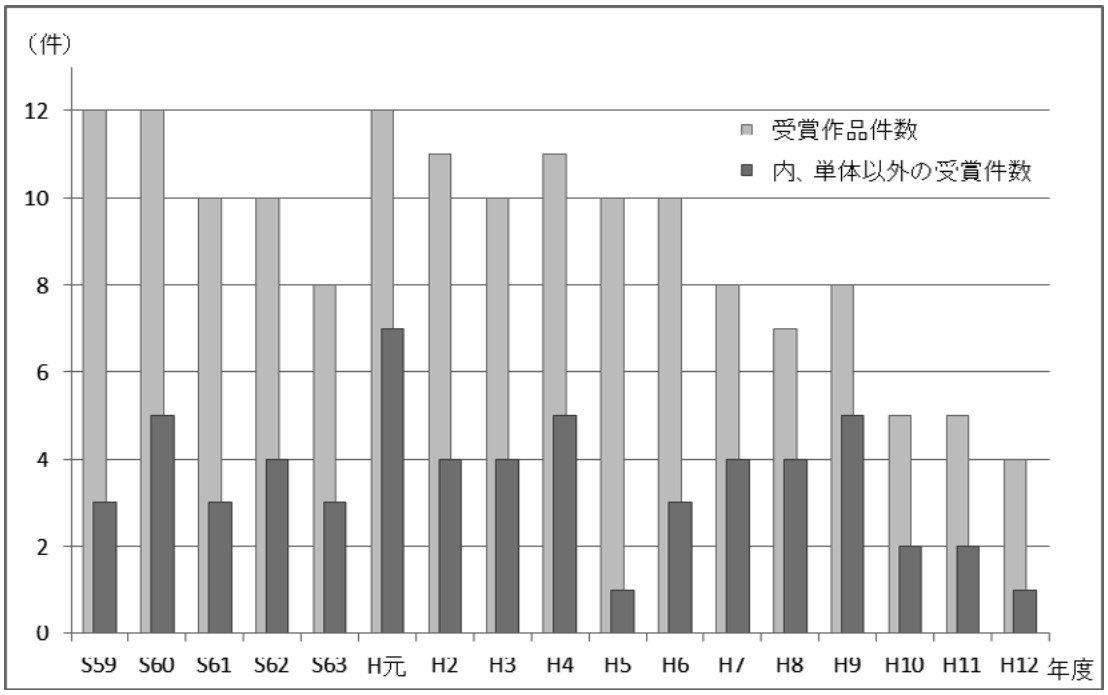

図 7.1.16 都市景観賞受賞作品数の推移

[47] 「名古屋市都市景観表彰実施要綱」（1983（昭和 58）年 10 月 1 日施行）

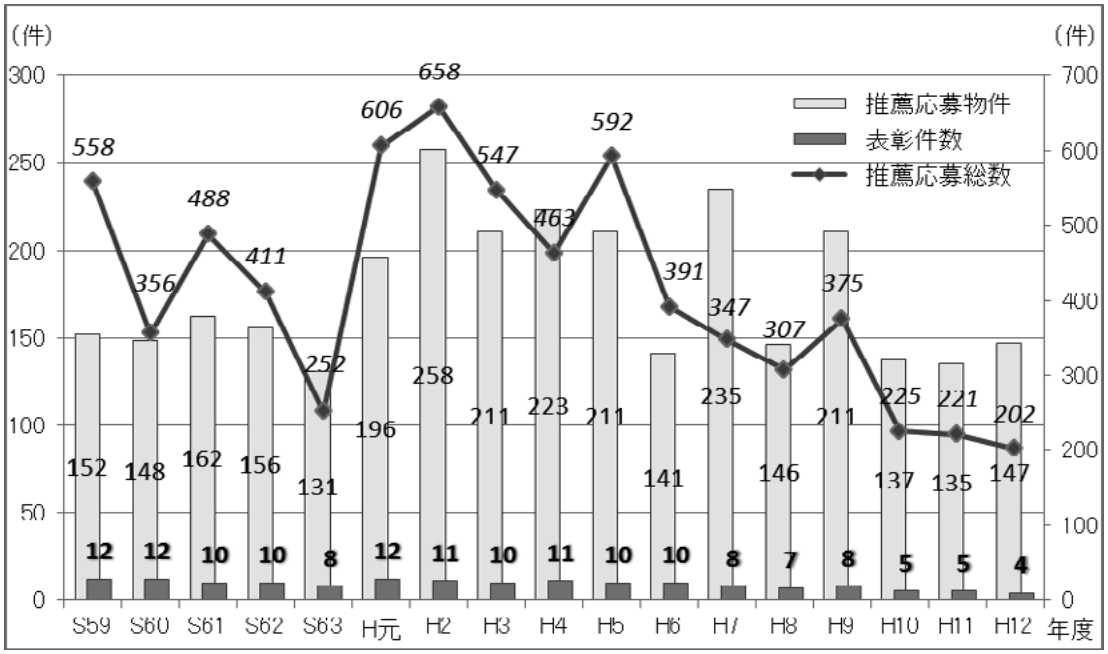

図 7.1.17　都市景観賞応募・表彰件数の推移

(2)　助成

①　助成内容

名古屋市都市景観条例の助成規定(第 31 条～第 34 条)により、**表 7.1.18** に示すように各種の要綱の施行(1988(昭和 63)年 12 月 3 日)に基づいて助成を行っている。。

表 7.1.18　都市景観助成に係る要綱と助成内容

No	1988(S63)年制定時			2009(H21)年改正後	
	要綱名称	根拠	助成内容	要綱名称	助成内容
1	都市景観形成 助成実施要綱	§31	都市景観整備地区内の届出に係る行為で一定の要件を満たす建築物修景等	都市景観形成 助成実施要綱	都市景観形成地区内の届出に係る行為で一定の要件を満たす建築物修景等 建築物の除却
2	都市景観重要 建築物等保存 助成実施要綱	§32	都市景観重要建築物等の外観の保存工事	景観重要建造物等 保存助成実施要綱	景観重要建造物・都市景観重要建築物等の外観の保存工事等
3	都市景観 市民団体 助成実施要綱	§33	都市景観整備地区内等で活動する都市景観市民団体	都市景観 市民団体 助成実施要綱	都市景観形成地区内等で活動する都市景観市民団体
4	建築物等除却 助成実施要綱	§34	都市景観整備地区内にあって周辺地域と著しく不調和な建築物等の除却	都市景観形成助成実施要綱に吸収	
5	建築物等共同化 助成実施要綱		都市景観整備地区内にあって建築共同化を行う場合	廃止	

根拠は「名古屋市都市景観条例」における助成内容に該当する条である

② 助成実績 [48]

助成実績としては、都市景観市民団体助成および都市景観重要建築物等保存助成が多い（**図 7.1.18**）。

都市景観市民団体助成は 1984（昭和 59）年度から 1994（平成 6）年度までに 5 団体が助成を受けている。このうち、最初の助成団体となった久屋大通地区都市景観協議会については、都市景観市民団体助成実施要綱の施行以前であり、久屋大通に限定した要綱に従って助成を実施している。

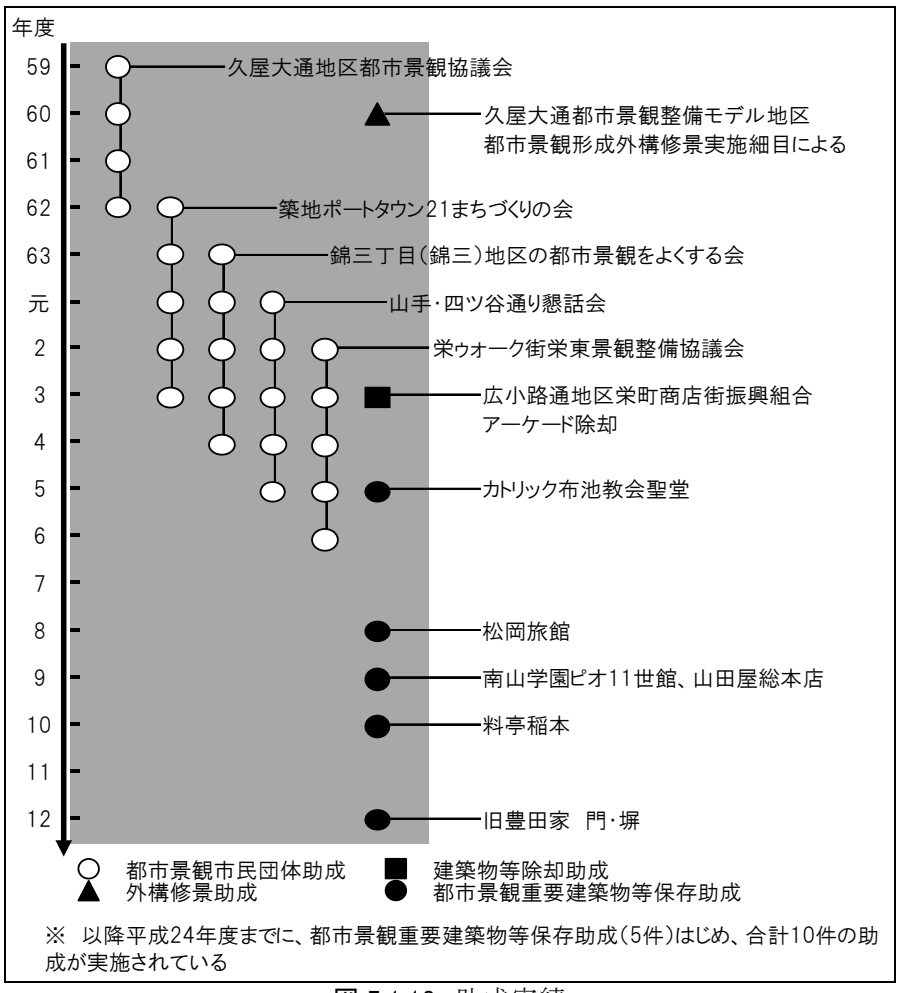

図 7.1.18 助成実績

9 その他

(1) 都市景観行政における総合調整機能

都市景観行政を推進していくためには、庁内の各部局が行うそれぞれの景観関連施策が都市景観基本計画に適合しつつ、かつ総合的な業務の推進により景観形成に先導的役割を果たす必要がある。

[48] 名古屋市住宅都市局都市計画部都市景観室「名古屋市の都市景観行政 2013」（名古屋市住宅都市局都市計画部都市景観室 2001.4 p. 10）

また、都市景観行政は総合調整的な機能が必要なことから、1982（昭和 57）年の「名古屋市都市景観懇談会報告書」においては都市景観行政推進のための外部機構・体制として「公共的団体などとの連絡会の設置」や「業種別懇談会の結成」などが提言されており、名古屋市都市景観条例では国や、他の地方公共団体等への都市景観整備に関する協力要請についての規定（第 9 条）が設けられている。[49]

こうしたことを受け、対外的には 1987（昭和 62）年 6 月に国、県、公益事業者等との調整を図るための「都市景観整備関係行政機関等連絡調整協議会」（以下「関係行政機関等連絡調整協議会」という）が、また、関係業界等との調整を図るための「都市景観整備関係業界懇談会」（以下「関係業界懇談会」という）がそれぞれ設置された。[50]

名古屋市内部の各部局に対しては、従来の連絡調整組織である「クリーンシティ・グリーン名古屋推進会議都市景観部会」（1982（昭和 57）年 6 月発足）を継承して「都市景観行政連絡調整会議」（以下「連絡調整会議」という）が 1988（昭和 63）年 8 月に設置された。[51]

関係行政機関等連絡調整協議会や連絡調整会議では、各年度毎の関係部署における景観関連施策・事業の報告などが、また関係業界懇談会では都市景観整備地区での都市景観形成基準やサインマニュアルの概要などの意見交換が行われてきた。

(2) 景観アドバイザー制度 [52]

景観アドバイザーとは、名古屋市が建築デザイン、グラフィックデザイン、インダストリアルデザイン等の専門家を委嘱し、行政の内外を問わず都市景観の整備に関するアドバイスを受けるものである。1982（昭和 57）年の「名古屋市都市景観懇談会報告書」において「市民による景観アドバイザー制度」が提言されており、都市景観条例に基づく優れた都市景観の整備を図ることを目的として 1984（昭和 59）年 10 月に制度が創設された。景観アドバイザーが担当する事項は次のとおりである。[53]

ⅰ 建築行為等の事前届出に関する助言、指導

ⅱ 建築物・工作物等のデザインの相談

ⅲ その他都市景観の整備に関すること

1985（昭和 60）年度から 2 名の景観アドバイザーによる建築物および広告物に関するアドバイスが始まり、1988（昭和 63）年度から景観アドバイザーを 1 名増員して工作物に関するアドバイスも加わった。

2000（平成 12）年度までの相談件数合計は 5,994 件に達し、年間平均相談件数は 375 件である（**図 7.1.19**）。

---

[49] 前掲 25 名古屋都市景観懇談会「名古屋の魅力ある都市景観を求めて－名古屋市都市景観懇談会報告書－」（名古屋市総務局調整担当 1982.3 pp. 118-119）

[50] 「都市景観整備関係行政機関等連絡調整協議会設置要綱」（1987（昭和 62）年 6 月 26 日施行）
「都市景観整備関係業界懇談会設置要綱」（1987（昭和 62）年 6 月 26 日施行）

[51] 「都市景観行政連絡調整会議設置要綱」（1988（昭和 63）年 8 月 20 日施行）

[52] 日本建築学会都市計画委員会「都市デザインの軌跡と展望」（日本建築学会 1994.9 pp. 45-46）

[53] 「景観アドバイザー設置等要綱」（1984（昭和 59）年 10 月 5 日施行）

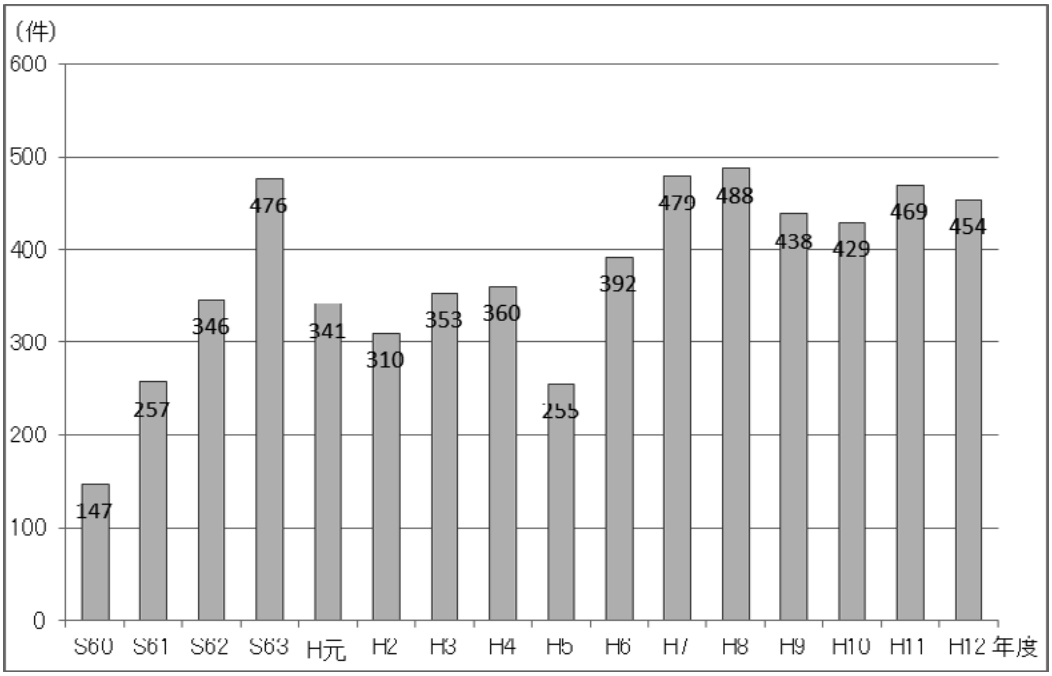

図 7.1.19 都市景観アドバイザー相談件数の推移

(3) 歩行者系サインマニュアル

① 歩行者系サインマニュアル [54]

ア 背景・経緯等

名古屋市におけるサイン類が所管によって統一がとれていないことや、系統的でないことなどのためわかりにくいとの指摘もあり、都市景観検討の一環としてサイン類のあり方について検討が必要とされていた。

1983(昭和 58)年 1 月 25 日に第 2 次懇談会に対して本山市長より「街路空間におけるサイン類のコントロールを行う具体策」について口頭による諮問がなされた。同懇談会サイン・デザイン部会は、1983(昭和 58)年 3 月から 1 年間にわたって審議検討した結果を同懇談会に報告した。

さらに、名古屋市都市景観条例の施行によって設置された都市景観審議会に対して、1984(昭和 59)年 7 月 11 日に西尾助役(市長代理)から再度「街路空間におけるサイン類のコントロールのための具体策」について口頭による諮問がなされ、同審議会サイン・デザイン部会は 1985(昭和 60)年 11 月から 2 年 3 か月に及ぶ 9 回の部会審議を経て、1988(昭和 63)年 3 月 22 日に答申がなされた。

世界デザイン博覧会開催を翌年に控えてサイン設置モデル事業を実施し、同事業の検証も踏まえたうえで上記答申に基づき、1988(昭和 63)年 4 月に「歩行者系サインマニュアル」が策定され、1989(平成元)年 3 月に冊子として刊行された。

[54] 名古屋市計画局都市計画部都市景観室「名古屋市歩行者系サインマニュアル」(名古屋市計画局都市計画部都市景観室 1989.3)

イ 概要

「歩行者系サインマニュアル」の目的とするところは、「分かりやすく親しみのもてるまちづくり」、「都市景観の向上に資するデザイン」、「体系的なサイン設置等」であり、次のような内容をとりまとめている。

ⅰ サインの種類ごとに寸法、レイアウトを基準化

ⅱ 国際化に対応し、外国人のために英文表記をする方法や絵文字(ピクトグラム)表現を導入

ⅲ 掲出する情報の基準や、設置場所、設置高さを基準化

ⅳ 地域特性を考えての応用展開の仕方

② 歩行者系サインマニュアル[改定版][55]

ア 背景・経緯等

「歩行者系サインマニュアル」の実施・運用に伴い、サイン本体の見やすさや表現のわかりやすさ、掲出情報の内容、メインテナンスなどの面でいくつかの問題点が明らかになってきた。

このような問題点に対し、1992(平成 4)年 9 月 30 日開催の都市景観審議会サイン・デザイン部会において「歩行者系サインマニュアル」の見直しが提起された。見直しの方針を受けて、同部会専門部員と庁内関係課によって構成する歩行者系サインマニュアル見直し検討部会(以下「検討部会」という)が組織され、検討が重ねられた。

検討部会による検討が進捗した時点の 1994(平成 6)年 5 月 18 日に西尾市長より都市景観審議会に対して、名古屋市歩行者系サインマニュアルの改定について諮問がなされ、同年 7 月に検討部会から答申が提出された。この答申に沿って具体的な内容がまとめられ、1995(平成 7)年 3 月に「歩行者系サインマニュアル[改定版]」が刊行された。

イ 概要

改定に際しての方針は、次のとおりである。

ⅰ 現行の歩行者系サインマニュアルによって設定されたサインの基本的な体系は維持する

ⅱ 区間表示サインについては、現行の規格を生かしつつ一部修正を行い機能の向上を図る

ⅲ 総合表示サイン、地域表示サインについては、規格やデザインの再検討を行う

ⅳ 案内施設名称等の掲出基準や優先順位を明確にするとともに、他のサインとの案内情報の連携を図る

ⅴ 都市景観整備地区内など、地域特性への配慮についても検討する

ⅵ 高齢者、身体障害者等の利用にも配慮する

以上の方針に基づき、設計基準の分類について、単一表示サイン、区間表示サイン、地域表示サイン、総合表示サインであったものを全市案内サイン、地域案内サイン、地区誘導サイン、施設誘導サイン・単一表示サインに改めた。改定後の全市案内サインは、以前には表記基準の中に地図表現とされていた内容が主である。

[55] 名古屋市計画局都市計画部都市景観室「名古屋市歩行者系サインマニュアル[改定版]」(名古屋市計画局都市計画部都市景観室 1995.3)

なお、第 2 次懇談会において、「公共建築物等のデザインを向上させるための具体策」についても諮問がなされ、当該諮問は「都市景観審議会」にも引き継がれた。1993（平成 5）年度から 1994（平成 6）年度にかけてサイン・デザイン部会の下に、「公共建築物・工作物等デザイン向上策検討部会」が設置されて検討がなされ、1995（平成 7）年 1 月にサイン・デザイン部会に報告された。しかし、最終的には都市景観審議会の下に「公共建築物等のデザインを向上させるための具体策」を専任審議する部会は設置されず、答申には至らなかった。

（4） スポット景観整備事業 [56]

① 背景・経緯等

スポット景観整備事業は「都市景観整備地区以外の主要な地域において、それぞれの地域特性を生かしたまちづくりを推進し、名古屋市全体の景観向上を図ることを目的とした事業」である。従来の都市景観整備が主に都心部を中心に進められてきたことに対し、市内全区の主要な地区に対象を広げることが背景にあった。

1986（昭和 61）年度にイメージアップマイタウン計画として千種区からスタートし、その後、名古屋市新基本計画（1988（昭和 63）年 8 月策定）の中でスポット景観の整備として位置付けられたことから、事業名称をスポット景観整備事業と改めた。[57]

② 事業内容

スポット景観整備事業では、「1 区につき 1 箇所ずつ『地域のシンボル的な場所』または『地域の拠点的な場所』にあり、かつ都市景観形成上重要なポイントとなる地区を選定し、地域の魅力あるかいわいづくりや、まちのデザイン向上を目指した景観整備を実施」した。

「地域のシンボル的な場所」としては、歴史的施設（社寺、仏閣、史跡等）、文化的施設、商業集積地を対象とし、「地域の拠点的な場所」としては、駅前広場、バスターミナル・地下鉄駅、区役所・支所等の公共施設を対象とした。

主な整備内容は次のとおりである。

ⅰ 歩行者環境の快適化	植栽、デザイン照明灯、カラー舗装化 など
ⅱ ポケットパーク、市民広場の創造	モニュメント・水景施設・デザイン照明灯等の設置 シンボルツリーの植栽、カラー舗装化 など
ⅲ 交差点のシンボル化	ⅱと同様

表 7.1.19 に示すように各区の事業期間は、単年度完了が 2 区、2 か年度にわたる場合が 11 区、3 か年度にわたる場合が 3 区で、各年度に 1～5 区を対象として事業を実施し、1998（平成 10）年度までに全 16 地区の整備を完了している。

[56] 名古屋市計画局都市計画部都市景観室「スポット景観整備事業 記録集」（名古屋市 1999.3）
[57] 名古屋市総務局企画部企画課「名古屋市新基本計画」（名古屋市 1988.8 p. 97）

表 7.1.19 スポット景観整備事業

対象区	整備対象地区		事業年度	整備対象施設	
1 千種	千種	JR千種駅周辺	1986(S61)	駅前広場	シンボルツリー、ゲートツリーの植栽等
2 中	鶴舞	JR鶴舞駅周辺	1987(S62)	駅前広場	歩道拡幅、ILB舗装等
3 中村	大門	大門通周辺	1990(H 2)-1991(H 3)	道路	シンボル照明灯、ILB舗装等
4 南	笠寺観音	笠寺観音・名鉄本笠寺駅周辺	1990(H 2)-1991(H 3)	道路	シンボル照明灯、ILB舗装等
5 中川	高畑・荒子	中川区役所・荒子観音周辺	1991(H 3)-1992(H 4)	道路	水景施設・モニュメント設置、ILB舗装等
6 天白	平針	平針バスターミナル周辺	1991(H 3)-1993(H 5)	BT、道路	照明灯・モニュメント設置、ILB舗装等
7 瑞穂	新瑞橋	新瑞橋バスターミナル周辺	1992(H 4)-1993(H 5)	道路、橋梁	電線類地中化、モニュメント設置等
8 西	上小田井	上小田井駅周辺	1992(H 4)-1994(H 6)	駅前広場等	照明灯・モニュメント設置等
9 守山	新守山	JR新守山駅周辺	1993(H 5)-1994(H 6)	駅前広場	デザイン照明灯、ILB舗装等
10 港	南陽	南陽支所周辺	1993(H 5)-1995(H 7)	道路等	シンボル照明灯、ILB舗装等
11 緑	新海池	新海池公園周辺	1994(H 6)-1995(H 7)	公園、道路	水景施設・照明灯設置、ILB舗装等
12 名東	本郷	名東区役所周辺	1994(H 6)-1995(H 7)	区役所等	水景施設、ILB舗装等
13 北	黒川	北区役所周辺	1995(H 7)-1996(H 8)	区役所等	シンボルツリーの植栽、デザイン照明灯の設置等
14 熱田	沢上	沢上交差点周辺	1995(H 7)-1996(H 8)	道路	シンボル照明灯、水景施設等
15 東	新出来	新出来交差点周辺	1996(H 8)-1997(H 9)	道路	シンボル照明灯の設置等
16 昭和	御器所	御器所交差点周辺	1997(H 9)-1998(H10)	道路	モニュメント設置、ILB舗装等

整備対象施設の BT はバスターミナル、ILB はインターロッキングブロックを表す

(5) デザイン都市宣言 [58]

1989(平成元)年は名古屋市制百周年にあたり、名古屋市は世界デザイン博覧会をはじめとする各種の記念事業を展開した。この世界デザイン博覧会が契機となって、名古屋市においてはデザインを市政の特色として打ち出そうとする機運が高まった。一方通商産業省は同年をデザイン・イヤーと位置づけており、これらの状況に呼応して、名古屋市会においても 1989(平成元)年 6 月にデザイン都市宣言を議決することとなった。その経緯について、「名古屋市会百年史」は、次のように記述している。[59]

「この年 6 月の定例市会では、市制百周年記念事業促進特別委員会から議員提出議案として発議要請のあった『デザイン都市宣言』が、6 月 30 日の本会議で全会一致可決された」

(6) 文化のみち

① 背景・経緯等

名古屋の近代化の歩みを伝える歴史的な遺産の宝庫ともいえる名古屋城から徳川園に至る地区一帯について、名古屋市は「文化のみち」と名づけ、建築保存をはじめ各種の施策を展開した。この地区一帯は、西から名古屋城・官庁街地区、白壁・主税・橦木地区、徳川園・建中寺周辺地区の 3 地区に分かれる。名古屋城・官庁街地区には、復元中の本丸御殿を含む名古屋城、国指定重要文化財の名古屋市本庁

58 「デザイン都市宣言」 http://www.city.nagoya.jp/shiminkeizai/page/0000056112.html(2015/08/27 閲覧)
59 名古屋市会事務局「名古屋市会百年史」(p. 83 名古屋市会事務局 1992.1)

舎、愛知県本庁舎および旧名古屋控訴院地方裁判所区裁判所庁舎（現名古屋市市政資料館）がある。白壁・主税・橦木地区は、江戸時代においては中級武士の屋敷地であって、当時の町割りをよく残しており、明治・大正・昭和戦前の起業家たちの旧邸宅などもある。徳川園・建中寺周辺地区には、尾張藩主の隠居所（大曽根屋敷）を起源とする徳川園や尾張徳川家の菩提寺である建中寺などがあり、尾張徳川家の大名道具などを収蔵する徳川美術館や旧蔵書を収蔵する蓬左文庫がある（**図 7.1.20**）。

出典：名古屋市ホームページ（http://www.city.nagoya.jp/kurashi/category/11-2-5-0-0-0-0-0-0-0.html 2017/03/09 参照）

図 7.1.20　文化のみち

名古屋市が「文化のみち」を位置付ける以前の 1981（昭和 56）年 9 月には「名古屋市緑道基本計画」が策定され、その中の葵緑道は名古屋市市政資料館から白壁・主税・橦木地区を経て、建中寺界隈をつなぐ経路とした。また 1985（昭和 60）年 5 月 28 日には、名古屋市町並み保存要綱に基づき、白壁・主税・橦木地区を町並み保存地区に指定した。一方、熱心な名古屋市職員がこの地区をはじめとして建築の保存に積極的に取り組む活動を継続していた。また、民間コンサルタントや学識経験者たちも同様に建築の保存活動に関わっていた。こうした施策や活動の延長線上にあって、松原武久による 1997（平成 9）年 4 月の市長選挙立候補公約に「文化の道」が掲げられ、その後の松原市政発足に伴う同公約の具体化に際して、あらためて「文化のみち」と名付けられた。

これを受けて名古屋市総務局は 1998（平成 10）年度に、「文化のみち基礎調査」を実施し、地区の歴史や文化の香りを手掛かりとして市民とともに多彩な取り組みを始めることを提起した。[60] また、「文化のみち」が行政から打ち出されるころと相前後して、「文化のみち」に呼応する白壁アカデミアという民間の自主的な団体が活動を開始した。白壁アカデミアは「白壁地区（白壁・主税町・橦木町）に残る近代建築物の保存と活用をめざして、市民参加型の『市民がつくる市民塾』」である。[61]

[60] 名古屋市総務局総合調整部企画調整室 「『文化のみち』基礎調査報告書　資料編」（名古屋市　1999.3）
[61] 井沢知旦「5 周年を迎える白壁アカデミアと白壁地区の町並み保存」（「スペーシア」 2003.9）
http://www.spacia.co.jp/Nagoya/arekore/2000/sirakabe/sirakabe.htm（2012/12/25 閲覧）

総務局から業務の一部を引き継いだ計画局はこのような動きを受けて 1999(平成 11)年度に「『文化のみち』基本構想」を策定し [62] 、この基本構想に基づいて公共空間・公共的施設の整備方針を打ち出した。「文化のみち」に関わる主体の役割分担を整理した結果、主に建築遺産の保存と活用については計画局、白壁・主税・橦木地区の電線地中化など歩行環境の整備は土木局、「歩こう！文化のみち」などイベント関係については主に東区役所がそれぞれ分担することとなった。

② 建築遺産の保存と活用 [63]

白壁・主税・橦木地区を中心に建築遺産の保存と活用について主な事例を**表 7.1.20** に紹介する。

表 7.1.20 白壁・主税・橦木地区における主な建築遺産の保存と活用の事例

項 目	名古屋市旧川上貞奴邸 (文化のみち二葉館)	名古屋市文化のみち橦木館 (旧井元為三郎邸)	旧豊田佐助邸	旧春田鉄次郎邸
原用途等	川上貞奴邸 日本の女優第1号の居宅 和洋折衷	井元為三郎邸 陶磁器等貿易商の居宅 和館、洋館、茶室、蔵	豊田佐助邸 豊田佐吉実弟の居宅 洋館、和館	春田鉄次郎邸 陶磁器貿易商の居宅 洋館、和館
設計	あめりか屋	不詳	伊藤代吉(和館) 洋館は不詳	武田五一(推定)
創建	1920(T9)年	大正末期から昭和初期	1923(T12)年 和館 1923(T12)年以前 洋館	1924(T13)年
所在地 [1]	橦木町3丁目23番地 [2]	撞木町2丁目18番地	主税町3丁目8番地	主税町3丁目6番地2
敷地面積(㎡)	2,487.64 [3]	1,883.31	1,898.68	約 514 [6]
延床面積(㎡)	699.99 [4]	605.84	507.63	371.32
保存手法	2000(H12) 年2月に建物所有者が建物を名古屋市へ寄附 名古屋市が解体移築	2007(H19)年3月に名古屋市が土地・建物をそれぞれ交換・寄贈により取得	1999(H11)年10月から土地・建物所有者が土地・建物を名古屋市へ無償貸与 [5]	2000(H12)年 1月から名古屋都市整備公社が建物を賃借し、一部を転貸
活用方法	建物公開 文化のみちの拠点施設 川上貞奴等に関する展示 郷土ゆかりの文学資料の保存および展示 貸室	建物公開 市民の文化活動の場 文化のみち等に関する展示 貸室(喫茶)	建物公開、展示	一部はレストラン、事務所、その他は建物公開
公開年月	2005(H17)年2月8日	2009(H21)年7月17日	1999(H11)年12月	2001(H13)年4月
文化財等	登録文化財(一部) 景観重要建造物	名古屋市指定文化財 景観重要建造物	町並み保存地区伝統的建造物	景観重要建造物 町並み保存地区伝統的建造物

1 所在地はいずれも名古屋市東区であり、町名以下を記載
2 当初の所在地は、東二葉町18番地、後に分割されて最終的に白壁三丁目1001番地となる。記載の所在地は移築先である
3 当初所在地における敷地面積は、約6,490㎡→約2,140㎡→約1,540㎡と推移した。記載の敷地面積は移築先の敷地面積である
4 記載の延床面積は移築後のもので、うち498.72㎡が復元部分である
5 1995(H7)年6月に名古屋市へ無償貸与を開始し、当初は市政資料館資料室として利用
6 公開活用部分のみを対象とした敷地面積

ア 名古屋市旧川上貞奴邸(文化のみち二葉館)*

川上貞奴は日本の女優第 1 号といわれ、1899(明治 32)年のアメリカ公演や 1900(明治 33)年のパリ万国博覧会における公演などで海外でも広く知られた。女優引退後は、名古屋市内で事業を開始し、1920(大正 9)年頃に東区東二葉町(現白壁三丁目)に二葉御殿と呼ばれた和洋折衷の家を建てた。設計は

62 名古屋市計画局都市計画部都市景観室「文化のみち」基本構想」(名古屋市 2000.3)
63 井沢知旦「文化のみち－建築資産を活かしたまちづくり－」(「アーバン・アドバンス」 SN. 20 2001.2)
原田義巳「「文化のみち」 ～歴史的 建築物保存活用の取り組み～」(「アーバン・アドバンス」 SN. 32 2004.1)
松井明子「歴史をいかしたまちづくり ～東区「文化のみち」での取り組み～」(「新都市」 Vol. 59, No. 9 2005.9)

当時の住宅専門会社である「あめりか屋」である。この二葉御殿には、川上貞奴の事業上のパートナーであり、電力王と呼ばれた福沢桃介が共に暮らしていた。この建物は 1937（昭和 12）年に敷地分割のうえ売却され、建物自体も一部除却されるとともに増築されるなど、創建当時とは外観内装とも変更があった。土地建物所有者である大同製鋼（株）は、阪神・淡路大震災後に耐震性からこの建物の除却を計画した。しかし、この建物の保存が「文化のみち」における象徴的な存在として強く期待されるため、名古屋市が同社に対して保存を要請したところ、同社から名古屋市による購入が提起された。交渉の結果、建物のみが 2000（平成 12）年 2 月に名古屋市に寄付されることとなったため、市は建物原形調査を実施した後に建物を解体して一時保存する措置をとった。名古屋市は移築先用地として橦木町の土地を同年 11 月に取得し、創建当時の意匠に復元移築する調査を進めた。2005（平成 17）年 2 月 8 日（ふたばの日）から「文化のみち二葉館」の名称で復元移築建物を公開し、集会室としての利用に供するとともに、川上貞奴関連の資料や郷土ゆかりの文学資料を展示公開している。なお、2005（平成 17）年 2 月 9 日に国の登録文化財に一部登録され、2009（平成 21）年 1 月 30 日に景観法に基づく景観重要建造物に指定された。

＊ 建物名称は、「名古屋市旧川上貞奴邸条例」（平成 16 年条例第 25 号）による。

イ 名古屋市文化のみち橦木館（旧井元為三郎邸）[64] ＊

井元為三郎は、陶磁器を主体に幅広い品目を扱った貿易商人で、名古屋陶磁器貿易商工同業組合の組合長としても活躍した人であり、1926（大正 15）年から昭和初期にかけて、橦木町に和館、洋館、茶室、蔵を建築した。洋館の設計については桑畑一志や長谷川富次郎の名前が記録にあるが不詳である。名古屋市は名古屋市文化財保護条例に基づき井元家住宅を 1996（平成 8）年 4 月 18 日に文化財に指定した。除却の危機もある中で、市文化財指定と時を同じくして、1996（平成 8）年からデザイン事務所などに賃貸されるとともに、一般公開やイベント開催などによって有期限の活用が図られた。一時閉鎖の後、国際博覧会「愛・地球博」前年の 2004（平成 16）年以降は市民団体による管理・運営が始まった。さらに永続的な保存、管理をめざして 2007（平成 19）年 3 月に名古屋市が土地・建物を交換や寄贈により取得した後、「文化のみち橦木館」として暫定公開された。2008（平成 20）年 3 月 28 日に景観法に基づく景観重要建造物に指定され、修理工事のための一時閉鎖を経て 2009（平成 21）年 7 月にふたたび公開され、市民の文化活動の場として利用されている。

＊ 建物名称は、「名古屋市文化のみち橦木館条例」（平成 20 年条例第 45 号）による。

ウ 旧豊田佐助邸 [65]

豊田佐助は自動織機の発明などで発明王と称された豊田佐吉の末弟である。豊田佐助は長兄佐吉の創業した豊田紡織（株）（現トヨタ紡織（株））、（株）豊田自動織機製作所（現（株）豊田自動織機）などの経営を次兄平吉とともに補佐した。豊田佐助は主税町に 1923（大正 12）年に和館を建築しており、洋館はそれ以前に建築されている。また、和館の設計は伊藤代吉であるが洋館の設計は不詳である。戦後一時期

[64] 瀬口哲夫「白壁地区の近代建築/井元為三郎邸と西川秋次邸」（「芸術工学への誘いX」 2006.5 pp. 11-37）
脇田泰史「名古屋城本丸御殿の復元と歴史的遺産の宝庫『文化のみち』の保存・活用」（「公園緑地」 Vol. 69, No. 5 2009.1）

[65] 瀬口哲夫「豊田佐助邸の意匠と空間構成」（「芸術工学への誘いIX」 2005.3 pp. 7-40）

進駐軍宿舎として利用され、次いで土地・建物はアイシン精機(株)の社員寮(ユタカ荘)等として利用されたが、老朽化に伴って利用されなくなった。所有者は除却意向を示したため、名古屋市が保存を要請した結果、北棟などは除却されたが、本館(和・洋館)と蔵を名古屋市が市政資料館資料室として利用する名目で1995(平成7)年6月に暫定貸与を受け、除却を回避した。その後、存置活用のための交渉を続け、1999(平成11)年10月にあらためてアイシン精機(株)と名古屋市の間で使用貸借契約を締結し、名古屋市が(財)名古屋都市整備公社に管理委託して建物を公開している。

エ 旧春田鉄次郎邸

春田鉄次郎も井元為三郎と同じように陶磁器を輸出する貿易商として名を成した人で、1924(大正 13)年に主税町に洋館と和館からなる自邸を建築した。設計は武田五一という説が有力である。保存のために敷地内の一部に土地建物所有者が別棟を新築して居住継続するかたわらで、(財)名古屋都市整備公社が土地建物所有者から従前の建物を2000(平成 12)年 1 月に一括賃借した。そのうえで、賃借した部分の一部をレストランなどに転貸するとともに、転貸部分以外を公開に供している。2008(平成 20)年 3 月28 日には、旧井元為三郎邸と同じく景観法に基づく景観重要建造物に指定された。

オ その他

(ア) 旧豊田利三郎邸(現白壁町ハウス)

豊田利三郎は豊田佐吉の長女愛子の夫で、(株)豊田自動織機製作所やトヨタ自動車工業(株)(現トヨタ自動車(株))の初代社長を務めた。白壁町の豊田利三郎邸は、後に長男幸吉郎宅となり、1985(昭和 60)年 2 月には門と塀を残して白壁町ハウスという名の集合住宅に建替えられた。保存された門と塀は1991(平成3)年に名古屋市都市景観重要工作物に指定されている。

このほか、白壁・主税・橦木地区には、かつて長塀町(現白壁四丁目)に豊田佐吉邸、白壁町に豊田佐吉の長男でトヨタ自動車(株)の礎を築いた豊田喜一郎邸があったが、現存するのは先述した豊田佐助邸のみである。

(イ) 旧近藤友右衛門別邸(旧櫻明荘、現グランドメゾン白壁櫻明荘)[66]

近藤友右衛門は繊維関係の実業家として活躍した人で、二代目が明治末年に白壁町に別荘を建築した。この建物は後に近藤家の本宅として使用され、戦後になって売却されて料亭鸚盟荘となり、さらに転売されて名前は櫻明荘に変更された。名古屋市は1999(平成11)年度に櫻明荘に関する調査を実施しているが、具体的な保存の糸口を把握できないうちにデベロッパーに売却され、2002(平成 14)年に除却された。跡地におけるマンション建設計画に対し、地域から反対運動が起きたが、マンションは 2004(平成16)年5月に完成した。しかし、旧豊田利三郎邸と同様に門・塀は保存されている。

[66] 瀬口哲夫「櫻明荘の建築と空間構成」(「芸術工学への誘いⅧ」 2004.4 pp. 199-248)

第４節　屋外広告物法制の経緯

屋外広告物とは「常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するもの」をいい、根拠となる法律は「屋外広告物法」（昭和 24 年法律第 189 号）である。具体的な規制内容は、同法が規定する基準に従って定められた地方公共団体の条例に規定されている。

屋外広告物法に関連する法制について、経緯の概略を以下に記す。[67]

1　屋外広告物法

(1)　屋外広告物法以前（廣告物取締法）

屋外広告物法制定以前については、1911（明治 44）年 4 月 7 日公布にかかる内務省警保局所管の「廣告物取締法」（明治 44 年法律第 70 号）があり、美観風致の維持、安寧秩序の維持、善良風俗の保持、危害防止の 4 点から広告物の規制を行っていた。このような広告物の規制に関する事務は、国の機関としての都道府県知事に委任され、知事が規則を定めて警察による取締をもって規制を行っていた。

愛知県においてはこの法律に基づき、「廣告物取締法施行規則」（明治 44 年縣令第 81 号）が 1911（明治 44）年 8 月 30 日に発布施行された。同規則により、社寺、佛堂の境内や公園等の区域内における広告物の表示等が禁止され、社寺、佛堂、公園等の付近、鉄道・軌道沿線、国道・県道・市街道路沿道など一定の場所における広告物の表示等については所轄警察署を窓口とする許可制とされた。

「廣告物取締法」は、1948（昭和 23）年 3 月 6 日公布の「警察法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律」（昭和 23 年法律第 11 号）により、規制権限を都道府県知事から公安委員会に変更する改正を経た後に、1949（昭和 24）年の屋外広告物法施行によって廃止された。

(2)　屋外広告物法制定

日本国憲法、地方自治法などにみられるような戦後改革の流れの中で、広告物行政も時代に即応することが求められた。廣告物取締法が対象としていた 4 項目のうち、思想表現の自由という観点から、美観風致の維持および危害防止の 2 項目に限定した「屋外広告物法」（昭和 24 年法律第 189 号）が、建設省所管の法律として 1949（昭和 24）年 6 月 3 日に公布され、同年 9 月 1 日に施行された。

この屋外広告物法では、廣告物取締法にはなかった屋外広告物の定義を明らかにし、屋外広告物に関する事務を従来の国家事務から都道府県固有の事務としたうえで、都道府県が条例を制定する場合の基準を明確に規定した。特に「地方公共團體が制定する條例の基準を定める法律は初めて」ということも

[67] 名古屋市計画局・(財)名古屋都市センター「名古屋都市計画史」((財)名古屋都市センター　1999.3　pp. 510-512)
屋外広告行政研究会「屋外広告の知識　第 4 次改定版　法令編」(ぎょうせい　2013.6　pp. 2-6)
国土交通省都市地域整備局公園緑地・景観課景観・歴史文化環境整備室「わが国における屋外広告行政の現状と課題」(「公園緑地」 Vol. 69, No. 6 2009.3)
御手洗潤「屋外広告物法の理念と運用をめぐる諸問題(1)」(「自治研究」 Vol. 83, No. 7 2007.7)

あって、法案作成時点においては現在の内閣法制局に相当する部局と活発な議論が展開された。基準としては、広告物の禁止または制限可能な地域や物件(禁止地域・禁止物件)を例示したことなどがある。[68]

(3) 屋外広告物法の主要な改正経緯 [69]

屋外広告物法は、時代の要請を受けて改正が繰り返されてきた。**表 7.1.21** に示すように本法の主要改正は 4 次にわたるほか、文化財保護法、都市計画法、建築基準法など規制内容に係る法律や地方自治法などの改正に伴う改正がある。

表 7.1.21 屋外広告物法の主要改正経緯

法律	番号	公布年月日	施行年月日	内容
廣告物取締法	法律第 70号	1911(M44) 4. 7	1911(M44) 4. 7	制定
屋外広告物法	法律第189号	1949(S24) 6. 3	1949(S24) 9. 1	制定、廣告物取締法の廃止
第1次改正	法律第 71号	1952(S27) 4. 5	1952(S27) 4. 5	略式代執行規定追加等
改正	法律第148号	1956(S31) 6.12	1956(S31) 9. 1	地方自治法改正に伴い都道府県から政令指定都市へ事務移譲
第2次改正	法律第 92号	1963(S38) 5.24	1963(S38) 8.22	違反はり紙の簡易除却規定追加
改正	法律第101号	1968(S43) 6.15	1969(S44) 6.14	都市計画法改正施行に伴う改正
改正	法律第109号	1970(S45) 6. 1	1971(S46) 1. 1	建築基準法改正に伴う8用途地域細分化
第3次改正	法律第 81号	1973(S48) 9.17	1973(S48)12.15	簡易除却制度のはり札・立て看板への拡大、屋外広告業者の届出制度
改正	法律第 82号	1992(H 4) 6.26	1993(H 5) 6.25	都市計画法・建築基準法改正に伴う12用途地域細分化
改正	法律第 87号	1999(H11) 7.16	2000(H12) 4. 1	地方分権一括法に伴う改正
第4次改正	法律第111号	2004(H16) 6.18	2004(H16)12.17	景観法施行に伴う改正、簡易除却制度ののぼり旗への拡大、屋外広告業者の登録制度、罰則の拡大
改正	法律第 40号	2008(H20) 5.23	2009(H21) 11. 4	歴史まちづくり法施行に伴う改正

このほか文化財保護法はじめ他の法律の改正に伴う屋外広告物法の改正がある

表 7.1.21 のうち都市景観や都市計画にかかわりの深い改正内容の概要を以下に示す。

① 第1次改正(1952(昭和 27)年) [70]

主要な改正で最初にあげられるのは 1952(昭和 27)年の改正(昭和 27 年法律第 71 号)で、4 月 5 日に公布施行された。主な改正点は次のとおりである。

ⅰ 違反広告物の責任者が明らかではない場合の除却手続き(公告前提の略式代執行)を追加した

ⅱ 都道府県知事が事務の一部を市町村長へ委任することを可とした

② 地方自治法改正に伴う改正(1956(昭和 31)年)

地方自治法が 1956(昭和 31)年 6 月 12 日に昭和 31 年法律第 147 号により公布され、同年 9 月 1 日に施行された。この改正により、特別市制が廃止されて政令指定都市制度が創設されるとともに、「五大都

[68] 木村英夫「『屋外廣告物法』雑記」(「新都市」 Vol. 10, No. 3 1956.3)
佐土侠夫「思い出すままに－屋外廣告物法について－」(「新都市」 Vol. 10, No. 3 1956.3)

[69] 前掲 67 屋外広告行政研究会「屋外広告の知識 第 4 次改定版 法令編」(ぎょうせい 2013.6 pp. 73-74)
前掲 67 国土交通省都市地域整備局公園緑地・景観課景観・歴史文化環境整備室「我が国における屋外広告行政の現状と課題」(「公園緑地」 Vol. 69, No. 6 2009.3)

[70] 「屋外広告物法の一部を改正する法律の施行について」(昭和 27 年 4 月 16 日 建設省都発第 5 号事務次官通達)

市行政監督ニ関スル法律」が廃止された。政令指定都市制度により、屋外広告物に関する事務を含む16の事務の全部または一部（事務の数はその後変遷して 17）が都道府県から指定都市に移管された。この改正に伴い、「地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律」（昭和 31 年法律第 148 号）によって屋外広告物法に関係規定が追加された。

③ 第2次改正（1963（昭和 38）年）[71]

屋外広告物法の第 2 次改正は 1963（昭和 38）年 5 月 24 日に昭和 38 年法律第 92 号により公布され、同年 8 月 22 日に施行された。主な改正点は、違反はり紙については行政代執行の手続きによらず速やかに除却できる簡易除却制度が創設されたことである。

④ 都市計画法・建築基準法改正に伴う改正（1968（昭和 43）年・1970（昭和 45）年）

都市計画法は 1968（昭和 43）年に全面改正され、建築基準法も 1970（昭和 45）年に大きく改正された。それまで 4 種類の用途地域と 2 種類の専用地区の併用であったものを 8 種類の用途地域に再編成した。このため禁止地域の表現を都市計画法や建築基準法の改正に則するように改めた。

⑤ 第3次改正（1973（昭和 48）年）[72]

屋外広告物法の第 3 次改正は 1973（昭和 48）年 9 月 17 日に昭和 48 年法律第 81 号により公布され、同年 12 月 15 日に施行された。主な改正点は次のとおりである。

ⅰ 条例違反のはり札および立看板であって、表示されてから相当の期間を経過し、かつ、管理されずに放置されていることが明らかな場合における簡易除却規定を追加した

ⅱ 新たに屋外広告業を定義し、条例に基づく屋外広告業の届出制度などを規定した

⑥ 都市計画法・建築基準法改正に伴う改正（1992（平成 4）年）

都市計画法および建築基準法は 1992（平成 4）年 6 月 26 日に平成 4 年法律第 82 号により改正公布され、1993（平成 5）年 6 月 25 日に施行された。この改正により 8 用途地域が 12 用途地域に細分化されたため屋外広告物法の禁止地域の表現を改めた。

⑦ 第4次改正（2004（平成 16）年）[73]

建設省は、屋外広告物制度をめぐる諸問題とその改善の方向について議論するために、各界の有識者で構成する「屋外広告物基本問題検討委員会」を 1998（平成 10）年 11 月に設置した。同委員会におけるおよそ 1 年間の議論の結果と海外の制度等についての調査結果をあわせ、「屋外広告物基本問題検討委員会報告書」としてまとめた。その内容の中には簡易除却制度の拡充や屋外広告業の登録制度など

[71] 「屋外広告物法の一部を改正する法律の施行について」（昭和 38 年 6 月 19 日 建設省都発第 13 号 建設事務次官通達）
鈴木政徳「屋外広告物に関する行政について」（「新都市」 Vol. 17, No. 12 1963.12）

[72] 「屋外広告物法の一部を改正する法律の施行について」（昭和 48 年 11 月 12 日 建設省都公緑発第 80 号 建設事務次官通達）
「屋外広告物法の一部を改正する法律の施行について」（昭和 48 年 11 月 12 日 建設省都公緑発第 81 号 建設省都市局長通知）
板倉英則「屋外広告物法の一部を改正する法律案」（「新都市」 Vol. 27, No. 3 1973.3）

[73] 「屋外広告物法の一部を改正する法律の施行について」（平成 16 年 12 月 17 日 国都公緑発第 148 号 国土・交通省都市・地域整備局長通知）

が触れられている。[74]

2004(平成 16)年 6 月 18 日に、いわゆる景観緑三法が公布され、その中の「景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 16 年法律第 111 号)により、屋外広告物法も大きく改正され、同年 12 月 17 日に施行された。主な改正点は次のとおりである。

ⅰ 簡易除却対象をのぼり旗等へ拡大するともに要件を緩和した
ⅱ 許可対象区域を全国へ拡大した
ⅲ 景観法に基づく景観行政団体が都道府県と協議の上で屋外広告物条例を制定できることとした
ⅳ 屋外広告業を届出制から登録制へ変更した
ⅴ 罰則を拡大した(罰金に加えて過料(屋外広告業の登録については懲役も)を科すことを可能とした)

2 屋外広告物標準条例(案)等の経緯

(1) 最初の屋外広告物標準条例(案)(1964(昭和 39)年)

屋外広告物法は、占領下の戦後民主主義の機運が高揚している頃の立法で、「廣告物行政を國が直接に行わずに地方公共團體の自由意志にまかせ、地方公共團體がこれを行う場合の一般的基準を示しているに過ぎない」とされた。[75] しかし、屋外広告物行政が全国で執行されていくなかで、法の示す一般的基準のみでは各都道府県の条例の内容に大きな幅ができ、「各都道府県が一致できる最低の基準を国が示すべきであるとする意見が強くなっていた」。また、「高速交通施設の誕生、(中略)高層建築物の出現といった新たな事態に対し、従来の規制とは異なった新たな観点からする規制の方法を検討する必要に迫られた」ことなどもあり、1964(昭和 39)年 3 月 27 日に「屋外広告物標準条例(案)」が通達として発せられた。[76]

(2) 屋外広告物標準条例(案)等の改正(1973(昭和 48)年、1994(平成 6)年、2004(平成 16)年)

「屋外広告物標準条例(案)」発出後の主な改正は、1973(昭和 48)年と 1994(平成 6)年にあり、さらに 2004(平成 16)年には名称を「屋外広告物条例ガイドライン(案)」と改めている(**表 7.1.22**)。

1973(昭和 48)年の「屋外広告物標準条例(案)」の改正は、1968(昭和 43)年の都市計画法全面改正、1970(昭和 45)年の建築基準法改正に伴って禁止地域の表現を改めたほか 1973(昭和 48)年の屋外広告物法改正によって、屋外広告業の届出制に関する規定を追加したものである。

1994(平成 6)年の「屋外広告物標準条例(案)」の改正は、1992(平成 4)年の都市計画法・建築基準法改正に伴う禁止地域の表現を改めたほか、1993(平成 5)年に建設省が主となって設置した「屋外広告物行政のあり方検討委員会」による審議検討の結果を踏まえ、「規制の強化及び緩和並びに誘導に係る

74 建設省都市局公園緑地課「屋外広告物基本問題検討委員会報告書」(「建設月報」 Vol. 33, No. 1 2000.1)
75 鶴見良一郎「廣告物行政について」(「新都市」 Vol. 10, No. 3 1956.3)
76 「屋外広告物標準条例(案)」(昭和 39 年 3 月 27 日 建設省都総発第 7 号 都市総務課長通達)
新美富太郎「屋外広告物標準条例について」(「新都市」 Vol. 18, No. 4 1964.4)

各種施策を総合的に講ずることができるよう改正した」ものであり、新たに広告物活用地区、景観保全型広告整備地区、広告物協定地区に関する規定を追加したものである。また、規格の設定という条を新設し、規則で定める規格の適合義務を課している。[77]

地方分権一括法の施行(2000(平成 12)年 4 月 1 日)に伴い、2004(平成 16)年には、従来の通達による「屋外広告物標準条例(案)」を地方公共団体に対する技術的助言として「屋外広告物条例ガイドライン(案)」に改めるとともに、「景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」による屋外広告物法改正をうけて、景観法関連改正のほか屋外広告業の届出制を登録制に変更する改正などを行った。[78]

表 7.1.22 屋外広告物標準条例(案)等の経緯

標準条例(案)等	発出年月日等	主な内容等
屋外広告物 標準条例(案)	1964(昭和39)年 3月27日 建設省都総発第 7号 都市総務課長通達	都道府県・政令指定都市の規制内容について、一致できる最低基準を国が示す必要があるとの考えにたち、禁止地域、禁止物件を例示するなどした
改正	1973(昭和48)年11月12日 建設省都交緑発第81号 公園緑地課長通達	1968(昭和43)年都市計画法改正、1970(昭和45)年建築基準法改正に伴う変更を反映した 1973(昭和48)年9月の屋外広告物法改正に伴い、屋外広告業の届出制に関する規定を追加した
改正	1985(昭和60)年 8月15日 建設省都交緑発第61号 公園緑地課長通達	「職業訓練法」を「職業能力開発促進法」と題名改正したことによる改正など
改正	1991(平成 3)年 8月 4日 建設省都交緑発第68号 公園緑地課長通達	罰則の改正
改正	1994(平成 6)年12月16日 建設省都交緑発第92号 公園緑地課長通達	1992(平成4)年6月都市計画法等改正に伴う屋外広告物法改正変更を反映した 広告物活用地区、景観保全型広告整備地区、広告物協定地区に関する規定を追加した 「規格の設定」(車体広告を含む)の条を新設した
屋外広告物条例 ガイドライン(案)	2004(平成16)年12月17日 建設省都交緑発第149号 公園緑地課長通知	地方分権一括法施行に伴う技術的助言化、景観法施行に伴う改正、屋外広告業の届出制度を登録制度に変更
改正	2011(平成23)年 7月27日 国土交通省都景歴第 4号 公園緑地・景観課長通知	「民法等の一部を改正する法律」施行に伴う改正

3 名古屋市屋外広告物条例の経緯

(1) 愛知県屋外広告物条例および名古屋市屋外広告物条例(旧条例)(1950(昭和 25)年、1956(昭和 31)年)

愛知県は、1949(昭和 24)年 9 月 1 日の屋外広告物法施行後、ほぼ 1 年が経過した 1950(昭和 25)年 9 月 19 日に、同法に基づき愛知県屋外広告物条例(昭和 25 年条例第 38 号)を公布し、同年 9 月 24 日に施行した。この条例では広範な地域を対象として広告物の届出制を採用した。また屋外広告物法は制定時点において風致地区や住居専用地区、特定道路・鉄道等沿線、公園・緑地などを禁止地域として

[77] 前掲 76「屋外広告物標準条例(案)」(平成 6 年 12 月 16 日 建設省都公緑発第 92 号 公園緑地課長通達)
[78] 「屋外広告物条例ガイドライン(案)」(平成 16 年 12 月 17 日 国土交通省都公緑発第 149 号 公園緑地課長通知)

例示しているが、本条例においてはそれらを禁止地域としていない。一方、禁止物件については本条例は屋外広告物法の例示を超えて、「郵便ポスト、送電塔、公衆電話又は公衆便所」を加えている。そのほか一定の広告物については規格が設定された場合の準拠義務などを規定している。

1956(昭和 31)年の地方自治法改正による政令指定都市制度創設に伴い、屋外広告物に関する事務は愛知県から名古屋市に移譲されたが、名古屋市は愛知県条例の内容をおおむね踏襲し、1956(昭和31)年11月1日に名古屋市屋外広告物条例(旧条例)(昭和31年条例第36号)を公布し即日施行した。

(2) 名古屋市屋外広告物条例全面改正(新条例)(1961(昭和 36)年)

名古屋市は名古屋市屋外広告物条例を全面改正し、1961(昭和36)年4月8日に公布、同年10月1日に施行した(昭和36年条例第17号)。その背景としては、「経済の復興にともない商業活動が活発になり、屋外広告物は街中に氾濫し、都市の美観上放置できない状態を呈してきたため」とされる。[79] 主な改正点は次のとおりである。

i 届出制を許可制に変更し、許可手続きに係る手数料を徴収することとした

ii 禁止地域、場所を大幅に拡大し、屋外広告物法に例示されながら愛知県条例では対象とされていなかった風致地区や住居専用地区、特定道路・鉄道等沿線、都市公園などを追加した

iii 禁止物件を大幅に拡大し、高架道路・高架鉄道、噴水施設、交通信号、テレビ塔、無線塔、水道タンク・ガスタンク、地下道・地下鉄道の上屋などのほか、市長が特に必要と認めて指定する物件を追加した

(3) 周辺市町編入に伴う経過措置にかかる改正(1963(昭和 38)年、1964(昭和 39)年)

名古屋市は1963(昭和38)年2月に守山市、同年4月に鳴海町を編入し、さらに1964(昭和39)年12月に有松町と大高町を編入した。これらの編入市町は、編入以前は愛知県屋外広告物条例の適用を受けていたが、編入後は名古屋市屋外広告物条例の適用を受けることとなるため、名古屋市屋外広告物条例を改正して、必要となる経過措置を規定した(昭和38年条例第8号、昭和39年条例第87号)。

(4) 都市計画法・建築基準法改正による改正(1969(昭和 44)年、1970(昭和 45)年)

1968(昭和43)年の都市計画法の全面改正および1970(昭和45)年の建築基準法改正に伴って屋外広告物法が改正された。その改正条項に従って、名古屋市屋外広告物条例は、昭和44年条例第19号および昭和45年条例第65号によって改正され、後者が1971(昭和46)年1月1日に施行されたことにより、禁止地域の表現が住居専用地区から第一種住居専用地域、第二種住居専用地域となった。

[79] 前掲 67 名古屋市計画局・(財)名古屋都市センター「名古屋都市計画史」((財)名古屋都市センター 1999.3 p. 511)

(5) 屋外広告物法第 3 次改正に伴う改正(1974(昭和 49)年)

1973(昭和 48)年の屋外広告物法第 3 次改正により、屋外広告業の届出制が導入されたため、昭和 49 年条例第 49 号をもって名古屋市屋外広告物条例を 1974(昭和 49)年 8 月 22 日に改正公布し、同年 9 月 1 日に施行した。屋外広告業の届出制に関する規定を追加するとともに、これまで広告物掲出の許可期間が広告物の種類によらず単一であったことを改め、広告物の種類に応じて規則で定めることとした。また同年 2 月の都市緑地保全法施行を受けて、禁止地域に緑地保全地区を追加した。

(6) 名古屋市屋外広告物条例改正(1977(昭和 52)年)

名古屋市屋外広告物条例を 1977(昭和 52)年 12 月 20 日に改正公布し(昭和 52 年条例第 61 号)、1978(昭和 53)年 3 月 1 日に施行した。主な改正点は次のとおりである。

ⅰ 著しく汚染し、たい色し、又は塗料のはく離したものなど禁止広告物の条を創設した

ⅱ 広告物の設置者又は管理者に対して従来の除却義務について別条を起こすとともに新たに管理義務規定を創設した

ⅲ 広告物の設置者又は管理者に対して報告や資料の提出を求めることや該当の場所へ立入検査することを可能とした

(7) 名古屋市屋外広告物条例改正(1991(平成 3)年)

東京都は 1984(昭和 59)年の東京都広告物審議会の答申を受け、広告物協定地区や屋外広告物等の総表示面積の規制等を含む東京都屋外広告物条例の改正を1986(昭和61)年10月に行い、1987(昭和 62)年 4 月に施行した。[80] こうした動きの中で名古屋市においても 1989(平成元)年 3 月 7 日に名古屋市屋外広告物審議会に対して「名古屋市における屋外広告物の規制のあり方及びその施策」について諮問し、1990(平成 2)年 5 月 23 日に答申された。この答申に基づき、名古屋市屋外広告物条例の改正を公布し(平成 3 年条例第 33 号)、同年 10 月 1 日に施行した。主な改正点は次のとおりである。

ⅰ 広告物活用地区、広告物の総量規制、広告物協定に関する規定を創設した

ⅱ 禁止地域について、第二種住居専用地域・美観地区・安全地帯を削除し、愛知県および名古屋市の文化財保護条例による指定地域で市長が指定する地域などを追加したほか道路の分離帯についてはすべての道路に拡大するなどの改正を行った

ⅲ 禁止物件について、転てつのための施設、アーケード等を削除し、高架軌道(ガイドウェイバス)、保存樹、道路標識、車止め、道路上の変圧器等を追加した

ⅳ 適用除外物件についての規定をより詳細に改めた

(8) 名古屋市屋外広告物条例改正(1996(平成 8)年)

1992(平成 4)年の都市計画法および建築基準法の改正に伴い、用途地域が 12 種類へ拡大されたた

[80] 東京都屋外広告物研究会「改訂 10 版 東京都屋外広告物条例の解説」(大成出版社 2008.8 p. 2)

め名古屋市でも用途地域変更にあわせて名古屋市屋外広告物条例が 1996(平成 8)年 3 月 15 日に改正公布され(平成 8 年条例第 3 号)、用途地域の都市計画変更告示と同日の同年 5 月 31 日に施行された。これにより、禁止地域の第一種住居専用地域が第一種低層住居専用地域および第二種低層住居専用地域に改正された。

(9) 名古屋市屋外広告物条例改正(2000(平成 12)年)

名古屋市屋外広告物条例は 2000(平成 12)年 3 月 28 日に改正公布され(平成 12 年条例第 31 号)、同年 7 月 1 日に施行された。主な改正点は次のとおりである。

i 規則で定める許可期間の限度を 2 年から 3 年に延長した

ii 禁止物件について煙突を追加した

iii 適用除外要件について公職選挙法関連の事項と工事現場の仮囲い等に表示する事項を追加した

以上の主要改正のほか 2001(平成 13)年度以降も含めた名古屋市屋外広告物条例の改正経緯を**表 7.1.23** に、また、禁止地域および禁止物件の変遷について**表 7.1.24** および**表 7.1.25** に示す。

表 7.1.23 名古屋市屋外広告物条例の改正経緯

条例		公布	施行	主な改正内容等
名古屋市屋外広告物条例(旧条例)	条例第36号	1956(S31)11. 1	1956(S31)11. 1	地方自治法改正に伴い愛知県から名古屋市へ事務移譲、愛知県屋外広告物条例の内容を踏襲
名古屋市屋外広告物条例(新条例)	条例第17号	1961(S36) 4. 8	1961(S36)10. 1	名古屋市の独自条例として旧条例を全部改正 許可制の導入、禁止地域・禁止物件の拡大
改正	条例第 8号	1963(S38) 2.13	1963(S38) 2.15	新市域編入に関する経過措置を附則に追加
改正	条例第87号	1964(S39)11.30	1964(S39)12. 1	新市域編入に関する経過措置を附則に追加
改正	条例第19号	1969(S44) 6.12	1969(S44) 6.14	都市計画法施行に伴う改正
改正	条例第65号	1970(S45)12.15	1971(S46) 1. 1	建築基準法改正による8用途地域拡大に伴う改正
改正	条例第49号	1974(S49) 8.22	1974(S49) 9. 1	屋外広告業の届出制度創設、禁止地域に緑地保全地区を追加
改正	条例第61号	1977(S52)12.20	1978(S53) 3. 1	禁止広告物、管理義務規定、立入検査等を創設
改正	条例第33号	1991(H 3) 4. 1	1991(H 3)10. 1	広告物活用地区等の創設、文化財保護条例等禁止地域の拡大、道路標識等禁止物件の拡大
改正	条例第 5号	1992(H 4) 3.19	1992(H 4) 5. 1	罰則の改正
改正	条例第 7号	1994(H 6) 3.25	1994(H 6) 4. 1	条例書式を左横書きに変更
改正	条例第 3号	1996(H 8) 3.15	1996(H 8) 5.31	12用途地域都市計画変更に伴う改正
改正	条例第31号	2000(H12) 3.28	2000(H12) 7. 1	禁止物件に煙突を追加、適用除外要件を追加
改正	条例第 9号	2001(H13) 3.29	2001(H13) 4. 1	車体広告に関する改正(ラッピングバス) 屋外広告物審議会を都市景観審議会と統合
改正	条例第37号	2001(H13) 7.17	2001(H13) 7.17	屋外広告士の根拠規定の変更
改正	条例第19号	2002(H14) 3.26	2002(H14) 4. 1	車体広告に関する改正(ラッピング電車)
改正	条例第57号	2003(H15)10.14	2004(H16) 1. 1	簡易除却対象物件の範囲の拡大、除却物件の保管規定創設、広告主責任の明確化
改正	条例第69号	2004(H16)12.17	2004(H16)12.17	保管・公示方法の創設
改正	条例第36号	2006(H18) 3.29	2006(H18) 7. 1	屋外広告業の登録制度創設
改正	条例第27号	2007(H19) 3.26	2007(H19)10. 1	都市景観条例改正に伴い、都市景観形成地区内の広告物の規格、大規模広告物の誘導基準を設定
改正	条例第30号	2011(H23) 5.17	2011(H23) 6. 1	都市景観条例改正に伴い、都市景観整備地区に関する規定を削除
改正	条例第11号	2012(H24) 3.22	2012(H24) 4. 1	屋外広告業登録申請事項の改正(未成年者の法定代理人が法人の場合の規定追加)

施行が複数にわたる場合については主要な内容の施行年月日を示す

表 7.1.24　禁止地域の推移

S31.11.1	S36.10.1	S46.1.1	S49.9.1	H3.10.1	H8.5.31	H16.12.17
	住居専用地区 ＊	1種住専 ＊	1種住専 ＊	1種住専 ＊	1種低層 ＊	1種低層 ＊
					2種低層 ＊	2種低層 ＊
		2種住専 ＊	2種住専 ＊			
	風致地区 ＊	風致地区 ＊	風致地区 ＊	風致地区 ＊	風致地区 ＊	風致地区 ＊
			緑地保全地区 ＊	緑地保全地区 ＊	緑地保全地区 ＊	特別緑地保全地区 ＊
	美観地区	美観地区	美観地区			
文化財保護法 ＊	文化財保護法 ＊	文化財保護法 ＊	文化財保護法 ＊	文化財保護法 ＊	文化財保護法 ＊	文化財保護法 ＊
				県文化財保護条例 ＊	県文化財保護条例 ＊	県文化財保護条例 ＊
				市文化財保護条例 ＊	市文化財保護条例 ＊	市文化財保護条例 ＊
	道路・鉄道軌道、沿線 ＊	道路・鉄道軌道、沿線 ＊	道路・鉄道軌道、沿線 ＊	道路・鉄道軌道、沿線 ＊	道路・鉄道軌道、沿線 ＊	道路・鉄道軌道、沿線 ＊
	道路上の分離帯、街園等 ＊	道路上の分離帯、街園等 ＊	道路上の分離帯、街園等 ＊	道路上の分離帯、街園等 ＊	道路上の分離帯、街園等 ＊	道路上の分離帯、街園等 ＊
	都市公園	都市公園	都市公園	都市公園	都市公園	都市公園
				河川・池沼等、同付近 ＊	河川・池沼等、同付近 ＊	河川・池沼等、同付近 ＊
				官公署、学校、図書館等 ＊	官公署、学校、図書館等 ＊	官公署、学校、図書館等 ＊
古墳				古墳・神社・寺院等境域 ＊	古墳・神社・寺院等境域 ＊	古墳・神社・寺院等境域 ＊
墓地	墓地、火葬場	墓地・火葬場	墓地・火葬場	墓地・火葬場	墓地・火葬場	墓地・火葬場

表頭の年月日は名古屋市屋外広告物条例の施行日を表し、表中の太字(白抜き)は最初に規定されたことを表す
1種住専、2種住専、1種低層、2種低層は、それぞれ第1種住居専用地域、第2種住居専用地域、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域を表す
＊を附した地域については、市長が指定する地域に限る

表 7.1.25　禁止物件の推移

S31.11.1	S36.10.1	H3.10.1	H12.7.1
橋梁	橋梁、高架道路、高架鉄道	橋梁、高架道路、高架鉄道、高架軌道	橋梁、高架道路、高架鉄道、高架軌道
街路樹、路傍樹	街路樹、路傍樹	街路樹、保存樹	街路樹、保存樹等
	交通信号転てつのための施設	信号機、道路標識さく、車止めパーキングメーター、パーキングチケット	信号機、道路標識さく、車止めパーキングメーター、パーキングチケット
郵便ポスト、公衆電話、公衆便所	郵便ポスト、公衆電話ボックス、公衆便所	郵便ポスト、公衆電話ボックス、公衆ゴミ容器、公衆便所	郵便ポスト、公衆電話ボックス、公衆ゴミ容器、公衆便所
		道路上の変圧塔	道路上の変圧塔
送電塔	送電塔、テレビ塔、無線塔、照明塔等	送電塔、テレビ塔、無線塔、照明塔等	送電塔、テレビ塔、無線塔、照明塔等
	水道タンク、ガスタンク、地下道・地下鉄等の上屋アーケード、架渡式日覆	水道タンク、ガスタンク、地下道・地下鉄等の上屋	煙突、水道タンク、ガスタンク、地下道・地下鉄等の上屋
銅像、記念碑	形像、記念碑、噴水施設等	形像、記念碑、噴水施設	形像、記念碑、噴水施設
	その他市長指定物件	その他市長指定物件	その他市長指定物件

表頭の年月日は名古屋市屋外広告物条例の施行日を表し、表中の太字(白抜き)は最初に規定されたことを表す

第５節　名古屋市における屋外広告物

名古屋市屋外広告物条例は改正を重ねているため、本節では2004（平成16）年の屋外広告法第4次改正以前における2000（平成12）年7月1日の条例改正施行時点を基本として、名古屋市における屋外広告物の状況を記すこととする。

1　屋外広告物掲出の許可

屋外広告物の掲出にあたっては、他の法令また条例の規定により表示し、または設置する広告物など一部の適用除外広告物を除き、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。また許可申請にあたっては、市内に住所あるいは事業所等を有する申請者が自ら管理する場合を除いて、管理者の設置が必要となっている。

広告物の種類に応じた許可期間の限度については、名古屋市屋外広告物条例施行細則（昭和36年規則第60号、以下「施行細則」という）により原則2年とし、広告板・広告塔のうち堅固な構造のものは3年、軽易なものは1年、はり紙、はり札等は3か月としている。

種類別の屋外広告物許可件数の推移を**図 7.1.21** に示す。

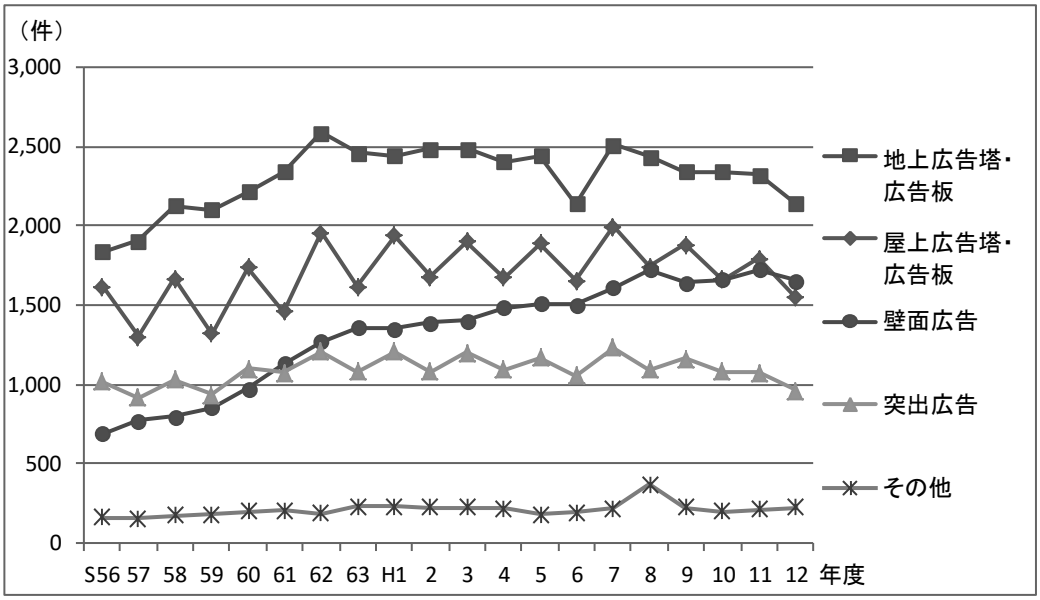

図 7.1.21　種類別屋外広告物許可件数

2　禁止地域および禁止物件等

(1)　禁止地域

禁止地域は良好な景観や風致の維持という観点から設けられているもので、広告物を表示したり、広告物を掲出する物件を設置することができない。名古屋市における禁止地域の変遷については、**表 7.1.24** に示したとおり、条例改正によっておおむね拡大されてきている。

(2) 禁止物件

禁止物件は良好な景観や風致の維持という観点だけではなく、公衆に対する危害の危険性もあるため定められるものである。公衆に対する危害の危険性については、たとえば信号機や道路標識などに無秩序に広告物が表示された場合に機能障害を惹き起こしかねないことなどがあげられる。名古屋市における禁止物件の変遷については、**表 7.1.25** に示したとおりである。時代の変化に応じて、転てつのための施設、アーケード・架渡式日覆が削除される一方で、道路標識、さく、道路上の変圧器などが追加されている。

(3) 禁止広告物

禁止広告物の規定は、屋外広告物標準条例(案)の内容を導入するかたちで、1977(昭和 52)年の改正により創設された。良好な景観や風致の維持および公衆に対する危害防止の観点から、「著しく汚染し、たい色し、又は塗料等のはく離したもの」や「著しく破損し、又は老朽したもの」とともに、「倒壊又は落下のおそれがあるもの」や「信号機又は道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げるようなもの」などが禁止された。

(4) 特定道路等に関する立看板・たれ幕等の禁止(名古屋駅前の簡易広告物禁止)

1961(昭和 36)年の名古屋市屋外広告物条例の全面改正により、「市長の指定する道路及びこれに面する地域または場所」および「電柱、街路灯柱等」について、立看板・たれ幕、はり紙・はり札等を禁止した。

1961(昭和 36)年 10 月 1 日施行の改正施行細則は、当該禁止対象道路・地域を広井町線の名古屋駅前区間とこれに面する地域と指定し、以降もその内容を継続している[81] (**図 7.1.22**)。

図 7.1.22 名古屋駅前の簡易広告物禁止地域[82]

[81] 前掲 67 名古屋市計画局・(財)名古屋都市センター「名古屋都市計画史」((財)名古屋都市センター 1999.3 p. 511)

[82] 「名古屋市屋外広告物条例のしおり」(名古屋市住宅都市局都市計画部都市景観室 2009.8 p. 7)

3 適用除外 [83]

広告物を掲出しようとする場合は原則として許可を必要とし、禁止地域や禁止物件には掲出することができない。しかし、社会生活上必要な広告物については、掲出目的、表示面積などが一定の基準に適合する場合に限り例外を認めている。なお、広告物の種類によって以下に示すように 5 種類の例外がある（**表 7.1.26**）。

表 7.1.26 適用除外の要件

<table>
<tr><th>許可＼地域</th><th>禁止地域・
禁止物件以外</th><th colspan="2">禁止地域</th><th>禁止物件</th></tr>
<tr><th></th><th></th><th>特定禁止地域</th><th>特定禁止地域以外</th><th></th></tr>
<tr><td rowspan="3">許可申請
不要</td><td colspan="4">A</td></tr>
<tr><td colspan="2">B</td><td colspan="2">—</td></tr>
<tr><td>C</td><td colspan="3">—</td></tr>
<tr><td rowspan="2">許可申請
必要</td><td colspan="4">D</td></tr>
<tr><td colspan="2">E</td><td colspan="2">—</td></tr>
</table>

特定禁止地域は、第1種低層住居専用地域・第2種低層住居専用地域、東名高速道路・名二環・東海道新幹線沿線の一定の基準を満たす地域

A：禁止地域・禁止物件でも、許可申請不要で掲出できる場合
B：特定禁止地域でも、許可申請不要で掲出できる場合
C：禁止地域・禁止物件以外であれば許可申請不要で掲出できる場合
D：許可申請すれば禁止地域・禁止物件でも掲出できる場合
E：許可申請すれば特定禁止地域でも掲出できる場合

A ： 禁止地域、禁止物件でも、許可申請不要で掲出できる場合

i 他の法令または条例により掲出するもの

ii 公職選挙法による選挙活動のために表示し、またはこれらを設置するもの

iii 自家用広告物で一定の基準に適合するもの

iv 管理用広告物で一定の基準に適合するもの

v 工事現場の板塀・仮囲い等に表示するもの

vi イベントのため会場敷地内に掲出するもの

vii 祭礼または慣習上の行事のために一時的に掲出するもの など

B ： 特定禁止地域でも、許可申請不要で掲出できる場合

政治活動、文化活動その他の非収益活動のためのはり紙・はり札等で一定の基準に適合するもの

C ： 禁止地域、禁止物件以外であれば許可申請不要で掲出できる場合

掲出期間が 5 日以内の広告物で、掲出日、掲出者の住所、氏名を明記したもの

D ： 許可申請すれば禁止地域、禁止物件でも掲出できる場合

i 国、地方公共団体、公共的団体が公益上の必要によって掲出するもの

[83] 前掲 82「名古屋市屋外広告物条例のしおり」（名古屋市住宅都市局都市計画部都市景観室 2009.8 pp. 9-10）

ii 車体広告（一般広告）で一定の基準に適合するもの

E ： 許可申請すれば特定禁止地域でも掲出できる場合

道標、案内図板その他公衆の利便に供することを目的とするもので一定の基準に適合するもの

4 広告物活用地区・総量規制・広告物協定

広告物活用地区・総量規制・広告物協定は、いずれも名古屋圏における地価急騰が転回期を迎えたころ、1991（平成 3）年の条例改正で導入されたものであるが、活用されるには至っていない。

（1） 広告物活用地区

広告物活用地区では、一定の基準に適合した広告物は通常の規格によらないことができるほか、禁止物件についても掲出ができることとした地区である。この規定は繁華街等の魅力・活力の維持・向上等を想定して創設された。

（2） 総量規制

広告物の総量規制は 1987（昭和 62）年 4 月施行の東京都屋外広告物条例で初めて導入された。「通常は適法な広告物であれば、ひとつの建築物には無制限に設置することが可能」であるが、景観悪化防止の観点から「広告物の絶対量の規制」を行うものである。[84]

名古屋市においては、商業地域のうち市長の定める地区における一定規模以上（3 階以上または高さ 11m以上）の建築物・工作物では、広告物の表示面積合計に上限を定めることとしている。

（3） 広告物協定

総量規制と同様に、1987（昭和 62）年 4 月施行の東京都屋外広告物条例で広告協定地区として初めて導入された。「ある一定区域の地元関係者が、自主的な発想により広告物条例の範囲内で広告物を自ら規制しようとする」ものである。[85]

名古屋市の広告物協定においては、一定地区内の土地・建物所有者等は広告物の基準等について協定を締結することができ、当該協定について市長の認定を受けることができることとした。

5 違反広告物の除却等

（1） 違反広告物の除却

都道府県知事や政令指定都市の市長等が、明らかに条例に違反している簡易な広告物について、行政代執行の手続きによらないで速やかに除却できる制度は、1963（昭和 38）年にはり紙について導入され、1973（昭和 48）年に一定の条件の下ではり札・立看板に拡大され、さらに 2004（平成 16）年にはのぼり旗（広告旗）に拡大された。

[84] 若山栄久「広告物と屋外広告物条例」（「建築ジャーナル」 SN. 777 1990.5）
[85] 前掲 84 若山栄久「広告物と屋外広告物条例」（「建築ジャーナル」 SN. 777 1990.5）

名古屋市における違反広告物の除却件数の推移を**表 7.1.27** に示す。

1970 年代末から 1980 年代初頭にかけて 20 万件前後という多数の除却実績があったが、1983（昭和 58）年度以降に激減した。この背景としては、1982（昭和 57）年 7 月に「違反広告物の撤去等に関する件」の請願が採択されたこと、本山市政下における市政運営方針の標語「クリーンシティ・グリーン名古屋」に則り、違反広告物に対する防止対策や除却対策が徹底されたことがある。その後は、1990 年代初頭に至るまで停滞傾向が継続したが、1990 年代半ばころから反転増加傾向を示している。2000 年代に入ってからも増加傾向は続いたが、2000 年代半ばから若干停滞ないし減少傾向を示している。

内訳をみると初期には立看板が多いが、1983（昭和 58）年度以降は立看板とはり札が大きく減少した。2000（平成 12）年度までの平均件数では、立看板が全体の半数弱を占め、はり紙は全体の 3 分の1程度、はり紙の半数強がはり札となっている。2001（平成 13）年度以降は立看板が一層減少して 5%弱となる一方で、はり紙が 8 割弱と台頭し、はり札は 16%となっている。2004（平成 16）年以降対象となった広告旗の件数はごく少数にとどまり、1%に満たない状況である。

表 7.1.27　違反広告物の除却件数の推移

年　度	立看板		はり札		はり紙		広告旗		合計	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
1979(S54)	94,933	62.2	22,875	15.0	34,841	22.8			152,649	100.0
1980(S55)	102,580	65.4	32,082	20.4	22,244	14.2			156,906	100.0
1981(S56)	158,719	74.5	40,356	18.9	13,964	6.6			213,039	100.0
1982(S57)	125,108	57.0	32,477	14.8	61,913	28.2			219,498	100.0
1983(S58)	7,096	8.3	7,520	8.8	70,558	82.8			85,174	100.0
1984(S59)	3,034	7.3	3,972	9.5	34,610	83.2			41,616	100.0
1985(S60)	1,732	12.6	2,718	19.8	9,280	67.6			13,730	100.0
1986(S61)	1,320	8.5	1,928	12.4	12,325	79.1			15,573	100.0
1987(S62)	1,280	9.7	1,801	13.6	10,143	76.7			13,224	100.0
1988(S63)	1,115	10.8	1,514	14.6	7,733	74.6			10,362	100.0
1989(H 1)	1,465	31.2	315	6.7	2,913	62.1			4,693	100.0
1990(H 2)	992	10.8	2,104	22.8	6,114	66.4			9,210	100.0
1991(H 3)	1,503	17.2	2,103	24.0	5,153	58.8	—	—	8,759	100.0
1992(H 4)	1,159	17.5	2,102	31.8	3,354	50.7			6,615	100.0
1993(H 5)	1,798	15.8	2,148	18.9	7,409	65.2			11,355	100.0
1994(H 6)	4,114	27.6	3,134	21.0	7,649	51.3			14,897	100.0
1995(H 7)	4,142	25.4	5,053	30.9	7,139	43.7			16,334	100.0
1996(H 8)	2,378	11.3	7,254	34.4	11,457	54.3			21,089	100.0
1997(H 9)	3,449	12.6	8,749	32.1	15,091	55.3			27,289	100.0
1998(H10)	1,670	7.8	8,745	40.8	10,994	51.4			21,409	100.0
1999(H11)	2,612	11.3	7,376	31.9	13,130	56.8			23,118	100.0
2000(H12)	2,276	7.8	7,803	26.6	19,212	65.6			29,291	100.0
小計	524,475	47.0	204,129	18.3	387,226	34.7			1,115,830	100.0
平均件数	23,840	47.0	9,279	18.3	17,601	34.7			50,720	100.0
2001(H13)～2010(H22)	23,784	4.5	84,020	15.9	418,351	79.3	1,324	0.3	527,479	100.0
平均件数	2,378	4.5	8,402	15.9	41,835	79.3	166	0.3	52,748	100.0
合計	548,259	33.4	288,149	17.5	805,577	49.0	1,324	0.1	1,643,309	100.0
平均件数	17,133	33.4	9,005	17.5	25,174	49.0	166	0.3	51,353	100.0

(2) 違反広告物追放推進員制度

名古屋市は違反広告物の除却に関連して、「違反広告物追放推進員設置要領」を1981(昭和56)年9月 10 日に施行した。違反広告物追放推進員は町美運動の一環として地域に設置されるもので、同推進員と行政が一体となって、はり札、立看板等の違反広告物の追放運動を地域ぐるみで推進していくこととしていた。活動内容は、次のとおりである。[86]

ⅰ 町美運動期間中は、禁止物件に掲出されたはり紙等の除却活動の補助

ⅱ 町美運動期間以外は、禁止物件にはり紙等が多数掲出してあるのを発見した場合の関係機関への通報活動

違反広告物追放推進員制度は、「名古屋市違反広告物追放推進団体及び推進員設置要綱」が 2002(平成 14)年 7 月 1 日に施行されたことにより、その活動内容が強化された。これまでの違反広告物追放推進員の役割は除却活動の補助ないし通報にとどまっていたが、この要綱により講習会を受講した違反広告物追放推進員は、はり紙等を除却できる屋外広告物法上の権限委任を受け、自ら除却を実施することができるようになった。[87]

6 屋外広告業の届出等

屋外広告物法第3次改正(1973(昭和48)年)により、屋外広告業が新たに定義されて届出制が創設された。これに伴い名古屋市屋外広告物条例も1974(昭和49)年に改正され、屋外広告業の届出に関する規定が追加された。届出にかかる推移は**図 7.1.23** のとおりである。

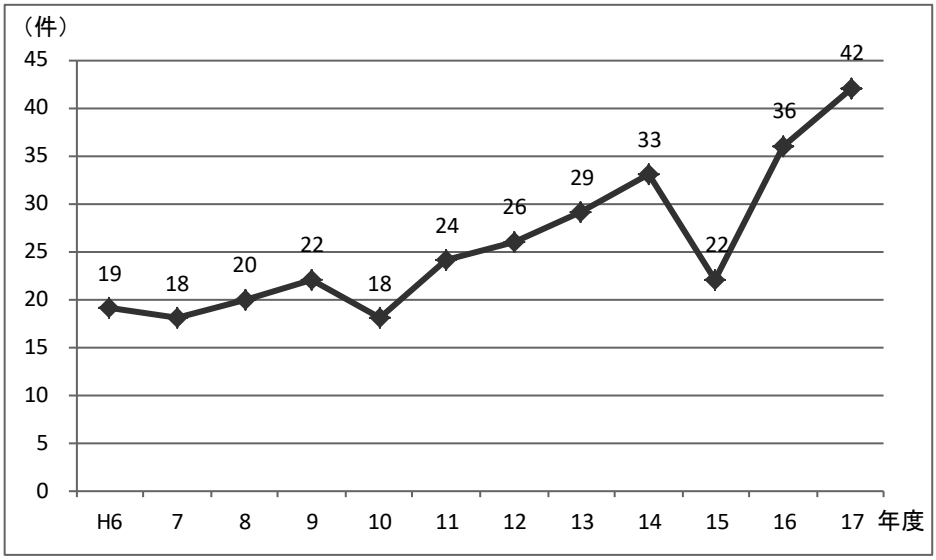

図 7.1.23 屋外広告業にかかる届出の推移

[86] 「違反広告物追放推進員設置要領」(1981(昭和56)年9月10日施行)
[87] 「名古屋市違反広告物追放推進団体及び推進員設置要綱」(2002(平成14)年7月1日施行)

なお、屋外広告物法第 4 次改正(2004(平成 16)年)により、屋外広告業の登録制が創設されたことに伴い、名古屋市屋外広告物条例も 2006(平成 18)年に改正され、屋外広告業の登録に関する規定が追加された。届出制が登録制に切り替えられたことにより、初年度である 2006(平成 18)年度には 280 件の集中的な登録があり、またその翌年度には 205 件の登録があった。

7 都市景観条例における屋外広告物

(1) 都市景観基本計画における屋外広告物

「名古屋市都市景観基本計画」(1987(昭和 62)年 3 月)にあっては、「計画を実現するためのてだて」の中の「サイン類を整える」において「広告物を整える」という項目があり、次のような記述がみられる。[88]

「広告物に関する協定やモデル地区設定等による、過剰、不必要なものの整理、統合や掲出の位置、大きさ、材質、色彩等についてのルール化、デザインの質的向上を図るよう誘導する。

とりわけ、新築の建物に屋上広告塔や袖看板等を設置する場合には、建築設計の段階で、一体的に考え、建物との調和を図るように促す。

とくに、東海道新幹線などの鉄道沿線や、広小路線、大津通・梅ノ木線、名古屋環状線、旧街道等の景観基本軸および久屋大通、若宮大通、桜通などの都心部のシンボル的な道路の沿道、とりわけ主要交差点、自然的あるいは歴史的環境の豊かな地区等については、広告物の掲出を極力抑制するとともに、周辺と調和のとれたデザインとするよう指導する」

(2) 都市景観整備地区(現都市景観形成地区)

都市景観整備地区内における広告物の設置等の行為は、名古屋市屋外広告物条例による許可申請以前に届出を要することとされ、規則に基づく規格を遵守することのほかにも届出内容について都市景観整備地区に関する都市景観整備計画に従って定められた都市景観形成基準に適合することが求められ、助言、指導の対象となった。

名古屋市都市景観条例および名古屋市屋外広告物条例は、景観法施行に伴い、2007(平成 19)年 3 月に改正され、都市景観整備地区は順次都市景観形成地区に代替されていった。都市景観形成地区における広告物の設置等の行為に関する手続き等は、次のように変更された。すなわち、届出を要する行為は都市景観形成地区内における許可不要の自家用広告物のうち一定の規模のものとされ、それ以外については届出は不要とされた。このように一部の自家用広告物は届出に基づき、その他の広告物は許可申請に基づき、それぞれ都市景観形成基準に替えて、景観法に根拠を有する景観計画に基づく誘導基準に適合するよう助言、指導、勧告がされるようになった。

[88] 前掲 41 名古屋市計画局都市計画部都市景観室「名古屋市都市景観基本計画」(名古屋市計画局都市計画部都市景観室 1987.3 p. 196)

(3)　大規模広告物の届出

一定規模を超える広告物の掲出については、都市景観整備地区外であっても届出を要することとされ、「名古屋市都市景観基本計画」に定める指針に適合するよう助言、指導がなされた。

景観法施行に伴う両条例改正以降は、大規模広告物についても許可手続きの中で上記の誘導基準に基づいて助言、指導、勧告がされることとなった。

♣♣コラム　名古屋市市政資料館♣♣

名古屋市市政資料館は、かつて名古屋控訴院地方裁判所区裁判所庁舎として 1922（大正 11）年 9 月に東区主税町（現白壁一丁目）に建築され、戦後に「名古屋高等裁判所・地方裁判所」（以下「旧名古屋高等裁判所」という）となった建築物である。旧名古屋高等裁判所は老朽化に伴い、中区三の丸一丁目 4 番街区（旧名城公園西小園）への庁舎新設が計画された。新庁舎建設後は東区の既存庁舎等を除却して代替公園とすることとされ、1974（昭和 49）年 2 月 20 日には名城公園西小園の区域を名城公園の都市計画区域から削除し、名古屋高等裁判所跡地を新たに東外堀公園として追加決定する都市計画変更が行われた。

旧名古屋高等裁判所庁舎は取り壊しが決定されたが、「一般市民、建築関係者、法曹界から取り壊しを惜しむ声があがり、東海地方における数少ない貴重な歴史的建築物として保存の強い要望」が提起された。[1] なかでも、名古屋市職員有志による「建築的文化遺産の保存に関する研究」と題する自主研究報告書によって 1977（昭和 52）年 10 月に保存と活用を訴えたことが、保存を先駆的に牽引することにつながった。[2]

名古屋高等裁判所を含む新しい裁判所合同庁舎が 1979（昭和 54）年 3 月に完成した後、名古屋市は各界からの保存要望を受けて 1980（昭和 55）年 10 月に「旧名古屋高等・地方裁判所利用計画検討会」を設置し、翌年3月の同検討会答申に基づいて旧名古屋高等裁判所庁舎を資料館として活用する方針を固めた。

その後、名古屋市は「資料館計画検討委員会」を設置して検討を継続し、1982（昭和 57）年に資料館利用計画を策定したものの数々の課題があった。その一つが建物を都市公園施設とするうえで、都市公園法上の建ぺい率規制の問題であり、もう一つは一旦は不要取り壊しと決定された旧裁判所庁舎建物の国有財産上の取扱いの問題である。

建ぺい率規制については名城公園と東外堀公園（旧名古屋高等裁判所庁舎敷地）を統合する都市計画変更を 1983（昭和 58）年 3 月 25 日に行ったうえで、1988（昭和 63）年 2 月 22 日に旧東外堀公園の区域を都市公園として名城公園の一部とすることにより解決を図った。建物の権原については 1984（昭和 59）年 2 月 14 日の国有財産東海地方審議会において、旧名古屋高等裁判所庁舎にかかる土地建物を国から名古屋市へ無償貸し付けする答申がなされた。

さらに旧名古屋高等裁判所庁舎は同年 5 月 21 日に国の重要文化財に指定された。

名古屋市は「名古屋市資料館（重要文化財旧名古屋控訴院地方裁判所区裁判所庁舎）改修委員会」を 1984（昭和 59）年 12 月に設置して保存修理方針、資料館整備計画等について検討した。そして 1986（昭和 61）年から構造補強工事を開始し、引き続き保存修理・改修工事を行い、1989（平成元）年 10 月 11 日に名古屋市市政資料館として開館した。

1 坂本　順「旧名古屋高等裁判所庁舎」（「C&D」 1988.1　p. 18）
2 「建築的文化遺産の保存に関する研究」（名古屋青年都市研究会　1977.10）

第2章　環境影響評価

第１節　環境影響評価制度の経緯

1　国における環境影響評価制度[1]

(1)　国における環境影響評価の動き

国における環境影響評価の取組みとして、まず挙げられるのは、1972（昭和 47）年 6 月 6 日に閣議了解された「各種公共事業に係る環境保全対策について」であり、その中で、「国の行政機関は、その所掌する公共事業について、当該公共事業実施主体に対し、あらかじめ、必要に応じ、その環境に及ぼす影響の内容及び程度、環境破壊の防止策、代替案の比較検討等を含む調査研究を行なわしめ、その結果を徴し、所要の措置をとらしめる等の指導を行なうものとする」とされた。

また、「地方公共団体においても、上記に準じて所要の措置が講ぜられるよう要請すること」とされた。

この閣議了解を受けて、制度化について審議してきた中央公害対策審議会環境影響評価制度専門委員会は、1975（昭和 50）年 12 月 23 日、「環境影響評価制度のあり方について」（中間報告）を審議会に報告した。同日、環境庁長官から同審議会に対して、「環境影響評価制度のあり方について」[2] の諮問が行われた。

環境影響評価制度の法制化に対する産業界の反対等から調整が難航し、1979（昭和 54）年 4 月 10 日になって中央公害対策審議会からの答申が行われ、「速やかに環境影響評価の法制度化を図られたい」とされた。

(2)　建設省所管事業に係る環境影響評価に関する当面の措置方針[3]

①　背景

環境庁は環境影響評価制度を法制化すべく、環境影響評価法案を 1976（昭和 51）年から 3 年にわたり、毎年、国会に上程しようとしたが、産業団体からの反対等により果たせなかった。

この状況を見て、建設省は、所管する公共事業について、「当面の措置方針」と略称される建設事務次官通達「建設省所管事業に係る環境影響評価に関する当面の措置方針について」（以下「当面の措置方針」という）を 1978（昭和 53）年 7 月 1 日に発して、行政指導による環境影響評価を実施することとした。

②　内容

ア　対象事業

ｉ　高速自動車国道の新設又は改築

---

[1] 浅野直人「環境影響評価の制度と法」（信山社 1998.5　pp. 61-72）
環境影響評価制度研究会「環境アセスメントの最新知識」（ぎょうせい 2006.10　pp. 2-9）
第 2 節 1 環境影響評価の推進等「昭和 54 年版環境白書」（環境庁 1979.6）
http://www.env.go.jp/policy/hakusyo/honbun.php3?kid=157&serial=4070&bflg=1（2015/02/19 閲覧）

[2] 小浪博英「環境影響評価制度のあり方について―中央公害対策審議会答申（54･4･10）―」（「新都市」 1979.7）

[3] 丸田哲司「建設省所管事業に係る環境影響評価に関する当面の措置方針について」（「新都市」 1978.11）
丸田哲司「建設省所管事業に係る環境影響評価に関する当面の措置方針について（その 2）」（「新都市」 1979.1）
「建設省所管事業に係る環境影響評価に関する当面の措置方針について」（1978（昭和 53）年 7 月 1 日建設省計環発第 3 号　建設事務次官通達）
「建設省所管事業に係る環境影響評価に関する当面の措置方針について（道路事業）」（1978（昭和 53）年 10 月 31 日建設省都計発第 84 号　同道政発第 66 号　建設省都市局長・道路局長通達）
「建設省所管事業に係る環境影響評価に関する当面の措置方針について」（1978（昭和 53）年 10 月 31 日建設省都計発第 86 号建設省都市局長通達）

ii 4 車線以上の自動車専用道路の新設又は改築

iii 4 車線以上の一般国道の新設又はバイパス(小規模なものを除く)の設置

iv 湛水面積が 200 ヘクタール以上のダムの新設

v 土地改変面積が 100 ヘクタール以上の湖沼開発及び放水路の新設

vi 施行区域の面積が 300 ヘクタール以上の宅地開発事業

vii 施行区域の面積が 100 ヘクタール以上の工業団地開発事業

viii その他地域の特性に応じ、公害の防止、自然環境の保全等環境保全について特に留意すべき事業

イ 評価項目

i 大気汚染、水質汚濁、騒音等人の健康又は生活環境に係る項目

ii 地形、植物等の自然環境に係る項目

iii 自然景観に係る項目

iv (必要に応じて)文化財等に係る項目

ウ 実施時期

i 高速自動車国道	整備計画策定のとき
ii 多目的ダム	基本計画策定のとき(水資源開発公団事業は事業実施方針策定のとき)
iii 都市計画に係る事業	都市計画決定のとき
iv その他の事業	これらに準じて別に定めるとき

エ 都市計画決定を伴う場合の手続き

i 環境影響評価実施主体(公共事業主体である地方建設局及び公団)は、環境影響評価を行ったときは、その結果を記載した書類(環境影響評価報告書)を知事・指定市長に提出

ii 提出された環境影響評価報告書を基に都市計画決定における参考図書として環境影響評価参考図書を作成、都市計画審議会の審議に供する

iii 建設大臣認可を要する都市計画決定手続きにおいては、環境影響評価参考図書等を添付する

(3) 都市計画を定めるに際しての環境への影響の配慮に関する当面の取扱いについて

(1982(昭和 57)年 11 月 22 日 建設省都計発第 84 号 建設省都市局長通達)[4]

① 背景

都市施設等に関する都市計画は、都市の健全な発展と秩序ある整備を図ることを目的として、従来より良好な都市環境を保持するように定められてきたが、近時、都市環境の重要性が強く認識され、環境への影響に対する判断を都市計画においても明確にする必要性が高まってきたとして、1982(昭和 57)年 11 月 22 日に建設省都市局長通達「都市計画を定めるに際しての環境への影響の配慮に関する当面の取扱いについて」が発せられ、都市施設等に関する都市計画を定めるに当たって、環境への一層の配慮を行うこととし、その取扱いが明らかにされた。

[4] 「都市計画を定めるに際しての環境への影響の配慮に関する当面の取扱いについて」(昭和 57 年 11 月 22 日建設省都計発第 84 号 建設省都市局長通達)

② 内容

前述のように、これまでは事業者が環境影響評価参考図書を作成して都市計画決定権者に送付し、都市計画決定権者はこれを都市計画手続き上の参考図書として取り扱うこととしていたが、本通達により、計画書に附記するものとされている「都市計画を定めた理由」の中に、事業の実施が環境に与える影響に関し都市計画を定める上で支障がないと判断した理由を併せて附記しても差し支えないとされ、附記する場合の取扱いが定められた。その概要は以下のとおりである。

i 当該都市計画を定めるもの(以下「都市計画決定権者」という)は、当分の間、当該都市計画に係る事業の実施が環境に与える影響について、調査、予測及び評価(環境保全上必要と考えられる措置の検討を含む。以下「調査等」という)を行うこと。

ii 都市計画決定権者は、調査等を行う時点において当該都市計画に係る事業を実施することとなる者が明らかな場合にあっては、調査等を行うに当たって、当該事業予定者に対し、資料の提供その他の必要な協力を求めることができる。

iii 都道府県知事又は建設大臣が都市計画決定権者である場合には、関係市町村と密接な連絡・協力の下に行うべきものであること。

iv 都市計画決定権者は、調査の結果を踏まえ、都市計画上の総合的な判断を行った上で、次に掲げる事項の概要を当該都市計画を定めた理由として計画書中に表示すること。

- 調査の結果
- 当該事業が環境に与える影響の内容及び程度
- 当該事業の実施に伴い講ずべき環境保全のための措置
- 当該事業の実施による影響の評価

なお、実施に際しての実務的な指針等は、従来の技術指針等を踏襲することとしている。

(4) 環境影響評価実施要綱(閣議決定要綱)(1984(昭和 59)年 8 月 28 日閣議決定)[5]

① 背景と経緯等

国による環境影響評価法の制定が進まない中、1973(昭和 48)年には福岡県が要綱をもって、さらに 1976(昭和 51)年には川崎市が条例をもって環境影響評価の制度化を行ったことを皮切りに、地方公共団体による条例や要綱による環境影響評価の制度化が続いた。名古屋市においても「名古屋市環境影響評価指導要綱」(昭和 54 年名古屋市告示第 47 号)を 1979(昭和 54)年 4 月 1 日から施行した。

国においては、環境影響評価法案が 1981(昭和 56)年 4 月 28 日に国会に提出されたが、衆議院解散に伴って 1983(昭和 58)年 11 月 28 日審議未了により廃案となった。これを受けて、「当面の事態に対応するため行政ベースで実効ある措置を早急に講ずるべく」[6] 同法案の内容を基本として 1984(昭和 59)年 8 月 28 日に「環境影響評価の実施について」が閣議決定され(以下「閣議決定要綱」という)、国がかかわる大規模事業について、事業主務官庁が事業者に対して行政指導により実施することとした。

[5] 「環境影響評価の実施について」(昭和 59 年 8 月 28 日閣議決定)
[6] 環境庁企画調整局「日本の環境アセスメント 平成 3 年版」(ぎょうせい 1991.12 p. 2)

この中では、前文第四において、地方公共団体が環境影響評価を実施する場合には、閣議決定の趣旨の尊重と整合に配慮するよう要請する旨を定めている。また、国による環境影響評価の実施は、対象事業ごとに技術指針が定められてから行うこととされた。

② 内容

ア 対象事業

環境影響評価の対象となる事業を「当面の措置方針」と比較すると、**表 7.2.1** のとおりである。

表 7.2.1 対象事業の比較(当面の措置方針と閣議決定要綱)

	事業の種類	当面の措置方針	閣議決定要綱
1 道路の建設	〈高速自動車国道〉	すべて	すべて
	〈高速自動車国道の改築〉		同上
	〈指定都市高速道路等〉	4車線以上の自動車専用道路	4車線以上の指定都市高速道路等
	〈指定都市高速道路等の改築〉	4車線以上の自動車専用道路	4車線以上の指定都市高速道路等
	〈一般国道〉	4車線以上かつ10キロメートル以上	4車線以上かつ10キロメートル以上
2 ダムの新築等河川工事		湛水面積200ha以上のダムの新設 土地改変面積100ha以上の湖沼開発及び放水路の新設	湛水面積200ha以上のダムの新設 土地改変面積100ha以上の湖沼開発及び放水路の新設
3 鉄道の建設			新幹線鉄道
4 飛行場の建設			滑走路2,500m以上のもの
5 埋立及び干拓			埋立区域面積50ha超の公有水面の埋立て及び干拓
	〈廃棄物最終処分場〉		面積30ha以上
6 土地区画整理事業			施行区域面積100ha以上
7 新住宅市街地開発事業			施行区域面積100ha以上
8 工業団地造成事業		施行区域面積100ha以上	施行区域面積100ha以上
9 新都市基盤整備事業			施行区域面積100ha以上
10 流通業務団地造成事業			施行区域面積100ha以上
11 土地の造成 宅地開発事業		施行区域面積300ha以上	施行区域面積100ha以上
12 以上に準ずる事業			

注:閣議決定要綱では対象事業を決めているのみで事業規模は主務大臣が環境庁長官に協議して定めるとされている。ここでは比較のため「建設省所管事業に係る環境影響評価実施要綱」(後述)による規模を記載した。

「当面の措置方針」は建設省所管事業に限定していることから、閣議決定要綱が対象とする鉄道等他省庁所管事業については対象外である。

建設省所管事業の中で変更があるのは、次の点である。

ⅰ 「道路の建設」中、当面の措置方針で「4 車線以上の自動車専用道路」であった内容は、閣議決定要綱では「4 車線以上の首都高速道路・阪神高速道路・指定都市高速道路」のいわゆる都市高速道路となった。

ⅱ 当面の措置方針で「施行区域面積 300ha 以上の宅地開発事業」と一括されていた事業は、閣議決定要綱では土地区画整理事業など事業種類が特定され、かついずれも施行区域面積 100ha 以上と対象を拡大した。

イ 手続き

閣議決定要綱による環境影響評価の手続きを**図 7.2.1** に示す。

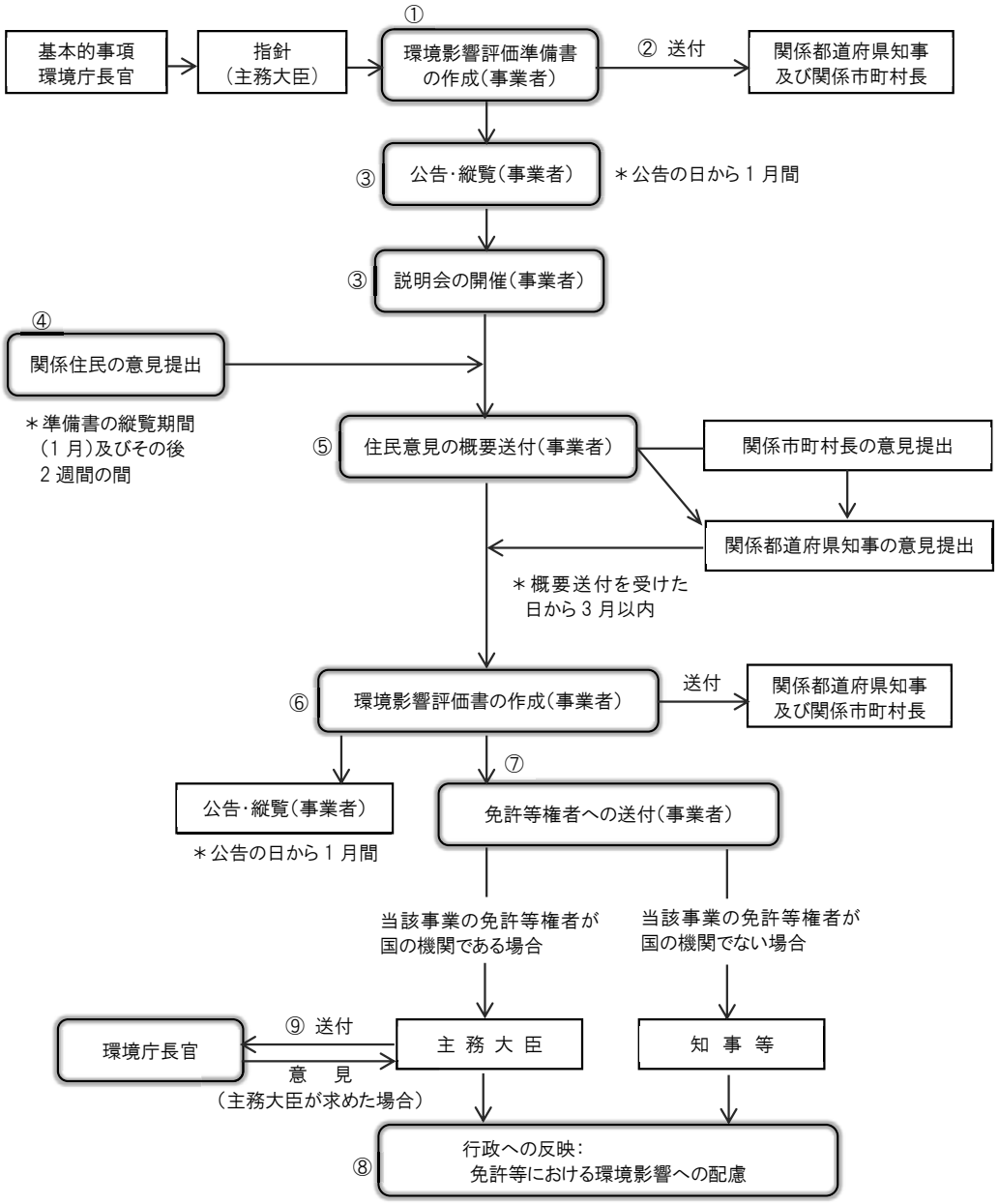

出典:環境庁環境影響評価研究会「逐条解説 環境影響評価法」(p.5 ぎょうせい 1999.5)

図 7.2.1 閣議決定要綱による手続きの流れ

③ 建設省所管事業の扱い

建設省所管事業については、1985(昭和60)年4月1日に建設事務次官通達が発せられ、「建設省所管事業に係る環境影響評価実施要綱」において対象事業と評価主体(事業者)が特定された。[7]

[7] 「建設省所管事業に係る環境影響評価の実施について」(1985(昭和60)年4月1日建設省経環発第10号 建設事務次官通達)

次いで、1985（昭和 60）年 6 月 6 日に建設省都市局長通達[8] が発せられ、都市計画決定対象の都市施設または市街地開発事業であって閣議決定環境影響評価対象事業については、都市計画決定手続きにおいて事業者ではなく都市計画決定権者が行うこととした。これが、発せられた日付にちなみ呼ばれる、いわゆる「6･6 通達」である（以下「6･6 通達」という）。

6･6 通達では、都市計画決定権者は環境影響評価準備書を作成すること、都市計画の案を公衆の縦覧に供する場合には環境影響評価準備書を添付すること、都市計画決定権者が都道府県知事である場合にあっては、知事は都市計画の案を都市計画地方審議会に付議するに際し、環境影響評価書を添付するとともにその説明を行うことなどが定められた。

このように、本来事業者が実施することになっている環境影響評価を、都市計画決定手続きにおいて都市計画決定権者が行う手続きは、元々、廃案となった環境影響評価法案段階で、関係省庁担当局長会議の場で主として環境庁と建設省が協議調整した結果に基づくものであり、その経過や意図するところについては弓削田論文や丸田論文に詳しい。[9]

特に、丸田論文における「都市計画を定める知事等が、事業者の協力を得てアセスメント及びアセスメント手続きを実施する主体とならなければならない理由」と題する一節に建設省の見解が如実に表現されていることから、以下に引用しておく。

> ① 現行都市計画法において、都市計画決定を行う際には相当程度の環境面への配慮が制度化されており（都計法 3 条 2 項、13 条 1 項、2 旬（原文のまま）項）、既に行われていること。
> ② 対象事業についての都市計画の案と準備書、その都市計画と評価書とは、同一の対象事業について表示（観点）を変えたものにすぎないので、それぞれが独自には存立できないものである。従って、別々の主体によって両者が作成され、別々の主体によって両者の手続きが行われるのは不合理であり、同一の主体（最終的な法律上の責任を有する都市計画決定権者）が両者の作成と両者の手続を行うことがベストである。
> ③ 都市計画の手法を用いない対象事業について事業者がアセスメント及びアセスメント手続を行いその結果を事業計画に反映させるのと全く同様に、都市計画決定する対象事業についてのアセスメント及びアセスメント手続もその結果を対象事業の都市計画（いわば事業計画）により良く反映しうる主体（都市計画決定権者）が行うべきである。
> ④ 都市計画決定手続開始前に事業者がアセスメント及びアセスメント手続を行うこととするならば、事実上都市計画の案を事業者が作成することとなり、このことはひいては都市計画決定手続を事業者申請方式に変えたことと同じ効果を生ずる。その結果、都市計画における公的主導力は低下し、都市計画の先見性、総合性が失われることとなるが、かかる事態は何としても防がねばならない。

[8] 「都市計画における環境影響評価の実施について」（1985（昭和 60）年 6 月 6 日建設省都計発第 34 号 建設省都市局長通達）

[9] 弓削田靖彦「建設行政と環境問題」（「新都市」 Vol. 34, No. 11 1980.11）
丸田哲司「アセス立法余話」（「新都市」 Vol. 35, No. 8 1981.8）

④ 技術指針

閣議決定に基づく環境影響評価は、建設省事務次官通達[10] によって対象事業ごとに技術指針の通達の日から起算して六月を経過した日から施行するとされたことから、建設省所管事業の道路事業や土地区画整理事業などの技術指針が定められ[11]、現状調査項目の選定や予測・評価方法など、環境影響評価が科学的かつ適正に行われるために必要な技術的事項について定められた。

1985(昭和60)年9月26日に定められた道路事業の技術指針では、現状調査を行う環境要素として公害の防止に係るもの5項目(大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、地盤沈下)、自然環境の保全に係るもの4項目(地形・地質、植物、動物、景観)の中から設定するとしており、予測および評価を行う環境要素についての設定基準を示している(**表 7.2.2**)。

表 7.2.2 予測及び評価を行う環境要素の設定基準(道路事業)

環境要素	設定基準
1. 大気汚染	計画路線周辺に住居等がある場合
2. 水質汚濁	サービスエリア、パーキングエリア等の汚水を公共用水域に排水する場合又は工事を実施する場合で、大きな汚濁負荷を与えるおそれがある場合
3. 騒音	大気汚染に同じ
4. 振動	軟弱地盤地帯を通る区間で計画路線周辺に住居等がある場合
5. 地盤沈下	軟弱地盤地帯において地盤沈下により周辺の住居等に有害な影響を与えるおそれがある場合
6. 地形・地質	現状調査の結果、学術的価値の高いもの、天然記念物等の分布する地域を通る場合
7. 植物	地形・地質に同じ
8. 動物	地形・地質に同じ
9. 景観	自然公園法等の法令により指定された地域その他の地域で良好な自然景観を有している地域又は自然環境の保全上特に必要な野外レクリレーション地を通る場合

(5) 環境影響評価法[12]

① 背景・経緯等

環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めた「環境基本法」(1993(平成5)年法律第91号)の第20条に環境影響評価の推進に係る条文が盛り込まれた。

環境庁は1994(平成6)年7月に環境影響評価制度総合研究会を設置し、1996(平成8)年6月3日に「環境影響評価制度の現状と課題について」という報告書をとりまとめた。

[10] 前掲7「建設省所管事業に係る環境影響評価の実施について」(1985(昭和60)年4月1日建設省経環発第10号 建設事務次官通達)

[11] 「建設省所管ダム、放水路及び道路事業環境影響評価技術指針について」(1985(昭和60)年9月26日建設省技調発第516号 建設事務次官通達)
「建設省所管土地区画整理事業等環境影響評価技術指針について」(1987(昭和62)年3月31日建設省技調発第164号 建設事務次官通達)など

[12] 藤澤理樹「環境影響評価法の概要」(「道路」 SN. 678 1997.8)
稲川武宣「環境影響評価法の制定」(「時の法令」 SN. 1564 1998.2.28)
環境庁環境影響評価研究会「逐条解説 環境影響評価法」(ぎょうせい 1999.5 pp. 1-45)

1996(平成8)年6月28日には、中央環境審議会に対して、「今後の環境影響評価制度の在り方について」諮問がなされ、同審議会は1997(平成9)年2月10日に法制化に向けた答申を公表した。

同答申に基づき、政府部内での調整を行ったうえで環境影響評価法(案)が閣議決定され、国会審議を経て衆参両院で附帯決議を付けて議決され、「環境影響評価法」(1997(平成9)年法律第81号)として1997(平成9)年6月13日に公布、同年12月12日より段階的に施行となり、1999(平成11)年6月12日から全面施行となった。

環境影響評価法制定の意義は、「既存の閣議決定要綱等の環境影響評価制度においては、行政指導であることに伴い、許認可への反映や国と地方の制度の調整などの面で不透明な点や混乱が生じていた」[13] ことを法制化によって改善したことにある。

なお、同法第7章第1節(第39条～第46条)により、環境影響評価法施行下にあっても、6・6通達と同様に都市計画決定権者が事業者に代わって環境影響評価を実施する手続きが踏襲されている。

② 内容[14]

ア 手続き

手続きの流れを**図 7.2.2** に示す。

本法において、スクリーニングおよびスコーピングと通称される手続きが導入された。

イ 新規制度

ⅰ スクリーニング

必ず環境影響評価を実施しなければならない一定規模以上の事業(第一種事業)のほかに第一種事業に準ずる規模を有する事業(第二種事業)を定め(**表 7.2.3** 参照)、個別の事業や地域の違いを踏まえ、環境影響評価実施の必要性を個別に判定する仕組み(スクリーニング)を導入した。

ⅱ スコーピング

「スコーピングとは事業者が実際の調査、予測、評価を開始する前に、事業の概要と実施しようとする環境影響評価の内容を公開し、それについて住民・専門家・行政等の外部の意見を聴取することによって、環境影響評価の内容を絞り込む手続きである」[15] とされ、準備書以前の方法書の段階導入という形で具体化された。

ウ 都市計画特例等[16]

ⅰ 都市計画特例(法第39条～第46条)

6・6通達において対象事業のうち都市計画決定を要する事業については、環境影響評価を事業者に代わって都市計画決定権者が実施することとなっていたように、環境影響評価法においてもその趣旨を踏まえて同様の内容を同法第7章第1節(第39条～第46条)において規定している。

図 7.2.3 に都市計画特例に従って環境影響評価を行う場合の手続きの例を示す。

[13] 前掲12 環境庁環境影響評価研究会「逐条解説 環境影響評価法」(ぎょうせい 1999.5 p. 24)
[14] 「環境影響評価法の施行について」(1998(平成10)年1月23日環企評第19号 環境事務次官通達)
[15] 前掲12 環境庁環境影響評価研究会「逐条解説 環境影響評価法」(ぎょうせい 1999.5 p. 25)
[16] 望月明彦「都市計画における環境影響評価について」(「新都市」 Vol. 53, No. 9 1999.9)

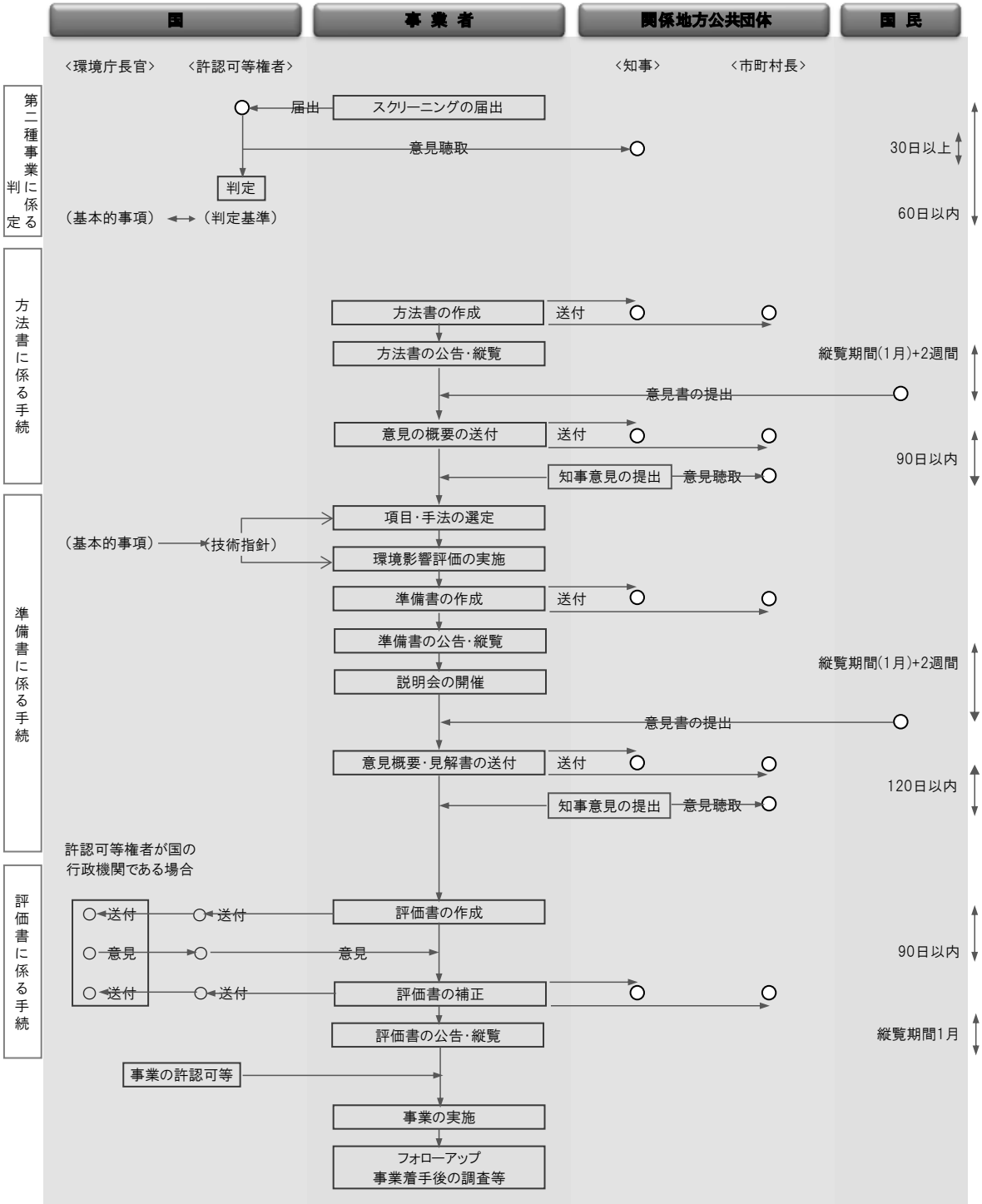

出典：環境庁環境影響評価研究会「逐条解説　環境影響評価法」(p.38　ぎょうせい　1999.5)

図 7.2.2　環境影響評価法による手続きの流れ

表 7.2.3　第一種事業および第二種事業

	第一種事業	第二種事業
1　道路（＊大規模林道を新規追加。）		
高速自動車国道	すべて	―
首都高速道路等	4車線以上	―
一般国道	4車線以上・10km以上	4車線以上・7.5km以上10km未満
大規模林道	2車線以上・20km以上	2車線以上・15km以上20km未満
2　河川（＊二級河川に係るダム、建設省所管以外の堰（上下水道用水堰、工業用水堰、かんがい用水堰）を新規追加。ダムの規模要件を閣議決定要綱の200haから100haに引下げ。）		
ダム	貯水面積100ha以上	貯水面積75ha以上100ha未満
堰	湛水面積100ha以上	湛水面積75ha以上100ha未満
湖沼水位調節施設	改変面積100ha以上	改変面積75ha以上100ha未満
放水路	改変面積100ha以上	改変面積75ha以上100ha未満
3　鉄道（＊普通鉄道、軌道（普通鉄道相当）を新規追加。）		
新幹線鉄道（新幹線鉄道規格新線を含む）	すべて	―
普通鉄道	10km以上	7.5km以上10km未満
軌道（普通鉄道相当）	10km以上	7.5km以上10km未満
4　飛行場	滑走路長2,500m以上	滑走路長1,875m以上2,500m未満
5　発電所（＊新規追加。）		
水力発電所	出力3万kW以上	出力2.25万kW以上3万kW未満
火力発電所（地熱以外）	出力15万kW以上	出力11.25万kW以上15万kW未満
火力発電所（地熱）	出力1万kW以上	出力7,500kW以上1万kW未満
原子力発電所	すべて	―
6　廃棄物最終処分場	30ha以上	25ha以上30ha未満
7　公有水面の埋立て及び干拓	50ha超	40ha以上50ha以下
8　土地区画整理事業	100ha以上	75ha以上100ha未満
9　新住宅市街地開発事業	100ha以上	75ha以上100ha未満
10 工業団地造成事業	100ha以上	75ha以上100ha未満
11 新都市基盤整備事業	100ha以上	75ha以上100ha未満
12 流通業務団地造成事業	100ha以上	75ha以上100ha未満
13 宅地の造成の事業（「宅地」には、住宅地、工業用地が含まれる。）		
環境事業団	100ha以上	75ha以上100ha未満
住宅・都市整備公団	100ha以上	75ha以上100ha未満
地域振興整備公団	100ha以上	75ha以上100ha未満
○　港湾計画	埋立・掘込み面積300ha以上	

＊ 閣議決定要綱からの主要変更点

出典：環境庁環境影響評価研究会「逐条解説　環境影響評価法」（p. 32　ぎょうせい　1999.5）

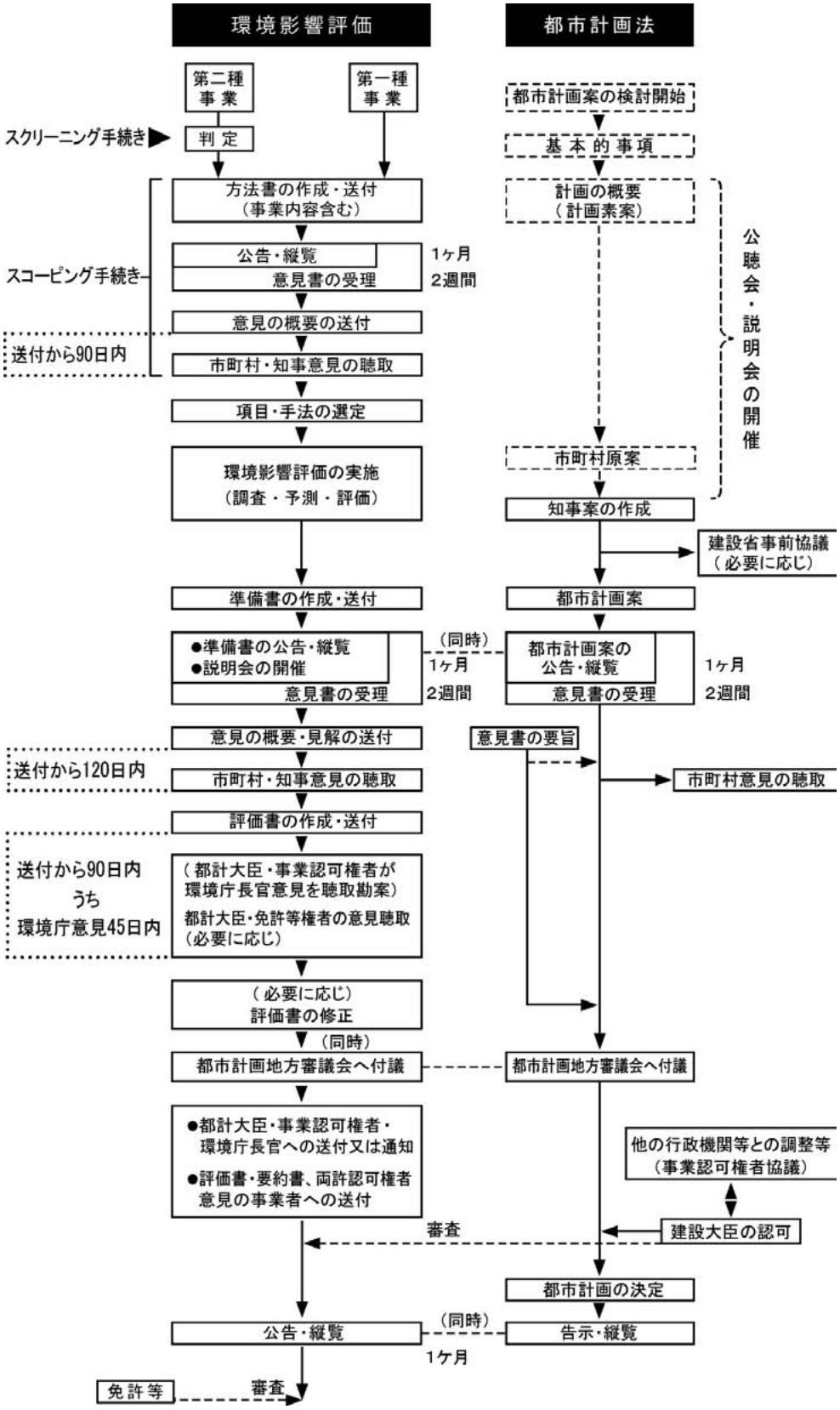

出典：望月明彦「都市計画における環境影響評価について」（「新都市」 Vol. 53, No. 9　1999.9）

図 7.2.3　都市計画決定手続きにあわせて都市計画決定権者が実施する場合の手続き（知事決定）

ⅱ その他の特例

大規模な埋立て等にかかる港湾計画の決定・変更についての手続きを規定した。

発電所は従来の閣議決定要綱では対象外であったが、環境影響評価法においては、発電所を対象とするとともに電気事業法を改正し、手続きの各段階で国が関与する特例を設けた。

なお、環境影響評価法は同法附則第7条で、施行後10年を経過した場合に法律施行の状況に検討を加え、必要な措置を講ずるとされていたことから、2009(平成21)年7月開催の中央環境審議会総合政策部会において環境影響評価制度専門委員会が設置されることとなった。同年 8 月には環境大臣より「今後の環境影響評価制度の在り方について」諮問がなされ、同専門委員会において調査・検討がなされた。その結果、翌年 2 月に中央環境審議会答申を得て法改正がなされ、2011(平成 23)年 4 月に計画段階配慮書手続(配慮書手続)や環境保全措置等の結果の報告・公表手続(報告書手続)などを盛り込んだ「環境影響評価法の一部を改正する法律」(平成 23 年法律第 27 号)が成立し、その一部は翌年 4 月に施行され、2013(平成 25)年 4 月には全面施行された。主な改正事項[17] は以下のとおりである。

2012 年(平成 24 年)4 月 1 日施行
- 交付金事業を対象事業に追加
- 方法書段階における説明会の開催の義務化
- 事業者により作成される図書(環境アセスメント図書)のインターネットによる公表の義務化
- 評価項目等の選定段階において、主務大臣から意見を求められた場合に環境大臣が意見を述べる手続きを規定
- 政令で定める市から事業者への直接の意見提出(一の市の区域内に限られる場合)
- 都道府県知事等が免許等を行う者等である場合に環境大臣に助言を求める手続きを規定

2013 年(平成 25 年)4 月 1 日施行
- 計画段階環境配慮書手続(配慮書手続)の創設
- 環境保全措置等の結果の報告・公表手続(報告書手続)の創設

2 名古屋市における環境影響評価制度

(1) 名古屋市環境影響評価指導要綱

① 背景・経緯等[18]

福岡県や川崎市で環境影響評価の制度化が進められる中、名古屋市にあっても、危機的な状況を呈していた公害の克服に一応のめどが立ち始めた昭和 50 年代に入り、公害対策本来の目標である未然防止を積極的に進める必要があった。

1976(昭和 51)年 11 月には、名古屋市公害対策審議会に対して「環境アセスメント制度のあり方について」

[17] 「環境アセスメント制度のあらまし」(環境省総合環境政策局環境影響評価課 2012.2 p. 3)を元に一部加筆 https://www.env.go.jp/policy/assess/1-3outline/img/panph_j.pdf(2016/01/26 閲覧)

[18] 名古屋市公害対策局環境影響評価室「環境の保全をめざして ―環境アセスメント 10 年の歩み―」(名古屋市公害対策局 1990.3 pp. 1-8)

を諮問し、同審議会から1978(昭和53)年4月14日に「環境アセスメント制度の骨子について」として答申がなされた。

上記答申内容をもとにして、先行自治体の制度内容等も参考としながら制度設計を行った結果、強制力を有する条例ではなく行政指導による要綱の形式を採用することとし、1979(昭和54)年2月5日に「名古屋市環境影響評価指導要綱」(1979(昭和54)年名古屋市告示第47号)(以下「市指導要綱」という)を制定し、同年4月1日から施行となった。

条例ではなく要綱の形式を採用した理由については、次のように記載されている。[19]

「制度の形式としては、事業者に義務を課し、住民に意見提出等の機会を付与するという権利、義務の観点からは『条例』が望ましいことはいうまでもないことであるが、当時、環境庁においても法案作成を検討しており、また、愛知県でも同県公害対策審議会に諮問するなど、国や県の制度化によってはそれらとの整合を図る必要がでてくること、さらには予測、評価といった技術面においてもまだ科学的に十分解明されていない部分を含んでいることなどから、当面、要綱の形式で制度化することとした」

その後、国における環境影響評価実施要綱が1984(昭和59)年8月28日に閣議決定され、続いて同要綱に基づいて、建設省をはじめとする各省庁の実施細目に関する各種通達が発せられた。

これを受けて名古屋市は、1985(昭和60)年8月30日名古屋市告示第314号をもって市指導要綱を改正し、同年10月1日から施行した。

この改正の主な内容は、要綱第 27(国等の特例)に関する内容であり、これまで国等が行う指定事業(環境影響評価対象事業)について、国等との協議規定を置いていたことに加えて、通達などによって国の制度を適用すべき指定事業(適用することができる事業を含む)について、市長と当該指定事業を行おうとする者との間の協議を新たに規定したものである。

② 内容

ア 手続き

手続きの流れを**図 7.2.4** に示す。

イ 指定事業

市指導要綱の対象となる指定事業として、道路の建設はじめ14の事業が定められている。

以下に、その中から主なものを例示する。

ⅰ 道路の建設 :道路の新設又は拡幅(自動車専用道路以外の道路にあっては、新設又は拡幅後の車線数が4以上であり、かつ、当該新設又は拡幅に係る区間の延長が1キロメートル以上のものに限る。)

ⅱ 鉄道の建設 :鉄道の新設又は改良(線路の増設及び道路との連続立体交差化に係る改良に限る。)

ⅲ 終末処理場の建設 :下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第6号に規定する終末処理場

ⅳ 大規模建築物の新設 :建築基準法第2条第1号に規定する建築物で、延べ面積が3万平方メートル以上で高さが60メートル以上のもの

[19] 前掲 18 名古屋市公害対策局環境影響評価室「環境の保全をめざして —環境アセスメント10年の歩み—」(名古屋市公害対策局 1990.3 pp. 3-4)

v　土地区画整理事業　:土地区画整理法第 2 条第 1 項に規定する土地区画整理事業又は大都市地域における住宅地等の供給の促進に関する特別措置法*　第 10 条に規定する特定土地区画整理事業で、施行地区の面積が 50 ヘクタール以上のもの

* 同法は平成 2 年法律第 62 号により、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法と題名改正されている。

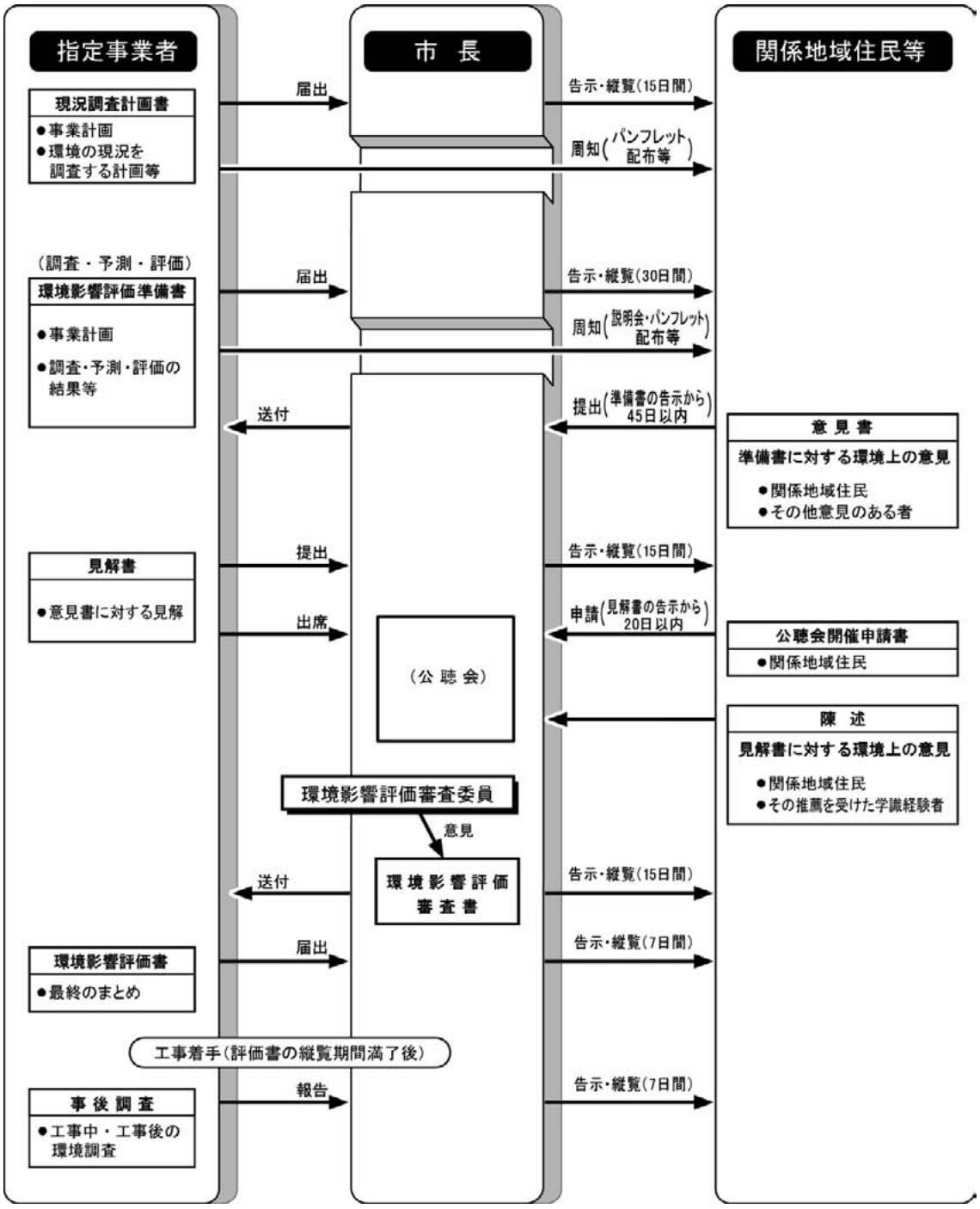

出典:「環境影響評価　環境悪化を未然に防止するために」リーフレット(名古屋市公害対策局)を参考に作成

図 7.2.4　名古屋市環境影響評価指導要綱による手続きの流れ

ウ 特徴

ⅰ 環境影響評価準備書に先んじて現況調査計画書のステップを設けている。

ⅱ 環境影響評価書の届出の後に事後調査の規定を設け、結果の報告を求めている。

ⅲ 指定事業の実施による環境への影響を予測し評価するために、事業の種類および規模に応じて、環境に影響を及ぼすおそれのある行為を抽出し、工事中および施設の供用時に分けて明らかにすることとしている。

ⅳ 環境項目には、公害に係る項目をはじめ自然的、社会的および文化的環境に係る項目を含むものとし、その選定にあたっては、環境に影響を及ぼす行為、地域社会の特徴、土地利用の状況、その他地域環境の特性を考慮して以下の項目から選ぶものとしている。

- 健康・生活環境 :大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、地盤、土壌汚染
- 自然的環境 :緑地、植物、動物
- 社会的環境 :日照、電波、風害、廃棄物、景観、地域分断、安全性
- 文化的環境 :文化財

ⅴ **図 7.2.4** において括弧書きで示された公聴会は、「市長は、見解書について意見を有する関係地域住民から申請があったときは、見解書について公聴会を開くもの」とされるほか、市長が「特に必要があると認めたとき」に「公聴会を開くことができる」ものとされている。また、「指定事業者又はその代理人は、公聴会に出席するもの」、「公聴会において陳述された意見に対する見解を述べることができる」とされている(要綱第 13)。

エ 名古屋市環境影響評価審査委員

要綱第 14 に環境影響評価審査書の規定があり、市長は環境影響評価準備書の内容について環境保全の見地から審査した結果に基づいて環境影響評価審査書を作成することとしているほか、市長は同審査書を作成するにあたって、あらかじめ名古屋市環境影響評価審査委員(以下「審査委員」という)の意見を聴くこととしている。

また、要綱第 23 に審査委員を規定しており、「委員及び特別委員に区分し、環境影響評価に係る専門の分野における学識経験者のうちから市長がそれぞれ選任するもの」とされ、委員は20人以内で任期は2年、特別委員は「特に専門的事項を調査する必要がある場合において、調査事項を明記して選任するものと」し、「調査が終了したときに解任されるもの」とされている。

(2) 名古屋市環境影響評価条例

① 背景・経緯等

国において環境影響評価の法制化に向けての取組みが推進され、1993(平成5)年11月に成立した環境基本法に環境影響評価の推進に係る条文が盛り込まれたほか、1996(平成 8)年から翌年にかけて、国の中央環境審議会における環境影響評価制度の在り方に関する審議が進行していた。

一方、名古屋市では 1996(平成 8)年 3 月 22 日に「名古屋市環境基本条例」(条例第 6 号)を公布、同年 4 月 1 日に施行したが、同法第 10 条において「環境影響評価の推進」をうたった。

国では、環境影響評価法が 1997(平成 9)年 6 月 13 日に公布され、環境影響評価に関する統一的なルールが示された。

これを受けて名古屋市長は、1997(平成 9)年 9 月 18 日に名古屋市環境審議会に対して「名古屋市における今後の環境影響評価制度のあり方について」を諮問し、1998(平成 10)年 7 月 30 日に答申を得た。同答申を基にして、環境影響評価の手続きを充実し、環境への配慮がより適切に行われるようにするため「名古屋市環境影響評価条例」(平成 10 年名古屋市条例第 40 号)(以下「市条例」という)を 1998(平成 10)年 12 月 22 日に公布し、環境影響評価法の本格施行と同日の 1999(平成 11)年 6 月 12 日より全面施行した。

② 内容

ア 手続き

手続きの流れを**図 7.2.5** に示す。

イ 対象事業

市条例の対象となる事業は、別表に定める事業のうち規則で定めるものとされているが、但し書きで環境影響評価法第 2 条第 4 項に規定する対象事業を除くものとされた。

具体的な例を以下に示す。

ⅰ 道路の建設 :一般国道では、4 車線以上、かつ、延長 1 キロメートル以上 10 キロメートル未満(第二種事業で法による環境影響評価対象となった場合は、7.5 キロメートル未満)
その他の道路(県市道)では、4 車線以上、かつ、延長 1 キロメートル以上

ⅱ 鉄道又は軌道の建設 :新設の場合は、延長 10 キロメートル未満(第二種事業で法による環境影響評価対象となった場合は、7.5 キロメートル未満)
施設の改良では、本線路の増設(一の停車場に係るものを除く。)又は道路との連続立体交差化事業で延長 10 キロメートル未満(第二種事業で法による環境影響評価対象となった場合は、7.5 キロメートル未満)

ⅲ 下水道終末処理場の建設 :新設はすべて、増築又は改築の場合は敷地面積が 3 ヘクタール以上増加するもの

ⅳ 大規模建築物の建築 :建築基準法第 2 条第 1 号に規定する建築物の新築は高さが 100 メートル以上であるものであり、かつ、延べ面積が 50,000 平方メートル以上であるもの
高さが 100 メートル以上の建築物の増築又は改築は、増築又は改築に係る延べ面積が 50,000 平方メートル以上であるもの

ⅴ 土地区画整理事業 :土地区画整理法第 2 条第 1 項に規定する土地区画整理事業又は大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第 10 条に規定する特定土地区画整理事業で、施行地区の面積が 50 ヘクタール以上、100 ヘクタール未満(第二種事業で法による環境影響評価対象となった場合は、75 ヘクタール未満)

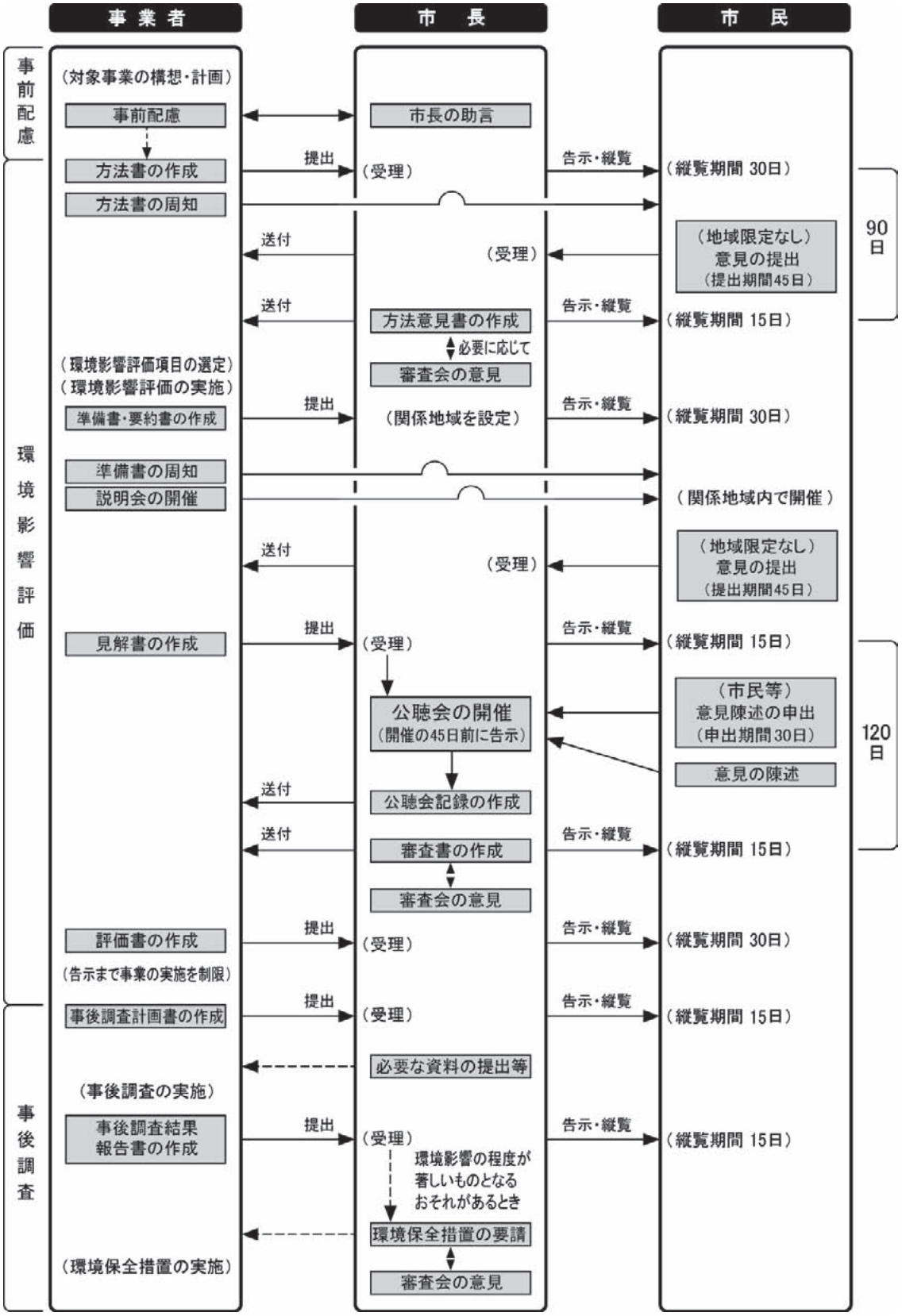

出典:「名古屋市環境影響評価条例関係規定集」(平成 12 年 4 月名古屋市環境局環境影響評価室編 p. 83 を参考に編集)

図 7.2.5　名古屋市環境影響評価条例による手続の流れ

ウ 事前配慮指針

条例第 6 条に規定する「事前配慮指針」(1999(平成 11)年 3 月 30 日名古屋市告示第 126 号)は、事業者が対象事業に係る計画を策定するに当たって環境保全の見地から事前に配慮すべき事項等について市長が定めるものであり、事業者は、この指針に基づき、あらかじめ生活環境及び自然環境等の保全に関して自らが配慮することにより、環境の保全について適正に配慮された事業計画を策定するものとされた。

また、事前に配慮すべき事項は、次のカテゴリーによる。

ⅰ 事業計画地の立地及び土地利用に際しての配慮

ⅱ 建設作業時を想定した配慮

ⅲ 施設の存在・供用時を想定した配慮

※ 本指針は 2001(平成 13)年 11 月 2 日に名古屋市告示第 385 号にて改正されている。

エ 公聴会

市長は、見解書の提出を受けたときは、「見解書について環境の保全の見地からの意見を聴くため」、「速やかに、公聴会を開催するもの」とされた。ただし、準備書に対する意見の提出がないとき、公聴会における意見の陳述の申出がないとき、その他市長が公聴会を開催する必要がないと認めるときは、開催されない(条例第 21 条)。

市指導要綱第 13 第 5 項では、「指定事業者又はその代理人は、公聴会に出席するもの」とし、また、「公聴会において陳述された意見に対する見解を述べることができる」とされていたが、市条例第 21 条第 5 項では「事業者又はその代理人は、公聴会に出席し、当該公聴会において陳述された意見についての見解を述べることができる」とされ、また、同条第 7 項において、公聴会が開催された場合、市長が「公聴会の結果を記載した書類を作成し、事業者に送付する」ことと規定された。なお、「事業者又はその代理人が公聴会に出席し、陳述された意見について見解を述べる場合は、あらかじめ、市長にその旨を申し出るもの」とされている(「名古屋市環境影響評価条例施行細則」(平成 11 年名古屋市規則第 26 号)(以下「市条例施行細則」という)第 20 条)。

オ 名古屋市環境影響評価審査会

市長が方法書についての意見を記載した書類を作成する場合には必要に応じて(第 13 条)、環境影響評価審査書を作成する場合(第 22 条)、事後調査に係る市長の措置として事業者に対して必要な措置を講ずるように求める場合(第 30 条)にはあらかじめ、名古屋市環境影響評価審査会(以下「審査会」という)の意見を聴くこととしている。

審査会の規定は第 9 章(第 36 条～第 41 条)にあり、市長の附属機関として審査会を置き、委員と特別委員をもって組織すること、委員は 20 人以内で学識経験者のうちから市長が委嘱するものとされ、その任期は 2 年で再任されることができること、特別委員は特別の事項を調査審議するため必要がある場合に調査審議事項を明記して市長が委嘱し、その調査審議が終了したときに解嘱されることなどが定められている。

カ 都市計画に定められる対象事業に関する特例

市条例では第 33 条で、「環境影響評価その他の手続については、規則で定める」とした。市条例施行細則では、その第 8 章において、都市計画に定められる対象事業に関する手続の特例(第 35 条)や事業者の協力等(第 38 条)などが定められており、都市計画に係る手続との調整(第 39 条)では、環境影響評価と都市計画

の手続きが円滑に行われるよう、「当該事業者及び都市計画決定権者と必要な事項について協議し、調整するものとする」としている。

なお、2011(平成23)年4月に環境影響評価法の一部が改正されたことおよび市条例の施行状況を踏まえ、2012(平成 24)年 10 月に市条例の一部が改正され、2013(平成 25)年 4 月 1 日に全面施行された(平成 24 年条例第 61 号)。改正後の市条例では、新たに計画段階配慮の手続き等(第 3 章)が導入された。

3 愛知県における環境影響評価制度

(1) 愛知県環境影響評価要綱

国の環境影響評価実施要綱が 1984(昭和 59)年 8 月 28 日に閣議決定され、建設省から 1985(昭和 60)年 9 月 26 日に道路等に関する技術指針が通知された。[20]

同技術指針は 1986(昭和 61)年 3 月 26 日に施行されることとなっていたこともあり、愛知県では「愛知県環境影響評価要綱」(1986(昭和 61)年愛知県告示第 360 号)(以下「県要綱」という)を同年 3 月 31 日に告示して一部を 4 月 1 日から施行し、同年 10 月 1 日からすべての内容を施行した。

県要綱では、国等が事業者となる場合などの特例が以下のように定められた。

- 国等が事業者となる場合の特例 「・・・この要綱の適用については、知事と当該国等が協議して定めるものとする」
- 国の措置が適用される場合の特例 「・・・この要綱に基づいて行われたものと見なす」
- 都市計画に係る対象事業の特例 「当該都市計画を定めるものが当該都市計画を定める際に環境影響評価を行うときは、当該都市計画に適合して当該対象事業を実施する事業者は、この要綱に規定する手続きを行わないことができる」
- 市町村等の措置が適用される対象事業の特例 「・・・知事と当該市町村長等が協議して定める」

(2) 愛知県環境影響評価条例

愛知県においても、名古屋市の場合と同様な状況から「愛知県環境影響評価条例」(1998(平成 10)年条例第 47 号)(以下「県条例」という)を 1998(平成 10)年 12 月 18 日に公布し、環境影響評価法の本格施行と同日の 1999(平成 11)年 6 月 12 日から全面施行した。

県条例で対象となる事業は、市条例と同様に環境影響評価法第 2 条第 4 項に規定する対象事業を除くものとされた。その具体的な例を市条例で挙げた事業について以下に示す。

ⅰ 道路の新設:一般国道では、4 車線以上、かつ、延長 7.5 キロメートル以上 10 キロメートル未満
県道・市町村道では、4 車線以上、かつ、延長 7.5 キロメートル以上

ⅱ 鉄軌道の建設:普通鉄道及び新設軌道では、延長 7.5 キロメートル以上 10 キロメートル未満
鉄道施設の改良(本線路の増設または高架化、地下化)では、延長 7.5 キロメートル以上 10 キロメートル未満

[20] 前掲 11「建設省所管ダム、放水路及び道路事業環境影響評価技術指針について」(1985(昭和 60)年 9 月 26 日 建設省技調発第 516 号)

iii 下水道終末処理場の新増設:敷地面積が 11.25 ヘクタール以上の新設
増設の場合は敷地面積が 11.25 ヘクタール以上増加するもの

iv 土地区画整理事業 :施行区域の面積が 75 ヘクタール以上 100 ヘクタール未満

都市計画に定められる対象事業に関する特例については、第 10 章「都市計画に定められる配慮書対象事業等及び対象事業等に関する特例」として、都市計画決定権者が行うと定められている。また、第 11 章「法の対象事業に係る環境影響評価、事後調査その他の手続」において、県条例に定める公聴会や事後調査に関する手続きなどは環境影響評価法の手続きにおいても準用すると定めている。

また、県要綱は名古屋市域内で実施される事業についても適用されたが、県条例は名古屋市域内の事業については適用されない規定が設けられた。

なお、2011(平成 23)年 4 月に環境影響評価法の一部が改正されたことを受けて県条例も 2012(平成 24)年 7 月に改正され、法律とあわせて 2013(平成 25)年 4 月 1 日に全面施行されている。

4 環境影響評価制度の主な変遷

ここで、これまでの環境影響評価の制度の移り変わりをまとめると、**図 7.2.6** のようになる。この図は、国の制度と愛知県および名古屋市の制度の主な経緯を時系列に示したもので、国の制度においては、都市計画と係わりの深い建設省の対応について、併記した。

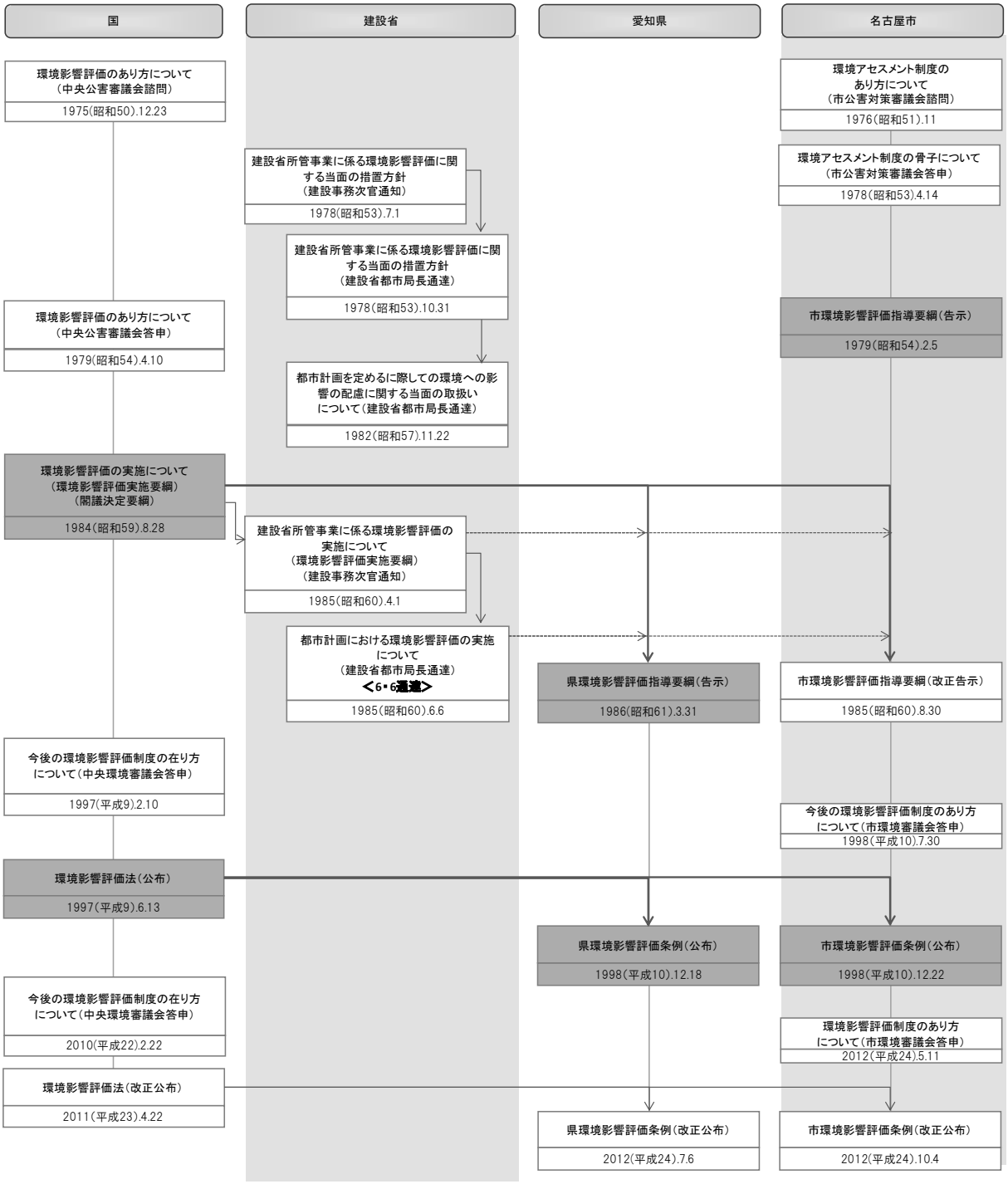

図 7.2.6　環境影響評価制度の主な変遷

第２節　名古屋市における環境影響評価

1 環境影響評価の推移

(1) 名古屋市環境影響評価指導要綱制定以前

市指導要綱の制定以前において、都市計画上環境問題が大きなテーマとなったのは主に都市高速道路の変更時であり、中でも 1976（昭和 51）年の都心ループ一方通行方式や都心部区間等における地下・半地下方式を採用した時の変更である。この時点では環境影響評価制度が未制定であったことから、必要に応じて環境予測を行い、その結果に基づいて環境対策を提示するという対応であった。

次に、1978（昭和 53）年 7 月 1 日に出された建設省所管事業にかかる当面の措置方針を適用した例として、建設省が行なった高速名古屋環状 2 号線海上部区間（都市計画決定は 1979（昭和 54）年 8 月 10 日）が挙げられる。

(2) 名古屋市環境影響評価指導要綱・名古屋市環境影響評価条例の適用

名古屋市のウェブサイト[21] を参照すると、2000（平成 12）年度までに市指導要綱あるいは市条例を適用して環境影響評価の手続きに着手した対象事業は全部で 45 事業あり、うち、17 事業が同年度までに工事完了後の事後調査報告書の届出を終え、環境影響評価手続きを終了しており、23 事業は継続中で、残りの 5 事業が手続きの途中で廃止届または非該当変更届を提出したものとなっている。

手続きを終了した 17 事業のうち都市計画決定の対象にならない事業は 11 事業であり、それらの事業の多くは大規模建築物の建築である。また、手続き中の 23 事業のうち都市計画決定の対象にならない事業は 7 事業である。これらをまとめたものを**表 7.2.4** に示す。

手続きを終了した都市計画と関わりがある 6 事業は、すべてが 6・6 通達以前に環境影響評価手続きが進められたか、以降であっても適用しなかった事業である。また、手続き中の事業で同様のものは 3 事業あり、そのうち、環境影響評価書の届出と都市計画決定を終えた事業は 2 事業である。

6・6 通達以降に同通達を併用するなど、都市計画手続きと同調して環境影響評価手続きが進められた事業は 11 事業で、2000（平成 12）年度時点においてはすべて手続き中であるが、このうち、環境影響評価書の届出と都市計画決定を終えた事業は 9 事業である。名古屋市鳴海工場建設事業については市条例施行後に手続きを開始しており、都市高速鉄道東部丘陵線については、愛知県条例により手続きが行われている。

なお、名古屋都市計画道路（1・4・2 号高速 2 号線、1・4・3 号高速 3 号線、1・5・2 号高速分岐 2 号線）については、6・6 通達の施行日よりも約一ヶ月前に手続きが開始されているが、おおむね準拠していることからこの適用例に含めた。

また、2001（平成 13）年度以降に着手した事業は、2011（平成 23）年度末現在、全部で 10 事業あり、環境影響評価法と市条例を併用した事例が 2 事業（茶屋新田土地区画整理事業、中央新幹線）、それ以外の 8 事業

[21] 環境影響評価手続き中の事業一覧
http://www.city.nagoya.jp/shisei/category/53-5-22-14-4-0-0-0-0-0.html（2016/12/16 閲覧）
環境影響評価手続きを終了した事業一覧
http://www.city.nagoya.jp/shisei/category/53-5-22-14-5-0-0-0-0-0.html（2016/12/16 閲覧）

は市条例適用である。

都市計画特例適用事業は茶屋新田土地区画整理事業はじめ 4 事業である。

表 7.2.4 名古屋市の制度を適用した事例

区 分			事業数	事業名
手続終了	都市計画関連	都計先行	0	
		都計並行1	6	名古屋市高速鉄道第3号線上小田井・庄内緑地公園間建設事業、 一般国道302号(自動車専用部を含む。)建設事業、 サンクレア池下建設事業、ほか
		都計並行2	0	
		小計	6	
	非都市計画		11	名古屋市山田工場建設事業、中区役所朝日生命共同ビル改築工事、 NHK名古屋放送センタービル新築工事、 名古屋鉄道名古屋本線神宮前から金山間複々線化工事、 ナディア・パーク整備事業、金山南ビル建設事業、ほか
	計		17	
手続き中	都市計画関連	都計先行	2	名古屋市新南陽工場建設事業、名古屋市猪子石工場建設事業
		都計並行1	3	名古屋都市計画事業吉根特定土地区画整理事業、 名古屋公共下水道・平田終末処理場(仮)の新設、 名古屋市都市計画墓園事業勅使ヶ池墓園
		都計並行2	11	都市高速鉄道名古屋市高速度鉄道第4号線(大曽根から名古屋大学間)、 都市高速鉄道ガイドウェイバス志段味線、名古屋ルーセントタワー建設事業、 都市高速鉄道JR関西本線・近鉄名古屋線(八田駅付近連続立体交差)、 名古屋都市計画道路3・3・14号椿町線、ほか
		小計	16	
	非都市計画		7	名古屋市清水山土地区画整理事業、JRセントラルタワーズ建設事業、 ナゴヤドーム計画建設事業、千種台地区住宅整備事業、 西名古屋港線(名古屋・金城ふ頭間)建設事業、ほか
	計		23	
廃止等			5	ノリタケドーム新築工事、アスパック高岳ビル(仮称)建設事業、南ヶ丘開発計画、 愛知県中小企業センター改築事業、ほか
合計			45	

注1 2000(平成12)年までに市指導要綱あるいは市条例を適用して環境影響評価の手続きに着手した事例をまとめた。
注2 都計先行とは、対象事業は都市計画施設であるが、環境影響評価手続き以前に都市計画手続きを終了しているものをいう。
注3 都計並行1とは都市計画手続きと環境影響評価手続きを並行して行うが、6・6通達以前または以降でも非適用のものをいう。
注4 都計並行2とは6・6通達以降に同通達等を併用し、都市計画手続きと環境影響評価手続きを並行して行うものをいう。
注5 非都市計画とは、都市計画決定の対象にならない事業をいい、対象事業地における地域地区の都市計画を含む場合がある。

(3) 愛知県環境影響評価要綱・愛知県環境影響評価条例の適用

閣議決定要綱で環境影響評価の対象となる事業で都市計画決定の対象となる都市施設や市街地開発事業にあっては、市指導要綱あるいは市条例を適用せずに基本的には 6・6 通達に基づいて環境影響評価の手続きが行われている。この場合、県要綱上は、国の措置が適用される対象事業の特例として、県要綱に基づいて行われたものと見なされている。

愛知県のウェブサイト[22] を参照して、2000（平成 12）年度までに都市計画決定権者が都市計画の手続きと併せて環境影響評価の手続きを進めた事例を**表 7.2.5** に示す。

このうち、東部丘陵線は法施行後の手続きであり、延長 8.9km（建設キロは 9.15km）であることから第二種事業に該当するが、県条例対象事業として扱われた（愛知県環境部ホームページによる。）。

表 7.2.5 愛知県の制度を適用した事例

No.	名称	事業の種類	延長・面積	都市計画決定（変更）告示日
1	伊勢湾岸道路東部区間	道路の建設	約22.3km	1989(H元) 5.26
2	高速1号線（四谷～高針）	道路の建設	約3.6km	1991(H 3) 8.28
3	伊勢湾岸道路中央部区間	道路の建設	約16.9km	1991(H 3) 8.28
4	下志段味特定土地区画整理事業	土地区画整理事業	約160.0ha	1992(H 4) 3.30
5	上志段味特定土地区画整理事業	土地区画整理事業	約193.3ha	1993(H 5) 4. 9
6	名濃道路	道路の建設	約8.2km	1994(H 6) 2.25
7	高速3号線（清洲～明道町、山王～東海）	道路の建設	約18.9km	1994(H 6) 9.16
8	大高南特定土地区画整理事業	土地区画整理事業	約121.7ha	1995(H 7) 3.15
9	中志段味特定土地区画整理事業	土地区画整理事業	約190.2ha	1995(H 7) 9.29
10	名岐道路	道路の建設	約9.3km	1996(H 8)11.6
11	東部丘陵線	軌道の建設	約9.2km	2001(H13)10. 2

2 環境影響評価の具体例

(1) 名古屋市環境影響評価指導要綱以前の事例

市指導要綱の制定以前に環境予測結果を公表し、それに基づいた環境対策を示しつつ都市計画変更手続きを進めた事例として、1976（昭和 51）年の都市高速道路の都市計画変更を取り上げる。

① 手続きの概要

1973（昭和 48）年 2 月の名古屋市会での予算審議で凍結された都市高速道路について、その予算凍結解除に向けた検討の結果、同年 12 月 22 日の市政調査会建設清掃部会で本山市長は「都市高速道路建設の現計画については、環境対策など検討を要する問題点を指摘されているので、これらの問題に対処する方策について、更に検討を強めたい」との考え方を表明した。[23]

次いで、1974（昭和 49）年 9 月 12 日の市政調査会建設環境部会（以下「建設環境部会」という）で名古屋都市高速道路建設についての市長見解を表明し、「・・・新しい時代要請に対処しうる計画として現計画を総合的に見なおし、自動車公害を減少しうるよう必要な変更を加え建設すべきと考える」「・・・地域の実情を勘案し、可

[22] 都市計画における環境影響評価 http://www.pref.aichi.jp/0000036344.html（2015/12/15 閲覧）
[23] 都市高速道路予算凍結問題についての市長発言の要旨（昭和 48 年 12 月 22 日）

能な範囲で地下・半地下などの方式を採用することが望ましいと考える」「・・・素案の策定をまって提示し、議会の判断を仰ぎ、併せて市民の理解を得たいと考える」とした。[24]

このように、環境対策が大きな焦点となっていたため、1976（昭和51）年2月24日に建設環境部会に示された「名古屋都市高速道路計画変更原案概要書」では、地下・半地下構造の採用や都心ループ一方通行など大幅な計画変更案とともに、騒音・排気ガス・日照について環境予測を行いその結果に基づいて施設整備を行うとして、環境対策についても明らかにした。[25]

その内容についての各区説明会が同年4月から5月にかけて沿線の12区で開催されたほか、沿線地域より要請のあった15地区で地域説明会が開催された。各区説明会での延べ参加者数は約2,870名に及び、771名から文書による意見・要望が提出された。

その後、都市計画変更を審議した建設環境部会は、同年6月1日に原案概要で分断されていた高速1号線都心部区間を高架構造で連結することと、四谷以東区間の都市計画を留保することを附帯条件として市原案を了承し、最終的には部会での附帯条件に沿った形で同年11月29日に都市計画変更告示された。

このため、高速1号線の留保区間である四谷～高針間については、改めて都市計画変更の手続きを要することとなった。

② 環境予測・環境対策の概要

環境予測・環境対策の概要について、1976（昭和51）年4月から5月にかけての各区説明会で使用された「名古屋都市高速道路計画変更原案のあらまし」[26] から環境に関連する部分を引用して紹介する。なお、引用箇所は、四角で囲って表記した。また、参考に関連補足事項等について欄外に示した。

高架構造区間と半地下構造区間の標準断面は**図 7.2.7** に示すとおりであり、高架構造区間には環境施設帯を設けた場合の断面も併せて示されている。

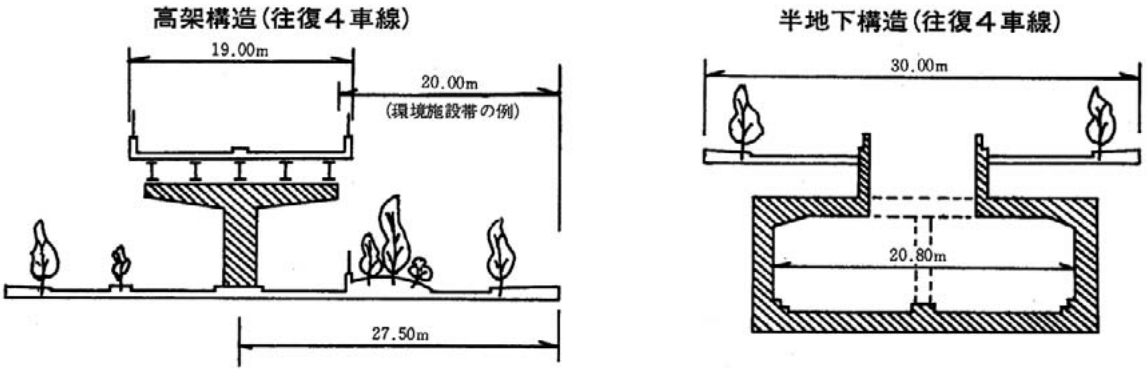

図 7.2.7 名古屋都市高速道路標準断面図[27]

[24] 都市高速道路建設についての市長見解（昭和49年9月12日）
[25] 都市高速道路計画変更原案概要書（昭和51年2月24日）
[26] パンフレット「名古屋都市高速道路計画変更原案のあらまし」（昭和51年4月　名古屋市計画局）
[27] 前掲26 パンフレット「名古屋都市高速道路計画変更原案のあらまし『図-1 標準断面図』」（昭和51年4月　名古屋市計画局）

ア　環境予測

環境予測は、騒音、排気ガスおよび日照障害について予測されている。

騒　音

新音響学会式など、構造に応じて最も信頼できる式を用い、又パワーレベルは小型車類 99 ホン、大型車類109ホンを用いました。交通条件についても、交通量に可能交通容量を用い、大型車率も15％で計算してありますので、いわば最悪条件での計算といえます。

≪計算に用いた交通条件≫

		交通量		大型車混入率		速度
		昼	夜	昼	夜	
		台/h/ℓ	台/h/ℓ	%	%	km/h
高速道路	高　架	2,060	690	15	15	60
	掘　割	2,060	690	15	15	50
平面道路	一般道	690	230	15	15	50
	名四国道	890	420	34	31	50

≪推計計算の結果≫　＝夜間＝

単位：dB（A）

No.	構造及び車線数	幅員（m）	官民境界		官民境界から20m地点	
			地上高 1.2m	5.0m	1.2m	5.0m
①	高架単独(4)	35	55.1	56.1	51.2	53.5
②	高架(4)＋平面(4)	40	64.4	64.5	56.7	58.2
③	〃〔環〕	55	54.1	57.9	50.0	52.6
④	高架(4)＋平面(6)	50	65.9	66.0	57.7	59.2
⑤	〃〔名四〕	37	72.2	72.0	62.5	63.7
⑥	〃〔名四、環〕	55	59.9	66.2	53.3	57.3
⑦	堀割(4)＋平面(4)	30	63.4	64.2	55.4	57.0
⑧	平面単独(8)	40	67.0	67.0	58.5	59.6

環境基準

	昼	夜
	dB（A）	dB（A）
A地域	60	50
B地域	65	60

（注）ⅰ　夜間交通量は、昼間ピーク時の1/3とした。
ⅱ　名四国道は、その特殊な交通条件に合せるため。実測値をもとにした。
ⅲ　推計結果の表、分布図（省略）共夜間の場合について示した。
ⅳ　〔環〕は、環境施設帯を設置し、その中に防音壁（高さ3m）を設置した場合。
ⅴ　高架高欄上に防音壁（高さ1m）を設置した場合。

「騒音分布図」の転記は省略した（引用者）。

排気ガス

推計方法としては、自動車から排出されるCO（一酸化炭素）及びNOx（窒素酸化物）について、代表断面ごとの年間平均値を求め、その結果を分析して、環境基準との適合性等について検討する方法をとりました。

結果は、環境基準と比較して非常に厳しいものとなっています。しかし現在の幹線道路沿線での測定結果と比較すると、概ね、低くなる結果となっており、今後の規制の強化等により、徐々に低減すると考えられます。

計算に用いた条件は次のとおりです。

①. 交通条件は、騒音と同一条件です。
②. 式は正規型分布モデルを用いました。
③. 排出係数は 51 年度規制値を用いました。
④. 気象条件は、風向別(16 方位)、風速ランク別に拡散計算を行ない、それを各頻度分布に基いて合成し、年平均濃度を求めました。
⑤. 表は南北道路の風下側、地上 1.5m の値で、バックグランド濃度は加えてありません。
⑥. CO については、全く問題はないので、NOx の結果だけを、表及び分布図として示します。
⑦. NOx の中に占める NO_2 の割合は、通常道路際で 1/5、100m 奥で 1/3 程度です。従って、NO_2 の環境基準を NOx に換算すると、およそ、道路際で 0.1ppm、100m 奥で 0.06ppm となります。

≪推計計算の結果≫

(NOx)

構造及び車線数	幅員(m)	濃 度 (ppm) 官民境界	濃 度 (ppm) 道路中心から100m
① 高架(4)＋平面(4)	40	0.043	0.011
② 高架(4)＋平面(6)	50	0.046	0.013
③ 半地下(3)＋平面(4)	30	0.096	0.011
④ 半地下(4)＋平面(4)	30	0.113	0.013
⑤ 平面単独(8)	40	0.067	0.010
⑥ 〃 (10)	50	0.089	0.012

NO_2 の環境基準

1時間値の1日平均値が0.02ppm以下であること。

「排気ガス分布図」の転記は省略した(引用者)。

日 照 障 害

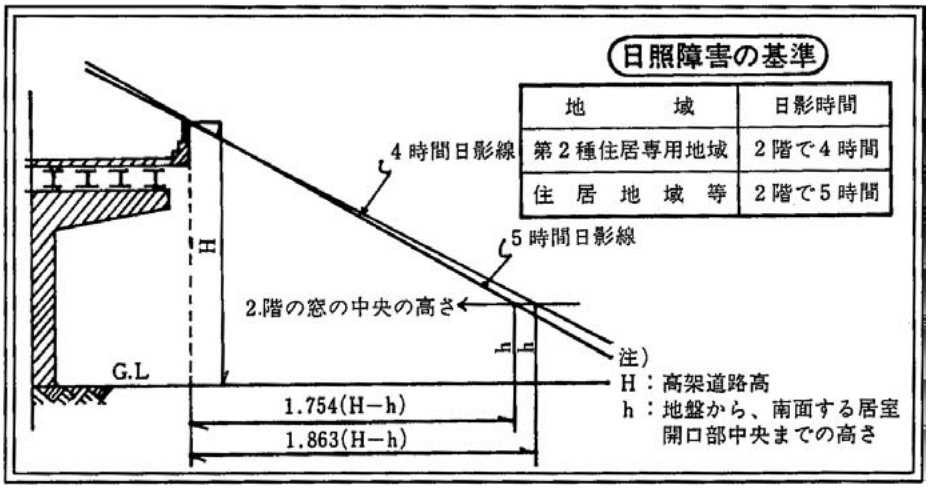

なお、「騒音」における環境基準の地域区分は、「騒音に係る環境基準」(昭和 46 年 5 月 25 日閣議決定)に示された地域類型で、A地域は主として住居の用に供される地域を、B地域は相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域をいう。

イ 環境対策

環 境 対 策

騒音、排気ガス等の予測計算の結果を参考にし、又環境施設帯の設置基準その他新しく制度化された各種の助成、補償基準を十分活用し、可能な範囲で最善を尽くすとの考え方に基いて、以下にお示しする種々の対策を講ずることとしました。(中略)

この中には市や市長の権限外の対策も含まれていますが、関係機関の協力を得て、実施できるよう努力します。

1. 防音壁(高架本体)

周辺に学校、病院等がある場合及び住居専用地域等は高欄(高さ 1.15m)上に高さ 2m、その他の区域は高さ 1m の防音壁を設けます。ただし鉄道、河川、工場など住居のない箇所には設けません。又斜路(高架←→地下の移行部)については、必要に応じてさらに高い防音壁を考えております。

2. 高架裏面吸音板

平面道路の騒音が高架構造物により、反射又は反響して騒音を高める作用を減少させるため、幅員 40m 以下の道路について設けます。

3. 環境施設帯

高架本体から宅地までの距離を広く取ることにより、騒音、排気ガス、振動、日照及び電波などの障害を軽減する目的で、道路幅を広げて植樹したり、防音壁を設置するものです。

幅員は高速道路の車道端から 20m(平面道路のない区間は 10m)です。

対象となる区域は、住居専用地域の全域と、その他の区域で特に居住環境を保全する必要の高い区域ですが、実際には、該当する区域内の皆様方が、街区単位(道路で囲まれた領域)で相談され、同意された場合に設けられます。

4. 防音施設助成等

著るしい(原文のまま)騒音を受けることとなる学校、病院など、特に静穏を要する建物や住宅の居間、寝室などの居室部分について、窓の改造など標準的な改造工事及びクーラーの購入、設置に必要な経費を助成するものです。

やむを得ない場合は、移転によることもできます。

5. 日照障害補償

一定の基準(通常、冬至において 3 時間)の日照が確保できなくなる建物に対して照明、暖房等のため必要な経費を補償します。

6. テレビ受像障害補償

テレビ、その他の電波に障害が生じた場合は、アンテナの改善、共同受信サービスへの加入等に要する経費及び維持費について補償します。

7. 平面道路の車線減及びバスレーン

幹線道路内に都市高速道路が建設される区間で、斜路やランプの影響区間を除くほぼ全線で車線を減らします。

又車線減した部分について、バス専用レーンを設置するなど、バス路線全線にバスレーンを導入する考えです。

8. その他

以上の他、次のような対策を考えております。

㈠. 交通管制システムを整備し、又料金所毎に軸重計（重量計）を設置してスピードや重量制限を守る。
㈡. 基礎杭や舗装、ジョイントについて配慮する。
㈢. 必要に応じて、夜間通行規制を行なう。
㈣. 各路線の代表地点に公害の常時観測機器を設置する。
㈤. できるだけ植樹する。

なお、引用中「環境施設帯」は「道路環境保全のための道路用地の取得及び管理に関する基準について」（1974（昭和 49）年 4 月 10 日 都計発第 44 号・道政発第 30 号 建設省都市局長、道路局長通達）に、「防音施設助成等」は「高速自動車国道等の周辺における自動車交通騒音に係る障害の防止について（1976（昭和 51）年 7 月 21 日 都道監発第 23 号・道政発第 33 号 建設省都市局長、道路局長通達）による。

ウ 特徴

この都市計画変更に合わせて示された環境予測と対策について特徴的な事項をまとめると、以下のようになる。

ⅰ 平面道路の車線減とバスレーン

都市高速道路との機能分担と平面道路からの騒音による影響を軽減させるため、都市高速道路が建設される区間の平面道路の車線数を減らし、バスレーンを設置することが提案された。

ⅱ 予測に用いた交通量

環境予測には、計画交通量ではなく可能交通容量を用い、かつ、大型車率も高めの 15%を用いて予測を行った。なお、名四国道は、従前から他の幹線道路に比較してきわめて大型車率が高く、夜間交通量も多かったことから、予測にあたっての交通量も実測値を用いている。

ⅲ 環境施設帯の設置

沿道環境を保全するため、当時、建設省が制度化して間もない環境施設帯の設置を積極的に採用することとし、高速 1 号線西部の高架単独区間では都市計画変更原案に盛り込んだ。また、環境予測には平面街路との重複区間において環境施設帯を設置した場合の騒音予測結果も示し、要件が整えばその設置を進める姿勢を示した。

ⅳ 常時観測機器の設置

各路線の代表地点には公害の常時観測機器（モニタリングポスト）を設置し、開通後の環境把握に努めるとした。

（2） 名古屋市環境影響評価指導要綱の適用事例

市指導要綱を適用した事例として、1980（昭和 55）年の名鉄犬山線連続立体交差化事業と 1983（昭和 58）年の吉根特定土地区画整理事業を取り上げる。

① 名鉄犬山線中小田井から新川間連続立体交差化事業

ア 経緯等

名鉄犬山線の名古屋市西区内における都市計画道路江川線等との平面交差の解消と地下鉄3号線との相互直通を実現することを主目的として、連続立体交差事業が計画された。

同事業は鉄道を都市計画決定し、都市計画事業として施行することになるが、都市計画決定手続きの時期が市指導要綱制定後であったため同要綱の適用を受け、都市計画の手続きに合わせて環境影響評価を実施した。

環境影響評価手続きの経緯を以下に示す。

現況調査計画書の届出　1979(昭和54)年 6月 12日
環境影響評価準備書の届出　1979(昭和54)年 11月 5日
意見書の提出　1979(昭和54)年 11月 15日から12月 15日
見解書の提出　1980(昭和55)年 2月 26日
環境影響評価審査書の作成　1980(昭和55)年 5月 16日
環境影響評価書の届出　1980(昭和55)年 8月 1日
事後調査段階の手続きの詳細は省略する

なお、都市計画決定の告示は 1980(昭和55)年12月26日になされた(愛知県告示第1311号)。

イ 環境影響評価の概要

環境影響評価では、供用時および工事中の予測・評価を行った。

環境影響評価書から供用時についての環境影響評価の概要を**表 7.2.6** にまとめた。

表 7.2.6 名鉄犬山線連続立体交差化事業の環境影響評価(供用時)の概要[28]

供用時主な環境項目	現況	環境保全目標	予測	評価と環境保全対策
騒音	民地境界 97～90 dB(A)	現状の改善を図ること	東側民地界：86～83dB(A) 西側民地界：81～75dB(A) 8.75m地点高架部：86～81dB(A) 8.75m地点直擁部：78dB(A)	・近距離は何らかの対策必要 ・8.75m地点の対策 ロングレール バラストマット(高架部)
振動	民地境界 67～61 dB(A)	現状の改善を図ること	東側民地界：61～56dB(A) 西側民地界：54～53dB(A) 8.75m地点高架部：57～55dB(A) 8.75m地点直擁部：56dB(A)	・ロングレール、バラストマットの使用は有効 ・全体として相当に現況を改善できる
日照障害	鉄道施設による日照障害はない	居住環境等に著しい影響を与えない	冬至期の2.5時間及び5時間等時間日影線(地上4m)を予測(一部地域が該当する)	・居住環境に著しい影響を与えることはない ・建設事務次官通知基準該当の場合は通知準拠の費用負担
電波障害	電界強度 80～100dB	TV受信に障害を感じさせない	・西側で約60m、東側で約30mまでの範囲で受信障害発生予測 ・ゴースト障害発生可能性	受信障害発生時は状況に応じ、個別アンテナの改良又は共同受信施設の設置等の費用負担
景観	沿線は用途混在の市街地として発展しつつある	周辺との調和をできる限り保つよう配慮	予測として完成予想図を用いた	・周辺との調和を保つことができる ・環境植栽の実施に努める

注:表中の8.75m地点は、構造物端から幅員6mの側道を隔てた民地境界地点を指す

[28] 前掲 18 名古屋市公害対策局環境影響評価室「環境の保全をめざして ―環境アセスメント10年の歩み―」(名古屋市公害対策局 1990.3 pp. 56-59)

② 吉根特定土地区画整理事業

ア 経緯等

1975(昭和 50)年の特定土地区画整理事業制度創設を受け、名古屋市は 1978(昭和 53)年度に志段味 4 地区全体について「志段味地区特定土地区画整理事業調査」を実施し、事業化は庄内川の下流域から順次進めていくことを基本とした。

吉根地区の事業化に向けて、1978(昭和 53)年度から翌年度にかけて「吉根地区特定土地区画整理事業調査」が実施された。施行予定地区の面積が 214.9ha と、50ha を超える規模であることから、市指導要綱の適用を初めて受ける土地区画整理事業となり、事業予定者の名古屋市吉根特定土地区画整理組合発起人によって環境影響評価手続きが実施された。

環境影響評価手続きの経緯を以下に示す。

現況調査計画書の届出	1979(昭和 54)年 10 月 22 日
環境影響評価準備書の届出	1980(昭和 55)年 8 月 21 日
意見書の提出	1980(昭和 55)年 8 月 27 日から 10 月 11 日
見解書の提出	1980(昭和 55)年 12 月 2 日
環境影響評価審査書の作成	1981(昭和 56)年 6 月 1 日
環境影響評価書の届出	1982(昭和 57)年 1 月 27 日

事後調査段階の手続きの詳細は省略する

なお、都市計画決定手続きは環境影響評価書の届出後、地元からの都市計画決定促進要望書の提出を受けて開始され、都市計画決定告示は 1983(昭和 58)年 3 月 25 日になされた(愛知県告示第 307 号)。

イ 環境影響評価の概要

吉根特定土地区画整理事業の環境影響評価にあたって設定された環境項目は、事業施行後のものとして、緑地、植物、動物、景観、文化財、地域分断および安全性(交通安全、治水、斜面崩壊、地盤支持力)、工事中のものとして、大気、水質、騒音、振動、廃棄物、文化財および安全性(交通安全、治水、斜面崩壊)と多項目にわたる。

環境影響評価の例として、環境影響評価書(概要版)[29] から事業施行後の緑地と文化財について**表 7.2.7** に示す。

なお、同書では、関係行政機関等との協議、調整の結果として修正点が提示されている。この修正案による施行予定地区面積は 213.5ha となっており、環境影響評価についても記載があるため、**表 7.2.7** には併せて記述した。

(3) 当面の措置方針と市指導要綱を併用した事例

当面の措置方針と市指導要綱を併用した事例として、1982(昭和 57)年の名古屋環状 2 号線(国道 302 号)等の都市計画変更を取り上げる。

[29] 吉根特定土地区画整理事業環境影響評価書(概要版)(名古屋市吉根特定土地区画整理組合発起人 1981.12)

表 7.2.7 吉根特定土地区画整理事業の環境影響評価の概要（事業施行後、抜粋）

項目	現　況	環境保全目標	予測・評価・環境保全対策
緑　地	当予定地区は、南部の樹林と北部の庄内川沿いの農地に2分され、地区内部はため池、農業用水、神社林、屋敷林等で構成されているため、全体に緑で覆われた地域である。また、当地区では公共施設としての公園緑地は未整備であるが、都市基幹公園（小幡緑地、森林公園）が近接し、大規模公園には恵まれている。周辺には小幡風致地区、龍泉寺風致地区が指定されている。	緑地は、施行予定地区の5％（10.74ha）以上を確保する。 ※緑地の定義は、「愛知県自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」に基づく緑地の確保に関する基準による。	本事業で計画されている緑地（施行予定地区の8.3％＝17.91ha）は、環境保全目標の5％（10.74ha）を満足しており、当予定地区は周辺の緑地とあいまって、豊かな緑と水辺のあるまちとして、良好な住宅地が形成されると考えられる。 その他事業外の緑化の推進に関する提案として、「豊かな緑と水辺のあるまち」を積極的に推進するため、現況保全緑地の維持、一般住宅地及び専用住宅地の緑化、集合農地の保全、スーパーブロック内の開発における樹林の保全を提案する。 ＜修正案の環境影響評価＞　緑道等の追加により、17.91ha（8.3％）から18.1ha（8.5％）に増加した。
文化財	当予定地区周辺は、尾張屈指の古墳密集地となっており、当予定地区は吉根古墳群の大部分を含んでいる。また、吉根古窯跡もあるといわれている。	原則として保存するが、やむを得ず切土、盛土、道路等の永久構造物の設置等が行われる場合は、発掘調査を行い記録保存する。また、工事中に発見された場合も同様の処置を講じる。	区画整理設計上、（中略）道路内となるもの、切土により切削されるもの、（中略）については、第1に、設計変更の可能な範囲で、道路の位置変更、予定地区界の変更、造成計画の見直しにより、現状保存する。第2に、現状保存不可能なものについては、記録保存する。第3に、発掘調査の結果、保存価値の高いものについては、関係諸機関と協議し、公園等へ修復し移設するように努める。 なお、文化財の保存方法については、事前に、名古屋市教育委員会と協議する。 ＜修正案の環境影響評価＞　原案の環境保全対策で指摘した深沢3号墳、山沖古墳について、道路変更、地区界変更をした。

① 環境影響評価の手続き

1981（昭和 56）年から翌年にかけて行われた名古屋環状 2 号線（国道 302 号）と高速名古屋環状 2 号線の都市計画変更の際には、市指導要綱第 27「国等の特例」に基づいて建設省と協議した結果、名古屋市域内については、名古屋市長が都市計画原案を作成する手続きの中で、建設省中部地方建設局の作成した資料の提供を受け、原則として市指導要綱に準じて行うものとされ、その後は、当面の措置方針に従って手続きを行うものとされた。

このため、まず 1981（昭和 56）年 2 月 5 日に現況調査計画書が出された後、4 月 30 日に都市計画変更素案公表と同時に環境影響評価準備書が届出され、その後の説明会開催、意見書提出を経て環境影響評価審査書がまとめられた後に、建設環境部会での市原案審議へと推移した。

同審査書では、指摘事項の中で専用部の構造再検討について触れており、「特殊な状況にある地域で、事業実施により局地的に著しい変化を受けるところについては、きめ細かい配慮を示すことが必要である。特に河川幅の狭い名東区の香流川については、地域分断、騒音、景観等の環境保全のため、専用部の構造を再検討することが望ましい」とされた。

同年 11 月に二日間にわたって市原案を審議した建設環境部会では、「環境影響評価審査書の指摘事項については、関係機関にも働きかけ可能な限り対応するよう努力すること」という要望を付して了承し、その後の名古屋市都市計画審議会（以下「市都市計画審議会」という）でも「環境影響評価審査書の指摘事項を十分に

尊重し、関係機関にも働きかけ可能な限り対応に努めること」との要望を付して了承した。

その後まとめられた愛知県知事案では、市原案の一部が変更され、香流川・矢田川横断部の高速名古屋環状 2 号線の構造が、橋梁構造から地下構造に変更となった。環境影響評価書はこの構造変更を加味してまとめられ、1982(昭和 57)年 9 月 13 日に届出された。

知事案に対する意見照会段階にかかる建設環境部会は、同年 10 月 1 日に開催され、「今後の事業実施にあたっては、環境に十分配慮するよう市当局から県ならびに事業者に対して強く働きかけること」という要望を付して了承した。また、市都市計画審議会は、同年 10 月 8 日に開催され、採決の結果、建設環境部会と同内容の要望を付して、知事案を了承した。

都市計画変更はその後の手続きを経て、同年 11 月 5 日に告示された(愛知県告示第 1099 号)。都市計画と環境影響評価の経過について**図 7.2.8** に示す。

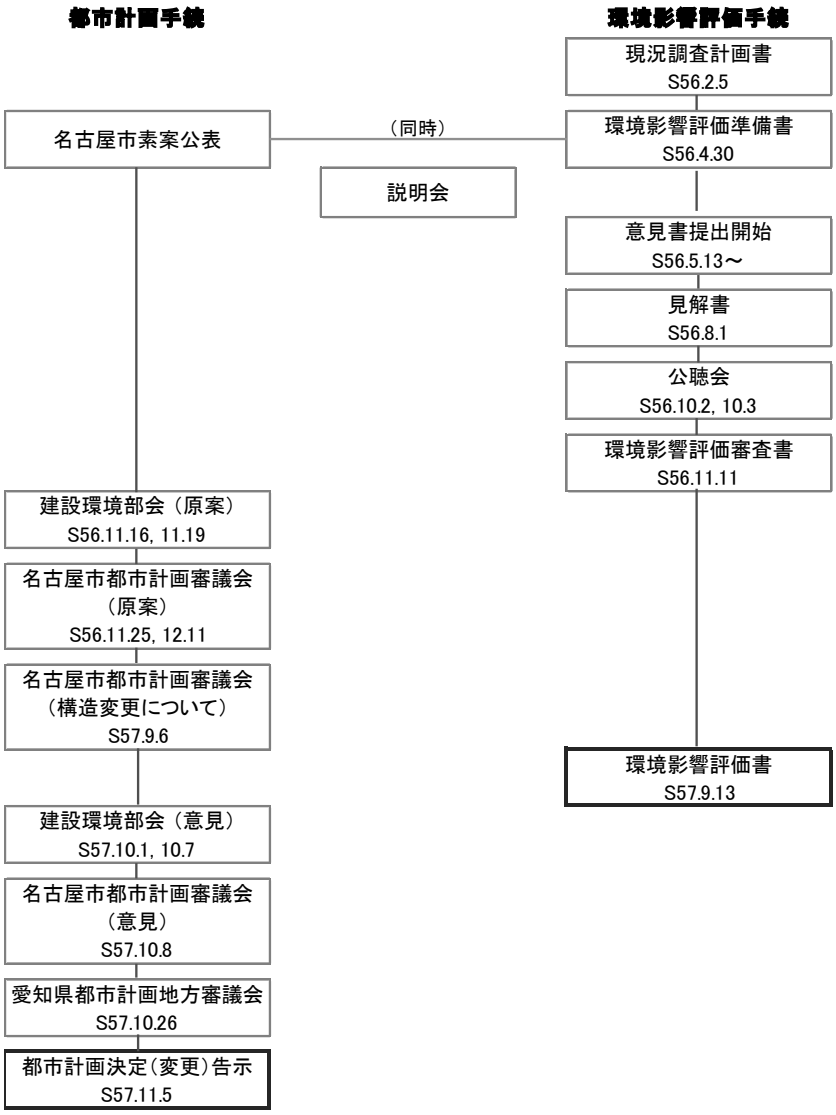

図 7.2.8 都市計画と環境影響評価の経過(名古屋環状2号線)

② 環境影響評価の内容

名古屋環状 2 号線(国道 302 号)は、幅員 50~60m、北部の鉄道併設区間は 72.5m となる広幅員道路で、その中央部に自動車専用道路の高速名古屋環状 2 号線が高架構造または掘割構造で配置されている。標準断面としては、一般部、専用部ともに往復 4 車線となっており、沿道の環境保全のため植栽帯を設置し、さらに、通過交通を排除した地先道路及びバスレーンを設ける計画となっている。標準断面図を**図 7.2.9** に示す。

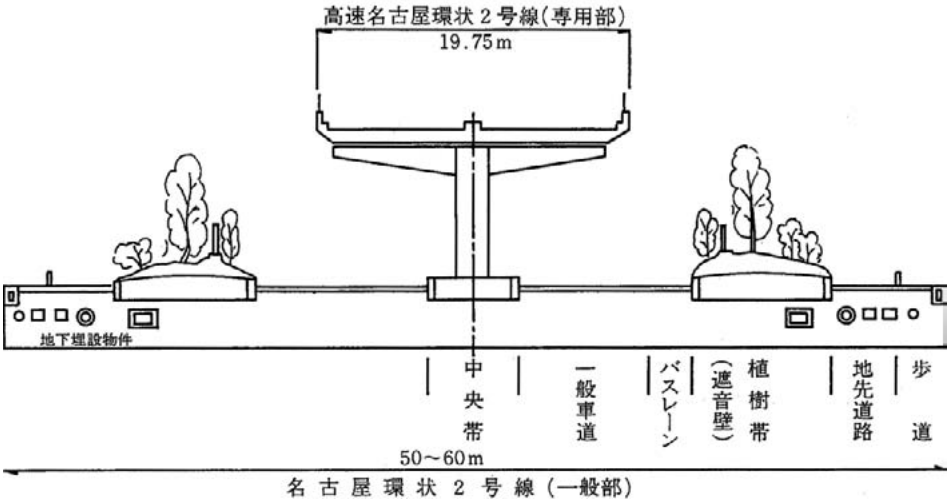

図 7.2.9 名古屋環状 2 号線標準断面図[30]

調査、予測等を行う環境要素には、供用時として、大気、騒音、振動、緑地、植物、動物、日照、電波、景観、地域分断および安全性が設定され、工事中として、水質、騒音、振動、地盤沈下、文化財、安全性および廃棄物が設定された。

環境影響評価準備書の概要について、1981(昭和 56)年 5 月 22 日から 6 月 2 日にかけて開催された説明会での配布資料[31] から大気および騒音について引用して紹介する。なお、引用箇所は、四角で囲って表記した。また、参考に関連補足事項等について欄外に示した。

ア 現況および環境保全目標

現況調査の結果および環境保全目標は**表 7.2.8** のとおりである。

[30] パンフレット「名古屋環状 2 号線 計画変更素案及び環境影響評価準備書のあらまし『図-1 標準断面図』」(名古屋市計画局 1981.5)

[31] 前掲 30 パンフレット「名古屋環状 2 号線 計画変更素案及び環境影響評価準備書のあらまし」(名古屋市計画局 1981.5)

表 7.2.8 現況および環境保全目標[32]（名古屋環状2号線）

項 目	現 況			環 境 保 全 目 標			
大 気	単位ppm			二酸化窒素（NO_2）	年平均値が0.03ppm以下であること。（環境基準の日平均値0.06ppmに相当）		
	二酸化窒素(NO_2)	日平均値0.016～0.047		一酸化炭素（CO）	年平均値が5.71ppm以下であること。（環境基準の日平均値10ppmに相当）		
	一酸化炭素(CO)	日平均値0.6～2.7					
騒 音	中央値		単位ホン	地 域	昼 間	朝 夕	夜 間
	昼 間	朝 夕	夜 間	A地域	60ホン以下	55ホン以下	50ホン以下
	47～71	41～68	38～60	B地域	65 〃	65 〃	60 〃
	昼間：8～19時、朝：6～8、夕：19～22、夜間22～6			A地域：住居専用地域等住居系地域 （中央値）			
				B地域：その他の地域			

注：二酸化窒素の環境基準が昭和53年7月11日告示により変更されたため、ここではその最大値0.06ppmを年平均値に換算した0.03ppmを環境保全目標に採用した。
騒音は環境基準等を参考とし、表のように環境保全目標を設定した。ただし、名古屋インター接続区間となる高速名古屋環状2号線と広小路線（県道名古屋長久手線）の並行区間は現状の値とした。また、学校については、「学校環境衛生の基準（昭和39年6月3日保健体育審議会答申）」を参考とするとした。

イ 予測の前提条件および予測結果

i 予測の前提条件

大気、騒音及び振動（振動については省略した:引用者）の将来予測に用いた前提条件は次のとおりです。

大 気

①目標年次: 昭和75年
②予測断面: 幅員及び構造（高架、掘割、その他）等勘案の上、代表地点について行った。
③交通量: 予測に用いた各断面の交通量は中京都市群のパーソントリップ調査、物資流動調査による昭和75年の予測交通量を用いた。
④走行速度: 専用部60km/h、一般部20km/h（区間平均速度）
⑤排出係数: 中央公害対策審議会答申の第2段階規制を考慮して設定した。
⑥予測式: 有風時（風速が1m/sを超える場合）はプルームモデル、静穏時（風速が1m/s以下の場合）はパフモデルを用いた。
⑦気象条件: 風向・風速については、年間を通じた時間帯別風向、風速を用いた。

騒 音

①目標年次: 昭和75年
②予測断面及び交通量: 大気と同じ。
③走行速度: 専用部60km/h、一般部50km/hとした。
④予測式: 基本的には日本音響学会式を用いた。
⑤予測時間: 原則として夜間の22時～23時を予測対象時間とした。

[32] 前掲30 パンフレット「名古屋環状2号線 計画変更素案及び環境影響評価準備書のあらまし『表－2 現況及び環境保全目標』」（名古屋市計画局 1981.5）

ii 予測結果

大 気

一酸化炭素(CO)については、特に問題はないと考えられるので、ここでは、二酸化窒素(NO_2)のみについて、各構造別(中略)の内での予測断面の内交通条件が最も厳しい地点の風下側の予測結果を表に示します。

NO_2 予測値 (年平均値)

構造タイプ	官民境界	道路中心から100m
① 高 架 (幅 員 60 m)	0.0096 ppm	0.0052 ppm
② 〃 (〃 72.5)	0.0094	0.0047
③ 〃 (〃 50)	0.0101	0.0050
④ 掘 割 (〃 50)	0.0116	0.0049
⑤ 〃 (〃 60)	0.0071	0.0037

騒 音

大気と同様各構造別(中略)の内での予測結果の内、交通条件が最も厳しい地点の予測結果を表に示します。(以下略)

騒音予測値(対策前) 夜間

構造タイプ	地上1.2m
① 高 架 (幅 員 60 m)	57.9 ホン
② 〃 (〃 72.5)	57.9
③ 〃 (〃 50)	58.8
④ 掘 割 (〃 50)	57.8
⑤ 〃 (〃 60)	53.9

㊟○官民境界の値を示す。
○高架の場合は無対策、掘割の場合は掘割側壁に吸音板設置を前提とした。

ウ 環境保全対策と評価

大 気

道路交通により発生する濃度(中略)に現況濃度及び各種規制値等から推計した昭和 75 年のバックグランド濃度(CO 1.0ppm、 NO_2 0.0135ppm)を加えた値は表のとおりであり、環境保全目標と対比したところ、いずれも適合するので、影響は軽微であると考えられます。

一酸化炭素 (CO)	1.2040～1.4985＜5.71ppm
二酸化窒素 (NO_2)	0.0206～0.0251＜0.03ppm

騒 音

予測結果によるとB地域では特別の場合を除き概ね環境保全目標に適合するが、A地域では何らかの対策が必要となります。その対策として、道路内で対応可能でかつ実現性の高い対策として遮音壁を考えました。保全目標の達成に必要な遮音壁の高さの組合せの例としては、(中略)表のとおりであります。その結果を騒音分布図(対策後)で示します(分布図の転記は省略した:引用者)。このような対策により、環境保全目標は達成可能と考えております。

遮音壁の高さの組合せ例

種別 / 構造タイプ	遮音壁の高さ(m)	
	専用部	一般部
① 高 架 (幅 員 60 m)	1.0	3.0
② 〃 (〃 72.5)	2.0	3.0
③ 〃 (〃 50)	2.5	3.0
④ 掘 割 (〃 50)	0	2.5
⑤ 〃 (〃 60)	0	1.5

㊟:専用部は高欄上の高さ

なお、説明会での配布資料では触れられていないが、インターチェンジ部7か所、高層住宅9か所および学校3か所での予測結果によると、インターチェンジ部の騒音レベルはその周辺の単路部区間と同程度、またはそれ以下となっており、単路部区間と同程度またはそれ以下の対策によって環境保全目標を達成できる。また、高層住宅の最上階での予測値はいずれも環境保全目標を上回っており、環境保全対策が必要であるが、遮音壁の設置による対策では一部の高層住宅で環境保全目標を達成できないことから、道路構造による対策以外の対策も含めて総合的に検討していくものとしている。学校については、遮音壁の設置または校舎の防音構造化により環境保全目標を達成するとした。

(4) 概ね6･6通達に沿い、市指導要綱も尊重して実施した事例

6･6通達の施行直前で、ほぼ6･6通達に沿い、市指導要綱も尊重して実施した事例として、1986(昭和61)年の名古屋都市計画道路(1･4･2号高速2号線、1･4･3号高速3号線、1･5･2号高速分岐2号線)(以下「高速2号線北部等」という)の都市計画変更を取り上げる。

① 環境影響評価の手続き

1986(昭和61)年2月15日の市長見解を受けて、同月20日に都市計画変更素案が建設環境部会に示され、都市計画変更の考え方や変更の概要、環境影響評価および環境保全対策の考え方が説明された。その中で、環境影響評価の手続きについては、「建設省都市局長通達(昭和60年6月6日)に基づいて行うほか、名古屋市環境影響評価指導要綱の趣旨を尊重して行う。なお、この手続きは名古屋市と名古屋高速道路公社との協議により行うものとする」[33] とされ、同月25日から現況調査計画書の閲覧が始められた。

同年3月19日、都市計画変更原案概要と環境影響評価準備書素案が同部会に提出され、同月25日から閲覧を開始し、各区での説明会、意見書の受付を経て5月15日に同部会は変更原案を了承した。

33 「都市計画変更素案」(名古屋市計画局 1986.2.20)

その後、事業者の意見提出（市指導要綱上の見解書に相当）、4 回にわたる公開ヒアリング（市指導要綱上の公聴会に相当）の開催、二日間の市都市計画審議会での審議を経て、市原案が同年 10 月 1 日愛知県に提出され、知事による手続きへと移った。

知事による手続きでも環境影響評価は並行して行われ、公聴会の開催を経て都市計画変更案（愛知県知事案）に合わせて環境影響評価準備書が 1987（昭和 62）年 4 月に作成され、縦覧に供された。

知事案の名古屋市への意見聴取にあたり、市長は環境影響評価審査委員の意見を聞いたうえで同年 6 月に「環境保全上の意見」をまとめた。この「環境保全上の意見」は、市指導要綱上の環境影響評価審査書に相当するものであり、その概略を抜粋して以下[34] に示す。

> （前略）環境影響評価準備書素案においてはいくつか指摘すべき事項も見られたが、その後出された事業者の意見及び愛知県知事の作成した環境影響評価準備書を勘案すると、現在の知見からみておおむね妥当であると判断する。
>
> なお、事業の実施に当たっては、次のことについて十分な配慮を望む。（中略）
>
> 従って、事業着手後において沿道周辺の環境の状況を的確に把握するよう努めるとともに、環境保全目標の達成に向けて、関係機関と協力し、環境保全対策を適切に講ずること。
>
> この場合、遮音壁の形状等の調査研究を始めとして最新の科学的知見を修得し、その活用に努めること。
>
> また、沿道の環境保全対策を講ずる場合には、商業活動をも勘案し、地域分断の軽減や地域に適した平面街路の環境整備に努めること。

同年 6 月の 2 回にわたる建設環境部会と同年 7 月の市都市計画審議会では、「環境保全上の意見」についての質疑等を経て知事案が了承された。

都市計画と環境影響評価の手続きの経過を**図 7.2.10** に示す。

その後、知事は市への意見聴取等を経て環境影響評価書を作成し、同年 8 月 3 日の愛知県都市計画地方審議会の議を経て建設大臣認可を得、8 月 10 日の都市計画変更告示となった（愛知県告示第 654 号）。

なお、環境影響評価書には、市の段階での環境影響評価手続きの内容が記載されていないことから、市は環境影響評価書附属資料[35] を作成し、都市計画変更の縦覧に合わせて閲覧に供した。この附属資料には、市長あてに提出された意見書の概要および事業者の意見、公開ヒアリングにおける陳述人の意見の概要および事業者の意見、更に、市長がまとめた環境保全上の意見および事業者の意見が記載あるいは資料として添付され、環境影響評価書についての記述の中で、「愛知県知事は通達にもとづき昭和 62 年 7 月、環境影響評価書を作成した。この環境影響評価書と、本『環境影響評価書附属資料』を合わせて市要綱上の環境影響評価書に相当するものとした」としている。

---

[34] 前掲 18 名古屋市公害対策局環境影響評価室「環境の保全をめざして —環境アセスメント 10 年の歩み—」（名古屋市公害対策局 1990.3 pp. 300-301）

[35] 名古屋都市計画道路（1・4・2 号高速 2 号線、1・4・3 号高速 3 号線、1・5・2 号高速分岐 2 号線）環境影響評価書附属資料（名古屋市 1987.8）

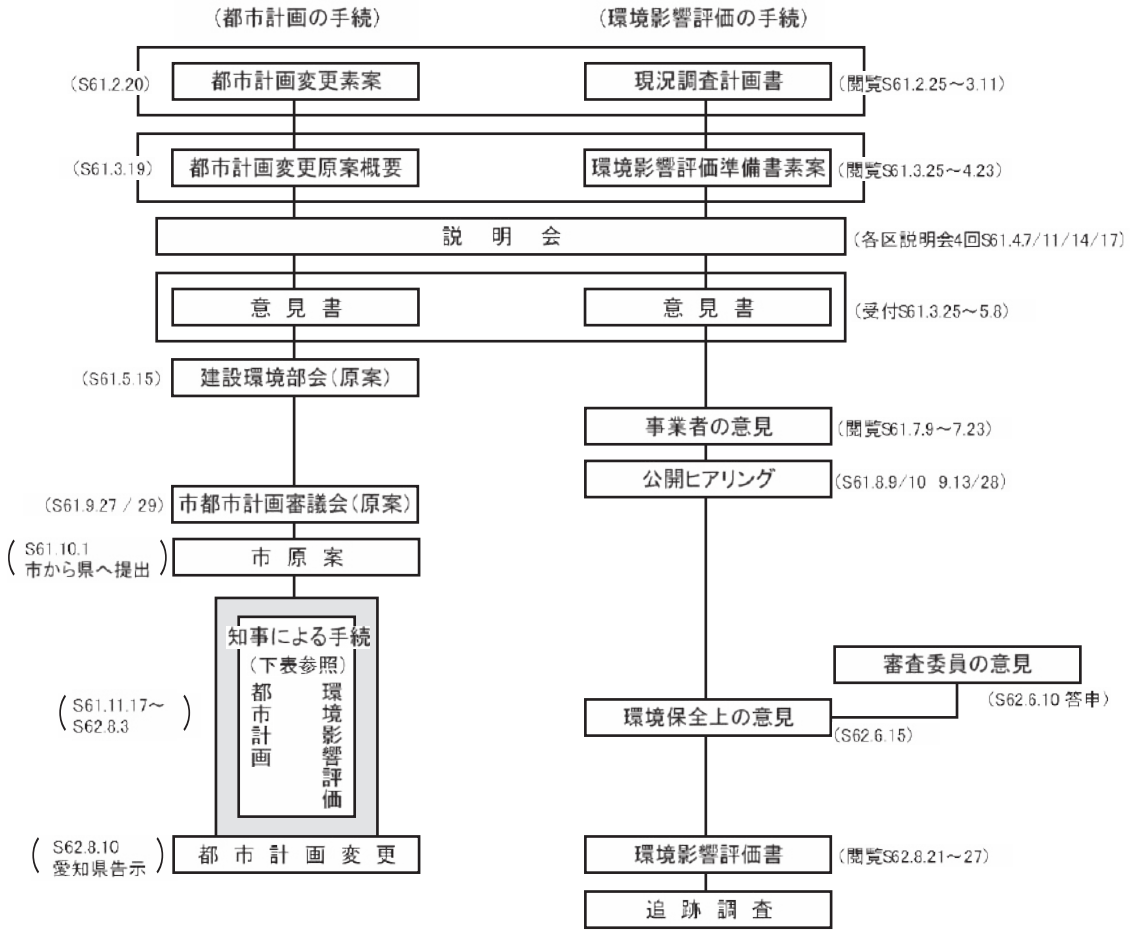

図 7.2.10　都市計画と環境影響評価の経過（高速2号線北部等）

② 環境影響評価の内容

地下・半地下構造区間を高架構造へと変更するにあたって、高速 2 号線の平面街路幅員 30m 区間およびその両端部区間では、採光や通風などの面で効果がある非対称の高架二層構造（Y 型ダブルデッキ構造）が採用され、名古屋城外堀沿いの高速分岐 2 号線区間では、景観に配慮して横梁を無くして桁と一体構造となる形式が採用された。**図 7.2.11** にそれぞれの路線のイメージ断面図を示す。

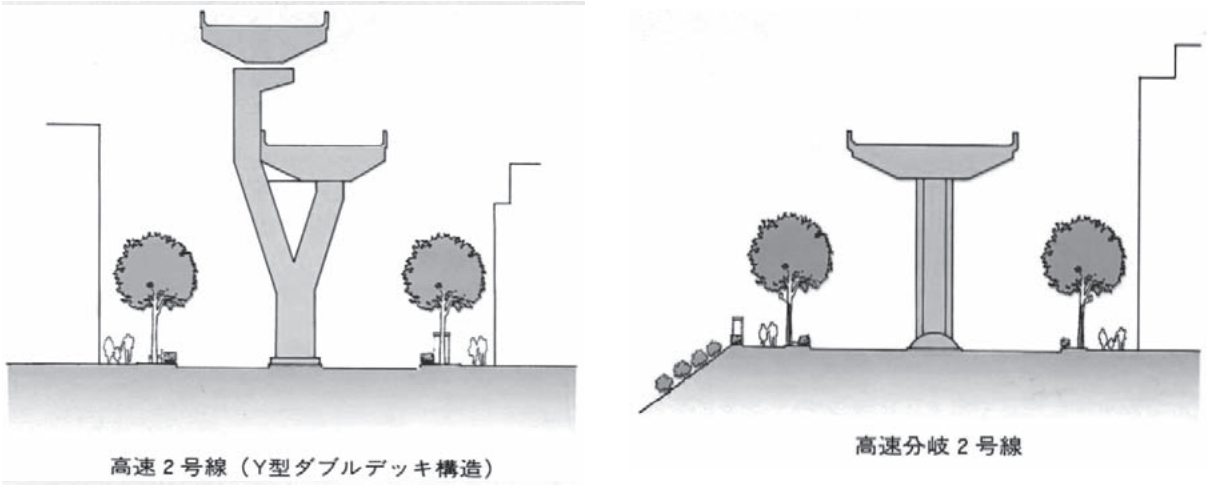

図 7.2.11 名古屋都市高速道路（高速2号線北部等）のイメージ断面図[36]

調査、予測等を行う環境要素には、供用時として、大気汚染、騒音、振動、動植物、日照、電波、景観およびその他（地域分断、安全性）が設定され、工事中として、騒音、振動、およびその他（安全性、水質汚濁、地盤、廃棄物、文化財）が設定された。さらに、道路事業の技術指針に定める環境要素にはない日照、電波、その他（地域分断、安全性）や工事中の環境要素も設定されており、市指導要綱を尊重した内容となっている。

環境影響評価の具体的な内容については、各区での説明会で配布された資料[37] からその一部を引用して紹介する。なお、引用箇所は、四角で囲って表記した。また、参考に関連補足事項等について欄外に示した。

ア 現況および環境保全目標

大気汚染（二酸化窒素と一酸化炭素）と騒音に関する現況および環境保全目標を**表 7.2.9** に示す。

[36] パンフレット「名古屋都市高速道路 都市計画変更原案概要及び環境影響評価準備書素案のあらまし『イメージ断面図』」（名古屋市 1986.3）より

[37] 前掲 36 パンフレット「名古屋都市高速道路 都市計画変更原案概要及び環境影響評価準備書素案のあらまし」（名古屋市 1986.3）

表 7.2.9 現況および環境保全目標[38]（高速2号線北部等）

<table>
<tr><th>項目</th><th>現況</th><th>環境保全目標</th></tr>
<tr><td>大気汚染</td><td>測定結果（四季平均）　単位：ppm
<table><tr><th>路線</th><th>測定地点</th><th>NO_2</th><th>CO</th></tr><tr><td>高速2号線（40m）</td><td>萩野通1丁目地内</td><td>0.040</td><td>2.4</td></tr><tr><td>〃　（30m）</td><td>清水五丁目　〃</td><td>0.033</td><td>1.5</td></tr><tr><td>〃　（50m）</td><td>東桜二丁目　〃</td><td>0.034</td><td>1.9</td></tr><tr><td>高速3号線</td><td>那古野一丁目　〃</td><td>0.031</td><td>1.3</td></tr><tr><td>高速分岐2号線</td><td>丸の内三丁目　〃</td><td>0.031</td><td>2.0</td></tr></table>（注）：（ ）内は平面街路幅員
NO_2は二酸化窒素
COは一酸化炭素</td><td>二酸化窒素については、環境基準を達成する。なお、名古屋市公害防止条例に定める環境保全目標値についても十分留意する。
一酸化炭素については、環境基準を達成する
環境基準
NO_2……1時間値の1日平均値が0.04～0.06ppmのゾーン内またはそれ以下であること。
CO……1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
環境目標値
NO_2……1時間値の1日平均値が0.04以下であること。</td></tr>
<tr><td>騒音</td><td>測定結果（四季平均）　単位：dB（A）
<table><tr><th>路線</th><th>昼間</th><th>夜間</th></tr><tr><td>高速2号線（40m）</td><td>72</td><td>66</td></tr><tr><td>〃　（30m）</td><td>72</td><td>66</td></tr><tr><td>〃　（50m）</td><td>70</td><td>65</td></tr><tr><td>高速3号線</td><td>68</td><td>62</td></tr><tr><td>高速分岐2号線</td><td>72</td><td>64</td></tr></table></td><td>官民境界、地上1.2mにおいて現況値より悪化させない。
単位：dB(A)
現況値は右表に示す値とする。
（高速3号線区間の街路は未整備であるため、類似区間の現況値とした。）
<table><tr><th>路線</th><th>昼間</th><th>夜間</th></tr><tr><td>高速2号線（40m）</td><td>72</td><td>66</td></tr><tr><td>〃　（30m）</td><td>72</td><td>66</td></tr><tr><td>〃　（50m）</td><td>70</td><td>65</td></tr><tr><td>高速3号線</td><td>70</td><td>65</td></tr><tr><td>高速分岐2号線</td><td>72</td><td>64</td></tr></table></td></tr>
</table>

補足：この時に環境保全目標の設定にあたり議論となったのは、二酸化窒素と騒音であった。
二酸化窒素には市独自の環境目標値が定められていたことから、「環境基準を達成する。なお、名古屋市公害防止条例に定める環境目標値についても、十分留意する」とされた。また、騒音については、平面街路の騒音がすでに環境基準を上回っていたことから、「官民境界、地上 1.2mにおいて現況値より悪化させない」とされた。

イ 予測の前提条件および予測結果

i 大気（二酸化窒素と一酸化炭素）と騒音の予測の前提条件

大気汚染・騒音・振動（振動については省略した:引用者）の予測に用いた条件は次のとおりです。

大気汚染

①目標年次:　昭和 75 年
②予測断面:　幅員及び構造等を勘案し、主要な断面について行った。
③交通量:　都市高速道路については、昭和 56 年に実施した中京都市圏のパーソントリップ調査に基づく予測交通量を基本とした。平面街路については、可能交通容量を用いた。
④走行速度:　都市高速道路 60km/h、平面街路 20km/h（区間平均速度）を用いた。
⑤排出係数:　中央公害対策審議会答申の第2段階規制を考慮して設定した。
⑥予測式:　有風時（風速＞1.0m/s）はプルームモデル、弱風時（風速≦1.0m/s）はパフモデルを用いた。
⑦気象条件:　風向・風速については、年間を通じた昼・夜別風向、風速（高さ補正後）を用いた。

[38] 前掲 36 パンフレット「名古屋都市高速道路　都市計画変更原案概要及び環境影響評価準備書素案のあらまし『現況及び環境保全目標』」（名古屋市 1986.3）

騒 音

①目標年次: 昭和 75 年

②予測断面及び交通量: 大気と同じ。

③走行速度: 都市高速道路 60km/h、平面街路 50km/h を用いた。

④予測式: 日本音響学会式を基本とした。

⑤予測時間: 昼間・夜間各々の交通量ピーク時とした。

ii 大気(二酸化窒素と一酸化炭素)と騒音の予測結果

大 気 汚 染

二酸化窒素(NO_2)と一酸化炭素(CO)の高濃度側での予測値を表－1に、また、NO_2 の高濃度側での濃度分布図を図－1(省略)に示します。

表－1 NO_2及びCOの予測結果 (官民境界上1.5m、単位:ppm)

予測場所	路線	NO2			CO	
		年平均値	日平均値(98%値)	日平均値0.04ppm以下の年間日数	年平均値	日平均値(2%除外値)
①	高速2号線	0.0253	0.0433	365日～324日	0.97	2.21
②		0.0258	0.0442	365日～319日	1.02	2.30
③	高速3号線	0.0257	0.0440	365日～320日	1.01	2.28
④	高速分岐2号線	0.0251	0.0429	365日～326日	0.99	2.25

(注) バックグランド濃度は NO_2:0.0175ppm、CO:0.70ppmとした。

騒 音

騒音の高レベル側での予測値を表－2に、また、夜間騒音分布図を図－2(省略)に示します。

表－2 騒音予測結果 (官民境界上1.2mの中央値、単位:dB(A))

予測場所	路線	昼間			夜間		
		都市高速	平面街路	合成騒音	都市高速	平面街路	合成騒音
①	高速2号線	55.1	67.4	67.7	50.3	62.7	62.9
②		54.3	68.6	68.7	49.5	63.8	64.0
③	高速3号線	53.1	68.3	68.4	48.3	63.5	63.7
④	高速分岐2号線	54.1	68.6	68.7	49.3	63.8	64.0

補足:上記の予測場所のうち、①は 40m 街路、②はY型ダブルデッキ構造区間をいう。

ウ 評価および環境保全対策

予測・評価を行ったすべての環境要素について、その評価および保全対策を**表 7.2.10** に転記して示す。

表 7.2.10　評価および保全対策[39]（高速2号線北部等）

項目			評価	環境保全対策
大気汚染			二酸化窒素及び一酸化炭素は環境基準にすべて適合する。また、二酸化窒素の環境目標値についても年間約100～85%が適合する。以上のことから、環境保全目標は達成できると考えられる。	二酸化窒素については、道路緑化、交通運用面での施策及び直接噴射式ディーゼル車を始めとする自動車排出ガス規制の強化等総合施策の中で、将来、環境目標値の達成が可能になるものと考えられる。
騒音			予測結果は、現況値を上回らないことから、環境保全目標値を達成できると考えられる。	事業の実施にあたっては、歩道植栽や中央分離帯の形状に配慮する。また、防音工事助成制度の活用及び学校・病院等への防音工事の実施に努める。
振動			予測値は昼間・夜間とも55dB以下と低い値となっており、環境保全目標を達成できると考えられる。	供用後の路面平坦性の確保等により、振動レベルの低減に努める。
動植物			緑地の改変を伴なわないこと、貴重な植物が見られないこと、及び動物の生息環境への影響が少ないことから、環境保全目標は達成できると考えられる。	ヒメボタルの行動の障害とならないよう、照明器具の選定、配置等に配慮する。
日照			高速分岐2号線の北側では、環境保全目標を満足できないものと予測された。その他の路線では、環境保全目標を満足できると考えられるが、一部で沿道の建物との複合日影により環境保全目標を満足できない住宅が生ずる可能性がある。	環境保全目標を満足できない住宅については、建設省事務次官通知の趣旨に準じ必要な費用負担を行う。なお、透光性しゃ音壁の採用を積極的に図る。
景観			構造上の対応、色彩への配慮、街路修景等により、圧迫感等がかなり軽減されており、環境保全目標は達成できると考えられる。	事業の実施にあたっては、さらに詳細な検討を行い周辺環境との調和に努める。
電波			構造物によるしゃへい障害が発生するため、環境保全目標を達成できないものと予測された。	しゃへい障害が予測される区域には、共同受信施設の設置等による対策を講じる。また、反射障害が発生した場合も同様とする。
その他の項目	地域分断		閉鎖となる交差点等は無く、支障となる2箇所の横断歩道橋は移設等の措置を講ずることから、環境保全目標を達成できると考えられる。	事業の実施にあたっては、路面高の嵩上げ等により視覚的分断感についてもできるだけ配慮するよう努める。 交差点の見通しを確保するため、橋脚の配置等に配慮する。
	安全性			
	工事中	水質汚濁	影響がないかまたは影響は軽微であることから、環境保全目標を達成できると考えられる。	工事実施前に濁水の処理方法等について、十分な検討を行う。また、沿道の家屋等の現況を詳細に調査し、影響が生じないよう努める。
		地盤		
		騒音・振動	機械の選定や工法の選択、及び施工について十分配慮することにより、環境保全目標を達成できると考えられる。	低騒音・低振動機械の選定、機械の整備点検及び操作等に十分配慮する。
		廃棄物	適切な運搬、処分を行うことにより、環境保全目標を達成できると考えられる。	関係法令等を遵守し処分する。
		安全性	歩行者の通行等、道路交通の安全や埋設管の管理に留意し、適切な措置を講ずることから、環境保全目標を達成できると考えられる。	工事安全施設の設置、及び埋設管等の保全措置に万全を期する。
		文化財	関係機関との十分な協議と適切な施工により、環境保全目標を達成できると考えられる。	文化財付近で行う工事には細心の注意を払うとともに、必要な措置を講ずる。 クスノキとイチョウについては、生育に支障が生じないよう十分配慮する。

注：表中の誤字は訂正した（引用者）。

以上は市原案の段階での環境影響評価準備書素案の概要であるが、騒音と地盤沈下の環境保全目標は知事の作成した環境影響評価準備書で変更されており、騒音は「平面街路及び都市高速道路からの合成騒音は現状の値以下とする。なお、環境基準の値についても十分留意する」とされた。また、評価では「・・・合成騒音は現状の値以下となっており、また、都市高速道路の騒音は環境基準の値以下となっている」と記述されている。

この変更理由については、1987（昭和 62）年 7 月の市都市計画審議会で質疑がなされており、審査委員による指摘事項と国の技術指針を踏まえて変更されたものとの説明があった。この点について、環境影響評価書の都市計画決定権者の見解[40] では「市原案では、『官民境界、地上 1.2m において現況値より悪化させない。』

[39] 前掲 36 パンフレット「名古屋都市高速道路　都市計画変更原案概要及び環境影響評価準備書素案のあらまし『評価及び環境保全対策』」（名古屋市 1986.3）

[40] 名古屋都市計画道路（1・4・2 号高速 2 号線ほか）環境影響評価書（概要版）（昭和 62 年 7 月　愛知県　p. 197, p. 205）

としながらも、高さ方向及び後背地に与える影響についても十分配慮して行くとしていることを踏まえ、表現上補ったものであり、環境保全に努めていくという基本的考え方に変わりはありません」と説明している。また、「地盤沈下の環境保全目標はその表現を適切なものとしたものであり、いずれも趣旨は同様であります」としている。

(5) 6･6通達により実施した事例

6･6 通達単独適用の例として、1990(平成 2)年の名古屋都市計画道路 1･4･1 号高速 1 号線(以下「高速 1 号線留保区間」という)の都市計画変更を取り上げる。

① 環境影響評価の手続き

高速 1 号線留保区間(四谷～高針)の都市計画変更に当たっては、環境影響評価の手続きは基本的には 6･6 通達に基づいて実施することとされ、1990(平成 2)年 3 月 23 日の建設環境部会において都市計画変更原案概要と環境影響評価準備書素案が示された。

その後は、地元説明会、意見書の受付、建設環境部会、市都市計画審議会を経て、市原案を同年 6 月 22 日に愛知県へ提出した。県では、公聴会の開催を経て翌 1991(平成 3)年 5 月に都市計画変更の知事案と環境影響評価準備書を作成し、縦覧、意見書の受付および都市計画地方審議会などを経て同年 8 月 28 日に都市計画変更告示･環境影響評価書の縦覧となった(愛知県告示第 785 号)。

市指導要綱に基づく協議の結果、基本的には 6･6 通達に基づいて実施されたため、手続きとしては、意見書の受付は行われたものの意見書に対する見解書は無く、公聴会は開催されていない。また、環境影響評価審査書の作成やその前段で必要となる審査委員による審査も行われてはいない。そして、意見書の概要と意見書に対する市の考え方が建設環境部会および市都市計画審議会に提出されており、審査委員関係については、市都市計画審議会に環境分野の臨時委員が置かれて、審議に加わった。

都市計画と環境影響評価の経過について、**図 7.2.12** に示す。

② 環境影響評価の内容

高速 1 号線留保区間(四谷～高針)は、東山公園区域の地下をトンネルで通過し、高速名古屋環状 2 号線と接続するまでの区間は高架構造であり、トンネル構造区間(延長約 2.8km)には 3 か所の換気所が設けられることおよび高架構造区間の両側には幅員 18m の区画街路(都市計画道路 7･4･53 号荒田線)が配置されることにその特徴がある。トンネル構造区間および高架構造区間の道路断面図を**図 7.2.13** に示す。

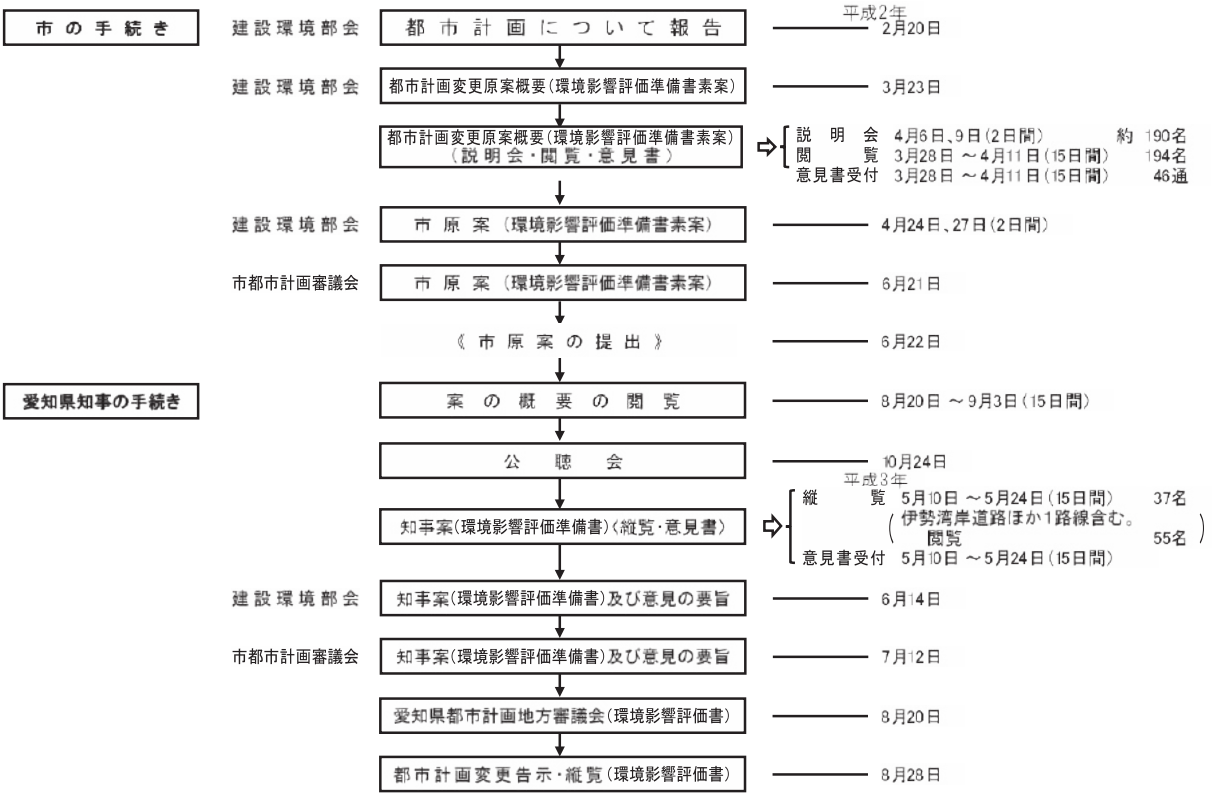

図 7.2.12　都市計画と環境影響評価の経過(高速1号線留保区間)

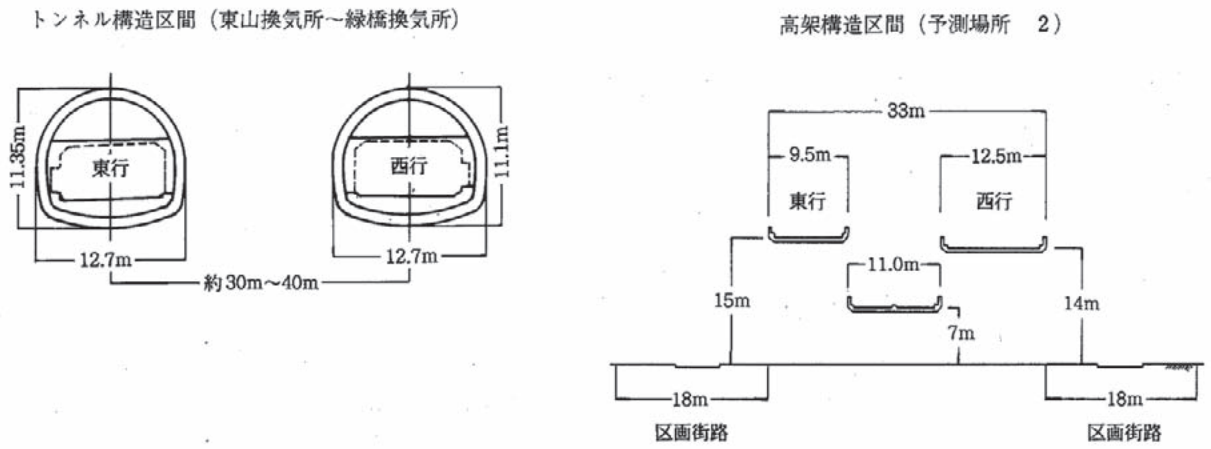

（注）予測場所 2 は、高針出入路部付近

図 7.2.13　道路断面図[41]（高速1号線留保区間）

[41] パンフレット「名古屋都市高速道路　高速 1 号線（四谷～高針）　都市計画変更原案概要のあらまし・環境影響評価のあらまし『計画路線の断面図』」（愛知県・名古屋市　1990.4）

環境影響評価については、道路事業の技術指針に基づいて予測・評価の対象とした環境要素（大気、騒音、植物、動物、景観）のほかに市指導要綱も考慮して、振動、緑地、日照、電波、地域分断、安全性も別途検討対象とされ、同様に、技術指針にはない工事中の環境影響評価においても、騒音、振動、地盤、廃棄物、安全性、文化財を別途検討対象としている。

なお、振動は技術指針による環境要素ではあるが、現状調査は行うものの軟弱地盤地帯を通らないことから予測・評価の対象とはしていないため、その予測・評価は市指導要綱を考慮した別途検討対象に含めている。

1990（平成2）年4月に開催された地元説明会での配布資料は2部構成となっており、愛知県と名古屋市の連名となっている「都市計画変更原案概要のあらまし・環境影響評価のあらまし」[42] に加えて、名古屋市独自の資料として「環境影響評価説明資料のあらまし」[43] を作成し、別途検討した内容について説明している。

以下に、前者の資料から大気汚染と騒音について環境影響評価結果の概要を、また、後者の資料から別途検討した内容の一部を引用して紹介する。なお、引用箇所は、四角で囲って表記した。また、参考に関連補足事項等について欄外に示した。

ア　環境影響評価結果の概要

ｉ　予測条件

＜大気汚染＞

予測対象時期:	平成22年（2010年）
走行速度:	計画路線の本線は50km/h、ランプは40km/h
予測式:	有風時（風速が1m/sを超える場合）はプルームモデル、弱風時（風速が1m/s以下の場合）はパフモデルを用いた。なお、坑口、換気所からの影響も考慮した。
バックグラウンド濃度:	二酸化窒素は周辺の一般環境大気測定局4局における昭和63年度測定結果の平均値とした。 一酸化炭素は周辺の一般環境大気測定局1局における昭和63年度測定結果を用いた。

＜騒音＞

予測対象時期:	大気汚染に同じ。
走行速度:	大気汚染に同じ。
予測式:	日本音響学会式を基本とした。

[42] 前掲41　パンフレット「名古屋都市高速道路　高速1号線（四谷～高針）　都市計画変更原案概要のあらまし・環境影響評価のあらまし」（愛知県・名古屋市　1990.4）

[43] パンフレット「環境影響評価説明資料のあらまし」（名古屋市　1990.4）

ii 予測結果

大 気 汚 染

二酸化窒素　　単位：ppm

予測場所	道路寄与年平均濃度	換気所からの年平均濃度	バックグラウンド濃度	合成年平均濃度	日平均値の年間98%値
1	0.0071	0.0002	0.0253	0.0326	0.055
2	0.0016			0.0271	0.047

一酸化炭素　　単位：ppm

予測場所	道路寄与年平均濃度	換気所からの年平均濃度	バックグラウンド濃度	合成年平均濃度	日平均値の年間2%除外値
1	0.08	0.001	0.80	0.88	1.9
2	0.01			0.81	1.8

注）・予測値は南北両側で官民境界地上1.5mでの高い側の値である。

・換気所からの年平均濃度は地上1.5mにおいて最大着地濃度となる地点における濃度を用いた。

騒　　音

単位：dB（A）

予測場所	朝	昼間	夕	夜間	備 考
1	57	57	53	50	第一種住居専用地域
2	53	53	50	47	住居地域

注）・予測値（L_{50}）は南北両側で官民境界地上1.2mでの時間区分ごとの最大値である。

（注）予測場所１は、高架構造区間のトンネル坑口部付近、２は、高架構造区間の高針出入路部附近
大気汚染および騒音予測結果のうち、分布図については省略した

iii 環境保全目標

大 気 汚 染

二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppm～0.06ppmのゾーン内、または、それ以下であること。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であること。

騒　　音　　単位：dB（A）

地域の類型	昼間	朝・夕	夜間
A	60以下	55以下	50以下
B	65以下	65以下	60以下

注）・地域の類型Aは2車線を超える車線を有する道路に面する第一種住居専用地域、第二種住居専用地域、住居地域である。

・地域の類型Bは2車線を超える車線を有する道路に面する近隣商業地域、商業地域、準工業地域等である。

iv 評価および環境保全対策

評価および環境保全対策については、植物・動物と景観も含めたすべての環境要素について示す。

大 気 汚 染	二酸化窒素、一酸化炭素ともに環境保全目標を達成できると考えられる。 なお、名古屋市の条例による環境目標値については、自動車交通公害防止のための総合的道路施策の推進や今後の排出規制の強化、低公害車の研究開発の促進などにより、大気汚染の改善が将来期待されるものと考える。
騒 音	予測場所1において、環境保全目標の値を上回るが、防音壁の設置等の適切な保全対策を講ずることにより環境保全目標を達成することができると考えられる。
植 物・動 物	影響は軽微、もしくはほとんどないと予測されるので環境保全目標を達成できると考えられる。
景 観	色彩、形状等に配慮することから、各地点の周辺景観になじむものとのなり、環境保全目標を達成できると考えられる。
工事中の環境保全対策	工事の実施にあたっては、関係法令等を遵守し、住民の日常生活に及ぼす影響について十分配慮し、環境の保全に努めるよう諸対策を講じます。

イ 別途検討項目

「環境影響評価説明資料のあらまし」では、他の項目や工事中の検討結果も示されており、上記の項目と同様に、予測結果、環境保全目標、環境保全の考え方が載せられている。このうち、環境保全の考え方の部分を**表 7.2.11** に示す。なお、工事中における環境保全の考え方については転記を省略した。

表 7.2.11 環境保全の考え方[44]（高速1号線留保区間）

振 動	予測結果は昼間・夜間とも評価の基準である要請限度値を下回っていることから、環境保全目標を達成できると考えられる。
緑 地	予測結果より、環境保全目標を達成できると考えられる。また、工事完了後にはできるだけ植栽に努める。
日 照	高架構造区間の一部で環境保全目標を達成できないがこれらの地域の既存住宅には建設事務次官通知「公共施設の設置に起因する日陰により生ずる損害等に係る費用負担について」に基づき費用負担を行う。
電 波	一部地域で環境保全目標を達成できないが、障害が生ずる区域については建設事務次官通知「公共施設の設置に起因するテレビジョン電波受信障害により生ずる損害等に係る費用負担について」により共同テレビジョン電波受信施設の設置等による対策を講じるので、環境保全目標を達成できると考えられる。
地域分断	区画道路が1箇所支障するが、付近に信号交差点、横断歩道の設置の措置を講ずる等により、地域分断への著しい影響は生じないと考えられるため、環境保全目標を達成できると考えられる。
安全性	小学校への通学路が1箇所支障するが、付近に信号交差点、横断歩道の設置の措置を講ずる等により通学路の交通安全が確保され、環境保全目標を達成できると考えられる。なお、橋脚の配置については、交差点の見通しの確保、歩行者の通行に配慮する。

[44] 前掲 43 パンフレット「環境影響評価説明資料のあらまし『環境保全の考え方』」（名古屋市 1990.4）

また、「事業実施にあたっての環境対策、景観対策及び防災対策についての考え方」[45] が示されており、その例としてトンネル構造区間の環境対策、景観対策を抜粋して示す。

「トンネル構造区間の坑口部には内部吸音板を設置する。

換気所の吸排気口にはサイレンサー（消音装置）を設置する。

周辺環境と調和するよう（換気塔の：引用者）形状、色彩等に配慮する。また、換気所周辺の植栽に努める」

なお、市原案を審議した 1991（平成 3）年 7 月 12 日の市都市計画審議会では、今回の環境影響評価手続きについて、これまでの事例との違いや今後の都市計画案件での扱い方について質疑がなされたほか、環境影響評価の内容について、市公害防止条例で定めている二酸化窒素の環境目標値の扱い、換気所の換気塔からの排気と逆転層との関係などについて議論がなされている。

1991（平成 3）年 5 月の環境影響評価準備書以降の愛知県知事による手続きにおいては、上記の「環境影響評価説明資料のあらまし」の内容については触れられていない。

この点については、環境影響評価準備書の縦覧期間中に提出された意見書の中には、予測・評価を行う環境要素を限定すべきではないという趣旨の意見も寄せられたが、環境影響評価書に記載された都市計画決定権者の見解[46] では「環境影響評価は、建設省の通達に基づく技術指針等をもとに実施しています。上記技術指針をもとに、公害の防止及び自然環境の保全の見地から、現状調査を行う項目については、大気汚染、騒音、振動、植物、動物及び景観を、また、予測・評価を行う項目については、大気汚染、騒音、植物、動物及び景観を設定しています。なお、日照阻害及びテレビジョン電波受信障害については、環境影響評価の対象とされていませんが、今後、事業実施に際して、建設省の通達等に準拠して、適切に対応されるものと考えています」としている。

[45] 前掲 43 パンフレット「環境影響評価説明資料のあらまし『事業実施にあたっての環境対策、景観対策及び防災対策』」（名古屋市 1990.4）

[46] 名古屋都市計画道路 1・4・1 号高速 1 号線環境影響評価書（2分冊のうち2）（愛知県 1991.8 p. 7）

第3章　都市防災

第１節　防災関連法制の経緯等

1　防災関連法制の概要

都市計画において防災との関連は非常に深いものがある。「都市計画法」（昭和 43 年法律第 100 号）では「都市の健全な発展と秩序ある整備を図」り（第 1 条目的）、「健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保」すること（第2条基本理念）としており、防災を直接の目的とする表現はみられないが、掲げた目的等を達成するために種々の過程を通して防災を実現することを目指しているといえよう。防災と都市計画の関係について入沢恒は「本来都市計画の中にあるべき安全性の配慮をより鮮明にしようとする考え方である」としている。[1] また、発災した場合における復興に際して復興計画の果たす役割が大きいことは明らかであろう。事実、震災、火災、戦災などに際して立案された都市計画や、それに基づいて実行された都市計画事業が大きな成果をもたらしてきた実績がある。

しかし、防災は対象とする災害の種類も多く、行政の対象とする分野も都市計画の範疇を超えて広範にわたっている。本節では、都市計画の面からみて上位ないし周辺に位置すると考えられる法制に関し、主に地震、水害、火災等をその対象とすることとする（**表 7.3.1**）。

表 7.3.1　主な防災関連法

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）					
地震		水害		火災等（不燃化・市街地整備）	
大規模地震対策特別措置法	昭和53年 法律第73号	水防法	昭和24年 法律第193号	都市再開発法	昭和44年 法律第38号
地震財特法	昭和55年 法律第63号	河川法	昭和39年 法律第167号	被災市街地復興特別措置法	平成 7年 法律第14号
地震防災対策特別措置法	平成 7年 法律第111号	特定都市河川浸水被害対策法	平成15年 法律第77号		
耐震改修促進法	平成 7年 法律第123号	津波対策の推進に関する法律	平成23年 法律第77号	密集法	平成 9年 法律第49号
南海トラフ地震対策特措法	平成14年 法律第92号				

法律名称は一部略称を用いた
地震財特法：地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律
耐震改修促進法：建築物の耐震改修の促進に関する法律
南海トラフ地震対策特措法：南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法
密集法：密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律

(1)　災害対策基本法

災害対策基本法は文字どおり災害対策に関する基本法であり、1959（昭和 34）年 9 月の伊勢湾台風被害を契機とし、総合的かつ計画的な防災体制を確立しようとして制定された。防災組織、防災計画、災害予防、災害応急対策、災害復旧等について規定している。防災組織として中央防災会議、地方防災会

[1] 入沢 恒「都市防災原論 ―都市防災と都市計画―」（「都市計画」 No.89 1976.7）

議、災害対策本部等について定め、防災計画については防災基本計画、防災業務計画、地域防災計画を定めている。

(2) 地震対策関連法

① 大規模地震対策特別措置法

地震対策については東海地震対策が先行し、「大規模地震対策特別措置法」(昭和 53 年法律第 73 号)が 1978(昭和 53)年 6 月 15 日に公布され、同年 12 月 14 日に施行された。「東海地震に係る地震防災対策強化地域」(以下「地震防災対策強化地域」という)の指定、地震防災に関する基本計画・強化計画・応急計画の作成、地震発生予知のための観測、地震予知情報が発せられた場合の警戒宣言等について規定している。

② 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律

「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」(昭和 55 年法律第 63 号、以下「地震財特法」という)は、1980(昭和 55)年 5 月 28 日に公布・施行された。大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災対策強化地域における施設等の整備について国庫補助率を嵩上げするものである。

③ 地震防災対策特別措置法

「地震防災対策特別措置法」(平成 7 年法律第 111 号)は、1995(平成 7)年 1 月の阪神・淡路大震災を契機として同年 6 月 16 日に公布され、ほぼ 1 か月後の 7 月 18 日に施行された。地震財特法が特定地域を対象としているのに対し、地震防災対策特別措置法は地震財特法と同様な内容を全国で適用できるようにした。都道府県が地震防災緊急事業五箇年計画を策定したうえで、地震防災施設整備を促進するために国庫補助率の嵩上げを行うものである。

④ 建築物の耐震改修の促進に関する法律

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」(平成 7 年法律第 123 号、以下「耐震改修促進法」という)は、阪神・淡路大震災の被害を教訓として 1995(平成 7)年 10 月 27 日に公布され、同年 12 月 25 日に施行された。「地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命等を保護するため、既存建築物の耐震改修を促進するための措置を講ずることにより、建築物の耐震性の向上を図ること」を目的としている。[2]

⑤ 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法

「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」(平成 14 年法律第 92 号、以下「東南海・南海地震防災対策推進法」という)は、2002(平成 14)年 7 月 26 日に公布され、翌年 7 月 25 日に施行された。この法律は 2011(平成 23)年 3 月の東日本大震災後、平成 25 年法律第 87 号で改正され、題名を「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」と改めたうえで内容が強化された。

[2] (財)日本建築防災協会等「『建築物の耐震改修の促進に関する法律』の法令及びその解説」((財)日本建築防災協会等 1996.1 p. 1)

(3) 水害対策関連法

本節では直接水害に関連するもののみ簡潔に紹介することとする。排水関係は第5編「第2章 下水道」の記述に譲ることを主とし、また、砂防に関連する事項は本史では省略した。

① 河川法

治水の基となったといわれる治水三法とは、「河川法」(明治 29 年法律第 71 号)、「砂防法」(明治 30 年法律第 29 号)、「森林法」(明治 40 年法律第 43 号)である。このうち河川法と森林法は戦後になって全面改正されており、砂防法のみが部分改正で推移している。河川法は 1964(昭和 39)年 7 月 10 日に全面改正した内容で公布され(昭和 39 年法律第 167 号)、目的に「洪水、高潮等による災害の発生が防止」されることをうたった。平成 25 年法律第 35 号による改正で、この目的に津波が加わっている。

② 水防法

「水防法」(昭和 24 年法律第 193 号)は 1949(昭和 24)年 6 月 4 日に公布され、同年 8 月 3 日に施行された。洪水、高潮に際して水災を警戒、防御、被害軽減することを目的とし、水防組織、水防活動等について規定している。平成 23 年法律第 124 号による改正で目的に津波が加わっている。

③ 昭和 34 年台風第 15 号により災害を受けた伊勢湾等に面する地域における高潮対策事業に関する特別措置法

「昭和 34 年台風第 15 号により災害を受けた伊勢湾等に面する地域における高潮対策事業に関する特別措置法」(昭和 34 年法律第 172 号)は、伊勢湾台風被害に対する対策としての高潮対策事業について国の地方公共団体に対する財政支援を規定していたが、1982(昭和 57)年に廃止された。

④ 治山治水緊急措置法

「治山治水緊急措置法」(昭和 35 年法律第 21 号)は、伊勢湾台風被害を契機として 1960(昭和 35)年 3 月 31 日に公布され翌日から施行された。治山治水事業を計画実施するために十箇年計画等を策定することを骨子としていたが、2003(平成 15)年度をもって廃止され、社会資本整備重点計画の一部に移行した。

⑤ 特定都市河川浸水被害対策法

「特定都市河川浸水被害対策法」(平成 15 年法律第 77 号)は、2003(平成 15)年 6 月 11 日に公布され、翌年 5 月 15 日に施行された。河川管理者、下水道管理者、地方公共団体が特定都市河川の浸水被害対策を協力することを規定した。

⑥ 津波対策の推進に関する法律および津波防災地域づくりに関する法律

東日本大震災(2011(平成 23)年 3 月 11 日)の津波被害に対して、主にソフト面の対策について「津波対策の推進に関する法律」(平成 23 年法律第 77 号)が 2011(平成 23)年 6 月 24 日に公布施行された。主にハード面の対策については「津波防災地域づくりに関する法律」(平成 23 年法律第 123 号)が 2011(平成 23)年 12 月 14 日に公布され、同年 12 月 27 日に施行されている(一部の条項については、翌 2011(平成 24)年 6 月 13 日施行)。

(4) 不燃化等建築・市街地整備関連法

① 都市再開発法等

建築物の不燃化等による火災対策は長い歴史がある。「市街地建築物法」(大正 8 年法律第 37 号)の防火地区から「建築基準法」(昭和 25 年法律第 201 号)の防火地域に至る経緯については吉川仁の紹介がある。[3] また、不燃化を市街地へ拡大し再開発へと発展させていく過程には二つの流れがあった。一つは「耐火建築促進法」(昭和 27 年法律第 160 号)から「防災建築街区造成法」(昭和 36 年法律第 110 号)への流れであり、もう一つは「土地区画整理法」(昭和 29 年法律第 119 号)第 93 条の立体換地規定から「公共施設の整備に関連する市街地の改造に関する法律」(昭和 36 年法律第 109 号)への流れである。両者は「都市再開発法」(昭和 44 年法律第 38 号)として統合され、1969(昭和 44)年 6 月 3 日に公布されて同年 6 月 14 日に施行された。こうした経緯の詳細については、第6編「第2章 都市再開発」に譲る。

② 被災市街地復興特別措置法

「被災市街地復興特別措置法」(平成 7 年法律第 14 号)は、阪神・淡路大震災後の復興を対象としつつそれ以外に大規模な災害を受けた被災市街地一般に通用する法律として立案され、1995(平成 7)年 2 月 26 日に公布施行された。「非常時における都市計画」の必要に基づき、「関東大震災及び戦災に対応するために二次にわたり制定された『特別都市計画法』に続く第三番目の『災害時の都市計画制度』と位置づけられる」ものである。[4]

④ 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律

「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律」(平成 9 年法律第 49 号、以下「密集法」という)は、耐震改修促進法と同様に阪神・淡路大震災の被害を教訓として 1997(平成 9)年 5 月 9 日に公布され、同年 11 月 8 日に施行された。密集市街地は一般に敷地狭小、地区レベルの公共施設不足、権利関係錯綜などにより建替え更新が困難なため防災上の課題を抱えていることが常である。密集法は、段階的、修復的な整備を着実に進めるため防災再開発促進地区(現防災街区整備方針)、防災街区整備地区計画等について規定している。

2 主要災害とその後の施策対応 [5]

防災関連法制は多くの場合、過去に発生した大規模な災害を契機として制定、制度化された。ここでは時系列に従って発生した主な災害と、その後にとられた施策対応概要の関係をみていくこととする(**図 7.3.1**)。

[3] 吉川仁「防火地域制の変遷と地区レベルの難燃化方策に関する研究」(「日本都市計画学会学術研究論文集」1992)

[4] 佐々木晶二「被災地の緊急かつ健全な復興のために “非常時の都市計画制度”の確立」(「時の法令」 No. 1504 1995.8.30)

[5] 内閣府「わが国の災害対策」(2002.3)
http://www.bousai.go.jp/kyoiku/panf/pdf/saigaipanf.pdf(2015/06/18 閲覧)
全日本地震防災推進協議会鹿児島支部「震災対策の歩み」
http://homepage3.nifty.com/purplecat/bousai2.html(2015/06/18 閲覧)

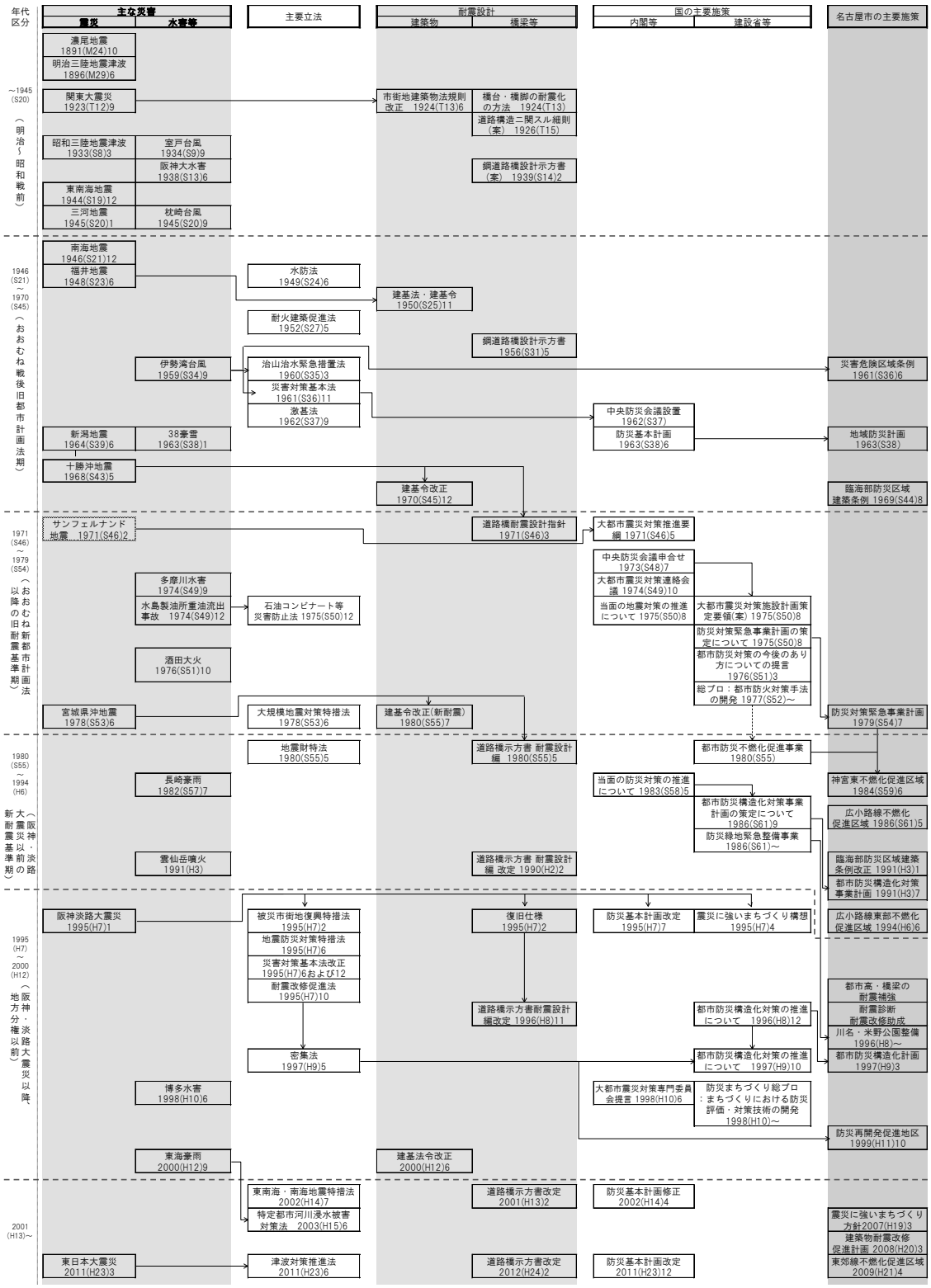

＊　図中、「建基法」は「建築基準法」、「建基令」は「建築基準法施行令」、「激甚法」は「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」、「大規模地震対策特措法」は「大規模地震対策特別措置法」、「地震財特法」は「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」、「被災市街地復興特措法」は「被災市街地復興特別措置法」、「地震防災対策特措法」は「地震防災対策特別措置法」、「耐震改修促進法」は「建築物の耐震改修の促進に関する法律」、「密集法」は「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律」、「東南海・南海地震特措法」は「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」、「津波対策推進法」は「津波対策の推進に関する法律」をあらわす
また、「治山治水緊急措置法」は「治山緊急措置法」に、「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」は「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に改称されている

図 7.3.1　主要災害とその後の施策対応等

(1) 明治以降昭和戦前まで

明治以降昭和戦前までの大規模な地震としては、濃尾地震(1891(明治 24)年)、明治三陸地震(1896(明治 29)年)、昭和三陸地震(1933(昭和 8)年)、東南海地震(1944(昭和 19)年)、三河地震(1945(昭和 20)年)などがあるが、被害の規模からすると首都圏を襲った関東大震災(1923(大正 12)年)の死者・行方不明者が 14 万人を超えて最大である。

関東大震災復興については、壮大な復興計画案が立案されたが縮小を余儀なくされ、東京と横浜で「特別都市計画法」(大正 12 年法律第 53 号)を根拠法として震災復興土地区画整理事業が施行された。

構造物の耐震化[6]については、関東大震災の翌年に「市街地建築物法施行規則」(大正 9 年内務省令第 37 号)が改正されて建築物に耐震基準が導入された(大正 13 年内務省令第 15 号)。また 1924(大正 13)年に内務省通達「橋台橋脚等の耐震化の方法」が発出され、これを受けた「道路構造ニ関スル細則案」において道路橋の耐震基準が 1926(大正 15)年に示された。

(2) 戦後の旧都市計画法期

1946(昭和 21)年から 1969(昭和 44)年にかけては、おおむね戦後の旧都市計画法期といえるだろう。この期間の大規模な地震は、戦後まもなくの南海地震(1946(昭和 21)年)、福井地震(1948(昭和 23)年や高度経済成長晩期の新潟地震(1964(昭和 39)年)、十勝沖地震(1968(昭和 43)年)などがあげられる。大規模な被害をもたらした風水害としては伊勢湾台風があった。

福井地震の後に建築基準法が制定され、耐震設計については「建築基準法施行令」(昭和 25 年政令第 338 号)に規定された。橋梁の耐震設計については「鋼道路橋設計示方書」において地盤・地域により選択する規定を設けた。

伊勢湾台風による甚大な被害を教訓として、治山治水緊急措置法(1960(昭和 35)年)、災害対策基本法(1961(昭和 36)年)が制定され、名古屋市においては建築基準法に基づく「名古屋市災害危険区域に関する条例」(昭和 36 年条例第 2 号)が制定された。災害対策基本法に基づき中央防災会議が 1962(昭和 37)年に設置され、防災基本計画が 1963(昭和 38)年に策定されるとともに名古屋市地域防災計画も同年に策定された。

新潟地震(1964(昭和 39)年 6 月)は液状化現象による県営住宅の倒壊、昭和大橋の落橋、昭和石油新潟製油所のタンク火災などの大きな被害で知られ、十勝沖地震(1968(昭和 43)年 5 月)では鉄筋コンクリート造の柱のせん断破壊が顕著であった。こうした被害が道路橋耐震設計指針(1971(昭和 46)年)や建築基準法施行令改正(昭和 45 年政令第 333 号)に反映された。

(3) 新都市計画法下の旧耐震基準期

1970(昭和 45)年から 1980(昭和 55)年にかけては、新都市計画法施行初期にあって建築基準法施行令ではいわゆる新耐震基準が導入される以前の時期に相当する。

[6] 藤野陽三、五條渉「耐震基準の変遷」(「阪神・淡路大震災調査報告 共通編-1 総集編」 日本建築学会 2000.3 pp. 15-26)

① 大都市震災対策推進要綱

サンフェルナンド地震はアメリカ西海岸のロサンゼルス市近郊で1971（昭和46）年2月9日に発生した。発生時刻の関係で死者数は多くなかったが、大都市圏における直下型地震で構造物やライフラインの被害等から関心を集め、わが国からも調査団が派遣された。[7]

中央防災会議は、サンフェルナンド地震に関する政府合同調査団による調査および答申に基づき、大都市震災対策に関し防災基本計画を修正するとともに、1971（昭和46）年5月25日に「大都市震災対策推進要綱」を決定した。大都市震災対策推進要綱は「建物の不燃化、オープンスペースの確保等耐災環境を整備した安全な都市の建設」のほか災害応急対策の効率的実施およびそのために必要な体制の整備などについて定めていた。[8]

② 防災対策緊急事業計画

中央防災会議は1973（昭和48）年7月6日に「当面の防災対策の推進について」申合せを行い、地域防災計画において防災対策緊急事業計画を策定することなどをうたった。さらに1975（昭和50）年8月15日にも同様に申合せを行い、[9] 広域避難地・避難路・緩衝緑地等防災施設整備の促進と緊急に整備を要する事業の重点的かつ計画的な整備推進などをうたった。[10]

建設省は中央防災会議の申合せを受けて、関係省庁、学識経験者等で構成される都市防災総合委員会を 1974（昭和 49）年度に設置し、その検討結果をまとめて 「建設省所管施設に係る防災対策緊急事業計画（試案）の策定について」という通達 [11] を三大都市圏の関係地方公共団体に対して1975（昭和50）年 8 月に発した。この通達は「大都市震災対策施設整備計画作成要領（案）」[12] を示し、都市防災に関する基本計画としての「大都市震災対策施設整備計画」と緊急を要する事業に関する 10 箇年計画である「防災対策緊急事業計画」の試案を作成するよう求めたものである。このうち「大都市震災対策施設整備計画作成要領（案）」においては対象区域、広域避難地、避難路、広域避難地及び避難路の配置等、緩衝地帯、浸水対策施設、整備方策、その他の基本的事項等に関する基準などを示した。[13] 名古屋市はこれを受けて「防災対策緊急事業計画（案）」を1979（昭和54）年3月に作成し、同年7月改訂の名古屋市地域防災計画に位置づけた。

---

[7] 菅原捷「サン・フェルナンド地震について」（「応用地質」 Vol. 14, No. 1・2 1973.6）
村上處直「写真で見る地震の被害」（pp. 4-5 「国際交通安全学会誌」 Vol. 8, No. 4 1982.9）

[8] 「大都市震災対策推進要綱」（中央防災会議 昭和46年5月25日）
「震災対策の経緯」（中央防災会議） http://archive.today/2mvV（2015/06/19 閲覧）

[9] 「当面の防災対策の推進について」（中央防災会議申合せ 昭和48年7月6日、昭和50年8月15日）

[10] 小川雄二郎「都市防災の現状と評価」（「総合都市研究」 No. 47 1992.12 pp. 94-95）

[11] 「建設省所管施設に係る防災対策緊急事業計画（試案）の策定について」（昭和50年8月18日 建設省都政発第49号 都市局長通達）

[12] 「大都市震災対策施設整備計画作成要領（案）」（建設省 昭和50年8月18日）

[13] 井上良蔵「都市震災対策の推進について ―『大都市震災対策施設計画策定要領（案）』の位置づけとその内容―」（「建設月報」 Vol. 28, No. 11 1975.11）
下松義之「都市の震災対策の施策」（「新都市」 Vol. 30, No. 12 1976.12）

③ 都市防災対策の今後のすすめ方についての提言

建設省を事務局とする都市防災総合委員会は、「都市震災対策を推進する上での基本的な考え方、実施又は検討すべき対策等」について検討を進め、1976(昭和 51)年 3 月に「都市防災対策の今後のすすめ方についての提言」をまとめた。[14] この中には不燃化促進のための措置として不燃化促進区域(仮称)の指定および不燃化のための助成措置が盛り込まれていた。

④ 都市防火対策手法の開発

建設省は「建設技術に関する研究開発課題のうち、特に社会的・行政的ニーズが強く、多方面の研究分野にまたがり、かつ、大規模な研究を要する課題について、官・学・民の緊密な連携の下に、研究開発を総合的に推進するため」総合技術開発プロジェクト(以下「総プロ」という)を 1972(昭和 47)年度に立ち上げた。1977(昭和 52)年度から 1981(昭和 56)年度にかけて「都市防火対策手法の開発」をテーマとしてとりあげ、「延焼遮断帯と防火区画の配置計画論を集大成し、その科学的な論拠を補強し、さらに具体の都市への適用のための計画、設計手法とその実現化方策を体系的にマニュアル化」した。[15]

(4) 阪神・淡路大震災以前の新耐震基準期

① 新耐震設計法

最初の総プロのテーマは「新耐震設計法の開発」であり、1972(昭和 47)年度から 1976(昭和 51)年度にかけて取り組まれ、1977(昭和 52)年に新耐震設計法(案)が公表された。1978(昭和 53)年 6 月 12 日には宮城県沖地震が発生し、コンクリートブロック塀倒壊による被害等が注目された。宮城県沖地震を契機として道路橋示方書耐震設計編(1980(昭和 55)年)や建築基準法施行令改正(昭和 55 年政令第 196 号、施行は 1981(昭和 56)年 6 月 1 日)において新耐震設計法が取り入れられた。道路橋示方書耐震設計編は 1990(平成 2)年に改訂された。

② 都市防災不燃化促進事業

建設省は「都市防災対策の今後のすすめ方についての提言」(1976(昭和 51)年 3 月)に不燃化促進のための措置の必要性がうたわれたことを受けて、1978(昭和 53)年度に防災建築事業計画作成に係る調査費補助制度を創設した。さらに都市計画中央審議会答申(1979(昭和 54)年 12 月 5 日)に「避難地、避難路の確保と周辺地域の防災建築物に対する不燃化助成制度の確立等」とうたわれたことを受け、[16] 調査費補助に加えて一定条件を満たす建築行為への補助に拡大した。すなわち、「大震火災時における避難者の安全を確保するため、民間エネルギーの活用を図りつつ避難地、避難路周辺の建築物の不燃化を促進する」都市防災不燃化促進事業を 1980(昭和 55)年度に創設した。[17]

---

[14] 井上良蔵「『都市防災対策の今後のすすめ方についての提言』について」(「新都市」 Vol. 30, No. 7 1976.7)

[15] 建設省「都市防火対策手法の開発概要報告書」(建設省 1982.9)
棚橋一郎「都市防火対策の系譜」(「新都市」 Vol. 35, No. 9 1981.9)

[16] 「『長期的視点に立った都市整備の基本的方向』について」(「新都市」 Vol. 34, No. 1 1980.1 p. 59)

[17] 建設省都市局都市政策課都市防災対策室「都市防災不燃化促進助成について」(「新都市」 Vol. 34, No. 6 1980.6)
「都市計画推進費補助金(都市防災不燃化促進助成費補助)制度要綱」(昭和 55 年 7 月 3 日建設省都防発第 38 号 建設事務次官通達)

③ 都市防災構造化対策事業計画

中央防災会議は 1983（昭和 58）年 5 月 24 日に第 3 次となる「当面の防災対策の推進について」申合せを行い、地域防災計画において都市防災構造化対策に関する事業計画を策定することなどをうたった。建設省はこれを受けて都市防災構造化対策事業計画の策定に関する通達を三大都市圏以外にも対象地域を拡大して 1986（昭和 61）年 9 月に発した。[18] 避難地、避難路等に関する基本計画と 10 箇年に実施する事業計画からなり、避難路の幅員についてはこれまでは原則 20m 以上であったが 15m 以上とした。また、避難距離が 2km を超える場合における特別避難路の概念を廃し、避難距離を 2km 以下に限定した。名古屋市はこれを受けて「都市防災構造化対策事業計画」を 1991（平成 3）年 7 月に作成し、同年改訂の名古屋市地域防災計画に位置づけた。

（5） 阪神・淡路大震災以降東日本大震災以前

① 被災市街地復興特別措置法等の新規立法

阪神・淡路大震災は 1995（平成 7）年 1 月 17 日に発生し、阪神高速道路の倒壊・落橋、神戸市役所中間階の圧壊、密集市街地の大規模火災、ライフラインの損傷など大都市直下地震の危険をあらためて明らかにした。阪神・淡路大震災の被害を契機として被災市街地復興特別措置法 [19]、地震防災対策特別措置法 [20]、耐震改修促進法 [21]、密集法 [22] が新規立法された。

耐震改修促進法では、学校、病院、百貨店、事務所等の多数の者が利用する旧耐震基準の建築物所有者に対して、耐震診断と必要に応じた耐震改修の努力義務を課すとともに、耐震改修計画の認定制度を創設した。同法は 2005（平成 17）年と 2013（平成 25）年に改正され（平成 17 年法律第 120 号、平成 25 年法律第 20 号）、地方公共団体による耐震改修促進計画の作成や特定の建築物に対する耐震診断の義務化などが新たに規定されている。

密集法においては防災再開発促進地区を創設したほか防災上有効な建替計画の認定、延焼等危険建築物に対する措置、防災街区整備地区計画創設などについて規定した。防災再開発促進地区は当初、「整備、開発又は保全の方針」の中に定めることとしていたが、2000（平成 12）年の都市計画法改正により、独立の都市計画である防災再開発方針となり、さらに 2003（平成 15）年の密集法改正により防災街区整備方針となった。

---

18 池内幸司「都市防災構造化対策事業計画について」（「新都市」 Vol. 41, No. 1 1987.1）
「都市防災構造化対策事業計画の策定について」（昭和 61 年 9 月 25 日 建設省都防発第 20 号 都市局長通達）

19 「被災市街地復興特別措置法制定の背景と経緯」（「被災市街地復興特別措置法の解説 増補版」 ぎょうせい 2011.7 pp. 2-7）

20 「地震防災対策特別措置法」（地震防災対策研究会「地震防災対策ハンドブック」 ぎょうせい 1997.7 pp. 95-98）

21 横田正文「建築物の耐震性の向上を支援」（「時の法令」 SN. 1515 1996.2.15）

22 村上純一「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の制定について」（「都市計画」 No. 208 1997.9）
建設省都市局都市計画課「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の施行について」（「新都市」 Vol. 52, No. 1 1998.1）

建設省は密集法制定を受けて、「都市防災構造化対策の推進について」と題する通達を1997（平成9）年10月に発し、「防災都市づくり計画」の策定等を求めた。[23]

名古屋市は「都市防災構造化対策事業計画」を見直し、1997（平成9）年3月に「都市防災構造化計画」を策定した。

② 災害対策基本法の改正

災害対策基本法は1995（平成7）年6月16日（平成7年法律第110号、同年9月1日に施行）および同年12月8日（平成7年法律第132号、同日施行）の2度にわたり改正された[24]。この改正により、非常災害対策本部および緊急災害対策本部の設置要件の緩和、現地災害対策本部の法定化、市町村長による都道府県知事に対する自衛隊の災害派遣の要請、警察官による緊急車両の通行確保のための措置などが規定された。また、防災基本計画が1995（平成7）年7月18日に改定され、自然災害に関して、「震災対策編」、「風水害対策編」など災害の種類に応じた編構成となった。

③ 震災に強いまちづくり構想等

震災に強いまちづくり構想は、建設省が阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて1995（平成7）年4月28日に「主要な施策の展開方策、当面（3年間）及び21世紀初頭の整備目標等を緊急に取りまとめた」ものである。主要な整備目標として、防災上危険な市街地の解消のための面的整備事業の推進、防災公園の整備、所管公共施設の耐震性の向上などを掲げている。[25]

④ 耐震設計改定

阪神・淡路大震災においては、1981（昭和56）年の建築基準法施行令改正に基づく新耐震設計基準を適用して設計した建築物は被害が少なかったことから、発災直後には同法施行令の改正はなされなかった。

その後、同法施行令は構造や耐火などについて性能規定を採りいれ、2000（平成12）年4月26日改正公布（平成12年政令第211号）され、同年6月1日に施行された。

橋梁については倒壊・落橋等甚大な被害が発生したことから、道路橋について「兵庫県南部地震により被災した道路橋の復旧に係る仕様」（以下「復旧仕様」という）が、1995（平成7）年2月に定められて被害橋梁の復旧に適用された。さらに道路橋示方書耐震設計編が復旧仕様の考え方を取りいれたうえで1996（平成8）年12月に改訂された。道路橋示方書は2002（平成14）年3月にも改訂されている。

鉄道橋についても同様な措置がとられており、第5節4（2） 地下鉄 で触れる。

[23] 「都市防災構造化対策の推進について」（平成9年10月17日 建設省都防発第9号 都市局長通達）
新井田浩「新しい防災都市づくりの展開」（「新都市」 Vol. 52, No. 1 1998.1）

[24] 「平成7年の災害対策基本法改正の概要」
http://www.hiroi.iii.u-tokyo.ac.jp/index-genzai_no_sigoto-saigai_ippan-kaisei-ronten.pdf（2015/06/19 閲覧）

[25] 鈴木 徹「全国的な防災性の強化をめざして ―震災に強いまちづくり構想の策定について―」（「新都市」 Vol. 49, No. 6 1995.6）

⑤　大都市震災対策専門委員会提言等

中央防災会議は1998（平成10）年1月13日に大都市震災対策専門委員会を設置し、同委員会は同年6月10日に審議結果をまとめて提言を行った。三大都市圏を対象として震災対策の重点課題を整理し、各種対策の体系的なあり方と推進体制について提言している。[26]

建設省は1998（平成10）年度から2002（平成14）年度にかけて、総合技術開発プロジェクト「まちづくりにおける防災評価・対策技術の開発」（以下「防災まちづくり総プロ」という）を実施した。阪神・淡路大震災の被害では、平常時からの住民参加による防災まちづくりの必要性が指摘されており、こうした観点から「今後の木造密集市街地における地震時の被害を地区レベル（10～30ha）で軽減する技術の開発」を目的として行われた。[27]

⑥　東海豪雨とその後の対策

東海豪雨は2000（平成12）年9月11日から12日にかけて東海地方を襲った台風14号と秋雨前線による豪雨をいう。天白区野並地区や西枇杷島町などに大きな浸水被害を生じた。[28]　中央防災会議は2002（平成14）年4月に防災基本計画のうち風水害編等を一部修正し、ハザードマップの公表等を規定した。また、「特定都市河川浸水被害対策法」（平成15年法律第77号）は2003（平成15）年6月11日に公布され、翌年5月15日に施行された。この法律は都市部の河川流域において河川管理者、下水道管理者、地方公共団体が一体となって総合的な浸水被害対策に取り組む枠組みを規定した。

⑦　阪神・淡路大震災以降の震災対策の進展

大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災対策強化地域は、2002（平成14）年4月24日に名古屋市を含む96市町村（当時）が追加指定された。[29]　また、「東南海・南海地震防災対策推進地域」は、「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」（現南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法）に基づき、2003（平成15）年12月17日に名古屋市を含む652市町村（当時）が指定された。[30]　このような状況を受けて名古屋市は「名古屋市防災条例」（平成18年条例第66号）を2006（平成18）年10月16日に公布施行した。また、名古屋市はこうした状況を考慮し、建設省都市局長通達（平成9年）に基づく「防災都市づくり計画」のうち震災対策について、「震災に強いまちづくり方針」として2007（平成19）年3月に策定公表した。[31]

[26]「大都市震災対策専門委員会提言」
http://www.hiroi.iii.u-tokyo.ac.jp/index-iinkai-chuobosai_kaigi_teigen.html（2015/06/19 閲覧）

[27]「まちづくりにおける防災評価・対策技術の開発（防災まちづくり総プロ）報告書」（国土交通省平成15年3月）
http://www.nilim.go.jp/lab/jdg/soupuro/0.pdf（2015/06/19 閲覧）

[28]「気象災害の記録（東海豪雨）」（名古屋地方気象台）
http://www.jma-net.go.jp/nagoya/hp/bousai/saigai/h1209.html（2015/06/19 閲覧）

[29]「東海地震に係る地震防災対策強化地域の指定」（総務省消防庁）
http://www.fdma.go.jp/ugoki/h1405/5_11.pdf（2015/06/19 閲覧）

[30]「『東南海・南海地震防災対策推進地域』の指定と『東南海・南海地震対策大綱』の決定」（総務省消防庁）
http://www.fdma.go.jp/ugoki/h1602/05.pdf（2015/06/19 閲覧）

[31] 名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課「震災に強いまちづくり方針　～名古屋市防災都市づくり計画～」（名古屋市　2007.3）
横地玉和「震災に強いまちづくり方針」（「アーバン・アドバンス」SN. 43　2007.6）

(6) 東日本大震災以降

2011(平成23)年3月11日に東北地方太平洋沖で発生した地震は、地震動そのものによるインフラストラクチャー等の被害はさほど大きくはなかったが、地震に伴う津波による死者・行方不明者の被害は極めて大きく、地震・津波併せて1万8千名をこえる大惨事となったうえに、東京電力㈱福島第一原子力発電所の炉心溶融という悲惨な結果をもたらした。大規模な津波の破壊力を目の当たりにして津波対策の重要性をあらためて認識させられることとなった。「津波対策の推進に関する法律」、「津波防災地域づくりに関する法律」等が新規立法されたほか2011(平成23)年12月には防災基本計画の一部修正により津波災害対策編が追加された。

3 法定都市計画と防災の関係

法定都市計画と防災の関係については、明文規定のある条項もあれば、間接的に関連する規定も存在する。ここでは個別に関係条項を紹介することとするが、都市計画法は変遷を経ているので、2000(平成12)年5月改正公布、2001(平成13)年5月施行の内容を基本として、適宜、以前・以降の内容についても言及することとする。特記した条項以外はすべて名古屋市における事例が存在している。

(1) 都市計画区域

都市計画区域は都市計画法を適用する場として「一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域」を都道府県が指定する。都市計画区域に含める町村の条件として都市計画法施行令第2条第5号には、「火災、震災その他の災害により当該町村の市街地を形成している区域内の相当数の建築物が滅失した場合において、当該町村の市街地の健全な復興を図る必要があること」との記述がみられるが、名古屋都市計画区域における事例はない。

(2) 区域区分

区域区分とは都市計画区域について無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るために市街化区域と市街化調整区域を区分するもので、市街化調整区域は市街化を抑制すべき区域である。

原則として、市街化区域に含めない土地として、都市計画法施行令第8条第1項第2号では、「溢水、湛水、津波、高潮等による災害の発生のおそれのある土地の区域」をあげている。

(3) 防災街区整備方針

防災街区整備方針は密集法に根拠を有する都市計画の内容である。当初の密集法にあっては単に「防災再開発促進地区」として規定され、「区域区分における各区域の整備、開発又は保全の方針」に位置づけることとされていた。2000(平成12)年5月の都市計画法改正により「防災再開発の方針」として独立の都市計画に位置づけられた後、密集法改正(平成15年法律第101号、施行は同年12月19日)により「防災街区整備方針」に改正されている。

防災街区整備方針においては、密集市街地の防災に関する機能の確保と土地の合理的かつ健全な利用を図るために防災再開発促進地区とその地区の整備・開発の計画概要、道路・公園・建築物等の整備の計画概要を決定する。

（4） 地域地区

① 用途地域

用途地域は地域地区の中でも基本的な地域であり、都市機能の維持増進、住居の環境保護、産業の利便増進、公害防止等のため住居、商業、工業その他の用途を適正に配分し、密度を制御するものである。防災との関係は明示されてはいないが、用途純化により工場災害等の波及を防止することや適切な形態規制によりオープンスペースを確保することなどによる効用が想定される。

② 防火地域・準防火地域

防火地域または準防火地域は市街地における火災の危険を防除するために定める地域である。建築基準法の規定に基づき一定規模以上の建築物を耐火または準耐火建築物とすることにより建築物自体を不燃化するとともに他からの延焼を防止しようするものである。防火地域は「不燃域を形成し他からの火災の延焼拡大を遮るという明確な目標」を有する地域であり、準防火地域は「隣棟への延焼を遅延し、消防により消火をし、大火を未然に防止する」という性格の地域である。[32]

③ 緑地保全地区

緑地保全地区（現特別緑地保全地区、以下同様）は、樹林地等の良好な自然的環境を形成している土地について現状凍結的な保存を可能とする地区であり、指定要件の一つに「無秩序な市街地化の防止、公害又は災害の防止等のため必要な遮断地帯、緩衝地帯又は避難地帯として適切な位置、規模及び形態を有するもの」がある。ただし、名古屋市には当該要件に該当する地区の指定はない。

④ 特定防災街区整備地区 [33]

特定防災街区整備地区は 2003（平成 15）年の密集法改正により創設された。防火上の構造制限強化、敷地面積の最低限度規制などにより特定防災機能（延焼防止上、避難上確保すべき機能）向上に資する地区であり、防災街区整備事業の施行地区要件となる。市街地再開発事業における高度利用地区の役割に類似するといえよう。

特定防災街区整備地区は、防火地域、準防火地域の規制を嵩上げするとともに建替えを促進して密集市街地の防災機能向上を図るものであるが、名古屋市における都市計画決定の例はない。

⑤ その他

風致地区、高度利用地区などその他の地域地区についても本来の機能のほか間接的に防災に寄与する側面がある。

---

[32] 前掲3 吉川 仁「防火地域制の変遷と地区レベルの難燃化方策に関する研究」（「第27回都市計画学会学術研究論文集」 1992）

[33] 井上俊之「密集市街地整備の今後の展開に向けて ―密集法の改正を中心に―」（「都市住宅学」 SN. 42 2003.7）

また、都市計画法上の地域地区ではないが、建築基準法第 39 条に規定する災害危険区域においては、災害防止上必要な建築に関する制限を地方公共団体の条例で定めることができ、名古屋市においても臨海部防災区域建築条例の名称のもとで施行している。

(5) 被災市街地復興推進地域

被災市街地復興推進地域は被災市街地復興特別措置法に基づき都市計画として定める地域であり、対象とする地域は大規模災害により多数の建築物が滅失し、放置すると不良な街区の環境が形成されるおそれがあり、かつ、土地区画整理事業等を実施する必要がある地域である。名称には地域とあるが、地域地区ではなく単独で 1 種類の都市計画をなす。

被災市街地復興推進地域の区域内において、土地の区画形質の変更や建築物の建築などの行為は、原則として都道府県知事・指定都市市長など*による許可制となる。また、区域内における土地区画整理事業について、大都市法による共同住宅区と同様な復興共同住宅区制度のほか住宅供給につながる特例を設けた。

＊「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成 23 年法律第 105 号、)第 146 条に基づく改正により[都道府県知事(市の区域内にあっては当該市の市長)]となっている。

被災市街地復興特別措置法は、阪神・淡路大震災発災を受けてその復興のために発災後 1 か月強でもって緊急に公布施行されたが、当該災害のみの特別法とはせずに大規模災害を受けた被災市街地一般に適用するかたちをとった。その理由としては「将来起こり得る大災害に迅速かつ的確に対応するための制度を構築する必要性と(中略)同じ条件下では同様な措置が行われることが想定されることから、阪神・淡路地域の被災地に対象地域を限定した立法とせず、大規模な災害を受けた被災市街地に対して一般的に適用される法律」としたものである。[34]

建築基準法第 84 条の「被災市街地における建築制限」が緊急避難的に 1 か月以内に限って認められるのに対し、被災市街地復興推進地域は都市計画で定め、買取請求制度を背景とした許可制を採用することにより最長 2 年間建築制限が可能となった。

名古屋市における都市計画決定の例はない。

(6) 都市施設

① 道路

防災との関係で道路に期待される機能としては次のような内容がある。

ⅰ 線的なオープンスペースとして延焼遮断機能を果たす。

ⅱ 災害時において避難のために移動する空間となる。

ⅲ 災害時における緊急物資輸送、被災者輸送などの交通輸送機能を果たす。

ⅳ がれきその他の廃棄物の一時堆積場所を提供する。

[34] 前掲 19 都市計画法制研究会「被災市街地復興特別措置法の解説 増補版」(ぎょうせい 2011.7 p. 4)

② 公園・緑地

防災との関係で公園・緑地に期待される機能としては次のような内容がある。

ⅰ 面的なオープンスペースとして延焼遮断機能を果たす。

ⅱ 災害時における避難空間の役割を果たす。

ⅲ 災害時における救助活動の基地となる。

ⅳ 仮設住宅等の立地スペースとなる。

ⅴ がれきその他の廃棄物の一時堆積場所を提供する。

③ その他

供給施設・処理施設は都市機能維持のために不可欠であり、耐災性が強く求められるとともに発災後早急な機能回復が必要となる施設である。

下水道、河川等は排水機能の根幹を担う施設である。

名古屋市においては、水道、電気、ガス、河川については都市計画決定していない。

(7) 市街地開発事業

① 土地区画整理事業

土地区画整理事業は、公共施設の整備改善および宅地の利用の増進を図るために土地の区画形質の変更および公共施設の新設または変更に関する事業であり、平常時の施行においては適切な公共施設の整備改善などにより災害の未然防止、発災時の緩和軽減に寄与する。また、災害復興に際しては、効果的で強力な手法としてこれまで様々な場で活用されてきた。

② 市街地再開発事業

市街地再開発事業は、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、建築物および建築敷地の整備ならびに公共施設の整備に関する事業である。

非耐火建築物が集積していて災害に脆弱な市街地をクリアランスし、堅牢不燃の耐火建築物に更新することから耐災性が格段に向上する。そのほかにも道路、駅前広場等の公共施設整備や施設建築物敷地内空地等設置に伴うオープンスペース拡大による防災機能の向上が見込まれるとともに、施設建築物の規模・形態・用途によっては施設建築物が発災時の避難先となりえる効用も期待し得る。

③ 防災街区整備事業 [35]

防災街区整備事業は、密集法改正(2003(平成15)年6月)にて導入された市街地開発事業であり、市街地再開発事業に準じた事業主体、権利調整システムを有しつつ、申出により宅地から宅地への権利変換について認める柔軟な権利変換手法を導入した。

密集市街地における従前の任意建替えに対して、施行予定者による公的主体の代替施行も可能な市街地開発事業として強力に建替えを推進することができるようにした。

名古屋市における都市計画決定の例はない。

[35] 前掲 33 井上俊之「密集市街地整備の今後の展開に向けて ―密集法の改正を中心に―」(「都市住宅学」2003.7))

④ その他

新住宅市街地開発事業をはじめとするその他の市街地開発事業については、いずれも防災性向上に寄与する事業であるが、名古屋市における事例は存在しない。

住宅地区改良事業をはじめとする住環境整備事業や公営住宅の建替事業などは、都市計画法上の市街地開発事業ではないが、いずれも防災性向上に寄与する事業である。

(8) 地区計画等

① 防災街区整備地区計画

防災街区整備地区計画は密集法に根拠を有する地区計画等の一種である。特に密集市街地の整備に有効に機能させるように従来の地区計画の計画事項等を充実させた。地区の防災機能の確保の観点から主要な役割を果たす道路等の公共施設を地区防災施設として必ず位置づけることとし、これに沿って建築物の耐火構造化を促進することで、道路と建築物が一体となって地区の延焼による被害の軽減、一次避難路等の確保をはかった。

阪神・淡路大震災における密集市街地の被害に鑑み、密集市街地における延焼防止機能、避難機能の確保のため道路、公園等の公共施設の整備促進と沿道の耐火構造化を図るために創設された。

名古屋市における都市計画決定の例はない。

② その他

防災街区整備地区計画以外の地区計画等についても、防災を前面に冠してはいないが、直接、間接に防災性の向上に寄与するものが大部分である。

(9) 開発許可

開発許可とは、開発行為(建築物の建築等の目的で行う土地の区画形質の変更)を一定条件の下で許可にかからしめ、許可基準に適合させることにより区域区分を担保するとともに、造成宅地にかかる良好な市街地環境水準を担保する制度である。

技術的側面でいうと、都市計画法第 33 条において開発許可の基準(技術基準)を定め、公共用空地の規模および構造と配置、排水施設の規模および能力と配置、擁壁の設置等、当該開発行為が安全で災害を招来しないよう規定している。

第２節　名古屋市の防災施策概観

1 名古屋市基本計画等における防災施策

名古屋市の防災における技術的な施策を所管する主な部局としては、消防局を核として計画局、建築局、土木局、下水道局などがあげられる。*

これらの部局が主体となって実施している防災関連施策を名古屋市の中長期計画である名古屋市基本計画等の施策の体系によって概観してみると**表 7.3.2** のようになる。

各計画の部門名称としては、「災害の防止」が統一的に使用されており、名古屋新世紀計画よりも前の計画においては水害に関連する施策は「水」部門の一部に位置づけられていた。主として消防局が担っている防災体制の整備や市民との協働にかかる地域防災活動等については細項目を省略し、計画局、建築局等が主体となって執行している施設整備等については細項目を掲げた。

＊ 2000（平成 12）年の局再編前の組織名を掲げた。
本市の震災・風水害対策等の防災をはじめとする危機管理については、平成 27 年度より防災危機管理局が主に対応している。

表 7.3.2 名古屋市基本計画等における防災施策体系の変遷

名古屋市基本計画（1980（昭和55）年）				名古屋市新基本計画（1988（昭和63）年）			名古屋新世紀計画（2000（平成12）年）		
部門	施策の体系			部門	施策の体系		部門	施策の体系	
災害の防止	災害対策の充実	地震	避難路、避難場所の確保	災害の防止	安全な都市基盤の整備	防災対策緊急事業計画の見直し	災害の防止	地震や火災に強いまちづくり	防災上重要な公園・緑地の整備
			建築物の耐震・不燃化			都市の耐震・不燃化			都市の耐震・不燃化の促進
		風水害				建築物の安全性向上			防災上重要な公共建築物の改築・耐震改修
		火災・救急				ライフラインの確保			ライフラインの耐震化
						治水対策の充実			橋りょうの耐震補強などの推進
	防災体制の整備				防災体制の整備			災害から市民を守る体制の整備	
	防災意識の高揚				地域における防災力の向上			市民とともに築く地域の安全	
	安心して暮らせる環境づくり				安心して暮らせる環境づくり				
水（抜粋）	治水対策	下水道の整備		水（抜粋）	雨に強いまちへ	下水道の整備		大雨に強いまちづくり	下水道の整備による浸水に対する安全度の向上
		河川改修				河川の整備			河川の洪水に対する安全度の向上
		水害に強い土地利用計画の確立				水害に安全な土地利用			低地雨水対策・丘陵地雨水対策の推進
		雨水流出の抑制				雨水流出抑制策の推進			雨水流出抑制の推進
						情報システムの確立			大雨時の道路災害の防止

(1) 地震・火災対策

地震・火災対策のうち「建築物の耐震・不燃化」として建築物単体を対象とする施策は、1980（昭和 55）年の「名古屋市基本計画」で取り上げられ、その後対象を拡大して「都市の耐震・不燃化」となった。

「避難路、避難場所の確保」も同様に「名古屋市基本計画」で取り上げられ、当初地域防災計画に即した内容であったが、具体的な整備にかかる防災対策緊急事業計画の見直しに移行し、さらに具体的な公園・緑地の整備が主となった。

「建築物の安全性向上」は 1988(昭和 63)年の「名古屋市新基本計画」で初めて取り上げられ、2000(平成 12)年の「名古屋新世紀計画」では公共建築物に重点を置いた表現となった。

ライフラインの耐震化等についても同様に「名古屋市新基本計画」で初めて取り上げられ、継続された。

(2) 治水対策

施策体系の事項名としては、「治水対策」から「雨に強いまちへ」等に変わったが、事項中の施策内容としては、河川の整備、下水道の整備、雨水流出抑制は一貫している。そのほか水害に強い土地利用計画の確立や水害に安全な土地利用への誘導を掲げた。また、「名古屋新世紀計画」ではそれまでに発生した水害を教訓として地形に応じた雨水対策などについても取り上げている。

2 地域防災計画と都市計画の関係

(1) 名古屋市地域防災計画の概要

名古屋市地域防災計画は「災害対策基本法第 42 条、大規模地震対策特別措置法第 6 条及び南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第 5 条の規定に基づき、暴風、竜巻、豪雨、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、地滑り及びその他の異常な自然現象又は大規模な火災、爆発、放射性物質の大量放出、車両、船舶、航空機等による集団的大事故並びに産業災害等に対処するため、市域にかかる防災に関し、市及び関係機関が処理すべき事務並びに業務の大綱を中心として、災害予防、災害応急対策及び災害復旧について定めたもの」である。[36] 名古屋市防災会議は中央防災会議の作成する防災基本計画に基づいて名古屋市地域防災計画を作成し、毎年検討を加えて必要があるときは修正することとしている。名古屋市地域防災計画は各府省庁の作成する防災業務計画や愛知県地域防災計画に抵触するものであってはならないとされる。

名古屋市地域防災計画の所管は総務局に始まり、1972(昭和 47)年度から市民局に移管された。さらに 1986(昭和 61)年度からは消防局に移管され、2015(平成 27)年度から新設の防災危機管理局に移管された。作成および改訂の経緯としては、1963(昭和 38)年に全 1 編の当初計画を策定してから毎年改訂を重ね、1985(昭和 60)年に地震災害対策編を新たに起こした。さらに 1988(昭和 63)年には新規に附属資料編を設けるとともに従来の本編を風水害等災害対策編とした。2013(平成 25)年には風水害等災害対策編および地震災害対策編に共通する総則と災害予防計画を共通編として独立させるとともに、同じく風水害等災害対策編の一部を構成していた産業災害対策計画を独立して産業災害対策計画編とした。あわせて従来の地震災害対策編および風水害等災害対策編をそれぞれ地震災害対策計画編および風

[36] 名古屋市地域防災計画(平成 26 年 6 月修正)
http://www.city.nagoya.jp/shisei/category/53-2-4-0-0-0-0-0-0-0.html(2015/08/19 閲覧)

水害等災害対策計画編と改めた(**表 7.3.3**)。さらに、2014(平成 26)年の改定で新たに原子力災害対策計画編が加わっている。

表 7.3.3 名古屋市地域防災計画の構成変遷

<table>
<tr><th>期間</th><th>1963～1984
(S38～S59)</th><th>1985～1987
(S60～S62)</th><th>1988～2012
(S63～H24)</th><th>2013
(H25.6)</th></tr>
<tr><td rowspan="4">構成</td><td rowspan="2">本編</td><td rowspan="2">本編</td><td rowspan="2">風水害等災害対策編</td><td>風水害等災害対策計画編</td></tr>
<tr><td>産業災害対策計画編</td></tr>
<tr><td rowspan="2">—</td><td rowspan="2">地震災害対策編</td><td rowspan="2">地震災害対策編</td><td rowspan="2">共通編</td></tr>
<tr><td>地震災害対策計画編</td></tr>
<tr><td>—</td><td>附属資料編</td><td>附属資料編</td></tr>
</table>

(2) 名古屋市地域防災計画の内容と都市計画等との関連

名古屋市地域防災計画の内容と都市計画・建築行政などとの関連について、2001(平成 13)年 6 月改定の内容に基づき概要を紹介する。

風水害等災害対策編には災害予防計画の章があり、都市の防災構造強化に 1 節が充てられている。その中には都市計画として、土地利用計画、開発行為の規制、土地区画整理事業、道路・橋梁の整備、公園・緑地の整備があげられている。また、市街地の開発・整備として、土地区画整理事業、市街地再開発事業、地区総合整備があげられているほか、建築物の防災対策として臨海部防災区域、住環境整備事業があげられている。

地震災害対策編においても同様に災害予防計画の章があり、都市の防災構造強化に 1 節が充てられている。この場合においても土地利用計画、液状化に関する情報収集、開発行為の規制、市街地の開発整備、都市防災構造化計画、建築物の耐震不燃化があげられている。

附属資料編においては、用途地域や臨海部防災区域の規制内容概要が掲げられているほか都市防災構造化計画が位置づけられ、その概要が示されている。

臨海部防災区域については第3節、都市防災構造化計画等については第4節において詳細に記述する。

第３節　臨海部防災区域建築条例 [37]

1 「災害危険区域に関する条例」の制定と改正経緯概要

(1) 「災害危険区域に関する条例」制定の背景と経緯

「名古屋市災害危険区域に関する条例」(昭和 36 年条例第 2 号、以下「災害危険区域条例」という)の制定は、伊勢湾台風が 1959(昭和 34)年 9 月に来襲して名古屋市をはじめ東海地方に甚大な被害をもたらしたことがきっかけとなった。高潮による長期湛水被害が顕著であったことから低地に対する水害対策が不可欠と考えられ、被災後の緊急調査の結果、ゾーニングによる対策として建築基準法第 39 条に基づく災害危険区域を指定することとした(**図 7.3.2**)。災害危険区域条例はその根拠条例として 1961(昭和 36)年 3 月 24 日に公布され、同年 6 月 1 日から施行された。主な内容としては対象地域の開発動向等に応じて 1～5 種の区域に区分し、地盤面の高さや建築構造を規制するものである。

なお、災害危険区域条例は後の改正経緯でも触れるように 1969(昭和 44)年の改正によって名称を「臨海部防災区域建築条例」と改めている。

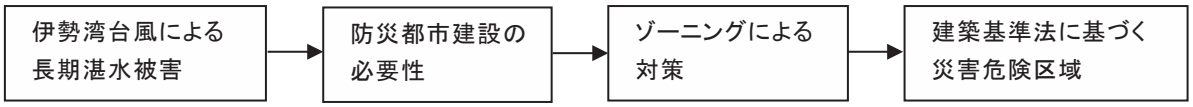

図 7.3.2　災害危険区域条例制定の背景

災害危険区域条例制定の経緯を箇条書きで示すと次のようになる。[38]

1959(昭和 34)年　9 月 26 日	伊勢湾台風来襲
1959(昭和 34)年 11 月 16 日	「建築防災に関する基本調査研究」を建設省建築研究所に依頼 1960(昭和 35)年 1 月 18 日名古屋市災害対策協議会発足(関係行政機関・諸団体代表・学識経験者等)
1960(昭和 35)年　3 月 31 日	「建築防災に関する基本調査研究」調査結果が、「伊勢湾台風による名古屋市の市街地および建築物被害調査と防災計画」としてまとめられる。
1960(昭和 35)年　5 月 14 日	名古屋市災害対策協議会において名古屋市災害対策要綱策定 (本要綱中の防災都市建設計画において災害危険区域の指定による建築規制がうたわれた)
1961(昭和 36)年　3 月 10 日	名古屋市災害危険区域条例議決

[37] 新修名古屋市史編集委員会「新修名古屋市史　第 7 巻　戦後編」(名古屋市　2001.10　p. 432)
山田啓一「『総合的』な治水計画をめざして」(「地域問題研究」 SN. 14　1981.9)
名古屋市住宅都市局建築指導部監察課「災害危険区域指定による建築行為の制限　―名古屋市臨海部防災区域建築条例―」(「新都市」 Vol. 63, No. 7　2009.7)

[38] 名古屋市「伊勢湾台風災害誌」(名古屋市　1961.3)
名古屋市「伊勢湾台風による名古屋市の市街地および建築物被害調査と防災計画」(名古屋市　1960.6)

1961(昭和 36)年 3 月 24 日　　名古屋市災害危険区域条例公布
1961(昭和 36)年 6 月 1 日　　名古屋市災害危険区域条例施行

(2) 災害危険区域条例以外の対策

名古屋市は上記経緯で触れたように名古屋市災害対策協議会において名古屋市災害対策要綱を 1960(昭和 35)年 5 月 14 日に策定した。その中に「防災都市建設計画」があり、主要対策として以下の項目が掲げられた。

国等の施行にかかる事業計画に対する要望としては、高潮対策事業の推進、治山・治水事業の推進、名古屋港内貯木場の移転、鉄道の改良があった。

名古屋市施行にかかる事業計画としては、次の 10 項目があった。

ⅰ 荒子川南部地盤の嵩上げ
ⅱ 災害危険区域の指定による建築規制
ⅲ 避難施設の整備計画
ⅳ 公共建物の不燃高層化
ⅴ 街路防災計画(一部路線の区間を高架ないし嵩上げ)
ⅵ 公園防災計画(一部の公園を嵩上げ)
ⅶ 用途地域の変更(工業専用地区と防火地域の新規指定)
ⅷ 地盤沈下対策
ⅸ 水道整備計画
ⅹ 排水施設整備計画

そのほか南西部の組合施行土地区画整理事業の施行に際しては、災害危険区域であることを考慮して造成計画の指導を行った例があった。たとえば春田野土地区画整理組合に対して宅地地盤を全面的に嵩上げする指導を試みたが条件が整わず、地区内幹線街路、公園、小学校敷地を嵩上げすることとなった。

(3) 災害危険区域条例の内容

災害危険区域条例の市会審議は、建築交通委員会において次の 4 点の要望を附したうえで全会一致をもって可決された。[39]

① 第一種区域内の居住の用に供する建築物の建築禁止をする区域の指定及び第二種区域内、第三種区域内及び第五種区域内において、海岸線またはこれに近接する浸水のおそれのある河岸線からの距離が 50 メートル以内で市長が指定する区域の指定については、特に影響するところ大であるから慎重に決定されたい。

[39] 「名古屋市会会議録」(昭和 36 年第 5 号 pp. 108-109)

② 既存の建築物の増築改築または移転をする場合の緩和規定はあるが、その運用面で特に考慮されたい。

③ 条例の施行に伴う助成、融資については、さらに一段の努力を払うべきで、特に地盤の嵩上げに対する融資及び既存建物の改修融資等も今後国の融資を獲得するよう大いに努めること。

④ 本条例の施行については、災害危険区域内に数多くの基準高さを標示し、あわせてその趣旨を十分市民に PR し、実施の万全を期すること。

災害危険区域条例が対象とする区域は、伊勢湾台風による浸水被害が甚大であった名古屋市南部の熱田区、中川区、港区、南区にわたり、庄内川以東では国道 1 号以南かつ国鉄東海道本線以西、庄内川以西では国鉄関西本線以南の区域である。

対象区域を土地利用状況等により**表 7.3.4** および**図 7.3.3** に示すように第 1 種区域から第 5 種区域まで 5 種類の区域に区分し、区域に応じて地盤面の高さを一定値以上とすることを主な規制とした。

第 1 種区域は直接高潮により危険のおそれがある臨海埋立工業地とされ、港湾に直接接する区域である。地盤面の高さを「名古屋港基準面」(以下「N.P.(+)」という)* 4 メートル以上とした。

第 2 種区域は出水により危険のおそれのある低地域の開発予定地とされ、中川運河以西にあって第 1 種区域の北部に位置し、荒子川南部土地区画整理事業の区域が含まれていた。地盤面の高さを N.P.(+)2 メートル以上、1 室以上の居室の床の高さを N.P.(+)3.5 メートル以上とした。

第 3 種区域は出水により著しく危険のおそれのある低地域の既成市街地とされ、第 1 種区域の東部に位置する主に南区の区域および築地地区等である。地盤面の高さを N.P.(+)1 メートル以上、1 室以上の居室の床の高さを N.P.(+)3.5 メートル以上とした。

第 4 種区域は出水により危険のおそれのある低地域の内陸部既成市街地とされ、堀川以西、新川以東にあって主に第 2 種区域の北部に位置する国道 1 号以南の区域である。地盤面の高さを N.P.(+)1 メートル以上とした。

第 5 種区域は出水により危険のおそれのある低地域の農村集落のある地域とされ、庄内川以西かつ国鉄関西本線以南の区域であって国道 1 号以南の下之一色地区を除く区域である。地盤面の高さを N.P.(+)2 メートル以上、1 室以上の居室の床の高さを N.P.(+)3.5 メートル以上とした。

構造としてはすべての区域で耐水構造(主要構造部を鉄筋コンクリート構造等とするなど)とすることが必要とされた。第 1 種区域では木造が禁止され、第 2 種区域、第 3 種区域および第 5 種区域のうち海岸線・河岸線近接(50m)で市長が指定した区域では一定期間木造が禁止された。伊勢湾防災事業の進捗により海岸および河岸の堤防復旧改修がなされ、木造禁止を解除しても支障がないと判断されたため 1963(昭和 38)年 11 月 1 日以降当該規定は解除された(昭和 38 年 9 月 3 日付け名古屋市告示第 213 号)。

* 名古屋港基準面(N.P.)とは、名古屋港最低水面をいい、東京湾平均海面つまり国土地理院基準面より 1.412m低くなっている。N.P.は Nagoya Peil の略称である。

表 7.3.4　災害危険区域条例の内容

項目	種別	区域	建築物の地盤面の高さ	構造		
第1種区域	直接高潮により危険のおそれがある臨海埋立工業地の存する区域	図7・3・3のとおり	N.P.(+) 4メートル以上	耐水構造	木造禁止	
第2種区域	出水により危険のおそれのある低地域の開発予定地の存する区域		N.P.(+) 2メートル以上		一定期間一部区域木造禁止 *	1以上の居室の床高 N.P.(+)3.5メートル以上
第3種区域	出水により著しく危険のおそれのある低地域の既成市街地の存する区域		N.P.(+) 1メートル以上			
第4種区域	出水により危険のおそれのある低地域の内陸部既成市街地の存する区域		N.P.(+) 1メートル以上			
第5種区域	出水により危険のおそれのある低地域の農村集落の存する区域		N.P.(+) 2メートル以上		一定期間一部区域木造禁止 *	1以上の居室の床高 N.P.(+)3.5メートル以上

＊ 1963(昭和38)年9月3日付け名古屋市告示第213号にて、同年10月31日までとしている。

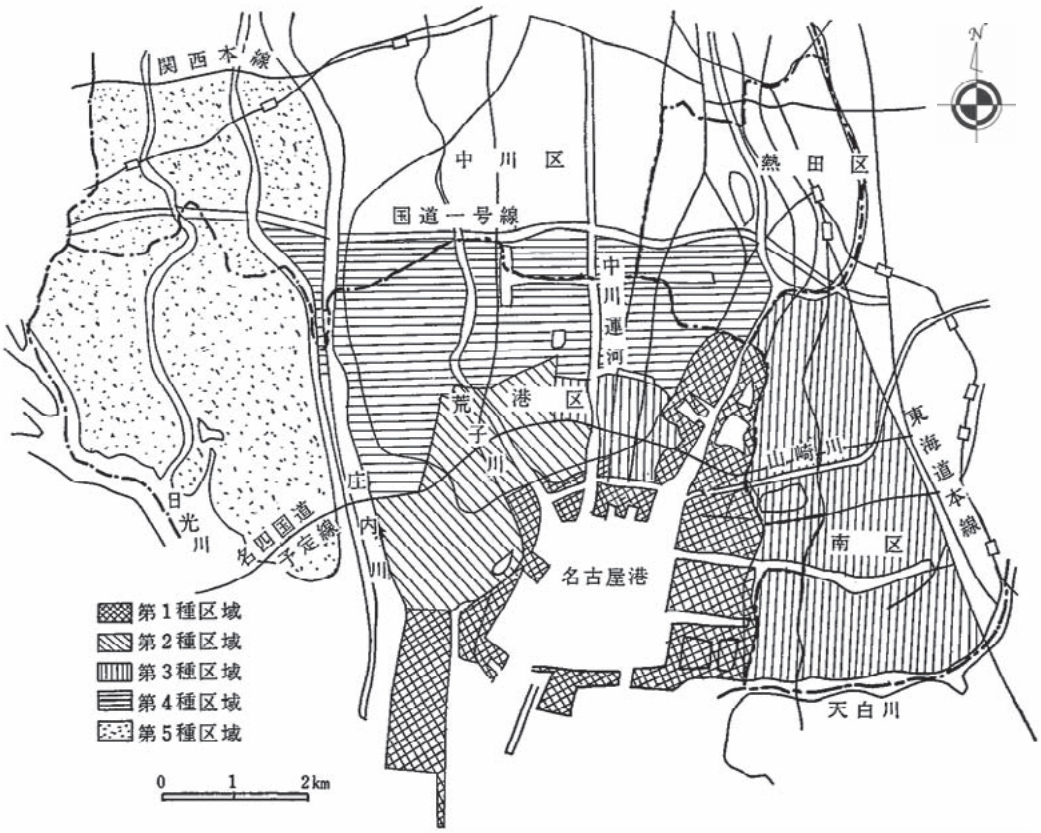

出典:「伊勢湾台風災害誌」(名古屋市総務局 1961.3)

図 7.3.3　災害危険区域

(4) 災害危険区域条例の改正経緯概要

災害危険区域条例の改正経緯の概要を**表 7.3.5** に示す。

表 7.3.5 災害危険区域条例の改正経緯の概要

条例		公布	施行	主な改正内容等
名古屋市災害危険区域に関する条例(制定)	昭和36年 条例第 2号	1961(S36) 3. 24	1961(S36) 6. 1	伊勢湾台風被害を契機として建築基準法に基づき、5種類の地域指定により用途、構造、地盤面の高さを規制
名古屋市臨海部防災区域建築条例(改正)	昭和44年 条例第38号	1969(S44) 8.12	1969(S44) 8.12	名称を臨海部防災区域建築条例に改正 一部区域における避難居室設置規定の緩和 地下の建築物に対する規定の整備 等
同 改正	昭和45年 条例第65号	1970(S45)12.15	1971(S46) 1. 1	建築基準法改正による改正
同 改正	平成 2年 条例第57号	1990(H 2)12.13	1991(H 3) 1. 1	5種類の地区を4種類に集約改変 地盤高規制を床高規制に変更 耐水構造規制を廃止等
同 改正	平成 6年 条例第 7号	1994(H 6) 3.25	1994(H 6) 4. 1	条例書式を左横書きに変更
同 改正	平成17年 条例第20号	2005(H17) 3.18	2005(H17) 3.18	建築基準法および同法施行令改正による条項移動

施行が複数にわたる場合については主要な内容の施行年月日を示す

改正経緯のうち、規制内容の変更を伴う 1969(昭和 44)年と 1990(平成 2)年の 2 度の改正について、概要を以下に示す。

2 臨海部防災区域建築条例への改称・改正(1969(昭和 44)年)

(1) 臨海部防災区域建築条例への改称・改正の背景と経緯

災害危険区域条例は 1969(昭和 44)年 8 月 12 日に改正条例(昭和 44 年条例第 38 号)が公布され、同年 8 月 12 日に施行された。名称が災害危険区域条例から臨海部防災区域建築条例と変更されたことも含めて、改正に至った背景としては次のような事情があった。

① 条例施行後 8 年を経過して、高潮防波堤の整備など区域内の防災体制は整備されつつあった

② 今後、区域の発展を図るためには、条例の一部を改正(緩和)する必要があった

③ 災害危険区域という名称についての区域内関係者の忌避感情を考慮した

(2) 改正内容

改正内容は次のとおりである。

① 条例名称の変更

名古屋市災害危険区域に関する条例を名古屋市臨海部防災区域建築条例と改称した。

② 避難居室設置規制の緩和

第 2 種、第 3 種および第 5 種区域内において、避難居室設置規制(1 室以上の居室の床の高さを N.P.(+)3.5 メートル以上とする規制)に関して、但し書きによる例外規定の対象延べ面積を 50 ㎡から 100 ㎡に変更することにより緩和した。

③ 地盤面の高さ規制の緩和

第 5 種区域の一部（新川、庄内川、国鉄関西本線、国道 1 号に囲まれた区域）における地盤面の高さ規制を N.P.（+）2m 以上を同 1.5m 以上に緩和した。

④ 地下の建築物に対する規定の整備

すべての区域について、地下に設ける建築物であって事務所、店舗、興行場等の用途の場合は、出入口の高さや出入口に設ける浸水防止施設の設置を規定した。

3 臨海部防災区域建築条例の改正（1990（平成 2）年）

（1） 改正の背景と経緯

臨海部防災区域建築条例は施行後 30 年を経過し、防災施設の整備、市街化の進展、避難体制の充実、地盤沈下等の防災環境の変化への対応を考慮するとともに、1989（平成元）年 1 月に名古屋市臨海部防災区域建築条例検討委員会の答申 [40] がなされたことを受けて、規制内容、規制方法全般を地域の実情に即するように見直すこととした。

改正条例（平成 2 年条例第 57 号）は 1990（平成 2）年 12 月 13 日に公布され、1991（平成 3）年 1 月 1 日（一部は同年 7 月 1 日）に施行された。

（2） 改正内容

主な改正内容は次のとおりである。

ⅰ 5 種類の区分を 4 種類の区分に集約変更

ⅱ 地盤高規制から床高規制に変更

ⅲ 第 1 種区域以外の床高規制をすべて N.P.（+）1m 以上に統一

ⅳ 居室設置規制を居住用建築物に限定し、N.P.（+）3.5m 以上という表現を 2 階以上という表現に変更

ⅴ 一般より厳しい規制を課す公共建築物の範囲を適正化

ⅵ 耐水構造規制の廃止 など

① 各区域の変更内容

変更後の第 1 種区域は直接高潮による危険のおそれがある区域とされ、臨海埋立工業地の表現を削除した。防潮壁よりも海側に位置し、ほぼ従前の第 1 種区域に相当しており、一部区域（一州町、千年三丁目、木場町、東築地町、大江町および昭和町）を従前の第 1 種区域から第 2 種区域へ変更した。

変更後の第 2 種区域は、出水により危険のおそれのある既成市街地とされ、おおむね変更前の第 2 種区域と第 3 種区域を統合した区域に相当し、それに変更前の第 1 種区域と第 5 種区域の一部が追加されたかたちとなっている。

[40] 「名古屋市臨海部防災区域建築条例検討委員会答申」（名古屋市臨海部防災区域建築条例検討委員会 平成元年 1 月 31 日）

変更前の第 2 種区域は、名古屋市施行の荒子川南部土地区画整理事業のほか宝神および宝神北部の土地区画整理事業を含む区域であった。荒子川南部土地区画整理事業は、1959（昭和 34）年 9 月の伊勢湾台風被害を受け、災害危険区域条例施行後の 1960（昭和 35）年 6 月 10 日に事業計画変更して全面盛土嵩上げ造成を行った後、1968（昭和 43）年に事業完了しており、他の組合施行の 2 事業についても 1991（平成 3）年の本条例改正施行以前に事業完了している。このように旧第 2 種区域における土地区画整理事業が完了したことにより、同区域が従来の第 3 種区域（既成市街地）と性格を同じくすることとなったと考えられるため両者を統合して新しい第 2 種区域とした。

変更後の第 3 種区域は、出水により危険のおそれのある内陸部既成市街地とされ、ほぼ変更前の第 4 種区域に相当している。

変更後の第 4 種区域は、出水により危険のおそれのある市街化調整区域とされ、考え方としては「農村集落の存する区域」という変更前の第 5 種区域に相当しているが、区域区分変更により市街化調整区域から市街化区域に変更された区域は、従前の第 5 種区域から新しい第 2 種区域へ変更された。新しい第 4 種区域は本条例改正施行以降についても区域区分の変更に伴って変更することとなった。港区の茶屋新田地区は 2007（平成 19）年の区域区分変更によって第 4 種区域から第 2 種区域となった。

以上の区域変更を概念図として**図 7.3.4** に、変更後の区域の区分を**図 7.3.5** に示す。

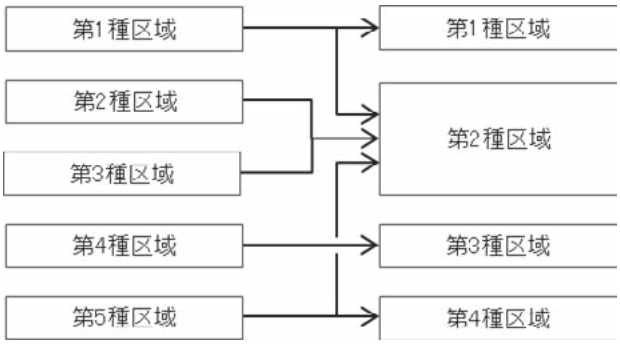

図 7.3.4　区域の集約変更概念図

② 規制内容の変更

すべての区域について、地盤面の高さによる規制を 1 階の床の高さによる規制に変更し、建築計画の自由度を増加させ、市民の負担を軽減できるようにした。第 1 種区域以外の区域については N.P.（+）1m 以上に統一した。この結果、変更前の第 2 種区域および第 5 種区域においては N.P.（+）2m 以上を N.P.（+）1m 以上に緩和したこととなった（**表 7.3.6**）。

変更後の各区域の制限の概要を**表 7.3.7** に示す。

すべての区域においてこれまで耐水構造であることを要したが、変更後はこの規制を削除した。

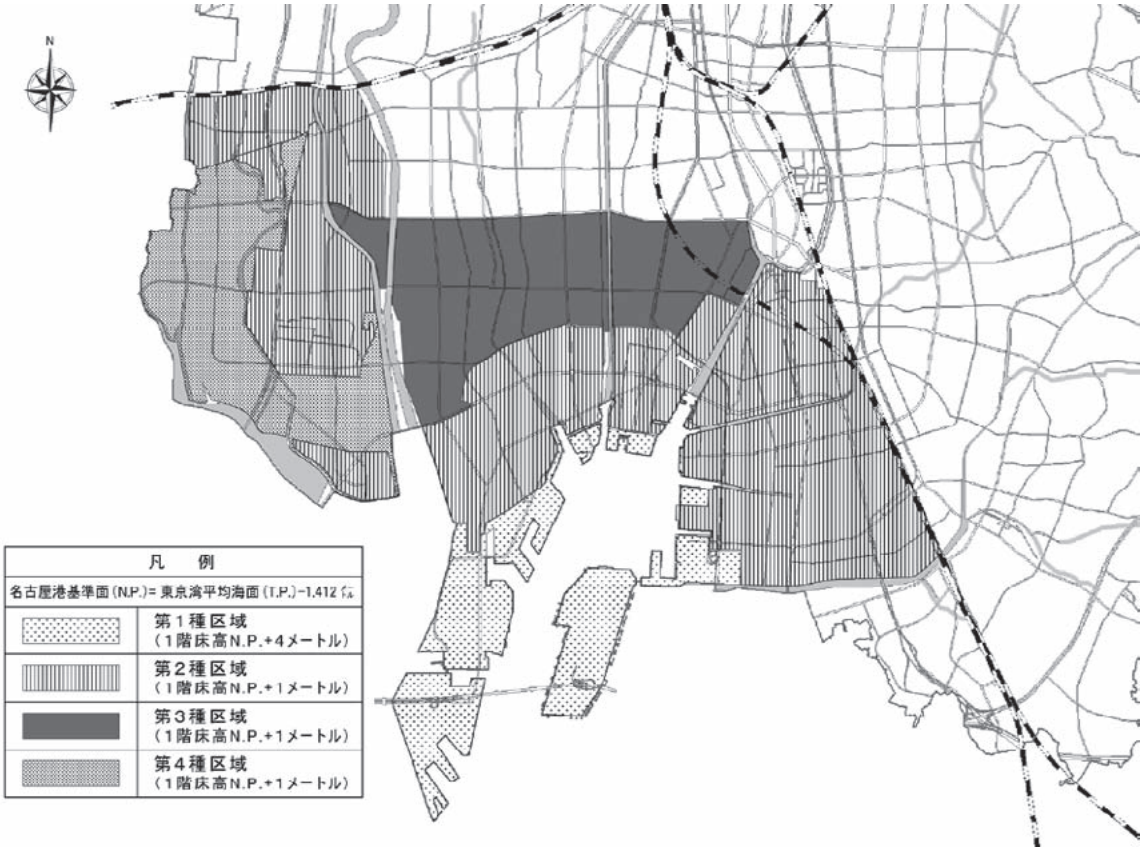

図 7.3.5　変更後の区域の区分（平成 19 年区域区分変更による変更時）

表 7.3.6　高さにかかる規制内容の変更

当初		現行	
区域名称	主な規制内容 地盤面の高さ	区域名称	主な規制内容 1階の床の高さ
第1種区域	N.P.(+)4m以上	第1種区域	N.P.(+)4m以上
第2種区域	N.P.(+)2m以上	第2種区域	N.P.(+)1m以上
第3種区域	N.P.(+)1m以上		
第4種区域	N.P.(+)1m以上	第3種区域	N.P.(+)1m以上
第5種区域	N.P.(+)2m以上	第4種区域	N.P.(+)1m以上

※当初：災害危険区域条例による
　現行：臨海部防災区域建築条例平成 2 年改正時

表 7.3.7　変更後の各区域の制限の概要

	1階の床の高さ(7条)	構 造 制 限 （ 8 条 ）	図　　解
第1種区域	N·P(＋)4m以上	木造禁止	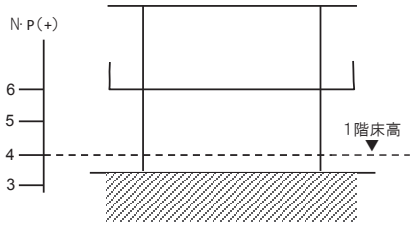
第2種区域	N·P(＋)1m以上	2 階建以上にすること (2階以上に1以上の居室設置) ただし、以下の①から③のいずれかの場合は、平屋建にすることができる ①:1 階の1 以上の居室の床の高さがN·P(+)3.5m以上 ②:同一敷地内に2 階建以上の建築物あり ③:延べ面積が100 ㎡以内のものは避難室、避難設備の設置	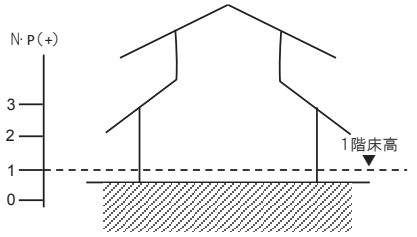
第3種区域	N·P(＋)1m以上	――――	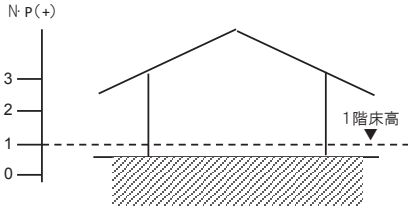
第4種区域	N·P(＋)1m以上	2 階建以上にすること (2階以上に1以上の居室設置) ただし、以下の①、②のいずれかの場合は、平屋建にすることができる ①:1 階の1 以上の居室の床の高さがN·P(+)3.5m以上 ②:同一敷地内に2 階建以上の建築物あり	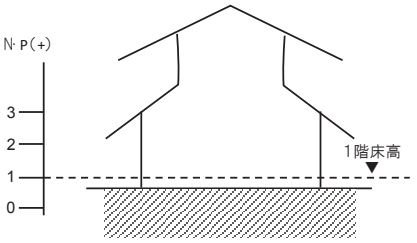

※公共建築物等の制限：第2 種～第4 種区域(9条)

範囲･･･避難及び救助･救援の拠点となる可能性がある学校(各種学校を除く)、病院、集会場、官公署、及び2 階以上に容易に避難が難しい児童福祉施設等その他これらに類する公共建築物で延べ面積が100㎡を超えるもの

制限･･･(1) (2) (3) をすべて満たすこと
(1)1階の床の高さ N·P(＋)2m以上、(2)N·P(＋)3.5m以上に1 以上の居室設置、(3)木造禁止

※建築物の建築禁止：第1 種区域(6条)

範囲･･･海岸線･河岸線から50m以内で市長が指定する区域

制限･･･居住室を有する建築物、病院及び児童福祉施設等の建築禁止

(木造以外の構造で、居住室等の床の高さをN·P(＋)5.5m以上としたものについては建築可能)

※各条項の適用除外

第8条	第1種区域…居室を有しない建築物で延べ面積100㎡以内のもの 第2･4種区域…居住室を有しない建築物
第7条、第9条	第2～4種区域…第10条の各号の一に該当する建築物 （自動車車庫、工場、店舗、事務所等）

出典：「名古屋市臨海部防災区域建築条例の解説」(H20.9 名古屋市住宅都市局)

第 1 種区域内の海岸線・河岸線近接（50m）で市長が指定した区域において、これまで「常時居住の用に供する建築物」を禁止していたが、住宅、病院などについて非木造で居住室等の床の高さが N.P.（+）5.5m 以上の場合を許容した。

第 2 種区域および第 4 種区域においては、原則として 2 階以上に居室を設置しなければならないとした。

第 1 種区域以外の区域においては、公共建築物（学校、病院、官公署など）は災害時の避難所となり、現地における直接救助の拠点となることから一般建築物に比べ制限を強化している。公共建築物としてこれまで対象としていた発電所、変電所、排水ポンプ場等の公益施設を削除し、かわって児童福祉施設等を対象とした。これらの公共建築物については、原則として 1 階の床の高さを N.P.（+）2m 以上とするほか、これまでの規制に加えて 1 以上の居室の床の高さを N.P.（+）3.5m 以上とすることとした。

第４節　都市防災関係の計画

1 都市防災関係の事業計画等概要と経緯

都市計画と関連の深い都市防災関係の計画としては、避難地や避難路の整備、不燃化施策等に関する計画がある。法定計画ではないが、建設省の通達等に依拠して地方公共団体が策定してきた。震災等による大規模火災発生時に安全に避難することができる避難場所と避難経路を確保することが骨子である。避難の圏域を設定したうえで、おおむね 25ha 以上（1997（平成 9）年からは 10ha 以上）の規模を有する公園緑地等のオープンスペースを広域の避難地として設定するとともに、原則として延長 2km 以内で避難地に到達可能な適切な幅員の道路を避難路として設定する。こうした避難地や避難路を効率的に整備し、あわせて主要な避難路沿道などの建築を耐火建築物に誘導して不燃化することなどで目的を達成しようとするものである。

名古屋市は本章第1節に述べたように、1979（昭和 54）年に防災対策緊急事業計画を、1991（平成 3）年に都市防災構造化対策事業計画、1997（平成 9）年に都市防災構造化計画を策定した。

2001（平成 13）年度以降においては、「震災に強いまちづくり方針　～名古屋市防災都市づくり計画～」を 2007（平成 19）年 3 月に策定した後、2015（平成 27）年 1 月に同方針を見直した。

2 防災対策緊急事業計画（1979（昭和 54）年 3 月）

(1) 経緯

1971（昭和 46）年 2 月に発生したサンフェルナンド地震は、わが国にも地震対策について大きな影響をもたらした。中央防災会議は同地震発生後 4 か月を経過しない短期間で大都市震災対策推進要綱を決定し、1973（昭和 48）年 7 月に「当面の防災対策の推進について」申合せを行い、防災対策緊急事業計画の策定をうたった。建設省は 1974（昭和 49）年 11 月には「防災対策緊急事業計画策定要領（案）」を作成して関係地方公共団体に通知した。[41] 中央防災会議は 1975（昭和 50）年 8 月に再度「当面の防災対策の推進について」申合せを行い、その直後に建設省はあらためて「大都市震災対策施設整備計画策定要領（案）」を示した上で防災対策緊急事業計画策定に関する通達を発した。[42]

名古屋市は建設省の通知に従って 1974（昭和 49）年度から検討を開始し、1975（昭和 50）年度から翌年度にかけて防災対策緊急事業計画（試案）を作成した。さらに 1975（昭和 50）年 8 月の建設省都市局長通達に従い、前記試案を基に防災対策緊急事業計画を 1979（昭和 54）年 3 月に策定し、同年 7 月の名古屋市地域防災計画改訂時に同計画を位置づけた。

---

41 「防災対策緊急事業計画作成要領（案）について」（昭和 49 年 11 月 29 日　建設省都政発第 56 号　都市政策課長通知）

42 前掲 11 「建設省所管施設に係る防災対策緊急事業計画（試案）の策定について」（昭和 50 年 8 月 18 日　建設省都政発第 49 号　都市局長通達）

(2) 内容

1975(昭和 50)年 8 月の建設省都市局長通達によれば、大都市震災対策施設整備計画がいわばマスタープランであり、そのうち緊急に実施すべき 10 か年の事業計画として防災対策緊急事業計画が位置付けられていたが、現実に作成された計画は、防災対策緊急事業計画の名称の下に全体計画が包含されることとなり、大都市震災対策施設整備計画自体は策定されるに至らなかった。

防災対策緊急事業計画の目的は、「一般的な防災計画に加えて、市民の生命の安全確保に目標を絞り、広域避難地・避難路等を整備」することにあった。[43]

以下に概要を紹介する(**表 7.3.8**)。

表 7.3.8 防災対策緊急事業計画の概要

項 目		防災対策緊急事業計画	
策定年月		1979(昭和54)年 7月	
関係通達等		建設省所管施設に係る防災対策緊急事業計画(試案)の策定について (昭和50年 8月18日都市局長通達)	
対象区域		おおむね旧市域	約 151㎢
避難圏域		16圏域	
広域避難地		16圏域、23か所	約 1,209ha
		うち要整備 12圏域、19か所	約 1,128ha
避難路		38路線	約 192km
		うち要整備 30路線	約 166km
不燃化	避難地関連	神宮東はじめ3か所	約 19ha
	避難路関連	広小路線	約 25ha
		梅ノ木線	約 19ha
		計	約 44ha
浸水対策施設		23か所	
事業期間(年度)		1978(S53)～1987(S62)	
総事業費(億円)		約 2,374億円	

① 対象区域と事業期間等

防災対策緊急事業計画の対象区域は、庄内川、矢田川、天白川および都市計画道路志段味田代町線に囲まれた約 151 ㎢、おおむね昭和 30 年代における合併以前の旧市域に相当する。対象期間は 1978(昭和 53)年度から 1987(昭和 62)年度までの 10 か年である。対象期間中の総事業費は約 2,374 億円とされた。

② 広域避難地

原則として 2km 以内で広域避難地へ到達可能な範囲を避難圏域として設定し、2km を超える場合は 3km を限度として広域避難地の収容能力の範囲内で許容するものとした。そのような前提の下で 16 の圏域を設定し、各圏域に広域避難地を配置した。圏域によっては広域避難地を複数で構成する場合があり、広域避難地は庄内緑地、洗堰緑地はじめ 23 か所(約 1,209ha)であった。このうち整備を要するのは 12 圏域、19 か所(約 1,128ha)であり、整備対象となる主要な地区・施設として、神宮東地区や河川敷緑地などがあった。

[43] 名古屋市「防災対策緊急事業計画」(名古屋市 1979.3 p. 1)

③ 避難路

避難路は広域避難地へ通じる道路または緑地・緑道であり、原則として幅員は20m以上とした。全体で新名西橋線はじめ38路線（約192km。ただし、同一都市計画道路の異なる区間を別個の路線として掲げている場合があり、以降の計画においても同様である。）、うち緊急に整備を要する路線として江川線はじめ30路線（約166km）であった。

④ 浸水対策施設

浸水対策についてはポンプ場の強化23か所を掲げ、うち三階橋はじめ7か所の築造以外はすべて既設ポンプ場の増設であった。

⑤ 不燃化促進区域

不燃化促進区域は広域避難地周辺や避難路沿道の建物を不燃化し、避難者の安全を確保するとともに延焼遮断をはかるものである。

広域避難地周辺としては神宮東はじめ3地区、避難路沿道としては広小路線はじめ2地区、合計5地区約19haであった。

3 都市防災構造化対策事業計画（1991（平成3）年7月）

（1） 経緯

中央防災会議は第3次となる「当面の防災対策の推進について」1983（昭和58）年5月に申し合わせを行い、建設省はこれを受け従来の防災対策緊急事業計画策定に関する通達に替えて、「都市防災構造化対策事業計画の策定について」と題する都市局長通達を1986（昭和61）年9月に発した。[44] 防災対策緊急事業計画の策定対象地域が三大都市圏であったことに対して、都市防災構造化対策事業計画の策定対象地域は全国に拡大された。また、防災対策緊急事業計画が本来基本計画である大都市震災対策施設整備計画の下に策定されるべきであったにもかかわらず大都市震災対策施設整備計画は策定されず防災対策緊急事業計画のみが策定されたことを踏まえ、都市防災構造化対策事業計画においては長期の基本計画と10箇年の事業計画という段階性を明確にした。

名古屋市はこの建設省通達を受けて都市防災構造化対策事業計画[45]を1991（平成3）年7月に策定し、防災対策緊急事業計画に替えて地域防災計画に位置づけた。

（2） 内容

都市防災構造化対策事業計画の目的は、震災時における避難地、避難路等の各種都市防災施設の整備を推進し、都市構造防災化を図ることによって市民の生命・財産の安全を確保することであった。計画の概要を**表 7.3.9**、**図 7.3.6** に示す。

---

[44] 前掲18「都市防災構造化対策事業計画の策定について」（昭和61年9月25日 建設省都防発第20号 都市局長通達）

[45] 名古屋市「都市防災構造化対策事業計画」（名古屋市 1991.3）
名古屋市計画局都市計画部都市計画課「都市計画概要 1990」（名古屋市 1991.3 pp. 194-195）
名古屋市計画局都市計画部都市計画課「都市計画概要 1996」（名古屋市 1996.3 pp. 171-172）
磯部雅好「名古屋市のまちづくりと都市防災」（「新都市」 Vol. 48, No. 12 1994.12）

表 7.3.9 都市防災構造化対策事業計画の概要

項目			都市防災構造化対策事業計画
策定年月			1991(平成 3)年 7月
関係通達等			都市防災構造化対策事業計画の策定について (昭和61年 9月25日都市局長通達)
基本計画	対象区域		一部市街化調整区域を除く全市域 約 316㎢
	避難圏域		35圏域
	避難地		71か所 約 2,858ha うち要整備47か所 約 1,232ha
	防災空地		7か所 約 35ha うち要整備3か所 約 11ha
	避難路		115路線 約 521km うち要整備86路線 約 171km
	不燃化	避難地関連	1地区 約 10ha
		避難路関連	5地区 約 44km 約 271ha
	浸水対策施設		34か所 うち要整備14か所
施設別十箇年計画	事業期間(年度)		1986(S61)～1995(S70(H 7))
	避難地		33か所 約 244ha
	避難路		59路線 約 73km
	不燃化	避難地関連	神宮東 約 10ha
		避難路関連	広小路線 約 4km 約 30ha
	浸水対策施設		11か所
	総事業費(億円)		約 3,019億円

① 対象区域と事業期間等

対象区域については、防災対策緊急事業計画ではおおむね昭和 30 年代における合併以前の旧市域約 151 ㎢であったが、都市防災構造化対策事業計画にあっては市街化の進展等を考慮して一部の市街化調整区域を除いた約 316 ㎢とした。建設省の通達に従い、基本計画と十箇年計画で構成し、十箇年計画の事業期間は 1986(昭和 61)年度から 1995(平成 7)年度までであった。十箇年計画といいながら計画策定時点が 1991(平成 3)年であったことから実際の残期間は 4 年間に満たない短期間となった。対象期間中の総事業費は約 3,019 億円で、防災対策緊急事業計画に比べて約 1.3 倍の規模となったが、この中には実施済事業費が含まれていたことになる。

② 避難地

対象区域の拡大に伴い、避難圏域を 17 圏域から 35 圏域に拡大し、圏域ごとに避難地を配置した。避難地の規模をおおむね 25ha 以上とすることを踏襲しつつ条件によって 10ha 以上とすることを認めたこともあり、名称を広域避難地から避難地へ変更した。圏域によっては複数の避難地を設定し、庄内緑地はじめ 71 か所(約 2,858ha)とした。うち整備を要する避難地は 47 か所(約 1,232ha)であった。さらにその中で十箇年計画においては東山公園、猪高緑地など 33 か所(約 244ha)を対象とした。ただし、この箇所数には同一都市計画公園・緑地を分割して別個の圏域における避難地として掲げている場合がある。

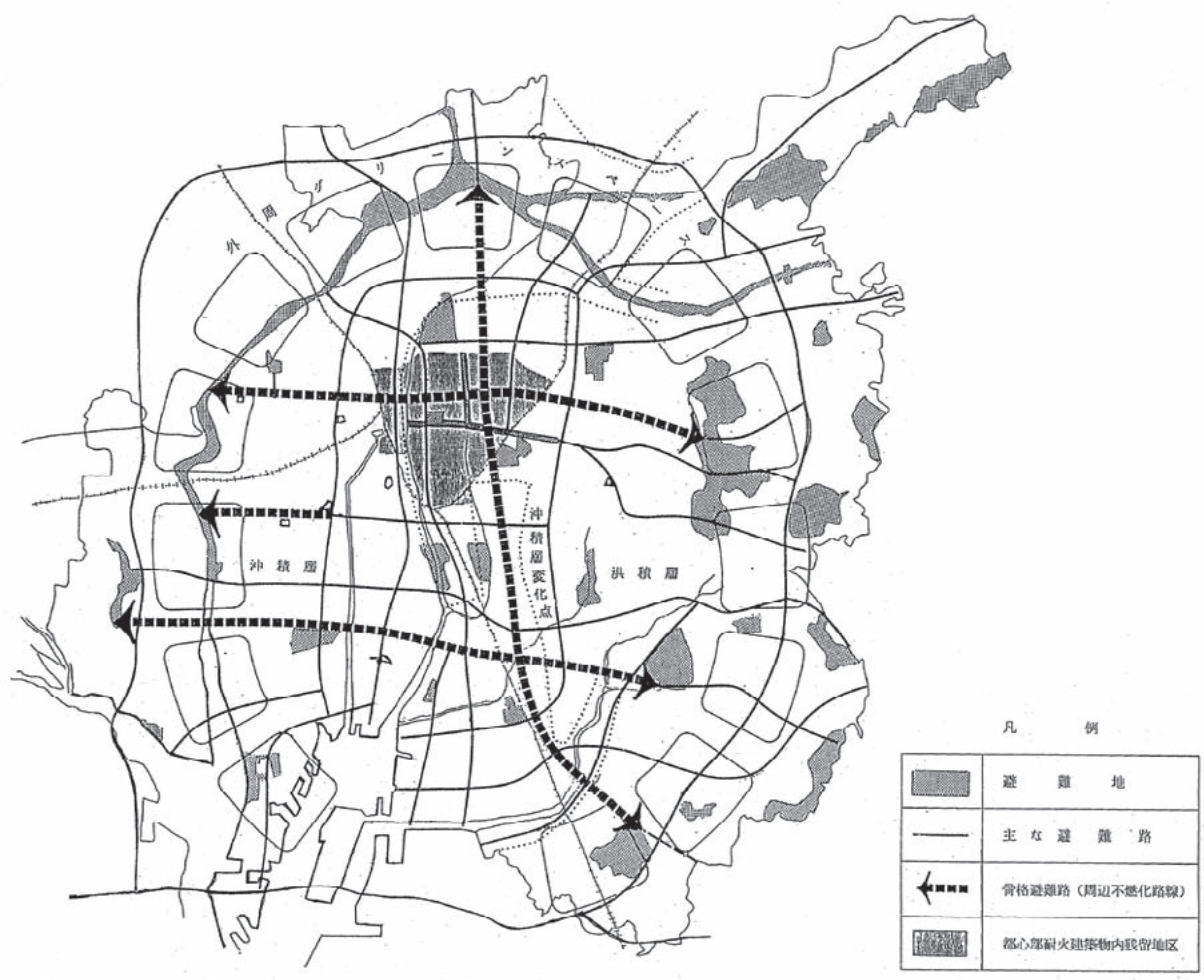

図 7.3.6　都市防災構造化対策事業計画概念図

③　防災空地

防災対策緊急事業計画では存在していなかった施設として、防災空地を新たに都市防災構造化対策事業計画において位置づけた。防災空地はおおむね 3ha 以上の面積で、地域住民の一次集結場所や防災活動の拠点としての機能を有する空地である。防災空地は川名公園はじめ 7 か所（約 35ha）とし、うち整備を要する防災空地は 3 か所（約 11ha）であったが、十箇年計画の対象とはしなかった。

④ 避難路

避難路の幅員は防災対策緊急事業計画では原則として 20m 以上であったものをおおむね 15m 以上とし、緑地・緑道においては 10m 以上を認めた。避難圏域内の各地点から避難路までの避難距離がおおむね 500m 以内となるように配置し、全市で 115 路線（約 521km）、うち整備を要する路線としては 86 路線（約 171km）であった。さらにその中で十箇年計画においては広小路線、鏡ヶ池線など 59 路線（約 73km）を対象とした。

⑤ 浸水対策施設

浸水対策についてはポンプ場 34 か所を掲げ、うち整備を要するポンプ場は内浜ポンプ場はじめ 14 か所で、そのうち十箇年計画の対象となったポンプ場は 11 か所であった。

⑥ 避難施設周辺の不燃化

防災対策緊急事業計画において不燃化促進区域としていたものを不燃化地区として、避難地関連で 1 地区(約 10ha)、避難路関連で広小路線地区はじめ 5 地区(約 44km、約 271ha)であった(**表 7.3.10**)。うち十箇年計画においては避難地関連で神宮東地区、避難路関連で広小路線地区(約 4km、約 30ha)を対象とした。

表 7.3.10 避難路関連の不燃化地区

路線名	区 間	延長(km)	面積(ha)
1 広小路線	笹島ガード西～大正橋東詰	4.2	29.9
2 広小路線東部	笹島ガード東～東山公園	8.3	49.8
3 東海橋線	戸田川緑地～明徳橋	14.0	84.0
4 八熊線	松葉公園～新前田橋	2.2	13.2
5 東郊線	新川中橋～大高緑地	15.7	94.2
計		44.4	271.1

4 都市防災構造化計画(1997(平成 9)年 3 月)

(1) 経緯

阪神・淡路大震災が 1995(平成 7)年 1 月に発生し、神戸市等が甚大な被害を受けたことは非常に大きな影響を広範囲にもたらした。名古屋市も阪神・淡路大震災を教訓として都市防災構造化対策事業計画の見直しを図ることとした。策定作業終盤に至り、建設省都市防災対策室長から通知が発せられた。これは建設省において「都市防災構造化対策に関する調査」を実施し、その結果を各市町村が具体の物的計画として地域防災計画に反映するよう地方公共団体に求めたものであった。[46] 都市防災構造化計画はこの内容も参考として 1997(平成 9)年 3 月に策定され、これまでの計画と同様に地域防災計画に位置づけられた。[47] 都市防災構造化計画の策定過程は、阪神・淡路大震災における阪神高速道路の倒壊や落橋被害を教訓として都市高速道路の橋脚補強をはじめとする各種構造物・建造物の耐震補強を鋭意実施中の時期であった。

(2) 内容

都市防災構造化計画の目的は、都市防災構造化対策事業計画と同様に避難地、避難路等の各種都市防災施設の整備を推進することにより、震災時における市民の生命・財産の安全を確保することであった。計画の概要を**表 7.3.11**、**図 7.3.7** に示す。

[46] 「都市防災構造化対策の推進について」(平成 8 年 12 月 3 日 建設省都防発第 18 号 都市防災対策室長通知)
[47] 名古屋市計画局「都市防災構造化計画」(名古屋市計画局 1997.3)
名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課「都市計画概要 2003」(名古屋市 2003.3 p. 172)

表 7.3.11　都市防災構造化計画の概要

項　目		都市防災構造化計画
策定年月		1997(平成 9)年 3月
関係通達等		都市防災構造化対策の推進について （平成 8年12月 3日都市防災対策室長通達）
対象区域		全市域　約　326.4㎢
避難圏域		36圏域
避難地	広域避難地	93か所　約　3,128ha
	一次避難地	104か所　約　295ha
避難路		131路線　約　591km
不燃化	避難地関連	1地区　約　10ha
	避難路関連	6地区　約　60km　約　367ha
浸水対策施設		34か所

都市防災構造化計画は都市防災対策室長通達以前から策定準備をしていた

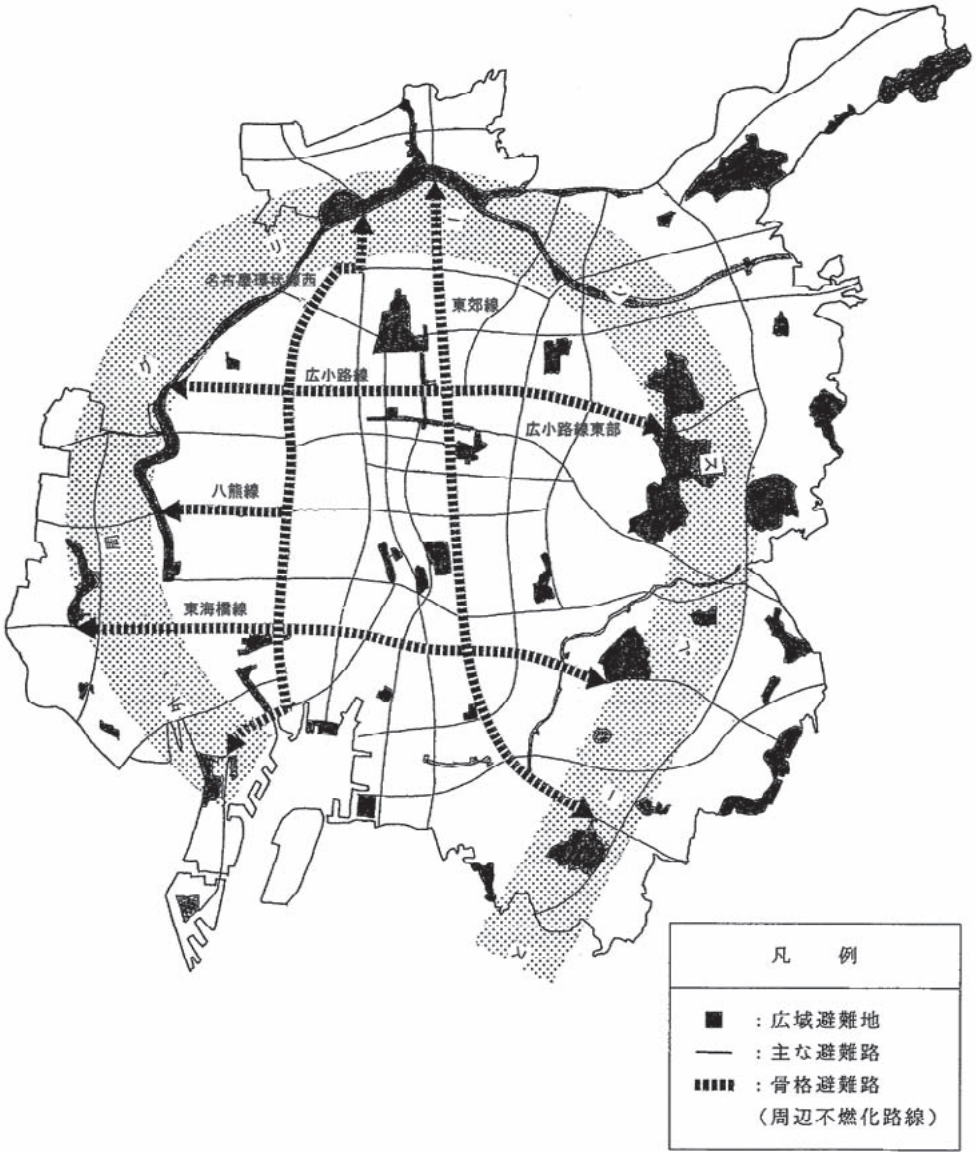

図 7.3.7　都市防災構造化計画概念図

① 対象区域等

対象区域は名古屋市全域約326.4㎢に拡大した。都市防災構造化対策事業計画においては、基本計画と十箇年計画の段階性が強調されたが、都市防災構造化計画にあっては事業段階の計画は並置されず、全体計画のみが対象とされた。これまでの防災関連の事業計画が、ともすれば毎年度の各施設予算要求時において当該施設が事業計画に登載されていることをもって査定上の一定の配慮要素とするといった慣行に利用されてきたことに鑑み、あらためてマスタープラン的な内容に回帰したといえよう。

② 避難地

避難圏域は全市を対象としたことにより35圏域から36圏域となった。避難地は広域避難地と一次避難地で構成し、避難圏域ごとに広域避難地を配置し、条件によっては複数の広域避難地を配した。

広域避難地は面積 10ha 以上で、都市防災構造化対策事業計画における避難地の条件を緩和したものに相当し、名称としては防災対策緊急事業計画の時の名称に戻ることとなった。広域避難地は全市で93か所（約 3,128ha）、うち整備を要する箇所は圏域によって分割された箇所の重複を除いて45か所（約1,010ha）であった。

一次避難地は地域住民の一次集結場所、消防救護活動等の拠点あるいは広域避難地への中継拠点としての機能を有する空地で、面積は近隣公園程度（1～2ha）以上とした。一次避難地は都市防災構造化対策事業計画における防災空地の概念を拡張し、全市に拡大したものといえよう。全市で 104 か所（約295ha）、うち整備を要する箇所は25か所（約 80ha）であった。

③ 避難路

避難路は考え方についてはほぼ都市防災構造化対策事業計画を受け継ぎ、全市で 131 路線（約591km）に拡大した。うち整備を要する路線としては同一路線の重複を除いて 85 路線（約 156km）であった。

④ 避難施設周辺の不燃化

避難施設周辺の不燃化についてもほぼ都市防災構造化対策事業計画の内容を受け継いだ。避難地関連で神宮東 1 地区（約 10ha）を踏襲し、沿道建築物の耐震不燃化を図るべき避難路を特に骨格避難路と位置づけ、これまでの5地区に名古屋環状線西地区（約 16km、約 96ha）を加えて全体で6地区（約60km、約 367ha）とした。なお、名古屋環状線西地区の対象路線は名古屋環状線、江川線、梅ノ木線の各一部区間である。

⑤ 浸水対策施設

浸水対策施設についても従前と同様に34か所を掲げ、計画改訂時点までの整備進捗にあわせて要整備排水能力等関係事項を修正した。

5 防災関連施設等に関する補論

(1) 避難路と緊急輸送道路

防災対策緊急事業計画から都市防災構造化計画に至る都市防災関連の計画においては、避難地と並んで避難路が重要な計画要素であった。避難路は一定規模以上の幅員を有することが条件となるため

幹線街路が対象とされることが一般的である。一方、緊急輸送道路は災害時にあって救援物資の輸送経路等としての機能を担う道路であり、その性格上幹線街路等が指定されることになる。以下に両者の比較を試みることとする。

① 避難路と緊急輸送道路の意義

ア 避難路

避難路という用語は、避難地と対になって 1971(昭和 46)年の「大都市震災対策推進要綱」、1974(昭和 49)年の「防災対策緊急事業作成要領(案)」、1975(昭和 50)年の「大都市震災対策施設整備計画作成要領(案)」などにみられる。「大都市震災対策施設整備計画作成要領(案)」では「避難路は、広域避難地に通じる道路または緑地、緑道であって、避難圏域内の市民を当該広域避難地に迅速かつ安全に避難させるためのもの」としている。[48]

その後、避難路等は 1978(昭和 53)年の大規模地震対策特別措置法、1980(昭和 55)年の地震財特法、1995(平成 7)年の地震防災対策特別措置法、2002(平成 14)年の東南海・南海地震防災対策推進法などに法定された。具体的な内容については主務大臣告示に委ねており、地震防災対策特別措置法に基づく告示によれば幅員 15m 以上の道路または幅員 10m 以上の緑道としている。[49] なお、この幅員については次のような考え方によっている。すなわち、避難路の幅員を落下物による閉塞に対する両側の余裕空間、駐車・放置車両の空間、救助・消火活動等に供する幅員および避難に必要な幅員とし、このうち避難に必要な幅員については避難者数を歩行密度、歩行速度および避難時間で除して求める。この考え方に基づいて一定の条件の下で算出すると約 15m が得られるとしている。[50]

イ 緊急輸送道路

緊急輸送道路とは、建設省によれば「高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路並びにこれらの道路と都道府県知事が指定するもの(以下「指定拠点」という)(地方公共団体等の庁舎等の所在地、救援物資等の備蓄地点等及び広域避難地)とを連絡し、又は指定拠点を相互に連絡する道路をいう」とされる。[51] 愛知県は「地震発生時に緊急輸送を円滑かつ確実に実施するため、緊急輸送道路としてあらかじめ路線・区間を指定し、地震発生時には優先的に復旧を図るとともに、優先して防災対策工事を実施する」道路としており、名古屋市は「緊急通行車両の移動の確保及び人・物資輸送を円滑に行うために緊急に応急復旧を要する道路」としている。[52]

---

[48] 前掲 8「大都市震災対策推進要綱」(中央防災会議 昭和 46 年 5 月 25 日)、前掲 12「大都市震災対策施設整備計画作成要領(案)」(建設省 昭和 50 年 8 月 18 日)、前掲 41 「防災対策緊急事業計画作成要領(案)について」(昭和 49 年 11 月 29 日 建設省都政発第 56 号 都市政策課長通知)を参照

[49] 「地震防災対策特別措置法第 3 条第 1 項の規定に基づく避難地等に係る主務大臣が定める基準」(平成 8 年 3 月 28 日 建設省告示第 1029 号)(同基準は平成 16 年 6 月 29 日国土交通省告示第 767 号でより小規模なものも対象とできるよう改正されている。)

[50] 「避難地・避難路の基準」(「都市防災対策の概要」 p. 34)
http://www.mlit.go.jp/crd/city/sigaiti/tobou/ka4sanko.pdf(2015/06/19 閲覧)

[51] 「緊急輸送道路ネットワーク計画等の策定について」(平成 8 年 5 月 10 日 事務連絡 建設省道路局企画課道路防災対策室課長補佐)

[52] 「(6)防災業務について ウ 緊急輸送道路」(愛知県道路維持課業務内容)
http:www.pref.aichi.jp/0000025499.html(2015/06/19 閲覧)
「名古屋市地域防災計画 地震災害対策編」(平成 25 年 6 月)

緊急輸送道路の指定は、地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業五箇年計画の内容に関する建設省告示およびその一部を構成する「緊急輸送を確保するための道路（第 3 条第 1 項第 5 号）」を策定する際に建設省が発した通達によっている。[53] その通達では都道府県道路所管部局が事務局となって関係機関と調整を図り、都道府県地域防災計画に緊急輸送道路を登載し、当該内容を都道府県下の市町村地域防災計画に反映させるかたちとなっている。

愛知県の緊急輸送道路のうち名古屋市内分についてみると、東名高速道路などの高規格幹線道路、名古屋都市高速道路、知多半島道路などの愛知県道路公社の管理道路、直轄国道など主要国道、主な愛知県道・名古屋市道で構成されている。これらは重要度に応じて第 1 次、第 2 次の 2 段階に区分されるほか、名古屋市内にあっては、庄内川堤防道路が緊急用河川敷道路として指定されている。

② 名古屋市における避難路と緊急輸送道路

ア 避難路と緊急輸送道路の状況

名古屋市の避難路は本節2～4に記述したように変遷しており、2000（平成 12）年時点においては都市防災構造化計画に位置づけられているように骨格避難路 6 路線を含む 131 路線、591.3km であった。

名古屋市の緊急輸送道路は地域防災計画に位置づけられており、2000（平成 12）年時点では第 1 次が 47 路線、230.4km で、第 2 次が 52 路線、135.6km、合計路線数 99 路線、総延長 366.0km であった（**図 7.3.8**）。名古屋市は 2002（平成 14）年に東海地震の地震防災強化地域に指定されたことを受け、同年の改正で緊急輸送道路を見直した。総路線数、全体延長に大きな変化はないが、第 1 次を 16 路線、98.3km と大きく絞り込み、そのかわりに第 2 次を 82 路線、272.0km と増加させた。合計路線数は 98 路線、総延長 370.3km となった（**表 7.3.12**）。[54]

[53] 前掲 49「地震防災対策特別措置法第 3 条第 1 項の規定に基づく避難地等に係る主務大臣が定める基準」（平成 8 年 3 月 28 日 建設省告示第 1029 号）、前掲 51「緊急輸送道路ネットワーク計画等の策定について」（平成 8 年 5 月 10 日 事務連絡 建設省道路局企画課道路防災対策室課長補佐）参照

[54] 「名古屋市地域防災計画 地震災害対策編 平成 12 年」（pp. 169-170）、「同 平成 14 年」（p. 182）

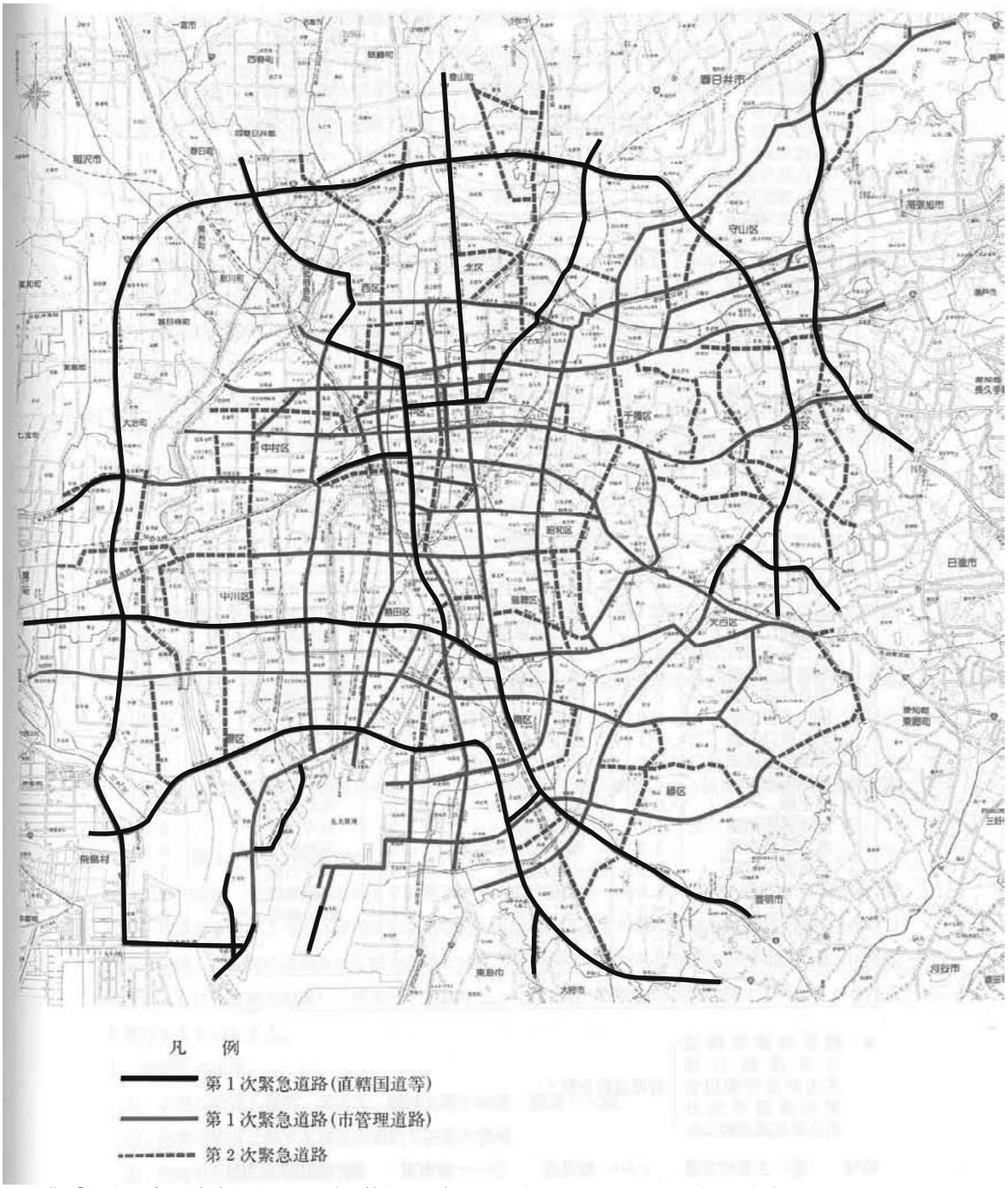

出典:「名古屋市地域防災計画 地震対策編 平成 12 年」(p. 169 別図 3-11-1)を一部加工

図 7.3.8 名古屋市の緊急輸送道路網(2000(平成 12)年)

表 7.3.12 緊急輸送道路の推移

改正年 / 路線段階	2000(平成12)年		2002(平成14)年	
	路線数	延長(km)	路線数	延長(km)
第1次緊急輸送道路	47	230.4	16	98.3
第2次緊急輸送道路	52	135.6	82	272.0
計	99	366.0	98	370.3

イ 骨格避難路と緊急輸送道路の関係

都市防災構造化計画における骨格避難路と2000(平成12)年時点における緊急輸送道路の関係は**表7.3.13**のとおりである。

骨格避難路のほぼすべての区間は第1次緊急輸送道路の一部区間となっており、名古屋環状線西のうち名古屋環状線より北側の区間(名古屋江南線)についてのみ第2次緊急輸送道路となっている。ただし、2002(平成14)年の見直しにより骨格避難路の東海橋線に相当する緊急輸送道路は第1次から第2次に変更された(**図7.3.7**参照)。

表 7.3.13 骨格避難路と緊急輸送道路の関係

骨格避難路				緊急輸送道路		
路線名	区 間	延長(km)	面積(ha)	種別	路線名	管理者
1 広小路線	笹島ガード西～大正橋東詰	4.2	29.9	1次	名古屋津島線	名古屋市
2 広小路線東部	笹島ガード東～東山公園	8.3	49.8	1次	名古屋長久手線	名古屋市
3 東海橋線	戸田川緑地～明徳橋	14.0	84.0	1次	名古屋十四山線	名古屋市
	明徳橋～相生山緑地			1次	東海橋線	名古屋市
4 八熊線	松葉公園～新前田橋	2.2	13.2	1次	弥富名古屋線	名古屋市
5 東郊線	新川中橋～高岳	15.7	94.2	1次	国道41号	直轄国道
	高岳～松田橋			1次	堀田高岳線	名古屋市
	松田橋～大高緑地			1次	国道1号	直轄国道
6 名古屋環状線西	庄内川橋～秩父通	16.0	96.0	2次	名古屋江南線	名古屋市
	秩父通～築三町			1次	名古屋環状線＊	名古屋市
	築三町～西稲永			1次	港中川線	名古屋市
計		60.4	367.1			

＊ 一部区間に国道22号を含む

ウ 避難路全体と緊急輸送道路の関係

避難路全体と緊急輸送道路の関係を2000(平成12)年時点でみると、避難路総延長591.3kmに対して緊急輸送道路総延長366.0kmと避難路総延長が緊急輸送道路総延長の約1.6倍となっている。

都市防災構造化計画における避難路は計画であることから未整備区間を含むが、緊急輸送道路は既存道路で構成される。避難路のうち緊急輸送道路と重複していない路線の多くは、未整備区間であるために緊急輸送道路として採用しえない場合である。そのほか緊急輸送道路網構成上の必要な密度を満たしているため採用されなかった場合も考えられ、避難路路線数の約4割が緊急輸送道路となっていない。

逆に緊急輸送道路に指定されていて避難路となっていない路線としては、庄内辻町線、公園線、千代田通線、向田町線、小幡西山線などの一部区間があった。こうした相違が生じる原因としては、避難路の目的地は広域避難地に限定されるが、緊急輸送道路はその他の目的地を含むことがあり、また避難路には未整備区間を含み得るが緊急輸送道路は既存道路に限られるといった条件が考えられる。

(2) 阪神・淡路大震災時における道路・公園緑地等の果たした役割

① 道路

阪神・淡路大震災時における焼け止まり線(延焼阻止要因)については、建設省建築研究所と消防庁消防研究所による水笠西公園周辺地区(焼失面積約 10ha)における調査がある。建築研究所の調査によれば、幹線街路(幅員 20～30m)の焼け止まり要因全体に占める比率は 10.4%* あることに対し、沿道に耐火造がある場合の区画街路については、幅員が 6～8m の場合で 13.3%、2～4m の場合であっても 10.0%とかなり高率を示していた。これに対し消防研究所の調査によれば、焼け止まり要因全体のうち狭幅員の街路も含めた道路・鉄道で 42.0%であった。[55] (**図 7.3.9**)

* 「平成 7 年兵庫県南部地震被害調査最終報告書」(建設省建築研究所 平成 8 年 3 月調査)に示された延焼阻止距離から算出すると 10.3%(鉄道敷き:5.3%)となった。(筆者注)

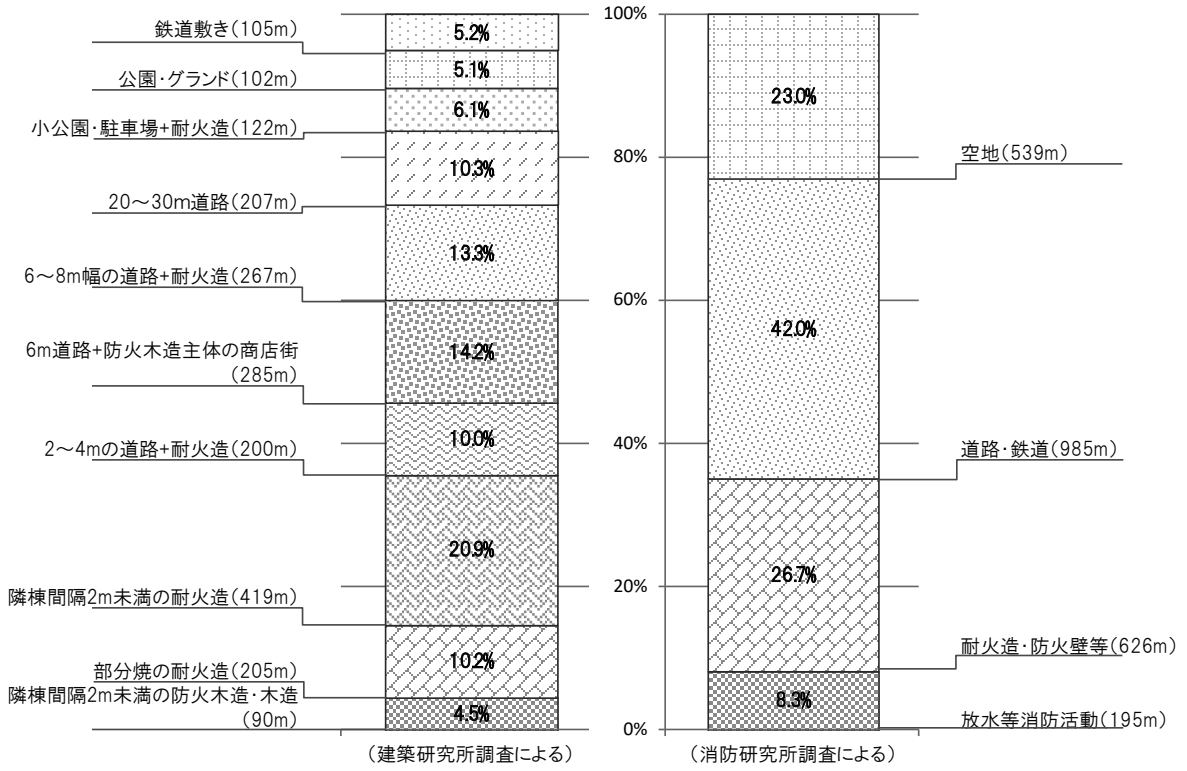

(「平成 7 年兵庫県南部地震被害調査最終報告書」(建設省建築研究所 平成 8 年 3 月調査)および「兵庫県南部地震時の大規模火災の焼け止まり要因について」(日本建築学会大会学術講演会梗概集 1995.8)より作図)

図 7.3.9 阪神・淡路大震災時における延焼阻止要因の比較(建築研究所調査と消防研究所調査)
(神戸市長田区・須磨区 水笠西公園周辺地区)

[55] 建設省建築研究所「平成 7 年兵庫県南部地震被害調査最終報告書 第Ⅰ編 中間報告書以降の調査分析結果」(建設省建築研究所 1996.3 p. 216)
http://www.kenken.go.jp/japanese/research/iisee/list/topics/hyogo/pdf/h7-hyougo-jp-p41-p238.pdf(2015/09/03 閲覧)
関沢 愛「兵庫県南部地震時の大規模火災の焼け止まり要因について」(「日本建築学会大会学術講演梗概集」1995.8)

② 公園緑地、樹木の役割

建築研究所の調査によれば、公園・グランドが焼け止まり線となった比率は 5.1％であり、小公園・駐車場であっても周囲に耐火建築物が存在している場合の比率は 6.1％であった。また、「個人の住宅が敷地内の樹木により隣地からの延焼を免れた」と思われる事例が紹介されている。さらに日本造園学会が実施した調査では、「緑被地率が大きいところほど、焼失面積が小さい傾向」がみられたことのほか、「樹木は倒れないだけではなく、（中略）建物の倒壊を押し止める効果があることが、多くの場所で認められた」としている。このような「公園緑地と樹木の防火効果」などのほかにも次のような役割を挙げている。[56]

ⅰ 樹木が与える安心感

ⅱ 応急避難の場としての公園緑地

ⅲ 避難生活の場としての公園緑地

ⅳ その他（自衛隊の駐屯地、他の地方公共団体からの応援部隊の詰所、被災者の救援のためのボランティア活動の拠点、臨時のヘリポート、瓦礫の一時堆積場所など）

6 防災に関連する都市計画

(1) 防災再開発促進地区

防災再開発促進地区は密集法に根拠を有し、「密集市街地の土地の区域内の各街区について防災街区としての整備を図るため、特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区」とされ、密集法に基づく各種施策実施の基本となり、防災再開発促進地区の整備または開発の計画の概要を「市街化区域及び市街化調整区域の整備、開発又は保全の方針」に位置づけるものである。[57]

名古屋都市計画区域では、1999（平成 11）年 10 月 29 日愛知県告示第 790 号による「市街化区域及び市街化調整区域の整備、開発又は保全の方針」変更において、**表 7.3.14** のとおり名古屋市内の筒井、葵、一番一丁目、大曽根北、浜の 5 地区をはじめて位置づけた。

防災再開発促進地区として位置づけた 5 地区は、いずれも地区総合整備の地区内にあって密集住宅市街地総合整備促進事業を施行中であった。

防災再開発促進地区は都市計画法の改正施行（2001（平成 13）年 5 月 18 日）によって防災再開発の方針と改称され、さらに密集法の改正施行（2003（平成 15）年 12 月 19 日）により内容が拡充されて防災街区整備方針となった。[58]

[56] 前掲 55 建設省建築研究所「平成 7 年兵庫県南部地震被害調査最終報告書 第Ⅰ編 中間報告書以降の調査分析結果」（建設省建築研究所 1996.3 pp. 228-230）

[57] 「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律等の施行について」（平成 9 年 11 月 8 日建設省都計発第 101 号 建設事務次官通達）
「同上」（平成 9 年 11 月 8 日建設省住市発第 33 号、都計発第 102 号 都市局長・住宅局長通達）

[58] 「都市計画運用指針 Ⅳ-2-1 C 4 防災街区整備方針」（国土交通省 2004.3）

表 7.3.14　防災再開発促進地区に係る整備又は開発の計画の概要

	地区名	面積(ha)	実施中の事業(1999(平成11)年)	地区総該当地区
1	筒井	16	土地区画整理事業 密集住宅市街地整備促進事業	筒井
2	葵	9	土地区画整理事業 密集住宅市街地整備促進事業	筒井
3	一番一丁目	5	住宅市街地整備総合支援事業 密集住宅市街地整備促進事業 街路事業	白鳥
4	大曽根北	30	土地区画整理事業 密集住宅市街地整備促進事業	大曽根
5	浜	6	密集住宅市街地整備促進事業 街路事業	築地

面積はすべて約　表示。 地区総:地区総合整備の略

名古屋市における防災再開発促進地区のその後の変遷の概略は次のとおりである。

上記都市計画法改正施行直前の 2001(平成 13)年 5 月 15 日に名古屋都市計画区域にかかる「市街化区域及び市街化調整区域の整備、開発又は保全の方針」は変更されたが(愛知県告示第 400 号)、当該変更において名古屋市の防災再開発促進地区に変更はなかった。都市計画法改正法附則第 34 条の経過措置により、2001(平成 13)年 5 月 18 日以後は、従前の防災再開発促進地区は独立した都市計画である「防災再開発の方針」とみなされることとなった。

上記の密集法改正施行後の 2012(平成 24)年 2 月 24 日愛知県告示第 109 号において、「名古屋都市計画防災街区整備方針」を決定している。この中で事業進捗を反映して一番一丁目・浜の両地区を削除しているが、残りの 3 地区の内容には変更はない(**図 7.3.10**)。

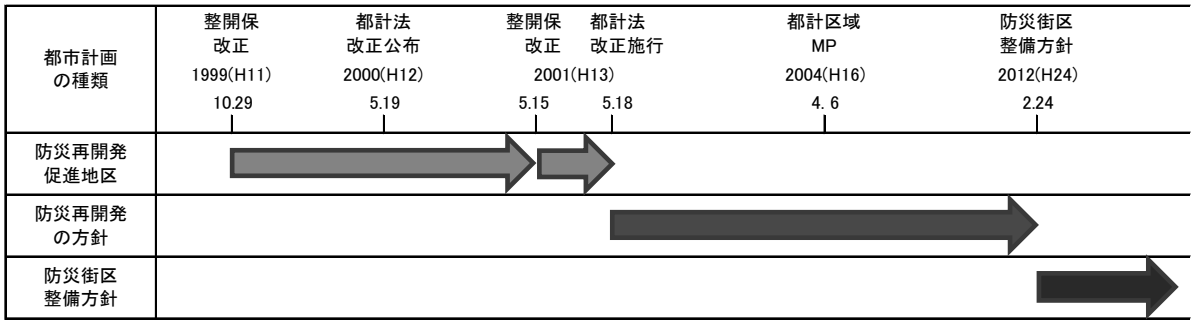

整開保:市街化区域及び市街化調整区域の整備、開発又は保全の方針　都計法:都市計画法　都計区域MP:都市計画区域マスタープラン　の略
1　防災再開発促進地区は5地区で、2000(平成12)年の整開保変更でも変更なし
2　2001(平成13)年5月18日の都市計画法改正施行以降は、防災再開発促進地区が防災再開発の方針とみなされた
3　2012(平成24)年2月24日に2地区削除し、3地区の防災街区整備方針が決定された(3地区の内容に変更はなし)

図 7.3.10　防災街区整備方針に至る経緯

(2)　防火地域・準防火地域

防火地域・準防火地域は市街地における火災の危険を防除するための地域であり、都市防災と関連の深い地域地区であるが、第2編「第3章　地域地区」で扱うこととする。

第５節　都市防災関係の施策

1　密集住宅市街地整備促進事業等

(1)　密集住宅市街地整備促進事業等

密集住宅市街地整備促進事業は建設省の要綱に基づく事業で、密集住宅市街地において防災性の向上と居住環境の改善を図ることを目的とし、老朽建築物等の除却・建替え、地区施設整備などを行う。特定住宅地区整備促進事業や住環境整備モデル事業およびその後継事業などが統合された事業であり、さらにその後 2004（平成 16）年度にはその他の事業も統合されて住宅市街地総合整備事業の一部となっている。事業手法の変遷の詳細は第6編「第2章　都市再開発」に譲る。

名古屋市においては稲葉地地区が特定住宅地区整備促進事業の後継事業である木造賃貸住宅地区総合整備事業として 1988（昭和 63）年度に事業を開始したほかは、新出来地区はじめ 6 地区が住環境整備モデル事業ないしその後継事業として事業を開始した。すべての事業が密集住宅市街地整備促進事業に移行し、一部はさらに住宅市街地総合整備事業へと移行した。稲葉地を除く 6 地区の各事業の詳細は第6編「第4章　地区総合整備」を、また、稲葉地地区については第6編「第2章　都市再開発」を参照されたい。**表 7.3.15** に各地区の事業実施状況の概要を示す。

表 7.3.15　密集住宅市街地整備促進事業等の実施状況概要

名　称		筒井	葵	大曽根北	新出来	浜	一番一丁目	稲葉地
施行面積		16.08ha	6.26ha	29.86ha	5.05ha	7.10ha	4.58ha	57.05ha
地区の現況	地区全体戸数 a	1,003戸	514戸	1,672戸	357戸	403戸	410戸	4,636戸
	老朽住宅戸数 b	換算610戸	換算278戸	1,043戸	246戸	233戸	換算192戸	木賃2,304戸
	老朽住宅率 b/a	60.8%	54.1%	62.4%	68.9%	57.8%	46.8%	木賃比率49.7%
	住宅密度	68.0戸/ha	82.1戸/ha	70.5戸/ha	80.6戸/ha	56.8戸/ha	112.0戸/ha	81.3戸/ha
事業期間（年度）		1988（昭和63）～2015（平成27）	1992（平成 4）～2017（平成29）	1986（昭和61）～2015（平成27）	1983（昭和58）～1999（平成11）	1986（昭和61）～2005（平成17）	1993（平成 5）～2007（平成19）	1988（昭和63）～1997（平成 9）
住宅除却		154戸	19戸	304戸	100戸	27戸	29戸	113戸
コミュニティ住宅		23戸/43戸	11戸/31戸	129戸/129戸	51戸	30戸	0戸/12戸	133戸 *
用地取得（㎡）		5,012	2,540	12,699.54	3,246.19	3,183.95	1,494.84	—
生活道路整備		—	—	—	—	4路線	1路線	—
その他	集会所	—	—	2箇所	1箇所	1箇所	—	—
	耐震性貯水槽	—	—	1基	1基	1基	—	—
	公園・児童遊園	6箇所	—	10箇所	—	3箇所	2箇所	1箇所
事業費（計画）		4,959百万円	2,025百万円	6,620百万円	2,303百万円	1,951百万円	719百万円	119百万円
事業手法変遷		A→B→E→F→G	B→E→F→G	A→B→E→F→G	A→B→E→F	A→B→E→F→G	B→E→F→G	C→D→F

表は2010（平成22）年度末現在の内容を示した。当該時点において事業中である場合の事業費は計画値を、施設整備等は当該時点の整備状況を掲げた
事業手法名のAは住環境整備モデル事業、Bはコミュニテイ住環境整備事業、Cは木造賃貸住宅地区総合整備事業、Dは市街地住宅密集地区再生事業、Eは総合住環境整備事業、Fは密集住宅市街地整備促進事業、Gは住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）を表す
＊　稲葉地はコミュニティ住宅ではなく建替え促進による建設戸数を表す

(2) 重点密集市街地の指定

密集市街地が防災上脆弱で多くの課題が存在していることから、これまで様々な機会をとらえてその課題解消に向けて対策が提起されてきた。国の第八期住宅建設五箇年計画(2001(平成 13)年 3 月閣議決定)では次の基準に基づいて緊急密集住宅市街地を抽出した。[59]

ⅰ 住宅市街地の密集度(80 戸/ha 以上)

ⅱ 倒壊危険性(大規模地震による倒壊危険性の高い住宅が過半)

ⅲ 延焼危険性及び避難、消火等の危険性(低耐火性能住宅が 2/3 以上、不適切接道住宅が過半)

国土交通省は 2001(平成 13)年 12 月に緊急密集住宅市街地対策のため都市再生プロジェクト(第 3 次決定)の中に「密集市街地の緊急整備」という内容を盛り込んだ。

国土交通省はさらに 2003(平成 15)年 3 月に、「地震時等において大規模な火災の可能性があり重点的に改善すべき密集市街地」を重点密集市街地として公表した。[60] 重点密集市街地の抽出基準は上記の緊急密集住宅市街地の抽出基準とおおむね同様であるが、低耐火性能住宅が 2/3 以上という基準に加えて不燃領域率 40%未満とした。不燃領域率は延焼の危険性を示す指標であり、値が低いほど延焼しやすいとされる。その結果、重点密集市街地は全国で 7,971ha となり、東京都、大阪府は 2,000ha を超える規模であった。名古屋市において住宅市街地の密集度の指標で該当する地区は見当たらなかったが、住環境と防災性向上改善の必要性から地区総合整備地区内であり、かつ不燃領域率 40%未満に該当する地区を抽出した。その結果名古屋市は 4 地区 123ha(筒井、米野、御剱、築地)となった。

その後、国土交通省は 2007(平成 19)年 1 月の都市再生プロジェクト(第 12 次決定)、2006(平成 18)年 9 月の住生活基本計画(全国計画)、2011(平成 23)年 3 月の同計画改定における重点密集市街地の位置づけの変遷を経て、2012(平成 24)年 10 月に新重点密集市街地を公表した。名古屋市はこれまでの重点密集市街地のうち改善が進んでいない 2 地区(米野、御剱)を新重点密集市街地として抽出した。[61]

名古屋市における当初の重点密集市街地 4 地区においては、公園事業、街路事業、密集住宅市街地整備促進事業等、土地区画整理事業のほか都市防災不燃化促進事業(次項にて概説)、名古屋市独自の生活こみち整備促進事業(地権者による狭隘道路の自主的拡幅整備)を地区に応じて適宜実施してきた。

2 都市防災不燃化促進事業

(1) 経緯

都市防災不燃化促進事業は三大都市圏の既成市街地等において、避難地または避難路の周辺の区域で一定の基準に適合する耐火建築物を建築するものに対して費用の一部を助成する事業である。制度創設の経緯については本章第1節2(4)② 都市防災不燃化促進事業に紹介した。

59 「第八期住宅建設五箇年計画 抜粋」(平成 13 年 3 月 13 日閣議決定)

60 「『地震時等において大規模な火災の可能性があり重点的に改善すべき密集市街地』について」(平成 15 年 7 月 11 日)

61 「『地震時等に著しく危険な密集市街地』について」(平成 24 年 10 月 12 日)

制度創設時に建設省都市防災対策室長として携わった長谷川義明は、この制度のあり方についてインタビューに応じて次のように答えている。[62]

「避難路の安全性の確保を考えた時二つのアプローチがある（中略）一つは（中略）道路側で担保すべきではないかというアプローチで、もう一つは、避難路の周りの地権者は避難路の安全性のために建物を不燃化する義務があるというアプローチ。（中略）当初の 100％不燃化を図るという強制的なイメージから公共団体の助成による促進策に変化していったのです」

都市防災不燃化促進事業は当初都市計画推進費の枠内での制度創設であったが、後に都市防災不燃化促進事業として独立の制度要綱が創設された。さらに 1995（平成 7）年 1 月の阪神・淡路大震災発生を契機として被災市街地復興特別措置法が制定されたことにより同要綱は全面改正された。[63] 1997（平成 9）年度には都市防災不燃化促進事業のほかに、地区公共施設・防災まちづくり拠点施設の整備等の事業も含めて都市防災構造化推進事業に拡大され、2000（平成 12）年度には都市再生推進事業という大きな制度枠組みの中の都市防災総合推進事業の一部に位置づけられた。[64]

(2) 内容 [65]

都市防災不燃化促進事業の対象地区は、1980（昭和 55）年の制度創設当初は三大都市圏の既成市街地および東海地震の関連地域であったが、1995（平成 7）年には被災市街地復興推進地域に拡大され、さらに 2000（平成 12）年度には政令指定都市および道府県庁所在市に拡大された。以上を三大都市圏等の関係地方公共団体と総称する。

都市防災不燃化促進事業実施の条件は、**図 7.3.11** に示すとおりである。

三大都市圏等の関係地方公共団体において、地域防災計画に位置づけられた避難地または避難路の周辺であって早急に不燃化を図る必要がある区域を対象として不燃化促進に関する調査を行い、不燃化促進区域を指定して当該区域にかかる地区整備指針を定める。不燃化促進区域にあっては次の条件を満たすことが必要である。

ⅰ 防火地域かつ最低限高度地区等の区域内

ⅱ 10 年以内に当該区域のほぼ 70％以上の部分に耐火建築物が建築されることが確実であることが認められる区域

三大都市圏等の関係地方公共団体は、不燃化促進区域内において一定の条件を満たす耐火建築物の建築に対して規模に応じた一定額を助成することができる。

---

62 佐藤啓二「50 周年記念 先人に聞く 新潟市長 長谷川義明氏」（「新都市」 Vol. 52, No. 1 1998.1）

63 「都市防災不燃化促進事業制度要綱」（平成 7 年 6 月 20 日 建設省都防発第 5 号建設事務次官通達）

64 建設省都市局都市政策課都市防災対策室「平成 9 年度都市防災関連予算の概要」（「新都市」 Vol. 51, No. 6 1997.6）
「都市再生推進事業制度要綱」（平成 12 年 3 月 24 日 建設省都計発第 35-2 号、経宅発第 37-2 号、住街発第 23 号 建設経済局長・都市局長・住宅局長通知）

65 中島威夫「都市防災不燃化促進助成について」（「新都市」 Vol. 34, No. 9 1980.9）
建設省都市局都市政策課都市防災対策室「都市防災不燃化促進事業の概要」（「新都市」 Vol. 36, No. 6 1982.6）

名古屋市は 1982（昭和 57）年度から神宮東地区、1986（昭和 61）年度から広小路線地区、1994（平成 6）年度から広小路線東部地区、1996（平成 8）年度から広小路線東部第二地区、2009（平成 21）年度から東郊線地区、と合計 5 地区 97.4ha について都市防災不燃化促進事業を進めた。[66]

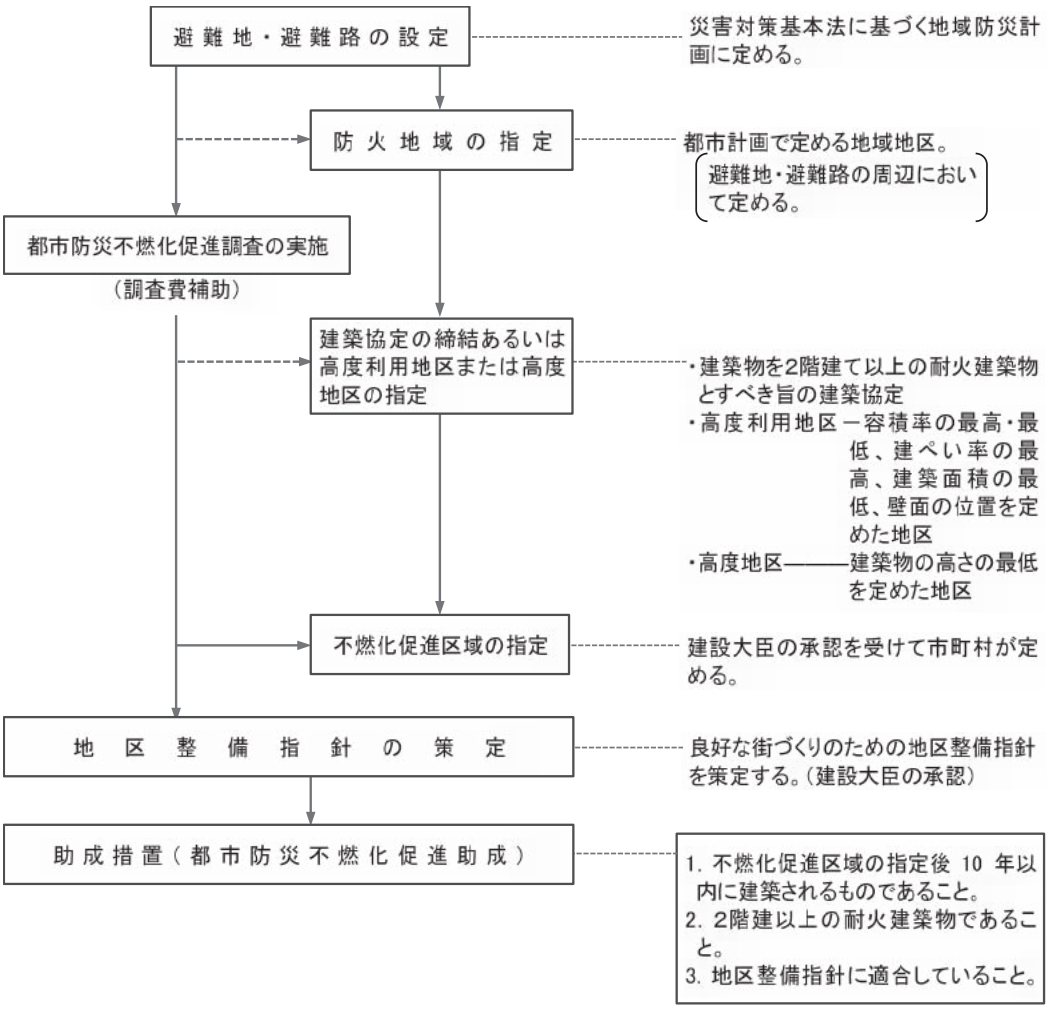

出典：「都市防災不燃化促進事業の概要（建設省都市局都市政策課都市防災対策室）」（「新都市」 S57.6）

図 7.3.11　都市防災不燃化促進事業の流れ

（3） 神宮東地区

神宮東地区の整備の詳細については第6編「第4章　地区総合整備」に譲ることとし、ここではその中の都市防災不燃化促進事業を中心に概要を紹介する。

① 神宮東地区における課題としての防災

名古屋市は「名古屋市都市再開発基本計画策定のための調査」を 1978（昭和 53）年度に実施し、神宮東地区を要整備地区の一つとして抽出した。神宮東地区における主な課題は、大規模工場の土地利用転換と防災であった。防災が課題として浮上した背景としては、東海地震対策が喫緊の課題として重要

[66] 前掲 45　磯辺雅好「名古屋市のまちづくりと都市防災」（「新都市」 Vol. 48, No. 12　1994.12）

視されたことがある。大規模地震対策特別措置法が1978（昭和53）年12月に施行され、地震防災対策強化地域が同法に基づいて1979（昭和54）年8月7日に指定された（総理府告示第26号）。当時、神宮東地区整備を担当した住宅・都市整備公団の丹羽守は次のように述べている。[67]

「地区整備の基本方針として、（中略）東海沖地震対策等の時代の雰囲気を反映した方針を設定している」

② 防災対策緊急事業計画における位置づけ

名古屋市は防災対策緊急事業計画を1979（昭和54）年3月に策定し、神宮東地区を広域避難地である神宮地区の一部として位置づけるとともにその中の三本松・花表地区を不燃化促進区域に位置づけた。また、神宮東地区を東西に貫通している都市計画道路豆田町線を避難路に位置づけた。防災対策緊急事業計画の後継となるその後の防災関係の計画にもその位置づけは継続された。

③ 神宮東地区特定住宅市街地総合整備促進事業整備計画

建設省が特定住宅市街地総合整備促進事業要綱を1979（昭和54）年9月に制定したことを受け、名古屋市は神宮東地区整備計画を策定して同年12月に建設大臣承認を得た。この整備計画では避難圏域人口を65,000人とし、各方面から神宮東地区中心部の避難地へ向かう避難経路を**図 7.3.12**のように想定した。この図からわかるように、地区南側からの避難経路中に三本松・花表地区があり、避難の安全確保のために不燃化を図る必要があった。

④ 都市防災不燃化促進事業計画調査等

名古屋市は神宮東地区のうち民間建築誘導が主体となる三本松・花表地区について、1979（昭和54）年度に都市防災不燃化促進事業計画調査の前身である防災建築事業計画調査を実施し、翌年度には都市防災不燃化促進事業計画調査として実施した。[68]

⑤ 都市防災不燃化促進事業

名古屋市は三本松・花表地区について1979（昭和54）年11月に地元説明を行い、翌12月にアンケート調査を実施した。その結果をもとに整備計画素案を作成して、1980（昭和55）年10月から11月にかけて全体説明、街区別説明を行い、1981（昭和56）年3月に一部修正の上整備計画案として地元に提示した。この整備計画案には、都市防災不燃化促進事業の条件となる防火地域と最低限高度地区の指定が含まれている。[69] 1982（昭和57）年3月31日には上記整備計画案に即したかたちで、防火地域と最低限高度地区の都市計画決定を行い、同年6月5日に不燃化促進区域を告示している（**図 7.3.13**）。

---

67 丹羽　守「神宮東地区と白鳥地区」（「名古屋の住宅地」日本建築学会東海支部都市計画委員会名古屋の住宅地部会　1994.9　p. 223）

68 名古屋市計画局「神宮東防災建築事業計画報告書」（名古屋市計画局　1980.3）
名古屋市計画局「神宮東都市防災不燃化促進事業計画（推進計画）報告書」（名古屋市計画局　1981.3）

69 名古屋市計画局都市整備課「三本松・花表地区　まちづくりニュース　No.1」（名古屋市計画局都市整備課　1981.3）

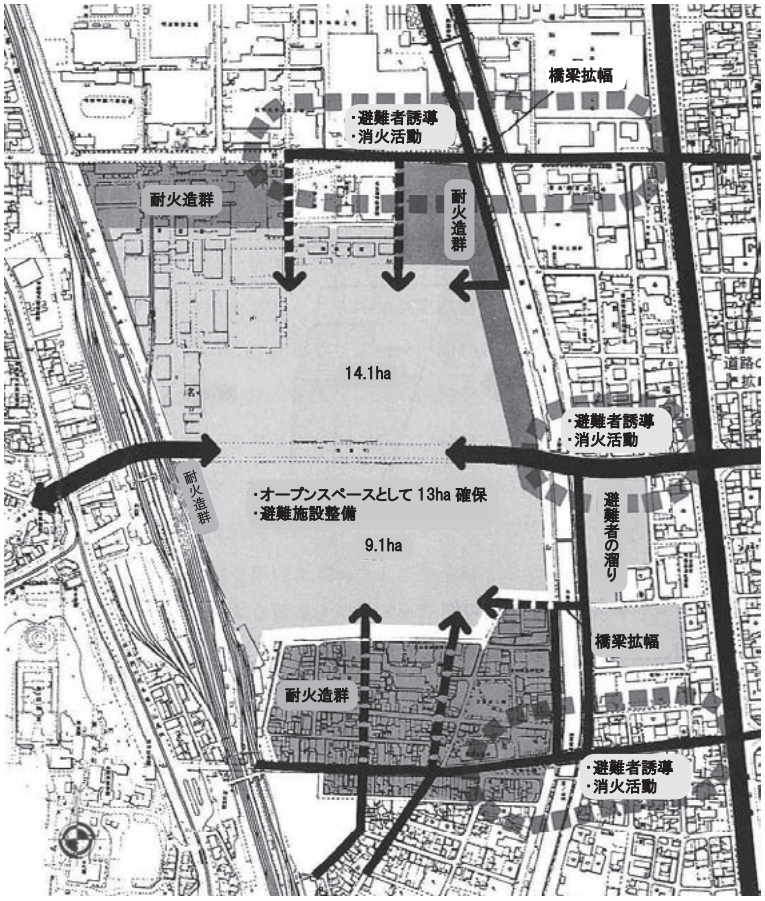

出典:「神宮東特定住宅市街地総合整備促進事業整備計画」(昭和 55 年 12 月　名古屋市計画局・日本住宅公団中部支社)

図 7.3.12　神宮東地区防災課題図

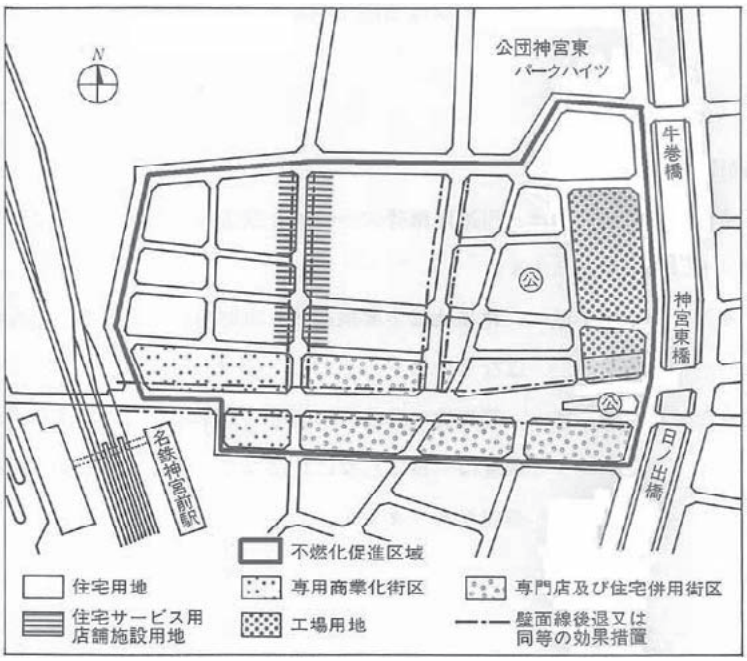

出典:「三本松・花表地区まちづくりニュースー都市防災不燃化促進事業ー」(昭和 58 年 6 月　名古屋市計画局都市整備課)

図 7.3.13　神宮東地区都市防災不燃化促進事業の区域

神宮東地区約 9.8ha における都市防災不燃化促進事業は、1982（昭和 57）年度から 1996（平成 8）年度まで、事業期間を1回延長し 15 年間にわたって実施した。この事業によって 62 棟の耐火建築物が建築され、不燃領域率が安全を確保するに足るだけに（約 66%）上昇した（**表 7.3.16**）。

表 7.3.16　神宮東地区都市防災不燃化促進事業の概要

事　項		内　容
事業期間		1982(S57)年度～1996(H8)年度
区　域		熱田区三本松町・花表町の各一部
面積(ha)		9.8
防火地域・高度地区指定		1982(昭和57)年3月31日　名古屋市告示第114号
不燃化促進区域指定		1982(昭和57)年6月 5日　名古屋市告示第225号
計画	計画対象戸数(棟)	100
	目標耐火率(%)	70.0
実績	実績戸数(棟)	62
	実現耐火率(%)	45.7%（※）

※ 神宮東地区は、避難地型(面整備)のため、不燃領域率66%をもって焼失率は十分低いとし、事業終了とした。

（4） 広小路線地区

広小路線は近世に端を発し、近代に至って東西に延伸され、最終的に名古屋市を東西に貫通し、都心部を通過する幹線街路となった。東海道新幹線以西の広小路線西部区間は中村区の中央を通過し、その後背地には木造家屋が密集する市街地を抱えているが、当該地区には適当な避難地がなく、一方で広小路線の西端部には大正橋緑地、万場大橋緑地を擁している。このため、広小路線は防災対策緊急事業計画（1979（昭和 54）年 7 月）において避難路として位置づけられ、沿道の広小路線地区は不燃化促進区域に位置づけられた。その位置づけは神宮東と同様にその後の防災関係の計画に引き継がれた。

名古屋市は神宮東地区に続いて広小路線地区都市防災不燃化促進事業計画調査を 1981（昭和 56）年度に実施した。[70] その結果を基に不燃化促進区域の前提となる防火地域と最低限高度地区の都市計画決定を 1986（昭和 61）年 4 月 14 日に行い、同年 5 月 14 日に不燃化促進区域を告示した（**図 7.3.14**）。告示後から都市防災不燃化促進事業を実施したが、顕著な進展がみられないため再三延長を行い、2015（平成 27）年度をもって事業を終了した。（**表 7.3.17**）。

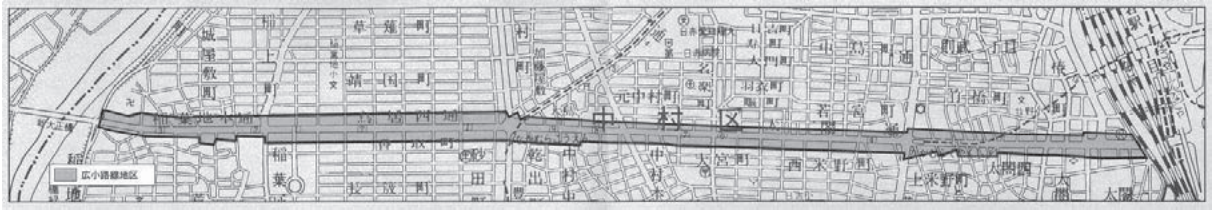

図 7.3.14　広小路線地区都市防災不燃化促進事業の区域

[70] 名古屋市計画局「広小路線地区都市防災不燃化促進計画調査報告書」（名古屋市計画局　1982.3）

広小路線地区の事業期間が長期にわたった理由としては次のような事情が考えられる。すなわち、人口減少が続くなどそもそも地区の建替え意向が低いほか、同時施行となる他の事業が存在せず、本事業による耐火建築物への建替えに対する助成以外の魅力に乏しいのであろう。

表 7.3.17 広小路線地区都市防災不燃化促進事業の概要

事　項		内　容
事業期間		1986(S61)年度～2015(H27)年度
区　域		中村区笹島ガード西～新大正橋東詰
面積(ha)		29.9
防火地域・高度地区指定		1986(昭和61)年 4月14日　名古屋市告示第171号
不燃化促進区域指定		1986(昭和61)年 5月14日　名古屋市告示第220号
計画	計画対象戸数(棟)	800(当初対象戸数) 432(最終変更:2010(H22). 6.22)
	目標耐火率(%)	70.0
実績	実績戸数(棟)	166 (H12年度末)、261 (H26年度末)
	実現耐火率(%)	49.1(H12年度末)、61.4(H26年度末)

(5) 広小路線東部地区

① 背景・経緯

広小路線の中村区役所から池下に至る区間については、復興土地区画整理事業によって整備された。池下以東の区間は昭和 30 年代に旧都市計画法の下で幅員 40m に拡幅変更され、そのうち東山公園以東区間は組合施行土地区画整理事業によって計画幅員に拡幅整備されたが、池下から東山公園の区間は未整備の状況が続いていた。

この未整備区間においては、旧都市計画法に基づき田代土地区画整理組合が戦前の都市計画幅員 24.54m に拡幅していた。40m への拡幅都市計画変更以前に沿道の市街化が進行し、商業店舗等が連担する中に中層堅牢建築物が複数混在していたため拡幅の事業量は多大と見込まれた。

池下以西の都心部区間については、広小路線の幅員が基本 30m であることと都市計画道路ではないものの多車線の錦通が並行していることから交通容量に余裕があった。また、東山公園以東区間は幅員 40m で車線数が増加するため、結果として池下から東山公園区間は典型的なボトルネック区間となって恒常的な渋滞が発生していた。

このためかねてから当該区間の拡幅整備が望まれてきたが、名古屋市の街路事業費総額において広小路線整備が長期間にわたり大きな比率を占め続けることを考慮し、事業着手の時期や整備手法を検討してきた。その結果以下のように順次都市計画事業認可を受けて着手した。

i　池下―末盛通　　1988(昭和 63)年　1 月 29 日　愛知県告示第 73 号

ii　本山交差点付近　　1989(平成 元)年 11 月 10 日　愛知県告示第 1045 号

iii　末盛通―本山(本山交差点付近を除く)
1995(平成　7)年　6 月 16 日　愛知県告示第 506 号

iv　本山(本山交差点付近を除く)―東山公園

1995（平成　7）年　6 月 16 日　愛知県告示第 507 号

都市防災構造化対策事業計画が 1991（平成 3）年 7 月に策定され、広小路線は東山公園以東区間を除き全区間が骨格避難路として位置付けられた。

広小路線の拡幅整備開始、都市防災構造化対策事業計画の策定などを受け、名古屋市は 1992（平成 4）年度に池下から東山公園まで事業中区間を含めた未拡幅区間全体を対象として「広小路線東部地区都市防災不燃化促進調査」を実施した。[71]

② 広小路線東部地区（池下～末盛通区間および本山交差点付近）の事業概要

広小路線東部区間のうち早期に事業着手した池下～末盛通区間および本山交差点付近を都市防災不燃化促進事業の第 1 期の区域として 1992（平成 4）年 9 月に地元意向調査を実施し、翌年 1 月には地元説明を行った。

この区域について防火地域と最低限高度地区の都市計画決定を 1994（平成 6）年 3 月 23 日に行い、さらに不燃化促進区域を同年 6 月 29 日に告示した（**図 7.3.15**）。1994（平成 6）年度から都市防災不燃化促進事業を実施し、2003（平成 15）年度には一旦事業を完了した（**表 7.3.18**）。

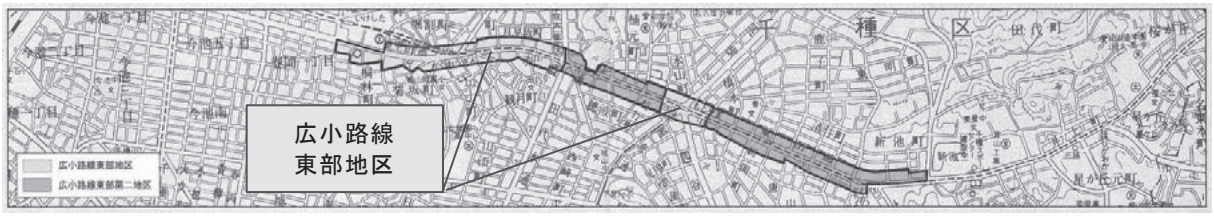

図 7.3.15　広小路線東部地区都市防災不燃化促進事業の区域

表 7.3.18　広小路線東部地区（池下～末盛通区間および本山交差点付近）の事業概要

事　項		内　容
事業期間		1994(H 6)年度～2003(H15)年度
区　域		千種区池下～末盛、本山交差点付近
面積(ha)		13.7
防火地域・高度地区指定		1994(平成 6)年 3月23日　名古屋市告示第 98号
不燃化促進区域指定		1994(平成 6)年 6月29日　名古屋市告示第221号
計画	計画対象戸数(棟)	100(当初対象戸数) 71(最終変更:2003(H15). 6. 1)
	目標耐火率(%)	80.0
実績	実績戸数(棟)	32 (H12年度末)、40 (H15年度末)
	実現耐火率(%)	66.9(H12年度末)、71.7(H15年度末)

(6)　広小路線東部第二地区

広小路線の街路事業が進捗し、既事業化区間の東部にあたる末盛通以東区間（本山交差点付近を除く）の事業認可が 1995（平成 7）年 6 月 16 日に得られたことを契機に、都市防災不燃化促進事業としても当該区間を広小路線東部第二地区として事業化することとした。

[71] 名古屋市計画局「広小路線東部地区都市防災不燃化促進調査報告書」（名古屋市計画局　1993.2）

防火地域と最低限高度地区の都市計画決定を1996(平成8)年5月31日に行い、同日に不燃化促進区域を告示した(**図 7.3.16**)。

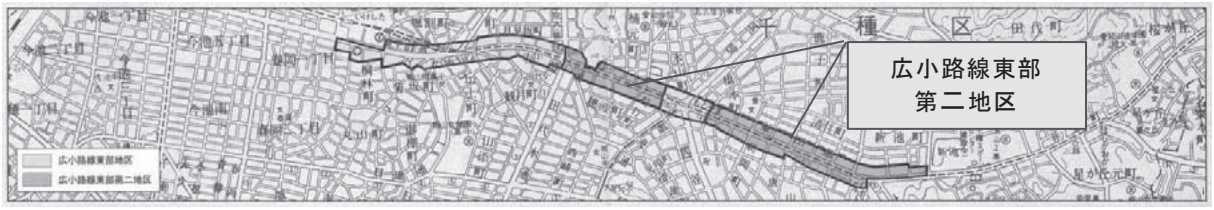

図 7.3.16 広小路線東部第二地区都市防災不燃化促進事業の区域

広小路線東部第二地区は1996(平成8)年度から都市防災不燃化促進事業を実施し、2004(平成16)年度には前年度に一旦事業を完了した広小路線東部地区(池下～末盛通区間および本山交差点付近)と統合して継続し、2005(平成17)年度に完了した(**表 7.3.19**)。

表 7.3.19 広小路線東部第二地区の事業概要

事　項		内　容
事業期間		1996(H 8)年度～2005(H17)年度
区　域		千種区末盛～東山公園(本山交差点付近を除く)
面積(ha)		10.6
防火地域・高度地区指定		1996(平成 8)年 5月31日　名古屋市告示第208号
不燃化促進区域指定		1996(平成 8)年 5月31日　名古屋市告示第215号
計画	計画対象戸数(棟)	100(当初対象戸数) 102(最終変更:2004(H16) 4. 1)
	目標耐火率(%)	70.0
実績	実績戸数(棟)	56 (H12年度末)、88 (H17年度末)
	実現耐火率(%)	54.5(H12年度末)、72.7(H17年度末)

区域は2004(H16)年度以降広小路線東部地区と統合

広小路線東部、広小路線東部第二の両地区は、いずれも都市防災不燃化促進事業制度の定める 10年間の事業期間内に目標耐火率を超える実績をあげている。こうした結果をもたらした要因としては次のようなことがある。すなわち、両地区にあっては都市防災不燃化促進事業に先立って街路事業が施行されており、街路事業により拡幅に支障する建築物の移転、新築が不燃化促進区域内において必須となるため、合併施行の都市防災不燃化促進事業の助成が権利者にとってはインセンティブとなった。

(7) 都市防災不燃化促進事業地区の実績推移

名古屋市における都市防災不燃化促進事業地区の実績推移を**表 7.3.20** に示す。

2000(平成 12)年度までの年平均事業費、年平均件数をみると、神宮東と広小路線東部は 1,000 万円台、4～5 件であるのに対し、広小路線と広小路線東部第 2 は3,000 万円前後、11 件と対照をなしている。4 地区合計の 1 件当たりの事業費は、260 万円超であり、地区別では神宮東よりも広小路線関係地区が若干高くなっている。

表 7.3.20 都市防災不燃化促進事業 補助の実績

（単位：千円）

地区名 / 年度	神宮東		広小路線		広小路線東部		広小路線東部第二		合 計	
	事業費	件数	事業費	件数	事業費	件数	事業費	件数	事業費	件数
1982 (S57)	7,140	4							7,140	4
1983 (S58)	2,160	1							2,160	1
1984 (S59)	7,139	3							7,139	3
1985 (S60)	14,278	7							14,278	7
1986 (S61)	17,726	6	36,814	16					54,540	22
1987 (S62)	10,890	6	36,178	16					47,068	22
1988 (S63)	19,481	8	25,168	9					44,649	17
1989 (H 1)	3,875	1	30,625	13					34,500	14
1990 (H 2)	9,885	3	27,250	11					37,135	14
1991 (H 3)	18,154	7	22,029	8					40,183	15
1992 (H 4)	625	1	32,100	12					32,725	13
1993 (H 5)	16,165	5	29,287	11					45,452	16
1994 (H 6)	8,249	4	18,560	9	27,278	11			54,087	24
1995 (H 7)	12,431	5	39,767	13	12,905	5			65,103	23
1996 (H 8)	2,156	1	23,570	12	15,374	4	25,185	10	66,285	27
1997 (H 9)			16,909	7	19,393	7	33,985	15	70,287	29
1998 (H10)			16,283	7	7,397	2	33,201	13	56,881	22
1999 (H11)			25,688	8	4,413	1	44,162	9	74,263	18
2000 (H12)			55,610	14	5,186	2	31,028	9	91,824	25
合 計	150,354	62	435,838	166	91,946	32	167,561	56	845,699	316
平 均	10,024	4	29,056	11	13,135	5	33,512	11	—	—
事業費/件	2,425	—	2,626	—	2,873	—	2,992	—	2,676	—

※ 事業費は事務費を除く

3 防災公園・防災緑地緊急整備事業

防災公園および防災緑地緊急整備事業については、詳細を第4編「第1章 公園・緑地」（第3節2（4）防災公園に関係する神宮東地区の変更、追加および第7節3 防災緑地緊急整備事業）に譲ることとし、ここでは概要を紹介するにとどめる。

（1） 防災公園

東海地震に対する備えの必要から、大規模地震対策特別措置法が 1978（昭和 53）年 6 月に公布されたことを受け、都市公園法第 19 条に基づく都市公園事業費補助における重点事項として、1978（昭和 53）年度に「防災的役割を持つ公園」という事項が創設された。内容を要約し引用すると「防災的役割を持つ都市公園として、三大都市圏の既成市街地等の都市において、面積 10ha 以上の地区公園等で、原則として防災対策緊急事業計画に基づく事業」[72] について用地取得費に対する補助対象率を引き上げるものであった。

[72] 「都市局所管補助事業実務必携（昭和 53 年度版）」監修；建設省都市局

「防災公園」については、翌年の都市計画中央審議会答申（昭和 54 年 8 月、答申第 9 号）にて「大震火災時における防災対策を充実させるため、避難地、避難路としての機能を有する都市公園の整備を推進すべきである」とし、続いて「防災公園の緊急整備」の項にて防災公園の意義、対象都市、面積や施設の要件、整備量、助成措置、その他配慮事項などその時点でのかなり詳しい定義等が提言された。この提言を先取りする形で 1978（昭和 53）年度から上記のように国の補助事業として実施された。

その後、都市公園事業費補助としては 1982（昭和 57）年度から事項名を防災公園と改め、1986（昭和 61）年度には補助対象都市を拡大し、さらにこの年度より新しく始めた防災緑地緊急整備事業制度（制度概要は第4編第1章第3節2（4）にて、名古屋市の実績は同章第7節3に記述）も防災公園の事項に含め実施された。

また、建設省は 1998（平成 10）年 1 月 21 日付の通達（建設省都公発第 7 号）において地方公共団体に対し、防災公園の事業計画などを明らかにする「防災公園整備プログラム」の策定を指示した。同時期に「防災公園計画・設計ガイドライン」[73] により防災公園の総合的な指針を整理し公表した。その中での防災公園の定義は次のとおりである。

「本ガイドラインでいう防災公園とは、地震に起因して発生する市街地火災等の二次災害時における国民の生命、財産を守り、大都市地域等において都市の防災構造を強化するために整備される、広域防災拠点、避難地、避難路としての役割をもつ都市公園および緩衝緑地をいう」

なお、防災公園ということばは、都市公園法施行規則の改正（平成 5 年建設省令第 14 号）により、一時期、同規則第 1 条の見出しに「防災公園における災害応急対策に必要な施設」という表現で書かれていた。これは都市公園法施行令の公園施設に「備蓄倉庫その他の災害応急対策に必要な施設」が追加された際、その施行規則に現れた表現であり、この見出しは 2004（平成 16）年規則改正の際「災害応急対策に必要な施設」と改められている。

（2） 防災緑地緊急整備事業

防災緑地緊急整備事業は建設省が 1986（昭和 61）年度に発した防災緑地緊急整備事業実施要領に基づく事業であり、三大都市圏の既成市街地等において、地震災害時における避難地等を早急に確保するため、地方公共団体が定める防災緑地緊急整備計画に基づき、都市開発資金により防災緑地の用地を先行取得するとともに、防災上最小限必要な施設を補助事業等により整備を行うものである。[74]

同要領は制度創設後再三改正され、特に阪神・淡路大震災後の 1996（平成 8）年度以降に補助対象施設や対象都市の拡充がなされている。

---

[73] 「防災公園 計画・設計ガイドライン」（監修；建設省都市局公園緑地課、建設省土木研究所環境部）（大蔵省印刷局 1999.8）

[74] 「防災緑地緊急整備事業実施要領」（昭和 61 年 9 月 24 日 建設省都公緑発第 86 号 都市局長通達）
「都市におけるみどりの保全と創出」（国土交通省，社会資本整備審議会都市計画・歴史的風土分科会都市計画部会平成 18 年度第 2 回公園緑地小委員会配布資料 4-2，2006.10 p. 8）
http://www.mlit.go.jp/singikai/infra/city_history/city_planning/park_green/h18_2/images/shiryou4-2.pdf
（20150602 閲覧）

名古屋市において防災緑地緊急整備事業を実施したのは、明徳公園（1989（平成元）年度）、新海池公園（1994（平成 6）年度）のほか長期未整備であった川名公園（1996（平成 8）年度）と米野公園（1998（平成 10）年度）である（（ ）括弧内は、当該事業に着手した年度）。

4 耐震改修等

阪神・淡路大震災は大都市直下を含む地域で発生したこともあり、土木構造物や建築物に多大な被害が生じた。特に橋梁の倒壊や落橋の衝撃は大きいものがあり、復旧に際して従来の仕様を修正した内容を使用することとされた。建築物に関しては、新耐震基準の有効性がおおむね確認されたため旧耐震基準で建築された建築物の耐震改修や建替えが必要と考えられ、耐震改修促進法が制定された。

以下に名古屋市で実施された構造物の耐震補強や建築物の耐震改修の概要を紹介する。

（1） 都市高速道路・橋梁の耐震補強

① 都市高速道路の耐震補強 [75]

ア 耐震補強に適用する基準

建設省は阪神・淡路大震災発災後に兵庫県南部地震道路橋震災対策委員会を設置し、同委員会の検討結果に基づいて「兵庫県南部地震により被災した道路橋の復旧に係る仕様（案）」（以下「復旧仕様」という）を、被災橋梁の再構築、耐震補強に適用するための設計仕様として 1995（平成 7）年 2 月 27 日に示した。さらに指定都市高速道路等の新設橋の設計や既設橋の耐震補強についても復旧仕様を準用する旨の通達が同年 5 月 25 日に発せられた。その後建設省より新たな技術基準（道路橋示方書）が復旧仕様の内容も包含したうえで 1996（平成 8）年 11 月 1 日に通達された。[76]

イ 下部工（橋脚）の耐震補強

名古屋高速道路公社は、阪神・淡路大震災以前の設計に係る 1,075 基の橋脚のうち補強を要すると診断された 896 基の橋脚について、1995（平成 7）年度から 1997（平成 9）年度にかけて橋脚の補強工事を実施した。1995（平成 7）年度は復旧仕様を準用し、翌年度からは道路橋示方書（平成 8 年）を適用した（**表 7.3.21**）。

補強方法については、鉄筋コンクリート・鉄骨鉄筋コンクリート橋脚は鋼板巻立工法を標準とし、鋼橋脚のうち角型柱について中詰コンクリート追加充填とリブ補強、円柱について中詰コンクリート追加充填を標準とした。

[75] 名古屋高速道路公社 40 年史編集委員会「名古屋高速道路公社四十年史」（名古屋高速道路公社 2012.3 pp. 299-301）

[76] 阪神・淡路大震災調査報告編集委員会「阪神・淡路大震災調査報告 土木構造物の応急復旧、補修、補強」（（社）土木学会 1999.10 pp. 13-14）
兵庫県土木部「阪神・淡路大震災誌『平成 7 年（1995 年）兵庫県南部地震』－土木施設の地震災害記録－」（兵庫県土木部 1997.1 p. 226）

表 7.3.21 都市高速道路の橋脚耐震補強

年 度	鉄筋コンクリート橋脚		鉄骨鉄筋コンクリート橋脚		鋼橋脚		合計	
	補強基数	橋脚基数	補強基数	橋脚基数	補強基数	橋脚基数	補強基数	橋脚基数
1995(H7)	288	290	0	0	0	0	288	290
1996(H8)	251	295	41	41	0	0	292	336
1997(H9)	55	65	4	4	257	380	316	449
合計	594	650	45	45	257	380	896	1,075

ウ 上部工の耐震性向上改良

上部工の耐震性向上改良に関しては、桁の連結による連続化と落橋防止装置の改良を行った。桁の連続化については、1996(平成 8)年度、1997(平成 9)年度に高速 2 号線(大高線)堀田・高辻地区において試験施工を行い、1998(平成 10)年度から 2004(平成 16)年度にかけて本格実施した。落橋防止装置の改良についても同様に 1998(平成 10)年度から 2004(平成 16)年度にかけて本格実施した(**表 7.3.22**)。

表 7.3.22 都市高速道路の上部工の耐震性向上改良

(単位:箇所)

年 度	桁の連続化	落橋防止装置の改良	計
1998(H10)	23	44	67
1999(H11)	16	93	109
2000(H12)	15	18	33
2001(H13)	20	65	85
2002(H14)	23	55	78
2003(H15)	31	65	96
2004(H16)	6	78	84
合計	134	418	552

② 橋梁の耐震補強

名古屋市の管理する橋梁のうち緊急輸送道路や跨線橋、跨道橋については特に緊急に耐震補強を行う必要があり、これらの橋梁について第 1 期整備対象として実施し、さらにそれ以外の橋梁についてもひきつづき耐震補強を継続実施することとした。

耐震補強に適用する基準は、都市高速道路と同様に当初は復旧仕様の準用により、道路橋示方書が 1996(平成 8)年に改定されてからは、同示方書に基づき落橋防止措置と橋脚補強を実施した。なお道路橋示方書はその後も改定されており、そのつど改定された内容にしたがって継続された。

表 7.3.23 に 2000(平成 12)年度までに耐震補強を着手した橋梁の概要を示す。第 1 期整備のうち、2000(平成 12)年度までに完了した橋梁は、落橋防止については道徳橋はじめ 12 橋梁、橋脚補強については新内田橋はじめ 5 橋梁である。

なお、第 1 期整備については、2001(平成 13)年度以降も継続して耐震補強事業を進め、さらに第 1 期整備以外の道路(緊急輸送道路以外)の橋梁にも対象を拡大している。

表 7.3.23 橋梁の耐震補強第 1 期整備(2000(平成 12)年度着手橋梁まで)

No.	橋梁名	架橋位置	路線名		事業期間	
			都市計画法	道路法	落橋防止	橋脚(一本柱等)
1	道徳橋	山崎川	伏見町線	247号	1997(H 9)	−
2	日の出橋	新川	東海橋線	名古屋第2環状線	1997(H 9)	−
3	新内田橋	新堀川	伏見町線	247号	1995(H 7)〜1998(H10)	1995(H 7)〜1998(H10)
4	東山架道橋	市道	—	未認定	1998(H10)	1998(H10)
5	明徳橋	庄内川	東海橋線	名古屋第2環状線	1998(H10)	−
6	紀左ヱ門橋	堀川	東海橋線	東海橋線	1995(H 7)〜1999(H11)	1995(H 7)〜1999(H11)
7	万場大橋	庄内川	万場大橋線	津島七宝名古屋線	1998(H10)〜1999(H11)	1998(H10)〜1999(H11)
8	宮前橋	矢田川	志段味田代町線	関田名古屋線	1999(H11)	−
9	万場小橋	新川	万場大橋線	津島七宝名古屋線	1997(H 9)〜2000(H12)	1997(H 9)〜2000(H12)
10	天白橋(上)	天白川	飯田線	名古屋岡崎線	1999(H11)〜2000(H12)	−
11	新島田橋	天白川	中根町線	阿野名古屋線	2000(H12)	−
12	新東福橋	戸田川	東海橋線	名古屋十四山線	2000(H12)	−
13	枇杷島橋	庄内川	伏見町線	名古屋祖父江線	1999(H11)〜2001(H13)	1999(H11)〜2001(H13)
14	潮見橋	無名運河	—	名古屋東港線	2000(H12)〜2001(H13)	2000(H12)〜2001(H13)
15	大江橋	名鉄	名古屋環状線	名古屋環状線	2000(H12)〜2002(H14)	2000(H12)〜2002(H14)
16	新前田橋	庄内川	八熊線	弥富名古屋線	1996(H 8) 2002(H14)〜2003(H15)	1996(H 8) 2002(H14)〜2003(H15)
17	黄金橋	JR関西	名古屋環状線	名古屋環状線	1999(H11)〜2003(H15)	1999(H11)〜2003(H15)

第1期整備は、阪神・淡路大震災と同程度の地震動に対して、落橋及び倒壊防止を防ぐための補強である。

(2) 地下鉄

阪神・淡路大震災をうけ、運輸省は鉄道施設耐震構造検討委員会を設置した。同委員会は被害鉄道橋梁を再構築する場合の「復旧構造物の設計に関する特別仕様」を 1995(平成 7)年 4 月 27 日にとりまとめ、さらに「既存の鉄道構造物に係る耐震補強の緊急措置について」および「鉄道新設構造物の耐震設計に係る当面の措置について」を同年 7 月 26 日に提言した。[77]

運輸省はこの提言に基づき、既存鉄道に関する耐震補強等について全国の鉄道事業者に対して通達を発し、緊急耐震補強計画をとりまとめた。この計画によれば公営地下鉄等についてはおおむね 5 年以内に耐震補強を実施することとなっていた。

名古屋市交通局は、同通達に基づいてトンネルの中柱や高架橋の耐震補強を次のように行った。[78]

「平成 7 年 7 月 31 日の運輸省(現国土交通省)通達に基づき、耐震診断により選定した開削トンネルの中柱 1,005 本、高架橋の柱 65 本等について、平成 7 年度から 9 年度までの 3 ヶ年で耐震補強を実施し、大規模な地震に対しても構造物が崩壊しないように補強しました」

また、東日本大震災を契機に、あらためてすべての構造物について耐震性能の検証を行い、1995(平成 7)年当時に運輸省の通達で対象外とされるなど、補強をしていなかった柱等のうち、補強が必要とされ

[77] 阪神・淡路大震災鉄道復興記録編纂委員会「よみがえる鉄路」(山海堂 1996.5 pp. 47-49, 61, 65)
藤森泰明 他「鉄道施設耐震構造検討委員会の活動概要」(「土木学会誌」 Vol. 81, No. 6 1996.6)
川越 洋「既存の鉄道構造物の緊急耐震補強について」(「月刊建設」 Vol 40, No. 2 1996.2)

[78] 名古屋市交通局「市バス・地下鉄」(名古屋市交通局 2009.7 p. 29)

た柱等について、2013（平成 25）年度から補強工事を進めている。さらに、これらよりも耐震性能は高いものの、早期復旧の観点から、より耐震性能を高める柱についても順次補強を進めることとしている。

（3） 港湾

運輸省は阪神・淡路大震災発災後に港湾施設耐震構造検討委員会を設置し、さらに「地震に強い港湾のあり方に関する検討調査委員会」を 1995（平成 7）年 4 月 25 日に設置した。両委員会の報告を同年 8 月 29 日にとりまとめて「地震に強い港湾をめざした当面の措置」とした。この中で耐震強化岸壁や高架の臨港道路にかかる耐震設計の強化を採りいれた。[79]

名古屋港管理組合は運輸省の方針を受けて、耐震強化岸壁の整備と臨港道路主要橋梁の耐震補強を行った。[80]

① 耐震強化岸壁

震災時に緊急物資等の輸送を行うため阪神・淡路大震災以前に大江ふ頭および潮凪ふ頭に 3 バースの耐震強化岸壁を整備していた。さらにその後一般ふ頭および内貿ターミナルの 3 バースの耐震強化岸壁の整備を計画している。阪神・淡路大震災以後、国際海上コンテナターミナルについても 4 バースの耐震強化岸壁を整備している（**表 7.3.24**）。

表 7.3.24 耐震強化岸壁の整備

緊急物資等の輸送			国際海上コンテナ輸送		
ふ頭名称	バース数	工事期間	ふ頭名称	バース数	工事期間
大江	1	1973(S48)-1974(S49)	鍋田	1	1997(H 9)-2001(H13)
潮凪	2	1987(S62)-1990(H 2)	飛島	1	2002(H14)-2005(H17)
ガーデン	1	-	鍋田	1	2009(H21)-2011(H23)
稲永	2	-	飛島	1	2005(H17)-2008(H20)
計	6	-	計	4	-

② 臨港道路主要橋梁の耐震補強

阪神・淡路大震災をうけ、名古屋港臨港道路の主要橋梁について 1996（平成 8）年度に橋梁耐震調査、1997（平成 9）年度に耐震強化設計を実施し、1998（平成 10）年度以降順次耐震補強工事を行った（**表 7.3.25**）。

[79] 「平成 7 年度運輸白書」 http://www.mlit.go.jp/hakusyo/transport/heisei07/1/71-2-1.HTM#b（20150602 閲覧）
[80] 名古屋港開港百年史編さん委員会「名古屋港開港 100 年史」（名古屋港管理組合 2008.3 pp. 363-365）

表 7.3.25 臨港道路主要橋梁の耐震補強

橋梁名称		工事期間(年度)
名港潮見インターチェンジ＊		1997(H 9)-1998(H10)
一州大橋(立体交差)＊		1996(H 8)-1998(H10)
潮凪橋		1998(H10)
桜木大橋		1998(H10)-2000(H12)
富浜大橋	下部	1998(H10)
	上部	2000(H12)
金城橋		1999(H11)-2000(H12)

＊ 緊急性を考慮して、名港潮見インターチェンジは1997(平成9)年度から、一州大橋(立体交差)は1996(平成8)年度から工事着手された。

(4) 市有建築物の耐震診断・耐震改修

① 市有建築物 [81]

この項についての調査検討は2000年をかなり過ぎたのち行われているため、2013年(平成25)年度時点の調査により述べる。多数の者が利用する市有建築物は2013(平成25)年度調査で3,173棟あり、うち新耐震基準による建築物は1,343棟、旧耐震基準による建築物は1,830棟であった。旧耐震基準による建築物のうち耐震性があると診断された建築物は1,765棟、耐震性がないと診断された建築物65棟であった。新耐震基準による建築物と旧耐震基準による建築物のうち耐震性があると診断された建築物の合計は3,108棟となり、耐震化率(耐震性のある建築物の全体に占める比率)は約98%であった。

市有建築物を防災とのかかわりから防災拠点施設、災害時要援護者施設、その他の施設に区分して耐震性の状況と耐震化率をみると**表 7.3.26** のとおりである。防災拠点施設とは庁舎、区役所、消防署、保健所、病院、学校、体育館などの震災時に防災活動の拠点となる施設であり、災害時要援護者施設とは幼稚園、保育所、老人福祉施設など災害時に援護が必要な者が利用する施設であって、その他の施設には事務所、卸売市場、市営住宅、博物館などが含まれる。防災拠点施設、災害時要援護者施設、その他の施設の耐震化率はそれぞれ約100%、100%、約95%であった。

表 7.3.26 市有建築物の耐震化の状況(2013(平成25)年度調査による)

(単位:棟)

多数の者が利用する建築物(市有建築物)	新耐震建築物	旧耐震建築物			合計	耐震性あり	耐震化率
		耐震性あり	耐震性なし	計			
防災拠点施設	613	1,136	1	1,137	1,750	1,749	99.9%
災害時要援護者施設	48	65	0	65	113	113	100.0%
その他	682	564	64	628	1,310	1,246	95.1%
合計	1,343	1,765	65	1,830	3,173	3,108	98.0%

81 名古屋市「名古屋市建築物耐震改修促進計画(平成26年8月一部改定)」(名古屋市 2008.3 p. 17)

② 市営住宅

阪神・淡路大震災においてはピロティ形式の建築物の 1 階部分が破壊された事例が多数みられたため、市営住宅の耐震改修にあたってはピロティ形式を有する住棟を優先することとした。畑田荘はじめ 11 棟について 1995（平成 7）年度から 1996（平成 8）年度にかけてピロティ部分の耐震補強を実施した。次いで施設併存住宅を対象とすることとし、1997（平成 9）年度から 2011（平成 23）年度までに、萩野荘はじめ施設併存住宅の施設部分について耐震補強を 26 棟実施した。

なお、住棟全体の耐震改修については 2009（平成 21）年度に着手している。

(5) 民間建築物の耐震診断・耐震改修等

① 民間建築物の耐震診断

阪神・淡路大震災における建築物の被災状況において、旧耐震基準（1981（昭和 56）年 5 月 31 日以前）の建築物に被害が顕著にみられたため、旧耐震基準の建築物について耐震化の必要性が高まった。

旧耐震基準で建設されて耐震性に疑問がある名古屋市内の住宅は、木造住宅が 169,000 戸、非木造住宅が 166,900 戸で合計 335,900 戸となっている。（この推計は 2003（平成 15）年の住宅・土地統計調査に基づくものである。）[82] これらの住宅については、耐震化を促進するため行政による支援の必要性が強く認識された。

名古屋市はこうした背景を受けて建設省が創設した補助制度を基に、民間木造住宅の耐震診断助成を 1996（平成 8）年度から実施した。当初は 1/2 助成で始まり、2003（平成 15）年度以降は無料で木造住宅の耐震診断を行っている。

1996（平成 8）年度から 2000（平成 12）年度までの助成実績は 248 件、265 戸である（**表 7.3.27**）。なお、2014（平成 26）年度までの実績は 24,084 件、27,656 戸に達している。

なお、民間非木造住宅の耐震診断助成については、共同住宅は 2006（平成 18）年度から、戸建て住宅等は 2008（平成 20）年度から実施しており、両者あわせて 2014（平成 26）年度までの実施件数は 234 件、8,446 戸に達している。

さらに 2012（平成 24）年度から、多数の者が利用する建築物について耐震診断助成を開始し、2014（平成 26）年度までに 65 件の実績となっている。

[82] 前掲 81 名古屋市「名古屋市建築物耐震改修促進計画（平成 26 年 8 月一部改定）」（名古屋市 2008.3 p. 14）

表 7.3.27 民間木造住宅の耐震診断の助成実績推移

形 態		1996 (H 8)	1997 (H 9)	1998 (H10)	1999 (H11)	2000 (H12)	合計
一戸建	戸数	100	33	28	45	38	244
	件数	100	33	28	45	38	244
長屋	戸数	0	8	0	0	0	8
	件数	0	2	0	0	0	2
共同住宅	戸数	0	8	5	0	0	13
	件数	0	1	1	0	0	2
計	戸数	100	49	33	45	38	265
	件数	100	36	29	45	38	248
累計	戸数	100	149	182	227	265	—
	件数	100	136	165	210	248	—

② 民間建築物の耐震改修

民間木造住宅の耐震改修については、従来の防災工事資金融資制度に替えて、2003(平成 15)年度から耐震改修助成制度を創設し、2014(平成 26)年度までの実施件数は 2,966 件、3,207 戸に達している。

民間非木造住宅の耐震改修助成については、共同住宅は 2007(平成 19)年度から、戸建て住宅等は 2009(平成 21)年度から実施しており、両者合わせて 2014(平成 26)年度までの実施件数は設計で 20 件、594 戸、工事で 20 件、606 戸に達している。

③ 耐震改修促進法に基づく耐震改修計画の認定

耐震改修促進法には耐震改修計画の認定という規定がある。これは耐震改修を実施しようとする主体が、一定の基準をみたす耐震改修計画を作成し、所管行政庁の認定を得る手続きである。耐震改修計画の認定を得ることにより、建築基準法の規定の一部を緩和することができるほか、この認定により、確認済証の交付があったものとみなすことができる。

名古屋市における耐震改修計画の認定の実績については**表 7.3.28** および**図 7.3.17** のとおりである。耐震改修促進法の施行以降 2000(平成 12)年度までの累計認定件数は 22 件で、用途は学校が 19 件と大部分を占めていた。2001(平成 13)年度から 2011(平成 23)年度に至る 11 年間の累計認定件数は 168 件で、用途については学校のほか庁舎・事務所、共同住宅、体育館が他用途にくらべ比較的多数の認定件数となった。

表 7.3.28　耐震改修促進法に基づく耐震改修計画の認定の経緯

施設名 / 年度	学校	庁舎・事務所	病院	体育館	共同住宅	店舗	その他 *	合計
1995(H 7)								0
1996(H 8)	1	1						2
1997(H 9)	10							10
1998(H10)	3						1	4
1999(H11)	3							3
2000(H12)	2	1						3
2001(H13)	2	1		1				4
2002(H14)	3	1				1		5
2003(H15)	3	2	1	3				9
2004(H16)	5	6		2		1	1	15
2005(H17)	2	6	1	3		1	3	16
2006(H18)	13	7	1	2			3	26
2007(H19)	9	6		3	1			19
2008(H20)	13	3			2	1		19
2009(H21)	11	5			3		2	21
2010(H22)	4	1			2	1		8
2011(H23)	10	1		2	12		1	26

＊その他：福祉施設、劇場、ボーリング場、宿舎など

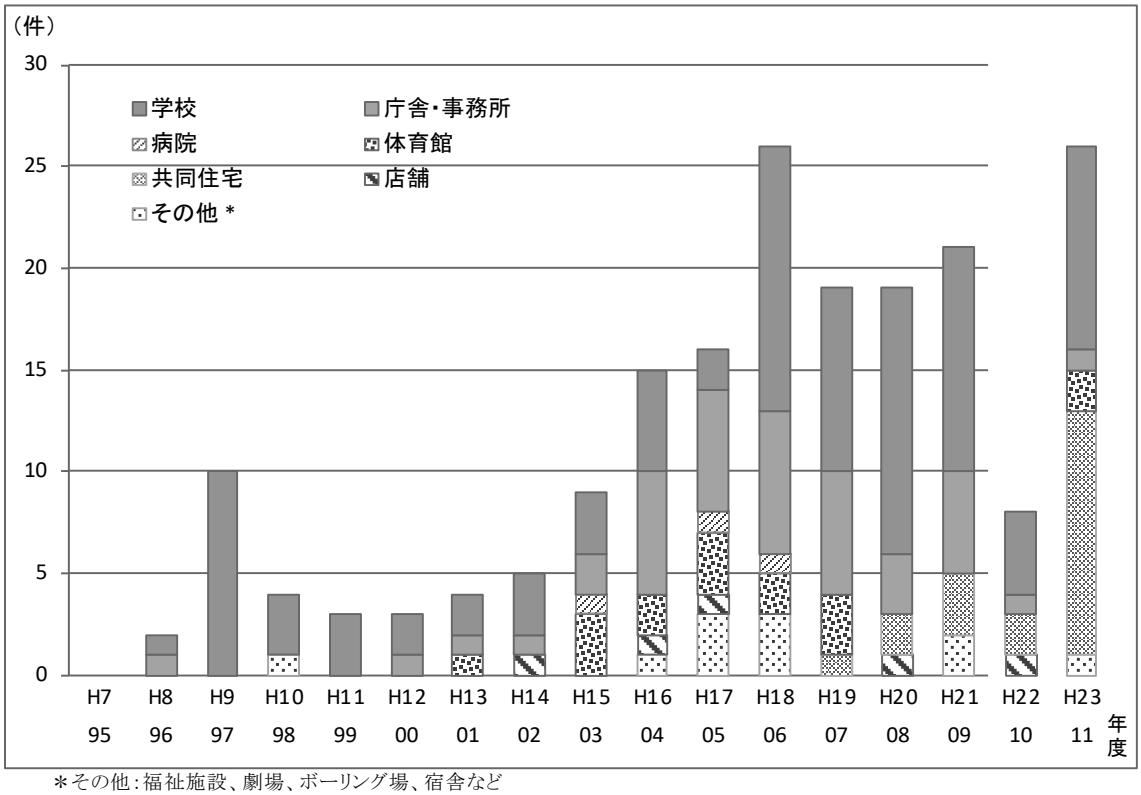

＊その他：福祉施設、劇場、ボーリング場、宿舎など

図 7.3.17　耐震改修促進法に基づく耐震改修計画の認定の経緯

第4章　土地対策

第１節　総論　地価の動向等

1　地価の動向

土地対策には、土地利用に関する面と土地価格に関する面があるが、本節では、土地価格の推移をみていく。

これまでに、地価の高騰は度々あったが、それぞれの背景による土地取得があり、地価上昇率に特徴が現れている。

(1)　第 1 次地価高騰　1959 年～1962 年(昭和 34 年～37 年)

高度成長により、民間企業の旺盛な設備投資を受け、工業地の地価上昇率が住宅地・商業地の上昇率を上回り、また、産業及び人口の大都市集中により、大都市の地価上昇率が地方都市の上昇率と比較して、非常に高い数値を示した。

(2)　第 2 次地価高騰　1972 年～1973 年(昭和 47 年～48 年)

高度成長による所得水準の向上、民間金融機関の融資増大を背景に、住宅地の地価上昇率が工業地・商業地の上昇率を上回り、ニクソンショック後の景気浮揚策により発生した過剰流動性が、列島改造ブームに乗り、地価を全国・全用途とも高騰させた。

(3)　第 3 次地価高騰　1978 年～1980 年(昭和 53 年～55 年)

突然の第二次石油ショックと経済成長の減速により、商業地・工業地は安定的に推移したが、金利低下を背景に住宅供給業者のマンション用地等の更地取得により住宅地が高騰した。

(4)　第 4 次地価高騰　1983 年～1991 年(昭和 58 年～平成 3 年)

経済構造の情報化・国際化は、東京の中枢管理機能を高め、都心事務所用地の需要増大が商業地の地価上昇をもたらし、大都市、ことに東京圏を中心に激しい地価上昇を招き、商業地が工業地・住宅地の上昇率を大きく上回る 2 極化の様相を呈した。

1985(昭和 60)年のプラザ合意による急激な円高対策として、5 度にわたる公定歩合の引き下げが行われ、超低金利と金融緩和による過剰流動性が惹起され、東京圏に引き続き、大阪・名古屋・地方都市の商業地の地価が急上昇した。

また、リゾートブームにより、林地・別荘地の地価が高騰し、高級別荘地として名高い軽井沢町が、大都市圏の高度商業地と変わらない時期に監視区域に指定された。

超低金利と金融機関の積極的融資により、旺盛な資金は、財テクブームを生み出し、株など金融資産を一巡した後に膨大な資金が土地に向かい、**図 7.4.1** で示すように、昭和 62 年首都圏にみられる地価高騰は、2 年半後に大阪圏へ、その半年後に名古屋圏に波及した。

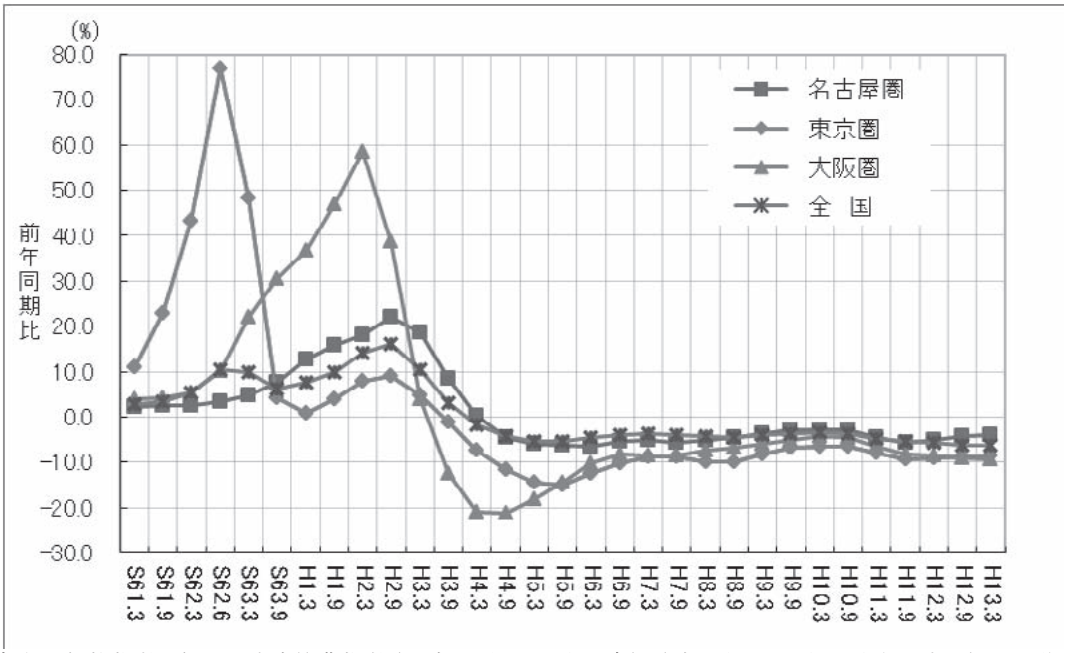

「市街地価格指数　全国木造建築費指数（平成 13 年 3 月末現在）」（財団法人　日本不動産研究所）により作図

図 7.4.1　全国および三大都市圏市街地価格指数の推移

名古屋圏でも名古屋市の中心商業地の地価が高騰し、中心部から名東区などの東部住宅地に波及し、名古屋全域に、さらに、名古屋市近郊から尾張全域、そして三河や岐阜・三重の主要都市の商業地から高騰し、その近郊住宅地へとタイムラグを伴いながら、順次波及した。

2　地価の種類

地価（土地の価格）は「一物四価」とも「一物多価」ともいわれるが、公的な指標として評価され示された価格と実際に各々の土地に与えられる価格と、大きく二種類に分けて示すことができる。

（1）　公的指標としての価格 [1]

公的な指標としての価格は、さらに「適正な土地取引」のための基準となるものと、「課税」のための基準となるものに分けることができる。

①　「適正な土地取引」のための基準

ア　公示価格

公示価格は、「地価公示法」（昭和 44 年法律第 49 号）に基づくもので、同法第 1 条の目的において、「都市及びその周辺の地域等において、標準地を選定し、その正常な価格を公示することにより、一般の土地の取引価格に対して指標を与え、及び公共の利益となる事業の用に供する土地に対する適正な補

[1] 主な公的土地評価一覧（土地総合情報ライブラリー（国土交通省））
http://tochi.mlit.go.jp/kakaku/tochihyoka-list（2016/11/11 閲覧）

償金の額の算定等に資し、もつて適正な地価の形成に寄与する」としている。また、「国土利用計画法」（昭和 49 年法律第 92 号、以下「国土法」という）に基づく土地取引の規制における土地価格算定の規準となるものでもある。

国土交通省土地鑑定委員会が毎年 1 月 1 日時点の標準地の正常な価格を判定し、3 月に公示される。

標準地の対象は、都市計画区域等土地取引が相当程度見込まれる国土交通省令（旧建設省令）で定める区域内である。地価公示法については第2節で、国土法については第4節においてあらためて詳述する。

イ　基準地の価格

基準地の価格（以下「基準地価格」という）は、「国土利用計画法施行令」（昭和 49 年政令第 387 号、以下「国土法施行令」という）第 9 条に基づくものである。都道府県知事が毎年 7 月 1 日時点の標準価格を判定するものであり、9 月に公表される。国土法の土地取引規制に際しての価格審査や地方公共団体等による買収価格の算定の基準となる。

基準地は、一部地価公示の標準地と重なる地点もある。

②「課税」のための基準

路線価とは、路線（道路）に面する標準的な宅地の 1 平方メートルあたりの価格で、路線価が定められている地域の土地等を評価する場合に用いられる。

ア　相続税路線価

相続税や贈与税の算出の基準となる路線価をいう。「相続税法」（昭和 25 年法律第 73 号）に基づき、国税庁（国税局長）が毎年 1 月 1 日時点の価格を評価し、7 月 1 日に公表される。単に「路線価」という場合、相続税路線価を指すことが多い。

「土地基本法」（平成元年法律第 84 号）第 16 条で公的土地評価について相互の均衡と適正化等がうたわれ、評価水準は、平成 4 年分の評価から公示価格の 80％程度とされている。

イ　固定資産税路線価

固定資産税や都市計画税の算出の基準となる路線価をいう。「地方税法」（昭和 25 年法律第 226 号）に基づくもので、3 年に一度、1 月 1 日時点の価格を市町村長が評価・決定し、4 月上旬に公表される。

評価水準は、平成 6 年度評価替えから公示価格の 70%程度とされている。

以上、①、②を、**表 7.4.1** にまとめた。

表 7.4.1　公的指標としての価格

	適正な土地取引のための基準		課税のための基準	
	公示価格	基準地価格	相続税路線価	固定資産税路線価
内　容	標準的な土地についての正常な価格を示す		相続税 贈与税課税	固定資産税課税
評価機関	国土交通省 土地鑑定委員会	都道府県知事	国税庁・ 国税局長	総務省・ 市町村長
評価時点	1月1日	7月1日	1月1日	1月1日 （3年に1度評価替え）
公表の時期	3月	9月	7月1日	4月上旬

（2）　各々の土地に与えられる価格

各々の土地に与えられる価格としては、取引価格（実勢価格、時価ともいう）、担保評価額、収用価格（買取価格ともいう）などがある。

取引価格は、実際に取引が行われ成立した土地の価格である。土地取引当事者間で自由に設定された価格（取引価格）の蓄積により形成される価格が取引事例価格で、不動産鑑定評価を参考にする場合もある。土地の売却を急いだり、一団地を形成させるために買い集めるなど、特段の事情の下で取引される例もあり、必ずしも「正常な価格」とは言えない場合もある。

担保評価額は、金融機関が資金融資をする際の担保として提供される土地の評価額の事で、不動産鑑定評価に基づき評価される。金融機関の側にとって安全側で評価されることが多い。

収用価格は公共事業用地の取得価格（補償金）として被補償者に提示される価格である。公示価格や基準地価格を基本としつつ、近傍類地の取引価格等を考慮して求められる。

その他、課税のための基準（路線価等）により個々に評価される土地の価格がある。

なお、取引価格についての情報は、従来ごく部分的にしか開示されることなく、統計として機能するには不十分であったが、2005（平成 17）年度より、三大都市圏の政令指定都市等を対象に不動産の取引当事者の協力により国土交通省が取引価格等の調査を行うようになった。そして、2006（平成 18）年 4 月よりアンケート調査に基づく不動産の実際の取引価格などの情報を四半期ごとに公表している。[2]

また、土地総合情報システムでは、主要都市における土地取引価格の基本統計量（土地面積あたり単価の平均値など）を公表している。[3]

3　地価と利率の関係

地価と経済動向は関連があると考えられる。地価と利率の関連性について、分析と考察を以下に示す。

[2]「不動産取引価格情報（土地総合情報システム）」（土地総合情報ライブラリー、国土交通省）
http://tochi.mlit.go.jp/kakaku/torihikikakaku-info（2015/06/19 閲覧）

[3]「土地取引価格の概況」（土地総合情報システム、国土交通省）
http://www.land.mlit.go.jp/webland/basicStatistic.html（2016/11/11 閲覧）

（1） 分析に使用するデータ

地価データとしては、公示価格の全国平均値[4]を通年値と仮定して利率と比較した。

地価の参照データとして利率をとる場合に、どのような利率をとるかが問題となるが、一般的な指標として長期金利に公定歩合等、短期金利に短期プライムレートを採用した。

公定歩合とは、日本銀行が、個別の金融機関に対して、オペレーション（公開市場操作）によることなく資金を貸し出す際の基準金利をいい、1994（平成 6）年の金利自由化後の 2001（平成 13）年 1 月 4 日以降は「基準割引率および基準貸付利率」と改称した。[5]

短期プライムレートとは、「金融機関が優良企業向け（中略）に対して、短期（1 年以内の期間）で貸し出す時に適用する最優遇貸出金利」のことをいう。[6]

（2） 地価と利率の関係

① 地価公示と金利（**図 7.4.2**、**図 7.4.3**）

短期プライムレートは、公定歩合の変動にリンクして若干高い値を示しており、バブル期以前にくらべ上乗せされる値が高くなっている。

バブル期以前の利率は、6%前後を中央値としながら経済変動に沿って金融引き締め、金融緩和の上昇下降を繰り返しているが、地価との明確な相関は見られない。強いて言うならば、1970 年代初めに金融が緩和されて列島改造ブームをもたらし、その後金融引き締めに転じて地価が下降したことが、住宅地においては傾向として見ることができる。

商業地においては、バブルのピークがあまりに急激なために結果として住宅地の地価動向の傾向をわかりにくくしているきらいがある。したがって以下においては商業地の傾向に隠れがちな住宅地について主に考察する。

1980 年代半ばから金融が緩和されることと反比例して地価が上昇し、バブルが始まると逆に金融は引き締めに転じるが、地価はその後も上昇を続けている。

短期プライムレート（最頻値）は 1991（平成 3）年 4 月に最高値 8.25%を 7.875%としており、公定歩合もその 3 か月後に 6%を 5.5%に下げて金融緩和に舵を切っている。

住宅地公示価格全国平均値は、1992（平成 4）年 1 月に下降に転じており、金利下降とほぼ同時期ないしわずかに遅れて推移していることがわかる。

バブルの生成・崩壊過程における住宅地公示価格全国平均値と金利動向は若干のタイムラグを伴いつつリンクしている傾向がうかがわれるが、金利動向は経済全般にかかる基本指標なので単純な結論めいたことは控えたい。

---

[4] 「地価公示　平均価格の推移（全国平均）」
http://www.pref.nagasaki.jp/tochi/chika/yotobetsu/koji/zenkoku_price.html（2016/11/11 閲覧）を参考にした。

[5] 「以前『公定歩合』と呼ばれていた『基準割引率および基準貸付利率』とは何ですか？これまでどのように推移してきましたか？」 http://www.boj.or.jp/z/sp/announcements/education/oshiete/seisaku/b38.html（2016/12/15 閲覧）

[6] 「短期プライムレート」（iFinance 金融情報サイト）
http://www.ifinance.ne.jp/glossary/finance/fin041.html（2016/11/11 閲覧）

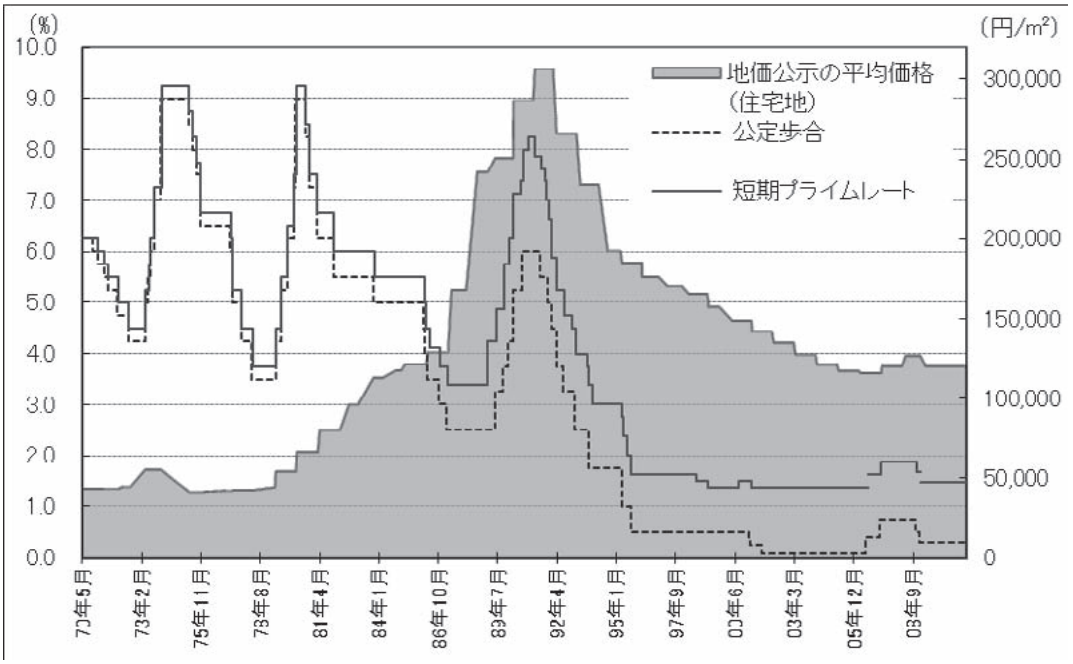

図 7.4.2　地価公示の平均価格(住宅地)と金利

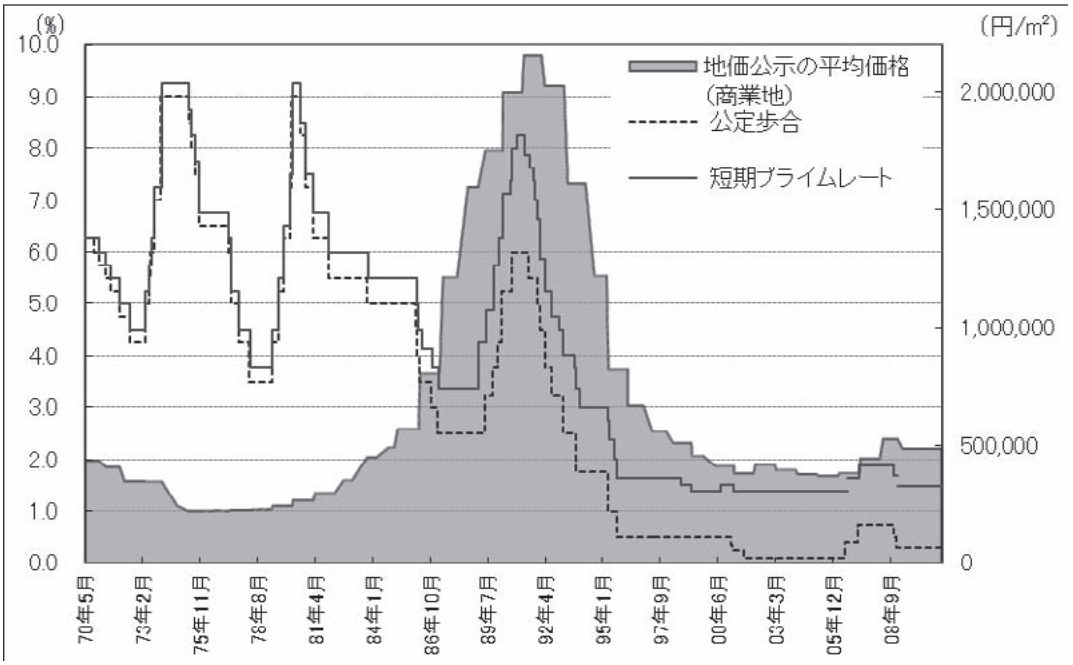

図 7.4.3　地価公示の平均価格(商業地)と金利

② 地価公示の変動率と金利（**図 7.4.4**、**図 7.4.5**）

地価公示の価格実数ではなく対前年比（変動率）[7] においても同様に住宅地全国平均をみてみる。変動率の上昇下降が、金利に対してわずかに先駆けている傾向を読み取ることができそうである。

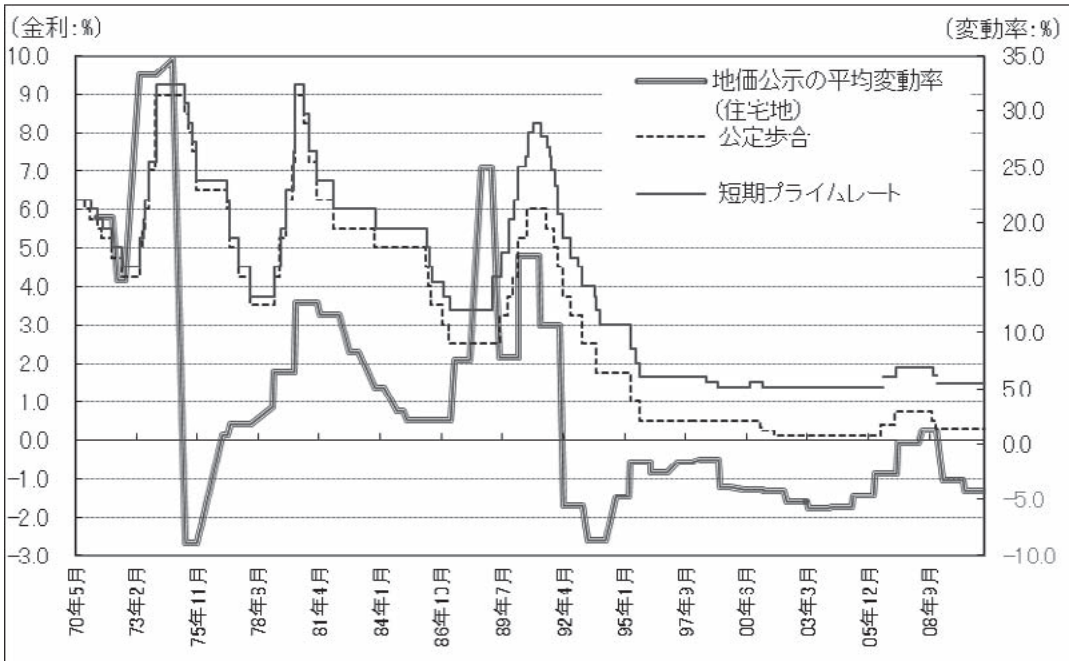

図 7.4.4　地価公示の平均変動率（住宅地）と金利

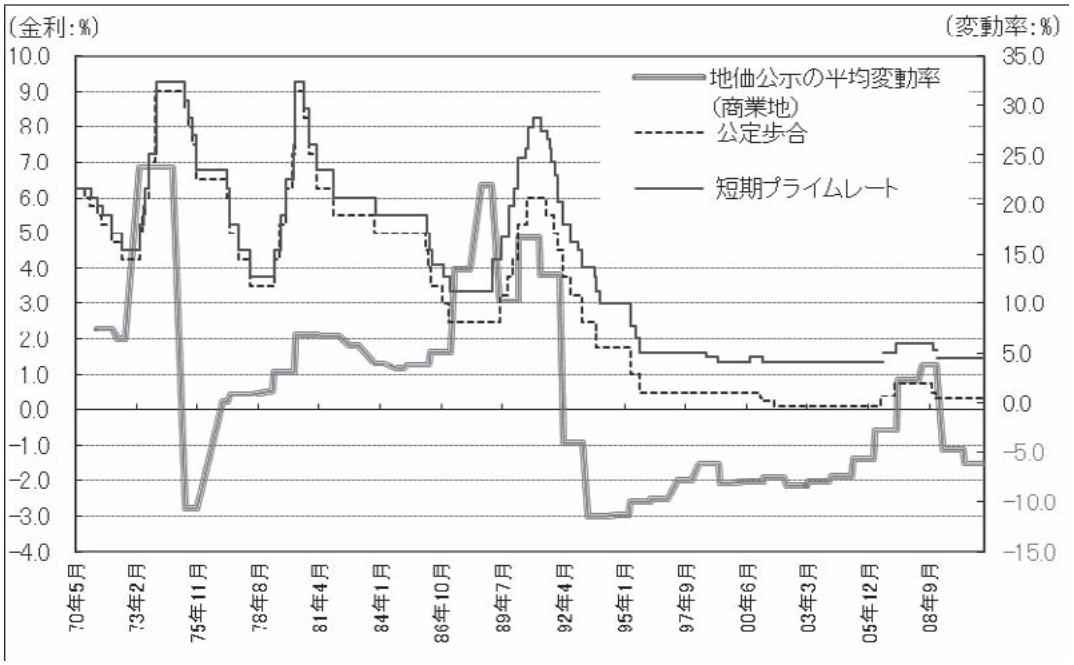

図 7.4.5　地価公示の平均変動率（商業地）と金利

[7]「地価公示　平均変動率の推移（全国平均）」
http://www.pref.nagasaki.jp/tochi/chika/yotobetsu/koji/zenkoku_rate.html（201611/11 閲覧）を参考にした。

第２節　地価公示法

1　経緯と背景

1960（昭和 35）年頃の地価高騰を受け、1965（昭和 40）年 11 月に第 1 回地価対策閣僚協議会「地価対策について」の決定がなされた。そこでは、地価対策として「緊急に措置すべき事項」と「今後基本的に検討すべき事項」が示され、後者において「合理的な地価形成（地価公示制度の採用等）」を掲げた。さらに、第 2 回地価対策閣僚協議会「地価対策について」[8] では、1968（昭和 43）年 11 月 26 日の決定において、土地の有効利用の促進や公有地の活用に加えて、「地価公示制度の確立」などが掲げられ、土地については適正な市場価格の形成が難しく、都市地域における土地取引の正常な目安を提供するための地価の鑑定評価およびその公示をすることが示された。

このことを受けて、地価公示法が 1969（昭和 44）年 6 月 23 日に公布され、土地鑑定委員会委員にかかる規定を除く基本的な内容は、同年 7 月 1 日に施行された。

また、列島改造ブームによる地価高騰を受け、1973（昭和 48）年 1 月 26 日の第 4 回地価対策閣僚協議会決定「土地対策について」[9] において、後に国土法に結実する内容のほかに、公的土地評価体系の整備なども掲げ、地価公示制度の対象区域が拡大をうたわれた。

これを受けて、1973（昭和 48）年 7 月 13 日法律第 52 号をもって改正地価公示法が公布され、即日施行された。地価公示の対象区域を市街化区域から都市計画区域に拡大することなどを内容とした。

2　地価公示法の内容

(1)　目的

都市域等において標準地における正常な価格を公示することにより、一般の土地取引価格に対して指標を与えるとともに、公共事業の補償金算定等に資することをもって、適正な地価の形成に寄与することが目的とされている。

(2)　地価の公示

建設省（後に国土庁、国土交通省）に設置される土地鑑定委員会が標準地を選定し、当該標準地について、不動産鑑定評価に基づいて基準日（毎年 1 月 1 日）における正常な価格を判定し、公示する。

正常な価格とは、自由な取引によって通常成立すると認められる土地の価格で、更地相当、また、地上権等が存しないとした場合の価格である。

---

8 「地価対策について」（昭和 40 年 11 月 9 日　地価対策閣僚協議会決定）、「地価対策について」（昭和 43 年 11 月 26 日　地価対策閣僚協議会決定）（ジュリスト臨時増刊　No. 476「資料・土地政策　戦後土地政策の提案一覧」 1971.4.10　pp. 359-360, pp. 372-373）

9 「土地対策について」（昭和 48 年 1 月 26 日　地価対策閣僚協議会決定）（横手正「改訂増補　公有地拡大推進法詳解　1973.11　pp. 245-247）

(3)　土地取引に関する努力義務

土地取引を行うものは、公示価格を指標として行うよう努めなければならないとする規定が、1973(昭和48)年7月の改正で追加された。

(4)　公示価格の効力

地価公示法に基づいて標準地の価格が公示されたときの効力は、次のような場合の規準とすることである。

- 公示区域内の土地の鑑定評価を行う場合の規準
- 公共事業用地の土地取得価格の規準
- 土地収用法に基づく認定告示のときの価格算定の規準
- 国土法に基づく土地取引の規制における土地価格算定の規準

なお、都道府県地価調査による各都道府県基準地の標準価格は、地価公示法に基づく標準地の公示価格を補完するような役割を有する。各都道府県基準地の標準価格は、国土法施行令が根拠となっており、同施行令は1974(昭和49)年12月20日に公布され、国土法施行と同日の同年12月24日に施行された。

国土法施行令第9条には、都道府県知事が毎年1回、基準地について基準日(「国土利用計画法施行規則」(昭和49年総理府令第72号、以下「国土法施行規則」という)第14条によれば7月1日)における標準価格を公示価格と同様な方法で判定することを規定している。

3　名古屋市における地価公示の価格等

名古屋市統計年鑑に依拠して、名古屋市全体の地価公示の価格の変動率等について平均値の時系列変化をみてみる。

(1)　変動率の推移(**図 7.4.6**)

昭和40年代後半の戦後第2回目の地価高騰(列島改造ブーム)、昭和50年代半ばの戦後第3回目の地価高騰(住宅地需要増大)そして昭和の終わりから平成初めにかけての戦後第4回目の地価高騰(バブル)が読み取れる。

用途別に見るとほぼ同様な傾向を示しているが、地価高騰時には次のようなことがみて取れる。

戦後第2回目の地価高騰(列島改造ブーム)においては、商業地よりも他の用途が高い変動率を示している。

戦後第3回目の地価高騰(住宅地需要増大)においては、その原因を示唆するように住宅地が高い変動率を示している。

戦後第4回目の地価高騰(バブル)においては、商業地が先んじて上昇し、下落は同時期である。商業地は山高きがゆえに谷も低い結果となっている。

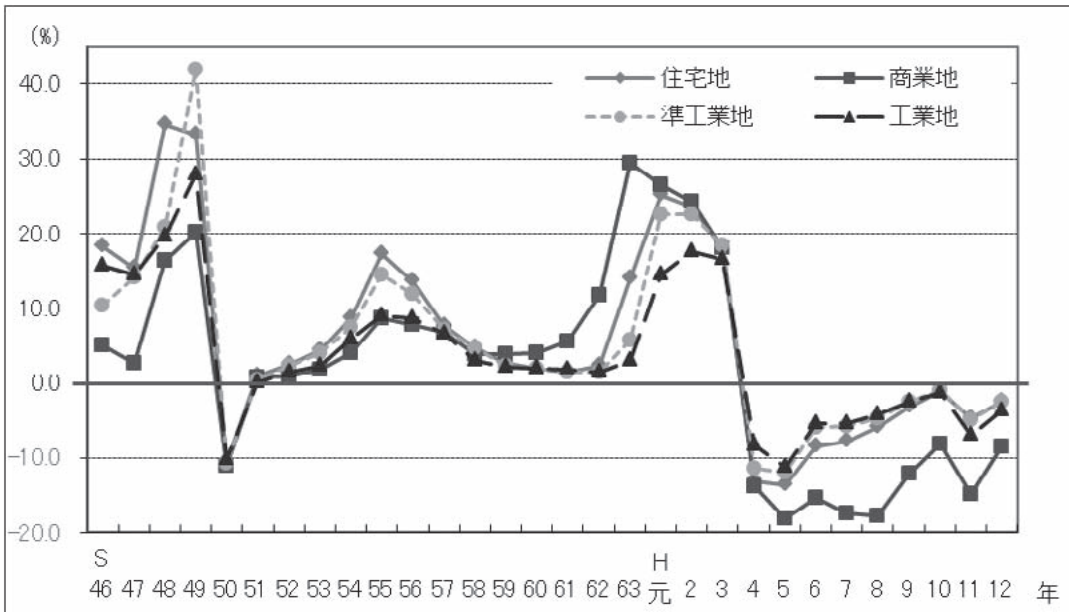

図 7.4.6　公示価格の平均変動率の推移（名古屋市）

（2）　地価公示の平均価格の推移（**図 7.4.7**）

変動率は対前年比であるから傾向が顕著にあらわれていたが、地価公示の平均価格実数の推移をみると、バブル時の商業地の高騰が激しいために他用途の傾向がわかりにくくなっている。

名古屋市内のバブルのピーク価格は全用途とも 1991（平成 3）年に形成されており、特に商業地においては、平米あたり 3 百万円弱まで高騰した。

なお、**図 7.4.6**、**図 7.4.7** は「名古屋市統計年鑑」より作成した。

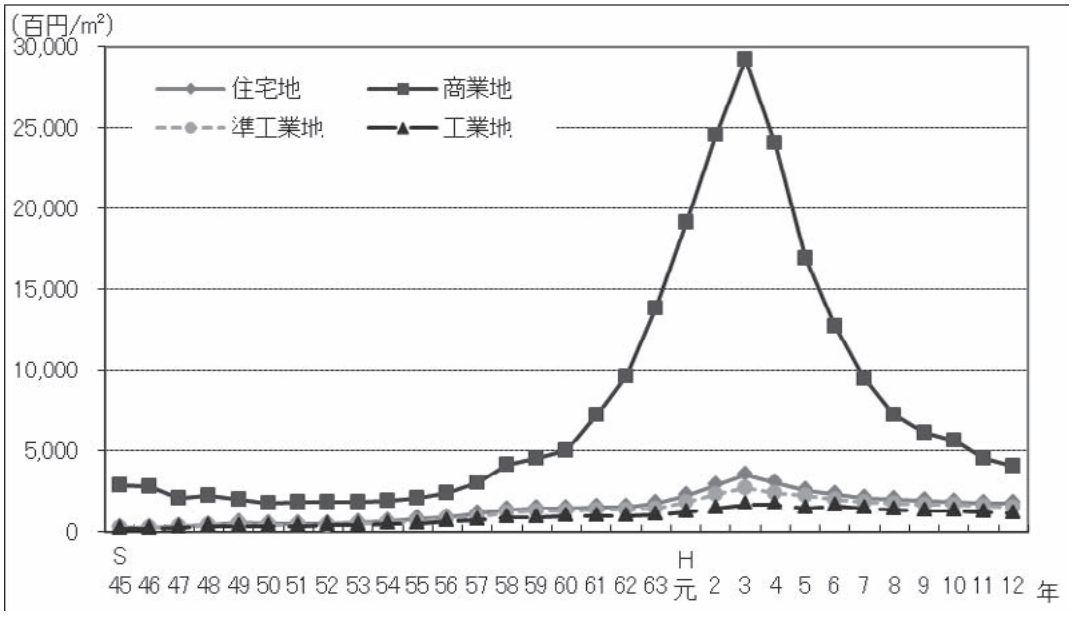

図 7.4.7　地価公示の平均価格の推移（名古屋市）

第３節　公有地の拡大の推進に関する法律

1　公有地の拡大の推進に関する法律の背景と経緯 [10]

高度経済成長を受けて、主として工場用地需要増大を原因として、1960 年代初頭に地価高騰が発生した。右肩上がりの地価騰勢状況下にあって、持続的な公共用地取得難となり、財源、体制等の問題が指摘されるようになった。

政府は、1965（昭和 40）年 8 月に地価対策閣僚協議会を設置し、以降、数回にわたって協議結果を決定し、都市計画法改正をはじめ数々の施策に反映した。

1971（昭和 46）年 5 月には、根本建設大臣によるいわゆる「根本構想」が公表され、その中には、三大都市圏の市街化区域内の非建ぺい地にかかる先買権が含まれていた。

地方制度調査会は、1971（昭和 46）年 12 月 16 日に「地方財政に関する当面の措置についての答申（第 14 次）」を答申した。当該答申中に次のような内容が含まれている。

ⅰ（地方公共団体が私法人として設立している）土地開発公社の公法人化と財務体質強化

ⅱ 市街化区域内の土地について地方公共団体及び土地開発公社に先買権の付与等

ⅲ 地方公共団体及び土地開発公社に公共用地等を売却した場合の譲渡所得税の特別控除

同答申を受け、建設、自治両省調整の結果、1972（昭和 47）年 6 月 15 日に「公有地の拡大の推進に関する法律」（昭和 47 年法律第 66 号、以下「公拡法」という）が公布され、土地開発公社にかかる条項は、同年 9 月 1 日、先買いにかかる条項は、同年 12 月 1 日に施行されている。施行にあたり、建設・自治両省より施行通達が発せられている。[11]

1972（昭和 47）年 6 月に、公拡法公布と時を同じくして、田中角栄の著作になる「日本列島改造論」が刊行され、翌月、著者が内閣総理大臣に就任し、以降、いわゆる列島改造ブームと呼ばれる地価上昇が生起した。

地方制度調査会は、1972（昭和 47）年 12 月 25 日に「地方財政に関する当面の措置についての答申（第 15 次）」を答申した。当該答申中に次のような内容が含まれている。

ⅰ 一定規模以上の土地の売買についての地方公共団体に対する届出制、先買権制度の拡充

ⅱ 地方債の枠の拡大、発債条件の緩和　等

10　横手　正「改訂増補　公有地拡大推進法詳解」（ぎょうせい　1974.3　pp. 3-28）
田村嘉朗「公有地の拡大の推進に関する法律について」（「新都市」 Vol. 26, No. 6　1972.6）
清水良次「公有地の拡大の推進に関する法律の背景と概要」（「地方自治」 SN. 296　1972.7）
小宮昌平「自治体の土地先買制度と公有地拡大推進法」（「都市問題」 Vol. 79, No. 5　1988.5）

11　「公有地の拡大の推進に関する法律の施行について（依命通達）」（昭和 47 年 8 月 25 日　建設省都政発第 23 号、自治画第 92 号　建設・自治事務次官通達）
「公有地の拡大の推進に関する法律の施行について（通知）」（昭和 47 年 8 月 28 日　建設省都政発第 24 号、自治画第 93 号　建設省都市局長・自治省大臣官房長通知）

1973（昭和 48）年 1 月 26 日、地価対策閣僚協議会は、列島改造ブームに呼応したかたちで、「土地対策について」を決定し、同日閣議了承した。この中には、後に国土法として結実する内容を含んでいるほか、「公有地の拡大の推進及び国・公有地の活用」を掲げ、その拡充を方向付けしている。

公有地拡大推進をさらに拡充するために、1973（昭和 48）年 8 月 30 日法律第 71 号をもって公拡法改正を公布、翌々日施行（ただし、先買いに関する条項は同年 12 月 1 日施行）となり、対象区域を市街化区域から都市計画区域へと拡大した。[12] この改正施行に伴い、建設・自治両省より施行通達が発せられている。[13]

上記改正以降は、公拡法に関連する法律の改正に終始していたが、バブル発生のごく初期に再度公拡法自体の改正が行われた。その背景と経緯は次のとおりである。

リゾートブーム等を背景として、1987（昭和 62）年 6 月 9 日に「総合保養地域整備法」（昭和 62 年法律第 71 号、略称リゾート法）が公布施行された。リゾート開発、ウォーターフロント開発等が指向される中で、自治省は土地開発公社の業務拡大等について検討するために、同年 4 月に土地開発公社活性化委員会を設置、同委員会は 9 月に報告書をまとめて報告した。

こうした経緯を受け、公拡法は 1988（昭和 63）年 5 月 17 日に土地開発公社の業務拡大を主な改正点として改正され（昭和 63 年法律第 41 号）、同年 9 月 1 日に施行された。[14]

2　公有地の拡大の推進に関する法律の内容

公拡法は前述のように変遷を経ているため、以下には原則として 2000（平成 12）年の都市計画法・建築基準法改正（平成 12 年法律第 73 号）までを反映した内容を記し、適宜変更内容に触れることとする。

（1）　先買い（有償譲渡時の届出義務）

①　有償譲渡時の届出義務対象の土地

次に掲げる土地を有償譲渡しようとする時は、都道府県知事（指定都市市長）に届け出なければならない。

ア　都市計画施設の区域内で 200 ㎡以上の土地

イ　道路（高速自動車国道を含む）、都市公園、河川、港湾、空港、新幹線鉄道など公物管理法等によって決定された区域内で 200 ㎡以上の土地

12　田村仁人「公有地の拡大の推進に関する法律の改正」（「新都市」 Vol. 27, No. 4 1973.4）
清水良次「公有地拡大推進法の概要とその改正案」（「時の法令」 SN. 823 1973.6.3）

13　「公有地の拡大の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行について（依命通達）」（昭和 48 年 9 月 1 日 建設省都政発第 30 号、自治政第 8 号 建設・自治事務次官通達）
「公有地の拡大の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行について（通達）」（昭和 48 年 9 月 1 日 建設省都政発第 31 号、自治政第 9 号 建設省都市局長・自治省大臣官房長通達）

14　久能木慶治「土地開発公社の業務の拡大」（「時の法令」 SN. 1337 1988.9.15）
林 桂一「公有地の拡大の推進に関する法律について」（「自治研究」 Vol. 64, No. 8 1988.8）
河村延樹「『公有地の拡大の推進に関する法律の一部を改正する法律・政令』の概要について」（「地方自治」 SN. 493 1988.12）

ウ　都道府県知事（指定都市市長）が指定した新市街地造成目的の土地区画整理事業の区域内、新都市基盤整備事業・住宅街区整備事業の施行区域内、生産緑地地区の区域内で 200 ㎡以上の土地

エ　市街化区域内の 5,000 ㎡以上の土地

オ　市街化区域以外の都市計画区域内で 10,000 ㎡以上の土地

以上の内容に関する変遷は次のとおりである。

ⅰ　当初、都市計画施設等以外の土地については、市街化区域内のみを対象としていたが、1973（昭和 48）年 8 月 30 日公布の公拡法改正（対象条項の施行は同年 12 月 1 日）により、対象を都市計画区域に拡大した。

ⅱ　届出義務免除となるア～ウの上限規模は、当初 300 ㎡と規定されていたが、「公有地の拡大の推進に関する法律施行令」（昭和 47 年政令第 284 号、以下「公拡法施行令」という）が、1989（平成元）年 4 月 12 日に改正公布（平成元年政令第 113 号）されて 200 ㎡となり、同年 6 月 1 日に施行された。

ⅲ　市街化区域内の土地の上限規模に関しては、当初 2,000 ㎡と規定されていたが、公拡法施行令が 1998（平成 10）年 8 月 28 日に改正公布（平成 10 年政令第 290 号）されて 5,000 ㎡となり、同年 9 月 1 日に施行された。

ⅳ　市街化区域以外の都市計画区域内の土地については、当初 5,000 ㎡と規定されていたが、同様に上記平成 10 年政令第 290 号にて 10,000 ㎡に改正となった。

ⅴ　市街化調整区域内の土地については、さらに 2006（平成 18）年 5 月 31 日公布の都市計画法等改正（平成 18 年法律第 46 号）にて届出対象外とする改正公布がなされ、同年 8 月 30 日に施行となった。

② 有償譲渡時の届出の適用除外

通常であれば届出を要する有償譲渡であっても次の場合においては適用除外となる。

ア 国、地方公共団体等が譲渡主体または被譲渡主体

イ 文化財保護法又は大都市法の適用を受けるものであるとき

ウ 都市計画施設または収用適格事業対象施設のために事業等により譲渡されるとき

エ 開発許可を受けた区域内の土地

オ 市街地開発事業等予定区域内、事業予定地内、都市計画事業地内の土地

カ 公拡法によりいったん届出をした場合で、一定の譲渡制限期間を超えてから 1 年以内の有償譲渡

キ 国土利用計画法の規制区域内、監視区域内、注視区域内の土地　など

(2) 買取り申出と買取りの協議

① 買取り申出

届出義務のある土地、または都市計画区域内の 200 ㎡以上の土地の所有者は、随時、任意に都道府県知事（指定都市市長）に対して、買取り希望を申し出ることができる。

以上の内容に関する変遷等は次のとおりである。

ⅰ　買取り希望を申し出ることができる最低規模は、当初300㎡とされていたが、1989（平成元）年4月12日の公拡法施行令改正公布により200㎡となり、同年6月1日に施行された。

ⅱ　さらに、名古屋市においては当該政令より受任した1992（平成4）年11月2日名古屋市規則*第115号により、100㎡として現在に至っている。

ⅲ　また、同じく名古屋市においては2003（平成15）年2月28日名古屋市規則*第4号により、防災再開発促進地区の区域内においては、50㎡とすることを定め、同年4月1日から施行されている。

＊「公有地の拡大の推進に関する法律に基づく申し出の面積の下限を定める規則」（改正を含む）

② 買取り協議

都道府県知事（指定都市市長）は、有償譲渡時の届出や買取り申出があった場合は、その土地の買取りを希望する地方公共団体等（土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、都市再生機構、港務局）のうちから買取り協議主体を定め、買取り協議主体は所定の手続きにより届出者または申出者と買取りの協議を行う。

買取価格は、原則公示価格を規準とした価格によるが、買取りの成立はあくまで協議に基づく合意による。

(3) 譲渡所得の特別控除

公拡法に基づく買取り協議が成立した場合の譲渡所得については、「租税特別措置法」（昭和21年法律第15号）第34条の2により、1,500万円の特別控除の適用がある。

特別控除額は、公拡法成立当初においては、300万円であったが、その後の増額改正を経て、現行の1,500万円に至っている。

(4) 土地開発公社

① 設立

土地開発公社の公拡法に基づく設立要件、手続きは次のとおりである。

ⅰ　地方公共団体が単独または共同で設立可。地方公共団体以外の出資は不可。

ⅱ　設立にあたっては、議会の議決を経て定款を定めたうえで、主務大臣（都道府県知事）の認可を要する。

なお、公拡法以前に設立された土地開発公社等の名称を有する法人は財団法人等の私法人であるのに対し、公拡法による土地開発公社は特別法人たる公法人である。また、公拡法施行以降は公拡法に基づく土地開発公社以外のものが土地開発公社という名称を使用することはできない。

② 業務

土地開発公社は次に掲げる土地の取得、造成その他の管理および処分を行う。

ⅰ　公拡法に基づく届出および買取り申出にかかる土地

ⅱ　道路、公園、緑地その他の公共施設または公用施設にかかる土地

iii　公営企業の用に供する土地

iv　（地方公共団体の要請に基づく）市街地開発事業および観光施設事業にかかる土地
（1988（昭和 63）年の公拡法および同法施行令改正によって追加）

v　自然保全、文化財保護、航空機騒音障害防止にかかる土地
（1973（昭和 48）年の公拡法および同法施行令改正によって追加）

vi　流通業務団地の造成事業等にかかる土地
（1973（昭和 48）年の公拡法および同年以降を含む同法施行令改正によって追加

vii　（地方公共団体の委託に基づく）一団の土地の造成に合わせて行う公共施設又は公用施設の整備
（1973（昭和 48）年の公拡法改正によって追加）

3　名古屋市土地開発公社の設立 [15]

(1)　財団法人名古屋市開発公社

名古屋市は財団法人名古屋市開発公社を基本財産 1,000 万円で 1961（昭和 36）年 7 月 25 日に設立した。

この公社の目的とするところは、事業段階以前の計画段階における用地取得等により、都市計画事業を側面から推進し、合理的な土地利用を通じて名古屋市の総合的開発を図ることにあった。

(2)　財団法人名古屋環状二号線開発公社

愛知県と名古屋市は、共同で財団法人名古屋環状二号線開発公社を基本財産 500 万円で 1965（昭和 40）年 11 月 1 日に設立した。

この公社の目的とするところは、名古屋環状 2 号線の整備促進のため用地の先行取得を図ることにあった。

(3)　名古屋市土地開発公社

公拡法に基づく名古屋市土地開発公社設立の経緯は、次のとおりである。

1972（昭和 47）年 6 月 15 日	公拡法公布
	（土地開発公社に係る内容については同年 9 月 1 日施行）
11 月 1 日	名古屋市は、公拡法の事務を担当する組織として、公有地課を設置し、土地調査係、公有地係の 2 係を置いた。
1973（昭和 48）年 3 月 22 日	名古屋市会、名古屋市土地開発公社設立案を可決
	（基本財産は、2,000 万円）
4 月 2 日	建設・自治両大臣による名古屋市土地開発公社設立認可

15　名古屋市土地開発公社「30 年のあゆみ　名古屋市土地開発公社設立 30 周年記念誌」（名古屋市土地開発公社 2003.10）

1973（昭和 48）年 4 月　5 日　　名古屋市土地開発公社設立登記
　　名古屋市開発公社は、名古屋都市整備公社に名称変更*
　　12 月　　名古屋環状二号線開発公社は、愛知県と名古屋市がそれぞれ設立した公拡法に基づく土地開発公社に分割承継され、清算して解散

名古屋市土地開発公社の目的は、公拡法に基づいて、公共用地や公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と市民の福祉の増進に寄与することにあった。

＊ 財団法人名古屋市開発公社は、財団法人名古屋都市整備公社に移行し、公拡法に基づく名古屋市土地開発公社とは別個の存在として存続することとなった。（名古屋市土地開発公社は、財団法人名古屋市開発公社の職員の一部を引継ぎ、財団法人名古屋市開発公社が財団法人名古屋都市整備公社に移行した後に同公社から資産の一部を引き継いでいる。）

4　名古屋市における公有地の拡大の推進に関する法律施行の実績

用地を先行取得することの意義としては、次のようなことが挙げられる。

ⅰ　現況保全

先行取得することにより、樹木伐採、地形改変、建築物・工作物建設などの行為を回避できる。

ⅱ　事業実施段階の容易性

用地が事前に確保され、事業実施段階における移転交渉の必要もなく、移転補償費も不要となる。結果として直ちに建設工事に着手でき、工期の目途が立てやすく、経済波及効果の即効性が得やすい。

ⅲ　代替地による移転交渉の柔軟性

計画施設周辺の土地を代替地として取得することにより事業執行を容易にすることができる。ただし 2001（平成 13）年度以降は名古屋市土地開発公社による代替地取得を行っていない。

ⅳ　再取得時のコスト

一定水準以上の地価上昇傾向時にあっては、再取得費用が「先行取得費用+維持管理費用」を下回るメリットを享受し得るが、そうでない場合には逆ザヤが生じる。

ⅴ　その他（事業認可後の事業予算以外の資金による先行取得）

地価下落等の状況であっても、他事業との関連、集団交渉、買取請求などの場合には、地権者等の生活上の事情を重視したり、事業の進捗を図る立場から先行取得が必要となる場合もある。

（1）　届出・買取り申出と買取りの状況

公拡法に基づく届出・買取り申出と買取りの状況を**表 7.4.2**、**図 7.4.8** および**図 7.4.9** に示した。**表 7.4.2** では届出・買取り申出の合計件数に対して、その内数としての買取り協議成立件数・面積を掲げている。さらに買取り協議が成立したものの内訳を、道路、公園・緑地、その他に分けて示している。その他の細分項目は、**表 7.4.2** 欄外（※）に示したとおりであり、その中でも代替地の区分が多数を占めている。

なお、本統計は愛知県「土地に関する統計年報」に依拠した関係で、1973（昭和 48）～1974（昭和 49）年度の 2 か年度分の統計は不明である。

表 7.4.2　公有地の拡大の推進に関する法律による届出・申出および買取り協議成立の状況（名古屋市）

（単位：件、1,000㎡）

				買取り協議成立		目的別					
						道路		公園・緑地		その他(※)	
年度	総数	届出	申出	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積
50年度	138	97	41	19	48	1	1	17	42	1	6
51年度	115	86	29	17	29	0	0	16	21	1	8
52年度	124	92	32	11	20	0	0	10	19	1	1
53年度	170	112	58	46	35	27	9	17	19	2	8
54年度	188	116	72	25	34	0	0	24	26	1	8
55年度	131	80	51	61	42	32	17	27	24	2	1
56年度	130	52	78	61	37	6	3	28	24	27	10
57年度	116	53	63	51	43	2	1	24	34	25	8
58年度	102	55	47	43	42	2	1	29	28	12	13
59年度	160	110	50	31	24	1	0	24	22	6	3
60年度	125	76	49	39	28	1	0	32	25	6	3
61年度	102	69	33	27	25	1	0	20	21	6	3
62年度	128	101	27	19	12	0	0	9	5	10	7
63年度	136	120	16	19	13	1	0	7	8	11	5
元年度	158	102	56	52	48	2	3	10	4	40	41
2年度	232	140	92	72	55	2	1	10	15	60	39
3年度	512	244	268	219	116	21	8	22	16	176	92
4年度	501	127	374	273	140	5	2	12	5	256	134
5年度	328	107	221	173	115	13	2	41	60	119	52
6年度	269	88	181	176	123	3	3	36	58	137	62
7年度	174	64	110	86	95	6	2	31	18	49	75
8年度	164	67	97	90	50	13	4	24	24	53	22
9年度	153	83	70	69	29	4	1	14	10	51	18
10年度	117	45	72	55	18	4	1	7	5	44	12
11年度	101	35	66	68	32	5	2	18	11	45	19
12年度	96	26	70	56	22	6	2	5	5	45	15
13年度	116	42	74	67	42	9	1	25	19	33	22
14年度	90	35	55	50	24	1	0	30	21	19	3
15年度	88	46	42	35	24	1	1	26	20	8	3
16年度	66	46	20	16	13	0	0	7	11	9	2
17年度	61	41	20	15	12	0	0	9	11	6	1
18年度	46	21	25	19	18	0	0	16	17	3	0
19年度	75	42	33	28	15	4	0	20	14	4	1
20年度	64	41	23	21	12	0	0	20	12	1	0

※住宅、学校、上下水道、市街地開発事業、河川、社会福祉及び文化施設、公用施設、代替地、その他

「土地に関する統計年報（愛知県、昭和 50 年版～平成 21 年版）」より作成

図 7.4.8 に、届出・申出の処理状況を示した。

顕著な傾向としては、バブル最盛期から後半期にかけての、届出・申出・買取り協議成立件数・同面積すべてにわたる急激な増加と減少である。

バブル後半期においては、買取り協議成立件数が減少しているにもかかわらず、同面積は高水準を維持していることから、比較的大規模な土地の申出が多かったことを推測させる。

申出件数と買取り協議成立件数の推移は、おおむね同様な傾向を示しているが、届出件数の推移は、これらとはやや傾向を異にしていることから、買取りは届出に対してではなく、主に申出に対して成立しているであろうことをうかがわせる。

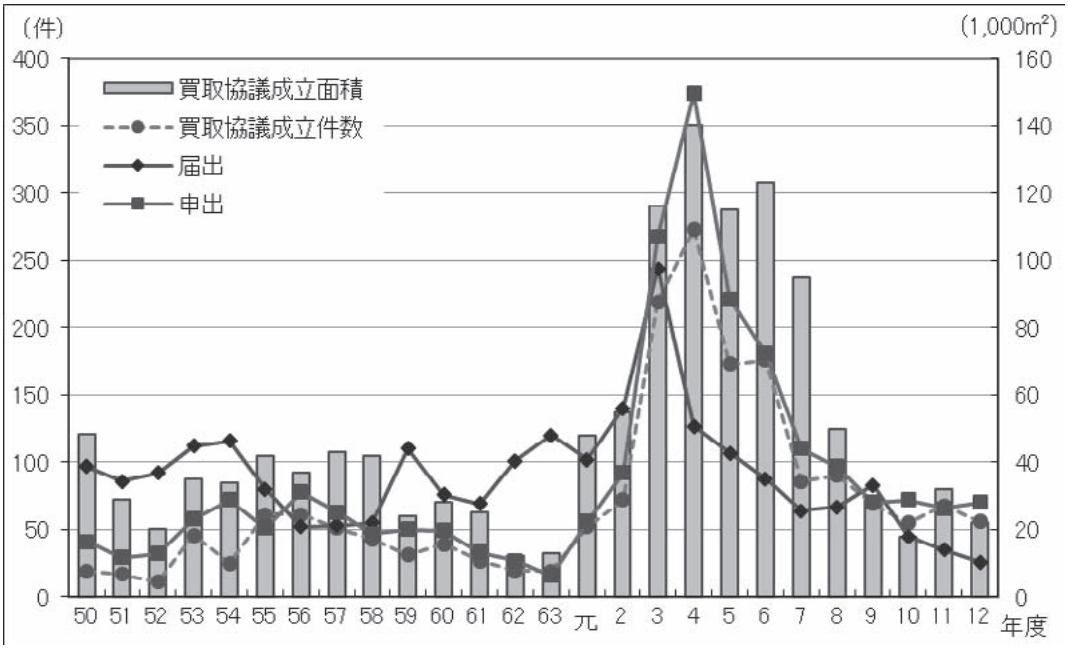

図 7.4.8　公有地の拡大の推進に関する法律による届出・申出処理状況（名古屋市）

図 7.4.9 に、目的別に買取り協議成立状況を示した。

1983（昭和 63）年度までは、買取面積、件数ともに「公園・緑地」が多くみられるが、1989（平成元）年度以降「その他（住宅、学校、上下水道、市街地開発事業その他）」が急増する。しかし 1993（平成 5）年度以降をみてみると、買収面積において「公園・緑地」と「その他」とが拮抗するようになっている。

バブル期以降における買取り協議成立案件の買取り目的については、志段味サイエンスパーク用地、未整備公園緑地対応用地、代替地、勅使ヶ池墓園等が考えられる。

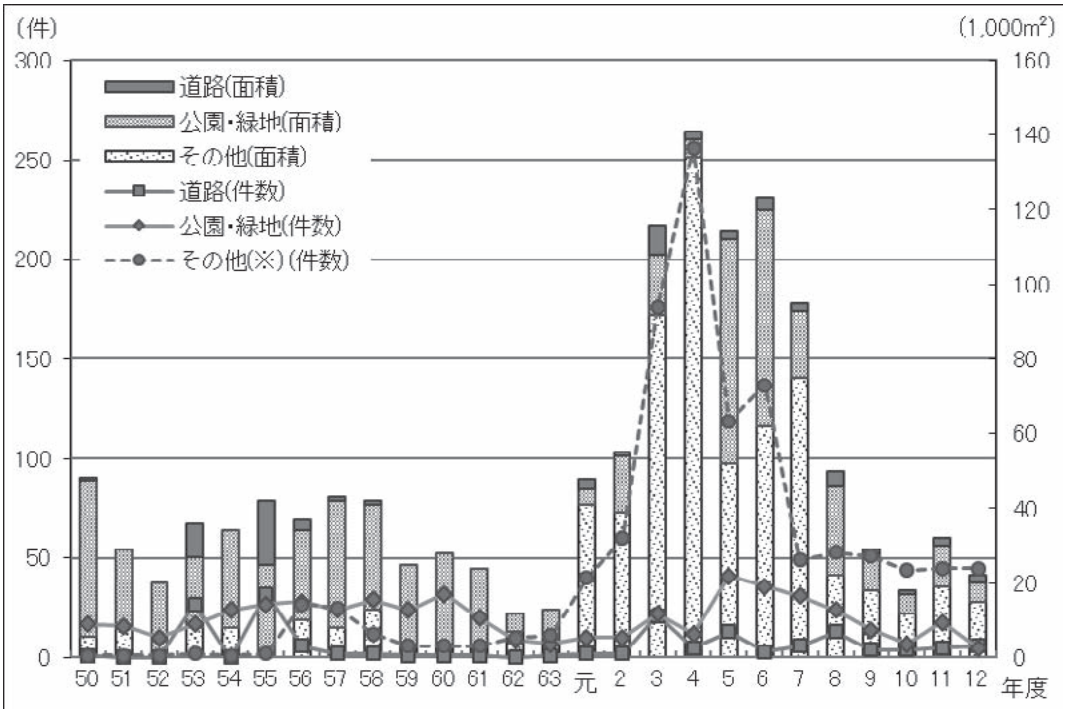

※住宅、学校、上下水道、市街地開発事業、河川、社会福祉及び文化施設、公用施設、代替地、その他

図 7.4.9　買取り協議成立（目的別）（名古屋市）

（2）　公有地の拡大の推進に関する法律運用の全体像 [16]

「30 年のあゆみ　名古屋市土地開発公社設立 30 周年記念誌」によれば、1973（昭和 48）年 4 月の設立以来 30 年間事業用地取得実績は次のとおりである。なお、その内容について、**表 7.4.3** 示す。

合計取得面積	694ha
合計取得金額	6,973 億円

先行取得方法は、次の二つの方法による。

ⅰ　主として契約、登記、支払を行うもの（資金代行）

ⅱ　現地調査、測量、補償金の算定、用地交渉、契約、登記、支払を一括して行うもの（事務全体）

先行取得用地の累計面積規模が大きく、事業進捗に貢献した事業としては、次のものがあげられる。[17]

名古屋環状 2 号線	約 120ha
なごやサイエンスパーク事業	約　59ha
みどりが丘公園（勅使ヶ池墓園）	約　51ha
戸田川緑地	約　28ha
東山公園	約　21ha

16　前掲 15　名古屋市土地開発公社「30 年のあゆみ　名古屋市土地開発公社設立 30 周年記念誌」（名古屋市土地開発公社　2003.10）

17　前掲 15　名古屋市土地開発公社「30 年のあゆみ　名古屋市土地開発公社設立 30 周年記念誌」（名古屋市土地開発公社　2003.10　pp. 20-35）

表 7.4.3　名古屋市土地開発公社の主な事業用地取得実績

種別	資金代行	事務全体
道路用地	広小路線拡幅、江川線拡幅、山手植田線、豆田町線、高針大高線、一般国道153号バイパス	名古屋環状2号線 国道41号拡幅
公園・緑地用地	新海池公園、船頭場公園、川名公園、東山公園、瑞穂公園、大森公園、米野公園、熊野公園、相生山緑地、猪高緑地	戸田川緑地
緑地保全地区	安田池緑地保全地区	－
墓園用地	－	みどりが丘公園（勅使ヶ池墓園）
河川用地	扇川改修、平手池、都市基盤河川堀川改修	庄内川激甚災害対策特別緊急事業
下水用地	植田終末処理場、志段味終末処理場	－
清掃工場用地	山田工場	鳴海工場
住宅用地等	森の里、高辻車庫跡地、西町工場跡地、八田地区総合整備	－
学校用地	平針小学校、平針中学校、清水山方面中学校、志段味西小学校	－
施設等用地	熱田区役所等、ささしまライブ24事業、ガイドウェイバス志段味線、北区役所等、白鳥記念事業	富田地区住宅総合支援事業 なごやサイエンスパーク事業
造成用地	弥次エ町造成事業	－

「名古屋市土地開発公社設立 30 周年記念誌」（名古屋市土地開発公社　平成 15 年 10 月発行）により作表
表題の「資金代行」および「事務全体」は、(2)公有地の拡大の推進に関する法律運用の全体像の先行取得の方法の区分による

(3)　公有地の拡大の推進に関する法律運用の評価

公拡法の体系は、継続的な地価上昇傾向を暗黙の前提として構築された制度スキームである。

その前提条件が満たされていた期間においては、公拡法は機能を発揮してきた。その結果として次のような、法を活用した先行取得の効果が挙げられよう。

ⅰ　先行取得の効用が大きく働いて、名古屋環状 2 号線が早期に大都市環状道路として環状機能を発揮できるようになる。

ⅱ　東山公園、相生山緑地などの未整備公園緑地のかなりの部分が、造成や伐採をまぬがれ現況保全され、早期整備につながった。

ⅲ　なごやサイエンスパーク事業については、集約換地など土地区画整理事業との連携により産業技術総合研究所の誘致に成功した。

しかし、地価下落ないしフラット傾向にあっては、メリットとして想定した内容が逆に働くこととなった。

バブル崩壊以降の地価動向、デフレ基調の経済社会状況、財政難が続く行政の状況下において、かつてのような地価高騰時の備えという経済的メリットは薄れ、2014（平成 26）年度以降名古屋市土地開発公社の新規用地取得を原則停止としている。

第４節　国土利用計画法

1　国土利用計画法の背景と経緯 [18]

昭和 30 年代以降の高度経済成長に伴う過密過疎問題は、全総、新全総によるその解決へのキャッチフレーズにもかかわらず事態は好転せずに推移した。

田中角栄著になる「日本列島改造論」が、1972（昭和 47）年 6 月に刊行され、その直後に田中内閣が発足すると、「日本列島改造論」の実現に向けて国土総合開発法の抜本改正が志向された。1970 年代（昭和 40 年代後半）の金融緩和による過剰流動性の発生を背景とし、「日本列島改造論」に刺激されて、全国的規模での土地投資が過熱して、いわゆる列島改造ブームと呼ばれる土地の投機的取引と地価の高騰をもたらした。こうした事態に対処するために、土地利用の計画と土地取引の規制が必要との認識が高まった。

これを受けて、1973（昭和 48）年 1 月 26 日、地価対策閣僚協議会は、「土地対策について」を決定し、同日閣議了承した。この中には次のような内容が含まれている。

ⅰ　土地利用基本計画の策定
ⅱ　土地取引の届出勧告制度の新設
ⅲ　開発行為に対する規制の拡充強化
ⅳ　特定地域における土地利用規制の強化
ⅴ　土地融資の抑制
ⅵ　公的土地評価体系の整備

上記施策体系のうち、主としてⅰ、ⅱ、ⅳを受け持つかたちで新国土総合開発法案が閣議決定され、1973（昭和 48）年 3 月 31 日に第 71 国会に提出された。[19] 同法案は、野党には日本列島改造論を推進するための開発志向法であると受け止められ、第 72 国会に継続審議後、与野党間で取り扱いが協議された。結果として、政府提案の新国土総合開発法案にかわり、土地利用計画と土地取引規制に限定した内容の議員提案による法案とする方向が、日本共産党を除く与野党で確認された。

最終的に、衆議院建設委員会理事懇談会有志起草になる国土利用計画法案が可決成立し、1974（昭和 49）年 6 月 25 日法律第 92 号として公布された。新国土総合開発法案は廃案となり、従前の国土総合開発法が未改正の状態で残存することとなった。

国土法を所管・施行するために、「国土庁設置法」（昭和 49 年法律第 98 号）が 1974（昭和 49）年 6 月 26 日に公布施行され、国土庁が発足した。[20]（国土庁は 2001（平成 13）年 1 月 6 日国土交通省発足に伴い、同省に統合された。）

18　国土庁土地局土地利用調整課「国土利用計画法一問一答第一集」（大成出版社　1975.1　pp. 153-157）
清水康之「国土利用計画法について（上）」（「自治研究」 Vol. 50, No. 8　1974.8）
佐竹五六「国土利用計画法成立の背景と今後における運用上の課題」（「建築年報 1976」 SN. 1110　1976.7）

19　前掲 18　清水康之「国土利用計画法について（上）」（「自治研究」 Vol. 50, No. 8　1974.8）

20　中瀬　弘「国土利用計画法と都市問題」（「新都市」 Vol. 28, No. 8　1974.8）

国土法は、1974（昭和 49）年 12 月 24 日から施行され、同日付で施行通達が発せられた。[21]

1982（昭和 57）年 11 月に中曽根内閣が発足し、翌年 1 月に規制緩和による都市再開発推進を掲げるアーバンルネッサンスを打ち上げた。1985（昭和 60）年 9 月には為替レート安定化のためのプラザ合意がなされ、この対策としての低金利政策がとられた。これらが契機となって東京都心部の地価高騰が始まり、三大都市圏、地方都市へと波及していくこととなった。

このような事態に対処するために土地取引規制の強化を図ろうとして、監視区域制度創設を柱とする国土法改正が試みられ、1987（昭和 62）年 6 月 2 日法律第 47 号をもって公布され、同年 8 月 1 日に施行された。

改正法施行直後の同年 9 月には、東京圏の地価はピークに達し、下落傾向へと反転するが、他の都市圏ではなお騰勢が続いていたことから、投機的取引抑制を図るため、1989（平成元）年 12 月 22 日法律第 85 号をもって改正国土法が公布され、翌年 3 月 20 日から施行された。

その後に、いわゆるバブルがはじけて地価は下落低迷し、土地取引も一転して減少したことから、逆に土地取引の規制緩和による活性化が要請されることとなった。1997（平成 9）年 11 月の経済対策閣僚会議は、「21 世紀を切りひらく緊急経済対策」を決定し、その中に国土法改正による土地取引規制の合理化を位置づけた。

これを受け、1998（平成 10）年 6 月 2 日法律第 86 号をもって、事前届出制を事後届出制に変更することと注視区域制度の創設などを核とする改正国土法を公布し、同年 9 月 1 日から施行された。[22] 施行を前にして施行通達の改正通達を発している。[23]

2　国土利用計画法の内容 [24]

（1）　基本理念

国土法の特徴として、従前の国土利用にかかる諸法律の基本理念が明確でなかったことから、目的規定以外に基本理念を設けていることがあげられる。基本理念においては、国土の有限性、諸活動の基盤性という基本認識の下に、公共の福祉優先、自然環境保全、地域の個別条件配慮を掲げている。

（2）　国土利用計画

国土利用計画は 3 層の計画体系を有し、全国計画、都道府県計画、市町村計画からなる。

21　「国土利用計画法の施行について」（昭和 49 年 12 月 24 日　49 国土利第 60 号　国土事務次官通達）
「国土利用計画法の施行について」（昭和 49 年 12 月 24 日　49 国計総第 66 号・49 国土利第 61 号　国土庁計画調整局長・土地局長通達）

22　宮坂祐介「土地取引規制の合理化」（「時の法令」 SN. 1578　1998.9.30）

23　「国土利用計画法の施行について」（平成 10 年 8 月 26 日　10 国土利第 214 号　国土事務次官通達）
「国土利用計画法の施行について」（平成 10 年 8 月 26 日　10 国土利第 215 号・10 国土地第 228 号　国土庁計画調整局長・土地局長通達）

24　小川忠男「国土利用計画法の概要」（「新都市」 Vol. 28, No. 8　1974.8）
清水康之「国土利用計画法について（上）（中）（下）」（「自治研究」Vol. 50, No. 8, 9, 10　1974.8～10）

① 全国計画

全国計画は閣議決定によって決定され、国土利用に関して他の計画の基本となる。全国計画は 2000（平成 12）年度までに 3 次にわたって決定されており、第 1 次計画から第 3 次計画の比較を**表 7.4.4** に示す。なお、第 4 次計画は 2008（平成 20）年 7 月 4 日、第 5 次計画は 2015（平成 27）年 8 月 14 日に閣議決定された。

② 都道府県計画

都道府県は、全国計画を基本として都道府県計画が定めることができるとされ、愛知県においては、これまで 4 次にわたって愛知県計画を策定している。

第 1 次愛知県国土利用計画　　1977（昭和 52）年 4 月
第 2 次愛知県国土利用計画　　1989（平成 元）年 4 月
第 3 次愛知県国土利用計画　　1998（平成 10）年 3 月
第 4 次愛知県国土利用計画 [25]　2010（平成 22）年 3 月

③ 市町村計画

市町村は、都道府県計画を基本とし、地方自治法による基本構想に即して市町村計画を定めることができる。市町村計画の策定については、1978（昭和 53）年 2 月に国土利用計画（市町村計画）策定要領が定められている。[26] なお、2011（平成 23）年の地方自治法改正（平成 23 年法律第 35 号）により基本構想策定義務条項が削除されたため市町村計画も基本構想に即する旨が削除された。

名古屋市においては、市町村計画を定めた実績はない。

25 「愛知県国土利用計画（第四次）ダイジェスト版」（愛知県）
http://www.pref.aichi.jp/soshiki/tochimizu/0000007123.html（2016/12/15 閲覧）

26 「国土利用計画（市町村計画）策定要領」（昭和 53 年 2 月 24 日　53 国計計第 19 号　国土庁計画調整局計画課長通達）

表 7.4.4　全国計画の推移

	国土利用計画	第二次国土利用計画	第三次国土利用計画
閣議決定	昭和51年5月18日	昭和60年12月17日	平成8年2月23日
1. 国土の利用に関する基本構想	(1)国土利用の基本方針	(1)国土利用の基本方針	(1)国土利用の基本方針
（基本理念）	・地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮して、健康で文化的な生活環境の確保と国土の均衡ある発展を図る	・同左	・同左
（基本的条件）	・引き続き人口が増加し、都市化が進展し、経済社会活動が拡大することを考慮	・人口は、21世紀初頭には減少局面、都市化は進展の速度を緩め、経済諸活動は安定的に推移。当面の10年間は、都市化の進展、経済諸活動の拡大等が進むと予測	・高齢化、少子化の中で、人口の増勢は大幅に鈍化、都市化は地方都市が拠点性を高めるが、全体としては進展の速度は緩まる。経済諸活動は、構造変化を伴いながら、成熟化に向かうと予測
（土地需要）	・土地需要については、極力土地の有効利用を促進し、可能な限り、その節減を図らねばならない	・土地需要の量的調整に関しては、増勢は鈍化するものの、なお増加する都市的土地利用について高度利用を促進することにより効率化を図る。自然的土地利用については、自然循環システムの維持に配慮し、適正な保全を図る。	・土地需要の量的調整に関しては、増勢は鈍化するものの、なお増加する都市的土地利用について高度利用及び低未利用地の有効利用を促進する。自然的土地利用については、自然循環システムの維持に配慮し、適正な保全と耕作放棄地の適切な利用を図る。
（土地利用の転換）	・土地利用の転換については、土地利用の可逆性が容易に得られないこと及び利用の転換に限界があることに鑑み、計画的な調整を図りつつ、慎重に行う	・土地利用の転換については、土地利用の可逆性が容易に得られないこと等に鑑み、計画的かつ慎重に行う	・土地利用の転換については、土地利用の可逆性が容易に得られないことかつ生態系をはじめとする循環系に影響を与えることから計画的かつ慎重に行う。
（質的向上）		・国土利用の質的向上に関しては、災害に対して脆弱な構造を持つ国土構造に鑑み、安全性を強化することが重要。 快適性及び健康性については、地域の自然的及び社会的条件に則しつつ、国土の形成を図る必要がある	・国土利用の質的向上に関しては、状況の変化を踏まえ、安全で安心できる、自然と共生する持続可能な、美しくゆとりある国土利用といった観点が重要である。
（課題の実現）		・課題の実現に当たっては、低未利用地の利用促進を図るとともに、都市的及び自然的土地利用が混在する地域における利用区分ごとの土地の適切な配置と組合せの確保を図る	・課題の実現に当たっては、低未利用地の利用促進を図るとともに、都市的土地利用と自然的土地利用が混在する地域における利用区分ごとの土地の適切な配置と組合せの確保を図る
（配慮事項）			・今後の国土の利用に当たっては、首都機能移転及び地方分権の進捗状況を踏まえる必要がある
		(3)地域類型別の国土利用の基本方向 ・都市、農山漁村についての方向	(2)地域類型別の国土利用の基本方向 ・都市、農山漁村、自然維持地域についての方向
	(2)利用区分別の国土利用の基本方向 ・農用地、森林、原野、水面・河川・水路、道路、住宅地、工業用地、公用・公共用施設の用地、海岸及び沿岸域の基本方向を定める	(2)利用区分別の国土利用の基本方向 ・農用地、森林、原野、水面・河川・水路、道路、住宅地、工業用地、その他の宅地、公用・公共用施設の用地、海岸及び沿岸域の基本方向を定める	(3)利用区分別の国土利用の基本方向 ・農用地、森林、原野、水面・河川・水路、道路、住宅地、工業用地、その他の宅地、公用・公共用施設の用地、レクリェーション用地、低未利用地、沿岸域の基本方向を定める

	国土利用計画	第二次国土利用計画	第三次国土利用計画
閣議決定	昭和51年5月18日	昭和60年12月17日	平成8年2月23日
2. 利用区分ごと規模目標及び地域別概要	(1)国土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標 ・目標年次は、昭和60年 基準年次は、昭和47年 ・規模の目標は省略 (2)地域別の概要 ・地域の区分は、三大都市圏と地方圏 ・利用区分別その他、市街地の概要等を記述	(1)国土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目棟 ・目標年次は、昭和70年 基準年次は、昭和57年 ・規模の目標は省略 (2)地域別の概要 ・地域の区分は、三大都市圏と地方圏 ・利用区分別その他、市街地の概要等を記述	(1)国土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標 ・目標年次は、平成17年 基準年次は、平成4年 ・規模の目標は省略 (2)地域別の概要 ・地域の区分は、三大都市圏と地方圏 ・利用区分別その他、市街地の概要等を記述
3. 必要な措置の概要	(1)国土利用計画法等の適切な運用 (2)地域整備施策の推進 (3)土地利用に係る環境の保全及び安全の確保 (4)土地利用の転換の適正化 (5)土地の有効利用の促進 (6)国土に関する調査の推進	(1)国土利用計画法等の適切な運用 (2)地域整備施策の推進 (3)国土の保全と安全性の確保 (4)環境の保全と国土の快適性及び健康性の確保 (5)土地利用の転換の適正化 (6)土地の有効利用の促進 (7)国土に関する調査の推進及び成果の普及啓発	(1)公共の福祉の優先 (2)国土利用計画法等の適切な運用 (3)地域整備施策の推進 (4)国土の保全と安全性の確保 (5)環境の保全と美しい国土の形成 (6)土地利用の転換の適正化 (7)土地の有効利用の促進 (8)国土に関する調査の推進及び成果の普及啓発 (9)指標の活用

出典:「国土利用計画(全国計画)概要の比較」
http://www.mlit.go.jp/common/001116826.pdf(2016/12/15 参照)(2 において一部省略)

(3)　土地利用基本計画等 [27]

都市計画法や農業振興地域の整備に関する法律など個別規制法に基づき策定される諸計画に対する上位計画として、また総合的かつ広域的見地に立って取引段階から利用区分に応じた規制と誘導を行うため、都道府県知事が土地利用基本計画を定める(**表 7.4.5**)。

土地利用基本計画は都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域の五地域区分とされた。五地域はその性質上から相互背反的ではなく、重複する区域が想定され、現に重複している。

名古屋市域は全域が都市地域に指定されている。都市地域に重複して市街化調整区域に農業地域が指定されているほか、大規模な公園緑地等に森林地域が指定されている。名古屋市域には自然公園地域と自然保全地域の指定はない。

土地利用基本計画については、国土交通省のウェブサイトで指定地域を検索することができる。[28]

27 「土地利用関連－土地利用基本計画とは」(「土地情報ライブラリー」)
http://tochi.mlit.go.jp/seido-shisaku/tochi-riyou#kihonkeikaku(2016/12/15 閲覧)

28 「土地利用調整総合支援ネットワークシステム(LUCKY)」
http://lucky.tochi.mlit.go.jp/(トップページ)(2015/06/19 閲覧)

表 7.4.5　土地利用基本計画における五地域

地域名	国土利用計画法上の規定	運　用	指定面積	
			全国(千ha)	愛知県(ha)
都市地域	一体の都市として総合的に開発し、整備し、及び保全する必要がある地域	都市計画法に基づく都市計画区域として指定されることが相当な地域	10,247	355,028
農業地域	農用地として利用すべき土地があり、総合的に農業の振興を図る必要がある地域	農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域として指定されることが相当な地域	17,239	176,786
森林地域	森林の土地として利用すべき土地があり、林業の振興又は森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域	森林法に基づく国有林及び地域森林計画対象民有林として指定されることが相当な地域	25,391	222,658
自然公園地域	優れた自然の風景地で、その保護及び利用の増進を図る必要がある地域	自然公園法に基づく国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園として指定されることが相当な地域	5,454	88,967
自然保全地域	良好な自然環境を形成している地域で、その自然環境の保全を図る必要がある地域	自然環境保全法に基づく原生自然環境保全地域、自然環境保全地域及び都道府県自然環境保全地域として指定されることが相当な地域	105	294

（土地総合情報ライブラリー　土地利用関連：http://tochi.mlit.go.jp/seido-shisaku/tochi-riyou#kihonkeikaku および 愛知県土地利用基本計画：http://www.pref.aichi.jp/cmsfiles/contents/0000050/50366/leaflet_2702.pdf を元に作成。全国指定面積は、2013（平成25）年3月31日現在、愛知県指定面積は、2015（平成27）年2月2日現在）（URLは、2015/11/12参照）
五地域の各地域は重複しているので、指定面積の合計は愛知県面積とは一致しない。また、五地域のいずれにも区分されない地域（白地地域）がある（愛知県：2,494ha）。

（4）　土地取引の規制

国土法以前にあっては、土地の“利用”を規制することが主眼であったが、国土法において初めて土地の“取引”に公共が介在して地価に影響力を行使しようとした点で、画期的と評された。介在のあり方として、1974（昭和 49）年の制定時には許可制による規制区域が規定され、その後 1987（昭和 62）年に届出制による監視区域、1998（平成 10）年に同じく届出制による注視区域を創設した。規制区域、監視区域、注視区域および区域を限定しない一般の届出制については次のとおりである。

①　規制区域

ア　対象区域

ⅰ　都市計画区域　　土地の投機的取引が集中して行われているかそのおそれがあって、地価が急上昇しているかそのおそれがあると認められる区域

ⅱ　都市計画域以外　　ⅰの条件に加えて、その事態を緊急に除去しなければ適正かつ合理的な土地利用の確保が著しく困難となると認められる区域

イ　指定　　都道府県知事が、5 年を限度して期限を定めて指定する。

ウ　許可制　　規制区域内では、土地売買等は都道府県知事の許可を得なければならない。
不許可の場合は、当該権利者は都道府県知事に対して買取り請求することができる。

規制区域は、土地対策における究極の手段であり、伝家の宝刀とみなされて、現在に至るまで全国的に指定の実績はない。なお、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（第4次一括法（平成26年法律第51号））の施行（2015（平成27）年4月1日）により都道府県知事の事務は指定都市市長に移譲されている。

② 監視区域

監視区域制度は1987（昭和62）年6月2日公布の国土法改正（昭和62年法律第47号）にて創設され、施行は同年8月1日であった。監視区域創設の背景としては次のようなことがあった。バブル発生による地価高騰の兆候に対し、規制区域の指定による土地取引の許可制が強力に過ぎて現実的ではないため、規制区域よりは緩やかな行政指導に基づく現実的な手法が必要とされた。

ア　対象区域　　地価が急上昇しているかそのおそれがあり、適正かつ合理的な土地利用の確保が著しく困難となると認められる区域

イ　指定　　都道府県知事（指定都市市長）が期限を定めて指定する。

ウ　届出　　都道府県（指定都市）規則で定める規模以上の土地売買等は、事前に都道府県知事（指定都市市長）に届出を要する。

当該届出内容に対して、一定の条件に合致する場合においては、都道府県知事（指定都市市長）は届出者に対して勧告することができ、勧告に従わない場合は、そのことを公表することができる。

エ　運用方針等　　監視区域制度の運用については、国土庁より通達が発せられている。[29]

オ　指定実績　　ピーク時の1993（平成5）年11月1日の時点で、58都道府県・指定都市（1,212市町村）において指定されていたが、2015（平成27）年1月5日現在1都（1村）（東京都小笠原村（都市計画区域のみ））となっている。[30]

③ 注視区域

1998（平成10）年6月2日公布の国土法改正（平成10年法律第86号、施行は同年9月1日）により、大規模な土地取引に係る事前届出制が事後届出制へ移行した。注視区域はこれに伴って創設され、監視区域指定にまでは至らないが、地価の動向について注意を要すると判断される場合については区域を指定して事前届出とするものである。

29 「監視区域制度の的確な運用について」（平成元年10月27日　元国土利第233号　国土庁土地局長通達）
「監視区域制度の運用指針について」（平成2年6月11日　2国土利第188号　国土庁土地局長通達）
「監視区域制度の的確な運用について」（平成5年11月9日　5国土利第213号　国土庁土地局長通達）
「監視区域制度の的確な運用のための留意事項について」（平成5年11月9日　5国土利第214号　国土庁土地局土地利用調整課長・地価調査課長通達）
「監視区域制度の機動的な運用について」（平成6年12月16日　6国土利第205号　国土庁土地局長通達）
「監視区域制度の機動的な運用のための留意事項について」（平成6年12月16日　6国土利第206号　国土庁土地局土地利用調整課長・地価調査課長通達）

30 「監視区域の指定状況」 http://tochi.mlit.go.jp/plan/shitei.html（2016/11/11閲覧）

ア 対象区域　地価が一定の期間内に相当程度上昇しているかそのおそれがあり、適正かつ合理的な土地利用の確保に支障を生じるおそれがあると認められる区域 [31]

イ 指定　都道府県知事（指定都市市長）が期限を定めて指定する。

ウ 届出　法定面積* 以上の土地売買等は、事前に都道府県知事（指定都市市長）に届出を要する。

当該届出内容に対して、一定の条件に合致する場合においては、都道府県知事（指定都市市長）は届出者に対して勧告することができ、勧告に従わない場合は、そのことを公表することができる。

* 法定面積	市街化区域	2,000 ㎡
（次項④においても同じ）	その他の都市計画区域	5,000 ㎡
	都市計画区域外	10,000 ㎡

エ 運用方針等　注視区域制度の運用については、国土庁より通達が発せられている。[32]

オ 指定実績　制度創設以降、現在に至るまで全国的に指定の実績はない。

④ 届出制

ア 対象区域　特定の区域を限定することなく全国すべてが対象区域である。

イ 届出　法定面積* 以上の土地売買等は、事後に都道府県知事（指定都市市長）に届出を要する。

当該届出内容に対して、一定の条件に合致する場合においては、都道府県知事（指定都市市長）は届出者に対して勧告することができ、勧告に従わない場合は、そのことを公表することができる。

なお、届出については、立法当初来、事前の届出を要していたが、1998（平成 10）年の国土法改正により事後の届出となり、かつ届出義務者も契約当事者双方であったものが譲受人単独となった。

以上の土地取引規制制度をまとめて**表 7.4.6** に示す。

31 「国土利用計画法第 27 条の 3 第 1 項の注視区域の指定に係る基準」（平成 10 年 8 月 26 日 総理府告示第 25 号）

32 「注視区域制度等の運用指針について」（平成 10 年 8 月 26 日 10 国土利第 216 号 国土庁土地局長通達）「注視区域制度の運用にあたっての留意事項について」（平成 10 年 8 月 26 日 10 国土利第 218 号 国土庁土地局土地利用調整課長・地価調査課長通達）

表 7.4.6　土地取引規制制度について

	右3区地域以外の地域（事後届出制）	注視区域（事前届出制）	監視区域（事前届出制）	規制区域（許可制）
区域指定要件	なし （右3区域以外の地域）	・地価の相当な程度を越えた上昇又はそのおそれ ・適正かつ合理的な土地利用の確保に支障を生ずるおそれ	・地価の急激な上昇又はそのおそれ ・適正かつ合理的な土地利用の確保が困難となるおそれ	・投機的取引の相当範囲にわたる集中又はそのおそれ及び地価の急激な上昇又はそのおそれ（都市計画区域）等
届出対象面積	市街化区域　2,000㎡以上		都道府県知事が規則で定める面積（左の面積未満）以上	面積要件なし（許可制）
	その他の都市計画区域　5,000㎡以上			
	都市計画区域外　10,000㎡以上			
届出時期	契約締結後	契約締結前		契約締結前（許可制）
勧告要件	利用目的のみ	価格及び利用目的	価格及び利用目的	価格及び利用目的（不許可基準）
	・公表された土地利用計画に適合しないこと等	・届出時の相当な価格に照らし著しく適性を欠くこと ・土地利用計画に適合しないこと等	・届出時の相当な価格に照らし著しく適性を欠くこと ・土地利用計画に適合しないこと等 ・投機的取引に当たること	・区域指定時の相当な価格に照らし適性を欠くこと ・土地利用計画に適合しないこと等 ・投機的取引に当たること

出典：「時の法令」（平成 10 年 9 月 30 日 No.1578 大蔵省印刷局）
本表は 1998（平成 10）年の改正を反映した内容である。改正以前は許可制以外すべて事前届出制であった。（筆者注）

（5） 遊休土地制度

遊休土地制度とは、国土法に基づき「土地の取得後、適正な利用が図られていない低・未利用地について、その土地所有者に積極的な利用を促すための制度」であり、その概要は次のとおりである。[33]

都道府県知事（指定都市市長）は、国土法による許可または届出に係る一定の条件（**表 7.4.7**）に合致する土地であって、取得後 2 年を経過した低・未利用の土地の所有者等に対し、遊休土地であることを通知する。通知を受けた者は、利用または処分の計画を都道府県知事（指定都市市長）に届け出なければならない。都道府県知事（指定都市市長）は、当該計画が不適切な場合は、計画変更等の勧告をすることができ、勧告に従わない場合は、当該遊休土地の買取りを希望する地方公共団体、土地開発公社等を買取りの協議対象と定めて、所有者等に通知し、買取り協議をさせることができる。

33 「遊休土地制度（国土利用計画法第 28 条 35 条）－低・未利用地の活用・管理」（土地総合情報ライブラリー）
http://tochi.mlit.go.jp/?post_type=generalpage&p=675（2016/12/15 閲覧）

表 7.4.7　遊休土地指定にかかる一定の条件

区域の種別		規　模
規制区域内	市街化区域内	1000㎡
	市街化区域以外の都市計画区域	3,000㎡
	都市計画区域外	5,000㎡
監視区域内	市街化区域内	都道府県（指定都市）が規則で定める面積（※）
	市街化区域以外の都市計画区域	
	都市計画区域外	
上記以外	市街化区域内	2,000㎡
	市街化区域以外の都市計画区域	5,000㎡
	都市計画区域外	10,000㎡

※ ただし、その面積が規制区域内の欄に示す面積未満である場合は、規制区域欄の面積

以上の内容をまとめて図 7.4.10 に示す。

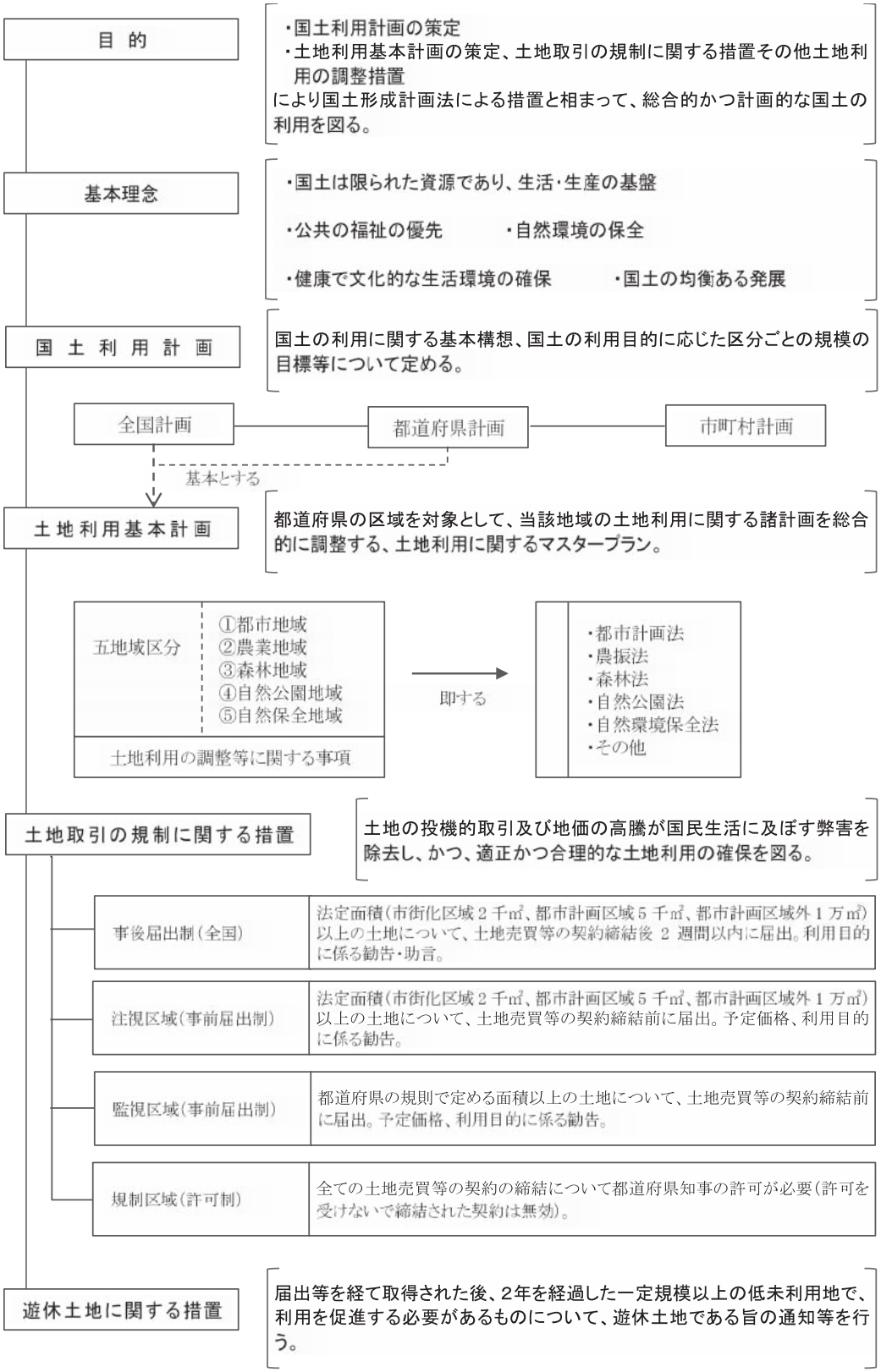

出典：「土地利用関連」（土地総合情報ライブラリー、国土交通省）
http://tochi.mlit.go.jp/seido-shisaku/tochi-riyou（2016/11/11 閲覧）

図 7.4.10　国土利用計画法の概要

3　名古屋市における国土利用計画法施行の実績

1974（昭和 49）年 8 月 22 日、名古屋市は、国土法の事務を担当する組織として、公有地課を改組して土地対策課とし、土地調査係と利用計画係（公有地係を改称）に、受付係、規制係の 2 係を追加して 4 係体制とし、土地取引の届出事務に備えた。1976（昭和 51）年 5 月 15 日、受付係を廃止し 3 係に、1980（昭和 55）年 4 月 21 日、利用計画係を廃止し、2 係に縮小した。なお、土地対策に関する組織については、別途末尾第5節に一括記述する。

（1）　国土利用計画

本節2（2）③　市町村計画　に記述したとおり名古屋市計画はこれまで策定してきていない。

（2）　土地利用基本計画

土地利用基本計画の策定主体は愛知県であり、1975（昭和 50）年 7 月の最初の策定以来、必要に応じて変更を行ってきている。

2015（平成 27）年 2 月現在における県下の指定面積は、本節2（3）　土地利用基本計画等　の**表 7.4.5** 土地利用基本計画における五地域に示したとおりである。

（3）　土地取引の規制

①　規制区域

本節2（4）①　規制区域　に記述したとおり規制区域を指定した実績はない。

②　監視区域

監視区域にあっては対象面積以上の土地取引をしようとする者は、あらかじめ、都道府県知事（指定都市の長）に、利用目的と契約予定価格を届出ることが国土法により義務付けられている。届出があった場合の手続きの概要は次のとおりである。

届出を受理された案件は、境界確認、接面道路の幅員、日照・通風・採光、用途地域、地上物件など現地調査する。

土地価格と、同時に取り引きされる建物の届出合計価格から、建物の評価を控除した価格を対象土地価格として、必要なときは不動産の鑑定評価書（第三鑑定）を徴して判定し、基準価格と比較して著しく高い届出には価格を引き下げるよう指導し、従わないときは勧告し、なお従わないときは公表することになっている。

勧告する際は、議会の同意を得て設置された土地利用審査会の意見を聞いて行うものとされ、勧告すべき届出については、その届出を受理してから 6 週間以内に勧告（国土法の規定による）しなければならない。また、勧告すべき届出に対して 6 週間以内に勧告できなかった場合は、当該届出に係る予定価格が著しく高くはないとみなされるため、届出に係る取引が成立することにより周辺の土地価格上昇を助長する恐れがあった。したがって、勧告すべきかどうかの判断をはじめとした事務を 6 週間以内に処理しなければならなかった。

ア　監視区域の指定と拡大(1988(昭和 63)年)

土地対策課は 1987 年(昭和 62)年度には、住居表示課と統合され、町名土地調整課と改称した。しかし、1988(昭和 63)年 1 月および 5 月に次のとおり監視区域が指定、拡大されて事務量が増大した。このため 1988(昭和 63)年度には再び住居表示課を分離して、土地対策課に戻すとともに土地取引規制主幹を設置した。

1988(昭和 63)年 1 月 5 日　　市内 5 区(千種、東、中村、中、名東)の市街化区域
対象面積 300 ㎡以上
(昭和 63 年 1 月 5 日名古屋市規則* 第 1 号)
(昭和 63 年 1 月 5 日名古屋市告示第 1 号)

5 月 2 日　　市内市街化区域全域に拡大
対象面積 300 ㎡以上
(昭和 63 年 5 月 2 日名古屋市告示第 152 号)

監視区域は地価高騰に対処するため、1988(昭和 63)年 1 月 5 日に 5 年間を期限として指定された。監視区域の指定に合わせ、同年 1 月 1 日をもって土地対策課規制係を規制第一係、規制第二係に分け、さらに、監視区域の全市拡大に合わせ、同年 7 月 1 日、規制第三係を増設した。

イ　届出対象の拡大からバブル崩壊(1990(平成 2)年～1992(平成 4)年)

1990(平成 2)年 6 月 1 日　　市内市街化区域全域
対象面積 100 ㎡以上に強化
(平成 2 年 5 月 31 日名古屋市規則* 第 69 号)

＊「名古屋市監視区域内における届出の面積の規準を定める規則」(改正を含む)

一旦は収まりかけたと思われた地価高騰は、首都圏・近畿圏に続き、再び上昇に転じ、さらなる規制強化の必要に迫られ、上記のように届出対象面積を 100 ㎡以上に強化することとした。統計上、届出件数が約 3～4 倍と見込まれ、事務処理方法、処理方法の見直しをすることとした。その具体的な内容は次のとおりであった(**図 7.4.11**、**表 7.4.8**　参照)。

ⅰ　届出件数の増大に対応して土地対策課に規制第四係を追加し、規制担当職員を 20 人から 24 人に増加させた(**表 7.4.8**　ⓐ)。

ⅱ　届出に係る土地の現地調査を外部委託した。

ⅲ　大量に処理しなければならない届出件数のうち、明らかに勧告する必要がないと考えられる案件が多数にのぼるため、基準価格を記入するだけで、勧告しない旨の通知(不勧告通知書)まで作成する「土地取引システム」を開発し、短期間での大量処理を可能にした。

ⅳ　届出に係る予定価格が基準価格に照らして、明らかに不勧告とすべき案件であるか、あるいは勧告すべきかどうか判断を要する案件であるかを選別する「土地評定委員会」を設置した。

ⅴ　「土地評定委員会」は担当する行政区域に応じて第 1 から第 4 までの部会が設置され、全体で 20 人の鑑定評価員で構成された(**表 7.4.8**　ⓑ)。

vi　鑑定評価員は国土庁の地価公示調査組織規程（昭和 56 年土地鑑定委員会当初決定）に根拠がある。同規定において定められた土地鑑定委員会のうち、愛知県における名古屋市に係る分科会（**表 7.4.8**　Ⓒ）に所属する鑑定評価員から「土地評定委員会」の委員が選任・委嘱された。

vii　「土地評定委員会」の 4 部会は、前述の愛知県分科会の担当区域に合わせて設置され、かつ、各部会の担当する区（域）と土地対策課における各規制係の担当する区（域）を一致させて規制事務を円滑に進めようとした。

viii　「土地評定委員会」は毎週 1 週間分の届出案件について審議した。各部会では、明らかに不勧告とすべき案件を選別し、勧告すべきかどうかの判断を要する案件について必要な場合は、30 社の鑑定業者（鑑定評価委員が所属する鑑定業者を含む）による第三鑑定を徴した。

ix　勧告すべきと判断される場合は、届出者に価格を引き下げるよう指導した。

x　価格を引き下げるよう指導したにもかかわらず、指導に応じなかった場合は土地利用審査会の意見を聴いたうえで、取引を中止することなどの勧告を行い、なお勧告に従わなかった場合は勧告内容等を公表した。

xi　勧告案件の有無にかかわらず、土地利用審査会を毎月招集し、勧告案件付議に備えた。

また、規制強化後の窓口の実態については次のような状況であった。

届出する市民は、始業前から規制係毎の受付に 4 列の行列が終業時まで続き、年末も年内の不勧告通知書交付を求め、届出する市民が押し寄せた。

先のⅰ～xiに掲げた土地取引システムと土地評定委員会により、大量の届出案件の処理が大幅に省力化され、届出からほぼ2週間で不勧告通知書が交付され、第三鑑定を徴する価格指導案件についてもほぼ4週間で処理できることになった。

一方で、名古屋市の業者が金融機関からの融資のため不勧告通知書を不当に入手しようとして、名古屋市発行の不勧告通知書を改ざんして不正融資を企てる事件も起きた。

金融機関の積極的な不動産向け融資を前提に、短期間の売買を繰り返すことが、地価上昇の原因の一つと考えられ、届出審査の際、1 年以内の短期転売を規制するとともに、政府が金融機関に対し、不動産融資の総量規制を強力に行ったため、地価上昇の勢いが削がれ、担保評価を厳しくした金融機関の追加担保要求や、換価処分の要求に企業の多くが破たんし、急速な地価下落へと転換した。

ウ　監視区域の継続指定（1993（平成 5）年）

1993（平成 5）年 1 月 5 日　　市内市街化区域全域に再指定
（平成 5 年 1 月 5 日名古屋市告示第 2 号）

名古屋市内の地価高騰は、1990（平成 2）年 10 月頃ピークを迎え、1991（平成 3）年 1 月 1 日の地価公示によりそのことが確認されたが、再び高騰することも懸念され、1993（平成 5）年 1 月 5 日に引き続き監視区域指定を 3 年間の期限をもって継続することとなった。

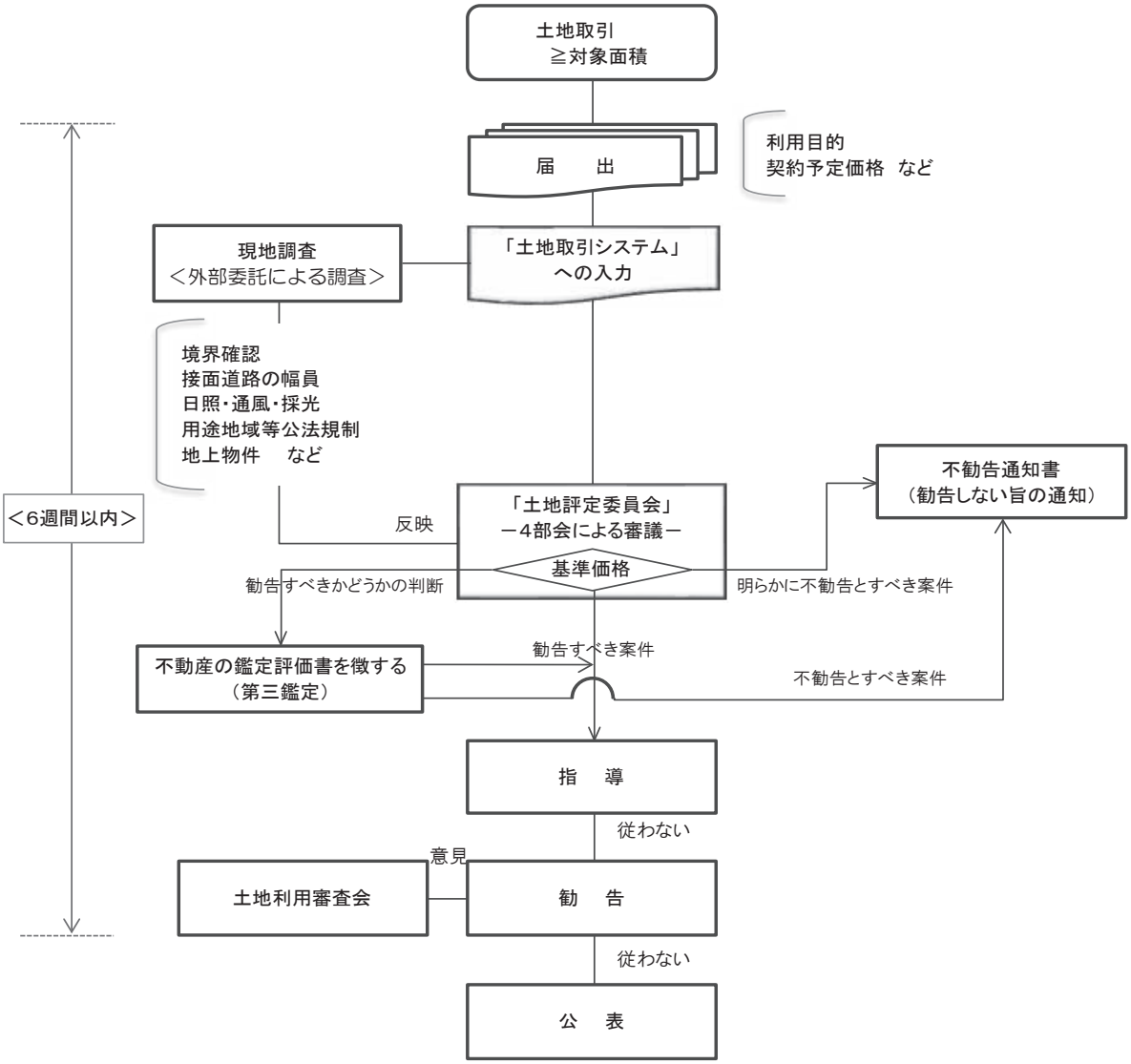

図 7.4.11　監視区域届出に係るフロー（対象面積引下げ時）

表 7.4.8　監視区域届出に係る事務組織の関係

ⓐ 土地対策課（名古屋市）	ⓑ「土地評定委員会」（名古屋市）	ⓒ 地価公示調査組織規定（国土庁）における愛知県部会（抜粋）	
規制第一係	第1部会	名古屋第1分科会	担当区域（昭和区、瑞穂区、緑区、天白区）
規制第二係	第2部会	名古屋第2分科会	担当区域（熱田区、中川区、港区、南区）
規制第三係	第3部会	名古屋第3分科会	担当区域（東区、西区、中村区、中区）
規制第四係	第4部会	名古屋第4分科会	担当区域（千種区、北区、守山区、名東区）

＊「土地標定委員会」[ⓑ]は地価公示調査組織規定により設けられた分科会に属する鑑定評価員[Ⓒ]から選任された名古屋市の組織においては、その分科会に区分された担当区域と係の担当を合せた

エ　届出対象の緩和（1994（平成 6）年）

1994（平成 6）年 2 月 1 日　　対象面積 300 ㎡以上に緩和

（平成 6 年 1 月 14 日名古屋市規則* 第 3 号）

＊「名古屋市監視区域内における届出の面積の規準を定める規則の一部を改正する規則」

監視区域指定継続後の地価公示の標準地、愛知県基準地の標準価格が上昇しなくなったことを確認し、規制を緩和することとなった。

地価は依然として下がり続け、届出件数も激減したため、1994（平成 6）年 4 月 1 日、規制第四係を廃止、土地調査係と規制 3 係の 4 係体制に縮小した。

オ　監視区域の指定解除（1995（平成 7）年）

1995（平成 7）年 1 月 1 日　　全域指定解除

（平成 6 年 12 月 14 日名古屋市告示第 414 号）

その後も地価はさらに下がり続け、中心商業地はピークの地価の 5 分の 1～10 分の 1、高級住宅地も 3 分の 1～4 分の 1 まで下落するという、歴史上かつてない暴落（バブル崩壊）を経て、地価高騰は完全に終焉し、監視区域の指定を全域解除し、1995（平成 7）年 4 月 1 日、土地取引規制主幹を廃止した。

監視区域指定前の地価は、昭和 30 年代から始まった経済成長、インフレなども手伝い、一時的に下落することはあっても、10 年ほどで再び上昇し、土地を保有していれば安心という「土地神話」が揺るがなかった。しかし、監視区域指定後は、バブル崩壊以降、顕著な地価上昇の傾向を広範に持続的に示すことはなく、「土地神話」は崩壊した。

その後、企業は財務体質を改めるため融資返済を急ぎ、設備投資を大幅に圧縮するうち、2008（平成 20）年 9 月の「リーマンショック」も重なり、長いデフレ経済が続いた。

③　注視区域

注視区域については名古屋市における指定の実績はない。

（4）　届出の実績（**表 7.4.9**、**表 7.4.10**、**図 7.4.12** および**図 7.4.13**）

名古屋市内における国土法の届出の実績について、愛知県の「土地に関する統計年報」によってみると、次のようなことがわかる。＊

監視区域が全市に指定されていた 1988（昭和 63）年 5 月から 1994（平成 6）年 12 月までの期間は、バブルの勃興から崩壊と若干のタイムラグを伴いつつほぼ並行している（**表 7.4.9**、**図 7.4.12**）。当該期間については、届出対象面積が 300 ㎡ないし 100 ㎡と厳しくなったことから、当然に届出件数、届出面積とも大きい値を示している。

届出面積を目的別にみると、監視区域指定以前は、その他の目的が比較的多いが、監視区域指定時は、住宅の比率が高くなっている（**表 7.4.10**、**図 7.4.13**）。

＊　当該統計の制約により、1974（昭和 49）～1979（昭和 54）は年度の値、1980（昭和 55）以降は暦年の値である。1974（昭和 49）年度については、対象期間が 3 か月強である。

表 7.4.9　国土利用計画法による届出の状況（区域区分別）

	届出		1件当たりの届出面積（㎡／件）	市街化区域		市街化調整区域		市街化区域 1件当たりの届出面積（㎡／件）	市街化調整区域 1件当たりの届出面積（㎡／件）
	件数	面積*		件数	面積	件数	面積		
49年度	21	137	6,510	20	122	1	15	6,075	15,206
50年度	168	1,134	6,750	167	1,121	1	14	6,713	14,000
51年度	203	1,439	7,089	200	1,363	3	76	6,815	25,333
52年度	261	695	2,663	260	695	1	1	2,673	1,000
53年度	253	708	2,798	253	708	−	−	2,798	−
54年度	218	741	3,399	193	684	25	57	3,544	2,280
55年	145	604	4,166	138	586	7	18	4,246	2,571
56年	101	506	5,010	100	501	1	5	5,010	5,000
57年	90	763	8,478	87	758	3	5	8,713	1,667
58年	154	580	3,766	153	578	1	2	3,778	2,000
59年	143	640	4,476	139	621	4	19	4,468	4,750
60年	207	771	3,725	207	771	−	−	3,725	−
61年	235	651	2,770	235	651	−	−	2,770	−
62年	203	575	2,833	203	575	−	−	2,833	−
63年	1,397	1,124	805	1,381	1,117	16	7	809	438
元年	3,398	2,070	609	3,394	2,067	4	3	609	750
2年	6,525	2,588	397	6,525	2,588	−	−	397	−
3年	8,532	3,042	357	8,532	3,042	−	−	357	−
4年	5,085	1,637	322	5,078	1,630	7	7	321	1,000
5年	5,719	1,873	328	5,719	1,873	−	−	328	−
6年	2,372	1,324	558	2,732	1,324	−	−	485	−
7年	143	300	2,098	143	300	−	−	2,098	−
8年	185	444	2,400	184	435	1	9	2,364	9,000
9年	139	311	2,237	139	311	−	−	2,237	−
10年	113	300	2,655	113	300	−	−	2,655	−
11年	148	677	4,574	148	677	0	0	4,574	−
12年	84	510	6,071	84	510	0	0	6,071	−
13年	102	487	4,778	102	487	0	0	4,778	−
14年	83	329	3,964	83	329	0	0	3,964	−
15年	119	467	3,921	119	467	0	0	3,921	−
16年	161	708	4,396	161	708	0	0	4,398	−
17年	141	932	6,611	141	932	0	0	6,611	−
18年	137	489	3,572	137	489	0	0	3,572	−
19年	112	704	6,289	112	704	0	0	6,289	−
20年	85	434	5,105	85	434	0	0	5,105	−

＊ 届出の面積の単位:1,000㎡

「土地に関する統計年報（愛知県、昭和 50 年版～平成 21 年版）」より作成

表 7.4.10　国土利用計画法による届出の状況（目的別）

（単位：1000㎡）

	住宅		商業施設		その他（※）	
	件数	面積	件数	面積	件数	面積
49年度	9	50	6	13	6	74
50年度	102	308	33	288	33	538
51年度	92	229	35	128	76	1,081
52年度	88	203	16	89	157	403
53年度	64	235	17	87	172	386
54年度	73	130	12	49	133	562
55年	57	142	18	55	70	407
56年	44	221	14	67	43	218
57年	38	144	13	36	39	583
58年	81	267	11	29	62	284
59年	57	157	3	20	83	463
60年	77	197	6	55	124	518
61年	85	166	33	67	117	418
62年	94	137	12	31	97	407
63年	815	506	250	170	332	448
元年	2,003	1,116	600	339	795	615
2年	4,178	1,489	1,458	598	889	501
3年	4,712	1,419	1,915	765	1,905	858
4年	3,178	768	778	303	1,129	566
5年	3,909	1,097	818	312	992	464
6年	1,630	774	336	238	406	312
7年	96	186	25	80	22	34
8年	132	159	19	91	34	194
9年	85	114	27	84	27	113
10年	54	107	27	113	32	80
11年	61	282	14	68	73	327
12年	35	107	13	45	36	358
13年	77	319	7	57	18	112
14年	52	180	17	78	14	71
15年	74	126	21	157	24	183
16年	72	227	20	108	69	372
17年	87	282	24	375	30	275
18年	94	230	23	144	20	116
19年	56	187	30	364	26	153
20年	45	208	15	58	25	168

※生産施設、別荘、レジャー施設、ゴルフ場、林業、農業畜産業、その他の合算
「土地に関する統計年報（愛知県、昭和 50 年版～平成 21 年版）」より作成

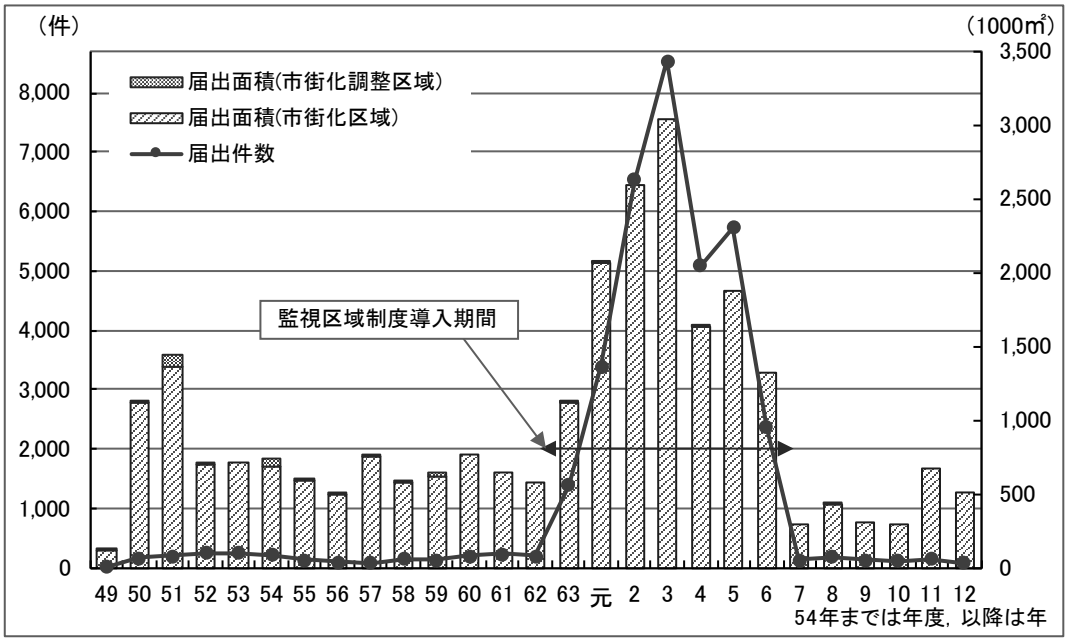

図 7.4.12　国土利用計画法による届出の状況（区域区分別）

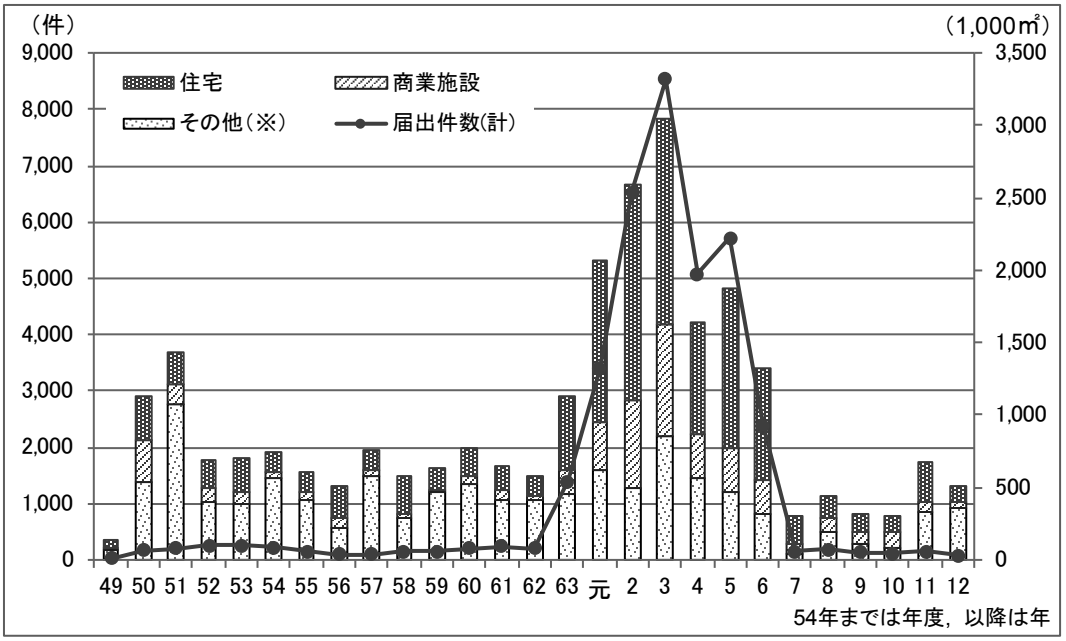

※生産施設、別荘、レジャー施設、ゴルフ場、林業、農業畜産業、その他

図 7.4.13　国土利用計画法による届出の状況（目的別）

なお、短期地価動向調査による監視区域指定後の地価の変動率および価格水準の推移について**図 7.4.14** に示す。

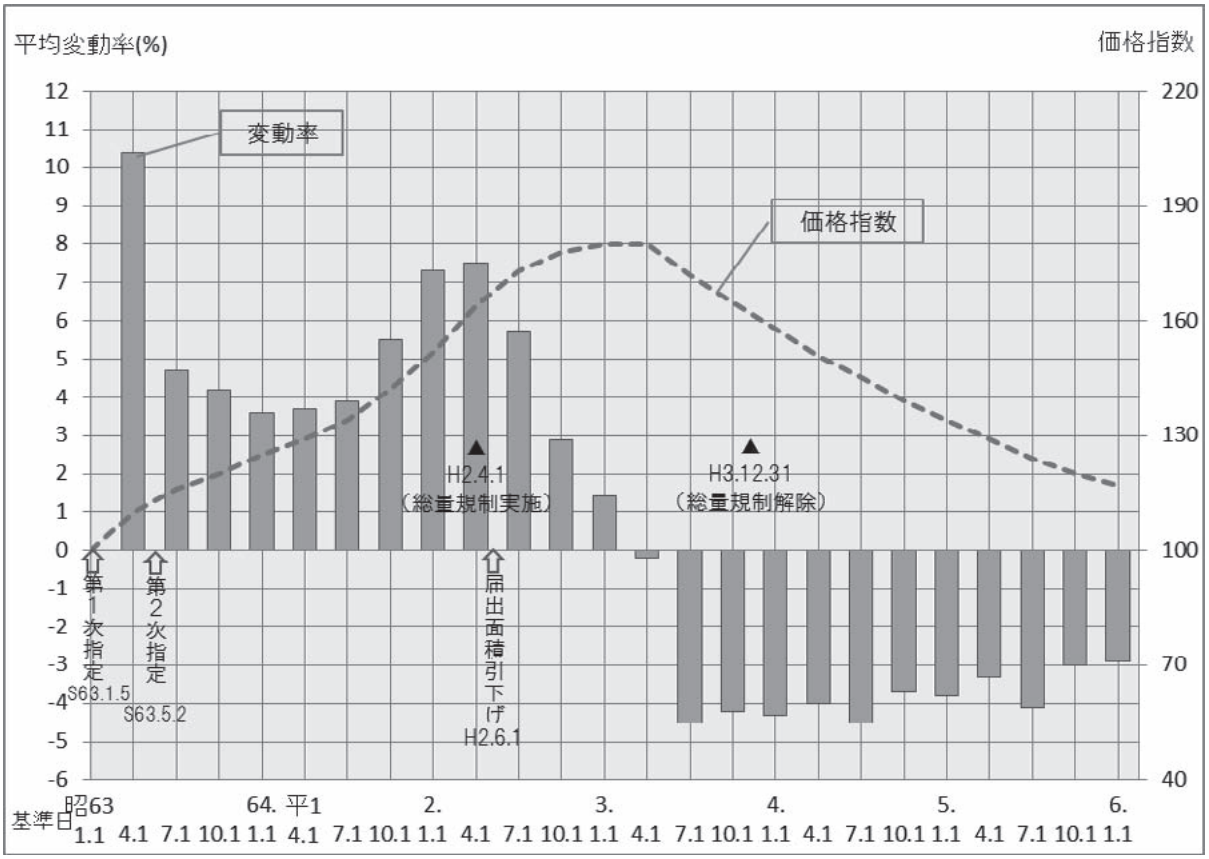

調査基準日	昭和63 1.1	4.1	7.1	10.1	64. 1.1	平1 4.1	7.1	10.1	2. 1.1	4.1	7.1	10.1	3. 1.1	4.1	7.1	10.1	4. 1.1	4.1	7.1	10.1	5. 1.1	4.1	7.1	10.1	6. 1.1
価格指数	100	110	116	120	125	129	134	142	152	164	173	178	180	180	172	165	158	151	145	139	134	129	124	120	117
変動率(%)	-%	10.4	4.7	4.2	3.6	3.7	3.9	5.5	7.3	7.5	5.7	2.9	1.4	△ 0.2	△ 4.5	△ 4.2	△ 4.3	△ 4.0	△ 4.5	△ 3.7	△ 3.8	△ 3.3	△ 4.1	△ 3.0	△ 2.9

このグラフと表は、昭和63年1月5日の監視区域の指定に伴い、短期地価動向調査（市内64地点について四半期毎に地価を継続的に調査）を行った結果を変動率と価格指数であらわしたものです。
価格指数は、昭和63年1月1日を100とすると平成3年1月から4月の180をピークとして平成6年1月1日現在117となっており、このことから地価は昭和63年7月1日と同程度の水準まで戻ったことを読み取ることができます。

（注）不動産向け融資の総量規制
地価の高騰は、金融機関の過剰な土地関連融資が一因になっているとの判断から、大蔵省は平成2年4月から、土地関連融資残高の前年同期比の伸び率を総貸出残高の伸び率以下にするという規制を実施したが、平成3年12月に解除しており、現在はトリガー方式（一定率以上の伸び率を示した場合に再発動する仕組み）となっている。

出典：「名古屋の土地動向−土地の所有・利用・価格そして監視区域制度−」（1994.3　名古屋市計画局）

図 7.4.14　監視区域指定後の地価の動向

(5)　名古屋市における遊休土地制度

遊休土地制度については本節2(5)　遊休土地制度　で記したとおりである。地価高騰状態にある国土法施行時の状況に鑑み、遊休土地認定に要する期間経過を待つことなく、直ちに遊休土地認定通知を可能とするための措置が同法制定時附則第2条に規定された。同法施行以前に取得した土地に関し、遊休土地に該当する土地について地権者に通知する規定である。

この規定による遊休土地認定通知は、名古屋市においては16件、面積合計7.1haであった。

また、国土法本則第 28 条に基づく本来の遊休土地認定通知は、名古屋市においてはあわせて 5 件、面積合計 2.2ha であった。以上の結果を**表 7.4.11** に示す。

遊休土地認定通知に対する権利者からの利用計画届出データは不詳。

名古屋市が勧告を行った実績はない。

表 7.4.11　遊休土地認定（指定）の状況

指定年月	件数		面積（ha）	指定根拠
1976（昭和51）12	個人	1	0.4	附則第2条
	法人	15	6.7	
	計	16	7.1	
1981（昭和56）3	2		0.7	本法第28条
1981（昭和56）4～	3		1.5	
小　計	5		2.2	
合　計	21		9.3	附則第2条及び本法第28条

出典：「名古屋の土地動向」（p.64）（昭和60年3月　名古屋市計画局）に基づき一部加筆して作成

第５節　土地基本法

1　土地基本法の背景と経緯 [34]

1983（昭和 58）年ころから東京一極集中想定に基づく過大な床需要予測などを背景とする地価高騰が始まり、1985（昭和 60）年 9 月のプラザ合意後の低金利政策による過剰流動性の発生により、さらに騰勢が波及していくにつれて、土地対策の推進が要請されるようになった。

政府は 1987（昭和 62）年 7 月に、臨時行政改革推進審議会（新行革審・土地臨調）に対して「土地対策について」を諮問した。一方、1988（昭和 63）年 5 月には、日本社会党をはじめとする野党 4 党が、土地の公共性を明確化することなどを内容とする「土地基本法案」を国会に提出した。同年 6 月 15 日には、臨時行政改革推進審議会（新行革審・土地臨調）が「地価等土地対策について」という答申を行った。同答申には次のような土地についての考え方が示されている。

ⅰ　土地の所有には利用の責務が伴うこと

ⅱ　土地の利用に当たっては公共の福祉が優先すること

ⅲ　土地の利用は計画的に行われなければならないこと

ⅳ　開発利益はその一部を社会に還元し、社会的公平を確保すべきこと

ⅴ　土地の利用と受益に応じて社会的な負担は公平に負うべきものであること

上記答申を受けて、おおむね当該内容を踏襲した基本認識の下に、政府は同答申と同月の 28 日に「総合土地対策要綱」を閣議決定した。

同年 10 月から 12 月にかけて、国土庁長官の私的懇談会「土地基本法に関する懇談会」が開催され、「土地基本法の考え方について」がまとめられた。

このような状況を受けて政府は、すでに提出されていた 4 野党の「土地基本法案」を参考としながら政府案をまとめ、1989（平成元）年 3 月 28 日に国会提出した。同年 7 月の参議院選挙において与野党議席数逆転が起き、土地基本法の審議においても数点の修正がなされた後、同年 12 月 22 日に法律第 84 号として公布され、即日施行された。

2　土地基本法の内容

土地基本法は、基本法という名称を有するように、個人の権利義務に関わる実定法ではなく、土地政策に関する基本理念や施策の基本方針等の抽象的な事項を規定する宣言法である。

総則において、「土地臨調答申」さらに「総合土地対策要綱」に受け継がれた 5 点の「土地対策の基本的認識」の内容をうたうとともに、国、地方公共団体、事業者、国民の責務について記述し、抽象的ながら義務を課している。

34　土地政策研究会「逐条解説　土地基本法」（ぎょうせい　1990.5　pp. 3-17）
建設省都市局区画整理課「土地基本法について」（「区画整理」 Vol. 33, No. 3　1990.3）
石田頼房「土地基本法」（「建築年報　1990」 SN. 1304　1990.9）

土地に関する基本的施策については、具体策を他法令に委ねつつ次のような事項を取り上げている。

ⅰ　土地利用計画の策定等

ⅱ　適正な土地利用の確保を図るための措置

ⅲ　土地取引の規制等に関する措置

ⅳ　開発利益の還元

ⅴ　税制上の措置

ⅵ　公的土地評価の適正化等

ⅶ　調査の実施等

ⅷ　施策の総合性の確保及び行政組織の整備等

国土利用計画法、国土調査法等に関する調査審議などのために土地政策審議会を置くこととしている。

なお、土地政策審議会は、中央省庁改革に伴い、2003（平成 15）年 1 月 6 日に国土審議会に改組された。

第６節　名古屋市における用地取得の概観および土地対策に係る組織

1　名古屋市における用地取得の概観(個別管理法に基づく取得を除く)

(1)　先行取得の分類

①　事業認可前の段階における先行取得

事業認可前の段階における先行取得には、大別して都市計画法、公拡法、国土法の三法によるものがある(**表 7.4.12**)。

ア　都市計画法

都市計画法に基づく事業予定地については、有償譲渡時の届出に際し一定期間内に都道府県知事(指定都市市長)等による先買い行使権を規定しているほか建築不許可の場合に土地の買取り申出の途を設けている。

市街地開発事業等予定区域等についても、有償譲渡時の届出に際し一定期間内に施行予定者による先買い行使権を規定しているほか事業段階に準じた土地の買取り請求の途を設けている。

同表中には事業地についての欄も設けられているが、これらは当然事業認可後を対象とする内容である。

なお、事業予定地、市街地開発事業等予定区域等、事業地に関する都市計画制限等については、第1編「第3章　都市計画制限」を参照されたい。

イ　公有地の拡大の推進に関する法律

公拡法に基づく先行取得については、本章第3節　公有地の拡大の推進に関する法律　に記したとおりである。

ウ　国土利用計画法

国土法に基づく先行取得については、本章第4節　国土利用計画法　に記したとおりである。

②　事業認可後の段階を含む先行取得

ア　(事業認可後における本来の)先行取得

事業認可後における本来の先行取得ともいうべき内容は、公共事業の円滑な推進を図るため、事業予算以外の資金(国庫債務負担行為(用地国債)、土地開発公社資金、都市開発資金、公共用地先行取得等事業債(名古屋市債)など)を利用して、工事可能なまとまりのある土地を先行して取得し、ストックしておくものである。

イ　資金代行

資金代行とは、事業主体が用地交渉を通じたタイムリーな取得を行うにあたって、当該年度の事業予算のみでは用地取得の対応ができない場合に、当該年度に用地交渉事務費等を除き用地取得費用のみを事業主体以外の代行機関による先行取得資金をもって決済するかたちで対応するものである。

表 7.4.12　先行取得の類型(2000(平成 12)年度末現在)

先行取得等の種別				現行規模要件	届出相手	買取り相手	税の特別控除	
							控除額(万円)	租特法条項
都市計画法	有償譲渡の届出	事業予定地		—	都道府県知事(指定都市市長)	—	—	—
		市街地開発事業等予定区域等		—	施行予定者			
		事業地		—	施行者			
	買取り申出	事業予定地		—	都道府県知事(指定都市市長)又は都市計画事業を施行しようとする者 都道府県、市町村のいずれかで都道府県知事(指定都市市長)に申し出た者	都道府県知事(指定都市市長)又は都市計画事業を施行しようとする者 都道府県、市町村のいずれかで都道府県知事(指定都市市長)に申し出た者	5,000	§33の4, §33,Ⅰ,③の4
	買取り請求	市街地開発事業等予定区域等		—	施行予定者	施行予定者		§33の4, §33,Ⅰ,③の4
		事業地		—	施行者	施行者		§33の4, §33,Ⅰ,①
公有地の拡大の推進に関する法律	有償譲渡の届出	都市計画施設の区域内		200㎡	都道府県知事(指定市市長)	買取り希望を行った次の団体のうち都道府県知事(指定市市長)が買取り協議対象団体と定めた団体 ①地方公共団体 ②土地開発公社 ③その他 (地方住宅供給公社、地方道路公社等)	1,500	§34の2,Ⅰ,Ⅱ④
		道路・公園・河川等の区域内		200㎡				
		市街化区域内		5,000㎡				
		市街化区域以外の都市計画区域(※1)		10,000㎡				
	買取り申出	都市計画区域内(※2)		100㎡				
国土利用計画法	買取り請求	規制区域内		—	都道府県知事	都道府県知事	1,500	§34の3,Ⅰ,Ⅱ⑱
	遊休土地の買取り協議	規制区域内	市街化区域内	1000㎡	遊休土地に係る計画の届出は都道府県知事(指定都市市長)	買取を希望する地方公共団体、土地開発公社等		
			市街化区域以外の都市計画区域	3,000㎡				
			都市計画区域外	5,000㎡				
		監視区域内	市街化区域内	都道府県(指定都市)が規則で定める面積(※3)				
			市街化区域以外の都市計画区域					
			都市計画区域外					
		上記以外	市街化区域内	2,000㎡				
			市街化区域以外の都市計画区域	5,000㎡				
			都市計画区域外	10,000㎡				

(※1) 公拡法一部改正(2006(平成18)年5月31日公布、翌年11月30日施行)により、市街化調整区域については届出不要になっている
(※2) ただし、名古屋市の場合、防災再開発促進地区の区域内にあっては、50㎡
(※3) ただし、その面積が規制区域内の欄に示す面積未満である場合は、規制区域欄の面積

(2) 名古屋市における用地取得

名古屋市における先行取得を含む用地取得の事務手続きの流れを**図 7.4.15** に示す。

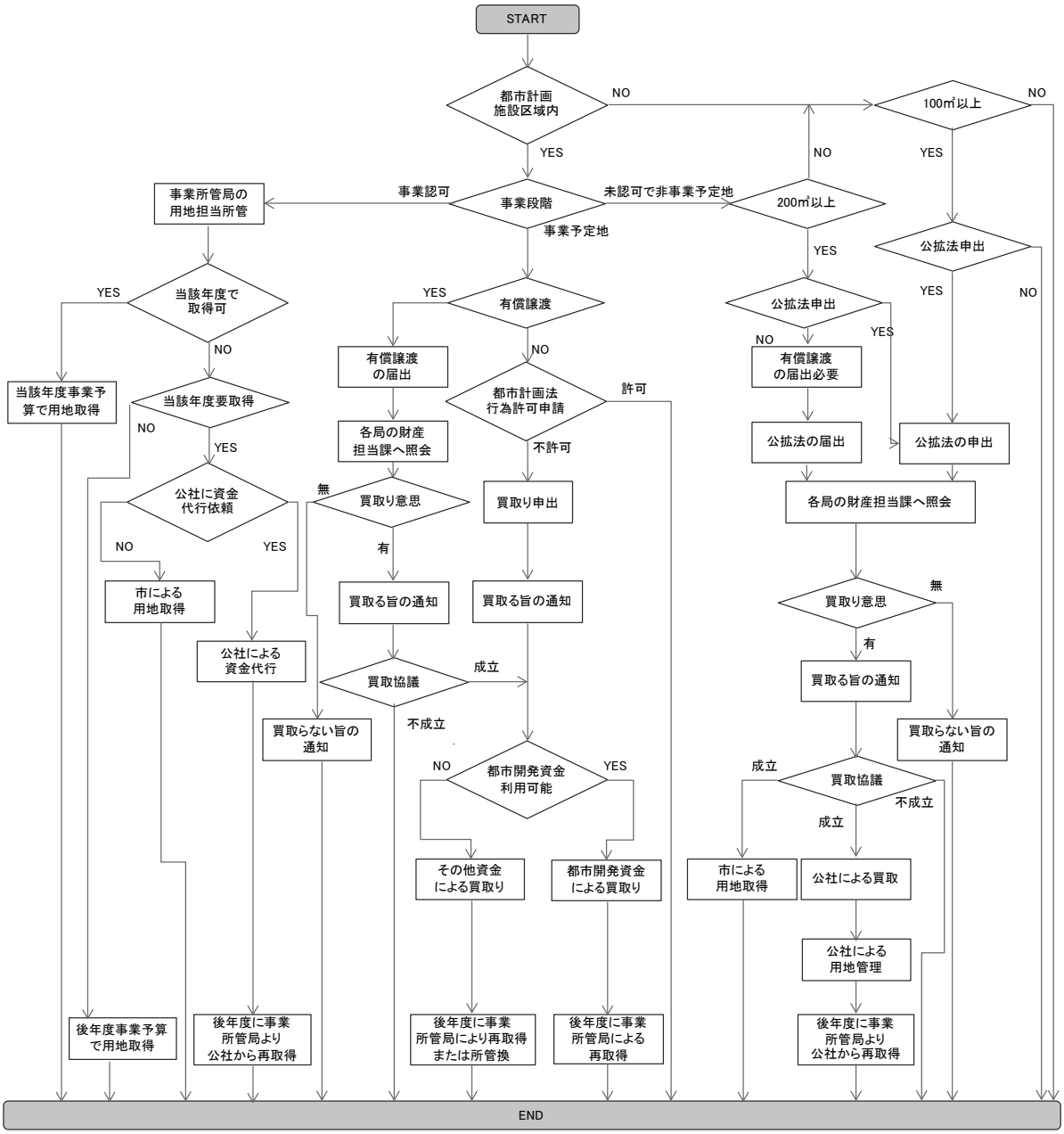

注 1　基本的に 2000(平成 12)年度末現在での名古屋市における道路・公園等の公共用地取得の主な流れを示している。
注 2　2003(平成 15)年度 4 月 1 日以降については、防災再開発促進地区の区域内で 50 ㎡以上の土地の場合も買取り申出ができるようになった。
図中、公拡法は公有地の拡大の推進に関する法律をいう

図 7.4.15　名古屋市における用地取得の流れ

2　名古屋市における土地対策に係る組織の変遷

(1)　公有地課の設置

公拡法に基づく先買いに関する事務が 1972(昭和 47)年 12 月 1 日に施行されることを控え、その 1 か月前の同年 11 月 1 日、名古屋市は、公拡法の事務を担当する組織として公有地課を設置し、土地調査係、公有地係の 2 係を置いた。

(2)　土地対策課の設置

国土法が公布されて約 2 か月後の時点において、同法の施行を約 4 か月後に控えた 1974(昭和 49)年 8 月 22 日、名古屋市は、国土法の事務を担当する組織として、土地対策課を設置した。公有地課を改組し、従前の土地調査係と利用計画係(公有地係を改称)に、受付係、規制係の 2 係を追加して 4 係体制とし、土地取引の届出事務に備えた。

(3)　土地対策課の変遷

①　昭和 50 年代の組織縮小

第 1 次オイルショックと日本列島改造ブームの嵐が去り、1974(昭和 49)年には実質 GDP がマイナスとなり、翌年には地価公示の平均変動率もマイナスとなるといった経済動向を受け、1976(昭和 51)年 5 月 15 日、土地対策課の受付係を廃止し 3 係体制とした。

さらに 1980(昭和 55)年 4 月 21 日、土地利用係を廃止し、2 係体制に縮小した。

②　監視区域制度消長に伴う組織の拡大縮小

バブルの生成消滅に伴う監視区域の消長については、本章第4節3(3)② 監視区域 に記述したところである。再掲となる内容も含め以下に紹介する。

監視区域指定に合わせ、1988(昭和 63)年 1 月 1 日をもって土地対策課規制係を規制第一係、規制第二係に分けた。さらに、1988(昭和 63)年度には土地取引規制主幹を設置し、監視区域の全市拡大に合わせ、同年 7 月 1 日、規制第三係を増設した。

バブルが最高潮に達しようという 1990(平成 2)年度には、届け出対象面積を 100 ㎡以上に強化することを見越して規制第四係を追加し、規制関係の係は 4 係体制となった。

その後、バブル崩壊に伴い地価は下がり続け、届出件数も激減したため、1994(平成 6)年 4 月 1 日、規制第四係を廃止、土地調査係と規制関係の 3 係とあわせ 4 係体制に縮小した。

③　組織の終焉

土地対策課は以上にみたように地価高騰とともに組織を拡大し、地価下落に伴い組織を縮小し、バブル崩壊とともに次のように解体されることとなった。

監視区域指定解除後の土地対策課は 1999(平成 11)年度末を持って廃止された。全市的な局再編成を経て、2000(平成 12)年 4 月 1 日、計画局は、建築局と統合され、住宅都市局となり、土地対策課の事務は、住宅都市局開発調整部開発調整課土地調査係に引き継がれた。

翌 2001(平成 13)年 4 月 1 日、土地調査係は廃止され、代わって土地調査担当主査が配置された。2010(平成 22)年 4 月 1 日、土地調査担当主査はまちづくり企画課(開発調整部開発調整課を改組)に配置され、2013(平成 25)年 4 月 1 日に担当主査も廃止され、国土法の事務はまちづくり企画課開発調整係の担当となっている。

監視区域の指定面積(届出対象面積)・届出件数と組織の変遷を参考に示す(**図 7.4.16**)。

なお、1988(昭和 63)年(監視区域指定時)から 1995(平成 7)年(監視区域指定解除)までの間の勧告件数は 12 件であった。

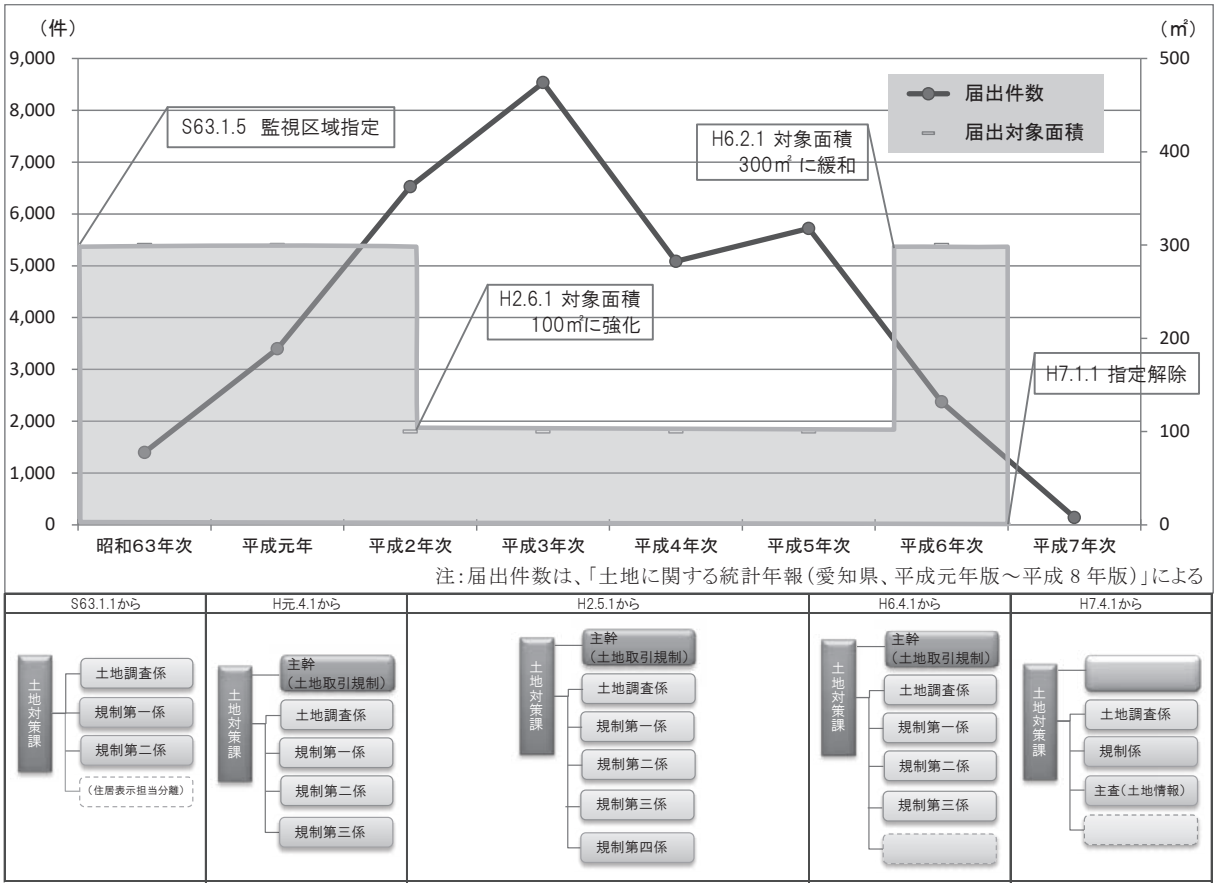

図 7.4.16　監視区域の指定面積(届出対象面積)・届出件数と組織の変遷

第5章　町名・町界の整理と住居表示

第１節　町名・町界と住居表示関連法制の経緯

町名とは何かと問えば、地理学、歴史学、法学、民俗学等々の学問分野あるいは学際分野から多様な回答があり得るだろう。しかしこれを地方自治法に求めるならば第 260 条に規定する「市町村の区域内の町若しくは字の区域」の名称に帰着する。本章が対象とする町名も地方自治法の規定に則した内容である。

ただし、地方自治法には市町村の廃置分合・境界変更や「あらたに生じた土地の確認」の規定がある。市町村の境界変更においては市町村の廃止は生じないが、廃置分合においては市町村の廃止が生じる。特に合併（合体や編入）の場合は、その結果として旧市町村が新市町村の一部となり、旧市町村名が新市町村の区域内の町もしくは字（大字と称することが多い。以下「町もしくは字」を略して「町」といい、町の名称を「町名」という）となる。また、公有水面埋立などに伴って土地が新たに生じた場合は、確認の手続きを経たうえで既存の町への編入ないし新規の町名の設定がなされる。

町名は長い歴史の積み重ねの中に存在している。地方自治法以前の地方制度においても市町村の廃置分合等の規定があり、名古屋市にあっても、かつて固有の村落（藩政村）や町であったものが町名に組み込まれた歴史があった。それらの町名の中には現在も存在しているものがある。

一方で町名の改廃変更は、多くの場合、土地の区画形質変更を伴う土地区画整理事業等の収束を機になされてきた。さらに「住居表示に関する法律」（昭和 37 年法律第 119 号、以下「住居表示法」という）が 1962（昭和 37）年 5 月 10 日に施行され、土地区画整理事業等の換地処分時以外であっても大規模な町名変更が行われるようになった。名古屋市では、復興土地区画整理事業を始め土地区画整理事業を計画局が所管してきたことから、住居表示に関する事務も計画局で行われてきた。

こうした経緯を踏まえて、本事項を本都市計画史で扱い、本節でははじめに町名の由来と関係の深い地方制度の変遷と市町村の廃置分合（市町村合併）の経緯について、次いで町名・町界に関する法制を概観する中で住居表示法を主に紹介する。

1　地方制度の変遷と市町村合併の経緯 [1]

(1)　地方制度の変遷 [2]

①　廃藩置県と大区小区制 [3]

明治維新に伴い政府は旧制を一新して廃藩置県を 1871（明治 4）年 7 月 14 日に実施した。廃藩置県当初時点において、現在の名古屋市は一部を除いて名古屋県に帰属し、名古屋県が犬山県・今尾県を同年 11 月 22 日に合併するとともに額田県を分離した時点で、現在の名古屋市はすべて名古屋県に帰属することとなった。名古屋県は 1872（明治 5）年 4 月 2 日に愛知県と改称され、愛知県は隣接の額田県を同年 11 月 27 日に合併してほぼ現在の愛知県となった。

---

[1] 岩崎公弥「名古屋市の誕生」（「なごやの町名」 名古屋市計画局　1992.3　pp. 51-56）

[2] 大田和紀「「地方自治制度の沿革」（「実務　地方自治講座　1 総則」 ぎょうせい　1990.5　pp. 18-65 ）

[3] 新修名古屋市史編集委員会「新修名古屋市史　第 5 巻　明治編」（名古屋市　2000.3　pp. 3-18 ）

政府は廃藩置県に先立ち、「戸籍法」（明治 4 年太政官布告第 170 号）[4] を 1871（明治 4）年 4 月 4 日に発した。その趣旨は「全人民を居住地に従って掌握することによって、これからの政策展開の基礎としよう」としたものであった。戸籍編製のため在来の「四五丁モシクハ七八村」を 1 戸籍区と定め、その区ごとに戸長・副戸長をおくこととされた。この時点で市街を形成していた名古屋は戸籍区の第 1 区から第 8 区に区分され、熱田が第 9 区とされた。しかし、この戸長・副戸長とこれまでの名主等に重複ないし抵触があるとして、政府は太政官布告第 117 号を 1872（明治 5）年 4 月 9 日に発して庄屋・名主・年寄等を廃止し、戸長・副戸長と改称した。[5]

愛知県は 1872（明治 5）年 9 月に愛知県区画章程を布達し、管内を 6 大区 90 小区に区分した。[6] 名古屋および熱田はあわせて一大区とされ、小区については戸籍区を踏襲し、一大区が 9 区に区分された。他県にあっても同様に大区小区を設置し、政府は同年 10 月 10 日に大蔵省布達第 146 号により大区小区制を追認した。[7] このように「『大区小区制』は複数の法令を通じて結果的に形成された制度」といえよう。[8] なお、愛知県は額田県との合併後の同年 11 月 27 日に県全体を 15 大区 154 小区とした。

その後愛知県は 1876（明治 9）年 8 月 21 日に布達第 181 号をもって大区小区制を廃止し、あらためて区を設置した。[9] この区はこれまでの大区をおおむね踏襲したものであった。これにより「旧来の県－大区－小区－町村という系統に代わって、県－区－町村」になった。

② 郡区町村編制法 [10]

政府は 1878（明治 11）年 7 月 22 日にいわゆる三新法を公布した。三新法とは「郡区町村編制法」（明治 11 年太政官布告第 17 号）、「府県会規則」（同第 18 号）、「地方税規則」（同第 19 号）である。三新法は「農民騒擾と自由民権運動に対する対抗策として制定」された。[11] 郡区町村編制法は大区小区制を廃し、農村部には郡、都市部には区を設置し、府県－郡・区－町村とした。これは「町村を改めて行政末端単位として掌握しなおして、中央集権的な支配を強化することを意図した」ものであった。愛知県においては 1878（明治 11）年 12 月 20 日に郡区町村制が施行され、16 郡 1 区が設定された。ただし、愛知県は 1876（明治 9）年に大区小区制を廃止しており、郡区町村編制法を先取りしていたといえよう。

これまで同一区内であった名古屋と熱田は、郡区町村制の下では名古屋区と愛知郡に分かれることとなった。なお、「1880（明治 13）年には愛知郡と西春日井郡との郡界の更正が行われ、森下町・新出来町・古出来町等が名古屋区に編入」された。

4 「戸籍法」（明治 4 年太政官布告第 170 号）
5 明治 5 年太政官布告第 117 号
6 「愛知縣區畫章程」（明治 5 年 9 月愛知県布達無号）
7 丑木幸男「近代地方行政制度をめぐる確執」（「別府大学紀要」 2009.2　p. 14）
8 松沢裕作「町村合併から生まれた日本近代」（講談社 2013.11　p. 57）
9 明治 9 年 8 月 21 日愛知県布達第 181 号
10 前掲 3　新修名古屋市史編集委員会「新修名古屋市史　第 5 巻　明治編」（名古屋市　2000.3　pp. 111-116）
11 井戸庄三「明治地方自治制の成立過程と町村合併」（「人文地理」 Vol. 21，No.5　1969　pp. 36-37）

③ 市制町村制等 [12]

「市制町村制」(明治 21 年法律第 1 号)は大日本帝国憲法発布を翌年に控えた 1888(明治 21)年 4 月 17 日に公布された。市制と町村制は同一の公布文になるが、それぞれ別個の法律である。市制町村制は郡区町村編制法に代えて地方自治を進めようとしたもので、市町村に独立の法人格を認め、公共事務・委任事務を処理するものとし、条例・規則の制定権を付与した。市制町村制の趣旨は自治および分権の原則を実施することであったが、実質は政府の煩雑な事務を基礎的自治体である市町村に肩代わりさせ、「政府が国家目的の遂行に専心できる体制を整える」ことなどにあった。

郡区町村編制法に基づく名古屋区は、1889(明治 22)年 10 月 1 日に市制を施行し名古屋市となった。また、町村制の施行に先立って各町村の行政事務遂行能力を担保するため政府により合併が促進され、全国の町村数はおよそ五分の一に激減した。その具体的な内容については以下の(2) 市町村合併で触れる。

市制町村制施行後、「府県制」(明治 23 年法律第 35 号)、「郡制」(同第 36 号)が 1890(明治 23)年 5 月 17 日に公布され、1891(明治 24)年 4 月 1 日に愛知県下に郡制施行、1892(明治 25)年 10 月 1 日に愛知県に府県制が施行されて明治期の地方自治制度が整った。

その後の主要改正としては、1899(明治 32)年の府県制および郡制の全面改正(明治 32 年法律第 64 号、同第 65 号)、1911(明治 44)年の市制および町村制の全面改正(明治 44 年法律第 68 号、同第 69 号)、1921(大正 10)年の郡制の廃止(大正 10 年法律第 63 号)などがある。なお、1900(明治 33)年の市制一部改正(明治 33 年法律第 46 号)により、三大都市(東京・京都・大阪)に加えて人口 20 万以上の市についても区の設置が認められた。これをうけて名古屋市は 1908(明治 41)年 4 月 1 日に東、西、中、南の 4 区制を実施した。その後、1937(昭和 12)年 10 月 1 日に千種、東、西、中村、中、昭和、熱田、中川、港、南の 10 区制とし、1944(昭和 19)年 2 月 11 日に北、栄、瑞穂を増区して 13 区とし、1945(昭和 20)年 11 月 3 日に栄区を減区して 12 区とした。[13]

明治後期から大都市権限の拡充をめざす特別市制運動が活発化した。大都市は中小規模の市とは異なり、府県と同等の行政能力を有するとの自負および国と府県からの二重監督を緩和したいとの意図から発したものであろう。運動の結果、市制の特例として「六大都市行政監督ニ関スル法律」(大正 11 年法律第 1 号)が 1922(大正 11)年 3 月 22 日に公布施行された。同法により東京・京都・大阪・横浜・神戸・名古屋の六大都市については勅令の定めに従って府県知事の許可・認可を不要とした。同法は「東京都制」(昭和 18 年法律第 89 号)施行により「五大都市行政監督ニ関スル法律」となった。[14]

12 前掲 3 新修名古屋市史編集委員会「新修名古屋市史 第 5 巻 明治編」(名古屋市 2000.3 pp. 363-366, pp. 553-555)

13 名古屋市「区域の移りかわり」(「区政概要 平成 26 年版」 名古屋市 2014 pp. 4-6)
http://www.city.nagoya.jp/shiminkeizai/cmsfiles/contents/0000011/11733/Chapter2601.pdf(2015/06/19 閲覧)

14 大杉 覚「日本の大都市制度」((財)自治体国際化協会(CLAIR) pp. 2-5)
http://www3.grips.ac.jp/~coslog/activity/01/04/file/Bunyabetsu-20_jp.pdf(2015/06/19 閲覧)

④ 地方自治法

戦後占領下において地方自治制度の改革が求められ、日本国憲法制定に先立ち、府県制、市制、町村制が 1946（昭和 21）年 9 月 27 日に改正され（昭和 21 年法律第 27～29 号）、府県制は道府県制となった。さらに日本国憲法が同年 11 月 3 日に公布されたことをうけ、「地方自治法」（昭和 22 年法律第 67 号）が 1947（昭和 22）年 4 月 17 日に公布され、日本国憲法施行と同日の同年 5 月 3 日に施行された。地方自治法は従前の道府県制、市制、町村制等を統合した地方自治の基本法であり、日本国憲法の規定に従って「地方自治の本旨」に基づき定められた。

地方自治法は施行後頻繁に改正されたが、その経緯についてはここでは省略し、大都市制度について触れる。地方自治法の制定時点においては特別市が規定されていた。特別市は府県の区域外とし、法律で指定することとされたが、五大市を含む府県から強い反発を招き、特別市指定の法律制定に至らなかった。結局特別市に代わって政令指定都市制度が創設されることとなり、地方自治法は 1956（昭和 31）年 6 月 12 日に改正公布され（昭和 31 年法律第 147 号）、同年 9 月 1 日に施行された。政令指定都市制度においては、次のような特例が認められている。[15]

ⅰ　都道府県事務の全部または一部について政令で定めるものの管理・執行権限を指定都市に移管
（1956（昭和 31）年の改正当初、児童福祉に関する事務はじめ 16 事務であったが、2014（平成 26）年時点においては 19 事務となっている）

ⅱ　都道府県による指定都市への関与の緩和
（法令に基づき都道府県知事の許可・認可・承認等を要する事項について、政令により適用外または主務大臣によるものとする）

ⅲ　行政区の設置

ⅳ　税財政上の特例
（地方税法上の特例や地方交付税に関する特例、起債の扱いなどの特例が認められている）

なお、区の設置根拠は地方自治法施行から上記 1956（昭和 31）年の改正施行までの期間については、地方自治法第 155 条であった。同条は政令で指定する市に区の設置を認めており、同条に基づく政令（昭和 22 年政令第 17 号）により旧五大市が指定された。政令指定都市制度が創設された 1956（昭和 31）年 9 月 1 日以降は、第 155 条から区設置にかかる内容が削除され、代わって政令指定都市制度を規定する第 252 条の 20 の中に区設置の根拠が変更され、この改正に基づいて区が設置されることとなった。名古屋市においても地方自治法施行以来これらの規定に従って従前の区を継続し、1963（昭和 38）年 2 月 15 日に守山市編入に伴って守山区、同年 4 月 1 日に鳴海町編入に伴って緑区を増区した。さらに 1975（昭和 50）年 2 月 1 日に千種区、昭和区の区域変更により名東区、天白区を設置して 16 区制となった。

15 前掲 14 大杉 覚「日本の大都市制度」（（財）自治体国際化協会（CLAIR） pp. 17-21） URL は省略

(2) 市町村合併

全国にわたる大規模な市町村合併はこれまでに 3 度行われており、明治の大合併、昭和の大合併、平成の大合併と総称されている。それぞれの大合併の前後にも相当規模の合併が全国レベル、愛知県レベル、名古屋市レベルで行われた。以下に全国における市町村合併の経緯、次いで名古屋市における編入の経緯を紹介する。

① 全国における市町村合併の経緯

ア 廃藩置県以降市制町村制施行までの期間

明治政府は税制の基礎として地租の導入を図り、1873(明治 6)年に発した太政官布告第 272 号を根拠として地租改正を実施した。町村合併は地租改正に伴い、主に「飛地や錯雑を整理するため」1876(明治 9)年前後に行われた。そのほか「明治 6 年大蔵省達第 186 号」(明治 6 年 12 月 25 日)に基づき、「反別・戸口ともに寡少で独立の見込みがない」ことも合併の理由であった。この結果、1874(明治 7)年に 78,280 町村であったものが、1877(明治 10)年には 72,130 町村となった。[16]

その後の町村合併は、郡区町村編制法施行に伴って 1878(明治 11)年ころに行われ、さらに 1884(明治 17)年に戸長役場区域拡大(連合戸長役場制度)創設時に行われた。

イ 明治の大合併

市制町村制が 1888(明治 21)年 4 月 17 日に公布され、内務大臣はその施行にあたって町村合併推進を指示する訓令を発した(明治 21 年 6 月 17 日内務大臣訓令第 352 号)。この訓令においては零細規模町村では独立して自治を遂行する財政力が伴わないことを考慮して、おおむね 300 戸から 500 戸を標準規模とすることなどを定めた。[17] この訓令に基づき町村合併が推進された結果、町村数は 1888(明治 21)年に 71,314 であったものが 15,859 と約 5 分の 1 に減少した。

ウ 明治の大合併から昭和の大合併まで

明治の大合併から昭和の大合併に至る期間に行われた合併には次のような類型があった。[18]

ⅰ 組合町村の解消に伴う合併

ⅱ 都市化の進展に伴う合併

ⅲ 戦時体制強化のための合併

名古屋市における合併の詳細は次の② 名古屋市における市町村編入の経緯 で触れるが、この類型の中では基本的に都市化の進展に伴う合併であろう。なお、愛知県にあっては明治の大合併が不十分であったとして、1905(明治 38)年 10 月に愛知県知事訓令「町村合併要領」を発し、翌年に大規模な市町村合併を実施した。[19]

エ 昭和の大合併

地方自治法施行(1947(昭和 22)年 5 月 3 日)の後、市町村事務が拡大され効率的な事務処理のために規模の合理化が必要とされた。地方行政調査委員会議は市町村の規模合理化等について第 1 次勧

16 前掲 11 井戸庄三「明治地方自治制の成立過程と町村合併」(「人文地理」 Vol. 21, No.5 1969 p. 35)
17 明治 21 年 6 月 13 日内務大臣訓令第 352 号
18 横道清孝「日本における市町村合併の推進」((財)自治体国際化協会 pp. 2-3)
19 愛知県総務部地方課「市町村沿革史 ー愛知の百年ー」(愛知県市長会・愛知県町村会 1968.1 pp. 40-43)

告（1950（昭和 25）年 12 月 22 日）、第 2 次勧告（1951（昭和 26）年 9 月 22 日）を行った。これらに基づき「町村合併促進法」（昭和 28 年法律第 258 号）が 1953（昭和 28）年 9 月 1 日に公布され、3 か年の時限立法として翌月から施行された。町村合併促進法は町村の規模の標準を人口 8 千人以上とし、起債の特例などの措置を規定した。

さらに「新市町村建設促進法」（昭和 31 年法律第 164 号）が、町村合併促進法の失効以前の 1956（昭和 31）年 6 月 30 日に公布され、即日施行された。町村合併促進法によって合併した新市町村の育成と期限内に未合併の市町村に対する財政支援等を通じて合併を一層促進しようとした。

両法の施行により市町村合併が推進され、市町村数は町村合併促進法施行時（1953（昭和 28）年 10 月）の 9,868 から新市町村建設促進法の合併促進規定が失効した時（1961（昭和 36）年 6 月）の 3,472 へと大きく減少した。町村数を約 3 分の 1 に減少させるという「町村合併促進基本計画」（昭和 28 年 10 月 30 日閣議決定）の目標はおおむね達成された。

オ　昭和の大合併から平成の大合併まで

昭和の大合併から平成の大合併に至る期間においては、「市町村の合併の特例に関する法律」（昭和 40 年法律第 6 号、以下「市町村合併特例法」という）が、1965（昭和 40）年 3 月 29 日に 10 年間の時限立法として公布施行され、以降改正により延長された。市町村合併特例法は「合併をしたい市町村が出てきたときに、円滑にその合併ができるように合併の障害を取り除くための特例措置」を設けた。この期間の合併は「戦後の高度経済成長に伴って都市化が進展する中で、成長する都市が周辺町村を合併」する形態が主であった。[20]　市町村合併特例法は「地方分権一括法」（平成 11 年法律第 87 号）によって改正され（施行は 2000（平成 12）年 4 月 1 日）、平成の大合併に継続していった。

カ　平成の大合併

平成の大合併の背景としては、地方分権の推進、少子高齢化の進展、広域的な行政需要の増大、厳しい財政状況による行政改革推進があった。[21]　市町村合併特例法は 1995（平成 7）年 3 月 29 日に改正公布され（平成 7 年法律第 50 号）、原則同年 4 月 1 日から施行された。本改正により特例措置が拡充され、合併推進を明確にした。さらに地方分権一括法改正に伴う 1999（平成 11）年の市町村合併特例法改正が契機となり、合併特例債などをインセンティブとした市町村合併が推進された。このように平成の大合併は主として 1999（平成 11）年から 2005（平成 17）年にかけて行われた。平成の大合併について、国は行政改革大綱（2000（平成 12）年 12 月 1 日閣議決定）において、「合併後の自治体数を 1000 を目標とする」とした。[22]

市町村合併特例法は 1 年間の経過措置を除き 2004（平成 16）年度末に失効し、代わって「市町村の合併の特例等に関する法律」（平成 16 年法律第 59 号、以下「新合併特例法」という）が、2004（平成 16）年 5 月 26 日に公布され、5 年間の時限立法として 2005（平成 17）年 4 月 1 日から施行された。

20　前掲 18　横道清孝「日本における市町村合併の推進」（（財）自治体国際化協会　2007.11　p. 4, 8）
21　「『平成の合併』について」（総務省　2010.3　pp. 2-3）
http://www.gappei-archive.soumu.go.jp/heiseinogappei.pdf（2015/06/19 閲覧）
22　「行政改革大綱」（平成 12 年 12 月 1 日閣議決定）
http://www.gyoukaku.go.jp/about/taiko.html（2015/06/19 閲覧）

平成の大合併の結果、市町村数は 1998（平成 10）年度末の 3,232 から 2009（平成 21）年度末には 1,730 へ減少した。

キ　総括

市町村合併の推移について全体を通してみると、一部に分離分割はあったが、総じて合併が続き市町村数は減少傾向が持続した。市制町村制施行時に 15,859 であった市町村数は、平成の大合併が収束したとされる 2010（平成 22）年 3 月時点で 1,730 と 1 割強となった。これを市と町村に分けてみると、市の数は 39 から 786 へほぼ 20 倍となっており、町村は 15,820 から 944 へ 6%弱に減少した（**表 7.5.1**）。

表 7.5.1 全国における市町村合併の経緯

年月	市	町村			計	備　考	
		町	村	計			
1874　M 7				78,280	78,280		
1875　M 8				75,942	75,942		
1876　M 9				73,287	73,287		
1877　M10				72,130	72,130		
1878　M11				71,711	71,711		
1888　M21				71,314	71,314		明治の大合併
1889　M22	39			15,820	15,859	市制町村制施行	
1898　M31	48	1,173	13,068	14,241	14,289		
1908　M41	61	1,167	11,220	12,387	12,448		
1922　T11	91	1,242	10,982	12,224	12,315		
1930　S 5	109	1,528	10,292	11,820	11,929		
1940　S15	178	1,706	9,614	11,320	11,498		
1945　S20　10	205	1,797	8,518	10,315	10,520		
1953　S28　10	286	1,966	7,616	9,582	9,868	町村合併促進法施行	昭和の大合併
1955　S30　10	490	1,854	2,468	4,322	4,812		
1956　S31　4	495	1,870	2,303	4,173	4,668	新市町村建設促進法施行	
1961　S36　6	556	1,935	981	2,916	3,472	新市町村建設促進法失効	
1965　S40　4	560	2,005	827	2,832	3,392	市町村合併特例法施行	
1975　S50　4	643	1,974	640	2,614	3,257		
1985　S60　4	651	2,001	601	2,602	3,253		
1995　H 7　4	663	1,994	577	2,571	3,234	市町村合併特例法改正	
1999　H11　4	671	1,990	568	2,558	3,229	地方分権一括法施行	平成の大合併
2005　H17　4	739	1,317	339	1,656	2,395	新市町村合併特例法施行	
2006　H18　3	777	848	198	1,044	1,821	市町村合併特例法失効	
2010　H22　3	786	757	187	944	1,730	新市町村合併特例法失効	

市制町村制施行以前は井戸庄三引用になる「大森鍾一関係文書」によった
市制町村制以降は「全国市町村要覧」（第一法規）、および総務省「『平成の合併』について」（平成22年3月）によった
1961（昭和36）年6月の新市町村建設促進法失効は一部失効である

② 名古屋市における市町村編入の経緯 [23]

名古屋市は 1889（明治 22）年の市制施行以来、1896（明治 29）年の御器所村大字前津小林の編入を皮切りに 1964（昭和 39）年の有松町および大高町の編入に至るまで計 17 回にわたって 41 市町村を編入

23 岩崎公弥「市域の拡大」（「なごやの町名」 名古屋市計画局　1992.3　pp. 57-79）

してきた。この 41 という数値は、ある町村の一部を編入し、後年その残区域を編入する場合など複数回にわたる編入回数をその都度算入した数値である。重複を排除した場合の編入市町村数は 32 となる。その経緯を**表 7.5.2**、**図 7.5.1** に示す。なお、市域面積の増加は市町村編入によるもののほか地先公有水面埋立地編入によるものがある。

名古屋市における市町村編入のうち大規模なものとしては次の 3 時点があった。

ⅰ　1921（大正 10）年 8 月 22 日の 16 町村、111.30 ㎢

ⅱ　1955（昭和 30）年 4 月 5 日と同年 10 月 1 日にわたった 6 町村、85.80 ㎢

ⅲ　1963（昭和 38）年から翌年にかけて 4 市町、71.70 ㎢

全国的な大合併時期と比較すると、ⅰとⅲが大合併の時期から外れている。

明治の大合併はそもそも市制町村制施行にあたって、零細な村では自立した行政が成り立たないことを懸念して統合を促進したのであるから、合併対象は零細な村であって市制を施行するような規模の名古屋は対象ではなかった。

ⅰは「都市計画法の制定が一つの契機となっていた」とされ、編入前市域面積の 3 倍近い面積の隣接町村を編入することにより、市域面積を一気に 4 倍近くに拡大したもので、編入時点で市域面積は全国一、人口でも第 3 位となった。[24]

表 7.5.2　名古屋市における市町村編入の経緯

No.	名古屋市 編入年月日	編入市町村名	編入市町村数		面積(㎢)	
			編入時	累積数	編入	市域
0	1889(M22)10. 1	名古屋区274町に市制施行	—	—	—	13.34
1	1896(M29) 3.23	御器所村大字前津小林	1	1	0.80	14.14
2	1898(M31) 8.22	那古野村、古沢村大字東古渡	2	3	2.15	16.28
3	1907(M40) 6. 1	熱田町	1	4	1.25	17.54
4	1907(M40) 7.16	小碓村大字熱田新田東組、千年、熱田前新田、稲永新田	1	5	0.93	32.86
5	1909(M42)10. 1	千種町の一部、御器所村の一部	2	7	1.27	34.12
6	1921(T10) 2.20	笠寺村大字笠寺	1	8	0.91	38.26
7	1921(T10) 8.22	千種町、東山村、御器所村、呼続町、常盤村、小碓村、荒子村、八幡村、愛知町、中村、笠寺村、枇杷島町、金城村、清水町、杉村、六郷村	16	24	111.30	149.56
8	1928(S 3) 3.15	天白村大字八事	1	25	0.01	150.36
9	1930(S 5) 6.15	庄内町大字堀越	1	26	0.01	150.74
10	1931(S 6) 7.15	下之一色町の一部	1	27	0.00	151.04
11	1932(S 7)12. 1	萩野村大字辻村	1	28	0.01	151.04
12	1937(S12) 3. 1	下之一色町、庄内町、萩野村	3	31	8.84	160.10
13	1955(S30) 4. 5	猪高村、天白村	2	33	43.71	208.06
14	1955(S30)10. 1	楠村、山田村、冨田町、南陽町	4	37	42.09	250.15
15	1963(S38) 2.15	守山市	1	38	34.01	286.02
16	1963(S38) 4. 1	鳴海町	1	39	26.30	312.32
17	1964(S39)12. 1	有松町、大高町	2	41	11.39	324.05

編入面積および市域面積には編入市町村以外に公有水面埋立地編入面積を含む
編入市町村の累積数には複数回にわたる同一市町村の重複を含む

24 名古屋市計画局・(財)名古屋都市センター「名古屋都市計画史」((財)名古屋都市センター　1999.3　pp. 10-13)
新修名古屋市史編集委員会「新修名古屋市史　第 6 巻　大正～昭和前期編」(名古屋市　2000.3　pp. 240-243)

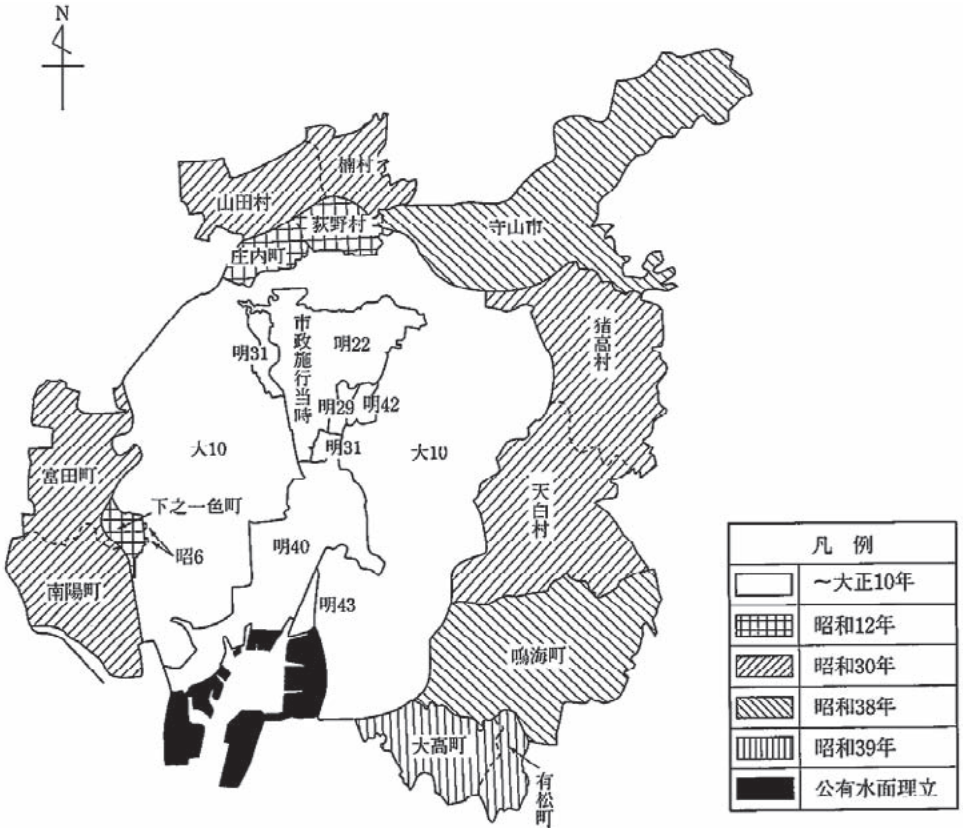

出典:「市域の変遷(明治 22 年～昭和 39 年)」(「名古屋都市計画史」 p. 307 (財)名古屋都市センター 1999.3)

図 7.5.1 名古屋市における市町村編入の経緯

ii については昭和の大合併の一環として行われたものであり、iii についてはもともと ii と同時期の合併をめざしていたが、条件が整わなかったため昭和の大合併の時期以降の実現となった。ii および iii については「名古屋都市計画史」等に記述があるほか、第1編「第2章 都市計画区域」 第1節 名古屋市域と市域合理化方針の変遷および同第2節 旧都市計画法における名古屋都市計画区域の変遷 にも一部記述がある。[25]

名古屋市に編入された市町村は、編入に至るまでにそれぞれ合併(一部に分割)の歴史を経てきている。そうした経緯について個々の町村名は省略し、町村数がどのように変遷してきたかを**表 7.5.3** に示した。

表側に編入直前の市町村名称を所属する郡ごとに掲げ、表頭に当該市町村の合併(一部に分割)の主な経緯を掲げた。これによると後に名古屋市に編入された市町村は、明治初年に 215 であったものが、地租改正に伴う 1876(明治 9)年の合併時に 166 となり、郡区町村編制法施行時の 1878(明治 11)年時点では大きな変化はなく、市制町村制施行に伴う明治の大合併で 65 となり、さらに愛知県指導による 1906(明治 39)年の合併によって 32 となった。

25 前掲 24 名古屋市計画局・(財)名古屋都市センター「名古屋都市計画史」((財)名古屋都市センター 1999.3 pp. 304-307)

表 7.5.3 名古屋市編入市町村の編入以前の合併（一部に分割）の経緯

No.	郡	合併直前の名称	明治初年	1876(M9) 地租改正	1878(M11) 郡区町村 編制法	1889(M22) 市制町村制	1906(M39) 県町村合併 要領	名古屋市 編入年月日	備　考
1	知多	有松町	2	2	2	2	1	S39.12. 1⑰	
2		大高町	2	1	1	1	1		
3	愛知	鳴海町	3	1	1	1	1	S38. 4. 1⑯	
4		猪高村	7	6	6	2	1	S30. 4. 5⑬	
5		天白村	4	4	4	3	1		
6		内大字八事						S 3. 3.15⑧	天白村大字八事をM39に編入
7		下之一色町　一部	1	1	1	1	1	S 6. 7.15⑩	
8		残						S12. 3. 1⑫	
9		荒子村	11	11	11	3	1		
10		常盤村	12	9	9	3	1		同名異村あり
11		中村	8	6	6	3	1		
12		愛知町	6	6	6	1	1	T10.8.22⑦	明治初年日置村の区域はその一部
13		八幡村	6	4	4	1	1		
14		呼続町	16	2	2	1	1		瑞穂村、弥富村大字中根をM39に編入
15		笠寺村	19	4	4	3	1		
16		内大字笠寺						T10. 2.20⑥	
17		小碓村　一部	15	9	9	3	1	M40. 7.16④	大字熱田新田東組、千年、熱田前新田、稲永新田
18		残						T10. 8.22⑦	
19		熱田町	2	16(M7時点)	18	1	1	M40. 6. 1③	M11の18町には旧古沢村の一部を含む
20		古沢村	1	1	1	1	—	M31. 8.22②	一部区域はM31に熱田町に編入
21		那古野村	3	3	3	1	—		明治初年は3村の各一部区域
22		千種村(町)　一部	19	1	1	1	1	M42.10. 1⑤	M11に一部区域を名古屋区へ分離、M22に一部区域を鍋屋上野村へ分離
23		残						T10. 8.22⑦	
—		田代村		1	1	1	—	東山村に別掲	鍋屋上野村とM39に合併(東山村)
		広路村		1	1	1	—	御器所村に別掲	M39に御器所村に統合
		弥富村		1	1	1	—	呼続町、天白村に別掲	両村ともM39に呼続町に編入、ただし弥富村大字八事は天白村に編入
		瑞穂村		1	1	1	—		
		常盤村		1	1	—	—	御器所村に別掲	M22に前津小林村を編入して御器所村
		鍋屋上野村	1	1	1	1	—	東山村に別掲	田代村とM39に合併(東山村)
24		東山村	—	—	—	—	1	T10. 8.22⑦	田代村と鍋屋上野村がM39に合併
25		御器所村	1	1	1	1	1		広路村をM39に編入
26		内大字前津小林						M29. 3.23①	
27		内旧常盤村の一部						M42.10. 1⑤	
28	春日井(西)	六郷村	6	6	6	1	1		
29		清水町	—	—	1	1	1		M11に杉村より分離
30		杉村	1	1	1	1	1	T10. 8.22⑦	M11に清水町を分離、M22に上名古屋村の一部編入
31		金城村	6	6	6	1	1		明治初年押切村、名古屋村は一部区域
32		枇杷島町	1	1	2	1	1		
33		庄内町	4	4	4	1	1	S12. 3. 1⑫	
34		内大字堀越						S 5. 6.15⑨	
35		萩野村　一部	6	6	6	2	2	S 7.12. 1⑪	
36		残						S12. 3. 1⑫	
37		楠村	6	4	4	2	1		
38		山田村	5	5	5	5	1	S30.10. 1⑭	
39	海東	富田町	17	15	15	4	1		
40		南陽町	9	9	9	3	1		
41	＊	守山市	15	15	14	5	2	S38. 2.15⑮	守山町が志段味村をS29に編入
計			215	166	169	65	32		

「市町村沿革史」、「新修名古屋市史第5巻」、「瑞穂村の成立」を基に作表

表中の千種村から常盤村に至る6村は、「市町村沿革史」の記述とは異なり、M9に在来19村を併せたうえで6村に再編分立したため6村個々の明治初年における村数は不詳である。6村中の一部の村がその後に合併した場合についても同様である

郡名中の「春日井(西)」および「＊」は、かつて春日井郡に所属し、郡の分割によってそれぞれ西春日井郡、東春日井郡に所属することとなった

郡名中の「海東」は、かつて海東郡に所属し、郡の統合によって海部郡に所属することとなった

名古屋市編入年月日のM、T、Sはそれぞれ明治、大正、昭和の略、年月日の後の囲み数字は編入時点の順を示す

2　町名に関する法制 [26]

地方自治法は市町村区域内の区画について、「市町村の区域内の町若しくは字の区域」と表現しており、「字」には「大字」も含まれる。「町」は市街地に「字」は農村等非市街地に設定されてきた。「町」や「字」の名称は歴史的に古くさかのぼることができるものもあれば、近年になって新しく命名されたものもある。「字」は条里制、条坊制、荘園制、太閤検地など歴史上の土地に関する大きな事象に伴って生成変化してきた。明治になって地租改正に伴い町村合併とともに従来の字を再編し、新たに地番を全面的に付番した。[27] さらに市制町村制施行に伴う明治の大合併によって合併された旧村の名称は新村では大字として存続した。[28]

町名の新設・変更については、地方自治法施行以前には主に内務省訓令の形式で発せられ、地方自治法施行以降は同法自体に規定された。ただし、本節冒頭に記述したように市町村の廃置分合に伴って廃止市町村名が新市町村中の町名となるため、市町村の廃置分合の法制も関係する。以下に地方自治法施行以前と以降に分けてその内容を紹介する。

(1)　地方自治法施行以前

①　廃置分合等

大区小区制の下では主に地租改正に伴って多数の町村合併が行われ、分合改称の手続きについては、周辺境界図と反別戸口および新旧名称を大蔵省に申し出ることとしていた。[29]

郡区町村編制法が 1878(明治 11)年に公布され、第 2 条に「郡町村ノ名称ハ総テ旧ニ依ル」とし、第 8 条に郡区町村の区域名称変更を可とする規定をおいたうえで、第 9 条に手続きを規定した。それによれば町村区域名称の変更については、府知事県令が内務卿の認可を得ることとしていた。[30]

市制町村制は 1888(明治 21)年に公布され、市制、町村制ともに第 3 条に「従来ノ区域ヲ存シテ之ヲ変更セズ」とし、例外的に町村制第 4 条に変更手続きを規定して、市の場合も町村の規定を準用するとした。その手続きは次のとおりである。すなわち、廃置分合については、関係市町村会および郡参事会の意見を聞き府県参事会が議決したうえで内務大臣の許可を受けることとしていた。境界変更については、関係市町村会および地主の意見を聞き郡参事会が議決し、複数の郡にわたる町村の場合や市の境界変更については府県参事会が議決することとしていた。[31]

市制は 1911(明治 44)年に全面改正され、市の廃置分合については、関係市町村会の意見を聞き府県参事会が議決したうえで内務大臣の許可を受けて府県知事が定めることとした。市の境界変更および所属未定地の編入については、関係市町村会の意見を聞き府県参事会が議決し、内務大臣の許可を受けて府県知事が定めることとした。

---

26 田村　秀「自治体の区域・名称変更と住居表示」(「都市問題」 Vol. 97, No. 4 2006.4)
27 小栗忠七「地番と番地についての研究」(「都市問題」 Vol. 49, No. 8 1958.8)
　斎藤忠光「大字町丁目区域の成り立ちに関する考察」(「地図」 Vol. 37 1999)
28 前掲 17 明治 21 年 6 月 13 日内務大臣訓令第 352 号
29 明治 6 年 6 月 17 日大蔵省布達第 99 号
30 「郡区町村編制法」(明治 11 年太政官布告第 17 号)
31 「市制町村制」(明治 21 年法律第 1 号)

町村制も同時に全面改正され、町村の廃置分合、境界変更および所属未定地の編入については、市の廃置分合に準ずることとした。[32]

② 町名の変更等

町名に関する規定としては太政官達が 1881(明治 14)年に発せられた。その趣旨は、各地の字は古くから伝わる固有の名称であり、みだりに改称変更しないこと、やむをえない場合は内務省へ伺いをたてることという内容であった。[33]

内務省は市町村内の大字名や町名等に関する訓令を 1911(明治 44)年 3 月 15 日に発した。これは耕地整理法の全面改正施行(1909(明治 42)年)の後、市制および町村制の全面改正公布の前という時点であった。[34] この訓令において、町名等は容易に改称変更すべきものではないとし、やむを得ず変更する場合についての手続きを以下のように定めた。

ⅰ 市町村内の大字または市内の町名の改称・区域変更は、市町村が議決のうえ府県知事の許可を受ける。

ⅱ 市町村内の小字(市内の町名を除く)の改称・区域変更は、関係ある地主の意見を聞き、市町村会の議決を経たうえで府県知事の許可を受ける。水面埋立地等新たな土地に名称を附する場合も同様とする。

ⅲ 耕地整理法施行のため市町村内の大字、字の改称・区域変更は、関係ある市町村会の意見を聞き府県知事が決定して結果を市町村に通知する。

なお、「六大都市行政監督ニ関スル法律」が 1922(大正 11)年に施行され、内務省は 1925(大正 14)年に訓令を発し、名古屋市を含む六大都市は、市内の町名改称・区域変更について、府県知事の許可を要することなく報告で足りるとした。[35]

(2) 地方自治法施行以降

① 廃置分合等

地方自治法は、地方公共団体の名称および区域についてそれぞれ従来の名称および区域によると定めて連続性を担保したうえで廃置分合および境界変更を規定した。市町村の廃置分合および境界変更については、第 7 条に規定があり、地方自治法改正に伴って手続きは変遷してきた。

1947(昭和 22)年 4 月の地方自治法制定時には、市の廃置分合等については関係市町村の議決を経て内務大臣が定め、町村の廃置分合等については関係市町村の議決を経て都道府県知事が内務大臣の許可を得て定めることとなっていた。

同年 12 月の地方自治法改正(昭和 22 年法律第 169 号)では国の関与を緩和し、市町村の廃置分合等は関係市町村が議会の議決を経たうえで都道府県知事に申請し、当該申請に基づいて都道府県知事が議会の議決を経て定めたうえで内閣総理大臣に届け、内閣総理大臣は告示することとされた。

32 「市制改正法」(明治 44 年法律第 68 号)、「町村制改正法」(明治 44 年法律第 69 号)
33 明治 14 年 9 月 22 日太政官達第 83 号
34 明治 44 年 3 月 15 日内務省訓令第 2 号
35 大正 14 年 2 月 9 日内務省訓令第 3 号

さらに 1952(昭和 27)年の地方自治法改正(昭和 27 年法律第 306 号)では、市の廃置分合について内閣総理大臣に対する事前協議手続きを追加するとともに、内閣総理大臣の告示によって発効する確認規程を追加した。

なお、自治庁が自治省、総務省と再編されたことにより内閣総理大臣は自治大臣、総務大臣へ代わっている。

② あらたに生じた土地の確認

公有水面の埋め立て等によりあらたに生じた土地の扱いについては、1961(昭和 36)年の地方自治法改正(昭和 36 年法律第 235 号)によってそれまでの所属地未定処分に代わって追加された(第 9 条の 5)。

市町村の区域内にあらたに土地を生じたときは、市町村長が議会の議決を経て確認し、都道府県知事に届け出たうえで、知事が告示することを規定している。1961(昭和 36)年改正時には、自治大臣に対する報告義務が都道府県知事に課されていたが、1969(昭和 44)年の地方自治法改正(昭和 44 年法律第 2 号)によって削除された。

③ 町名の変更等

地方自治法は町名の変更等に関してこれまでの行政命令に代わって「市町村区域内の町又は字の区域」という表題の下に第 260 条において法定した。ただし、「市町村の廃置分合及び境界変更に際し、旧町村の字の区域及び名称を変更しない限り、すなわちそのまま新市町村の字の区域及び名称とする場合には、地方自治法第 260 条の手続きを要しない」とされている。[36]

1947(昭和 22)年 4 月の地方自治法制定時には、町の新設、廃止、区域・名称の変更は、市町村長が議会の議決を経て都道府県知事の許可を得て定めることとし、都道府県知事に対して告示と内務大臣への報告義務を課していた。

同年 12 月の地方自治法改正では、都道府県知事の許可に代えて都道府県知事への届出とした。また、都道府県知事の内務大臣への報告を自治庁設置に伴い内閣総理大臣への報告とし、1960(昭和 35)年の自治省発足に伴い報告対象を自治大臣へ変更した。

1964(昭和 39)年の地方自治法改正(昭和 39 年法律第 169 号)では、町名の変更等について都道府県知事の告示によって発効する確認規程を追加した。これは「従来町名の変更等の効力の発生時期について、法律上規定がなかったので都道府県知事の告示により効力を生ずることを明定した」ものである。[37]

1969(昭和 44)年の地方自治法改正(昭和 44 年法律第 2 号)では、都道府県知事の自治大臣への報告義務を削除した。

都道府県知事の告示権限は、愛知県事務処理特例条例改正(平成 15 年条例第 76 号)により 2004(平成 16)年度から名古屋市に委譲された。さらに 2011(平成 23)年の「第 2 次一括法」(平成 23 年法律第

36 行政実例 昭和 30 年 3 月 30 日自丁振発第 30 号

37 「地方自治法第 260 条の改正及び地方自治法施行令第 179 条の改正について」(昭和 39 年 8 月 5 日 自治振第 157 号 自治事務次官通達)(重見博一「地方自治法施行令第 179 条の改正について」(「区画整理」 Vol. 7, No. 12 1964.12)

105号）により市町村長の都道府県知事に対する届出義務を削除したため告示権限は市町村長に移っている。

なお、地方自治法施行令第 179 条には、町名の変更等について通常の手続きとは異なる特別の定めが規定されている。特別の定めとは、土地区画整理事業、土地改良事業等換地処分を伴う事業にあっては、原則として換地処分の公告の翌日から効力を生ずるものとする、という規定である。この条項は換地処分を伴う事業法の制定、住居表示に関する法律の施行による改正を重ねている。

3　町名関連の諸法等

町名に関わる法律は多数存在するが、ここでは主要な法律として戸籍に関する法律、地租と固定資産税に関する法律および不動産登記に関する法律をとりあげ、住居表示に関する法律については項をあらためてとりあげる。

（1）　戸籍法

戸籍は「人の出生から死亡に至るまでの親族関係を登録公証するもので、日本国民について編製され、日本国籍をも公証する唯一の制度」である。[38]

最初の戸籍法は1871（明治4）年4月4日に太政官布告として発せられ、「族籍別の戸籍に代わって、居住地に従った属地主義で編製」しようとしたもので、住所を住宅に付した番号（屋鋪番号、戸番）で表した。この戸籍法に基づき、翌年いわゆる壬申戸籍が作成された。[39]

戸籍法は1898（明治31）年6月21日に全面改正され（明治31年法律第12号）、同年7月16日から施行された。この改正により戸籍を戸番に替えて地番順に編製することとした。1871（明治 4）年戸籍法の主目的が戸口調査であったことに対し、1898（明治31）年戸籍法は「身分の公証および登録制度と捉えた」点が大きく異なるとされる。[40]

戸籍法は1914（大正3）年6月17日に再度全面改正され（大正3年法律第26号）、翌年1月1日から施行された。本改正により身分登記簿が廃止された。

戸籍法は戦後改革の一環として1947（昭和22）年12月24日に全面改正され（昭和22年法律第224号）、翌年 1 月 1 日から施行された。家制度が廃止され、戸主に代えて筆頭者とされた。その後、戸籍法自体の改正は1970（昭和45）年、2002（平成14）年、2007（平成19）年に行われた。

（2）　地租および固定資産税に関する法律

地租改正は明治政府が財政基盤確立のために実施した土地・税制改革である。地租改正に先立って1872（明治 5）年には地券の発行が開始された。地券は土地一筆ごとに「納税義務者の表示、土地所有権の証明及び土地売買の法的手段という三つの機能」をもつものであった。[41] この地券は1872（明治5）年の干支にちなんで壬申地券と呼ばれ、「地券発行地租収納規則」（明治5年大蔵省）に根拠をおく市街

38 「戸籍」（法務省のウェブサイト　http://www.moj.go.jp/MINJI/koseki.html（2015/06/19 閲覧））
39 前掲 3　新修名古屋市史編集委員会「新修名古屋市史　第5巻　明治編」（名古屋市　2000.3　p. 7）
40 奥山恭子「明治31年民法・戸籍法施行と沖縄の戸籍事情」（「横浜国際社会科学研究」 2009.8　p. 2）
41 御園生進「不動産登記法解説」（大学書房　1973.5　p. 3）

地地券と「地所売買譲渡ニ付地券渡方規則」（明治 5 年大蔵省達第 25 号）に根拠をおく郡村地券に分けて発行された。壬申地券発行の意図は土地所有権の確認とともに、「来るべき地租改正の前提として全国の地価総額を点検すること」にあった。[42]

地租改正の根拠は太政官布告第 272 号、地租改正条例、地租改正施行規則、地方官心得書からなる一連の法体系であり、1873（明治 6）年 7 月 28 日に公布された。地租改正は「政府が土地所有者に新たに地券を発行することで、その所有権を保障し、同時に地価を決定してその三パーセントを地租（租税）として徴収」するものである。[43] これによりそれまで地域ごとに収穫高に応じて生産者が物納していた貢租を全国一律に所有者が金納する制度に変更した。地租改正に伴って発行された地券は、それまでの壬申地券と区別するために改正地券と呼ばれた。政府は地租改正により新たに地番を付し、土地 1 筆ごとに所有者と地価を把握することとなった。

なお、地租制度は「地租条例」（明治 17 年太政官布告第 7 号）および「地租法」（昭和 6 年法律第 28 号）による 2 度の全面改正を経た後、1940（昭和 15）年の地租法改正（昭和 15 年法律第 34 号）で全額地方還付されることとなった。戦後になって 1947（昭和 22）年に地租法は廃止されたが（昭和 22 年法律第 29 号）、地方税法（昭和 23 年法律第 110 号）によって地租は道府県税とされた。さらにシャウプ勧告に基づく「地方税法」（昭和 25 年法律第 226 号）によって地租という名称はなくなり、市町村税である固定資産税の一部となった。

（3） 不動産登記法 [44]

不動産登記制度は「不動産（土地及び建物）自体の物理的状況」と「不動産に関する権利」を明確にするという機能があり、町名と深く関わりがある。不動産登記を規定する最初の法律は「登記法」（明治 19 年法律第 1 号）であるが、それより以前には地券制度と公証制度があった。地券制度は（2） 地租および固定資産税に関する法律 に記したとおりであり、公証制度は「地所質入書入規則」（明治 6 年太政官布告第 18 号）に基づくものであるが、詳細は省略する。

地券発行に伴って地券台帳が作成されたが、地券は 1889（明治 22）年に廃止され（明治 22 年法律第 13 号）、かわって「土地台帳規則」（明治 22 年勅令第 39 号）に基づいて土地台帳が作成された。戦後になって「土地台帳法」（昭和 22 年法律第 30 号）および「家屋台帳法」（昭和 22 年法律第 31 号）が、ともに 1947（昭和 22）年 4 月 1 日から施行され、土地台帳および家屋台帳はこれらの法律に基づいて作成されることとなった。

一方、「民法」（明治 29 年法律第 29 号）が 1898（明治 31）年 7 月 16 日に施行されたことから登記法は民法に則した内容が求められ、新たに「不動産登記法」（明治 32 年法律第 24 号）が 1899（明治 32）年 2 月 24 日に公布され、同年 6 月 16 日に施行された。不動産登記法は 1913（大正 2）年、1950（昭和 25）

42 前掲 3 新修名古屋市史編集委員会「新修名古屋市史 第 5 巻 明治編」（名古屋市 2000.3 pp. 29-34）
43 佐々木寛司「地租改正」（中央公論社 1989.11 p. ⅱ）
44 前掲 41 御園生進「不動産登記法解説」（大学書房 1973.5 pp. 4-13）

年、1960（昭和 35）年などの時点に主要改正が行われた。このうち 1960（昭和 35）年の改正においては土地台帳法および家屋台帳法が廃止され、登記簿に両台帳の内容が吸収されることとなった。

なお、不動産登記法は 2004（平成 16）年 6 月 11 日に法律第 123 号によって全面改正された。

4 住居表示に関する法律 [45]

(1) 背景と制定に至る経緯

1871（明治 4）年の戸籍法は住所を建物に付された番号（戸番）で表示していたが、1898（明治 31）年の戸籍法改正により戸籍の表示が戸番から土地に付された番号（地番）へ変更された。これに伴って住所を表示する手法として建物が存在している土地に係る町名とその土地の地番をもってするようになった。[46] その結果、「本来住所表示のために設けられたものでない地番を住所表示に用いている」ことや町名の複雑さなどのためさまざまな弊害が生じることとなった。[47]

住所の表示に地番を利用することによる混乱としては次のような事情が挙げられる。

ⅰ 分筆、合筆等による枝番号、欠番号、飛び番号の存在

ⅱ 一筆の面積が大きい場合に多数の家屋が同一地番で表示

ⅲ 国有地内に団地が設置された場合に無番地に多数の家屋が存在する例 など

また、町名・町界自体についても次のような混乱がみられた。

ⅰ 同一町名、類似町名、難読町名の存在

ⅱ 公称町名と通称町名の併用

ⅲ 複雑な町界、飛地の存在

このように住所の表示に地番を利用することや町名・町界、地番の混乱による弊害としては次のような例があった。

ⅰ 郵便、電報、荷物等の集配業務の支障

ⅱ 緊急車両の到着遅延

ⅲ 住民の日常生活、行政事務遂行上、産業活動上の支障 など

こうした状況を改善しようとして、番地整理促進協議会は、町名地番整理に関して「昭和三十五年度の国家予算編成期には、国会・政府・政党などの各方面に対し陳情書を提出」した。番地整理促進協議会は（財）東京市政調査会、（財）都市計画協会をはじめとする官公民合同で組織された団体である。[48] また参議院地方行政委員会は 1959（昭和 34）年 12 月 15 日に「政府は、この際すみやかに審議機関を設けて根本方針を確立する等所要の措置を講じ、急速に整理改善すべきである」という決議を行った。[49] これをうけて政府は内閣総理大臣の諮問機関として町名地番制度審議会を 1960（昭和 35）年 4 月に設置し、内閣総理大臣は同年 5 月 17 日に町名地番整備に関して諮問した。町名地番制度審議会はこの諮問をう

45 金井 襄「住居表示制度の現状と課題」（「地方自治」 SN. 430 1983.9）
46 大塚惟謙「住居表示制度の施行について」（「区画整理」 Vol. 6, No. 3 1963.3）
47 「町名地番制度の改善に関する答申」（町名地番制度審議会答申 1961（昭和 36）年 11 月 27 日）
48 東京市政調査会「東京市政調査会四十年史」（三友社 1962 pp. 271-272）
49 「参議院地方行政委員会決議」（昭和 34 年 12 月 15 日）

けて 1961（昭和 36）年 11 月 27 日に「町名地番制度の改善に関する答申」を行った。この答申では住居表示制度確立の必要性と住居表示制度についての基本的考え方を明らかにし、住居表示制度の内容、施行に関連して配慮すべき事項、整備促進を図るための特別措置を示した。このなかで住居表示制度の内容として「住所番号（法制段階では住居番号）による表示方式」を掲げ、街画方式（法制段階では街区方式）と道路方式を併記したうえで、街画方式が適当であるとした。[50]

この答申に基づき住居表示法が 1962（昭和 37）年 5 月 10 日に公布施行された。この法律の下に住居表示審議会が設置され、自治大臣から同年 6 月 6 日に諮問を受け、1963（昭和 38）年 7 月 8 日に「住居表示実施基準に関する答申（街区方式）」を行った。[51] さらに自治省はこの答申に基づいて同年 7 月 30 日に「街区方式による住居表示の実施基準」（昭和 38 年自治省告示第 117 号）を定めた。[52] なお、道路方式については別途、住居表示審議会から答申され、その内容が自治省から、1964（昭和 39）年 4 月 14 日に各都道府県知事に通知された。この通知において「全般的には、街区方式による住居表示の実施を推進されるよう管下関係市町村のご指導をお願いする」との表現があり、街区方式を基本とする方針が明らかにされている。[53]

（2）　制定時の主な内容

住居表示法は住居表示の原則として街区方式と道路方式の 2 方式を掲げ、いずれかの方式によるとした。街区方式は一定の町の区域を街区に分割して街区符号を付し、さらにその街区内の一定間隔ごとに建物等に住居番号を付す方式である。道路方式はすべての道路に名称を付したうえで、道路の両側に沿って一定の基準に従い一定間隔に番号を付し、当該番号を住居番号とする方式である。住居表示法には両方式のいずれかが優先する表現はみられず、単に街区方式、道路方式の順に併記しているに過ぎないが、（1）　背景と制定に至る経緯　にみたように「町名地番制度の改善に関する答申」（1961（昭和 36）年）や「道路方式による住居表示に関する答申について」（1964（昭和 39）年自治省通知）においては街区方式が基本とされた。こうしたことから全国的にも街区方式が大勢となっており、名古屋市も街区方式を採用している。道路方式については山形県東根市や北海道浦河町にみられる。

住居表示に関する事務の主体は市町村とされ、議会の議決を経て住居表示の対象となる区域および街区方式と道路方式のいずれの方式によるかを定めたうえで、街区符号（道路方式の場合は道路の名称）および住居番号をつけなければならない。さらにこれらの内容を告示するとともに関係者に通知し、あわせて都道府県知事に報告することとされた。

なお、住居表示法第 5 条において、街区方式の場合にあっては町または字の区域を合理的なものにすることと町名が読みやすく簡明なものでなければならないとされた。住居表示が実施されるにつれ、本条の適用によって歴史的な町名が消滅することに対する反発も生じることとなった。

50 前掲 47 「町名地番制度の改善に関する答申」（町名地番制度審議会答申　1961（昭和 36）年 11 月 27 日）
　大塚惟謙「町名地番制度の改善　―その答申と審議重点事項について―」（「ジュリスト」 No. 247　1962.4.1）
51 砂子田隆「住居表示実施基準に関する答申」（「時の法令」 No.474　1963.9.23）
52 「街区方式による住居表示の実施基準」（昭和 38 年 7 月 30 日自治省告示第 117 号）
53 「道路方式による住居表示に関する答申について」（昭和 39 年 4 月 14 日自治振第 71 号自治省行政局長通知）

(3) 改正の経緯と主な内容

① 第1次改正(1967(昭和 42)年)[54]

住居表示法の第 1 次改正は 1967(昭和 42)年 8 月 10 日に公布施行された(昭和 42 年法律第 133 号)。

この改正にあたって衆議院地方行政委員会における立案理由では、「町の区域の全面的な変更のなされるきらいがある」こと、「町の名称につきましても、従来の町の名称と縁もゆかりもない画一的な名称がつけられる」ことがみられることから「各地区で住民感情を傷つけ」たり、「世の識者からも批判を受ける事例が少なくない」として、こうした事態を改善しようとしたことが述べられている。[55]

本改正の主な内容は次のとおりである。すなわち、一つには「町又は字の区域の合理化等」において、これまで基本的に合理的な区画、読みやすく簡明な名称とされていたものを、区域が不合理な場合に限って合理的な区画とすることとし、名称についてできるだけ従来の名称に準拠することを追加したことである。これに伴い「街区方式による住居表示の実施基準」を改正した(昭和 42 年自治省告示第 131 号)。[56] いま一つには「町又は字の区域の新設等の手続の特例」を新設したことである。これは本章第1節2(2)③町名の変更等 で記した地方自治法第 260 条に基づく町名変更手続きの特例を規定したもので、議会の議決以前の町名変更案の公示、関係住民による町名案の変更請求、変更請求にかかる案に関する公聴会の開催など住民の意見を反映する事項を規定した。

② 第2次改正(1985(昭和 60)年)[57]

住居表示法の第 2 次改正は 1985(昭和 60)年 6 月 14 日に公布施行された(昭和 60 年法律第 59 号)。

住居表示法の第 1 次改正以降にあっても町名変更に関してなお「適正とは言いがたい事例も見受けられる」ことから、町名の変更においては従来の名称に準拠することを基本とし、これによりがたい時に限って読みやすく簡明な名称とすることとした。[58] これに伴い「街区方式による住居表示の実施基準」を再度改正した(昭和 60 年自治省告示第 125 号)。[59] また、由緒ある町名で住居表示の実施のために変更されたものについて、標識の設置等の措置を講ずることによりその継承を図る努力義務を市町村に対して課した。

54 西川輝治「住居表示制度について」(「区画整理」 Vol. 21, No. 6 1978.6)
55 「衆議院地方行政委員会」(1967(昭和 42)年 7 月 6 日)
56 「街区方式による住居表示の実施基準(改正)」(昭和 42 年 8 月 10 日自治省告示第 131 号)
57 田中裕彦「新町名は原則として『従来の名称』を」(「時の法令」 SN. 1264 1985.10.23)
58 「衆議院地方行政委員会」(1985(昭和 60)年 5 月 30 日)
59 「街区方式による住居表示の実施基準(改正)」(昭和 60 年 7 月 3 日自治省告示第 125 号)

第２節　名古屋市における町名・町界に関する方針

1　名古屋市区及町界町名地番整理方針

(1)　名古屋市区及町界町名地番整理方針(1930(昭和 5)年)に至る経緯

名古屋の町名の由来については諸説あり、本節では個々の内容に触れることなく由来となったであろう事例を示すにとどめる。古代の愛智郡(現在は愛知郡)中の郷名には、中村、千竈、熱田、成海などがみられ、中世荘園名には 富田、高畠、横井、稲生、那古野、山田、御器所、井戸田、鳴海 などがみられる。近世の清須越によって成立した名古屋城下は 17 世紀半ば(承応年間)時点では本町 はじめ 87 カ町、18 世紀前半(享保年間)では 97 カ町を数えたとされる。これらの町は「町中」と呼ばれた区域であり、「寺社門前」と呼ばれた区域には 門前 町などの町が存在した。なお、市街地縁辺部の農村が市街化するにつれて「町続」と称する区域が指定された。この中には浅間町、古出来町などの町名がみられる。[60]

明治維新後、廃藩置県(1871(明治 4)年)の際に大規模な町名・町界整理が行われた。旧名古屋城下中心部のいわゆる碁盤割区域の町名は縦横路線式が採用され、これにならってその他の区域においても同じ方式とされた。丁目を付す場合の基準については、東西街路に沿う町名においては堀川を基準として西方から東方へ進み、南北街路に沿う町名においては北方を起点として南方に進むというものであった。[61]

明治の後半に至ると当時の名古屋市周辺で耕地整理事業が施行されはじめ、大正末から旧都市計画法に基づく土地区画整理事業(以下「旧法区画整理事業」という)も施行されはじめた。これらの耕地整理事業や旧法区画整理事業が施行された地区は、かつての郡部町村であって後に名古屋市に編入された区域が大部分である。これらの地区においては事業施行前には町名として大字小字を用いているところが多かったが、換地処分に伴って町名・町界の整理を実施した。

町名・町界の整理の方針としては、従来の既成市街地の方針をおおむね踏襲し、幹線街路沿道については道路に沿った両側一定の区域に町名を付すいわゆる路線式(住居表示における道路方式に類似する方式)が通例となっている。しかし、幹線街路不在の区域にあっては道路で囲まれた一定の街区群区域に町名を付すいわゆる街画式(住居表示における街区方式に類似する方式)や路線式と街画式の折衷方式である結合式を一部採りいれていた。このように方針が徹底していたわけではないため統一的な方針の必要があった。

名古屋市周辺部において耕地整理事業や旧法区画整理事業が進捗して町名・町界が一部変更整理されていくかたわらで、なお周辺部にあっては村落時代の旧態依然たる町名が残存していること、既成市街地にあっては同一町名が複数区にわたる例があること、類似町名のため紛らわしい場合があること、難

60　平凡社地方資料センター「愛知県の地名」(平凡社　1981.11　pp. 44-47, 66, 79, 85-87, 89-91)(ふりがなも同書による)
角川日本地名大辞典編纂委員会「角川日本地名大辞典 23 愛知県」(角川書店　1991.3　pp. 2056-2057)

61　前掲 24　名古屋市計画局・(財)名古屋都市センター「名古屋都市計画史」((財)名古屋都市センター　1999.3　p. 505)

読町名のために利用が不便なこと、町区域面積の大小不統一などの問題があった。この状態を放置し「尚従来の方針を踏襲して取り扱ふものとせば、将来町名町界は極めて複雑となり町名地番の検索困難となり市民の不便少なからざるべきを痛感する」（原文旧字）[62] に至って、1929（昭和4）年8月30日に「町名、町界、地番整理調査委員会」が設置された。

同委員会が設置される4か月ほど前の時点（1929（昭和4）年5月1日現在）における名古屋市内の町数は482カ町であった。また、同委員会が設置された時点において、31の耕地整理組合、28の区画整理組合（同委員会設置と同日設立認可の豊田土地区画整理組合を含む）が設立されていた。このうち既に換地処分を終えていた事業は耕地整理組合のみ7組合であった。さらにこの後も土地区画整理組合は継続して設立されていく傾向にあった。したがって旧法区画整理事業等の進捗による換地処分に伴って今後ますます町名・町界整理が広く実施されていく趨勢があった。このような状況下にあって同委員会は 4回の審議の結果、1930（昭和 5）年 6 月 9 日に「名古屋市区及町界町名地番整理方針」を可決した。[63]

（2） 名古屋市区及町界町名地番整理方針の概要

「名古屋市区及町界町名地番整理方針」の骨子は次のとおりである。[64]

ⅰ　町の構成は、①路線式、②街劃式、③結合式とし、路線式を原則とする。

ⅱ　町の面積は 2 万～3 万坪（約 7～10ha）内外を標準とする。

ⅲ　路線式の場合は両側奥行 10 間以上（区画整理区域内では背割線まで）とする。 など

2　名古屋市町名、町界整理方針

（1） 名古屋市町名、町界整理方針（1964（昭和 39）年）に至る経緯

住居表示法は1962（昭和37）年5月10日に公布施行された。名古屋市では「名古屋市町名、町界審議会条例」（昭和 37 年条例第 35 号）を 1962（昭和 37）年 10 月 13 日に公布施行し、「名古屋市町名、町界審議会」（以下「町名町界審議会」という）を設置した。町名町界審議会は市長の諮問に応じて、町名の変更、町の区域の新設、変更および廃止、住居表示制度の実施について調査審議することとなった。その後、「街区方式による住居表示の実施基準」が 1963（昭和 38）年 7 月 30 日に自治省により告示された。一方、住居表示法の委任条例である「名古屋市住居表示条例」（昭和38年条例第67号）は1963（昭和38）年10月1日に公布され、翌年1月10日に施行された。この条例施行後の1月27日に町名町界審議会の答申に基づき名古屋市町名、町界整理方針が決定された。

名古屋市町名、町界整理方針は、名古屋市における町名・町界整理について自治省の「街区方式による住居表示の実施基準」に準拠するほか名古屋市としての細目等を定めたものである。この方針の決定により 1930（昭和 5）年の「名古屋市区及町界町名地番整理方針」は廃止された。結果として従前の原則路線式から街区方式へ転換することとなった。この方針変更は前節4（1） 背景と制定に至る経緯 の末

62「大名古屋の區劃整理」（名古屋市　1932.5　p. 57）
63 前掲 62 「大名古屋の區劃整理」（名古屋市　1932.5　pp. 55-59）
64 前掲 24 名古屋市計画局・（財）名古屋都市センター「名古屋都市計画史」（（財）名古屋都市センター　1999.3　p. 617）

尾に記したように街区方式を推進するよう市町村を指導する自治省通知の存在が大きく預かったと考えられる。なお、町名町界審議会における道路方式と街区方式に関する議論の中で、名古屋市当局は「道路方式には、その道路に一貫した名称がなければならず、本市は、都心地では比較的よいが、市周辺地では、まだまだ形態も整然としていないから」との理由により、「本市としては、全体に街区方式を採用するのが最も適当である」としている。

(2)　名古屋市町名、町界整理方針(1964(昭和 39)年)の概要

名古屋市町名、町界整理方針の骨子は次のとおりである。[65]

ⅰ　名古屋市における町名及び町界の整理は、「街区方式による住居表示の実施基準」による

ⅱ　縦横基準線(丁目進路の基準)として、縦軸は堀川及びその延長線、横軸は都市計画道路伏見町線(丸の内以西)と新出来町線及びその延長線(原表現について都市計画道路名称を用いるなど一部修正しているが、内容的には名古屋市区及町界町名地番整理方針と同様である)

ⅲ　丁目の配列は、縦横基準線の交点に最も近い町界の角を起点として原則右回り

ⅳ　町の規模は次のとおり

商業地域　　7ha～10ha(約 2 万坪～3 万坪)

住居地域　　10ha～17ha(約 3 万坪～5 万坪)

工業地域　　17ha～27ha(約 5 万坪～8 万坪)　など

3　名古屋市における町名・町界整理と住居表示実施の基本的考え方

住居表示法は住居表示の対象とする区域を「市街地」に限定している。この「市街地」について法令上は具体的な内容は規定されていないが、参考基準として人口密度 4,000 人/㎢(国勢調査における人口集中地区)が示されている。[66]

名古屋市は原則として住居表示を実施する区域を「1955(昭和 30)年の町村合併以前の区域」(以下「旧市域」という)とし、「その他の区域」(以下「新市域」という)においては町名・町界の整理を実施することとした。

旧市域のうち「復興土地区画整理事業施行地区(約 3,452ha)については、その換地処分(工区ごとの処分)に合わせて関連地区を含めて優先的に住居表示を実施すること」とした。また、旧市域のうち復興土地区画整理事業施行地区以外の地区については、「昭和 39 年に自由ヶ丘、日比津の両地区の住居表示を実施して以来、前記の復興地区周辺及び住民の要望が強い地区を順次実施」することとした。[67]

新市域においては土地区画整理事業や土地改良事業の換地処分に際して町名・町界の整理を行うことを基本としつつ、公有水面埋立竣功に伴う町名創設、町界変更を実施するとともに、地番が複雑な地区や地域からの要望が強い地区などについても町名・町界の整理を実施した。

65「名古屋市町名、町界整理方針」(昭和 39 年 1 月 27 日決定)
66 自治省振興課「新住居表示制度の解説」(政経書院　1979.8　pp. 6-7)
67 名古屋市計画局「都市計画概要　1996」(名古屋都市整備公社　1996.3　pp. 167-168)

ただし、地域の事情を考慮して例外的な扱いをする地区も存在する。たとえば旧市域において住居表示未実施の地区としては次のような例がある。

ⅰ　復興土地区画整理事業施行区域内の一部区域

・ 旧町名・旧町界を極力尊重して地番整理を実施した箇所

東第 1 工区のうち東区と中区の境界（新栄町、東新町など）

東第 3 工区に囲まれた復興除外地区（車道町、筒井町、黒門町など）

東第 5 工区の南部（主税町、橦木町など）

熱田第 3 工区の一部（旗屋町）

熱田第 5 工区の西南部（木之免町、大瀬子町、神戸町など）

中川第 1 工区の北部（運河通、西日置町）

・ 町名・町界の整理のみで住居表示を実施していない箇所

千種第 4 工区（平和公園一丁目、平和公園二丁目、平和公園三丁目）

東第 3 工区の北部（徳川一丁目の一部）

東第 5 工区の中央部（白壁一丁目、白壁四丁目、白壁五丁目）

東第 7 工区の一部（徳川町）

ⅱ　復興土地区画整理事業施行区域外の一部区域（旧市域周辺部）

・ 中川区（岩塚東部、荒子第三、東前田、野田、高畑、中郷などの土地区画整理事業施行地区等）

・ 港区（荒子川小碓、荒子川南部第二工区、小碓西部、当知などの土地区画整理事業施行地区等）

・ 南区（笠寺東部、星崎、本星崎東部、本鳴尾などの土地区画整理事業施行地区等）

また、逆に新市域の一部区域において住居表示を実施した地区としては次のような例がある。

・ 千種区周辺部（猪子石土地区画整理事業施行地区の一部、京命一丁目、京命二丁目など）

・ 守山区中心部の一部区域（守山一丁目、守山二丁目、守山三丁目など）

第３節　町名・町界の整理と住居表示の実施

1　町名・町界整理と住居表示実施状況の概要

(1)　年度別実施状況

住居表示法が施行されて名古屋市が最初に住居表示を実施した 1964（昭和 39）年 1 月以降 2000（平成 12）年度までの住居表示と町名・町界整理の実施状況を**表 7.5.4**、**図 7.5.2** に示す。

表 7.5.4　住居表示と町名・町界整理の実施状況（年度別）

年度		住居表示		町名町界整理		合計	
		地区数	面積(ha)	地区数	面積(ha)	地区数	面積(ha)
1963	S38	2	271.0	1	65.1	3	336.1
1964	S39			1	26.5	1	26.5
1965	S40	1	255.9		0.0	1	255.9
1966	S41				0.0	0	0.0
1967	S42			5	320.0	5	320.0
1968	S43	1	114.0	5	99.4	6	213.4
1969	S44	2	209.6	3	63.7	5	273.3
1970	S45	2	139.1	6	211.7	8	350.8
1971	S46			4	120.9	4	120.9
1972	S47	1	211.0	6	414.9	7	625.9
1973	S48	2	304.2	5	126.5	7	430.7
1974	S49	3	346.2	7	357.0	10	703.2
1975	S50	2	147.8	4	501.1	6	648.9
1976	S51	1	68.6	8	267.4	9	336.0
1977	S52	3	286.5	6	222.6	9	509.1
1978	S53	4	228.5	7	543.1	11	771.6
1979	S54	4	383.8	10	421.3	14	805.1
1980	S55	6	661.9	12	471.8	18	1,133.7
1981	S56	10	655.5	10	536.6	20	1,192.1
1982	S57	5	225.9	15	876.3	20	1,102.2
1983	S58	4	260.6	8	449.6	12	710.2
1984	S59	5	192.6	7	534.9	12	727.5
1985	S60	5	357.7	10	327.2	15	684.9
1986	S61	2	100.8	7	648.8	9	749.6
1987	S62	4	249.1	6	329.3	10	578.4
1988	S63	3	119.1	8	334.0	11	453.1
1989	H 1	1	54.2	7	303.6	8	357.8
1990	H 2	3	246.2	6	405.5	9	651.7
1991	H 3	1	67.9	5	215.0	6	282.9
1992	H 4	1	127.1	2	104.6	3	231.7
1993	H 5	3	239.0	3	214.2	6	453.2
1994	H 6	2	90.3	2	52.9	4	143.2
1995	H 7	1	2.0	5	97.7	6	99.7
1996	H 8	2	33.5	2	240.3	4	273.8
1997	H 9			6	221.6	6	221.6
1998	H10			4	145.6	4	145.6
1999	H11			2	49.8	2	49.8
2000	H12	1	1.6	2	81.9	3	83.5
計		**87**	**6,651.2**	**207**	**10,402.4**	**294**	**17,053.6**

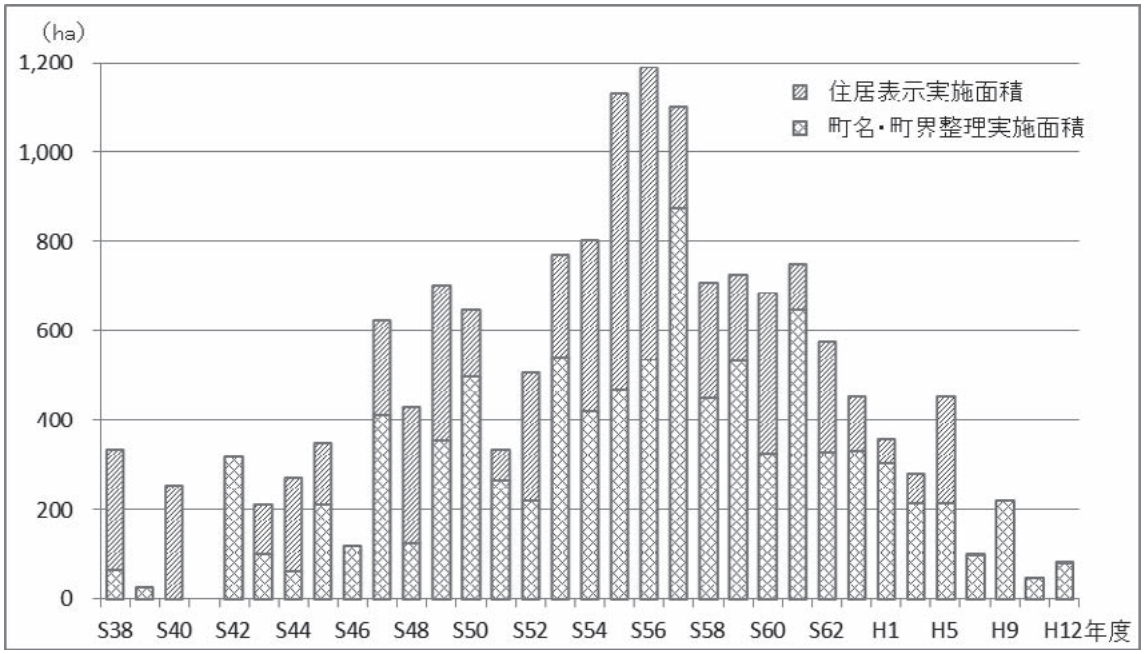

図 7.5.2　住居表示と町名・町界整理の実施状況（年度別）

2000（平成 12）年度までの住居表示実施地区数は 87 地区、6,651.2ha、町名・町界整理の実施地区数は 207 地区、10,402.4ha で、両者併せて 294 地区、17,053.6ha となり、この実施済面積合計は市域面積の 52%に相当する。なお、住居表示実施地区数 87 地区の中には、既施行地区において住居表示法上の街区の新設、追加および再編に伴って実施された 2 次施行地区というべき小規模地区が 5 地区、11.1ha ある。

年度別にみると、住居表示実施面積は 1980（昭和 55）年度と 1981（昭和 56）年度に 600ha 超の実績がある。これは復興土地区画整理事業が収束を迎えて両年度に合計 17 工区（千種第 4 工区を除く）の換地処分が集中して行われたことによるものである。（換地処分の経緯については、第6編「第1章　土地区画整理事業」（第4節1（1）②キ　換地処分）を参照。）一方、町名・町界整理実施面積は 1982（昭和 57）年度に 800ha 超、1986（昭和 61）年度に 600ha 超の実績がある。1982（昭和 57）年度については当知土地区画整理事業をはじめ 10 土地区画整理事業（住居表示もあわせて実施した小本西を除く）、2 土地改良事業の換地処分に加えてその他の地区 3 地区あわせて 15 地区の町名・町界整理実施が集中したことによる。また、1986（昭和 61）年度については猪子石を筆頭として平針、東一社などの大規模な組合施行土地区画整理事業の換地処分に基づく町名・町界整理が実施されたことによる。

なお、2001（平成 13）年度から 2010（平成 22）年度に至る 10 年間で、住居表示実施地区数は 3 地区、132.4ha、町名・町界整理の実施地区数は 35 地区、1,536.5ha で、両者併せて 38 地区、1,668.9ha となる。2000（平成 12）年度までの結果と合計した当初からの累計実施済面積合計は 18,722.5ha で市域面積の 57%に達している。

(2)　区別実施状況

1964(昭和 39)年 1 月以降 2001(平成 13)年 3 月までの住居表示と町名・町界整理の区別の実施状況を**表 7.5.5**、**図 7.5.3** に示す。

表 7.5.5　住居表示と町名・町界整理の実施状況(区別)

(単位:ha)

区　名	面　　積	住居表示面積	町名・町界整理面積	実施済合計面積
千種	1,824	824	92	916
東	772	574	60	634
北	1,756	294	548	842
西	1,790	582	748	1,330
中村	1,632	453	92	545
中	936	913	−	913
昭和	1,093	224	27	251
瑞穂	1,123	154	24	178
熱田	816	687	−	687
中川	3,201	269	1,265	1,534
港	4,567	537	1,789	2,326
南	1,847	509	198	707
守山	3,399	630	934	1,564
緑	3,786	−	1,520	1,520
名東	1,942	−	1,488	1,488
天白	2,161	−	1,621	1,621
合　計	32,645	6,650	10,406	17,056

(注) 昭和39年1月から平成13年3月までの実施状況　　(名古屋市市民経済局)

住居表示面積および町名・町界整理面積の合計については、小数点以下を四捨五入した数値の合計であるため、**表7.5.4**および**表7.5.6**の数値とは異なる。

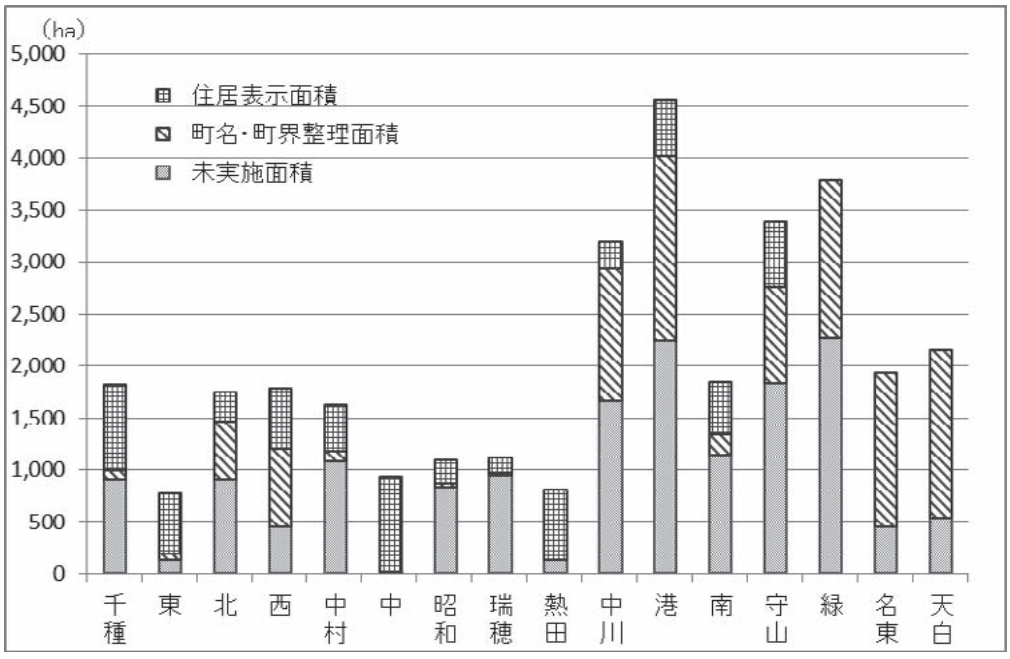

図 7.5.3　住居表示と町名・町界整理の実施状況(区別)

東区、中区、熱田区などでは区域の大部分が復興土地区画整理事業施行地区内であること、また、名東区、天白区などでは区域の大部分が早期に発足した組合施行土地区画整理事業施行地区内であることにより、住居表示や町名・町界整理が実施されてきた。

昭和区や瑞穂区などは、区域の一部が復興土地区画整理事業施行地区内であるものの、大部分が住居表示法施行以前に実施された耕地整理事業もしくは旧法区画整理事業の区域である。主に戦前に施行された耕地整理事業もしくは旧法区画整理事業の区域にあっては、換地処分に際してその時点における名古屋市の方針に従って町名・町界の整理がなされているため、住所表記について住居表示を施行しなくても明快な町名地番となっていることが多くみられる。

2　住居表示法改正期間別実施状況

(1)　住居表示法改正期間別実施状況の概要

住居表示法は1967(昭和42)年と1985(昭和60)年の2次にわたる改正施行があった。制定時においては郵便業務の合理化等に資するために「町又は字の区域の合理化等」を徹底することに力点が置かれ、その結果としてともすれば由緒ある町名が改廃される傾向にあった。住居表示法の改正はこのような事情を鑑みて実施された(本章第1節4(3)　改正の経緯と主な内容)。

これらの改正によって町名は従来の名称に準拠することを基本とすることが強調された。したがって住居表示法の改正時点によって、町名命名のあり方が読みやすさや簡明なことを旨とする内容からできるだけ従来の名称に準拠する内容に変化した。**表 7.5.6** に住居表示法改正期間別の住居表示の実施状況を土地区画整理事業に関連する実施か否かを区分して示した。

名古屋市における2000(平成12)年度までの住居表示の実施期間を住居表示法改正時点で区分すると、当初制定時(1963(昭和38)年度～1966(昭和41)年度)、第1次改正時(1967(昭和42)年度～1984(昭和59)年度)、第2次改正時(1985(昭和60)年度～2000(平成12)年度)の3期間となる。

期間合計の地区数は、小規模な2次施行地区を除外すると84地区、面積は6,651.2haである。これを期間別にみると、当初制定時は3地区、526.9ha、第1次改正時は53地区、4,435.8ha、第2次改正時は28地区、1,688.5haである。当初制定時は期間自体も4か年度と短期間であったこともあり、地区数にして3.6%、面積にして7.9%である。第1次改正時は期間が18か年度と長いうえに復興土地区画整理事業の換地処分がほとんどこの期間中であったこともあり、地区数にして63.1%、面積にして66.7%と全体のほぼ2/3を占めている。第2次改正時は期間が16か年度と長いが、復興土地区画整理事業が収束したために地区数にして33.3%、面積にして25.4%と地区数はほぼ1/3、面積はほぼ1/4となっている。

土地区画整理事業の換地処分を契機とする住居表示の実施とそれ以外の場合を比較すると、期間全体を通じてみれば両者は地区数ではほぼ拮抗し、面積では土地区画整理事業を契機とする方がおよそ6割弱となっている。これが第1次改正時においては、土地区画整理事業を契機とする方がその他の地区に比べて、地区数で2倍以上、面積で3倍以上となっており、復興土地区画整理事業の寄与する所が大となっている。ひるがえって第2次改正時は土地区画整理事業を契機とする方は3地区にとどまり、面積にしてもその他地区の2割に満たない結果となっている。第1次改正時から第2次改正時を通じて、周辺

部の組合施行土地区画整理事業の区域においては多数の事業が換地処分を迎えていたが、その多くは住居表示を実施せず町名・町界整理を実施したため、**表 7.5.6** の結果には反映されていない。

表 7.5.6　住居表示の実施状況（住居表示法改正期間別）

実施期間（年度）	区　分	地区		面積		地区名
		地区数	%	ha	%	
当初制定時 1963(S38)～1966(S41)	土地区画整理事業	1	1.2	255.9	3.8	碁盤割（中第一、中第二、白川工区）
	その他	2	2.4	271.0	4.1	自由ヶ丘、日比津
	計	3	3.6	526.9	7.9	—
第1次改正時 1967(S42)～1984(S59)	土地区画整理事業	37	44.0	3,487.5	52.4	小林、佐古前、瑞穂、船方、鶴舞・円上、港一・二、橘・大井、駅西、中川二、東一・二、中七、中村二、中五、熱田四、熱田六、西一、千種三、東八、熱田二、東五・六、中川一、熱田一・三、西三・四、千種一・二、北一・二、西五、*熱田一・三（一部）*、中村一、西二、中川三、東三・七、熱田五、北三（以上復興関連） 小本西、千代田橋南、宮根、砂田橋、光が丘
	その他	16	19.0	948.3	14.3	名城、愛知、港栄、西町、城北、*日比津（一部）*、ガーデンふ頭、名城北、城見南、秩父南、番町一・二、康生南、大幸南、菊住、春岡一、堀越、栄生
	計	53	63.1	4,435.8	66.7	—
第2次改正時 1985(S60)～2000(H12)	土地区画整理事業	3	3.6	236.9	3.6	星が丘、豊田、上野北
	その他	25	29.8	1,451.6	21.8	野跡、小幡小林、十王、桜、鹿子殿、枇杷島、稲永、大幸、堀田南、呼続一、白鳥、小幡西、穂波、呼続二、守山・西城、鳥羽見、廿軒屋、豊田南、苗代一、上更、*日比野*、苗代二、野立町、小幡東、小幡北、新宮坂
	計	28	33.3	1,688.5	25.4	—
計	土地区画整理事業	41	48.8	3,980.3	59.8	—
	その他	43	51.2	2,670.9	40.2	—
	計	84	100.0	6,651.2	100.0	—

「町名新旧対照便覧（住居表示編）（平成15年3月現在）」（名古屋市市民経済局地域振興部住居表示課）を基に作成

地区名中、斜体の地区は既施行地区に街区を追加するなどの変更を行った地区であり、施行地区面積の変更が皆無ないしごく小規模のため地区数に算入していない

区分中の土地区画整理事業は必ずしも土地区画整理事業施行地区と一致するものではなく、関連周辺地区を含む場合もあり、一部区域に限られる場合もある

次に改正期間別に町の区域の変化を**表 7.5.7** に示す。

住居表示施行地区面積合計を新町名数で除した 1 町あたりの区域面積を改正期間別にみると、当初制定時とそれ以降では大きな差がある。当初制定時の 1 町あたりの区域面積は 20.2ha/町であるのに対し、第 1 次改正期間は 10.3ha/町、第 2 次改正期間は 12.8ha/町と当初制定時が突出して大きいことがわかる（**図 7.5.4**）。これは碁盤割地区が広い町の区域を設定したことに起因している。

表 7.5.7　町の区域の変化（住居表示法改正期間別）

住居表示改正期間	地区数	面積（㎡）	街区数	新町名数	面積/新町名数	街区/新町名数
当初制定時	3	5,248,037	677	26	201,848	26
第1次改正時	51	44,488,320	6,773	432	102,982	16
第2次改正時	25	16,754,975	2,623	131	127,901	20
全期間	79	66,491,332	10,073	589	112,889	17

地区数については、複数回の住居表示施行により町の区域が最終的な区域となった場合の重複を排除しているため、**表.7.5.4**および**表.7.5.6**の数値とは異なる。
複数の区で同一の新町名が存在する場合は、異なる新町名として扱った。ただし、ある区の新町名の区域が道路、河川、鉄道などのみの場合は新町名として扱わなかった。

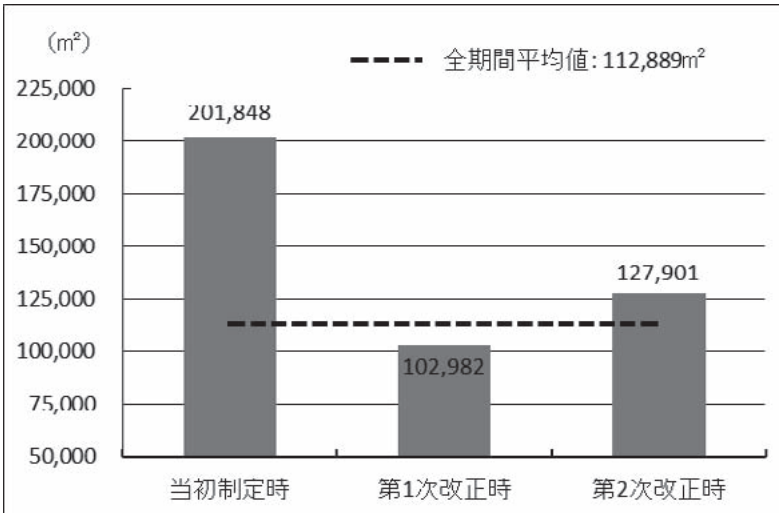

図 7.5.4　1町あたりの区域面積（住居表示法改正期間別）

住居表示施行地区内の街区数を新町名数で除した 1 町あたりの街区数を改正期間別にみると、1 町あたりの区域面積ほど顕著ではないが、同様な傾向がうかがわれる。すなわち、当初制定時の 1 町あたりの街区数は 26 街区/町であるのに対し、第 1 次改正期間は 16 街区/町、第 2 次改正期間は 20 街区/町となっている。ただし、当初制定時の中では碁盤割地区のみの街区数が多いわけではなく、3 地区が平均して多いことによる。なお、第 1 次改正期間における中五地区や第 2 次改正期間における豊田地区のように 1 町あたりの街区数が 30 を超える地区がみられる。

(2)　当初制定時の住居表示実施状況

①　自由ヶ丘、日比津地区

自由ヶ丘地区および日比津地区は、名古屋市における住居表示実施の最初であって、1962（昭和 37）年 5 月の住居表示法施行から 1963（昭和 38）年 7 月の「街区方式による住居表示の実施基準」（以下「街区方式実施基準」という）が告示されるまでの期間に実施の手続きに着手した。ただし手続きを完了して住居表示を施行したのは街区方式実施基準告示後の 1964（昭和 39）年 1 月である。このため町の区域を

細分する字名としての丁目を算用数字のもとに設置するなど、その後に実施された地区と異なる事例となっている。

② 碁盤割地区

碁盤割地区は主に近世名古屋城下町の町人地に由来する地区で、復興土地区画整理事業の中第 1、中第 2、白川の 3 工区を対象としている。白川工区の換地処分は 1963（昭和 38）年 3 月と先行しており、復興土地区画整理事業の本格的な換地処分の開始は、1966（昭和 41）年 3 月の中第 1 工区、中第 2 工区であった。碁盤割地区の住居表示施行はこの換地処分に際して行われ、街区方式実施基準に基づく名古屋市最初の例となった。

碁盤割地区の住居表示施行に関する経緯について「なごやの町名」に記述がある。[68]

「従来の町名を残した町名・町界の整理方法について地元と協議したが、多数（72 町）の中から特定の町名を残すことが難しかったので、大多数の市民の理解を得るためには、新しい町名（丸の内一～三丁目・錦一～三丁目・栄一～三丁目）とすることと、従来の町名を道路の名称として残すことで了解に達し、町名・町界整理と住居表示を実施した。

道路の名称として残す町名については、関係町間の調整で 31 の町名が選ばれ、道路にその標識を設置した」

経緯については「名古屋都市計画史」にも同様の記述が見られるが、道路の名称として残す町名については 29 としている。[69]「なごやの町名」の 31 では若宮大通と錦通の 2 本も対象となっているが、両者に該当する旧町名は存在しないため「名古屋都市計画史」の 29 が正しい（**図 7.5.5**）。

なお、碁盤割地区の町名・町界設定に際しては、長者町という名称存続に関して請願や訴訟が提起されるなど大きな議論を呼んだが、結果として碁盤割地区全体を通じての平均的な町の区域は 28ha を超えるという大規模なものとなり、住居表示施行地区全体を通じて最大となっている。

68 岩崎公弥「町名変更と住居表示」（「なごやの町名」 名古屋市計画局 1992.3 pp. 83-84）
69 前掲 24 名古屋市計画局・（財）名古屋都市センター「名古屋都市計画史」（（財）名古屋都市センター 1999.3 p. 508）

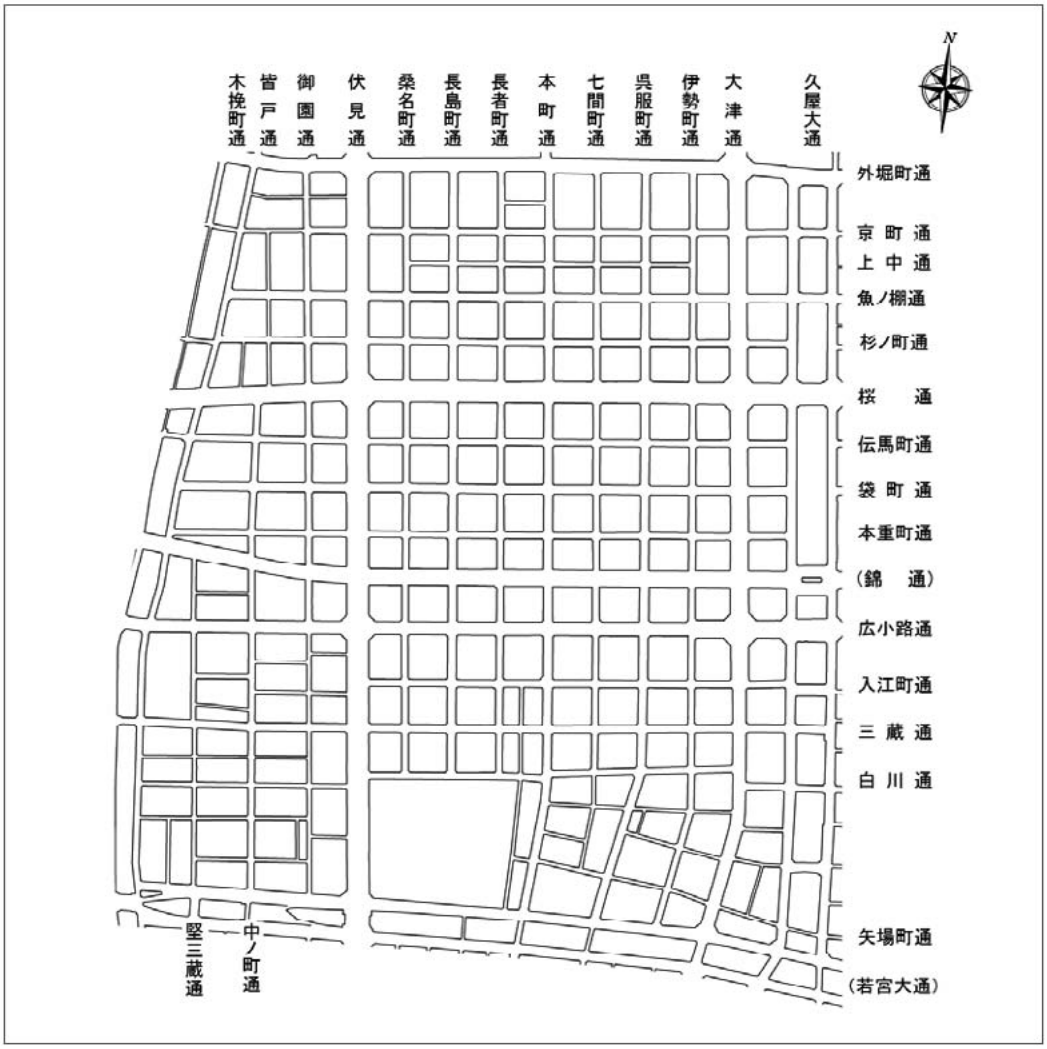

図 7.5.5　旧町名に基づく道路名称 [70]

(3)　第1次改正時の住居表示実施状況

①　土地区画整理事業の換地処分を契機とする地区

ア　対象地区の概要

第 1 次改正時における土地区画整理事業の換地処分を契機とする地区は 37 地区、3,487.5ha、うち復興土地区画整理事業関連地区は 32 地区、3,226.2ha、組合施行土地区画整理事業関連地区は 5 地区、261.5ha であった。

復興土地区画整理事業関連地区については、当初制定時における中第 1、中第 2、白川の 3 工区および住居表示を実施しなかった千種第 4 工区（平和公園の区域）を除く全工区が原則として対象である。千種第 4 工区において住居表示を実施しなかった理由は、本工区が平和公園（復興土地区画整理事業における墓地の移転先）の区域であって、住宅が存在しないからである。

70　「なごやの町名」(「従来の町名等を残した道路名称図」 名古屋市計画局　1992.3　p. 83)を参考に作図

組合施行土地区画整理事業関連地区は砂田橋地区（上野）、小本西地区（小本西）、千代田橋南地区、宮根地区および光が丘地区（猪子石）で、（　）の中に該当する土地区画整理事業名称を示した。ただし、土地区画整理事業施行地区と住居表示実施地区の区域は必ずしも一致しているわけではない。特に砂田橋地区や光が丘地区のように土地区画整理事業施行地区は住居表示実施地区のごく一部という場合も存在する。また、小本西地区を除く他の 4 地区については、換地処分に先駆けて住居表示が実施された。

住居表示法の当初制定時において、全国的に画一的、教条的運用に陥りがちであったことを顧みて、旧町名を尊重すること、町の区域について従来の区域が不合理な場合に限って合理化する努力義務を課すことなどを規定する第 1 次改正がなされた。名古屋市における第 1 次改正時の住居表示実施については、当初制定時と同様に地域の意向を採りいれながら街区方式の標準に近い町名、町の区域をもって実施していった。しかしながら地域によっては単純な区域におさまらない町名およびその区域を強く要望される場合もあり、以下に示すように若干例外的な施行例ないし未施行例が存在することとなった。

イ　第 1 次改正時における例外的な町名・町界の設定例

（ア）　幹線街路に対向して両側に同一町名が設置された例

ⅰ　古渡町（中七地区）

中区古渡町は 1977（昭和 52）年 5 月 8 日に中七地区における町名として設置された。古渡の町名は、かつてこの地に渡しがあったため「古来の渡しという意味で古渡と名づけられた」という。[71] このような歴史的に由緒のある町名ということで、古渡町地名を残すことについて請願・陳情がなされ、1975（昭和 50）年 6 月 9 日開催の第 25 回町名町界審議会でいったん保存案が了承されたが、この案の地元了解が得られず実施不可となった。このためより明確に古渡町地名を表す改定案が、再度 1976（昭和 51）年 10 月 9 日開催の第 29 回町名町界審議会に諮問され、了承された。

施行された古渡町は、都市計画道路伏見町線（以下「伏見町線」という）の両側にわたり、一部筆界（旧町界）を町界とし、ごく小規模の飛地を有するという特異な区域である。伏見町線自体は伊勢山一丁目および伊勢山二丁目の区域であるため、古渡町の区域は伊勢山一丁目および伊勢山二丁目とその西側にあたる正木一丁目および正木二丁目の区域に浮かぶ島のような形状をなすこととなった（**図 7.5.6**）。

ⅱ　その他の例

東区山口町はまず 1980（昭和 55）年 2 月 10 日に東五・六地区における町名として設置された。このときは典型的な街区方式として区域が設定されたが、翌年 9 月 13 日の東三・七地区の施行に際して、都市計画道路新出来町線（以下「新出来町線」という）をはさんで南側にごく狭域の山口町が旧町名の区域を尊重するかたちで追加された。結果として新出来町線の南側に設置した徳川一丁目の区域に山口町の一部が島状に設定されることとなった。なお、徳川一丁目の北部および飛地の山口町には住居表示が施行されていない。このことについては後述する。

71 前掲 70 「なごやの町名」（名古屋市計画局　1992.3　p. 325）

熱田区森後町はまず 1980（昭和 55）年 7 月 13 日に熱田一・三地区における町名として設置された。このときに森後町の西側に旗屋町が住居表示未施行の町名として残置され、旗屋町と森後町の境界は筆界であった。これは旧町名としての旗屋町が伏見町線の両側にわたる区域であり、主として伏見町線の東側に位置する旧旗屋町区域住民から強く旗屋町という町名の存続を要望されたことによるものであった。街区方式町名の標準的な案として、伏見町線の東側を一括して森後町とすることが提案されたが、受け入れられるところとならず、結局旗屋町が残存することとなった。なお、伏見町線の西側の旧町名としての旗屋町は、一部を除き旗屋一丁目および旗屋二丁目に整理された。

さらに翌年 9 月 20 日の熱田五地区の施行に際して、都市計画道路豆田町線（以下「豆田町線」という）をはさんで南側にごく狭域の森後町が追加された。結果として豆田町線の南側に設置した神宮一丁目の区域に森後町の一部が島状に設定されることとなった。

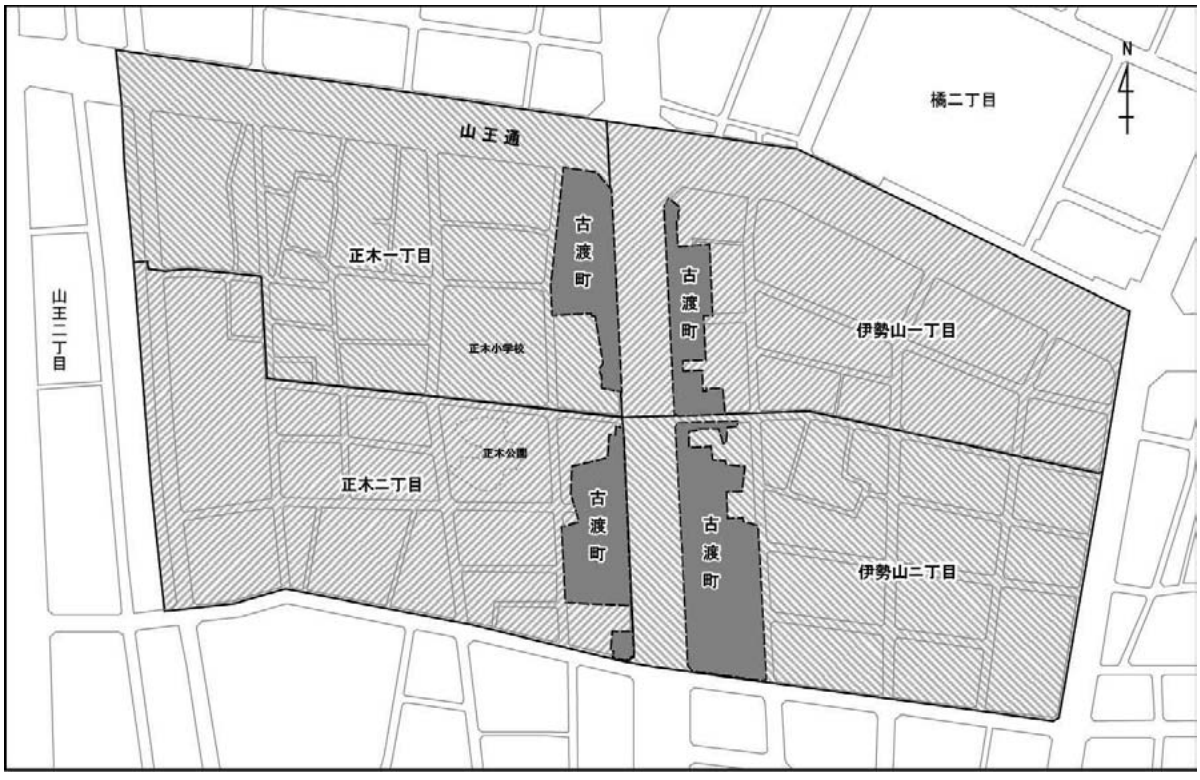

図 7.5.6　古渡町の区域

（イ）　幹線街路を含み両側に同一町名が設置された例

古出来三丁目は千種区と東区にわたる町名であり、まず 1979（昭和 54）年 5 月 5 日に東八地区における町名として設置された。さらに翌年 11 月 23 日の千種一・二地区の施行に際して、新出来町線を含んで南側にも古出来三丁目が追加された。町の区域は千種区と東区を併せてみれば通常の街区方式に基づく区域に近いが、幹線街路が貫通している点がやや異なる点である。同様に東区の出来町三丁目は東八地区における設置の後、千種一・二地区で追加されたことにより新出来町線の南北にわたる区域となった。

なお、東八地区にかかる町名については、出来町という近世城下町周縁部の歴史的な町名を含むため町名町界審議会の審議においていったん保留の後、再度の諮問の後に了承されたものである。

東区新出来一丁目、新出来二丁目、出来町一丁目および出来町二丁目は、1981（昭和 56）年 9 月 13 日の東三・七地区の施行に際して設置され、それぞれの町の区域を新出来町線が貫通している（**図 7.5.7**）。

また、同じく千種一・二地区の施行に際して仲田二丁目が設置されている。仲田二丁目も道路を境界とする区域であり、通常の街区方式に基づく区域であるが、都市計画道路弦月宝生線が貫通している。

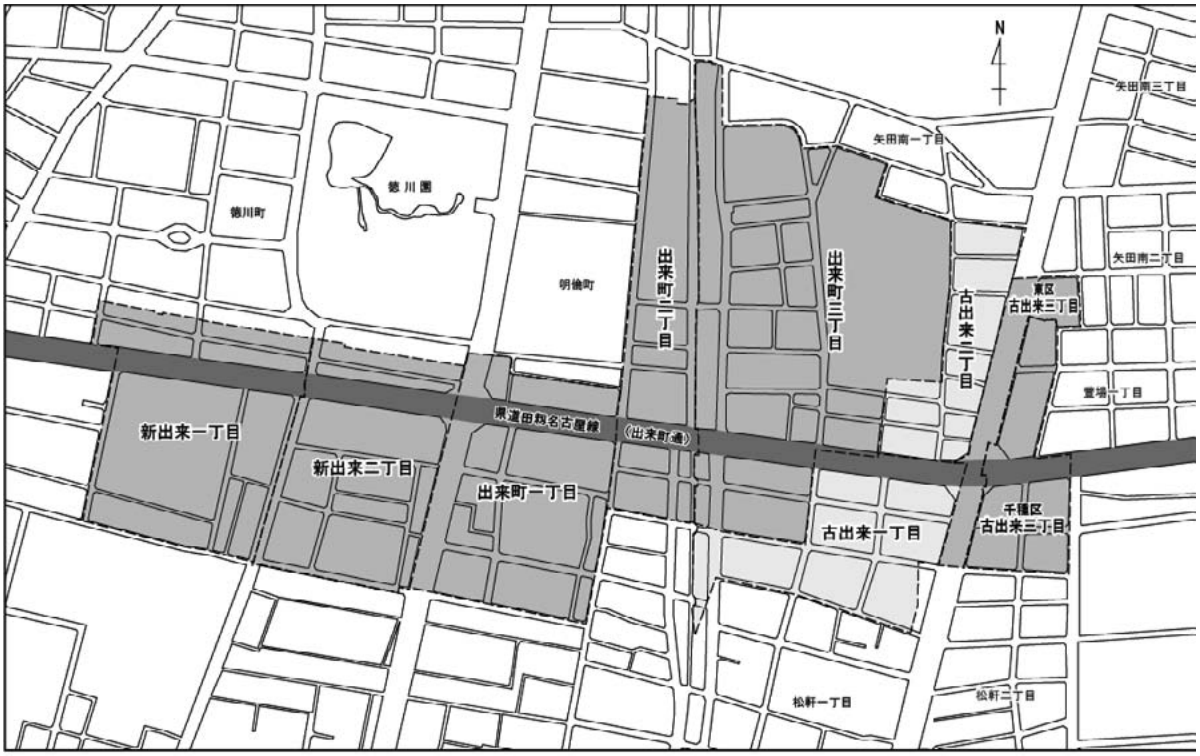

図 7.5.7　出来町関連の区域

（ウ）　住居表示未施行の例

ｉ　東一・二地区（東桜一丁目関連）

主に東区を対象とする東一・二地区のうち久屋大通、桜通、東郊線、広小路通で囲まれた地区については、当初案では東桜一丁目として 1975（昭和 50）年 6 月 9 日開催の第 25 回町名町界審議会に諮問された。しかし、当初案の東桜一丁目区域の南部（「久屋大通、錦通、東郊線、広小路通で囲まれた地区」以下「当該地区」という）は、中区と東区の行政区界が入り組み、中区と東区では関係者間に意見の相違があった。東区の関係者は当該地区を東桜一丁目とする当初案に賛成の立場であったが、中区の関係者は当該地区を栄四丁目とすることを要望し、その旨について請願した。その理由としては当該地区の南部に連なる地区は、栄四丁目として既に 1969（昭和 44）年 10 月 21 日に施行されていたことがあった。

第 25 回町名町界審議会における議論の結果、東桜一丁目のうち錦通以北の区域については、原案（当初案）を変更しないことを確認し、錦通以南の区域すなわち当該地区については今後も地元との話し合いを進めることとして、原案全体を保留することが提案され了承された。

一方、当該地区を栄四丁目とする請願については困難であるとして不採択となった。この結果を受け、1975（昭和 50）年 8 月 20 日開催の第 26 回町名町界審議会では、地元の意向を一部受け入れて、先回保留となった案を取り下げ、当該地区については、町名・町界を既存のままとして地番整理のみ行い、住居表示の実施は保留することとし、当該地区以外の区域については原案通りとすることを提案し、了承された（**図 7.5.8**）。

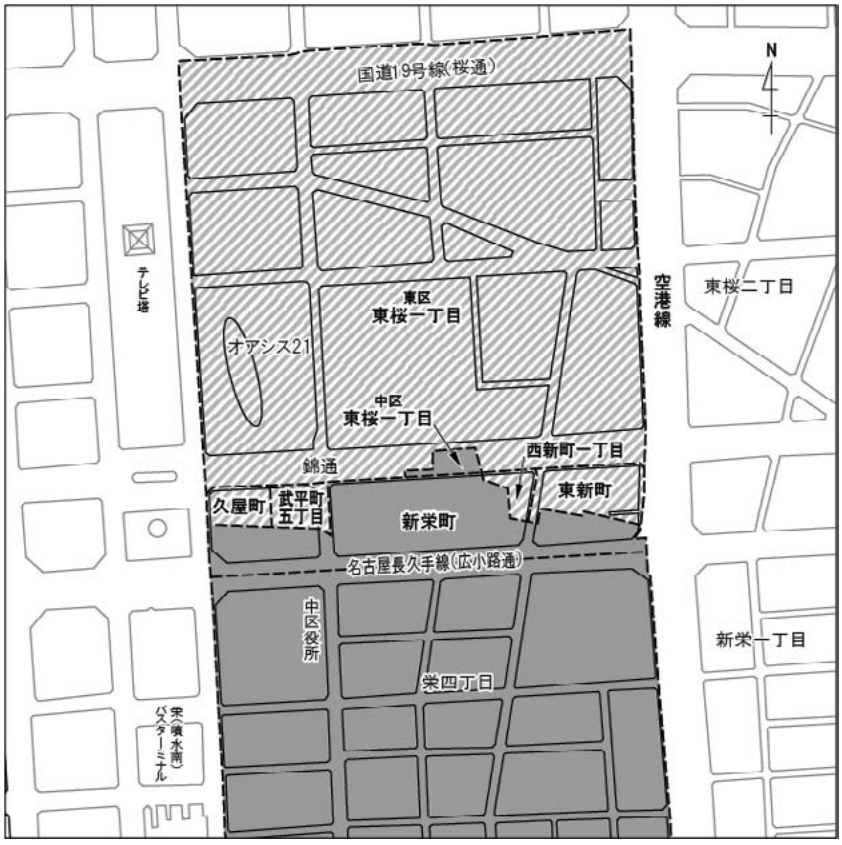

図 7.5.8　東桜一丁目関連の区域

ii　東五・六地区

東五・六地区はおおむね北は名鉄瀬戸線、南は外堀町線、東は葵町線、西は名古屋城東外堀で囲まれる位置にあり、主に東区で一部北区を含む地区である。東五・六地区は 1980（昭和 55）年 2 月 9 日に復興土地区画整理事業の換地処分が行われた。そのうち新出来町線以北の地区について住居表示が換地処分の翌日に実施され、新出来町線以南の地区について住居表示が実施されなかった。その中でも新出来町線に接する地区（主に旧長塀町および旧白壁町）については、白壁一丁目、白壁四丁目、白壁五丁目として町名・町界の整理が行われたが、そのほかの主税町、橦木町などについては極力旧町界

を尊重して地番整理が行われた。これは一部区域については換地処分時期までに住居表示を実施できるような内容の町名と区域の地元合意形成ができなかったためにやむを得ずとられた措置であった。なお、赤塚町については新出来町線にまたがる区域となり、新出来町線以南の区域は住居表示未施行となった。

ⅲ　東三・七地区

東三・七地区は東区を主体として一部千種区および中区を含む地区である。徳川町という町名は徳川園を含む区域として 1981（昭和 56）年 9 月 13 日に設定されたが住居表示は施行されなかった。また、徳川一丁目という町名は赤塚交差点の東南に設定されたが、新出来町線沿道には山口町という町名が残存し、山口町を含んで徳川一丁目の北部については住居表示が施行されていない。これらの町名に落ち着くまでには地元の間で長く議論が交わされ、早期に復興土地区画整理事業の換地処分ができない状況にあった。こうした状況の下で換地処分実施を急ぐために極力地元意向に沿った内容での町名・町界整理にとどめられた。

そのほか、本地区内には復興土地区画整理事業の除外地区として新出来・黒門・百人地区、筒井地区、葵地区があった。このうち新出来地区、筒井地区、葵地区については、復興土地区画整理事業の換地処分と併せて住居表示が施行されたが、黒門・百人地区については住居表示が施行されていない。その理由として百人町、黒門町などという町名に近世武家屋敷町の面影を一部に残す町並みとともに住民が愛着を感じたことや町名に即した地域活動を維持しようとしたことなどがあげられよう。

ⅳ　その他地区

熱田五地区は熱田神宮を含む地区で近世以来の町名も多く、特に熱田神宮の西南にあたる区域については住居表示施行地区から分離し、木之免町、大瀬子町、神戸町などの旧町名・町界を極力尊重して地番整理が行われた。この区域は国道 1 号、伏見町線および堀川で囲まれた区域にあたり、由緒ある町名の存続を希望する住民が多かった。そのため名古屋市は在来町名ごとに説明会を開催して、住居表示施行に適合する新町名案の説得に努めた。しかし、理解を得るに至らなかったため旧町名・町界を極力存続する結果となった。

中川一地区は西と南を中川運河、東を堀川、北を岩井町線（運河通）で囲まれた地区で、1980（昭和 55）年 5 月 25 日に住居表示が施行されたが、地区西北部については西日置通沿道から西日置町という町名を残すことを強く主張された結果、運河通、西日置町という町名が残されて住居表示が施行されていない。

（エ）　町名を○○町○丁目とした例

当初制定時の街区方式実施基準（1963（昭和 38）年）においては、「町の名称は、できるだけ××町○丁目とはしないで××○丁目とすることが適当であること」とされていた。これにしたがってたとえば碁盤割地区にあっては、栄町が栄三丁目等となった。しかし、1967（昭和 42）年の改正基準においては、この表現が削除された（本章脚注 52、56 を参照）。その結果、××町○丁目に相当する町名が設定されるようになった。

出来町三丁目が 1979（昭和 54）年 5 月 5 日に東八地区において設置され、金山町一丁目および金山町二丁目が 1980（昭和 55）年 7 月 13 日に熱田一・三地区において設置された。さらに出来町一丁目および出来町二丁目が 1981（昭和 56）年 9 月 3 日の東三・七地区において設置されるなどの例がある。

② その他の地区

第 1 次改正時におけるその他の地区は 17 地区、950.8ha であった。うち復興土地区画整理事業の区域に隣接する地区が名城地区はじめ 11 地区、これらの地区を介して復興土地区画整理事業の区域に接することとなる地区がガーデンふ頭地区、番町一・二地区および堀越地区の 3 地区、151.5ha、復興土地区画整理事業の区域とは接していない地区が城北地区、日比津 2 次施行地区および菊住地区の 3 地区、155.3ha であった。復興土地区画整理事業の区域と隣接する地区および隣接地区を介して接する地区を併せると、地区数、面積とも全体の 8 割強を占めることとなる。このことから第 1 次改正時においては、復興土地区画整理事業の換地処分に併せて住居表示を実施することと並行して、主としてその周辺区域において住居表示を実施していったことがわかる。

なお、菊住地区の一部区域は呼続東部土地区画整理事業の換地処分が 1968（昭和 43）年 8 月に行われた際に町名・町界の整理を実施済であった。菊住地区の住居表示はこの一部区域を含み、1984（昭和 59）年 1 月に施行された。

（4） 第 2 次改正時の住居表示実施状況

① 土地区画整理事業の換地処分を契機とする地区

第 2 次改正時における土地区画整理事業の換地処分を契機とする地区は、星が丘地区、豊田地区、上野北地区の 3 地区、236.9ha であった。住居表示実施地区の一部にそれぞれ東山東部、豊田、上野の土地区画整理事業施行地区を含み、施行者は豊田が名古屋市長であるほかは土地区画整理組合であった。星が丘地区については東山東部土地区画整理事業の換地処分に先駆けて住居表示が実施された。

② その他の地区

第 2 次改正時におけるその他の地区は 26 地区、1,451.6ha であった。うち、住居表示実施が連担することによって結果として復興土地区画整理事業の区域に接することとなる地区は、十王地区はじめ 14 地区、620.2ha、復興土地区画整理事業の区域とは接していない地区は 12 地区、831.4ha であった。接していない地区のうち 9 地区、630.7ha が小幡小林地区をはじめとする守山区内にあり、守山区以外としては港区の野跡地区、稲永地区と千種区の鹿子殿地区の 3 地区、200.7ha であった。鹿子殿地区は 1964（昭和 39）年に最初に住居表示を施行した自由ヶ丘地区に隣接する地区である。

この結果から第 1 次改正時に引き続き、主に復興土地区画整理事業の周辺区域において住居表示を実施していくかたわらで守山区内などにおける住居表示実施を進めていったことがわかる。

3　住居表示事務担当組織の経緯

計画局は建設省所管にかかる法律に関する事務を主に担当しており、自治省所管の住居表示に関する事務を所管することは異質であったが、復興土地区画整理事業をはじめ土地区画整理事業に関する事務との関連が深いことから計画局が担当することとなった。

名古屋市は 2000（平成 12）年度から組織再編を実施し、計画局と建築局は統合して住宅都市局となり、市民局と経済局は統合して市民経済局となった。この組織再編に伴い、「町名町界及び住居表示制度に関する」事務は市民経済局の担当するところとなった。住居表示法施行後の名古屋市における担当組織の変遷は次のとおりである。

1962（昭和 37）年 11 月 5 日	計画局計画部都市計画課に表示制度係設置
1971（昭和 46）年　9 月 1 日	計画局計画部に住居表示課を設置
1991（平成　3）年　4 月 1 日	住居表示課を計画局都市計画部から土地調整部へ移管
2000（平成 12）年　4 月 1 日	住居表示課を計画局土地調整部から市民経済局地域振興部へ移管
2011（平成 23）年　4 月 1 日	市民経済局地域振興部住居表示課を廃止、同部住民課に町名表示係を設置

名古屋都市センター

名古屋都市センター

第1節　設立準備期 …… 都－921
第2節　始動期－金山南ビル移転まで －926
第3節　本格稼働期－金山南ビル移転以後 －929
コラム　加藤　晃 －933
コラム　西尾　武喜 －934

名古屋都市センター

都市計画、まちづくり等の分野における調査研究を実施したり、行政および住民とのかかわりを持ちながら様々な形でまちづくり支援を担う比較的中立な専門機関を持っている自治体は全国的にも珍しい。まして、自治体の財政事情が逼迫する状況でもこうした機関の活動が継続されているのは、その自治体の見識の高さに強く依拠しているといってもよい。

本章で扱う名古屋都市センターは、名古屋市が設立したまちづくりの専門機関である。人口減少、高齢社会の到来、公民協働のまちづくりの進展、インフラの老朽化など都市計画を取り巻く未経験の社会状況の中で、こうした専門機関の果たす役割はこれまで以上に大きいといってもよいだろう。

そこで、現在は合併により「公益財団法人名古屋まちづくり公社」の一事業部門となった名古屋都市センターについて、その設立経緯や活動内容を、設立準備期、始動期、本格稼働期におおまかに区分し整理する。

第１節　設立準備期

1　構想の発端

(1)　復興記念館の構想

戦後の一大都市計画事業である復興土地区画整理事業の収束が視野に入ってきた 1970 年代、これを記念する様々なプロジェクトやイベントが検討対象となり、第 4 次名古屋市短期計画（1978（昭和 53）年 4 月）において「復興記念館の検討」が新規事業にとりあげられ、以降、名古屋市基本計画（1980（昭和 55）年 1 月策定）と短期計画において位置づけが徐々に明確にされていった。

一方、1981（昭和 56）年 5 月と 7 月に開催された復興土地区画整理審議会において、復興記念館の内容は市の都市計画に生かすものにという要望が出され、1981（昭和 56）年 8 月 20 日に開催された復興土地区画整理事業収束記念式典で配布された記念誌「なごやの躍進」のなかでは、「都市計画の発展に寄与する施設の建設、運営」[1] ということが表記されている。

最終的に「財団法人名古屋都市センター」の設立趣意書では、「『都市計画のまち』を世界に冠せしめた復興土地区画整理事業の収束を記念し、先人達の偉業を讃えその成果を後世に継承するとともに 21 世紀の新しい名古屋のまちづくりに寄与する拠点として、先見性のある総合的な調査研究、まちづくりに不可欠な情報の収集提供及び人材の育成交流を行う復興記念『財団法人名古屋都市センター』を設立するものである」[2] とされた。

(2)　都市計画センター・都市問題研究所の構想

計画局では復興土地区画整理事業を所管する部署で復興記念館が構想され、同時期、都市計画を所管する部署では都市計画センターが構想されていた。

---

1 「なごやの躍進　復興土地区画整理事業完成記念誌」（名古屋市計画局　1981.8　p. 79）

2 設立 50 周年記念誌作成ワーキンググループ「設立 50 周年記念誌『まちづくり公社からの飛躍～50 プラス 1～」（（公財）名古屋まちづくり公社　2012.12　p. 74）

都市計画センターは都市計画行政に総合性と科学性を反映する組織として構想され、上述「第 4 次名古屋市短期計画」における新規事業の「復興記念館の検討」の中でとりあげられた。その後の「名古屋市基本計画」では、復興記念館建設とならび「都市計画センターを設置し、都市問題にかかわる調査研究をすすめる」[3] と位置付けられ、1980（昭和 55）年 4 月の「第 5 次名古屋市短期計画」において、「復興記念館（都市計画センター併設）の設置の検討」となった。1981（昭和 56）年 7 月の「第 6 次名古屋市短期計画」では、事業名が「都市問題研究所設置の検討」と変更され、1983（昭和 58）年 6 月の「第 7 次名古屋市短期計画」においては、事業名として「附置研究所設置の検討」および「都市問題研究所設置の検討」になり、1986（昭和 61）年 7 月の「第 8 次名古屋市短期計画」に至って、「復興記念館　建設着手」および「復興記念館・都市問題研究所の設置」となった。

1987（昭和 62）年度、名称が都市問題研究所から都市センターに変更され、1988（昭和 63）年 8 月の「名古屋市新基本計画」において、「復興土地区画整理事業を記念した復興記念館を建設するとともに、まちづくりの調査研究及び情報交流の国際的な拠点として、都市センターを設立する」[4] とされ、ここに都市センターという名称が確定し、1989（平成元）年 7 月の「第 1 次名古屋市推進計画」において「復興記念『都市センター』の設立」という事業が位置づけられた。

（3） 名古屋市立大学附置研究所の構想

名古屋市立大学経済学部では 1971（昭和 46）年ころから都市問題研究所の検討が始まった。1980（昭和 55）年 4 月の「第 5 次名古屋市短期計画」の教育部門において、「市立大学の整備」という新規事業が登場し、その中に「大学附置研究所の設置の検討」が明記された。名古屋市立大学は 1980（昭和 55）年 10 月に「附置研究所設置検討委員会」を設置し、大学附置研究所設置調査報告書をまとめ、これにより理系の分子医学研究所と文系の都市問題研究所が位置づけられた。

文系（経済学部附属）の都市問題研究所は、都市財政、都市経営、都市産業、都市生活、都市計画、都市文化の 6 部門を想定していたことから、復興記念館（都市計画センター併設）との競合についての調整が必要となり、この結果、「第 8 次名古屋市短期計画」において大学附置研究所としての文系の都市問題研究所の記述はなくなり、新規事業として理系の「分子医学研究所の設置」のみが記載された。

なお、名古屋市立大学における文系の附置研究所は、再検討の末に同大学院附属経済研究所として 1996（平成 8）年度に設置されている。

これまでの経緯を簡潔に**表.都.1** にまとめておく。

[3] 名古屋市「名古屋市基本計画」（p. 111　名古屋市総務局　1980.1）
[4] 名古屋市「名古屋市新基本計画」（p. 161　名古屋市総務局　1988.8）

表.都.1 復興記念館・都市センター検討の経緯

年月	計画等	内容			
		復興記念館・都市センター		名市大附置研究所	
		事業名等	事業の説明	事業名等	事業の説明
1978(S53) 4	第4次短期計画(S53-55)	復興記念館の検討	復興土地区画整理事業を記念して、復興記念館の建設を検討するとともに、この記念館に都市計画行政の総合性、科学性等を追求するための都市計画センターなどの設置を検討する		
1980(S55) 1	基本計画	広報広聴活動の充実	復興土地区画整理事業を記念した復興記念館を建設する。あわせて、都市計画センターを設置し、都市問題にかかわる調査研究をすすめる。		
1980(S55) 4	第5次短期計画(S55-57)	復興記念館(都市計画センター併設)の設置の検討	復興土地区画整理事業を記念するとともに、都市問題にかかわる調査、研究センターとして、「復興記念館(都市計画センター併設)の設置の検討」すすめる。	市立大学の整備	大学附置研究所の設置の検討
1981(S56) 7	第6次短期計画(S56-58)	都市問題研究所設置の検討	市民参加による街づくりを推進するため、広報、広聴、啓発活動など情報サービス体制の充実及び、総合性と科学性をもった都市計画行政の推進など、都市問題にかかわる総合的な調査、研究センターとして、設置を検討	市立大学の整備	大学附置研究所の設置の検討
1981(S56) 8	なごやの躍進		復興誌の編さん、復興記念碑の建設、その他都市計画の発展に寄与する施設の建設、運営といった後世に残るものを内容とした収束記念事業を、明日の名古屋のために、実現してまいりたいと考えております。		
1983(S58) 6	第7次短期計画(S58-60)	復興土地区画整理事業	事業の収束を記念した事業を検討	市立大学の整備	大学附置研究所の設置の検討
		都市問題研究所の設置	総合性と科学性をもった都市政策を推進するため、都市問題にかかわる総合的な調査、研究、情報センターとして設置		
1986(S61) 7	第8次短期計画(S61-63)	復興土地区画整理事業	復興記念館　建設着手		
		復興記念館・都市問題研究所の設置	総合性と科学性をもった都市政策を推進するため、都市問題にかかわる総合的な調査研究、情報発信の場として設置		
1988(S63) 8	新基本計画	都市情報を活用したまちづくり	復興土地区画整理事業を記念した復興記念館を建設するとともに、まちづくりの調査研究及び情報交流の国際的な拠点として、都市センターを設立する。		
1989(H元) 7	第1次推進計画(S63-H 3)	復興記念「都市センター」の設立	復興土地区画整理事業の収束を記念して財団を設立し、復興記念館を建設するとともに、時代の変化に対応したまちづくりの調査・研究、情報の収集・提供、人材の育成、交流などを行い、新たなまちづくりを促進する機能を持つ国際的な拠点として、都市センターを設置する。		
1992(H 4) 7	第2次推進計画(H 4- 6)	名古屋都市センターの活動促進	時代の変化に対応したまちづくりの調査・研究、情報の収集・提供、人材の育成・交流を行い、新たなまちづくりを促進する。		

2 都市センター概観

(1) 施設の役割

名古屋市による1986(昭和61)年度から1987(昭和62)年度の継続調査により、施設に期待される役割としてインターフェイス機能、シンクタンク機能、インフォバンク機能の三つの機能と五つの拠点という概念が整理された(**表.都.2**)。

表.都.2 都市センターの三つの機能と五つの拠点

三つの機能	五つの拠点
インターフェイス機能	①21世紀のまちづくりを考える拠点 ②まちづくりの人材育成・交流の拠点 ③まちづくりの国際拠点
シンクタンク機能	④総合的科学的まちづくりの理論的拠点
インフォバンク機能*	⑤まちづくりのインテリジェント拠点

＊ 1986(昭和61)年度の調査では「バックアップ機能」となっていた。

(2) 施設の構成

上述の調査において、後述する金山南ビルへの都市センターの移転を前提に、三つの機能を踏まえて施設内容が検討された(**図.都.1**)。図中の左が調査検討段階の構成で、右が金山南ビルの 11 階から 14 階に実現した構成である。検討段階で提案された会員制のエグゼクティブサロン、有料のミニ研究室は実現しなかったものの、インフォメーションは常設展示コーナーやライブラリーが機能を発揮し、相談コーナーはロビースペースが、また研修室はホールが実質的な機能を果たしている。

調査検討段階	実現施設(金山南ビル)	
ミュージアム(展示室)	常設展示コーナー 企画展示コーナー	11F
インフォメーション		
相談コーナー	—	—
研修室	ホール	11F
ホール		
会議室	会議室	14F
交流サロン	交流サロン(喫茶コーナー)	11F
エグゼクティブサロン	—	—
ミニ研究室(有料)	—	—
研究室	研究室	13F
ライブラリー	ライブラリー	12F
事務室	事務室	13F
コンピュータルーム	コンピュータルーム	13F

図.都.1 施設構成

(3) 財団法人の設立

① 経緯

1986(昭和 61)年度、設置主体について 1)名古屋市直営、2)第 3 セクター、3)財団法人、4)社団法人の 4 ケースが比較検討された。行政からの独立性、活動の安定性などから財団法人が最適とされ、都市センター設立準備事務局が 1990(平成 2)年 4 月 1 日、(財)名古屋都市整備公社(現公益財団法人名古屋まちづくり公社)内に設置され、名古屋市営久屋駐車場内の事務室で準備事務が開始された。

1991(平成 3)年 6 月 27 日、名古屋市を設立者とし、復興土地区画整理事業の事業費を原資とする基本財産 10 億円の「財団法人名古屋都市センター」の設立について、愛知県知事に申請がなされた。1991(平成 3)年 7 月 15 日に許可され、「財団法人名古屋都市センター」(以下「(財)名古屋都市センター」という)が誕生した。

② 設立時の体制

(財)名古屋都市センターの組織体制として、役員に理事長(設立当初は名古屋市長)、副理事長 2 名(うち 1 人は名古屋市助役)、専務理事1名、常務理事1名、理事 6 名、監事1名、顧問を迎え、さらにセンター※ 事業の企画・実施について指導・協力をする企画委員、そして理事長からの運営に関わる諮問に応ずる運営委員を設けている。事務局としては企画課・調査課の 2 課 3 主査および事務局長(常務理事による兼務)という体制となった。

※ 名古屋都市センターの事業内容を示す場合においては、組織である(財)名古屋都市センターと区別するために、以下「センター」と表記することとする。

③ 事業内容

インターフェイス機能、シンクタンク機能、インフォバンク機能に対応した(財)名古屋都市センター事業の 3 本柱を踏まえ、当初に想定した事業は以下のとおりである。

i まちづくりに関する調査および研究事業
ii まちづくりに関する情報の収集および提供に関する事業
iii 復興土地区画整理事業を記念したまちづくりの展示に関する事業
iv 市民講座等まちづくりに関する市民意識の高揚に関する事業
v まちづくり相談等市民のまちづくり活動に対する支援に関する事業
vi まちづくりに関する海外との技術交流に関する事業
vii 機関誌等の刊行物の発行に関する事業
viii 金山地区の開発整備に資する公有地の開発に関する事業
ix その他センターの目的を達成するために必要な事業

第２節　始動期－金山南ビル移転まで
（1991（平成 3）年 7 月 15 日～1999（平成 11）年 3 月 25 日）

（財）名古屋都市センターは設立準備事務局の事務室を引き継ぎ、その後、1991（平成 3）年 12 月に復興土地区画整理事業の資料収蔵施設の金山資料庫に移転し、金山南ビルで本格稼働するまでの間、「復興記念館　名古屋都市センター（英文表記 Nagoya Center for Urban Advancement）」の表札を掲げ、「調査・研究、情報収集・提供、人材育成・交流」というセンター事業の 3 本柱のもとで活動し、さらに 1995（平成 7）年 7 月に、加藤晃元岐阜大学学長をセンター長に迎えて事業の充実を図った。

1　調査・研究

調査・研究には自主研究と受託調査がある。前者は、センターの担当者がまちづくりに関わるテーマを自主的に設定し調査・研究する中核的な業務で、その多くが学識経験者と研究会を設置し実施されている。当初は年間を通じて 1 件のみの調査・研究に留まっていたが、始動期最後の 1998（平成 10）年度は、金山南ビルでの本格的な活動を視野に入れ、土地利用、交通、都市整備、基礎情報収集から、名古屋の評価・イメージ、ライフスタイル、市民のまちづくり活動、海外事例等 10 件の多岐にわたる調査・研究が実施された。

後者については、名古屋市はじめ公共的団体から様々な内容の調査を受託し、1991（平成 3）年度から 1998（平成 10）年度に至る 8 年間で、合計 82 件、年平均約 10 件の受託調査が実施された。なお、この中で特筆すべきものとして、都市計画史編纂業務の受託をあげることができる。

2　情報収集・提供

まちづくりの専門図書館として「まちづくりライブラリー」が、1992（平成 4）年 4 月 1 日、金山資料庫の 2 階（約 90 ㎡）に開設された。当初の蔵書数は、雑誌を除き、書籍・研究機関報告書・行政資料等あわせて 7,139 点で、本格稼働の直前には 25,421 点になった。

広報誌としては、「名古屋都市センター」という名称の機関紙が、創刊号から第 3 号まで刊行され、第 4 号以降は「アーバン・アドバンス」という名称に変更され、1993（平成 5）年度から当初の 5 年間は年 2 回、始動期最後の 1998（平成 10）年度は年 3 回刊行された。都市計画の動向や名古屋市の施策展開などを視野に入れ、毎号時宜を得たテーマで特集を組み、テーマに関連する有識者の寄稿文や（財）名古屋都市センターの活動状況などが掲載されている。さらに、センターの活動全体を広く広報するものとして「ニュースレター」があり、設立当初の 1991（平成 3）年度は年 2 回、1992（平成 4）年度から 1993（平成 5）年度までは年 3 回、1994（平成 6）年度から 1997（平成 9）年度までは年 4 回、始動期最後の 1998（平成 10）年度は年 5 回発行された。

出版物としては、後述する市民講座の内容を収録した「まちづくり市民講座　名古屋学連続講座」（1992（平成 4）年 10 月 16 日発行）、名古屋市に関連するプロジェクトを簡潔に分かりやすく紹介した「名古屋まちづくりプロジェクト集」（1993（平成 5）年 10 月 20 日および 1997（平成 9）年 4 月 15 日発行）、市

民の名古屋によせる思いをまとめた「名古屋へのラブレター」(1996(平成 8)年 10 月 7 日発行)と「名古屋とっておきの話」(1997(平成 9)年 12 月 24 日を発行)がある。

また、1997(平成 9)年度からウェブサイトが開設され、各種イベント開催のお知らせなどの活動内容が情報提供されている。

3 人材育成・交流

まちづくりにかかわるテーマで、市民を対象にしたシンポジウムが年 1～3 回開催されるとともに、1 年間同じテーマで様々な講師によるまちづくり講演会が「まちづくり市民講座」と題して実施され、さらに、まちづくりに携わる人たちを対象としたより専門的な内容のまちづくりセミナーが適宜開催された。

また、国際協力事業団(現国際協力機構 JICA、以下「JICA」という)による途上国の行政官・研究者等を対象にした区画整理事業を主体とする都市整備コース研修の一部をセンターが受け入れ、JICA による国別の研修などが実施されている。

4 (財)名古屋都市センターと金山南ビル開発

金山地区は、金山総合駅完成(1989(平成元)年)を前提とした地区総合整備地区(地区総合整備については、第6編「第4章 地区総合整備」を参照)の一つとして位置づけられ、復興土地区画整理事業によって確保された名古屋市有地が金山総合駅周辺にあることから、公有地活用による拠点開発が構想された。当初の構想では、総合駅の北地区と南地区の開発および鉄道上空利用も検討されたが、金山の南方に位置する別の地区総合整備地区・白鳥地区との連携強化が重要視され、金山南地区のビル(金山南ビル)開発が優先された。

また、1987(昭和 62)年度の名古屋市による都市センターの設立にかかわる調査により、金山地区は復興記念館・名古屋都市センターの整備候補地として最適と評価され、金山南ビルの当初の施設構成はホテル、都市センター、駐車場で、事業手法は、生命保険会社を事業者とし地権者から土地を借り上げる新借地方式であった。しかし、その後の経済社会情勢の変化に伴う見直しが行われ、施設構成として新たに名古屋ボストン美術館が加わった。

1992(平成 4)年 5 月 15 日に名古屋市、(財)名古屋都市整備公社、(財)名古屋都市センターの三者で「金山南ビル開発にかかる基本合意書」が締結され、三者が金山南ビルの事業主体となり、金山南ビル開発提案競技の実施が確定した。合意書に基づいて設置された金山南ビル開発提案競技審査委員会による審査の結果、1993(平成 5)年 1 月に最優秀提案が決定した。1994(平成 6)年度末に実施設計、1995(平成 7)年度前期に環境影響評価が完了し、1999(平成 11)年 3 月 25 日に金山南ビルは完成した。名古屋市は(財)名古屋都市センターおよび名古屋ボストン美術館の床を所有し、それぞれに貸し付けることとなり、センターはビルの 11 階から 14 階までの床に移転することとなった(**図.都.2**)。

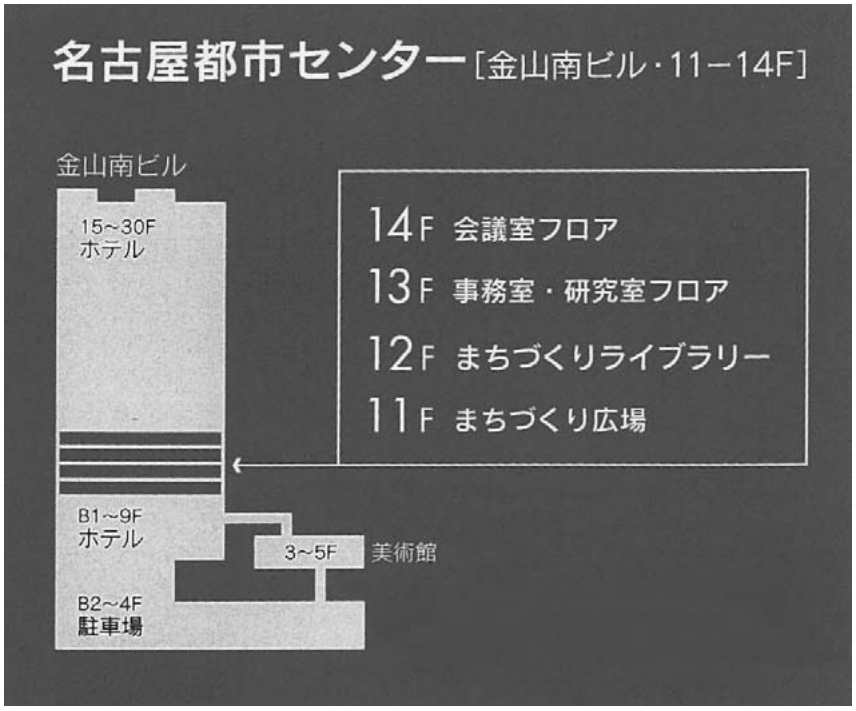

図.都.2　(財)名古屋都市センターの床構成

第３節　本格稼働期－金山南ビル移転以後（1999（平成 11）年 3 月 26 日～）

1999（平成 11）年 3 月 26 日、（財）名古屋都市センター（英文表記は 1998 年 10 月に Nagoya Urban Institute と変更）は金山南ビルに移転し、センター長に加え、常勤の理事長およびまちづくり相談幹をあらたに配置して、まちづくり活動の 3 本柱に基づき（**図.都.3**）本格的な活動を開始した。

なお 3 本柱は、センターに期待された 3 つの機能（**表.都.2** 参照）であるインターフェイス機能、シンクタンク機能、インフォバンク機能のそれぞれ対応した人材育成・交流、調査・研究、情報収集・提供の 3 つの活動で、本格稼働にあたりセンターで位置づけたものである。

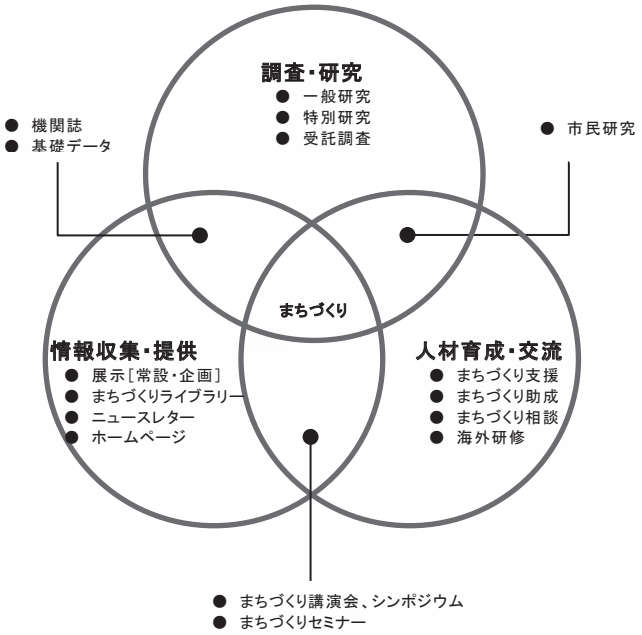

図.都.3　（財）名古屋都市センターまちづくり活動の 3 本柱(本格稼働期)

1　調査・研究

一般研究に分類された自主研究の調査・研究分野は、年度により多少の変更もあるが、都市居住、産業、環境、交通など多岐にわたり、年間 10 件程度が実施されたが、2005（平成 17）年度以降本数は 4～6 本となっている。そして従来の自主研究に加えて、若手研究者による特別研究、市民グループによる市民研究が創設され、前者は年間で 1～3 名、後者は 1～3 グループが選考されている。さらに研究者を対象とした研究助成という事業も創設されたが、2005（平成 17）年度以降は中断している。

2005（平成 17）年度では特定の課題について専門的かつ継続的な研究活動をすすめるため、大学の若手の教員等で高度の学識を有する者を対象とする客員研究員制度が設けられ、2008（平成 20）年度以降は自主研究を補完するものとして、まちづくりに関わる最新の関心事や海外動向などを簡潔にまとめる報告書が、NUI レポートとして作成されるようになった。

また受託調査については、名古屋市をはじめ都市基盤整備公団、国土交通省などから受託し、2008（平成 20）年度までは相当数の調査を受託していたが、2012（平成 24）年度以降は数件程度となった。

2 情報収集・提供

まちづくりライブラリーは土地区画整理事業関係の書棚を充実するなど開架スペースを大幅に拡大し、閲覧スペース、視聴覚スペース、地図類収蔵閲覧室、各種雑誌コーナーを設けるなど専門図書館としての特色を打ち出し、装いを一新して、1999（平成 11）年 3 月 26 日に金山南ビル 12 階にオープンした（約 900 ㎡）。雑誌類を除く蔵書数の合計 25,421 点は、2000（平成 12）年度末時点で 31,136 点となり、2015（平成 27）年度末時点で 54,740 点に増加し、利用者数は、当初の年間 1,000 人からおよそ 30,000 人と飛躍的に増大した。

機関紙「アーバン・アドバンス」や「ニュースレター」は継続して発行されている。まちづくりライブラリーの広報に特化した「来ぶらり」が 2000（平成 12）年 3 月に創刊され、その後、2011（平成 23）年 7 月発行よりニュースレターに組み込まれるようになった。ウェブサイトの URL は http://www.nui.or.jp* に変更され、研究成果もウェブサイトにもアップされている。（*ウェブサイト URL：http://www.nup.or.jp/nui（平成 29 年 1 月～））

出版物としては 1999（平成 11）年 3 月に「名古屋都市計画史（大正 8 年～昭和 44 年）」、「名古屋まちづくりデータブック」、「景観が語る名古屋」が発行され、「名古屋都市計画史（大正 8 年～昭和 44 年）」は 2000（平成 12）年 4 月に日本都市計画学会石川賞を受賞する栄誉に輝いている。

また、金山南ビル 11 階には新たに常設展示コーナーと企画展示コーナーが設けられ、前者は名古屋のまちづくりの歴史を展示しており、床には名古屋市域の航空写真が張り付けられ人気コーナーとなっている。後者はまちづくりに関連する企画展示用の貸しスペースとして設けられたもので、センター自身の利用も含め、行政、大学、NPO、市民グループなどに利用されている。

なおこの常設展示コーナーは 2010（平成 22）年 3 月 30 日にリニューアルオープンされ、展示機器、航空写真の更新や都心部の精緻な模型が設置された。

3 人材育成・交流

（1） まちづくりびと養成講座

地域住民による主体的なまちづくり活動を支援するため、あらたに「入門編」「ステップアップ編」から成る“まちづくりびと”養成講座が 2005（平成 17）年度に開設された。講座終了後、受講者の中で希望者は“まちづくりびと”として登録され、2010（平成 22）年度から、市の要請に応じ市主催のワークショップなどにおけるファシリテーターとして“まちづくりびと”を派遣している。

（2） まちづくり活動助成

地域のまちづくりに携わる団体のまちづくり活動に要する経費の一部を助成する制度で、1999（平成 11）年度に創設され、2001（平成 13）年度には、これから初めて地域のまちづくりを進めようとする団体の活動に助成する「はじめの一歩部門」が新たに創設された。助成金は、センターが始動期間中の 1996（平成 8）

年度に創設された「まちづくり基金」の運用益を原資としている。この基金は、市民はじめ各般からの寄附を、当初は、一旦名古屋市が受け取り、センターの「まちづくり基金」として積み立てていたが、2007（平成19）年 4 月からはセンターが寄付を直接受け入れ積み立てているものである。また、「自分たちのまちを自分たちでつくる」活動に必要な施設等の設計費や工事費を助成する「まち“夢”工事部門」が、（財）民間都市開発推進機構の拠出金を原資として2007（平成 19）年度に創設された。同部門は2013（平成 25）年度に拠出金をほぼ使い切り終了した。

このような制度拡充に伴い、当初の「まちづくり活動助成」は 2009（平成 21）年度から「地域“魅力”アップ部門」という部門名称になり、これまでの助成団体総数は 2015（平成 27）年度末で 195 団体に達している。

（3） 街づくり活動特別助成

地区総合整備地区内等において、生活環境の整備、良好な住宅および宅地の供給、都市の安全性の確保、土地の合理的かつ健全な高度利用、都市機能の更新等を図るため、計画的な市街地整備を推進する団体に対して助成するもので、名古屋市が 1978（昭和 53）年度に制度を創設した。

2000（平成 12）年度からセンターが市から引き継いで実施し、2000（平成 12）年度から 2010（平成 22）年度までの 11 年間で、主に周辺部の土地区画整理事業や市街地再開発事業関連のプロジェクト等を対象とし、12 団体延べ 39 団体に対して助成している。

なお、この事業は 2011（平成 23）年度から再び名古屋市が実施主体となった。

（4） シンポジウム等

シンポジウム、まちづくり講演会（ただし 2006（平成 18）年度以降は連続した市民講座ではなく、個別テーマごとに講演会を開催）、まちづくりセミナーは継続的に実施されており、研修についても始動期と同様、JICA による都市整備コース研修の一部や国別の研修などをセンターが受け入れている。

【補足】その後の（財）名古屋都市センター

名古屋市は、松原市政末期の2009（平成21）年4月22日に「外郭団体のあり方」を策定公表し、改革の基本方針のひとつとして外部団体の統廃合の推進を掲げた。この中で外郭団体のあり方については、公益法人制度改革関連3法に基づき、移行期間5年以内（2013（平成25）年11月30日まで）に統合を目指し、公益財団法人に移行することとされ、（財）名古屋都市センターは（財）名古屋都市整備公社と並んで統合の対象となった。

松原市政に代わった河村市政では行政改革が速められ、2010（平成22）年4月1日、（財）名古屋都市センターは（財）名古屋都市整備公社と統合され、（財）名古屋都市整備公社の都市センター事業部となった。同公社は2012（平成24）年4月1日に愛知県から公益財団法人として認可され、新たな名称は公益財団法人名古屋まちづくり公社とした。

なお、（財）名古屋都市センターの機能は公益財団法人名古屋まちづくり公社を構成する1事業部となったが、これまで築いてきた知名度を生かすということで、対外的な活動にも名古屋都市センターの名称を使用している。

♣♣コラム　加藤　晃♣♣

加藤晃は 1929（昭和 4）年に生をうけた名古屋市出身の教育者・研究者である。名古屋工業大学土木工学科卒業後、京都大学大学院に進み、1966（昭和 41）年に岐阜大学教授となった。同大学で学生部長、工学部長を歴任して 1989（平成元）年に学長に就任、1995（平成 7）年 5 月に退官した後、同年 7 月から 2005（平成 17）年 3 月まで㈶名古屋都市センターのセンター長を務めた。

加藤晃の研究の出発点は道路交通における配分解析であったが、関心対象は幅広く、交通工学から始まって都市交通計画、都市計画、国土計画、空港計画はじめ運輸政策全般に至るまで多岐にわたった。また 1973（昭和 48）年から 1 年にわたってアメリカとスウェーデンに留学し、スウェーデンの都市計画事情について翻訳を通じて紹介した。教育者としては大学で都市計画を学ぶ学生向けに教科書「都市計画概論」を 1977（昭和 52）年に共著で出版して版を重ねており、そのほかにも多数の教科書、専門書の著作がある。

このように広範な分野への研究を反映して学会活動も土木学会をはじめとして、都市計画学会、日本都市学会、日本行政計画学会にわたり、特に日本都市学会では 1992（平成 4）年度から 5 年間会長（会長代行時期を含む）を務めた。

加藤晃は自ら「研究への姿勢が理論よりも実務的な方に向いていた」と述懐するように、国、県、市等が設置する審議会等の委員として学外での活躍もまた多彩であった。[1] 国にあっては道路審議会、国土審議会、都市交通審議会、運輸政策審議会、航空審議会等の専門委員、岐阜県にあっては都市計画地方審議会委員をはじめ交通問題審議会会長、土地利用審査会会長等を務めた。名古屋市との関係も深く、都市計画審議会の委員を 1978（昭和 53）年 2 月から 1982（昭和 57）年 4 月まで務めたほか、交通問題調査会の委員を 1981（昭和 56）年 2 月から 2003（平成 15）年 3 月まで務め、その間に部会長、副会長として 3 次にわたる答申をまとめた。そのほか多数の審議会、委員会の委員として参画し、答申、提言に携わった。

加藤晃が名古屋市の委員として果たした役割の中で、忘れてならないのは第二次都市高速道路専門委員であろう。この調査・検討の期間は 1985（昭和 60）年 10 月から翌年 2 月に至るわずか 5 か月余に過ぎないが、委嘱された専門委員が議論を集中的に行い、それぞれの専門委員が各自報告書を提出するという非常に密度の濃い審議過程であった。元々、この専門委員を設けた背景は、本山市政の折に都市高速道路の一部区間を地下・半地下構造に変更した内容を、西尾市政の下で再検討するためであった。委員相互間においても活発に議論が展開される中、この報告が高架構造への再変更の契機となった。

名古屋市だけではなく愛知県、岐阜県、三重県をあわせた 3 県 1 市にとって、1980 年代後半の大きな課題は中部新国際空港の建設であろう。㈶中部空港調査会が 1985（昭和 60）年 12 月に設立され、翌年 3 月には同調査会専門委員会に 3 部会が設置され、加藤晃はその中の空港立地部会長に選出されて議論をリードした。各県市がそれぞれ自らのアクセスに便利な立地箇所を主張する中で、最終的な結論を 3 県 1 市の首長に委ねることができるように条件や論点を整理した。

多年にわたる功績に対し、瑞宝重光賞が 2005（平成 17）年 1 月 3 日に授与された。この地方の社会基盤整備に大きな足跡を残した加藤晃は、2012（平成 24）年 6 月 10 日に惜しまれつつ永眠した。

1 加藤晃先生退官記念事業会「加藤晃先生退官記念誌　岐阜大学での思い出」（1996.5　pp. 10, 47-48）

♣♣コラム　西尾　武喜♣♣

西尾武喜は第19代名古屋市長である。バブルの生成から崩壊に至る1985（昭和60）年4月から3期12年にわたる任期を務めた。西尾武喜は1925（大正14）年、岐阜県の阿木村、現在の中津川市生まれで、祖父は阿木村長、父も中津川市長を務め、政治家の家系であった。1949（昭和24）年に京都大学土木工学科を卒業して名古屋市役所へ入庁した。その時の意図について次のように語っている。

「卒業論文で都市計画を選んだことも一つの契機ではあったが、当時の名古屋市は戦災で焼け残った町を思い切った都市計画を実施しているとの評判が学生の仲間でも有名であった。自分も参加してみたいと思って願書を出した」[1]

名古屋市役所の勤務先は希望どおりとはいかず水道局へ配属された。下水道も短期間担当したが、主に水道畑で要職を歴任、1971（昭和46）年には水道局長、1981（昭和56）年には助役に就任した。水道局にあっては工業用水道の新設導入、配水場・ポンプ場の集中管理、春日井浄水場整備など名古屋水道史を画するような仕事に携わった。熱心に仕事に取り組むかたわら、時間外には毎日のように夜のまちに繰り出し、数々の武勇伝が伝えられる一方で、痛飲した後でも帰宅後必ず専門書を開いて読む、という伝説があったという。また、後年の回顧談として「30年、40年と通っている居酒屋がある」と語っている。[2]

本山市長後の市長選挙に際し、西尾武喜を推す声に対して、はじめは固辞したが結局出馬を決意した。その決断については、都市高速道路の地下・半地下構造を高架構造へ変更することが使命であるとの認識があった。[3] 事実、市長就任後半年ほどして都市高速道路都市計画変更の具体的な手続きが始まり、困難を押して1987（昭和62）年8月に変更告示にこぎつけた。

市長任期第1期のうちに名古屋市新基本計画を策定して西尾カラーを打ち出した。また第2期当初の1989（平成元）年が市制百周年にあたることから記念事業として世界デザイン博覧会を開催し、名古屋市政にデザインをキーワードとする基礎を作り上げた。

西尾武喜は市長在任時を回顧して、成果として都市高速道路、金山総合駅、ナディアパークを挙げている。また、やり遂げたかったこととして、将来の雇用確保の基礎となる先端技術研究所等の誘致をあげたほか、いかにも西尾武喜らしい発想として、栄交差点角地の名古屋市有地を活用して深夜まで営業する飲食店街を作り、地下街と連絡させたいと考えていたという。[4]

㈶名古屋都市センターが1991（平成3）年に設立されると、西尾武喜は非常勤の理事長に就任し、市長退任後1997（平成9）年6月からは常勤の理事長として采配を振るった。公職を辞した後に若き日からの念願であった都市計画を自らの職務とすることになった。理事長在任中の2000（平成12）年に、「名古屋都市計画史」刊行により都市計画学会石川賞受賞の栄に浴したことは、大きな喜びであっただろう。

水道局職員時代の部下・同僚との夜の語らい、助役、市長時代に職員からの話をじっくり聞き、一旦決断してからは決してぶれない姿勢、市民の感覚を大事にすることなど、偉ぶらない実直な市長として、市民、職員から慕われた西尾武喜は、病を押して2006（平成18）年3月まで理事長を務め、同年8月に惜しまれつつ世を去った。

---

1 西尾武喜「覚書きのいきさつ」（「まちづくり覚書き」 私家版　2001.10）
2 西尾武喜「感激なき人生はうつろなり」（水道産業新聞社　2005.7　pp. 82-83, 99）
3 前掲2　西尾武喜「感激なき人生はうつろなり」（水道産業新聞社　2005.7　p. 162）
4 前掲2　西尾武喜「感激なき人生はうつろなり」（水道産業新聞社　2005.7　pp. 183-184）

索　　引

1. この索引は、「名古屋都市計画史Ⅱ」の上巻および下巻の、原則として本文から項目を抽出し、その主な掲載箇所を示した。
2. 項目の配列は、読みの 50 音順によった。
3. 項目の収録巻は、上巻収録の第1編～第4編についてを(上)、下巻収録の第5編～名古屋都市センターについてを(下)とし、その右にページを示した。
4. 項目は、原則として本文中の字句をそのまま採用したが、同一項目が異なる表記で記された場合などには、一つの表記を採用して示したものがある。
5. 項目において、各章における「**節**」名を示す場合、および特に内容を強く示していると思われる**ページ**は、それぞれを**太字**で示した。
6. 本市の条例、規則、要綱等については「名古屋市」を省略した読みで配列している。
7. 慣例により略称で示された項目については、原則として正式の項目名を示し、略称から「 ☞」で案内した。ただし、大都市法、地方分権一括法、第 1 次一括法、第 2 次一括法については、本文(本編)凡例による。
8. その名称(項目名)に変更があった場合は、原則として新名称(新項目名)を示し、旧名称(旧項目名)から「 ☞」で案内した。この場合、新旧は「名古屋都市計画史Ⅱ」の対象期間である 2000(平成 12)年度を基準とした。
9. 項目に関連する事項についは、1 字下げ「－」で示した。

あ

相生山緑地……(上)89, 790, 806, (下)801
相川南部地区(地区計画)……(上)288
愛・地球博……(上)477, (下)301, 584
愛知県屋外広告物条例……(下)708
愛知県環境影響評価要綱、条例……(下)740, 744
愛知県公害防止条例……(上)206
愛知県地方計画……(上)**44**, 63, 368, 382
愛知県広域緑地計画……(上)**739**
愛知高速交通(株)……(上)673
葵土地区画整理事業……(下)236, 296
あおなみ線(旧西名古屋港線)……(上)325, **679**, (下)42, 602
　－西名古屋港線整備検討会議……(上)680
　－西名古屋港線整備検討会議委員会……(上)680
　－西名古屋港線旅客線化計画研究会……(上)679
赤萩町線……(下)227, 259, 266, 275, 290, 494, 588, 658
アクア・ドリーム・プラン(あいち下水道整備中長期計画)……(下)71, **72**
足切り基準(足切り制度)……(上)537, 543
荒池緑地……(上)89, 790, 807
荒子駅前広場……(上)703, 721
荒子川運河……(上)760, 779, (下)43, 45, 47, 52, 54, 56, 126, 171, 231, 271, 274
荒子川運河支線……(下)52, 54, 57
荒子川公園……(上)760, 799, (下)48
荒子川土地区画整理事業…(下)46, 229, **231**, 337
　－荒子川小碓土地区画整理事業……(下)54, 273
　－荒子川南部土地区画整理事業……(下)54, 271, 796
有松駅前広場……(上)692, 719, (下)421, 464
有松駅南地区(地区計画)…(上)296, (下)286, 607
有松線……(上)464, 469, 692, 699, (下)237, 283, 286, 421, 464, 607, 608
有松駅前第一種市街地再開発事業…(下)420, 461
有松土地区画整理事業……(下)237, 283
有松まちなみづくり助成……(下)608

い

池下第一種市街地再開発事業……(下)426, 469
意見聴取……(上)11, 70, 372, 605, (下)17, 202, 316, 667, 729, 759
イコール・フッティング(Equal Footing)論……(上)309
伊勢湾岸道路……(上)**381**, 409, 413, (下)327
伊勢湾港湾計画の基本構想……(下)10
伊勢湾台風……(下)40, 53, 154, 271, 387, 771, 773, 776, 790, 792, 796
猪高西山土地区画整理事業……(下)105, 121, 187, **226**, **254**, 337
猪高緑地……(上)89, 774, 790, 798, 807
一団地の官公庁施設……(上)179, 239, 246, (下)**196**, 199, 202
一団地の住宅経営……(下)185, 187
一団地の住宅施設……(上)180, 283, 465, (下)**185**, 187, 194, 226
一斉移転
　－有松地区……(下)284
　－大曽根地区……(下)262, 491, 592
　－鳴海上汐田地区……(下)282
　－下之一色南部地区……(下)302
一般交通量調査……(上)353
一般型地区計画……(上)278, 281
一般有料道路事業……(上)381, 413, 414
稲永公園……(上)798, (下)602
稲葉地地区……(下)498, 815
稲荷公園……(下)23
違反広告物……(下)716
違反広告物追放推進員……(下)718
インフラ(ストラクチャー)……(上)56, 324, 493, 506, 510, 592, 594, 635, 647, 669, 673, 680, 681, (下)42, 237, 264, 650, 782, 921

う

ウォーターフロント(パーク)……(下)28, 683
牛島南第一種市街地再開発事業……(下)388, **432**, 478
牛島南地区(再開発地区計画)……(上)303, (下)388, 406, 481
雨水貯留槽……(上)802, (下)282
雨水流域下水道……(下)68
美しい国づくり政策大綱……(下)648
埋立処分場(最終処分場)……(下)154, 161, 180, 181, 183
埋立地造成……(下)38
　－(名古屋港)西部地区……(下)40
　－(名古屋港)内港地区……(下)38
　－(名古屋港)南部地区……(下)40
梅森坂西地区(地区計画)……(上)292
運河空間活性化計画調査……(下)49
運河法……(下)43
運輸政策審議会……(上)307, **311**, 342
　－答申…(上)85, 308, **321**, 326, 359, 588, 619, 634, 635, 673, 674, 680, 681, (下)309, 602

－答申路線……（上）321, 325
－答申路線と都市計画……（上）331

え

ABC 農地……（上）856
江川線……（上）330, 422, 476, 624,（下）22, 407, 411, 422, 427, 442, 449, 452, 491, 566, 577, 598, 618, 682, 751, 802
駅前広場……（上）463, **599**, **690**, **715**
－駅前広場関係の協定……（上）601
・1946 年 内務省・戦災復興院・運輸省申合せ
・1947 年 内務省・戦災復興院・運輸省申合せ
・1972 年 建設省・日本国有鉄道申合せ
・1975 年 民営鉄道協会申合せ
－駅前広場面積……（上）602
－旧都市計画法期（～S43）の計画…（上）691
－新都市計画法期（S43～）の計画…（上）693
☞各駅前広場のことは、各駅前広場名称で検索
駅前広場地下施設に関する国鉄と建設省の覚書……（上）498
NTT 資金……（上）92, 445,（下）1
NTT 無利子貸付金制度（NTT 無利子融資）……（上）445
沿道整備道路……（上）378
沿道整備街路事業……（下）210, 237, 344, 603
沿道整備計画（沿道地区計画） ☞地区計画（制度）
沿道法 ☞幹線道路の沿道の整備に関する法律

お

オアシス21……（上）179, 546, 550, 585, 767, 801,（下）692
オアシスの森……（上）799, 806, 851
小碓運河……（上）775,（下）54, 58
大江川運河……（下）43, 46, 53
大江川環境整備事業……（上）773, 799,（下）53
大江川緑地……（上）773, 799,（下）54
大塩（洋一郎）……（上）1, 5, 8, 10, 20, 30,（下）185
大清水地区（地区計画）……（上）291
大須 30 番第一種市街地再開発事業…（下）**431**, 476
大曽根駅内外歩行者快適化作戦……（上）712
大曽根駅前広場（大曽根駅西交通広場・大曽根駅東交通広場）……（上）503, 546, **697**, 711,（下）263, 264
大曽根北土地区画整理事業……（上）86, 483,（下）259, **275**
大曽根近代化推進協議会（近代協）……（上）503,（下）262, 263, 591
大曽根総合駅……（上）**710**,（下）121, 593
大曽根土地区画整理事業……（上）86, 88, 463, 468, 484, 509, 621, 650, 665, 697, 711,（下）**226**, 259, 263, 266, 490, 491, 589
大曽根街づくり協議会（大街協）……（上）503,（下）262, 263, 591, 592
大高駅前土地区画整理事業……（上）463,（下）237, 287
大高南駅前広場（大高南駅前交通広場）……（上）469, 700, 719
大高南特定土地区画整理事業……（上）464, 700,（下）315, 325
屋外広告物……（下）**704**, 713, 719
－屋外広告業（の届出）……（下）706, 708, 710, **718**
－禁止広告物……（下）710, **714**
－禁止地域・禁止物件（屋外広告物）……（下）705, 707, 708, 709, 710, 711, 713, 715
屋外広告物基本問題検討委員会……（下）706
（名古屋市）屋外広告物条例……（下）707, **708**
－適用除外……（下）715
屋外広告物標準条例（案）……（下）707
屋外広告物法……（下）**704**
OZ モール……（下）592
小幡駅前広場（小幡駅前交通広場）……（上）693, 699, 718,（下）458
小幡駅前第一種市街地再開発事業……（上）239, 559, 718,（下）415, 455
卸売市場……（下）**164**
－北分場（枇杷島市場）……（下）166, 167, 170, 173
－高畑市場……（下）166, 171, 173
－南部市場……（下）40, 171
－北部市場……（上）465, 478,（下）166, 168, 173
－本場……（下）165, 170
－南分場……（下）166
卸売市場整備計画……（下）171
卸売市場法……（下）164, 171

か

ガーデンふ頭……（上）174,（下）15,19,26,38,61,682
ガーデンふ頭臨港緑園……（下）20,41
街区方式による住居表示の実施基準（街区方式実施基準）……（下）899, 900, 902, 903, 910, 917
ガイドウェイバス（システム）……（上）371, 592, **631**,（下）307
－ガイドウェイバス志段味線……（上）325, 469, **633**, **669**, 711,（下）264, 308, 593

－ガイドウェイバス志段味線検討委員会……（上）324, 669
－ガイドウェイバス専用道志段味線……（上）505, 510
買取り・買取請求・買取り申出……（上）17, 75, 89, 807, 859, 867,（下）845, 860, 878
買取り協議……（下）847, 852
開発許可運用指針……（下）523
開発許可制度……（上）**20**,（下）**512**, 517, **526**
－市街化区域……（下）517, 538
－市街化調整区域……（下）518, 536, 541
開発行為……（上）21, 262, 291, 748,（下）**515**, **520**
－名古屋市における条例・規則等……（下）527
開発行為事前審査協議会……（下）531
（名古屋市）開発行為指導基準……（下）529
（名古屋市）開発行為の許可等に関する条例……（上）749,（下）523, 527
開発指導要綱……（下）521
開発審査会……（下）518, 526, 530, **532**, 541
開発登録簿（都市計画法第 46 条）……（下）518
開発整備促進区を定める地区計画……（上）275
外貿埠頭公団法……（下）3
街路構造令……（上）375
街路事業……（上）472
－関連街路（事業）、密接関連事業、有料道路支援関連事業……（上）474
鏡ヶ池線……（上）289, 419, 435, 453, 460, 476, 512
閣議決定要綱 ☞環境影響評価の実施について
郭内処理委員会……（上）246, 836,（下）197, **201**
－申し合わせ事項……（下）202
笠寺駅西地区（地区計画）……（上）285
河川敷緑地……（上）771, 772
加藤 晃……（上）321,（下）926, 933
架道橋方式 ☞単独立体交差（交差の方式）
金山駅前広場……（上）709
金山総合駅……（上）552, 663, 689, **704**,（下）583, 927, 934
金山総合駅基本構想……（上）689, 704
金山南開発・金山北開発……（上）546, 552, 578, 709,（下）583
金山南ビル……（上）552, 709,（下）583, 638, 924
上飯田連絡線……（上）322, 331, **618**, **644**
上飯田連絡線株式会社……（上）618, 646
上小田井駅前広場（上小田井駅東第 1 交通広場・上小田井駅東第 2 交通広場・上小田井駅西交通広場）……（上）469, 698, 713,
上小田井総合駅……（上）698, **713**,（下）612
上志段味特定土地区画整理事業……（上）463,（下）312, 320
過密住宅地区更新事業……（下）374, 497
貨物線等の廃止……（上）683
仮換地先行方式……（下）350
川名公園……（上）98, 756, 786, 802,（下）565, 804
簡易広告物禁止……（下）714
簡易除却（制度）（屋外広告物）……（下）706
簡易処理（水）……（下）107, 117, 144
環境影響評価制度……（上）13, 188, 391, 410, 429,（下）180, 309, **722**, 728, 733, 740, **743**
－技術指針……（下）728, 740
環境影響評価実施要綱（閣議決定要綱）……（下）**724**, 744
（名古屋市）環境影響評価指導要綱……（下）724, 733, 743
－高速名古屋環状 2 号線、名古屋環状 2 号線……（上）392
－高速度鉄道 3 号線（上小田井～）……（上）610
－勅使ヶ池墓園……（上）820
－ごみ焼却場（山田、富田、南陽、猪子石）……（下）180
－吉根、下志段味特定土地区画整理事業……（下）309, 310, 311
－池下第一種市街地再開発事業……（下）469
－金山南ビル……（下）927
（名古屋市）環境影響評価条例……（下）736
－高速度鉄道 4 号線、6 号線……（上）611, 613
－上飯田連絡線……（上）619
－連続立体交差事業（JR 関西本線・近鉄名古屋線、名鉄本線）……（上）627
－ガイドウェイバス志段味線……（上）634
－ごみ焼却場（鳴海）……（下）180
－牛島南第一種市街地再開発事業……（下）433
環境影響評価の具体例……（下）745
環境影響評価法……（下）722, 728
－スクリーニング・スコーピング、第一種事業・第二種事業、都市計画特例……（下）729
環境施設帯…（上）375, 395, 403, 452,（下）746, 750
監視区域……（下）835, 856, **860**, 866, 881
環状 2 号線……（上）350, 374, **381**, 398,（下）327
－環状 2 号線一般部（名古屋環状 2 号線）……（上）381, **387**, 392, **404**, 675
－環状 2 号線専用部（高速名古屋環状 2 号線）……（上）381, **391**, 392, **400**,（下）752
緩衝緑地……（上）772, **773**, 799,（下）270
幹線街路……（上）**455**
－駅前広場・鉄道に関連する変更……（上）468
－橋梁整備事業に伴う変更……（上）467
－自動車専用道路に伴う変更……（上）460
－都市計画区域全体にわたる変更…（上）456
－都市計画道路網の見直し……（上）470
－面整備事業に関連する変更……（上）462

－路線の追加変更……(上)458
－幹線街路の整備……(上)472
－橋梁整備事業……(上)479
幹線鉄道等活性化事業……(上)681
幹線道路の沿道の整備に関する法律(沿道法)……(上)263, **377**
官庁営繕法……(下)196
関東大震災……(上)229, (下)774
神ノ倉東部地区(地区計画)……(上)294
関連街路事業 ☞街路事業
緩和型地区計画……(上)**266**, 278, (下)365
－再開発地区計画……(上)24, 266, 270, 283, (下)365, **387**
－住宅地高度利用地区計画……(上)278, 283, 300

き

基幹バス……(上)337, 344, **346**, 348, 371, (下)305
－基幹バス構想路線…(上)**346**, 633, (下)308
－基幹バス調査委員会……(上)346, 348
－基幹バスレーン……(上)350
－新出来町線……(上)347, **349**, 352, 460, 469, 477, 558, 698
－東郊線……(上)**348**, 351
－バス路線総合整備計画協議会……(上)346, 348
技術援助(土地区画整理法第 75 条)……(上)132, (下)**304**, 305, 311, 315, 338,
技術基準
－都市計画法第 33 条 開発許可の基準……(上)21, 749, (下)517, 523, 537, 786
－土地区画整理法施行規則第 9 条 設計の概要の設定に関する基準……(下)338
技術的援助(名古屋市助成要綱)……(下)340
基準地(国土利用計画法施行令)……(下)837, 843, 870
規制区域(国土利用計画法)……(下)860
既設公営住宅改善事業……(下)510
木曽川左岸･庄内川流域下水道基本構想……(下)76, 77
既存宅地の確認(制度)……(下)519, 523, 532, 545
北側斜線(制限)…(上)157, 160, 211, 214, 215, 216
吉根特定土地区画整理事業……(上)463, (下)**310**, 317, 752
軌道に係る法制度……(上)588, **591**, 593
－軌道法……(上)591, 606, 632, 669, 671, 673
－都市モノレールの整備の促進に関する法律……(上)592
木場地区(再開発地区計画)……(上)302, (下)387, 508
逆線引き……(上)123, 859
キャナルモール……(下)21
旧国鉄瀬戸線 ☞城北線
旧西名古屋港線 ☞あおなみ線
行政庁施行(土地区画整理事業)……(下)206, **225**, 243, 254
共同溝法……(上)378
－電線共同溝(方式)……(上)378, (下)287, 458, 608, 618, 619
(名古屋市)共同住宅型集合建築物に関する指導要綱……(上)**521**
共同住宅区……(下)270, 325, 326, 784
居住環境整備事業……(上)485, 487, 491, (下)416, 458, 588, 615
近畿日本鉄道名古屋線 ☞連続立体交差（事業）
緊急雨水整備基本計画……(下)84
緊急密集住宅市街地……(下)816
緊急輸送道路……(下)**808**, 811
金城ふ頭……(上)392, 414, 460, 680, 715, (下)17, 33, 37, 38, 61
金城ふ頭地区開発基本計画……(下)**23**, 61
金城ふ頭中央緑地……(下)41

く

区域区分……(上)2, **20**, 106, **110**, 174, 237, 747, (下)369, 512, 525, 532
－**区域区分経緯**(名古屋市)……(上)**130**
－**区域区分総論**(名古屋市)……(上)**123**
－他都市との比較……(上)125
区域区分選択制度……(上)24, 106
区域マス ☞都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)
空港整備五箇年計画…(上)368, 439, 441, (下)299
空地地区……(上)169, 200, 214, 784
区画街路……(上)**481**, 489, 777, (下)338
－鉄道関連の変更･整備……(上)481, 489
－土地区画整理事業関連の変更･整備……(上)483, 490
－面整備事業(土地区画整理事業除く)関連の変更……(上)485, 491
(名古屋市)組合区画整理指導基準……(上)749, (下)338
グリーンプラン2000……(上)732
郡区町村編制法……(下)884, 887, 891, 893

け

景観アドバイザー（制度）……（下）695
景観基本軸（計画）……（下）652, 671, 672
景観基本ゾーン（計画）……（下）652, 668, 672
景観自立地区……（下）652, 668, 672
景観法……（上）142, 262,（下）639, 643, **648**, 664, 666, 676, 689, 707, 719, 720
－景観行政団体……（下）649, 666, 707
－景観計画……（下）649, 664
－景観計画区域……（下）648, 689
－景観重要建造物等……（下）649, 666
－景観地区……（上）142,（下）642, 643, 648
経済計画……（上）31, **34**,（下）69, 70
形態規制……（上）23, 155, 193, 216, 243, 784, 829,（下）28, 186, 533
下水道……（上）14, 59,（下）**62**, 63
下水道整備緊急措置法……（上）59,（下）65, 69, 81
下水道整備五箇年計画（国）…（上）59,（下）**69**, 70
下水道整備五箇年計画（名古屋市）……（下）**81**
下水道法……（下）62, **63**, 71, 73, 105, 109
－事業計画認可……（下）77, 110, 111
建運協定 ☞連続立体交差（事業）
研究開発地区 ☞特別用途地区
（名古屋市）研究開発地区建築条例……（上）210
現況非悪化……（上）429
建国協定 ☞道路と鉄道との交差に係る協定
建設省所管事業に係る環境影響評価に関する当面の措置方針（当面の措置方針）……（上）391, 393,（下）722, 725, 752
建築基準法主要改正 ☞都市計画法・建築基準法の主要改正
－建築基準法改正（地域地区関係）…（上）159
建築敷地造成事業……（下）51, 217
建築審議会……（上）159, 255, 267
建築線……（上）16, 78, 262, 783,（下）249
建築物の耐震改修の促進に関する法律（耐震改修促進法）……（下）772, 779
限度額立体交差事業……（上）661
建ぺい率……（上）87, 155, 160, 233, 243, 726, 784, 829, 834, 855,（下）381, 384, 519, 532, 640
権利変換……（下）354, 360, 363, **482**, 785

こ

広域避難地……（上）757,（下）777, 801, 807, 819
公営住宅建替事業……（下）355, 375, **501**
－公営住宅法……（下）375, 501, 502
－住宅地区改良事業……（上）243,（下）355, 371, 494, 501, 510
公園の種別名称……（上）**745**, 771
公園のない学区の解消事業・適正配置促進事業……（上）**751**
公園緑地の用地先行取得……（上）**787**
公園緑地整備の種類……（上）**792**
公園緑地整備プログラム ☞長期未整備公園緑地の都市計画の見直しの方針と整備プログラム
公園緑地の都市計画制限……（上）**783**
公害国会……（下）66, 175
公害防止計画……（上）**54**
公害防止事業費事業者負担法…（上）773,（下）53
（名古屋市）公害防止条例……（上）202
高規格幹線道路網……（上）40, 364, 377, 409
高規格堤防（スーパー堤防）……（下）240, 621
高級処理（下水道）……（下）144
公共下水道……（下）62, 69, 80
－**公共下水道事業**……（下）**109**
－**公共下水道の都市計画**……（下）**86**
公共建築物景観工事費 1%上乗せシステム……（下）656
工業再配置促進法……（上）61
公共事業の評価（建設省／国土交通省）…（上）659
公共施設管理者負担金……（上）406,（下）**205**, 271, 287, 327, 344
公共施設の整備に関連する市街地の改造に関する法律 ☞市街地改造法
公共団体等施行土地区画整理事業……（上）463,（下）**225**, **243**
公共投資基本計画……（上）**54**,（下）12, 367
工業特工 ☞特別用途地区
（名古屋市）広告・景観審議会条例……（下）664, 667
広告物活用地区……（下）708, 716
広告物協定（地区）……（下）708, 716
廣告物取締法……（下）704
広告物の総量規制……（下）716
公示価格……（下）836, 837, 843
工事先行方式……（上）748,（下）350
工場等制限法……（上）61
高速自動車国道（法）……（上）372, 376, 379, 381, 400, 413
高速道路計画……（上）364
高速度鉄道（路線網）……（上）81, 311, 588, 605, **606**, 608, 613, **637**
－旧都市計画法期（～S43）の計画…（上）606
－新都市計画法期（S43～）の計画…（上）608
高速名古屋環状２号線 ☞環状２号線専用部
公聴会……（上）2, 11, 105, 107,（下）110, 736, 739, 765, 900
交通政策審議会……（上）311,（下）1, 17
交通広場……（上）350, 463, 583, 599, 690, 715

交通量予測(環状2号線・都市高速道路)…(上)421
公定歩合……(下)835, 839
高度処理(水)(下水道)……(下)115, 144, 302
高度地区……(上)142, **211**, 829, (下)574, 643
－指定方針……(上)215, 216, 222
－制度の変遷(名古屋市)……(上)211
－変更の経緯(8 用途地域期:S47～H8)……(上)214
－変更の経緯(12 用途地域期:H8～)……(上)221
－変更の経緯(概要)……(上)213
－変更の経緯(旧都市計画法期)……(上)213
－法制……(上)211
高度利用型地区計画……(上)275
高度利用地区……(上)142, (下)361, **381**, 385
高度利用地区・再開発地区計画と市街地再開発事業……(下)389, **434**
神戸市都市景観条例……(下)639, 646
港北運河……(上)774, (下)54, 57
港北緑地……(上)774, (下)57, 684
公有地の拡大の推進に関する法律(公拡法)……(上)404, 787, (下)**845**
合流式下水道……(下)68, 80, **105**
合流式下水道緊急改善計画(事業)…(下)107, 510
港湾環境整備施設……(下)1, 41
港湾環境整備負担金……(下)24
港湾管理者……(上)142, (下)1, 2, 17, 27, 28, 40, 41, 43
港湾基本方針……(下)6, **8**, 9, 17
港湾計画……(下)1, 6, 16, 733
－名古屋港港湾計画……(上)391, 680, (下)14, **16**, 18, 61
港湾施設……(下)16, 40
－臨港鉄道……(下)42
－臨港道路……(上)715, (下)40, 830
－臨港緑地……(下)41
港湾審議会(答申)……(下)1, 4, 17
－港湾審議会計画部会……(下)10
－地方港湾審議会……(下)17, 60
港湾整備緊急措置法……(下)3, 11
港湾整備五箇年計画……(下)3, **11**
港湾整備促進法……(下)2
港湾整備特別会計法……(下)3
港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に関する基本方針 ☞港湾基本方針
港湾法……(上)142, (下)1, 8, 16, 24, 43, 60
御器所地区(地区計画)……(上)290
国際拠点港湾……(下)1
国際戦略港湾……(下)1, 4
国道302号……(上)381, 402, 404, 413, 469, 473, 481, 482, 511, (下)752
国道23号 ☞名四国道
国土開発幹線自動車道路網……(上)364
国土開発幹線自動車道建設法(国土開発縦貫自動車道建設法)……(上)38, 364, 376, 385, 387, 393, 400, 410, 413
国土計画……(上)31, 60
国土形成計画広域地方計画……(上)**43**
国土建設の長期構想……(上)**55**
国土総合開発計画(国土形成計画)……(上)31, **38**
－全国総合開発計画(全総)……(上)38
－新全国総合開発計画(新全総)……(上)**38**
－第三次全国総合開発計画(三全総)……(上)**40**
－第四次全国総合開発計画(四全総)……(上)**40**, 377
－21世紀の国土のグランドデザイン……(上)**40**
国土利用計画愛知県計画……(上)**45**, (下)857
国土利用計画全国計画……(上)**41**, (下)857
国土利用計画法……(上)31, 41, (下)361, 837, **855**, 856, 866
－国土利用計画(市町村計画)……(下)857
個人施行者
－土地区画整理……(下)206, 345, 347
－都市再開発……(下)362, 364, 476
跨線橋方式 ☞単独立体交差(交差の方式)
国会等移転審議会……(上)60
固定資産税路線価……(下)837
古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法(古都保存法)……(上)142, (下)644
小鳥町第1市街地改造事業……(下)442
碁盤割地区……(下)250, 909, 911
ごみ焼却場……(下)164, **175**, 176, 182
－猪子石工場……(下)177, 180, 183
－富田工場(富田焼却所)…(下)176, 180, 184
－鳴海工場……(下)177, 179, 180, 182
－南陽工場……(下)177, 178, 180, 183
－山田工場(山田焼却所)…(下)176, 180, 183
ごみ処理場……(下)**175**, 176, 182
－大江破砕工場・港リサイクルセンター……(下)177, 180, 184
－鳴海工場……(下)177, 179, 180, 182
ごみ非常事態宣言……(上)51
コミュニティ住環境整備事業……(下)373, 374, 497
米野公園……(上)98, 756, 786, 803, 806, (下)565, 827
ころがし事業……(下)374
コンサルタント活用助成 ☞助成制度

さ

サイエンスパーク……(上)210,(下)306, 852
　☞志段味ヒューマンサイエンスパーク(なごやサイエンスパーク)
(名古屋市)災害危険区域に関する条例　☞(名古屋市)臨海部防災区域建築条例
災害対策基本法……(上)56, 757,(下)771, 780, 788
(名古屋市)災害対策要綱……(下)791
再開発地区計画(再開発等促進区を定める地区計画)……(上)270,(下)369
　－2 号施設(1 号施設)……(下)366
　☞地区計画(制度)、緩和型地区計画
財団法人名古屋都市センター……(下)921
栄公園……(上)179, 766, 801
　－駐車場……(上)545, 554
　－バスターミナル……(上)585
栄東再開発運動……(下)637
栄東地区再開発(計画)……(下)494
(土地の)先買い……(上)17, 21, 75, 76, 804,(下)846, 850, **878**, 881
桜天神社……(下)424, 467
ささしまサテライト事業……(下)301
ささしまライブ 24 地区計画……(下)302
ささしまライブ 24 土地区画整理事業……(上)463,(下)48, **238**, **298**, 563
産業活性化計画……(上)295,(下)306
3 条件 8 項目(3 条件)……(上)336, **423**, **424**
三全総　☞国土総合開発計画
サンフェルナンド地震……(下)777, 800
三本松・花表地区……(上)218, 238,(下)569, 574, 819

し

市域合理化……(上)47, **62**
市街化区域及び市街化調整区域の整備、開発又は保全の方針……(上)**103**, 115, 133, 734,(下)364, 393, 555, 561, 779, 782, 814
市街化調整区域内地区計画(用途地域非指定区域地区計画)　☞地区計画(制度)
市街化調整区域の建ぺい率・形態制限……(下)532
市街地改造事業…(下)291, 359, 363, 403, **442**, 510
市街地改造法(公共施設の整備に関連する市街地の改造に関する法律)……(下)**359**, 407, 442, 774
市街地開発事業……(上)15, 76, 261, 472,(下)354, 785
　☞新旧都市計画法の比較
市街地開発事業等予定区域……(上)23, **76**
市街地形成過程(名古屋市)……(下)215
市街地建築物法……(上)14, 78, 140, 149, 162, 195, 211, 226, 230, 783,(下)164, 357, 639, 774
市街地建築物法及同法施行令戦時特例……(上)145, 227
市街地建築物法施行規則…(上)226,(下)642, 776
市街地建築物法施行令……(上)79, 142, 150, 155, 211, 375
市街地再開発事業……(下)357, 361, 381, 403
　－施行者……(下)404
　－第一種・第二種……(下)363, 404, **419**
市街地再開発事業の試み(大曽根地区)…(下)591
市街地再開発促進区域　☞促進区域(制度)
市街地住宅……(上)247,(下)**377**, 444, 504
市街地住宅供給促進事業……(下)505
市街地住宅密集地区再生事業……(下)374, 497
市街地整備基本計画……(上)116
敷地整序型土地区画整理事業……(下)209, 346
事業予定地……(上)**21**, 75, **89**, 789,(下)467, 878
　－集団指定方式……(上)89
資金代行……(下)853, 878
市制町村制……(下)885, 893
志段味地区まちづくり基本構想…(上)502,(下)305
志段味ヒューマン・サイエンス・タウン整備計画……(下)308
志段味ヒューマンサイエンスパーク(なごやサイエンスパーク)……(上)210, 282,(下)318, 611
志段味ヒューマンサイエンスパーク地区(地区計画)……(上)295,(下)611
志段味まちづくり構想……(下)93, 101, **307**
市町村合併(町村合併)……(上)**62**, 72, 126, 733, 745,(下)883, **887**, 893, 903
市町村の都市計画に関する基本的な方針(市町村マスタープラン)……(上)24, 49, **104**, 732,(下)562
湿地等の保存……(上)775
指定特定重要港湾(スーパー中枢港湾)……(下)1
指定都市高速道路事業……(上)444
自転車専用道路……(上)372, 502, 571
自転車対策(名古屋市)……(上)573
　－自転車利用環境整備基本計画……(上)574
　－自転車駐車対策の基本方針……(上)573
　－自転車等放置の防止に関する条例……(上)574
自転車駐車場……(上)545, 551, **577**, **580**
自転車の安全利用の促進及び自転車駐車場の整備に関する法律(自転車法)……(上)**571**, 573
市電の廃止……(上)684,(下)566
自動車起終点(OD)調査……(上)353, **355**, 392, 421
自動車専用道路……(上)368, 372, 381, 391, 438, 449,(下)725, 755
自動車ターミナル……(上)14, **582**

－栄バスターミナル……（上）585, 587, 802
－自動車ターミナル法……（上）101, 582
－名古屋駅バスターミナル……（上）584, 587
自動車駐車場……（上）**513**, **529**, **554**
－区分整理（自動車駐車場と自転車駐車場）……（上）551
（名古屋市における）**自動車駐車場政策**…（上）**526**
自動車駐車場整備計画……（上）**529**
－駐車施設整備に関する基本計画……（上）119, 519
－名古屋市駐車場整備計画……（上）534
－名古屋市における駐車施設整備に関する基本計画……（上）531, 534, 542
自動車の保管場所の確保等に関する法律（車庫法）……（上）513, **521**
市民緑地……（上）850, 854
下志段味特定土地区画整理事業……（下）311, 318
下之一色南部土地区画整理事業……（下）240, 302, 621
－砂杭工法……（下）303, 621
シャウプ勧告……（上）8, 62,（下）897
社会資本整備事業特別会計……（上）376,（下）3
社会資本整備重点計画……（上）**56**, 728,（下）11, 69, 773
社会資本整備重点計画法……（上）**56**, 376,（下）3, 11, 69
社会資本整備審議会……（上）15, 379, 472,（下）68, 648
社会資本整備特別措置法 ☞日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法
車庫法 ☞自動車の保管場所の確保等に関する法律
車線数付加（追加）……（上）382, 398, 412, 442, 457
住環境整備事業……（下）354
住環境整備モデル事業……（下）278, 291, 373, 413, 449, 486, 497, 682, 815
住居表示審議会 ……（下）899
（名古屋市）住居表示条例……（下）902
住居表示に関する法律（住居表示法）……（下）883, **898**, 902, 908, 913, 919
－街区方式・道路方式……（下）899, 901, 910
住区総合交通安全モデル事業……（下）600
住工複合地・住商複合地 ☞（住工・住商）複合地
住宅市街地整備（特住、住市総）……（上）485, 701,（下）**378**, 505
－木場町地区……（下）508
－神宮東地区、白鳥地区、千種台センター地区……（下）505
－大幸地区……（下）508
－中丸町 3 丁目地区……（下）506
－富田地区……（下）507
－八田・高畑地区……（下）508
－東丘地区……（下）508
住宅市街地整備総合支援事業……（下）355, 373
－千種台センター地区……（下）624, 626
住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備促進）……（下）373, **378**, 497, 505
－一番一丁目……（下）576, 581
－大曽根北地区……（下）589
－筒井 3 地区（新出来・筒井・葵）……（下）585
－浜地区……（下）597
住宅市街地の開発整備の方針……（上）**118**, 139
住宅宅地関連公共施設整備促進事業……（下）379
住宅地区改良事業……（下）355, **371**, 494, 501
－王子地区……（下）494
－南押切地区……（下）496
住宅地区改良法……（下）355, 371, 494, 501, 510
住宅地高度利用地区計画（再開発等促進区を定める地区計画） ☞地区計画（制度）、緩和型地区計画
住宅地造成事業……（上）22,（下）525
住宅地造成事業に関する法律…（下）514, 520, 542
集団防火地域……（上）234, 236, 238, 240
重点的地区（都市景観）……（下）673, 675
収用価格……（下）838
重要港湾……（下）1, 2, 17, 28
重要伝統的建造物群保存地区…（下）286, 645, 657
集落地区計画 ☞地区計画（制度）
首都機能移転……（上）60
樹林地率……（上）839, 843, 849, 852
準工特工 ☞特別用途地区
準都市計画区域……（上）24, 67, 106,（下）645
準防火地域 ☞防火地域・準防火地域
上位計画・関連計画……（上）**31**
小規模住宅地区等改良事業……（下）355, 372
常時観測機器（モニタリングポスト）……（下）750
小集落地区（等）改良事業…（下）355, 372, 494, 496
浄心第一種市街地再開発事業……（下）422, 464
常電導吸引型磁気浮上・リニアインダクションモーター推進方式……（上）674
定納山地区（地区計画）……（上）278, 297
消防法……（上）494, 495
城北線（旧国鉄瀬戸線（東海交通事業））……（上）319, 591, **674**, 678, 713,（下）612
昭和橋駅前広場（昭和橋通駅前広場）……（上）469, 703, 720
昭和橋公園……（上）786
助成制度
－住宅宅地関連公共公益施設整備事業……（下）380
－耐震診断・耐震改修……（下）832

－都市景観条例による……(下)693
－都市防災不燃化促進事業……(下)816
－土地区画整理事業……(下)328, 348
－町並み保存要綱による……(下)659
－まちづくり活動助成……(下)930
－街づくり活動特別助成……(下)931
－街づくり助成……(下)632
－コンサルタント活用助成……(下)632
白鳥公園……(上)762, 800, (下)414
新内田橋高架橋築造事業……(下)258
新駅設置
－春田駅(JR 東海)……(上)482, 666, 695, **701**, (下)507
－南大高駅(JR 東海)……(上)464, 695, **700**, (下)316, **325**
新旧都市計画法の比較……(上)**9**, **17**
神宮東公園……(上)757, 799, (下)570
神宮東地区……(上)757, (下)116, 394, 505, 555, **569**, 805, **818**
新交通システム……(上)321, 592, 631
新住宅市街地開発法……(下)514
新世紀港湾ビジョン……(下)7
新全国総合開発計画(新全総) ☞国土総合開発計画
新中京圏陸上交通整備調査会議……(上)334
新出来土地区画整理事業…(上)463, (下)236, 291
新都市拠点整備事業(都市拠点総合整備事業)……(下)299

す

水質汚濁防止法……(下)66
水道みち緑地……(上)760, 779
スーパー中枢港湾 ☞指定特定重要港湾
スーパー堤防 ☞高規格堤防
末盛通地区・東山通地区(地区計画)……(上)288
砂杭工法 ☞下之一色南部土地区画整理事業
スポット景観整備事業……(下)698

せ

生活環境施設整備緊急措置法……(上)59, (下)65, 69, 81
生活こみち整備促進事業……(下)566, 623, **816**
請願駅……(上)706, (下)325
生産緑地の買取り……(上)807, 867
生産緑地地区……(上)**856**
－(新しい)生産緑地地区……(上)859, 864
－第一種生産緑地地区、第二種生産緑地地区……(上)143, 856
－第二種生産緑地地区……(上)860
生産緑地法……(上)143, 725, **856**, 864
整備、開発又は保全の方針 ☞市街化区域及び市街化調整区域の整備、開発又は保全の方針
整備新幹線……(上)366
全県域汚水適正処理構想……(下)71, **72**
(用地の)先行取得……(下)**878**, 880
全国新幹線鉄道整備法……(上)366
全国総合開発計画(全総) ☞国土総合開発計画
戦災地及建物疎開跡地における運輸省計画と都市計画に関する申合事項 ☞駅前広場
戦災復興土地区画整理事業……(下)243, 348, 349
戦時特例
☞市街地建築物法及同法施行令戦時特例
☞都市計画法及同法施行令戦時特例
全市見直し
－用途地域……(上)175, 177, 182, 188, 192
－全市見直しと高度地区……(上)211, 216, 220, 221
－全市見直しと中高層階住居専用地区……(上)209
－全市見直しと特別工業地区……(上)203
－全市見直しと風致地区……(上)835, 837
－全市見直しと防火地域・準防火地域……(上)238, 240
遷都……(上)60
線引き(区域区分)……(上)20, 110, (下)519, 526, 531, 542, 545

そ

総合駅……(上)**686**, **704**
(名古屋市)総合交通計画研究会……(上)**336**, 346, 633, (下)308
総合交通体系(論)……(上)**307**, 336, 379, 426, 572
総合交通特別会計……(上)309
総合設計制度……(上)245, 253, (下)445, 644
総合有料道路事業……(上)445, 475
相互直通運転(相互乗り入れ)……(上)317, 319, 322, 324, 325, 610, 617, 625, 640, 646, 652, 681
相続税路線価……(下)837
促進区域(制度)……(上)23
－市街地再開発促進区域……(下)362
－土地区画整理促進区域……(下)212, 228, 269, 304, 310, 312

た

第 1 種特定工作物・第 2 種特定工作物……(下)515, 521, 542

耐火建築促進法……(上)229, 233, (下)357, 441, 443, 774
大規模建築物等(の新築等(の届出))……(下)646, 664, 665, 673, **688**
大区小区制……(下)883
大交流時代を支える港湾……(下)7
第53条取扱要綱 ☞都市計画公園・緑地・道路内における都市計画法第53条第1項の許可に関する取扱要綱
第三次全国総合開発計画(三全総) ☞国土総合開発計画
第3セクター……(上)322, 523, 619, 645, 669, 679, 680, 681, (下)42, 150, 264, 569, 925
耐震改修……(下)827
－橋梁……(下)828
－港湾……(下)830
－地下鉄……(下)829
－都市高速道路……(下)827
－耐震改修促進法 ☞建築物の耐震改修の促進に関する法律
耐震改修計画の認定……(下)833
耐震診断・耐震改修……(下)831
－市営住宅……(下)832
－市有建築物……(下)831
－民間建築物……(下)832
大都市幹線街路調査……(上)417, **418**, 422, 437
大都市再開発問題懇談会……(下)146, 360
大都市震災対策推進要綱……(下)777, 800
大都市法……(上)23, 25, 118, 160, 245, 483, (下)205, 212, 228, 304, 310, 338, 355, 367, 377
第2次一括法……(上)25, 54, 74, 107, 119, 270, 535, (下)148, 366, 895
第四次全国総合開発計画(四全総) ☞国土総合開発計画
高座橋……(上)662, 663, 706
高針原地区(地区計画)……(上)293
滝ノ水地区(地区計画)……(上)286
宅地開発協議会……(下)338, 531
宅地開発指導要綱に関する措置方針……(下)522
宅地審議会(宅地制度審議会)……(上)**3**, 5, 20, 110, 159, (下)512, 517
宅地造成等規制法……(下)514, 525
宅地造成工事規制区域……(下)514, 525
宅地並み課税(農地)……(上)856, 858, 859, 864
武路地区(地区計画)……(上)293
田代第一地区・田代第二地区(地区計画)…(上)289
建物づくりルール……(下)264
田中角栄……(上)38, 117, (下)361, 845, 855
ダブルデッキ構造……(上)414, 419, 434, 453, (下)761
(名古屋市)ため池環境保全協議会……(上)850, (下)322
短期プライムレート……(下)839
単独立体交差事業……(上)404, 650, **661**
－交差の方式……(上)661
担保評価額……(下)838

ち

地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(地域改善対策特別措置法)…(下)372
地域高規格道路……(上)402, **448**
地域地区の概要……(上)**140**
☞新旧都市計画法の比較
地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(歴史まちづくり法)……(上)275
地域防災計画(名古屋市地域防災計画)……(上)56, 755, (下)776, 777, 779, **788**, 800, 802, 805, 809
地下街……(上)493, 495, 506, 548, 643
－地下街中央連絡協議会……(上)494, 496
－地下街に関する基本方針……(上)494, 496, 498, 509
－地下街の占用について(建設省道路局内規)……(上)495
－地下街の取扱いについて(通達)…(上)**494**, 496, 498
－地下街連絡協議会……(上)496
地価公示法……(下)836, **842**
地下高速度鉄道建設費補助……(上)595
地価対策閣僚協議会……(上)92, 110, (下)361, 842, 845, 855
地価の種類……(下)836
地価の動向……(下)**835**, 861, 874
地下利用のガイドプラン……(上)117
地区計画検討会報告書……(上)276
地区計画(制度)……(上)24, 74, 161, 208, **254**, 269, 377, (下)28, 187, 214, 521
－**地区計画制度の創設**……(上)**254**, 260
－地区計画制度創設の経緯～建築審議会と都市計画中央審議会……(上)255
－**地区計画制度の拡充と変遷**……(上)**266**
－**名古屋市における地区計画制度適用の概要**……(上)**276**
－**地区計画制度の運用(届出・勧告)**……(上)**304**
－沿道整備計画(沿道地区計画)……(上)263, 269, 378
－再開発地区計画(制度)……(上)270, 283, (下)352, 365, 367, 369, **387**

－市街化調整区域内地区計画……(上)273
－住宅地高度利用地区計画……(上)271, 283
－集落地区計画……(上)270, (下)521
－防災街区整備地区計画……(上)275, (下)368, 774, 786
－街並み誘導型地区計画……(上)274
－誘導容積型地区計画……(上)271
－容積適正配分型地区計画……(上)273
－用途別容積型地区計画……(上)271
(名古屋市)地区計画等の案の作成手続に関する条例(地区計画手続条例)……(上)277
(名古屋市)地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例(地区計画建築条例)……(上)277, 281
地区再開発事業 ☞地区再開発促進事業
地区再開発促進事業……(下)352, 370, **492**
－築地口地区……(下)595, 682
千種駅南第一種市街地再開発事業……(下)406, 429, 473
千種台駅前広場……(上)703, 720
千種台霞ヶ丘地区(地区計画)……(上)282, 299, (下)627
千種台北地区(住宅地高度利用地区計画)……(上)281, 300, (下)627
千種台中央地区(住宅地高度利用地区計画)……(上)301, (下)627
千種台南地区(住宅地高度利用地区計画)……(上)300, (下)627
地区市街地住宅……(下)377, 504
地区総合整備(事業)……(上)50, 51, 276, 464, (下)230, 390, 393, 394, 396, 405, **551**, 628, 789, 816, 931
地区総合整備推進連絡調整会議……(下)628
地区総合整備(事業)地区……(下)558, 559
－有松地区……(上)469, 700, (下)237, 283, 421, 606
－稲永地区……(下)602
－大須地区……(下)431, 568
－大曽根地区……(下)276, 589
－大高地区……(下)237, 287, 315, 608
－小田井地区……(下)612
－小幡地区……(上)468, 699, (下)416, 458, 614
－笠寺地区……(下)622
－金山地区……(下)583, 927
－米野・名駅南地区……(下)238, 298, 563
－志段味地区……(下)306, 611
－下之一色地区……(下)240, 621
－浄心地区……(下)423, 618
－庄内地区……(下)619
－白鳥地区(神宮西地区)……(下)413, 576
－神宮東地区……(下)569
－千音寺地区……(下)314, 613
－千種台地区……(上)469, 703, (下)623
－築地地区……(下)20, 61, 411, 449, 492, 595, 682
－筒井地区……(上)476, (下)235, 290, 585, 658
－中村地区……(下)620
－那古野地区……(下)346, 566
－納屋橋地区……(下)427, 567
－鳴海地区……(上)469, 699, (下)237, 417, 603
－八田地区……(下)594
－御剱地区……(下)622
地区詳細計画(B プラン)……(上)263
地区方針(地区計画の目標その他当該区域の整備、開発及び保全に関する方針)……(上)262
地方行政調査委員会議……(上)8, (下)887
地方協力……(上)403, 415
地方計画……(上)31
－広域圏地方計画……(上)43
－愛知県地方計画……(上)44, 63, 368, 382
地方財政再建促進特別措置法……(上)707
地方自治法……(上)11, 48, 78, 113, 426, 431, 783, 827, (下)60, 78, 169, 171, 522, 527, 640, 705, 709, 857, 883, 886, 893, 894, 900
地方道路公社法……(上)377, **443**
－基本計画……(上)445
地方分権推進法……(上)197, 245
茶屋ヶ坂駅前広場(茶屋ヶ坂駅交通広場)……(上)469, 700, 719
中央卸売市場 ☞卸売市場
中央卸売市場法……(下)164, 167
中央環境審議会……(下)729, 733, 736
中央公害対策審議会 ☞中央環境審議会
中央新幹線……(上)366
中央走行方式……(上)348, 349, 371
中京地区道路網会議……(上)382
中京圏陸上交通整備調査会議……(上)**332**
中高層階住居専用地区 ☞特別用途地区
(名古屋市)中高層階住居専用地区建築条例……(上)209
(名古屋市)中高層建築物指導要綱…(上)157, 522
(名古屋市)中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整等に関する条例……(上)157, **522**
(名古屋市)中高層建築物日影規制条例……(上)157, 521
注視区域……(下)856, 860, **861**, 870

駐車施設整備に関する基本計画 ☞自動車駐車場整備計画
駐車場案内システム……(上)371, 526, **563**
駐車場整備制度－融資と補助……(上)**522**
駐車場整備地区……(上)142, 518, 529, 531, 534, **535**, 538
－駐車場整備地区計画(案)……(上)530
－名古屋市駐車場条例……(上)538
－標準駐車場条例……(上)518, **537**
－附置義務規定……(上)536
駐車場法……(上)119, 513 **517**, 535, 560
中部圏基本開発整備計画……(上)31, **43**
中部(新)国際空港……(上)322, 326, **368**, 439, 441, (下)238, 299, 584
－(財団法人)中部空港調査会……(上)368, (下)933
－中部国際空港株式会社……(上)368
－中部新国際空港推進調整会議……(上)680
－中部国際空港連絡鉄道株式会社……(上)326, 369
中量軌道系(中量輸送軌道システム)……(上)322, 323, 324, 331, 345, 592, 634, 635, 673, (下)308
超過収用……(下)51, 217, **359**
長期営農継続農地制度……(上)859, 862
長期未整備公園緑地……(上)96, 471, 786, 802, **804**, 851, (下)565
長期未整備公園緑地の都市計画の見直しの方針と整備プログラム(公園緑地整備プログラム)……(上)96, 98, 786, 807
長期未整備都市計画施設への対応……(上)**94**
町村合併 ☞市町村合併
町村合併促進法……(上)62, (下)888
超電導リニア……(上)366
勅使ヶ池墓園……(上)**820**, **821**
勅使ヶ池緑地……(上)775, 820

つ

ツイン区画整理……(下)213
築地第一種市街地再開発事業…(下)411, 449, 597
築地ポートタウン計画……(下)19, 23, 61, 595
筒井土地区画整理事業……(下)236, 294

て

定住構想……(上)**40**
デザイン都市宣言……(下)699
鉄道事業法 ☞鉄道に係る法制度
鉄道に係る法制度……(上)**588**
－鉄道事業法……(上)591, 605, 637
－日本国有鉄道改革法……(上)591
－日本国有鉄道法……(上)590
－日本鉄道建設公団法……(上)590, 595
鉄道復興計画委員会……(上)689, 704
デュアルモード……(上)632, 672, (下)308
電線共同溝の整備等に関する特別措置法 ☞共同溝法
伝統的建造物群保存地区……(上)25, 143, (下)286, **639**, 645, 657, 659

と

東海環状都市帯整備計画調査…(上)362, (下)306
東海環状道路……(上)363, 438, 441
東海豪雨……(下)68, 84, 781
東海道新幹線……(上)**365**, 692, (下)246, 719
東京市区改正条例……(上)77
東京市区改正土地建物処分規則……(上)77
道徳公園……(上)759, 760
東部丘陵線……(上)321, 323, 325, 331, 334, 506, **635**, **673**, (下)743, 745
東部住宅地区計画委員会……(上)168
当面の措置方針 ☞建設省所管事業に係る環境影響評価に関する当面の措置方針
道路位置指定……(上)262, 784, 785, (下)520, **534**
道路開発資金……(上)523, 564
道路構造令……(上)**375**, 415, 439, 457
道路交通センサス……(上)353, 355
道路交通法……(上)350, 422, 513, **520**, **570**
道路事業……(上)472, 478, 661, (下)728
道路斜線制限……(上)155, 156, 158
道路審議会……(上)372, 375, 377, 378, **379**, 403, 448, 518
道路整備緊急措置法……(上)56, 376, (下)3
道路整備五箇年計画……(上)56, 309, 376, 437, 439, 448, (下)271
道路整備特定財源……(上)376, (下)226
道路整備特別会計法……(上)376, (下)208, 406
道路整備特別措置法……(上)376, 400, 417, 431, 444, (下)618
－整備計画……(上)446
道路整備費の財源等に関する臨時措置法 ☞道路整備緊急措置法
道路整備費の財源等の特例に関する法律 ☞道路整備緊急措置法
道路整備プログラム ☞都市計画道路整備プログラム
道路占用……(上)495, 497, 508, 637, 709, (下)456
道路特定財源……(上)376, (下)348
道路と鉄道との交差に係る協定等

－協定等（建設省・国鉄等）……（上）**596**
－方針（名古屋市）……（上）619
道路法……（上）**372**, 376, 379, 495, **571**, 596, 766
同和対策事業特別措置法……（下）372
特殊街路……（上）**493**
－地下街関連（歩行者専用道）…（上）493, 506
－都市モノレール専用道……（上）505, 510, 606
－面整備事業関連（歩行者自転車専用道）…（上）501, 509
特殊建築物……（上）150, 226,（下）**164**, 176
特殊建築物耐火構造規則……（上）226
特定街区……（上）142, **243**, 253,（下）198, 504
－概要（旧都市計画法期）……（上）246
－概要（新都市計画法期）……（上）247
－計画標準・運用指針……（上）244
－法制……（上）243
特定環境保全公共下水道……（下）62
特定行政庁許可……（下）164, 176
特定業務代行方式……（下）429
特定公共下水道……（下）62
特定工作物 ☞第1種特定工作物・第2種特定工作物
特定交通安全施設等整備事業……（上）519, 524, 551, 556, 564, 571, 577, 580, 664,（下）264
特定港湾施設整備特別措置法……（下）2
特定再開発事業……（下）467
特定事業参加者制度……（下）368
特定施設建築物（制度）……（下）**364**, 368, **449**, 453, 597
－特定建築者（制度）……（下）449, 450, 452, 461, 473, **486**
特定住宅市街地総合整備促進事業（特住事業）……（下）**378**, 394, 505
－白鳥地区……（下）414, **578**
－神宮東地区……（上）491, 501, 509, 577, 757,（下）100, 116, 569, **571**, 819
特定重要港湾……（下）1, 7
特定都市河川浸水被害対策法……（下）68
特定土地区画整理事業……（下）212, **304**, **317**, 340
－大高南地区……（上）464, 469, 700, 719,（下）**315**, **325**
－志段味地区（吉根・志段味）……（上）210, 463, 509,（下）**304**, **317**, 334, 611, **750**
－徳重西部地区……（下）228, 269
－富田地区（新家）……（下）314, 324
特別会計（藤前流通業務団地造成事業）…（下）162
特別会計に関する法律……（上）376, 524,（下）3
特別借受賃貸住宅制度……（下）619
特別工業地区 ☞特別用途地区
（名古屋市）特別工業地区建築条例…（上）202, **205**
特別都市計画法……（上）22, 704, 816,（下）205, 219, 225, 232, 245, 349, 407, 513, 774, 776
特定用途制限地域……（上）141
特別用途地区……（上）24, 141, **195**, 519, 535
－研究開発地区（名古屋市）……（上）210
－種類と内容……（上）198
－中高層階住居専用地区（名古屋市）……（上）209
－特別工業地区（準工特工・工業特工）（名古屋市）……（上）202
－文教地区（名古屋市）……（上）199
－法制……（上）145, 195
特別緑地保全地区……（上）843, 851
特例港湾運営会社……（下）4
都市改造事業……（下）207, 348, 510
－大曽根都市改造……（下）227, 259, 589
－豊田都市改造……（下）226, 255
－名古屋駅西都市改造……（上）692, 717,（下）246
都市開発資金……（上）89, **92**, 477, 756, 789, 805,（下）826
都市開発資金の貸付けに関する法律（都市開発資金法）……（上）89, 92, 789,（下）340, 368
都市拠点総合整備事業 ☞新都市拠点整備事業
都市計画公園緑地等検討委員会……（上）**94**, **471**, **805**
都市計画運用指針……（上）67, **113**, 243, 245, 599, 771, 816, 824, 839,（下）182, 187, 523, 639, 642
都市計画基準……（上）31
都市計画基礎調査……（上）**19**
都市計画区域 ☞新旧都市計画法の比較
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）……（上）24, 106, 115,（下）369, 562
都市計画下水道……（下）86, 129
都市計画決定主体 ☞新旧都市計画法の比較
☞都市計画を定める者
都市計画決定手続き ☞新旧都市計画法の比較
都市計画公園・緑地・道路内における都市計画法第53条第1項の許可に関する取扱要綱……（上）94, **97**, 471, 786
都市計画公園緑地等整備推進検討委員会……（上）**94**, **471**, **806**
都市計画事業 ☞新旧都市計画法の比較
都市計画事業制限……（上）17, **77**, 80
☞新旧都市計画法の比較
都市計画審議会……（上）15
☞新旧都市計画法の比較
都市計画制限……（上）16, **74**, 783, 804

－都市計画法第 53 条(許可制度・運用)……(上)74, **81**
－都市計画法第 54 条(許可の基準)…(上)75
－都市計画法第 55 条(事業予定地)…(上)75, **89**
－都市計画法第 65 条(事業制限)……(上)77, **100**
☞新旧都市計画法の比較
都市計画中央審議会……(上)15, 24, 256
都市計画道路整備推進検討委員会…(上)**94**, **471**
都市計画道路整備プログラム(道路整備プログラム)……(上)**95**, 380, **472**
都市計画道路網……(上)456, 470
都市計画道路網整理統合……(上)457
都市計画における環境影響評価の実施について(6・6通達)……(上)410, 432, (下)311, **727**, 729, 758, 765
都市計画による駅前広場の造成に関する協定 ☞駅前広場
都市計画による駅前広場の造成についての建設省・日本国有鉄道申合せ ☞駅前広場
都市計画法及同法施行令戦時特例……(上)7, 145, 227, 826
都市計画法・建築基準法の主要改正……(上)**23**
－建築基準法主要改正……(上)28
－都市計画法主要改正……(上)26
(名古屋市)都市計画法施行細則……(下)526, 528
都市計画法全面改正の背景……(上)**1**
都市計画駐車場……(上)514, 545, 554
都市計画法第 53 条許可の特例……(上)84
－都市高速鉄道……(上)84
－土地区画整理事業……(上)86
都市計画を定めるに際しての環境への影響の配慮に関する当面の取扱い……(下)723
都市計画を定める者(都市計画決定主体、都市計画決定権者)……(上)10, 24, 150, 211, 747, (下)185, 312, 640, 727, 729, 741, 745
都市景観……(上)51, 108, 772, (下)**639**
(名古屋市)都市景観基本計画……(下)25, 651, 654, 665, **667**
－屋外広告物……(下)719
－大規模建築物等……(下)688
－大規模広告物……(下)720
都市景観協定……(下)654, 666, **690**
都市景観形成基準……(下)666, 719
都市景観形成モデル都市……(下)683
(名古屋市)都市景観懇談会……(下)**651**, 664
－第 1 次……(下)651
－第 2 次……(下)654
都市景観市民団体……(下)666, 682, **691**, 694
都市景観重要建築物等……(下)647, 665, 667, **689**, 694
都市景観賞……(下)655, **691**
(名古屋市)都市景観条例……(上)50, (下)25, 58, 646, 650, **664**, 719
都市景観条例案の体系図……(下)655
都市景観審議会……(下)664, 667, 689, 697
都市景観整備計画……(上)50, (下)666, 678
－都市景観整備計画基礎調査……(下)650
－都市景観整備計画策定調査……(下)651
都市景観整備地区(都市景観形成地区)……(下)647, 654, 664, 665, 673, **675**
－今池地区……(下)685
－築地地区……(下)601, 682
－名古屋駅地区……(下)679
－久屋大通地区……(下)677
－広小路・大津通地区……(下)684
－四谷・山手通地区……(下)684
－屋外広告物……(下)719
－届出件数の推移……(下)686
都市景観施策の体系……(下)653
都市景観(整備)モデル地区……(下)651, 677
都市下水路……(下)62, **63**, 80, 110
－都市下水路事業……(下)**139**
－都市下水路の都市計画……(下)**129**
都市公園等整備緊急措置法……(上)58, 728, 746, 771, 786, 804
都市公園等整備五箇年計画……(上)58, 728
都市公園法……(上)98, 723, **728**, 746, 764, 766, 771, 779, 801, (下)41, 115, 825
都市高速鉄道……(上)**605**, **637**
(名古屋)都市高速道路……(上)**417**
－都市高速道路計画の経緯……(上)417
－都市高速道路の計画
－当初決定……(上)421
－高速 2 号線、高速 1 号線東部、鏡ヶ池線……(上)423
－都心ループ、構造……(上)425
－高架構造(再変更)……(上)431
－高速 1 号線留保解除……(上)434
－名濃道路……(上)437
－高速 3 号線……(上)439
－名岐道路……(上)440, 442
－都市高速道路の整備と供用…(上)443, 449
－環境影響評価……(上)432, 436, 440, 441
都市高速道路調査専門委員……(上)**426**, 512
都市交通審議会……(上)**311**, 326, 329
－昭和 36 年都市交通審議会……(上)**311**, 417, 526, 607, 685
－昭和 47 年都市交通審議会……(上)85, **317**

都市再開発基本計画……(下)363, **390**, **551**
都市再開発の概念……(下)351
都市再開発法……(上)23, 24, 104, 116, 142, 230, 266, 270, 374, (下)**357**, 381, 387, 393, 442, 482, 551, 774
都市再開発法制研究委員会……(下)360
都市再開発方針……(上)116, 138, (下)**364**, 368, 390, **393**, **551**
－1 号市街地・2 号地区……(下)**364**, 398, **551**, 556, 561
－2 項地区……(下)368
－大都市比較……(下)398
都市再開発法制研究委員会……(下)360
都市再生整備計画……(下)287
都市施設(の種類)……(下)**145**
☞新旧都市計画法の比較
都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律(樹木保存法)……(上)723, (下)639
(名古屋市)都市美観優秀建築物表彰制度……(下)655, 692
都市防災構造化計画……(下)780, **805**, 809
都市防災構造化対策事業計画……(下)779, **802**
都市防災不燃化促進事業……(上)211, 213, 219, **230**, (下)574, 778, **816**, 824
－神宮東地区(三本松・花表地区)…(上)218, 238, 757, (下)571, 574, **818**
－広小路線地区……(上)220, 238, 477, 757, (下)620, **821**
－広小路線東部地区…(上)220, 240, (下)**822**
－広小路線東部第二地区……(上)222, 240, (下)**823**
都市マス ☞市町村の都市計画に関する基本的な方針(市町村マスタープラン)
都市モノレール(専用道)……(上)493, 505, 592, 606, **631**, **669**
都市モノレールの整備の促進に関する法律 ☞軌道に係る法制度
都市問題研究所……(下)922
都市緑地……(上)**774**, 780
都市緑地法…(上)729, 823, 839, 841, 855, (下)641
都市緑地保全法……(上)107, 109, 143, 262, 732, 742, 823, 839, **841**, 854, (下)639, 710
都市緑化推進計画策定要領……(上)731
(名古屋市)都市緑化推進計画(緑のグランドデザイン 21)……(上)**742**
都市緑化対策推進要綱……(上)**730**, 731
都市緑化のための植樹五箇年計画……(上)731
都心共同住宅供給事業……(下)355, 377, 578
戸田川緑地……(上)777, 800
土地基金(制度)……(上)**21**, 787, 805, 847
土地基本法……(上)859, (下)837, **876**
土地区画整理事業……(上)86, 735, (下)**205**, 519, 530, 785, 896, 907
－法制度の変遷……(下)**205**
－施行者の拡充……(下)**206**
－事業制度……(下)**207**, 211
－**市街地の形成**……(下)**215**
－**公共団体等施行**……(下)**225**, **243**
－筒井地区総説……(下)232, 290
－緑 3 地区(鳴海・有松・大高)総説…(下)236
－**特定土地区画整理事業等**……(下)**304**, **317**
－組合施行・個人施行……(下)329, 344
土地区画整理促進区域 ☞促進区域(制度)
土地利用基本計画……(下)855, 859, 866
土地臨調 ☞臨時行政改革推進審議会
特許会社(方式)……(下)3
特許都市計画事業……(上)16, 508, 555
TOP UP ビジョン……(下)556
届出駐車場……(上)514, **560**
豊田土地区画整理事業……(上)463, 623, 651, (下)**226**, **255**, 443
豊田本町防災建築街区造成事業……(下)256, **444**
取引価格……(下)838
土古公園……(上)98, 786

な

中川運河……(下)43, 45, 47, 58, 103, 119, 238, 240
－中川運河沿線土地区画整理事業……(下)51, 217, 238
－中川運河整備基本計画(中川運河再開発基本計画)……(下)49, 61
－中川運河緑地……(下)41
中志段味特定土地区画整理事業……(上)463, (下)**313**, **321**
那古野一丁目土地区画整理事業……(下)346
名古屋駅前広場(名古屋駅交通広場)……(上)463, 469, 500, 584, 691, **695**, 717
名古屋ガイドウェイバス(株)……(上)669
名古屋環状 2 号線 ☞環状 2 号線一般部
名古屋環状二号線開発公社……(上)404, (下)849
名古屋環状 2 号線整備促進期成同盟委員会……(上)400
名古屋空港……(上)**367**, 438
名古屋港管理組合……(上)391, 415, 680, (下)19, 23, 42, **43**, 49, 51, 53, **60**, 61, 171, 682, 830
名古屋港基本構想……(上)680, (下)**14**, 23, 40, 61
名古屋港景観基本計画……(下)25
名古屋港港湾計画 ☞港湾計画
名古屋港水族館……(下)41, 61

名古屋高速道路公社(道路公社)……(上)426, 431, 435, 441, **443**, 452, 453, 476, (下)758, 827
名古屋高等裁判所・地方裁判所……(下)721
名古屋港埠頭(株)……(下)4
(財)名古屋港埠頭公社……(下)4
名古屋港分区条例 ☞名古屋港臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例
名古屋港ポートビル……(下)41, 61
名古屋港緑化計画……(下)24
名古屋港緑化計画要綱……(下)24
名古屋港臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例……(下)29, 33
名古屋港ワイルドフラワーガーデン・ブルーボネット……(下)41
名古屋コンテナ埠頭(株)(NCB)……(下)4
なごやサイエンスパーク(事業)……(下)318, 611, 854
名古屋市屋外広告物審議会……(下)664, 710
名古屋市開発公社……(下)154, 158, 183, **849**
名古屋市環境影響評価審査委員……(下)736
名古屋市環境影響評価審査会……(下)739
名古屋市環境審議会……(下)733, 737
名古屋市基幹公共交通網調査委員会……(上)**342**, 633, 680, (下)308
名古屋市基本計画……(上)48, **49**
名古屋市基本構想……(上)**48**
名古屋市区及町界町名地番整理方針……(下)**901**
名古屋市組合区画整理指導基準……(上)749, (下)338
名古屋市公害対策審議会 ☞名古屋市環境審議会
名古屋市市政資料館……(下)700, 721
名古屋市実施計画等……(上)52, 53
名古屋市将来計画・基本計画……(上)**47**, 48, 63
名古屋市将来計画基本要綱……(上)62
名古屋市新基本計画……(上)48, **50**
名古屋市政調査会……(上)**13**
－建設環境部会…(上)94, 393, 432, 435, 471, (下)310, 745
－建設清掃部会……(上)173, 423, 424, 426, (下)409, 745
－計画建設部会……(上)95, 440, 471
名古屋市総合排水計画……(下)80
名古屋市町名、町界審議会(町名町界審議会)……(下)902, 913, 915
名古屋市町名、町界整理方針……(下)**902**
名古屋市都市計画審議会……(上)11, 13, 73, 394, (下)753, 765
☞新旧都市計画法の比較
名古屋市都市計画マスタープラン……(上)**108**, (下)562, 628
名古屋都市計画区域マスタープラン……(上)**119**
名古屋市都市景観基本計画……(下)25, 651, 654, 665, **667**, 688, 719
名古屋市土地開発公社……(下)**849**, 854
－用地取得(先行取得・先行買収)……(上)404, 558, 787, 850, (下)299, 318, 319, 322, 327, 414, 576, 578
名古屋市における駐車施策の基本方針に関する提言……(上)526, 528, 541, 550, 565
名古屋市についての流通業務施設の整備に関する基本方針 ☞流通業務施設の整備に関する基本方針
名古屋新世紀計画 2010……(上)48, **51**, 108
名古屋西部流通業務団地基本計画……(下)155
名古屋大都市整備計画懇談会……(上)383, 387, 421, (下)150
名古屋地区流通業務市街地整備基本計画に関する調査研究……(下)151, 153
名古屋鉄道(名鉄)……(上)369, 591, 704, 709
－瀬戸線(栄乗り入れ)……(上)548, **616**, 640, **644**
－瀬戸線、常滑線、犬山線、名古屋本線(連続立体交差事業) ☞連続立体交差事業
☞相互直通運転(相互乗り入れ)
名古屋都市計画区域(指定と変遷)…(上)**65**, **67**, **72**
名古屋都市センター……(下)632, 638, **921**
－**始動期**(平成 3 年 7 月～)……(下)**926**
－**本格稼働期**(平成 11 年 3 月～)……(下)**929**
－設立趣意書……(下)921
名古屋西駅前広場(名古屋駅西口駅前広場)……(上)692, 717
(財)名古屋フェリー埠頭公社……(下)4
名古屋復興都市計画高速度鉄道(路線)…(上)606
名古屋方式(工事先行方式)……(上)748(下)350
名古屋まちなみデザインセレクション ☞都市景観賞
名古屋南 JCT(ジャンクション)……(下)327
名古屋臨海高速鉄道(株)……(上)681, **682**
ナディアパーク……(上)250
納屋橋西第一種市街地再開発事業……(下)427, 471, 567
鳴子土地区画整理事業……(下)228, 268
鳴海駅前第一種市街地再開発事業・鳴海駅前第二種市街地再開発事業……(上)239, (下)417, 458, 603
鳴海駅前広場(鳴海駅北交通広場・鳴海駅南交通広場)……(上)631, 699, 718, (下)603
鳴海上汐田土地区画整理事業……(下)232, 280
鳴海地区沿道整備街路事業……(下)344, 603
鳴海都市計画(区域)……(上)65, 167, 234, 235, 693, (下)90, 131, 140, 228, 236
南極観測船「ふじ」……(下)41, 61, 682

南郊運河……(上)775, (下)54, 56, **57**, 119
南郊緑地……(上)775, (下)58, 103
南方貨物線……(上)620, 649, 679, **683**

に

新家特定土地区画整理事業……(上)186, (下)314, 324
新海池公園……(上)756, 802, (下)827
2 号地再開発計画(親しまれる 2 号地ふ頭再開発計画)……(下)39, 61
荷さばき駐車場(駐車施設)……(上)533, 545
西尾武喜(西尾市政、西尾市長)……(上)342, 410, 801, (下)667, 934
西名古屋港線 ☞あおなみ線
西名古屋港線整備検討会議 ☞あおなみ線
西名古屋港線旅客線化計画研究会 ☞あおなみ線
21 世紀の国土のグランドデザイン☞国土総合開発計画
21 世紀への港湾……(下)6, 11
(名古屋市)日照等指導要綱……(上)157
日本開発銀行……(上)**522**, 681
日本国有鉄道改革法 ☞鉄道に係る法制度
日本国有鉄道法 ☞鉄道に係る法制度
日本住宅公団法……(下)207, 377
日本鉄道建設公団法 ☞鉄道に係る法制度
日本鉄道建設公団民鉄線整備補助……(上)595
日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(社会資本整備特別措置法)……(上)445, 523
日本列島改造論……(上)34, (下)361, 845, 855
任意再開発手法……(下)370, 569
認定再開発事業……(下)353, 368

ぬ

ね

の

農地転用……(上)20
農林調整……(上)130
野並地区(地区計画)……(上)291

は

パークアンドライド駐車場……(上)515, **556**
パーソントリップ調査……(上)**355**, 359
廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)……(上)839, (下)165, **175**
排水区域の変遷
－公共下水道……(下)89, 91
－都市下水路……(下)129, 132
廃藩置県……(下)883, 887, 901
バス路線総合整備計画協議会 ☞基幹バス
八田駅前広場(八田駅北駅前広場・八田駅南駅前広場)……(上)469, 629, 691, 702, 714
八田総合駅……(上)627, **713**
花車ビル……(下)442
花・水・緑 なごやプラン ☞(名古屋市)みどりの基本計画
原駅周辺地区(地区計画)……(上)286
春田駅前広場(春田駅前交通広場)……(上)469, 701, 720
番地整理促進協議会 ……(下)898

ひ

P 線補助……(上)594, **595**, 641, 644
日影規制……(上)23, 157, 175, 211, 216, 255, 521
東墓園(苑)……(上)817, 821, 836, 850, (下)247
東山公園……(上)83, 89, 423, 453, 759, 789, 798, 849, (下)226, 765, 803, 853
東山通地区(地区計画) ☞末盛通地区・東山地区(地区計画)
氷上公園・火上山緑地保全地区……(上)89, 765, 790, 819, 835
美観地区……(上)142, (下)639, **642**, 651
引山交通広場……(上)350, 469, 583, 698, 717
被災市街地復興推進地域……(下)784, 817
被災市街地復興特別措置法……(下)774, 779, 784, 817
久屋大通公園……(上)100, 550, 766, 801, (下)115, 679
泥江第一種市街地再開発事業・泥江市街地再開発事業……(上)643, (下)410, 445, 566
避難地 ☞広域避難地
日比野第一種市街地再開発事業……(下)413, 452
標準地(地価公示法)……(下)837, 842, 870
表定速度……(上)337, 352
広場公園・ひろば緑地……(上)725, 729, 772, **780**

ふ

風紀地区……(上)22
風致地区……(上)723, 733, 783, 784, **823**, (下)639
－第一種風致地区……(上)**835**
－段階規制……(上)**834**, 838, (下)640
風致地区取締規則……(上)783, 826, 829

(名古屋市)風致地区内建築等規制条例(風致条例)……(上)785, **829**, 839, (下)640
(住工・住商)複合地……(上)50, 204
副都心構想……(上)688
藤前地区……(上)135, (下)154, 158, 183
藤前流通業務団地……(上)465, (下)154, 158
－地盤改良……(下)161
附置義務駐車施設……(上)514
復興計画の基本……(上)606, 616, 619, 689
物資流動調査……(上)**357**, 359
不燃化促進区域……(下)574, 802, 805, 817
－三本松・花表地区…(上)218, 238, (下)571
－広小路線地区……(上)238, (下)620, 821
－広小路線東部地区…(上)220, 240, (下)822
－広小路線東部第二地区…(上)240, (下)823
ふるさとの顔づくり土地区画整理事業…(下)263, 285
文化財保護法……(下)639, **645**, 657
文化のみち……(下)699
－旧川上貞奴邸(文化のみち二葉館)…(下)701
－文化のみち橦木館(旧井元為三郎邸)……(下)702
－旧豊田佐助邸……(下)702
－旧春田鉄次郎邸……(下)703
文教地区 ☞特別用途地区
(名古屋市)文教地区建築条例……(上)200
分区……(上)142, (下)**28**, 29, 32
分区園……(上)725, 729
分区条例 ☞名古屋港分区条例
分子医学研究所……(下)922
分流式下水道……(下)68, **105**

へ

平和公園……(上)**821**, 845, 850, (下)225, 247

ほ

防火建築帯……(上)229, 233, (下)357, 441, 642
防火建築帯造成事業……(下)441
防火地域・準防火地域……(上)**226**, (下)783
－法制……(上)226
－変更の経緯(概要)……(上)230
－市街地建築物法期……(上)230
－4 用途地域期:S26～S47……(上)232
－8 用途地域期:S47～H8……(上)235
－12 用途地域期:H8～……(上)240
防火地区……(上)142, 226, 229, **231**, 232
防火地区建築補助規則……(上)229
防空法……(上)227
防災街区整備地区計画 ☞地区計画(制度)
防災街区整備方針……(上)120, (下)774, 782, 813
防災計画……(上)56, (下)771
防災建築街区
－防災建築街区造成組合……(下)358, 443
－防災建築街区造成事業……(上)234, (下)256, 403, **443**, 505
－防災建築街区造成法……(上)230, 234, (下)357, 443, 774
防災公園……(上)725, 729, **754**, (下)565, **825**
防災再開発促進地区(防災再開発の方針)……(上)119, (下)774, 782, **813**
防災対策緊急事業計画……(上)725, 755, 757, (下)571, 777, 788, **800**, 807, 819
防災緑地……(上)756
防災緑地緊急整備事業……(上)**756**, 786, **802**, (下)565, 826
墓地(墓苑)計画標準……(上)816
(名古屋市)墓園問題協議会……(上)818, 820
ポートルネッサンス 21……(下)6
北陸・中京新幹線……(上)366
(名古屋市)歩行者系サインマニュアル……(下)681, **696**, 697
歩行者自転車専用道・歩行者専用道……(上)493, 498, **501**, **509**
保存樹、保存樹林……(上)841, (下)639, 640
墓地移転……(上)836, (下)247
保留人口フレーム……(上)111

ま

まちづくり活動助成 ☞助成制度
街づくり活動特別助成 ☞助成制度
(都市計画における)マスタープラン……(上)**103**, **108**
まちづくりびと養成講座……(下)930
まちなみ指針……(上)296, (下)286
町並み保存地区……(上)296, (下)283, 607, 657
(名古屋市)町並み保存要綱……(下)283, 646, **657**, 700
街並み誘導型地区計画 ☞地区計画(制度)
松重閘門……(下)58
「マルサ」計画……(上)417
丸の内駅前第一種市街地再開発事業……(下)424, 467

み

(用途地域)未指定地域……(上)149, 158, 162
水広下土地区画整理事業……(下)316, 328
未着手都市計画道路の整備方針……(上)95, 472

密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(密集法)……(上)25, 119, 275, (下)367, 774
密集住宅市街地整備促進事業……(下)355, 373, 374, 379, 497, 815
密接関連街路事業 ☞総合有料道路事業
みどりが丘公園……(上)821, (下)853
緑 3 地区(鳴海・有松・大高)……(下)236, 280
緑の基本計画 ☞緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画
(名古屋市)みどりの基本計画(花・水・緑 なごやプラン)……(上)**109**, 734, **742**
緑のグランドデザイン 21 ☞(名古屋市)都市緑化推進計画
(名古屋市)緑の総合計画……(上)734, **741**
緑のマスタープラン……(上)116, **735**
(名古屋市)緑のマスタープラン……(上)**735**, 739, 834, 844
緑のまちづくり構想……(上)**734**, 741, 777, (下)338
港橋・港橋広場公園……(下)21, 601
南墓園……(上)765, 775, **818**, 835
民営鉄道協会申合せ ☞駅前広場
民間施設並存公営住宅建設事業……(下)505
民鉄線利子補給制度 ☞P 線補助

む

無利子貸付金(土地区画整理事業)…(下)205, 340

め

名岐道路 ☞都市高速道路
名港三大橋(名港トリトン)……(上)**414**
名四国道(国道 23 号)……(上)378, 391, 411, 423, 452, 460, 478,(下)156, 161, 271, 315, 327, 750
名四国道立体化……(下)161
名城公園……(上)246, 739, 759, 763, 767, (下)196, 198, 201, 721
明徳公園……(上)756, 802, (下)827
名濃道路 ☞都市高速道路

も

モードインターチェンジ……(上)672
木造賃貸住宅地区総合整備事業……(下)374, 497
モニタリングポスト ☞常時観測機器
守山都市計画区域……(上)65
－地域地区関連……(上)167
－駅前広場関連……(上)691, 693, 699
諸ノ木北部地区(地区計画)……(上)294

や

焼け止まり線……(下)812, 813
八事保勝会……(上)827
山崎川運河……(下)47, 54
山手植田線……(上)89, **458**, 477
山中地区(地区計画)……(上)277, **285**
山梨リニア実験線……(上)366

ゆ

遊休土地制度……(下)863, 874
誘導容積型地区計画 ☞地区計画(制度)
優良建築物等整備事業……(下)352, 370, 489
－大曽根地区……(下)490, 591
－庄内地区……(下)619
有料道路支援関連事業 ☞街路事業
有料道路制度……(上)372, 376, 404
有料融資事業……(上)445, 475, 523
豊かなウォーターフロントをめざして……(下)6
ゆとりーとライン……(上)325, 669, 671

よ

要整備地区……(下)390, 393, 396, 553, 557
容積適正配分型地区計画 ☞地区計画(制度)
容積率制……(上)23, 145, 156, 173
－特例容積率適用地区……(上)146
－容積率規制……(上)155, 156, 173
用途地域…(上)23, **149**, 150, 162, 188, (下)28, 783
－形態規制……(上)23, 155
－法制……(上)23, 150
－用途規制……(上)151
－用途地域変遷の概要:3 用途地域期(T13～S26:名古屋市)……(上)162
－用途地域変遷の概要:4 用途地域期(S26～S47:名古屋市)……(上)165
－用途地域変遷の概要:8 用途地域期(S47～H8:名古屋市)……(上)172, 188
－用途地域変遷の概要:12 用途地域期(H8～:名古屋市)……(上)182, 188
用途別容積型地区計画 ☞地区計画(制度)
予定区域(市街地開発事業)……(上)**23**, **76**, 80, (下)878
四全総 ☞国土総合開発計画

ら

り

立体換地……(下)208, **358**, 774
立体型公園・立体都市公園……(上)729, 801
立体交差事業 ☞連続立体交差
立体道路制度……(上)372
立地基準(都市計画法第 34 条)……(上)21, (下)518, 523, 531, 541
流域下水道……(下)62
流域下水道計画……(下)76
流域別下水道整備総合計画……(下)68, 71, **73**, 109
流通業務効率化基盤整備事業……(下)150
流通業務市街地の整備に関する基本調査……(下)150
流通業務市街地の整備に関する法律(流市法)……(下)**146**, 160
流通業務施設の整備に関する基本方針……(下)146
－名古屋市についての流通業務施設の整備に関する基本方針……(下)152, 158
流通業務団地……(下)**147**, **150**, 158, 183
流通業務団地進出予測調査報告書……(下)151
流通業務団地造成事業……(下)160
流通業務地区……(上)143, 465, (下)**146**, 147, 151, 152, 154, 156
流通センター進出意向調査……(下)151
(都市高速道路の)留保・留保解除……(上)396, 419, 429, **434**, 489, **512**, (下)746, 765
緑地計画標準……(上)816
緑地の種別……(上)**771**
緑地地域(制度)……(上)22, (下)513
緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画(緑の基本計画)……(上)**107**, **732**
緑地保全地域……(上)843, 855
(特別)緑地保全地区……(上)841, **843**
－八竜地区……(上)844, 847
－平和公園南部地区……(上)845, 850
－安田池……(上)850, (下)313, 322
緑道……(上)760, 772, **777**, (下)808
(名古屋市)緑道整備基本計画……(上)502, **778**
緑被率……(上)742, 839
緑化協定……(上)841, 843, **854**, (下)641
緑化 5 カ年計画……(上)**735**
緑化地域……(上)843, **854**, (下)641
緑化率……(上)262, 854, (下)641
(名古屋市)**臨海部防災区域建築条例**((名古屋市)災害危険区域に関する条例)……(下)273, 784, **790**, **794**, **795**
臨港地区……(上)142, 681, (下)24, **27**, 42, 48, 240
臨時行政改革推進審議会(新行革審・土地臨調)…(上)112, 374, (下)876
臨時防火建築規則……(上)227, 230, 232

る

れ

歴史的風致維持向上地区計画……(上)**275**
歴史的風土特別保存地区…(上)142, 841, (下)644
歴史的風土保存区域……(上)142,(下)644
歴史的町並み保存(事業)……(下)567, 607, 645
歴史の里……(下)308, 313, 321, 612
連続立体交差事業……(上)404, 481, **597**, 605, 619, **647**, 656, 694, (下)737
－東海旅客鉄道関西本線・近畿日本鉄道名古屋線……(上)627, 653
－高架下利用……(上)655
－事業の優先順位……(上)656
－事業効果・評価……(上)658
－名古屋鉄道犬山線……(上)624, 652, (下)612, 751
－名古屋鉄道瀬戸線…(上)621, 650, (下)264
－名古屋鉄道常滑線…(上)623, 651, (下)256
－名古屋鉄道名古屋本線……(上)629, 648, 654, (下)417, 622
－日本国有鉄道東海道本線……(上)620, 649, 683
－道路と鉄道との交差に関する建設省・日本国有鉄道協定に基づく既設こ道橋の改築、鉄道の高架化、操車場の新設の場合等における費用負担についての覚書(1964 年)…(上)597
－都市における道路と鉄道との連続立体交差化に関する協定(建運協定, 1969 年)……(上)598
－都市における道路と鉄道との連続立体交差化に関する要綱(2004 年) ……(上)598
－立体交差事業(建運協定以前)……(上)647

ろ

路外駐車場整備計画……(上)519, 529
六大都市行政監督ニ関スル法律……(上)9, (下)885, 894
6・6通達 ☞都市計画における環境影響評価の実施について
路上駐車施設・路上駐車場…(上)374, 514, 517, 520
路上の駐車場所・路外の駐車場所……(上)514
路線価 ☞固定資産税路線価、相続税路線価
路線防火地域 ☞防火地域・準防火地域
路線防火地区……(上)229, 230

わ

Y 型ダブルデッキ(構造) ☞ダブルデッキ構造

編集体制

名古屋都市計画史編集実行委員会名簿

（平成29年4月現在）

委員長	田宮　正道	前名古屋市副市長
副委員長	菊池　文泰	名古屋市住宅都市局副局長
副委員長	水谷　嘉則	(公財)名古屋まちづくり公社常務理事
委員	川口　泰男	(公財)名古屋まちづくり公社名古屋都市センター事業部長
	渡邉　義男	名古屋市住宅都市局都市計画部長
監事	西村　浩幸	名古屋市住宅都市局企画経理課長
		（以下前委員等の職名は、委員在任時の職名である）
（前委員長）	入倉　憲二	(公財)名古屋まちづくり公社　顧問
	松尾　稔	(公財)名古屋まちづくり公社　最高顧問
（前副委員長）	服部　明彦	名古屋市住宅都市局副局長
	田宮　正道	名古屋市住宅都市局長
	入倉　憲二	名古屋市住宅都市局長
	後藤　勝彦	(公財)名古屋まちづくり公社常務理事
	前田　健	(公財)名古屋まちづくり公社常務理事
	羽根田　英樹	(公財)名古屋まちづくり公社上席調査研究統括監
（前委員・公社等）	山口　一勝	(公財)名古屋まちづくり公社常務理事
	水谷　嘉則	(財)名古屋都市整備公社常務理事
	井戸　顕	(財)名古屋都市整備公社常務理事
	春名　秀樹	(財)名古屋都市センター副理事長
（前委員・行政）	安藤　隆光	名古屋市住宅都市局副局長
	住田　博	名古屋市住宅都市局副局長
	山本　哲士	名古屋市住宅都市局副局長
	田宮　正道	名古屋市住宅都市局理事
	長谷川　和司	名古屋市住宅都市局理事
	二村　康成	名古屋市住宅都市局都市計画部長
	宮部　晃	名古屋市住宅都市局都市計画部長
	浅井　邦彦	名古屋市住宅都市局都市計画部長
	川口　泰男	名古屋市住宅都市局都市計画部長
	炭与　志昭	名古屋市住宅都市局都市計画部長
（前監事）	竹田　志津代	名古屋市住宅都市局企画経理課長
	植村　信一	名古屋市住宅都市局企画経理課長
	上垣　孝三	名古屋市住宅都市局企画経理課長

名古屋都市計画史編集実行委員会事務局

（平成29年4月現在）

事務局長	青木　公彦	(公財)名古屋まちづくり公社名古屋都市センター参事(企画)
事務局	石田　恵子	(公財)名古屋まちづくり公社名古屋都市センター企画課
		(公財)名古屋まちづくり公社名古屋都市センター企画課、調査課
		名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課
（前事務局長）	杉山　正大	元(公財)名古屋まちづくり公社名古屋都市センター専任研究員

編集体制

名古屋都市計画史編集会議　委員名簿

（平成29年3月現在）

委　員　長	兼松　公平	元名古屋市計画局長
副委員長	三木　常義	元名古屋市計画局長
委員（学識経験者）	山本　幸司	名古屋工業大学　名誉教授
	瀬口　哲夫	名古屋市立大学　名誉教授
委員（行政経験者）	岡田　年弘	元名古屋市住宅都市局長
	一見　昌幸	元名古屋市住宅都市局長
	尾崎　好計	元名古屋市住宅都市局長
委員（行　政）	二村　康成	名古屋市住宅都市局都市計画部長
	渡邉　義男	名古屋市住宅都市局建築指導部長
	植村　信一	名古屋市住宅都市局都市整備部長
	横地　玉和	名古屋市住宅都市局リニア関連都心開発部長
委員（公　社）	川口　泰男	（公財）名古屋まちづくり公社名古屋都市センター事業部長
	青木　公彦	（公財）名古屋まちづくり公社名古屋都市センター参事

（以下前委員の職名は、委員在任時の職名である）

（前委員・行政）	田宮　正道	名古屋市住宅都市局長
	山本　哲士	名古屋市住宅都市局副局長
	住田　博	名古屋市住宅都市局副局長
	安藤　隆光	名古屋市住宅都市局副局長
	宮部　晃	名古屋市住宅都市局都市計画部長
	浅井　邦彦	名古屋市住宅都市局都市計画部長
	川口　泰男	名古屋市住宅都市局都市計画部長
	炭与志昭	名古屋市住宅都市局都市計画部長
	戸崎　智文	名古屋市住宅都市局建築指導部長
	伊藤　誠	名古屋市住宅都市局建築指導部長
	荒川　政司	名古屋市住宅都市局建築指導部長
	岡崎　吉則	名古屋市住宅都市局都市整備部長
	三宅　光治	名古屋市住宅都市局都心開発部長
	服部　明彦	名古屋市住宅都市局まちづくり企画部長
	安藤　隆光	名古屋市住宅都市局まちづくり企画部長
	渡辺　博	名古屋市住宅都市局都市再生推進部長
（前委員・公社等）	羽根田　英樹	（公財）名古屋まちづくり公社上席調査研究統括監
	青木　公彦	（公財）名古屋まちづくり公社名古屋都市センター事業部長
	川口　泰男	（財）名古屋都市センター事務局長

編集体制

名古屋都市計画史編集会議作業部会　部会員名簿

（平成29年3月現在）

作　業　部　会　長	(公財)名古屋まちづくり公社名古屋都市センター参事（まちづくり支援、都市計画史）
副　部　会　長	名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課長
	(公財)名古屋まちづくり公社名古屋都市センター事業部調査課長
名古屋市住宅都市局	企画経理課企画係長
	都市計画部都市計画課総括係長
	都市計画部都市計画課都市計画係長
	都市計画部都市計画課地域計画係長
	都市計画部街路計画課街路計画係長
	都市計画部都市景観室調査企画係長
	都市計画部交通企画課企画調査係長
	都市計画部交通施設管理課施設管理係長
	建築指導部建築指導課市街地建築係長
	建築指導部開発指導課開発審査係長
	都市整備部まちづくり企画課企画係長
	都市整備部市街地整備課総括係長
	都市整備部区画整理課審査係長
	都市整備部臨海開発推進室臨海部拠点整備係長
	リニア関連都心開発部都心まちづくり課整備推進係長
(公財)名古屋まちづくり公社	名古屋都市センター事業部調査課研究主査

以前に作業部会を構成していた組織　（上記重複を除く）

作　業　部　会　長	名古屋都市センター専任研究員
名古屋市住宅都市局	都市計画部都市計画課緑地計画係長
	都市計画部街路計画課街路第一係長
	都市計画部交通施設計画課計画第一係長
	建築指導部建築指導課建築指導係長
	まちづくり企画部まちづくり企画課企画係長
	まちづくり企画部拠点まちづくり課整備推進係長
	まちづくり企画部区画整理課審査係長
	まちづくり企画部臨海開発推進課臨海部拠点整備係長
	都心開発部都心まちづくり課整備推進係長
	市街地整備部市街地整備課総括係長

執　　筆

名古屋都市計画史Ⅱの本編については、各章の原稿を編集実行委員会事務局のほか担当分野経験者が分担して執筆しました。以下がその担当章と執筆者です。

本　編　（本 論）

第1編（すべて） 第2編（第1～3章） 第3編（第2章、第3章） 第5編（第1章、第3章） 第6編（第1章、第2章） 第7編（第1章、第3章、第5章）	元名古屋都市計画史編集実行委員会事務局長	杉 山　正 大
第2編第4章　地区計画等	元名古屋市住宅都市局長	尾 崎　好 計
第3編第1章　交通計画 第7編第2章　環境影響評価	元名古屋市上下水道局技術本部長	英 比　勝 正
第3編第4章　鉄道・総合駅・駅前広場	元名古屋市住宅都市局施設計画課長	水 野　雅 幸
第4編（すべて） 第6編第3章　開発行為	名古屋都市計画史編集実行委員会事務局長	青 木　公 彦
第5編第2章　下水道	元名古屋市上下水道局企画部長	落 合　博 和
第6編第4章　地区総合整備	元㈶名古屋都市センター調査課	青　山　　嵩
第7編第4章　土地対策	元㈶名古屋都市整備公社総務部長	恒 川　平 章
名古屋都市センター	元名古屋市上下水道局次長	羽 根 田 英 樹

本　編　（コ ラ ム）

下記以外のコラム	（本論に同じ）	杉 山　正 大
名古屋港管理組合の発足 名古屋港における施設整備	（本論に同じ）	青 木　公 彦
下水道の歴史としくみ	（本論に同じ）	落 合　博 和
まちづくりと国際会議	名古屋都市計画史編集実行委員会事務局	石 田　恵 子

図 集 編・年 表 編（編集・構成）

名古屋都市計画史編集実行委員会事務局　　石 田　恵 子

執筆・編集・構成にあたっての資料収集・整理、校閲

名古屋都市計画史編集実行委員会事務局

名古屋市住宅都市局都市計画課

名古屋都市計画史編集会議作業部会

名古屋市住宅都市局はじめ関係各局所管担当課

編集・発行作業経緯

平成20年度　編集準備（資料収集、「続・名古屋都市計画史（仮称）編集準備会」の設置、運営）

平成21年度　名古屋市と（財）名古屋都市センターの間で名古屋都市計画史の編集発行について基本合意を締結した。
基本合意に基づき、名古屋都市計画史編集実行委員会」（以下「実行委員会」という）および実行委員会事務局」（以下「事務局」という）を設置し、同じく、名古屋都市計画史編集会議」（以下「編集会議」という）および「編集会議作業部会」（以下「作業部会」という）を設置した。
資料収集と概要整理（各章単位に箇条書きによる整理とまとめ）を開始した
（実行委員会は、以後平成28年度まで年2回開催し、編集に係る方針を決定し、事務局を指揮監督して編集作業を継続実施した。また、編集会議は平成24年度までは年4回、以後平成28年度まで年2回開催し、事務局の編集作業進捗に応じて整理された資料、原稿を精査するとともに内容を正した。作業部会は事務局の資料要請に応じて資料を提供するとともに、事務局が収集整理した内容を適時精査して正した。）
都市計画担当の元行政職員等に対するインタビューを開始し、平成24年度まで実施した。

平成22年度～平成23年度
資料収集と各章概要整理を継続した。

平成24年度　各章概要整理を一部除きおおむね終了した。
事務局にて素原稿を作成し、事務局内校閲と作業部会および編集会議による校閲を経て原稿案を作成する作業を開始した。

平成25年度　引き続き素原稿作成および校閲を経て原稿案の作成作業を進めるとともに、追加資料収集を行った。

平成26年度～平成27年度
分担執筆者による素原稿作成も開始し、各章原稿案作成を継続した。併せて追加資料収集を進めた。

平成28年度　追加資料収集整理を行いつつ、編集会議において各章原稿案を完成させた。
図集編、年表編の校閲等を行い、編集会議として原稿案を完成させた。
名古屋市と（公財）名古屋まちづくり公社の間で、従来の編集発行に関する基本合意を正し再締結した。
編集会議から実行委員会へ本編、図集編、年表編の原稿を提出した。

平成29年度　実行委員会において原稿の最終確定を行い、印刷発注、校正等を経て発行した。

元都市計画史編集実行委員長　松尾稔先生を偲んで

故松尾稔先生は 2004（平成 16）年 3 月に名古屋大学総長を退任された後、名古屋市からのたっての要請を容れられて 2006（平成 18）年 4 月に㈶名古屋都市センター（以下「都市センター」という）の理事長に就任されました。その後、都市センターが 2010（平成 22）年 4 月に㈶名古屋都市整備公社と合併するに際して同公社の最高顧問に就任され、同公社が 2012（平成 24）年 4 月に公益財団法人名古屋まちづくり公社へ移行した後もひきつづき最高顧問をお引き受けいただきました。この間、理事長あるいは最高顧問として都市センターのあるべき姿を示され、数々の貴重な示唆と助言をいただきました。先生は都市センターに対して格別の情熱を捧げられ、対外的に都市センターの広報に努められるとともに、内部に対して時に厳しく、時に優しく職員を導かれました。都市センター機関誌「アーバン・アドバンス」の設立 20 周年記念号に寄稿された次のような文章の中に松尾先生の思いを汲み取ることができるように思います。

「当センターは名古屋市の外郭団体ですから、市の政策を支援するという期待も担っています。しかし、行政からは一歩離れた位置にあるため、中立的、公正な立場でまちづくりに貢献することができ、ここに期待される大きな役割があるといって過言ではありません」

名古屋都市計画史Ⅱの編集主体として、名古屋市と都市センターによる名古屋都市計画史編集実行委員会（以下「実行委員会」という）を設立するにあたって、多忙な松尾先生に委員長をお願いすることは誠に心苦しいことでしたが、幸い快諾をいただきました。先生は委員長に就任されるに際して次のような編集方針を示されました。

1　事実を正確に記録することを基本とすること
2　事実が生起するに至った背景や事情についても極力客観的に記述すること
3　都市センターについて紹介すること
4　編集、発行のスケジュールを厳守すること

元実行委員会事務局長としてふりかえってみますと、以上のうち初めの 3 点についてはある程度ご期待に沿えたように思いますが、最後の点については誠に忸怩たる思いが募ります。実行委員会開催の事前説明に伺うたびに、優しい言葉を選ばれながらスケジュールが再三先へ伸びていくことに苦言を呈されました。松尾委員長のご心配が、結局のところ分担執筆の途の扉を開け、そのことが早期発行への道筋をつけることに至りました。今日都市計画史Ⅱの刊行の日を迎えることができたのは、ひとえに松尾委員長の叱咤激励があったればこそと思います。

しかしながらスケジュールの遅れは、思わざる残念なことを招きました。松尾委員長に刊行なった都市計画史Ⅱを手に取っていただくことが、実行委員会事務局はじめ関係者一同の念願でありましたが、松尾委員長は 2015（平成 27）年 5 月 9 日に急逝され、そのことは叶いませんでした。松尾委員長は健康を損なわれつつも重責を担い続けられ、もう少しで都市計画史Ⅱ編集完了の目途が立てられるという矢先のことでした。ご指導のようなスケジュール管理を致しかねたことが、このような結果をもたらしたことについて悔んでも悔みきれない思いです。今は刊行できた都市計画史Ⅱを泉下の松尾先生に供えさせていただき、あらためて追悼申し上げたいと思います。

元名古屋都市計画史編集実行委員会事務局長　杉山正大

あとがき

・平成 20 年に名古屋都市センターにおいて編纂準備を始め、翌 21 年正式に編集作業開始以降足かけ 10 年で発行にまで漕ぎ着けたこと、関係の皆様のご努力とご協力の賜と感謝いたします。

・「名古屋都市計画史　上巻」は、第 2 次大戦中に編纂が企画着手され、戦後直ぐの昭和 23 年には一旦原稿が仕上がっていたと聞いています。その時期に編纂した意図は詳らかにしませんが、都市計画に対する情熱と記録を残したいという熱い意志があったものと推察されます。

・続く「名古屋都市計画史」は、大正期の初めての都市計画決定から戦中を経、戦後の都市計画の見直し、そして戦災復興事業期と波瀾に富んだ時期を扱い、資料収集を始め大変な困難があったと聞いています。

・今回「名古屋都市計画史Ⅱ」では、道を造り区画整理や都市再開発を進めるという未だ建設・成長の時代であったが、その限界も見え始めつつあった 20 世紀末期という時期における名古屋の都市計画の姿の一端でも示すことができたでしょうか。

・今や、都市は「なおして使う」という時代を迎え、地方分権や、市民自ら提案する都市計画の時代を迎えています。そして、その次には社会全般に情報技術が浸透し、人工知能（AI）が身近になる時代を控え、21 世紀の都市計画は今後どのような形になるのでしょうか。「名古屋都市計画史Ⅱ」編纂に携わりながら、これからの都市計画のあり方と、「Ⅲ」が編纂されるときはどのような時代になっているのか大変気になるところです。

・本史編纂にあたり編集会議では学識経験者委員の山本幸司、瀬口哲夫の両先生には、お忙しい中、細部に至るまで目を通していただき大変感謝いたします。
また、兼松公平編集会議委員長はじめ元及び現役の行政関係委員の皆様には編集作業にあたり、また、各行政担当者の皆様には資料収集、原稿の校正などにおいて、大変な作業や協力をお願いしました。事務局としてここに厚くお礼申し上げます。

・本史編纂では当初数年間は資料収集とその箇条書き整理を進め原稿執筆に取り掛かりましたが、初めに目論んだ編纂期間を大幅に超えようとしたため、事務局執筆以外に途中から関係行政経験者の方々に分担して原稿執筆をお願いいたしました。ご協力いただいた関係の方々にもお礼申し上げます

・なお、本史対象期間は原則として 1975 年から 2000 年度までですが、前史として戦前ないし戦後の都市計画から説き起こしたものもあります。また、章により記述のつながり上 2000 年度以降も相当程度の期間を取り扱っている事項もありますが、あえて統一は取っていないことをここにお断りいたします。

名古屋都市計画史編集実行委員会事務局長　青木公彦

名古屋都市計画史Ⅱ
（昭和45年～平成12年度）
下 巻

発　　行 ： 2017（平成29）年12月

編 集 ・ 発 行 ： 名古屋都市計画史編集実行委員会
［名古屋市
公益財団法人名古屋まちづくり公社］

編 集 事 務 局 ： 公益財団法人名古屋まちづくり公社
名古屋都市センター
名古屋市中区金山町一丁目1番1号
TEL. 052-678-2208
URL:http://www.nup.or.jp/nui/

印　　刷 ： 株式会社荒川印刷